法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会 第１回会議配付資料	3

検察の在り方検討会議議事録

検察の在り方検討会議
第１回会議 議事録

第１　日　時　　平成２２年１１月１０日（水）　自　午後０時３１分
　　至　午後２時４９分

第２　場　所　　法務省２０階　第１会議室

第３　議　題
　１　法務大臣あいさつ
　２　座長あいさつ
　３　委員自己紹介
　４　議事の公表等の在り方について
　５　その他

第４　出席委員等　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，
　　佐藤委員，嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，宮﨑委員，
　　諸石委員，吉永委員

第５　その他の出席者　柳田法務大臣，小川法務副大臣，黒岩法務大臣政務官，
　　事務局（神，土井，黒川）

第６　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第１回会合を開会させていただきます。

本日は，それぞれ御多用の中，御出席をいただき，誠にありがとうございます。

この度，本検討会議の座長を務めさせていただくことになりました，千葉景子でございます。私が進行役を務めさせていただきますので，どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは，冒頭に当たりまして，まず柳田法務大臣からごあいさつをいただきます。

１　法務大臣あいさつ

○柳田法務大臣　皆様，こんにちは。

私が法務大臣の柳田でございます。委員の皆様方におかれましては，検察の在り方検討会議への御参加をお引き受けいただきました。本当にどうもありがとうございます。心から感謝申し上げます。

御承知のとおり，今回，大阪地検の元検事が証拠隠滅罪で逮捕・起訴された上，大阪地検特捜部の当時の部長・副部長までもが犯人隠避罪で逮捕・起訴されるという前代未聞の異例な事態となっております。

このような深刻な事態を受けまして，国民の皆様に納得していただけるような改革策を講じ，検察の再生を果たすため，今般，委員の皆様に御参集たまわり，検察の在り方検討会議を立ち上げさせていただくことになりました。

委員の皆様におかれましては，今回の大阪地検特捜部における一連の事態を踏まえ，検察の再生及び国民の信頼回復のため，どのような方策があり得るか，幅広い観点から抜本的な検討を加えていただき，有効な改善策，改革策について御提言をいただきたいと考えております。

御議論いただく内容につきましては，これまで，国会等におきまして，例えば，特捜部の組織の在り方，独自捜査の在り方などの論点が指摘されたところでございます。各方面の御指摘も参考としつつ，どのような事項について検討する必要があるかについては，皆様で御議論をいただきたいと思います。

なお，今回の一連の事態に関しましては，最高検におきましても検証が進められているところでございます。１２月中下旬までには検証の結果が出るというふうに聞いております。本検討会議におきましては，このことも参考にしながら御検討を願えればと考えております。

また，これから御議論をお願いする段階ですので，検討の期間について，今後の御議論の中で定まっていくものとは考えますけれども，早急に検察の再生及び国民の信頼回復を図るという観点から，私としては，可能な限り本年度内を目途にして，有効な改革策に関する御提言をいただきたいと考えております。どうかよろしくお願いをいたします。

最後になりましたけれども，本検討会議の座長につきましては，前法務大臣の千葉景子先生にお願いすることにいたしております。皆様におかれましては，千葉座長と共に，忌憚のない御意見をたまわり，活発な御議論を重ねていただけますよう，重ねてお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○千葉座長　ここで，小川副大臣は，公務のために退席をされますので，どうぞお許しをいただ

きたいと思います。

（小川副大臣退室）

２　座長あいさつ

○千葉座長　それでは，改めまして，座長を務めさせていただきます千葉景子でございます。冒頭に当たりまして，一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

私も，この間，参議院議員として，長年法務委員会での様々な議論に参画させていただいてきた一人であります。また，昨年９月から約１年間にわたり法務大臣を務めさせていただきました。私なりに，法務行政が国民に信頼されるものでなければならないという気持ちで取り組んでまいりましたが，道半ばで柳田法務大臣にバトンタッチさせていただきました。国民の意思に基づいて制定されました法と証拠とに基づいて社会正義の実現を担う責務を負っている検察官が，証拠を改ざんし，あるいは，犯人隠避に問われるという今般の事態は，国民の信頼を大きく損ねるばかりでなく，極めて社会の根幹に関わる深刻なものと受け止めております。

今回，座長の任を仰せつかることにつきましては，私なりに大変しゅん巡をした部分もございました。この間の私の責任も大変重いものがあったのではないかと感じたところでした。しかし，多くの皆様の英知をいただき，検察がよみがえるに当たり，私もその責任の一端を負うべきではないか，また，その一助となることができるのではないかとの考えから，座長就任をお引き受けした次第です。

非力な座長ではございますが，皆様のお力添えをいただき，私としても全力を尽くしたいと考えております。

今回の事態に至った原因等については，最高検においても検証が行われていると聞いておりますが，なぜこのような事態に至ったのか，十分な検討を加え，その上で，柳田法務大臣のごあいさつにもありましたとおり，幅広い観点から抜本的に，検察の在り方についての検討をしなければならないと考えております。

委員の皆様におかれましても，是非，国民の信頼を回復するため活発に御意見を出していただきたいと考えております。その一方で，与えられた時間はそう長くないとも考えておりますが，活発に御議論をいただいて，本検討会議として，今回の事態を踏まえた有効な改善策，改革策を提言することができますよう，御協力をお願いいたします。

３　委員自己紹介

○千葉座長　それでは，ここから進行をさせていただきたいと思います。

今日は，初回でもございますので，委員の皆様から自己紹介をいただければと思っております。この検討会議におけるテーマの設定，あるいは皆様からの率直な御提言等につきましては，改めて十分な時間をとらせていただいて，それぞれの皆さんからプレゼンテーションなどをしていただく予定にしておりますので，今日はそこをお含みいただきながら，まずお互いお知り合いになるということも含めまして，自己紹介という形でよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは，五十音順になっておりますので，石田委員から，どうぞよろしくお願いいたしま

す。

○石田委員　弁護士の石田省三郎と申します。１９７３年４月の弁護士登録で，司法研修所は２５期でございます。

１０年ほど前のことですが，私は，ある省庁の事務官をされた方の特捜事件の弁護に携わったことがありました。その方が，長期間，身柄拘束を受けた後に，私にこんな話を述懐されておりました。その方がおっしゃるには，「私は長年にわたって国に御奉公をしてきた。官庁のことは大体知っていたつもりだけれども，検察庁のようなこんなひどい官庁があるとは，今まで全く知りませんでした。そもそも他の官庁の職員は，密室で国民に接することはありません。上司はこんなひどいことをしていることを，本当に知っているんでしょうか。」というようなことを語っておられたことが今でも鮮明に記憶にあります。

この話は，正しく今検察が抱えている問題を端的に指摘したものではないかと思っております。一つは，密室での取調べの問題。もう一つは，検察のガバナンス，あるいは内部統制の問題であろうかと思います。

この会議では，現在の状況を許してきた状況分析，あるいは検察組織，人事，倫理規範，それから取調べの在り方や，供述調書中心の特に特捜事件の問題等々が議論の対象とされなくてはならないと考えております。具体的には，今，議論されている取調べの全面可視化の実現がその第一歩です。

私は一介の弁護士で，弁護士会の仕事もあまりしておりません。まして政府の諮問会議の委員になるのは初めての経験であります。一介の実務家ですので，研究者の方々のような高尚な議論であるとか，テレビに出てパフォーマンスをするといったようなことは全くの苦手であります。したがって，このような役割というのはあまり潔しとはしないのでありますけれども，この全面可視化の実現のためにいい機会と考えまして，参加の要請にお応えすることにいたしました。そのために，どういうことができるか分かりませんが，微力を尽くさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○井上委員　東京大学の井上と申します。刑事訴訟法という分野を専攻しております。

長年，刑事法の研究に携わってまいりましたし，また，検察に限らないのですけれども法曹界にたくさんの教え子がおり，検察の分野でも，正義感に燃え，非常に熱心に仕事に励んでいる教え子が多数いるものですから，今回の事態は非常に衝撃的であり，また憂慮に堪えないという思いを抱いておりました。

ただ，他面，この件につきましては様々な情報，あるいは憶測等が乱れ飛んでいるようなところがあり，正確な事実がどのようなものであるのか，確信を持ってつかんでいるわけではありません。その意味で，正確な事実認識に基づいて，問題点の所在というか問題の本質がどこにあるのかを見極めながら，地に足が着いた建設的な議論をしていく必要がある，そうしていきたいというふうに存じております。

どうかよろしくお願いいたします。

○江川委員　ジャーナリストをやっております，江川紹子と申します。どうぞよろしくお願いします。

私は，文字どおり検察の在り方全体を見直すための会議というふうに認識して，お引受けをいたしました。つまり，大阪地検の問題，あるいは特捜部だけの問題，ましてやその数人のと

んでもない検事がいたという問題ではないということであります。

お手元に資料として，本日発売の「文芸春秋」の記事をお配りしました。これは名古屋で起きた事件ですけれども，厚労省Ａ元局長の事件とはすごく共通点がたくさんあります。

それから，私は今日の朝の新聞を見てあ然といたしました。布川事件という１９６７年に発生した強盗事件についての記事です。これもお配りしました。この２人の男性が無期懲役判決を受けて，２９年も獄中にいた果てに，ようやく再審が認められて，今，水戸地裁土浦支部で裁判が行われております。２人は，その事件を起こしたという客観的な証拠は全くありません。そして，検察はずっと２人に有利な証拠を隠してきました。ようやく再審となっても，検察がまともな有罪立証できないにも関わらず，謝罪をするどころか，この記事にあるように有罪の主張をするというふうに報じられているわけです。

これが，果たして公益の代表者の対応でありましょうか。悪いことをした人は厳正に処罰をし，していない人は犯人扱いされないようにし，万が一えん罪があったときには速やかにそれを晴らして謝罪をするということが，国民の刑事司法に望むことでありますし，そのために十分な役割を果たすということが検察に対する国民の期待だと思います。

ところが，今はどうなっているでしょうか。先ほどのお話にもありましたように，あまりにも密室性が高い取調べとか，ルールがあってないような証拠管理だとか，証拠の開示が不十分だとか，様々な問題があります。それだけではなくて，人事，倫理，組織の在り方，多角的に見ていく必要があると思います。こうした多角的な議論をするには，やっぱり時間が必要であります。しかし一方，先ほどおっしゃったように，急ぐ理由もあります。特に今現在でも，この瞬間でもえん罪の被害者が出ているかもしれません。なので，捜査の問題など急いでやらなければならないことはまず最優先課題としてここでも議論をし，それ以外の組織の問題，それも根本からやり直さなければいけないという点については，時間をかけて議論をするということが必要ではないかというふうに思いながら，今日は参りました。

これ以上えん罪に泣く人を出してはならないと思います。それだけではなくて，こういうことがあると，若い法曹の人が検察官になろうという意欲が減退するのも，憂うべきことだと思います。検察関係者が本当に国民に信頼されているという実感を持って自信と誇りを持って仕事をしていただくような改革をするために，本当に私は微力を尽くしたいと思っています。

よろしくお願いします。

○郷原委員　弁護士で，名城大学教授もしております郷原と申します。

私，昭和５８年に検事に任官いたしまして，平成１８年３月，東京地検に所属して，法科大学院に派遣されているときに退官いたしました。その当時の東京高検の検事長が，この会議にも参加されております但木先生です。当時の法務・検察の幹部の方々の御理解もあって，私，その当時から組織に属しているころから，コンプライアンスをテーマとする活動をしてまいりました。法令遵守ではなく，組織が社会の要請に応えるという意味のコンプライアンスについての活動を続けてまいりました。今回もそういう観点からこの検討に加われという御趣旨であろうと私なりに受け止めております。

２３年間，検察でお世話になってまいりました。私は検察に育てられた人間だと思っております。それだけに，検察の良い面，悪い面，両方を知っているつもりです。このところの検察には，閉鎖的な組織であり，なおかつ自己完結，全ての判断が自己完結する組織であるというところから悪い面が出てしまっていると考えております。私も昨年の春ころから，検察に対す

る批判的な意見をずっと公で述べておりますが，そういう観点から述べております。

そういう検察は，今，本当に国民の信頼を大きく損なっている状況にありますけれども，私はもともと検察にはもっともっとすばらしい組織の力があると信じております。私の検察での，あるいはコンプライアンスに関するささやかな経験を活用して，微力ですけれども，検察が本当に国民から信頼される，尊敬される組織になるよう，全力を尽くしたいと思っております。

よろしくお願いします。

○後藤委員　後藤昭と申します。現在は，一橋大学で刑法あるいは刑事訴訟法の教育を担当しております。

私自身の検察との関わりと申しますと，何十年か前に司法修習生として検察庁で数か月間の実務修習をして，そこで検察の実務をかいま見た。あと，ほんのわずかな期間ですけれども，弁護士として検察官と向き合うという経験がございました。しかし，その後の何十年かは，専ら研究者という立場から日本の刑事司法を見てまいりました。したがって，ここでの発言は，そういう見地からの発言が中心になると思いますけど，それが皆様の御議論に少しでも御参考になれば幸いです。

この会議で何を議論すべきかは，これから議論されると思いますけれども，私自身は，とりあえずは今回の大阪地検の事件が特殊な人たちが起こした特殊な事件であるという見方では足りないだろう，その背後にある構造的な問題を，私たちは考えていく必要があるのではないかと考えております。

もう一つは，これから最高検が検証されて，私どもも検討するわけですけれども，検察の現場の方たちがどういうことを考えているのかを，私は知りたいと思います。現場からこうすべきだという新しい提案が出てくるような組織になることが，望まれるのでないかと考えております。

○佐藤委員　佐藤でございます。

私は，県警察で鑑識課長，捜査一課長として対応する検察庁と，大阪府警の捜査二課長として大阪地検の特捜部と，警視庁の捜査二課長，刑事部長として東京地検の特捜部，刑事部と接してまいりました。それから刑事局長等として，警察庁で各地の高等検察庁，さらには最高検察庁と協議を重ねてまいりました。今回は，そういう過程で私が得ました検察に関する知見というものを踏まえた上で，意見を申し述べたい，こう思っております。

さらに，検察には，警察はもとよりでございますけれども，全ての第一次捜査機関から事件が送られるという意味において，大変捜査機関との関わりが深い，そういう組織であります。

私，ちょっと危惧しているのでありますけれども，この度の無罪事件，厚労省をめぐる無罪事件を経まして，全国の検察官がひょっとすると公訴を提起することに，過度に慎重になってはいないかということを危惧しております。ことほどさように検察の在り方ないしは検察の姿勢は，全捜査機関に関わりを持ってくるという意味において，検察問題はひとり検察にとどまらないという性格を持っていると思います。したがって，そういう立場からも御意見を申し述べたいと思っています。

御承知のように，今日の我が国は混とんといたしておりまして，しかも不安定な状態にあると思います。こういうときでありますだけに，秩序維持の任を担う検察には私はしっかりしてもらいたい，そうなってもらわないと困るという，そういう気持ちを強く抱いておりますので，そのようなことに少しでもお役に立つことができればということで，この委員を引き受けさせ

ていただきました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○嶌委員　嶌信彦と申します。私は，１９６７年に毎日新聞に入りまして，地方とそれから東京本社の経済部に２０年おりました。その後，８７年にフリーになって，以後２３年になります。

今回，なぜ私がこういう場に呼ばれたのか，一つ判然としないところもありますけれども，僕自身としては，地方にいた時代に社会部的な事件を随分担当しました。また，地検の人ですけれども，検察庁の人たちとも，随分議論しました。それから，経済部時代には，社会部が中心になっていましたけれども，ロッキード事件のグループに僕は入って，ロッキード事件を経済の視点から一緒に取材をするという経験もございました。その他，その後，私は法曹界やあるいは検察や弁護士の方々等に知人，友人多いものですから，よく検察と政治といった話をしてきたわけです。

基本的にどういう問題を扱うかということに関しましては，今，皆さんがおっしゃったことに，基本的に賛成でありますけれども，同時に私自身が日ごろ考えていることを一，二申し述べたいと思います。それはどういうことかと言いますと，経済から言うと，２０世紀型の経済の在り方と，２１世紀型の経済の在り方というのは大きく変わっているわけです。ビジネスモデルだけではなくて，全ての問題について新しい秩序，新しい体系というものをつくろうとしている。今のＴＰＰの問題なんかも，その一つだと思います。

言ってみれば，２０世紀というのは冷戦時代で，自由主義対社会主義というような大きな価値観の軸があって５５年体制がつくられてきた。その中で特に日本は長く自民党政権下にあり，自由主義社会の中に入ったわけですから，自由主義的な価値をどう守るかというようなことが，非常に大きなポイントだったんじゃないのかというふうに思うわけです。日本の経済界が自民党に政治献金をしたという，その大きな建前の理由というのは，やはり自由主義社会を守るということにあったわけです。しかしながら，冷戦が終結し，自民党政治が崩れて細川政権ができて，新しく政権が変わると，そういう自由主義を守るといった建前の政治献金をいったんやめるわけです。その後一度復活して，また今回，政治献金の問題をどうするかということが議論になっています。

これも，やはり今までの２０世紀型の大きな価値観というものが崩れて，新しい価値観が２１世紀の中に出てきている。しかし，それが何なのかということがまだ完全には定着していないわけです。民主主義だとか人道主義だとかそういった普遍的なものもありますけれども，例えば環境の問題だとか，二極化，透明化，外交文書の公開など，あるいは新興国だとか発展途上国が入ってきたときに，ＩＴ化，グローバル化の中で，犯罪の在り方や罪の大小などの判断も異なってくる。そういったときに，先日も見聞しましたけれども，例えば同じ麻薬の問題を処理していて，日本ではそんなに重い罪にはならないけれども，他国では死刑みたいなことになるといったような問題を，我々は一体どう考えるのかと。そういう意味で言えば，犯罪の問題なんかに関しても，グローバルスタンダードというか，そういうものをもう少し考えてもいい時代に少しずつ来ているんじゃないのかというふうに思います。

それからもう一つは，よく検察の正義という言葉が使われる。検察の正義と言われると，何かアプリオリにそういうものがあるんだというふうに考えていたし，そして，先ほどから皆さんがおっしゃっているように，社会の根幹をきちんと守るんだとか，秩序の維持を守るんだというようなことがあると思うんですけれども，一体この２１世紀における検察の正義というも

のは何を意味しているのかということを，抽象的に言うだけではなくて，もう少しその哲学とか理念というものをはっきりさせるということも，これからは国民が検察問題を考えていく上で重要なのではないのかなというふうに思います。

そしてもう一つは，このＩＴ化，グローバル化の時代になって，かつて考えられていた犯罪と，そうではないような，一般の人間がなかなか判断しにくい，そういう事件もあるわけですね。最近の例では，ライブドア事件なんていうのは非常に分かりにくい事件で，そして，最終的には刑事事件になったわけですけれども，そういった一般の人にはなかなか分かりにくい，グレーゾーンと言われるようなそういうような問題の考え方というのを，一体どうしたらいいのか。これこそ，また新しい２１世紀型の新しい社会倫理というものが非常に重要な意味を持ってきている。ＩＴ化，グローバル化というのもまた金科玉条のように言われるけれども，その中で，やっぱり守らなきゃいけない倫理だとか道徳だとか，そういったようなこともあると思うんですね。市場原理主義が社会にもたらすゆがみと検察の正義を考える判断との関係性などです。そこら辺のことも少し明らかにするということも大事なのかなという感じは持っています。

それからさらに，私は新聞記者ですから，いろいろなことに関心を持つわけですけれども，僕らがよく耳にすることは，やっぱり検察と報道の在り方ということも報道人でもあるために，いろいろな人に聞かれるわけです。よく言われる検察のリークというのは本当にあるのかないのかとか，検察とメディアの一体化などについても聞かれるわけです。そして，現実問題としては，確かにメディアに，ある事件が起きると，まるで申し合わせたように一斉にある種の方向を向いて書かれることが少なくない。それは罪であるということもあるし，そうでないということもあるし，いろいろあるわけですけれども，そういったような報道というものが，テレビも含めてですね，一般の社会に大きな影響を与えてきているときに，検察と報道の在り方，ここで議論をすることがふさわしいのかどうか分かりませんけれども，恐らく多くの人たちは，この問題というのは一体真相はどうなっているのかということを聞きたがっている側面もあるのではないのかというふうに思います。そういったことに関しても，ある程度の物の考え方を整理しておくことも僕は大事なのではないのかというふうに思います。

その他幾つか細かい点はありますけれども，その他の点については，今後，会議が始まったときにきちんと申し述べたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○柳田法務大臣　国会にすぐ来いということなので，行かなければなりません。最後まで皆さんのお話を聞きたかったのですが，申し訳ありません。

今後ともどうぞよろしくお願いします。

（柳田法務大臣退室）

○高橋委員　慶応大学の高橋と申します。よろしくお願いします。

何か私だけ，ちょっと場違いなような感じもございますけれども，私，専門分野，二十数年ずっと人と組織の問題，端的に言いますと，主に民間企業ではございますけれども，人事の問題，人材育成の問題，リーダーシップの問題ですね，ずっと携わってまいりました。この１３年ぐらいは慶応大学のＳＦＣ，いわゆる藤沢キャンパスというところで，調査・研究活動などもずっとやってまいりました。

私，素人ながら，もう本当に法曹界のことは門外漢でございますので，本当にこの会合の間

に勉強を急いでやらせていただきたいなというふうには思っておりますけれども，素人ながらに今回の事件を見させていただいても，間違いなく根幹に人と組織の問題はあるなというのは分かるわけでありまして，そうであるとすれば，やっぱり人と組織の専門家はこういう会議には是非入れてほしいなと思っていたら，なぜか私のところに連絡がございまして，もうそうなったらこれは大変重要なお国の問題でもありますし，本当に私でいいのかということもありますけれども，是非一つ，人と組織の分野のプロの人たちが私の周りにもたくさんおります，研究者，実務家，そういう人たちを代表して，いろいろと意見をあるいは貢献をさせていただきたいというふうに考えております。

私自身，実は最初の振り出しが，皆さん，こういう法曹界では年次というのが大事のようでございますが，私は１９７８年に実は当時の国鉄でございまして，準公務員から始まっておりますので，公務員の人事制度のようなもの，例えばキャリア制度なんかも身をもって実感をしてきております。思いますのは，やっぱり本当に今の嶌委員が言われたとおりでございますけれども，民間企業というのはこの数十年の間に，本当に激しい環境変化にどう対応をするかでもう四苦八苦してきた。それが何か悪い方に出る部分もございますし，改革がスムーズにうまくいくケースもあったと思うのですが，そういう変革をせざるを得ない状況に追い込まれてきたのに比べると，やはり私，いろいろお付き合いさせていただく中では，官公庁はあまりにも後手後手に回っていると，人と組織の問題ですね，という気がいたします。

例えば，その国鉄にいたしましても，私も同期なんかに時々会いますが，やっぱり民営分割後，あのころの組織，人の分野の見方で言いますと，あのころとは様変わりですね。それは，利用者である皆さん方も感じておられるところはあるんじゃないかと思います。そうでなければ生き残れなかったわけであります。それに比べても明らかに，どうも検察に限らずだと思うのですが，世の中の変化に追いついていない。特に人の育成とかですね。いわゆる精神論とかモチベーション論ではどうにもならない。つまり能力が不足している，そういう新しい能力を持った人材育成が後れているというような分野が当然あると思うんです。それから組織マネジメント的にも，組織をもう少しどうやってモニタリングしていくのか。それは，もちろんコンプライアンス，職業倫理の問題しかりですが，それだけではない。本当にちゃんと人が育っているのか，どうやってモニターしているんだろうか。あるいは，その上の幹部の人たちのリーダーシップスタイルというのが，本当に今の時代環境に合ったような形で育成されて，育まれてきているのか。

私は，是非そういう観点から，いろいろ勉強させていただいた上で，具体的に何かこうしたらいいんじゃないか，ああしたらいいんじゃないかということを提言をさせていただければと，こんなふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○但木委員　但木と申します。１９６９年に検察官に任官いたしまして，今から２年少し前に検事総長として退官をいたしました。

今回の事件が起きまして，誤った検察権の行使によって，１６４日という長きにわたって厚労省Ａ元局長の自由を奪ってしまったということについては，誠に痛恨の極みと言うしかないと思います。また，検察官がよって立つ客観的な証拠というものを，有罪立証の邪魔になるということで改ざんするというようなことは決してあってはならないことで，そのような事態が生じたことについては誠に残念という以上の感じを持ちます。

それをやった検事につきまして思いますのに，彼も検察に身を投じるときは，恐らく有為の青年であり，また健全な正義感を持った青年であったのではないかと思います。それが１４年間余り検察におりまして，その結果，証拠を改ざんしても有罪を勝ち取るというような心境になぜなってしまったんだろうかということを，私は本当に痛切に感じております。検察の文化にゆがみが生じていて，それが彼をして全く考えられないような行動に走らせたのではないか。私も，その検察の風土，土壌を共に形成してきた一人の責任者として，私自身の責任も免れないというふうに思っております。

この問題につきましては，検察官が公益の代表者として公正な判断をして立ち止まるという勇気を喪失していたということが，非常に大きな原因になっている。その原因については，今，最高検で検証している最中と聞いておりますので，是非原因を深く究明してもらいたいというふうに思っております。

いずれにしても，国民主権下において，検察権の正当性の根拠は国民の信頼にあると思っております。国民の信頼を失った検察というのは存立基盤そのものがなくなってしまうんだというふうに思っております。そういう意味で，今回この在り方検討会議において，何の枠もなくあらゆる皆さんの視点から御指摘をいただいて，検察が国民の信頼を取り戻して健全に出発できるように，私も自分のあらん限りの力を注ぎたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○龍岡委員　龍岡でございます。現在，学習院の法科大学院で刑事法を担当いたしております。

法科大学院に参ります前，４０年間，裁判官を務めておりました。裁判官としては，刑事裁判に携わることがほとんどでありまして，地裁の段階から最高裁に至るまで，検察官の仕事振りについてはつぶさに拝見してまいりました。捜査，公判における検察官の活動，私の印象では，非常によくやっておられたというふうに思っております。いろいろと大変な事件をまとめ，立証を尽くすということは非常に大変なことで，検察は，そのような困難な事件についてもきちんとやってこられたと，そういう思いが私には強いように思います。

それが今回の事態，これは報道に接するところですので，実態のところは正直なところよく分からないところもありますけれども，このことは私にとりましては，恐らく皆さんにとってもそうだと思いますけれども，信じられない思いがいたしております。刑事司法制度が健全に動いていき，国民の信頼のある刑事司法制度となるためには，法曹三者の力がどうしても必要なわけです。その中でも，検察の役割というのは非常に大きなものがあろうかと思います。そういう意味で，国民の信頼を回復できるような本来の検察になっていただきたいと，裁判に携わってきた者としてはそういう思いが非常に強いところがあります。

本会議でどの程度力を尽くすことができるか分かりませんけれども，微力を尽くしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮﨑委員　弁護士の宮﨑と申します。

私は，今年３月まで２年間にわたって日弁連会長を務めてまいりました。私が会長を務めていましたこの２年間は，司法制度改革の最後の仕上げとも言うべき裁判員裁判が実施され，また，改正された検察審査会の新しい活動が開始されるなど，刑事司法の改革が注目を集めた期間でもありました。しかしながら，その期間は，一方で志布志事件，足利事件，布川事件など，多くのえん罪事件が明らかになった期間でもありました。

日弁連は，その原因が自白偏重の調書裁判である，人質司法にあると批判し，かねてからえ

ん罪防止のために警察を含む取調べの可視化や，あるいは証拠隠しを防ぐための検察官の手持ち証拠の全面開示を求めてまいりました。しかしながら，今次，司法制度改革では，裁判員制度導入に伴う手当てがなされたのみで，えん罪防止の観点からの日弁連の上記２点の提言はほとんど受け入れられず，今もなおえん罪防止についての不十分な制度となっています。このような重大な人権侵害が続きながら，なぜ制度改革がなされていないのか，極めて残念であり，日弁連としても，当時力不足を私は個人的に痛感していましたが，更に言えば，最高検の今次の取調べメモの廃棄通知を見ても分かるとおり，えん罪を防ぐべき検察自体の取組は，最高検を含めて極めて不十分，極めて遺憾と言う他はありません。

公益の代表者として，無理に有罪を取ることが検察の仕事ではないはずです。しかしながら，今は無理にでも有罪を取りにいくという文化がまん延しているように見えます。こういう点にも目を配りながら，この会議がえん罪防止のための有効な制度を導入するための契機であってほしいと願っています。そのための実効的な制度導入のための議論が，皆様方と一緒に議論をして導入できれば幸いであると考えております。

そのためには，先ほどありましたように，期間は短くなければならないけれど，期間に縛られて有意義な議論ができないということも避けなければなりませんし，また，最近，私はマスコミから，大阪地検特捜部を始めとする組織の存廃についてよく質問を受けますが，そういうとかげのしっぽ切りのような議論には全く興味はない。検察制度全体が良くなればその点の議論は問題ない，このように考えているところであります。

こういう問題意識を持って議論に参加させていただければと思います。よろしくお願いします。

○諸石委員　諸石でございます。

私は，長年にわたって企業内弁護士というのを務めてまいりました。企業内弁護士の非常に大きな仕事が，その企業の中におけるコンプライアンスだとか内部統制にあるわけでございます。私はその中で，人のさがは悪いものという性悪説でもなく，人のさがは善いものだという性善説でもなく，人のさがは弱いものだという性弱説とでもいうんですか，そういう考えに立って長年仕事をしてまいりました。

企業の中で，ごく普通の人が目の前に誘惑がぶら下がっている，その行動を監視，けん制する機能が欠けているときには，ややもすると道を踏み外す。それは企業にとって大変な痛手であり，本人にとって大変な不幸である，そういう事態をたくさん経験してまいりました。

日本の検察は，これまで国民の大きな信頼を集めてきたと考えております。近年になって，幾つかのほころび，それもかなり大きなほころびが出てきたなという感じを抱いております。検事も人の子でございます。自分なりの倫理観，正義感が行き過ぎるという場合もありましょうし，世論だとか上司の期待に応えたいというあまりに道を踏み外すということが，検察の世界でもあり得るのだということだろうと思います。

そういうことが起こらないようにするためには，内部あるいは外部からのけん制機能，それによるチェック・アンド・バランスということを，検察においても取り入れていく必要がございます。それによって検察の理念といいますか，価値観，空気，そういうものが変わっていく必要があると思っています。

この検察の在り方検討会議というのは，先ほどからお話を伺っていて，いろいろな世界の方が本当に真剣に考えておられる，格好の機会になり得ると思っております。ここで方向性を打

ち出して，それが一つ一つ確実に実現していくような会議にしていきたいと念願しております。
よろしくお願いします。

○吉永委員　ライターをしております吉永と申します。

主に人物ノンフィクションであったりとか，あるいはまた性同一性障害のような，世の中で割と生きにくい人たちのことをテーマに書いております。ですから，法律とは，ほとんど無縁で生きています。特捜事件等を取材したこともありません。恐らくこの委員の皆様方の中では，一番一般の人に近い位置に私はいるのかなというふうに思っております。今回の出来事は，法をこつこつ守って生きている人にとって，極めて重大な裏切りであると同時に，コンプライアンスの頂点にあるものが崩れていくということは，一体何を我々は信じて生きていっていいのかという，正に法治国家の根幹に関わるものを自ら崩したというふうに認識をしております。

大阪地検の問題は一番直近の露呈した問題であり，言語道断，前代未聞と言いますけれども，突如としてこのような有様になったとは到底思えないわけです。今日江川さんから配布された布川事件，これも１９６７年だったかと思います。この時にすでに，自分たちに不利な，被告に有利な証拠を隠すということがあったということです。それがそこで反省されることもなく突っ走った結果，とうとう２０１０年に至っては証拠をねつ造するというところまで進んでいってしまった。ですから今回は，本当に長い間かかって内部に巣くっていた病巣が，ついに外にまで出てしまった状況なんじゃないかというふうに私は捉えております。

ですから，検察の歴史を遡ってどこで間違ったのかとか，どこで最初の病巣ができたのかまでたどっていかないと根絶することができない。当然ながら法曹関係の方ですから，これは間違いであるという認識が最初はあったかと思います。でも，それがなぜかくも自浄作用が効かなかったのか。これは組織の問題，体質の問題，人の問題，それからもしかしたら評価制度の問題，そういう中に病巣を育てたおごりや特権意識を生んだ原因が潜んでいるのだと思います。

今回，私が一番戦慄を覚えたのは，特捜部長が一片の私心もないと言って胸を張ったときでした。私心でやりましたというのであれば，これは個人の問題かもしれませんが，私心がないということは，自分は正義のためにやったと，検察のためにやったということなんだろうと思います。自らの正義が正義なんだという思い上がりと，検察の正義のためにはえん罪を生んでもいいという開き直りを感じます。つまり，間違いを分かっていてやってしまうのが腐敗だとすると，間違っているということすら認識できなくなってしまった状況というのは，その一歩先の堕落というところの域にまで行っているのではないかなというふうに考えます。

えん罪事件というのはその人の人生を奪うということと同時に，本来ならもっと追及をしなければいけなかった部分が追及されないで済んでしまう上に，真犯人を逃がしてしまうということもあり，国民にとっては大変な損失と不幸を生み出すというふうに思っております。

一度失った信頼を取り戻すということは大変難しい。えん罪で苦しんだ人の苦しみを思えば，もっともっと苦しんで生まれ変わるということを全力でやるべきだというふうに思っております。本当に検察が信頼できる組織に変わったと納得してもらうためには，委員だけでなく全ての法曹関係の方々が，どれだけ真摯にこの問題と向かい合ったのかというその過程を，一般の国民の人たちと共有できるかどうか。ここが信頼を取り戻せるかどうかの根幹に関わる部分かなと私は感じております。

権力を持った組織が緩むと法治国家の根幹が緩み，安心して生活ができなくなります。重大なことと受け止め，非力ながら一生懸命考えさせていただきたいというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○千葉座長　ありがとうございました。

本当に，それぞれの皆さんからこの問題に対する大変深い思い，そしてそれぞれの御専門の課題等々について，自己紹介という形でいただいたこと，心からありがとうございました。

今日は原田委員が御所用がございまして御欠席となっておりますので，改めて次回等でまた御紹介を申し上げたいと存じます。

続きまして，検討会議の事務局からの出席者の中で，主に私の様々な補佐をしていただく，ここでの皆さんの御意見などを整理をしていただくなど，そのような際に手助けをいただくこととなっております方々に，簡単な自己紹介をお願いをしたいと思います。

○事務局（神）　事務局を仰せつかりました，弁護士の神洋明と申します。

私は，日弁連において刑事法制委員会の委員長を現在務めておりまして，法務省の関係では審議会の幹事ないし委員は歴任させていただいたのですが，全くの事務局というのは初めてであります。どのようにしてやっていいかということも，全く素人でありますが，ここは私の３０年来の弁護士経験と，弁護士として検察と立ち向かってやってきた事件も幾つかございますので，それらを自分の材料としながら，皆様方の御議論に資するような形で，この会議を円滑に進めるような努力をしてまいりたいと思います。

一つよろしくお願いいたします。

○事務局（土井）　京都大学法学研究科の土井と申します。憲法を専攻しております。

大変微力でございますが，委員の皆様方が活発な議論をしていただけますように，座長をお助けしたいというふうに思っておりますので，よろしくお願いします。

○事務局（黒川）　法務省大臣官房付の黒川でございます。

神先生と土井先生と協力させていただいて，この検討会の円滑な議事の運営のお助けをしたいと思いますので，何なりと事務局の方にお申し付けいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉座長　ただ今自己紹介をしていただきましたお三方につきましては，座長の私の補佐役という形でお願いをしてございます。そういう意味で，この会議の席上で資料やあるいは材料の御説明などをすることは，私の指示の下でさせていただくということで御了解をいただきたいと思います。

それでは，次に検討会議の運営方法について御協議をお願いしたいと思いますので，報道関係の方はここまでということで，今日は御退室をお願いをしたいと思います。

（報道関係者退室）

４　議事の公表等の在り方について

○　議事録の作成等について協議が行われ，発言者の氏名を特定した議事録を作成し，原則として，インターネット上の法務省サイトにおいて，配布資料と共に公表すること及び捜査・公判中の事件に関わる事項や個人のプライバシーに関わる事項などの公開に適さない事項については公表しない措置を採ることについて，委員から特段の異論は出なかった。

○　会議における発言等のうち，公開に適さないとされたものについては，各委員においても外部に公表しない旨の申合せが行われた。

○　会議の傍聴を認めるかどうかについて協議が行われ，基本的に公開することとされたが，委員からは，会場における傍聴を認めるとの意見や別室におけるモニターでの傍聴を認めるとの意見など，様々な意見が出され，その具体的な方法等については引き続き協議することとなった。

５　その他

○　検討会議として検察庁等に対する視察を実施することとし，日程調整を行うこととされた。
○　第２回会合は，平成２２年１１月２５日（木）午後１時３０分に開催することが確認された。

―了―

検察の在り方検討会議
第２回会議 議事録

第１　日　時　　平成２２年１１月２５日（木）　自　午後１時３２分
　　至　午後４時５５分

第２　場　所　　２０階　大会議室

第３　議　題
　１　議事の公表等の在り方について
　２　検察制度，事件概要等の説明
　３　今後の検討事項等についての意見交換
　４　その他

第４　出席委員等　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，
　　佐藤委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，
　　諸石委員，吉永委員

第５　その他の出席者　小川法務副大臣，黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　説明者　甲斐法務省大臣官房審議官

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　それでは，予定の時刻を若干過ぎておりますけれども，検察の在り方検討会議の第２回会合を開会させていただきたいと存じます。

本日も御多用の中，御出席をいただきまして，誠にありがとうございます。

本日は，嶌委員が所用により御欠席になっておられます。また，事務局の神先生は，所用により後ほど遅れてお見えになりますので，御承知おきをいただければと思います。

それでは，冒頭に小川法務副大臣から御挨拶がございますので，よろしくお願いいたします。

○小川法務副大臣　副大臣の小川敏夫でございます。会議への御出席，御参加，本当にありがとうございます。去る２２日，法務大臣の交代がございまして，皆様に御心配をお掛けいたしましたことを深くおわび申し上げます。また，本来であれば，仙谷法務大臣がこの場に出席して皆様に挨拶を申し上げるところでございますが，国会の都合上出席できませんので，私から挨拶をさせていただきます。

この検討会議は，柳田前大臣の提案により設けられたものでございますが，もとより，前大臣が個人としてお願いしていたものではなく，法務省の方針として開催しているものでございます。この度大阪地検の問題等によって明らかになりました検察が抱える問題に対して，しっかりと向き合い，国民の信頼を得られる検察として立て直さなくてはいけない，これは政府挙げての使命でございます。そして，この検討会議に対する国民及び政府の期待もまた大きなものでございます。

したがいまして，この検討会議は，今後も当初の予定どおり進めていただき，国民の皆様の期待に応えられるような検察の在り方を是非議論していただきたい，でき得れば本年度末までに結論を出していただきたい，このような気持ちでございます。

仙谷法務大臣も是非よろしくお願いしたいという皆様への感謝の言葉を述べておられます。このことを報告させていただきまして，私からの皆様への挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千葉座長　ありがとうございました。

本日は，前回御都合により御欠席でございました原田委員に御出席をいただいておりますので，恐縮でございますが，自己紹介をお願い申し上げます。

○原田委員　今御紹介にあずかりました原田國男と申します。前回よんどころのない事情から出席できませず，大変申し訳ないことをいたしました。私は，現在慶応義塾大学の法科大学院の客員教授として，刑事法を担当しております。裁判官としては４０年余り，ほとんど刑事裁判官として過ごしてまいりました。ただ，その間の６年間，法務省の刑事局付として勤務し，刑法の全面改正に関わりました。今回の大変な出来事で，私自身も大変ショックを受けておりますけれども，何とか検察が立ち直るといいますか，再建されるように少しでもお役に立てれば有り難いと思っております。

よろしくお願いいたします。

○千葉座長　ありがとうございました。

それでは続きまして，本日も配布資料がございますので，その確認をさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（黒川）　本日皆様のお手元にお配りしております資料は，各委員の方々から寄せられ

た資料が５点，役所からの資料が１８点ございます。委員の方々からの資料は，本日御欠席の嶌委員を始めとして，石田委員，江川委員，後藤委員，宮﨑委員から，それぞれ本日の議論の中心となります検討課題に関するペーパーが寄せられておりますので，御確認ください。

続いて，役所の資料は，赤いインデックス付きでまとめられているもの１８点でございます。資料①は本日の議事次第，資料②から資料⑮までは，本日の法務当局からの御説明の際に用いる資料でございます。資料⑯は委員から御要望いただいておりました，この検討会議の検討事項について，国会の審議で取り上げられました主なものをまとめた資料でございます。また，資料⑰，⑱についても委員の御要望でございますが，法務省が本年６月に公表しました取調べの可視化に関する中間取りまとめの報告書及びそのうちの今後の検討方針に関する部分を中心とした概要版でございます。資料⑯から⑱は今後の御議論の参考としていただきたいと思います。

なお，資料⑯の国会審議で取り上げられました資料については，昨日までに審議録が公表されたものについてのみ取りまとめたものでございます。

以上です。

○千葉座長　皆様，漏れはございませんでしょうか，御確認いただければと思います。

それでは，議事に移りたいと思いますが，その前に，議事進行に関しましてお願いがございます。この検討会議は，多くの先生方に参加をいただいているところでございますが，時間の制約がございますので，なるべくそれぞれの皆さんに御発言をいただきたいと，こういうことから一回一回の御発言につきましては，簡潔にお取りまとめをいただきながら御発言をいただければ幸いに存じます。これは，それぞれの皆様の御意見をできるだけ出していただくという趣旨でございます。これは余り考えておりませんけれども，どうしてもというときは，何分以内でというようなこともお願いをすることがあるかもしれませんが，そこはどうぞ御理解をいただきたいと思っております。

また，発言につきましては，挙手をしていただきまして，私から御指名をさせていただくという取り計らいをさせていただきたいと思いますので，御協力をいただければと思っております。

また，御発言がちょっと途絶えておられるときには，できるだけ御発言が少ない方にも御発言をいただこうということでお願いをすることもございますので，よろしくお願いをする次第でございます。

１　議事の公表等の在り方について

○千葉座長　それでは，議事に移らせていただきます。

今日は最初に，前回に引き続きまして，議事の公表等の在り方について改めて御確認，御協議をいただきたいと思っております。前回御協議いただいた内容を確認させていただきますと，議事録につきましては，発言者の氏名を特定する形で作成，公表をするということで，皆様におおよその合意をいただいたところでございます。また，その中では，今後の捜査，公判への影響，あるいは関係者の名誉，プライバシー等の観点から公表に適さないと考えられる内容にわたります場合には，その都度，公表する議事録に掲載しない措置を採ることとするということで，皆様におおよその合意をいただいたものだと思っておりますが，よろしゅうございまし

ょうか。

（一同了承）

○千葉座長　ありがとうございます。御異論がないようでございますので，今後，そのような形で取扱いをさせていただきたいと思います。

次に，議事の傍聴等につきましても，原則として公開とするという方向でおおむね皆さんから御意見をいただきました。それから，議事録と同様に，公表に適さないと考えられる内容にわたる場合には議事を公開しない，そこで公開を止めるということも，皆様から合意をいただいたものだと承知いたしております。

その上で，議事の公開の具体的な方法でございますけれども，私なりに整理をさせていただきまして，この第２回の会議において皆様にお諮りさせていただくということで引き取らせていただいたと考えております。そこで，具体的な方法につきまして，皆様からいただいた御意見も踏まえながら，傍聴の方法として次のようなことを私なりに整理をさせていただきました。

いただいた御意見としては，会場で傍聴を認める方法があるではないか，それから別室でのモニターでの傍聴を認めたらどうかと，こういう御意見がございました。大方の皆様の御意見では，別室のモニターでの傍聴を認めるのが，ここでの議事の進行等を考えた上でふさわしいのではないかということであったかと思っております。また，どの範囲の方を対象に傍聴を認めるかということについては，報道機関の方を対象にする，あるいは報道機関以外の一般の方も対象としてもいいのではないかと，こういう御意見もございました。この点は報道機関の方々を対象とするという御意見が多いように私は受け止めさせていただいたところでございます。こういうことで，報道機関の方々を対象に別室に設置したモニターで傍聴していただけるようにするというのが，皆様のおおよその合意できる一致点ではないかと考えます。ほかに更なる御意見がなければ，今申し上げましたような，おおよそ合意が整っております，報道機関の方々に対して別室に設置したモニターでリアルタイムで傍聴していただくという取扱いでいかがかと存じますけれども，いかがでございましょうか。

（一同了承）

○千葉座長　ありがとうございます。

できるだけこの議論がオープンにされるということを念頭にして，今申し上げましたような形で公開をしていくということにさせていただきますので，どうぞよろしく御承知おきをいただきたいと思っております。

○石田委員　報道機関というのはどういう意味ですか。記者クラブの方という意味なのか，それとも一般のジャーナリストの方も含むという趣旨でおっしゃったのでしょうか。

○千葉座長　記者クラブの方に限るものではございません。

○宮﨑委員　報道機関といった場合，一社当たりの人数が限定されるようなことになるのでしょうか。数の限りはあろうかと思いますけれども，席がきっと空いてくると思いますので，そのようなときまで一社一人というのではなくて，私どもも聞いているのは論説委員の方だとか，そういう興味をお持ちの方，傍聴したいというような御希望も聞いておりますので，そこの一社当たりの人数は柔軟に席が空いている限り認めるような運用をお願いしたいと思いますが。

○千葉座長　キャパシティーがございますので，多くのメディアの方がそれぞれおいでのような際には，一社一人でお願いをするということもあろうかと思いますが，そのような場合でなければ，数の制限を特段に設けるということではございませんので，御理解をいただければと思

います。

このような形で公開をさせていただくのですが，モニターに映し出される様子を録音録画するとか，あるいは直接ネット上に動画配信をするということは御遠慮いただきたいと思っておりますので，その点についても御理解をいただきたいと思っております。

なお，公表に適さないと考えられる内容にわたる場合には，モニターをいったん切って議事を非公開にするということも当然予想されることでございますので，そのような際には適切な措置を採らせていただくことにさせていただきたいと思います。

傍聴につきましては以上のような基本で進めてまいりたいと思いますが，よろしゅうございましょうか。

（一同了承）

○千葉座長　それでは，早速これ以降の議事は，公開をするということにさせていただきたいと思います。

モニターは地下１階の会議室に設けてございます。これからその接続準備をさせていただきますので，５分程度休憩にしたいと思います。

（休　　憩）

（小川副大臣退室）

（甲斐官房審議官入室）

○千葉座長　皆様，席にお着きのようですので，再開をさせていただきたいと思います。

ここからは議事を公開した形で進めさせていただきます。

２　検察制度，事件概要等の説明

○千葉座長　議事次第の二番目でございます，検察制度，事件概要等の説明に移らせていただきます。

この会議は，今般の大阪地検特捜部における一連の事態を踏まえて，検察の在り方について抜本的な検討を加えることという使命をいただいております。そこで，今後の議論，検討のまず一番の基本的な前提になります検察官制度や特捜部の活動を含む検察庁の仕組み等，それから今般の大阪地検における一連の事件の概要，これらについて皆様に共通認識をお持ちいただくということが必要であると考えております。そこで，今回これらの点につきまして御説明をする機会を設けさせていただきました。本日は，法務省の甲斐行夫大臣官房審議官に御出席をいただきまして説明をいただくことといたしました。

なお，御承知のとおり，現在最高検でも検証チームにおきましてＤ元課長の無罪事件の捜査，公判上の問題点等を中心に検証を進めておられると聞いております。また，これに関連する証拠隠滅，犯人隠避事件につきましても最高検の検証対象となっているほか，両事件ともに公判係属中の事件でございます。加えて，本日の議事は報道関係の方々に公開をさせていただいておりますので，本日の御説明には多少制約もあろうかと思いますが，その点は御了承をいただき，御説明を受けてまいりたいと思っております。

それでは，甲斐審議官，よろしくお願いいたします。

○甲斐官房審議官　刑事局担当の大臣官房審議官の甲斐でございます。

今般の大阪地検特捜部に係る一連の事態につきましては極めて遺憾でございまして，大変申し訳なく思っております。

本日は，今座長からもお話がございましたけれども，大きく分けて二つの観点から御説明をさせていただきたいと思います。一つは，検察庁の組織に関するもの，もう一つは，今般の大阪地検特捜部における一連の事件の概要に関するものでございます。座長からもお話がございましたように，現在最高検において検証作業中でございまして，本日は今後の議論のための言わば外枠について御説明をさせていただければと思っております。

資料につきましては，資料②から⑮までが今回の御説明に関するものでございますので，適宜御参照いただければと思います。

まず，検察組織について御説明を申し上げます。資料②を御覧ください。全部御紹介する時間もございませんし，皆様御承知のところも多いかと思いますので，かいつまんで御説明をさせていただきます。

初めに，まず検察庁あるいは検察官の職務について申し上げます。検察庁法１条は，検察庁は検察官の行う事務を統括するところとすると規定しておりますが，この規定自体が通常の行政機関とはやや違っております。普通の何々省というところでは主任の大臣がその長とされておりまして，その職員はその事務を順々に分掌補助するという形をとっているところでございますが，検察庁は，まず個々の検察官が権限を有する官庁であるという建前になっておりまして，検察庁は，そういった個々の検察官が行う事務を統括するという組立てになっております。また，国家行政組織法上は，検察庁は特別の機関という位置付けがなされています。

検察官の種類，あるいは検察庁の種類等は，ここに記載したとおりでございますが，最高検の長が検事総長，その次が次長検事，それから全国８か所に置かれた高検の長が検事長，その次が次席検事，それから地方検察庁の長が検事正等々ということになっております。

次に，検察官の権限につきましては，検察庁法４条，６条に規定がございます。

なお，資料の中で資料⑦というものがございますが，これは検察庁法，それから刑事訴訟法の関連部分を抜き出したものでございますので，一々申し上げませんけれども，御参照いただければと思います。

検察官の権限として，一つは，刑事について公訴を行うということが掲げられておりまして，この権限の中には当然の前提として，捜査を行うこと，あるいは起訴・不起訴の決定を行うことも含まれていると解されております。それから二つ目の●として，公益の代表者として刑事に関する法の正当な適用の請求，裁判の執行の監督等を行うものとされているところでございます。

それから三つ目の箱で，検察権の任免について記載しておりますけれども，検察庁法におきましては，検事総長，次長検事，検事長については内閣が任命することとされております。それから，そのほかの検事，副検事は法務大臣が任命することとされております。他方で，検察官につきましては，身分保障が認められており，検察官は，一定の場合を除き，その意思に反して官を失い，職務を停止され，又は俸給を減額されることはないという規定になっております。その例外としては，定年，検察官適格審査会の議決による罷免，懲戒処分というものが掲げられているところでございます。

次に，資料②の右側に移りたいと思います。検察権及び検察官の独立性とそのチェックの体

制についてでございます。

御承知のとおり，そもそも検察権は司法権と密接な関係を有することから，司法権の独立に準じた独立性が求められていると解されているところでございます。検察官は，独任制官庁と言っていますが，逮捕，捜索，差押えなど，刑事訴訟法の様々な権限につきまして，自ら単独でその意思決定あるいは表示ができるということになっております。検察官が起訴をする起訴状にも，検察官個人の名前を署名するということになっております。

他方で，検察権行使に当たっては，検察官がばらばらに好き勝手にやるというわけにはまいりませんで，国家の正しい行政意思が統一的に反映される必要があります。それから全国的な均一性も確保する必要があるということから，全国の検察官を，機能上，いつでも一体のものとして活動し得るような仕組みということが必要とされていて，これを検察官同一体の原則と呼んでおります。その具体的な在り方として，検事総長，検事長，検事正等のそれぞれの検察庁の長においては，部下職員を指揮監督する権限を有するという規定がございますし，また二つ目の●にありますように，事務引取移転権と言っていますが，いったんある検事にやらせていた事件について，いろいろな事情から別の検察官にこれをやらせるというようなこともできるということになっております。こういったことを通じて，検察官同一体の原則の実現が図られております。

以上は検察庁内部の仕組みということになりますが，外部的なチェックとして裁判所等によるチェック等がございます。検察権を積極的に行使する場合，特に逮捕でありますとか，そういった判断をするに当たっては，裁判所において強制捜査について令状審査というものが行われます。逮捕，捜索等の強制捜査については裁判所の裁判官の令状を得る必要があって，検察官が勝手にこれをすることはできないということになっております。それから公判請求した場合には，公判審理を通じて裁判所において有罪・無罪の判断がなされるということになります。

他方で，権限行使の消極面，起訴しなかったというものについてのチェックにつきましては，ここに二つ例を挙げておりますが，準起訴手続と検察審査会という二つのものがございます。準起訴手続と申しますのは，職権濫用に当たる犯罪につきまして，検察官が不起訴にした場合，告訴人，告発人が裁判所に審判の請求をすることができ，裁判所において理由があると認めたときは起訴されるというものであります。それからもう一つの検察審査会は，これは昨今話題になっておりますので御承知かと思いますが，検察官が不起訴にしたものについて審査をし，二度起訴議決がなされるという手続が行われた場合には，起訴が強制されるということになっております。

三点目でございますが，法務大臣の指揮権というものがございます。これは検察庁法１４条に規定がございますが，検察庁，検察官もいわゆる行政機関でございますので，議院内閣制の下におきまして，内閣が行政の長として責任を負うこととなります。そして，法務大臣は検察に対しても一般的な指揮権を有するというのが大原則でございます。ただ，個別の事件の捜査処理につきましては，検察権の独立との調和を図るという観点から，同条ただし書において，法務大臣は個々の事件の取調べ又は処分については，検事総長のみを指揮することができるという規定になっております。逆に言えば，個々の検察官に対して法務大臣が指揮をするということはできないということになります。

次に，資料③を御覧いただければと思います。これは特捜部の事件を中心に刑事手続の流れを記載させていただいたものでございます。

上の段が捜査でございますが，通常の事件は警察その他の司法警察職員が第一次捜査機関として捜査を行い，捜査が一定程度進んだ段階で検察庁に送致がなされます。そして，在宅事件であればその事件について検察庁においても捜査をし，起訴・不起訴の判断をします。身柄事件になりますと，逮捕された者について，必要があれば勾留を行って，最大２０日という期間内に何らかの判断をするのが通例であろうかと思います。

それ以外に特捜部の関係では，直受事件と認知事件という二つの類型がございます。直受事件と申しますのは，国税庁等，証券取引等監視委員会，公正取引委員会等の犯則調査機関の告発によって検察庁において捜査が始められるというものが一つ類型としてございます。このほかに，被害者その他事件関係者，一般人から告訴・告発を受けるというものがございます。これらにつきましては，警察等を経ることなく，検察庁において在宅事件，あるいは身柄事件として捜査を行うということになります。若干御注意いただきたいのは，件数としては直受と認知と合わせて7,000件と書いていますが，一般人からの告発というのが相当たくさんあります。そういうものがかなりの部分を占めているという実態は御理解いただければと思います。

もう一つ，認知事件と申しますのは，検察庁が自ら事件の端緒を得て捜査に乗り出すというものを指します。これにつきましては，検察庁において内偵捜査を行い，在宅で，あるいは逮捕・勾留して捜査を遂げるという流れになります。

資料③の中間のところが起訴後の手続でございますが，起訴されたものについて，公判請求をした場合には，公判前整理手続を必要に応じて行った上で公判審理をし，有罪・無罪が言い渡されることとなります。それから，略式命令請求というのは，罰金刑が相当と考えられるような事件について，被疑者の同意がある場合には，書面審理だけで裁判所の判断を求めて略式命令を出すようお願いするというものでございます。そのほか，かなりの事件数になりますが，不起訴処分というものがございます。

次に，検察組織について申し上げます。資料④を御覧いただければと思います。

資料④は，検察庁の全国の組織図でございます。

先ほど申し上げたように，最高検の下に全国に８つの高等検察庁，それから５０の地方検察庁がございます。地検のうち，大規模庁には部というものが置かれ，中小のところには部が置かれていないわけですが，部が置かれている地検の中でも東京地検，大阪地検，名古屋地検の３つの地検には特別捜査部が置かれております。

なお，このほかに横浜，さいたま，千葉など，全部で１０の地検に，特別刑事部というものが置かれています。特別刑事部と申しますのは，特捜部の所管事項であります財政経済事件等に加えて公安労働事件についても捜査処理を行うということになっておりまして，そういう意味では，特捜部と公安部を一緒にしたような組織ということになろうかと思います。

次に，資料⑤を御覧いただければと思いますが，大阪地検の組織図でございます。大阪地検の長が検事正で，その次に次席検事が置かれ，事務局，そして総務部，刑事部，交通部，公安部，特捜部，公判部というそれぞれの組織が置かれております。

特捜部を見ますと，特捜部には部長，副部長が置かれ，その下に検事，副検事，検察事務官が置かれております。特捜部において事件の捜査を行う場合には，決裁官であります部長あるいは副部長において当該事件の主任検察官を指名いたします。主任検察官というのは，個々の事件の担当の検察官という意味でございまして，その事件の処分を自らの名前で行うほかに，複雑あるいは大規模な事件におきまして，複数の検察官が関与する場合に，中心となって捜査

方針を立てたり，あるいは各検察官の役割分担を定めて，全体を取りまとめるといった仕事を行います。主任検察官に事件を割り振ることを，内部的には配点と言っております。事件の処分時においては，主任検察官において方針を立て，副部長，部長，それから次席検事，検事正という順に決裁を受けて，起訴あるいは不起訴の処分を行うということになります。

次に，資料⑥を御覧いただければと思います。特捜部の歴史等に関するものでございます。もうちょっと古いことなので，詳細は私どももよく分かりませんが，昭和２２年に東京地検に隠退蔵事件捜査部というものが設けられていて，これが特捜部の前身と言われております。この隠退蔵事件捜査部というのは，戦後の混乱期に隠されていた旧日本軍あるいは政府関係機関の保有物資をめぐる不正事件を摘発するために設けられたようでございます。その後，昭和２５年に現在の名称に改められ，財政経済事件をも所管するに至っております。また，その後の昭和３２年に大阪地検に特捜部が設けられ，また，平成８年には名古屋地検にも特捜部が設けられているということでございます。

特捜部の所管事務につきましては，検察庁事務章程という法務大臣訓令に規定されているところでございまして，財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件などを所管することになっております。

一般に被害申告のない事件でございますとか，汚職事件，脱税事件等の高度に専門的な法律知識と捜査技術を要する事件等につきまして，適切に対応する必要があるということから，こういった特捜部というものが設けられているものと考えております。

次に，大阪地検の一連の事件の概要について御説明を申し上げます。資料⑧以下を御覧いただきたいと思います。

資料⑧は時系列でございまして，資料⑨以下が個別の事件に関するものでございます。一連の事件，複数ある上にそれぞれが相当複雑でございますので，適宜資料⑧を御覧いただきながら，それぞれの個別のところを見ていただければと思います。

今回の事件のそもそもの発端は，郵便割引制度というものについて，これを不正に利用した郵便法違反というものでございました。資料⑧にありますように，平成２１年２月に郵便法違反の事件で捜査が開始され，それ以降，１７名について起訴をするに至っております。

この郵便法違反事件の構造といいますか，仕組みの前提として，資料⑩を見ていただきたいのですが，郵便物は御承知のように第一種，第二種，第三種といった種別がございまして，郵便料金に差がございます。普通の郵便であれば８０円，はがきであれば５０円ということになるわけでございますが，一定の定期刊行物については，その郵便料金が低減されております。その第三種郵便物の中でも，低料第三種郵便物というカテゴリーがあり，さらに，その中に心身障害者用低料第三種郵便物というものがございます。これは心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物について，この認定がなされますと，通常８０円とか１２０円とかというその郵便料金が８円という極めて低額の郵便料金で発送することができるという仕組みになっております。その承認を受ける要件につきましては，その下の方の枠に書いているところでございますが，心身障害者用低料第三種郵便物につきましては，ここに記載したような性質のものであることがまず必要であるとされています。それから，承認手続といたしまして，承認請求書等のほかに厚生労働省等が発行する公的証明書の提出が必要であるということになっております。

それで，この郵便法違反事件というのは，こういった低額で発送することができるという仕

組み，郵便割引制度を不正に利用いたしまして，自称心身障害者団体でございましたＸ団体などの団体が，実態は心身障害者団体と言えないものであるのに，不正にこういった割引制度を利用する目的で会を設立して，企業から広告，ダイレクトメールの発送依頼を引き受ける，また，広告企業側もこれを不正に利用するという形で割引制度を不正利用したというものでございます。

資料⑨を御覧いただければと思いますが，ここに記載しましたのが郵便法違反事件の概要ということで，２で公訴事実の概要を書いておりますが，その実態としては今申し上げたようなところでございます。判決結果等につきましては，判決確定済みが９名，一審係属中が５名，控訴審係属中が１名となっております。

こういった郵便法違反事件を捜査する過程におきまして，厚労省側が公的証明書の発行に関する内容虚偽の決裁文書を作成するという事案があるということが発覚をいたしました。ここもちょっとややこしいところなんですが，この文書には二つの種類の文書がございまして，二つの事件があるということになります。

資料⑪を御覧いただきたいと思います。これは虚偽有印公文書作成等事件の概要でございますが，２の公訴事実の概要に，ローマ数字でⅠとそれからⅡと書いたものの二つを掲げております。このⅠというのは，要するに平成１６年５月ころに，公的証明書そのものではなくて，公的証明書を作成するための決裁文書，そういう途中経過を示すような文書を作成したという事件でございます。これはどうもそのＸ団体側から公的証明書を早く出してくれとせっつかれて，今こんなところまで進んでいますということを書いたというものでございます。それからⅡと申しますのが，これは公的証明書そのものの作成ということになります。このＸ団体については，心身障害者団体ではないのに，そういうものであるという内容虚偽の証明書を作成したというものでございます。

先ほどの資料⑧の時系列に戻っていただきますと，二段目にありますように，平成２１年５月の段階で，最初のローマ数字のⅠの方の決裁文書の作成罪についてＢ元係長，この人がどうも作成したということですが，それからＣという発起人の方，この二人を逮捕いたしました。更に捜査を進めていったところ，公的証明書自体について虚偽有印公文書作成等が認められるであろうということで，平成２１年６月１４日にＤ元課長，当時Ｂ元係長の上司でございました企画課長でございますが，このほかのＣ発起人，Ａ元会長を逮捕するに至り，捜査の後，平成２１年７月４日に起訴をするに至っております。

その後，これらの事件については公判になりまして，それぞれ証人尋問等々が行われました。裁判結果につきましては，資料⑪の下の方を御覧いただければと思いますが，Ｘ団体側のＡ元会長は，郵便法違反では有罪になっておりますが，この虚偽有印公文書作成等Ⅱについては無罪となっております。これは確か虚偽のものと認識していなかったというような理由であったかと思います。それから，Ｃという発起人は有罪判決を受けております，Ｂ元係長はまだ裁判係属中，Ｄ元課長については御承知のように無罪判決が確定したというところでございます。

資料⑫はＤ元課長の判決概要でございます。この事件の中身自体も非常に複雑でございまして，一々ここで御紹介する余裕がございませんので，ポイントだけ御説明をします。

２の無罪理由の骨子でございますが，検察官の主張事実の中核についてというところがございます。㋐として，本件が国会議員から社会・援護局部長に要請されて，Ｘ団体の実態がいかなるものであれ，公的証明書を発行することが企画課内で決まっていた議員案件であったとい

う点，㋑として，D元課長がA元会長に公的証明書を交付したという点であるという，そういう整理がされました。㋐について，判決においては，議員案件だったとは認められないという認定がされました。それから㋑の点について若干申し上げますが，２ページの真ん中の辺りで㋑の点が触れられております。何でここの点が問題になるかというと，A元会長は，公的証明書について最終的にD元課長から直接受け取ったということを捜査段階でも言い，公判段階でも証言をしております。それが事実かどうかという点が争われたわけでございますが，２ページの中段辺りからありますように，B元係長方から発見されたフロッピーディスクの中に公的証明書のデータが保存されていたと。そのデータの作成日時は６月１日午前１時２０分６秒であったと。それで，ちょっと飛ばしますが，B元係長は１日の午前８時ごろに本件公的証明書を作成したと認定できると。それに基づき厚労省側からX団体側に公的証明書が交付されたのは６月１日であると強く推認されると。他方で，A元会長の手帳によれば，A元会長は，６月１日は，関西に滞在していたと認められ，公的証明書の交付を受けることは不可能であったということになっておりまして，D元課長がA元会長に公的証明書を渡したというところは認められないという結論になっております。こういった意味で，フロッピーディスクの関係が非常に大きい意味を持ってくるということになります。

また，資料⑧に戻っていただければと思いますが，この公的証明書の虚偽有印公文書作成罪等につきまして，今年９月１０日にD元課長に対して無罪判決が言い渡されました。検察当局におきましては，この判決について種々検討をした上，９月２１日に上訴権放棄をいたしまして，事件としては無罪が確定しました。他方で，この間，この事件の主任検察官でありました前田検事が，問題のフロッピーディスクのプロパティ作成年月日を変えたのではないかという疑いが発生いたしまして，９月２１日に最高検察庁が前田検事を証拠隠滅罪により逮捕をするという事態になりました。さらに，その捜査の過程において，部長，副部長にその証拠隠滅の事実が報告されていたのではないかという問題になりまして，１０月１日に大坪，当時の大阪地検特捜部長，それから佐賀，当時の大阪地検特捜部副部長を犯人隠避罪で逮捕するという事態に至りました。最終的に，１０月１１日に前田については証拠隠滅罪により公判請求，それから１０月２１日に，この大坪，佐賀両名について犯人隠避罪により公判請求したところでございます。

両事件の正確な公訴事実につきましては，資料⑬と⑭に記載をしたとおりでございます。細かくなりますので，御覧いただければと思います。

最後に，人事上の処分につきまして御説明を申し上げます。資料⑮の表を御覧いただければと思います。

まず，主任検事であった前田検事につきましては，証拠隠滅事件と同一の問責事実により懲戒免職処分，大坪特捜部長，佐賀副部長についても，犯人隠避事件と同一の問責事実により懲戒免職処分に付されました。それから，前田検事の証拠隠滅事件当時，大阪地検検事正でありました甲検事正，その後福岡の検事長に転出をいたしておりますが，減給１か月の処分に付され，処分後に辞職しております。その後任の乙検事正につきましても，犯人隠避事件当時の監督職責等で減給４か月という処分となり，処分後に辞職しております。また，丙大阪地検次席，これは事件当時でございますが，この方についても減給６か月に付され，処分後に辞職しております。それから，当時大阪高検次席でありました丁次席検事につきましては戒告，最高検の次長検事でありました戊次長検事については訓告とされております。さらに，大阪地検の己検

事につきましては，前田検事からフロッピーのデータを改変したということを告げられていながら，その報告が遅れたという事実について減給１か月の処分を受けたということでございます。

なお，ここに出ていない者，当時の大阪高検の検事長，それから検事総長は，もう既に退職されているということでございます。

駆け足になりましたが，以上でございます。

（黒岩大臣政務官退室）

○千葉座長　ありがとうございました。

今，甲斐審議官から御説明をいただきましたが，この点について御質問がございますればお出しいただきたいと思います。ただ，今最高検の検証が続いている，あるいは公判手続が進んでいるという，そういうものも含まれておりますので，どの程度までお答えをいただけるかはなかなか難しいところもあろうかと思いますが，できるだけ対応をいただければと思っておりますので，よろしくお願いをいたします。

○江川委員　質問が三点あります。今後の議論にも関係するところなので，できるだけお答えいただきたいんですけれども，まずそのＤ元課長の事件は大阪地検だけではなくて高検，最高検にまで決裁が上がっているということを伺っています。上級庁に決裁が上がるというのは，どういうものは決裁が上がるという，何か基準みたいなものがあるのでしょうか。それとも全事件がそういう決裁に上がっていくのでしょうか，このケースだったらどうだったのかということがまず一点。

それから二点目が，資料⑬に前田元検事の起訴事実，公訴事実が書いてありますけれども，ここに犯行日時，その７月中旬ころとなっていて，日が特定されていないのです。これは公判になったら特定がきちんとされるということなんでしょうか，それとも特定されないとすると，どうして特定できないのかと。つまり証拠の出し入れとか，そういうのがやはりきちんと記録が残っていないからとか，そういうことがあるのかなと思うんですが，そこのところは特定できない理由を教えてほしいのが二点目。

それから三点目に，今回の場合は，フロッピーディスクはその還付されて，そしてそのプロパティが記録された捜査報告書が証拠開示されているわけですけれども，何を還付するかとかそういうのはもう主任だけの権限になっているのか，あるいはどういう証拠を開示するかとか，そういう判断は誰が関わってやるのかということを教えてください。

○甲斐官房審議官　お答え申し上げます。

まず一点目でございますが，御指摘のように，Ｄ元課長の事件の処理に当たって地検だけの判断ではなくて，高検，最高検まで決裁を了していると聞いております。ただ，どんな事件だったらどこまで決裁を取れという一般的な基準があるわけではないと承知をしております。決裁の段階につきましては，それこそ事件の内容でありますとか重大性，複雑性等によって様々変わってまいります。通常の事件であればもちろん地検内で済むわけでございますが，社会的な耳目を集めるような大きな事件ということになれば，上級庁の決裁を要するということになるのが普通であろうと思います。

それから二点目の犯行日時について，私も詳細を承知しているわけではありませんが，当然裁判で問題になれば，証拠関係等に照らしてそこは争点になるだろうと思います。具体的にどうなっているのかというのは，私もちょっと承知しておりませんけれども，特定という意味で

は証拠の範囲でできる限り特定はされるのだろうとは思います。

それから三点目につきましては，還付については原則は他人の物を持ってきているわけでありますので，不要であるということであれば，なるべく早めに還付するというのが大原則です。その判断につきましては，通常一般はその主任検察官が判断すれば足りるということになっていると思います。証拠開示につきましては，これも公判を担当する検察官において普通は対応するということになろうと思います。ただ，これは全く自由裁量というわけではもちろんなくて，証拠開示の手続なり範囲というのは，平成１６年に法改正がなされまして，かなり幅広に開示をするという規定が設けられておりますので，その規定に照らし合わせて判断をすることになります。それから，弁護人との間で開示するしないの争いが生じるということになれば，裁判所において裁定の手続をとって裁判所が最終的に判断するということになろうかと思います。

○江川委員　上級庁まで決裁を上げるかどうかというのは，社会的耳目を集める事件のときにはというようなことをおっしゃいましたけれども，上に上げるか上げないかを決めるのは誰なんでしょうか。

○甲斐官房審議官　これは特に決まっているわけではなくて，それこそ地検サイドが高検の判断も仰いでおこうという場合もありましょうし，地検の方で，報告の必要はないだろうと思っていたら，高検の方でこういう事件があるそうだけれども，報告してくれということになる場合もあるんだろうと思います。

○千葉座長　審議官，今のお答えの中であった平成１６年の法改正で，証拠開示の基準について，大分詳しく明確になったというお答えでした。その規定は今日はどこかに載っておりますか。

○甲斐官房審議官　今日の資料には確か載っていなかったと思います。

物凄く長い条文になっていまして，非常に事細かに規定をしております。大まかに申し上げると，まず検察官が取調べ請求しようとする証拠はもちろん開示をする。それから一定の類型証拠といって，被告人の供述調書でありますとか，そういうものについてこちら側で証拠請求するつもりはなくても，裁判所に出すつもりはなくても，それは弁護士さんの側に開示しなさいということになっています。

それから，弁護士さん側から，こういう点を争点として提起したいということになりますと，それに関連する証拠として，また争点関連証拠として開示しなければならないということになっています。そういった手続の進行具合と争点との関連で，開示すべき範囲というのが決まってくるということになります。

○千葉座長　皆様のところにも六法全書がございますので，見ていただければ分かるわけですけれども，もしあれでしたら条文，分かりやすいものをまた後ほど皆様に御紹介を，事務局の方からいただければ幸いかなと思います。

○吉永委員　現在，最高検の検証チームが検証しているということなんですけれども，どういうメンバーがどのようにしてこの検証をしているのでしょうか。我々はこういうふうな形で全部公開をしているんですけれども，何かこの検証チームって一体何をやっているんだろうか，誰がやっているんだろうかということは，私だけが分からないのか，見えにくくなっているような気がするんです。それで，実際に１２月にここの検証チームからの結果が来て，そこを基に私たちがまた考えていくということになると，ここの部分がとても重要なんですけれども，今どういうふうな検証がなされているのでしょうか，もしお伺いできれば有り難いなと思います

が。

○甲斐官房審議官　検証に関しましては，座長として次長検事が対応するということになっており，全部で最高検の検事が１２名関与して作業を行っております。実際の検証は，私もそばで見ているわけではもちろんないわけですが，本件の記録を精査するなり関係者から話を聞くなりして，事実関係をトレースしていくということになると思います。

他方で，法務大臣からの御指示もございまして，外部の方にも入ってもらうということになりました。最高検におきましては，検証アドバイザーという言い方をしているかと思いますが，外部の第三者として３名の実務家の方にお願いをしたと聞いています。これは裁判官出身の方，検察官出身の方，それから弁護士の方，いずれも現在は弁護士でございますが，そのお三方にも入っていただくと。最高検の非常勤職員として採用をし，検証の事実認定の部分についても意見を述べていただくということになっていると聞いております。

○郷原委員　一点目は，この資料の内容と先ほどの御説明の内容を検討会議での議論の前提にすることについてちょっと若干の意見に近いものなんですけれども，資料②の検察官の独立性という記載なんですが，ここに司法権の独立に準じた独立性が求められると書いてありますし，先ほど審議官からもそういう説明がありました。教科書的にというか，検察の従来の常識的に考えるとそういうことだと思うんですが，これは裁判官の独立と違って，検察官の独立というのは法律に明確に規定されたものではないということ，それから正にこの独立性をどこまで認めるかということは，この検察の組織の在り方そのものにも関わると思いますので，余りこれが何か当然のようにここに書かれ説明されているというのは，この議論が公開されているということも含めてちょっといかがなものかという感じがいたしますので，ちょっとここは留保をつけた方がいいんではないか。この点は正にチェックの在り方，検察権の行使へのチェックの在り方の点も含めて検討すべき事項ではないかと思います。

それからもう一点は質問なんですが，資料⑭のこの犯人隠避事件の概要です。このまず法律構成というのは，この公訴事実⑴で書いていること，まずその前半部分は自首告白をしないよう働きかけたということと，それとその後に書いてあることは，検挙をしなかったという不作為と考えていいのかということを確認なんですが，その確認と，もしその検挙しなかったという不作為が隠避行為と捉えられているんだとすると，これは特捜部の部長とか検事であるから，独自捜査を行うべき立場にあるからこの不作為が犯人隠避に当たるという趣旨であるのか，それとも検察官であればあまねく捜査権限があるんだから，目の前に犯人がいることが分かったら逮捕をしないといけないのに逮捕しなかったというような意味なのか，これは⑴も⑵も同じなんですが，ちょっと考え方を御説明いただければと思います。

○甲斐官房審議官　一点目については，郷原先生もおっしゃったように，教科書的に御説明をしたということでございますので，その趣旨について更に御議論されるということであれば，それはそれでそのときの御議論次第ということになろうかと思います。

二点目につきましては，これはむしろ公判でどういう争い方がされるのか，あるいは検察官がその点について釈明されたときに，どういう主張をするのかということに関わることでございますので，私から説明はしにくいということを御理解いただければと思います。

○千葉座長　今御指摘いただきましたこの独立性の問題については大変重要な御指摘だと思います。多分従来の教科書と言いましょうか，言われている独立性という御説明を審議官がなさったものだと，それ以上のものでもないというふうだったかと思いますが。

○井上委員　委員の御意見なので，後で議論すればいいのかもしれませんが，確かに法律に正面からは書かれていないのですが，先ほど法務大臣の具体的な事件についての指揮権の規定，そのほかのいくつかの規定などにそういう趣旨が表されていますし，検察官は公益の代表者として刑事事件以外にもいろいろな場面で公正な立場で行動することを求められており，そういうことから，裁判官ほどの非常に強い独立性ではないけれど，独立性が確保されなければならない。これは社会のため，国民のためであり，そう考えられて広く承認されていることなのです。その程度とかあるいはそれに対するコントロールの在り方については，議論の余地があるところですけれども，検察官の独立性それ自体は学者が勝手に教科書に書いているだけということではないということは申し上げておきたい。

○千葉座長　それぞれから大変適切な御指摘をいただきました。ありがとうございます。

二番目につきましては，確かに甲斐審議官が起訴したということではありませんので，どういう趣旨かというのは，また公判等で明らかになっていくのかと思います。

○後藤委員　問題のフロッピーディスクの還付の経緯について確認させていただきたいのですけれども，先ほど還付は主任検事の判断でするとおっしゃいましたね。この事件では，還付の時にはすでに起訴しているわけですね。前田さんはこの公判段階でも主任であったのですか。

○甲斐官房審議官　記憶だけで申し上げますが，公判段階では公判部が立会をするということになったと承知しております。ただ，途中から再び前田検事が公判の立会にも関与するようになったと聞いております。

○後藤委員　公判では，公判部の方が主任という位置付けになっていたのですか。

○甲斐官房審議官　一応公判の立会という意味では，公判部の方に移ります。もっとも，これは事実上の話になるのかもしれませんけれども，起訴直後においては，まだ証拠の整理なり記録の整理なりという事務は残っており，起訴検事から公判部に記録を移して引き継がなければいけませんので，そのタイムラグというのあるんだろうと思います。

○石田委員　資料③に直受事件と認知事件のことが記載されておりますが，この認知事件というのは現在１年間でどのくらいの件数があるのか，統計資料があるのでしょうか。

それから，この大阪の今回の事件は認知事件であったと理解してよろしいんでしょうか。その二点です。

○甲斐官房審議官　この資料③の下の方に参考１として，受理状況の内訳というものを記載しております。全ての事件の認知件数というのはちょっと分からないんですけれども，刑法犯，特別法犯においては１，８９０件という数字が掲げられているところでございます。

それから，後段の御質問ですが，これは御指摘のとおりだと思います。先ほども申しましたけれども，結局，郵便法違反の事件を捜査する過程において別事件を認知したということになろうかと思います。

○石田委員　その郵便法事件そのものも，認知事件だったということなんですか。

○甲斐官房審議官　漠とした記憶ですが，そうであっただろうと考えております。

○江川委員　証拠の扱いについて伺いたいんですけれども，捜査の主任検事が集めた証拠というのは，全部公判部の主任に渡るんでしょうか。それとも主任検事あるいはその捜査チームの判断で，公判部の検事に引き継ぐ証拠が精査されるというか，取捨選択されるのかどうか，特にこの事件ではどうだったのかということ。

それからもう一つ，今の表の受理状況の内訳のところです。この検察官認知１，８９０件と

ありますけれども，これのうち立件して起訴に至ったのはどれぐらいなのかと，もし分かれば教えてください。

○甲斐官房審議官　まず証拠につきましては，公判部に全部引き継がれます。もちろん途中段階，捜査段階においても，もう要らないということになれば還付されたりすることはありますけれども，これ公判部に渡すのは嫌だから取っておこうということはないわけでありまして，それは引き継がれる。むしろ引き継がれるというより，証拠品，特に証拠物については番号を振りますので，それは検察庁にそのまま保管されるか還付されるか，どちらかしかないということになろうかと思います。

それから，認知事件の起訴件数につきましては，手元に資料がございませんので，またもし分かりましたら何らかの形で御報告するようにいたします。

○千葉座長　大分いろいろなことを皆さんにもお知りになりたいという部分があろうかと思います。そろそろ時間も大分経過をしてまいりました。決してこれで御疑問のところ，もう終わりということではございませんので，もし更にこういう点を聞いておきたいということがございますれば，後日事務局を通じてまたお問い合わせいただければと思いますし，また，いろいろ議論の過程で御説明をいただくということもあろうと思われますので，今日のところはこの辺りで甲斐審議官からの説明と，それからそれに対する質疑，一応区切らせていただきたいと思いますが，よろしゅうございましょうか。それでは，甲斐審議官，どうもありがとうございました。今後ともまたいろいろ御協力をお願いをいたしたいと思います。

（甲斐官房審議官退室）

○千葉座長　ここで１０分程度，少し息継ぎの時間を入れたいと思います。約１０分程度，どうぞ一休みをお願いいたします。

（休　　憩）

３　今後の検討事項等についての意見交換

○千葉座長　休憩前に引き続きまして議事に移らせていただきたいと思います。

今日の議事次第の第三番目でございますが，今後の検討事項等についての意見交換ということで，皆様からいろいろな御意見をいただきたいと思います。この会議の検討事項等は年内に出される予定の最高検による検証結果も併せて踏まえながら，改めて確定をしていかなければならないものだと思いますが，今の段階で皆様からこの会議で検討対象とすべき事項はどんなことがあるのだろうかと，こういうことについて忌たんのない御意見をお出しをいただき，また皆さんと意見交換をすることが大切ではないかと考えております。

改めて申し上げることではございませんけれども，本検討会議に大臣から御諮問をいただいているその役割は，今般の大阪地検特捜部における一連の事態を踏まえて，幅広い観点から検察の在り方について抜本的な検討を行い，検察の再生のための有効な改善策を提言してほしいということでございます。そこで，本検討会議の検討事項としては，今般の一連の事態の原因等を踏まえながら，検察の在り方を見直すに当たって必要な事項についての御議論，御検討が中心になろうかと思っております。その点も念頭に置いていただきまして御意見をいただければと思っております。

いつも時間の関係と申し上げて大変恐縮でございますが，今日限りでということではございませんので，そこは御理解をいただきつつ，お一人大体５分程度でおまとめいただいて，今後の検討課題，こんなことが必要ではないかと，こんな御意見がございましたら，それぞれお出しいただきたいと思います。また，一巡をいたしまして許す限りで相互の意見交換もできればと考えておりますので，よろしくお願いをしたいと思います。

今日はまた前回と少し配置替えをさせていただいておりますので，今日はこちらの諸石委員からぐるっと回ったらいかがかと思います。諸石委員から順次御発言をお願いをしたいと思います。

○諸石委員　この会議で何を議論するかということにつきまして，その対象になる話というのはほぼ共通認識が出てきているのではないかと思います。一つには，捜査，取調べについて，その可視化ということが言われております。それから証拠の開示の問題，それから検察の組織の在り方として，チェック・アンド・バランスが保たれる組織が必要ではないかというようなことが言われている。それから人事の面では，検察倫理だとか検察官に対する教育だとか，そういったことが言われている。ほかにもまだあると思いますが，共通して言われているのがそんな問題かと思います。それらについて一方で必要であるけれども，しかしそれが全てではないし，また一方で手間がかかり弊害もあると，それについてどういう順番で最終目的，目標はここで，それに向けてどういうところからどうやっていくのかという議論をしていきたいなと思っております。

それから一つ，言葉の使い方で今私は，可視化と申しました。可視化という言葉がよく皆さん使われていると思うんですが，これは英語のビジュアライゼーションを可視化と。元々これは抽象的なものを分かりやすい形で表すのをそう言ったと思うのです。その「視」ということから，ビデオで見るということと直結しているのではないかと考えます。私はそういう生データをチェックするという意味においては，ビデオで撮るというのとテープで聞くというのとでは，ビデオの方がより大きいわけですが，手間だとかいろいろなことを考えると両方あり得ると考えます。それから言葉として使うときに可視・可聴化というような言葉にしておかないと，何となく思い込みでビデオと直結しそうな気がしまして，その上でやはりビデオだと，だから可視化だと，これはもうそれでいいわけですが，頭から何となく見える，目に見える形ということイコール，ビデオと直結する議論にならない方がいいんではないかと，これは付け加えでございます。

以上です。

○原田委員　私の申し上げることは，あるいは小さな問題かもしれませんが，私もずっと裁判官をやっておりまして，結構無罪とか逆転無罪を出しております。その原因というのは二つなのです。一つは，客観的証拠との符合の検討がないということです。それからもう一つは，被告人が言っていることが本当かもしれないと，一回は考えてほしいのに考えていないということです。これがＤ元課長の事件にも表れていますが，そのような有名でない事件でも，この二つはいつもついてきます。これはこれでどう改善すべきかということがありますが，私が裁判官をやっていていつも思うのは，主任検事が誤った判断をしても，結局是正されないで，決裁ということがあるのに，そのままいってしまう。要するに最初の主任の人が決めたことを，その一つ上の決裁官まではよく見ていると思うのですが，そこから先が，もう下できちんとやっているということで，中身を見ないで判を押しているとは全然思っていないのですけれども，そ

ういうふうに決裁が一方的に流れているために，複眼的に見ることがないのではないか。

特に，私も４０年裁判官をやっていましたけれども，御承知のように裁判所にいろいろ批判はありましょうが，地裁では３人の目で，あるいは裁判員を入れますと９人の目で，対等に複眼的に同じことについていろいろ考えています。それで，高裁に行くと３人，さらに最高裁は５人あるいは１５人という形で，常にいろいろな目でいろいろな角度から検討するというシステムができています。これに対して，検察が一本筋で行ってしまうために，結局は最後の最後に至るまで正しい道に戻れないということが，どうも裁判官から見ていて疑問に思っているのですね。これはもちろん取調べの可視化のような問題から比べると小さなことですが，やはりその決裁あるいは事件処理の体制の組み方について再検討をした方がいいのではないかということを思っています。

もう一点は，これはいろいろな御提案の中にもありますけれども，人事評価の問題であります。例えば具体的なことを申し上げますと，検察官調書の任意性を否定されているような検事はやはり明確なデメリットを与えるとか，あるいはもっと言うと，起訴して犯人性で完全無罪になっちゃったというような場合も同じです。他方では，すばらしい検事がいまして，被告人のために無罪の証拠すら一生懸命集めてくる検事がいるのです。大したものだと思います。こういう点は恐らく人事で反映されていないのではないかと思います。やはりいい検事と悪い検事というのをきちんと見分けて，良い検事を伸ばしていく，悪い検事はある程度しようがないというような体制がとれないだろうか。以上の二点について現在のところ関心を持っております。

以上です。

○但木委員　私は前回申し上げたように，一連の事件に自分もその責任の一端を負っていると思いながら，その後自問自答してまいりました。それで，是非この会議では，事実を入口にして，恐れることなく広がりを持ち，また深さを持つ問題について，皆さんの御議論をいただきたいなと思っております。

私が自問自答してきた幾つかの問題を言いますと，例えば，誤った筋書というのは一体どうしてできたんだということがあります。その筋書を決定するに当たって，中央官庁の現職局長を逮捕し起訴したいという主観的な願望，あるいは功名心というものがあって，証拠を超えて判断されたのではないかという疑問を持っています。

それから，捜査中に客観証拠を二人の検事が見たわけですけれども，それにもかかわらず筋書を変えようとしなかった。それはやはり，供述中心で証拠を集めていくという姿勢の表れではないか，客観証拠あるいは真実に対する畏敬の念が足りないのではないかと思うわけであります。

三番目は，なぜ間違った筋書に従って同じような内容の調書が作成されたのかということです。特に，極めて詳細な事項についてまで供述が一致したとすれば，なぜそんなことが起きたのか，なぜそれが可能だったのかということも検証されるべきだと思います。

それから四番目に，本件ではフロッピーディスクの存在を隠して決裁を得たとされています。しかも，この存在を知っていた検察官は一人ではないわけです。それなのに，その客観的な事実を隠して決裁を得たとすれば，一体どうしてそんなひずみが心の中に生まれたんだろうかということについて，やはり検証をする必要があると思います。

それから，決裁の在り方ですけれども，少なくとも現在の文化の程度を考えると，変造され

た文書があれば，その文書のデータがどこにあるんだという疑問を誰もが持つと思いますし，そのデータが消されたとすれば，その痕跡を探すことができるというのは誰もが知っていることだと思います。それなのに，決裁のときに，そうしたことについてなぜ指摘がなかったのか。あるいは，非常に重要な日にちについて特定しているものがあって，それについての裏付け証拠がないのはなぜなのかという点について，決裁過程でなぜ問題にされなかったのか。それは，やはり事件についての決裁の問題というのがあるのではないか。なぜそんな決裁になってしまったのかという，もう少し奥に踏み込んだ観察が必要ではないかと思います。

それから，起訴後の改ざんということが行われたわけですが，起訴後の改ざんをするということは恐ろしいことで，こんなことをなぜ検事としてずっとやってきた人間が思い付いたのか，なぜそんなことをやったのか。私はむしろ，彼はそれが正義だと思っていたのではないか，とんでもない正義の誤り，正義感の誤りがあったのではないかと思っています。そこに何か，やはり検察が陥りやすい，自分が正義だ，自分が考えていることが正義だという思い上がりがないんだろうかという問題があろうと思うのです。

それから，改ざん後の上司の問題ですけれども，フロッピーディスクの問題が明らかになった段階で，なぜ本当に調査しようとしなかったのか。特に証拠構造上，非常に重大な打撃を受けたわけですから，それについてなぜ調査しようとしなかったのかというのは，極めて疑問であります。まして改ざんを知ったとするならば，その段階で公訴維持をそのまま続けるべきかどうかということを，まずその庁が考えなければならない話だったのではないかと考える次第であります。一体，そのときに決裁系統の人たちは公判についてどのように考えて，どのような行動をとろうとしたのかということについて，是非解明する必要があるんだと思っています。

そういう問題の中の奥底にあるのは，検察官の公益の代表たる検察官というものと，当事者たる検察官という問題もあるのではないかと思います。そのときに検察官は一体どっちを採るべきだったのかという問題についても，是非検討をすべき必要があるのではないかと思います。

それから，本件では，複数の検事がいろいろな場面でいろいろなことをすれば，こうしたところまではならなかったと思います。検察官の独立というのは，検察官の良心の独立であると思います。その良心，個々の良心がどうしてこういう一連の流れの中で働かなかったのか，そういう問題があるように思います。

また，捜査構造について，現在のように供述中心の捜査構造がこのまま維持されるのは正しいのかどうかというような問題も含んでいると思います。

そういう意味で，本件につきましては，非常に広い範囲について検察のあらゆる問題がやはり出てきているのではないかなと思っておりまして，是非検証をきちんとやって事実に基づいて今後の検察を立て直していき，国民の信頼を回復すべきだと思っております。

以上です。

○佐藤委員　私は今のところ三点論じていただきたいテーマがございます。

まず第一点ですけれども，今回の問題はいわゆる独自捜査の結果生じた問題であり，すなわち捜査をしている者と起訴，公訴を提起する者とが同一人ないしは同一組織であるという，そういう手続で行われたわけですが，そうであればこそ，検事正，検事長，そして検事総長，この三者がどういう役割を分担して事件捜査の適正遂行を支えていたのだろうかと。分担が非常に不明確だなと思います。チェックの働きようがないという一面がありはしないか。すなわち，逮捕について上級庁が承認をするということが行われ，その逮捕を承認した以上，起訴につい

ての判断をその上級庁が厳正に行えるかという問題が潜んでいるのではないかと思うんです。これをどのように分担をして適正を図るようにするかというのは，なかなかそうは言いながら難しいなとは思いますけれども，ここのところは是非この際考えていただくべきことではないか。特にその３庁の共通するものはターゲットが高い地位にあるものであればあるほど捜査意欲が高まり，公訴提起をしたいという意欲が強くなる，そういう共通した意識を持っているんだろうと思うんです。またそうでなければいい捜査はできないと思いますけれども，そこは逆に言うと落とし穴があり得る，そういうところであるだけに，今申し上げたことを考えていくべきではないのかということが一つ。

二つ目は，こういう難しい捜査をやり抜いていくためには，ある種のヒロイズムというのは必要だし，なければなかなかやり抜けない，そういう性格の捜査だろうと思います。しかし，実際にはそれが講じて，皆さんからも御指摘がありましたように，ある意味の傲慢さというものが生まれてきている。それがどこから生まれてきたのかということは，この際追及すべきではないのかなと。教育システムの問題もありましょうし，あるいは採用，登用の問題もあるかもしれません。例えば経済事件，企業に関する事件をやるというときには，産業なりその企業なりがどういう状況の中で，またどういう社会的な役割を果たしながらそこで必死に生産活動なり企業活動を行っているかということを，捜査する側の者として承知をしておいた上で不正を糺していくという，そういう社会常識を併せ持つということが必要だろうと思いますけれども，いいターゲットをものにするということに集中し過ぎていく，その原因がどの辺にあるかということを考えていくべきではないかなと思います。

三つ目は，内部の不正ないし何かおかしいという疑問を内部の職員が抱いたときに，その意見を上司なり上級庁が吸収する，そういうシステムないしは雰囲気，そういうものがあるのか無いのか。もし無いのだとすれば，この際そのようなシステムを構築していく必要があるのではないか。私はこれを仮に作るとしても検察外の者が入ってできるとは思いません。なぜならば，本当に中の実情を知らなければ，そのことを吸収すること，酌み取ることはできないし，正すことはできないと思うからです。また，内部でそれを剔抉（てっけつ）できないということでは外部の不正を剔抉（てっけつ）する資格はないと言うべきでしょうから，是非内部においてそのような体制を作っていくべきではないかと。

以上三点ですけれども，いずれにいたしましても，この会議に大臣が諮問されたことは「検察の再生と国民の信頼回復」ということでありますので，是非その趣旨に沿って議論をしていくべきだと，このように思っております。

以上です。

○郷原委員　私はこういう問題が，今回のような問題が起こった背景・構造という面から幾つか検討すべき問題を指摘したいと思います。

私は，今回の検察の問題の背景には，検察の捜査手法，決裁システム，組織の在り方などが現在の社会に適合できなくなっている現実があるのではないかと思います。従来からの伝統的な犯罪，殺人，強盗，放火のような犯罪，悪いことであることが明々白々な事案については，これは証拠がある限り犯人を捕まえて起訴して有罪立証をするという，言ってみれば一方向で直線的に努力をしていけばいい。従来の検察のシステムはそういうような伝統的な犯罪の処罰に対応する捜査の手法，決裁のシステム，そして組織の在り方が基本的に維持されてきたと思います。

しかし，このところ社会の複雑化・多様化に伴って検察がその違法行為に対するペナルティーとして刑事罰を科すことが求められる領域が非常に増えている。そういう意味で，検察が活躍すべき範囲が広がって，伝統的犯罪以外のところでも，いろいろな犯罪行為の処罰を行うことが求められているわけです。こういった部分については，伝統的な犯罪と違って違法行為があれば直ちに罰すべしということではなくて，その中でどういうようなものを悪質・重大と考えて刑罰の対象にするのかということについて，一定の価値判断が必要になります。こういうような新たなタイプの犯罪に対しては，やはり社会に対して開かれた感覚，そして組織の内部におけるそういった社会の実情に対する理解力，内部でのしっかりした議論という一般社会の組織と同じようなものが求められてくるのだと思うんですが，検察の組織には残念ながら従来の伝統的な犯罪に対応するというような観点がやはりずっと強く残ってきたために，そういう努力を怠ってきたのではないか。検察に説明責任があるのかないのかということはよく議論されるのですが，この説明責任も伝統的な犯罪については，検察は裁判所に対して立証責任を負っているだけで，説明責任はないということで全く問題はないと思いますが，そういう社会に向けられた犯罪に対しては，社会に対しても基本的な考え方について説明責任があると言わざるを得ないと思います。そういった認識をベースに持って，改めて検察の捜査手法，決裁システム，捜査の在り方，人事評価，あらゆるものを見直していく必要があるのではないかと思います。

とりわけ，特捜検察は伝統的な犯罪が，言ってみれば社会の周辺部分の社会的に余り影響のない行為として犯罪者の世界として起きた問題であったのに対して，社会の中心部で活躍する政治家とか経済人を対象にするものであるだけに，余計にその捜査手法とか，それに対応できる決裁システム，組織の在り方を変えていかなくちゃいけなかったのに，それができてこなかったところに大きな問題があるのではないかと思います。そういう観点で，先ほど但木委員が御指摘された今回の事件に関する問題なども，改めてそういったところとどう関係しているのかという観点から考えるべきではないかと思います。

そしてもう一点，ちょっとこの点も是非今回の検討会議で検討すべきではないかと思うんですが，今申し上げた検察の新たな犯罪に対する説明責任の問題を考えるときに，刑事訴訟法４７条との関係は，この際是非検討すべきではないかと思います。先般辞任された柳田前大臣の辞任の原因になった発言も，「個別具体的な事件については答弁を差し控える」ということがなぜ今までずっとまかり通ってきたかといえば，これは刑事訴訟法４７条によって，それは法律上できないという解釈が前提になってきたわけですが，しかし，その背景には伝統的な犯罪を中心に検察が刑事司法の正義を独占してきた，それを誰も疑わなかったということがあるのではないかと思います。それが正にその正義が揺らごうとしているときであるだけに，本当にその刑事訴訟法４７条による，説明できない，書類を公開できないという制約はどこまで及ぶのかというところをしっかり整理してみる必要があるのではないか，この場は正にそういう法律の専門家がたくさん入られている場ですから，議論をする場としても適切なのではないかと思います。

以上です。

（神事務局入室）

○井上委員　前回申し上げたとおり，今回の一連の事態については，様々な情報やあるいは憶測に類するようなものが非常に入り乱れている状況ですので，まず何よりも，正確な事実の確認

というか認識に基づいてどこに問題があるのかを見極めることから始めなければ，方向が大きく間違ってしまうと思っています。そのためには，先ほどからお話が出ております検察における検証というものが，徹底した形でスピード感を持ちながらも十分になされることをまず要望したいと思います。

本日は，先ほど甲斐審議官から事件の概要について一通りの御説明がありましたが，これからどういう点を取り上げ，どういう順序で検討していくのかについて議論し整理していくためには，やはり，最高検察庁における詳しい検証の結果を伺って，それをも踏まえた上で議論をするべきであると思いますので，本日の段階では先走った議論は差し控えたいと思います。

ただ，そういう点を留保した上で一般的に申し上げれば，我が国の検察官は，先ほど甲斐審議官が概要を説明されましたが，裁判に至る前の段階では二つの役割を負ってきた。一般の事件では捜査の結果に基づき最終的に起訴・不起訴を決定するということですが，その場合も，他国の検察官に比べますと，単に警察等の捜査機関による捜査の結果を受けて，それをチェックするというだけではなく，多くの場合，自らも被疑者や主要な参考人等の取調べなどをして，十分な証拠固めをして有罪の確信が得られた場合にのみ起訴をするというやり方を行ってきました。そういうやり方は，「綿密な捜査と慎重な起訴」と言われていますが，他国に類を見ないほど高い有罪率をもたらしている主因になっているものと認識しています。それに加えて，検察官は，特捜に最もよく表れているように，自らも捜査機関として告訴・告発を受け，あるいは犯罪の徴表を得たときに，警察等とは別の立場，視点で独自に捜査をするという役割があります。その立場では，真相を解明し，犯人を検挙することに精力を注ぐという，言わばアクセルを踏む役割を負っていると同時に，同じ機関が適正かつ十分な捜査がなされているかどうか，確実な証拠が得られているかどうかについて自らチェックし，もし問題があれば，ブレーキを踏むとか，あるいはリバースギアを入れなければならない。そういう両方向を一般の事件にも増して適切に行っていかなければなりませんし，またそういうことができる装置になっていないといけない。そういうことがきちんとなされているか，備わっているのかどうかを点検してみなければなりません。

そういう視点から，今回の事件の中身についても，改ざんされたとされるフロッピーディスクのデータと関係者の供述調書の中身が食い違っているということがあったようですけれども，その点を含めて，捜査段階で行われるべき捜査が本当に十分なされたのかどうか，それがまず検証されるべきではないかと思います。もしそれが十分に行われていないと，十分行われていなかったとすれば，どうしてそうなのか，その原因はどこにあったのか，また，それに対するチェック，先ほどから何人かの方がお話になっていますが，検察官は独任制ではあるのですけれども，検察官同一体ということで決裁のシステムがきちんとしているはずなのに，そこで適切なチェックがなされていなかったとすれば，その原因がどこにあったのかを明らかにし，それを踏まえて，再発しないようにするにはどのような手当てを講じていくべきかを考える必要があるだろうと思います。

また，この事件では，まだはっきりしませんけれども，公判の段階でその食い違いが出てきて，立証上支障が生じていたように見えるのですけれども，仮にそうだったとして，検察官として撤退する判断がどうしてできなかったのか，そういったことを今後繰り返させないようにするためにはどういう方策があり得るのか。これは決裁の仕組みだとか，そういったことを見直すということになるのかもしれませんが，そのような検討を最低限行わないといけないと思

います。

この他，検察官個々に対する教育や指導・監督，倫理・綱紀の維持，あるいは，証拠管理体制の問題，さらには，他の方々がこれまで一部指摘され，あるいは，これからされるであろう様々な問題がありますが，この点については最初にお断りしたとおり，最高検察庁における検証結果を待って，改めてまた意見を申し上げる機会を与えていただければと思っております。

以上です。

○石田委員　この度の事態は，よく報道では前代未聞などと言われております。しかし，本質的な問題は，これが特に例外ということではないと認識しております。とりわけ特捜事件におきましては，令状主義に完全にもとる捜索，差押え，関係資料がトラック何杯分捜索，差し押さえられたといったようなことがよく報道されますが，そういった捜索，差押えが行われています。そして，それが弁護人に開示されずに，被告人に有利な客観的証拠の隠蔽が頻繁に行われたと認識をしております。

現在の事態は，特捜事件に限らず検察組織の構造的な，そして組織上の問題あるいは取調べの手法，そして供述調書を過度に重要視する現状に由来していると考えます。とりわけ，先ほども御指摘ありましたように，一定のストーリーを作り上げて，それに沿う供述調書を強引に作成するという捜査手法，それに加えて刑事訴訟法３２１条１項２号書面を拡大解釈して，有罪立証のための証拠として採用するといった，それを無批判的に容認してきた現状自体も問われているのではないかと思います。

このような不当な取調べによるえん罪事件が後を絶たないのは，様々な要因が考えられるのではないかと思います。一つは，長期勾留あるいは起訴前の保釈が認められないという法制度，それから先ほど言いました刑事訴訟法３２１条の拡大解釈などにも問題がありますが，やはり最大の問題は，取調べやこれに基づく起訴がリアルタイムに検証されていないという点にあるのではないかと思っております。もちろんこれまでにも，供述調書の信用性あるいは任意性が否定された事案も多くあります。しかし，従来は公判における事後的検証しかなされておりません。それが明らかになるためには，おびただしい労力と時間とを要したということが，今までの先例にも表れています。

私が弁護に携わった事件でも，その調書の任意性，信用性が否定され，被告人が無罪になるために一審だけで９年もかかった事件もあります。審理のほとんどが調書の任意性あるいは特信性についての証人の取調べでした。これを回避するためには，まず取調べや起訴の過程について，リアルタイムに外部的な検証が行われる必要があると考えております。その第一が，先ほども議論がありましたが，取調べの全面的な可視化，つまりそれはいろいろな方法があると思いますが，取調べの全過程を録音あるいは録画をすることであるとか，取調べに弁護人の立会権を認めることなどであると考えております。

この可視化問題につきましては，今日法務省内の勉強会の報告書などが提出されていており，この報告書を読みますと，平成２３年６月以降のできるだけ早い時期に検討結果を取りまとめたいとされています。しかし，これらの問題は，もう既に長期間にわたって議論されてきております。したがって，この会議では海外の制度などを参考とした上で，早急に制度実現に向けた具体的方策を提示すべきであると考えております。法務省の方でも現在海外での状況等を調査されていると聞き及んでおりますが，その報告書の内容を速やかに明らかにしていただきたいと考えております。

また，特に直告事件に関しては，拘置所における無制限な取調べ，長期間の取調べが実態化されていると私の経験からしても認識しています。ここでは，警察での取調べ，代用監獄における取調べと同様の弊害が生じているのではないかと思いますので，この点についても調査していくべきではないかと思っております。

あと細かいことですが，供述調書は，現在いわゆる独白式で作られております。そうではなくて，調書の作成過程を書面上でも明らかにするためには，供述調書は独白形式ではなく，簡潔でかつ順を追った問答形式にするなどの工夫もされるべきではないか。あるいは起訴時点においても内部あるいは外部からの監査システムを考慮すべきではないかと考えております。

次に，二番目の検察組織の問題でございます。検察組織の組織的疲労が現在問題とされている様々な状況を生み出しています。そしてこれが，個々の検察官にも様々な影響を与えているのではないかと考えられます。この問題を解き明かすためには，まず現在の検察官の倫理意識であるとか，検察官の身分の特殊性あるいは組織に内在する問題を徹底的に洗い出す必要があると考えます。このような作業を行うことによって，適正な人事評価あるいは倫理規範の確立を行うことが必要であると思います。その前提として，現状を認識するために，今度現地に行ってインタビュー等を行うことも予定しておりますが，検察組織のどこにどのような問題点があるのか，あるいは人事評価，配属，配転の基準が現在どのようになっているのか，どのような問題がそこにあるのかといったような問題，それから検察官の個々人につき，仕事，職場，上司，組織などに対して満足感があるのか，あるいは負担感があるのか，そしてそれが意識にどのような影響を与えているのかといったことを分析することがまず必要と考えます。通常の民間の企業などではいわゆる不祥事が行われた場合には，そういった問題を解明するために社員に対してインタビュー，あるいはサーベイ等が行われますが，そういった調査を行うことが必要不可欠ではないかと思っております。

検察官の倫理規範の問題については，私はこれまで当然に内部的には何らかの形で文書化されたもの，あるいは形のあるものがあるのではないかと思っておりました。今般意見を述べるに当たって，事務局の方に資料を見せていただきたいということをお願いいたしました。ところがそういった倫理規範なるものというのは特にないという御回答だったので，ちょっと驚いているところであります。この機会に現状の問題認識を踏まえて，倫理規範を確立すること，そしてその実行を担保できるような組織を構築することが求められるのではないかと思います。

いろいろな関心点を申し上げましたが，その中でやはり第一に考えていくべきことは，取調べの全面可視化の問題，それから検察の組織，人事評価あるいは倫理規範の確立といったところからまず手をつけて優先的に議論すべきではないかと思っております。

以上です。

○江川委員　前回私が関わった行刑改革会議というのがあるのですが，これは明治時代の監獄法で運営されていた刑務所を何とか今の時代の要請，人権感覚に合うものにするというのがテーマでした。検察の問題，今回の問題も実は同じだと思います。今の検察の前時代的な状況を変えなければいけないと，これがやはり大前提であり大きなテーマであると思います。前回但木さんが文化とおっしゃいましたけれども，そこの問題が大きいと思います。では，前時代的な状況とは何なんだろうかということは，こういうふうに私は思っております。検察官は，我々は誇りを持って正しいことをきちんとやっているのだから大丈夫だと，我々に任せておけばいいんだという，そういうお上意識がありはしないか。そしてそこから来る閉鎖性や密室性とい

うのが問題なのではないでしょうか。人間というのは過ちを犯すかもしれません。それを放置していればその過ちが組織全体に及んでしまいかねません。外部の目や空気も入らなければ組織が腐っていくということも可能性としてあるわけです。実際，日本の社会の様々な組織は，そういう失敗をたくさん積み重ねてきて，ルールをきちんと作る，そして常にチェックをして情報はできるだけオープンにするという方向に社会の傾向は変わってきていると思います。なのに検察にはそういう発想がまるでない。強大な権限を持つのに，それにふさわしいルールやチェックの仕組みがない，あるいはとても不鮮明だと思います。

例えば，今，石田先生もおっしゃいましたけれども，検察には倫理綱領すらないわけです。それは一人一人の検察官，検事さんの倫理観を信頼してということなのでしょうけれども，結局公益の代表者として何をやっていいのか，何をやってはいけないのかということが個々に預けられている，任せられていることで，何をやっていいのかいけないのかが曖昧にされ，軽視され，そして無視されてはいないだろうかということです。そこのところをきちんと明確化するということは，組織が暴走しかけたとき，例えば今回のように特定の個人について何が何でも起訴して有罪を取るということで，それが目的化してしまい，そのためには手段を選ばないという状況に陥ったときに，ストップをかけるためのブレーキになるのではないかと思うわけです。もちろんそういう何か規定があるだけでは駄目で，そういった倫理綱領に沿った行動，判断をしているかどうかをチェックする監察制度というのが必要だと思います。警察にもこれが十分機能しているかどうかは別として，倫理規程や監察制度はあります。なのになぜ検察にはないのでしょうか。検察適格審査会があるという方もいらっしゃるかと思いますが，これはその検察官が職務を執るに適しないかどうかを審査するものであって，個々の行為や判断についてチェックする仕組みというのはまるで欠落しております。民間企業の取組も参考にしながら，外部の目，外からの風を入れつつチェックするという仕組みが必要だと思います。

そのチェックという観点では，捜査過程のチェックということも必要だと思います。取調べの密室性というのは前時代的な検察のある種の象徴のようなもので，もう可視化は必須だと思います。これは特捜部に限ったことではありませんし，そして可視化をするからには，その取調べの過程がきちんとチェックできなければいけないので，全過程の可視化ということが必要だと思います。

この問題に関しては，えん罪の被害者やあるいは社会の期待も高くて，私たちはやはり可視化を前提にしてもっとその先，つまり対象事件をどういうふうにするのかとか，どのようにやっていくのかという議論に入るべきだと思います。例えば任意の段階の捜査，これに関しては千葉座長が大臣のときに，記者会見の席上で，これは任意だから当然調べられている側が録音をとるのもありではないかというようなことを指摘していただきましたけれども，ではその任意の段階は個人の取り調べられる側の記録に任せていくのか，あるいは，それとも検察自身がきちんとむしろ記録を取っておいた方がいいのではないかとか，そういうような具体的な話に入るべきだと思います。それから，取調べに関連していうと，検察事務官の役割と責任が非常に不明確で，検察官の経験のある方に聞いてみると皆さん言うことが違うので，実際この検察事務官の役割と責任というのはどういうものかというのを私はやはりきちんと知っておきたいなと思います。

それから，捜査に関しては証拠の管理にきちんとしたルールがあるのかどうか。前田検事によるフロッピーディスクの改ざんだけではなくて，例えば小沢氏の政治資金をめぐる捜査の過

程で押収されたパソコンが返ってきたときには，ウイルス感染していたなんていう話も報道されています。特にデジタル証拠の管理の仕方がどういうルールになっているのか，あるいは，どういうルールを作らなければいけないのかということがとても必要だと思います。

それから，証拠に関連していいますと，やはり証拠開示が十分なのかという問題もあると思います。先ほど説明があったように，以前に比べれば随分改善されたとはいえ，被疑者，被告人に有利な証拠がオープンになりにくい仕組みというのはあると思います。国民の税金を使って集めた証拠が検察官だけの判断で退蔵・隠匿されていいのかということを考えると，証拠の全面開示ということについても言及する必要があるのではないかと。それによって捜査の過程もきちんとチェックされるのではないかと思います。

それから，前時代的な組織の問題ということで言うと，人事評価のシステムはどうなっているのかという問題もあります。検事さんの出身者にお話を聞くと，どうもこれといったはっきりした人事評価のシステムがなくて，何か先輩が気に入った後輩を引き上げていくというようなことがあるんだと聞きます。それを聞いて，だからこそ主任検事，つまり先輩検事が欲しがるような調書を若手の検事が無理にでも作っていくのではないかなということも感じました。公正な人事評価のシステムを入れて，真実発見，これは何も検察に有利ということだけではなくて，被疑者，被告人にとって有利な結果も含めて，とにかく真実の発見にきちんと貢献した者はプラスに評価するというシステムが必要だと思います。それに加えて，組織の問題でいうと，例えば法務省，法務行政の重要な部分を検察出身者が担っているという問題，あるいは判検交流など，旧司法省の名残を引きずっているのではないかというような問題もあって，例えば検察側の必要とする法制度はどんどんさくさくとできていくのに，人権の問題に関してはどうも置き去りにする傾向はありはしないかというようなことも，検討する必要はあると思います。

こういう前時代的な体質というのは，情報発信の仕方にまで及んでいます。記者会見はようやくオープン化にはなりましたけれども，非常に限定的でありますし，録音や写真撮影すら駄目だと。それだけではなくて，記者会見ではなるべく重要な情報を伝えずに記者クラブの方々との個別の関係，つまり誰も見ていない密室状況の中で情報が伝わっていくという問題もあります。こうした前時代的な体質というのは，いろいろ説教をしたり教育をするということでは変わっていかないと思います。システムを変えるということによって変えていくしかないので，そこのところをやっていかなければいけないのが私たちの役割だと思います。

もろもろ申し上げましたけれども，可視化，証拠の全面開示，倫理規程の制定と監察制度，公正な人事評価のシステム，それに併せて先ほど郷原委員もおっしゃいましたけれども，もっと今の社会や犯罪に合わせた形に組織を変えていく。果たして特捜検察を今までのまま存続させていくのかどうかと，こういうことについてもやっていかなければいけないと思います。そのためにはいろいろな聞き取りやアンケート調査などが必要で，先ほど石田委員が検察官への聞き取りあるいは調査ということをおっしゃいましたけれども，それだけではなくて，事務官も含めてやらなければいけないなと思います。

前時代的なシステムを変える，システムを変えていくというときには，やはりあまねく実行可能なものでなければならない。特別な優秀な人ではなくてもあるいは都会ではなくても，全部でできるようなシステム作りというのをやはり視野に入れて議論を進めていきたいと思います。

以上です。

○後藤委員　現在，私が理解している限りでの事情を前提として，私の問題意識を申し上げたいと思います。

五つの大きな項目に分けて，Ａ３のものに書いてみました。

まず，検察捜査の在り方を見直す必要があろうかと思います。今回の事件には，現在の検察捜査の基本的な問題点が表れているのではないかと思います。つまり検察官が立てた仮説に合うような内容の供述調書，例えば自白であったり共犯者の供述だったりしますけれども，それを積み上げることによって有罪を立証しようとする方法です。そのために取調室という密室で無理な取調べが行われがちになります。これはいわゆる特捜事件に限られる問題ではなくて，もっと一般的な問題だと思います。それが言わば極端になって，証拠物までも供述調書に合わせて変えてしまったというのが，今回の前田元検事の行為であると見ることができるのではないでしょうか。

このような密室での取調べによる調書作成を中心とする捜査方法を見直して，もっと透明度の高い公明正大な捜査にすることが重要な課題になると思います。そのためには，今までも言われておりますように，例えば取調べの可視化があります。その中には，弁護人の立会いや，あるいは参考人の取調べについても可視化することが入ります。これは供述の過程を客観的に残すという意味で，非常に重要であると私は思います。

それから，逮捕，勾留という身体拘束が自白させるための手段にならないようにする方策が必要だろうと思います。具体的には逮捕・勾留の要件を厳格に運用する。取調べの時間について，先ほども指摘がありましたけれども，それを制限する必要があるのではないか，あるいは保釈の運用を見直す必要があるのではないか，こういった問題点があり得ると思います。

それから，やや技術的ですけれども，現在の法律だと検察官の作った調書は，証拠としてかなり優遇された条文になっております。それがいわゆる伝聞例外の規定で，検察官の面前調書は特別な扱いを受けているわけですけれども，それがそのままでよいのかどうか，条文ないしその運用を見直す必要がないかということも課題になると思います。

それから，証拠物の管理方法がしっかりできているのかどうか，それを改善する必要がないのかも問題でしょう。証拠開示につきましては，２００４年の改正でかなりの前進がありました。今回このフロッピーの件が発覚した一つのきっかけも，その証拠開示であったと思います。その意味ではこの事件では，言わば司法改革の良い効果が現れてきたと見ることもできると思うのです。ただそれでも例えば被告人に有利な証拠が埋もれてしまうことがないのかどうか，それを防ぐためにはどんな方策があり得るかについては，やはり考える必要があろうかと思います。

二番目に検察官の倫理を確立することが必要であろうと思います。弁護士には弁護士職務基本規程という条文化された規範があるわけですけれども，他方の当事者法曹である検察官にはそういうものがない。ここに基本的な問題があるのではないか，検察官のための倫理規範を明文化することが必要ではないか。しかも，それは実効性のあるものにしないといけない，そのための方策を考える必要があると思います。倫理については，教育の過程でも重要であって，私ども法科大学院で教えている者にとっては，一つの課題がここに示されていると思います。

三番目が検察の組織の問題です。例えば，特捜部をどうするかという問題です。さらには，検察全体の人的組織の問題，この中にはすでに多くの方が御指摘になった決裁の仕組み，ある

いは検察官の数や配置が合理的であるかなど人事の在り方の問題があると思います。また，検察と法務省との関係，これは江川委員もおっしゃいましたけれども，検事の方々が法務省の幹部を占めるという現在の体制はどうか。これは検察の現場をよく御存じの方が法務行政を担当するというよい面もあると思いますけれども，逆にいうと，法務省と検察の間の緊張感を薄くする，弱くするという，問題がありはしないか。こういった問題意識も必要ではないかと思います。

四番目が，ソフト面の問題，つまり検察官の意識，役割意識の問題です。日本の検察官は，非常にまじめで，強い責任感を持って働いていると思います。ただ，それが自分たちが刑事司法の中心であるというような，やや過剰な責任意識になってはいないだろうか。もちろん検察官には責任感がなければいけないのだけれども，それが過剰になってしまったために，いったん起訴をしたら最後まで有罪をとらなければいけないというふうに，頑張らなければいけないと，かえって制約的に働いている面がないか，言ってみればもう少し肩の力を抜いた方がいい部分がありはしないか。それから，今まで検察官は捜査に非常に力を入れられているわけですけれども，公訴官といいますか，法廷で活動する法曹へともう少し軸足を移していくことを考えたらどうかというようなことを考えております。

最後に，検察・法務以外の人々の問題です。私たちに与えられた課題は，検察の在り方を見直す，検討することですから，直接には検察が対象になります。しかし，健全な検察の在り方を維持するためには，周りのアクターの行動が非常に重要だと思うのです。周りから常に助けるとかあるいは監視することがなければ，検察の健全な在り方は維持できないと思います。例えば裁判所のことだけ少し申しますと，取調べの可視化について，もし裁判所が，「全面可視化していなければ自白の任意性は認めません，調書は採用しません」と言ってしまえば，可視化はすぐにも実現できるはずです。そういう意味では，決して裁判所に責任がないわけではない，すべてを検察の責任にして済む問題ではないと思います。このように警察，裁判所，弁護士会あるいは報道などに対して，私たちが直接に注文はつけられないにしても，私たちの期待を発信すること，つまり検察を支えるために，こういうふうにしてほしいという期待を発信することは考えてもいいのではないかと思っております。

以上です。

○高橋委員　皆様方と余りかぶるところはもう時間ももったいないですから，どんどん飛ばしていきたいんですが，基本的な認識を最初にまず申し上げますと，やはり自己完結的な組織というのはほかの官庁に比べても，ほかの官庁は随分人事交流しているところも出ていますし，例えば金融庁であればやはり証券監視するためにはＩＴとか金融の専門家が必要だから中途採用するとか，随分あると思うんですが，これほど外からの人材が入ってこない組織は官庁でも珍しいなと。そんなこともあってだろうと思うんですが，やはり世の中の変化についていけていないということです。今，民間企業でもみんなそうなんですけれども，本当にＩＴだったり金融だったりだけではなく，それぞれの分野が非常に専門化してきています。その専門的な知識を全員が持つことはできませんけれども，概念的でもいいから専門的なものをしっかり持っていない人は，高度な意思決定を行うような仕事もできないと，はっきり言って。ですから，ゼネラリストとスペシャリストという区分の仕方そのものが崩壊していると。専門性を持たないゼネラリストは全く存在価値がないという分野が今非常に増えていると私は思うんです。

ですから，私は是非これは本当に検察に対する期待も込めてなんですが，やはり検察がただ

弱くなる方向ばかりで縛っていくと，これは世の中全般に困る人，喜ぶのは悪人だけだということになりますので，一方でこれは正に今までのような延長線上の自白重視のような古い手法で新しい，先ほど郷原委員が言われましたけれども，犯罪をどんどん要するに使命感だけは強いという形で突っ込んでいけば，これはえん罪を生むことになると。えん罪を生まないようにすることと同時に，やはり悪人がただ喜ぶだけという結果にならないようにするために何が一番欠けているのかというと，私はやはり高度プロフェッショナル人材の育成ということがあるんだろうなと思っています。

ちょっとざっと七つぐらい今日はまだこれ仮説段階なので紙にして配りませんが，また変わってくるかもしれませんが，ざっと今の段階での私の問題意識を言いますと，いわゆるプロでなければいけないんですよね，検察。つまり，医師とか弁護士もそうです。コンサルタントも私はやっておりましたが，プロでなければいけない。プロフェッショナルというのはスペシャリストとは違いますから，例えば仮説志向でいわゆるよくファクトベースといわれましたけれども，事実を最も尊重するとか，でも最初に仮説をもって，でもやはり聞いていると私は今の検察の問題の一つは仮説形成能力そのものが非常に低下していると。つまり最初の筋立てが余りにも陳腐だと。申し訳ないですけれども，何でそんな仮説設定能力，形成能力がというと，これはもう専門性がないとか世の中のこと全般の新しい動きについていけていないと。つまり人材開発，能力開発がついていっていないという問題が非常に大きいと。

それで，もう一つの実際にあるやってみて間違っていたら変えようよと，ファクトを重視してそれは内部のカルチャーの問題だと思うんです。それを変えなければいけないと。これは非常に大きな二つの柱，風土の改革となってくると思うんです。

私もコンサル会社に昔長くおりましたが，例えばファクトベースというのはたたき込まれるわけで，仮説で分析してきたんですけれども，やはりそこで何か分析したらこんな結果しか出ませんでしたと言うと，これは違うな，このシナリオ全部なしだと言ってひっくり返るんですよ，簡単に。それをずっとその先輩・上司がやって見せるわけですよね。その経験の中からそれが当たり前だということが刷り込まれてくる。仮説なしにやっちゃいけない，でも仮説が間違っていたら簡単にそれをひっくり返すことが当たり前なんだというものを組織の中で育てていく過程でずっと刷り込まれてくるんです。だからそういう刷り込みをどうやったら組織の中で行うことができるのかという仕組みをたくさん考えていく必要があるんだろうなと思います。それでこそ高度プロフェッショナル人材で，そういうプロフェッショナル的な働き方を持っていて，かつ専門性，だから全部は無理だと思うんですよ。法律以外にもう一つずつでもいいですから，皆さん専門分野を持ってくださいと。それについてはきちんと勉強するようにしましょうというようなタイプの人を育てていく必要があるのではないのかなと。

それからもう一つすごく大きいのが，幹部の役割定義とリーダーシップ開発だと思うんです。今回の部長，副部長の問題というのは，百歩譲って本当に証拠改ざんの本人の問題以上に，ある部分問題が深刻かもしれない。ただこれも事実関係もまだこれがよく分からない部分もありますけれども，更に言えば，そうやって重層的なチェック機能が機能しなかったばかりか，逆にそれを場合によっては隠していたということさえ指摘されているわけでありまして，どうも私はその検察の独任制官庁という部分の独走を，要するに間違いをチェックする機能として組織階層を重層的にすることによってチェックするという発想自体がもう明らかに陳腐化していると思うんです。これは民間企業でも起きていることなんですが，上司は部下のことが分から

ないわけですよね。お前，何で落ちないんだと，昔，俺の頃は落とせたんだよというのが，今相手にしている人の頭の良さも違うわけですよね，はっきり言って。ですから，昔の手法のときの経験をベースにチェック機能を働かせようとしても，もうそもそもそれ自体に無理があると。要らないと言っているつもりはないですけれども，更に言えば，上司と部下というのはある部分では利益相反する部分がありますので，そういう意味で，それをチェックすることに対して自分にはね返ってくる部分もありますから，そういう意味も含めて，必ず第三者というのは外部という意味とは限らないんですけれども，横からのチェックを入れるような形でチェックすべきであって，むしろ幹部の役割というのは，新しい時代に即応して我々検察というのは，例えば特捜というのは，何の捜査を手掛けるかというのは自分たちで決められる組織ですから，正に戦略ですよね。世の中の流れに対してどんな事件をやるべきなんだと。そのためにはどんな人材を開発し，どんなスキルを内部に持っていないとできないんだということをトップがばんと戦略を決めて人材育成を徹底してやるとか，そういうリーダーシップこそがむしろ幹部に求められているのであって，一個一個の案件のチェックはむしろ横からの別の体制で，より担保するような仕組みにしていかないと現実的ではないのではないかと思うんです。

それで，リーダーシップ教育も今，民間ではいろいろあります。例えば多面評価，本人の上司，部下，全部含めて多面評価する。これをやると出るんですよ，すごく。大体これも今日こんなお話ししていると長くなってしまうんですけれども，例えば老人病院なんかで見ていないと要するに誰も見ていないときの夜中とかに虐待するようなやつがいたりするわけです。そういう人間をどうやったら一番はねられるかというと，多面評価をやると大体そういう人というのは，上からの評価なら覚えがよくて，周りからとか下からが悪いんですよ。このギャップのある人が非常に危険なんです。ですから，あぶり出す手法はいろいろあります。かつ，それはあぶり出すだけではなくて，御自分自身も気付いていただいて，ここを変えなければいけないといって自己変容していくようなプログラムを幹部に，まず上から変えなければいけないので，上の人たちの行動特性，思考特性を変えていただくためにも，そういうプログラムをやっていただいたらいいのではないかとか。

あとはもう時間もあれですけれども，皆さんもおっしゃっているような人事考課と登用の仕組みも，これも明らかにもっと多面的な評価を取り入れるとか。

それからもう一つ申し上げたいのは，今回の例でもそうですけれども，やはり組織的にもっとスキル，ノウハウを開発する仕組みも必要だろうなと思います。例えば別に自白を引き出すスキルは一切要らないというつもりは全然ないんですが，例えば，ではどういうものが望ましいやり方なのかということを，それこそ可視化すればいいと思うんですよ。それは外にという意味ではなく，正に海保でいえば，あのビデオは教育用に撮ってあったわけですよ。ですから例えばこういうやり方をしたのはこういう例があるんだよと，周りの若い人たちが見てビデオで見て，ああ，こうやって取り調べるんだといって，はい，ではあなたやってみなさいといってロールプレイでやって，ロールプレイでやった自分の姿をビデオで見せて，もう一回先生と一緒に自分の姿を振り返ったときに，自分が効果的な尋問ができているかどうかを一人一人が研修で学ぶような場とか，どうして作らないんだろうなと。どうして個人技に頼るんですかねと。個人技に頼るからおかしなことが起きていても分からないだけではなくて，もしそこですばらしいことをやっている人がいても，そのスキルが周りに伝承できないんですよ，全然。非常にもったいないですよね。組織として能力開発をしていく仕組みをもっともっと探っていく

べきではないのかなと，こんなふうに思います。

他にもいろいろございますけれども，今日時間がありますので，またどこかで詳しく提案させていただきたいと思います。

○龍岡委員　もういろいろな事項について御指摘があって，付け加えることもそうないかもしれませんが，私なりに考えているところをお話しさせていただきます。

検察に対する信頼をいかにして回復するか，それがこの検察の在り方検討会議のメインテーマ，究極的な目的であることと思います。刑事裁判に裁判員制度が導入され，司法制度改革が進められる中で，どうしてこのようなことが起こったのか，事実関係をまず明らかにし，可能な限り真相を解明するとともに，原因を究明し，再発防止に万全を期することによって，速やかに検察に対する信頼が回復されなければならないと私は思います。検察に対する信頼を回復するための検討事項としてはいろいろな考えや御指摘の点，多々あるわけですが，様々な角度から多角的な検討がやはり必要であろうと思います。私は次の三点を考えており，議論の混乱を避けるためにも，その三つの基本となる主要な事項について三つの段階に分けて議論してみたらどうであろうかと考えております。

まず第一は，今回の一連の事態について可能な限り事実関係を明らかにして，真相を解明することによって，真の問題の所在を明確にすることであると思います。第二に，これを踏まえてこのような問題が発生した原因，背景事情，問題状況を究明する必要があると思います。そして第三に，それらの原因や背景事情等の検討を踏まえて，より信頼される検察組織に再生させるために実効性のある現実的な対応をすることが検討されなければならないと思います。

以上の三点，大きなところですけれども，これについて若干付言をさせていただきますと，第一の真の問題の所在を明確にするということは，今回の一連の事態について，これは別途最高検で検証，検討がされているというところのようでありますので，その結果を踏まえてということになると思いますけれども，まずは事実関係と実態，真相ができる限り明らかにされる必要があると思います。これが明らかにされることによって，初めて真の問題の所在を的確に把握することができるし，問題解決の現実的な糸口も見えてくるのではないかと思います。その上での議論，検討でなければ議論が混乱し，方向性も見いだせず，抜本的な改革にもつながっていかないのではないかと思います。

第二の原因，背景事情の解明については，第一の真の問題の所在が明確にされればおのずと明らかになることと思われますが，そこから更に踏み込んで真の原因なり背景事情，問題を掘り下げて解明することが求められると思います。これには今回のような事態が特定の検察官の属人的な事情に起因する問題なのか，組織的な問題状況があったのか，構造的な問題があったのか，これに起因するのか，それともその双方によるものかなどが明らかにされる必要があろうかと思います。組織的な問題状況として考えられるのは，しばしば指摘されておりますとおり，決裁制度は的確に機能していたんだろうかという点であります。この点の問題意識に関連して今回の事態が当該特捜部の在り方に関する言わば特有の問題なのか，あるいはそうではなく，より一般的な問題状況なのかについてもやはり検討をされなければならないと思います。これらの点に関しては，更に検察官の人事制度，あるいは人事政策も関係してくるかと思われます。

第三の実効性のある現実的な対応策については，取調べ，捜査の在り方，殊に供述調書の録取，作成の在り方について改めて議論がされるべきであり，この中で取調べの可視化やあるい

は証拠開示の在り方などが主たる論点になることであると思います。また，取調べ，捜査の在り方に密接に関連する問題として，決裁制度の在り方，あるいは特捜部の組織・制度の在り方，人事政策などが検討されなければならないと思います。特捜部についてはいろいろな議論があるわけですけれども，まずは，特捜部の組織の体制，独自捜査の在り方，あるいは決裁制度その他によるけん制，チェックの体制の強化などの改善あるいは改革によって，その機能と役割を確実かつ十分に果たしていくことが可能かどうか，その具体的な方策を検討すべきではないかと考えます。人事制度，人事政策については，検察官倫理を含む教育研修制度の在り方などが関連問題として指摘されると思います。

このほかいろいろな問題がありますけれども，以上の点について検察の信頼を回復するための前向きな議論，検討がされ，具体的な提言ができればと思っております。

以上です。

○宮﨑委員　まず初めですが，私の方はペーパーを出させていただいております。一応基本的にはそれによるところになります。

今回の厚労省の元局長事件並びにそれに関連する証拠隠滅事件は決して特異な事件ではない。今までの多くのえん罪事件に共通していたのは，警察，検察に日常的に存在する無理に有罪あるいは無理に自白を取りにいく姿勢であり，その背景には調書裁判，人質司法と呼ばれてきた我が国の刑事司法の抱える病理現象があった。そして今回の事件もその延長線上にある，起こるべくして起こった事件である，このように考えています。今回の事件を深く掘り下げて本件の特殊性あるいは本件の事案を解明するという姿勢も別段否定はしませんけれども，今までの数多くのえん罪事件に共通している，やはり無理に自白を取りにいく，あるいは被告人に有利な証拠を隠す，こういう体質は全く変わっていないわけでありまして，この点，従来のいわゆる文化といいますか，姿勢を正さなければならない，このように考えています。

是正されるべき姿勢とは，警察にも当然共通でありますけれども，この会議に即して言えば，検察捜査の適正化，検察官倫理の確立，そして検察組織の改革の三つを上げることができます。

まず一番目の検察捜査の適正化でありますけれども，独自捜査と警察捜査のチェックとしての捜査の双方が適正化されなければならないと考えています。そして，検察捜査を適正化するためには，何よりも相手方当事者と裁判所が捜査を実効的にチェックすることができる仕組みが必要不可欠であります。捜査を実効的にチェックする仕組みとして，取調べ全過程の録画・録音の義務化が直ちに実現されなければなりません。今回の厚労省元局長えん罪事件でも，今までの数多くのえん罪事件と同様に検察官の不適正な取調べが明らかとなっています。不適正な取調べを予防するとともに，裁判所が供述調書の作成過程を客観的・事後的に検証する仕組みとして，取調べ全過程の録画・録音の義務化は必須であります。また，証拠開示の拡充も不可欠であります。今回の厚労省元局長えん罪事件では，主任検察官によって証拠改ざんが行われたほか，取調べを担当した検察官が不適切な最高検の補足説明によって取調べメモを全て廃棄しております。このような証拠改ざんや取調べメモの廃棄は，相手方当事者である弁護人に，捜査の過程でどのような証拠が作成・収集されたかをチェックする機会が保障されていないからこそ起きたものであります。そこで，証拠の改ざんや廃棄ができないように，証拠リストの作成・交付と証拠の原則的全面開示を義務付ける必要があります。そして，証拠の原則全面開示が制度化されれば，検察官が無罪を示す証拠を隠しながら公判を維持することはできなくなります。したがって，証拠開示の拡充は公訴提起や公判遂行の過程に違法ないし不適正な点が

ないかにチェックを及ぼす仕組みとしても重要であります。

第二の課題は，検察官倫理の確立であります。検察官はその権限の大きさに見合った強い高い倫理が求められるはずであります。今までの委員の数多くの方も御指摘されています。そして検察官の倫理を確立するためには，まず大前提として世界の多くの国と同様に倫理規範が制定されなければならないと思います。倫理規範においては公益の代表者としての責任，すなわち被告人を有罪とすることが検察官の職責ではないことが明確にされるべきであります。今回の厚労省元局長えん罪事件では，元局長の無罪を示す検察官手持ち証拠が存在したにもかかわらず，公訴が提起され判決まで公判が維持されました。その結果，元局長は１年３か月もの間，被告人の地位に置かれました。無罪を示す証拠があることを認識しながら公訴を提起し，公判を維持するような職務遂行の在り方は，正さなければなりません。さらに，検察官の倫理が遵守されるべきことを確保するために，監察制度などのチェックシステムを創設するとともに，懲戒手続の実効化，透明化を図るべきであります。

第三の課題は，検察組織の改革であります。まず，適正かつ公正な人事が確保されるような仕組みが必要である。検察組織の中で検察官倫理に従った検事が不利益な取扱いを受ける一方で，強引な取調べをし，検察官倫理に反する行動をした検事が出世していくようなことがないようにすることが重要であります。検察官が強大な権限を適正に行使するためには，相手方当事者の立場を理解することが必要であります。現在の検事の他職経験制度について弁護士経験，とりわけ刑事弁護を経験する機会を拡大する方向で検討することを提案したいと思います。また，現在法務省の主要なポストを検事が独占している状況についても，この機会に見直すべきだと思います。

さて，最後にまとめでありますが，検察の在り方を改革すべき以上の三つの大きな課題について，本会議の提言が急がれるならば，まずは取調べ全過程の録画・録音と手持ち証拠とリストの全面開示について優先的に議論し提言すべきであります。捜査の過程を相手方当事者及び裁判所が実効的にチェックする仕組みが整えられなければ，内部組織の在り方だけを改めても捜査，公訴及び公判遂行の適正化を実現することはできないと考えられるからであります。

なお，付言すれば，今やいわゆる取調べの可視化あるいは検察官倫理の制定あるいは証拠開示，これらはいずれも他の多くの外国で既に実現できていることであります。日本でなぜできないのかということが不思議でならないというのが私のまとめであります。裁判員裁判のときも，我が国の国民性に合わないとか，シャイな日本の国民性に合わないとかいろいろなことが言われましたけれども，いざやってみれば日本の文化に適合しないことはない。きちんとできているのではないかと思っています。世界の捜査の中でのグローバルスタンダードであります様々な諸制度についても，この機会に是非とも導入をお願いしたいと，このように考えております。

以上です。

○吉永委員　皆様方の発言が頭の中でいっぱいになって，最後に今更何か追加するべき点があるのだろうかと思うほどです。私たちこれから大変多くの時間をかけて検討を重ねることになると思いますが，法律家のための改革でもなく司法界だけの改革でもなく，国民のための検察改革であるということ，この原点は決して忘れてはいけないのではないかと思っています。再建と信頼回復ということは，国民のための検察再建でなければいけない。同時に国民の理解を得ることができなければ信頼回復はできないということを肝に銘じながら参加させていただきた

いと思っております。

と同時に，やはりどういう検討の順番をしていくのかということが，きちんと問題の在りようとその解決策ということを理解をしていただくには重要なのではないかと思っています。入口は大阪地検の事件です。ここから丁寧に掘り下げていくことから始めるべきだと思います。この過程は，問題をしっかりと認識をする，共有をするということでもあります。ですから，最初に出口を作ってそこから入口と結びつけるのではなく，入口をきちんと掘り下げることによって改革点を明確にしていくという順番が必要なのではないかと思います。

なぜ起きたのか，どこで間違ったのか，なぜ間違いに気が付いたときにモラルが機能しなかったのだろうかという，この三点のところをずっと掘り下げていくと様々な問題が出てくると思います。なぜ起きたのかということであれば，特捜の在り方が問題になるかと思います。やはり極めて強大なエリート意識や特権意識というものがなぜ育ったのだろうかと。特捜は特捜だけで存在しているわけではありませんので，それは検察全体の中で特捜がなぜこのような土壌を育てていったのか，育てていけたのかということがやはり検証されなければいけない部分だろうと思います。どこで間違ったのかというところであれば，これは捜査の問題あるいは取調べの過程の問題というようなことが議題になるかと思います。当然チェック体制ということもここでは議題になるかと思います。閉鎖的な組織が生み出す問題も議論しなければいけない。さらに，間違いに気が付いても事実を曲げて組織を守る判断が生まれたのか，これは体質の問題かと思います。では，体質はなぜ生まれ育っていったのかということ，ここの中にはやはり間違いを認めてはいけない，むしろ間違ったことを間違ったと言う勇気を評価されないという評価体制の間違いがあるのではないかと思う。

部下の証拠の改ざんを知った時に，これを質すのではなくその事実を隠滅することに痛みすら感じない人がなぜ特捜部長に出世ができるのかという，人事の在り方，人事評価の在り方も，厳しく国民が理解できるように検討されなければいけないのではないかと思っています。

それから，やはり検察は正義であるという信頼が地に堕ちたわけですから，やはり倫理というもの，拠ってたつ倫理観というものをどういうふうに培っていくのかということも検討対象になると思います。これは放っておけばできるというものではないのに，構築しようとしてこなかった。空気にさらされないうちに間違った方向にどんどん肥大化していって，我こそが正義，組織を守るのが正義という奢りにつながったように思います。

このようなことを議論した上で，このことが二度と起きないために，きちんとした治療をするために何が必要なのかというところで，改革の具体的な道筋を最終段階で提言するということが順番としては極めて分かりやすい検討の仕方かなと思っております。

以上です。

○千葉座長　ありがとうございました。

大変限られた時間ではございましたけれども，今の段階でそれぞれの皆さんから大変鋭く，そしてまた多岐にわたることにもなりますが，御指摘をいただいたのではないかと思っております。今日これで何か直ちにまとめをするとかいうことではございませず，まだまだ相互の御意見，お互いに聞いていただいて気付くこと，あるいはまた少しお互いに更に聞いてみたいという点もあろうかと思いますので，もし，今日少し誰々委員に聞いておきたいなというようなことが相互にございますれば，お出しをいただきたいと思います。

なお，本日御欠席でございます嶌委員からは事前に御意見を，書面でお出しをいただいてお

りますので，どうぞお目通しをいただければと思っております。

なかなか本当に皆さんの御意見，それぞれ私も聞かせていただきながら，これから大変皆さんにいろいろな厳しい御議論をいただかなければと感じたところでございますが，どうでしょうか，今日のところはそれぞれ問題意識，こういうところにあるということを共有をいただくことができたのではないかと思います。また，今後視察あるいは検証の結果等も踏まえつつ，また更に議論を煮詰めていかなければならないと思いますので，この程度で今日はよろしゅうございましょうか。

○石田委員　今委員の多くの先生方から人事評価の問題についてお話が出たと思います。現在の検察庁の内部の人事評価の基準といった，そうした内規的なものあるいは内部規定的なものは恐らく存在しているのではないかと思いますが，そういった現時点での人事評価がどのように行われているのかといったことを，是非教えていただきたいというのが私の意見です。

○江川委員　それと併せて，例えば証拠品の管理のルールとか，特にデジタル証拠の扱いは何か規定があるのかどうか，あるとすればどういうものなのかというのも出していただきたい。それからあと法務省に，先ほど法務省と検察の関係というのが出ましたけれども，今何人検察出身者がいらして，例えばどういうポストについていらっしゃるのかというのもできればその資料を出していただきたいというのがお願いです。

○千葉座長　今の実情の様々な資料の御要請がございました。では，これは事務局に私から指示して必要なものを皆さんにまた御提供するという形にさせていただきたいと思います。では，今の点よろしく整理していただければと思います。

それでは，今日いただきました皆さんの御意見を，もう今日はリアルタイムで公開になっておりますので，多くの皆さんにもまた御関心をいただけているのではないかと思いますが，きちんと議論をこれから進めていくという意味では，また整理をさせていただき，あるいはまた検証結果等も踏まえながら，また皆さんと検討事項の在り方あるいは議論の進め方等々もお諮りをしながら進めてまいりたいと思っております。

また，今日限られた時間でございましたので，多分いやいやまだまだ足りていないと，もっともっと話をすべきところがあるという委員の皆さんも大勢いらっしゃると思いますので，また後日御意見を賜る，あるいはまた書面等で出していただくというようなことも併せて考えたいと思います。もし書面等お出しいただくということがございますれば，どうぞどんどん事務局の方にお届けいただければと思っております。

４　その他

○千葉座長　それでは，次に１２月に予定をしております，皆様からも御要請がございました視察の関係について確認をさせていただきたいと思います。

事前に事務局を通じまして皆さんの御日程など調整させていただきましたところ，１２月７日，８日に大阪地検等への視察，１２月１５日，１６日に札幌地検等への視察を予定をさせていただくという方向で今進めさせていただいております。皆さん本当に御多忙のところではございますけれども，現在のところ全ての委員の皆様にいずれかには参加をいただけるという形になっております。本当にありがとうございます。どうぞもしお時間の都合がつくようでございますれば，どうぞこれからもう一方の方もということがございますれば，大いに歓迎でござ

いますので，よろしくお願いをしたいと思っております。

御視察いただく内容ですが，これもそれぞれいろいろな御意見を事務局を通じまして私も聞かせていただきました。各地検におきましては取調室や証拠品の保管場所等を御覧いただくということも考えておりますし，検察官からのヒアリングも予定をいたしているところでございます。そのほか拘置所などにもできれば赴きまして，拘置所の取調室なども御覧いただくということにしたいと思っております。

また，大阪の１２月７日の視察終了後の日程に関しまして，宮﨑委員より皆様にお伝えしたいことがあると伺っておりますので，どうぞ御発言いただければと思います。

○宮﨑委員　せっかく大阪まで皆様方お越しいただくということなので，大阪地検の本件の弁護人でもある鈴木弁護士とか，あるいは大阪地検特捜部の事件を非常に多く担当しております後藤貞人弁護士などの時間を取りあえず勝手に確保しておりますので，是非ともそのヒアリングの対象として加えていただければ有意義ではなかろうかと，このように考えていますので，是非ともその検察のヒアリングが終わって，５時ぐらいから大阪弁護士会で場所を取っておりますので，そちらに移動していただいてヒアリングをしていただければ，それぞれ４５分から１時間ずつぐらいヒアリングしていただければと，このように思っています。

それから，なお，明くる日も鈴木一郎弁護士，後藤貞人弁護士の日程は押さえておりますが，もしどちらかしか，７日しか行けないとか８日しか行けないとかいう方がいらっしゃいましたら，いずれの日でも対応できるようにさせていただいております。一応そういうことでございまして，是非ともよろしくお願いいたします。

○千葉座長　宮﨑委員の方で大変御尽力をくださり，大変貴重なヒアリング，お話を伺う，そういう機会もつくっていただいたということでございますので，是非お時間の許す皆さん，御参加をいただければと思います。これについては，また時間の調整が大丈夫だという皆さんございますれば，事務局にお伝えいただければ，そこはまた時間等の配分ができるのではないかと思っております。

○宮﨑委員　なお，質問ですけれども，ヒアリングはこの機会だけではないですよね。この後もヒアリングの機会というのは提案してもいいですよね。

○千葉座長　もちろんもうこれは今後もまた皆さんからの御提起，あるいは座長としても様々なヒアリングも是非進めていきたいと思っておりますので，またございますればどうぞ御提案をいただければと……

○宮﨑委員　そうですね。特捜事件で無罪になられた方とか，そういう方のヒアリングもまた是非提案をさせていただければと，このように思っておりますので，よろしくお願いします。

○千葉座長　よろしくお願いいたします。

どうぞこれは皆さんの方からもまたこういうことが是非やったらどうかということがございますれば，御提起いただければと思っております。

それでは，御視察の当日の具体的な内容等につきましては，今いただきました御意見等も踏まえまして，内容等の調整についてはおおよそ先ほど申し上げましたような場所あるいはヒアリングということでございますが，あとは私に御一任をいただいて，詳細な日程をまた皆さんに御連絡を申し上げるということにさせていただきたいと思います。

それでは次に，本日の議事録及び配布資料の取扱いについて確認をさせていただきたいと思います。

本日は，皆さんの合意，御了解をいただいたところから議事公開をスタートをさせていただきました。議事の途中までを非公開としておりましたが，それ以前の内容も，公表する議事録に掲載しない措置を採るような内容ではなかったかと思います。そういう意味で，皆様に御異存がなければ本日の議事内容は全て公表する議事録に掲載することにいたしたいと存じますが，よろしゅうございましょうか。

（一同了承）

○千葉座長　はい，ありがとうございます。

また，本日お配りした資料１８点につきましては，いずれも公表をさせていただくことにいたします。

ただし，先ほども申しましたように，議事録，資料とも事件関係者の実名が現れている部分につきましては，必要な部分は仮名等にさせていただくという部分もございますので，その作業は私の下でさせていただきますので，御一任いただけますでしょうか。

（一同了承）

○千葉座長　ありがとうございます。

それでは，本日の議事録及び配布資料の取扱いについては，今申し上げたような形で取り計らわせていただきたいと思います。

以上で，本日予定しておりました議事は全て終了をいたしましたので，これで本日の会合を終了したいと思います。事前に事務局の方で皆様の日程を調整させていただきましたが，次回の日程につきましては，できる限りまた多くの委員の皆さんが御出席可能な日程ということを考えまして，１２月２４日金曜日の午後１時３０分，１３時３０分を予定させていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。－－では，そのような日程で……

○宮﨑委員　来年の日程も大体ほぼ決まっているということでいいんでしょうか。もうそこのスケジュールを確保，皆さん忙しい方なので……

○千葉座長　皆様の日程をお立ていただくのに大変難しいところもあろうかと思いますので，事務局の方でも皆さんにお問い合わせをさせていただいております。皆さんからそれぞれの御日程をお聞きして，一番可能な曜日が木曜日の午後１時半という時間帯という状況でございますので，基本的には木曜日の１３時３０分ということを基本にさせていただきたいと思います。毎週そのところが駄目という方がおられますと，大変御無礼なことになりますが，そういうことは皆さんからお聞きしたところないということでございますので，１月の第２週ぐらいがスタートになるでしょうか。来年には，ほぼ毎週というぐらいの形でお願いをすることになろうかと思いますが，どうぞその御予定をそれぞれの手帳にお書きをいただいておけばと思っております。

それでは，次回も３時間ぐらい必要かと存じますけれども，議論の状況等によりまして少し長くなるあるいはそうでないと，いろいろあろうかと思いますけれども，是非御了解をいただければと思っております。

それでは，今日はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

―了―

検察の在り方検討会議
第３回会議 議事録

第１　日　時　　平成２２年１２月２４日（金）　自　午後１時３５分
　　至　午後４時５２分

第２　場　所　　法務省２０階　第１会議室

第３　議　題
　１　議事の公開について
　２　最高検察庁による検証結果についての概要説明等
　３　視察等の結果報告
　４　その他

第４　出席委員等　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，
　　佐藤委員，嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，
　　宮﨑委員，吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　説明者　最高検察庁　伊藤次長検事，池上刑事部長，三浦検事

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　検察の在り方検討会議の第３回会合を開会させていただきます。

本日も御多用の中，御出席をいただきましてありがとうございます。

なお，本日，諸石委員におかれましては，所用により欠席されています。また，吉永委員におかれましては，所用により少々遅れて御出席の御予定と伺っております。

まず，配布資料の確認をさせていただきます。事務局から確認をお願いいたします。

○事務局（黒川）　本日皆様のお手元にお配りしております資料は合計１１点でございます。こちらのインデックス付きの資料のつづりでございます。資料１は本日の議事次第，資料２及び３は委員の皆様による御視察の結果概要を記載した資料になります。また，資料４及び５は前回座長から御指示がありました証拠開示制度に関する資料や条文，資料６から１０までは，前回の会合において委員から御要望いただいた資料でございます。資料６は証拠品管理のルール等に関する資料，資料７は検察官認知・直受事件の処理状況等に関する資料，資料８は検察官の人事評価基準に関する資料，資料９は法務省幹部職員への検事の任用状況に関する資料になります。さらに，資料１０は大阪地検等の御視察時に委員から御要望いただいた高検管内別の刑事事件の処理状況等に関する資料でございます。資料１１は民主党の法務部門会議からの当検討会議に対する御要望であり，座長の御指示により今回配布させていただくこととなったものでございます。

なお，本日は最高検察庁の伊藤次長検事により検証結果の概要について御説明をいただくことが予定されておりますが，検証結果報告書などの説明資料につきましては，後ほどの御説明時に配布を予定しております。

○千葉座長　ただいま事務局からも話がございましたように，後ほど午後１時５０分頃から最高検察庁の次長検事より，検証結果の概要について御説明いただくことになっております。ただ，次長検事ほか最高検の皆様は，午後３時３０分から記者会見が予定されているとお聞きをいたしておりますので，検証結果の概要についての御説明は午後３時１５分頃までとなります。そのため，この後，議事の公開に関する御協議をいただくことになりますが，その御協議については，午後１時５０分頃までには終わりたいと思いますので，御了承いただきたいと思います。

１　議事の公開について

○千葉座長　それでは，議事の公開について改めてお諮りをさせていただくことがございます。

今般，民主党の法務部門会議から，国会議員にも別室における議事の傍聴を認めてほしい旨の御要請がございました。もっとも，この本検討会議における議事の傍聴等の在り方につきましては，第２回の会議において，傍聴していただく方の範囲も含めて御論議をいただきました結果，報道関係の方々を対象に別室に設置したモニターで傍聴していただくという結論に至っているところでございます。別室の収容人数の問題等もございます。また，出入りされる方の把握，管理にも物理的制約がございますので，このような点も含めて御議論をいただきまして，現在の形で広くオープンにさせていただいているということでございます。

これによれば，本検討会議といたしましては，今後も報道関係の方々を対象に傍聴していただくということになろうかと思いますが，この点について何か御意見がある方はいらっしゃい

ますでしょうか。もしございますればお出しをいただきたいと思います。

○宮﨑委員　座席スペースがどの程度あるかどうかというのは，ちょっとよく我々は分からないのですが，記者の席が今空いている，あるいは傍聴可能であれば，国会議員の傍聴を断るという理由はなかなか見いだしにくいのではないかというように思うのですが，いかがでしょうか。

○佐藤委員　今，座長が言われたのは，既に決めたこと以外に，別の，今お話のあった人たちの傍聴を認めるようにするかどうかについてのお諮りですか。

○千葉座長　基本的にここで傍聴の在り方について，既に御議論をいただきました。そして，今のような形で別室でモニターでメディアの方に傍聴いただくという形になっておりますので，この原則をもう一度考え直す必要があるかどうかということでございます。

○佐藤委員　それでしたら，先ほどお話がありましたように，座長のいろいろな配慮をされた上での采配によって，ここの議論が行われて決したわけですので，よほどの事情変更があるなら別ですけれども，そうでない限りは一度決した方針を変更するのはいかがかと私は思います。

○郷原委員　原則，もう既に決められているとおりでいいと思うのですけれども，ただ，今後の議論の中身によって，ある程度，公開性を確保した方が国民に対して理解が得られるというものもあるような気がするんです。例えば，今後のヒアリングの中で，むしろちゃんと世の中に分かるように話をしたいと思われる方もいらっしゃるかもしれないです。えん罪被害者とか，そういう立場の方。そういう方々のヒアリングなどをやるときに，この検討会議でも最初に委員が意見を出し合うときには公開されていましたよね。ああいう扱いを特別にするかどうかということは，ちょっと今までの原則とは違った扱いをしてもいいのではないかと思うのです。それと，そう考えると，原則はもう決まったとおりなんですけれども，そういう原則を決めた理由が物理的な制約というのが主だとすれば，この委員の中で了解が得られる場合に例外を認めることは別に適切ではないとは言えないと思うのですけれども。

○石田委員　できる限り公開をするというのがやはり原則ではないかと私は思っています。報道関係に限られたのは，言わば技術的環境の問題だけと認識しているのですが，何も報道関係者が国民の，あるいは市民の代表でもなければ，代理でもないわけですから，国会議員の方々が傍聴をされたいというのであれば，公開するのは，全く問題はないのではないかと思います。

○井上委員　私はちょっと違う意見を持っています。郷原さんがおっしゃった件については，要するに公開するのは何のために公開するのかといいますと，ヒアリング対象者が国民に訴える，その場とするということではなくて，あくまでこの会議が公明公正に行われている，それを国民の目にオープンな形で進める，そのための公開だと思うのです。ですから，ちょっと趣旨が違うのではないかと思います。それから，確かにこの会議はできるだけオープンにして国民の方々の理解を得ながらということですけれども，逆に国会議員の方々だから特別扱いするというのもちょっとおかしいのではないかという感じがするのです。そのような扱いをするとすると，一般の方々で希望する人をなぜ排除するのかということになりますので，それはやはり物理的制約ということもあるのですけれども，マスコミの方というのはやはり国民の代表ではないのですけれども，国民の知る権利に奉仕する立場にあって，広く報道していただけるということで，そういう形で公開をしているというのが今の趣旨ではないかと思うのです。それに，政務官が出席していらっしゃいますので，立法府との関係では，政務官が窓口になって，必要なことにはお応えしていただくというのが一つの在り方かと思いますので，私は，公開が原則だから，この際，特別にという議論はちょっと筋が違うような感じがします。

○郷原委員　誤解がないように申し上げておきたいのですけれども，私はこの場を公開する目的がえん罪被害者の方のアピールのために出されるべきだと言っているわけではなくて，原則公開でやはりある程度の公開性を保っておかないと，世の中から何か本当に隠れてこそこそやっているように見られるので，本当にオープンにできる場があればオープンにすることも必要ではないか。そういう場合に，むしろそういったことを希望されるような方々のヒアリングが適しているのではないかという意味で申し上げただけです。

（吉永委員入室）

○江川委員　井上先生がおっしゃったように，オープンにするのはできるだけほかの人たちも含めてオープンにするのが一番望ましいと思うのです。ただ，今，場所を見てきましたけれども，確かに狭くて，３４席ありましたけれども，あと入れるとしても椅子を三つぐらいが精一杯という状況ではあるのです。ですから，誰もがお入りくださいというような物理的な状況ではないわけです。

ただ，やはり先ほどいろいろな方がおっしゃったように，国会議員の人を排除するというのもまた変だなと思うわけです。それと同時に，民主党だけ入れるというのもまた変な感じがするわけです。ですから，こういった議論の内容を与党の方にも野党の方にも聞いていただいて，いろいろなところに反映していただくというのは意味のないことではないと思うので，野党の方も含めて国会議員の方だったらどうぞというのも一つの選択肢ではないかなという気がします。

○嶌委員　僕はマスコミだけでいいと思います。つまり，マスコミの代表を通じて国民に知らせるという趣旨で良いと思うのです。それは国会議員を入れるというと，何か特別の特権を持っている人に聞かせているというふうに見えるし，今は民主党から要請が来ているんですか。民主党が来れば当然自民党だって公明党だって共産党だってみんな来たいと言うと思うんです。それから，それだけではなくて，例えば，いろいろなえん罪事件というのは東京だけで起こっているわけではなくて，鹿児島とかいろいろなところで起こっている。もしそうした事件のヒアリングなどを行うとしたら，その地域の議会だって県議会の人も聞いてみたいとか，いろいろな話が出てくると思うんです。だから，どこかで線引きをしないと僕はこれはまずいのではないかなと思います。そういったときに，やはりメディアを通じて広く国民に知らせるという原則を固めたら，原則を曲げない方がいい。そして議事録も後で公開するわけですから，僕はそれが何か一番良いのではないのかなと，どこかで原則を外すと，どんどん無原則化が広がっていってしまうという感じがしますけれども。

○千葉座長　今，いろいろ御意見をいただきました。冒頭に申し上げましたように，基本的には皆さんにいろいろな条件の下にどのような公開をということをお諮りをし，メディアを通じて公開にするという原則でこの検討会議を進めさせていただいておりますので，今日いただきました皆さんの御意見は一度私も引き取らせていただきまして，先ほど御意見がありましたように，どうしてもこれはその原則をもう一度考え直さなければいけないのかどうか，そういう必要がございますれば，また皆さんにお諮りをさせていただくということにいたしまして，当面というか，今日の時点では基本的な原則で議論，会議を進めさせていただくということにさせていただきたいと思いますが，よろしいでしょうか。

（一同了承）

○千葉座長　ではそのように取り計らせていただきます。

それでは，ここで次の議事に入る準備をさせていただきますので，少々お待ちいただきたいと思います。

（伊藤次長検事，池上刑事部長，三浦検事入室）

２　最高検察庁による検証結果についての概要説明等

○千葉座長　それでは引き続き，議事次第２の最高検察庁による検証結果についての概要説明等に移らせていただきます。

最高検察庁におきましては，今般の大阪地検特捜部における一連の事態を受けて，次長検事を座長とする検証チームを設けられ，厚生労働省元局長の無罪事件の捜査・公判上の問題点等について，検証を行ってこられたものと承知いたしております。また，このような検証に当たり，最高検察庁におきましては，検証アドバイザーとして外部の第三者の方にも御意見をいただき，それを踏まえて検証作業を進めてこられたものとお聞きしております。この度検証結果が取りまとめられ，本日公表する運びとなったとのことでございますが，本日は最高検察庁の伊藤鉄男次長検事から検証結果の概要を御説明いただき，質疑応答を行うことといたしたいと考えております。

皆様のお手元には，今回の大阪地検における一連の事態に関する最高検察庁の検証結果報告書を配布いたしております。これから伊藤次長検事に御説明をお願いしたいと思いますが，その前に私から何点か申し上げたいことがございます。

この度の最高検察庁の検証は，公判係属中の前田元検事による証拠隠滅事件や大坪元部長らによる犯人隠避事件に関する内容をも含むものであると聞いております。そのような部分については，現段階においては刑事訴訟法４７条の趣旨からして，原則として公にしてはならないものと考えられますが，本検討会議において検察の再生及び国民の信頼回復のための抜本的な検討を行うという目的の限りにおいては，本検討会議に御報告いただく必要性及び相当性が認められるものと考えられます。もっとも，そのような内容を現段階で広く一般に明らかにすることについては，先ほども申し上げましたように，刑事訴訟法４７条との関係で問題がありますし，本検討会議に御報告をいただいた内容を踏まえて議論し，その成果を公表することとすれば，国民の皆様にも十分に納得がいただけるものではないかと思われます。

そこで，これからこの度の証拠隠滅事件及び犯人隠避事件に関する内容をも含めて御説明をいただきたいと思いますが，それらの部分につきましては議事を非公開とさせていただき，議事録にも可能な限りの内容を掲載するにとどめることとさせていただきたいと思いますので，御了承をお願いいたします。

それでは伊藤次長検事から御説明をお願いいたします。

○伊藤次長検事　最高検察庁次長検事の伊藤でございます。

厚生労働省元局長のＡ氏に対する事件におきましては，無罪判決を受けて控訴を断念する事態に至り，Ａ氏に多大な御労苦をおかけしました。また，この事件の主任検察官が重要な証拠物であるフロッピーディスクのデータを改ざんした上，その事実を知った当時の上司らもこれを隠蔽したという正に前代未聞の事実が判明し，最高検察庁において，主任検察官を証拠隠滅罪により，当時の上司らを犯人隠避罪によりそれぞれ逮捕し，公判請求するという事態に至っております。このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり，Ａ氏や国民の皆様に改めて

深くおわび申し上げます。

最高検察庁といたしましては，今回の事態を真摯に受け止めて反省し，このような事態に至った原因等を究明するとともに，明らかになった問題点を踏まえて思い切った改革策を講じ，検察の在るべき姿を取り戻すため，本年９月以降，検証チームにおいて徹底的な検証を行ってまいりました。

この検証におきましては，座長である私以下合計１８名の検事が関与して，本件の確定記録その他の資料の検討，関係者の事情聴取等の調査を行ってきました。また，柳田前法務大臣からの御指示により，外部の第三者の方の御意見も伺うこととし，刑事実務に精通された３名の検証アドバイザーの方々に，事実認定も含め報告書の全般にわたり御検討をお願いして，忌憚のない様々な御意見をいただき，その内容をも十分に盛り込んで検証結果を報告書に取りまとめました。

本日，検証結果報告書が完成いたしましたので，まずは検察の在り方検討会議に御報告させていただくことといたしました。本検証結果は最高検察庁の総力を挙げて取りまとめたものであり，今後の御議論の基礎としていただくに足りるものであると考えております。

本日はお手元にお配りした詳細な検証結果報告書の内容に沿って，主にＡ氏に対する事件の捜査・公判の経過とその問題点，証拠隠滅・犯人隠蔽事件の概要とその問題点，これらの問題点を踏まえた再発防止策の３点について順次御説明させていただきます。このうち証拠隠滅・犯人隠避事件に関連する説明部分につきましては，刑事訴訟法４７条との関係から公にすることに問題があると考えておりますので，議事を非公開としていただけますようお願いいたします。

また，同様の観点から，最高検察庁におきましては，証拠隠滅・犯人隠避事件に関連する記載の大部分を削除し，事件関係者についても基本的に仮名により記載するなどして，公表用の検証結果報告書を作成することとしております。

お手元にお配りしました詳細な検証結果報告書につきましては，この検討会議における議論にのみお使いいただくこととし，特に証拠隠滅・犯人隠避事件に関連する部分につきましては，公にされることのないよう御注意いただくとともに，事件関係者の実名の取扱いについても御配慮いただけますようお願いいたします。

まず，Ａ氏に対する事件の捜査・公判上の問題点等について御説明申し上げます。この事件や別件郵便法違反事件等の概要等につきましては，既に第２回の会合において，法務省刑事局から説明がなされたと聞いておりますので，本日はその点については重ねて申し上げません。お手元の報告書の４９ページ（公表版４６ページ）にありますとおり，本件については，「凛の会」が心身障害者用低料第三種郵便制度を悪用するなどした郵便法違反等事件の捜査の過程において，「凛の会」が日本郵政公社に提出していた公的証明書が不正に作成されたものであると判明したことが捜査の端緒となりました。この公的証明書は厚労省の社会・援護局障害保健福祉部企画課長名義で作成されたものでしたが，厚労省内にその作成に関する決裁文書も発番号も存在せず，その一方で，企画課長の印影は正規のものであったことから，虚偽公文書作成等の嫌疑が浮上したものであります。この公的証明書の作成当時の企画課長がＡ氏でありました。

この点に関して，「凛の会」のＤ元会長を取り調べましたところ，報告書の同じページにありますとおり，平成２１年４月２１日までに元会長から，平成１６年２月２５日頃，厚労省を訪

ねてＡ氏らに本件公的証明書の発行をお願いし，同年６月初め頃にもＡ氏を訪ねてその発行を再度お願いした上，その後，Ａ氏から直接本件公的証明書を受け取った旨の供述が得られ，その旨の供述調書が作成されました。このＤ元会長の供述は，当時取調べ検察官において把握していなかったＡ氏の外見的描写等を含むものであり，また，Ｄ元会長の手帳の記載とも整合するものでありました。これを受けて，大阪地検特捜部においては，前田検事を主任検察官として，本件に関する捜査を開始し，「凛の会」発起人のＥ氏からもＤ元会長の供述に沿う供述調書が作成されました。その頃，大坪部長は前田検事に対し，「何とかＡまでやりたい。前田君，頼むな。これが君に与えられたミッションだからな。」などと述べたことが認められます。

これらの捜査結果を踏まえ，大阪地検特捜部におきましては，地検内部の決裁や，大阪高検及び最高検への報告を経て，まずは本件に関連する稟議書等の偽造等の事実により，平成２１年５月２６日に厚労省のＣ係長及びＥ氏を逮捕するとともに，厚労省関係者等の取調べを開始しました。その結果，Ｅ氏やＨ氏から，Ｄ元会長の供述におおむね整合する供述調書が作成され，また，厚労省関係者からＡ氏の関与を示す内容の供述調書が作成されたほか，報告書の５６ページ（公表版５３ページ）にありますとおり，当時のＡ氏の上司であったＧ部長からも，平成１６年２月下旬頃，Ｉ議員から電話で凛の会への公的証明書の発行について協力を依頼され，Ａ氏に対し，Ｉ議員からの依頼を告げて，その対応を指示したなどとする内容の供述調書が作成されました。さらに，逮捕当初は，本件公的証明書の発行はＡ氏の指示によるものでなく，自らが独断で行ったものである旨供述していたＣ係長からも，平成２１年５月３１日以降，Ａ氏の指示に従って本件公的証明書を作成し，Ａ氏が「凛の会」関係者にこれを手渡した旨及びその詳細な状況に関する供述調書が作成されました。

これらを踏まえ，大阪地検特捜部では，地検内部の決裁や大阪高検及び最高検との協議を経て，同年６月１４日，稟議書等の偽造についてＣ係長らを処分保留で釈放した上，同日，Ａ氏，Ｃ係長，Ｄ元会長，Ｅ氏の４名を本件により逮捕しました。

Ａ氏は本件公的証明書の作成等に関する自らの関与を全面的に否認しましたが，大阪地検特捜部におきましては，引き続きＣ係長ら関係者らから供述調書を作成するなどの捜査を行い，同年７月４日，Ａ氏ほか３名を本件により起訴しました。

本件公判の経緯はお手元の報告書３ページに記載したとおりであり，本年５月２６日に検察官が取調べ請求していた関係者の供述調書のうち，相当数を却下する決定がなされ，本年９月１０日，Ａ氏に対する無罪判決が下されました。大阪地検においては，判決内容を精査した結果，判決結果を受け入れるべきとの判断に至り，大阪高検及び最高検の了解を得て，同月２１日に控訴を断念し，直ちに上訴権を放棄する手続をとり，無罪が確定しました。

次に本件捜査・処理の問題点でありますが，検証の結果，このような捜査の経過に関して，主な問題点として次のようなものがあったと考えております。

まず，いわゆるフロッピーディスクの問題です。大阪地検特捜部においては，Ｃ係長の逮捕後，その自宅からフロッピーディスクを押収しており，そのフロッピーディスクの中には報告書７ページのエ及び１１ページ（公表版１０ページ）のアに記載しましたとおり，本件公的証明書と同一内容のデータを含むファイルが記録されておりましたが，そのプロパティ情報を見ますと，そのデータの作成日時が２００４年６月１日午前１時１４分，更新日時が同じ日の午前１時２０分となっておりました。この点，郵便局の担当者の供述等により，同担当者が「凛の会」側に公的証明書の提出を求めたのはその年の６月８日頃，「凛の会」側が本件公的証明書

を郵便局に提出したのは，その年の６月１０日頃であることが判明していました。そのため，Ｄ元会長の供述等を併せ考慮いたしますと，６月８日頃から同月１０日頃までの間に，Ｄ元会長からＡ氏に対する本件公的証明書の発行要請，Ａ氏からＣ係長に対する指示及び本件公的証明書の発行が行われたと考えられました。しかし，Ｃ係長の平成２１年６月７日付けの供述調書においては，Ａ氏から作成を指示され，その日のうちに本件公的証明書の作成に取りかかって，深夜にデータを作成して印刷し，翌日の早朝に公印を押なつして完成させた上，Ａ氏に手渡したとされていました。

したがって，本件公的証明書がフロッピーディスク内のデータを用いて作成されたとすれば，その作成日時は平成１６年６月１日頃となり，先ほどの郵便局の担当者の供述等と整合しないこととなるという問題がありました。しかしながら，前田検事は，Ａ氏を逮捕，起訴する段階においては，フロッピーディスク内のデータが本件公的証明書の元となったデータと断言できるものではなく，また，印刷日と文書作成日が同一とは限らないところ，関係者の供述等の証拠関係から，Ａ氏の関与を揺るがすものではないなどと判断していたものであり，供述調書と客観的証拠との整合性を冷静かつ慎重に吟味・検討するという捜査の基本を軽視したものであったと言わざるを得ないと考えております。

二点目は，犯行の動機及び理由についてです。本件において，前田検事らは，本件をＩ議員からの依頼に基づく議員案件と位置付け，それがＡ氏の犯行動機になったものと考えておりましたが，報告書の９ページのオ及び１３ページのエに記載いたしましたとおり，議員案件であるとされながら，Ｃ係長が独断で虚偽の稟議書等を作成し，その後，Ａ氏の指示により本件公的証明書を作成したという経過は自然なものとは言い難いと考えられます。また，議員案件だというだけで申請書及び資料の提出も受けず，決裁手続も経ないまま本件公的証明書を発行するという犯罪に至った理由ないし動機として十分であると考えられるかについても疑問があります。これらの点に関して，なお慎重な捜査・検討が必要であったにもかかわらず，これが尽くされていなかったという問題があったと言わざるを得ません。

三点目は，公的証明書の授受の点に関する捜査が尽くされていなかった点です。すなわち，報告書１２ページ（公表版１１ページ）のイに記載いたしましたとおり，Ｄ元会長はＡ氏から直接本件公的証明書を受領したと供述しておりましたが，その際の連絡状況や受領後の本件公的証明書の流れについては関係者の供述が曖昧であり，証拠上明らかになっていませんでしたから，この点についても授受の事実自体に疑問を生じさせるものとして，慎重な検討が必要でした。

四点目は，Ｉ議員の取調べについてです。報告書１２ページのウに記載いたしましたとおり，Ｉ議員につきましては，その公判段階の証言により，Ｄ元会長と面会して本件公的証明書の発行に関する協力の要請を受けたとされる平成１６年２月２５日に千葉県内のゴルフ場でゴルフをしており，Ｄ元会長の供述する日時に同人と面会したと認定することは困難であることが明らかになりましたが，総選挙前との事情があったとはいえ，Ｄ元会長やＧ部長の供述の信用性を吟味するため，起訴前にＩ議員を取り調べることを検討する必要があったと考えられます。

このような証拠上の問題点があったにもかかわらず，本件においてはＡ氏を逮捕し，起訴するに至ったものであって，逮捕に当たって必要な捜査が十分に尽くされていなかったという意味で問題があったと言わざるを得ませんし，これらの証拠上の問題点を解決しないまま，Ａ氏を起訴するという判断をすべきではなかったものと考えております。

次に，本件の捜査に関しましては，そのほかにも取調べの問題や決裁の問題を指摘しております。まず本件におきましては，公判段階で捜査段階の供述を翻した関係者のうち，Ｃ係長，Ｈ氏，Ｄ元会長の３名の供述調書について，検察官調書の特信性が否定されるなどし，相当数の供述調書が却下されました。報告書３ページの１にも記載しましたとおり，本件においてはＡ氏が本件公的証明書の作成等に関与したことに結びつく客観的証拠は存在しなかったため，このような事案の真相を解明するためには，取調べにより関係者の供述を得ていく捜査手法が中心とならざるを得ません。その場合，供述中心の証拠構造のはらむ問題点を十分に意識して，できる限りの客観的な証拠を収集・検討し，その過程にも十分な配慮をしながら取調べを進める必要があります。

しかし，本件においては報告書１４ページの⑴に記載しましたとおり，相当とは言い難い誘導等により客観的証拠や客観的な事実と整合しない供述調書が作成されたのではないかと疑われるものが少なからず存在し，その取調べについては反省すべき問題があったと考えております。また，Ｈ氏の取調べに関しては，弁護人からの取調べ状況に関する申入れを受けて，内部で調査が行われた際，Ｐ１検事により依命通達の趣旨に反する対応が行われた点でも問題がありました。

本件捜査・処理の節目節目においては，大阪地検内部の決裁のみならず，大阪高検及び最高検に報告がなされ，その方針等につき了承がなされておりました。

しかしながら，報告書１８ページ（公表版１７ページ）の⑶に記載したとおり，まず本件において前田検事は決裁を受けるに当たり，本件フロッピーディスクの問題を始め，本件捜査上の問題点を上司に報告していませんでした。また，特捜部内において，大坪部長は検察官を集めて捜査会議を開くこともなく，佐賀副部長には実質的な関与をさせず，重層的ないし組織的な検討やチェックを行わない上，主要な証拠物の報告や提示を求めることもありませんでした。

さらに，大阪地検内における検事正や次席検事の決裁においても，詳細な証拠関係や客観的証拠の有無・内容，消極証拠の有無・内容等を十分に報告させていませんでした。大阪高検における検討についても同様の問題があり，最高検においても担当検事が大阪高検の担当者から報告を受けて，検事総長等に対して，一，二枚程度にまとめた資料を用いて報告していたに過ぎないなど，必要な助言・指導等がなされたとはいえない点がありました。このような点については率直に反省すべきところがありますし，同様の事態の再発を防止するため，適切な指揮・指導等を行う体制を構築する必要があるものと考えております。

このように本件捜査には多岐にわたる問題が認められましたが，その背景につきましては，報告書２１ページ以下において分析を加え，次のような点を指摘できると考えております。

まず本件においては，前田検事において，大坪部長からの指示を踏まえ，Ａ氏の検挙を最低限の使命として，それを達成しなければならないと考えながら捜査を進めたものである上，Ｃ係長の逮捕後，Ｃ係長がＡ氏の指示を否定する供述をしたことについて，検事長を始め多くの幹部から，Ｃ係長が独断で作成することは考えられない旨の指摘がなされたことも加わり，証拠に基づく捜査・処理という基本がおろそかにされ，Ａ氏が本件に関与しているとの見立てについての十分な吟味・検討がなされなかったことが挙げられます。

さらに，先ほど述べたとおり，大阪地検特捜部内において，重層的ないし組織的な検討やチェックがなされていなかった上，大坪部長が，部下検察官から消極的な意見が述べられることを好まず，その意向に沿わない検察官に対して理不尽な叱責を加えることもあったことから，

消極証拠や問題点を上司に言い出しにくい状況にあったことなど，当時の大阪地検特捜部の運営の在り方にも大きな問題がありました。

また，大阪及びその周辺においては，大阪を中心とした異動を希望する検察官も多く，一定の限られた人材の中から適任者を選定してきたという実情があり，しかも幹部職員と部下職員との間において，比較的親密な人間関係が形成されやすく，そのような人間関係のために適材適所の人事を行うことが困難となり得るという問題なども考えられ，このような人事配置等の在り方に関し，率直にこれらを反省する必要があると考えております。

次に，本件の公判遂行をめぐる問題点につきましては，報告書２４ページ以下に記載してございます。本件におきましては，公判遂行過程におきまして，後ほど御説明するとおり，大阪地検内部において，前田検事による証拠隠滅事件が発覚したわけですが，その後の公判部の対応につきましては，前田検事による証拠隠滅事件及び大坪部長らによる犯人隠避事件の内容をも踏まえて御説明する必要がございます。これらの御説明に当たりましては，冒頭にお願いしましたとおり，議事を非公開としていただけますようお願いいたします。

○千葉座長　御説明の途中ではございますけれども，これから先の部分につきましては，議事を非公開とさせていただきます。今後，議事の公開を再開する場合には，改めてお知らせいたします。そのようにお取り計らいをお願いします。

（別室への音声送信を中断）

○千葉座長　それでは引き続き伊藤次長検事から御説明をお願いいたします。

○伊藤次長検事　証拠隠滅事件の経緯及び問題点について御説明いたします。

御承知のとおり，これから説明を申し上げます事件につきましては，公判係属中であり，検証結果報告書におきましても，今回の捜査調査結果を踏まえ，最高検として認定した事実を記載したものですので，その点についての御理解をいただきたく存じます。

まず，証拠隠滅事件について御説明いたしますが，報告書９９ページ（公表版９６ページ）以下にありますとおり，この事件は前田検事がＡ氏を起訴した後の平成２１年７月１３日，本件の証拠品につき，早期還付すべきものの有無について検討を行った際，Ｃ係長方から押収したフロッピーディスクについて，ファイルデータの順序を入れ替えたほか，本件公的証明書と同一内容のデータのプロパティ情報の更新日時について，２００４年６月１日１時２０分となっていたものを平成１６年６月８日以降にＡ氏から指示を受けて本件公的証明書を作成した旨のＣ係長の供述等に整合させるため，２００４年６月８日２１時１０分に変更するなどの改ざんを行ったとされるものです。その後，前田検事は平成２１年７月１６日に本件フロッピーディスクをＣ係長の家族あてに郵送し，還付しました。

（略）

報告書２８ページ以下に記載しましたとおり，前田検事によるこのような行為は刑事司法の根幹を揺るがすものであり，断じて許されない行為でありますし，本件公判を不当に混乱させ，Ａ氏の防御権を侵害する極めて重大な問題でした。もっとも，その犯行動機については，前田検事はＡ氏の事件の公判の紛糾及び上司からの叱責を避けるため，Ｃ係長に本件フロッピーディスクを還付することにより証拠開示の対象とならないようにしたと認められるところであり，前田検事において，Ａ氏の関与がなかった，あるいはその関与がなかったかもしれないと現実に考えていたものと認めることは困難であると判断されました。

さらに，これまで検察庁において電子データの保管・管理に当たり，電磁的記録媒体の原本

そのものを利用して内容の解析等を行ってきたという取扱いにも問題があったものと考えております。

次に大坪部長らによる犯人隠避事件について説明いたします。

（略）

大坪部長及び佐賀副部長は，まずＰ１検事らに対して他言を禁じた上，前田検事に対してデータの改変は過誤によるものとして説明するよう指示するとともに，平成２２年２月８日頃，前田検事に対し，本件データの改変が過誤だと説明できるような話を考えておくよう重ねて指示し，同月１０日頃，前田検事から提出された上申書案を基本的に了承するとともに，より合理的な説明内容とするよう指示するなどし，本件データが過誤によって改変された可能性はあるが，改変の有無を確定できず，改変されていたとしても，過誤に過ぎない旨，事実をすり替えて，自ら又は特捜部所属の検察官らを指揮して捜査を行いませんでした。

また，大坪部長，佐賀副部長は同年２月２日頃，大阪地検次席検事に対し，また，翌３日頃，検事正に対し，それぞれ前田検事が本件フロッピーディスクを書き替えたと公判担当の検事が騒いでいるが言いがかりであり，問題はないなどと虚偽の報告をし，同次席検事及び検事正をして，捜査は不要と誤信させて，自ら又は大阪地検所属の検察官らを指揮して捜査を行わないようにさせたものであります。

（略）

報告書３１ページ（公表版３０ページ）以下に記載しましたとおり，大坪部長らにおいて，その職責に違背し，巧妙かつ組織的な隠蔽工作を行ったことは極めて重大な問題でした。

（略）

また，検事正及び同次席検事においては，少なくとも本件公判の担当検事が前田検事によるフロッピーディスクのデータの書き替えを指摘していると報告を受けたにもかかわらず，証拠の改変という問題の重大性を軽視し，大坪部長らからの「問題がない」との結論のみを安易に受け入れたものと言わざるを得ず，庁務を掌理する職責を担う者らの対応として大きな問題がありました。

Ａ氏に対する事件に話を戻しますが，このような経緯を踏まえますと，少なくとも大阪地検内部で前田検事による証拠改ざんが発覚した後の公判の対応には問題があったものと言わざるを得ません。

まず，改ざんが発覚した後の段階について申し上げますと，報告書２５ページに記載しましたとおり，検事正らに改ざんの事実が正確に報告され，また，検事正らにおいて適切な対応がなされていれば，この問題に対する徹底的な調査，捜査が行われていたものと考えられ，その場合にはそれら調査等の結果を踏まえて，本件の公判に関してもＡ氏の弁護人に対し，証拠改ざんの事実を明らかにし，あるいは場合によっては公訴を取り消すことが検討されたものと考えられますが，実際にはそのような調査等や適切な対応はなされませんでした。

（略）

また，本件においては改ざんの内部的な発覚後，証拠関係に最も通じた前田検事をして，本件公判に立ち合わせましたが，これは適切な公判活動が期待できないという疑問を生じさせるものであり，検察の対応として許されないものであったと考えております。

次に論告の段階について見ますと，報告書２６ページに記載しましたとおり，その段階におきましては，多くの証人が捜査段階の供述と異なる証言をし，Ｄ元会長，Ｃ係長らの供述調書

の特信性が否定されて，却下されていたほか，Ｉ議員の証言によりＤ元会長の供述の信用性が揺らいでおりました。この段階においても検察官がＡ氏の有罪を主張することを支える証拠はなお相当程度存在していたとも考えられますが，それまでの間に先ほども申し上げたような徹底的な調査等が行われておれば，その結果等を踏まえ，Ａ氏に対して有罪を求めないことを含め，論告段階における適切な対応の在り方も検討されたものと考えております。

以上がＡ氏に対する事件の捜査・公判上の問題点及び証拠隠滅・犯人隠避事件の概要や問題点であります。

なお，このような検証結果を踏まえ，証拠隠滅・犯人隠避事件に関する前述の人事上の処分に加え，本日，大阪地検公判部長，Ｐ１検事が戒告処分とされました。

その他の事件等についてですが，本検証におきましては，前田検事が東京地検及び大阪地検特捜部に在籍した間に関与した４１の事件について，本件と同様に証拠の改ざんが行われていなかったか調査いたしました。その結果，報告書３４ページ（公表版３２ページ）に記載しましたとおり，本件以外の事件について，前田検事が証拠の改ざんを行った事実は認められませんでした。

この後の御説明部分につきましては，議事の公開に支障がないかと考えておりますので，公開の措置をお願いいたします。

○千葉座長　それではここからの御説明に関しては議事の公開に支障がないということでございますので，公開の措置をとらせていただきます。

（別室への音声送信を再開）

○千葉座長　それでは引き続きまして，伊藤次長検事から御説明をお続けいただきたいと思います。

○伊藤次長検事　再発防止のための方策について御説明いたします。

以上のような検証の結果明らかとなった問題点を踏まえ，検察におきましては，報告書３９ページ（公表版３６ページ）以下に記載しましたとおり，以下のような再発防止のための方策を講ずることといたしました。まず特捜部の事件の捜査・処理の適正化のため，今般開始する方策といたしましては，次のものを実施することといたしました。

一点目として，特捜部の独自捜査事件の重要性に鑑み，上級庁のより効果的な指導・監督の体制を構築し，適切な検察権の行使を確保するため，平成２３年２月から高検の検事長の指揮事件とするとともに，高検及び最高検に特別捜査係検事を配置して，証拠関係の十分な検討等を行うことといたします。

二点目として，本件において相当数の供述調書について特信性が認められなかったことを踏まえ，検察として今後より一層取調べの適正確保に努める所存ですが，特捜部が行う独自捜査の身柄事件に関し，自白の任意性，信用性等に関わる取調べ状況について，裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討する必要があることから，平成２３年２月頃までに試行方針を策定した上，その後，速やかに取調べの録音・録画の試行を開始することといたします。

三点目として，特捜部の独自捜査事件に関し，上司及び上級庁が消極証拠を含む証拠関係を十分に把握・検討することができるようにするため，主任検察官は上司に対し，全ての証拠書類及び主要な証拠物の写しを提出し，証拠上の問題点を報告するとともに，高検に対してもこれらの報告を義務付けるものといたします。

このほか，次のような方策を講じることとしております。特捜部の独自捜査事件において，

複雑な事件等の捜査を行う場合には主任検察官を総括的に補佐する検察官を配置し，この検察官はその職務として証拠の分析・整理を行って，把握した消極証拠や証拠上の問題点を主任検察官だけでなく，上司等に報告する義務を負うべきとするなど，捜査体制の在り方を周知徹底いたします。

特捜部の独自捜査事件において，部長等の監督者は主任検察官と同様に証拠を直接把握して，問題点の検討を行うことや，当初の見立てに固執することなく，証拠に基づきその見立てを変更し，あるいは引き返す勇気を持って，捜査から撤退することも含め，適切な指導及び決裁の在り方を周知徹底します。

公判活動に従事する検察官は，捜査段階とは別個の観点から，先入観に捕らわれず，記録や証拠物を精査しなければならないことや，その過程で重大な問題点が判明し，最終的に有罪判決を得ることが著しく困難であると認められる場合等には，公判段階においても引き返す勇気を持って，公訴取消しを検討することなど，公判活動の在り方を周知徹底します。

電子データの証拠物の原本を検察官が直接手元に保管することは，過誤防止という観点からも不適切であることから，平成２３年４月から，順次，電子データの証拠物を押収した場合は遅滞なくその複写物を作成した上で，その原本を封印・保管する扱いとします。

次に，継続的な検証及び指導の充実強化のため，次の方策を講じることといたします。過去の検証結果を含め再発防止策の実施状況の検証を継続するとともに，検察官等に対する指導を充実強化するため，平成２３年４月を目途に，最高検に，これを担当する部署を設置します。平成２３年２月上旬を目途に，公正な検察権行使に関する基本原則ないし心構えの案を作成し，その後，全国検察長官会同において議論を深めるなどした上でこれを公表し，その周知徹底を図ります。

検察庁職員による犯罪，その他の違法な行為については厳正に対処しなければならないことから，その適正な対応をとるべきことは当然でありますが，今回の事態に鑑み，改めてこの点について周知徹底を図ります。これらに加え，全国的視野に立って適材適所の人材配置を実現するための措置について，平成２３年のできる限り早い時期に結論を得るよう検討することとします。

また，取調べメモの保管・管理の在り方については，検察官の取調べ状況を効果的に立証する方策を検討するという問題もあり，近時の取調べメモの証拠開示等に関する裁判例なども分析の上，平成２３年３月までに結論を得るよう検討することとしております。

最高検としては，今後，この検証の結果について，各般の御意見を承り，それらを真摯に受け止めて，引き続き，再発防止のための方策を着実に実施するものであります。また，この検察の在り方検討会議におきましては，検察の在り方に関して幅広い観点から抜本的な御議論をいただいているところでありますので，その御議論等をも踏まえ，国民の負託に応える検察活動の実現のため，最大限の努力を続けてまいりたいと考えております。

○千葉座長　ありがとうございました。

これから，ただいまの伊藤次長検事による御説明の内容に関しまして，御質問等があればお伺いしたいと思います。

なお，伊藤次長検事ほか最高検の皆様におかれては，この後，この検証報告の公表のための記者会見を予定されているとお聞きしております。そのため，質疑の時間は午後３時１５分頃までとさせていただきたいと思いますので，あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

また，このように本日のところは質疑の時間に限りがありますことから，一巡目はお一人１問ずつということで，なるべく多くの皆様に質問の機会が行きわたりますよう御協力をお願いいたします。

また，御覧のとおり，最高検察庁による検証結果は非常に大部なものとなっております。また，証拠隠滅・犯人隠避事件に関連する質疑応答につきましては，先ほどと同様の理由により，議事を非公開とさせていただく必要があると考えております。これらの事件の内容につきましては，委員の皆様におかれましても初めて説明を受けられたところではないかと思われます。そういう意味で，委員の皆様方において検証結果報告書をじっくりと読んでいただいた後も改めて十分な質疑の時間をとらせていただくようにしたいと考えておりますので，本日のところは，まずは証拠隠滅・犯人隠避事件に関連する部分以外，議事を非公開にしないで済む部分について質疑をしていただければと思いますので，御協力をよろしくお願いします。委員の皆様の中には，証拠隠滅・犯人隠避事件に関連する御質問が中心だという方もおられるかと思いますが，それは次回などにまとめて御質疑いただく形をとりたいと思いますので，どうぞよろしくお願いします。

それでは御質問がございましたら，お手を挙げていただければと思います。

○郷原委員　前提事項について質問させていただいた上で，若干の意見を申し述べさせていただきます。

この検証の性格なんですが，一般的に具体的な事件について消極判決などの問題があったときに，検察内部の検証といいましょうか，問題点を明らかにするための調査などを行うことは検察の中での調査としてあると思うのですけれども，今回はそうではなくて，先ほどおっしゃったように，大臣からも第三者のアドバイザーを入れろという指示もあってというふうにおっしゃっていましたし，対外的に公表するということも含めて考えると，もともと性格自体が部内的な措置のためというよりも，対外的にこの事件の中身を検証して原因を究明して，社会に対して信頼回復するための再発防止措置をとるためものと，こういう性格のものと考えていいのでしょうか。そうだとすると，むしろ検察庁法との関係で言えば，検察庁法１４条本文の法務大臣の一般的な指揮監督権にも関連する検証が行われたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○池上刑事部長　検察内部におきまして，具体的事件，無罪になったでありますとか，再審の結果，無罪になったような事件につきまして，検証した例は，いわゆる氷見事件，志布志事件，最近では足利事件があります。これらの事件は，検察内部でその記録等に基づいて様々な調査を行って検証結果を作成し，それを公表しつつ，部内の指導にも活かしてまいりました。

本件については，９月２１日に本件の大阪地裁の無罪判決を受け入れて控訴を断念し，上訴権放棄をするという措置を講じたところでございますが，その際に，この事件については足利事件と同様の検証をする必要があるというふうに判断しました。ただ，その一方で，同じ日に前田検事の証拠隠滅事件の強制捜査にも着手しました。その段階では，検察庁独自の調査が捜査と並行して行われるという関係にあったものでございます。

その後，当時の法務大臣が，９月２８日に第１回の検証チームの会合に御出席になりまして，しっかりと検証してほしいということと，有識者の意見を入れて検証をまとめて公表しなさいという御指示をいただきました。これを法的に整理すると，検察庁法１４条の問題になるのかもしれませんが，いずれにしても行政的な問題ですので，我々は法務大臣の指示に従って，１

１月の段階からは刑事実務に精通した３名の方に検証アドバイザーをお願いして，その方々の御意見を取り入れ，あるいはいろいろ議論を交わしながら，今回の検証結果を取りまとめたというものでございまして，そうした意味では，今回の検証方法は検察としては初めてではないかと思っております。

○郷原委員　今の御説明を前提に考えますと，私はそういう意味では，今回の検証というのは社会に対して，正に法務省と検察が一体となってこの問題の原因を明らかにして，再発の防止措置をとって，信頼を回復するためのもの，客観性を持ったものというふうに理解してよろしいということですよね。

○池上刑事部長　我々最高検の検証チームとしましては，御指摘のように社会に，そして国民の皆様に御理解をいただき，また，その方々にお約束するものとして再発防止策等を策定したものでございます。

○郷原委員　そうだとすると，ちょっとここで完全に私の意見になるんですけれども，私はこの報告書は，今御説明いただいた内容からすると，非常に一方的な見方がなされているのではないかという気がいたします。取り分け，本件の原因について，大坪前特捜部長の個人的な資質によるものというところが，非常に色濃く強調されている。そして，一方で，それは，その前の特捜部長時代には，大阪地検特捜部においてはそういうものは余りなくて，まして東京，名古屋の特捜部もそういうことはなくて，正に大坪という特捜部長の変わった個人的なキャラクターによって起きた事件で，前田検事は上司の叱責を受けることも恐れて，それが犯行動機になったというようなことまで書かれているわけですね。

こういったことを，客観性を持って検証した結果として世の中に公表することが，果たして適切なのかどうかという点について私は非常に疑問があります。取り分け，まだ，公判を控えている時期で，もちろん，具体的な事実として公判で立証する事項ではないかもしれませんけれども，世の中の印象，取り分け裁判官の心証にも大きな影響を及ぼすものだと思われますので，果たしてこういう内容を現時点で公表することが適切なのかどうかということについても私は疑義があります。

委員の中には刑訴法の学者の委員も入られておりますので，是非，御意見を伺いたいところです。私は率直に申しまして，その検証の中身が十分に客観性を持ったものと考えておりませんし，詳細バージョンの中の若干ポイントとなるところを拝見した限りでは，例えば前田検事がどういうことをすべきだったかということは書いてあるんですけれども，それが決裁の段階で是正されなかったということが書いてありますが，それでは，これだけ問題があるのに，前田検事がここのところをきちんと注意しなかったのかということが，なぜ，決裁のプロセスで指摘されなかったのか。決裁のプロセスの実質的な問題はほとんど指摘されていない。客観的な検証としては不十分極まりないのではないかと私は考えています。そういう意味で，現時点でこのような内容のままで検察が組織として再発防止策はこれで当面，十分だというようなものを打ち出すというのは，かえって国民の信頼を損なうことになりかねないのではないかというのが私の意見です。

○千葉座長　御意見ということでお出しをいただいたと承知をいたします。

○江川委員　まず，感想からですけれども，問題点を非常に小さく小さく見せようとしているという感じがしてなりません。というのは，例えば，報告書の１４ページですけれども，調書の特信性を認められて否定されたということで書いてあるわけですけれども，５人の特信性を肯

定し，３人を否定したと書いてありますけれども，これは実際上，４３通中３４通が否定されています。この記述ですとむしろ肯定された方が多いような感じを受けますけれども，全く実際は逆なのでありまして，そういうところの認識が足りないのではないかと思います。

あるいは，報告書の２４ページですけれども，いろいろ問題点が出てきたけれども，被告人としての立場を有していたＣ，Ｄらを取り調べることは慎重にしなければならないうんぬんとありますが，実際問題，Ｉさんの証言の後にＤさんを調べて，Ｉさんに頼んだのは別な日だったかもしれないという調書を作っているじゃないですか。つまり，検察官の筋書きを維持するための補充はやるけれども，そうでないものはやらないということではないかという疑念があります。

質問なんですが，一番最初に１３０名に上る関係者の事情聴取を行ったというふうにありますが，その内訳はどういうことなのか，なぜ，Ａを事情聴取しなかったのか。Ａさんはもう裁判が終わっていますのに。そして，記者会見の席で私がその質問をしましたら，伊藤次長検事は，Ａさんは終わっているから話を聞くことを考えるとおっしゃいましたけれども，Ａさんに事情をお伺いになっていないのはなぜなのかということ。それから，先ほど過小にというふうに申し上げましたけれども，１３０人にも聞いた割には，大事な問題点が裁判所の判断はこうなっているとかという感じで書かれていて，最高検の評価が出ていないんですね。

例えば，報告書の１６ページに供述調書全体が検察官による押し付けによるものではないかとの疑念を生じさせたとありますが，最高検としての評価は調書の押し付けだったのかどうか，どういう認識でいるのかということを聞きたいと思います。あるいは，報告書の１７ページにも必ずしも相当とは言い難い誘導により，客観的証拠や客観的事実と整合しない供述調書が作成されたのではないかと疑われるものが少なからず存在しと，この部分についても，誘導のために問題のある調書が作られたというふうにはっきり判断をしているのかどうかということ。あるいはＰ１さんと，それから，Ｐ２さんの供述の問題，これは報告書の１５ページですけれども，これについて，裁判所の方はＰ１さんとＰ２さんの証言の内容について，非常に信用性に疑問を持っているとコメントしておりますけれども，Ｐ１さんとＰ２さんは偽証したという認識でいいのかどうか。あるいはＰ２さんの場合は副検事ですけれども，彼自身が自分の判断でこういう事実に非常に疑問符をつけられるような証言をしたのかどうか，この辺をお答えください。

○三浦検事　まず，事情聴取を行った約１３０名の内訳ということでございますが，詳細な報告書でいいますと，３４ページ（公表版３２ページ）に前田検事が関与したその他の事件という部分がございます。これは前田検事が東京地検，大阪地検のそれぞれ特捜部に在籍した当時，関与したＡ氏の事件以外の事件，４１件ございますが，それの関係で証拠の改ざん等がなかったかという調査をしております。その関係で事情聴取をした者が１００名程度でございます。それを含んで１３０名程度と記載したものでございまして，Ａ氏の事件だけでいいますと，３０名くらいから事情聴取したということでございます。

それから，Ａ氏の事情聴取をしなかったという点でございますが，今回の検証は，この事件について我々の捜査・公判活動にどのような問題点があったのかということを，主として検察内部における決裁等の手続の在り方等を中心に解明する必要があるというふうに考えていたということがまず一つございます。

それから，Ａ氏から見た捜査の問題点，あるいはＡ氏の弁護人から見た捜査の問題点という

のは，公判の過程で様々御主張され，あるいはＡ氏自身，法廷でも発言されているところでございまして，もちろん，それも含めて我々の検証の基礎にさせていただいておりますが，私どもとしては今回の検証を進める上では，そういった公判におけるＡ氏あるいは弁護人の御主張を勘案するということで，あえてＡ氏のお話を伺うことまでは必要ないだろうと判断したところでございます。Ａ氏以外にも関係者はおられるわけですが，その多くは公判中ということもありまして，私どもとしては，判決が確定しているＡ氏だけから別個にお伺いするということまでは必要ないのではないかというふうに考えたところでございます。

それから，取調べの問題点について，最高検としてどう判断したのかというお尋ねでございますが，確かに報告書の記載は裁判所の証拠決定なり，判決で指摘されていることをベースにしている書き方のところが多いのも事実でございます。その事情と申しますと，決定自体が，特信性を判断する限りで，特に取り調べられた方々の主張を排斥できないということで，特信性を否定するというような理由の書き方をしていることがありまして，他方で，今，御指摘のありましたように取り調べた検察官は，取り調べられた側の話とはやや違う証言をしているということがございます。

具体的に申しますと，取り調べた検察官としては相手が言うほどのことはしていないとか，部分的にはそうだけれども，そういう趣旨ではなかったとか，いろいろな形で証言をしているところでございまして，我々としては改めて検証の過程で，そういう取調べ検察官も事情聴取いたしましたが，基本的に公判で証言した内容と同様の供述をしているという状況でございます。そういうことでありますので，私どもとしては証拠の決定で言われたように，相手方の主張を排斥できないという限度で，私どももそれを尊重できるものではありますけれども，それを更に超えて取調べ検察官の証言が誤りであって，あるいはうそであって，虚偽であって明確なそういった取調べが行われたというところまで認定できるだけの証拠は得られなかったということでございます。

そういう前提で考えますと，証拠決定などで言われておりますような取調べの方法というものについては，その内容自体はやはり適切でないし，現にそういう指摘を排斥できない，あるいは疑いを持たれる取調べであったという意味で，我々としては反省しなければならないというふうに考えたということでございます。

○伊藤次長検事　一点，付け加えますと，もともとＡ氏のおっしゃり方が，とにかくしっかりと説明してもらいたいんだということだったものですから，昨日までに説明するようにということで，弁護士を通じて連絡をとったんですけれども，弁護士から，２７日までは都合がとれないので２７日に聞く，その後，必要ならまたＡ氏にも説明してくれというふうに承ったものですから，それでということでかえさせてもらったわけです。ですから，説明はしっかりとさせてもらうというふうに考えています。

○江川委員　被害者から出発した検証でなければやっぱり駄目だと私は思いました。そこのところは意見として言っておきます。

○佐藤委員　一点，お尋ねですけれども，これまでの特捜部が行った独自捜査において，証拠の整理でありますとか，証拠関係の検討を独自に行う検事を配置してきたのかどうかということ，それとの関連で，この度の改善策の一つに，高検に担当検事を置いて，その検事が証拠関係を検討するようにし，それを踏まえて高検が指揮をするというような記載がございますけれども，その場合に，その証拠の検討を担当する検察官と特捜部との間で，逮捕するなり，起訴するな

りについての判断が食い違ったときの決定は，どこにおいて行うこととするのかということをお尋ねしたいと思います。

なお，その関連で，本件のフロッピーディスクの存在を上司が知らなかった理由が，前田検事が報告しなかったからということでありますけれども，押収品目録を上司が検討すれば，それぞれの証拠の内容についての説明を求めるなりして，フロッピーディスクの内容に関する情報を知ることはできたと思われますけれども，その辺りの検討はどうであったのかということについて，お尋ねしたいと思います。

○伊藤次長検事　最初の点ですけれども，東京地検特捜部は，主任の上に副部長がいまして，それから部長という形で，基本的に３人が同じ証拠を見るようにしています。ですから，相互にチェックが利くという形でずっとやってきました。難しい事件になれば，非常に重要な証拠は次席あるいは検事正にも上げるという方法で東京はやってきました。

それから，二点目の高検と地検で判断が食い違った場合ですが，今，我々が考えているのは，検事長の指揮事件とするということですので，起訴・不起訴は最終的には高検の判断で決めるということになります。

○佐藤委員　それは逮捕についてもですか。

○伊藤次長検事　いや，逮捕は，これは一つは決裁を充実するということと，もう一つは，捜査の権限と公訴の権限を分けた方がいいのではないかという議論が随分新聞等に出ていましたけれども，それの一つの反映という意味と，両方の意味で高検の指揮事件というふうにしている。繰り返しますけれども，決裁の強化というものと，捜査と公訴の分離ということ，この両方を兼ね備えてという趣旨のものですから，そういう関係で，逮捕は地検の判断で逮捕できる，起訴・不起訴は，最終的には高検で決めるという発想でございます。

それから，押収品目録を見れば分かるということですが，東京では当然，押収品目録なども見ていますが，この事件のときはそういうのはない……。

○三浦検事　本件では，そういった押収品目録を部長なりが見るということはなかったということでございます。

○嶌委員　まだ，これを全部詳しく読んでいないから分かりませんけれども，これから高検が起訴・不起訴の指揮をするということになるということですね。この事件の検証に関して高検とか最高検のことも多少書いてあるようですけれども，今日の説明では主に地検内部でどういうふうに事件処理を行ったかということが中心だったわけです。高検や最高検に送られた後，それをどう処理して，そこでの判断に問題はなかったのかという点についてはどうなんでしょうか。今後は，事件の統轄を地検より一段上の高検が指揮をすれば大丈夫だというような書き方になっており，これだけを見ていると高検がみればチェックはできるという印象を受けるんですけれども。

○伊藤次長検事　そういう趣旨で申し上げているのではなくて，チェックが一段階だった，しかも，その一段階目のチェックも機能しなかった。極端に言えば主任検事だけが全てを知っていて，副部長も部長も知らない。ですから，当然，地検の次席も検事正も知らない，高検も知らない，最高検も知らないという形になったものですから，地検内部においては重要なものを上げる，しかも難しい事件の処理については，それと同じものを高検にも上げるということで，段階的・重畳的に二段階のチェック機能が働くようにしようという発想でやっておるわけです。

先ほど来の話で，責任を小さく小さくしようとか，責任を本人に押し付けようという話があ

りましたが，そんなつもりも全くないわけでして，それぞれの問題はそれぞれのところにあるというふうに我々は考えています。ですから，決裁についても最高検にももちろん問題があったことは当然考えていますし，信じてだまされてしまったような格好になっているものですから，昔，河井信太郎先生は，「信ずるより確かめろ。」とおっしゃったんですけれども，そういうふうに改めようということでございます。

○石田委員　先ほどの江川さんの質問にも関連しますが，本件は，やはり，特信性が否定されるような取調べが行われた，そして，その取調べは当初の検察官の見立てに沿うような調書を作成しようとしたというところに，問題の本質の一つがあるのではないかと考えております。そこで，なぜ，複数の検察官が特信性を否定されるような取調べをして，見立てに沿うような検察官調書を作成したのか，その基本的な，根本的な原因はどこにあるのか。改ざんの問題については前田検事，あるいはその上司などの問題点が指摘されていますが，こういった検察官の見立てに沿う調書が作られるというのは，この事件に限らず，特捜事件においては私の感じでは日常茶飯事で行われているのではないかというふうに思っています。その根本的な原因がどこにあるのかという点について，検討された方々はどのようにお考えになっているのでしょうか。

それに関連して，取調べの録音・録画について，ここでは裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討する必要という観点に立って述べられておりますが，それに加えて，取調べの録音・録画の問題は，特信性が否定される根拠となったような不当，あるいは違法な取調べの防止というような観点からの考慮はされていないのかどうか。こういう観点から質問させていただきたいと思います。

○伊藤次長検事　捜査で見立てを立てて，それに沿った調書をとっていくというのは，今，石田先生がおっしゃったように昔からあるかないか，それはちょっとよく分かりませんが，昔の裁判でも，例えばロッキードでもそうでしょうし，リクルートでもそういう形で争われてきたことは間違いないと思います。その原因がどこにあるかと，こう言われても，しょっちゅう議論しているんですけれども，はっきりこれというのはなかなか出てこないわけであります。ただ，それを防ぐ方法はあるのではないかと考えております。

つまり，我々も若い頃から特捜事件というのは一定の絵を描きまして，いろいろな証拠を収集して，それが間違っていれば直して，直してと，そういう形で客観的な証拠に合うような最終的な絵を作っていくというのが我々の考えている捜査だと思っているんですけれども，最近の若干の傾向としては，最初に絵が相当太い絵で描いてしまっているものですから，修正が利きにくくなっているところがあるのではないか。それに，取調べで本当のことを言わせるために時間をかけてということが少なくなったり，いろいろな原因がありますけれども，我々としてはとにかくもう一回，どういうのが正しい捜査の在り方であるかと，あるいは検事というのはどういう仕事をするのが正しいのかということを，ここにも書きましたように検事の心構えであるとか，検事の捜査の在り方とか，そういうものを教えることによって，皆さんに理解していただける検察あるいは在るべき捜査というものをやっていこうということです。

確かに一言で原因はこれだと言えれば，こんな簡単なことはないんですけれども，我々がいろいろな人といろいろな場面で話しても，ある人はこうだと言い，ある人はこうだと言い，いろいろなことを言って，なかなかまとまり切らないものですから，その議論ばかりしてもしようがないので，間違わないようにする方策を一生懸命考えようということで，こういうふうに

しております。

それから，もう一点の録音・録画の関係ですが，これはおっしゃるような趣旨が前提に，あるいは土台にあることは間違いないんですけれども，直接の目的はということで，こういうふうに書いた，そういうふうに理解していただければと思いますが。

○宮﨑委員　私も先ほど石田委員がおっしゃったように，結局，客観的事実と違う内容の調書が膨大に，しかも一定の設計図どおりとられていると。これは全てのえん罪事件に共通しているという具合に思いますので，それが根幹ではないかと思っているわけです。その観点で，検証できる方法として録音・録画というのは極めて重要だと思うのですが，このいわゆるまとめでは裁判所の公正な判断に資するという形で，何か裁判所が悪かったみたいにとれるようなというのか，裁判所がきちんと判断しなかったというようにもとれるような，そういう任意性立証の方法として書かれているんだけれども，本当は取調べが正しく行われたかどうかという観点からの録音・録画でなければならないと思います。

今回，稟議とか上司の決裁というのを強くするということですが，それがどうしても調書の形でしか検証できないわけですから，取調べが妥当かどうかという検証のためにも，やはり録音・録画，上司のそういう決裁を担保するためにも，やはりそういうことが必要なのではないかなと思いますので，この点は意見を述べます。

私の質問は，政治家を今回調べなかったわけですけれども，これを大阪地検が判断したと。それを大阪高検も最高検も了承したと，こう言うんですが，これは私としては信じがたいなという思いなわけです。というのは，政治家を調べるか調べないか，これも私の思い込みだと言われればあれですけれども，現場は聞きたいに決まっている，政治家を聞きたいに決まっている。その現場が取調べを自粛するというような決断をするんだろうかと。これはきっと高検とか最高検の御指導を得て，きっとそういう結論を出したのではないのかなと，こう思わざるを得ないわけです。現場がこういう政治家の調べをやらないことを決断したという，この経過とか，そういうものは詳しく載っていないわけですけれども，その辺りについて，一体，どういうことなのか。それでは，そういう決断まで高検，最高検は一切関与しなかったのか，相談もなかったのか。こういう点についての質問です。

○伊藤次長検事　今，先生のおっしゃったことで，どこかの新聞に最高検が調べをさせなかったんだと出たものですから，記者会見の中で，そんなことを最高検は言っていませんよという話をして訂正したことがあるんですけれども，これは間違いなく地検で決めました。地検の検事正というのは私と同期の者が当時していたわけで，そういう判断は十分にできる者が大阪地検の検事正をしているわけですから，そういう人たちが今，そういうことをやるべきかどうかというのは当然，大阪くらいの規模になればやります。ですから，この件で最高検なり高検なりに自分たちの意見がないまま上へ上げて，上の方でやるなというようなことを言ったことは全くありませんけれども，これは信じる信じないの話ですが。

○宮﨑委員　やれとも言わなかった。

○伊藤次長検事　普段は，現場で今はやらないと言えば，ああそうですかという話で終わったんですけれども。

○後藤委員　再発防止策のところで触れられております取調べの録音・録画，それから，取調べメモの保管について，ほかの委員の御意見にもありましたが，これを表面的に拝見すると，「任意性の立証のために効果的だから」という観点で書かれているように見えてしまいます。

それは検察官の当事者的な立場ではそういう見方になるのだと思いますけれども，違う観点が必要ではないでしょうか。今回，この調査をされた結果，先ほどおっしゃったように，調べられた者と調べた者とでは言うことが違う。そのために取調べの実際が本当にどうだったかが突き詰められない。調査に当たられた方は，そのもどかしさを感じられたのではないでしょうか。だから，事後的にそういうことが検証できるようにするために，やはり客観的な記録を残すことが必要だという観点で書いてくだされば，もっと説得力があったのではないか。そういう書き方になっていないのが残念です。以上は，私の意見でございます。

私の質問は，Ａさんに目が向けられたきっかけがＤさんの供述から始まっているようですが，最初にＤさんが「Ａさんに証明書の発行を頼んだ。」という供述をしたときの取調べで，どういう経過でその供述が出たかという点は確かめられましたか。

○三浦検事　どういう経過と申しますと，報告書にも書いていることでございますが，別件の郵便法違反の事件で使われた証明書というのがあって，それがＡ氏が当時，企画課長を務めていたその名義であって，それを厚労省に確認したところ，決裁書類がない，それから，発番号もないということがある一方で，使われている公印が正規のものと同一であるということがあったので，そこから考えると，通常は内部の人が誰か不正に作成したということが疑われるわけですが，その関係についてＤ元会長から，この証明書はどういうものなんだというふうに聞いたところ，それはＡ氏にお願いをして，Ａ氏から直接受け取ったものであるというような供述が出たと，そういう経過でございます。

○後藤委員　Ｄさんが，御自分からそういうふうに話されたのですね。

○三浦検事　はい，そこについては，そのような経過であったということでございます。

○井上委員　中身についての感想等はじっくり読ませていただいてからにしますが，事実関係ないし記述の趣旨についてお聞きしたいのですけれども，問題のフロッピーディスクのデータが虚偽の証明書作成の基となったものであるとすれば基本的な非常に重要な事実と齟齬してくるという記述がなされていると同時に，他方で，起訴ないし公訴維持の段階では，それが虚偽の証明書作成に直接用いられたものでない可能性もあり，そういう一定の推論が可能であったと，こう書かれている。その趣旨なのですけれども，ほかの媒体ないしほかのパソコンによりその証明書が作成されたのであって，そのどこかの過程でこのフロッピーディスクにこういうデータが記録された可能性もあるという意味なのかなと読んだのですが，そうであるのかどうか。そして，そうであるならば，素人考えでも客観的に役所のＰＣとか，そういうものを調べれば確認できたのではないかと思うのですけれども，その辺の事実関係がどうであったか，御説明いただけますか。

○三浦検事　これは，捜査が行われたのが平成２１年で事件が平成１６年と，５年前の事件ということになっておりまして，Ｃ係長が当時，厚労省内で仕事で使っていたコンピューターについては，リースの関係で，既に捜査段階で存在しないということが前田検事らによって確認されていたという状況でございました。そういう意味でいいますと，フロッピーディスク以外の可能性としては，存在したであろうパーソナルコンピューター本体で作成した可能性というのは，可能性としてはあり得るということでございます。

○井上委員　それで，その点についてもっと突っ込んで捜査をすべきであったという趣旨で書かれている。そうしないまま起訴し，公訴も維持したところに問題があったということですか。

○三浦検事　もちろん，その点もそうですし，もともとＣ係長の供述調書というのは，ほかの関

係者の証拠と合わせていくと，フロッピーディスクのプロパティの日付と異なる日時頃に作成をしたという供述になってしまうものであり，そういう意味では，フロッピーディスクという客観的証拠と矛盾する供述調書の内容になっているものですから，そういう意味でいうと，もともと問題が詰め切れていないという問題があったということだと思っています。

○但木委員　事は大阪の事件なので，大阪中心に検証しているんですから，仕方がない面もあるんですけれども，大阪地検特捜部，しかもある時期にこういう人と，こういう人と，こういう人がいたので，こういうことが起きましたと。だから，今後，こういうことが起きないように，こういう対策をしたいと思いますというように，概略をいえば，まとめられているように思うんですが。恐らく書いている方も余り推論を書いてはいけないということで控えているんだと思うんですけれども，やっぱりちょっと気になるのは，検察あるいは検察の特捜部というものが抱えている，あるいは伏在している危険性みたいなものがあるように思うんですね。

常にそんなことが行われていたら大変なことになるんですが，ただ，実際には非常に世の中の注目を集めて，メディアからもたくさんの報道が流される。ある意味では，メディアが次のターゲットはこういう高いところに置くべきだというようなもので，いろいろな期待感を特捜部が負ってしまうために，特捜部が筋書きを描くときに，証拠から描くのではなくて，むしろ，そういう望みからというかな，こういうふうな事件になったらば，最も優れた捜査だと言われそうだというところにターゲットを持っていってしまう危険性というのがあるように思うんですね。

それから，内部的な意味では，特捜検事に選ばれたということで非常にそれを名誉だと思い，また，そういう特捜部の検事でずっといたいというようなものもあるがために，どうも検察官の独立あるいは良心というものも少し薄らいで，むしろ，やっぱり上司の言われたとおりの調書をとらなければいけないのではないかという，何か，そういう検察官の良心よりも，そちらの方にむしろウエートがいってしまうような危険，あるいは検察のメンツとか特捜部のメンツとかいうものがだんだん大きくなってきて，途中で，公正な判断，あるいは公益の代表者としての判断をして後戻りしようというような勇気に，やっぱりなかなか難しい状況がある。それを克服してきちんと検察をやるためには，相当強い倫理観を持ってくれないとぐらぐらするときがある。

そういういつも顕在化する話じゃないんですけれども，そういう危険が内在していて，それがある人が指導者になったときに現われてしまうような，そういう危険性というのが何か検察あるいは特捜部というのがやっぱり持っているのではないか。そういうものがあるので，再発防止策というのもかなり真剣に考えなければいけないのではないかと，そういうお考えというのは，これを作る中で皆さん方にはなかったのでしょうか。

○伊藤次長検事　おっしゃったようなことは当然，みんな，考えておるわけです。一歩間違えばどこかへ飛んでいってしまうというようなことは，いつもあるということも自覚はみんなにあるわけです。だからこそ，そういう者がいても間違わないようなシステムをとにかくつくっておこうという発想で，一つは検察官のいろいろな心構えというものをしっかりと作って，それを教えていこうということで一つ書いております。もう一つは，間違えていたときには捜査段階にせよ，公判段階にせよ，引き返す勇気を持ってやろうと，公訴取消しだっていいじゃないかということも，少なくとも今までの検察はそういうことを言ってこなかったと思うんですけれども，明言しております。

それから，検察官の独立という問題と一体の原則という，いろいろなバランスがあるんですけれども，とにかく，そういう特捜部の事件なんかについては個人個人の独立性も大事だけれども，とにかく，間違ってはいけないからということで，検事長指揮事件としたということは，やはりこの問題がたまたま出てきた前田とか大坪の話ではなくて，ほうっておけば，またそういう者が出てきてしまうかもしれないという自覚と反省の上に立って，我々としてはこういうことを書いたというふうに思っておりますけれども，表現が足りなかったのかもしれませんが。

○千葉座長　まだまだ質問が尽きるものではないと思いますけれども，更に御質問がございましたら，次回，また，質疑の時間はつくらせていただきたいと思いますので。

○江川委員　すみません，次回にはこのメンバーは３人とも出てきていただけるんですか。つまり，いろいろ伊藤次長検事がお辞めになるという話もありますけれども，今回の検証のリーダーは伊藤次長検事だったわけですし，これについて，本当は実は，今日，もっと伺いたいことがあるんですよね。伊藤次長検事がどういう考えで，どういうことを指示したのかということも含めて伺いたいので，次回は出てきていただけますか。

○伊藤次長検事　私は出てこられないと思いますけれども。

○千葉座長　検証についてはいずれにしても，それにしっかりと責任を持った方に出ていただくことは当然だと思います。どなたというのはなかなか組織的に問題があるのかしれませんが，江川委員の御趣旨はよく分かりますので，承っておきます。

○郷原委員　それと，今日，報告していただいた趣旨なんですけれども，別にこの会議で了承するような話じゃないと思いますけれども，ただ，何かこうやってここで報告を受けて，それから記者会見で公表されると，何となくそれなりに納得してもらった上で公表されているような感じがするんですよね。ただ，最初に私が申しましたように，これは非常に問題があると思います，公表すること自体にも。本当に印象という面では，大坪前部長などに対しても非常に影響があるのではないかという懸念も持っていますので，そういうような懸念が表明されたということも十分踏まえた対応をしていただきたいと思います。

○千葉座長　今，御指摘がありますように，ここで質疑の上，了承するとか，そういうことではございません。あくまでも，今日，御発表になられるということでございますので，私どもも一つの参考にさせていただくということで，御報告をいただいているということでございます。ただ，この検証についての質疑については，次回，引き続いて必要な範囲でやらせていただきたいと思いますので，御承知おきいただければと思います。お正月休みは，皆様，お忙しいのではないかと思いますけれども，大部でございますので，改めて熟読していただいて，更なる御質問等がございますれば，年明けにということでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは，本日の質疑はこの程度で終わらせていただきます。伊藤次長検事，ありがとうございました。お疲れさまでございます。

（伊藤次長検事，池上刑事部長，三浦検事退室）

○千葉座長　それでは，１０分間の休憩とさせていただきます。

（休　　憩）

（吉永委員退室）

○千葉座長　それでは休憩をいただきましたが，議事を再開したいと思います。

３　視察等の結果報告

○千葉座長　次に，議事次第第３の視察等の結果報告に移らせていただきます。この度，検討会議として１２月７日，８日に大阪地検，１２月１５日，１６日に札幌地検をそれぞれ御視察いただき，検察官のヒアリング等を実施していただきました。全ての委員の皆様に少なくともいずれかの御視察には御出席をいただき，いろいろな観点からの御視察をしていただけたものと思っております。

もっとも，御都合によりいずれか片方の御視察しか参加できなかったという方，あるいは行程の一部にしか参加できなかった方もおられたと思いますので，この機会に各御視察の概要につきまして報告をいただき，その成果を共有することにしてはいかがかと考えております。

そこで，大阪地検等の御視察については事務局の土井先生，札幌地検等の御視察については事務局の神先生から，それぞれ視察の概要を報告していただいた上，各御視察に参加された委員の皆様からも視察の成果等について補充して御発言をいただければと考えておりますので，よろしくお願いをしたいと思います。

それでは，まず大阪地検等の視察につきまして，土井先生お願いいたします。

○事務局（土井）　それでは，去る１２月７日及び８日の２日間にわたって行われました大阪地検等における視察の概要について御報告を申し上げます。お手元の資料２を御覧ください。

１日目の１２月７日は，午後から大阪高検・地検において視察を行い，千葉座長及び１０名の委員が参加をされました。２日目の１２月８日は，午前中に大阪拘置所における視察，午後からは大阪高検・地検において視察を行いました。午前中の大阪拘置所における視察には，千葉座長及び６名の委員が，午後の大阪高検・地検における視察には４名の委員がそれぞれ参加をされました。

まず，１日目及び２日目の午後に行われました大阪高検・地検における視察の状況について御報告をさせていただきます。資料２の第２を御覧ください。１日目の冒頭には，黒岩法務大臣政務官及び千葉座長からそれぞれ御挨拶がございました。その内容は別紙１及び別紙２に記載されているとおりでございます。

次に，両日とも，大阪高検次席検事から，大阪地検を中心とする大阪高検管内の概況について説明があり，その後，質疑応答が行われました。概況説明の主な内容を紹介させていただきますと，大阪高検管内の犯罪率は，東京や名古屋高検管内よりも高く，特に大阪地検管内の犯罪率は，全国の５０地検管内のワーストワンで，また，被疑者，被告人の否認率も高いとの印象があるほか，裁判員裁判への対応等の業務の増大も重なりまして，検察官，検察事務官に対する負担が重くなっているとの説明がございました。

また，大阪地検特捜部の業務の概要や，近年の受理件数等について説明があり，これまで特捜部は民主主義，経済秩序の維持に関わる事件の摘発に大きな役割を果たしてきたと考えられるとの認識が示されていました。その後の質疑応答の要旨は，別紙３に記載されているとおりでございますので，この場での紹介は割愛をさせていただきます。

概況説明の後，両日とも大阪地検の庁内，具体的には特捜部及び公判部検察官の各執務室や，刑事部及び公判部の各決裁官の執務室，取調べの録音・録画を行う取調室，証拠品の保管場所等を視察いたしました。その際，刑事部の決裁官からは，被疑者を逮捕した身柄事件を例にし

て，事件の受理後，主任検察官は副部長等の決裁官と何度も協議を重ね，最終的に複数の決裁官の決裁を受けた上で処分を決めることになるという説明がございました。

また，取調べの録音・録画を行う取調室においては，現在，裁判員裁判対象事件において行われている録音・録画の方法について，証拠品の保管場所においては，証拠品の保管・管理の体制について，それぞれ説明がございました。

さらに，両日とも，大阪地検に勤務している６名の検事の皆さんからヒアリングを行いました。任官して２０年目の決裁官から，数年目の若手検事，また，現在特捜部に所属されている方，裁判員裁判対象事件の捜査・公判を担当されている方，あるいは，以前に特捜部や法務省での勤務経験がある方など，様々な経験をお持ちの方に出席をいただきました。このヒアリングにおきましては，参加されたほとんどの委員から，幅広い事項にわたって様々な質問がなされ，検事の皆さんも日頃の信念を率直に御発言いただくなど，活発な質疑が行われました。

ヒアリング結果の要旨は，別紙４に記載されているとおりですが，その主な内容を紹介いたしますと，委員からは今回の証拠隠滅事件の原因等についての質問が多く出され，これに対してあくまで推測であるとの前提でしたが，主任検察官としてのプレッシャー等の様々な要因があったのではないかと思う，あるいは，大阪地検に独特の風土等が事件の原因になっているようなことはないと思う等の意見がございました。また，仮に自分が証拠改ざんの事実を知ったとすればどうするかとの質問に対しては，当然上司に報告し，上司に対応を求めるとの回答がございました。

さらに，委員からは，特捜部における捜査の在り方等についての質問も多く出され，例えば消極証拠の取扱いに関連する質問に対しては，捜査を開始したから必ず立件して起訴しなければならないという考えではなく，捜査の途中で立件を断念する事件が大半であり，着手後に新たな事実が判明すれば，それに応じて捜査方針を変更することがあり得るとの回答がございました。また，取調べの可視化についても委員の関心が高く，取調べの可視化に対する現場の受け止め方を問う質問に対しては，取調べの可視化は会社や組織についての供述を得る環境を害すると思う等の意見がございました。そのほか，捜査部と公判部の判断が異なる場合にどう対応するかとの質問に対しては，証拠を吟味した結果に基づき，訴因変更等をすることはままあるとの回答がございました。

検事の皆さんからのヒアリングに引き続き，両日とも大阪高検又は大阪地検に勤務している５名の検察事務官の皆さんからヒアリングを行いました。検察事務官の皆さんにつきましても，管理職的な立場の方や，立会事務官として勤務している方，特捜部や法務省での勤務経験がある方など，勤務年数及び経験部署ともに多様な方に集まっていただき，全員の皆さんからそれぞれの経験に基づいた発言をしていただきました。検察事務官には検察官とペアになって職務を行う立会事務官という特殊な勤務形態がございますことから，委員からは主に検察官と立会事務官との関係等について質問がございました。これに対しては，検察官から意見を聞かれることはよくあり，お互いに意見を言い合っているとの回答があり，また，仮に検事の不正を事務官が知った場合には，上司の事務官に申し出るなどの対応方法があるとの回答がございました。そのほか，検察事務官の勤務状況については，忙しいときには終電の時間まで仕事をすることもあるし，土日に出勤することもある，１か月から２か月ぐらい休みなしというようなこともあったなど，業務が極めて多忙であるという御説明が多数ございました。

最後に，２日目の午前に行われた大阪拘置所における視察の状況について御報告いたします。

資料２の第３を御覧ください。

大阪拘置所におきましては，まず，大阪拘置所長から，施設の沿革や概要，拘置所の役割，大阪拘置所に収容されている未決拘禁者の処遇状況など，施設の概況に関する説明がございました。その後，検察官取調室，一般面会室，弁護人面会室，未決拘禁者の居室等を視察し，引き続いて委員との間で質疑応答が行われました。その要旨は，別紙６に記載されているとおりでございます。この質疑応答の中では，検察官による夜間の取調べについて，原則として午後９時までとされていることや，大阪拘置所の職員につきましても，年次休暇をほとんど取得できないなど，厳しい勤務状況にあるとの説明がございました。

なお，両日の視察終了後，視察に参加した委員におかれましては，大阪弁護士会の主催による弁護士からのヒアリングにも参加をされました。

大阪地検等における視察についての御報告は以上でございます。

○千葉座長　それでは，次に札幌地検等の視察に関して，神先生からお願いいたします。

○事務局（神）　札幌地検等における視察の概要について御報告いたします。

お手元の資料の３を御覧ください。この資料の第１に記載されているとおり，札幌地検等における視察は，本年１２月１５日及び１６日の２日間にわたって行われました。１日目の１２月１５日は午後から札幌高・地検における視察を行うとともに，同地検の検察官等に対するヒアリングを行いました。２日目の１２月１６日は，午前中の札幌拘置支所における視察，午後からは札幌高・地検において，札幌高検管内の他の地検の検察官に対するヒアリングを行いました。両日とも千葉座長及び６名の委員が参加されました。

まず，１日目に行われました札幌高・地検における概況説明及び庁内視察等の状況について報告いたします。資料３の第２を御覧ください。この日の視察の冒頭には，黒岩法務大臣政務官及び千葉座長からそれぞれ御挨拶がありました。その内容は別紙１及び別紙２に記載されているとおりです。その後，札幌高検次席検事から，札幌地検を中心とする札幌高検管内の概況について説明があり，引き続き質疑応答が行われました。札幌高検次席検事からは，札幌高検管内の特徴として，管轄区域の面積が広い上に交通の便が悪い地域も多く，裁判員候補者が地方裁判所の呼出しに応じるには大きな負担がかかるとの説明がありました。札幌高検管内の犯罪情勢については，札幌高検管内の犯罪率は全国平均を下回っているとの説明がありました。また，札幌地検特別刑事部の業務等について，特捜部が取り扱うような財政経済事件等のほかに，公安労働事件の捜査処理も行っているという説明がありました。さらに，札幌地検特別刑事部が最近扱った事件についても説明がありました。その後の質疑応答の要旨は，別紙３に記載されているとおりですので，この場での紹介は割愛させていただきます。

概況説明の後，札幌地検の庁内視察を行いました。具体的には，特別刑事部の検察官及び決裁官の各執務室，裁判員裁判対象事件を担当する検察官の執務室，取調べの録音・録画を行う取調室，証拠品の保管場所等を視察いたしました。その際，取調べの録音・録画を行う取調室においては，裁判員裁判対象事件を担当する検察官により，弁解録取における録音・録画のデモンストレーションが行われました。また，証拠品保管場所においては，違法薬物等の特殊証拠品の保管状況等について説明がありました。

次に，両日に行われました検察官等に関するヒアリングについて報告いたします。１日目の庁内視察が終わった後，札幌地検に勤務している５名の検察官の皆さんからヒアリングを行い，また，２日目の午後には札幌高検管内の札幌地検本庁以外の地検等に勤務している５名の検察

官の皆さんからヒアリングを行いました。この１０名には，任官して２０年以上のベテランから数年目の若手まで，幅広い世代が含まれており，札幌地検の決裁官，小規模地検や地検支部の決裁官，裁判員裁判対象事件の捜査・公判を専門に担当している方，小規模庁において，捜査・公判全般を行っている方など，様々な立場の検察官に集まっていただきました。これらのヒアリングにおいても大阪と同様，参加されたほとんどの委員から質問が出され，検察官の皆さん全員から発言をしていただき，多くの意見を聞くことができました。これらのヒアリングにおける意見等の要旨は，別紙４に記載されているとおりであります。

そのうち，主な内容を紹介いたしますと，１日目は，今回の証拠隠滅事件の原因等について，上司に相談するなどして，自分のプレッシャーを分散することができなかったのではないかとの意見や，検察官の人数が十分でないような場合でも，個人の犠牲において必要な捜査を行わなければならないので，そういった要素も影響しているのではないかとの意見があり，２日目には，検察官の信頼回復を日々の仕事を通じて図るしかないとの意見がありました。また，捜査・公判における負担について，無実の人間を起訴してはならないという点で完璧を求められる一方，被害者の思いなどにも配慮しなければならず，その意味でのプレッシャーも大きいとの意見や，以前に比べて参考人などの協力も得られにくくなってきており，立証のため必要な供述を得るのがますます困難になっているとの意見など，現場の苦労についての率直な意見が出されました。

さらに，大阪と同様，委員からは取調べの可視化に関する質問が多く出され，検察官の皆さんからも多くの意見が出されました。例えば，取調べの全過程を録音・録画することについては，被疑者との間の人間関係を築くことが難しくなると思うとの意見や，本音を聞き出すのが難しくなると思うとの意見があった一方，否認から自白に転じた事件については，供述経過等を記録しておくことは，検察官の立証にとって有効な面もあると思うとの意見がありました。また，２日目には，取調べが劇場化し，被疑者の改善更生という取調べの刑事政策的な役割が果たせるか疑問であるとの意見もありました。

なお，２日目には，証拠開示の在り方についても話題に上り，現行の公判前整理手続における証拠開示制度について，弁護人とのトラブルとなった経験はない，積極的に開示をしているなどの実情についての説明がありました。

検察事務官のヒアリングですが，１日目の検察官の皆さんからのヒアリングに引き続き，札幌高検又は札幌地検に勤務している５名の検察事務官の皆さんからヒアリングを行いました。この５名の皆さんは，いずれも勤続２０年以上のベテランであり，立会事務官の経験もあるということで，豊富な経験に基づいて多くの意見が出されました。このヒアリングについても大阪と同様，委員からは検察官との関係についての質問が多く出され，これに対しては，人によってはムッとされることもあるが，検察官には言いたいことを言うようにしているとの回答や，検察官の取調べに立ち会っていて気付いた点は，検察官に伝えているとの回答がありました。また，委員からは，簡易な方法によって取調べの全過程を録音しておくことについての意見を求める質問があり，これに対しては，被疑者と心を通わせて真実を話してもらうという取調べができなくなるのではないかと思うとの回答や，わいせつ事犯においては，録音された状況で動機や具体的な犯罪状況を話すのは抵抗があるという被疑者もいると思うとの回答がありました。

次に２日目の午前に行われました札幌拘置支所における視察の状況について報告いたします。

資料３の第３を御覧ください。まず，札幌刑務所長による札幌拘置支所の概況説明が行われ，施設の沿革や概要，未決拘禁者の面会や取調べなどについての説明がありました。その後，検察官取調室，面会室，未決拘禁者の居室等を視察いたしました。施設の視察を終えた後，質疑応答が行われましたが，その要旨は別紙６に記載されているとおりであります。この質疑応答の中で，検察官による夜間の取調べについて，午後９時までとされているとの説明がありました。また，大阪拘置所と同様，職員は厳しい勤務状況にあるとの説明がありました。

札幌地検等における視察についての報告は以上であります。

○千葉座長　ありがとうございました。大阪地検，札幌地検等の視察に関しまして，補充して御発言があればお願いをしたいと思います。

まず，大阪，札幌のいずれの視察の際も，視察の正式な日程とは別に，宮﨑委員の御尽力によりまして，弁護士の方のヒアリングの機会を設けていただきました。その点につきまして，宮﨑委員から御発言があればお願いをいたします。

○宮﨑委員　大阪地検あるいは大阪拘置所の視察の後，両日にわたって大阪弁護士会で特捜事件を多く扱っている弁護士の方に出席していただいて，ヒアリングを行いました。初日には千葉座長を始め，９名の方の委員が御参加いただき，２日目は江川委員を始め，２名の委員の御参加をいただきました。その中で，弁護士からは幾つかの報告が行われました。まず，今回のＣさんの弁護人である鈴木一郎弁護士や下村弁護士から，事件についての説明がありました。平成２１年５月２６日に逮捕され，単独犯行を供述していたけれども，５月３０日にＡさんとの共犯だと虚偽自白をしてしまったと。その後は，虚実交じり合った調書の作成，しかしながら彼の言い分は一切取り上げられない調書の作成が続き，無抵抗状態になっていったと，こういうことであります。

それからフロッピーディスクと捜査報告書の食い違いを発見した経過につきましては，最初そのプロパティが異なるフロッピーディスクを発見したときに，弁護団としてはいろいろな疑念が渦巻いたと。まず，これはひょっとすればＣさん自身が自分のうその供述に都合のいいようにフロッピーディスクを書き替えたのではないかという疑いを含め，フロッピーディスクが２枚存在するのではないか。捜査報告書がそもそも間違っているのではないか。あるいは検察官が改変したのではないか。しかも通常あり得ない，保釈後数日してからの全証拠品の本還付ということで，これは一体何をねらいにこういうものを返してきたのかなどなど，非常に悩んだと。Ｃさん自身による変造というのは，被疑者ノートをずっとＣさんがつけていたために，被疑者ノートの中に取調べの際６月１日のプロパティがあるフロッピーを見せられた，見せて取調べを受けたと，こういう記載があった。それはなぜかというと，実はこの６月１日のデータをプリントアウトの後で，Ｃさんが証明書の日付をバックデートしているわけですね。そういう事実確認のために，そのフロッピーを示している，プロパティを示しながら取調べを受けたという経過が載っていましたので，それはないなと。そうすると，一体何がねらいなんだろうかということで，随分迷ったし，裁判所からの釈明等についてはどう答えようか，ずっと公判の間ひやひやしていたと，こういうようなことを言っていました。

それから，取調べについては，強引なストーリーの押し付けがなされ，単独犯行という調書を作成してくれなかった。弁解に耳を傾けなかったというようなことで，非常にＣさんは精神的に圧迫をされ，精神的にも追い詰められた状況だったと。こういう中で，なぜ弁護人は検事に対する抗議書を出さなかったのかということについて，きっとこれは抗議書などを出すと弁

護人解任ということを本人にプレッシャーをかけるだろうということがあったので，そういう抗議書も出せなかったというようなことを言っておられました。

それから高見弁護士からは，今マスコミでも話題になっております貝塚の放火事件につきまして，公訴取消しに至った経過を報告いただきました。本人の誘導ではない供述の中には，アリバイだとかあるいは本人の無実を示す様々な供述あるいは証拠があったのに，それらを一切無視した取調べが行われたと，また，自白後の一部録画のＤＶＤでは，検察官の誘導による自白であることが見て取れました。ただ，終わったときに検察官が本人にフリーな答えをさせると，それまでの供述と全く違った供述をするということで，一目瞭然，本人の自白が自らの任意でないということが分かった内容だった。また，高見弁護士は，公訴を取り消した検察庁の記者会見についても，犯人性に疑いはないと，逮捕してから放火事件は起きていないと，こういうふうに言ったけれども，事実は放火事件はその後も起きていた。こういうことを隠して犯人性に疑いはないということを記者会見をするのは極めて問題だという具合に言っておられました。

それから後藤貞人弁護士は，これは特捜事件，大阪で一番扱っている弁護士として，特捜事件の１０の特質という形で言っておられました。１，強制捜査に踏み切ると，必ずターゲットは必ず起訴する。２，強制捜査に踏み切ったときは，既に検察のストーリーがかなり詳細に出来上がっている。３，私が知っている限り，強制捜査後に起訴をあきらめたのは，京都地検特別刑事部の京大教授を逮捕した件以外は知らない。４，特捜のチームは主任が全てを知っているけれども，それ以外の多くの検事は単なる兵隊で，仲間で議論をして真相を究明するというシステムではない。５，特捜事件は午前中及び午後の早い時間の取調べはほとんどなく，夕方から始まり，深夜に及ぶ取調べが多い。６，否認している間は調書を作らない。７，任意性の立証のために検察官が出てきても，違法・不当な捜査をしたと認めた検事は誰もいない。８，密室の中で何があったかという証拠資料は調書以外は残さず，取調べメモも含めて全て廃棄する。９，特捜部出身の弁護士は特捜事件をほんの少しの例外を除くと，余り争わない。１０，検察の事件は必ずマスコミへのリークがある。取調べ内容が正確に表に出る。検察は否定するが，密室の取調べ状況が新聞に出るのは検事以外に漏らす人はいない。こういうことですが，ただ，これらの１０の特質は二，三を除けば何も特捜事件に限られるものではない。様々な事件でも起きていると，こういうことでありました。

それから，質疑応答で幾つかはありましたが，時間もありますのであれですけれども，取調べの可視化を前提として，これで真相究明，組織犯罪や会社事件など，真相究明ができにくくなるのではないかという委員からの幾つかの質問に対しては，もうイギリスの視察などの結果報告も含めまして，そういうことはあり得ないということ，それから暴力団事件の弁護の経験ある後藤弁護士などからは，暴力団事件でも子分はよくしゃべるもんだと，こういうことで，ただむしろそういう可視化と，それから秘密の証言をした人をどう守るかというのはこれは別だと。これはこれで別に組み立てればいいのであって，そういうことがあるから，例えば例外を除いてあるからといって可視化を妨げる理由にはならない。それはそれで証人保護の制度を考えればいいのではないかと，こういうような答弁がありました。

また，そういう録画をしたテープについてはどのような刑事訴訟法上，どのような扱いにするかということについて，若干専門的な質疑応答がありました。だんだんとそういうことは実質的な証拠という形にもなっていたのではないかと，こういうことでありました。

それからあと，可視化をしなくてもそれ以外の方法で今回は特殊な事例であって，可視化しないでもそういう事件が防げるのではないかということに対して，今回の件は何も個人の何とか検事とか何とか部長が悪いからということではないと。今回のＡさんの事件でも，改ざんの事実を知っていた検事は多数いた。しかしながら，法廷で誰もその事実は言わずに訴訟を遂行していたと，こういう組織的な点が，隠蔽していたということが問題なんだと，こういうことでありました。もちろん，全ての事件がこういう無茶をしているというわけではなく，多くの事件はそうではないけれども，一旦そういうことになった場合，後戻りできないというシステムが問題なんだとこういうようなことを言っておられました。後戻りできるシステムをつくるためにはどうするかと，こういうことでございました。

○千葉座長　ありがとうございました。

それでは，ほかにこの視察につきまして，こういう点を共有しておいた方がいいという御意見がありましたらお願いします。

○江川委員　何点かあるんですけれども，大阪についてです。一つは，この大阪についてのその資料２の別紙４の２ページ目，●の三つ目，任意性に関する証言の経験についてということなんですが，それの○の１番目のケースなんですけれども，私は２日目にヒアリングをしましたので，１日目に聞かれた方の話を踏まえて，更に深い話を聞くことができました。早目にメモをきちんと作成をしてくださった事務局の方には感謝したいと思います。

その話の内容なんですけれども，この検事さんに裁判所の判断について今どういうふうに思うか，あるいは取調べについて反省するところがあるのかというふうに聞きましたら，今でも任意性はないとは思っていない，と。高齢だということで，夜中の１２時ぐらいまで取り調べたり，大きな声を出したりしたことで任意性がないというふうに言われたけれども，自分は問題ないと思っているということでした。実はこの方は７０代の心臓に何か病気のある方なんですけれども，そういう取調べをしたことについては全然問題ないと思っていると。はっきり言って，反省していないという感じがすごく印象的でした。

そして，しかもちょっと驚いたのは，裁判所に任意性を否定された後に，例えば上司などから問い合わせや指導があったかということを聞きましたら，そういうものはまるでなかったということなんです。つまり検察として裁判所に任意性を否定されるということについて，余り重大視していないという実態が分かって，私はすごく衝撃を受けました。それからその同じ方なんですけれども，ページをめくって３ページ目の●の１個目，捜査と公判の判断が異なる場合の対応についてということに関連してなんですけれども，今回の公判をいつまでも続行したということについて，問題は感じないのかということを聞きましたら，改ざんしたフロッピーで有罪を立証したわけではないと，こういうことをおっしゃったので，だったらいいのかということを非常に私としてはびっくりいたしました。この辺を補足しておきたいと思います。

それからもう一つ，ちょっとページは戻りますけれども，別紙３の２ページ目，堺支部管内における放火事件の公訴取消しについてと。多分，これは１日目に出ていなかったと思うんですけれども，先ほど宮﨑先生の方からもお話のあった放火事件のこと，公訴取消しになった事件のことです。なぜこれを問題にしたかというと，こういうケースを起訴にしたのはどういう判断なのか，あるいは公訴を取り消したというのは，つまり公判に至らないで，一応そこでストップをかけたのだとすれば，勇気を持って立ち止まると先ほど話がありましたけれども，そういう面でもどうしてこれが立ち止まれたのか，あるいはもうちょっと早く立ち止まれなかっ

たのかということを教訓とするために，とても参考になるケースだと思ったからいろいろ聞いたわけです。

ところが，その次席検事からの回答はこの別紙に書いてあるとおりで，中身のある話は出てこなかったということで，特に公判段階の話ですね。公訴取消しに至るまでどうしてだったのかということを聞いても，もうほとんど答えないという状況でした。非常にがっかりして帰ってきたわけですけれども，その後，ついこの間，公判担当の検事が被告人の捜査段階でのアリバイが書いてある捜査報告書を書き換えるようにという，アリバイ部分を削除して作り直すようにという指示をしたということが明らかになっているわけです。これは，前田検事が証拠を改ざんしたのと同じ流れの出来事ではないか。つまり検察が立てた流れに反するものをなるべく削除していこうという，そういうことで証拠にも手を加えたという意味では，やはり同類項に入るのではないかというふうに思って，この事件については，もう少しやはりきちっと調べる必要があるのではないかと思います。これが大阪地検特有の現象なのか，それともそうではないのか，あるいはほかにいろいろな原因があるのかどうか。例えばこの堺支部というところは物すごく忙しいらしくて，本庁からどんどん応援が行かないと回らないと。だから，この事件も公判前の整理手続に４人の検事が関わっているんですね。９か月ぐらいの間に４人も替わっている。つまり，応援に行った人が担当する。また次の応援に行った人が担当するというようなことだったようで，やはりそういう実態が背景にあるとすれば，やはり検察官の勤務実態なども含めて，きちんと検証する必要があると思います。

ただ，皆さんでもう一回行くというわけにはいかないでしょうから，例えば私自身が行って話を聞いてくる，あるいは，ほかにも日程が合う方がいらっしゃれば，是非と思いますけれども，もう一度大阪の方に行ってこの問題についてきっちり事実関係を確かめてくるということを必要性を感じていますので，座長としてもその御許可といいますか，御判断をいただきたいと思います。

○千葉座長　ほかに視察につきまして，何か付言しておくことはありませんか。

○井上委員　宮﨑さんの方の御報告について，ちょっと私の記憶とは違うところがありまして，取調べの録音・録画を全面的にやった場合のその録音・録画の証拠上の取扱いについて，私が後藤弁護士に質問したのですけれども，それを弁護士会の公的なお考えでは，任意性，信用性に関する補助証拠にとどめるということになっているのですが，理屈で理論的に考えると，それを実質証拠，つまり供述調書と同じように，犯罪事実の有無の証拠として使うということがどうしてできないのか分からないといった質問をしまして，いろいろな考え方があるけれども，詰めていけば実質証拠として使うことについて理論的障害があるとは言えないというお答えだったと思います。その点，宮﨑さんの要約の仕方とはちょっと違うように聞こえました。それは私，メモを取っていますので，それは記憶は間違いないと思います。

○宮﨑委員　時間がなかったので要約しましたが，私が今準備中の報告書では，井上さんのおっしゃったような点を含めて要約をしています。結局，実質証拠にするというと，テープの映し方いかんで情状面でどうか，弊害も生じてくるという，そういう議論が後藤弁護士と井上委員の間で行われたということで，それについても報告書では記載しておりますので，また見ていただければと思います。

○郷原委員　その弁護士会でのヒアリングの件なんですけれども，私，非常に参考になったと思います。非常に印象に残ったのが，先ほどの鈴木弁護士，Ｃ氏の弁護人の話でして，ちょっと

今日，それに関連して，これは私が中央公論に書いたものをお配りしていますので，後日読んでいただければと思います。

この今日の最高検の検証結果の報告書では，前田検事のフロッピーの改ざんの動機が，上司に叱責されたくなかったから，証拠物を還付をしようとした。そのときにつじつまが合わなくなると後で公判が紛糾するという程度のものという認定になっているんですけれども，鈴木弁護士の話からすると，全く印象が違うんですね。鈴木弁護士が，いかにこのフロッピーの改ざんで弁護活動が実質的に影響を受けてかく乱されたかということを，非常にリアルに語ってくれたと思います。その辺り，私が当初報道ベースで出ていた話を前提に考えていたことと大体一致していたものですから，ちょっとこういう見方についてお読みいただければと思います。

それともう一つは，Ｃ氏の取調べの状況について，抗議はしなかったけれども，非常に問題のある任意性のない調べが続いていて，本当だったら抗議をしたかったところだけれども，そうすると解任されてしまうかもしれないからやらなかったんだということを言ってくれていまして，それなのに今回のその最高検の検証の報告書では，連日接見していて，その中でも供述を維持していたから，その供述はあたかも問題がなかった，信用できるかのように書いてあるんですね。そういうことからしても，やはり反対側の，本人は無理でも弁護人から意見を出してもらうとか，そういうことをしないと客観的な検証というのは全然できていないに等しいと思うんですね。ということを非常に強く感じましたので，付け加えておきます。

○江川委員　それに関して，補足を一個だけ。

鈴木弁護士なんですけれども，その捜査当時，一番心配をしたのは自殺をするのではないかと。それぐらい非常に追い詰められていて，そういう状況の中での取調べが続いていたんだということを強調していたことが私は印象に残りました。

○千葉座長　ほかによろしゅうございましょうか。

それでは，大阪・札幌それぞれの視察につきまして，御報告とそれに対しての補足をしていただきました。ありがとうございます。

４　その他

○千葉座長　次に，今後の本検討会議の進行に関連いたしまして，御提案をさせていただきたいと思います。本日，御報告がありました大阪地検及び札幌地検の御視察におきましては，一部の検察官からヒアリングを実施していただいたかと存じますが，検察を取り巻く実情を踏まえた検討を行うとの観点から，本検討会議として更にヒアリングを実施することを考えてもよいのではないかというふうに私も考えております。

そこで，現段階でこの点について皆さんから御意見，御要望を承りたいというふうに思っております。ヒアリングの対象者あるいは実施方法等につきまして，御意見がございましたら今後事務局宛に書面を提出していただくなどの方法によってお寄せいただければというふうに思っております。仮に１月下旬頃にヒアリングを実施するということを考えると，早期に，対象者を選定してお願いをするなどの準備も必要になろうかと思いますので，年をまたぐ時期で大変恐縮でございますけれども，御意見がある場合には次回の会合までにお寄せいただければと思います。

また，何か本日の段階で御意見をお出しいただけるような方がいらっしゃれば，それはまた

今日出していただいても結構でございますが，何せ今，皆さんに御提起をさせていただいたことであり，皆さん，直ちにということにはならないかと思いますので，お出しいただいた上で改めてヒアリングの計画について，あらあらは私の方でまとめて，また皆さんにお諮りをするような形にしたいと思いますがいかがでしょうか。

○石田委員　２回のヒアリングに参加させていただいたのですが，ヒアリングに出てこられた方は，その検察庁によって厳選された検察官が出てこられて，当たり障りのない回答をされているという印象を受けました。結局，集団で集団をヒアリングしているわけですから，本音は聞けないという面も否定できないのではないかと思いました。ですから，そういった厳選された方々の検察官の人を聞いても，今抱えている問題について，検察官の多くの，２，０００人ぐらいいらっしゃる人の意見を代表するものとは，私自身の経験からしても思えません。もちろんヒアリングをするということについては必要だとは思いますが，やはり何らかの形で，全検察官を対象にしたいわゆる意識調査，サーベイといったようなものをすることが，今検察が抱えている問題を見出す一つの方法ではないかと思っております。ですから，そういうような形の調査も，時間もなく，あるいは費用も掛かるかもしれませんが，検討すべきではないかというのが私の意見です。

○千葉座長　今，御意見をいただきました。十分，それも念頭に置かせていただきたいと思います。

○江川委員　今回の最高検の調査というのが，被害者の方の視点とか，そういったものが全くない調査になっています。これをたたき台にというふうになると，やはり相当偏ったところからスタートするのではないかと思いますので，やはり被害者サイドのヒアリングをやるということは大事だと思います。特にこの件ですと，この報告をＡさんも説明を受けるということですので，Ａさん及び弁護人がこれを見た後で，どんな御意見を持たれるかというのは，やはり聞いた方がいいと思いますし，あるいはこの事件が特殊なのかというと，いろいろな方に聞くとそうではないということのようでありますので，今まであった幾つかの問題のあった事件ですね。例えば枚方市の副市長の事件ですとか，あるいは名古屋市の道路の清掃に関する事件がありましたけれども，そこで無罪になった局長の方ですとか，そういう何人かの大阪，名古屋，東京と，三特捜部のやはりそういう事件で何か問題が提起された事件の関係者を呼んでヒアリングをするということは，非常に意味があることだと思います。

○郷原委員　被害者サイドからのヒアリングもまず必要だと思いますし，これができるかどうかは御検討いただきたいんですけれども，先ほどから私申し上げているように，今回の検証結果が一方的に最高検側の見方に偏っているという点を考えると，何らかの形で大坪氏の側がこういうものに対してどう見ているのか，これは本当にこういうふうに見られて納得できるのかということも，この検討の資料とすべきではないか。こういう大坪特捜部は極めて特殊な特捜部であったという見方なんですね。個人的なキャラクターで部下を押さえつけて，もうがんがん前に進ませていたと。ほかの特捜にはほとんど問題がなかったかのような書かれ方をしている。そういう見方について，もう少し客観的に検証する必要があるのではないかと思います。

それからそういう立場の人の後の問題ですけれども，現職の検事から幾ら聞いても，本音ベースの話はまず出てこないと思いますので，ＯＢですね，特捜のＯＢでそれなりに率直に特捜部にいたときにどう思ったかということを話してくれる弁護士がいると思うんです。具体的にはまた名前は後ほどお出ししますけれども，こういった人たちからもヒアリングをすべきでは

ないかと思います。

○高橋委員　先ほどの御報告に対するときにはちょっとお話ししなかったので，その印象も兼ねてちょっとお話ししたいんですが，端的に言いますと，先日あるコンプライアンスの専門家と話していて彼が言った言葉でもあるんですが，多くのコンプライアンスの現場で見聞きすることは，不正と失敗の混同であると。不正は悪意によって起こり，失敗は無能によって起こる。この事件は明らかに外から見ていても無能の問題，つまり失敗の問題だと。結果，最後に不正が起きたんだというふうに彼も指摘していましたし，私も全くそういう気がするんですね。

今回のお話，ずっとレポートをお聞きしていますと，この不正がどうして起きてしまったのかという検証なんですよね。その視点ではしょせん，根本の原因の究明は限界があるというふうに私は思います。例えば，今回の報告書の２２ページの，私もすごくこれ引っかかったんですが，上から４行目（公表版２１ページの下から４行目）ぐらいからありますよね。Ａ氏の指示によるものではなく，自らが独断で本件公的証明書を作成した旨を供述したが，前田検事が大阪地検及び大阪高検の幹部に報告した際，検事長らから，一様に，Ｃが独断で本件公的証明書を作成することは考えられない旨の指摘等がなされたとありますよね。つまり，上司が決裁するなり指導するときに，仮説形成を含めて的確な指示ができる能力がもう完全にないということをこれは言っているわけですよね。つまり，係長レベルで忙しいから，分かりませんよ，本当の原因は分からないけれども，何かほかの原因でこういうことをねつ造してしまうということが起こるという現場が，今官庁のこの忙しい状況の中で人によっては起こり得るんだというような実態を，全く分かっていない上司が判断しても的確な指示はできません。ですから，重層的な仕組みで不正を防ごうという発想そのものが，いや不正を防ぐのではなく，重層的な上司も含めて，世の中の動きについていけていない。だから，重層的な仕組みで根本的に問題を解決しようとすること自体が，そもそも視点として極めて不十分だと思います。もちろん，不正を防ぐ仕組みは必要ですけれども，たまたま今回の大阪の事件というのは，先ほどの郷原さんのお話ではないですけれども，その特殊性だけにしていいのかといったら，それは，例えば，一種のがん細胞みたいなものだとすれば，がんというのは，私も医療専門ではありませんけれども，その人の体全体がものすごい強烈なストレスを受ければ，一番弱い患部に出るんですよね。それを切ってがんが治るかどうか分かりませんが，でも，そのがんが起きてしまった体質そのものが変わらなければ，また再発する可能性があって，たまたまどこに出たかという問題なので，外科的にがんを切除しましたということだけで問題は解決しないだろうというのは，ここの文章なんかでも明らかだと思うんですよね。

ということを考えてみると，これがいわゆる組織能力のやはり限界だと。どんな組織と似ているのかなと思って考えたんですが，私の友人なんかにおります例えば自衛官とか，あるいは警察とか，それこそ佐藤委員おられますけれども，そういうところとの大きな違いは，ああいうところはもともとキャリア組みたいな人たちがいて，いいかどうかは別にして，マネジメントの専門職として育てられるんですよね，最初から。現場からたたき上げてきた人が本当に上になるケースというのは非常に少ないですよね。一方で検察というのはほとんど全員がたたき上げてきたプロフェッショナルのキャリアみたいな人たちが，プロフェッショナルとしての仕事をしながらいつか決裁官になっていくというやり方を採るので，そういう意味からすると，マネジメントというものの教育とか，知見とかというものを受ける環境そのものが欠落しているというような話が，すごく大きい話として一つあるんだろうと思います。一方で，だからと

いって，キャリア制度が必ずしもいいと言っているわけではないんですが，私が一番近いなと思っているのは，医療現場なんですよね。医療現場というのは大きな問題が起きています。忙し過ぎて医療過誤が起きているというのは，堺の話と近いのかもしれないし，例えば医師と看護師の関係は，検察官と検察事務官の関係かもしれないし，それから結果が重大だという意味で同じですよね。ただ，例えば，一つ違うのは，医師というのはかなり上のレベルになっても自分で患者を持つんですよね。ところが，検察の方々は決裁官になったら決裁することが主たる仕事ですよね。だから，マネジメントでもないし，自分が現場を持ちもしないという中で，的確な指示をし続けることがキャリア上可能なのかというのは，そもそも常識的に考えてあり得ないんですよね。だから，人事の構造そのものに根本的な欠陥があるのではないかなという印象を受けます。

逆に病院の場合でも問題なのは，いい医師イコールいい病院長ではないんですね。ですから，そこは今すごく問題が起きている。その問題も当然あるんだろうというふうに思うんですよね。ですから医師と検察官の類似性ということを考えても，例えばあと唯一違うのは何かというと，病院は経営が悪いとつぶれるんですよ。競合もありますから。検察はつぶれないんですよ，競合関係では。そういう意味で，マネジメントというものを嫌が応にも必要とされてこなかったという部分がすごくあって，例えばこの一文を読むだけでも，これが完全に組織的な能力不足として出ているなということがすごく分かるんですね。もうこれ以上，お話ししていますと長くなりますけれども，ほかの話がずっとほかのところにもそういうところがたくさんあります。

ですから，是非そういうふうに，例えばそもそもああいうリーダーシップが特殊なリーダーシップとして大阪にあったとしても，それがどうして見逃されたのかということとか考えてみると，体全体の体質の問題なので，先ほどの話に戻りますと，一つのこのがん細胞がどうしてできてこんなことになってしまったのかというだけではない，全体の今のストレスの状況がどうなっていて，たまたまそれがどういう形でこういうふうな結論が出たのかというのは，印象論で議論していても，ここに書けるようなものにはならないので，石田委員が言われたようなサーベイをするとか，そういったものをやって，あるいは定量的なサーベイもありますし，テーマごとに匿名で好きなことを言ってください，委員が受け付けますよというような形のサーベイもあるかもしれませんし，私もサーベイを随分やりましたけれども，定量的なアンケート調査でも，本当に組織に問題があるときには，匿名で延々と手紙が３ページ，４ページついてくるケースというのはやはりあるんですよね，結構。ですから，そういう意味でも先ほどの石田委員が言われたような，何らかの病巣を客観的，包括的に見られるような何かは，いずれにしても何らかの形でできないかなという感じはいたします。

○郷原委員　今，高橋委員が言われたことは，長年検察の現場にいた人間としては全くおっしゃるとおりだと思っておりまして，この２２ページ（公表版２１ページ）のところに書いてあること，こういうような一つの自分の思い込みに基づく指摘，多くの決裁官の立場にある高検の立場の人が言って，一方で，この前に前田検事がこういったことも十分考慮して逮捕すべきかどうかを判断すべきだと言っているような，消極事実がいっぱいあるんですね。背景にあるものが。こういったものはなぜこの人たちは全然考慮していなかったのかということを書いていないんですね。結局，これから先の決裁の問題は，証拠を見なかった，証拠が見られない，事実上，証拠を見ることが困難な状況だったということだけで済ませてあって，だから高検に証拠を見る検事を配置すれば，それが再発防止策だという，物すごく単純な話にされてしまって

いるんですね。ですから，これは本当にそういう視点が全く欠けていると思いますし，この大坪個人悪玉説というのはそこから来ていると思うんです。

もう一つお配りしているこの日経ビジネスオンラインのこの去年，私，４月末に出したこの論稿，４月２７日というのは，郵便不正事件の障害者団体や企業関係者が逮捕された後なんです。これは大坪氏にも連絡して読んでもらっています。この事件の見方というのは，巨額な詐欺事件的なものというよりも，郵政民営化が行われたのに，価格が硬直的で，マーケットに対応できていない。そこでいろいろそういう不正のようなことが恒常化することにつながっている。そういう実態を暴いたという意味で，今回の大阪地検の捜査はそれなりに意味があるんだから，だからここでやめておけ，無理をするなということを書いていますし，それは大坪氏もその話を電話でしたときには，非常によく分かってくれていたんです。ですから，彼にはある程度そういう認識もあったと思いますし，このストーリーの中で，私は大坪氏一人が悪者になるというのは，ちょっと理解できないので，ちょっとそこに少しこだわっているというところをお話ししておきたいと思います。

○千葉座長　今，皆さんからこれまでのヒアリングあるいは今日の検証結果等を踏まえた今後のヒアリングや，あるいはサーベイの問題などを含めて御意見をいただきました。それで，今日直ちにまだ皆さんのお考えも全部お聞きできないということになりますので，決めることはできませんけれども，サーベイの問題，それから少なくともこれまで検察のヒアリングはしたものの，もっと別な観点から，あるいは本当に体質を含めて話をお聞きをするということも大事であろうと思いますので，そのような観点でこういう方のヒアリングをしたらどうだろうか，あるいは先ほどの調査の件もこんな具合でやってみたらどうかということも含めて，できれば本年中くらいに皆さんの御意見を事務局に御提起をいただき，でき得る限りそれを参考に，そして皆さんのこれからの議論にできるだけ役に立つような形で行いたいと思いますが，いかがでしょうか。

○江川委員　それに加えて，先ほどのサーベイというのも全体的に広くですよね。先ほど私が申し上げた事件，具体的な事件というのは，やはり一つか二つかの事件の中から，それを広げて具体的にしていくということなので，事件が係属しているものは恐らく難しいと思うのですけれども，事件がもう一応終結していると，公訴取消しにしろ，判決が確定にしろ，そういう幾つかの事件を関係者含めて，検察の関係者も含めて調査をするということをやらせていただきたいなというふうに強くお願いします。

○千葉座長　では，それもまた御提出いただければと思います。

それでは，皆さんから御意見をいただきまして，それを整理をさせていただいて，幾つかのメニューなりをまた皆さんにお示しをして議論をいただければと思います。

次に，本日の議事録及び配布資料の取扱いについて確認をさせていただきたいと思います。本日は議事の途中を一部非公開としておりましたが，公判係属中の刑事事件との関係で，公表することが相当でないと考えられる部分につきましては，議事録にも掲載しないこととといたしまして，どの部分を不掲載とするかについては，ひとまず私に御一任いただいた上，後ほど皆様にも御確認をお願いをしたいと思います。

それから，先ほど次長検事からも御説明がありましたとおり，最高検察庁におきましては，詳細な検証結果報告書から，刑事訴訟法４７条との関係から公表に適さないと考えられる部分等を削除し，事件関係者の氏名については適宜仮名とする処理を施したものを公表用の検証結

果報告書とするものと伺っております。そこで，法務省のホームページにおいても，本会合の配布資料として，同様のものを掲載することとさせていただきたいと考えております。委員の皆様におかれましても対外的に何らかの情報発信をされる場合には，検証結果報告書の表紙に貼付しました留意事項をお守りいただけますようにお願いをしたいと思っております。

また，今日の御議論の中で，委員の皆さんから係属中の事件の証拠関係に及んでいる部分があったかとも思われますので，その点については議事録上の処理について，当該委員の方と御相談をさせていただいて，適切な処理をしたいと思いますので，御了解いただければというふうに思っております。

○江川委員　その議事録に関してなんですけれども，一つだけいいですか。

前回の議事録が，今朝見てもまだアップされていなかったようなんですよね。やはり注目されていて，まだかまだかという問い合わせもありますので，そういった作業をすると非常に手間のかかることでもあるとは思うんですが，議事録のアップというのはなるべく早くしていただけるようにお願いしたいと思います。

○千葉座長　大変ですけれども，事務局の方でどうぞできるだけスピードアップしていただくように，私からもお願いいたします。

それ以外の議事録及び配布資料につきましては，いずれも公表することとさせていただきたいと思います。

○宮﨑委員　今日，ちょっと配布資料で私の方から配布させていただいているのが，検察官倫理を考える国際的な倫理規程の動向と我が国の現状という，指宿教授の資料を配布させていただいております。これは日弁連の「自由と正義」という機関誌に，１月号及び２月号の記事として載せる予定のものを，ゲラが上がってきましたので今日配布させていただいております。検察官倫理については今日の検証報告書でも出ておりましたので，御参考になるかと思いまして配布させていただきました。よろしくお願いいたします。

○千葉座長　それでは，本日の議事録及び配布資料の取扱いについては以上でございます。

最後に，本日は議事の大部分を公開で行いましたけれども，報道関係者からそのような場合であっても簡潔なブリーフをお願いをしたいというふうに要請をいただいております。そこで，私においてこれに対応させていただきたいと思いますが，委員の皆様のどなたかで同席を御希望される方がおられますでしょうか。特においでででなければ，私の方で簡潔なブリーフをさせていただきたいと思います。

○郷原委員　お任せしますけれども，是非今日の最高検の検証結果に対しては，いろいろ強い異論があったということを，指摘があったということを是非強調していただきたいと思います。

○千葉座長　分かりました。それとここで特段了承したり，そういう趣旨のものでは決してないということもきちっとお伝えをしておきたいと思います。

それでは，以上，本日予定しておりました議事はこれで全て終了いたしましたので，これにて本日の会合を終了したいと思います。事前に事務局の方で皆様の日程を調整させていただきましたが，次回の日程につきましては，平成２３年１月１３日を予定をさせていただきます。午後１時３０分から３時間程度ということですが，延長もこれからは多少ありということになろうかと思いますので，どうぞお含みをいただきたいと思います。

基本的に，今後の日程につきましては，原則木曜日の午後１時３０分ということでよろしいでしょうか。では，そのような原則でやらせていただきたいと思います。それから，次回の場

所は本日と同じ第１会議室ということになりますので，よろしくお願いいたします。

それでは，これで本日の会合を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

―了―

検察の在り方検討会議
第４回会議 議事録

第１　日　時　　平成２３年１月１３日（木）　自　午後１時３３分
　　至　午後５時５６分

第２　場　所　　法務省２０階　第１会議室

第３　議　題
　１　最高検察庁による検証結果についての質疑応答
　２　ヒアリング・意識調査（サーベイ）の実施等について
　３　その他

第４　出席委員等　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，
　　佐藤委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，
　　諸石委員，吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　説明者　最高検察庁　小津次長検事，池上刑事部長，上冨検事

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　それでは，予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第４回目の会合を開会させていただきます。

本日も御多用の中，御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

なお，本日は嶌委員におかれまして，所用により御欠席と伺っております。

議事に移らせていただきます前に，まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局（黒川）　配布資料の確認をさせていただきます。

本日皆様のお手元にお配りしております資料は合計６点ございます。事務局からは，本日の議事次第及び「ヒアリング候補者」と題する１枚紙の２点をお配りしております。

なお，ヒアリング候補者につきましては，特段事務局において優先順位付けして並べたものではございません。委員の皆様から寄せられたお名前を機械的に並べさせていただいたものです。

そのほかに，皆様のお手元には，石田委員，郷原委員，宮﨑委員及び本日御欠席の嶌委員の４人の方々からそれぞれ御提出された書面をお配りしております。

また，前回お配りいたしました最高検察庁の検証結果報告書につきましては，本日，委員の皆様に御持参をお願いしたところでございますが，万一お手元にない委員の方がいらっしゃるようでしたら，余部がございますので，お申し出ください。

事務局からは以上でございます。

○後藤委員　ちょっと質問してよろしいですか。このヒアリング候補者は，委員から提案のあった方が全て網羅されているのですか。それとも取捨選択されていますか。

○事務局（黒川）　委員から寄せられたお名前を全て並べさせていただいたつもりであります。

○後藤委員　私が出した検事は載っていますか。大阪地検の検事を候補者として挙げたはずですが。

○千葉座長　もし漏れがあれば，すぐ事務局の方で追加して，後ほどペーパーをもう一度お配りいただきたいと思います。

○事務局（黒川）　申し訳ございませんでした。分かりました。

念のためですが，後藤委員の方から，この中でそれ以外は大丈夫でしたか。

○後藤委員　はい。

○事務局（黒川）　分かりました。申し訳ございませんでした。

１　最高検察庁による検証結果についての質疑応答

○千葉座長　それでは，議事次第１，最高検察庁による検証結果についての質疑応答に移らせていただきます。

議事の準備をいたしますので，少々お待ちいただきたいと思います。

（小津次長検事，池上刑事部長，上冨検事入室）

○千葉座長　議事を進めさせていただきます。

前回の会合におきましては，最高検察庁から検証結果の概要についての御説明があり，その内容に関しまして委員の皆様から御質問をいただきました。もっとも前回は，検証結果の公表

当日でございましたので，報告書を十分に御検討いただく時間がございませんでしたし，会議進行の都合から，質疑の時間も多少限らせていただきました。そこで，御案内のとおり，前回に引き続きまして，今回も検証結果についての質疑の時間を設けさせていただくことといたしました。本日は，委員の皆様からの御質問にお答えいただくために，最高検察庁の小津博司次長検事，池上政幸刑事部長，上冨敏伸検事にお越しをいただいております。

小津次長検事は，前回の会合に出席いただいた伊藤次長検事の後任として，昨年１２月２７日付けで就任されたとお聞きいたしておりますので，まずは質疑に先立ちまして，小津次長検事から御挨拶をいただきたいと思います。

○小津次長検事　ただいま座長から御紹介いただきましたが，昨年１２月２７日付けで次長検事を拝命してこのポストに参ったわけでございます。その前に札幌高検の検事長をしておりましたので，座長を始め多くの方々には札幌を御視察・御調査いただきまして，その際に御挨拶等を申し上げたところでございます。

本日も，是非よろしくお願いいたします。

○千葉座長　それでは，これから委員の皆様に御質問いただきたいと思いますけれども，その前に，議事の公開の在り方について改めて皆さんに申し上げておきたいと思います。

前回にも申し上げましたとおり，この度の最高検察庁の検証は，公判係属中の前田元検事による証拠隠滅事件や，大坪元部長らによる犯人隠避事件に関する内容をも含むものでございまして，そのような部分につきましては，現段階においては刑事訴訟法４７条の趣旨からして，原則として公にしてはならないものと考えられます。他方で，今回の質疑におきましても，証拠隠滅事件及び犯人隠避事件に関する御質問が予想されるところでもございます。そこで，証拠隠滅事件及び犯人隠避事件に関する質疑応答につきましては，議事を非公開とさせていただき，議事録にも可能な限りの内容を掲載するにとどめることとさせていただきたいと思いますので，御了承をお願い申し上げます。

また，御質問の都度，議事を公開したり，非公開にしたりすると，別室モニターで傍聴している方々には大変分かりにくく煩雑になるものでございます。そこで，質疑応答時間のうち，前半は議事を公開とし，証拠隠滅事件及び犯人隠避事件以外の検証結果全般に関する御質問をしていただくこととし，そのような御質問が一応一段落をした頃に，私から皆様に御確認をさせていただいた上で，後半は議事を非公開として，証拠隠滅事件及び犯人隠避事件に関する御質問をしていただくこととしたいと思いますが，御了承をお願いしたいと思います。

もっとも，前半におきましても，もし刑事訴訟法４７条の趣旨等から公にすべきではないと思われる御質問があった場合には，最高検察庁において御回答いただく前に，その旨を申し出ていただければ，その質問を後半に回させていただくなどの適宜の対応をさせていただきたいと思っております。

このような進め方でまいりたいと思いますが，よろしゅうございましょうか。

（一同了承）

○千葉座長　それでは，このような進め方に御了承いただきましたので，今後この形で進めさせていただきたいと思います。

なお，冒頭から申し上げるのも大変恐縮でございますが，本日の会合もおおむね午後４時３０分頃までを予定しておりまして，ヒアリング等についても御議論いただく必要がございますので，質疑の状況にもよりますけれども，質疑の時間はおおよそ午後４時頃までを目途とさせ

ていただければと思っております。そのため，一巡目は，お一人当たり原則１問ずつとして，二巡目，三巡目とお回しできれば，充実した質疑になるのではないかと思っておりますので，どうぞその点，御考慮をいただければと思っております。

○江川委員　その点について質問があるんですが，質問が全部できなかった場合には，例えば文章にして出せば，それで回答していただけるという，そういうことも考えておられるのでしょうか。

○千葉座長　それも，今日の状況を見まして検討させていただきたいと思います。

また，一応の目安でございますけれども，３時２０分頃に休憩もとらせていただきたいとは考えておりますが，その後，質疑を非公開とする，こういう段取りでいきたいと思います。

それでは，これから質疑に入りたいと思いますけれども，今申し上げたことを念頭に置いていただければ大変有り難く思います。

それでは，どうぞ，御質問のある方はお手を挙げていただければと思います。

○江川委員　まず最初に，この調査をした，検証するときの対象者なんですけれども，この間，全体的に１３０人ぐらいで，Ａさんの事件に関しては，大体３０人ぐらいというふうに言われたと思いますけれども，３０人のその内訳を教えていただけますか。内訳というか，誰と誰と誰に聞いたのかという，その名前を教えていただけますでしょうか。

○池上刑事部長　本件がＡ氏の事件の捜査・公判の過程で，検察でどのようなことが行われていたのかということから検証がスタートしました関係で，検察庁の幹部を含め検察庁職員について３０名近く事情聴取を行ったところでございます。

○江川委員　検察関係だけですか。

○池上刑事部長　この関係では，検察官及び検察事務官等でございます。

○江川委員　この間，Ａさんについては聞いていないということは伺いましたけれども，そうなると，Ｇ氏やＨさん及びその弁護人，あるいはほかの厚労省関係者というのは，全然話を聞いていない。つまり，この報告書の中にいろいろな名前が出てきたり，問題点が出てきたりするわけですけれども，その人たちに全く聞いていないわけですか。

○小津次長検事　事実関係としては，そのとおりであると私も理解しております。そして，そのような調査の方法になったことについての私の理解でございますけれども，基本的に，どうしてこういうことになったのか，それに至る過程で検察部内でどういうことがあったのかということが調査の主眼であります。もちろん，それでは実際はどうであったのか，この実際というのは事件とされた事柄でありますけれども，これがもちろん明らかになりますと，それとの対比で捜査の結果明らかになったとされた事柄がどうであったかということが，より明らかになるというのは，それはもちろんそうだと思いますけれども，実際この当時どういうことがあったのかということを解明しようといたしますと，いわば，調査がその当時の捜査のようなことをもう一度行うということになりかねないと申しますか，例えば，一人の方から話を聞いて，さて，その方の言ったことが本当かどうかということでずっといきますと，正にそういうことになると思います。そういうようなことが，何と申しますか，事柄の性質上ございますので，このような手法が採られたと，今，私は理解しております。

○江川委員　捜査のことが問題になっていて，例えば，この間私が伺ったのでは，Ｐ１さんとかが，これは偽証の可能性もあるんではないかというようなことも伺いましたよね。そうしたら，本人がこう言っているから，裁判で言ったのと同じことしか言わなかったから，こういうこと

になったとおっしゃいましたけれども，例えば，それを調べられた側に聞けば，Ｐ１さんが言っていることが事実なのかどうか，もう一度確認することができるわけですよね。検証というのは，まず事実をちゃんと明らかにして，その上で，どこに問題があったのか，これからどうするのかということになると思うんですが，それを全くやらないで，つまり事実解明ということが非常におろそかにされていて，これで検証ということで成り立つのかという問題が生じると思うんですが，その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○池上刑事部長　御指摘の趣旨は，そういう面もあろうかと思いますけれども，Ａ氏の事件におきましては，公判において，例えば，御指摘のＰ１検事の件につきましても，弁護人側から，その取調べにおける問題点等について種々の指摘，主張がまずなされ，それに基づいてＰ１検事の取調べを受けたＣ係長等が法廷で証人尋問の形で取調べの過程をいろいろと証言をし，また，例えばＣ係長であれば，被疑者ノートその他の書類も提出され，それを受けて，Ｐ１検事が更に証人尋問を受けるというような形で，Ａ氏の事件の確定記録を拝見しますと，相当程度いろいろな主張が出てきております。それが正しいかどうかを検証しようという姿勢で臨んで，例えば，例に挙げられたＰ１検事の例であればそういったこと，あるいは弁護人からの取調べの不服の申立て，申出書，それに対する佐賀副部長の調査内容，調査結果等々も参考にしていろいろお聞きした上，一定の認定をし，検証報告書に記載をしているといういきさつでございます。

○後藤委員　検察庁の中で何があったかを調べたとおっしゃいましたね。その中には，どんな取調べが行われたかということも当然入ってくると思います。特にこの事件では，厚労省の関係者がいずれも捜査段階ではＡさんの関与を認める内容の供述調書に署名しているわけですね。どうしてそうなったのかということが非常に重要だと，私は感じます。そこのところの調査がきちんとできているでしょうか。取り調べた側からは聞かれたわけですね。それから，公判に出た証拠は検討された。それは分かりましたけれども，検察官の取調べを受けた方から改めて聞くことは必要ないのでしょうか。例えば，Ｐ１検事の取調べの中で，Ｈさんが弁護人解任届を出しているという事実がありますね。どうしてそういうことになったのかは，解明されているでしょうか。

○小津次長検事　御指摘は十分承りましたが，事実関係として，どういうように最高検が考えて，どういうような人を対象にして，あるいはどういう資料を基にしてこの検証をして報告書をまとめたかという御質問についてはお答えしたとおりでございます。そこについて，でも結局，本当に何があったかということが分からないと，分からない部分があるではないかという御指摘は，ある意味ではそういう面があると言わざるを得ないと思います。ただ，どうしてそれをしなかったのかということにつきましては，先ほど申し上げたような事情だということでございます。

○池上刑事部長　個別の問題につきまして。後藤委員から今お尋ねがあった，Ｐ１検事がＨ氏の取調べで弁護人解任届を書かせる，書かせないという話をしたのはどうしてかということについての検証内容でございますが，我々もこれは問題意識を持って調査しまして，公判記録を見ましたところ，Ｐ１検事は，公判の証言の過程で，Ｈ氏を取り調べた，これは机をたたいたりして調べたという日の翌日でございますけれども，Ｈ氏の弁護人から，前日の取調べに関する申出書が届いたことから，Ｈ氏にそれを見せて，どうしてこういう申出があったのかと尋ねたようでございます。それに対して，Ｈ氏は，自分の知らないうちに弁護人がそういう申出をし

たんだと。自分は弁護士費用も負担になっているので，この際，弁護人を解任したいということで解任方法を尋ねられた。それで教えたというような証言があるということを把握しました。

○後藤委員　検事の証言は，Ｈさんが解任したいと申し出たという証言ですか。

○池上刑事部長　はい，そういう証言でございます。

○後藤委員　Ｈさん自身の証言はどうですか。

○池上刑事部長　簡単に申し上げますと，その点について，Ｈ氏は特に法廷では弁護側からも検察側からも聞かれておらず，証言はしていませんけれども，証拠決定の中で，なぜ，Ｈ氏がこの時点で弁護人を解任しなければならないのか，そういう事情はないではないかということ，それから，Ｈ氏から仮に解任届の書き方を問われたとしても，その書き方を教えるのが相当かどうか疑問が残るということがありましたので，Ｐ１検事にその観点から事情を聴取しました。証言等は変わりませんでしたけれども，このやり方は不相当であるという考え方に立って検証報告書は作成しているところでございます。

○江川委員　それに関してちょっとおかしいと思うんですが，今の池上さんの話だと，Ｐ１検事はそのことをしゃべったけれども，Ｈさんはしゃべっていないということですが，これ順番は，Ｈ証人が先にあって，その大分後からＰ１さんが出ているんですね。だから，Ｐ１さんがこういうふうに言ったけれども，これは果たしてあなたの立場からどうですかというのをＨさんに改めてここで聞くべきではないんですか。Ｈさんは聞かれなかったから言わなかっただけの話で，こういう検証の機会だからこそ，それはどっちなのかと，両論併記なり何なりすべきではなかったんでしょうか。

○池上刑事部長　御指摘の趣旨は承りますけれども，公判でＰ１検事の相当詳細な尋問があり，かつ証拠決定も問題視しているということで，我々もこういうやり方は問題であるという認識に立ったものですから，Ｈ氏その他に改めて御迷惑をかけるまでもないという観点から，このような認定をしたところでございます。

○郷原委員　先ほど来，池上刑事部長から，公判で十分に両方の立場からの質問も行われている，だから，それなりの事実解明が行われていることを前提にして今回の検証を行ったんだという御趣旨の発言があったと思うんですけれども，確かにそれはそれで，一面はそのとおりだと思います。しかし，大きな違いは，この公判というのは，検察は少なくとも無罪判決が出て，その後，上訴権放棄をするまでは有罪を目指して立証していたわけですね。有罪を目指して，有罪であるという前提で。そして，その公判の中でも，やはり弁護側は弁護側で，弁護戦略のもとにいろいろな質問をしているわけで，そこに一定の限界があったと思うんです。ところが，今回の事件については，もう既に無罪判決に対して上訴権放棄も行われて，事実上えん罪だということを認めざるを得ない状況になっているわけです。この状況において，それではどうしてこんなことになったのかということを，今，改めて検証しないといけないんではないか。そうなると，公判で出てきたやりとりですね，それをフォローするということでは全然私は足りないと思うんです。

あとは，問題は，この検証がどういう性格のものなのか，前回もお聞きした，行政的なものなのか，対社会的なものなのか，検察として反省すべきことを世の中に公表したというだけなのかという性格論に関わると思うんですけれども，その辺りを是非はっきりさせていただきたいんですが。私は，この報告書を見る限りは，検察が部内的にこれまでもやってきたような実務的な反省点を明らかにするというところから全然抜け出られていないんではないか。社会に

対してこの事件がこうであったというようなことを検証されたとは思えないんです。そういう認識でよろしいのかどうか，今回検察で，最高検で行われた検証の性格がそういうものであるのかどうか。そうだとすると，そういう一方的な見方だけで世の中に対して再発防止策を，こういうものを明らかにするということは，果たして適切だったのか。そして大坪特捜部長は非常に特殊な性格で，彼が招いた犯罪のようなものだという認定がどうもなされているような気がするんですけれども，そういう見方はどうなのか。私は，そこはこの検証の性格論に関わるんではないかと思うんですけれども，その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

○小津次長検事　この検証と報告書が，最高検の側がどういう理由でこういう方法をとったのかというのは御説明したとおりでございます。

この報告書は，取りまとめて公表することを前提になされたわけでございますし，また，この報告書に明示的に記載してもございますけれども，この会議での検討にも資するように，そのように使っていただきたいという目的ももちろんあって作られました。そういう意味では，当初から世間の皆様に見ていただくということを前提にし，意識して行ったわけでございます。

確かに部内にとってもこの報告書は極めて重要でございまして，実は私，先日まで札幌におりまして，札幌におりますと，かなりの部分が報道されておりましたので，全くとんでもないことが起こったなということについては，私も含めて理解できるわけですけれども，それでも，一体どうしてこんなことが起こったのかということですね，検察庁の部内で。それがなかなか分からないままにずっと推移してまいりましたけれども，そういう意味では，検察の中でどういうことがあってこういうことになったのかということについては，かなりの材料が得られたと理解しています。そういう意味で，これから検察庁が取り組んでいく上で重要な出発点ができたと思っております。

さらに，郷原委員の御指摘のポイントだと思いますけれども，広く世間の方に分かっていただくためには，この報告書は背景事情等もできる限り明らかにしてというふうに表現しておりますし，それについてのコメントもございますけれども，それが大阪の特捜部，大阪ということに非常に限定された書きぶりが目につくと思います。これは，調査，検証と報告書のやり方とも関わりますけれども，調査は，検察庁が捜査をするのと同じような密度で同じようなことをやり，こういうことは認定できるということで書いてあるわけでございます。その中で背景事情ということで書きましたので，そういうような認定の上で，いわばここまでは言えるということが書かれているわけでございます。

それでは，大阪だけの問題なのかということについては，もちろんそうは思っておりませんので，例えば，最後のところでも，これは全ての検察の問題であるから，全職員が自分のこととして考えるべきだということは書かれております。それでは，これがどのような意味で全ての職員の問題であるのかということについては，この報告書に十分書かれているとは私も思っておりません。この点につきましては，これからこの会議でいろいろ御指摘をいただくことになると思いますし，また，我々もまずはこのことはやろうということで幾つかのことを書かせていただきましたので，これを実践に移していく過程，あるいはそのやり方を考えていく過程で，これがどういう側面で，どういう意味で全体のことなのかということについての議論を深めていかなければいけないという認識でございます。

○石田委員　今，小津次長検事さんがおっしゃったことに関連しますが，御指摘があったように，全ての検察官が自己の問題として受け止めなくてはならないとこの報告書に書かれております。

しかし，この報告書は，一方では，本件に至った原因は，当時の大阪地検特捜部の特異性にあったということが強調されております。私がいろいろなところで行ったヒアリングでも感じたことですが，多くの検察官は，この問題は本当にあり得ないことだ，あるいは自分だったら決してしないということで，自己の問題として捉える基盤がないようにどうしても思われたのでございます。

この報告書でこのように書かれたのは，何をどのように自己の問題として受け止めよという，今の現職の検察官の皆様方にどういうようなメッセージをここの中に込められたのか，その辺りのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○小津次長検事　まず，個々の検察官に，これについてどう思いますかという問いを，例えば私にしたといたしますと，とても全く信じられない，自分だったらこんなことするわけはない，聞いたこともないという答えがまず返ってくると思います。私自身もそう思います。

それでは，その人が，私も含めてですが，自分とは全く関係のない話だと感じているかというと，それは，私は全ての検察庁の職員が非常に強い衝撃を受けていることは間違いないと，これは私の観察でありますけれども。さてそれが，自分だったらこんなことやるわけはないし，聞いたこともない。しかし，検察の中で起こった。違う言い方をしますと，検察がこういう事件を生み出してしまった，あるいはこういう人たちを生み出してしまったということがあるわけでありまして，全く検察と関係のないところで誰かがとんでもないことをしたという話とは全く違うと理解しております。

先ほどの答えと若干重なるわけでございますけれども，石田先生の御指摘は誠にごもっともでございまして，今後，これがいかなる意味において，一人一人の全ての職員にとっての問題なのかということについて，我々として是非議論を深めていかなければならないと思いますし，一人一人の検察官がこれを読んで，すぐに，そうか，そういうことで自分に関係あるのかということが分かるように書いてあるかという御質問であれば，私もそのような書き方にはなっていないというふうに率直に申し上げたい。

○但木委員　検証ですから，推測とかそういうものは避けてお書きになっているので，それは足りない部分があるのは仕方がないと思うんですけれども，ただ，非常に気になるのは，検察の風土というか文化の部分と，この事件が関係ないのかということについて，少なくともこの検証の中では明らかにはされていないように思うんですけれども，端的に言うと，前田君にしても，大坪君にしても，佐賀君にしても，入ったときはやはり正義を実現したいと思ってみんな入ってきているわけです。特に彼らの場合，一人は東西で非常に重用されて重要な調べを受け持っていた人，一人は大阪という非常に重要な地点で特捜部長にまでなった人，あるいは副部長にまでなった人ですね。そういう人たちが，なぜそういう重要なポストに就けるのか，あるいはそういう人たちが，そういう重要なポストにいたからこそ，そういうような，そういうようなというのは，もっと端的に言うと，自分が筋決めをした，その筋と違う証拠がある場合に，逆に言えば，被告人から見れば，あるいは被疑者から言えば，自分の決定的無罪を証明するかもしれない証拠について改ざんしても恥じないという，これは相当な問題なんですよ。それは，単に一人の個性とかそういう問題ではない部分があるんではないか。

つまり，私は，少なくとも東でも彼は重要な調べをしていたということに鑑みれば，東だって彼を評価していたではないかという問題がちゃんとあると思うんです。なぜ，彼はそんなふうになってしまっていったんだろうか。それは何か原因があると思うんですよ。余りセンチメ

ンタリズムで言ってはいけないかもしれないけど，ある意味で，彼ら三人だって犠牲者なんです。だから，我々は，やはりそういうものを生み出した土壌というものがどこにあるのかなというのを考えなきゃいけない。それは，今度の検証は限界があるから，その中で全部解明できますなんて私は思っていないけれども，しかし，それについて，最高検は現時点でどうお思いになっているのかということについてお伺いしたい。

○小津次長検事　現時点で，次長検事である私がどう思っているかということでお許しいただければと思いますが，私は，その検事になる人間も当然もともとは普通の人間でありまして，司法試験に合格するということは，人よりも勉強をして良い成績をとることに向いている人であるということはそうだと思いますが，それを除けば普通の人。その人の中で，やはり検察という仕事をやりたい，これはやはり検察の使命というものを自分のものとしたいということであろうと思います。その意味では少しは違いますけれども，もともと普通の人であります。

この人が検察官になってから仕事を通じて成長していくわけでありますけれども，これは，一つ積極的な面を先に申し上げますと，我が国の検察庁の実際の仕事というのは，検察官が直接に事件当事者と接触して，取調べという形がほとんどでありますけれども，向かい合うということをやっております。これは諸外国に比べてもかなり特徴的な点だと思います。かなりの部分は，それを通して自分というものを成長させていくという面が我が国にはあろうかと思います。それから，必ず法と証拠に基づいて一つ一つのことをやっていくのだというふうに行動するように教えられますし，そのように行動していくことによって法律家としても成長していくのであろうと思いますし，実際にそのように感じておりました。

他方，特にこのような事件が発生して見てまいりますと，これはもういろいろな要素があると思いますし，いろいろな見方があると思いますけれども，一つだけ申し上げますと，検察官として捜査をして公判をする。そのときに，検察は公益の代表者でありますけれども，刑事司法，刑事裁判手続の中で，当事者として活動する。そのことが今の刑事裁判の構造上不可欠のものなわけであります。現実には，法廷で戦後飛躍的に力をお付けになった弁護人と対峙をして，その中で検察官というのは訴追官として主張・立証活動をし，弁護人が刑事弁護人として活動して，その上に立って裁判所が判断をするという構造でございます。

この当事者として活動していく過程で，これはもちろん警察の事件ですとまた違う面もあると思いますけれども，特に特捜事件で一番最初から自分が捜査をして訴追をして，公判で弁護人と対峙をしてということを，しかも大きな事件でありますから，非常なプレッシャーの中でやるという過程でいろいろな課題が出てくる。特に，これもややセンチメンタルな表現で恐縮ですが，人というのはそれぞれ生身の人間でありますから，それぞれの人なりの弱さを持っておりまして，弱い人ほど強がるという面もあると思いますが，なかなか外から見えないという面があります。なかなか外から見えないこの弱さを持った人が，激しいプレッシャーの中で当事者として行動することを求められ，少なくとも表面的には当事者として行動して，表面的な成果を上げた人は，よくやったというふうに言われるという中でやってくる中で，こういう人が出てしまったのかというのが，一つ今私が思っていることであります。もちろんそれに尽きるものではありませんが，例えばそういうようないろいろな切り口を是非いろいろと御指摘いただきながら，我々の中でもっともっと考えなきゃいけない。もちろん，だからといって，それで今私が申し上げたことが何かの解決策につながるわけではありませんけれども，要因を探っていくという意味では，例えばそういうような考察が必要かなと思っているところでござい

ます。

○吉永委員　恐らくこういう事件の当事者にならなかったら，前田さんも大坪さんも佐賀さんも，信じられないというふうにおっしゃったのではないかというふうに思うんです。ですから，そういうふうな個人の気持ちをどこかで歪めていく構造をどこまで解明する気があったのかどうかということがやはり知りたいなというところが第一点。それにしては，余りにもそういう個人の問題，あるいは大阪の問題に偏り過ぎているのではないかというのが，どうしても，今の御説明を聞いていても，そのように感じざるを得ないというのが私の印象としてはございます。

それと，もう一つ不思議に思うのは，するべきことがなされなかったとか，捜査が十分でなかったという言葉がたくさん出てくるわけです。例えば，その当時，郵便法違反事件の関連捜査で人員に余裕がなくて，結果，十分な捜査ができなかったというふうなことが書かれているんです。そのときに，検事正が，やはりこの人員が足らないのではないかということに気が付いたようで，他の検察庁からの応援を検討したらどうかというふうに言っているわけですよね。にも関わらず，大坪さんの段階で必要ないとつっぱねている。では，ああ，そうですか，一応言ってみましたがで終わってしまう。ここで本当に人員が足らないために捜査が十分できなかったというのであるならば，なぜ，そのときに言っただけで終わってしまうのか。では，一体検事正の役割というのは何なんだろうか。上級職あるいは上級庁にしても同じだと思いますが，この体制のままでは，幾ら今回結論としてお出しなされたような上級庁のチェックをより厳しくする，段階をもっと増やすというようなことをしても，これでは何の意味もないのではないか。一体こういう段階の中で，それぞれが指導する立場の人は指導してきたのか，監督する立場の人は監督できていたのか，それはなぜできなかったのかということは余り詳しくは書かれていないんですが，そのところはどのようにお感じになっていますか。それはしなくてもいいとお考えだったんですか。

○小津次長検事　では，今の吉永委員の御質問を踏まえて，決裁の問題について私が感じていることを申し上げさせていただきたいと思います。

検察庁において，一人一人の検察官が独任制官庁であるということと，それから検察庁が組織として一体的に動いているという，この両方のことをどういうふうにやっていけばいいのかというのは，これは昔からの永遠の課題でありまして，しかも，このことは検察庁で働いてみないとなかなかピンとこないところが率直に言ってあるわけでございます。

少なくともこれまでは，私は日本の検察官というのは独任制官庁だということと，検察官同一体の原則という相反するようなことが，全体としては非常にうまく運用されてきたのかなというふうに感じておりました。現在でも，全体としてはそうかなとは思っています。

ただ，こういう事件を見て決裁の在り方というのを考えてみますと，決裁というのは，決裁を受ける下の立場からしますと，上がいつもうるさいこと言ってしようがないな，なるべく決裁というのは軽い方がいいなと思うわけでありますし，上からしますと，下のやっていることは心配だけれども，できるだけ伸び伸びと自由にさせてやらないと，意気も上がらないし，だめだなというように思うわけでありますが，これは悪くすると，下の者は，まあ，上がこんなように考えているはずだからこうしようと思い，上は，まあ，下がそういうふうに是非やりたいと言っているんだからそうしようという，相互の無責任のようなおそれも反面であるんだなということを，今回，痛感したわけであります。

これまでは，そうは言いましても，事件は検察官が主であって，そして検察庁の組織で言う

と，地方検察庁が中心である。その上に高等検察庁，最高検がそれぞれの立場で見ていくということでありましたので，主任検事からの情報，そして地検からの情報というのを基本にして高検がやり，最高検が必要なことをするということであったわけです。

しかし，このような事態になってみますと，例えば，大阪のような大地検の検事正が判断をするときに，もちろん今の制度だってできるんですけれども，自分も決定的な証拠についての具体的な情報が手元になければいけないな。そのためには，それをサポートする人がいなければいけないな。それから，高等検察庁の方も，やはり高検にそういうサポートをする人がいて，中身に踏み込んで十二分に把握して高検としてやるべきことをする。最高検もそういうことをするということでございます。ですので，これからのチェック体制についての最高検が出した方策といいますのは，今までと何が違うのかというふうにお感じになられるのは誠にごもっともであろうと思いますけれども，実は，我々の中では，そこの検察官が独任制官庁であるということと，同一体の原則であるということのバランスを，やや上級庁なり，上司が監督をする方向に動かすことになるかもしれない。しかし，それはそれでまた逆の方からの心配もあるということを意識しながら方策をやらなければいけないなと実は思っているところでございます。

○原田委員　再発防止の関係でお尋ねしたいのですが，二点ございまして，一点は，２月から可視化の関係でいろいろな事情を考えた上，試行されるという方針を出されていますが，２月といえばもうすぐなんですけれども，この席で，具体的にどういう範囲で，どういうことをお考えになっているかということが伺えるのかという点が一点です。

もう一点は，この前，佐藤委員のお尋ねもあったのですが，高検検事長が起訴・不起訴の権限を持って，逮捕は地検が判断をするというような御説明だったのかなと思うのですが，それはそれでいいのですか。

○小津次長検事　それでは，先に後者の点につきまして，私の理解は，重要な特捜事件について，検事長が指揮をいたしますけれども，地検あるいは地検の検事正が高検検事長からの指揮を受けて，あくまでも地検が起訴するということでございます。

○原田委員　指揮なのですね。そうすると，起訴・不起訴権限を検事長が持つというわけではないと。

○小津次長検事　ございません。それでは，何のためにこの指揮というのをつくるのかというと，そこは今，地検が基本的にやってきたものを，うん，そうか，分かったというチェックの仕方と，自分が，それでいいと言って明示的に指揮をするということは，少なくとも我々が考えますと，運用上相当違いが出てくるだろうという認識でございます。

○原田委員　そこは分かりました。では，最初の点。

○小津次長検事　それから，最初の点でございますけれども，いかなる範囲で録音・録画をするかということにつきましては，今，鋭意，最高検の中で検討中でございますので，本日は，この検証報告書に書いてある以上のことを申し上げる準備はできておりませんけれども，この特捜事件でどの部分をどのようにやれば試行ということで意味があることができるのかということを十分に検討して，できるだけ早くその方針を出したいと考えています。

○石田委員　関連して，さっきの指揮の問題。お答えはもうされているのかもしれませんが，この報告書には，「検事長の指揮事件として，高検において，証拠関係の十分な検討等を行うものとする」と，こういう方策が書かれておりますね。しかし，報告書の２０ページには，この事件でも大阪高検においては，検事長らが主任検事に対して証拠の具体的内容や証拠上の疑問

点を尋ねるなど具体的な検討が行われ，今後の捜査の方針や具体的な留意点に関する指導が行われたと書いてあります。それで，一体，防止策として掲げられた検事長の指揮事件というのは，内部におられると大分違うとおっしゃいましたが，具体的に，一体どこが違うのか。せいぜいここに書かれているのは，証拠関係を提出，あるいは問題点の報告を義務付けるというようなことが具体的な行動としては書かれていますが，それ以外に何か実質的な違いが本当にあるのかどうか。今までの決裁制度とか，いわゆる指導のやり方とか，そういうことも全く本質的には同じではないかとこの報告書を読んだときに思いましたが，その辺りいかがなんでしょうか。

○小津次長検事　ただ今の点に関しましては，本件で大阪高検の指導が誠に不十分であったということがありますので，高検がちゃんと見るというのは何だというように感じられるのはごもっともだと思いますが，まず，今度の内容といたしまして，高検検事長の指揮事件については最高検に報告が必ず上がり，最高検においても証拠関係を全部きちんと見る人間を置いて，それでやるというところは一つ大きく違うわけでございます。本質的に違うかどうかということについては，御批判は受け止めるということでございますが，実質的に我々がどうかというふうに考えますと，このスタッフを置いて，検事長が自分の名前で指揮をするということで，運用上これまでとかなり違ってくるのではないか。もちろんこれは仕組みの詳細はこれからつくるわけでありますし，正に運用にかかっているところは大きいと思っておりますので，それで今までとどんなことが違うのかという御指摘や御批判は十分に意識しながらこれから組み立ててまいりたいと思っております。

○石田委員　今までは，記録は上に上がっていなかったんですか，検討の際に。

○池上刑事部長　事務的に御説明を申し上げたいと思うんですが，検証の２１ページの（注３）に書いておりましたが，決裁や報告についての現状を一応規定上のものを含めて記載してございます。すなわち，検察官が逮捕したり起訴・不起訴の処分をしたりするのは，独任制官庁として当該検察官が行うものでありますけれども，その庁の部内において，どこまで，例えば部長までなのか，次席までなのか，検事正までなのか，決裁を受けなさいという規定を設けております。本件のような特捜部の事件については，ここにも書いてありますが，捜査に着手する際，あるいは起訴・不起訴の処分をする際には，部長を通じて，次席検事を経て検事正の決裁を受けなさい。これは正式のものでして，検事正がいわば検察庁法上の指揮監督権を行使するという性質のきちんとしたものでございます。ところが，今回の事件で高検や最高検に報告が上がっているとか，あるいは会議が開かれて了承されたとか書いてありますが，これは特に規定があるものでもありませんし，例えば，検事長が責任を持ってそれを指揮したという部内的な制度にはなっていないわけであります。

事柄の重要性，事件の重要性に鑑みまして，あらかじめそういった事実上の報告が地検から高検へ，あるいは高検から最高検へなされるということが事実上行われていたわけでありますけれども，今後は正式に処分をする際には，検事正が決裁する前に意見を添えて，検事長の指揮を仰ぎ，検事長の側でもきちんと証拠を検討ないし部下に検討させて，責任を持って書面で検事正に対して訓令を出すというような制度で，その過程については適宜最高検にも報告がなされると，こういうような制度を考えていまして，すなわち，高検が今まで，いわば相談役的な存在としてのみ関与していたのを，実質的な指揮官，指揮監督者として権限を行使する形で責任を持って指揮を行う，こういう制度を提案しているところでございます。検察内部の実務

も絡んでやや説明が分かりづらかったと思いますが。

○石田委員　印象としてはそれほど変わらないのではないかという印象を持つんですけれどもね。

○龍岡委員　なぜ，このような事件が起こったかということについて，当然，根源的な原因とか背景について，かなり注意深く調査をされたんだろうと思うんですが，この報告書自体を見ますと，非常にある面では分かりやすいし，それなりにそういうものかなというところまでは理解できるんですけれども，もっと根源的な問題があったんではないかという点の説明がほとんどないんですね。これが実は今後の問題で非常に大事なことではないか。恐らくかなりたくさんの検察官や検察事務官，関係者から事情を聞いておられるから，その問題も当然聞いておられるんではないかと，それからこのチームの中でもこういった問題について十分議論をされたんではないかと思うんですが，それが必ずしもこの報告書には出ていなくて，非常に整理された，まとまった形になっているような気がするんですね。その点はどうなんだろうか，もう少し詳しく議論がされたんだろうか，あるいはこの報告書に出ている程度の話であって，まとめたところでこれ以上のものにならないということだったのかどうか，その辺のことをお伺いしたいと思います。

○小津次長検事　この点は，少し先ほどの御説明と重なる点があるかもしれませんけれども，事実関係をきちんとした証拠で確定していくということに全勢力を注ぎまして，そして，そのような意味で確定された事実から直接的に見えてくる背景というのは，これこれこういうものであると言える限度内のことについて書かせていただいたということでございます。したがいまして，実は調査の過程で，その根源的なるものについてたくさん調査した結果があったのに書かなかったということではございません。もちろん調査をやっている者は，一体これが本当に更に深い意味でどういうことだったのかなということを考え，悩みしながらやったはずでございますけれども，それについては，少なくとも個々の者がいろいろ考えていても，それをこういう形で最高検の報告書ということでまとめられるようなレベルにまでみんなで議論をしてやったということではないわけでございます。

○龍岡委員　議論もされなかったということですか。

○小津次長検事　いろいろな話がこの過程で出たとは思いますけれども，今おっしゃられましたような根源的な問題が何かということについて，恐らくこの報告書を取りまとめるという作業の性質上，そういうようなところには至らなかったのではないかと私は理解しております。そして，そのことが大変大事であるということは，もちろん私も理解しております。

○高橋委員　今回の話の重要な部分というのは，ややもすると，前田主任検事の証拠改ざんという部分に集中しがちなんですが，私はそれとはちょっと切り離した，もっと本質的な問題が重要なのではないかと思っておりまして，それは，まず最初に一つ言えば，前田主任検事は，どうしてこれが本当にこういう構図で正しいと，要するに，Ａさんが有罪であるというふうに確信するに至ったのか。あるいは，更に言えば，高検幹部も供述調書なんかを見て，単独犯行はあり得ないだろうと言っているわけですよね。この二重の誤った判断ですよね。さらには，もっと言いますと，証拠改ざんが分かって，それに対して，証拠改ざんはまずいではないかということは，たくさんの検事が指摘されていますよね。大阪で何人もの検事。それは大問題になっているんですが，にも関わらず，証拠改ざんは悪いけれども，それは必ずしもこの構図が根底から崩れるというわけではないという判断があったからこそ起訴を継続したわけですよね。

かなり複数の人間が，たくさんの段階で，皆この構図の正しさを疑わなかったと，最後まで，

ということの方が，実は証拠の改ざんという一つの事件よりはるかに重要だというふうに思っているんですが，どうしてそんなふうに組織的に無能力状態になってしまったのかということについての検証に十分なっていないのではないのかということがございまして，私は幾つか思うんですけれども，どんな仮説をお持ちなのかなというふうにお聞きしたいんですが。一つは，そもそもこんな年月の経った，それも言ってみれば，こういうのって日々の仕事ですよね，厚生労働省の中では。そんなことを供述中心に証明しようという，そもそものアプローチ全体が無理なんだというふうな御判断があるのか。あるいは，やはり心証というんですかね，実際に取り調べられている本人たち，前田検事を始めとした御本人たちが話をしながら，どっちの人が本当のことを言っているのかという心証を直感的に得て，そこで仮説を形成する能力が相当落ちている，はっきり言って。そもそも取調べ能力そもそもが落ちているということが最大の問題ではないかと思われているのか。あるいは，私はもう一つすごく感じるのは，ひょっとしたら，前田主任検事は，最初，Ａさんはシロかもしれないということも言っているわけですよね。それに対して，そんなことあり得ないだろうということを言われている。確か，一応その可能性もありますと。クロとは限らない，シロの可能性もありますということで最初報告を上げているようなことがこの中に書いてあったと思うんですが高検から，いや，単独はあり得ないだろうということを言われたという確か表現になっていたと思うんですけれども。

そうなってくると，問題なのは，そもそも一番心証を得やすい現場で働いている検事たちは，要するに判断する立場にない。ところが，その影響力を及ぼせるのは部長ないしそれ以上，高検の幹部のように現場で直接心証を得るようなことをやっていない人，あるいはもっと言えば，自分自身が捜査をしてくるという経験がなくなって上に上がってしばらくした人たち，世の中の流れの新しい，今がどうなっているかということが，正直言ってよく分かっていないような人たちに決定権があって，一番接している人たちに決定権がないという，そもそも決裁構造そのものが根本的に矛盾している，はっきり言って。

よくあることですけれども，例えば，医師の世界で言えば，病院長だって患者を診るわけで，直接患者を診なくなったら，もう医者としては指示を出せないし，指導もできないですよね。コンサルタントの世界も同じで，プロというのは，自分が直接接しないで直感を常に養っていない限りで，的確な指導ができなくなるのではないのか。まして世の中どんどん変化していきますから。そもそもそういう構造そのものに問題があったのかとか，私は幾つか仮説があると思うんですが，このみんながそろって無能力状態に陥った，どこに最大の問題があるというふうにお感じになっているんでしょうかという質問です。

○小津次長検事　御指摘に全部的確にお答えできないようにも思いますが，どうしてここまでこういう構造でずっといけるのだと，いろいろな人が，本人も含めて思ってしまったのかということについては，私，これまでよく使われ，批判されている言葉で言えば，それはやはり供述調書というものを信用し過ぎたということであると思います。あえて申し上げるまでもございませんが，いろいろな事件で，結局，人の供述というのは，どうしてもそれがないと解明できないわけでありますけれども，大変にデリケートな危ないものでございまして，そもそも人が何かを認識して，それを頭の中に入れる，記憶をする，そして，それをまた外に出してくるわけでございます。それぞれの過程で誤りが生じ得る。特に頭の中から出してくるというときに，それを取調べという形でやるというところに，また非常に難しいデリケートさがある。これをついつい我々は紙に書いた供述調書に書かれていることを前提にして議論をしてしまうという

ところに大きな問題があるんだろうというふうに，一つは意識しております。

それから，直感ということにつきましては，確かにおよそこんなことがあり得るのか，こんな話が本当なのかということについて，一つは，それが真実かどうかを見抜く能力，これは直感と言ってもいいかもしれませんが，これが非常に大事でありまして，それが劣化していたではないか，あるいは劣化しつつあるのではないかという点については，我々も非常に気を付けなければいけないんですが，ただ，あえて申し上げれば，この直感というのは非常に危ないところがありまして，これは絶対にそうだと思い込むところがまた非常に大きな誤りを生じる可能性があるという点もあろうかと思います。

それからもう一つは，少し違う切り口で，何かあるフィールドで発生した事象を解明しようとするときに，そのフィールド自体について十分な知識，理解があれば，直感力が多少鈍感でありましても，そう大きくは間違わないわけであります。それをやるためには，検察官がいろいろなフィールドについていろいろな専門知識を持つということと，それから，それだけで賄えるわけではありませんから，捜査をやる過程で重大なステップを踏むまでに，捜査としてこれから突入していくフィールドについて十二分な情報，知識，理解を持ってそういう共通のものとしていけば，かなり危険が軽減される。そして，ここは，我々の中でもそれはできるだけそうしなければいけないというふうに考えていたわけでありまして，そういう観点からしますと，そのフィールドについての基本的な理解が極めて不十分なままにこの捜査の流れの中で次のステップに進んでいったなというふうには感じております。

最後に，実際にこの決裁で上司がどれぐらい実務をということにつきましては，また機会があれば御説明させていただければと思いますが，決裁官というのは，普通の会社の上役よりは，必要があったら証拠を持ってこさせて，これはどうなっているんだとか，確かに直接に被疑者を取り調べることは滅多にありませんけれども，かなり捜査そのものにどっぷりつかってチェックをしているというのが，検察庁のチェックの特殊性かなというふうには今まで感じておりました。

○高橋委員　ただ，それは副部長クラスまでで，検事長とか高検の幹部ではそこまではやらないですよね。

○小津次長検事　これは事案によりまして，確かに検事長がどこまで詳細に見るかというのは別です。

○郷原委員　今のお答えは，先ほどの決裁をどうしていくのかということに関連するお話だと思うんです。証拠についての見方が問題だったから，高検がもっと証拠をよく見るんだという，そういう再発防止策の方向性ですよね。しかし，本来，主任検察官の判断の上に何重もの決裁を行うことの意味は，多様な見方をしていくことによって誤りに気が付くということではないかと思うんです。

そういう意味では，私はずっと前から，今日もお配りしている今年の６月に出した「日経ビジネス」の記事，去年４月末にも出していますけれども，そもそもこの郵便不正事件自体がそんなに報道されているような大経済犯罪ではなくて，実態というのは，要するに，ダイレクトメールと言っても，障害者団体の何かおかしげな郵便物で入ってくるものなんだから，広告効果は限定されている。利得といっても，８円で運んでもらうこと自体が，１２０円との差というほどの大きなものではなかったという見方を，私だけではなくて，Ａ氏の弁護人である弁護士も，「季刊刑事弁護」というところを対談でしているぐらいで，要するに，経済実態からし

たら，別の見方ができるではないか。そんなに大げさなものではない。だから，ひょっとしたら厚労省での不正な証明書というものも，みんなが考えているようなそんなに大変なことではなくて，逆に不正の証明書を作成したＣ氏が言っていたような，やっつけ仕事みたいな話の可能性もあるではないか。そういう観点から見てみたらどうかということを言う人が誰一人いなかった。むしろ上級庁の決裁というのは，そういう見方を指摘することに意味があるんであって，今回の検証結果のように証拠，証拠というところにこだわっていったら，上の方に証拠を見る義務を与えると，下の方が不十分になっていくし，結局，全体としていい方向にいかないと思うんです。やはり決裁をする立場の人が多様な見方をしないといけない。検察は，泥棒とか殺人とか伝統的な犯罪に関しては十分な経験をお持ちなんでしょうけれども，やはり世の中に開かれた見方をしていないというところに問題があるんではないかと思うんですけれども。ですから，再発防止策の方向性が果たして正しいのかというところにも関連してくるんですが，いかがでしょうか。

○小津次長検事　最後の点に限ってですが，郷原委員の御指摘の最後の部分については，私が先ほど，今度のようなやり方で主任検事，地検ではなくて，上が証拠を見てきちんとやるという方策を採るときに，大丈夫かと気を付けなければいけない一つのポイントであると私も思っております。これまでの決裁は，何ら証拠も見ていない，いい加減なものだったのかと言われますと，それはもちろんこういうことがあればそういう面もあるんですが，高検，最高検それぞれの立場で違う角度，あるいは広い視野で，本当にこの事件はどうなのかとか，もちろん他とのバランスというものも考えるわけでありますけれども，そういうものとして，これまで高検，最高検が機能してきたわけであります。ただ，こういうのを見てみますと，そのことを実際証拠も全く見ないで，結局，証拠を見なくてもいろいろ報告を聞いて，大体こんなことかなと思いながら，その広い視野と，自分で思っているものについて意見を言うと，それが誤ってしまうことがあるなというふうになるわけです。つまり，今度の最高検の方策を採る場合に，証拠をきちんと見るんだけれども，やはり高検，最高検は主任検事，地検と同じことを言うためにやるのではなくて，正にそこのところは，これまでの決裁が目指していたものをやるためのものだということが必要ではないかと私は感じております。

○宮﨑委員　先ほどどなたかが御指摘されましたように，本件は，前田検事あるいは大坪検事の特異なものであるとか，大阪の特異なものであるとか，あるいはこういう証拠偽造が信じられないというようなものではなくて，もっと基本的な，あるいは構造的なものだという具合に考えているわけですね。

私は，今日，見解書も出しましたけれども，こういう検証報告書というのは今まで何回か出ているわけですね，志布志も氷見も足利も。いずれもその検証報告書は何となく共通しているわけですね。どうも客観的な証拠との整合性が足りなかった。ところが，足りないのに対して捜査当局の筋書きどおりの調書が膨大に作られている。どうも押し付けがあったようだ。ところが，そういう矛盾点や整合性についての十分な消極証拠ですか，アリバイについての十分な検証，検討がなされないまま捜査が継続して起訴しちゃった。だけど，有罪を裏付けるような証拠もあったから，起訴自体は不当ではなかったとか，そういうようなまとめになっているわけで，再発防止策として挙げられるのは，いずれも今後は捜査を適正にして，無理な取調べをなくして，それと，あと研修をやったり，そういう捜査心得とか，そういうものを発しましょうというようなことなんですけれども，私は，それでは再発は防止できないと思っています。

そうではないということを，ここの出席した委員の方も大体もうお分かりのことではないかと思っています。

なぜこういうことができてきたのかということについてですけれども，それは私は非常に大きい存在というのか，共犯とも言えるのが裁判所だと，このように思っています。任意性や特信性を容易に認める裁判所の姿勢，あるいは細部の事実認定を，調書があると便利だなと，こういう裁判実務，そして自白するまで保釈しない裁判所の，いわゆる人質司法というものがあるんだろうと思います。そういうチェックが甘いという構造のもとで，それに甘えて検察が検証不可能な密室の取調べというもとで，周囲の期待に応えてきたという構造がやはり根幹だと，こういう具体に思っているわけでありまして，諸外国でもまれな密室，あるいは検証不可能な取調べの改革こそがいわゆる再発防止であり，検察改革の核心だと，このように考えているわけです。

今までも言い続けてきたわけですけれども，先ほど取調べの可視化について２月から実施する，あるいはそれについてまだ今検討中だと，こういうことですが，それに絡んで質問をさせていただきたいのは，一部の録画化を提示されているところでありますけれども，これの趣旨が，裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討する必要から，特捜事件については，特に異なる捜査機関のチェック機能が働かない上，任意性などが争われた場合に，単一の捜査機関でやっているので，供述状況を立証する方策としてなかなか難しいところがある。だから，可視化導入を検討すると，こういうような並びで可視化導入が検討されてきているのですが，ところが，今回の報告書を読むと，そういうように裁判所の公正な判断に資するためということが問題になったのかというと，それはないと思うんです。今回の事件で裁判所の判断がどうもおかしいという事実があり，公正な判断に資するために可視化を導入しましょうというなら分かるんだけれども，その点は何も書いていなくて，客観的事実と違う捜査調書が多分膨大にできていますねという，どうも押し付けがあったみたいですねと，こういうことだけが書いてあるのに，裁判所の公正な判断に資するためにとか，あるいは争われた場合の検察官の任意性立証に資するためにやる必要があるんだというんだけど，その前提となる事実が報告書には書かれていないように思うわけです。どうも報告書を読んでよく分からないのです。むしろ私が思うに，今回のように，あるいは数多くの検証報告書が出されているように，それらによっても改善されなかった，そういう密室で検証不可能な捜査を検証できるようにするというところに最大の眼目がなければならないと思うわけですけれども，今回の可視化を導入するための趣旨説明が一体どういう事実からこういう可視化導入の提言になってきたのかということについて御説明いただければと思っています。

○小津次長検事　御指摘の点は，これから実際にどのような範囲内で，どういうやり方でやるかという際に，更に部内でも議論はさせていただきたいと思いますけれども，例えば，裁判員裁判におきまして一部録音・録画しております。その際に，裁判員裁判対象事件についてだけやるということもございましたので，裁判員の方に任意性等について分かりやすく立証するということがかなり強調されて書かれていると思います。そしてこの報告書，任意性と信用性，両方実はこれには書いてあるわけでありますけれども，少し違うことから言わせていただきますが，改めて考えてみますと，実はこの任意性がないと証拠として採ってもらえないという，我々にとって当たり前のことは，もちろんこれによって取調べをする側が任意性を否定されるような取調べをしないという抑制的な効果をこれまで果たしてきたと思います，少なくとも一

定限度果たしてきたと思います。

我々が，これからまた考えていかなければいけませんのは，法廷での争いが任意性があるかないかという争いになりますので，検察としては，任意性があるということを立証できるかどうかということに非常に精力を注ぐわけでありますが，もちろん最も大事なことは，少なくとも供述したとされている人が本当にそのように供述したかどうかということ，更に言えば，供述した内容が本当かどうかということであります。これまで，検察が，法廷で当事者として任意性があるかどうかということの争いをずっとやってきたがために，任意性は否定されなくても，実はもっと大事なところが本当かどうかが大事だということが，ややもするとおろそかになっていたのではないかと思うわけであります。

このことを申し上げましたのは，録音・録画を一部であってもやるということは，いろいろな効果があると思います。他面で，ひょっとしたら，特捜でやると，いろいろな不都合が出てくるかもしれないと検察部内で思っている面もあると思いますので，やることによって，任意性という観点からいい効果があると思いますし，任意性が分かりやすく立証できるということは，どのように取調べされたかということがその部分明らかになるということでもありますし，そういうことをやることによって，任意性さえあればいいということではなくて，本当にその人がそのようにしゃべったかどうかということがもっとはっきりし，更に言えば，一番大事なところにもいい影響があるかどうかという辺りのところを考えてやっていくわけであります。

ということで，この検証報告書に書かれている表現が，検察の都合で任意性が立証できさえすればいいので，その方法を一つまた検察が手に入れると，もし，印象を持った方がいるといたしますと，我々としては決してそういうことを主眼としてやろうとしているわけではないということをあえて申し上げさせていただきたいと思います。

○宮﨑委員　私の方は別に任意性だけ取ればいいという形で検察が考えているという趣旨で申し上げているのではなくて，ここの報告書で，突然こういう形で，この目的のために可視化を一部導入すると言われているのは，ちょっとおかしいのではないですかということを言いたかったわけです。

○小津次長検事　一言だけ，その点だけごく簡潔に申しますと，これは，共犯者とされた当時の係長さんの被疑者として拘束されているときの調書が刑訴法３２１条で請求されて，それの要件がないというように裁判所が判断されましたので，少なくともその限りにおいては，裁判所の判断がおかしいという意味ではなくて，任意性という言葉で表現しておりますけれども，それに非常に近いものが本件で問題になったという意識はございます。

○宮﨑委員　裁判員裁判で今一部録画が行われていますけれども，今回それに当てはめますと，Ｃさんもほとんどの人が自白をしていたわけでありまして，自白場面だけを録画化するということは，今回で言えばえん罪の上塗り効果になったのではないかとも思いますので，その点も一部録画化の範囲を検討するときは，十分御検討していただきたいと思っています。

○井上委員　今までの質疑の中で，最高検でお考えの取調べの録音・録画の試行は２月から実施されることを前提とするような発言もあったのですが，正確にいうと報告書には，「２月ころまでに試行方針を策定した上，その後速やかに取調べの録音・録画の試行を開始する」と書かれていますね。その「２月ころまで」という意味なのですけれども，「２月ころ」というのは幅のある表現なので，この試行方針が出てくるのはいつ頃になるのでしょうか。２月中ということなのか，２月までということなのか，どちらなのですか。また，「試行」ということの

意味なのですけれども，これは文字どおりにいうと，試しにやってみるということですよね。そうすると，今度出てくる試行方針も，まず，やってみて，その結果を見てまた検討し，次のステップに進むこともあるという含みなのか。その二点をお伺いしたいと思います。

それとついでですが，これは最高検の方にお伺いすることではないのですが，先日一部の新聞報道で，取調べの録音・録画が閣法として提出される方針が決まったというようなことが書かれていたのですけれども，そういう事実があったのかどうか。一般の方々も関心があることだと思いますので，事務当局として分かる範囲で，後で結構なのですけれども，確認していただきたいと思います。

○小津次長検事　２月頃という含みを持たせていただきまして，文字面だけ申しますと，２月頃ですから，３月に入っても２月頃だということになるわけでありますけれども，それはできるだけ早くやろうと。しかし，極めて重要な問題なので，非常に濃密に議論を開始しておりますので，２月中には方針は出したいということでやっております。

さて，その場合に実際に始まるのが２月中なのかどうかというと，これが３月にずれ込むかどうかというところはあろうかと思いますが，いずれにしても，できるだけ早くやりたいという気持ちでございます。

○千葉座長　井上委員からの，政府としてというのは，ちょっとこれは。

○井上委員　それは最高検にお答えいただくことではないので，事務局の方で可能な範囲でしかるべく確認してほしいという趣旨で発言しました。「試行」の意味は，先ほどのような理解でよろしいのですね。

○小津次長検事　試行は試みでありますから，もちろん方針をやって，これも論理的に言えばやはりまずいから，全部やめてしまおうということから，もう少しやろうということも含んでいる言葉であります。そういう意味で試行でございます。

○佐藤委員　私の方は，質問というよりは，感想と，せっかく最高検がお見えなので，この際，これからの検討のためにも指摘をしておきたいと思います。

まず，この報告書ですけれども，皆さん御指摘のように，私も必ずしも十分に行われた調査の報告書だとは思いません。特に，くだんの方たちが特異な人物であったとして，また特異な判断をし，特異な捜査をし，特異な公訴継続を行ったということだったとして，なぜ，それが許容されたのかということについて，つまびらかになっていないということが一番の問題だなと思います。そういう意味で不十分だとは思いますけれども，しかし，これを明らかにするということは非常に難しいことで，だからこそ，この会議が設置されたのではないかと，私はそんな具合に理解します。短期間で根源的な原因についての調査をするということは，そう言うほど簡単なことではないと思うので，さればといって，推測を書くわけにもいかないでしょうから，こういう形になったというように理解をすることができます。

ただ，だからといって議論の前提になる部分ですので，それで済ますわけにはまいりませんけれども，そこのところはある程度この会議においても推論できるのではないか，しなければいけないんではないかと思います。それは，恐らく当たらずとも遠からずの議論ができるというテーマだと思います。したがって，これから更に調査を継続して検証を継続して，それを待ってというようなことは，愚の骨頂だなと思いますので，ある意味，見切りをするということは是非やっていかなければいけないし，その判断を座長にお願いいたしたいと存ずる次第です。

指摘の一点は，先ほど原田委員あるいは石田委員からも重ねてお尋ねがありましたけれども，

高検の関与について書いておりますけれども，私は，地検特捜部が行う捜査及び公訴に関する地検と高検，検事正と検事長との関わりについての提言は極めて曖昧だし，中途半端だなと思います。制度や仕組みについて中途半端であり，曖昧にすることは，いずれ腐臭を放つ。すなわち，問題を後年引き起こす原因を作ると思います。この部分は，是非明確にした形で作り上げていかないと，せっかくの検証を踏まえた対処策としてはマイナスを生みかねないと思いました。

その際，併せて御検討いただきたいんですけれども，公訴官であるとか，あるいは公益の代表者としての検察官，これは確かに独任官として判断をし，行動しなければならない。その独任官である一人の検察官がした結果が国としての判断であり結果であるという，そういう意味において大変重要で重い責任を持っていると思いますけれども，しかし，捜査に関しましては，果たして独任官と検察官同一体の原則という調和を図らなければならない性格のものなのか。検事正と検事長，地検と高検との先ほど申し上げている部分についての役割分担，任務の明確性というものを考えるに当たって，今申し上げた根本的な部分について考えていただく必要があるんではないか。私は捜査に関しては，必ずしもその二つの原則の調和を図るという必要性はないのではないかと思えてしようがありません。そこのところに上級と，あるいは上司との間に，決裁という形で，あるいは報告という形でなされる捜査に関して，あるいは公訴に関しての判断がもたれ合っている原因の一つではないかと推測しますので，是非，それを検討した上で御判断があってしかるべきかなと思いました。

○**小津次長検事**　承りました。

○諸石委員　私が申し上げたいのも，感想といいますか意見的なものでございます。

一つには，この最高検のやられた調査，これの目的とか，それと，この検討会議との関係ということでございますが，最高検がおやりになったのは，現実に起こった一連の事件について，それがなぜ起こったかということを中心に据えて，それとの関連においてもう少し対象を広げておるということ。かつ，その中心の事件が，現在裁判中であるということは，事実が確定していないということと守秘といいますか，どこまで事実を明らかにしていいのか，そういう制約がある。そういう中で，この最高検のおやりになった調査というのは限界があるというか，少なくとも我々が検討する場合に，全面的にこれを下敷きにしてできるものではないというのは，ある意味では当たり前でございまして，今の佐藤委員御指摘に，私も全く賛成でございまして，この最高検の調査はこれとして，それに不十分な点があっても，だからといってそれを再度どうしてくれと，そういう話ではないんだろう。これは一つの材料として，この検討会議がまた違う観点から考えていく。その有力な材料の一つであるという受け取り方をしておりますが，それでよろしいのかどうか。

二点目に，不祥事が確かにありました。証拠隠滅というあってはならないと言われる行為があった。そうすると，それ自体を改善することは，そんな行為が二度と起こらない，それを目的とした制度改正をやろうとしているのかどうか。つまり，戦争が二度と起こらないとか，犯罪が二度と起こらないとか，証拠隠滅が二度と起こらない，スローガンとして，目標としてはそれで結構なんですが，人間の世界の制度の在り方の問題として，そういう証拠隠滅が二度と起こらないことが保障できる制度をつくろうと思ったら，一体どういうことになるのか，それを考えたら，同じことを企業のコンプライアンスの例で申しますと，企業の内部統制だとかコンプライアンスだというのは，企業不祥事の発生する確率を低くすることだ，二度と起こらな

いことではなくて，そういうことが発生する確率を下げることだということがアメリカのそういう制度の大本のあれに明示されております。我々がこれから制度を変えて，検察の在り方も改善していきたいというときに，不祥事が二度と起こらないとか，証拠隠滅が二度と起こらないというのは，もちろんそうありたいわけなんですが，具体的にはそういうことが起こりにくくする，そういうことだということを間違えてやりますと，重装備になるといいますか，非現実的な対策を追い求めることになるだろうと思います。

三点目に，先ほどからの検察同一体の原則と独任官庁との話，佐藤委員のおっしゃった，捜査においては独任制ということではなくて，一体の方が重視されるべきではないか。これは誠に傾聴すべき御意見だと思いますが，先ほどからの御説明なり最高検の報告を見ますと，個別事件について検事正，更には高検，更に最高検が個別事件について証拠を見てとか，なるべく深く関与して誤りがないようにする。これをやりますと，それを起訴までにやろうと思ったら，限られた時間で一体どうするんだと思うと，ちょっと見当がつかない。

その表現が古くて申し訳ありませんが，海軍の戦いで軍令部総長の役割と連合艦隊司令長官の役割と艦長の役割と砲手長の役割とそれぞれ違うわけでありまして，戦争に勝とうという目的であることであっても，砲手長の狙いが正しいかどうかを連合艦隊司令長官がチェックするようなことをやっていたら，到底間に合わないというのは当然でありまして，やはり上級庁がチェックをするのは，チェックする視点が違う，やり方も違う，そういう中でどうも個別の証拠を精査するといいますか，個別事件について深入りするというのが最高検の方向の中から出てくるんではないかということを危惧しております。もしそうでなければ結構なんですが，この最高検の調査報告が一つのオーソライズを得てやっていくとなりますと，そこのところでの第一線の担当検事と検事長，あるいは検事総長の役割というのは全く違うはずでありまして，何か同じことをよってたかってやるようなことに間違ってもならないようにしていただきたい。

以上，感想で，いかがお考えか，もし伺えたらと思います。

○小津次長検事　地検，高検，最高検の役割，今度の最高検が出した方策の一つについて，留意すべき点についての御指摘，特に我々としても十分に意識をしてやってまいりたいと思っております。ただ，私個人としても，そこは十分に意識しながらやらなければいけないと思いつつ，この方策が全く意味がないものではないなと思いますのは，先ほど申し上げましたけれども，違う観点で判断をするときに，これまでのやり方でも，必要な正確な情報が上がってきているということを前提にして広い視野から判断をしていたはずでありますけれども，正に今回はこれが上がってきていなかったので，みんなが間違えたという面がありますので，それが必ず上まで必要な範囲内で，もちろん検事長が全部見るわけではないんですけれども，エッセンスが正しいものが上がってきているということを何かチェックする仕組みというのが必要かなというのがねらいと理解しています。

○原田委員　ちょっと宮﨑委員の先ほどの御発言について一言申し上げたいのですが，先ほど裁判所も共犯だとおっしゃって，それは評価の問題ですし，私自身はとてもいろいろ反論したいところですが，そういう場でもございません。それは評価の問題ですから結構だと思うのですけれども，ただ，本件は明らかに横田コートという横田裁判長が多くの調書について特信情況，そういうものについて適切な判断をされたと思うのです。そのことが今この事件の発端になっている。裁判所がその部分では非常に適切な判断をされたことから始まったということだけは，皆さんもちろんよくお分かりだと思うのですけれども，その部分では決して共犯ではないとい

うことだけ申し上げたいと思います。

○宮﨑委員　別段この件と言っているわけではなくて，地検特捜部が暴走しているという原因には，こういう構造的なものがあるということを申し上げたわけです。

○原田委員　その点には反論したいのですけど，ここはそういう場ではありませんので，控えます。

○千葉座長　それでは，大分皆さんから御意見，御質問いただきましたが，あと前段の公開の中で御質問できる部分でございますれば，どのくらいおいででしょうか。

　では，江川さん，郷原さん，それから後藤さん。では，宮﨑委員からいきましょうか。できるだけ簡潔に。御意見もまたいただけるような機会もあると思いますので，今，御質問しておくべきところを中心に手短にお願いできればと思います。

○宮﨑委員　それでは，可視化について，その範囲を現在検討中だとおっしゃっておられたのですが，読売新聞の先ほどの記事とも関連して，全て録画をすると２００万件録画しなきゃならないんだというような新聞記事が出ておりましたけれども，私としては，２００万件だとかそういうことについて録画をすることを考えているわけではありません。やはり録画というのは最初から最後まで，一部ではだめだということを申し上げたいわけで，対象事件の範囲については大幅に限定する。裁判員裁判，あるいは少年など，いわゆる供述弱者というのでしょうか，そういう供述誘導に乗りやすい方とか，あるいは無罪を争っているという事件に大幅に限定してでも構わないが，最初から最後まで録らないとえん罪防止にならないんだということを，先ほどの読売新聞と関連して御意見だけ申し上げたいと思います。もちろんそのとおりとおっしゃっていただければ有り難いですけれども。

○江川委員　先ほど佐藤さんが，根源的な問題なのは推論できるので，これ以上の事実は掘り下げる必要はないというような趣旨のことをおっしゃったかと思うんですが，佐藤さんの場合は警察にずっと長くいらして，お仕事の上で組織的には，あるいはメンタリティの点でも検察と極めて近い立場にいらっしゃるので推論ができるのであって，私のような一般ピープルはさっぱり推論ができない，あるいは推論すると間違う可能性もあるので，やはりここは事実をきちっと明確にするというところから出発しなければならないと思います。まして，この報告書などは，専門家向けではなくて，一般の人たちにも向けてということですし，検察の在り方を検討するに当たっては，国民の信頼を回復するということが大事なテーマですので，一般の人たちがちゃんと分かるような事実を認定して，それに基づいての議論ということが必要になってくるんだと思います。

　この報告書を読んだときに，非常に薄っぺらい感じがしたのは，やはり一人の人間がこういう行動をするのはどういうことがあったのかという，そこの経緯がほとんど分からないんです。先ほど龍岡先生もおっしゃったように，非常にすっきりして分かりやすい。ある意味で分かりやす過ぎて，検察というところは，どうしてもストーリーを作りたがるというか，それがはっきりしないと仕事が終わった気にならないのかなという感じがしましたけれども，前田さんの件については非公開の部分が多いので後で伺いますけれども，例えば，これ大坪さんのキャラクターの問題が随分出てきますが，ネガティブな評価がとても多いけれども，これは大体何人から出てきているのか。別の顔を，あるいは別の観点から大坪さんを語った人はいなかったんだろうか，そういうことをまず伺いたいのが一点と，あるいは前任者のときは捜査会議をやっていたということですが，捜査会議をやらなかったのは本当に大坪さんだけなのかと，検察庁

中にですね。例えば，枚方市の事件や名古屋市の事件なんかでも，ちゃんと捜査会議をやっているような形跡というのは外からだと見えないんですけれども，どうなのか。やはりこういういろんな疑問があるということは，どうしても検察内部の方だけでやったからだと思うんです。今回，アドバイザーという形で第三者を介在させたというのは非常に画期的なことだとは思うんですが，それは出来上がったものをどう整理するかというところでの介在であって，先ほどの小津さんの話だと，根源的な問いとかそういうのを積極的にしていないということだから，つまり材料がない。材料を集める段階で外部の人間の目を入れる必要があるんではないか。できれば，このメンバーの中から誰かちゃんとやりたいという人がいたら，ちゃんとその人たちを外部の目を入れてもう一度必要なところを問い直すということをやる気はないのか。これだけではなくて，ほかの事件についてもいろいろな検証が必要だと思われる事件があるのですけれども，それについてちゃんと協力してやりましょう，一緒にやっていきましょうというお気持ちがあるのかどうかということを確認したいと思います。

○千葉座長　では，先に質問を出していただきましょう。郷原委員。

○郷原委員　この報告書の中で，どうしてもよく分からない点がありまして，６４ページ（公表版６１ページ）なんですが，要するに，前回印刷日時というのが明らかになったので，それによって印刷した時期が特定されたと書いてあるんですね。ということは，一つ重要なことが分かったわけですね。最終的にＡさんに対して有罪の論告をしている。そのときのストーリーは，１週間後に印刷したというストーリーになっていたけど，うそだったということが分かったわけです。これは大変なことだと思うんですよ。それが，そういう方法は捜査及び公判に従事した検察官は当時誰も把握していなかったと書いてあるんですが，それがそんなに難しいことなのか。ファイル管理ソフトで証拠を改ざんするような前田検事に，この前回印刷日時というのが分からなかったというのが，その理由が，これを見たところで全然分からないんです。

　一方で，その前のページに，Ｃ氏は一貫して，後で印刷したことはないと言っているわけですね。ということは，証拠上は明らかにそのまま印刷しているから，だから，この検察ストーリーは，このフロッピーデータによって完全に崩れているわけですよ。そこをちゃんと全部調べれば。そのことが非常に軽く書かれているような気がするんです。要するに，この有罪論告が，結局うそだったということになったら，これは最高検としても大変な問題だと思うんですよ。了解しているわけですから。これは最近の問題ですから。そういう意味でも，私はまずこの点は質問なんですけれども，もう一つ，それと同時に，最高検としての検証が本当に検証の主体として適切だったのかということについて疑問を持たざるを得ないと思うんです。その点を教えていただきたいんですけど。

○小津次長検事　その他のことと併せてお答えいたします。

○後藤委員　私は，取調べのときに何があったかということがやはり重要だと思いますので，先ほどの続きになりますけれども，もう一つ具体的な点を確かめさせていただきたいと思います。Ｇ部長の取調べは，Ｐ７検事がされた。これはこの検証報告からはっきり分からないと思いますけれども，ほかの文献から見るとそうですね。そのときに，Ｉ議員との電話の交信の記録があると言われたというふうにＧさんは法廷で証言していますけれども，裁判所の事実認定では，その事実は認められないという趣旨ですね。この点についてはどうですか，この検証の結論としては，Ｐ７検事の側からＧさんとＩ議員の電話があっただろうと言ったのか，さらに，その交信記録があると検事の側から取調べのときに言ったかどうか，それは結局分からないという

ことでしょうか，それとも言っていないという判断でしょうか。

○但木委員　私は，さっき宮﨑委員が言ったように，この事件で可視化の問題だというのは，本当はずれているなと本当は思っています。この事件はもっと基礎的な捜査ができていないという，つまり虚偽公文書の作成罪の場合に，誰だってやるのは，どういう道具を用いて，いつ，どういう印刷をして，判をどう押したか。実はそれは，一番捜査の出発点というか，そこがなかったら捜査なんかないんですよ。ところが，一体どこからこの紙が出てきたのかというのは，全然どこからも出てこない。だから，足のないお化けみたいな捜査なんですね。

二番目に，Ａさんという人をちゃんと調べていたのかと。Ａさんというのは，どういう経歴で，今どういう活躍をしている人で，どういうステータスの人だ。この人は局長になる人でしょう。その人が，資料も取り寄せないで，自分の名前でそんな虚偽公文書を出しますか。僕は，そこには検察官が国家公務員に対してちゃんとした尊敬の念を持っていない。そういう事件の見立てをするということが，やはり検察として思い上がっているところがあるんではないかと思うんです。

それから，第三点は，例えば，障害者支援の法案のためにすごい忙しかったという調書に全部なってしまったわけです。こんなの裏を取れば，そのときにどういうふうにしていたかすぐ分かる話です。それの裏も取っていないんです。このうちで，本当に決裁の中で分からなかったんですよというだけで本当に済むのかという問題があると思うんです。やはりその底には，検事調書で話が全部合っていればいいんだと思っているんではないか。それはとんでもないことなんですね。やはり人間社会の普通の常識を持って物を見，それから構成要件の一番基本的なところを決して見逃さずになんて当たり前の話ですよ。それができていないということが，それも大阪の特捜部がやったということは大きいですよね。それは一人ではない，集団でそうなんですから。

それは東には一応関係ないと書いてあるんだけど，その危険は実は東にだってあるんですよ。私はそういう乱暴なことが何で行われたかは，もうちょっとちゃんと調べてもらいたいと思っているんです。そういう乱暴なことが行われたのは，もしかすると，現在の中央官庁の局長をターゲットにできるということに全てが解消されてしまったんではないか。冷静に証拠と法というので判断していないところがあるんではないか。そういう意味で，この検証は，やはりその検証自体に少し問題があるんですよと，つまりこういう供述，こういう供述，こういう供述があることからすれば，こういうふうに判断したのもやむを得ない面があったというのが何回も出てくるんだけれども，まず誰がどうやって原稿を作り，印刷したか，虚偽公文書作成の一番基本のところがされていないような事件で，やむを得なかったと本当に言えるのかと，僕はそういう意味では，この事件は本当によく自分たちでいろいろな我々の欠陥があるんだよねということを認識しないと，新しい検察官をどういうふうにつくっていくかというエネルギーが生まれてこない。大事なことは，やはりそういうきちっとした反省というのが大事だと思うんです。私は，検察官調書による立証に頼っていくという刑事裁判というものが本当にいいかどうかという根本問題まで考えていく必要がある。私は，そう思っておりまして，だから，これはお聞きするというよりは，もう一度検証の中で足りなかった部分について，是非最高検の中で再検討をしていただきたいなというふうに思います。

○千葉座長　それでは，今幾つかの質問事項，それから御提言も含まれていたと思いますが，お願いいたします。

○小津次長検事　最初に，私から答えさせていただく部分について申し上げますと，最後の但木委員の御指摘につきましては，我々としても，この検証結果をスタートにして，冒頭私が申し上げた，また，ただ今但木委員がおっしゃられたことも含めて，どうしてこういうことになってきて，それが検察全体としてどうだったのかということについては，是非議論を深めていきたいと強く思っているところでありますし，また，どうしてそういうことまで気が付かないでやってしまったのか，逆に言うと，みんなの目が曇ったのかといえば，一つは，誰々をターゲットにしたという意識がどこまで強かったかは，ちょっと私は分かりませんけれども，供述調書があったということが間違いなくそうであったわけでありまして，我々サイドからいたしますと，事実ではない供述調書があることの恐ろしさといいますか，これが被疑者・被告人だけではなくて，検察をいかに誤らせ，検察をいかに傷つけられるかということを痛切に感じさせられた事件ではないかなと思っているわけであります。

Ｇ部長のことは，また後ほど池上刑事部長からお話しいたしますが，それから，印刷の問題についても池上刑事部長から申し上げます。また，今後いろいろなことについて，更に調べていかなければいけない場合に，最高検としてどのように協力していくのかということにつきましては，また座長の方からいろいろな御指示をいただければ，どのように協力させていただくかということになろうかと思いますが，まずは最高検としては，御議論いただいて，今申し上げましたような議論を深めながら，まずやるぞといったことの実施に全力を上げつつ，御報告をさせていただきたいと思っているところでございます。

○池上刑事部長　実務の関係で何点か御報告申し上げますが，まず，Ｇ部長がＡ氏の関与を供述した経緯等についてでございますけれども，５月２９日に初めておいでいただいて，Ｐ７検事が取調べに当たったわけですけれども，その段階で，Ｉ議員から依頼を受けてＡ氏に対して，本件公的証明書の発行を指示したというお話があり，翌日，これも公判廷で明らかになっていますが，内閣総理大臣元秘書官の方に相談したら，正直に話した方がいいと言われたということで，Ａ氏から報告を受け，平成１６年６月の上旬，Ｉ議員に対して電話で報告したという供述が得られたという形になっています。これについては，客観的事実と反しているような面もあって，我々検証チームもいろいろＰ７検事に聴取をしたり，記録を確認したりしたところでありますけれども，特にＧ部長が，その検察官調書は検事の方で押し付けてきたというか，それに従って話をしたんだということの理由として挙げているのが，検事から取調べの際，「あなたとＩ議員との間で電話した際には交信記録がある。だから，電話したのは間違いないんだ。しゃべりなさい。」と言われたという趣旨の主張をしております。ただ，私どもの検証過程でも，それをうかがわせるような当時の記録等はありませんでしたし，Ａ氏の公判でもいろいろやりとりがあった末には，結局，交信記録があると虚偽の事実を検事が述べて供述を迫ったというような事実はあったとまでは認められないという判断が示されています。我々の調査も，力不足もあったのかもしれませんけれども，そこまであったとは認められない。ただ，結局において，Ｇ部長の供述調書は，ゴルフ場における２月２５日のアリバイとかその他から見て信用性が欠けるというのは間違いないなという判断をしたところでございます。

それから，フロッピーディスクのタイムスタンプの問題，これは私ども，この検証にとりかかる際，あるいはその前に，論告が済んだ後，この事件を，改めて我々最高検も含めて見直しは当然しているわけです。５月には，証拠決定の後，何でタイムスタンプ問題がこれまで報告なかったのかということについて調査を命じていますし，その報告を受けていました。

その段階から疑問に思っていたのは，Ｃ係長の６月７日付けの供述調書で，郷原委員がおっしゃったとおり，６月に入ってからバックデートの公的証明書を作ってくれとＡ氏に言われた。言われてからその日の晩にデータを作って，深夜その場で印刷して，それで保存をして，印刷した紙については翌朝早く出てきて公印を押して，そしてタイミングを見てＡ氏に渡した，こういう調書になっています。

ただ，少なくとも論告が終わった時点から我々じっくり見たんですけれども，６月２９日付けの検察事務官作成の報告書があって，いやいや，タイムスタンプによれば，本件データがコピーによって作られて，作成されたのは６月１日の午前１時１４分だ。上書き保存されたのは６月１日の午前１時２０分過ぎだ。これ全然合ってないだろうということでいろいろやりとりをしたんですが，ここにも書いておりましたけれども，結局，Ｄ元会長の供述その他が一致していると。供述中心の証拠構造を揺るがせるものではない。例えば，作り置きその他，Ｃ係長はそう言っていないけれども，そういうことがあったかもしれないけれども，証拠構造は全体的に揺らいでいないというのが当時の大阪地検の公判部等の見解でありました。

今回の調査の結果，今回の前田さんの事件の捜査の際，Ｃ係長の弁護士さんから，還付されていたフロッピーのコピーをちょうだいしまして，原本との同一性を確認した上，更に分析したところ，これは一太郎文書でございまして，容易に最終印刷日時というのが分かるということがありまして，私どものレベルでも，開けてみましたところ，その最終印刷日時が６月１日午前１時１９分だと分かった。これは，全然崩れているなというふうには思ったところですし，現在でも基本的には，このフロッピーのタイムスタンプが正しいということであれば，Ｃさんの６月７日の調書は全く信用できないものであるということは認定しています。ただ，理論的には，６月１日午前１時１９分に印刷した後，午前１時２０分過ぎに上書き保存されていますけれども，例えば，それから１週間後に，印刷をして，その上で上書き保存しないときは，これは残らないということもあるので，必ずしも断定はできないというような証拠関係にありますものですから，苦渋の書き方なんですが，注のところでその趣旨を明らかにしたというのが検証のいきさつでありまして，我々の心証は，郷原先生と同一なんですけれども，そういう可能性も証拠上は残るということでそういう書き方をしたものでございます。

○郷原委員　そうだとすると，前田検事が捜査段階でそのことに気が付かなかった。フロッピーは持っているわけですよね。目の前で見られるわけですよ。それがどうしても理解できないんですよ。これだけソフトを使いこなす前田検事が，なぜ，こんなことが分からなかったかという追及が行われたのかどうか。

○千葉座長　ちょっと公開にふさわしくないかもしれませんので，後ほどまたお尋ねいただければいいかと思います。

○江川委員　大坪さんの件についての評価は。ネガティブな，ここに書かれている以外の評価はなかったのかという。

○小津次長検事　例えば大坪さんについてということですね。これは，ここには十分には書いていないと思いますし，あるいはネガティブなことしか書いていないかもしれませんけれども，それは大阪地検の特捜部長になったわけでありますから，この人は何らかの意味で大阪地検の特捜部長にふさわしいという判断がなされたわけであります。そのことも含めて，人事の在り方というところで最高検としても非常に強い問題意識を持ってこれからやっていかなければいけないなと思っておりますが，具体的に紙に残るような形で，大坪さんはこんなにいい面があ

ったんだというふうに，だから特捜部長にするんだということが書いてあるようなものがあるというわけではございません。

○江川委員　つまり異論は全部封じ込めちゃうような感じのことが書いてあるではないですか，ここに。そういう以外の評価はないんですか。

○小津次長検事　ですから，そういうネガティブな面があるということが，特に今回非常にはっきりと分かったということですし，こういうことがありますと，やはりあの人は前からそういう人だったんだという話は出てくる。しかし，他方で，繰り返しになりますが，大阪地検特捜部長にしたわけでありますから，大阪地検の特捜部長としてふさわしい能力を持った人だという評価があったことは当然であると私も思っております。

○江川委員　ではなくて，そちらの膨大な調査資料の中にそういうものが含まれていたかどうかという質問です。というか，聞いていないのかということ。

○小津次長検事　もちろん個人の感想的なものやら，周りの本当にこの調査対象者と言ってはいけないような人たちがこう言っていたというレベルのものはございますけれども，ここに特記，つまり調査の結果明らかになったこととして特記しなければいけないようなことはございませんでした。

○江川委員　捜査会議をやらないのは，大坪さんだけなんですか。

○池上刑事部長　私どもの調査結果だと，前任の部長，前々任の部長，あるいは現在の部長等の場合はそういうこともやっていますし，あるいは副部長等も入れていろいろ意見を聞きながら捜査を進めているというのが調査結果でございます。

○江川委員　大坪さんだけだということですね，その調査で分かった中では。

○千葉座長　皆さんから御質問を出していただきました。また休憩をした後に非公開でお聞きしなければならないことにつきましてはお尋ねをさせていただきたいと思いますが，実は，今日御欠席でございます嶌委員から，一点御質問がペーパーで届けられておりますので，私の方からこの質問事項を読み上げさせていただきまして，お考え方があればお答えいただきたいと思います。

「最高検の検証結果報告書は，大阪の事件にとらわれ過ぎているように思う。近似の国民の検察に対する不安，不信は，社会の変化に伴う企業，官庁等の在り方の変化や，国際的に共有される新たな価値観などを背景として，より全般的な検察の在り方に対するものであるように思う。最高検の検証も，このような観点から，検察全体の在り方に関して行われるべきであり，また，検証の中で，２１世紀における検察の在り方について検察憲章のようなものを定めることも考えられたのではないかと思うが，最高検としてはこのような意見についてどのように考えるか。」という質問でございます。そのまま読ませていただきましたので，何かお考え方などございますればお願いをしたいと思います。

○小津次長検事　嶌委員，御指摘のこの検証結果報告書についての御指摘につきましては，先ほど申し上げましたような，我々としての検証のやり方や書き方等の基本的な性格から御指摘のような点にまで十分に及んでいないというのは御指摘のとおりであると思いますので，我々としてさらにその点も含めて議論を深めていかなければいけないと思っております。

検察憲章ということでありますが，まず我々として，検察官としての在り方についての何か指針のようなものは作りたいという作業はしておりますけれども，これからの検察がどのようなことをやっていかなければいけないのかという大目標のようなことについて今作業を予定し

ているわけではございません。もちろん，そのときどきで検察は今後こういうことを中心にやっていかなければいけないということは公言しているわけでありますけれども，それが果たして憲章という形にまとめられるものなのかどうかということにつきましては，やや事件との関係では難しい面もあるかなというのが率直な印象でございます。

○千葉座長　それでは，皆さんからほぼ御質問を出していただいたのではないかというふうに思います。

一旦休憩をとらせていただきまして，その後，非公開の部分についての質疑をさせていただきたいと思いますので，ここで休憩ということでよろしゅうございましょうか。

（一同了承）

○千葉座長　それでは，１０分間の休憩をさせていただきまして，その後，議事を再開したいと思います。

（休　　憩）

○千葉座長　それでは議事を再開させていただきます。

ここからは議事を非公開といたしまして，証拠隠滅事件及び犯人隠避事件関係についての質疑を行っていただきたいと思います。

先に申し上げたとおりですが，質疑の時間は，少し押してまいりましたが，是非その辺を御考慮いただきつつ，的確な御質問をしていただければと思います。できるだけ多くの委員の皆さんが御質疑できるような配慮をしてまいりたいと思いますので，よろしく御協力をお願いしたいと思います。

（別室への音声送信を中断）

○江川委員　切る前に一つだけ改めて聞きたかったことがあるんですが。

○千葉座長　ちょっと一回証拠隠滅関係とか，それでどのくらい皆さんから御質疑があるか，その後もし必要あればという形にしたいと思います。

それでは，今，議事の非公開手続を取りましたので，証拠隠滅事件，犯人隠避事件関係で御質疑があればお願いをしたいと思います。

○郷原委員　先ほどもお聞きをしたんですけれども，報告書の６４ページ（公表版６１ページ）に書いてある，この印刷日時を解析する方法については，本件の捜査及び公判に従事した検察官は，前田検事も含め，当時は誰も把握していなかった。これがそんなに前田検事に分からないようなことであったのか，その理由がよく分からないんです。そこについて，前田検事は恐らく知らなかったという供述をしたんだと思うんですけれども，その供述が果たして合理的と考えられるのか，その辺りのところを，これだけではよく分からないものですから，お話しいただければということです。

○池上刑事部長　若干刑事事件の証拠に関わりますけれども，前田検事を含め関係した検事はそういうことに思い至らなかったというふうに，調査に対して答えているところでございます。

○郷原委員　そのことについて，判断のところまで書くべきかどうかはともかくとして，本当にそういう認識がなかったことが，ファイル管理ソフトまで使って改ざんまでする前田検事が知らなかったというのが，本当にそれは，単にそう言っているけれども，それを覆すだけの材料がないというだけなのか，どう見たらいいのかな，非常に重要なポイントだと思うんです。そ

の辺りのことが全然さらっと書かれているだけで，この報告書の中で余り，その後の記述に反映されていないものですから。

○池上刑事部長　前田検事が使っていたソフトというのは，ファイルバイザー４というソフトなんですが，こういう文書データ等を改変する機能があることは前田検事も知っていたようですけれども，前田検事自身は，今までその機能を使ったことはなかった。検証結果報告書にも使っていないというのを書いてありますが，それもあって，そのファイルバイザー４，あるいは一太郎文書のプロパティの使い方等を知っていなかったと言わざるを得ないという認定に立ってこういう記載になっております。

○石田委員　この報告書の１０６ページ（公表版９７ページ）の一番冒頭の部分に，大坪部長において検事正に対しフロッピーディスクの改ざん問題について，公判担当の検事が騒いでいるが，言いがかりである。問題はない旨の虚偽の報告を行った。これを聞いた検事正は，特段の問題はないものと理解したという事実認定を行われております。そしてその後，（略）。みんなこのことが問題ではないとお考えになったという事実認定をされていますが，まず，この事実認定の基礎となった証拠は何なんでしょうか。検事正がこういうことを聞いたけれども，こういう対応をしたというふうなことを調査の過程でまずおっしゃっているのか。そして，大坪部長さんも，そのようなことを言ったということを何らかの取調べの過程等でおっしゃっているのか。どういうようなことでこのような事実認定がなされたのかという質問が第一点。

そして，検察庁の組織として，公判担当の検事が騒いでいるけれども，問題ないよというような発想が本当に出るものか。民間会社だって，こんな発想は出ないと思うんですけれども，これは大変だ，ちょっと調べてみようという発想になるのが通常の一般人だと思いますが，なぜ，こういうような発想にならなかったのかということについて，この調査の過程で何かお分かりになったことがあるのかどうか。この辺りはかなり検察庁の組織の問題としていろいろな人がこういうふうに騒いでいたにも関わらず，何の対応も取らなかったというのは，かなり組織の問題としても問題があるのではないかと思いますので，その点についてお伺いいたします。

○池上刑事部長　お尋ねの点については，大坪氏及び佐賀氏の公判整理手続が，第１回が１２月１７日に行われたことは既に裁判所から公表されているところでありますので，そういう段階ですので，そこで許されると思われる範囲内でお答え申し上げますが……

○石田委員　これは非公開ですので，あえてお聞きしたんですけれどもね。

○池上刑事部長　まず，大坪部長，佐賀副部長が報告したのは，まず最初に，次席検事でございます。これが１０５ページ（公表版９７ページ）の下のところから書いていまして，そのときの言い方は，前田検事が本件フロッピーディスクのデータ確認作業を行ったことを，本件データの書換えであると公判担当の検事が問題にしたが，それは言いがかりにすぎず，本件データについては本件フロッピーディスクが還付されていて，改変の有無を確認できないという報告がなされたという認定を我々はしております。具体的な証拠は，お尋ねの趣旨はよく分かりますけれども，適法な証拠で確定しているというふうに申し上げざるを得ないと思います。

私どもは，これは佐賀，大坪両氏の公訴事実にも書いていますが，これは，このように言って問題ない旨，次席検事を誤信させたという認定の下に起訴をしているところでございます。認定している以上，それ相応の証拠がありますが，今，公判前整理手続中でございますので，弁護の問題もありますし，そういう段階であるということでお許しをいただければと思います。

それから検事正に対しては，その翌日，改めて大坪，佐賀が，前田検事が本件フロッピーデ

ィスクのデータ確認作業を行ったことを，本件データの書換えであると公判担当の検事が騒いでいるが，それは言いがかりだ。つまり，騒いでいるというところに重点を置いた言い方をして，言いがかりであり問題はないと言って，その程度の報告がなされ，検事正はそう誤信したと私どもは認定しております。その結果，何らの措置も採られなかったということですし，（略）ということでございます。

これは大変問題ではないかというのは，組織として問題ではないかというのは，そういう認識でございまして，いずれの者，検事正，次席，公判部長等についても懲戒処分がなされたことは，この報告書にも書いてありますが，御承知のとおりだと思います。

○石田委員　いや，それは処分の問題とか刑事処分の問題とかであれば，その事実認定でいいとは思うんだけれども，組織の問題として，なぜ，検事正までいかれた方も，大坪さんが問題ないということを言っただけで，公判の検事だってちゃんと検事さんなわけですから，それこそ独任庁のやっている検事さんが騒いだのにも関わらず，何もしないということが，悪いことは分かっているんですけれども，何でそんなことが起こり得るのかということなんです。そこがよく分からないんです。普通だったら，公判の検事が何か言っているから，公判の検事のところに検事正が訪ねていって，あるいは呼んで，こういう話を聞いたんだけれども，どうなのとか，何かということを聞くのが普通の行動なんではないでしょうか。

○小津次長検事　それはそんなような対応しかできなかった検察の組織の問題であることはもう間違いないわけでございます。ですので，それ以上，あえて私の個人的知見で申しますと，公判を遂行する過程で起訴をして，公判で特に複数が担当しているときに，やっている公判の検事から見ると，この捜査でやっていたことって少しおかしいかなと思うこともあります。それは，通常の場合，その判断を上に上げてまた議論するんですけれども，その結果として，その公判担当検事の見方が全然一面的で，やはりここの捜査をずっとやっていた者の方が正しいということもありますし，逆の場合もあるわけです。そういう意味では，公判担当検事がああ言っている，こう言っているということ，もちろん本件は中身が違いますけれども，そういうようなことが大事件では全くないわけではないということを，強いて何か実情として挙げれば言えるぐらいでございまして，私もそれ以上申し上げることはございません。

○石田委員　ないものねだりを言っているのかもしれませんが，普通の証拠の見方と評価の問題で，公判検事と捜査検事が分かれるということはよくあることだということは私も理解していますが，こと，改ざんという問題で，そういう騒いでいると言われたときの対応として，やはりそうした検察庁の雰囲気とか風土とか，そういう組織に内在する問題があるのではないかということを考えさせる一場面ではないかという印象でお伺いいたしました。

○江川委員　私もすごく不自然だなというふうに感じたところが二点あります。

（略）

それからもう一つ，これの９９ページから１００ページ（公表版９５ページから同９６ページ）に，前田さんが，改ざんに踏み切る経緯が書かれておりますけれども，その中で，例えば，９９ページ（公表版９６ページ）ですと，最初の黄色い線が引いてあるところの直前に７月１３日とありますが，証拠の検討を行った日ですね。大体何時から何時ぐらいにかけてやったのか，そして，その間に突如思いついたのか。前々からこういうふうにしようかなと思っていたのか，あるいは，そのとき思いついたけど，やはりまずいかなと思ってしゅん巡したりとか，いろいろそういう経緯というのは全くなかったのか。これを見ると，こういうふうに淡々とや

っている感じがするんですけれども，つまり抵抗感とか，そういうのが全然ここからにじみ出てこないんですね。その辺どうだったんでしょうかという，この二つを伺わせてください。

○池上刑事部長

（略）

それから，第二点の９９ページ（公表版９６ページ）以下の前田検事が改ざんを行った時間帯ですが，証拠を見ていないのであれですけれども，通常の勤務時間帯であったと――もし間違えていたら後ほど訂正しますが――だったと記憶しております。

それから，そのいきさつ等については，９９ページ（公表版９６ページ）以下で，動機で，還付の検討をしていた。今，証拠物というのを持っていると，類型開示請求等が来ると必ず出さなきゃいけないものですから，そういう関係でいろいろ検討していたところ，本件フロッピーディスクのタイムスタンプに気が付いた。その際，前田検事は，本件フロッピーディスクについて，他の供述証拠等の証拠関係からすれば，Ａさんの関与という事実を揺るがすものではないとは思ったものの，これがいずれ弁護側の開示請求等に応じて弁護人側に明らかになれば供述証拠と不整合だと指摘をされるだろう。公判が紛糾するだろう。あるいはこういった消極証拠があることを上司に今まで報告していなかったことを叱責されるおそれがあるなということで，その場で改ざんをしたというものでございます。

（略）

○江川委員　これ，捜査報告書が，Ｐ１さんが確か作ったんでしたっけ。それで，Ｐ１さんではなかったでしたっけ。

○池上刑事部長　事務官が作ったものです。

○江川委員　事務官が作ったんですね。それで，Ｐ１さんとフロッピーディスクの問題も含めて話したことはあるわけですよね。にも関わらず，それで，それが大昔のことならともかくですよ，２週間ぐらい前の話ですよね。それが全くタイムスタンプに初めて気が付いたみたいな，そんなのはちょっと不自然過ぎるように思いますし，それから，前々からフロッピーは邪魔だな，邪魔だなと思って，どうしようかなと思っていて，ああ，そうかというならまだ分かるんですけれども，何かこのときにいきなり全てが思いついて，大したしゅん巡もなく，そのままさらさらっとやられたというのは，ひょっとしたら，この人は日常的にそういうことをやっていた人なのかとすら思わせちゃうぐらい，全然心の動きが何もないという感じが非常に逆に不自然さを感じさせるんですけれども，どうですかね。ここに書いてあることではなくて，書いていないことを伺っています。

○池上刑事部長

（略）

○江川委員　しゅん巡もないわけですか，迷い。こんなことをしていいのかな，どうなのかな，やはりやめておこうかなとか，そういうのはないの。

○池上刑事部長　それなりにあったとは思いますが，少なくとも同じ日に，７月１３日にフロッピーディスクのタイムスタンプを見つけ，その同じ日に実行行為といいますか，この行為に及んでいるということは申し上げられるかと思います。

○宮﨑委員　このタイムスタンプの関係ですけれども，まず今回は証拠開示によって捜査報告書が出てきたということが全ての源なんですけれども，この捜査報告書は，類型証拠開示で出したんですけれども，それは開示義務があったのですか，開示義務がなかったんだけれども，任

意で公判検事が出したものなんですか。捜査報告書は，範囲についていろいろあると思うんですが，その点はどうなんですか。

○池上刑事部長　先生の御指摘のとおり，まず，本件の６月２９日の捜査報告書というのは，検察官請求証拠，第一段階では入れてありませんでした。９月上旬に類型証拠請求があって，まず証拠物としての開示が求められた部分がありまして，当時の公判担当検事，記録や証拠を引き継いでいた公判担当検事は，証拠物そのものではないが，それに準ずるものとして，類型証拠請求に応ずるべきだという判断に立って，９月下旬ころだったと思いますが，開示したものと承知しております。

○宮﨑委員　そうしますと，そのときに前田検事は，（略）このフロッピーディスクの改ざんをして返却をすれば，証拠開示請求は免れると思っておられたわけですよね。そうだとすると，証拠開示の制度を潜脱しようとされていたという具合に明らかではないかと思うのですが，そのとおりでいいですよね。

○池上刑事部長　ここに書いてあるとおりでございますので，御指摘のとおりだろうと思っております。

○宮﨑委員　そうすると，（略）このような提出を公判担当検事が不用意に出すのは，いや，これは証拠物ではないんだという形で止めようと思えば止められたのではないんでしょうか。

○池上刑事部長　前田検事は，９９ページ（公表版９５ページ）以下に書いてあるような行為はいたしましたが，残りの証拠関係は全て，御指摘の捜査報告書も含めて公判部に引き継いでおります，７月中に。それで，９月の段階では，おっしゃったような，前田検事から何のそういう意思表示等は伝えられておりませんでしたので，公判担当検事としては当然の判断として証拠物に準ずるものであると，類型証拠請求の項目に該当するという判断で開示した，そういういきさつでございます。

○小津次長検事　ちょっと一点だけ，すみません，コメントといいますか，私の感想。札幌におりまして事件を見ていたという範囲ではございますけれども，この公判前整理手続が導入されて，検察庁はともかく何かあるものは全部出すんだという，頭はどんどんそういう方向に当然のことながら進んできております。もちろん，恐らく弁護人のお立場からすると，個別の事件で，まだあれは何だということはあろうと思います。なおかつ，大阪のようないろいろな人が関与するところで，（略）捜査報告書を出さないでごまかすことができたかというと，少なくとも現在のあれでは相当難しいかなとは思います。

○宮﨑委員　なぜそういう形で疑念を抱くかというと，このプロパティデータが作成されたのが６月２９日でしたっけ，もう捜査も大詰めの段階なんですね。ところが，フロッピーディスクに関する供述調書はたくさん出ているんですけど，このプロパティデータもＣさんには示しているわけです。大阪弁護士会のヒアリングで，Ｃさんの弁護人が言っているのは，Ｃさんの被疑者ノートによれば，６月１日のプロパティデータがあるではないか，だから，お前，６月１日に作ってバックデートしたんではないかという取調べを受けておきながら，調書のどこにもプロパティデータの記載がないわけなんですよね。だから，意図的に隠した捜査が行われていたんだというのが弁護人側の疑惑であるわけでありまして，したがって，還付したのも，想定外の開示とか，データの改ざんなど，（略）根は深いのではないかと思っているものだから，お尋ねしたわけです。

あともう一つは，そういう形で私どもも弁護人から，最近の特捜も含めて，みんな証拠物を

還付する，参考人の証拠物などは還付するので，開示請求の対象にならない，手持ちだったら証拠開示しなきゃならないんだけど，参考人に返しちゃうと開示請求の対象にもならないというので，証拠開示逃れの実務が出てきているのではないかと，これをやはり是正する法制度とか運用が必要ではないかということを聞くわけなんですけど。今回も明らかにこれは開示請求逃れだと思うわけで，今のことをお尋ねしたということです。

○池上刑事部長　平成１７年１１月から，この公判前整理手続が導入されて，証拠開示制度が新しくなった。最近では，公判で証拠の開示を巡ってもめているのは，その施行前の事件だったりすることが多く，実は，非常に開示の問題は現場で少なくなってきたなという認識をしていたところでありますけれども，今回の事態を踏まえ，あるいは宮﨑先生の御指摘も踏まえ，そういう問題もあるということを認識しつつ，適切に対応していきたいというふうに思っております。

○後藤委員　関連して，証拠物を押収されている人になるべく早く返すこと自体は悪いことではない。むしろ良いことだと思います。ただ，この証拠を，このタイミングで返すのは，早過ぎると普通は考えそうな気がします。今言われた類型証拠開示請求があったときに，担当検察官はフロッピーディスクが還付されていることに気付いたわけですね。そのとき，その方は疑問を持たなかったのでしょうか，何でそんな大事な証拠物を早く還付してしまったのかについて。

○池上刑事部長　私もそういう疑問を実は持ってこの件を見ましたが，公判前整理手続というのは，割と今，起訴から２週間とか，少なくとも１か月以内に，まず検察官請求証拠を開示して，主張予定書面を出さなきゃいけないという，早い段階からそういう手続が進んでいるということで，どうも７月１３日にこういう検討を前田がやっていたのは，できるだけ早く主張予定書面も公判部で作ってもらわなきゃいけないし，検察官請求証拠も開示してもらわなきゃいけないと，そういうことだったのかと実は私も，早めにやるということで認識していた次第です。

それと，公判部の担当検察官の認識ですけれども，９月の初めに弁護人から類型証拠請求を受けた際に，証拠物，フロッピーディスクみたいなものを開示せよというのに対して，６月２９日付けの報告書がある。それには，その基となったデータのほかにプロパティデータ情報もついている。これを開示すれば足りるということで，開示の決定をしてその手続を取ったところで，フロッピーディスクが還付されているかどうかをそのとき問題にした形跡はありません。

○後藤委員　確認しなかったということですか。

○上冨検事　還付されていることは認識しておりました。ただし，それと同じ内容のものが証拠書類として存在しているので，それを開示すれば足りるという判断をしたんだと思います。

○後藤委員　還付したことに特に問題は感じなかったということですね，その段階では。

○上冨検事　問題を感じたということを裏付けるような状況は把握しておりません。

○石田委員　今のその公判前整理手続は，誰の公判前整理手続のこと。

○池上刑事部長　Ａ氏の公判前整理手続です。

○石田委員　還付はＣさんに還付されているわけですよね。全部別の人に還付された人という状況なんですね。

○池上刑事部長　おっしゃるとおりです。

○郷原委員　今の公判担当検事ですけれども，この報告書が証拠開示の段階で検察の立証に決定的に支障になるということは認識していたんですか，このプロパティデータが１日ということになっているので，これとんでもない証拠ですよね，検察からすると。この段階で，もし開示

をするということになれば，この後の立証が大変な問題になるということで，公判部内で直ちに検討を開始しないといけないと思うんですけれども，実際そういう動きになっているんですか。

○池上刑事部長　少なくとも当時，公判部の検察官は，その類型証拠をチェックしているとき，６月２９日付け報告書というのは，全体の証拠構造と合わないかなという程度の，どうなっているのかなという程度の認識は持ったかとは思われますけれども，決定的に矛盾するという認識を持ったと思われる形跡はなく，通常の手続として開示がなされているところでございます。

○原田委員　私がお尋ねしたいのは，１０７ページ（公表版９８ページ）のエの下の方の，その後，高検刑事部長は，この件について地検から報告がなかったことから，特に問題はなかったものと思い，これを高検次席検事及び検事長に報告しなかったと，こういう認定になっていますが，先ほど，決裁制度の関係等もあるのですけれども，まず前提として，特に問題はなかったものと思い，これを報告しなかったというのは，何も報告しなかったということなのか，それとも，その内容は大坪部長から聞いて，壊してしまったかもしれないが，次席や検事正に報告し，問題はないということになったということは報告したということですか。

○池上刑事部長　ここに書かれているとおりで，大坪部長から聞いただけで，特に何のフォローもしていないということでございます。

○原田委員　それから，高検には随時これだけの大事件ですから，いろいろな形で報告していると思うのですけれども，そのルートというのは，誰が高検に，どんなふうに報告しているのですか。

○池上刑事部長　公判経過については，公判担当のＰ４検事が直接高検の刑事部長ないし高検次席に口頭で報告することが多かった。もちろん書面では簡単な公判経過報告みたいなものは報告されております。

○原田委員　大坪部長が刑事部長に，同期だそうですけど，刑事部長あるいは次席検事に直接部屋を訪れて報告するということもあるわけですか。

○池上刑事部長　どの段階についてをお尋ねですか。

○原田委員　全体的に大体どんなふうに高検の御意見を聞くのかというのは，ちょっと僕分からんものだから。

○小津次長検事　大阪よりは小さいですけれども。ケース・バイ・ケースですけれども，基本的に書面で上がってくる。特に裁判員裁判等については非常に詳細に上がってまいりまして，基本はそれで把握をする。地検の方から特に高検，なおかつ検事長にまで話をしたいということについては，主任が来たり，それを受ける部長，札幌ぐらいでしたら次席が来たりして話をすることもある。次に，多くの場合は，札幌ですと高検の刑事部長にも話をする。そのときに，高検の刑事部長の判断で，検事長にも話をしておけよということもありますし，特に言わない場合もあるということでありますので，普通，そんなようなことで検察庁は動いているかなと思います。

○原田委員　この高検刑事部長が特に問題はなかったと思ったという判断は，これはこれでやむを得ないという感じなのでしょうか。判断にわたりますけど。

○池上刑事部長

（略）

高検刑事部長としては，地検で調べて何か問題があったら改めて報告してくれと頼んで終わ

っているわけです。それで，その後，正式あるいは非公式を含め報告なかったので，特に問題はなかったと認識した，こういう記載でございます。

○原田委員　この対応を批判するつもりはないのですけれど，聞かなかったことにしてくれと言われたことぐらい非常に危ない話はないような感じもするのです。何も上に伝えないという体制だと問題で，やはりこれだけのものを壊しちゃったかもしれないと検事から聞けば，先ほどの地検内の話と同じですけれども，何か大分問題だけれども，収まっているようですねという程度のことは，検事長には言われなくても，次席には上げなきゃしようがなかったのかなという感じがします。何かちょっと違和感といいますかね，不思議だなと，このレベルででも思いました。それだけです。

○池上刑事部長　御指摘の点はうなずけるものがございます。

○吉永委員　その違和感のついでなんですけれども，やはり全員があり得ない反応をしているということに対して，なぜだろうかと深く追及しようとしていない印象を受けます。何かサクサク，サラサラとあり得ないことが起きましたと受け止めてしまっている違和感というのもあるんですよ。

例えば，前田さんが，叱責されるのが怖かったら，改ざんしてしまいましたという。これを迷いも躊躇もなく，瞬間にしてしまうということは，常識的にあってはならないはず。叱責を恐れることと，だから改ざんしましたと行為になるのはなぜか。その間に問題があるわけで，そこを丁寧に埋めずに，叱責が怖くて改ざんと言葉をさらっと並べてしまう神経も，私はやや理解ができないんですよ。だって，これは自分が怒られるの嫌だったら，自分のために証拠の方を変えちゃおうかなということなんですよね。叱責とは誰のどのようなことを恐れたのですか。あり得ないことをしてまで何を恐れていたのか。その解明は全くできていないように思うんですが，そのことに関して，できていないと思っていらっしゃいますか，それとも，これで十分と思っているのですか。もし，ここが問題なんだということが分かっているんだったら，あるいは前田さんが叱責の内容について，これで自分の何を失うと思っていたのかというようなことを聞いているのですか。どう考えたって改ざんするより怒られた方がましだろうと思いますが，この判断ができなかったのは，なぜですか。そこら辺のひだを聞き取り，読み取っていらっしゃるんであれば教えてください。

○池上刑事部長　最初に申し上げましたとおり，この事件は今ちょうど公判前整理手続中で，この検証報告書は刑事訴訟法４７条の範囲内で書けるぎりぎりのことを書いていることで，さらっとした表現になっている印象を持たれているのかもしれませんが，その辺は公判廷できちっと立証していきたいというふうに考えています。

○吉永委員　ただ，その辺りに構造的な問題や，膿んでいる部分が潜んでいるのではないかなというふうに考えるものですから，もし，何かもっと深く感じ取れていることがあれば，やはり知っておきたい部分なのでありますので伺っているのですが。

○小津次長検事　感じるところという意味で私から。こういう報告書をちゃんと見るまで，ほとんど何も知らないでいた検事ということで。幾つかの点について，何でこんなことになったのかなと新聞を読みながら思っていたことの一つはそういう点，御指摘の点であります。私も実はこの刑事事件の証拠はまだ見ておりませんので，そこにどれだけのことが書いてあるかというのは承知していないんですけれども。池上刑事部長の口振りからすると，ここに書いてあるよりは，ある程度のことが供述調書に書かれているのかなとは推測いたしますけれども，恐ら

くその供述調書を読んだからといって，なるほど，そうだったのかというようなものにまでなっているかというと，どうか。つまり，私，先ほど，初めの方に人間の弱さみたいなものを申し上げました，強がりしてですね。叱られるって，それはいろんな意味で怖い。それは，勝手に分析していきますと，この事件，確か初めて主任になって大変な失敗をしてしまうと，もうお前は特捜部にだめだと言われるかとか，いろいろ推測は可能でございます。しかし，まさか，お前，もう明日から検事は首だ。路頭に迷うというわけではないわけでございます。この辺り，前田検事がどこまで供述しているか知りませんけれども。

○江川委員　そこが大事なんではないですか。だから，そこのところを，なぜ非公開にしているかというと，オープンにしないためなので，そこのところをちゃんと明らかにしてもらわないと。

○池上刑事部長　１２月１７日から，今，公判前整理手続が始まっていまして……

○江川委員　それは分かっていますって。でも，何でこれでラインも切って，私たちはこのことについてしゃべりませんと約束しているんですから，それは信頼の問題ではないですか。きちっと言ってくださいよ。

○池上刑事部長　結論においては，ここに記載してあるのにまとめた程度の供述になっているということで御理解をいただければと思います。

○江川委員　検察というのは，全然ふだんから人を叱ったりなんかしないんですか。だって，みんな叱られて，たたかれて成長してくるんではないですか。そんな叱られるたびに一々証拠改ざんしちゃうようではしようがないではないですか。

○千葉座長　多少評価といいますか，そういうことにも関わってくるんだろうと思いますが，ぎりぎりのこの内容なのかなとは思います。

○郷原委員　こういう動機だというふうに認定されたということは，ほかの動機は基本的になかったという認定なわけですね。大阪の弁護士会でＣ氏の弁護人から話を聞いて，私はやはりもともと考えていたとおりだったなと思ったのは，やはりこの改ざんされたフロッピーが返還されたことがどれだけ弁護人側に，弁護人とＣ氏との間の信頼関係に影響を与えて，ひょっとすると，Ａさんにとって有利な主張自体が出てこなかった可能性もある。そのぐらい結果的には非常に効果的な措置だったわけですね，この前田検事がやったことは。それがたまたま偶然，叱られるのが怖くてやったことが，結果的にそういうプラスに働きそういうふうになったというのは，普通の人間には全く信じられないと思うんですよ。しかも，そのＣ氏の弁護人に聞いたところでは，その関係について証拠隠滅事件で一切参考人として話を聞かれてもいないという話なんです。これは本当に証拠隠滅の動機についてきちんとした捜査が行われたんだろうか，私は全くその辺が理解できないですね。

○池上刑事部長　御指摘につき，特に御説明できることはないので，御趣旨はよく承っておきます。

○江川委員　だから，そこのところを明らかにしてもらわないとね……

○佐藤委員　一点だけ言える範囲で感想を聞かせてもらえれば。そういう可能性は全くないというならそれで結構ですけれども。

　私，これを読んでいて，また今日のやりとりを拝聴していて推測することは，この改ざんの事実を知った後，各人がその事実に恐れおののいたんではないか。したがって，このことについて深く議論をし，その対処策について考えるということについて拒否感というか消極な気持

ちが働いたのではないか。したがって，突き詰める立場の人が，それも回避した，あるいは進んで供述すべき人が，それを踏み切らなかったということなのではないのかな。そういう形跡は全くないというなら，そうおっしゃっていただきたいし，そういう可能性もあり得るということであるならば，そう言っていただければよろしいですし。私の推測どおりなら，腑に落ちるんですけれどもね。

○池上刑事部長　昨年の１月末から２月初めに大阪地検内で騒ぎという表現が妥当かどうか，いろいろあったいきさつとか，その段階で前田さんは，これは一部公訴事実に出ていますけれども，過誤によってフロッピーディスクを変えてしまったかもしれないというような詳細な上申書というか報告書というか，そういうものを準備し，それについていろいろ議論があったこと等からすると，御趣旨のような可能性はないわけではないのかなと思っております。

○千葉座長　何かございますか。よろしいですか。

江川さん，最後に何か，先ほどお話しされていた，何かございますか。

○江川委員　非公開の状況で言うことに関しては，一つは，先ほどのような点を明らかにしていただかないと，さっき郷原さんからもいろいろ指摘がありましたけれども，結局本当はもっといろいろな重大な意図があってやったのにも関わらず，これを非常に矮小化しているんではないかというような疑念すら出てくる。つまりしゅん巡とかそういうのは全くなしで，とにかくこういうことをやりましたよと言われると，では，実は本当はもっといろいろなことを考えてやったんだけれども，本人も矮小化している。そして，最高検も，前田さんというのは大坪さんのことを立証するためにも重大な証人でしょうから，それと利害関係にあってそういうふうにしているのかというふうにすら疑われてしまうと思うんです。やはりこういうところではきちっとその点，なるべく真相に近いものを明らかにしていただきたいというのが一点です。

その後，これを開いた後に一点だけ伺いたいことがあります。

○後藤委員

（略）

一つだけ確認したいのですが，前田さんがこのことについてフロッピーディスクに時限爆弾を仕掛けたと言ったという趣旨の報道が一部にはあったと思うのですが，それは確認できなかったということでしょうか。

○池上刑事部長

（略）

御指摘のような報道が９月末の段階であったかと思うんですが，私どももその報道を踏まえて鋭意関係者から捜査もしましたし，聞取り調査もいたしましたが，そういう発言を前田がしたという証拠は得られなかったということです。

○千葉座長　それでは，御質疑も尽きないところではありますけれども，大分今日は大変熱心な御質疑をいただいて，時間が少し押してまいりました。今日ほかにもちょっとお諮りをしたいこともございますので，この辺りで最高検の検証についての質疑を，開いてからちょっとというお話がございましたが，それは考慮いたしますので，この非公開部分の質疑はこれで一応終わらせていただきたいと思っております。

（別室への音声送信を再開）

○千葉座長　それでは，ここから議事の公開の措置を採らせていただきましたので進行させていただきます。

限られた時間でありますので，どうしても今日お聞きをしておかなければということございますれば，江川委員でよろしゅうございますか。江川委員。

○江川委員　年末に池上さんがＡさんの弁護人と会って説明をされたということが報じられて，そこでＡさんに謝罪も，いつでも，どこでも行きますということをおっしゃったということが報じられていますけれども，Ａさんに対して，どのように今後きちっと対応していくのかということはもう決まっているんでしょうか。

○小津次長検事　ただ今の御指摘の点につきましては，私，２７日付けの発令で２８日に東京に着任いたしまして，年が明けまして本日までの間に，Ａ氏の方から私と会う機会を既に作っていただきました。その際に，私の方から，本件について最高検として謝罪をするという趣旨のことを申し上げたということでございます。その際のやりとりにつきましては，この場で私の方から申し上げるのはとりあえず遠慮させていただきますけれども，事実として既にそのようなことをさせていただいたということだけ御報告させていただきます。

○江川委員　それは，Ａさんは謝罪を受け入れたということをおっしゃったわけですか。

○小津次長検事　もちろんＡ氏の方からは，本件全体について大変厳しいお言葉をいただきました。

○千葉座長　それでは，この辺で最高検の検証についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

小津次長検事を始め，今日は最高検察庁の皆さん，大変お疲れ様でございました。ありがとうございます。ここで御退出いただいて結構でございます。

（小津次長検事，池上刑事部長，上冨検事退室）

２　ヒアリング・意識調査（サーベイ）の実施等について

○千葉座長　それでは次に，議事次第の二番目でございますが，ヒアリング・意識調査（サーベイ）実施等についての御議論に移ってまいりたいと思います。

前回の会合におきまして，私の方からヒアリングについて御提案をさせていただき，皆様からヒアリング対象者等について御意見をお寄せいただきました。お手元にお配りをした「ヒアリング候補者」と題する１枚紙の資料，これは皆様から御提案のあったヒアリング対象者を記載したものでございます。後藤委員には大変御無礼をいたしました。追加したものを改めてお配りさせていただきましたので，御参照いただきたいと思っております。

御議論の便宜上でございます。私の方で，一番目に被疑者等として捜査の対象人となった方々，それから二番目に，特捜部を経験なさった検事の皆さん，三番目に，人事コンサルタントとその他有識者の皆さんという形で三つの分野に整理をさせていただきました。これは単に便宜上ということでございます。

実際にヒアリングを行うこととしておいでいただく方の御都合などを考えますと，来週直ちにというのはちょっと難しいかなと思われます。次々回の１月２７日木曜日の定例の会合に行うことができるのではないかと考えられます。そして，その日を全てをヒアリングに当てることといたしますと，ヒアリングの時間，大体考えるところ，お一人当たり説明と質疑応答で約４０分から１時間ぐらい時間が必要ではないかというふうに思われますので，対象とさせていただく，お越しいただいてお話しいただける方を三，四名ぐらいに絞り込まざるを得ないのか

なというふうに考えております。その点も含めて，そんなことを念頭に置いていただきながら，本日，皆様からヒアリングの対象者について御意見を伺い，対象者をある程度絞り込むなどした上で，次回の会合までにその方々に接触をして御協力をお願いするなどの準備を始めなければならないと思っております。そういう意味で，お手元の資料に記載いたしましたヒアリングの候補者の，本当に皆さんから大変貴重なお名前を出していただきました。御意見がございますれば，お出しをいただきたいと思っておりますが，いかがでございましょうか。

○吉永委員　先に失礼させていただきますので，一言だけ申し上げたいと思うんですが，やはり今日の最高検のお話を聞いていても，かなり一方的な人選による検証のようでありますので，やはり我々はなるべく多くの，最高検が検証できなかった人の多くの話を伺いたいなというふうに思うんですね。ただ，どうしても木曜日に，この定例の会議に合わせてその人たちを呼ぼうとしますと，人数が時間的な制約から三，四人にならざるを得ないと思うんです。加えて，そうすると，絞り込むのもすごく難しくなります。できれば，なるべく多くの方々が参加できる時間帯に合わせるなり，あるいは木曜日の定例の全員が集まるという形ではなくて，可能な委員が参加する形で，もう少し日にちを増やして，多くの方からヒアリングをさせていただくということは不可能でしょうか。もし，可能であるならば，分科会的でも，全員そろわなくても，その後，情報を得たものを共有できればいいのではないかというふうに思うのですが，いかがでしょうか。

（吉永委員退室）

○千葉座長　御意見ありがとうございます。

今，御意見をいただきました。そうは言っても，本当に大変貴重な皆さんを出していただいて，全員ということはなかなか難しいかもしれませんけれども，かといって，本当に数人でよいのかという御意見はもっともなところだというふうに思いますので，その辺のヒアリングの方法などにつきましても，もし何か御示唆や，あるいは御意見ございますれば，お出しをいただければと思います。

○諸石委員　今おっしゃいました座長の御発言のとおりで，誰から意見を聞いたかということは，この検討会議は何を事実として把握してやったのかという意味で国民に理解しやすいというか，その意味から言うと，余り絞り込んでしまうと，それができないな。分科会方式ということもあり得ると思いますが，そういう意味から，できれば中を置いてでも本委員会で二回ぐらいフルに使うということがいかがか。特にこの三分類で言えば，これはもう御本人のお気持ちですけれども，Ａさんのお話を聞くということは，いろいろな意味でインパクトがあるというか，我々にとって非常に有意義だと思います。さらに，Ａさんは，その意味では無罪になった方。有罪になったけれども，どうも納得できないと言っている方がおられる。特に，元外務省の方，私はこの方の本をたくさん読んでいるものですから興味があるんですが，その辺がどんなことをおっしゃるのか非常に興味深いな。やはり特捜というのが今被告人の立場にあるので，やはりその方の思いというか，それも是非聞いてみたい。

もう一つは，やはり被害者，これは特捜事件であれば被害者がいないと，こういうあれですが，一般事件で言いますと，やはり今被害者の立場というものが大切だと思うんです。それから言いますと，ここに書いてあります甲１さんか甲２さんか，是非お願いできるものなら入れていただきたいな。そのほかにも同じような御希望があろうかと思います。できれば，二回ぐらい日をとっていただければどうかなと思います。

○宮﨑委員　私も三，四人では少な過ぎるかなと思いますので，少し日程を工夫していただく，前後に時間を増やすとか，二回に分けるという形でお願いできればと思っています。３月末の報告書作成ですから，そうヒアリングに多くを割くことはできないと思いますので，必要なことは分かりますが，犯罪被害者の声までいろいろ聞いていると，論点がどこまで増えるのかなという気がいたします。

それで，私はやはりＡさん，それから弁護人を解任させられたと言っているＨさんですね。それから，乙１副市長ですか，この方も無罪が確定して，今，係属中ではないので甲４さん，この三方ぐらいが係属中ではないということで，しかも，本件に関連している関係者の方かなと思っています。それから，特捜経験者ということで言うと，甲５さんなどが考えられるのではないかと思っています。それからあと，人事コンサルタントの方も，是非この関係では必要かもしれませんので，これは高橋委員の御推薦で，どちらかお一人というようなことで良いと思います。そうしますと，それだけで五人になっちゃうんですけど，一応私の意見としては，そのようなことを考えています。

○郷原委員　私も分科会的に少し時間をかけて，少人数でやった方がいいんではないかと思います。ある程度特捜の実態を明らかにしようと思えば，少し具体的に聞かないといけないところも出てくると思いますし，大人数のヒアリングよりも少し人数が絞られた方がいいんではないかということで，先ほど吉永委員が言われた分科会の方式でたっぷり時間をかける必要があるんではないかと思います。

そういう観点から，大阪地検の問題だけではなくて，東京の問題も含めて，被疑者側で捜査の対象となった人たちの話はできるだけある程度広い範囲で聞く必要があると思いますし，先ほど，宮﨑委員がおっしゃった方々に加えて，無罪が確定している事件の中では，乙２の元幹部だった方，それからこの捜査の過程で捜査のやり方に問題があったということを指摘している人もいますし，そういったところから話を聞くべきではないか。

それから，特捜部経験者の中には，特捜部に対して批判的な立場で物を言う人というのは余り多くないですね，この中では。それで，私もあえて，この人だったら来てくれるんではないかなということで，甲６弁護士を挙げておいたんですが，こういう特捜検察の内実について客観的に物を言ってくれる人から話を聞いた上で，特捜の中心になって活躍してこられた方々の話を聞かないと，一方的に，昔はよかった，今はでたらめになったという話を聞くだけになってしまうんではないかという気がします。

それからもう一点，こういうヒアリングをする上で，単にお話を聞くだけではなくて，やはり過去の関連の事件の記録についてもある程度確認をしないといけないところがあるんではないか。それが確定記録でどこまで資料として活用できるかということと，可能な範囲で不起訴になった事件についてどういうことだったかということで事務局の方で確認してもらったり，そういうことで，ヒアリングだけに頼らない形で実情を把握する必要があるんではないかと思います。

○井上委員　分科会方式というのも考えられるとは思うのですけれども，一部の委員だけが一次的な情報を持ち，それを又聞きの形でほかの委員が読み書きして知るというふうに格差ができるのは好ましくないのではないかと思いますので，諸石さんや宮﨑さんが言われたような形で，日程をやり繰りして，もともと１週間に一回というのは我々としてもかなり厳しい上，３月末までにまとめるということをめどにしているわけですが，その中で可能な限りやり繰りして，

全員が同じ情報を共有できるような形でヒアリングを行った方がよいと，私は思います。

ヒアリング対象者については，このヒアリングを何のためにやるのかということにかかっていると思います。みなさんの御提案には様々な趣旨・目的が盛り込まれているようですけれども，その一つは，今回の事態の経緯として不明な点や背景事情を明らかにするということだろうと思いますが，その関係で挙がっている候補者の多くはまだ事件が係属中の当事者か，あるいはその関係者，証人的な立場の人で，そういう立場の人のごく一部だけを呼んで話を聞くというのは，適切ではないのではないかと私は思います。その意味で，宮﨑さんもおっしゃったように，確定している事件の当事者ないし関係者をお呼びするというのが適切ではないかと思います。

また，特捜の関係では，お名前が挙がっているのはそうそうたる人ばかりで，皆さんからお話を聞いてみたいなとは思うのですけれども，かなり以前の特捜部のことではなく，なるべく最近の特捜部のことが背景事情として問題になるわけですので，それに通じた方で，かつ，決裁の問題も絡んできますので，決裁の経験もされている方が望ましいのではないかと思います。

３つ目のカテゴリーについては，これこそ何の目的で呼ぶのかが最も決め手になるわけですが，本検討会議は，いろいろな方面の有識者が集まっていて，そのようないろいろな角度から問題を検討する，そういう会議体ですから，それに加えてなお足りない部分を補ってもらうためにヒアリングを行うというのが主たる目的ではないかと思うのですね。その意味では，高橋先生がいらっしゃるわけですけれども，人事管理とか教育とかの問題がすごく重要となると思いますので，人事コンサルタントの関係の方々のお話は是非伺ってみたいというふうに思います。

○郷原委員　今おっしゃった最近のことが問題になっていると言われるのは，どのぐらい最近のことなんですか。この数年間という意味ですか。

○井上委員　かなりアバウトな言い方をしましたが，。随分前に特捜部を経験された方よりは，比較的最近，と言っても，ここ一，二年というわけではなく，ある程度幅のある期間なのですけど，なるべく最近の実情に通じた方の方がよい，ベターではないか，そういう趣旨です。

○但木委員　その点だけについて言うと，時間がたくさんあるなら，たくさん呼んだらいいんですけど，僕は基本的には，今，井上先生が言われたことがいいと思うんですよ。できるだけ知識は共有していた方がいい。そうでないと，いざ最後詰めるときに，自分の参加していなかったところが中心的課題になったときに，非常にまずいと思う。もちろん限界を超えてどうやるかというのはあるでしょうけど，できるだけ皆さんで共有してもらいたいということが一つです。

だから，やはりそれなりに絞らざるを得ないんだと思う。だから，それを二回ぐらいにわたってやれるなら，何人したらいいのかということになる。

それから，第三番には，特捜の経験者ということですけれども，正直，立派な人がずっと並んでいますので，どの人から聞いてもいいんですけれども，今の特捜の状態，特に東京の特捜の状態を知っているのは甲７ですよね，この中で。甲７さんは，たしか東京地検の特捜部の副部長もやっていたはずで，それなりに決裁官でもいたので，もし皆さんが大阪だけではない，この問題は東京の問題でもあるんだというふうな問題意識をお持ちであれば，僕は甲７氏を呼ぶのが一番今の問題には適切かな。時間的余裕があったら，ずっと昔から特捜はこういうことでありますというのをやってもいいけど，時間がないなら，彼にやってもらう。現職の人を選

んでみても，現職の人は現職の限界でしか物を言えないので。彼は現職を離れて，ある意味で検察と長く関わって，検察をひいきしなきゃいけないという義理も今のところないわけだから，彼に頼むのは，多分今の東京地検特捜部の状況を知りたいということであれば，一番適切ではないかなと思います。

○江川委員　知識を共有するというふうにおっしゃいましたけれども，それは私たちの知識が全然みんな違うわけで，それこそ，井上先生や但木先生のように，刑事の問題について精通している方もいらっしゃれば，私のように全くの素人もいるわけです。この会議は，誰に向かってこれから発信していこうとしているのかというと，やはりそういう専門家ではない人たちが持っている疑問にきちっと向き合っていくということだと思うんですね。そういう意味で言うと，今の検察というのは，本当にＡさんの事件だけなんだろうかというのがやはり多くの人の不信感や疑問の源だと思います。そして，さっきの報告書を聞いていても，非常に内輪だけの論理で行われている調査でありますし，全体像を知るには非常に不十分な調査であります。

その上で，大阪だけの問題なのか，あるいは特捜部だけの問題なのか，あるいは検察全体に共通する問題も含まれているのか，いろいろな観点から考えておく必要があって，そのためには，一，二の事件関係者だけではなくて，いろいろな人たちに話を聞く必要があると思います。ただ，それは日程が足りないということであれば，先ほど，吉永さんがおっしゃったように，別の日を設けてやる。あるいは，それでも足りないということであれば，何人かが個別にヒアリング，あるいはチームを作ってもいいですけれども，ヒアリングをして，それをレポートにして報告するということでなるべく共有していくということで，なるべく多角的な検討をやるという姿勢が大事ではないかなというふうに思います。なので，まずは１日ではなくて２日ぐらいは必要だろう。それで漏れたら，またヒアリングの特別日を設ける，あるいはそれでも無理だったら，個別のヒアリングをして，書面でレポートするという何段階かの構えでやっていく必要があるかなというふうに思っています。

○諸石委員　今，江川委員の御発言にあえて反対のことを申し上げますけれども，なるべく幅広く勉強しよう，これはその方が望ましいのは言うまでもない。ただ，分科会とか専門委員とか書面とか，そういう形でやり出すならば，これは逆に言うと幾らでも広げることができる。そうすると，それを共有できないという意味で，私は是非この本委員会だけでやるべきだと思う。日程的に本委員会の日程をあれこれ無理をするということはあっても，一部委員だけのもの，ないし書面とか，そういうものでないようにすべきだと思います。我々全員が，それはみんな知識のレベルは違うわけでして，全てに共通している人はいない。そういう中でも，だからと言って，たくさんの知識を仕入れるということが趣旨になるものではなかろうと思います。

○郷原委員　分科会というやり方が余り適切ではないということであれば，先ほど吉永委員が言われていたような，日程調整は困難でも，別途それなりに日数をかけて全員が集まることを前提にしたヒアリングを行い，そこでどうしても都合がつかない委員がいらっしゃるのは仕方がないという形にすべきで，ヒアリングの対象者として相当な数は確保しないといけないと思うんです。例えば，但木委員がおっしゃった甲７弁護士を呼ぶ，これは私も適切だと思うんですけれども，でも，恐らく甲７弁護士の話は，自分が特捜部でやったときには，こういうふうにきちんとやっていて，全然問題なかったという話しか出てこないと思うんですね。やはり反対側の実情がどうだったかという話を誰かに語ってもらわないとバランスが取れないと思います。私はたまたま思いついたのは甲６弁護士ですけれども，彼以外にも一緒に仕事をした人間はた

くさんいます。そういう人たちで率直に実情を話してくれる人からのヒアリングをしないと，せっかくヒアリングをしても意味がないんではないかと思いますので，そういったことができるようなヒアリングの日程をセットすべきではないかと思います。

○高橋委員　実は，この中で，甲８先生と甲９先生というのは，ここに人事コンサルと書いてありますけれども，人事コンサルではなく教授なんですけれども，ちょっと異質であります。私が推薦したんですけれども，やはり今回の件にそれなりに関係している分野の権威である必要があるので，そう何人もいるわけではないんです。どちらも，甲８さんは組織論とかミドルの問題の権威であるし，甲９先生は新進気鋭の組織学習の権威でありますから，非常に適任だと思ったんですが，やはり私も算段してみたんですが，木曜日に来いというのは不可能だという感じです。また，そもそも，これはただ一般論を私たちが勉強するために来てもらっても意味がないので，正直言って。そうすると，相当検察の勉強をしてもらわなきゃいけないんですよ。当然今回のレポートも読んでもらわなきゃいけない。そうしないと実のある議論にならないのですが，そこまでの時間は取れない。井上先生もさっきおっしゃっていましたけれども，今，入試の時期で大学の先生はちょっと無理という感じがかなりあります。ということなので，別途の場所でやるか，あるいは，もし信用していただけるのであれば，私がヒアリング，一回甲８さんにも，甲９さんにも実は私，個人的にヒアリングして，何人にもしているんですけれども，ヒアリングをした上で，こういう人たちはこう言っていますよということを御報告するのか，あるいはこの検討会議の場面以外でやるのかでないと難しい。人事系の方はどうも，この日に合う人を誰でもいいから呼んでくださいと言えば呼べますけれども，そういう人に来てもらってもなというのが正直なところです。

○宮﨑委員　私，甲５弁護士を検察特捜部の関係で先ほど推薦したのは，今，たしか乙３事件の弁護をやっておられて，最近もずっと実践で弁護活動をやっておられて，特捜の捜査ということについても発言できる方というので適任ではないかという形で推薦したということです。

○千葉座長　今，皆さんから大分御意見をいただきました。基本的に，私としては，最初に申し上げましたように，でき得る限り本会議というか皆さんと全員の共有できるような形でいろいろな議論を進めさせていただきたい。そのようなことを冒頭に申し上げました。そういう意味では，でき得る限り全員の会合でという形をとりたいというふうに思いますが，ただ，それだけでは，今皆さんからいただいた御要請，あるいは私自身も１回でお二人，三人で終えるということでは到底ないと思われますので，定例日という形ではないけれども，間でできるだけ皆さんが御参加できるような形で全体会合という形を，できれば何回かとらせていただき，定例日も使えれば良いのですけれども，そういうことが一番皆さんの御意見で共有できるところではないかなと思いますので，そんな方法で少し日程とか，それは検討させていただければと思います。

それから，人選でございますけれども，これもそれぞれ皆さんからの御推薦，本当に貴重な御意見をいただける皆さんであろうというふうに思います。それから，一面的ではなく，また多面的な形で御意見をいただくことも大変大事だろうと思いますが，この検討会議で一応大臣から求めていただいているのが，３月一杯で何らか一定の意見を上げてほしいと，こういうことを私も仰せつかったところでございますので，そういう意味で，やはり今回のこの検討会議の趣旨にまずは沿った形で，そこをまず第一に，そして，できるだけ可能である限りいろいろな皆さんにも話を聞くということではないかなと思いますので，今，高橋先生から大変日程的

に，コンサルの方が厳しいと……

○高橋委員　木曜日以外であれば，来て説明することが可能な日もないことはないというくらいの感触です。

○千葉座長　そうですか。では，そういうことも念頭に置きつつ，第一分野，それから特捜部経験の方でも，それぞれお一人だけで実態が分かるかということもあろうかというふうに思います。そんなことも含めて，今日の皆さんの御意見を次回までに私のもとで整理をさせていただいて，できる限り皆さんの御議論の大きなベースになるように整理をさせていただきたい。次回皆さんにお示しをして，あるいはそれまでの間でも皆さんに御連絡を取らせていただいて，次々回には少なくとも何人かお話が伺えるような形にしたいというふうに思いますが，今日の段階はどうでしょうか，そのようなところで。

○江川委員　それでよろしいんですけれども，やはり例えば高橋先生がおっしゃったような方というのは是非伺いたいんですが，どうしても日程が合わない場合もあるわけですよね。そういうときは，高橋先生が提案してくださったように，高橋先生に聞き取りをしていただいて，それでレポートしていただく。あるいはほかの事件の関係でも，私は前々から貝塚の放火事件を非常に重要だというふうに申し上げてきましたし，終わった事件では，志布志事件などが検察のいろいろな問題点を学ぶのにとても適切な事件だと思うので，それはきちっと調べてみたいと思います。そういうそれぞれの観点，井上先生なら井上先生，石田先生なら石田先生の観点から，こういうのが必要ではないかというのを，むしろ排除するんではなくて，なるべく積極的にそれぞれがやって持ち寄るという感じにしてみたらどうかということも考えるので，そういった事実調査，あるいは誰かをレポーターにしてのヒアリングということも考えていただきたいと思います。

○千葉座長　基本は皆さんの会合でお聞きができればということでございますので，あとそれぞれの皆さんが，こういう方から，こういう話を伺うことができたというようなことをお出しいただいたりすることというのは，これも決して拒むものでもありませんので，そういうことも含めて，できるだけいろいろな皆さんの御意見をこの場に提供していただくことができるようには，私も努力したいと思っております。

○郷原委員　事務局の方にも言っておいたんですけれども，大坪氏の弁護人の方に，やはり今回の最高検の検証結果について反論の機会を与える必要があるんではないか。かなり大坪氏に対して一方的に悪者視するような検証結果報告書が出て，この場でそれを一方的に受け取るような形になるのは問題ですから，書面でもいいと思うんですけれども，何か反論を。出さないというならいいんですけれども，検証報告書全体について何か意見があれば述べてほしいということは，ヒアリングとは違うんですけれども，一応考えた方がいいんではないかと思うんですが。

○千葉座長　ありがとうございます。なかなかお呼びして聞くという，そこはいささかどうかなと思いますので，何か今回について御意見をお出しいただけるのかどうか，それは検討させていただきたいと思います。

○江川委員　あと資料のことでお願いがあるんですけれども，今日の検察庁の方のお話の中に出てきたんだったか，やはり今までも幾つか検証があったと，志布志事件とか氷見事件，あるいは足利事件でもやっていますよね。最近のそういった検証結果，どういう検証をしていたのか，それが果たして生きていたのかどうかということも考えなきゃいけないと思うので，今までの

幾つかの検証結果ですね，その報告書みたいなのがまとまっていると思うので，それは提供していただくようにお願いしてもらえないでしょうか。

○千葉座長　それは，資料としてきちっとお届けできるようにさせていただきたいと思います。

○井上委員　さっきお話の出た大坪さんの弁護人の方から意見を出していただくという件なのですけれども，本検討会議として，最高検の検証結果報告書に対し反論する機会を設けるので，反論があればどうぞと呼びかけるのはちょっと筋違いではないかと思うのですね。本会議では，検証結果報告書を一つの資料にして検察の問題を考えようという趣旨で報告を聞いたのであって，検証報告書それ自体が本会議を名宛人とするものではないのですから，もちろん大坪さんの側が，この会議でそういう報告が披露されたようだけれども，ここのところは違うというふうに意見を出してこられれば，それも資料にさせていただくというのは構わないと思うのですが，本会議として，最高検の検証結果に対して反論の機会を設けるというのはちょっと筋違いかなと思うわけです。最高検の検証結果報告書それ自体は，ここに対する報告というものではないわけですから。

○郷原委員　それに対して報告を受けたわけではないのですか。

○井上委員　報告を受けたというより，我々がこれから検討していくベースとして伺ったということだと思うのです。

○郷原委員　ただ，そのまま検討のベースにしていいかどうかが問題だから言ったんですが。

○井上委員　郷原さんも，御自分の書かれたものなどを資料として出されているわけでしょう。それと同じような意味で出していただくのは構わないと思いますし，本会議で最高検の検証結果が披露されたということは公表されているわけです。その内容のここの部分が違うというのであれば，出していただいて，それも参考にするというのは結構だと思うのですけれども，本会議が，最高検の検証報告書自体に対して反論の機会を設けて反論を聴く，そのような立場にあるのかどうか疑問に思うということを私は申したのです。

○江川委員　私たちはなるべく事実に基づいていろいろ問題点を把握して，この改善の提言をしましょうということなので，これは一方の方から，大坪さんの個人的なキャラクターの問題だみたいな感じを言っていて，それを前提にしちゃっていいのかどうかということを確認するような努力はやはりするべきだと思うんですよ。だから，確認する努力はちゃんとすべきで，それについて，向こうはまだ裁判の対策もあるから言いたくないということであれば，これはしようがないと思うんですね。だけど，事実を確認する努力もしないというのは，やはりこれは怠慢になるんではないかなと思います。

○千葉座長　それぞれ意見いただきまして，私は，この検討会議の名前で，お出しくださいということを言うつもりはありません。ただ，もし御意見，何かこういう検討しておりまして，最高検からも御報告いただきました。何かもしお話がございますれば拒むものではございませんということだというふうに思っておりますので，そのようにさせていただきたいというふうに思います。

それから，最高検から御報告をいただいたというのは，別にその報告，最高検が検証されたということですので，それをお聞きしましょうということでございますので，その検証については，別にこの検討会議への報告書でも何でもございませんので，これはそれぞれ皆さんからいろいろな資料も出していただいている，そういうものの，ある意味では一つという，最高検の検証を何か土台にとか，あるいはそれをたたき台にして検討するという性格のものではない

というふうに思っております。ただ，報告を受けて，それはどうもここのところが分からないな，あるいはここはどうもおかしいんではないか，こういうことについて尋ねるとか，あるいはそれを調べる，これは必要だというふうに思いますが，ここに報告をいただいたという種類のものではない，一つの参考の資料だと，御報告だというふうに受け止めておきたいと思っておりますので，そのように御理解をいただければと思っております。

それでは，ヒアリングにつきましては，限りはあるとは言いながらも，いろいろな方にお話が伺えるような，できるだけそのような日程の調整などをしてまいりたいと思いますので，よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは，サーベイについて御議論いただきたいと思います。前回の会合と，その後，皆様からお寄せいただいた中で御提案をいただきました，検察官に対する意識調査（サーベイ）について御議論いただきたいと思います。

このような意識調査を実施することとした場合の方法等につきまして，この種の調査についての知見が豊富な高橋委員の方から，本日，御提案をいただけると事前にお聞きいたしておりますので，高橋委員から御説明をいただきまして，皆さんにまたお諮りをさせていただきたいというふうに思います。

○高橋委員　なるべく手短にやらせていただきます。

サーベイの話は，もともと私というよりも，先に石田先生から出た話であるんですが，私もいずれにしてもやる必要があるという気持ちはございました。少し石田先生とも御相談させていただきながら，我々キャリアラボは，随分これやっていますので，いろいろなところで。こんなことかなということで少し案を出させていただきまして，この後御意見を，今日というか，ここ数日以内にということで御報告させていただきたいと思います。

まず，よく組織調査とか意識調査とか言うんですが，一般的な考え方を簡単に整理させていただきますと，定期的に組織構成員の意識や行動について質問表による調査をすることで，今，組織の人たちのモチベーションとか求心力とか，あるいは人材流出の危険性とか，正にコンプライアンスとかメンタルの状況とか，いろいろなものの実態の把握をするということに使われるもので，これはどうやって分析するのかということが実は非常に重要なんですが，一つは，絶対値として高い低いという判断はもちろんできますけれども，一般的には部門別の比較，それこそ大阪と東京とで違いが出るのかとかですね，こういうことで。

もう一つ，本当は一番大きな業界他社比較なんですが，検察の場合はこれができないというんですね。そこは残念なんですね。でも，これは本当にコンペティターがいない組織だというのは，実は非常に大きい意味を持っているわけなんですけれども。

それからもう一つが，経年比較というのは非常に大きいんです。なぜかといいますと，定点観測的に経年比較することによって，改良に向かっているのかどうかを確認するというのが，実はこの手のサーベイの非常に重要な意味の一つです。ただ，一回目は経年変化が見られませんので，一回目の結果に，正直余り過大な期待をされるとという部分もございます。

今回の目的なんですが，検察組織の風土や職員の意識，業務の実態などについて，今後継続的にその実態と変化を把握するために，定期的に調査を行うということはいいアイデアではないかと私は個人的には考えているんですが，まずそのために，今回は試行ということで，本当は拙速にやるよりも，じっくり時間をかけてやった方がいいんですが，そうすると，３月末に全く間に合わないんですね。幾つか制約条件がございますけれども，ただ，一般的に言って，

この手のサーベイというのは，はっきり言って印象で一人一人が答えるわけですから，ここから驚きの真実が生まれてくるということは，比較的ないんです。逆に言いますと，インタビューやヒアリングなどで仮説をしっかり形成したものの仮説を定量的に実証して，その経年変化を見るというのが主たる目的になりますので，仮説がはっきりしない段階で質問表を作るというのは，本当は余り好ましくないんですが，それを言っていますと，とても３月末に間に合いませんので，この１週間ぐらいで私の方で頑張って一気に質問表を作らせていただいて，いわゆる先ほどからいろいろな委員の方がおっしゃっている，何でこういうことが起きたのかという真実が，実はこうだったんだということが分かるというふうには期待していただくと厳しいだろう。むしろそれよりも，今後の組織変化を担保するための手段として，ああ，やはり今回やったけど，こういうこと見えてきたんだから，こういうことって毎回やるの重要だよねということを提言に入れるための試行みたいな形をまず考えていただく。ただ，そうはいっても，この中で意外にこうだったんだねという事実が見えてくる可能性も十分あるというふうに考えております。

調査自体は，そういう意味から考えますと，検察組織自体がやるべきことだというふうに考えています。これは継続してやることが一番好ましいわけですから。

もう一つは，正直私も感じるんですが，今の検察の組織の中で，恐らく検討会議に対して，ある種期待と警戒感が非常に入り交じって渦巻いている状態だと私は何となく思うんですね，いろいろな意味で。そうなりますと，こういうタイミングで，本当はこういう調査をするのは好ましいとは言えません。というのは，こう答えたら，この検討会議でその材料をどう使って，どんな判断をするだろうから，きっとこう答えた方がいいんではないかというふうに考える可能性が十分あるわけですよね。そうなりますと，やはりやった意味が半減するという問題があります。そういう意味からしても，これは検討会議が調べろと言われたからやっているという形ではなく，検察自身が自分たちの組織としてやるんだ，重要なんだ，こういうことはというふうなことをコミットしていただいて，率直に答えてくださいというふうに言っていただくというのがひとつ重要ですし，それから質問項目のつくり方も，余りにもトリッキーに，これは何か引っかけようとしているなと思えないような，率直に答えやすいようなものをできるだけ作っていきたいと，こんなふうに考えています。

今回時間の関係で，検事だけというのは，人数の問題もあるんですが，最大のポイントは，インターネットアクセスがないと短期間にできないんですね。ざっくり簡単に言いますと，匿名性の担保のためにも，一般的に外部の業者さんや我々企業ラボをやったりするんですが，そういうところからＵＲＬで送って，パスワードを送って，一人一人が与えられたパスワードとＵＲＬを開いて入れて，そこでダーッと入力していく形を取りますと，リアルタイムで集計ができますので，そうすると，大体アンケートを始めてから単純集計が出るまで数週間ぐらいでもできるんです。これ紙ベースにしますと数か月になって手間が相当かかります。コストも桁が違ってきます。それを考えますと，インターネットアクセスがあるのが今検事に限られるという前提でいきますと，次回以降やるとしたらどうなるか分かりませんが，検事の方だけ，要するに，検察事務官の方ではなく検事の方だけを対象に，とりあえずは急いでやるんであればせざるを得ないという実態があります。こういうことは実はよくあるんです。店舗なんかでも，店舗にはインターネットアクセスがないので，店舗の社員にはできませんとか，そんな話はよくあります。そういう場合には紙にするとかいろいろ考えるんですが，今回は時間が限られて

いるので，そこが難しい。

それからもう一つは，匿名性の担保が非常に重要なので，まず例えば，コメント欄を１個設けようと思うんですが，コメント欄についてはほかの回答とは切り離してそれだけまとめて返すみたいな，そうしないとどういう回答をした人が，どのコメントしているかというのが分かるとある程度見えてしまうと，本当に見ようとしているかどうかは別としても，答える方が感じてはだめなので，匿名性の担保のためにどうするかというのは，今工夫を考えております。

それからもう一つは，実は，さっき申し上げたように警戒感が明らかにあると思うんですよね。特に検討会議から言われてやっていますという認識になればなるほど警戒感が出てくると，はっきり言って，答えると建前論になってくる，あるいは理想論を答える。できているかどうかは別にして，そうあるべきだということで答えられちゃうと，ほとんど意味がなくなっちゃう。したがって，その場合，外部公開をどうするんだというのが大きな問題になります。ただ，やはり今回は検討会議から出てくるものですから，今回，初回少なくとも試行をやるときに，全然外部に出さないというわけには当然いかない。これをどうするのか。それから，答えてくれた組織の検事の方々に対しても，答えてもらったからには，それなりに，つまり，単純集計の結果だけではなく，それを感じ取って検察組織として，我々今どういう問題を持っているという認識で，どんなふうにそれに対応しようとしているのかということをちゃんと真摯に返してあげないと，次から答えなくなりますから，せっかく答えていただいたからには，検察の内部の方にも，その解釈をどうしたんだということも含めた報告は，是非組織の中でしていただきたいし，組織の中でするということは，外にも流れるということにはなると思うんですけれども。ですから，公開をどういう形までやるのかというのは，当然これ要検討だという部分がございます。

実際の例なんですが，あと書きましたけれども，大分類を今のところ七つぐらい考えていまして，大分類はそんな重要ではないんですが，それぞれの大分類の中で質問項目を大体七，八個とか五，六個は設けようと思っています。今一個ずつぐらいありますけど，これは本当に単純に例として一個入れたものです。

例えば，「自分は上司の方針や指示に問題があると思った場合，反対意見を述べることがよくある」。これは，よくあるかというふうな，なるべく事実ベースで聞かないと，非常に答えが不正確になりますので，できるだけ事実ベースにのっとって聞けるようなものを聞きたいというふうに考えていますが，意識調査という部分もありますから，あなたはどう思うかということも当然中には入っています。

例えば，中には見ていただきますと，「今まで自分が作成した供述調書が公判でその任意性，特信性が否定され，証拠採用されなかったことがありますか」と，これはイエス，ノーの答えしかないわけですが，例えば，これがイエスと答えている人とノーと答えている人で，ほかの答えにどう違いがあるかということは，恐らく分析は可能だろうというふうには思います。

最後に自由記入欄。これはここに書きましたように，最高検の報告書に対する感想，検討会議への提言，日頃から感じている問題意識，何でもいいです，書いてくださいというのを最後一個まとめて，大体今のところ想定しているのは，６０問ぐらいを想定しています。今，作り始めていて，大体５０問ぐらいまで見えてきているんですけれども，こういうものの限界は一般に七，八十問と言われていまして，それ以上になると答えてくれなくなる確率が高まります。ということなので，問題数も限られておりますが，皆さんの方で是非こういうのは聞きたいと

いうのは，設問にするにはテクニックが要りますので，こちらの方でやりますけれども，こういうことを聞きたいというのがありましたら，できるだけこの数日，この週末ぐらいまでの間に事務局の方に伝えていただければ，それにのっとってできるだけ質問項目の設計に生かしたいなというふうに思っておりますので，よろしくお願いしたいと思います。

できれば２０日，でも２０日には間に合わないかもしれません。次回，間に合わなければ，その数日後ぐらいに，メールで，こんなのを作りましたけれども，あと意見があったら言ってくださいと言うつもりです。その上で意見をいただいて，２７日ぐらいまでに確定して，インターネットの調査の会社に流せれば，うまくいけば，恐らく３月の中旬ぐらいには，ぎりぎり単純集計，一次集計が上がってくるのではないかなと期待しております。そんな感じでございます。

○宮﨑委員　６０問もみんな答えてくれますか。

○高橋委員　一般的には８０問ぐらいでいつもやっていますが，回答率ですけれども，インターネットとかでくっつけてやると結構それはできるんですけれども，ただ，回答率ですから，一般的に会社でこれをやりますと，７０％から８０％が普通です。６割ぐらいだと，ちょっと低いなという感じになります。今回は，下手をすると，時も時なので，下手なことを言うとどうとられるか分からない。検討会議には厳しい弁護士の先生もいるし，余計なことは言わない方がいいとか，もしみんなが思って，回答率が５割切るようなことになると，果たして答えの信頼性があるのかという危険性はもちろんあります。ありますが，やらないよりは，とにかく一回はやった方がいいだろうと，こんな感じで考えております。

○石田委員　高橋先生には御尽力いただき，私とも議論させていただいて，このようにまとめていただきまして，本当に有り難いと思っております。

先ほど，今回，今の時点でやることについての危険性といいますか，その問題点も高橋先生の方から御説明ありましたが，私は，今の時点で検察官の方々がどういうような行動をするか。例えば，全然回答をしてこなかったかといったような問題とか，ものすごく回答があるところに偏ったかということを見ることも今の検察庁の体質，あるいは風土を見る上には非常に重要な問題ではないかというふうに考えております。そこはかなり重要だと思うんですよ。ですから，この調査は，今の時点でやっても意味があるのではないかと思います。

○千葉座長　大変貴重な御提起，それから御提案をいただきまして，いかがでしょうか。皆さん，この調査をやって，御準備をいただくということ，大変有意義ではないかというふうに思いますが。

○但木委員　私は大賛成です。ただ，二つお願いがあって，一つは，問いの数が多いと回答率が下がりますから，できるだけうまい質問を５０問ぐらいでやらないと，仕事が忙しいもので，それの中でそれに関わるというときに，相当面倒臭いというのがあると思うんですね。だから，できれば問数をできるだけ少なくしてくださいということなんです。

○高橋委員　おっしゃるとおりです。

○但木委員　それからもう一つは，そんなことはないと思うけど，でも，やはりこの時期を考えると，匿名性というのを信頼できる形で担保してあげないといけないなと思います。率直な意見が出てくる一つの担保としては，その匿名性については御工夫を願いたい。それだけです。

○千葉座長　ありがとうございます。それでは，皆さんもこの調査におおよそ御賛同，そしてまた必要ではないかという御意見と承りますので，では早速御準備をいただき，今，設問の数，

それから，是非こういうことを聞いてほしいということは，もう数日ぐらいのうちに，事務局を通じて……

○高橋委員　私の属するキャリア・リソース・ラボラトリー，慶應の藤沢キャンパスの，ここは所長が花田教授という人で，花田教授御自身もこの，いわゆる組織調査系の日本の権威でもありますので，できる限り，私だけではなくその組織の人間の知恵も使って御協力をさせていただきたいというふうに思っています。

○千葉座長　それでは，皆さんからもどうぞ何かございますれば，事務方を通じまして高橋先生の方にお伝えをしてまとめていただくという形にさせていただきたいと思います。

それでは，高橋先生どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員　はい。

３　その他

○千葉座長　最後に，本日の議事録等の取扱いについて確認させていただきます。

本日は，議事の途中を一部非公開といたしておりましたが，公判係属中の刑事事件との関係で，公表することが相当でないと考えられる部分につきましては，議事録にも掲載しないこととといたしまして，どの部分を掲載とするかにつきましては，私の方に御一任いただければというふうに思いますが，よろしゅうございましょうか。

（一同了承）

○江川委員　それについて質問なんですが，それは私たち自身も持たないということなんですか，非公開の部分については。

○千葉座長　議事録ですか。

○江川委員　はい。例えば，私たちが忘れないために持っている部分は非公開の部分も記載されて，取扱注意という形でするのか，それとも，それもなしで公表用のものを作るという，私たちもさっきのことは自分たちで覚えていなさいねということなんですか。

○千葉座長　なしですね。

○事務局（黒川）　ただ，個別にお問い合わせいただければ，可能な範囲で対応できるようにしておきます。

○千葉座長　分かりました。いざ何かのときには，そのように取り計らわせていただきます。

また，配布資料のうち，ヒアリング候補者の書面でございますけれども，名前を挙げさせていただいた方々にお断りなくとりあえず記載した文書でございますので，今の段階では公表しないこととといたしたいと思いますので，どうぞ，そのお取扱いをよろしくお願いいたしたいと思います。

また，高橋委員から御配布いただきました資料につきましても，まだ検討途中で今から何か分かりますと，それこそ受け止めた方がもう今から準備を整えるということになってもいかがかと思います。これも今の段階で公表しないということにさせていただきたいと思いますので，どうぞ委員の皆様におかれましても，それぞれの資料につきましてのお取り扱いにつきましては，御配慮いただきたいと思っております。

それでは，以上の取扱いをするということで御了解をいただけたと思っております。

以上で一応本日予定しておりました議事は大分定刻は経過をいたしましたが終了いたしまし

たので，これで本日の会合を終了したいと思います。

次回の会合の議事につきましては，検察の改革に向けて，この会議で検討すべき項目についての意見交換を用意させていただかなければと思っておりますので，それぞれお考えのポイントなどを少しおまとめいただいて御発言いただければと思っております。また，ヒアリングと意識調査についての最終的な確認などもさせていただくことになろうかと思いますので，よろしくお願いいたします。

日程につきましては，原則木曜日ということで，次は１月２０日木曜日の１３時３０分ということでございますので，よろしくお願いいたします。

なお，先ほどの御議論でもございますように，今後少し間で会議の数を増やさざるを得ないということも予測されますので，その点について御了解をいただきたいと思います。

それでは，以上でございます。大変長時間になりましたが，ありがとうございました。

―了―

検察の在り方検討会議
第５回会議 議事録

第１　日　時　　平成２３年１月２０日（木）　自　午後１時２８分
　　至　午後４時１３分

第２　場　所　　法務省２０階　第１会議室

第３　議　題
　１　法務大臣挨拶
　２　今後の検討事項等についての意見交換
　３　ヒアリング・意識調査（サーベイ）について
　４　その他

第４　出席委員等　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員

第５　その他の出席者　江田法務大臣，小川法務副大臣，黒岩法務大臣政務官，
　　事務局（神，土井，黒川）

第６　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　それでは，ほぼ定刻の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第５回会合を開会させていただきます。

本日も御多用の中，御出席をいただきまして，委員の皆様にはありがとうございます。

なお，本日は嶌委員と吉永委員におかれましては，所用により御欠席ということでございます

１　法務大臣挨拶

○千葉座長　まず，新しく着任をされました江田五月法務大臣から御挨拶をいただきたいと思います。どうぞ，よろしくお願いいたします。

○法務大臣　どうも，皆さん，こんにちは。

今年に入ってもう２度目であるということで，本当に精力的にこの会合を積み重ねてきていただいて，大変ありがとうございます。１月１４日に法務大臣に就任いたしました江田五月でございます。この度，法務大臣としてこの検討会議に関わるということになりましたので，是非，よろしくお願いいたします。

関わると申しましたが，基本的には，千葉座長を中心に，皆さん方に自由活達に御議論いただくということです。政務官はずっと陪席をさせていただいて，私は政務官から報告を受けます。皆さんの精力的な御審議に全幅の信頼を置いてまいりたいと思っています。

１１月１０日の第１回会議以降，大阪地検，札幌地検の現地視察など，精力的，活発な議論を進めていただき，これだけ集中的に議論していただくと，皆さん御自身のお仕事に支障が出るのではないかと思うくらいで，心配をしております。まずもって，感謝を申し上げます。

改めて申し上げるまでもないことですが，今般の大阪地検特捜部の一連の事態で，今や検察に対する国民の信頼は大きく失われていると言わざるを得ないと思います。このような深刻な状況を踏まえると，やはり検察がとにかく正義の味方だと，正義を追求するのは検察だという国民の信頼の回復を図る必要があると思っております。これは国民生活の一番基本的な信頼ですので，早急に検察の再生と国民の信頼回復を図る必要があると思っておりますので，昨年１２月２４日に公表されました最高検の検証結果，これも踏まえつつ，幅広い観点から抜本的な検討を加えていただきたいと思います。ただ，早期に検察の信頼回復を図る必要がございますので，これは前からそういう予定だったと聞いておりますが，３月末までに，有効な改革策を御提言いただければ有り難いと考えているところでございます。

週１回開催ということで御苦労をおかけしますが，国民の皆さんの期待は非常に大きなものがあるので，是非とも皆さんのお力をお貸しください。どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉座長　江田大臣，ありがとうございました。

ここで，法務大臣及び大臣政務官は所用がおありとのことで御退席になりますので，よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○法務大臣　それでは，一つよろしくお願いします。

（江田法務大臣，黒岩大臣政務官退室）

○千葉座長　それでは，議事に移らせていただきます。まず，配布資料の確認をさせていただきますので，事務局からお願いいたします。

○事務局（黒川）　本日，皆様のお手元にお配りしております資料は９点ございます。資料１はいつものとおり，本日の議事次第，資料２は座長の方で御用意させていただいた検討事項の柱立てに関する参考資料でございます。その他に皆様のお手元には，前回の会合でもお配りいたしましたヒアリング候補者に関する資料のほか，石田委員，郷原委員，高橋委員，宮﨑委員，諸石委員及び本日御欠席の嶌委員がそれぞれ御用意された書面を配布しております。

○千葉座長　よろしゅうございましょうか。お手元を御確認いただけたかと思います。

これから議事に移らせていただきますが，その前に私の方から改めてでございますけれども，皆様にお願いをさせていただきます。私の座長としての議事整理の力不足から，前回の会合では予定しておりました終了時刻を大幅に超えてしまいまして，何人かの委員の皆様にはそれぞれ会議後の御予定も入れておられたとも伺っておりますが，大変御迷惑をおかけしたのではないかと，大変申し訳なく思っております。

もちろん，議論が白熱しておりますので，一定程度，延びることはあるかとは存じますけれども，委員の皆様にも予定を差し繰って，時間を作っていただいているということもございますので，その点を改めまして，御発言は皆様にそれぞれ整理をいただきまして，簡潔にお願いできればと思っております。決して，発言の時間を制約しようという気持ちではありませんけれども，それぞれの皆さんが気持ち良く御発言いただけるようにしてまいりたいと思いますので，どうぞ，改めての御協力をお願いをしたいと思っております。

２　今後の検討事項等についての意見交換

○千葉座長　そういうことを念頭に置いていただきまして，議事次第２，今後の検討事項についての意見交換に移らせていただきます。

これまでのところ，第１回会合での自己紹介の機会や第２回会合での意見交換などの際に，各委員から検討事項に関する御意見を伺ったほか，視察におけるヒアリングや第３回，第４回会合における皆様の御発言の中にも，本検討会議で検討すべき事項に関する問題意識が含まれ，その御認識の下で様々な御質疑もしていただいたのではないかと思っております。私の理解いたしますところでは，それらの御意見というのは，大きくまとめますと，おおむね三つくらいのジャンルになっていくのではないかというふうに，座長として皆様の御意見を聞かせていただいております。

これは私の認識に従った整理でございますので，これに従ってまとめる，あるいは御発言をいただくということではございませんけれども，頭の整理の意味で参考にしていただければと思っておりまして，お手元の資料２のような形に，ジャンルとして大きくは言えるのかなと考えております。

一つ目は，検察あるいは特捜部の組織や，その中におけるチェック体制，決裁体制といった問題であろうかと思われます。その中には，検察・特捜部の組織体制の在り方や上級庁などによる捜査・起訴をチェックするシステムの問題なども含まれているかと思います。

二つ目は，検察官の人事，教育や倫理といった組織を構成するそれぞれの検察官の在り方に関する問題が挙げられていたかと思います。この中には人材育成や人事評価の在り方のほ

か，不正への対処あるいは検察官倫理の確立といった問題も含まれていようかと思います。

三つ目として，検察あるいは特捜部の活動の在り方として，捜査・公判活動の在り方についての問題が多数挙げられていたかと思います。この点に関しましては，これまでどおり，取調べを中心とする捜査でよいのか，取調べの可視化を進めるべきではないかということなどが，問題意識として，皆様からもお示しされているのではないかと思います。さらに，その他として，これらの三つのカテゴリーには含まれないような問題として，検察の説明責任の在り方やメディアとの関係といった事項も，皆さんからも幾つか挙げていただいた問題でございます。

本日は，これまでの御議論を踏まえまして，さらに，最高検から検証結果についても説明を受けて質疑応答を行ったところですので，その点も頭の隅に置いていただきながら，引き続き，本検討会議における検討事項についての意見交換をさせていただきたいと思っております。もっとも，第２回会合でお出しいただいた御意見等については，既に議事録にも掲載済みでございますので，本日は，できるだけ，最高検の検証結果が出たことも念頭に置いていただいて，更なる検討事項や，これまでには不十分にしか意見を言えなかったのでというような部分についても，更に御意見をいただければ，より建設的ではないかと思っております。

なお，いつものことで大変恐縮でございますが，時間の関係もございますので，まずは皆様から一人５分程度で御所見を述べていただき，また，時間が許す限り，二巡目という形にさせていただければと考えております。本日は，おおむね４時３０分頃までの予定と皆様にはお願いをしているところですが，検討事項のほか，ヒアリングあるいはサーベイなどについての御議論，御了解をいただくものもございますので，おおよそ３時半頃までを一つの目途とさせていただきたいと思います。どうぞ，頭に置いていただければと思います。その後，休憩を取らせていただきまして，後半は，ヒアリングとサーベイについての御議論ということにさせていただきます。

今日は皆様から必ず御発言をいただこうと思いますので，私の方から順番という形で回させていただきますので，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，今日は高橋委員の方から順次回って，まずは５分程度，御発言をいただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○高橋委員　お手元の一枚物で簡単に御説明をしていきたいと思います。恐らく他の方が提起されると思われるようなものは省きまして，私が言わないといけないかなと思うものだけを中心にまとめてみました。

一つ目が，組織能力開発の仕組みということで，広く言いますと，要するに組織としての能力開発をもっとしっかりやらないと，今後，誤りがやはり起こるだろうということであります。大きく三つございまして，一つが個人としての能力アップを人材育成でいかに図るかという問題と，もう一つは組織的な知見の蓄積，これをどうやってもっと促進するかということと，もう一つは中堅幹部，上級幹部のリーダーシップの在り方，これをどうやって変革をしていくのかということです。

一つ目としては，ここにも例えばということで書きましたけれども，検察官としての基本的能力の向上ということを更に図っていかないと，これがどんどん劣化をしていきかねないということで，新しいタイプの学習の仕方，組織における個人の育成の仕方をいろいろ考え

て提言していきたいと思います。

それから，二番目は，やはり専門性とか，今まで扱っていなかったような領域がありますので，専門領域や対象分野についての組織としての知見を蓄積し，共有して，どんどん，このレベルを上げていくと。個別の対応，事案の対応を受け身でするだけではなく，事前に重要だと思う分野については，組織的に知見を，専門的な外部の人たちの知恵も借りて，ふだんから準備しておくと。それをみんなで共有するという仕組みです。

三番目が，やっぱり今回の問題にも一つ関わってきますが，上級幹部，中堅幹部というのは，一体，どんな役割を果たすべきなのかといったときの，例えば組織開発，人材育成のような，より重要なリーダーシップ的な部分，これに例えば多面評価を入れて，自分自身のリーダーシップスタイルがどのように周りから見られているのかということもよく確認して，自分自身を自己変革するような，かなり徹底して，そうやって自己変革を図るような研修を民間企業では，最近，そういうものが出始めていますので，そんなものも必要じゃないかということでございます。

二番目が，チェックシステムの話と非常に絡むんですけれども，私は仕事品質確保の仕組みと書かせていただきました。一つ一つの仕事の品質をどうやって，つまり，誤りを起こさずに確保できるチェック体制をつくるかということなんですが，やはり，最高検のレポートでもそうですけれども，今までの体制は，一番重要なのは重層的決裁システムでやるんだという前提で，二次的に，例えば捜査を行った者は，公判部に行くときに，その流れの中で，これは金融業界なんかでもいわゆる意思決定等，実際のエクゼキューションを証券会社の売買で分けるみたいなことをやってけん制機能にしますが，そういうようなものが二次的なものとして，今まで想定されていたと思うんですが，やはり，私は，重層的な決裁システムが，ある意味重みになり過ぎると，いわゆる空気が支配して，何か後戻りできないような空気を逆につくってしまうという部分もあるので，私はこれは意味がないというつもりは全然ないんですけれども，むしろ，重層的な部分はリーダーシップとか人材育成とかにより重きを置いていただいて，公判部の方もチェック体制も限界がありますので，ここに書きましたような横の仕組み，専門性もしっかり持って分かっているような人たちが組織の中のかなり独立性の高い部分をつくって，そこが重要案件については徹底的に横からチェックして，本当に起訴すべきかとか，強制捜査に入るべきかという重要なタイミングでチェックするというような監査的な部門を別途作るべきではないかと，横に，縦ではなく，こんな縦に加えて。

それから，今のは具体的な案件ごとのチェック体制ですが，もう一つは組織全体としてのチェック体制です。今回のサーベイもそうですが，こういうふうにして組織品質という言葉を私は使いますが，組織全体としてどんな状況にあるのかというのを常に把握して，その状況を見ながら各幹部が自分の所轄する組織の雰囲気あるいは実態がどうなっているか，それを今，どう変えなければいけないのかということを，毎年，具体的な計画に落として，実際，それが本当に，翌年進捗しているのかを毎年チェックしていくような組織全体としてのチェック，それから，もう一つが個人の能力のチェックです。本当にこの人がちゃんと適切なプロセスで仕事ができているのかと。イメージ的にいいますと，エアラインの機長というのは，時々，監査フライトというのがあって，ワンフライト，ずっと監査員が後ろに乗って，全て一挙手一投足をチェックして，その人の改善点を必ずフィードバックするということをやったりするわけですね。何かそういうようなものができないかということでございます。

三番目が，人事情報収集で，人事の評価というのは大体制度だけ変えても，結局，運用が問題になりますので，一番問題なのは結果的な情報，つまり，どれだけ起訴し，有罪にしたかという最終的な結果情報だけではなく，適切なやり方でやっているのかという部分の人事情報，プロセス的な人事情報をもっとしっかり集まる仕組みをつくって，それが幹部の人事の意思決定に反映されるような仕組みをしっかりつくるべきだろうということですね。それから，あとは意識調査の結果から何か出てくるというものもあるかもしれません。そのときはそのときで，また，何か考えるべきでしょうが，最後に一つだけ言いますと，今までもいろんな改革案が出てきているんですが，結局，本当にそのとおり改革が進められているのかをフォローして，しつこくしつこく変わるまで見続けるという仕組みが弱かったのではないかと。ですから，今回の改革を徹底して継続的に効果の測定をする体制と仕組み，これを是非，御提言したいと，こんなふうに思っております。

○但木委員　私は，主権在民における検察権の正当性の根源というのは，国民の信頼と支持にあると。そういう意味で，今回の事件でその信頼が揺らいだということは，検察権の根源的な正統性について，今，疑問が持たれているという非常に重大な局面であろうと思っています。したがって，私としては検察を知る者として，公正にやっぱり物事を考えて，根源的な問題提起をやらなければならない自分の責任があると思っております。

その意味で，二つの点に絞って申し上げたいと思う。

一つは，検察官の持っている公訴官としての役割と捜査官としての役割を，きちっと分けて考えるべきであるということであります。捜査官の役割は，飽くまでも事件について，その真実を究明して犯人を糾明していくという役割であります。これに対して，公訴官というのは，捜査が適正に行われているか，そして，有罪を獲得できるだけの証拠が集まっているか，さらに，起訴すべき価値はあるか，それらの問題を公平公正な立場で，公益の代表者として判断しなければならない。その判断をするために，もちろん，捜査が必要な場合は捜査をやるということもできると。しかし，それは飽くまでも公訴官としての役割を果たすための捜査である。

この二つの検察官の働きというのは，同じように見えて，実は質が違うものではないかと思っております。それが検察官の倫理，検察の組織，あるいは捜査の在り方，裁判の在り方というものに全部影響してくる考え方ではないかと思っております。先ほど高橋委員が，縦の決裁だけではだめじゃないかということをおっしゃいました。これは恐らく，もっとそれを法律的にいえば公訴をする者，あるいは公訴を維持する者というのと捜査をする者との，そういう機能の違いを持った者のチェックというのが必要なんじゃないかということを言われているんじゃないかなと私は思いました。

それから，もう一つの問題は，可視化の問題をたくさんの方がこの中でも問題提起されています。それはそれで非常に価値があることです。ただ，お考えいただきたいんですが，可視化だけでこの会が止まってしまっては，私はそれは検察官調書による裁判，あるいは取調べというものが証拠の中心の現在の捜査構造，それを延命させるだけの効力しかないんじゃないか。やっぱり，物事はもっと根源的に考えるべきだと思っています。

現在の刑事裁判というのは，検事調書中心で行われてきたというのは事実だろうと思うんですね。我々もよく選挙違反なんかの公判の場合，例えば証人が全部うそをついていると分かっているわけですね。裁判官も分かっているし，検事も分かっているし，弁護士も分かっ

ている。しかし，それは３２１条１項２号書面で検察官の調書が裁判に出る。その証拠に基づいて有罪が認定される。それをみんな分かっていますから，こんなものは偽証で起訴する人は誰もないんですよ。みんな，そのうそを「まあ，いいや」ということで，検察官調書による裁判ができればいいということで今までやってきた。それで，本当にこれからの裁判がそれで良いのかという問題を，是非，お考えいただきたい。

そういう裁判とともに捜査構造も同じなんです。真実の解明をしろというのが刑事訴訟法の一つの目的として１条に掲げられている。そして，その方法を刑事訴訟法は取調べ中心に全部置いているわけですね。取調べによって真実を解明していけと。それの一番大きな証拠能力を持っているのは検事調書ですから，やっぱり，検事としては取調べを行って真実を言わせて，それを調書にして，それを裁判に出していくということが最も重要な検察官の役割だと思い続けてきたわけです。現実には，それは正当な権限行使として今まではそれで良かった。

しかし，社会が大きく転換する中で，そういうやり方自体が一つの問題として提起されている。つまり，過度に取調べに頼る捜査，あるいは過度に検事調書に頼る裁判，それが根源的に問われているんじゃないか。やっぱり，ここは本当にその構造自体をみんなで本当にこれで良いのか，次の時代もこれで良いのかどうか。ここを本当に考えていなければいけないんじゃないかと私は思っております。

○宮﨑委員　今日，書面は出させていただいておりますが，概要は昨年１１月１０日に申し上げた，要するに検察捜査の適正化，公訴及び公判遂行の適正化，検察官倫理の確立及び検察組織の改革の四つでありまして，これを最高裁の検証報告書が出た現時点でも，変更する必要はないように考えております。取調べ全過程の録画・録音の必要性につきましては，検証報告書によりましても，客観的事実と異なる事柄について同一方向の調書が膨大に作られているということが指摘されているとおり，取調べ全過程の録画・録音の義務化は必須だと考えております。

また，証拠開示の拡充も必要であるいうことが今回の事件で明らかになったと思います。制約のある証拠開示制度ではありますけれども，一定程度，機能したということは明らかでありますが，一方，今回の証拠改ざん，そして，フロッピーの還付あるいは取調べメモの廃棄など，検察官が証拠開示制度を踏まえて，それを回避するというための行動もまた明らかになりましたし，また，貝塚放火事件における捜査報告書の改ざんが報道されていますが，これも証拠開示の対象となりにくい捜査報告書の改ざんという形で現れてきていると思います。そういう意味で，証拠の改ざんや廃棄，証拠隠しができないようにする仕組みのために，証拠リストの作成・交付と，証拠の原則全面開示が必要だと，このように考えているところであります。

第二の課題は，公訴・公判遂行の適正化であります。これはＡさん事件を見ても明らかであります。そういう意味で，無罪を示す証拠があったときに引き返すという努力も必要であります。もちろん，それは何も特捜事件のこれからのことだけではなく，現に数多くの再審事件がありますけれども，そこでの証拠開示の在り方とか公判遂行が適正であるのかということでも，現在も問われているところだと考えています。

第三の課題は，検察官倫理の確立であります。これは以前に触れておりますので省きます。

第四の課題も検察組織の改革であり，検察官倫理に従った検事が不利益な扱いを受けない

ように，公正な捜査を行った人たちが不利益を受けないような人事考査の在り方，そしてまた，幅広い教養を得るための他職経験だとか，そういうような取組も必要ではないかと考えているところであります。

論点についてはそうでありますし，今日，また，千葉座長からの論点の枠組みメモもいただきました。ここで最後に申し上げたいのは，やはり，時間が限られる検討会議にあって，まず，こういう幾つかの論点，多くの論点について第一に議論されるべきは，取調べの可視化など検察捜査の適正化であると考えているところでありますし，最高検の検証報告書によっても，最大の問題点は取調べが検証可能となっていない点にあったと。この点が多くの方の共通の認識ではないかと思われます。例えば可視化が行われるならば，検察組織の在り方，上司の決裁の在り方あるいは倫理規範の在り方も，大きく変わってくるわけであります。可視化をするかしないかによって，その後のこういう課題，本日，座長メモでいただいたことも前提がかなり異なってくるかと思います。最大の課題の検察捜査の適正化を検討すべきではないかと思います。

但木委員が先ほどおっしゃっていただきました検事調書に頼る捜査構造が良いのかどうかということは我々も共通の認識として持っているところでありますけれども，それを私どもは理論的なというのか，抽象的な議論をしてもなかなか前へ進む議論ではないように思います。まず，取調べの可視化をすることによって，検事調書に過度に頼るという捜査構造は改められるであろうし，また，そういう意味で，物的な証拠の扱い方とかいう様々な取調べ構造がまず変わってくるのではないかと思っております。そういう意味で，様々な制度改革の第一歩として私は議論すべきことではないかと，このように考えておりますので，提言をする次第であります。したがって，私の見解によれば今日の千葉座長のメモの１，２，３，４の順番を改めていただいて，３，２，１と，このようにメモを改めていただければ良いのではないかと，このように考えているところであります。

○石田委員　これまでの三人の方々で大体触れられておりますし，また，関心事項の詳細につきましては，第２回の会議で申し上げておりますので，検討すべき課題のみを要約して申し上げたいと思います。

検討すべき課題は山積しておりますが，期間が限られた現状におきましてはやはり重要課題を絞り込んで，その事項を優先的かつ集中的に議論して，速やかに提言をまとめるべきものと考えます。

まず，第一の課題としては，捜査・起訴についてリアルタイムに外部検証できるシステムを構築すべきだと思います。具体的には，取調べの全面可視化，任意性あるいは特信性立証の証拠方法を客観化すること，あるいは独立機関による監査システムの構築などを検討すべきです。

検証結果報告書の事実認定や原因分析については，不十分な点があることは多くの観点から指摘されております。しかし，本件が客観的証拠を無視して，検察官が描いた見立てに沿う検察官調書が強引に作成されたという点に本質的な問題があるということは，本件でも多くの主要証拠の特信性が否定されていることからしても，既に客観的に明らかだと思います。

これまでの特捜事件やえん罪事件の多くが，強引に作成された供述調書に依存した事件でありました。このため公判では，これは私も経験したところですが，供述証拠の任意性，特信性の判断のための審理に極めて多くの労力と時間が費やされてきました。これによって，

任意性，特信性がないとされた事案が少なくないことは，既に経験上，明らかなところであろうかと思います。

こうした違法・不正な取調べを防止するためには，一体，どうすればいいのかということが第一の課題です。答えは明白で，弁護人の取調べに対する立会権を認める，あるいは取調べの全過程の録音・録画，あるいは調書自体を今の一人称の記述式から問答形式の調書の作成に変えるといった作成方法の見直し，それから，検察官の任意性あるいは特信性の立証方法を客観的な証拠に限定するといった，刑事訴訟法３２１条１項の見直しという方策が検討されるべきです。こうした方策は，検察の問題のみならず，裁判の迅速化といったことにも有用なのではないかと思います。

また，再発防止のための方策として，報告書は「検事長の指揮事件として，高検において，証拠関係の十分な検対等を行うものとする」とされております。しかし，検事長など上部組織による指揮あるいは決裁の充実では，従来の決裁制度とは本質的に変わるところはないと思います。先ほども指摘されましたけれども，方策としては極めて不十分であると考えております。したがって，上部による指揮あるいは決裁ではなく，独立した部署あるいは機関によるリアルタイムの監査あるいは検証といった，抜本的な改革が検討されるべきだと思います。

第二の課題としては，倫理規範の制定，不正防止システムの構築，あるいは適正な人事のトレーニング，人事評価の方法の確立を挙げるということができます。本件に限らず，これまでも問題となった事件の検証等は，たびたび検察庁でも行われてきましたが，それが事後の改善のために役立っているとは思われません。本件についても，多くの検事には自己自身の問題と捉える意識が見られないように感じられます。それは検察庁内部の独特な雰囲気や風土に由来するものであると思われます。

その改善のためには，今回，サーベイが行われますが，全検察官など職員を対象にした意識あるいは組織調査を恒常化すること，あるいは検察官としての基本的な倫理規範を明文化すること，そして，内部通報システムなどを充実させること，適正な教育システム，人事評価方法を確立することなどが検討されるべきだと思います。

特に倫理教育が不十分なことは，現在の司法研修所の検察講義案を，来るときに見てきたんですが，２１年版でも検察倫理に関する該当部分は，かなり分厚い教科書の中の１ページにも満たない状況であります。先ほど民事弁護教官の現役の方に聞いてきましたらば，民事弁護であるとか刑事弁護というのは，かなりの時間を割いて弁護士倫理の講義をしている，そして，弁護士会でも御存じのように基本規定があり，そして，我々の年齢になった段階でもしかるべき倫理教育が行われ，それが必須科目になっているという状況であります。このような観点からも，検察官の倫理教育は改めていく必要があるのではないかと考えます。

○郷原委員　お手元にお配りしている検察の組織の特殊性と法的枠組み，この紙に関連しまして，私からは，千葉座長からも示されています検討すべき事項，それから，他の委員からもいろいろ意見が出ておりますが，こういう検討するに当たっての前提事項というか，背景について少し考えてみたいと思うのです。

先ほど但木委員も言われたように，根本的な問題を検討しなければ，せっかくこういう在り方会議が開かれた意味がないと思います。その根本的な問題を考えるに当たっては，検察の組織というのが一般の行政庁とも企業とも違った独特の組織である，特殊な組織であると

いう認識をまず持つ必要があるんじゃないかと思います。その認識を持たないと，高橋委員からも，コンプライアンスの観点からいろんな改善を提案されておりますが，この特殊性を無視して考えると，恐らく実効性はないものになってしまうんじゃないかと。

そういう観点から，検察の組織のどこに特殊性があるかというと，まず，一つはこの組織は一体何を目的として，何を目指している組織かということが極めて不明確であるということがまず一つの特徴じゃないかと思います。それは検察がどういう法的枠組みで成り立っているかということにも関係するんですが，結局，検察庁法上の法的根拠などを突き詰めていきますと，検察の目的というのは，いわゆる検察官の権限行使の独立性と，そして，検察の組織としての一体性を融合・結合させたことによって，組織として組織の内部で独立して判断をするという枠組みそのものが維持されることが，一つの目的のような考え方が今まで知らず知らずのうちに採られているのではないか，そして，制度もそうなっているんじゃないかという感じがいたします。詳細はこの紙の中に書いているとおりです。

それが一つの特殊性であるとともに，それが例えば民間の企業とか行政官庁であればやはり目指すものがあって，目指すものと，今，起きていることとの間にどういう関係があるのかというところから，コンプライアンス的な検討が始まるんですが，そういう考え方がなかなかできないという一つの特徴です。何が悪かったのかということが分からない。

そして，もう一つの特殊性は，明らかに法的な性格としては行政機関であること，これは誰も疑わないと思うんですが，行政機関でありながら司法的判断を行っている機関のように社会的には思われているわけですね。これは一体どういうことなのか。司法判断というのは，本来，裁判所が行うべきもので，そんな検察レベルで行う判断が司法判断なわけがないんですけれども，しかし，実際のところ，先ほど但木委員もおっしゃった調書裁判というものの前提に，検察官のところで取調べを中心に判断したことによって，社会がそれを事実上，司法判断のようにみなすというような社会構造が存在しているんだと思うんです。

ですから，まず，多くの場合，重要な事件は検察官がゴーサインを出して警察が逮捕するということも含めれば，警察，検察の逮捕というのは検察官の判断に基づいて行われるんだと思うんですが，逮捕して身柄を拘束することによって，事実上，その人間に対して犯罪を行った悪人だというラベリング，烙印が押されるということがあって，それが社会的には非常に重要であるからこそ，検察の判断は司法判断のように思われ，そして，その検察の判断を中心に裁判所の認定も行われるということになっているのではないかと。基本的には，そういう構造が一般の企業とか一般の官庁のような組織論がなかなか通用しないという検察の問題の特殊性ではないかと思います。

そういうような特殊性があるために，従来のような伝統的な犯罪，経験と勘の積み重ねによって適切な判断ができるような領域の犯罪については，その枠組みが非常によく機能してきたんですが，残念ながら，今回の大阪地検の問題のように，最近の社会，経済の最先端との間で，その実態を踏まえて社会に対して鋭敏性を持って判断しないといけないような部分というのは，組織の中で判断が完結する枠組みが維持されることが正しいという考え方では，なかなか適切性が維持されません。それが，結局，今回のような問題の誤りが発生した根本にあり，そして，この誤りがなかなかどこに問題があるのかということが認識できない，これまでいろいろ説明していただいた最高検の検証結果報告書の問題点の根本はそこだと思います。検察の組織において何がどう間違っているかということの認識ができないことの理由

も，こういう枠組みが自己目的化するシステムというところにあるのではないかという気がいたします。

ということは，検察の問題をこれから根本的にその在り方を考えていくためには，この枠組みが基本的には刑事事件の判断枠組みとして重要なものであり，維持されるべきであるとしても，それだけではやっていけない領域が，この頃，非常に大きくなっている。そういった領域について，どういうサポートシステムをつくっていくのかという観点で考えていき，そして，枠組み自体の問題点を認識して，やはり，それを一部是正するべきところは是正していくという修正の観点を持っていかないといけないんじゃないかという気がいたします。

そして，まずはそういう特殊性があるということを前提に考えていくと，なぜ，今回のような問題が発生し，なぜ，取調べの在り方にしても，事実認定の在り方にしても，決裁システムにしても，こういったところがなかなか改まらないという現状に結び付いているのかということの理由，原因というのも理解できるようになるのではないかという気がいたします。

そして，最後に検察官になぜ倫理規程がないのか，検察に倫理規程がないのかというところも，実は，このことに関連しているんじゃないかと思います。枠組み中心の考え方の中では，抽象的に倫理としてこうすべきだという考え方が出てきません。枠組みから離れて検察の組織としてはこういうもの，こういう価値を実現するんだということを一つ世の中に対して明確なものを打ち出さないと，倫理というものを確立する前提が生まれてこないんじゃないかという気がいたします。

○後藤委員　私は１１月２５日付けで，一応，こういうことを検討したらよいのではないかというペーパーを提出いたしました。基本的にはそこで考えたことは今でも変わっておりません。第一に，取調べを中心とする捜査の在り方を見直す必要があるのではないか，第二に，検察官の倫理を明確化して確立する必要があるのではないか，第三に，検察組織の見直しの問題があるのではないか，それから，第四に，検察官の役割意識を考え直す必要があるのではないか，第五に，検察以外の人々にも果たすべき役割があるのではないか。こういったことでございましたけれども，やはり，差し当たりの重要度もこういう順番であろうと考えております。

最高検の検証を拝見して，大きな問題を感じるのは，捜査段階では，皆さん，Ａさんの関与を認める供述をしてしまっていることです。それが公判になって初めて正されるという結果になっています。なぜ，そうなるのか。そこのところ，つまり，なぜ，捜査では誤った供述調書で固めてしまったのか，そのメカニズムが十分解明されていません。前田検事の証拠改ざんは，ある意味で，突出した問題ですけれども，もっと日常的な問題として取調べの在り方があるのではないかと思います。

大きく言うと，検察官が自分の仮説に合う情報だけを集めようとする傾向が見えていると思います。多くの検察官は，普通は間違った供述をさせようと思って誘導しているわけではないと思います。正しい供述をさせようと思いながら，しかし，結果として間違った供述で固めてしまう。それはなぜなのか。これは，単なる心掛けのような精神論で対処できる問題ではなくて，科学的な見方で，その原因を究明して再発を防ぐということをしなければいけないのではないか。それがまだできていないのではないかなと思います。

そういう観点からは，やはり，まず取調べの問題があって，その中に可視化とか，あるいは調書の証拠としての扱い方が今のようなもので良いのかといった問題があると思います。

この辺は，問題意識としては但木委員がおっしゃったこととかなり共通するところがあるように思います。

それから，倫理規範の確立，これも必要だと思います。

組織の問題としては，例えば，特捜部という組織をどうするかとか，人事の在り方あるいは決裁の在り方，こういった課題があると思います。

それから，検察官の役割は，私は非常に重要な根本問題だと思います。これは但木委員や郷原委員が示唆されているところです。ただ，これは根本的だけれども，かなり抽象的な問題になるので，差し当たり，後回しにして，まず，各論から入って，その議論の中で，基本問題に持ち上げていく，あるいはそこへ掘り下げていく方がよいのではないかと考えております。それで，取りあえずは，今，申しましたような取調べを中心とした捜査の在り方，そして倫理規範の問題，そして組織の問題というような順序で検討を始めてはいかがかというのが私の現在の意見でございます。

○江川委員　私たちがやらなければならない役割なんですけれども，一つは３月末までにという期限，それから，もう一つは，地に落ちたと言われる検察に対する国民の信頼を回復するための提言をするということです。それを考えると，まず，何をしなければいけないかというと，基本はＡさんのような事件を繰り返さない，そのためにどうするか，目に見えて変わったというふうに実感できるような具体的な何かを示すことが一番国民の信頼回復につながるのだと思います。そういう意味では，確かに根源的なものも大事なのですけれども，今，後藤委員が各論から入った方がいいのではないかというふうにおっしゃったのは私も賛成です。

なるべく具体的なものを提起すると。では，その具体的なものは何かというと，一つは先ほどから言われている取調べ過程，全過程の録音・録画，可視化の問題です。確かに但木委員のおっしゃったように，可視化だけでいいのかというのは正にそのとおりです。でも，ですから，この可視化というのはやっぱり最低ラインだと思うんですね。可視化だけではだめだ，可視化以外に何ができるのかということは話し合わなければならないけれども，まず，取調べの全過程の録音・録画については，きちっとした方向性を出すというところをまずはやらなければいけないと思います。そういう意味では，宮﨑委員がおっしゃったように，座長メモでいうと，まず，３から始めるというのがやっぱり正しいのではないかというふうに思います。

そして，私はここでの議論の中で，但木委員が１回目だったと思いますが，おっしゃった文化，風土の問題を挙げられました。これは大変重要な指摘だと思いますし，私もヒアリングだとかをやりながら，すごくその問題を感じました。では，その文化や風土を変えるにはどうしたらいいのかというと，やっぱり，それは閉鎖された組織の中だけじゃなくて，外の人の目，外の風を入れるということだと思うんですね。今までこの何か月間かでヒアリングをやったり，いろいろ調査をやりたいといったときの反応を見ていても，非常に検察という組織は閉鎖的でありますし，取調べの過程も非常に密室性が高いと。こういう閉ざされた組織に外の目，外の風が入ることで，文化，風土を変えていくということが大事じゃないかなというふうに思います。

取調べの可視化もやっぱり，そういう一環として外の人の目で，検証できるというふうにしていくという意味もあります。それ以外に，例えば倫理規程の話がありますけれども，倫

理規程はもちろん私は作った方がいいと思いますが，作りっ放しではしようがないわけで，倫理違反があったときにそれを審査する，あるいは監察機関みたいなものを作ることが必要になると思いますが，そういう中には，やはり，外の人がちゃんと入って，あるいは外の人がメインでそういう組織を作って，それをチェックする。あるいは最高検の検証で再発防止策の中でも，恒常的にいろんな事件の検証組織を作るというような話もありましたけれども，これも検察内部の組織ではなくて，外部の組織あるいは外部の人を入れた組織にする必要があるというふうに思います。

今回の検察の検証結果は，皆さん方もお聞きになったり，読まれたりして，いろんな方から不十分だという指摘が随分ありました。本質的なところを，これが聞いていない，あれが聞いていない。それはやはり，中の人だけでやっているからああなるんだというふうに思います。アドバイザーが入りましたけれども，これはどういう人に何を聞くかというところから関わっていないので，やっぱり，そういう材料をちゃんと集めるところから外部の人が入る。そうした検証の結果を，つまり，失敗したことなどをどうして失敗したのかということをちゃんと分析して，そして，全国津々浦々の検察官にちゃんとそれを伝達して，こういうことは二度と繰り返さないようにという教訓をみんなで共有化してもらうということが検察官の全体の質を向上させる上で，とても大事じゃないかなというふうに思います。

それから，もう一つ，特捜部のことに関してはやはり特捜部の存廃，今のままの組織でいいのかということも議論するべき必要性があるなというふうに思います。そういう意味では，宮﨑委員がおっしゃったように，３，２，１の順番でやっていくということに私も賛成です。

○原田委員　私はこの機会に，教育と研修の重視ということを取り上げてみたいと思っております。こういうお話をすると，この喫緊の大変な問題に対して毒にも薬にもならない，そういうことをやったってどうしようもないじゃないかとお感じになると思います。私もかつて，そういうことを思ったことがございました。と申しますのは，裁判所で安川裁判官の事件というのがございました。これは皆様も御存じだとは思うのですが，大分前のことです。あのとき，やはり，今と同じほどの衝撃が裁判所に加えられましたし，世論からも厳しい批判を受けました。

その当時，最高裁が打ち出した一つの柱は，研修の充実ということでした。これを私は聞いていて，こんな大事件のときに研修の問題なんかを持ち出して，対応できるのだろうかという不安を持ったものです。ただ，１０年，２０年経ってみますと，この研修というのが正に大きな木に育ちました。非常に大きな裁判官育成の基本になっているのです。

それは，三つございまして，一つはマスコミ研修です。私は１期生で毎日新聞に行きましたが，これは私個人の裁判官人生の中で最も勉強になったし，良かったと思います。それが企業研修に，さらには官庁研修に発展しました。二つ目が研修所での１週間ものですけれども，裁判とほとんど関係ないような宇宙工学ですとか，私の場合は宗教でしたけれども，そういうところへ伺って，いろいろな人の話を伺うという機会がございました。三つ目が海外に留学させることです。これは裁判官になれば，ある程度の年次までに相当数の人が海外に行くという体制を作りました。

法総研でもある程度実施されていることだと思いますが，その充実が必要だと思うのです。考えてみますと，劇薬的な対処方法というのは，そのときはいいのですけれども，何年も経って見てみますと，かなり弊害が生まれるようにも思います。せっかくの機会ですから，劇

薬ではありませんが，例えてみれば細い苗木みたいなものを育ててはどうかと思います。教育というのはそういうものです。この機会に芽を出していくと，１０年，２０年経てば，非常に大きなサポートになると思うのです。

劇薬の場合は，非常に効果に速効性がありますけれども，弊害もあるという点を十分に考えないといけないと思いまです。一例だけ申し上げると，可視化については当然議論すべきだし，裁判官としてこれに反対する理由は全くございません。ただ，可視化されたビデオをある重大事件で証拠として見たことがあります。全く被疑者の供述に問題点が見られないのです。僕らはプロですから，いろいろな点を注意しながら見ているのですけれども。

裁判員裁判の場合，検察官調書よりも公判供述の重視の傾向が表れています。しかし，自白したビデオを見せたら相当それを信じてしまうように思うのです。自白をした場合にはむしろ被告人に非常に致命傷を与える可能性があります。そういう点も考えて，いろいろ政策を考えていかないと，劇薬だけでは危険だなと感じている次第です。したがいまして，対処方法としては大樹を育てる方向と，劇薬についてはその処方を誤らないように十分に考えていくのがいいのではないかと考えております。

○井上委員　既に他の方々がいろいろな角度から意見を述べられたこととほとんど重なってしまうかもしれませんが，なるべく簡潔に申し上げますと，今回の事態の中心的問題点は，特捜部の捜査がかなり当初から一つの筋立てに，そしてそれのみに従って進められたこと，捜査の方法としても，被疑者や関係者の取調べに多くの精力が注がれる余り，不当と思われるような点が少なからず認められる取調べ方により，取り調べられた者の多くからその筋立てに沿うような供述が取られたこと，他方，客観証拠の中にその筋立てや供述証拠の内容とは整合しない重要な問題点があったにも関わらず，捜査主任検事がこれを軽視し，あるいは，その問題点を十分解消しないまま，筋立てに沿う供述証拠に依拠して，筋立てどおりの内容の起訴をすることにし，決裁に当たる上司や上級庁においても，その問題点を認知することができないまま，その起訴決定を承認したこと，その後，その客観証拠の存在及びそれを捜査主任検事が改ざんした上，還付した事実を他の検事や上司も知るに至ったにも関わらず，これを深刻に受け止めず，あるいは，あえて伏せて，不整合の問題点を解消しないまま，筋立てに沿う供述証拠に依拠して，当初の筋立てどおりの公訴を維持したことにあると思います。

したがって，座長の用意された論点整理の大きな項目に沿って申しますと，まず第一には，このような捜査や起訴，公訴の維持を許した態勢の見直し，すなわち，事件の筋読みないし筋立て，証拠の評価等について，主任検事一人あるいは少数の幹部の見方のみによらず，様々な角度から複眼的に検討し，また常に再考ないし引き返すことのできる捜査態勢や決裁の在り方，上級庁の関与の仕方，但木さんの言われたチェックのシステムというのも同じことのように思いますし，高橋さんの言われるように，縦のチェックだけでなく，横のチェックも必要なのかもしれませんが，それを考えてみることが必要だと思います。　第二には，検察官個々の問題として，手柄を挙げること，特に大きな事件で大物を検挙・起訴し，有罪を勝ち得るといったことにプライオリティを置くのではなく，あくまで，客観的な立場から事案の真相を探求し，それに応じて，訴追にとっては不都合なことでも指摘したり，明るみに出すことこそ，検察官の本分であるという意識を徹底させるような体制の整備，例えば，倫理綱領のようなものを定めたり，教育研修や人事評価・管理のシステムを整備することな

どを検討するべきでしょう。

そして，第三には，但木さんも言われたように，捜査や立証について，供述証拠に過度に依存しない捜査や立証の在り方に改めていくべきであり，そのような方向に持っていくにはどうすればよいか，考える必要があると思います。

もっとも，この最後の点は，一般論として言うだけなら易しいのですが，詰めて考えるとなかなか難しい。例えば，今回の事件でも，虚偽の証明書はどのような経緯を経て，何時，どこで，どのような方法で作成されたのかが確定的には明らかにされていないように思われるわけですが，その点をさらに解明しなければならないとした場合，どのような方法があったかと言いますと，現実には，実行した本人から更に詳しい，あるいは明確な供述を得るほかはなかったようにも思います。そのように，被疑者や被告人が犯行を行ったのは間違いないと思われるけれども，その動機や犯行に至る経緯，犯行の詳細な内容等は，当人の供述によらないと十分分からないことが多い。そういった不審点や不可解な点が残っても，割り切って有罪とし，あるいは処分を決められればよいのですが，従来のようにその点にこだわる限り，供述証拠に拠らざるを得ないところがあるわけで，そのような立証ないし事実認定の構造や関係者の心理の構造を変えていけるのかは，なかなか難しい問題なのです。

その点がすぐに大きくは変わらないとすると，供述への過度の依存は改めなければならないのはもちろんとしても，供述も有用な証拠として用いる以上，それが真実性があり信頼できるものであることをいかにして確保するかを考える必要がある。その意味で，多くの方々が指摘されたように，取調べの録音・録画の問題を含む，取調べの適正さの確保，供述の任意性や信用性の確保の在り方について検討することは，当然必要だと私も思います。また，取調べで無理をして供述を得るということをさせないために，それ以外の方法で，信頼できる供述やそれに代替し得る他の証拠を得る手段がないのかといったことも考えてみる必要があるでしょう。

ただ，これらの問題を考える場合には，本会議の主たる任務である検察の在り方という視点からだけで議論するわけにはいかず，裁判所や弁護人，警察等の他の捜査機関の活動の在り方とも密接に関連し，それらに大きな影響を与え得る事柄ですので，それらの点をも視野に入れて幅広く議論しなければなりませんし，立法的手当を講じることが適切，あるいは不可欠と考えられるものも少なくありません。その意味で，本会議の所掌として，検察の運用でカバーできる範囲を超えて，どこまでのことが言えるのか，そしてまた，本会議の構成や日程上の制約の下で，どこまで詰めた検討ができるのかについては，正直，疑問もあるということを申し添えたいと思います。

もちろん，本会議でこれらの点についても議論すること自体は，そのような立法や制度化の検討に資するという意味でも，非常に有意義だと考えています。

○諸石委員　私は座長メモにあります主要な検討の枠組みの前に，その底にあるといいますか，その当然の前提となっている常識的なことについて，改めて共通認識をここで作っていきたいと，こう思っております。あらゆる改革というのはプラス面があると同時に，必ずマイナス面，副作用というのが出てまいります。どんな副作用が出てくるかということを認識して，それを甘受する覚悟の下に改革を進めるということが必要でございます。

まず，今回，議論になっています改革をやろうとすれば，裁判官・裁判員，検察官，弁護人にとって相当の労力と時間の負担になります。また，お金の費用の負担になる。これは最

終的には国民全体の負担に跳ね返ってくるわけであります。

今回の問題は，ある検察官が証拠改ざん行為を行ったということに端を発しているわけでありますが，まず，考慮すべき問題は証拠改ざんといった行為がその組織の中で広く横行しているのか，あるいは極めて例外的であるのかということによって，その意味が全く違うということであります。証拠改ざん行為ということに限って申しますと，本件以外に検察官による証拠の改ざん行為が行われたという事例，それを疑わせる具体的な事案というのは，まだ，具体的に指摘されていないと思います。また，大阪と札幌で検察官，検察事務官と懇談をいたしました。全メンバーが口をそろえて，考えられない行為，あってはならない行為という認識を述べておりましたように，今回の改革の主要課題は，証拠改ざん行為が検察の組織内で広汎に横行しているということへの対応策ではないんだということは，まず，確認しておく必要があると思います。

私は企業の出身なので企業の例をとりますが，内部統制だとか遵法体制の確立だとか，リスク管理だとかということを，今，企業は随分力を入れてやっております。これはつまるところ，企業の役職員の中には，違法・不当な行為をする者があり得るという性悪説的な立場に立って，そこで，違法・不当な行為の根絶を目指すのではなくて，違法・不当な行為の発生する確率を下げると，そのための方策である。そのために内部監査の充実，役職員の教育訓練，指揮命令系統の整備，決裁手順の明確化，執務マニュアルの整備といった，現在，議論になっておりますようなことを，企業の中でも，業務運営の体制整備の努力として日常的にやっております。これは会社法の制定を契機として，この強化に大変な労力，時間とコストをかけて推進しているわけであります。

検察においては，検察官が違法・不当な業務執行，権限行使をするということはあり得ないという常識に基づいて，全ての業務運営の仕組みが組み立てられていたのだろうと考えられます。しかし，検察官も人の子であり，間違いをしでかすこともあり得ると，不適切な行為をしでかす可能性をどこまで減らすことができるかということを考えていくというのが本件改革の出発点だろうと思います。検察官による違法・不当な行為が二度と起こらないようにするということは究極の目的ではありますが，二度と起こらないということを絶対的に保証するということは，制度設計としてはないものねだりであります。改革というものに内在する限界であります。そのことをまず認識しておく必要があると思います。

そして，刑事司法というのは国家社会の秩序と国民生活の安全を守る砦であります。その中でも検察・警察の役割というのは，より積極的・能動的に社会の秩序と国民生活の安全を守って，違法行為の摘発をすることにあります。もし，検察の機能の発揮に対して，余りにも過剰な抑制条件を課しますと，その反面として犯罪の摘発だとか，捜査に対して謙抑的・消極的になり，結果として国民生活の安全・安定の確保の機能に欠けることになりかねないおそれがあり得ると，そうならないようにどうするのかということを常に考える必要があります。また，特捜検察というものの役割は，世に「検察の牙」と呼ばれますように，政界，官界，経済界の権力の腐敗・乱用を摘出することにありまして，この機能に必要以上の制約を課することによって，「悪いやつらが枕を高くして眠れる体制」をつくり出すことにつながらないように，留意する必要があると思います。

あらゆる制度とかその運用というのは，常に長所と短所とを併せ持っております。また，他の諸制度と密接に絡み合って存在しているのでありますから，一つを変えると良くも悪く

も各方面に影響をいたします。したがって，その辺の長短を検討し，改革に伴って影響を受ける諸制度の変革との連携を保ちながら実施すべきことでありまして，その意味から，あらゆる改革というのは，その準備に多大の時間，労力，コストを要するものでありまして，本来的に望ましい改革であっても，それを短兵急に即時・全面的に実行いたしますと，かえって混乱を招き，改革の芽を摘んでしまうということになりかねないと思います。改革というのは，その最終的な到達目標とタイムスケジュール，改革の順序と範囲，関連する他部門での諸改革との整合性を熟慮しながら，順序よく着実に推進することが成功の要諦であると考えます。

今次の改革に伴って多くの利点が得られると思いますが，その反面として，これまで当たり前と思われていた幾つかのことに変容を受けざるを得ない蓋然性があるということが，国民に十分理解，納得されることが必要であると思います。

被取調者にあっては，自分に不利益な供述はしたくないというのが，これは人間の本性であります。犯行の自供に向けての圧力が減少しますと，自発的に自供する事例が減少する傾向が生じることは当然であります。裁判員裁判において，犯行の認定に当たって，これまでのようにほとんどの場合に被取調者が犯行を自認している状況ではなくて，否認のままで物証と関係者の供述だけに基づいて被疑者の供述を真っ向から否定する判断をせざるを得ない，そういう事例が増加してくるだろうということを覚悟しておかなければいけないと思います。

また，殺人における殺意とか不正請託の趣旨といった内心に関わる問題を被取調者の供述なくして，構成要件事実として立証することが極めて困難であるのは当然でございます。例えばアメリカにおきまして，殺意について自分で自供するはずがないという前提から，刑法上の殺人の構成要件として銃を他人のいる方向に向けて発射するという行為，それだけで，それを刑法上の殺人として死刑以下の刑罰を科すと，そういうふうに個人の内心というのを構成要件から取り去れば可能でありますが，日本の刑法の主観主義ということからいうと，そういう問題があるということを考える必要があると思います。

それから，そういう被取調者が自発的に自分に不利益な事実を供述することを忌避しようという傾向が生じてくることを防ごうと思いますと，自発的な反省なり，改しゅんの気持ちに基づいて，当初から捜査に協力して自分に不利益な事実を積極的に供述する態度を示していた者と，当初，逃げ隠れしていたけれども，逃げおおせずに渋々自供する者との取扱いの違いを情状の面でも明らかにしていく必要がある，しゃべらないならば，特別に有利な情状を検察が調べてやろうと思っても，調べられないというような事態も出てくる。

それから，これらの改革に伴って，疑わしいけれども，有罪を完全に立証し切れない事件についての不起訴，起訴猶予処分といったことが数多く発生することや，起訴事件においても被告人の自供が得られないことが決め手を欠く結果につながって，無罪率が従来よりも大幅に増加するといった事態も考慮に入れておく必要があると思います。また，将来的には組織ぐるみの犯罪において，犯行を命じた上級幹部を追及するためには，その事実を供述した下級の関与者に対して，刑事手続上で有利な取扱いを与える司法取引制度の導入ということも，この延長線上で検討する必要が生じてくるかもしれないと思っております。

今回の改革に当たっては，検察の組織・人事の在り方だとか，内部で組織に横串を刺すチェック体制の構築だとか，さらに具体的な取調べ状況の録音・録画による可視・可聴化について，その範囲だとかやり方だとか，証拠の弁護人への開示だとか，証拠としての使い方，

例えば供述の信用性を立証するために，このテープを聞いてくれと，見てくれと，こう言われると，その全体が必要だということになれば，何十時間というビデオを見る，それが今の裁判員裁判の中でやれるのかといった問題も考える必要がございます。

そういった基本的な諸問題について，まず，考え方，方向付けを明確にするということと，その具体策については，改革の実施の順序，タイムテーブル，関連部門の改革との連動性を考慮して十分な事前準備をして，逐次，整然と実施に移すと，この二つを区別して考えていく必要があろうかと思います。

そして，ちょっと付け加えますと，この資料２に関連してどちらから入っていくかということについて，今，いろいろ御意見が出ているようでございますが，どちらからやるにしても，結局，最初に取り上げたものの議論で時間切れになることのないように，最初から時間配分を明確に決めて，その都度，それぞれの予定時間内で，それぞれのテーマの議論を終了するということを是非お願いしたいと思います。

○佐藤委員　私は，先ほど井上委員が整理されました問題認識と認識を共有するところですけれども，そのような立場から見ますと，座長が用意されたこの枠組みの整理は，基本的に極めて適切，妥当だと思っております。ただ，これでいきました場合には二番目に倫理という問題がありますけれども，これとの関わりにおいて一番のテーマとしては，検察の組織，権限及び任務というものを加えて考えるべきではないかと。これは先ほど郷原委員が言われておりましたことと共通する部分がございます。といいますのは，検察官の役割は，検察庁法上，極めて明確に具体的に書かれているわけですけれども，検察庁は単に検察官を統括するところとあるのみなんですね。

しかし，検察官同一体の原則というものによって検察庁としての意思というものは，当然，明確にあり，それにのっとって今回も捜査が行われ，公判が遂行されたように思いますけれども，それでは，検察庁の任務は何なのかというのは定められておりませんし，その内容は恐らく人によって理解が異なるようなことが生ずる，そういう状況だろうと思います。したがいまして，検察官の倫理を明確にすることと併せて検察庁の任務もこの際，明確に定めるべきだと思います。これに関する参考意見を後日，議論の過程で提出してまいりたいと思います。

それから，特捜部の存廃の問題は，特捜部問題が今回の問題の発端でありますので，是非正面から議論しなければならない。現状でいくのか，あるいは全て廃止するのか，あるいは一部整理をし，統合していくのかということについてのこの会議としての意見は，明確に出すべきだと思います。これについてもまた後日，意見を申し述べたいと思います。

それで，特捜部の存廃を議論する場合に，私は先ほどもお話が出ていましたけれども，捜査権と公訴権，これを同一人が保有する，ないしは同一部，同一組織が保有する問題を是非解決しなければいけないと思います。その解決の仕方が特捜部という組織をどのような形で存置させるのか，あるいは廃止するのかということを決めていく場合の一つの判断材料になると思っております。その意味で前回も指摘いたしました事項に関して最高検報告書の中に示されたところの解決策は，不十分，不明確，曖昧，中途半端だと言わざるを得ない。

それから，第一の部分でもう一つ議論されるべきは，これも既に出ておりましたけれども，内部不正についての監察体制，これをやはり組織として構築すべきだろうと思います。その際に苦情についての処理体制を併せて同一の組織でいいと思いますけれども，定めることが

必要だと思います。といいますのは，十数年前に警察がいろいろな問題を起こして，国民世論から厳しい指摘を受けた際，このような会議が構成されました。そのときに多くの委員の方が指摘したのがその問題でした。

つまり，国民からの苦情があった，ないしは当事者から苦情があったその中には，えてして官憲がなした不正といいますか，不適当な措置というものが内在しているということがあったからであります。苦情処理の過程で，その組織の襟が正されていく端緒になると思いますので，監察体制をつくるならば，併せて苦情処理体制もつくる必要があるだろうと思います。

これは大変人手もかかりますし，厄介です。厄介ですけれども，これをやらなければ不十分のそしりを免れないと思います。なお，その際，これらを外部者による組織にするのは，私は不適当だと思います。それは一見，公正性が担保されるように見受けますけれども，やはり，内実を十分承知した者が，また，権限のある者が，また，常時，そこに務めることのできる者が処理をしなければ，これは時の流れとともに形骸化していくものだと思います。

次に，二つ目の枠の関係で申し上げますと，今度の問題は検察官がよく口にし，かつ国会等においても答弁されてきた言葉，すなわち，「法と証拠に基づき」がお題目に堕していたのではないかと強く思います。これは但木委員からもるる御指摘がありましたので，あえてそれ以上，申し上げませんけれども，私どもも検察研修というのを随分受けました。私も受けましたし，全国の警察官は必ず検察庁における研修を受けるように進めてまいりました。それは，公訴提起手続を知る過程で検察の捜査ないし公判についての理解を進めるという意味でありましたけれども，実質的には証拠に対する見方の厳しさを教わるということがございました。

その警察を挙げて検察研修を受けるようにしてきた検察庁において，証拠を見る目が当時ほどの厳しさを持っていないということは驚きでありますし，残念であります。そういう意味では，先ほど来，御提言がありましたけれども，証拠に関する教育訓練，研修というものを是非，この機会にやり，また，全国警察が挙げて検察研修を受けたいと，そういう検察になっていただきたいと思います。

それから，先ほども原田委員からお話がありましたけれども，一般社会の実情を知ること，これはこの機会に是非やるような仕組みを作っていくべきだと思います。今回の事件を私なりに勝手に推認いたしますと，恐らく国会議員が関与しているということを認知してからは，あの役所においては議員から言われれば，事務を曲げて遂行するに違いないという前提に立って物を見ていったという，そういう過程がありはしないかと。しかし，行政実態は決してそういうものではなくて，そこの意識のかい離，認識のかい離は極めて大きかったように私は推認します。そういう意味におきましても，この際，行政機関の仕事あるいは企業の実情等々を深く知る，そういう仕組みを構築するべきだと思います。

三つ目の部分については，当然，取調べの問題というのは入ってこようと思いますし，何人かの方がおっしゃっているような全面可視化の問題というのは，議論になるんだろうと思いますけれども，この点に関して一点だけ申し述べておきますと，私は現在の法体系の下でそれをやろうということは，捜査機関に無責任を強いることになると思います。井上委員あるいは諸石委員が整理されましたけれども，これをもしやるとするならば，整備しなければならない立法上の問題が多々ある。それに手を付けて，その上で可視化の問題を実行すると

いうこと，これは選択肢として十分あり得る。ただ，何をどのようにすべきかということについては，この際，明確にしておくことが，将来のために意味のあることだろうと思いますので，この点につきましても後日，整理ができますれば，御提言を申し上げたいと思います。

なお，最後に，どこの項目に入るのか分かりません，二番目に入るのかもしれませんけれども，私は特捜部の検事には多くの方が指摘されたように傲慢と言える，そういう体質が徐々に徐々に醸成されていったのではないかと思います。例えば会社に捜索に行くときに隊列をなして，そしてテレビカメラの砲列の中を捜索に行く。

我々の常識からすると，捜索というのは静かにやるものであって，あるいはひそかにやるものであって，ああいうことがまかり通って，それが当然だという形で，もうここ２０年ぐらい行われているように思います。それはやはり傲慢体質を更に強めていく，本質的な問題じゃありませんけれども，そのようなことに資しているのではないかと大変危惧をいたします。決して捜査は「スター」のように華々しくやるものではなくて，静かに遂行すべきものだと思いますので，そのような体質の改善策も是非考慮いただければなと思います。

○龍岡委員　多くの方々がいろいろな角度から，いろいろな検討事項について提言がありましたので，私自身が付け加えることはほとんどないと言ってもいいのかと思います。この会議の検討すべき事項につきましては，基本的には私も第２回の１１月２５日の会議で述べたことということになりますけれども，最高検の今回の事件についての検証結果の報告書を拝見し，それから，それについての質疑応答の結果を踏まえて考えますと，どうも基本的な点，つまり，何でこのような事件，事態が発生したかという根源的な問題については，必ずしも明らかになっていないんじゃないかと思います。

確かに，かなりの程度に事実も調査されて，事実関係が相当明らかになったことは間違いないんですけれども，もう一つ足りない。これは皆さんが指摘されているところで，これについてはこれからのヒアリングによって補い，それをも踏まえた上で，今後検討していくということが必要ではないか。根源的な背景，原因といったものをできるだけ明らかにする，解明まではいかないかもしれませんけれども，明らかにしていくということがまず必要なのではないだろうか。その意味で，今回のヒアリングがまた意味があると思います。

検討事項について提起されたいろんな問題について，座長が今日，示された主な枠組みですけれども，私自身はこの枠組みで整理されることは大変結構じゃないか，極めて適切であると思います。この中身については，いろいろな議論があると思うんですが，時間の制約とか，いろんな問題がありますので，そこは絞っていかなければならない。検討すべきことは多々あるとは思いますけれども，限られた時間内でこの会議の目的を達するとしたら，ある程度，絞っていかざるを得ないだろうと思います。

そうしますと，大きくこの三つの柱の中で主要なものを選んでいくということになるのだろうと思います。いずれも重要な問題だと思いますが，私はこの中で，順序としてはこの順序かなと思いますが，特に２の問題が先ほどの意識からいうと重要ではないか，根源的な問題で，検察官の意識の問題にどうしても触れざるを得ないんじゃないだろうか。現在の検察官がどういう意識で仕事をしておられるかといった点について，もう少し議論をしていく必要があるんじゃないか。今回の事件を見ていまして，これでいいのかという思いがあり，検察官自身の意識改革が必要ではないのだろうかと，そういう観点から議論していく必要があるように思います。

この検討会議での議題として議論するのに最もふさわしいのはそこではないだろうか。後の例えば３の問題，これも本件に直接関係するわけですから大事な問題ですが，これについても当然，いろんな角度から意見を述べていかなければならないと思いますけれども，先ほど井上委員からも指摘があったような問題もある。やっぱり，この会議としての限界というのを踏まえた上で，今後の例えば制度改革，立法が必要になる場合もあるでしょうけれども，その場合の参考となるような意見はいろんな角度から提言する必要はあるでしょうけれども，こうしなさいというようなところまでやれるかどうか，いろんな意見を出していくことはいいと思うんですが，その限界を踏まえてやっていくことと，時間の制限を考えますと，私は検察官の意識改革の点に焦点を当てながらやっていただくのがいいのではないかと思います。

それは先ほど但木委員からも指摘されて，根源的な問題を考えるべきだということを言われました。私は全く同感ですし，それから，原田委員が研修の問題を言われました。私自身も実はこれは大事なことだと思います。実態として裁判所の研修というのを私どもは承知していますけれども，検察はどういう研修をしておられるのだろうか。それはどういうふうに行われているかという実態について情報を提供していただいて，何か研修についても検察の在り方との関連で，我々として提言できるようなことはないだろうか。そういった点についても議論していったらいいのではないかなというふうに思います。

あと，個々の問題についてはその都度，また，意見を述べさせていただきます。

○千葉座長　皆さんからそれぞれ御意見をお出しをいただいて，多角的にいろいろな検討を既にやっていただいているということを私も大変有り難く思っております。多少，時間がございますが，皆さん，御配慮いただいて少し言い足りないこともあったかと思いますので，あと，１０分，１５分程度の時間ということを念頭に置きながら，御意見をお出しいただくことがあればと思います。いかがでしょうか。

○郷原委員　先ほど井上委員の方から犯行の動機，背景，経過等も含めた精密司法的な立証が供述中心の立証にならざるを得ないというふうなことと，本件の問題が何か関連しているような御意見があったんですけれども，私はちょっとそれは全然違う認識を持っております。

○井上委員　そうではなく，一般論として，現実には供述証拠の必要性・有用性は否定し難いだろうということを申し上げただけです。

○郷原委員　ですから，むしろ，逆に本件を踏まえて考えたときは，そういう供述中心の立証の弊害が逆にこういう問題を引き起こしてしまうわけであって，この前，確か但木委員から詳しく御指摘があったと思いますけれども，例えば今回は文書犯罪ではないか。文書犯罪の作成に関して，なぜ，具体的にどういうもので，どういうふうにして文書を作ったのかということが特定できたら，こんなものが決裁と言えるのかという話は，本当は供述中心の立証の話ではなくて，この事実を立証する上では当たり前のことをやっていないというだけの話です。ですから，むしろ，そういったものが行われなくなった原因の一つに，贈収賄などの事件というのは文書犯罪と違ってお話だけで作れますから，お話に頼る立証をしていきたという，むしろ，逆に精密司法的な考え方の立証が悪い方向に出てしまうと，今回のような事件になるという認識を逆に持った方がいいと思うんです。

○井上委員　そういう趣旨で申し上げたのではなく，供述に過度に頼り過ぎるのは問題だという点は私も同じ考えです。ただ，今までの刑事司法が，そういうところにこだわっていた。裁判員制度が導入された後も，裁判員経験者の感想を見ますと，不可解な点とか完全に明ら

かにならない部分があると，なかなか確信を持って判断しにくいという感想が示されているのです。そういった感覚は恐らく今までの裁判官にも，検察官あるいは弁護人の間でも共有されていたのではないかと思われるわけで，そういうところを大きく変えていかないと，供述への依存を改めていくのは難しいところがあるということを申し上げただけであり，変えていく必要があるということは共通しているのです。

○郷原委員　その話と先ほどの但木委員のお話をちょっと関連付けられていたんですけれども，私は但木委員がおっしゃった検察官のところで調書をとることが中心の立証，この構造を根本的に考えないといけないという問題で，これは本当に重要な問題提起だと思いますし，それが供述中心の立証ということとストレートに結び付くわけじゃなくて，とにかく今まで検事調書２号書面中心の立証というものに頼ってきた，それの一番最たるものが特捜の世界だったわけです。ですから，そこの問題は根本的に考えないといけないと思いますし，それが，今，可視化をどうするかという議論に結び付くと思うんですね。

先ほど原田委員がおっしゃったように，確かに出来上がったものを見ると非常に問題のない取調べの状況がそこにある。それは問題のない調べをしている。それが可視化されているからそうなのであって，その一方に，今まで可視化が前提であれば，とてもできないような取調べが現にあったわけです。そういうものができなくなるわけです，全面的な記録化をすれば。そこの違いを考えないといけないと思うんですね。可視化というのを成果物を見て，こういうもので立証するようになったらどうかという話じゃなくて，可視化による不当な取調べの抑制効果ということを考えないといけないのに，最高検の検証結果の再発防止策もそうなんですけれども，そういう面をほとんど考えないで，要するに今までの取調べの仕方で誤解を招かないように，疑惑を招かないように，だから，こういう可視化をするんだという考え方の下では，私は根本的な問題の解決にはならないんじゃないかと思います。

○原田委員　僕の言ったことがちょっと誤解されていて，私が言ったのは可視化に反対しているのではなくて，これを進める上でも被告人の権利を十分に保護しないといけないということです。御指摘と同じことです。その点は警戒しないと，可視化したから自白オーケーというふうになってくると，これは致命傷になります。だから，可視化するならば，そういう弊害の点も十分に考える必要があります。これは日弁連の中でも出ている意見でして，当然，僕もそうだなと思います。念のため補足させていただきました。

○江川委員　先ほど井上さんがおっしゃったことでちょっと私もおやと思ったことがあって，今回の事件について，作った日時，場所が必ずしも明らかでないというようなこともおっしゃった。それが供述に頼らないと分からないじゃないかと。ただ，少なくとも日時はフロッピーを見れば分かるわけで，そういう物的証拠をやっぱりおざなりにして供述に頼ったというところが，今回，問題だったわけですし，そして，その供述のとり方にしても密室の中でやったものですから，全然，後で検証ができない。たまたま今回は被疑者ノートがあったりしたものですから，それが裁判官にも非常に助けになっているわけです。だから，ある種，可視化の必要性をものすごく言っているようなものだと思うんですよね。

○井上委員　例の挙げ方が不適切で誤解を招いたのかもしれませんが，最高検の検証結果の報告をうかがったときに確認したのですけれども，問題のフロッピーディスクから直接，虚偽の証明書が作成されたということまでは確定的に認定することはできないということでした。そうかもしれない，しかし，違うかもしれないという記述になっていますし，事実経過とし

ても，郵便局に行って証明書を出せと言われて，それから作って出したという可能性もあったということなので，そこのところをあれ以上に解明しなければならないとすると，現実的な方法としては作成した本人のさらなる供述を得るしかなかったのではないか。それがいいかどうかは別です。また，江川さんがこの前，最高検の方に対する質問の中で，なぜ捜査主任であった検事がフロッピーディスクのプロパティ情報を改ざんしたのだろうか，その経緯だとか心理状態が解明されていないじゃないかと言われたのですけれども，そういった点なども，結局突き詰めていくと，当人に聞いてみないと分からないことなのです。そういう意味で，供述に頼らざるを得ない部分というのはどうしても残るので，残るとすると，真実性のある信頼できる供述をどのようにして確保するのかを考えていかなければならない，そういう流れでお話ししたのです。

○江川委員　だからこそ，やっぱり可視化が必要だという流れになるんですよね。

○井上委員　そこのところの具体的な方法については，先ほど申し上げたような問題もあるので，幅広く検討しなければならない。それだけを取り上げてそう簡単に即断するわけにはいかないのではないかということを申し上げたのです。

○千葉座長　多分，これは，皆さんにも御意見があるところだと思いますし，議論をしなければいけない点だと思われます。また，それを集中して議論いただく，検討いただくという機会に改めていろいろ相互の問題意識を御議論いただくこともできようかと思います。

○高橋委員　私の方は今後の進め方で，ちょっと幾つかの意見が出されていたので，少しコメントさせていただきたいんですが，私はいきなり具体的なアクションプラン的なものを少し，今日，申し上げちゃったのは決してそればかりやるべきだという意味ではなく，実はさっきの但木委員と，それから，郷原委員のお話に非常に共感をしておりまして，ずっとその問題意識を持っていて，そもそも検察は自分たちの在り方を自己規定してこなかったし，それをすることはいけないことだという発想さえあったのかなという気がするんですね。

ただ，それなしにはなかなか問題は進まないし，さっき郷原委員も言われましたけれども，私はどうしても今の井上委員の言われた，素人ですけれども，いろいろ勉強すると今の刑事司法というのが真実を明らかにすることばかりにいっていますが，今の経済犯罪系とかを考えてみると，真実アプローチ以上に問題解決アプローチ，例えば航空機事故とか，ああいうのはみんなそうだと思うんですけれども，問題解決アプローチを優先すべきだという分野もあると思うんですよね。

それは法律を変えなければいけないのかどうなのか，私は専門でないから分からないんですが，そういうようなことも考えたときに，検察はそういうものに対してどう対応していくのかみたいなことを自己規定するということがないと，いわゆる強行犯アプローチを経済犯罪アプローチに使って無理が出たという部分もあると思うので，その基本的な議論というのはどこかでしたいんですが，言われたとおり，そればかりやっていて具体論の時間がなくなっちゃうと非常に困る。ただ，それをどこかの頭の隅に置いておきたいので，ちょっとでもいいですから，最初に少し大きい話の議論を，どこまでこの検討会議が提言できるのか分かりませんけれども，ちょっとしておいて，具体論にがっと入って，また，最後に大きな話に戻っていただくと，そんな流れでやっていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

○千葉座長　ありがとうございます。大変貴重な御提起もいただきました。

いかがでございましょうか。今日は皆さんからこの会議で取り組むべき基本的な大きな柱

立てについて御意見をいただきまして，私の方で拙い整理で三分野という形でお示しさせていただきました。

そこは皆さんも必要性を御認識いただけたのかなというふうに思いますが，さらに，今，それぞれからお話がありましたように，少し検察とは何ぞやと，どんな任務なんだという問題意識を皆さんの中に共有しておかなければいけないという御意見もあったかと思いますし，それから，この三つのジャンルを出させていただきましたが，順番をこれで示したというわけではありません。どうしてもペーパーになると，何となくこの順番という感じになるのが大変申し訳ないようでございますが，今日，皆さんからお出しをいただいた御意見，それから，多分，どの問題も分離しているということではないと思いますので，関連したり，行ったり来たりということも当然やらなければいけないということだと思います。また，今日御提案いただいた少し基本的なところの議論をどこかで，基本的なところを後からやってもしようがないわけでございますので，まずは少し議論させていただき，そして，この三つ，どういう形で，どういう順番でやるかは未定でございますけれども，一回，それぞれの議論をすると。そして，また，一回で皆さんの御意見が尽きるということでもないと思いますし，一度，それぞれの分野をやってみたら，これとこれが関連をする，あるいは本質的なところから，こういう問題が新たに考えられると，こういうことも当然あろうと思います。今日の皆さんからお出しいただいた意見を踏まえながら，少し私の方で議論のタイムスケジュールというか，少し順番的な整理，こういうものをさせていただきたいと思います。

今日，お出しいただいた皆さんの御意見は共通性があるものがあったと思います。検察というものの本質的なところの問題を先に，あるいは捜査の問題を先にというお話もございましたし，むしろ，本質からいくと意識の改革というか，そういう問題が大変大きな課題だというような御意見もございました。どれを先にやって時間切れになるということもできるだけ避けなければいけないと考えますので，皆さんの納得のいただけるような，そういう議論の仕方ができますように，少し整理をさせていただきたいと思いますが，そこは座長にお任せいただけますでしょうか。また，それは皆さんにお諮りさせていただきます。

○諸石委員　全く座長にそうしていただきたいんですが，更に欲を言いますと，その項目ごとにこれは何月何日までという日程付きでお願いできないでしょうか。

○千葉座長　では，このテーマについてはこの日時を中心にと，そんなこともお示しできれば，改めてお話しさせていただきたいと思っております。

それでは，そのような取り計らいにさせていただきたいと思います。

○宮﨑委員　日程も大事なのですが，やはり，期限を考えますと項目の絞り込みということも必要だと思うので，一定の絞り込みもお願いしたい。三項目を均等にやって何日何日というと，これは１時間とか，そういうことになってしまっては，やっぱり本末転倒だろうと思いますので，その点も御考慮いただければと，このように思います。

○千葉座長　今日の御議論はとりあえず第一読会のようなことでございますので，この辺りにさせていただき，ここで一旦休憩にさせていただいて，後半でヒアリングとサーベイの問題について改めて御了解などをいただく問題がございます。ここで１０分間の休憩をさせていただきたいと思います。

（休　　憩）

３　ヒアリング・意識調査（サーベイ）について

○千葉座長　それでは，休憩後の議事を再開させていただき，次に議事次第３，ヒアリング，それから，意識調査，サーベイについてに移らせていただきたいと思います。

ヒアリングについてでございますが，前回の会合でヒアリングの実施方法や対象者などについて御意見をいただきました。これらに関する皆様の御意見を検討させていただきましたが，私としてはやはり委員全員が同じ情報を共有させていただくということが最善ではないかと思いますので，全員が集まれる場でのヒアリングを行うことを基本にしたいと思っております。

そこで，まずは次回の会合でございますが，ヒアリングを実施することとしたいと思います。対象といたしましては，お配りいたしました「ヒアリング候補者」という資料のうち，被疑者として捜査の対象となった方々の中から，前回の会合においても御推薦のありました村木さんのほか，被疑者として捜査の対象となった方から，更にお話をお聞きするのがよいと思われますので，同じく前回の会合において御推薦のございました小堀さんのヒアリングを実施させていただくこととしたいと思います。また，幅広くお話を伺うという観点から，特捜部経験者の中からもどなたかからお話をお聞きすると。これは皆さんから御推薦があった中から，最近まで検察におられ，特捜部の事件の決裁の経験もある若狭氏のヒアリングを実施することとしたいと思います。

これらの方々には，私の指示で事務局から御連絡をさせていただきました。御出席いただけることについて，御了解を得ているところでございます。次回の会合におきましては，本日，皆様から御意見を伺った検討事項についても決定しなければなりませんし，ヒアリングを実施する方々の中でも，村木さんからは十分にお話をお聞きさせていただくということも必要ではないかと思われますので，次回は三名の方ということで実施させていただきたいと思っております。

また，高橋委員から御推薦のありました人事コンサルタント関係の方々のうち，野田先生につきましては，本検討会議の定例日でございます２月１０日の午前中でございましたら，御都合をつけていただけるということでございました。そこで，大変恐縮でございますが，２月１０日は開始時刻を早めて，午前１０時から開始をさせていただき，野田先生のヒアリングを実施させていただいたらどうかと思っておりますが，いかがでしょうか。どうぞ，よろしくお願いをしたいと思います。

また，せっかくでございますので同じ日にもう一名，ヒアリングを実施できればと思っておりますが，対象者につきましては引き続き検討させていただきたいと思います。また，ヒアリングの具体的な方法といたしましては，まず，それぞれの方から２０分から３０分程度，お話をしていただき，その後，同程度の時間を質疑応答に充てさせていただき，お一人当たり４０分から１時間程度というヒアリングの時間でいかがかと考えております。

ヒアリングに関しましては，更に御質問等がございますれば，お出しいただきたいと思いますが，いかがでございましょうか。この会議は公開になっておりますので，また，そのお相手の方のこともございますので，もし，具体的なお名前を出しての御質問等でございましたら，ちょっと事務局の方に御提起をいただくというようなことの御配慮もお願いできれば

と思いますが，そういうことも含めて，もし，何か御意見がございますればよろしくお願いいたします。

○江川委員　では，名前を余り言わない方がいいのであれば，何番目というふうに申し上げますけれども，三番目の方ですね，被疑者等としての捜査対象になった方々の。村木さんの事件というのは何も証拠改ざんだけの問題ではなくて，取調べ全体のことが問題になっているわけですけれども，まだ，裁判途中の方もいらっしゃいます。ただ，この三番目の方は裁判の対象にもなっていないわけでして，そして，捜査の過程で例えば弁護人の解任を強制されたりとか，そういうようなこともおっしゃっているわけで，ただ，その割に最高検の検証では全く事情を聞いていないと，やはり，検証の結果を私たちがちゃんと検証するためには，そういう方の話も必要だというふうに思います。

それから，もうお一方，被疑者としての対象となった方々の中に，甲１０さん，名古屋の事件ですけれども，この方は村木さんの事件と共通する点もあり，あるいはそうでない点もあります。そして，特捜部であって，小堀さんの場合はやはり大阪なんですよね。大阪以外の問題についてもちゃんと聞く必要があるというふうに思います。

それから，特捜部経験者の甲１１検事，この方に関してはやはりちゃんと話を聞く必要があると思います。先ほど諸石さんの方からも，こういう改ざんなんていうのがあちこちで行われているのかどうかと，今のところないというふうにおっしゃいましたけれども，実際，報道されているのを見る限り，証拠の改ざんがあったというふうに思われるので，やっぱり，こういうことが常態化しているかどうかということも，きちっと聞く必要があるのではないかというふうに思います。

そして，先ほど座長は全員が共有化することが大事だというふうにおっしゃいました。それも大事ですけれども，なるべくたくさんの方からいろんな意見を聞くということも必要で，もし，例えば全員が共有するということをすごく重視するとすれば，例えばその様子をＤＶＤに撮って委員限りということで，それを来られなかった人に見てもらって共有化するということもあると思うんですね。ですから，例えばここで呼べなければ，誰かが何人かで行ってＤＶＤで撮ってきて，みんなでそれを回して見るということもあり得るんじゃないかと。そこも含めて御検討いただきたいと思います。

○宮﨑委員　お三方のお名前を挙げていただいたんですけれども，この中でリストに，ヒアリング候補者にその弁護人ということが書いてあるんですが，村木さんの場合，弁護人も一緒にいらっしゃるということで承っていていいんですよね。

○千葉座長　弁護人はおいでではないとお聞きをいたしております。別にお越しいただいて悪いという意味では全くないんですが。

○宮﨑委員　お越しいただいてもいいわけですね。というのは，やはり，村木さんはその事件の取調べだとか，そういうことはもちろんいろいろおしゃべりいただくんだけれども，その弁護人としてそういう捜査，そういうことについての知見をいただくというのも貴重かなと思いますので，弁護人も併せてお運びいただければと思いますので，そういう運用をしていただければなと，このように思いました。御都合が悪ければ仕方がないのですが，本人だけという限定されないで，できれば弁護人も。

○千葉座長　趣旨としては，御本人だけでなければだめと，こういうことを申し上げているものではございませんので。

○宮﨑委員　ですから，弁護人もできるだけいらっしゃれるならばいらっしゃるようにしていただければと，このように思っています。

それと，あと，もしお一人ということでございますれば，名前についてはまた後で私の方も何方か申し上げると思いますが，先ほど名前の挙がりました甲１０さんについては，私もヒアリングをさせていただければと，このように思っているところです。

それから，あと，特捜検事で若狭さんを呼ばれていますが，前も申し上げましたけれども，甲５さんについても御検討いただければ。甲５さんの対象事件が今，最高裁にかかっているという難点があるように聞いておりますが，その事件に関しないで地検特捜部の部長として，その後，どうかという形でお話をいただけるならば有り難いなと，このように思っているところです。

○郷原委員　確認なんですけれども，前回の話ではヒアリングは一日はせいぜい三人か四人ぐらいしか聞けないだろう。ですから，必ずしも定例日じゃないから全員が集まれないかもしれないけれども，他に日を設定して，もう少したくさんの人をヒアリングするというお話だったんですけれども，今日の話で２７日にまず三人，それ以外の日というのは，これからまだ……。

○千葉座長　というのは，御推薦をいただきました野田先生が，次の定例日の午前中の時間帯であればというお話でございましたので，それでは，定例日外よりもそこでお話を伺えればということで。

○郷原委員　３のカテゴリーの方は別として，１，２が全部で三人で本当に済むのかというと，全然，足りないと思うんですね。ですから，そのためにも，ほかにも日を設定することもやむなしという話だったと私は認識しているんですが，例えば，今，大阪だけではなくて名古屋もという話がありましたけれども，特捜部経験者で検察側で決裁までやっていた若狭弁護士が出てきたとしても，東京の特捜に関しては，全然，被疑者側の人間を呼んでいないという話になりますね，これだと。非常にバランスが悪い。少なくとも乙２事件のように無罪になった事件の関係者の方ぐらいは呼ばないと，東京特捜に関しては，全然，問題点を認識しなかった，把握しなかったということになりかねませんので，そういう面で考えますと，最低でももう一日はヒアリングの日を設定する必要があるんじゃないかと思うんですが。

○千葉座長　前回，必要であれば，定例日ではないけれども，全委員を対象にした日時をとれればということを申し上げましたので，この点もまた検討させていただければというふうに思います。

○郷原委員　もし，そういう形で，今の乙２事件の関係の方ということであれば，二人，名前が挙がっていますけれども，逮捕されなかった人，どういう逮捕されるかされないかということについての調べ状況だったかということなども含めて，一番，特捜の調べの問題のところなんじゃないかと思いますので，この２人，名前を書いてある中でも下の方の方が適当なんじゃないかと思います。

○江川委員　それに関連してなんですけれども，郷原さんがおっしゃったように，やっぱり，別の日を設けてなるべくみんなが生の声を聞けるようにするというのが一番望ましいと思います。ただ，そのときにさっき座長がおっしゃったように，来られない人もいるじゃないかと，その人たちが情報共有化できないということであれば，ＤＶＤをちゃんと撮っておくと，こういう２段階でよろしくお願いします。

○郷原委員　それともう一つ，よろしいでしょうか。ヒアリングによって事実を把握することにどうしても時間的に限界があるということであれば，過去の記録などについて可能な範囲で事務局を通じて調査をしていただいて，それも事実の確認の材料にするということも考えられるんじゃないかということを前回も申し上げたんですが，それはもう個別に例えばこの事件などは，こういう記録に基づいて，こういったことを調べていただけないかということは，別途，お願いすればいいでしょうか。

○千葉座長　そうですね。それはお申出いただければ，事務局の方できちっと調べるように私からも指示をしたいと思いますので。

○石田委員　今のに関連しますが，村木さんの事件などは有名事件ですから，証拠決定書は公開されて把握することができます。その他，ここで挙がっている事件だけではなくて，特に特捜事件など，過去に少し遡って，証拠決定などがあるものについては，証拠決定書等を検討した方が，ある意味ではヒアリングするよりも事実関係がよく把握でき，客観的にそれを検証することが可能ですから，そういうことも考えていただきたいなと思います。

○千葉座長　皆さんから，今，御推薦のお名前も挙がり，あるいは御意見がございました。それから，ヒアリングの日程の作り方等々もございました。それから，これまで御推薦をいただいた分野のみならず，より一層，幅広くいろんな分野の方という御意見も，この間もお出しをいただいているということもございます。それから，日程が取れるかどうかという問題等々も含めまして，まず，次回につきましては御了解をいただいた上で，更なるヒアリングについて少しまた私の方で検討させていただきたいと思いますので，その間，もし，御推挙等々がございますれば，また，後ほど事務局の方へお出しいただくということをお願いをしたいと思います。

○江川委員　今の石田先生の関連で，事務局の方に質問なんですが，今までにいろんな事件があったと思うんですが，例えば特信性を否定されたとか，任意性を否定されたとか，そういうような裁判所の判断というのは，集めようと思えば集められるものなんでしょうか。

○事務局（黒川）　できるものとできないものがあると思います。相当網羅的にやるとなると，最高裁の御協力，あるいはこちらの方の調査等で相当時間がかかってしまうと思います。公刊物に出ているものは比較的容易に検索できると思いますが。

○石田委員　著名な事件は公刊物に出ていますよね。無罪事件などは，弁護人，担当検察庁に聞けば分かると思います。証拠決定のやり方も文書になっているものとなっていないものがありますから，なかなか，収集は難しいと思いますけれども，村木さんの事件なんかはかなり詳細な決定書が書かれておりますよね。ですから，その辺りは……。

○事務局（黒川）　事件を特定していただいたり，こういう類型のという，ある程度，ピンポイントに絞っていただければ，できる範囲のことで精一杯やらせていただきます。

○江川委員　では，精一杯お願いします。

○千葉座長　限界はあるかもしれませんけれども，こういうことについて全部といっても，これはなかなか難しいことかもしれませんが，少しポイントを御提供いただけば，できる限りということですので，そのような形でお出しをいただければと思います。

○宮﨑委員　勉強すればいいわけですけれども，村木さんの事件は大体有名だから，事件の概要とか，そういうものは分かっているわけなんですが，例えば小堀さんの事件もいろいろ文献があるのですが，何か時系列的なものとか，事実だとか，そういう基礎的な資料を御用意

いただければ有り難いな。それから，若狭さんについてはテレビで見ているので分かっていますが，経歴とか，そういう主な取扱い事件だとか，そういうのが分かれば，また，お話を承れると思うので，よろしくお願いいたします。

○千葉座長　おっしゃることはごもっともな御指摘でございまして，お話を伺うに際してのそういう基礎的なものは準備をさせていただき，むしろ，ヒアリングの前に皆さんにお届けできた方がよろしいかと思いますので，できるだけ，そのように事務方の方で準備をしてもらうようにしたいと思います。

○井上委員　日程の件だけちょっと確認したいのですけれども，２月１０日は前倒しにするということですが，終了時刻はそのままなのですか。

○千葉座長　定例の日でございますので，普通では１時半から４時半ぐらいを皆さんに予定をいただいていたわけでございますが，１０時からとなりますと，相当，負担も大きくなるということで，１０日につきましては午前１０時からで，午後は３時ぐらいを目途にして，少し頭が疲れてくるかなというふうにも思いますので，少し前倒しでと思いますが。

（小川副大臣，黒岩大臣政務官入室）

○宮﨑委員　細かいことですが，１時半からの開始を１時からにしていただいた方が，当日，１０日ですが。

○千葉座長　１時からで３時ぐらいということを考えておりますので，よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋委員　いわゆる出口関係といいますか，解決策系の問題なんですけれども，これは切りがないんですね。野田さんには一人，何とか午前中ではあれしてもらいましたけれども，切りがないので，いろんなものがありますので，ただ，私がこの会議でもとても参考になるかなと思うのは類似事例，端的に言いますと，先ほど佐藤委員が言われて警察の不祥事がいろいろあった後に一体何をやって，どんな効果が出たが，どういうのが逆効果だったとか，あるいは例えば大蔵官僚接待問題から端を発した倫理問題で，相当やられているはずなんですよね，その後。どんなことをやって，どういうことは効果があったが，どういうのはどうだったみたいな事例は，これまた，事務局の仕事が増えてしまいますけれども，もし，よろしければヒアリングとかをしていただき，過去の事例でこういうのがありますよというようなものは，参考にさせていただいたらいいんじゃないのかと。

　私も個人的には例えば医療業界とか，さっきの例えばエアラインの問題なんかも，航空機事故でやっぱりパイロットのミスから出てきたもので，どうやってパイロットの仕事の品質を担保するかというのは，そこからものすごく考えてきているんですよね。そういうのは私も個人的にいろいろヒアリングには行こうと思っているんですが，是非，特に官庁関係の過去の不祥事に対する対策の効果と反省みたいなのは，ちょっと簡単でもいいですからまとめていただくと，すごく参考になるんじゃないのかなと思うんですけれども。

○千葉座長　どうでしょうか。その辺りは。

○事務局（黒川）　できる限りは。

○千葉座長　参考にさせていただけるものもあろうかと思います。事務局としても，この議論に寄与できるように，精力的にやっていただくようにお願いをします。

　ヒアリングにつきましては，先ほど申し上げましたようなことで，次回はまず村木さん，小堀さん，若狭さんのヒアリングということで実施をさせていただくということで御了解を

いただきたいと思います。

それでは，次にサーベイに関する議論に移りたいと思います。

高橋委員から質問案の進捗状況などについて，御説明をお願いをいたします。

○高橋委員　前回の会議の後，こういうのを入れてほしいという御依頼をいただいた方が三名おられまして，龍岡委員と後藤委員とそれから嶌委員からいただきました。実はなかなか，設計上，本当にできるだけ意図を酌んで入れたいと思っているんですが，一つ，やっぱりオープンエンドのクエスチョンはできませんので，それこそ，イエスですか，ノーですかというんじゃないんですけれども，五段階でどうですかという質問にせざるを得ないとか，それから，全体の質問の数も限られるとか，それから，事務局にもいろいろ参考意見を聞いているんですが，言葉の使い方が検事の方々はある意味，とても厳密なので，何か抽象的な物の言い様をすると答えようがないみたいなこともあるので，かなり詰めて，今，作ってはおります。

あと，サーベイの専門家の参考意見も，今，求めておりまして，今週中ぐらいには最終案ができるというふうに考えていますが，意見をいただいた方々，そのままストレートというわけにはなかなかいかない部分もあるんですが，できるだけ考えさせていただきましたので，やっぱり，でも，こういうのは入れたいという具体的なものがそこからまたありましたら入れていただければ，できるだけというふうには考えております。

ポイントが幾つかございまして，一つはサーベイの内容はそうやって詰めるとしても，例えばサーベイの内容でも，皆さん方，さっきから議論されているようなことは，結構，入れるようにはしておりますが，もう一つが匿名性の問題です。匿名性が担保されないと，やっぱり，正直に答えていただけないという問題があるので，今回は外部のインターネットの調査会社に依頼するわけですが，基本的には一番の心配が要するにデータはもちろんいただくんですが，名前は書かないで無記名でやるんですが，コメント欄なんですよね。コメント欄に正直に書いていただくために，コメント欄は切り離して，どの答えをした人がどのコメントを言ったかが分からない形でしか，こちらには調査会社から返ってきませんよというような形がいいのではないかと思っています。

更に言いますと，今，やはりかなり外部でどのように我々が言ったことが使われるのかを非常に気にしている検事の方々も多いので，公開の仕方なんですが，もちろん，こういう場でやったわけですから，単純集計ですよね，一番間に合うのは単純集計，各質問に対して平均点が何点，何％が何と言ったかというのはだっと，もちろん，これは全部公開だと思うんですが，コメントを生の言葉のまま，全部，公開するかどうかなんですね。

コメント欄に，もし，生の言葉を全部公開するとなれば，書き方は非常に丸くなると思うんですね。もし，生の言葉をそのままは出しませんと，ただし，こういう意見がこのぐらいあったというふうにまとめて出しますというと，例えば私の過去の経験でもそうですけれども，場合によっては固有名詞が入って出てくる場合もあるわけですよね。何々という人にこういうふうなことを言われて，どうだ，こうだみたいなものが出てくるケースだってある。もちろん，公開しますといったら，絶対にそういうのは出てこなくなるというのがあるので，そこが痛しかゆしではあるんですが，私はやっぱりコメント欄はそのままの生の言葉は公開しないから自由に書いてくださいと，どんなことを言ってきた人がどのぐらいいましたということだけを公開しますという方が，恐らく意外なものも出てくる可能性はあるのではない

かと，こんなふうに考えておりますので，もし，御意見がありましたら，また，いただきたいと。

それから，最後に手続的なことなんですが，前回も申し上げましたけれども，主体はやはり検察庁が主体でやるべきだというふうに考えておりますので，今回はそうは言っても，この会議でこれだけディスカッションしてきたものですから，千葉座長から検察庁にいきなりなのか，法務省になるのかあれですけれども，こういうサーベイをやるべしという提言を正式に提言書として，この会議としてしていただいて，それを受けて検察庁が主体的にやるというような形をとられるのがいいのではないかと思いますので，そういう要請書というんですかね，を会議として出すというのは，皆さん方，もし，御異存がなければその方向でというふうに思っているんですが，いかがでございますかね。

○千葉座長　今，進捗状況についての御説明と，それから，扱い方等についての御提起がございました。御意見はいかがでしょうか。

○石田委員　発案者の一人として，今，高橋先生がおっしゃったのは，もっともだと思います。やはり，これは検察庁の組織としてやっていただきたい。そして，今日も提言しましたが，今後，できれば，こういう形でしていただきたいという面もありますので，是非とも，この会議として検察庁側に，そういった提言をするというのが必要だと思います。それから，匿名性の問題については，その効果を見るためには，高橋先生がおっしゃったような形でするべきだと思います。

○郷原委員　質問項目はまだ送ってもらっていない，これからですね。

○高橋委員　今週一杯ぐらい，土日になっちゃうかもしれませんが，メールで確認いただくと，各委員の方に，そんなぐらいのスケジュールで考えております。そのままいけば，恐らく今月中，来週一杯には調査の会社の方に手渡せる形にして，そうすると，単純集計がこの会議に出てくるのが恐らく３月上旬から中旬，それでもそのぐらいにどうしてもなると。これもインターネットだから，そのぐらいでできるので，本当は３か月ぐらいかかるんですけれども，そんな感じなので，その結果からものすごく時間をかけて議論をするというぐらいの時間はとれないけれども，何とかこうだったんだというぐらいは入れられる感じかなと思いますが。

○郷原委員　先ほども申し上げたような特殊な組織ですから，非常に質問項目の立て方は難しいと思うんですよ。私もなかなかちょっと直ちに良い案を出してくれといっても思い浮かばないんですけれども，やはり，倫理規程がないということとかということの関係で，一人一人がどういう倫理観を持っているかということを何とかその中から推測するようなものを出していきたいと，何かすごく難しい話なんですけれども，その辺，何か取りあえず作ってみていただいて，何か気の付いたことがあったら私も意見を。

○高橋委員　後から，もし良い質問があったら，是非，お願いします。

○千葉座長　では，是非，その辺は郷原委員にもどういう聞き方をすればというのを知恵を出していただいて，高橋委員と御相談いただければと思います。

今，お話がございました，このサーベイの問題はこの検討会議で一回やって，何か，それを参考にしてというだけではなく，むしろ，これはちょっと議論の中身にも関わりますけれども，今後，やはり，自らこういうサーベイなどを継続をして，自分の中でいろんな議論の改革の参考にして自己改革を図っていく，そのスタートという位置付けにして欲しいという

問題提起でもあろうかと思いますので，私の方からこの検討会議の名の下に検察庁の方に，こういう形でスタートしたらどうかと，知恵をまず検討会議の方で御提供させていただくのだということで，私の名前で要請をしたいと思います。

では，サーベイにつきましては，今のような日程の下で，高橋先生を中心に大変御苦労いただいておりますが，進めてまいりたいと思います。

４　その他

○千葉座長　その他，何かございますれば，お出しをいただきたいと思います。

○江川委員　今日の朝日新聞のコピーをお手元にお配りしましたけれども，前々から申し上げている大阪の貝塚の放火事件なんですけれども，前回は捜査報告書の改ざんというのが出てきたわけですが，今度は新たに捜査の段階でも誘導があったんじゃないかと，そういうことで，これは取調べの一番最後の場面だけが録音・録画されていたということもあり，今後，可視化の議論を進めていく上でも，この事件というのは一つの参考になるのではないかとも思います。ということなので，やはり，この事件をこの検討会議としてきちっと調査するということを，もう一度，必要性を強調したいと思います。

それと同時にこのＤＶＤ，これはどういうものなのかというのをやっぱり可視化を議論する上での一つの参考資料にもなりますので，検察庁もしくは弁護人，どちらかにこれを見せてほしいというような依頼もまたすべきではないかなというふうに思いますので，よろしくお願いします。

○千葉座長　ご意見をいただきました。では，少しこれも検討させていただくようにいたします。

他に今日はよろしゅうございましょうか。

それでは，本日予定しておりました議事は終了いたしましたので，これで会合を閉じさせていただきたいと思います。

次回の会合は，先ほど申し上げましたように，村木さん，小堀さん，若狭さんのヒアリングの実施の他，検討事項についての御議論，それから，サーベイの実施についての問題等々，また，少し御意見をいただく，あるいは御了解をいただいたりする部分があろうかと思いますので，よろしくお願いをいたします。

次回は原則のとおり，木曜日午後１時３０分ということで開催させていただくことにいたしますので，１月２７日午後１時３０分ということでよろしくお願いいたします。

次回の会場は，第２回の会合と同じ２０階大会議室を予定しています。

本日は以上でございます。ありがとうございました。

―了―

検察の在り方検討会議
第６回会議 議事録

第１　日　時　　平成２３年１月２７日（木）　自　午後１時３３分
　　至　午後５時５２分

第２　場　所　　法務省２０階　大会議室

第３　議　題
　１　ヒアリング
　２　意識調査（サーベイ）について
　３　今後の検討事項等について
　４　その他

第４　出席委員等　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
　　吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　意見陳述者　若狭勝氏，小堀恒隆氏（浦田功弁護士同席），
　　村木厚子氏（弘中惇一郎弁護士同席）

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　それでは，予定の時刻を若干回っておりますけれども，ただ今から，検察の在り方検討会議の第６回会合を開会させていただきます。

本日も御多用の中，御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

なお，吉永委員におかれましては，少し遅れて御参加いただけるとのことでございますので，御承知おきいただければと思います。

それでは，議事に移らせていただきます前に，まず，事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

○事務局（黒川）　本日，皆様のお手元にお配りしております資料は６点ございます。

資料１は本日の議事次第，資料２は本検討会議の検討事項の柱立てに関する座長御作成の案，資料３は今後の議事進行に関する座長御作成の案，資料４は検察官に適用される倫理等に関する法令等の資料でございまして，今後予想される倫理に関する御議論の基礎資料としてお配りするものであります。

なお，資料４は本日の会議には使用いたしませんので，お持ち帰りの上，お目通しいただければと思います。

その他に皆様のお手元には，高橋委員御作成の「検察庁組織調査質問票設計案」と題する資料，宮﨑委員御提出の大阪・札幌における弁護士会主催のヒアリングに関する資料をお配りしております。本日の配布資料は以上でございます。

１　ヒアリング

○千葉座長　では，議事次第１のヒアリングに移らせていただきます。

御案内のとおり，本日は，若狭勝さん，小堀隆恒さん，村木厚子さんのお三方からヒアリングを行うことといたしております。本日の会合は午後４時３０分までを予定しておりまして，今後の検討事項についても御議論いただく必要がありますので，ヒアリングの時間は，お話を伺う時間と質疑応答の時間を含めて，若狭さんと小堀さんにつきましてはそれぞれ４０分程度，村木さんにつきましては１時間程度とさせていただき，おおよそ午後４時１５分頃までを目途とさせていただきたいと考えております。ヒアリング対象者の方々の御都合もありますので，どうぞ議事の進行に御協力をお願い申し上げます。

また，ヒアリングの方法でございますが，最初に，おいでいただいた方からお話をいただき，その後に，あらかじめ委員の皆様からいろいろな御質問を私の手元に頂戴しておりますので，それをまとめまして，まず冒頭に私から質問をさせていただきます。その後，時間に余裕がございますれば，委員の皆様から補充的に御質問をいただきたいと考えております。

なお，私からの質問の内容に関連して御質問がある方もいらっしゃるかもしれませんが，まずは私から一通りの御質問をさせていただき，関連の御質問などは，その私の質問の終わった時点でお申出いただくようにいたしたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは，ヒアリングの準備をいたしますので，少々お待ちいただきたいと思います。

（若狭氏入室）

○千葉座長　それでは，ヒアリングを始めさせていただきます。

本日は，若狭さんにおかれましては，お忙しい中，当検討会議にお越しいただきまして誠にありがとうございます。本日は，検察官として御勤務された御経験などを基にお話を伺いたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，最初に事務局から若狭さんの御経歴を紹介させていただきます。

○事務局（土井）　それでは，御経歴を紹介させていただきます。

若狭さんは，昭和５８年に検事に任官され，以後２６年間にわたり検事として御活躍をされました。その間，東京地検特捜部に在籍された御経験もあり，平成１６年から約１年間は特捜部副部長として勤務をなさいました。本日は，東京地検特捜部での御経験等を中心に，有意義なお話をいただけるものと伺っております。

○千葉座長　それでは，若狭さん，どうぞよろしくお願いいたします。

○若狭氏　弁護士の若狭です。ただ今御紹介にあずかりましたが，特捜部に勤務していた経験等を踏まえて，私の今思っていることなどについてお話しさせていただき，皆さんのいろいろな参考にしていただければ幸いかと思います。

まず，２０分ぐらい私の方から基本的な説明をさせていただきたいと思います。その流れとしては，まず，特捜部の捜査の実情と危うさという観点，それから，続いて，Ａさん事件，あるいは証拠隠滅事件の原因，それから，私なりに考えている検察の改革，それから４番目としては，最高検が先だって出しました検証結果について，私なりにどのように考えるかということ，それから５番目としては，いわゆる録画・録音，可視化の問題について私の考えているところなどについて，話を進めさせていただきたいと思います。

まず，特捜捜査の実情と危うさということですが，東京地検特捜部においては，私は平検事からサブキャップ，キャップ，一班の副部長として勤務させていただいたんですが，一言で言いますと，やはり特捜部の危うさというのは，一人二役ということ，それからもう一つは，一つの船に乗った上での人事評価といった点が挙げられると思います。

その一人二役というのは，普通の警察送致事件ではなく，検察が独自にやるということですから，言わば証拠を集める立場と，その証拠を評価する立場というのを兼ねていると。つまり一人二役になってしまうということが，いろいろな問題を引き起こしていたというふうには思います。

それから，一つ船に乗っているというのは，副部長とかキャップが，キャップというのは主任検事ですが，その部下を評価する際に，やはり，同じ船に乗って，同じ目的に向かうところの中での評価ですので，副部長とかキャップが，あるいは部長が目的としているところにきちんと沿った形での供述調書を作ってくる人に対しては，どうしても評価が高くなるという面があるだろうと。そういう意味においては，一つ船に乗った上での人事評価と，運命共同体の中での人事評価ということは言えるというふうに思います。

そういうことから，いろいろな危うさというのが出てくるんですが，ただ，東京の特捜部の実情を若干申し上げますと，実際にマスコミやテレビなどで強制捜査だといって大々的に報道される事件というのはほんのごく一部でありまして，実際のところは，将来的には大きな事件に発展すると思われるような事件を，３０件，４０件，５０件という形で，一応視野には置くんですよね。その中で実際に強制捜査までに至るというのが，そのうちの１件ぐらいということですから，逆に言いますと，何らかの，いわゆるストーリーというかシナリオというのを作るというふうに言われているところはありますけれども，そういう形で一応ストーリー的なこ

とを描いたとしても，そのストーリーどおりにいかないというのがほとんどであるというのが実際のところだと思います。ですから，そういう意味においては，撤退するというようなことも，言わば日常的に，むしろ行われているという面はあると思うんですね。

それから，これも東京の特捜部の話ですが，いわゆるブツ読みといって，証拠物をそれぞれ各検事に割り当てて，朝から晩まで，要するに証拠物を分析して読むというのが１週間も１０日も続くということがままあるわけでありまして，そういう意味においては，やはり証拠物の重要性というのを意識しながら仕事をしているという実情もあるとは思うんですよね。

それから，実際のところ，私もキャップだとか副部長をやっていたときに，部下の検事から非常に怒られたこともありまして，「そんなことできるはずないではないですか。」とかいう形で，相当きつく言われたこともありますので，そういう意味においては，トップダウンで物事が進んでいくというわけでは決してないなという実感は持っておりました。捜査会議や何かも頻繁にやっておりましたので，そういう意味において，今，大阪の事件が発覚してからいろいろと言われているような，問題点ばかりがひしめいていたというわけでは決してないというふうに思います。

もっとも，先ほど申し上げたように，特捜部の危うさとして，一人二役とか一つ船の中においての人事評価という問題があるわけですから，それは今に始まったことではなく，それこそ前々からの話ですから，そうしたことからいろいろな無理が生じたりするのは，これは実感としてあっただろうというふうには思うところはあります。

Ａさんの事件について申し上げますと，これは正しく捜査の基本の欠如というのが著しいというふうに感じております。それは，客観証拠を前田検事があいう形で隠滅をするぐらいですから，言わばそれが基本的な捜査ができていたかというと，正に推して知るべしみたいなものでありますから，捜査の基本が欠如していたというのが相当あると思いますし，また，我々が当時の東京地検の検事正の下で捜査基本１０項目というのを作ったんですが，その中にありますように，被疑者の弁解をよく聞くというようなことについても全く実践されていないし，更には裏付け捜査，ある国会議員のアリバイ等についての捜査もされていなかったということを聞くにつけ，非常に捜査の基本ができていなかったというのは，私，元検事としても，すごく感じるところであります。

また，その大阪の事件は正しく先ほど私が申し上げたように，一人二役，あるいは同じ船に乗った上での人事評価という，先ほど述べた危うさというのがもろに出ていたというふうに思えるところでありますし，正しく証拠の評価というのが第三者的になされずに走ってしまったというところもあると思うわけです。また，前田検事があれほど評価されていたというのは，私に言わせれば，全くもって見る目がなかったということになるのかもしれません。上の人がですね。これは，言わば一つ船の上に乗った人事評価というようなことだからこそ，ああいう形で評価されていったというふうに思います。

それから，証拠隠滅ということについて言えば，検察はやはり性善説に立っていたということは間違いないと思うんですよね。ですから，部下の検事がそんな証拠なんか隠滅するはずはないと，あるいは，きちんと適正に仕事をするという性善説にこれまで立ってきたことは確かだと思うんですよね。ただ，いろいろな意味で，若い検事やなんかも含めて，必ずしも性善説に立って組織論を語っていくことでは足りないというふうには，私自身も実感しているところであります。

（黒岩大臣政務官退室）

○若狭氏　しからば，私なりにそういう問題点を踏まえて，今後の検察改革としてどうしたらいいかということについて申し上げますと，正しく一人二役とか一つの船における人事評価ということからの脱却ということは当然必要になると思います。それから，性善説の脱却ということ。必ずしも性悪説に立てということではないんですが，少なくとも性善説から少し舵を切っていくということは当然必要だと思います。

具体的には，私はやはり，最高検の検証結果でも指摘されていますが，ただ，最高検の検証結果とはもう少し視点が違うというか，後ほど述べたいと思うんですが，一応は最高検が言っているように，言わばチェックする専門の検事を配置するということは必要だと思いますし，それが先ほどの一人二役あるいは一つの船ということからの脱却につながると思います。

もっとも，それが形式的な形だけでの専門検事の配置ということだと，ほとんど絵に描いた餅になってしまうということですから，それをやはり実効あらしめるためにはどうしたらいいかというと，恐らく，高検に置くのかどうかという点についてはもっと議論を詰める必要があるでしょうが，少なくとも東京なり大阪の特捜部長と同格ぐらいの人をどこかに配置して，その検事に本格的にさせるべきでしょう。その際，特捜部の経験者ではない検事を配置するというようなことは考えてもいいと思います。言わば，そのチェックする検事というのは弁護士的な立場とか裁判官的な立場から，やはりチェックするということが必要だというふうに思うんですよね。その意味でも，特捜部の経験者だと，いろいろと特捜部の実情に鑑みると，どうしても踏み切れないところもあると思うので，そこは少なくとも特捜部の経験者ではない人をもって当てるというような方策を採るということが必要だというふうに思います。

それから，事件をやっていると，キャップとか副部長のいないところで，部下が，「この事件駄目だよね。」とか，「この事件，無理しているよね。」というふうに話すことというのは，あることはあるんですよね。そうした声というのをやはり拾い上げるということが必要かなと思うんです。そのためには，言わば内部告発ではないんですが，そうした言葉を本当にきちんと上に伝えると。主任検事が無理しているのであれば，副部長とか部長，あるいはその上の地検の検事正とかに伝えられる，そういうシステム的なところを作るとか。あるいは，先ほど申し上げた専門検事の下で，その事件に関与している検事から，無記名でもいいんですが，逮捕の必要性というか逮捕の可否，必要性，それから今度は逮捕した後の起訴の可否というのを，アンケートみたいな形で，無記名でもいいから出させるというようなこと。それを専門検事のところで集約するということになると，実際は，キャップとか副部長のところではうまくいっているように見えても，当の実際に調べをした人の心証ではちょっとまずいなと思う場合が，きちんとそこに反映されてくるということはあると思うんですよね。

それから，もっと大きなことを言うと，やはり私も弁護士になって，いろいろと外から検察を見ていると，違う面が相当目に付くんですよね。そういうことからすると，本当に法曹一元というのを，大きな目で見ると，目指してもいいなと。だから，弁護士が検事になるというようなこともいいと思いますし。少なくとも今，比較的若い検事が弁護士職務経験といって弁護士事務所に研修に行っていますけれども，あれなどは非常に良い制度だと思います。そういう，弁護士になってから弁護士の仕事をしながら検察を見るというような目を持った上で仕事をしていくということは，無理をしないということにもつながると，そんなようなことを考えております。

後は，検事の教育ですけれども，少なくとも検事は，いつでも辞めてやれというぐらいの気概を持って仕事をしないといけないなという思いを，僕は常々思っております。

後は，やはり１，０００件のうちの１件でもＡさんのような事件が起きてしまうと，計り知れない国民の信頼を失うことになるということを，本当に若い頃からきちんと検事に教えるというのは，もとより必要だと思います。

続いて，最高検の検証結果についてなんですが，まず，いろいろな原因論を述べていますが，さらりと私なりに読んだにすぎないと言えばそうなんですが，いろいろと原因が書かれていますが，本当に，ではもう１度同じような状況が出てきた場合に防げるかなというのが，非常に疑問に思うところがありました。つまり，実際にはあの事件も，供述している人もいるんですよね。そういう中で，撤退なり引き返すというようなことが本当にできるかというと，多分同じような状況下においては，今の体制でやる限りだったら，少なくとも同じようなことになりかねないかなという危惧感があることはありますね。だから，いくらいろいろと問題点を，原因を探ったとしても，それだともう一回繰り返される。

つまり，フロッピーディスクの問題にしても，あの日にちが違うといっても，結局は印刷を後日にしたんだろうとか，あるいは，フロッピーディスクが当時はいっぱいあって，入替え入替えしてフロッピーディスクに落としていたものの，最後に落としたやつが見つからないんだろうとかいうような推測の下でいろいろと議論していくと，あのとき本当に，では逮捕しなかったか，起訴しなかったかと。本当にそういうふうにもう１度同じような状況下において言えるかというと，多分言えないのではないかなという思いがあるんですよね。それは，結局は，もっと原因論に踏み込んでいないからという思いがしますね。

今後の再発防止の観点のお話をさせていただきます。

最高検においてもいろいろと考えておって，可視化の話になると，かなり，詳細はもう１度後で述べますが，踏み込んだ導入決定をしたということは，評価することはできると思うんですが，その他の再発防止の関係でいくと，高検・最高検に特別捜査係を配置するというふうになっていまして，これは私が先ほど述べたようなことでは同じなんですが，特別捜査係検事をなぜ配置するのかといったところを，もう少し踏み込んだ方がいいかなという感じはするんですよね。

つまり，本当は，高検・最高検の決裁というのは，供述調書の結果だけ，こういう供述だという結果だけで今までは決裁してきているんですけれども，本当のやはり問題点を追究するには，その供述調書がそういう結果になる過程，プロセスがどうだったのか，つまり，最初は否認していて，いつ頃，どういう問い掛けをしたらどう答えてきてその供述調書になったのかとか，そういう言わば供述調書作成過程のプロセスというのをきちんと追究するなり，検討するなりすることによって初めて問題点というのが，とっかかりというか，きっかけができるわけですけれども，そういう形での特別捜査係検事の配置の役割というか，特別捜査係の役割というのをもっと論じないと，何か絵に描いた餅になって，仏作って魂入れずになってしまうと。

あるいは，可視化するのであれば，その特別捜査係を配置して，その検事に録音・録画のチェックをさせるということも当然大事だと思いますし，録音・録画でも，本当にそういう意味においては，どういうふうに評価するかというのは，必ずしも検事の中でも，私の経験からすると，これは信用性があるとか信用性がないとか，意見が分かれるところもあるんですよね。ですから，正しく特別捜査係の検事を置くのであれば，そうしたチェックを，録音・録画のチ

ェックなどもさせるとか。

あるいは，証拠書類についての問題点の報告義務というのも掲げられておりますけれども，例えば今回の事件で，ああいう矛盾する証拠が出てきた場合に，ただ単に，先ほど述べたように，こういう可能性もあるからとか言って推測の下で合理性を説明するのではなく，やはりきちんと矛盾する証拠が何故にあるのかという形で，もう具体的に説明できるようでなければ，それこそ逮捕とか起訴というのはあきらめるとか。そういう根本的な要するに踏込みがないと，なかなか説得力がないという感じはしました。

また，主任検事の補佐役の検事を置くということでしたけれども，それは，東京では結構そういう補佐役の検事というのはいるんです。実際はやっておるんですよね。ですから，もしそれをもう少し推し進めるのであれば，それこそ主任検事を２人か３人にして，合議制みたいな形にして，起訴状も連名で作成させるとかいう形で，それこそ責任をそういう形で２人，３人に負わせるとか，若しくは，それだけの意識を持たせるとかいうようなことをしないと，今の実態をそのまま文章にしたということになりかねないかなという感じはちょっとしました。

それから，引き返す勇気というのが掲げられていて，それは非常に良いことだと思うんですが，ただ，逮捕しても起訴しないというような前例をもっと作らないといけないなという感じはしました。これは私の経験ですが，確かに逮捕して強制捜査をすると，もう起訴ありきというような結論的なところが実態としてある運用がされていたので，今まで１件ぐらいしかないと思うんですけれども，強制捜査して起訴しなかったというのは。京都の事件で，それ以外は大体起訴しているので。そういうようなことをそもそも，引き返す勇気うんたらかんたらと言うときには，そこら辺のところもきちんと踏み込んで，逮捕しても，もう起訴しないと，証拠上ちょっとでも問題があったら起訴しないということを鮮明にするとか。あるいは，上司がもう引き返す勇気と言ったところで，本当に部下が文字どおりその言葉を受け止めるかというと，そうでもないということですから，やはり本気で上司が言っているというか，検察組織が，全体がそういうふうに考えているということを，もっと目に見えるような形できちんと引き返す勇気というのを持たせるような，もう少し踏込みが必要かなという思いがしました。

それから最後に，可視化の話ですけれども，私自身は，可視化というのは時代のすう勢からすると，天秤にかけて，可視化の方向を考えざるを得ないかなというのが持論なんですけれども，一つは，やはり無理な取調べというのをチェックできるという，非常に大きな効果があると思うんですよね。

ただ，もう一つの天秤の方では，やはり録音・録画していると，特捜部のこれまでの事件の３割か４割ぐらいは実際事件ができなくなるかなという感じは実感としてあるんです。やはりオフレコ取材とか，オフレコというときには本当のことを言いますけれども，オンレコになると，なかなか本当のことを言えないというようなこともありますし。また，供述調書だけですと，検事に無理やり言わせられたという公判での弁解ができますけれども，逐一録音・録画されていると，「お前，自分でぺらぺらしゃべっているではないか。」というようなことで，一目瞭然になってしまうと。そうだとすると，やはり言うに言えないという人が中には出てくるということだとすると，そうした事件ができなくなるということはあり得ると思うんですよね。

そういうのを要するに天秤にかけて，後は，えん罪や何かを起こさないというようなことを，いろいろな価値観を天秤にかけると，一つの社会のシステムとして，どっちを決定するかという問題であると思うのですが，私自身としては，もうこの今の時代のすう勢からすると，可視

化というのは必要だと思います。

検事の中には，正義感があるので，可視化して事件ができなくなるのは，そんなのはとてもではないけれども承服しかねると言う人もいると思うんですが，ただ，その辺はやはり，拷問ができるわけではないので，いくら何でも拷問ができないのと同じように，社会のシステムとして，そういう可視化を導入するということであれば，その範囲内において事件をやっていけばいいんだと，事件をやることが大事なんだというような思いを現場の検事がやはり持っていくということは，流れとしてはいいのではないかというふうに私は思います。

私の基本的な説明としては以上です。

○千葉座長　ありがとうございます。

それでは，まず私から何点か，委員の皆様からお出しいただいた質問をまとめてさせていただきたいと思います。

まず，特捜部に入る検察官を，多くの検察官の中からどのように選別されているのか。また，特捜部内において検察官をどのように育成しておられたのか。お分かりになる範囲で御説明をいただければ有り難く思います。

○若狭氏　まず，選別の点については，要するに特捜部が大きな事件をやると，全国応援という形で各地検から応援をもらって，特捜部でいろいろな職務に従事してもらうわけですけれども，その際に，主任検事等が一つの評価をすると。その応援検事の，できるかできないかとか，非常にできるとかいう評価をして，そういう実績みたいなのが翌年度以降，配置をする際に一部反映されているということがあると思います。実際，応援に来た検事の評価というのはしていました。

もう一つは，要するに推薦ですかね。各地検の検事正等が，この検事は優秀だから特捜部に入れてくれというような推薦があって，特捜部に入ってくるということだと思います。

育成の点について言うと，特捜部は，戦場みたいなものになっていますから，言わば門前の小僧みたいな形で習うということはあるにせよ，逐一，これはこうだからと言って育成をするというようなところまでは，実際問題としては手が回らないということが実態だったようには思います。

○千葉座長　ありがとうございます。

次に，近年，被疑者や参考人の意識が大変変化してきたということもあって，自白を獲得することが困難になったとか，あるいは，若手捜査官は自白獲得に向けた熱意が減少しているのではないかといった話を，捜査関係者の方から聞くことがございますけれども，こういう御意見などについては，どんなふうに感じておられますか。

○若狭氏　少なくともずっと前は特捜部のブランドというのがあって，聞くところによると，海外にいても特捜部の呼出しがあると，その翌日には出頭するというような話も大分前には聞いたことがあるんですけどね。そういう特捜部のブランドがもう崩れ去ってきたとか，崩れつつあったことは確かだと思うので，最近は少なくとも取調べを受ける方も，弁護士や何かのいろいろなアドバイスを受けて，なかなかいろいろな利害関係とかの下で，本当のことを話さないというか，自分の関与はもとより，上司やボスの関与についても述べないという傾向にあることは確かだと思います。

一方，検事の方はどうかというと，少なくとも特捜部にいる検事は，自白獲得の意欲が余りないということは決してないと思うんですよね。やはりきちんと供述を得たいという方が，む

しろ多いとは思います。

○千葉座長　それでは，もう１点お聞かせいただければと思いますが，弁護人等から取調べ方法等に問題があるとの申入れなどを，若狭さんがお受けになったことがおありでしょうか。仮にそのような申し入れをお受けになったとすることがあるとすれば，どのような内容であったか。また，それに対してどのように対応なさったのか。もしそういうことがおありでしたら，お教えいただければと思います。

○若狭氏　私自身はございません。

○千葉座長　何か，その周辺でそういうこと，事例などを聞かれたことなどはございますか。

○若狭氏　弁護人というよりも，私は司法研修所の教官をやっていまして，検事の中に教え子が結構いるんですけれども，そういう教え子の検事からいろいろと内々に，こういうことがあったと，こういう調べや何かを今しているんだけれどもというような，相談的なことを話として受けたことはあります。

○千葉座長　ありがとうございます。

私の方からお尋ねすることは以上でございます。時間が多少ございますので，皆さんの方から，この際，是非という御質問がございますれば，１人１問という形でお出しいただきたいと思います。

○後藤委員　捜査官としては，率直に，例えば自白が欲しいと思うのはごく自然な心理だと思いますけれども，例えば，こういうやり方をすると間違った自白をさせてしまうおそれがあるから，気を付けなさいといったこと，つまり間違った自白をさせないための技術のようなものが，研修とか，あるいは日常的な仕事の中で，先輩から教えられるという事例は，御経験があるでしょうか。

○若狭氏　法務総合研究所や何かの一般研修といって，検事になってまだ３年目とかのときには，そういう形では議論の対象にはなると思うんですよね。少なくとも最高裁の判例や何かで，利益誘導とか，切違い尋問だとか，いろいろな誤った自白をしてしまったパターンというのが既にこれまで幾つか出ていますので，その辺のところは最低限，みんな，頭には入っているはずです。

ただ，今の話に関連すると，心証というのがつかめない検事が増えてきているなという感じはします。Ａさんの事件もそうなんですけれども，この人は本当のことを言っているのか，ごまかしているのかという心証を，やはり捜査官自らが本当はきちんと感じ取れる能力がないといけないなということは思うんですよね。

誤った自白なのか，それとも本当のことを話しているのか，それとも単に否認しているのかというようなことをつかみ取れる能力というのは，そんな一朝一夕にはできないんですけれども，私は，現職のときに，もう絶えず言っていたのは，言わば人間ポリグラフになれというふうに，みんな部下や何かに教えていました。自分自身が人間ポリグラフになって，その心証というのをつかむようにしないといけないと。

最近は決裁していても，要するに心証はどうなのと聞いても，心証はともかく証拠上は有罪ですよと言う人が中にいるんですよね。だから，そういう意味においては，心証がとれていない。一番大事な心証というのがとれないと，無理な捜査，無理な取調べというか，ブレーキが利かなくなってしまうというところはあるかなという感じはします。

○郷原委員　私は，若狭さんとは同期ですし，人となりもよく存じ上げているつもりです。いろ

いろ特捜部での経験されてきたことの中で，いろいろ思われるところもある。それが今日のヒアリングの中でも幾つか重要な指摘をしてもらっていると思うんですが，一つの船に乗った上での人事評価のこととか，実際の経験の中で部下の検事から怒られたことがある，部下の検事から，こんなもの駄目，無理というふうに言われたということがあったということを，率直に話していただいているんですが，そこが非常にこの在り方検討会議の中でも重要な点だと思うので，少し具体的に，聞かせていただければということでお聞きしたいんですが。

具体的な例として，若狭さんが特捜部でやられた事件の中で，乙４事件，そして乙５の事件，政治資金規正法違反の事件，これは全体として言いますと，乙４事件からこの政治資金規正法違反に展開して，知事公舎まで捜索を行って，乙５の娘さんまで逮捕したけれども，最終的には，今はもうほとんどざるみたいな規制だと言われている会計責任者の選任及び監督というところで，起訴猶予にしたという形で終わったという，かなり無理な結末を迎えた。それも，その経過で，乙５は辞職をしたということで，それなりの結果には終わったんですけれども，私は，相当そういうような捜査の過程では，いろいろな大変なことがあったのかなというふうに推測もしていました。実際，その当時，特捜部に勤務していた，正に若狭さんの部下の人たちからもいろいろなお話を聞いているんですが，そういう中で，先ほど若狭さんが言われた，こんなやり方をしたら駄目だというふうに厳しく部下から言われたということ，相当経験があったと思うんです。

例えば，何とかして贈収賄に持っていこうとして，金融機関が元本を返済してくれている，乙５の娘の会社にですね。それが賄賂になるのではないかという観点で，１週間ぐらい一斉叩きといって，がんがんがんがん調べをする。これは最終的には，弁護人側から抗議があってあきらめた。先ほど言われた撤退する勇気を発揮したということかもしれないけれども，部下から見ると，こんなものはとても無理だと言われている捜査が，一斉叩きが，一斉調べが１週間も続くということは，これは自分たちの正義感に相反するという，大変な不満・反発が出てくるのも無理ないと思うんです。そういうようなことを度重ねて行っている中で，部下からの反発がなかなかそれに対して，副部長，この主任はおかしいというような不満がどんどんどんどんたまっていくということもあったのではないかと思うんです。

私は，そこでお聞きしたいのは，そういうようなときに，私はむしろ，主任検事と副部長の間の関係，副部長と部長との間の関係という，本来その組織の中でそれなりに力を持っている人が同じ船の中に乗ってしまっていて，結局，まともな意見を言えないというような状況が相当あったのではないか。若狭さんの経験の中では，そういった思いが相当強くあるのではないか，上司との関係で。それを結果的には部下との関係で，全部自分がかぶるようなことになってしまってはいなかったのだろうか。ちょっとそういう若狭さん自身の経験に照らして，部下との関係，上司との関係，そういった事件の中で，どういうふうに思ったのかということを，少し具体的に話していただければと思うんですが。

○若狭氏　具体的な事件というと，今，郷原委員が指摘された事件のときに，部下から何か文句を言われたとかいうことでは決してないんですけどね。事件は全然違うんですけれども，少なくとも一般論として申し上げると，部下と副部長，あるいは副部長と部長というのが，いろいろと意見が食い違うというのは少なからずあると思います。私自身も，キャップのときに副部長に対して非常に強いことを言ったこともありますし，だから，その違う意見があるというのは，悪いことだというふうには思いません。

ただ，やはり部下と上司との間にいろいろと，中にいると，いろいろと気持ちが非常に厳しい状態に置かれていて，追い込まれていくという実情はあることはあると思います。

○江川委員　先ほど，質問の前に１点だけちょっと確認なんですが，可視化という言葉を使われたんですが，可視化というのはいろいろな人たちがいろいろな使い方をすることがあるので，一つ確認をさせてください。先ほどのお話だと，そのプロセスを撮っていくと。つまり，最後の部分だけではなくて，最初の方からずっと順々と録音・録画しておく。録音だけなのか，録画も含めてなのかは別として，とにかくプロセスで撮っておくということを言っていらっしゃるんだと思うんですが，その理解でいいのかというのを一つ確認したい。その上で，若狭さんが「サイト」という雑誌のインタビューに応じている中で，適正な調べをしている検事にとっては可視化した方がいいこともあるんですよと述べられています。可視化の問題点というのはよく捜査の方から聞くんですが，可視化した方がいいという点というのは，捜査の側からすると，どういうものがあるのかということを聞かせてください。

それからもう１点だけ。任意の取調べで，最近，議員の方，石川議員なんかが録音されたりしたことがあったり，任意の段階で録音をきちんとさせてくれという声も結構あるんですが，自己可視化みたいな，そういうことについて，どういうふうに考えていらっしゃるかということをお聞かせください。

○若狭氏　その１点目の，供述調書の作成プロセスや何かについても，いわゆる可視化ということについて確認ということですけれども，それは一つのシステムとして，そういう方向に行くのが私としては望ましいとは思います。一部だけ，最後のところを可視化するということですと，問題点というか，争われ出したときには，結局はまた同じ問題に戻ってくるという感じなので，その方向性としてはそういう方向，全部をというのが目指すべき点だとは思いますけどね。ただ，それをし出すと，先ほど申し上げたようにデメリットも生ずるので，そのメリット・デメリットを天秤にかけて，いろいろと検討をしていって，一つの社会のシステムとしてどうするかという問題だと思います。

それから２番目の，可視化することによって検事のメリットというのは，これはやはり恐らく，今すごく良い調べをしていたとしても，今度は公判へ行って，いや，こういうことを検事から言われたというようなことを言われた場合には，今の世の中の動きからすると，やはり無理な調べをしているんだろうというふうに，もうそれだけで思われてしまうわけですけれども，そうなると，本当に良い調べをしている検事にとってみると歯がゆいと思うんですよね。調べというのは，確かにいろいろときつい言葉や何かを言うときもありますけれども，そればかりではないところもあって，全体としてこの調べはどうなのかという全体評価が必要な場合には，検事にとってもメリットがあると，信用性を確保する意味ではメリットがあるということはあるのかなというふうに思います。

それから最後の，ＩＣレコーダーを任意のときにも，今，実際，そういう隠し撮りとか何とか言っておるわけですけれども，それをそういう任意の段階まで押し広げていいかどうかということについては，推し進めた方がいいという考えも当然あると思うんですけれども，ただ若干，身柄のときか在宅のときかとか，今度はどこで切るかという問題はすごくあると思うんですよね。費用対効果の問題もあるので。だから，それは直ちにはちょっと何とも申し上げられないという実情，私の気持ちです。

○石田委員　先ほど，特捜捜査の危うさの一つとして，一つの船の中での人事評価ということを

おっしゃいましたが，危うさということで，この項目を挙げられたということは，そういった人事評価を若狭さん自身，ネガティブに捉えておられるのではないかと思います。具体的にどういう点に危うさがあるのか。若狭さん御自身が人事評価をされた上で，こういうのはやはり問題だったんだろうという具体的な側面があれば，お聞かせ願いたいということです。

この事件でも，前田検事はある程度それまでは評価をされてきたわけで，そこに，人事評価にやはり問題があったということは言わざるを得ないと思いますが，そういう点を含めてお聞かせ願いたいと思います。

○若狭氏　少なくとも一般論として申し上げると，まず例えば，副部長とかキャップに対してこれは違うというようなことを声高に言う人が評価を高く受けるかというと，そういうことではないと。つまり，一つ船に乗っているわけですから，目的があっちに行きたいという副部長とかキャップがいた場合に，その船を後ろからこうやって押さえ込むような人を，お前は非常に能力が高いというふうに言えないだろうと。同じ船に乗って一生懸命自分たちと，部長とか副部長とかキャップと一緒になって漕いでくれる人の方が，やはり評価というのは高くなるだろうと。そういう意味において，一つ船に乗っている場合はどうしても自分の，キャップとか副部長とかが見立てとか目指している方向性と同じようなところを支えてくれる，フォローしてくれる人の方が評価は高くなるという問題点が根本的にはあるというふうには思います。

○石田委員　それは，具体的な事件のときにもそういうことはあったということなんですね。

○若狭氏　そうですね。正に具体的な事件の方が視点としてはあるんですけどね。

○石田委員　例えば応援の検事が来られて，この人を今度こちらの特捜部に引っ張り上げようかなんて思ったときには，正にそういう問題が起こり得るということなんでしょうか。

○若狭氏　そうですね。ただ，時期的なことで，もう少し整理すると，言わば特捜部の捜査は，離陸をするまでというのは結構いろいろな意見を戦わせることが実際行われているんですよね。離陸，つまり強制捜査をしようと決めた以後は，結局，後はもう飛行機であれば一緒に飛び立たないといけないので，飛び立とうと決めた以降にいろいろと違うことを言うというのは，これは評価は下がると思うんですよね。でも，それが問題になり得るのではないかと。大阪の事件を見ていると，そういうふうに考えた次第です。

○嶌委員　事件が大きくなればなるほど，マスコミが非常に大きく報道するわけですね。そして，そのマスコミの書き方によって，その事件の性格もだんだんだんだん，世間での見方が固まってくるという側面があると思うんですね。そういう意味で言えば，正式な発表というのはほとんどないんだろうと思うんですけれども，特捜の中で，この事件をマスコミに対してどういうふうに，リークするかとか，検察のリークによって書かれているのだろうとかよく言われるわけですね。しかし，公に聞けばリークはないんだと，常にそういう答えが戻って来るけれども，我々新聞記者の仲間からすれば，それはあるだろうというふうに常識でも思うし，それなりのあうんの呼吸で，そのとおりの言葉を言わないにしても，あうんの呼吸で，それらしい心証を得るということはあるんだろうと思うんですね。

そういうことを考えたときに，事件とマスコミ報道というのはかなり大きな意味合いを持っているし，取り分け，えん罪事件なんかになった場合には，そのことが取り返しがつかないという場合もあると思うんですよね。そういう点について，特捜の中で，マスコミに対してどう対応するかとか，具体的に，ああしよう，などの議論やマスコミ対策はしているものなんですか。あるいは今までの経験から見て，マスコミとの関係をどういうふうにお考えになっていま

すか。

○若狭氏　まず前段部分の，マスコミに対しての話というのは，特捜部は，少なくとも部長，副部長以外の平検事は，マスコミ記者の人とは接触禁止ということはかなり徹底はしていますね。

○嶌委員　でも，夜回りに来るでしょう。

○若狭氏　ええ。夜回り来て朝駆け来ても会わないということで，それは徹底はしていまして，行き過ぎの観があるかなと私自身は思うんですけれども。だから，現場の検事やなんかは相当そういうことで，対マスコミとの接触というのはない実情だと思うんですよね。

次に，マスコミとの対応はどうあるべきかということなんですが，恐らく今，いろいろと情報開示というか，説明責任というのがこれだけ重要性を指摘されてきている世の中なので，検察もそういう意味においては，変なリークだとか何とか言われないような形で，もう少し説明した方がいいかなという感じはします。逮捕したとか何とかいうのは当然発表するわけですから，それは重大な事実ですから発表するわけですけれども，そうではないところでも節目節目ではきちんとやはり，どうして検察はこういう処分をしたのかとかいうのを，単に裁判になって明らかにしますということではなくて，言える限りでは，もう少し説明責任を果たすという方向に行くべきだというふうには思っています。

○嶌委員　我々の間で，ある社は一定期間出入り禁止だなんていう言葉を，よく業界用語では聞くわけですよね。これは例えばどういう場合なんですか。

○若狭氏　出入り禁止というのは幾つかパターンがあるんですが，平検事と接触したりすると，一つの前歴みたいな形，マークが付けられるんですよね。それが数を重ねると出入り禁止になったりすると。

後は，前打ちといって，今日逮捕かという形で大々的に，新聞とかマスコミ，テレビで報道されると，結局，それが逃亡・逃走させてしまうおそれも出てくるということで，問題の記事だということで，そういう記事を書いた社に対しては出入り禁止というようなことをしていましたね。

○嶌委員　接触した場合には，その接触した平検事も何らかの処分を受けるんですか。

○若狭氏　それは，黙っていると処分を受けますね。処分というか，正式な国家公務員法上の処分ではないんですけれども，少なくとも口頭注意みたいな形で。

ですから，接触を受けた場合には翌日の一番で，きちんとこういう人から接触を受けたという報告をせよというような扱いにはなっていると思います。今は知りませんけれども。

○嶌委員　ガサ入れのときなんかは，必ずテレビカメラなんかがもう前で構えていますね。ああいうのは事前に言うわけですか。

○若狭氏　実際，これは本当の話なんですけれども，私自身は，どこからああいうふうに漏れるのか，よく分からないところがあるんです。本当に特捜部そのものからは漏れないんですよね。漏れないはずなんですよ。どこかから漏れているのかもしれませんけれども。だから多分，特捜部以外のところから，どこかから話が伝わっているのかなという感じはしますけれども。現場の特捜部の人が，やれこういう供述をした，逮捕が近いとかなんとか言って，良いことというのはまずないというのが現場の検事は非常に肌で感じています。だから，部長，副部長も含めて，現場の検事がマスコミにいろいろとそういう情報をリークするというのは，少なくとも，私の頭の中にはないんですよね。

○嶌委員　ただ，多くの事件で新聞などメディアは大体方向性が同じような流れの中で，お互い

に書いている場合が多いですよね。すると，ある種，メディアの方で流れを作ってしまいますよね。そういうことについて，流れが何か自分たちの考えているのと同じだなとか，あるいは違った方向に行っているなとか，そういうことは考えたことはないですか。

○若狭氏　違った方向に行っているというか，要するに，マスコミの人というのは総力を挙げるとすごい力だと思って，私はよく特捜部で，出勤して新聞を読むと，自分がキャップとか副部長でありながらも，全然知らないことが書いてあることがままあるんですよね。こんなことが書いてある，これはどうしたんだよと言っても，そこのところは我々がまだ把握していなくて，結局それを，では調べなくてはいけないなというようなことをしたことも何度もあるぐらいです。多分，マスコミの人も相当力を入れると，かなり直当たりしますから，相当の情報を得られることは確かなんですよね。その辺のところがかなり混然一体としてしまっているから，このリーク問題というのが，必ずしも見えないところがあるのではないかなという感じはむしろするんですけどね。

○郷原委員　一つの船に乗った人事評価の弊害を正していくために，どうしていったらいいかということなんですけれども，先ほどの具体的な例で言えば，無茶な指示を上司がする，それに従って無茶をさせられている部下が，例えばそういう一斉叩きみたいなことを，これは無理だと，これだけこれは無理だということが分かっているのに何でこんなものを続けさせるんだという，しっかりした検事だったら反発をする場合だってあると思うんです。結果的に，もう１週間も続けてしまったけれども無理だったということで，弁護人の申入れでやめてしまったというときに，それはどういう捜査だったんだということをきちんと検証して，上が無茶をやらせた，下の方はその無茶を正したという結果が，その捜査のプロセスとしてきちんと残って，それが評価の対象になれば全体としていい方向に向かっていくと思うんですよ。一つの船に乗った人事評価ではない方向に。そういったことが必要だというふうに思いませんか。

○若狭氏　それは思います。ですから，中立的な，言わば特捜係検事みたいなのを，チェックする検事を置いて，その人に対しては何でも言えるとか，あるいは，その中立的な立場の人が人事評価に関与するとか，加わるとかね。だから，自分のイエスマンばかりが評価が高いということではいけないわけであって，在るべき姿のことをきちんと指摘する人をきちんと評価するというシステムを構築する必要というのはあると思います。

○千葉座長　まだまだ尽きないところではあろうかと思いますけれども，今日はまだ次のヒアリングのお願いをさせていただいている方も，お待ちをいただいていますので，この辺で若狭さんからのヒアリングを終わらせていただきたいと思います。

今日は，若狭さん，大変ありがとうございました。貴重なお話をいただきました。

○若狭氏　いいえ，こちらこそありがとうございます。

○千葉座長　それでは，ここで約５分間，ちょっと休憩をさせていただいて，次に移りたいと思います。

（若狭氏退室）

（休　　憩）

（小堀氏，浦田弁護士入室）

○千葉座長　それでは，小堀さんからのヒアリングを始めさせていただきたいと思います。

本日は，小堀さんにはお忙しい中，当検討会議にお越しいただきまして誠にありがとうございます。本日は，大阪地検特捜部による捜査を受けられた際の御経験などを基に，お話をお伺いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは最初に，事務局から小堀さんの御紹介をさせていただきます。

○事務局（土井）　それでは，私の方から御紹介をさせていただきます。

小堀さんは，大阪府枚方市の副市長を務められていました平成１９年５月，談合への関与を疑われて大阪地検特捜部に逮捕され，同年６月に起訴されましたが，平成２１年４月，大阪地裁で無罪判決を受けられ，その判決が確定いたしました。本日は，この事件での御経験等を踏まえて，お話をいただけるものと思います。

○千葉座長　なお，本日は小堀さんの弁護人を務められた浦田功弁護士に同席していただいております。それでは，小堀さん，どうぞよろしくお願いをいたします。

○小堀氏　御紹介をいただきました小堀でございます。

本日は，このような場に出席をさせていただくことに心から感謝を申し上げたいということで思います。大変不慣れでございますので，緊張しておりますが，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，まず枚方事件の概要から，順次話をさせていただければなということで思っております。

私は，２００７年，平成１９年５月３１日に大阪地検特捜部に逮捕されてしまうわけです。平成１５年から枚方市の副市長を務めさせていただいておりました。副市長２期目を拝命した直後の出来事でございました。枚方市には当時，長年の懸案事項として，大型プロジェクトと言える清掃工場と火葬場の新設計画がございました。私は副市長就任で，その二つの事業，建設計画の担当責任者ということになりました。当時，公共工事の入札においては，特に談合防止が重要な課題となっていたと認識をしております。枚方市の清掃工場や火葬場も決して例外ではございませんでした。市としては，談合などの不正行為に関わりのない，公明正大な，ガラス張りの施設建設を行うことを大方針として取り組んできたということで思っております。

そのために，一般競争入札の積極的な導入や予定価格の事前公表など，談合防止につながる様々な手法を採用いたしまして，入札改革を積極的に実施してまいりました。その中でも，最も重要な手法として，現職警察官への協力依頼がございます。大阪府警捜査二課のエース捜査官と言われた警部補は，談合捜査のエキスパートと評価の高い，非常にやり手の刑事でございました。枚方市にとっては，大阪府警の強い監視の下で，談合捜査のプロに指導を仰ぎながら事業を進めることで，談合の防止は盤石になったということで考えておりました。

ところが，思ってもみない事態となります。平成１９年５月３１日，私は，先ほども申し上げましたが，逮捕されてしまいます。事情聴取をただの１度も受けない状況での，予想もしない突然の出来事でございました。逮捕容疑は，清掃工場における大手ゼネコンの談合に私が関与をしたというものでございます。私にとっては全く寝耳に水の話でございました。

実は２日前の５月２９日，既に逮捕されておりました先ほど申し上げました警部補が，表では談合防止のためなどと言いながら，裏ではゼネコンと結託をして，そのゼネコンが受注できるように暗躍していたわけです。しかも，談合捜査のプロと評価されていた警部補が，その見返りにゼネコンから１，０００万もの大金を受け取っていたという事実が判明いたしました。

警部補が逮捕された２日後の５月３１日の夕方，私の副市長室に４，５人の捜査官がどかど

かっと入ってまいりました。話を聞きたいから同行してくれと，ワゴン車で大阪地検に連れていかれました。その車の中で，「警部補が全部ゲロしている。」と，「枚方市主導の官製談合，お前が事業のトップ，市長に指示をされたんだろう。真実を言って１日も早く出ることが自分のためだ。」というようなことを言われたわけです。怒鳴り，脅しながら，早く認めるようにと強要いたしました。何を言っているのか，わけが分かりませんでした。

地検の調べ室で，自分が担当している事務の範囲，内容，それから清掃工場の建設に関わる事業経過や予算の仕組みなどについて，２時間近くお話をしたときに突然，逮捕状が執行されたと通告されました。午後８時７分でした。この時間は一生忘れないと思いますが，予測もしなかった。頭が真っ白になりました。私にとっては文字どおり青天の霹靂でした。事実無根の，全く身に覚えのない嫌疑でございました。検事に私は，「なぜ私が逮捕されるのですか。全く理解できません。」と，「なぜ逮捕なのか，何の容疑なんですか。」と何度も繰り返し尋ねましたけれども，検事は，「お前が警部補にぺらぺらしゃべったことが談合の共謀に当たるんだ。」と，その一点張りでございました。

その夜１０時過ぎに，生まれて初めて手錠と腰縄を打たれまして，大阪拘置所に送致をされました。２１日間に及ぶ過酷な取調べのスタートでございました。思いもしなかった逮捕から６月２１日までの２１日間の取調べの中で，大阪拘置所での取調べは休むことなく，連日続きました。取調べは，２，３時間の日もございますけれども，７時間から８時間の長時間にわたって，深夜に及ぶ日も多くありました。過酷なものであったということで思っております。

私が否認を続けていることから，担当検事は３人交代をすることになります。その３人目の検事がすごかった。もうすごかったとしか言いようがないんですが，声は特別大きいですし，拘置所の取調室は，机はコンクリートで作られたものです。それに，両肘付きの今私が座らせていただいているようなこの椅子を蹴って，打ち当てて轟音を立てるわけです。椅子のキャスターが壊れて使い物にならなくなりました。さらに，入口のドアを激しく開閉させて，すさまじい音を立てます。恐怖感をあおる演出としか思えませんでした。拘置所の近隣住民からは，夏，６月のことですから，廊下も取調室も全部開けっ放しになっているんですが，うるさくて眠れないと苦情が来るほどでした。刑務官が検事に，「苦情が来ています。少し穏便に願えませんか。」と伝えに参りました。私は，塀の外にまでこの音が聞こえているのかと，改めて驚いた次第です。

検事は，起訴までの取調べの間，罵声，罵詈雑言，恫喝の繰り返しでございました。例を挙げますと，「くずやろう，ごみやろう，ばかやろう。」と，終始怒鳴っておりました。「お前も金を受け取っているはずだ。」と，「調べても出てこないのはどぶに捨てたのか。」と，何を言っているのかなということで思いましたけれども。「かみさんも同じ目に遭うのが分かっているか。息子や娘も今の会社にいつまでおれるかどうかも分からんぞ。兄弟親戚も徹底的に調べてやる。」と。一番驚いたのは，介護施設に入っている母親も調べると，そういうことを言われました。

現実に，何の関わりもない妻と姉が取調べを受けております。特定疾患で心臓を患っておる妻は，拘置所で２時間ほど寝なければならないような状況になったということも現実にはございます。下半身不随の９０歳を過ぎた介護の必要な母親に，何を聞こうというのでしょうか。その母親も，私の無罪判決を聞く前に亡くなってしまいました。大変残念に思っております。

更に検事は，「二度と枚方に住めないようにしてやる。」と，「一生かけて反省させてやる。

覚悟しておけ。お前ら家族も町を歩けないようにしてやる。」と。自分のことよりも，家族や身内のことを言われると大きいプレッシャーになります。「否認しているのはお前だけだ。１人頑張っても全部お前にかぶせられる。ここから出られなくなるぞ。分かっているのか，ばかやろう。」というような罵声でございます。「談合に協力するように市長に指示をされて，警部補に情報を流したんだろう。提供したんだろう。」，そういう話です。

検察の最大の目標でありました市長は，２か月遅れの７月３１日に逮捕されました。私は市長逮捕のためのただの踏み台，駒であったのかなということで今でも思っております。その市長は無実を訴え，現在も最高裁に上告中でございます。

そのような恫喝が繰り返される中，私に対する取調べの過酷さが拘置所の内部で話題になっているのかと思わせるような出来事もありました。取調べが終わりまして，夜中１１時頃，へとへとになって房といいますか部屋に帰ったときのことなんですが，入口の前に見知らない大柄な人が立っておられました。「お前が小堀か。大変な取調べを受けているらしいが，くれぐれも間違いを犯すなよ。」と，そう言われたんです。とっさに私は，何を言われているのか，意味が分かりませんでした。「今の人は誰。」と担当刑務官に尋ねましたら，「ここの一番偉い人や。」，それが拘置所の一番偉い人なのか，私が入っているところの一番偉い人なのかは分かりませんが，そういう答えが返ってまいりました。部屋に入ってしばらくして，自分で自分の命をということを言われたのかということで気付いて，はっとなったところです。

この事件で，検察は枚方市役所の家宅捜索に４度も踏み込みました。山ほどの資料類を押収しましたが，犯罪を立証する物的証拠は皆無でございました。大阪府警のエースと言われた現職警察官の供述だけ，よく言う伝聞証拠のみを根拠とした逮捕でございました。談合捜査のプロが自分の罪の軽減を意図して，引っ張り込み供述の典型と言える事件ではなかったかなということでお聞きもしております。

取調べを受けていた当時の健康状態にも，少し付け加えさせていただきたいということです。

私は腎臓が片方しかございません。小刻みな水分補給を必要としておりました。しかし，水を飲ませてほしいと申し向けても，１度も聞き入れてくれませんでした。最後まで，コップ１杯の水も与えてくれませんでした。ここにおられる弁護士先生に抗議をしていただいたら，トイレ休憩を２時間ぐらいにとってくれるようになりました。その場で，手洗いの水を飲むことで渇きを癒すしか仕方がなかったというのが現実でございます。

また当時，前立腺肥大症で排尿障害があり，投薬治療を受けている状況で，近々手術をすることになっておりました。しかし，拘置所では薬を与えられず，過度のストレスもありまして，４日目には尿が完全に出なくなりました。医務室で排尿用のカテーテルを挿入されたんですが，その処置・措置の不具合で尿道と膀胱に傷が付きまして出血をするようになり，その後も出血・血尿が止まらず，精神的ダメージは最悪の状態になったということで思います。出血・血尿のため下着が赤く染まる状態になりましたから，介護用のおむつを与えられました。ちり紙を挟んで取り替えながら，細菌感染による鈍痛や発熱，尿漏れに苦しみながら，カテーテルを挿入した状況で取調べを受けたというのが実態でございます。

死をも意識をせざるを得ない状況でございました。このままでは殺されてしまうのではというような，そこまでの恐怖を感じずにはおれませんでした。屈辱以外の何物でもございません。本当に一生忘れることはできないと思っております。申し上げたことは一部ですが，このような恫喝，脅しに類する，聞くに堪えない内容の取調べが，起訴までの間，１日も休むことなく

続きました。正に拷問に等しい，理不尽極まりない，人権侵害と言える取調べであったということで思っております。

そのような精神的にも健康状態においても最悪の状況でしたが，終始一貫して潔白を主張して，検事のシナリオ，ストーリーとは全面的に争い続けたわけです。密室であるが故に人権無視の罵声や脅し，威嚇でもって精神的に追い詰め，虚偽の自白を迫り，調書をとることを最大の目的とした最悪の取調べであったと思っています。

さらには，健康の面においても，究極の人権侵害と言える，過酷極まりない，拷問に等しいものでした。連日の厳しい取調べにより精神的限界に近づいている状況の中で，検事は彼らの構図どおりに作成した調書を読み聞かせをしまして，「サインをすれば明日にでも家族の下に帰れるよ。」と誘導しました。「他の者は皆認めている。」と，「認めていないのはお前だけだ。」と。私は，何を言っても聞いてくれない，本当に耐え難い，つらい環境に追いやられてしまったなということで感じましたし，しかし，虚偽の自白調書には最後まで署名をいたしませんでした。

それでも検察は，一旦逮捕してしまえば，理不尽にも最後まで，起訴までしてしまうのです。そのことを如実に物語る事実といいますか，取調べの検事が言った言葉に，「地検も動くと止まらない。」という言葉が今も鮮明に記憶に残っております。検事は，「この事件は大阪地検にとどまらず検察組織全体で捜査に踏み込んだ事件。特捜というトップクラスの検事が動いている。逮捕した以上，今更止められない。何としてでも罰を受けさせる。」と，「検察に刃向かっても無駄だ，このばかやろう。」というような怒鳴りがございました。真実がどこにあろうが，自らのストーリー以外は一切認めず，警部補の曖昧な供述のみをよりどころとした，見込み違いの誤認逮捕に踏み込んでしまった事件であったと私は結論付けております。

その後の大阪地検における裁判は１年７か月に及びました。当然のことですが，事実無根であり，身に覚えがないと終始潔白を主張し，無実を訴え続けました。裁判長は一昨年，平成２１年４月２７日，私の主張を全面的に認める形で，無罪を言い渡してくれました。そして大阪地検は控訴することなく，５月１２日零時，無罪判決が確定をしたのです。

私は，逮捕という事態に自らが直面するまでは，地検特捜の検事はエリート中のエリートだということで思い込んでおりました。さらには，悪を懲らしめる正義の味方というような，尊敬の念にも近い思いを持っていたと言っても言い過ぎではないということで思っています。逮捕という最悪の状況に追い込まれましても，事実に基づいて話せば，説明すれば必ず分かってくれるということで信じておりました。

しかし，取調べ検事は，この容疑者は本当にやっていないかもしれないというような思考回路というか，思考を最初から排除しているとしか思えない現実がそこにはありました。被疑者の言い分など受け入れる余地は全く持ち合わせていない。常に被疑者を落とすという方針だけで追及し続ける取調べであったと思っています。地検特捜部には一般常識は通用しない。ゼロから事件をつくって，目を付けられると逃げられない。求める答えが先にあり，そこに合わせて取調べをするんだ，そう強く感じた次第です。

一般人が逮捕されて，世間から隔離された密室で，事実と違ううそを認めてでも楽になりたいと思ってしまう。長時間罵倒された，そういう状況の中では，そういうことも仕方がないのではないかなというように感じています。私自身が受けた取調べを思い返したとき，あの非人道的で苛烈な，拷問と言える取調べにさらされれば，ほとんどの被疑者が虚偽自白を迫られ屈

してしまうという。現実を経験した身には，理解のできることではないかなというふうに思っています。

推定無罪の原則というのはよく耳にしますが，その原則があるはずですし，まずそのことを，やはり検事の皆さんも再確認した上での取調べ姿勢が最低限求められるのではないかなということで考えます。当たり前のことが忘れ去れているとしか言えないということです。

密室ブラックボックスであるが故に，人権侵害，拷問と言える取調べがまかり通る。現実にどのようなことが行われているのか，国民は誰も分からないわけで，一切表に出てこない状況で，えん罪がつくり上げられていってしまう。全てがこの密室での取調べに起因するということで私は思っています。このまま取調べを密室状況にしておくことを続ければ，同じような目に遭う人がまた出てくると予測することは，決して的外れではないのではないかなと思います。

こうした問題を解決するために最も重要なことが，今，大きく取り沙汰をされております，取調べの全ての録音・録画をする，全面可視化の実現以外にはないということで考えています。

枚方事件のときに全面可視化が実現したら，私に対する理不尽で人権無視の取調べができなかったであろうことは明白でございます。私が経験した取調べの実態が全てあからさまになって，罵声や脅しの事実，検事とのやり取りの内容がそのまま記録されるということになるんだと思います。

当然のことながら，密室であるが故になし得た拷問と言える取調べができなくなり，結果として，えん罪を生む虚偽の自白調書は作成できないことになるわけです。可視化の実施においては，被疑者の取調べの一部分だけを録音・録画するだけではなく，参考人に至るまで全ての関係者に対して，取調べや事情聴取の全過程を記録する全面可視化でなければ，自白の強要によるえん罪被害を生まないという，本来の目的は達成できないということと思います。検察事件において試行される一部可視化では意味をなさないと考えています。取調べの一部分だけでは，捜査側に都合の良い部分だけが録音・録画されかねず，取調べの実態が何ら明らかにならないばかりか，そのことが逆に，事実に対する評価・判断を誤らせる危険が増すのではないかなというふうに思います。現に，現在の裁判員制度においては，法律のプロではない一般人が判断をするわけですから，なおさらのことではないかというふうに考えております。

ところで，最近の改ざん事件を始めとする大阪地検特捜部の不祥事は，単に一検事の資質の問題とか個人的暴走とかで片付けられるものではなく，特捜部全体の組織の歪みと言える弱点をさらけ出した結果だというふうに私は考えています。組み立てたストーリーどおりに証拠や調書を作り上げ，無実の人を罪に陥れる体質を持った組織であることを示しているということで思います。

真実を究明する捜査から起訴に及ぶ強大な権限を持つのが検察です。ゆえに，公益の代表として，国民に代わって真実を追求する責任があるんです。にもかかわらず，捜査の命，被疑者にとっては命の砦ですが，そういう証拠までも改ざんをしてしまう。逮捕，起訴，有罪，何が何でも事件を進めなければならない。結果が求められている。サラリーマンと変わりのない，行き過ぎた成果主義のなせる業としか言えないということで感じております。

昨年１２月２４日に公表された再発防止策について，少しだけ述べさせていただきますが，詳細を把握しておりませんので間違ったことを言っているかも分かりませんが，検察改革の視点から，以前から注目をしておりました。

最も重要と考えているのは，今申し上げた全面可視化の１日も早い実現についてです。この

理由については先ほどから申し上げましたので省きたいと思います。

２点目は，チェック機能だということで思っています。高検と最高検に特捜係検事を配置すると掲げられていますけれども，特捜事件を本当にチェックすることができるのか，よく分かりません。次から次へと表面化する事態は，正に組織そのものの在り様に関わる問題だと考えます。やはり外部の目・視点を取り入れることが不可欠ではないかということで感じています。内部のチェックだけでは仲間内の傷のなめ合いととらえかねないわけですし，時間が経てば形骸化が危惧されます。第三者の関与が大事なポイントだということで考えております。その意味では，取調べの全面可視化は被疑者のためだけではなくて，供述の信憑性について捜査側がチェックできるという，大きなメリットがあるということでも思っております。

もう一つ，私の思いとしては，現に調査の在り方が争われている事件や，既に無罪判決が確定している，私も含めてですが，捜査や公判に問題があった疑いのある事件についても検証対象にすることを望んでおりました。防止策には，最高検に検証・指導を担当する部署の設置が掲げられているんですが，過去の事件を検証することになるのかは不明です。

以上のことから，私としては，今回の再発防止策では，真の検察改革というか，それには大きな距離があると言わざるを得ないと思っております。

行政経験が長いだけで，法・司法に理解の足りない私が大変口幅ったいことを申し上げてまいりましたけれども，特捜検事による証拠改ざん事件やアリバイ書換え事件など，あり得ない，あってはならないことが後を絶たずに続いております。ここまで来ると，氷山の一角としか思えないのが率直な感想です。

私の無実，えん罪が明らかになった枚方談合事件を始めとして，多くのえん罪事件が存在すると，いまだに存在すると思っております。前田検事が担当した事件にとどまらず，大阪地検特捜部が過去に手掛けた全ての事件を，改めて調査・検証する必要・責任があるのではないかということで再度申し上げて，終わらせていただきたいということであります。

時間の関係もございますので，終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○千葉座長　小堀さん，ありがとうございました。

それでは，私の方から２，３点，お尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほど，詳細に調べの状況などをお話しいただきましたが，その際に，取調べの検察官から関係者の供述内容を告げられたり，供述調書を示されたりするようなことはございましたでしょうか。仮にそのような事実があったとすれば，その際，取調べ検察官からどのような話がされましたでしょうか。もしそういうことが御経験がございますれば，お話しいただければと思います。

○小堀氏　今，御質問いただきました，関係者の調書を示されたかということについては，それはなかったと記憶しております。

ただ，検事からは，取調べを受けた関係者の供述を，物証がない中で伝聞証拠のみを攻めの対象・材料として使われたということはあったということで思います。特に，主役であったと申し上げたい警部補の供述とされていた内容が全ての近い状況です。警部補が全て認めている。先ほども言いましたが，「ゼネコンの意向を受けて，プラントと建屋の分離発注，決定するように誘導して，入札価格の増額も事業のトップとしてお前が仕組んだんだ。」と，「そう彼が認めているし言っている。」と。「市長の指示を受けて，談合でゼネコンの受注が決まっていることを承知で，市長から知らされていながら機密情報を垂れ流したんだ。」と，「それを彼が言って

いる。」と，そういうようなことも言われました。

それから，「市長も認めている。」と。「お前が早く認めて楽になることを彼は望んでいるんだ。市長も近々逮捕だ。」と。「府会議員も逮捕した。職員も全部呼ぶことになる。」と。「お前が否認すればするほど泣く者が増えるだけだ。市長に指示されたことを思い出さないと，お前が不利になるんだよ。」と，そういうような話がありましたし，彼からは，そのことと併せて，妻や姉が事情聴取を受けたことも言われました。

娘や息子の勤め先についても，先ほども言ったかも分かりませんが，「いつまで勤めていられるか分からんぞ。」と。「枚方に住めないようにしてやる。」という類似のことを，ずっと脅かしと言える内容として言われたということです。

他にもいろいろ，ベルトコンベアの話とか，ＵＦＯ，オウム真理教の話とか，笑い話と言えるようなこともありますけれども，もうほとんどはそういうような，先に逮捕されていた警部補の供述と言える内容のことを聞かされた。それをもって攻められたということだったということで思っています。

○千葉座長　先ほど，御意見として，検察改革のためには取調べの全面的な可視化が不可欠だという御意見をいただきました。この取調べの可視化以外にも，例えば弁護人の立会いとか，あるいは証拠の全面開示，こういうことが必要ではないかという意見がございますけれども，この点に関して，御専門ではないというお話ではございましたけれども，この経験の中から何か御意見あるいはお感じになることがございますれば，お話をいただければと思います。

○小堀氏　私は先ほどからも，自らの体験したことを事実に基づいてお話しさせていただこうということで，精一杯お話をさせていただいたということで思っています。法律を専門的に学んだことのない，市役所という行政の中で４０年余り過ごしてきた人間ですので，起訴までの取調べの全てが初めて経験する出来事でしたし，言い方を変えれば，修羅場であったのではないかなということと思っています。事実は一つとの思いで，全てをあからさまにさらせば必ず分かっていただける，そういう思いの中で，他のことを考える余裕など全くございませんでした。

無辜の人間を罪人にしないためにも，先ほども言いましたが，取調べの全てに及ぶ録音・録画，何にも増して必要不可欠な条件であると，最低限の条件だということで確信をしています。１日も早い実現を熱望しているところです。

さらには，取調べにおいて弁護人の立会いについては，私もそうでしたが，１人で闘う，あえて闘うと言わせていただきたいと思いますが，何を話しても否定されてしまう，そのつらさ，苦しさというのは，実際に経験した者にとっては，非常に重要な課題です。やはり当初から信頼できる弁護士に立ち会っていただくということが，ごまかすということではなしに，真実をより明確に表現するという上で，絶対不可欠ではないかなというふうには思っております。

証拠の開示については申し上げるまでもないと思います。私どもも家宅捜索で全てを押収されてしまったわけですが，捜査側に都合の良いものばかりといいますか，悪いものについては裁判所の命令が発せられるまで開示しないというのが一般的な状況というようなことで，私は認識をしております。そういうことから言えば，証拠というのは全てオープンにすること，それが大前提だというふうには思っています。

○千葉座長　ありがとうございます。私の方からは以上でございますが，あと５分程度の時間になってまいりました。お約束の時間でもございます。皆さんの中から是非という御質問ございますれば，一言の簡潔な御質問にしていただいてと思います。

○宮﨑委員　先ほど，大阪地検特捜部が扱った事件について全部再検証をすべきだという御意見を申されましたが，あなたは大阪地検特捜部の捜査を体験されたわけだから，東京地検については余り認識がないというのか。それとも，いや，これは同じように東京でも行われているのではないかと思われているのか。その辺り，もし御体験の中から語れることがあれば，御発言いただければと思います。

○小堀氏　私は，新聞報道で報告書の内容というのを見た程度のことしか分かっておりませんので，詳しくは分かりませんけれども，大阪地検特捜部の特殊性というようなことでは思っておりません。詳しくは分かりませんが，特捜部長とか副部長，それから主任検事の個人的な資質，一検事の暴走として片付けようとしているのではないかなという，そういうような感じで受け取りました。主任検事の改ざん事件を皮切りに，後を絶たない不祥事の連続を見せられたときには，個人の問題にとどまらない，やはり組織全体の病巣を抱えていると思ってしまわざるを得ないなということを思います。

東京地検のお話がありましたが，私を取調べをした３人目の検事が東京地検の特捜部におられたということで，本人が申しておりました。「自分は東京地検の特捜部にいたんだが，昨年，だらしのない大阪に応援に来たんだ。」と。「担当した事件で，全ての被疑者にゲロをさせた。」と。「落とせなかったのはお前だけだ。」ということで言っておりました。「裁判でどのようになるのか楽しみにしている。」と。「弁護士と相談して供述を変えるなよ。」と，起訴後の面談でうそぶいていたということを今も記憶しております。その彼は現在，聞くところによりますと，司法修習生の教官をしているということで聞いております。こういうことも含めて，大阪だけの特異な事象ではないということで強く感じております。

○郷原委員　恐らく聞くまでもないことだと思うんですけれども，小堀さんに対して検察の方から謝罪というのはありませんよね。

○小堀氏　一切ございません。

○郷原委員　今率直に，検察に対して，そして，そういう今お話しいただいたような取調べをした検事に対して，どういう思いでいらっしゃいます。

○小堀氏　当然，現時点では謝罪がないんですが，村木さんの報道等を見ていて，それから菅家さんの報道も接すると，一定の謝罪を，どこまでの形なのかということは分かりませんが，形式上は謝罪をされているというようなことも見聞きをしております。しかし，私には一切ございません。

無罪を確定して，私がそうしたら元に戻るのかといったら，人生，何も元に戻らないわけです。

現実に，無辜の人間を逮捕して裁判にかけて無罪であったと。これは私にとっては当然のことだと思っておりますけれども，彼らにとっては，ちょっとしたミスをしたという程度のことでしかないのかなと。それではやはり，今の日本の司法制度を正しく受け継いでいくには，大きな汚点を残すのではないかなと。やはりきちっと検証して，謝るべきところは謝っていただきたいと，そういう思いは今でも持っております。

○嶌委員　拷問に近い調べだといわれ，特に３人目の人がひどかったと。１人目，２人目はどうだったのかということと，それから，無罪になって，法律的には無罪になったんだけれども，社会生活の上で，やはり事件の前と後では，あるいは無罪になってから，大きく変わったのかどうか。その辺はいかがですか。

○小堀氏　１点目につきましては，後の２人，最初に逮捕するときの検事さんは，やはり少しは怒鳴っておられたということで思います。しかし，それほどし烈な取調べであったという認識はしておりません。

２人目は，非常におとなしいと言うと語弊がありますが，静かな方でした。こうこうこういう嫌疑がかけられているんだというような説明をされておりました。

２人で３日間だったと思います。４日目から，そのすごい検事に替わるわけです。最後までその検事が担当するわけですけれども，今でもすごいの一言しか表現のしようがない検事であったように思っています。

それと，それまでは，先ほども冒頭に申し上げました，枚方市の副市長をいたしておりました。主に建設事業，道路，清掃工場というような建設事業を担当しておりました。その中では，やはり業者との関係というのを非常に重く捉えておりましたし，大事な部分として，明確な一線を画した中で対応すべきという認識の中で接してきたということです。

しかし，その中で，いわれのない嫌疑をかけられ，起訴をされ，裁判というような，初めて経験する状況に追い込まれてしまいました。そのときは弁護士先生のお力をいただきながら，精一杯闘ってきたということで思っていますが，その結果，無罪をいただきました。

しかし社会的には，当時のマスコミ報道が中心だと思いますが，私は一切潔白だと主張していながら，逮捕された翌日の新聞には，本人が認めていると，１，０００万，中には４，０００万ということもありましたですけれども，そういう記事が氾濫をしておりました。それを見た一般人，市民の方は，やはり新聞はうそを書かないだろうという前提の中で記事を見てしまう。その印象がいつまででもやはり残っているんだということで，現状でも認識をせざるを得ないのが実態です。

そういう中では，無罪というような二文字をいただいたからといって，人一人の人生が何も元に返るものはありません。そこで大きく途切れてしまって，一からというか，マイナスの部分から出発を，再出発をしなければならない。幸い私は，枚方市の御高配によって，顧問という形で一昨年の１０月から復帰をさせていただきました。そのことが無罪を証明するというか，大きな一歩になったということでは認識しておりますけれども，しかし，だからといって大半の市民が，いまだに当時のマスコミ報道のことが頭にインプットされた状況の方が大半ではないのだろうかなというふうに感じているところです。そういうことから言えば，元に復するどころか，マイナスでの再出発を余儀なくされているというのが現状だということで思っています。

○但木委員　私は，検察庁に長いことおりまして，検事総長もしておりました。

あなたに対して，あなたの人格を著しく傷付ける侮辱的な調べをしたことについては，誠に申し訳ないと思います。

それからもう一つ，あなたの身体的な非常につらい状態にある中で過酷な調べをしたことについても，深くおわびを申し上げたいと思います。

それから，もちろんあなたの人生，取り返しのつかない部分を奪ってしまったことについても，また深くおわび申し上げたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

○小堀氏　想像もしていなかった温かい言葉をいただきました。大変感激をしております。当時，取調べをした検事，当時の指揮をしていた特捜部の副部長，今は大阪地検特捜部の部長さんに帰られている方がおられますけれども，その方に本来は，今，但木さんにおっしゃっていただ

いた言葉を言っていただきたいというのが，私の偽らざる心情でございます。ありがとうございます。

○千葉座長　まだまだ本当に厳しい状況の中で御経験のお話をいただいて，心から感謝をするところでございます。

委員の皆さんには，お尋ねになりたいこともまだあろうかと思いますが，時間の関係もございますので，ここで小堀さんからのヒアリングは終わらせていただきたいと思います。

○宮﨑委員　質問ではないのですが，机上に配布されている資料の説明，確認をしておいた方がいいのかな。この手書きのものをいただいているんですが，これは御自宅に来たはがきでしょうか。

○小堀氏　私が逮捕された１週間後に家に送られたはがきです。家族は，それを読んで大きなショックを受けたというところです。

○宮﨑委員　配られている「季刊刑事弁護」の論文は浦田弁護士の事件報告と言うべきものですね。差し出がましいことでございますが。

○千葉座長　いえいえ。今日御持参をいただいたということでございますので，そういう資料として御参照くださいませ。

小堀さん，本当に今日はありがとうございました。心から御礼を申し上げたいと思います。

○小堀氏　舌足らずで申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

○千葉座長　それでは，ここで約１０分間の休憩をとらせていただきたいと思います。

（休　　憩）

（吉永委員，黒岩大臣政務官入室）

（村木氏，弘中弁護士入室）

○千葉座長　それでは，議事を再開いたします。

これから村木さんからのヒアリングをさせていただきたいと思います。

村木さん，本日はお忙しい中，当検討会議にお越しいただきまして誠にありがとうございます。本日は，大阪地検特捜部による捜査を受けられた際の御経験などを基に，お話を伺いたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に，事務局から村木さんの御紹介をさせていただきます。

○事務局（土井）　それでは，村木さんの御紹介をさせていただきます。

村木さんは，厚生労働省の局長を務められていました平成２１年６月，虚偽公文書作成等に関与したとして大阪地検特捜部に逮捕され，同年７月に起訴されましたが，平成２２年９月，大阪地裁で無罪判決を受けられ，その判決が確定いたしました。

御承知のとおり，この事件は当検討会議が開催される契機となりました重大な事件でございます。本日は，この事件での御経験等を踏まえて，貴重なお話をいただけるものと思っております。

○千葉座長　なお，本日は，村木さんの弁護人を務めておられた弘中惇一郎弁護士に同席していただいております。それでは，村木さん，よろしくお願いいたします。

○村木氏　村木でございます。座ったままで失礼いたします。今日，大変貴重な機会を与えていただいたというふうに思っております。感謝をしております。

私の方からは，まず，今回の事件で逮捕や取調べ，裁判を通じて見たこと，感じたことを，率直にお話をさせていただきたいというふうに思っております。少し時間を追って，お話を具体的にできればというふうに思います。

まず，今，御紹介がありましたとおり，一昨年の６月１４日に逮捕をされました。私の逮捕の２０日ぐらい前に，Ｃさんという係長さん，実際に証明書を作った係長さんが逮捕されておりまして，その逮捕から数日経った辺りから非常にマスコミに，Ｃさんがこういうふうに供述をしている，あるいは，私の上司が，同僚が，こういうふうに供述をしているという情報が流れてきておりまして，新聞を読んでおりますと，私が関わっているという供述がされているということがたくさん流れてきました。私も，ですから，いつ検察の方にお呼出しがあって話を聞かれるのかというふうに待っていたんですが，もう報道だけが先行するという形で大騒ぎに，正直申しまして，マスコミに追い掛け回される形になりました。結局，６月１４日ですか，やっと大阪地検から事情を聞きたいので来てくださいという話があり，そこに伺ったその日に逮捕されました。

逮捕前の取調べというのは，私の印象では，非常にあっさりしたものでございました。凛の会から何か頼まれたか，凛の会の人に会ったか，それから，議員から，あるいは上司から，証明書を作れという指示がなかったか，部下に証明書を作ることを命じて，それを受け取って凛の会に渡したかというようなことでございました。どれも全て否認をしたら逮捕されたという状況で，非常に不思議な感じがいたしました。

それから２０日間ちょうど取調べがございました。取調べは初めての体験で，いろいろと印象に残ることがたくさんございました。検事さんはお二人，Ｐ１１検事さんという方とＰ１検事さんというお二人が御担当されました。幾つかの取調べの中で印象に残ったことを申し上げたいと思います。

まず，最初にＰ１１検事の取調べがありましたが，取調べの冒頭で，勾留は１０日間です，１回限り延長ができます，したがって都合２０日間の取調べで，あなたを起訴するかどうかが決まりますと，あなたの場合は恐らく起訴されることになるでしょうと，こういうふうに言われました。そして，私の仕事はあなたの供述を変えさせることですと，こういうふうに言われました。

実は，この検事さんについては，逮捕される前に私に付き添ってくださっていた女性の事務官の方お二人が，Ｐ１１検事ならきちんとお話を聞いてくださるから大丈夫ですよというふうに，お二人の方が全く同じことを言って私を励ましてくださったので，良い検事さんに当たったのかなと思っておりました。それゆえにですけれども，この検事さんが変なのではなくて，そういう良い検事さんだと言われている検事さんにそういうふうに最初に宣告をされたということが，大変私としてはショックでございました。組織の方針がそういうふうになっているのかということで，大変暗い気持ちになったのをよく覚えております。

Ｐ１１検事の取調べは，私は，基本的には，大変この方は紳士的な方だったと今でも思っておりますが，それでも，自分が言ったとおりに調書を書いてもらうのがこれほど難しいことかということは実感をさせられました。

さっき申し上げたように，団体から頼まれたり依頼を受けたことはないかというふうに聞かれたわけですが，私自身は，５年も前のことですし，証明書の発行というのは非常にルーティンの業務でございますので，偽団体だと言って名乗らないで普通に来られて担当を御紹介した

くらいでは，とても覚えてはいない，覚えている自信がございませんでしたので，そこは，あるかもしれません，ただ記憶にはありませんと申し上げました。後は，偽の証明書，偽の団体だと分かって，その証明書を出すことを引き受けたり，あるいは部下に命じたり，それを渡したりと，これは絶対にあり得ませんというふうに一貫して申し上げたんですが，検事さんの作った調書は，団体に会ったことはない，凛の会は知らないという，一切否認をする調書になっておりました。検事さんの説明は，調書というのはあなたの記憶に基づいて書くもので，事実を書くというものではないので，調書とはそういうものだというふうに説明をされて，慣れない私は，その調書にサインをしてしまいました。

何度かそういうことがあって，やはりおかしいということで弘中先生に御相談をしたら，いや，別に調書はそういうものではありませんというアドバイスを受けましたので，今度こそ，次に同じことを聞かれたら，もう絶対にそれにはサインをしないでいようというふうに思っておりまして，１０日目にやっと，記憶にないということと，やっていないということを書き分けていただくということができました。

その１０日目にとった調書ですが，私は実際に何が起こったかというのは一切分かりませんでしたので，この事件に関して上司や部下の悪口というのを検事さんには１度も言いませんでしたが，私が，上司のせいです，部下のせいですということを散々言った調書が，出来上がったまま持ってこられまして，私はこういうことは一言も言っておりませんのでサインはできませんと言って，相当やり合って，全部変えていただきました。変えていただいて，私がサインをしようと鉛筆を持たんばかりのときに検事さんは，最初のものと随分違ってしまったので上司のオーケーを取ってくると言って，その調書を持って出ていかれました。これも私にとっては結構ショックで，あれだけ相対で真剣に，きちんとした調書を作ろうということで，お互いにやったのではないだろうかというふうに思いましたが，そういうことでございました。幸いこの調書は，サインをすることができて喜ぶのも何かと思うんですが，サインをさせていただきました。

お２人目はＰ１検事という検事さんで，また全くタイプの違う方でございました。特にＰ１検事の取調べについて印象が深かったのは，取調べの１日目に，大変詳しく，このストーリーを話してくださいました。Ｃさんや D さんや，あるいは私の同僚がこういうことを言っているということで，大変詳しく事件の発端から様々な出来事を，全部１日目にこういうことなんだよと話をしてくださいました。部屋に帰って大急ぎでノートに書き留めましたが，ちょうど大学ノートに２ページ半ほどの分量でございました。ほぼ冒頭陳述にも近い内容だったのではないかと思いますが，そういう話をしてくださいました。

２日目は，同僚職員の調書を持ってきて，ページを開いて，その部分を指で指し示しながら，この人はこういうふうに供述しているよと，こういう調書だよというふうに私に，２人分ぐらいだったと思うんですが，見せてくださって，結局のところＰ１検事は，あなたがそういう主張をするということは，あなたがうそをついているか，他の全員がうそをついているか，どちらかだというふうに言われました。また，否認をしていると裁判で厳しい結果が出ますよということを再三言われました。

それに対して，事実と違う調書にサインをしたり，やっていないことを認めるわけにはいきませんということで，結局，Ｐ１検事のもとでは調書を１通も作りませんでした。ただ，一貫して私はずっと否認をしてきましたが，１度，Ｐ１検事は，Ｃさんに大変申し訳ないと思って

おります，私の指示が発端でこういう事件が起こりました，Ｃさんがこういうことをやったことに私は責任を感じておりますという調書をお作りになりました。読み上げられた段階でサインをしますかと聞かれたので，私がサインはできませんと申し上げたら，プリントアウトもせずに，その調書は反故になってしまいましたので，そういう調書を作られたという証拠は残っていないのかもしれませんが，そういうことがございました。

２０日間の取調べが終わって，私の中には二つの疑問が残りました。本当は何が起こったんだろうということ，それから，なぜ検事さんたちは間違えたストーリーを作っているのだろうということ。私が関わった部分については間違いだということが分かりますので，なぜ間違っているんだろうと。それを自分で探さないことには自分の無実の証明ができないというふうに思い定めて，公判前整理が始まって，出てくる証拠を必死で読んでいったわけでございます。

その証拠が出てきてからのことを次にお話ししたいと思うんですが，まず最初に，たくさんの調書が開示をされて，それを一生懸命読みました。この調書を読んで大変びっくりしました。私が関与をしたという内容の，厚生労働省の職員，それから凛の会の方々の調書が大変たくさん出来上がっていました。ノートに記録は取ってあるので，数えれば数えられるんですが，私が関与をしたという直接の記述がある調書だけで三，四十通あったのではないかというふうに思います。これはもう大変ショックで，同僚やなんかのそういう証言というか調書があったわけで，本当にまじめに，私だけもしかして記憶喪失にでもかかっているのではないかというふうに思いました。

調書は，よくできているというのかどうか，よく分かりませんが，裁判で裁判長がよく言っておられた，具体性，迫真性があるという調書なんだろうと思います。調書と調書の間は非常に整合性がとれていて，それゆえに自分が記憶喪失になったのではないかと思ったんです。例えば，ちょっと大変な案件だけれども，よろしくお願いしますと言って，私が部下に仕事を指示したことになっている。５年前のそういうせりふが正確にというのか，全く同じせりふが違う人の調書に出てきて，私がそうやってその当時仕事を頼んだということになっている。これは一体何だろう，どうしたらいいんだろうと，最初は非常に悩んだというか，ショックを受けて，どうしようもないというふうに思ったんですが，段々調書をよく見ていくうちに，おかしいなと思うことに自分で気が付き始めました。

一番のきっかけは，客観的な事実と全く違う調書がたくさんあるぞということに気が付いたということです。私が逮捕される直前の数日間に，当時，自立支援法の円滑な成立のために野党に配慮しなければいけなかった，そのいろいろな根回しをしているところだったので，野党のその先生から頼まれたことに対して引き受けざるを得なかったんだという調書が何人もから作られておりまして，自立支援法の法案を作るときは当然根回しをしますが，それは実は翌年，平成１７年の出来事でございまして，あれ，これは１年ぐらい時間がずれているぞというのに気が付きました。その当時，厚生労働省で使った，いろいろな先生方に根回しをした資料や，先生方のコメントが書いてある資料が調書に添付をされておりまして，その資料の日付そのものも平成１７年のものになっておりまして，これはもう時期が全然違うと，おかしいなと。何人もが何でこんな同じ間違いをして，同じように違った調書ができるんだろうと。調書はおかしいのではないかというふうに思うきっかけになりました。

自立支援法のためにそういう悪いことを私がやったという報道もありましたので，Ｐ１１検事に私は丁寧に自立支援法の経緯を説明いたしました。Ｐ１１検事もしっかり勉強してこられ

て，６月３０日ぐらいに，自立支援法ができた経緯や時期，そういうものをしっかりお話しして，非常に詳しい調書を作りました。その直後に関係者の調書が幾つかとり直されておりまして，自立支援法があったからやったというのではなくて，後の自立支援法の改正につながるようないろいろなことをしていたんですという調書が，新しくとり直されておりました。そういうのを見て，何だかおかしいというか，意図的にこういう調書が作られたのではないかというふうに思うようになりました。

それは一例でございますが，他にも幾つかありまして，例えば調書を全部並べてみると，こういうストーリーになっておりました。Ｄさんがある日，これは２月２５日ということにストーリーではなっていたんですが，議員にお願いに行った。その日に議員は私の上司に，これはやってやれというふうに依頼をした。上司から私に，これを議員案件だからやってあげなさいという指示があったと。私は担当者に，議員の依頼があって，こういう人が来るらしいから，そのときはきちんと対応してあげてねという指示をした。それから数日後に担当者は私の席に呼ばれて，凛の会のＤさんを紹介をされて，ああ，これがこの前に，当時の私ですが，課長が言っていた件だなということで，担当としてＤさんから話を聞き，Ｄさんが帰った後で，いろいろ見て，これは民間の障定協（障害者団体定期刊行物協会）というところへ行かせた方がよさそうだということで，その後，凛の会に電話をかけて障定協へ行かせたと。こういうストーリーで，たくさんの人の調書が一致をした，きれいなストーリーになっておりました。

ところが，他の，いわゆる捜査報告書なんかで別の証拠，調書以外の証拠をずっと見ていきますと，ＤさんがＩ議員にお願いしたのは２月２５日ということになっておりましたが，それから相当な日にちがたってからＤさんが来たはずなんですが，障定協にＤさんから，凛の会から電話があったのは２月２６日になっているということで，全く日にちが合わない。あれ，これも日にちが合わないということで。いろいろ調べていくと，最後には，Ｉ先生がゴルフに行っていた日にＤさんはＩ先生に会っていたことになるとか，それから，フロッピーディスクのように６月８日以降に作られたはずの文書が，なぜかフロッピー上は６月１日になっているとか，いろいろなものがあって，結局，調書同士で見れば非常につじつまが合っているのに，客観的なものと突き合わせると，全部事実と違ってくる。これは何なんだろうというのが，裁判の準備を通じて，非常に大きな疑問として私の中に残りました。

原因はいろいろあるでしょう。，私も調書を見せられながら取調べを受けたりしましたし，公判で明らかになったのは，否認をしている間は調書をとらない，認めたら調書をとって，そのとった調書はすぐにみんなに配布をされる。それから，人によっては脅迫された，誘導されたという話もあったわけでございますし，報道を通じて予備知識ができてしまっているというような，いろいろな事情があるんでしょうけれども，調書自体は，非常に事実と違ったものになっていたということでございます。

先ほどフロッピーのお話をしましたので，フロッピーについて一つだけ，私がここで申し上げたいなと思っていることをちょっと付け足して申し上げたいと思います。フロッピーの改ざんは大変びっくりいたしました。それから，フロッピーの日付が全く検察のストーリーと違うということを発見したときもびっくりしましたが，それよりも何よりも私が驚いたのは，フロッピーがあったということを知ったときです。

Ｐ１検事は大変細かくいろいろなお話をしてくださる方で，Ｃさんのところに家宅捜索に入ったときに，どんなものが見付かってどうだったという話を大変詳しくしてくださいました。

ただ，そのときにＰ１検事は一つだけ言われなかったことがある。偽の証明書の写しやなんかと一緒にフロッピーもＣさんは持っていて，それが押収されているんですが，フロッピーがあったということは一切そのとき検事はおっしゃいませんでした。

それから，開示をされた調書を全部読むと，Ｃさんの調書というのは山のようにあって，いろいろなことが書かれているんですが，その中にもフロッピーのフの字も出てこない。

私は，そういうものを見た時点では，フロッピーが残っていないというふうに思っておりました。パソコンのきっとハードディスクにでも保管をされていて，そのパソコンが入替えがあって，もう何も残っていないんだろうと，こういうふうに思っていたわけです。捜査報告書を丹念に見ているときにフロッピーのプロパティを発見して，フロッピーあったんだというのは大変な驚きでした。

そのとき私は，性善説の人間なものですから，検事さんはこれを見落としたのだろうというふうに思って，このフロッピーの日付のことをきちんと主張すれば，検事さんたちは間違ったストーリーを修正してくれるのではないかというふうに，大変期待をいたしました。

ただ，その後でＣさんの被疑者ノートが証拠で出されたときに，Ｐ１検事は，フロッピーをＣさんに見せて，それでＣさんの事実と違う供述を引き出すのに実際に使っておられたということが分かったものですから，これは大変ショックでした。

また，このフロッピーは公判前整理のときに証拠請求をしましたので，一昨年の秋には公判部の検事さんたちは，このフロッピーがあるということと，我々が無罪の主張をするのにこのフロッピーを使うということは，もう御承知をされていたと思います。私は，その段階でも，ストーリーを修正してくださるのではないか，真実にもう少し近付いてくださるのではないかと思いましたが，冒頭陳述を聞いても全くストーリーに修正がなかったので，がっかりしたということでございます。調書だけでいえば，フロッピーはなかったことにしてストーリーも作れるということも分かり，非常に怖いなという思いをいたしました。

（黒岩大臣政務官退室）

そうやって裁判の準備の過程でいろいろなことが分かって，私として，その裁判に向けて，あるいは裁判が終わって，やはり二つの疑問が残りました。

一つは，私が全く関わっていなかったにもかかわらず，どうしてたくさんの検事さんによってたくさんの私が関わったという調書が作られたのかという疑問でございます。検察が組織として，チームとして，そういうことを実際に行ってしまった。それは何なのかということでございます。フロッピーの改ざんは確かにショックでしたが，私は，改ざん自体はそんなに怖さを感じませんでした。１人の変な検事さんがいて変なことをしてしまったということで，あってはいけないことですが，それよりも，たくさんの検事さん，副検事さん，まじめな方もたくさんいらっしゃるはずだろう，そういう人たちがチームでそういうたくさんの調書を作ったということの方が，私としては大変恐怖に感じました。

それからもう一つは，調書がそうやって作られたということで，調書を排除していくと，一体，なぜ私がこの犯罪に関わった，あるいはこの犯罪の首謀者であったと，責任者であったというストーリーを検察が作り，それを維持されたのか。何でだったんだろうという疑問が，結局最後に残ったということでございます。

そういう意味では，私は最高検の検証については，その二つについて何らかのお答えがあるのかなということを，実は期待をしておりましたが，期待はかなえられなかったということで

ございます。ちょっと最高検の検証について，私の感想を率直に言わせていただきたいと思います。

一つは，最高検の検証の中で，自分が事情を聞かれなかった。裁判を通じて，検事さんのメモは全て廃棄をされているということは分かっておりました。裁判を通じて，私や，それから取調べを受けた人たちと，証人に立たれた検事さんの言い分というのは真っ向から対立をして，完全な水掛け論になったということも分かっておりました。そういう状況が分かった上で，検事さんからだけしか事情を聞かずに検証したのかなということが，非常に私としては疑問ですし不満が残った，まず１点目でございます。

それから２点目は，先ほどからもうしつこく申し上げた，なぜ組織的にあれだけ事実と違う調書が作られたかということについて，余り直視をせず，それに対する原因・要因の分析はなかったということについて，大変がっかりいたしました。

それから，これは細かいことで笑われるかもしれませんが，当事者ゆえのこだわりと思って聞いていただいたらいいと思うんですが，この期に及んでも，やはり御自分に不利なことはなかなか言ってくれないんだなと思うことが一つありまして，それは，私が関わったというふうに思い込んだ理由の一つとして，最高検の検証で，その事件のあった４月に凛の会から，当時ですから郵政公社に出された文書に関してでございます。

これは，低料第三種の承認をもらうべくいろいろ準備をしています，厚生労働省で証明書ももらうようにしていますという，現状報告を郵便局に出している文書なんですが，その文書の中に，４月に出された文書の中に，企画課長にも会いましたと，村木に会いましたという文書があるんですね。それを，そういう文書もあったので村木さんがやったと思いましたということが検証に書かれているんですが，この郵便局から同じく任意提出を受けた文書の中に，実は３月，それより一月前の同じ趣旨の文書がございます。これは証拠開示もされて，私も見ました。この３月の文書は室長さんに会いましたと書いてあります。４月の文書は課長に会いましたと書いてあります。

私は開示を受けて，その文書を見たときに，３月と４月で同じ文脈で，なぜ会った人間が違っているのか。ああ，これはきっとどちらにも会っていないんだなというふうに思いました。室長の名刺も私の名刺も凛の会側から出てきませんでしたし，どちらにも会っていないと，だからころころ変わったんだと。では，何で３月は室長で４月は私の名前になったか。３月は，２月の終わりに，この証明書の担当は社会参加推進室ですよと言われて社会参加推進室に行っているので，そこの室長さんに会ったというふうにきっと文書に書いたのだろうというふうに想像いたしました。４月は，民間の障定協の承認が下りております。その承認の文書の中に，企画課長宛，企画課長がその責任を持っているということが分かる紙が，障定協から凛の会側に渡されております。それを見て，あっ，企画課長だったんだと思って，慌ててきっと企画課長に直したんだろうと私は想像いたしました。

そのこと自体がどうだということではないんですが，同じときに同じところから出てきた文書の中で，４月に私の名前がある文書だけを取り出して，こういうものがあったから村木さんだと思っても仕方なかったよねというふうに，最高検が総力を挙げてやられた検証でお書きになったのを見て，こういうことが他にもたくさんあるのではないかと，本当に総力を挙げてきちんと検証してくださったのだろうかと思いました。

あるいは，これも大したことではないのかもしれませんが，７月の半ばに前田検事がフロッ

ピーと一緒にいろいろな証拠物を返しております。フロッピーだけではなくて，どうも私のところにもいろいろな証拠物が７月，同じような日付で返ってきているらしいんですが，何が返ってきているのか，何を返したのかというのも，私のところに物があるわけですが，どなたもお調べに来られなかったりとか，いろいろなことがあって，あの検証については一生懸命やってくださったんだと思いますが，でも，しっかりした検証だったのだろうかという疑問が残らざるを得ませんでした。

いただいた時間，大体使い尽くしたようですので，結論を申し上げますが，本当に私の結論は，調書は怖いというふうに思ったということでございます。調書に頼る裁判ということの怖さを今回実感しました。

可視化の議論がよく言われます。私自身は専門ではないので，こういうやり方がいい，ああいうやり方がいいということは申し上げませんが，裁判に調書をお使いになるのなら，調書に書かれた言葉が誰の口から出た言葉かというのが分からないままで調書を使っていただきたくないと。今回の調書はほとんど，取り調べられた人の口から出ていない言葉が相当調書に落とされていたというふうに確信をしております。

１年３か月，長いか短いか分かりませんけれども，非常に大きな負担を強いられた出来事でございましたので，是非こういう取調べの在り方，検察の在り方，裁判の在り方，先生方で良い形で見直しがされるように御検討をお願いできればというふうに思います。

簡単でございますが，私からは以上でございます。

○千葉座長　ありがとうございます。委員の皆さんからお出しいただいたものを少しまとめた形で，まず私の方から何点かお尋ねをさせていただきますので，可能な限り御意見をいただければと思います。

まず，今回の，本当に村木さんのようなことが二度と起きないようにするためには，取調べの可視化，弁護人の立会い，証拠の全面開示が必要であるという意見があることも，もう御存じのところではあろうかと思います。この点に関して，この間の御経験を踏まえて，どんな御意見をお持ちでございましょうか。

○村木氏　可視化につきましては，先ほど申し上げたように，ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが，調書というのは作れるということをこれだけ実感してしまいますと，やはり，その調書が正しいものである，まともなものであるということを担保するために，どうしても可視化というのは必要ではないかなというふうに思っております。

それから，弁護人の立会いについてでございますが，私も取調べを２０日間受けて，これは，取調べというのは，リングにアマチュアのボクサーとプロのボクサーが上がって試合をする，レフェリーもいないしセコンドも付いていないというふうな思いがいたしました。いろいろな改革の方法はあるでしょうけれども，せめてセコンドが付いていただけるということだけでも，随分まともな形になるのではないかというふうに思いますので，弁護人の立会いは大変重要だと思います。最低限というか，どんどん条件を下げてはいけませんけれども，特に切実に思ったのは，調書にサインをするときに，具体的にその調書の内容を弁護士に話して，記憶に頼らなくて物を見て話をして，この調書にサインをしていいものかどうかというのを，最低限でも相談をしたかったなというのが実感でございます。ただ，リングに上がるときにそばにいてほしいというのが更なる願いでございます。

それから，証拠の開示につきましては，今回，何とかおかしいということに気付けたのは，

これは弁護団が幅広に証拠を検察の側から開示していただくことに成功したからでございます。ただ，いつもこういうふうにはいかないのではないかというふうに大変危惧をしていて，せめて客観的な証拠だけは弁護士側がしっかり見られる仕組みというのは，最低限必要ではないかというふうに思っております。今回も命綱になったのが，そういう証拠でございました。

○千葉座長　ありがとうございます。

それでは，もう１点ですが，村木さんは大変長期にわたって保釈を受けることができなかったと承知をいたしておりますが，勾留が長期間にわたったというのは，やはり否認をされているからだと，当時，思われましたでしょうか。また，保釈を早期に認めてもらうためにうその自白をしてしまったと述べる被告人の方も，これまでの裁判の中などでもございますが，このようなことについて村木さんとしては，この長期の勾留といいましょうか，こういう問題についてはどのように感じていらっしゃいますでしょうか。

○村木氏　１６４日の勾留で，４回目の確か保釈の請求で，やっと認められたというふうに記憶をしております。当然，他の方が保釈をされている状況を見れば，否認をしている私は保釈をされないということで，否認をしている限り保釈はされないというのが今のルールなんだなというふうに，もうそうなっているというふうに私は受け止めておりました。

食べて眠ることができておりましたので，私は，保釈を認めてもらうために一旦認めるというのは，どうしてもそういうことは自分でしたくなかったので，しませんでしたが，体調がつらくなれば，そういうことをする人がたくさん出てくるというのは当然だろうというふうに思います。

保釈の反対意見を読んでいて大変面白かったのは，罪証隠滅のおそれがあるということが一つの理由でございました。冒頭に申し上げたように，私の逮捕前に，もう村木はこういうふうに関与をしているというのが散々マスコミに出ておりましたので，罪証隠滅をしたければ，その期間に十分できたわけでございますので，何で今更。見張りが付いていて，もし罪証隠滅に走れば自分が有罪であることを証明してしまうようなタイミングで，そんなことをするわけがないのに，何でこんなばかなことを言われなければいけないんだろうというふうに思いましたし，もう一つ，大変これは，もう家族で笑い話にしましたが，逃亡のおそれがあると検察の文書に書かれておりまして。マスコミにたくさん追いかけられているので，逃亡のおそれがあるというふうに検察側の反対意見に書かれておりまして，これは本当に大変失礼ながらも家族で笑い話にしてしまいました。本当に半年近くでございますので，長かったなというふうに思っております。

○千葉座長　ありがとうございました。委員の皆様からお尋ねの件がございますれば，お手を挙げていただければと思います。

○江川委員　今日はどうもありがとうございます。

先ほど，お話の中で，前田検事の犯罪だけではなくて，チームとしていろいろな調書をとっていたということをおっしゃいましたけれども，もう一つ，公判部ですよね。公判部の検事さんも，そのフロッピーのプロパティのことを知っていたというだけではなくて，改ざんのことも知っていたということのようなんですけれども，そういうことをいろいろ報道などでも御存じだと思いますが，その上で，この裁判の進め方について，どういうふうに思われるかということをお聞かせください。

もう一つ，裁判の中で検事の証人がたくさん出てきたわけですけれども，この人たちの証言

の態度について，あるいはその中身について，どう思われたかと。ついこの間，凜の会の関係でＨさんが取調べを受けたときのことについて，いろいろ詳しくお伺いしてきたんですけれども，Ｐ１検事の証言内容を知って，あれは偽証だというふうに非常に憤っていらっしゃいました。この内容は座長に提出しましたので，後日また委員の方にもお配りになられると思いますけれども，村木さん自身は，その検事の証言を聞いていて，どう思われたのかということをお聞かせください。

○村木氏　チームとしてということと，それから公判部の方も知っていた上でということですが，私も，もう幾つかの節目，幾つかの事実を弁護側として明らかにした段階で，どこかで軌道修正をしていただけるのではないかと，何度も希望を持ちました。なかなかその軌道修正ができない組織なんだなということを，大変今回実感をいたしました。何か，その軌道修正をするためには，前を走っている人が自分で軌道修正するというのはなかなか難しいといことであれば，誰かがストップをかけるとか，誰かが打ち止めにするとか，何か仕組みとして，そういうものが必要なのではないかなというふうに感じております。

それから，それ以前に，ちょっとこれも言葉が乱暴ですが，裁判という勝ち負けのかかったゲームが始まってしまうと，勝つことがやはり使命，ミッションになってしまうという，そのこと自体を少し改めるというか。本来，真実をきちんと明らかにできるのは検察だけだと，そこの責任も検察が負っているということについての，もう一つのミッションをきちんと定義付けてあげないと，なかなかその軌道修正はできない。負けを認めるというだけの軌道修正はなかなかつらいでしょうが，もう一つのミッションをきちんと遂行するんだという形で軌道修正をするとか，何かもっと基本的な枠組みが必要なのかなという気がいたしております。

それから検事の証言は，これは，検事さんたちはやはりプロなんだなと，６人の証言を聞きながら，ずっと思っていました。ただ，私自身は，私の取調べで主張したことと，例えばＰ１１検事やＰ１検事がそのことを裁判で証言して，うそを言っているとかということが分かったわけではありません。一つだけ，非常にこれは腹立たしかったのは，あの裁判の中でＣさんの被疑者ノートというのが証拠として出ておりまして，Ｐ１検事の証言の前にその被疑者ノートを見ておりましたので，このＰ１検事の証言というのは一体何なんだろうと，ここまでしらを切れるものかというふうに，非常に，何と言うんですかね，これではどうしようもないよなというふうに思いました。たまたまＣさんの被疑者ノートがあったから，検事さんがもう相当でたらめを言っていると，御自分に都合のいいことだけを言っているというのが分かりました。他の方もそうだったのかもしれないと思うと，６人の検事さんが出てきてあれだけの時間を費やす，あの儀式の意味は何なんだろうということで，非常に疑問に感じました。

○高橋委員　これは推測の域を出ないとは思うんですが，できれば感想をいただきたいなと思うのは，正に心証なんですけれども。心証というのは，検事さんから見た場合の被疑者の心証もあるんですが，逆に村木さん側から見られて，取調べに当たった検事さんたちはどういう状況だったのかなという心証なんですね。

端的に言いますと，例えば，私，三つぐらい仮説があり得ると思うんですが，村木さんが有罪だと頭から本当に信じて，それを証明しようと一生懸命やったのか。あるいは，本当のところ，実は白なのではないかという疑問を持ちながらも，もう組織の上がそう言っているから，それに逆らうわけにもいかないし，しようがないからそれでいくかという感じだったのか。あるいは，そもそも本当にこの人は白なのか黒なのかということを考えること自体が，思考停止，

考えてはいけないことだと，それは考えないんだと，仕事だからというふうな感じだったのか。例えばで結構なんですが，どれに近いという心証を得られたのかなと。

すみません，これは結局，検察の組織の中のカルチャーの問題にすごく絡むので，もちろん正確には言えないと思うんですが，感じだけでも結構なんですが，感想をちょっと聞かせていただければと思うんですけれども。

○村木氏　もう本当に私の受けた印象だけですが，恐らくＰ１１検事は白だと思っていらっしゃったのではないかなと思います。なぜかというと，例えば私が証明書を凛の会の会長さんに渡したことになっているんですが，いや，課長はそんなことはしませんと，普通郵送です，決裁でサインはしますが，実際に判子を押した証明書を作ったり，それを相手に渡すというのは，それは機械的な実務ですから担当者がやりますと，偽の証明書を作っておいて，みんなの前で，ふだん渡さない証明書を職務室で渡すなんておかしいですよねとかと言ったら，いや，人目もありますよねとかと言っておられるので，私が有罪だと信じておられるという感じは全くなかったですね。１度，私もＰ１１検事にはどう思っていたのと聞いてみたいと思っています。

それから，Ｐ１検事については，私が白でも黒でも彼には関係なかったと思います。それはなぜかというと，彼が私に言ったのは，真実は誰にも分からないと。たくさんの人からいろいろな話を聞いて，それが一番重なり合ったところを真実とするしかないんだと，和歌山のカレー事件だって，本当は彼女がやったかどうか分からないんだというふうに言っておられたので，彼にとっては，私がやったのかやっていないのかという真実のところは，余り関心，関係がなかったのではないかと。ただ，彼も言っていたのは，ここまで言い分が違うというのは少ないですよねと。ですから，個人的には，第三者的には，裁判の結果に非常に興味があると，こういう言われ方をしていましたので，そういうことなのかなというふうに思います。

○嶌委員　えん罪になった人はこれまでにもなかりたくさんいると思うんですけれども，みんな恐怖感を抱いて，拘置所の中で何となくふさいでいるというケースが多いと思う。村木さんの場合を見ると，全部自分で一つ一つ調べ直してやっておられた。そういう人は，ほとんどいないのではないかなという感じがしますけれども，今後の対策として，捕まったときに本人はまずどうしたらいいとお考えになりますか。

自分で自分を守るために具体的にどういうふうにお考えになったかということと，先ほどおっしゃったことで，僕もずっと思っていることなんですけれども，よく検察の正義という言葉が使われますが，日本の司法裁判制度の中でいうと，裁判所があって，そして弁護人と検察があって，何か弁護人と検察が争っているところを裁判所が裁きを下すみたいな関係に見えますが，本当は検察というのは，やはり真実を明らかにするとか，社会の正義とか公正だとか，そのためにだったら自分の勝ち負けより，あるいは自分に不利な証拠でも出すべきだというところに，何か僕は検察の正義や使命というのがあるのではないかなというふうに思いますし，また，幾つかの資料を読むと，欧米ではやはりそういう精神が相当あるように見受けられます。したがって，起訴しても有罪率は，必ずしも日本のように９９％以上などという状況にはなっていないとも聞きます。その辺の今後の検察の使命・正義というんですかね，そこら辺について，もう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○村木氏　やってもいないのに，やってしまうという，やったと供述をしてしまう，あるいは供述はしないけれども，そういう調書をとられてしまうということが非常にあるんだろうと思う。

私も，いろいろな方に取材を受けたので，その人たちに逆質問をして，では，どういう場合

にそうなるんですかというのを，よく事件を取材しておられる方に聞いたときに言われたのは，やはり一つは，見捨てられた，みんなが離れていった形，感じになるということですね。

それが一つと，それからもう一つは，やはり食べられない，寝られないという状況が続くと，気持ちが完全に折れてしまうということを言われました。そういう意味では，拘置所という特別な環境の中できちんと，やはり自分の身を守るための条件というのは整えてあげなければいけないというのは，一つあるんだろうと思います。

それと，先ほど申し上げたように，検察官はプロで，初めて被告人になった人はアマチュアですから，それはやはり弁護人の力をもっと借りられる形にしないと，どんな人でも，それはなかなか勝てない，真実というのを明らかにするということはできないんだろうというふうに思います。今回は，私の場合は拘置所にいましたけれども，外にたくさんの弁護団がいて，助けていただいたわけで，素人ではどうしようもないというふうに思います。

それから，検察のミッションという点に関して言えば，私も公務員で，やはり公務員，恥ずかしいですけれども，私の役所でもしょっちゅう不祥事があったりとかということで，どうやって信頼を取り戻すかというのを何遍もやっていて，今度の事件も役所として，あるいは管理職の私としては大きな不祥事で，これもまた信頼を回復するためにも自分も努力をしなければいけないんですけれども。そういう中で，どうやってやっているかというと，やはり一つは組織のミッションというのをきちんと確立して共有をするというのが大事で，その上で一人一人の倫理観とか行動規範というのを確立するという，二重の頭の整理というか，そういうものを徹底するというのが大事です。その次に，いくらそんなことをやっても必ず間違える人とか，問題がある人とか，勝ちたい人が出てくるわけで，そのときにチェックがきく仕組みを作るということ。

そのチェックも，決裁のことが今回検証で相当言われていましたけれども，ラインをいくら強化しても，これは限界があるというふうに思っています。何でかというと，我々もそうですが，ラインで仕事をするときは，原案を作る人，起案をする人が一番強いです。いくら上司でも，そのディスアドバンテージが必ずありますので，そういう意味で言うとラインだけでは駄目で，横からやるというのが，監察の制度なのか何か分かりませんけれども，大事で，縦だけでは駄目だろうというふうに思います。

後は，やはり外部の目が入るということが大事で，役所も外部の目が入りにくいんですが，それでも企業や自治体からの出向者とか，それからトップに必ず政治家がいるので，それだけでも外部の目がある。そこに更に他の外部の目も入れようという，そうやって変わっていこうと苦しんでいるというのが他の役所だと思います。検察の場合は，もっとそこがきっと難しいのでしょうから，そこを入れていく工夫というのをやらなければいけないということ。

ただ，おっしゃるとおり，大もとのところにやはり組織としてのミッションを確立して，それを一人一人の行動規範に落としていくという作業は，ベースの作業として必ずあるのだろうというふうに思っています。

○佐藤委員　では１点だけ。私，聞き逃したのかもしれませんけれども，先ほど，取調べを受ける過程で抱いた二つの疑問がおありだったと。その二つ目ですけれども，なぜ検察は間違ったストーリーを描いたのだろうという疑問を持たれたということですけれども，その疑問についての答えはいかがだったのでしょうか。

○村木氏　結局，そこがなかなか分かりませんでした。検察が一つ挙げられた４月の文書という

のは，先ほどお話ししたように，３月の文書を併せ読むとそういうふうにはならないし。

私はずっと調書で開示されたものを時系列に並べて見ていって，一番最初に私の関与が言われたのがＤさんの調書なんですが，Ｄさんの調書というのは非常に変遷しているんですね，おっしゃることがどんどん変わっていて。それから，非常に迎合性の強い方だと思います。言われたとおりに供述をされている様子がよく分かるので，逆に，Ｄさんがこう言ったからということを頼りに私の逮捕や起訴まで踏み切れたというのも理解ができないので，結局，なぜだろうと。

私について言えるのは，文書の決裁権者であり，文書の名義が私の名前であるということは一つ大きな要素ではありますが，結局，それ以外の，これで間違えたのかと思うようなものというのは，私としては何も発見できませんでした。

それから，最高検の検証でも，私が納得がいく原因というのはお示しいただけなかったと思っています。

○宮﨑委員　村木さんのお話は，それは十分分かるのですが，せっかく弘中弁護士が来られているわけですから，この在り方検討会議に，弘中さんから期待すること，あるいは望むこと，注文がありましたら，この機会ですから一言。

○弘中弁護士　どうもありがとうございます。私は黒子に徹していればいいのかと思っていましたけれども，発言の機会を与えていただきまして，ありがとうございます。

私は，検察の在り方という大変壮大なテーマなので，議論が拡散してしまわないかということが非常に気になっています。

私どもからすると，先ほど村木さんも再三おっしゃったわけですが，やはり供述調書に頼るといいますか，供述調書を中心に全てが回っているということが一番の問題ではないかと。つまり，本人の供述とか本人の人格と離れて供述調書ができてしまうと，それがもう，例えば次の人の取調べのときには利用される。あるいは，それに基づいて逮捕とか勾留とか起訴がされていくということですね。

「割り屋」というのは，単に本人に本当のことをしゃべらせるだけではなくて，検察官の思うようなストーリーにサインさせるというところがこの「割り屋」になってしまっています。先ほど検察官の証人尋問のことも出ましたけれども，これまで裁判所で，一通りこの調書はきちんと作りましたということを言うと，それで採用されるということがあったものですから，今回の６人の検察官も堂々とうそも交ぜながら，きちんとした調書を作りましたということを言ってしまうわけですね。

ですから是非，この調書中心主義といいますか，調書を中心に全てが回って，逆に言うと，その調書にサインさせることで検察の捜査が目的を達しているというか，一番大きなところはそこにいってしまうということを，是非もう１回そこを考え直していただきたい。多分そこのところを正していくためには，全面可視化をして，その調書が，一体どういう質問，どういう過程で作られていったのかということが明るみに出るということがあれば，またこの具体的な調書中心主義をどこから切り崩していくかということの，その一つの方法になるのではないかということで，そういう面で全面可視化と調書中心主義の見直しということを，是非この検察の在り方の中で中心課題にしていただけたらと思っています。

○但木委員　２年半ほど前まで検事総長をやっておりました。

村木さんに長期間にわたって身柄を勾留いたしまして，本当に申し訳ないことをしたと思っ

ております。私は，村木さんのそれだけの犠牲の上に立って，今，検察の改革を考えておるわけですから，決してこの件が１人の特異な人格の人だとか，そんなふうには全く思っておりません。やはりそれを囲んでいる検察の風土とか土壌の中に，そういうものをある条件下では必ず出してしまうという，危険性を我々は持っているんだということを私は自覚しておりまして，そういう意味で，村木さんの犠牲を無駄にしてはいけないと思っております。

弘中先生の言われたことは，僕はそのとおりだと思っています。検察が検事調書に頼った裁判をこれまで続けてきた結果，その取調べが真実を追求する手段としてすら機能しなくなって，むしろ調書を作ることに重点が置かれるようになった。やはりそういう裁判構造あるいは捜査構造というものが，今回の問題を生んでいる非常に大きな理由であるということは，僕は先生がおっしゃるとおりであると認識しております。

どういうふうにして検察の再生を図れるのか。私としても最大限の力を振り絞って，検察の再生といいますか，ある意味では刑事手法の再生というものを考えてまいりたいと思っております。

○後藤委員　Ｐ１検事の取調べの経過について確認させてください。先ほどのお話の中で，私の理解では，Ｐ１検事の取調べの中でも何度か，調書あるいは調書の基になるような文書が，パソコンなどで作られたことはあった。けれども，それはいずれも村木さんが語られたこととは違っていたので，署名はされなかった，こういう理解でよろしいでしょうか。

○村木氏　Ｐ１検事については，調書を作られたのは１度だけです。読み上げられながら，パソコンに打ち込まれて，打ち込んだ段階で，この調書にサインをしますかと，こう聞かれたので，私は，もう全く私の言っていることと違っていたので，サインをしませんと申し上げたら，プリントアウトをされませんでした。その１回だけでございます，Ｐ１検事に関しては。

○千葉座長　他に，よろしゅうございましょうか。

それでは，本当に長い時間にわたってお話をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして，村木さんへのヒアリングは終わらせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

弘中弁護士にも，御同行ありがとうございました。

２　意識調査（サーベイ）について

○千葉座長　次に，議事次第の２「意識調査（サーベイ）について」に移らせていただきたいと思います。

高橋委員から，質問案等について御説明を今回もいただけますでしょうか。

○高橋委員　いろいろの方から，予想以上の方々から，大変建設的な意見をいただきまして，作らせていただいて，今，お手元にあるとおりでございます。

お断りしなければいけませんのは，やはり質問数も，これでもかなり多いかなという感じはするんですが，とてもちょっとこれ以上は無理ということで，すみません，割愛させていただいたケースがございます。

それから，表現等については，事務局の方にもいろいろお聞きをしまして，相談をしまして，検事の方の誤解のないような言葉遣いとか，端的に言いますと，非常に答えやすい，心を開いて答えてくれる，正直に率直に答えてくれる中立的な聞き方，なるべくそういうようなものを

考慮して，そんな印象では書いておりますが，基本的には，質問いただいた方にはできるだけその質問の意図をお聞きして，その意図がなるべく外れないような形では作らせていただいたつもりでございます。

ということで，よろしければこれで早速調査の業者の方にお渡しをして，進めていただきたいとは思うのですが，１点，今後のスケジュールなんですけれども，このままもしスケジュール的に順調にいけば，恐らくこの手のインターネット調査は，大体調査会社の方で準備に２週間ぐらいはかかると思います。２週間ぐらいかかりますと，大体恐らく，私のイメージしているのでは，ＵＲＬがメールで送られてきて，それを開いてパスワードを入れると，その人が対象になる，その人がそのパスワードで入れると。そこから答えが来ますから，当然メールのアドレスは出ますので，インターネットの調査業者さんには誰が答えてきたものかは全て把握できる形になるんですね。それをメールから全部切り離して，メールアドレスなどを切り離して，それからもう一つポイントになるのは，１から５の質問を答えたものと，それから自由記入欄を切り離して，自由記入欄は誰が書いたかが非常に分かりにくくするという意味での匿名性を高くしたいということで，そういう形で最高検の方にフィードバックいただくということになると思うんですが，大体回答期間は通常，この手のものは２週間とります。出張している方とかいろいろおられますので，通常は，２週間は最低とらないと回答率がなかなか上がりにくいと。

それで集計をしますが，余り複雑な集計をせずに単純に平均点とか，あるいは，もう一つは自由記入欄のサマリーをざっとしていただいて，こんな意見が何件ぐらいというようなぐらいであれば，恐らく１，２週間で集計が出ると思いますので，順調にいけば，その単純集計プラスコメント集約ぐらいのものが木曜日で言いますと３月１０日ぐらいの会合には間に合うのではないのかなと考えておりまして，そうすると，その後まだ２，３回ございますので，議論の中に反映をさせることも，ある程度は少なくとも可能かなと。手の込んだクロス分析だの何だのとなりますと，その後相当また時間がかかりますので，この会議体の中ではちょっと難しいかなと思いますけれども，単純集計だけでも意味のあるものはとても出るのではないかなというふうに思っております。

もう一つだけ座長にお願いをしたいのは，やはりこれはそういうことで，答えていただく方も，非常に微妙な問題もたくさんございます。それから，特に自由記入欄については，そもそもこのＡ事件についてどう思うかということとか，最高検のレポートについてどう思うか，在り方会議について意見はないか，その他もろもろというのを，もう好きなように書いていただくことになっていますので，そこでできるだけオープンに書いていただくためにも，匿名性の担保，それから公開に対して自分の言葉がそのままひとり歩きすることがないようにみたいな，そういうことはありませんよと，思ったとおり書いてくださいということが担保できるように。

それからもう一つは，これは積極的に参加してほしいと。是非検察の組織として検事の方々に，検察の今後の改革にとても重要なんだから是非，嫌々，言われたからやっているわけではないんだから，積極的に参加してほしいというのは是非訴えかけていただきたいと，こんなふうにお伝えいただければと思います。

また，今後，実施までに２週間ほど準備にかかりますので，今日はコピー配布になっていますけれども，申し訳ないんですが，これは実際の始まるまではやはりオープンにしないでいただきたい。というのは，どういう質問項目が来るのかを事前にわっと組織の中の方たちが知っ

てしまうと，非常に身構えた形になりますので。できるだけこれは，申し訳ないですが，実際に始まるのは約２週間はかかると思うんですが，そのときにはまた検討会議で，はい，始まりましたと連絡があると思うんですが，それまでは皆さん方の中でしまっておいていただいて，実際にオープンになれば，みんな見て答えるわけですので，ばっとオープンにしていただいて結構ですけれども，それまでは待っていただきたいなと，２週間だけですね，そんなふうに思います。

○千葉座長　高橋委員に御説明をいただきました。この間，大変な御尽力をいただきましてありがとうございました。

意識調査の質問事項については，本日お配りをした質問事項に関する資料のとおりとさせていただくということで，よろしゅうございましょうか。

また，高橋委員から，これまでもお話がございました，今も特段に念を押していただきましたが，匿名性や公表方法等についての御意見もいただいておりますので，それを踏まえまして，私から事務局を通じて最高検察庁に実施を依頼することとさせていただきます。依頼方法等については私に御一任いただければと思いますが，その点，よろしゅうございましょうか。

○後藤委員　質問の仕方で，１点だけ表現が気になるところがあるのですが，今申し上げてもいいですか。後に個別にした方がいいですか。

○千葉座長　すぐに何かどこかに出すということではありませんので，後ほど個別に御指摘をいただければと思います。

それでは，細かなお気付きの点はともかくとして，基本的な質問事項はこの内容でまとめさせていただきたいと思います。

また，３月１０日辺りには，集計結果を御報告ができるのではないかと思われますので，そのような大体段取りで進めさせていただきたいと思います。

○吉永委員　匿名性と，それから公開の，これは重要で，もう１点，先生がおっしゃられたのは，積極的に参加してくださいよという呼び掛けはとても重要だと思うんですね。こういうことがあったときは，こういうものに参加していいのだろうかとか，そういう思いはすごくあって，このことがやはり，こういう硬直した中においては，それに対して自分の本音を言ったことがどうなのかという疑問を配慮する方がいいと思うんですが，その呼び掛けは検討会議としてするんでしょうか。それともももっと大きく，検事としてこれは参加しなさいよと，どこか他の，検察庁なり法務省なり。

○高橋委員　これは，形としては，検討会議がやってくださいという依頼を検察庁に出して，検察庁が分かりましたと，自分たちの意思でやりますと言って，検察庁の幹部の，あるいは組織としてのコミットメントとして，大事なんだからやってくれという言い方をしてほしいという要望でございます。

○千葉座長　今お話がございますように，これは，この検討会議でも３月には概略の集計について参考にさせていただくことができようかと思いますが，更なる細かい分析等々は，むしろ最高検の方で，それを自ら生かして改革により一層努めていただくという一つのスタートということにもなろうかと思いますので，最高検の方には是非，そういう趣旨なのだから積極的にみんなが自由に意見を述べられるよう，きちんと働き掛けをしていただきたいと，依頼をする際に申し上げさせていただきたいと思います。

それでは，サーベイについてはこのような形で進めるということで，皆さんの御了解をいた

だけたと思いますので，そのようにさせていただきます。

それから，この資料については，先ほどの高橋委員の御指摘どおり，取扱いに御注意のほどを，どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

３　今後の検討事項等について

○千葉座長　それでは，議事次第３の「今後の検討事項等について」に移らせていただきます。

まず，ヒアリングの関係についてお諮りいたします。前回の会合におきまして，２月１０日の会合の開始時刻を午前１０時からといたしまして，その日の午前中に，高橋委員から御推薦のありました野田先生と，更にもう１名の方のヒアリングを実施することで御了承をいただきました。

このもう１名の対象者についてでございます。組織論の関係は本検討会議における重要な検討事項の一つでもございますが，皆さんにもなじみの薄い分野ではなかろうかと思われます。今後の議論のためにも，是非そういう分野に関する情報を共有していくということが必要かと考えておりますので，組織学習等の分野を御専門とされている野田先生とは別の観点からお話をお伺いできたら大変有意義ではないかと思っております。そこで，２月１０日の午前中には野田先生ともう１名の組織論関係の方からヒアリングを行い，後ほど御提案させていただきますが，当日の午後の２時間ほどを，この組織の問題の議論に当ててみてはどうかと考えております。具体的な人選につきましては，私の方で必要に応じて委員の方とも御相談させていただくなどして検討させていただき，次回，２月３日には委員の皆様にお諮りをさせていただくという形で計らっていきたいと思います。

なお，委員の皆様からは，被疑者等として捜査の対象となった方々から更にヒアリングを行うべしという御意見もいただいております。これも私も十分承知をいたしておりますが，この点につきましては，この後に決めさせていただく検討事項や日程等を踏まえまして，各会合における審議事項との関係で，有益と思われる方々から逐次ヒアリングを実施するという，必要に応じてヒアリングを実施するということとさせていただいて，具体的には委員の皆様と御相談をさせていただくというようにしてまいりたいと思います。

これを前提として，２月１０日につきましては，今申し上げましたように野田先生，そして組織論の関係でのお話を伺うという整理が一番，議論を進めていくのにスムーズにいくのではないかと思われますので，まず，この段取りについて御了承いただきたいと思いますが，いかがでございましょうか。

○宮﨑委員　これを見せていただいて，ちょっとやや驚いたのですが，前回は，甲１０さんとか被疑者系の方，被疑者というのか，えん罪被害者の方を誰にしようか，こうしようかという議論をされていたと，こういう具合に思います，私の記憶に間違いがなければ。それが突然，別段悪いことかどうかは別にしまして，こういう分野の方という形になったわけですけれども，これは前回の会合では議論は余りされていなかったと思います。

それで，それはそれとして，前回の議論で名前が挙がっていた，そういうえん罪被害者の方についても，やはり議論をされた対象の方を何人か調べるという措置を確実にしていただきたいと，こういうふうに思います。この方を調べるから前回会合でいろいろ議論したことは全部白紙と言われると，何のために前回議論をしたのかということになりかねないと思いますので，

その点を確認させてください。

○千葉座長　今，私が御説明させていただきましたように，次の回が野田先生という，組織の問題に関わって御説明をいただけるということでございますので，同じ時間帯に，併せて，できればまず組織に関わるいろいろな専門的な御見解をお話をいただけるという方にお願いできればいいのではないかということでございます。

お出しいただいていた，他の被害者の方，あるいは調べを受けた方々などにつきましては，話を申し上げましたように，議論をさせていただくテーマ，それとできるだけ近い形で，セットでお話をお聞きできるのが，むしろ議論を進めるのによろしいのではないかと考えております。今後の議論のテーマに合わせてヒアリングをさせていただくというのが一番，この全体として問題を共有し，そしてまた議論に生かしていくことができるのではないかという趣旨でございますので，御理解をいただければというふうに思います。

○後藤委員　確認ですけれども，今，座長が諮られているのは第８回までの日程ですか，それとも１０回までを含んでいますか。

○千葉座長　次の回の議題でございます。

○後藤委員　第８回まで，２月１０日までのことですね。

○千葉座長　１０日のヒアリングです。

（郷原委員退室）

○江川委員　１０日までのことに関連してなんですけれども，これは一応４回分，その日程が出ていますけれども，今日，弘中弁護士が非常に重要なことをおっしゃいました。検察の在り方というと壮大なテーマなので議論が拡散されないかと。一番大事なのは，やはり捜査・公判の部分ですよね。弘中先生は，全面可視化と，それから調書中心主義の裁判についてと，こういうふうにおっしゃいましたけれども，この一番大事なところが４回のうち最後の１回というのは，いかがなものかというふうに思うわけですね。

そして，この１０日に組織とかそういうのをやることについては，これは反対はしませんし，これはこれでいいと思うんですけれども，この１７日の扱いですよね。１７日に検察の人事・教育，これに１日かけるというのは余りにももったいないというような気がします。

例えば，人事は，１０日のところの組織の話とものすごく密着する話ですよね。そういうところもあるので，そこに組み入れる，あるいは教育の話は３日の倫理の話をするときに，その倫理を確立して，それをどうやって教育するのか，あるいは一つは監察の問題もありますけれども，そちらの方に持っていって，なるべく捜査・公判の話を分厚くできるように，あるいは，そのときにもう１人ぐらい人を呼んで話を聞くということができるような，もうちょっとめりはりを付けた日程調整というのをしていただけないかというのがお願いです。

○千葉座長　この進め方の段取りですけれども，今，皆さんにお諮りをさせていただきましたのは２月１０日のヒアリングの件でございます。これからこの後，少しまた皆さんに御意見を賜りたと思っておりますので，取りあえず，まず１０日のヒアリングの件についてはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（一同了承）

○千葉座長　では，そこは，１０日のヒアリングについては先ほど申し上げましたように，野田先生ともう１人，お話を聞かせていただくという形で進めさせていただくということにいたしたいと思います。

次に，検討事項ですけれども，前回の会合におきまして，本検討会議の検討事項について委員の皆様から御意見をいただきました。これを踏まえて私なりにまとめさせていただいたものが，今日お配りをした資料２というペーパーでございます。これは，既に御意見が出ておりますが，必ずしも検討を行う順番を書いたわけではございません。検討事項につきましては，前回もおおよそ皆さんの御意見を集約させていただき整理したものです。大きくは，このような枠組みになるのではないかと思いますが，いかがでございましょうか。この検討事項について，何か御意見がございますれば，お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋委員　倫理・監察というところなんですが，監察というのは要するに横からのチェック体制と，先ほども村木さんもおっしゃっていた，この部分だとすると，決裁や上級庁の関与を含むチェック体制と不可分の問題なので，ここに二つに股裂きになってしまうと議論がちょっとしにくいかなという感じがしますので，監察というのはチェック体制の一部で，倫理も。だから，倫理はむしろ人材開発・育成とか人事評価とかに近くて，監察はむしろこのチェック体制の方に入れていただいた方が，どっちが先に来るかは別として，議論はちょっとしやすいかな，そんな感じがいたします。

○千葉座長　今，大変適切な御指摘をいただきましたが，いかがでしょうか，今の御意見。

○江川委員　そうなると倫理に関しても，例えば倫理違反があって監察ということになったりすることがあると思うので，倫理もひっくるめて，この上の方に持っていくというのはどうなんでしょうか。

○高橋委員　倫理は実は二つ側面がありまして，先ほど村木さんが言われたとおり，まずミッションとかビジョンを決めて，倫理規程を決めて，がーっと流していくというのが教育的な部分で，万が一それに違反しているやつがいたらどうするんだというのが，最後にもう一つ別に来るんですとおっしゃっていましたけれども，その二面性があるので，そういう意味からいくと，両方に入るという感じかなという気がいたしますね，議論としては。

○井上委員　私もそんな感じを持ちました。倫理といっても，ただ倫理規程などを設けるだけではなく，それを実効化することを考えないといけないので，その意味で，「監察」という言葉がいいかどうかは別として，３にはそのような免が当然入ってくると思います。これに対して，２の方のチェックというのは，事件処理だとか，そういうことを違う目で見てみるという，そういう意味の監察だと思うのですね。こちらについても「監察」という言葉がいいかどうかは分かりませんけれども。

○高橋委員　両面ありますね。

○井上委員　フェーズは異なるでしょうが，両方で恐らく議論しないといけないものなのだと思います。

○江川委員　質問なんですけれども，例えば最高検も，その報告書の中にちょっと出ていましたけれども，無罪事件などから学ぶみたいなのがありましたよね，そういう研究する。そういうのは，これ，どこに入るんでしょうかね。２の方なんですか，３の方なんですか。

○井上委員　それを一般化して研修するということになれば３の方になるといえます。これに対し，個別の事件がなぜ間違ったのかということになりますと，２にも関係してくるのだろうと思います。ただ，２は進行中のときに間違わないように，どうやって違う視点を入れてチェックしていくかという意味のチェックなんだろうと思います。

○江川委員　例えば，先ほど村木さんも外部の目とおっしゃいましたけれども，それというのは

恐らく，一応ある段階まで来たところでということだと思うんですね。進行中のときはなかなか難しい話，現実問題としては難しいだろうと。すると，そういう話なんかは２の方でする方がいいのか，３の方でする方がいいのかということを決めていただけると，そのときに準備ができます。

○井上委員　両方考えられると思います。ただ，２の中で，現在進行中の早い段階でも，適切かどうかということは考えないといけないと思うのですけれども，どちらででも議論していいのではないでしょうか。

○高橋委員　これは両方にかかるのが多くて，決裁というのも，実はこれはチェックなのではなく，部下の育成のためにやっているんだという観点が非常に重要だという説もあって，そうすると，これはやはり両面かかってくるんですね。だから，不可分なので，しようがないなと思います。多少ダブって，もう１回議論になるというのは，ある程度はしようがないのではないかなと思いますね。

○千葉座長　確かにそれぞれ，大きくは束ねてはおりますけれども，それぞれ関わりがあり，それからまたチェックといっても，２でいうチェックの問題，それから，この３の方で倫理とチェックという問題もありますので，全くこの言葉に漏れているものは絶対もう議論しないということでもございません。今特に御指摘があった問題，取り分け，どうやってチェック体制をつくっていくかということなどは２にも３にも，両面から検討しなければいけないということでもあろうかと思いますので，そこはその議論の際に是非，皆さんからも御意見を出していただければと思っております。

ほかに，ここは忘れているのではないかというようなことがございますれば，御指摘をいただければと思いますが，いかがでございましょうか。大きくはこのような論点になっていくのかなと思いますが，他にも必要あればお出しをいただければと思います。

それでは，このような大きな論点に基づきまして，今度は日程について御協議をさせていただきたいと思います。

今，検討事項を，大きく四つの柱に整理をさせていただきましたが，そこで基本的にはこの四つの柱ごとに，まず順次，１巡目の議論をお願いするということでいかがかと思います。別に，どれが先だから，後のものはなくなってしまうとかいうことではございませんで，どれも議論をしなくていいという課題ではございません。いずれにいたしましても，この四つの項目について，１巡目の議論をまずはお願いするということにしたいと思っております。

そこで，またそれを整理いたしまして，更に深い議論が必要だということで２巡目，あるいはポイントを絞って，また議論を更に深めていくということが必要なのではないかと考えています。１回で終わるなどということはとても考えにくいわけですので，議論した上で，また深めていくということを考えていったらどうかと思っております。

○宮﨑委員　私は，この今後の検討事項そのものは，こういう形で絞り込んでいただいたということで，それはそれでいいなと思っているんですが，ただ，メリハリという観点も加えて今後のスケジュール，議事進行について，１巡目は四つの柱について大体平等に進めていくと，こういう発想ですけれども，先ほどの弘中さん，あるいはどなたからもおっしゃっておるんですが，やはり一番の問題点は捜査・公判の在り方であると思いますので，捜査・公判活動の在り方についてということが単に同じような柱の一つになっているというのはおかしいのではないかと思っています。

特にちょっと気になるのが，２巡目で，また更に議論をということなんですが，今後の日程を見てみますと，２月２４日が２月の最後になるわけで，そうすると３月は，あと５回なんですよね，この検討会議は。５回もあるように思いますけれども，最後の２回ぐらいは提言の取りまとめだとか，どう議論をまとめていこうかということにとるのではないかと。こういう具合に考えていきますと，３月は全部取調べ，捜査・公判に投入したとしても，３回程度しかないと。さらに，その間にサーベイの結果についての分析だとか，サーベイをめぐる議論もやはりしなければならないということを考えますと，３月はせいぜい２回かなと。２月に，最後のときに捜査・公判についての時間を入れていただいているのですが，これにつきましても，この頃にちょうど最高検の可視化についての提言が取りまとめられると，こういうことですから，２月も，それを中心に，あるいは倫理規範もこの頃に取りまとめられると聞いております。

そこで私は，このスケジュールを見たときに，総論についての議論，あるいは検察官倫理についての議論，それから特捜部の組織とチェック体制，人事・教育，これはかなりダブっている要素が多いということと，それから，最高検の倫理についてどうするかという提言が出るのが２月の末でありますから，それとサーベイと併せたような，倫理とか教育とか組織論について，あと１回は議論する機会が要るのだろうと思っています。そういうことを考えると，私は，捜査・公判活動の在り方についての時間が少なくなってくるのではないか，これで取りまとめに入って十分な，それまでの議論が十分集約できるのだろうかということに不安を有しているわけであります。

したがって，具体的な提言としましては，７回，８回で，総論と倫理，組織，チェック，教育，こういうことについて一通り議論をすると。そして残り１回は，サーベイの結果が出たり，最高検の倫理についての提言が出たときに，後でもう１回議論をすると。最後の２回についても，また，更に倫理とか人事とか議論をする機会もあるので，最初に１回ずつ３回もとるということについてはいかがなものかと。ここを２回にまとめて，２月１７日には捜査・公判をやるべきではないかと，このように思っています。

もう一つですが，検察官の倫理もありますし，人事・教育についての議論もあるのですが，一体何を議論するのかということについてコンセンサスがまだできていないのではないかなと思います。そこで，やはり２月３日のときには，法務総合研究所，刑事局の研修関係のお話が若干あるようですけれども，この検察の使命・役割の時間に，今後のそういう論点について，何が話題になるのかと，何が主な論点として想定されているのかというのをちょっとつまみ出しておかないといかんのではないかと，こういう具合に思っています。

だらだらしゃべりましたけれども，このスケジュール感で四つの柱が各論で，総論が一つあって，総論は総論だけで切り離されて１回とって，それから後は各論で４回とるという，この組立てについては，捜査・公判以外は，もう少し圧縮をした方がよいのではないかと思いますので，そういう提言をいたします。

○千葉座長　今，宮﨑委員から御提起，御意見がございましたので，逆に，もし御意見が，この協議の仕方，日程等について，何か御意見がございますれば。

○後藤委員　できるだけ座長のやりやすいように協力したいと思います。ただ，私もこれを拝見したときに，捜査の在り方についての議論の時間が，十分確保できるかどうかという不安を感じたのは確かでございます。ですから，捜査の在り方の部分をもう少し前倒しでするか，あるいは３月の５回でこれができるのかという，その点をもう少し考える必要があるのではないか。

もう少し捜査の在り方のところに時間を確保するような方策が必要ではないかと考えました。

○石田委員　これを拝見しますと，１，２，３のテーマは，基本的には倫理，検察の役割，つまり裏返しで言えば倫理の問題，それに組織の問題等々ですので，１，２，３については２回ぐらいでまとめて議論ができるのではないかと思います。そうすれば，２月１７日の時点で捜査・公判の在り方について議論できると思います。１５回予定されている中の，もう６回も終わってしまったんですから，効率的に議論を進めていく必要からは，やはりもう少し詰めていただいた方がいいのではないかというのが私の意見です。

○江川委員　正にそのとおりだと思います。今まで聞いてきたお話でも，やはり捜査・公判に問題があったので，捜査・公判をどうするかということがメインのはずです。それをよくするためには，どういう人事だとか，どういう教育だとかいうことになるので，捜査・公判とその背景という，この主に２分類だというふうに思うんですよね。その２分類の，捜査・公判以外のところに，さっき教育や倫理とか監察だとか，そういったところはいろいろなところが絡んでくると。つまり，捜査・公判及びそれ以外のことを集中的に話すという，この２分類だと思うんですね。最初の２回に，その他の背景，あるいはその改善策という，その他の部分を話して，残りの２回で，２月の２回で本来の趣旨である捜査・公判について徹底的にやると，こういうことではないかなというふうに私は思いました。

○吉永委員　ちょっと私の整理が間違っているのかもしれないのですけれども，取りあえず捜査の段階とか，そういう公判の段階でいろいろな問題が起きているわけで，その問題はなぜ起きたのかという，そこを突きとめると，そこから人事とか倫理の問題が出てくるわけで，先に人事と倫理にこういう問題があってという議論を進めてからこちらにするという順序が，もしかしたら逆なのではないかというふうな印象もちょっと受けるんですね。そこを徹底的にすることによって，逆に倫理の点の問題点とか，そういう人事がどういう仕組みになっていたのかということが逆に見えてくるとしたら，進め方としては，こちらの方を先にしていくという手はないのかなというふうにも考えたんですけれども。

○井上委員　そういうお考えもあるかと思うんですけれども，４の方は要するに，今回なぜ起こったのかというよりは，そこに問題があるとすればどういう対応をしていくべきかと，恐らくそっちにもう集中しないといけないと思うんですよね。今回の事態がどういうことで起こってきたのか，いろいろな受け止め方はありますけれども，かなりの程度分かってきている。それを踏まえての議論ですので，必ずしもそういう順序でなくてもいいのではないかと思いますのと，できるだけ効率のいい進行をするために，前の方は２回ぐらいでまとめてという御意見もありましたが，次回，この総論をやり，どういう論点を取り出すのかを拾い出す，それによってもどれくらい時間がかかるのか分かってくると思うのです。ですから，９回目と１０回目をどういうふうな組立てにするのかというのは，まだ時間がありますので，７回目の会合において，宮﨑さんがおっしゃるような論点の拾い出しを踏まえて，その後のことを決めたらどうかなと思いますけれども。

○高橋委員　宮﨑委員のおっしゃるとおり，時間が限られているので，なるべく１回目をさっさと回してというのはおっしゃるとおりであるとは思うんですけれども，一つ問題なのは，どのぐらい圧縮してやるかどうかという問題と，もう一つが順番なんですね。

　必ずしも一番最初にやったやつが一番長く時間をかけられるかどうかは分からないという部分もあるんですが，ただ順番が，時間の配分と順番は別の問題があって，例えば順番でいきま

すと，私，素人ながら思うんですけれども，例えば特捜部の存廃を含む組織体制の在り方，それからもう一つ，但木委員が前回もおっしゃっていましたが，いわゆる公訴官と捜査官の役割の分離とか，こんな話が本当に大きい話になるのであれば，端的に言うと特捜部なしとなったときに，捜査・公判の在り方の議論に大きな影響を与えるのではないのかなと。それから，はっきり言って，もう公訴官の仕事以外は検察はやらないと，極論すると，例えば。捜査官はやらないんだとなったら，この会議の中で捜査・公判の在り方の議論というのは影響受けませんかね。

だから，とりあえず大きく公訴官・捜査官の分離とか，そもそも特捜部，これからもやるのかやらないのかというののめどが立たないと，それはもう人事もそうなんですよ，人事もそれによって全然影響を受けますから。いろいろなことが影響を受けてくるのではないかなと思うんですけれども，どうですかね。それは，そんなことは，さすがにそこまでは話はいかないだろうという感じですかね。どうでしょうか。

○佐藤委員　今の高橋委員が言われたことは非常に核心を突いていると思うんですよ。ですから，やってみなければ分からん議論が多いと思うんですね。それで論理的に，今，高橋さんが言われたことが大前提になると思うんですね。それを皆さんがある程度合意できる部分からスタートしていかないと，２回目，３回目の議論は展開しないのではないかと思いますね。それをやっている過程で分かってくると思うんですよ。冷静な方の多い議論ですので，私は大丈夫だと，そう思っておりますけれども。

○宮﨑委員　高橋先生のおっしゃることは，私もそういう議論は最初にしなければならないだろうと思ったので，総論の議論を最初にまずやるべきだろうと。ただし，一方，この教育とか組織とか，そういうものについて，それを割と最初からやっていくと，例えば取調べの可視化を導入するならば，今度は逆の。高橋先生とは逆の立場で，捜査・公判の在り方が変わるんだったら，また総論も，要するに組織とか，そういうことも変わってくるという問題があるわけなんです。

ですから私は，その総論はどういう論点があるか，その論点について，みんな合意できる点，合意できない点，それから一体何を議論すべきかというのは，最初のときに議論をしましょうと。そして私の方は，今回最大の課題である捜査・公判についても時間をとれるような仕組みというのか，システムを議論しませんかというのが，私の第７回会議のイメージではあるわけですけれども。

（佐藤委員退室）

○千葉座長　今，大分御意見を出していただきました。それぞれ，ある意味では共通していたのではないかなと私は受け止めさせていただいております。というのは，やはり何といっても総論といいましょうか，どこを向いて議論するのかということがないわけにはまいりませんので，そういう意味では総論と，そしてそれに併せて少し論点の洗い出しというんでしょうか，そういうことがまず必要なのかなということは，皆さんの御意見の中からも感じられるところかと思います。

それから，２と３は確かにいろいろ関連をし，大きくは一つにまとめることもできるところもあるのかもしれません。捜査も大変重要ですし，捜査をやったら前の組織とか人事や教育などにまた戻ってくる。また逆に言えば，その組織などの在り方等を考えて，また捜査にも関わりを持ってくるということで，一つ一つ分離しての議論は難しいことだろうと思います。

今，お話をいただいたことを念頭に，できるだけ，例えば２と３を少しまとめられるような形で議論ができないだろうか。それを踏まえて，できるだけ早く捜査の議論につなげていくという考え方もできようかと思いますので，今日いただきました御意見を，もう一度整理させていただいて，少なくとも最初には総論と，そして少し今後の論点の洗い出しなど，そういうところから３日につきましてはスタートしてみたらどうかと思います。

捜査は非常に重要だという御指摘は私も全く同感でございますので，そこに重点を置かないとかいうことでも決してありませんので，例えばそこを，少し回数を増やすという形で計画を立てていくのか，あるいは一度できるだけ議論を一回全体やった上で，やはり捜査に改めて，後の時間を費やすというか注ぐということもあり得るかもしれません。

今，申し上げました２月３日に，まず総論，そして少し論点について更に御議論をいただいて，８回以降については皆さんの御意見，そして議論が少しめりはりを付けてできるように整理をしてみたいと思いますが，いかがでしょうか。

○高橋委員　詰めてやらなければいけない，時間がないと思いますが，ヒアリングは，この野田さんのところはどうしてもここしかとれないようなので，それが一つのネックにはなっているとは思うんですが。

人事の問題は，何が問題になるのかというのは，サーベイになればまた少し出てくるかもしれませんが，取りあえずは私の方で，こういうことが問題で，こういうことをむしろ問題だという，こういうことをすべきではないかというようなものは，１０日ぐらいまでに用意しようと思えばできると思いますが。そうなると時間が足りなくなるので，１０日は，前回は座長は，午前中があるので３時までというお話だったんですが，１０日も定時までやっていただくぐらい延ばしていただけると，ここでもうちょっとぐわっとやることも可能かなと。

すみません，事務局も皆さん大変かなと思うんですが，こうなったらしようがないので，１０日も４時半まで持っていただければ，ここにかなり人事の問題を，皆さんがおっしゃるように，突っ込むことも可能ではないかなという感じはいたします。

○千葉座長　午前中からかなりの時間になりますが，これはもう高橋先生と，そしてまた委員の皆さんが，それで体力も気力もという本当に気構えでいていただく状況なので，ちょっとそこは，そういう長いのもありということも念頭に，検討させていただきたいと思います。

○井上委員　時間を延ばすこと自体は結構なのですが，延ばした後の終了予定時刻の４時半は厳守していただきたいと思います。

○千葉座長　はい，分かりました。今日も大分超過をしました。これも決して，皆さんの本当に熱心な御議論の結果ですので全く問題ありませんが，多分それぞれ，いろいろ後ろの時間を合わせて，御予定も立てておられる委員の皆さんも大勢いらっしゃると思いますので，そこは何とか時間をできるだけきちっと，そして長くやるときには早くから長くやりますということで，その代わり覚悟いただいて御予定を立てていただくようにしたいと思いますので，どうぞよろしくお願いします。

では，高橋先生からのお申出につきましては，１０日の時間的にとれる形でやれればと思いますので，よろしくお願いをしたいと思っております。

○宮﨑委員　高橋先生に対するお願いなんですけれども，１０日とおっしゃっていますけれども，できれば２月３日にいろいろ論点を議論するということなので２月３日までに，人に対しては厳しいので申し訳ないのですが。教育というのは，それは教育を一生懸命やればいいではない

かという総論は分かるんだけれども。

○高橋委員　具体的なイメージですね。

○宮﨑委員　そうですね，それをちょっとお出しいただければ。

○高橋委員　ただ，ちょっと説明に時間をいただいてもよろしければ，間に合わないことはないと思いますけれども。

○千葉座長　今のお申出については，高橋先生とも御相談させていただき，事務局の方でも少し段取りを検討させていただきたいと思います。

○石田委員　２月１０日は４時半まででということで。

○千葉座長　そうですね。もうそれでよろしゅうございますか。

では，改めて事務局から確認をさせていただくようにしたいと思いますので，御承知おきください。

４　その他

○江川委員　この間お願いしたもう一つの改ざん事件，貝塚放火事件で，被疑者の取調べの映像があるということで，いろいろ問題にもなっているので，それをオープンにしてほしいということを申し上げたんですけれども，その件がどうなるのかというのが１点と。

それからもう一つは，私たちのそれこそミッションとして，柳田法務大臣にも，この間，江田大臣にも言われた，やはり国民の信頼回復のためということがすごく大きな目的としてあるわけですよね。私たちはそのためにいろいろな案を出してやっているわけですけれども，でもそれだけではなくて，国民の中で特にこういう問題に関心のある方がどういうことをやってほしいのかというふうに思っているのかということを，やはり知っておく機会があってもいいのではないか。

例えば法務省の方でホームページのどこかに，御意見がありましたらどうぞお寄せくださいというような，何かそういうところがあれば。何もこれはアンケートをとろうとか，それで傾向を見ようとかというのではなくて，それが私たちの手元に来れば，どういうところに国民は関心を持っているんだという，あるいはこうすれば，こういう方向に力を入れれば，やはり信頼回復につながるんだということを考える，私たちが考えるきっかけになるのではないかなというふうに思って，一つ御検討いただきたいなと思いました。

○千葉座長　御意見をいただきましたので，どういう形でできるかどうかも含めて，何か考えていきたいと思います。

○事務局（黒川）　前回，江川委員から，ＤＶＤ等の証拠そのものを，ここの場で，検察庁あるいは弁護人から提供を受けてというお話がございましたが，弁護人から提供いただくことは刑訴法上禁止されていますので不可能だと思います。検察庁からの提出は，これは検察官の判断にはなりますが，一応，訴訟に関する書類でございますので，一般的には，ここの場で証拠そのものを御覧いただく見通しはかなり薄いと思います。

ただ，審議事項との関係で，審議の必要上，必要性について委員の皆さんと座長との御判断がございますればまた別途考えますけれども，一応法令上の制約があるということです。

○千葉座長　法的になかなか難しい面があるのかなということと，それから逆に，ここに与えられている，それこそミッションなんですが，先ほどお話しいただいたＡ事件を一つの契機とし

て，検察の在り方を考えよということでございますものですから，その他の個々の事件を改めて検証させていただくというようなことは，時間的にかなり限りがあるものですから，難しいところはあるかなと。どうしてもこの検討の際にそれなしには検討ができないということでございますれば別ですが，法的な制約ということを考えるときには，少し難しいのではないかなというのが私の認識でございます。更に議論の必要性等々，また聞かせていただいて，検討をしてみたいと思います。

それでは，よろしゅうございましょうか。大変長時間になりましたが，本日の議事は以上でございますので，これで会合を終わらせていただきたいと思いますが，次回につきましては２月３日の午後１時３０分からということになりますので，どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

―了―

検察の在り方検討会議
第７回会議 議事録

第１　日　時　　平成２３年２月３日（木）　　自　午後１時３２分
　　至　午後５時　７分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　研修制度等についての説明
　２　「検察の使命・役割（総論）」についての議論
　３　「検察官の倫理」についての議論
　４　今後の議論の進め方について
　５　その他

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
　　吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　説明者　法務総合研究所　堀研修第一部長，刑事局　田野尻参事官

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第７回会合を開会させていただきます。

本日も御多用の中，御出席をいただきましてありがとうございます。まず，事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

○事務局（黒川）　皆様のお手元にお配りしております資料のうち事務局で用意させていただいた資料は４点でございます。資料１は本日の議事次第，資料２及び３は研修制度等の御説明の際の資料，そして，資料４は今後の議事進行の案でございます。

また，皆様のお手元には本日の議事などに関連して委員の皆様から御提出いただいた書面をお配りしております。

次に，委員から御要望いただいていたものとして，「省庁改革関係の資料」と題する資料をお配りしております。この資料には６省庁において過去に公にされた改革策等に対する提言などがつづられております。なお，前回の会合でお配りいたしました検察官に適用される倫理に関する法令等の資料につきましては，本日，委員の皆様に御持参をお願いしたところですが，お手元にございませんようでしたら，余部がございますのでお申し出ください。

（堀部長，田野尻参事官入室）

１　研修制度等についての説明

○千葉座長　それでは，議事次第１の研修制度等についての説明に移らせていただきます。

検事に対する研修には，法務総合研究所が実施しているものと，法務省が主催し，又は最高検察庁等と共催しているものとがあるとのことでございますので，本日は法務総合研究所の堀嗣亜貴研修第一部長，法務省刑事局の田野尻猛参事官のお二方に御出席いただきました。御説明の後に質疑応答の時間を設け，御説明はそれぞれ１０分程度，質疑応答も１０分程度で，合計３０分間を予定させていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

なお，田野尻参事官には，検察官に適用される倫理に関する法令等についても付言していただく予定でございます。

それでは，最初に堀部長から御説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部長　それでは，法務総合研究所研修第一部長の堀から御説明を申し上げます。

私ども，研修第一部では検事の研修を担当しております。私はその責任部長ということになりますので，私が御説明に上がりました。

まず，お手元に用意させていただいた資料でございますが，説明用のペーパーが１枚ございまして，その後に関係の資料を付けております。関係の資料は，研修の根拠となっております要綱，これから御説明いたします研修の種類ごとの実施要領，最新の研修の日程を資料として用意させていただきました。

まずは，１枚目のペーパーに基づきまして，御説明を申し上げます。研修の種類としては三つございます。各研修の目的・内容等につきまして，まず概略の御説明を申し上げます。一つ目の「新任検事研修」，これはロースクールを出て１年間の司法修習を経て実務経験がない状

態で任官してまいります全くの新任の検事に対する最初の導入研修でございます。目的は，ここに書いてございますように，検事としての基礎的知識・能力を修得させること，それから，広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことでございます。

下にスケジュールがございますが，１２月下旬から３月末までの約１００日間，研修しておりまして，現に今，第６３期の新任検事に，この新任研修を行っているところでございます。本日の御説明でも，現に行っているこの新任検事研修の内容等についても適宜御説明申し上げたいと思います。

主な内容でございますけれども，大きな柱が二つございます。一つ目が内外の講師による講義ということでございます。それから，二つ目が多数の事例教材，これは無罪事件を含めますけれども，これを用いた捜査・公判の演習。これは少人数セミナー形式の演習でございます。これを二つの柱としております。

一つ目の内外の講師による講義でございますが，今般の研修からピックアップいたしますと，例えば※のところにありますように「事実認定概論」，それから「無罪事件・科学捜査」，これは特に昨年１２月２４日に公表された今般の事件に関わる最高検の検証結果の説明，それから，足利事件等を踏まえた講義を含みます。これは最高検総務部長，最高検検事が講師となって，約６時間１５分を予定しております。

それから，「講話」とございますけれども，これは，元検事長の弁護士，東京地検検事正，法務総合研究所所長，研修第一部長は私でございますが，この講話を用意しておりまして，一部は既に了しております。

それから，「被害者・遺族の声」については東京都の被害者支援センターの方を講師としてお願いしておりますし，「ＤＮＡ型鑑定」については警察関係からお願いしています。このような内外の講師による講義を一つの柱として用意しております。

それから，二つ目の多数の事例教材を用いた捜査・公判演習ですが，先ほど申しましたように，班別の少人数の演習形式でございます。ざっとイメージをつかんでいただくために，この新任検事研修の日程を御参照いただきたいと思います。大変に字が細かくて恐縮でございますが，スタートが昨年１２月２２日でございます。ずっと日程が書かれておりまして，最後が本年３月３１日ということでございます。

今年，既に終わった分でございますけれども，１月４日辺りから，基本的な教材を使いました手続の流れに沿った研修をスタートしておりまして，例えば，この１月４日の課題（入門(強盗致傷)），(勾留請求，捜査事項等）とありますけれども，この辺りから勾留請求の段階での記録を見た検討・起案をスタートいたします。それから，１月６日，７日の辺りで，勾留請求，弁解録取書手続の模擬の演習を含んだ流れで進んでいきます。

それから，１月１１，１２，１４日辺りで，勾留の延長段階，更には終局処分，起訴するのか不起訴にするのかというようなところまで進みまして，最後に決裁，起訴するなら起訴の決裁の段階まで演習として進めてまいります。

それから，１月１７日，２０日辺りになりますと，今度は起訴された後の保釈意見の対応，あるいは冒頭陳述の準備等のコマに進んでまいりまして，さらに１月２４日，２５日辺りで証人テスト，あるいは証人尋問，被告人質問等々，さらに１月２８日に論告ということで，手続の一連の流れに沿った形で演習を織り交ぜながら進めていくということです。例えばの話で御紹介いたしますと，そういうことでございます。

それから，それ以外に２月３日，４日というところに班別演習（重点強化(詐欺)），(取調べ)，とございますが，これは詐欺事件，具体的には無銭飲食の事件ですが，これに関しまして，例えば私ども教官が被疑者の役になりまして，新任検事に実際に取調べ練習と言いましょうか，イメージをつかませるために，取調べの実際のやり方を模擬でやらせるということをやるコマでございまして，こういうコマをいろいろな形で取り交ぜながら３月まで組んであるということでございます。

この中には，「多数の」と書いてございますが，全部で２３の事例がございまして，そのうちの三つは無罪事件でございます。無罪事件のうちの一つは，既に最高検の検証結果も出ております氷見事件の記録を用いた教材でございます。

以上が，新任検事でございます。

次は２番目の検事一般研修でございますが，これは任官後おおむね３年前後の検事を対象としております。この目的は，ここに書いてありますように，検事として必要な一般的教養を高めるとともに，捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることにあります。３年目で一応の経験を経ておりますけれども，いろいろな形で，更に基礎的な知識・技能を修得させる。その部分を補っていくという形でございます。これも同様に内外の講師による講義，それから事例研究，事例教材を用いた捜査・公判演習ということになっておりまして，年に２回，各１８日間，新任検事研修の１００日と比べますと短くなっておりますけれども，実施しております。

それから，三つ目が，検事専門研修でございまして，これは任官後おおむね７年ないし１０年目の検事を対象としております。７年目ないし１０年目でございますので，相当の経験を積んできておりまして，この目的としましては，財政経済事件・汚職事件等の知能犯関係事件及び公安・労働関係事件を中心とし，その他最近の犯罪情勢等に鑑み，捜査・公判上の特に検討を要する事件につき，中堅検事として必要な捜査・処理及び公判運営に関する高度の専門的知識・技能を修得させるということでございます。

要するに，かなり専門分野に特化していくという形でございまして，これも内容としましては大きく二つで，内外の講師による講義，それから事例研究，事例教材を用いた捜査・公判演習ということになります。講義の内容がここに※でピックアップしておりますけれども，「無罪事件研究と最新の科学捜査」は当然のことといたしまして，例えば脱税事件，独禁法違反事件，金融商品取引法違反事件，企業犯罪，選挙違反事件，公安労働事件等，かなり専門的な分野別の捜査・処理に関する講義等が含まれてきております。

これも年に２回，各１０日間，更にまた短くなりますけれども，実施している状況でございます。私からの説明は以上でございます。

○千葉座長　ありがとうございました。引き続きまして，田野尻参事官に御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○田野尻参事官　刑事局参事官の田野尻でございます。私からは最高検と法務省が共催しております研修と法務省が主催しております研修につきまして，お手元に資料３としてお配りいただいている資料に基づきまして，御説明をさせていただきます。

まず，最高検と法務省の共催で実施している研修としましては，「新任支部長検事セミナー」，「新任決裁官セミナー」，「検察運営セミナー」の三つがございます。

「新任支部長検事セミナー」は，任官後おおむね１５年程度までの経歴を有し，近い将来地

方検察庁支部の支部長に就任すると考えられる検事を対象として実施しているものでございます。地方検察庁の支部長検事として必要な能力・素養の修得・かん養を図ることを目的としている研修でございます。

期間は３日間でございまして，具体的な内容につきましては，この資料の後ろに「第３回新任支部長検事セミナー日程」を付けさせていただいております。これは昨年の３月に実施したものでございます。

この研修におきましては，決裁制度の意義，支部長検事に求められる決裁の心構えや決裁の在り方などを中心としまして，そのほか，外部講師によるマネジメント講座，東京地検総務部副部長による検務事務や東京地検交通部副部長による交通事件の決裁に関する講義，副検事・検察事務官が求める支部長検事というテーマでの副検事，検察事務官との座談会などが実施されております。

次に，「新任決裁官セミナー」でございます。こちらは，任官後おおむね１５年程度以上の経歴を有し，近い将来，地方検察庁の次席検事・部長等に就任すると考えられる検事を対象として，地方検察庁の次席検事・部長等として必要な能力・素養の修得・かん養を図ることを目的としております。

期間はこちらも約３日間でございまして，具体的な内容は「第１回新任決裁官セミナー日程」と題する横組みの資料を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましても決裁制度の意義，中間決裁官に求められる決裁の心構えや在り方等を中心としまして，そのほか同様になりますけれども，外部講師によるマネジメント講座，検察行政や検務事務等の講義，座談会等を実施しているところでございます。

次に，「検察運営セミナー」ですが，こちらは，地方検察庁のトップである新任の検事正を対象とした研修でございまして，検察の長官として必要な行政的識見及び管理能力の修得を図ることを目的としております。

この期間も３日間でございまして，具体的な内容につきましては，「検察運営セミナー日程」を御覧いただきたいと思います。

こちらでは，マスコミ関係者やメンタルヘルス研究関係者による講義，検察行政，裁判員裁判及び刑事立法の動向等に関する講義，検察運営についての座談会等を実施しているところでございます。

次に，法務省が単独で主催している研修としまして，「外部派遣研修」，「弁護士職務経験制度」等について御説明申し上げます。

資料３の２ページ目の（４）以下になります。「外部派遣研修」は，任官後おおむね６年から１５年程度の検事を対象とした研修でございまして，一定期間，公益的活動を行う民間団体や民間企業に検事を派遣しまして，多様な方々との交流及び意見交換の機会を持たせることにより，幅広い視野，識見のかん養を図ることを目的としております。

期間は，派遣先により異なりますけれども，１か月から１年程度となっております。具体的な研修内容につきましては，基本的に派遣先にゆだねているところでございますが，業務体験等を通じまして，可能な限りいろいろな方々と交流できるような内容としていただいているところでございます。この研修は平成１４年から始まりまして，各年度別の派遣庁，派遣人数，派遣期間につきましては後ろに付けております「検事外部派遣制度実施一覧」のとおりとなっております。

先ほどの「検察運営セミナー日程」の次の資料が「検事外部派遣制度・実施要項」でございまして，その後ろに派遣の人数を記載した資料を付けさせていただいております。ここ数年は毎年３名を派遣しております。

次に，資料３の２枚目で，（５）になりますけれども，弁護士職務経験制度について説明します。これは任官後おおむね５年程度の検事を対象とした研修でございまして，弁護士としての職務を経験することを通じて，検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的としております。

弁護士職務に従事する検事は，受入先となりました弁護士法人等との間で雇用契約を締結いたしまして，検事の身分を離れて弁護士登録を受け，原則として２年間，弁護士業務に従事しております。

お手元の資料に，「検事の弁護士職務経験に関する運用要領」を付けさせていただいておりますが，これは法務省と日弁連との間の検事の弁護士職務経験制度の運用について合意した内容を記載したものです。この制度は，平成１７年度から始まりまして，これに従事しております弁護士事務所の所在地等につきましては，この運用要領の次に付けております「検事の弁護士職務従事職員一覧」に記載したとおりで，東京，大阪に検事を派遣しております。

次は，資料３の２ページ目の一番下の（６）になりますけれども，「情報システム専門研修」でございます。こちらは，任官後約１０年以内の検事を対象とした研修でして，コンピュータ・ネットワークやセキュリティシステムの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに，ログの解析等の捜査手法の基礎知識を修得して，サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を図ることを目的としております。期間は５日間で，具体的な内容につきましては，「平成２２年度情報システム専門研修日程」と題する資料を御覧いただきたいと思います。

これに記載されているとおり，研修の委託業者にサイバー犯罪，あるいはコンピュータ・ネットワークに関する基礎知識についての講義，あるいは検事，警察官による捜査・公判に関する講義等を実施しております。

次に，資料３の３ページ目で，（７）「医療関連事犯担当検事研修」について御説明を申し上げます。これは，医療行為に関する専門的知識を必要とする中堅検事若しくは将来これらの捜査・公判に携わることが見込まれる検事を対象とした研修でありまして，医療行為に関する専門的知識を修得させ，医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図ることを目的とする研修です。期間は５日間で，その具体的な内容は，先ほどのコンピュータ関係の次に実施要領と日程表を付けています。

こちらでは，大学病院等の医療機関の見学，医師等から医療行為の現状等の説明，臨床医学の具体的問題に関する検討会の傍聴等を実施しているところです。

このほか，在外研究としまして，人事院が主催する「行政官長期在外研究」，「行政官短期在外研究」，法務省が主催しております「検事在外研究（米国大学院コース）」，「若手検事在外研究」等を実施しているところです。また，人事院主催の行政研修にも検事を派遣しているところです。

次に，前回の検討会で配布されました資料４になろうかと思いますけれども，こちらの「倫理等に関する法令等」と題する資料に基づきまして，検察官に適用される倫理等に関する法令等につきまして，その概要を御説明させていただきます。

検察官の倫理に関する規程等の現状でございますけれども，検察官は，一般職の国家公務員ですので，国家公務員法の服務に関する規程が適用されるとともに，国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程が適用されます。

具体的には前回の検討会の資料４－１になりますけれども，国家公務員法上の各種の義務規定，例えば信用失墜行為の禁止，職務専念義務などの服務に関する規定が適用されます。また，資料４－２になりますけれども，国家公務員倫理法に基づき，一定の役職以上の職員に係る贈与等の報告，株取引等の報告，所得等の報告等が定められております。

また，資料４－３の国家公務員倫理規程でございますが，こちらでは利害関係者との間における禁止行為，利害関係者以外の者等との間における禁止行為等が定められておりまして，これらが検察官にも適用されます。

そして，国家公務員法における懲戒処分に関する規程につきましては検察官にも適用されますので，国家公務員法の規定により，国家公務員法等の規定に違反した場合，職務上の義務に違反し，又は，職務を怠った場合，国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合には免職，停職，減給又は戒告の処分を受ける可能性があります。また，国家公務員倫理法又は国家公務員倫理法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準につきましては，資料４－４の人事院規則２２－１に規定された基準により処分されることになっております。

法務省の職員の職務に係る倫理に関しましては，資料４－５になりますけれども，法務省職員倫理規程が規定されておりまして，捜査・公判に従事している検察官について，捜査を受けている被疑者，公訴の提起を受けている被告人，刑の執行を受ける者，被疑者等の弁護人，代理人等がその利害関係者とみなされております。

また，資料４－６になりますけれども，不動産取引等に関する報告において，検察庁に勤務する副検事を除く検察官のうち自己又は家族の居住用以外の不動産取引を行った者は，国家公務員倫理法では求められておりませんけれども，こちらの規定により，毎年職員が勤務する検察庁の長に不動産取引報告書を提出することとされております。さらに，株取引等の報告につきましても，国家公務員倫理法に規定された報告対象とされている職員以外の者も報告が必要とされております。私からの説明は以上です。

○千葉座長　ありがとうございました。ただ今の堀部長及び田野尻参事官による御説明の内容に関しまして，御質問のある方はお願いいたします。

○石田委員　法総研についてお伺いしたいと思います。カリキュラムを拝見いたしますと，基本的には検察官としてのノウハウと言いますか，技術的あるいは専門的な知識についての研修が主であるというふうに理解いたしました。研修ですから当然のことだと思いますが，そこの中でいわゆる検察官倫理といったものについては，どのような扱いをされ，どのくらいの時間が取られているのでしょうか。この資料を拝見しますと，ちょっとざっと見ただけで申し訳ありませんが，５枚目の２２年度の新任検事研修日程では１２月２４日の金曜日１４時１０分から１４時４０分まで公務員倫理というカリキュラムが組まれているようです。公務員一般の倫理とは別に検察官としての特有の倫理，いわゆる検察官倫理といったものがやはり重要な地位を占めるのではないかと思います。弁護士会などでは定期的にかなり時間をかけて弁護士倫理の演習なども行われていますが，検察官倫理がどのような教育が行われているのか，あるいはどのような教材を用いて行われているのかということについてお教え願いたいと思います。

○堀部長　科目の名前として検察官倫理という科目は設けておりません。先ほど御説明いたしま

した講話，これは法務総合研究所所長，あるいは東京地検検事正，あるいは研修第一部長の私のコマでございますが，基本的に今回の最高検の検証結果も踏まえまして，二つのことを，特に今回の新任検事研修では教えようとしておりますし，現に教えているところでございます。

一つは，正に先生がおっしゃったところと通じるところだと思いますけれども，検察官の職務執行はフェアでなければいけないという点です。悪しき当事者となってはならないという言われ方もされます。そういうことを踏まえまして，要するに公益の代表者であって，国民の皆様方に責任を負う立場であるので，厳正公平，不偏不党というようなことは当然のことでございますけれども，誰に見られても恥ずかしくないようなフェアな職務遂行をまず心掛けようと。特にこの新任検事研修では基本的な心構えとして，再三教えているところでございます。

それから，ちょっと局面が違うかもしれまんが，さっき申し上げたグループ別の演習型のコマの中で，例えば決裁を受けるときに，きちんとした形で積極証拠，消極証拠を正確に報告して，上司の決裁に臨むということは当然のことだと，これは当たり前のことだと思いますけれども，改めて今般の検証結果を踏まえて，その辺りも個別のコマで指導しているというところでございます。

○江川委員　さっきのカリキュラムを見たら，犯罪被害者や遺族の声を聞くというのは出ていたんですけれども，えん罪被害者の声を聞くというのが出てないような気がするんですが，そういったことはやらないのでしょうか。弁護士の話を聞くことはあるのかもしれませんけれども，やはりえん罪によって人生や家庭，人間関係がめちゃくちゃになってしまったという人たちの話を聞くということは非常に大事なことだと思うんですけれども，その点についてどうお考えでしょうか。

○堀部長　現状のカリキュラムではそれはございませんが，今，正にいろいろな御指摘を受けまして，来年度以降の研修日程等の見直しを行っておりますので，その中で考えていきたいと思います。

○嶌委員　先ほど，石田委員がお尋ねになりましたけれども，研修内容はどちらかと言うと捜査の在り方とか技術とかそういったようなことが中心のように思いました。今，検察の在り方が問われているわけですが，検察は最強の捜査機関と言われ，そして世間は検察というのはものすごい力，権力を持っていると思われているときに，やはりその権力行使に当たって，どのような心構えが大事か，自ら律する気持ちも必要かと考えます。これは単なる国家公務員法で定めているような倫理，これはしてはいけない，あれをしてはいけないという倫理ではなくて，やはり力を持った人間がもっと謙虚でなければいけないとか，何かそういった教育をやはり一番最初に教え込むということも重要なのではないかと感じました。これを見ていると，どうも捜査の技術の修得だとか，鑑定など捜査・取調べのための研修に重点が置かれているような感じを感触として持ちました。

○後藤委員　取調べについての研修があると思うんですけれども，その中で例えば供述心理の専門家とか，あるいは面接技法の専門家の話を聞くという機会はあるのでしょうか。

○堀部長　現状ではありません。ただ，先ほど申し上げましたように，いろいろな見直しをこれからいたしますので，その過程で考えていきたいと思います。

一つだけよろしいでしょうか。取調べの演習のやり方ですが，教官がその被疑者なりの役をやって，調べも模擬ですけれどもやらせてみる。それから，実は研修員同士，新任検事同士で一方を被疑者役にさせまして，それで調べをさせる。そうすると調べを受ける側がどういう気

持ちになるのかということも実体験としてさせまして，したがって相手の気持ちをよく考えて，それで相手の立場なり，考え方をよく探っていくということはどういうことなんだということは体験させるような試みをしております。

○江川委員　取調べの訓練に関してなんですけれども，そうやってロールプレイをやるのはとても一つのやり方としてはありだと思うんですけれども，例えば，実際に行われている取調べの様子を録音したりビデオに撮ったりして，それを題材にして，こういうところが良いとか，こういうところが悪いとか，そういうようなことというのはおやりにならないのでしょうか。あるいは実際にやったら非常に役立つし実践的だと思うんですけれども，いかがでしょうか。

○堀部長　御指摘いただきましたので，そこも考えてみたいと思います。

○千葉座長　それでは，時間の制約もございますので，ここで質疑を終わらせていただきたいと思います。もし，更に質問したいということがございましたら，事務局の方にお伝えいただければできる限りまたお答えのお返しをするというふうにしたいと思います。

堀部長，田野尻参事官，ありがとうございました。

（堀部長，田野尻参事官退室）

２　「検察の使命・役割（総論）」についての議論

○千葉座長　では，これから個別の検討事項についての議論に移りたいと思います。

前回の会合におきまして，私の案といたしましてお配りした「今後の検討事項」と題する資料のとおり，一つは検察の在り方の総論としての「検察の使命・役割」，そして２番目に「検察の組織とチェック体制」，３番目というか３コマ目としまして，「検察官の人事・教育・倫理」，４コマとして，「検察の捜査・公判活動の在り方」。こういう柱に整理させていただくということで皆さんにもおよそ御了解をいただきました。

そして，これらの４本柱の検討の順序につきましては，皆様からいろいろな御意見をいただいたところでございますが，冒頭の検討事項としては，やはり検察の在り方の総論という意味でも「検察の使命・役割」，これを御議論いただくことがよろしいのではないかということで，これも皆さんに御了解をいただいております。

そこで本日は，まずは，「検察の使命・役割」という総論的な部分につきまして，御議論いただくことといたしております。また，全体のスケジュールを考えますと，できることから早めに検討していきたいと存じますので，お時間があるようでございましたら，検察の使命とも関わりが深いと思われる議事次第３の「検察官の倫理」についても御議論いただけたらと思っております。残りの時間で今後の議論の進め方について，今一度整理させていただきたいと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会合も４時半頃までを予定しておりますので，途中午後３時１０分から２０分頃を目途に休憩をとらせていただくという形で進められればと思っております。

御発言に当たりましては，委員の皆様お互いに御様子をうかがっていただくなどして，適宜発言時間などできるだけ簡潔にいただくことを是非よろしくお願いいたします。活発な相互の御議論ができることが大切だと思いますので，御協力をよろしくお願いいたします。

それでは，まずは前半，検察の在り方の総論として，「検察の使命・役割」について御議論をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○吉永委員　皆様の専門的かつ高度な御議論が展開されますと，ひとりの国民としての私は発言しにくくなるだろうと予想しまして真っ先に手を挙げさせていただきました。

これまでの会議の内容や先週の村木さんのお話を振り返りながら，検察は何のためにあり，何を正義として存在しているのかをまず考えてみました。で，個人の権利や公共の利益を守り，国民に法に守られている安心感を与えるために存在するという結論に達しました。それらが守られない出来事が起きたときに，検察が果たすべき役割は，真相の究明と人権の保障の二つの柱なのだろうと思います。住宅でも柱が細くなったり，どこか１本シロアリに食われても徐々に建物を支えられずに倒壊するように，検察という組織もこの二つの柱がしっかりと同じ強度を保って存在していないと歪みが生じ，やがて存在理由を疑われるように崩壊していくものと思われます。

今回の事案に関して言えば，二つの柱のいずれか，あるいは両方に，恐らく両方が劣化した結果，あり得ない事態が至る所に起き，守るべき個人の権利も公共の利益も守れす，真相の究明も結局は曖昧になって，国民の信頼を失ったものと思われます。

真相を究明する力が正しく発揮されず，国民の利益よりも検察の威信を守るために自分の都合の良い真相に導こうとすると，もう一つの柱である人権の保障をないがしろになります。しかし，人権の保障が手続や方法論に強く傾くと，アメリカのウィリアム事件のように真相の究明というもう一つの柱に傾きが生じるのではないかと思います。検察を支える二つの柱は，実は相反するものを抱えていて，そのバランスをしっかり保つことで，存在意義が保たれるのだろうと思います。

歪みを正し，どちらの強度も高める方向の改革が望ましいと私は考えております。

次に，この会議でもしばしば取り上げられた取調べの在り方ですが，逮捕・勾留して取調べによる供述を得ることは，推定無罪の人に心身の苦痛を強いることであるという自覚が全くないということに驚きました。真実を究明し，真実に迫るために供述を得るのではなく，検察が望む供述を得るために，逮捕，勾留，取調べを道具として使うという方法は本末転倒であり，決して許されるものではない。これを看過したら暴走を生み，えん罪で苦しむ人を生み出し，守るべき国民を苦しめるという重大な本末転倒を来たし，国民の信頼を失うのは当然の帰結だろうと思います。

村木さんの場合は，御本人が強い意思を持たれ，明晰な分析力があり，御家族や弁護団で支えられたからこそ，最後まで屈せずに自力で無罪を勝ち取ることができた稀有な例であり，普通の国民は検察によって人生を奪われ，著しい人権侵害が行われる。

検察官は，被疑者や被告人の痛みに常に思いをはせ，自分の判断や行動が相手の人生を左右し，人権侵害の当事者になる権力を持っていることを自覚するべきなのに，そういう自覚が欠落していたとしか思えません。

検察官になったら当然身に付いていると考える甘さや，国民の上に立っているかのような錯覚やエリート意識では，検察のあるべき姿，その使命を維持することができない。個々の検察官の倫理観や自覚を構築し，常にその原点に立ち返る努力をするべきで，この点の意識改革も必要かと思います。

以前，現代の子どもたちが苦しむ生活習慣病の取材をしていたとき，お医者さんが１枚のハンカチを広げてこんな話をしてくれました。ハンカチの四隅は，免疫と自律神経とホルモンと心で，それぞれのバランスがとれているとハンカチは形を保てる。それで初めて人間の身体は

うまく機能できるというものです。もし一つの角に過度な力がかかったり弱まったりすると，全ての角が引っ張られてハンカチが歪むように，人間の身体も正常に機能しなくなる。この話は，検察という組織に当てはまるのではないかと考えます。四隅の状態をしっかり見極め，弱い部分は強化し，強く出っ張り過ぎたところは矯正し，四隅のバランスをしっかり保つことで正しく機能できる組織に立て直す。そういう方向で改革を進めていけば，国民の信頼を取り戻していければと私は思っています。

○嶌委員　今まで何回か議論を聞いていて，全体の雰囲気としては，ここでは捜査の在り方，あるいは可視化，録音，取調べの在り方等に早く議論を進めた方がいいのではないかという雰囲気があるような感じを僕は何となく受けていました。しかしながら，僕は検察の理念というか，今後検察がどうあるべきかという基本をやはりきちんとしておかないと，いくら捜査や取調べの在り方を改善したから今後検察は大きな問題を起こしませんよと言っても，なかなか国民に理解されないのではないかと思います。

私は，司法の専門家でも何でもありませんけれども，４０年以上メディアに関わってきて，一体こういう事件を国民が今どういうふうに見ているかと考えますと，かつても検察に対する不満・不信はあったわけです。しかし，それはどちらかと言うと，金丸事件などのときに，検察庁の看板にペンキをぶっかけられたということがありましたが，それは捜査をもっと厳しくやれといった意味である種，叱咤激励するというか，捜査が手ぬるいじゃないかという不満・不平だったと思います。

しかし，今回の検察への不信とは，ある程度信じていた検察が証拠を改ざんして，むしろえん罪をつくるというそんなことまでしていたのかというところにやはり愕然とした驚きがあって，これは今までの検察の不信とは質を異にするような大きな課題なのではないかと思います。

そういうことを考えますと，一体この検察というのは社会に対してどういう役割を負っているのか，もう一度ここで検察の基本的な理念を考え直すことが大事だと思います。今までよく検察の正義という言葉が使われてきました。国民は検察には正義があると，巨悪を追及するんだと思ってきたけれども，そこも含めて，一体検察というのはどういう理念や哲学に基づいて，この役所は存在しているのかということをやはりきちんと最初に言っておかないと，いくら今後こうした不信を招く不祥事を起こしませんと，手段だとか方法論だけを言ってもなかなか国民の気持ちには入ってこないのかなという感じがするわけです。

それは，もうちょっと具体的に言うと，やはり９０年代，冷戦が終わって，２０世紀と２１世紀はやはりかなり変わってきているわけです。大きく言えば，２０世紀型の制度だとか，慣行，ビジネスモデル，やり方だとかそういったものが非常に旧体質的なものとなってきている。そして２１世紀型の新しい価値観というものが，今，世の中にどんどん広がってきている。それがある意味で言うと，大きな力を持っていて，ここ数日起こっているエジプトの騒乱にも発展しているわけです。

国内を見ても，企業社会は，ここ２０年間ぐらいコンプライアンスなどいろいろな面で波に洗われているわけです。そのほか，大学も同じような目に遭っているし，独立行政法人だってそういう目に遭っています。中央官庁もそういうことに遭ったから国家公務員倫理法を作ったわけです。それどころではなくて，野球界も同じような目に遭っている。今は，相撲界だって問題になっているし，それから，歌舞伎界だって問題になっています。つまり，ありとあらゆる組織が，公開性，説明責任，透明性，環境重視等，この２１世紀の新しい価値観というとこ

ろと照らし合わせながら，今，組織の新しい在り方が求められているのかなと思います。

それをコンプライアンスだとか，企業憲章とかいろいろな形で自分たちはこんなふうにします。これからこういう社会に対して責任，役割を果たしていきますという形の宣言をしながら，生まれ変わる，再生しようとしているのが今の社会の現実なのかなと思います。だから，それは単に今までの不信があったということだけではなくて，その組織が持つ意味，どういう社会的な責任を果たすのかということをもっと明確にするような時代に僕は入っているのかなと感じがします。

恐らく，今後の大きな柱というのは最近よく言われているように，公開性を重視するとか，透明性を持つとか，あるいは説明責任能力，説明責任を果たすとか，人権の問題をきちんと考えるとか，あるいは，環境問題を視野に入れるのも大きな新しい価値観になってきている。もっと大事なことは人間及び組織としての品性というのか，そうしたことも，今，恐らく問われつつあるのかなと感じます。そういうことを考えたときに，国家公務員法，倫理法，これはこれでいいんですけれども，僕は国家公務員法ができるときに余り賛成じゃなかったんです。僕は反対の小論も書きました。それはかつてクラーク博士が札幌農学校を作るときに学校の校則を作ると言って，日本の先生たちがいろいろな校則を作ったけれども，クラーク博士はそんな細かい校則は要らない，ただ一言あればいい。それは何かと言ったら，「Ｂｅ　Ｇｅｎｔｌｍａｎ，紳士たれ」，その一つの校則でいいんだと言ったそうです。何かそういうようなことが今，求められているのかなと思います。

日本は倫理，校則を作ると，何々をしてはいけない，といった「してはいけません」という話ばかりが出てくるけれども，そういうものをいくら作っても何となくモチベーションが湧いてこないし，尊敬もされないのではないか。僕はそういう意味で言えば，ここにも書きましたけれども，検察憲章みたいな，そんな長いものではなくてよくて，５条か６条ぐらいあればいいと思いますけれども，これからの検察は社会に対してこういう役割を果たしていきますよ。そして同時にそれを読むことによって，そこで働く人たちも誇りを持てるようなそういうような，モチベーションを高めるような内容の憲章を作る。それに基づいて捜査の手段とか可視化なども含めてこういうふうに改めていきますとした方が良い。そういう大きな宣言みたいなものがなく改革手段だけを書いても，僕はなかなか国民にピタッと入ってこないのかなという感じがします。

そして，もう一つ，法務省からいただいた資料を読んでいて，幾つか思ったことは，今の社会というのはＩＴ化，グローバル化社会になってきている。それらに対して，全く無縁ではいられないわけです。いただいた参考資料を見ますと，例えば意見書にも書きましたけれども，検察庁，検察官の使命，社会的役割というようなところには公益の代表者，そこには場合によっては公正や正義のために被告人が有利になるような上訴もし，場合によっては無罪又は公訴棄却の論告をするというようなことも検察の役割ですよ，とあります。検察の正義とは何かということに対しても世界の検察首脳サミットで議論されている。それからもう一つ，これも感じ入ったことですけれども，刑事訴訟における検察官の関心というのは，事件に勝つことだけではなくて正義がなされることにあるんだと，だから，検察官は有罪を確保しなければならないのと同時に，無実の者が苦しまないように，二重の目的に仕える法の従者なのであるという判例がアメリカの最高裁で出ているとありました。つまり検察官に不利な証拠であっても，社会の正義とか公正とか，そういうためにはすべての証拠を出さなければいけないとある。これ

からの検察の在り方の中ではそうした考え方も重要なことになってきているのかなというふうに思います。

くだらない話ですけれども，僕はよく小説を読みますが，江戸時代の小説を読む，あるいは映画なんかを見ると，あの当時は封建社会で極めて残酷な拷問などをやっているように見えるんですけれども，小説をよくよく読んでみると，大きく東京都庁みたいな下に町奉行というのがあって，その下に与力がいて，その下に岡っ引きだとかいろいろな十手持ちがいる。当時は，奉行が裁判官であると同時に検察的な役割，あるいは行政的な役割を持っているわけです。しかし，弁護士というのはいないわけです。そうすると奉行は相当の慎重な判断をして判決をしないと，江戸市民のお上に対する信頼を失うわけです。小説を細かく読んでいると，いつもは読み飛ばしていたんですけれども，この検討会議に入ってから，そういうのを読んでいると，優れた与力はやはり無罪の人をどうやってなくすかということに相当慎重に証拠を集め，犯人がもう死ぬ気になって無罪でも有罪でもどっちでもいいと投げやりになっていても，与力の心証が無罪だと思ったら，最後まで証拠を集めて，そして判決の出る２日前に真の犯人をあげるということをやっているわけです。

それを読んでいて思ったことは，多分お上の信頼というものを得るためには，ただ裁けばいいということではなくて，権力を持っている側も本気になって真実を追求しなければいけないということが，江戸時代の社会にはかなりあったのではないかと印象を受けました。そういうシンボルとして，大岡越前守とか遠山の金さんとか，ああいうような人たちが出てきているのだろうと僕は思います。

やはり権力を持っている側が相当謙虚になって，そして犯人を罰するということだけではなくて，もしかして違っていた場合には，本当の犯人を捜すとか，そういうような真摯な考え方を持つことが僕は大事なのではないかと思います。

僕なんかもよく知りませんでしたけれども，何となく世間一般は裁判所があって，そして検察が被疑者を追及して，弁護士がその被疑者を守るという三角形構造になっていて，弁護士と検察の意見を聞いて，その上で裁判官が判断するというふうに世間は捉えているのではないかなと思います。しかし，検察官とは最近の欧米の国際的なスタンダードだとか，かつての江戸時代の小説とかそういうのを読みますと，検察官は決して被疑者の悪を追及するだけではなくて，もう少し高い見地に立って，やはり社会の公正だとか，あるいは真実をきちんとその証拠に基づいて追求していくとか，また弁護士とは違った意味での大きな高い役割を社会に対し担っているのではないかという感じを改めて受けました。

そういう意味で言うと，検察官の本当の在り方というのは何なのか。あるいはよく言われている検察の正義とは何なのかということを，もう一度きちんと議論したほうがいいのではないかと思います。

最近，ハーバードのマイケル・サンデルという教授が，正義とは何かという講義をして話題になっていますけれども，これも９０年代，あるいは２０世紀の正義と２１世紀の正義が変わってきたということを大きなテーマに捉えて学生たちに論争を求めているわけです。今，正義の価値観も変わりつつある過程の中で，検察も無縁ではないんだという発想をとることが極めて重要なのではないかと思いました。そういう意味で，最初の頃は検察の使命とか検察の役割とか検察のミッションとか検察の正義とか，そういうことを議論するのは何か時間の無駄なように思われたかもしれませんが，恐らく今後この在り方の提言を発表していくときには，そこ

のところがしっかりしてないと，国民の心にはストンと落ちていかないのではないかと改めて印象として持ちました。

○佐藤委員　今，お二人の御発言を伺って，私も同感でございます。今から申し上げることもそれと軌を一にするように思います。お手元に１枚紙のペーパーを配布させていただきましたので，それに即して申し上げたいと思います。

私は，今回のことについての問題，つまり検察の役割・使命という本日のテーマであります総論に関わるという意味でありますけれども，第１にその問題の所在，それから第２として問題解決の方向，第３として対処案，この３点について申し述べたいと思います。

まず，問題の所在でありますけれども，この会議の設置の契機となりました事件の根底にある原因は何かということを考えますと，次の２点を指摘することができると思います。

一つは，先ほどもお話がありましたけれども，事案の真相を究明するという任務が検察にあるわけけれども，今回は，そのことよりも検察が描くストーリーの「立証」とストーリーの頂点に立つターゲットの逮捕・起訴・有罪の獲得を企図して独自捜査を実行していたと認められるのであります。そして，その検察の独自捜査とその公訴に関する検察目的が歪んでいると言わざるを得ない。そういう実態がある。これが一つの根底にある原因ではないかと思います。

二つ目は，検察事務は検察官が独任制官庁であることを前提としつつ，「検察官同一体の原則」によって上司の指揮監督に服して執行されるとされてきました。指揮監督の方法は，そこの括弧書き（進行管理，決裁，承認，調整，命令）に書いたとおりであります。このような構造の指揮監督というのは曖昧なものにならざるを得ない。そういう本質を有していると言えると思います。しかし，上訴すなわち控訴，上告の提起，裁判の執行監督，公益の代表者としての権限行使につきましては，この指揮監督は有効に機能していると私には認められます。しかし，特捜部による独自捜査と当該事件の公訴提起については，捜査権と公訴権の二つを主任検事ないし特捜部が一元保有していることとあいまって，検事正・地方検察庁としての，また検事長・高等検察庁及び検事総長・最高検察庁としての指揮監督は曖昧にして不十分となっているということを指摘することができると思います。

なお，ここに抜けておりますところの独自捜査事件以外の事件についてはどうかと申しますと，その公訴につきましては，大半は上訴の提起等と同様に，有効に機能していると思いますけれども，ときに曖昧さ，不十分さが出るものがあるという意味において区々になっていると認められます。

次に，そのような原因，根源的な根底にある原因の解決の方向でございますけれども，行政事務の執行とそれに対する指揮監督と言いますのは，当該行政機関，行政組織の目的・任務に照らして行われるべきところであります。しかしながら，検察官及び検察庁につきましては，それぞれの事務内容は明らかになっておりますけれども，その目的・任務は甚だ不明確であります。この際，これらを明確に定めて，検察官の職務遂行並びに上司検察官及び検察庁の長の指揮監督の基準とすべきであると考えます。これは別途検討することとなっております検察官倫理の指針となるべきものであろうと私は思います。

最高検の報告書では，「検察権行使に関する原則・心構えを長官会同，研修で徹底する」とありますけれども，それは運用に関することでありまして，その前提となりますところの基本原則がはっきりと定められなければならないと思います。

さて，そこで私が考えます第３の対処案でありますけれども，検察の基本法でありますとこ

ろの検察庁法を次のように改めるべきではないかと思います。検察庁法第１条でありますけれども，現行規定は「検察庁は，検察官の行う事務を統括するところとする。」とあるのみでありまして，先ほど吉永委員が御指摘されました「何のために」というのはこの検察庁の基本法に書かれておりません。そこで，例えばの案でありますけれども，第１条を「検察庁は，検察官の行う第４条及び第６条に規定する事務を統括し，もって公共の秩序を維持するとともに個人の権利を保護することを任務とするところとする。」と改めて，その目的・任務を明確に定めるべきではないかと思います。

ここに第４条と言いますのは，御存知のように検察官は刑事について公訴を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し云々と，検察官の職務が明確に規定されております。第６条におきましては，その第１項で検察官はいかなる犯罪についても捜査をすることができると，捜査の根拠を明確に規定しております。この４条，６条に明確に定められている検察官についての条項を第１条で引用することによりまして，今，申し上げました，もって以下の検察庁の任務，すなわち「公共の秩序を維持するとともに個人の権利を保護することを任務とする」と合わせて一体的に規定し，検察の基本法の第１条で検察庁そして検察官の任務を闡明（せんめい）すべきではないかと思うのであります。

ただ，この公共の秩序の維持，あるいは個人の権利を保護するという任務，この表現が的確であるかどうかについては皆様にまた御意見をいただくべきでありましょうし，法務省においてもなお深めていただきたいと願望いたします。

○石田委員　お手元に私の「検察権の行使とその抑制についての私見」というペーパーをお配りさせていただいておりますので，それに基づいて私の意見を申し上げたいと思います。

検察の役割・使命という総論的な議論は今後の具体的な議論の基本となるべきものと考えます。これは，今まで皆さん方がおっしゃったとおりだと思います。そこで私はこの問題を検察権の行使とその抑制という観点から若干意見を申し上げます。

まず，従来検察庁において検察権の行使は，どのように捉えられてきたかという点について触れてみたいと思います。

証拠改ざん問題を契機に，検察の在り方がようやく検討されるようになりました。そして，この検討会議も設置されました。しかし，検察権の行使をめぐる問題を考える契機はこれまで幾度となくあったと言わなくてはなりません。その主要な事案の一つが１９９３年，平成５年ですが，ある著名な特捜事件の捜査の過程で起きた検察官の暴行事件です。これは東京地検特捜部に静岡地検浜松支部から応援派遣されていた検察官が参考人を聴取した。その際，参考人に対して暴行を加え，負傷させたという事件でありました。この事件は，検察官が供述調書を作成するためにいかに強権的な取調べを行っているかを示す典型的な事案でありました。

この事件は，皆さん御存知のように，刑事訴追され，平成６年６月１日にこの暴行した検察官に対する特別公務員暴行陵虐致傷事件につき，東京地方裁判所が判決を言い渡しております。このときの裁判長は今の最高裁の長官をされている竹﨑さんでした。この判決は暴行の内容について，次のように判示をしております。

「強大な権限を背景に無抵抗な参考人らに対して，長時間壁に向かって立たせるなどの理不尽な要求をし，かつ多数回にわたり執ような暴行を加え，肉体的苦痛はもとより精神的にも大きな屈辱感を抱かせたもので，悪質，卑劣な犯行である」と判示されております。なお，この判決の引用は当時の新聞記事によっておりますので正確でないかもしれません。後でも触れま

すけれども，今日の準備のために，この事件の資料を事務局に求めましたが，何も残っていないということでした。このこと自体が驚くことですけれども，それはともかく，傷害を負わせるということではないにしても，長時間壁に向かって立たせるとか，あるいは罵詈雑言を浴びせるという取調べがこうした形で行われているということは，私の経験からしてもこれに限ったことではなくて，あるいは我々弁護士間では常識に属する事柄であるといっても過言ではありません。

しかし，この事件は，一過性のものとしてマスコミもそれほど取り上げることもなく，何らの総括もされることなく忘れ去られてしまいました。判決はこのような取調べをした検察官の動機について，「かねてから希望していた東京地検特捜部に応援として派遣され，世人の注視している重大事件の捜査に携わることになった気負いと功を焦る気持ちから，自己の期待する供述を性急に求めるあまり暴行に及んだもの」と認定しております。

この事件は東京地検特捜部で起きた事件であったという意味においても，今回の事件にも匹敵する事件と言わなければいけません。したがって，当時の時点で組織問題としても十分な検証がなされてしかるべきでした。しかし，この事件は当事者に対する懲戒，刑事訴追が行われただけで，基本的問題の検討は行われませんでした。むしろそれどころか，本件は一過性の特異な事件として扱われてしまっています。この事件の直後の平成６年の７月２５日に当時の検事総長が日本記者クラブで「検察の当面の課題について」と題して講演をされております。その講演の速記録が検察庁のどういう部門か分かりませんが，そこで出されている雑誌「研修」の５５６号に掲載されております。その中で，当時の検察庁の考え方が端的に表れております。ここでこの問題について，検事総長は次のように触れられておりました。「あらゆる点を検討しましても，今回の事件は，常軌を逸した，極めて特異な事例であり，後に申し上げるように，取調官としての適性に問題があったものと言わざるを得ないのでありまして，ある社の社説で批判いただいたような，検察の組織の内部に今回のような犯罪につながるがごとき体質は全く無いと考えております。」。このように発言をされております。

そして，同じこの講演の中で自白を得ることの必要性と題して，次のように述べられております。「特に，贈収賄事件，選挙違反事件，大掛かりな経済事件など，共犯者が多く，しかも密室で行われる犯罪などについては，被疑者から真実の自白を得なければ，事件の真相を解明できないことも事実であります。捜査官は，実体的真実を明らかにすることにより社会正義の実現と法秩序の維持をするために，自白の獲得に情熱を傾けているわけであります。」と述べられております。

このような考え方の背景にあるものは，いわゆる糾問的検察官司法という思想と言うことができると思います。検察官は司法官，法の番人であるという思想。そのためには刑事的手続のあらゆる場面で司法官としての役割を果たすべき存在という思想であります。この考えは，次のような認識として述べられております。「国民の検察に対する要望が捜査の徹底化であり，弾劾的捜査構造観の帰結である。あっさり調べて大らかに起訴し，無罪が多くなっても構わないという立場を検察がとることを絶対に許さないからです。検察官が強力に捜査を糾問的に展開するほか，公判から刑の執行に至るまで全ての刑事手続の段階で検察官が主導権を有するという糾問的検察官司法の基礎というか原因は，旧法を受け継いだ現行刑事訴訟法の条文にあると言われていますが，もちろん法的根拠はあるにせよ，直接的原因は，そのような検察官司法を国民が望んでいるからだと言わざるを得ないのです。」

これは１９９５年７月に東京高検の検事長を歴任された藤永幸治さんが日本刑法学会で講演されたものを引用したものであります。その出典はこのレジメに書いたとおりです。

現在の検察庁には基本的にはこのようないわゆる糾問的検察官司法の思想があるものと考えられます。そして，このような糾問的検察官司法の発想が今回の事件の根底にあると私は考えております。したがって，検察の構造的な改革の基本というのは，このような糾問的検察官司法の発想からの脱却でなければなりません。その理論的な分析というのは，刑法や刑事訴訟法の研究者の皆さん方の専門分野で，私が理論的に申し上げる能力も余裕もありません。ここでは私の考えの概要を提示させていただきたいと思いますが，私のこの意見も究極的にはミランダルールとか，刑事訴訟法学者の方々の論考からの示唆を受けているところであります。

私の意見の根底にあるものは，検察権というのは基本的には国民の負託に由来するものであるという点であります。つまり言葉を変えて言えば，検察権は検察官によって国民の代理ないし，あるいは代表して行使されるものであるということであります。書生臭い議論であると言われるかもしれませんが，やはり検察の在り方を考える上では，この議論の出発点はここにあると思います。

このように考えますと，検察権を行使する検察官とその相手方である被疑者，被告人は対等な当事者として扱われなくてはならないということになります。それは，捜査・公判と全ての刑事手続の過程において，被疑者，被告人を検察権の行使の客体ではなくて，一方当事者として認めるということであります。そして，検察庁法第４条が検察官を公益の代表者としているのは，検察官に国民の負託に応えて正義を行うべき義務を負わせていることを意味しています。したがって，その倫理規範，行為規範といったものが，社会が法曹に求める常識に根ざしたものではなくてはならないと考えます。そして，組織原理もこのような観点に立って考えなければなりません。

このような刑事手続における当事者主義，捜査の側面からしますといわゆる弾劾的捜査観と言われる観点からすれば，検察権が適正に行使されているかどうかは，常に国民のコントロール下に置かなければなりません。そのための仕組みが考えられなくてはなりません。

また，このことは検察官は政府，政治権力の利益のために存在するものではないということを意味しています。検察官が独任官であり，一定の身分保障がされているのはその故であると言うことができます。検察権の行使の抑制を当事者主義の観点から考えた場合には，その具体的，実質役割を果たすのは，弁護権ということに帰着すると思います。糾問的思想からの脱却というのは，検察権とこの弁護権が対等であるとの観点から，構造を点検することが必要であると思います。

これらのことから，現在抱えている様々な問題について，一定の結論を導き出すことができますが，私はここでは，今問題となっている調書裁判との関係についてのみ供述調書に過度に依存した現状における検察権行使の抑制はいかにあるべきであるかという点に触れておきたいと思います。

調書裁判は，今さら指摘するまでもありませんが，次のような経過をたどっています。まず，見立てに沿った供述，自白調書を作成するための取調べを行う。次に，このような取調べによって作成された供述調書への証拠能力を付与する。これは任意性，特信性の問題です。そして，最後に，供述調書への信用性の検討が行われるというものです。これまではこの最後の自白の信用性の判断をいかに厳密に行うかという，いわば事実認定の適正化による裁判所のチェック

に重点が置かれておりました。これが言うところの精密司法です。多くの裁判官が御苦労されたところであり，これが一定の役割を果たしてきたことは事実であります。

しかし，このような抑制にとどまっている限りは，供述調書依存型の検察権の行使からの脱却を図ることはできないと考えます。供述調書中心の検察官捜査の根本的な改革は従前までの糾問的な発想ではなくて，取調べや任意性判断の過程でも当事者主義的な発想に転換することが必要だと思います。

そのためには，一言で言いますと，検察権のリアルタイムの外部検証が求められると考えます。そのためには，第１に捜査過程における弁護権による抑制システム，具体的には弁護人依頼権，取調べに対する弁護人の立会権，大きく言えばデュープロセスの保障という問題です。２番目に供述調書の任意性，それから特信性立証を客観化すること。具体的には取調べが問題とされた場合にはその反証は録音，録画など，客観的な証拠に制限することによって，明らかにしていくというようなことが考えられます。

第３に，検察権の行使というのは，国民の負託に由来することを基盤とした当事者主義にかなった検察官の識見，あるいは倫理，行為規範の確立をするということが図られる必要があると考えます。具体的な各論は改めて他の機会に述べさせていただきたいと思いますが，本日は検察官の役割という観点から以上のような意見を述べさせていただきました。

○但木委員　４委員の方のお話は本当に身にしみて，そのとおりであると思います。私は，今回の事件というのは大きく時代が転換してしまっている，その転換に追い付けないでいるというのが，現在の刑事訴訟法の在り方ではないかというふうに思います。

村木さんがおっしゃったことは，「改ざんについてはそれほど驚かなかったが，多くの人たちの供述が全部一つにそろえられているということについては，非常に恐ろしいことだと思った。」ということでございました。私も今回の事件が非常に深刻なのは，検察官が調書をそろえてしまうと，あたかも事件ができてしまう。それを国民から見た場合には，これだけではないのではないか。別の事件でも同じようなことがなされているのではないか。こういうふうに思われることが極めて重大な問題であると思います。つまり検察の正当性の根拠は，もちろん国民の負託・信頼であります。この信頼が大きく傷付いたということは，我々は深刻に考えなければいけないし，やはり根本的なところを論議しない限り，検察の次の時代は来ないのではないかというふうに思っております。

話は１４０年前に戻りますので，やや恐縮ではございますが，明治５年に司法職務定制というのが定められました。その中で，「検事は裁判を求むるの権ありて，裁判をするの権はなし。」，「検事は法憲及び人民の権利を保護し，良を助け悪を除き，裁判の当否を監するの職とする。」，「検事は衆のために悪を除くをもって務とする。」，「孤弱婦女の争いにおいては，殊に保護に注意し，貧富，貴賤，平当の権利を得て，枉屈無からしむ。」という規制が置かれています。これは１４０年間，実はこの原則は全く変わらないというふうに思います。やはり衆という言葉を使われているということに御注意いただきたいのですが，決して国のためとか天皇のためとか法律の正義のためとか書いてない。衆のためと書いてある。やはり本来検察権というのは公益のため，衆のために行使されなければならない権限であります。

昭和３４年の，最高裁決定でありますが，検察官が公益の代表者として裁判所をして，真実を発見させるため被告人に有利な証拠をも法廷に提出することは怠ってはならないことは国法上の職責であるというものであります。つまり検察官は訴訟している最中においても公益の代

表者としての行動をとらなければならないというのが，この最高裁の決定であります。そういう意味では，検察官の処分の根底は公益性にある，やはりそう思わざるを得ません。

実は，この司法職務定制で一番最初に「裁判を求むるの権」というのが書いてあります。これは，公訴権と先ほどから言われている権限でございます。検察の基本的に大事な権限はこの公訴権であります。公訴権というのは，捜査が適法・適正になされているかどうか。それによって収集された証拠が有罪を獲得するに十分であるかどうか。その事件を起訴する価値があるかどうか。これらの判断をする権限であります。

特に，戦前におきましては，検事は犯罪があると思料するときは，犯人及び証拠を捜査するものとするという規定がございます。この規定によりまして，検事は司法警察官を使って犯罪を捜査していたのであります。そのために，思想検事と特高警察という非常に強大な権限を生む素地をつくってしまいました。戦後，その大きな悲劇を防止するために警察と検察の権限を分離いたします。そして，警察官は犯罪あると思料するときは犯人及び証拠を捜査するものとするという規定が刑事訴訟法に設けられたのであります。

ですから，警察官が犯罪を捜査して，検察庁に送ってきた事件について，検察官が果たすべき役割は公訴官としての役割が中心となるべきであります。公訴官が果たすべき役割というのは公平，公正，平等であるということであります。公益の代表者としてその権限を行使しなければならないのであります。

もちろん，検察官にも先ほど佐藤委員からございましたように，検察庁法上もまた刑事訴訟法上も検察官は捜査をすることができるという規定がございますけれども，それは公訴官として必要な捜査をすることができるというのが非常に大きなウエイトを占めています。そのほかに検察官が独自に捜査をすることができるという規定として大きな意味を持っているわけですが，これについては実は非常に大きな問題が初めから伏在しております。これは何かと言うと，公訴官としての検察官と捜査官としての検察官が一体として存在するということであります。つまり警察の送致事件について言えば，捜査する警察，第一次的に捜査している警察と，公訴を提起するかどうかを判断し，公訴を維持しなければならない検察官が区別され，検察官は，言ってみれば警察の捜査をチェックする機能を有する公訴官としての役割の色彩が非常に強いわけです。ところが，特捜部の場合，言うまでもなく捜査部という名前が付いておりますように，そこは捜査を中心にしているところであります。それが公訴権と捜査権を同時に持っている。つまり捜査したものがそのまま公正，平等に判断しろということでやってまいったわけであります。

しかし，今般の事件を見てみますと，証拠を収集する者と最終結論を出す者が全く同じ人間であるということが持っている危険性を感じざるを得ません。やはりそこは改善していく，どういうふうにするかはこれから皆さんと御論議いたしたいですが，これについてはやはり権限を分けてはっきりと捜査する者と公訴権を行使する者とは分けなければならないのではないかと私は思っているわけであります。

もう一つ申し上げたいことは，時代であります。昔は，検事と裁判官と弁護士と被告人以外の人がいない法廷が普通でありました。つまり傍聴人がいないところで裁判が行われてきたのであります。それだけ信頼を得ていたと言ってもいいのでありますが，しかし国民の直接的な目を意識しないで刑事裁判が行われてきたということも否定し難いところであります。

それによって何が行われてきたかと言うと，やはり調書裁判というのが行われてこざるを得

なかった。そして，検事が真相を解明するよりも調書を作って裁判に提出することの方に重きを置いてしまう傾向が長い間に育ってしまったということが今回の件の非常に不幸な原因であったと思います。最高裁判所が累次の判決あるいは決定で，弁護人の接見の権利を拡大してまいりました。昔は，ある程度の日にちを空けて，しかも１５分というような短い接見時間しか認められなかった実務が，いまやほとんど自由に接見できるように変わってまいりました。これは裁判が取調べにおいて，真実が出てくるならばそれでいいとする時代が終わって，やはり取調べにおいても一定の弁護人による援護が行われていなければならない，それによって真実究明の方が若干の滞りがあるとしても，なお被疑者の権利を守る方が重要だという価値判断が最高裁のそうした累次の判決・決定に出てきていたのではないかと思っております。それは，実は捜査構造が現在のままでいいのかどうかという非常に大きな問題を伏在させているというふうに思っております。

どういう時代にこれから入っていくのか，捜査構造の問題についてはまた後日皆さんとお話をしなければならないということでありますが，私は本日は，二つのことを申し上げました。一つは検察官というのは公平，公正，公益の代表者としていつも行動しなければいけないということと検察の独自捜査において捜査官たる検察官と公訴官たる検察官が同一人であるということがやはり一つの問題としてあるのではないかということ，もう一つは，大きく時代が変わって，国民が直接裁判に参加し，あるいは国民が傍聴に来て，国民監視の下で刑事裁判が行われる時代がやってきた，そういう時代に対応して，裁判の構造も捜査の構造も変わっていかなければいけないのではないか，そういう時代の非常に大きな岐路の中にあるというふうに思っているということです。非常に長く，申し訳ありませんでした。

○千葉座長　ここで１０分間の休憩をさせていただいて，その後再開し，また皆さんから御発言をいただきたいと思います。

（休　　憩）

○千葉座長　それでは，休憩後の論議を再開してまいりたいと思います。

○郷原委員　ちょっと井上先生とダブっているところもあるかと思いますけれども，検察庁法の枠組みを含めて，検察の役割・使命がはっきりしないというところの理由みたいなものを含めて考えてみたいと思います。

お手元に「検察の使命・役割」についてと書いてある１枚紙がありますが，それから前回お配りした私が書いたもの，「検察の組織の特殊性と法的枠組み」，この最後の方に先ほど嶌委員もおっしゃっていた環境変化に対して検察が適応できてない事情等も含めて考えてみたものを書いていますので，またお時間があったらお読みください。この１枚紙に沿って考えてみたいと思います。

検察庁というところは，何を目的としているかはっきりしない組織だというのは，要するに権限は検察官個人の権限とされていて，主任検察官には権限行使の独立性というのが認められて，その一方で，検事総長，次長検事，検事正による指揮監督権というのが与えられていて，それによって検察官同一体の原則が維持されているわけです。この関係なんですけれども，指揮監督権を持っているから起訴意見で持ってきた主任検察官に不起訴にしなさいという命令ができるかと言うと，これは基本的にはできない。最後まで主任検察官が起訴だと言い張ったと

きには，それを命令してそれを不起訴にさせることはできない。この場合は，事務引取移転権を行使して，上司が事件を処理するか，あるいは誰か他の検事に割り替えるということで，最終的には組織としての一体性を維持しつつ，その権限行使は主任検察官が行うというような仕組みができています。これが検察官の権限行使の独立性と検察としての一体性を巧みに結合させた仕組みと言っていいのではないかと思います。

そこから，検察というところは，そういう仕組みの中で，組織として外部から干渉を受けない。独立して判断している限りにおいては，それが適切な判断だという考え方が出てくることになります。結局，そういう枠組みが維持されている限り，その中で決定したことについては間違ってないという考え方が生まれるわけです。本来，行政組織である検察がそういうふうにして，中で完全に完結した判断ができるというのは本来おかしいわけです，内閣から全く独立した判断ができるというのは。検察法上は，法務大臣の指揮権というのが１４条に定められていて，本文では一般的な指揮監督権として一般的な法令解釈とか一般的なある種の事件についての処理方針等が示されて，具体的な事件については検事総長を通してのみ指揮することができるという規定があって，これをどこまで広く解釈するのかということが非常に曖昧に定められています。

ということで，最終的には検察庁法１４条を通じて行政組織として内閣が国民に対して責任を負うという建前を維持しつつ，実際には，事実上，検察権の行使は検察の組織の内部で行えるという建前が維持されてきたわけです。ですから，それが検察の組織としての独立性を，社会的には，事実上はずっと維持することになったんですが，それが一面で，組織内の独善みたいなものにつながり，組織の中で一応認められていることだから間違ってないという考え方が逆にいろいろな弊害をもたらしつつあるというのが，ある意味では先ほど嶌委員がおっしゃっていた環境変化に適応できない検察ということの原因もそこにあるのではないかという気がいたします。

それともう一つ，社会的に検察の権限が世の中からどう見られているかということに関して，検察は飽くまで行政組織ですし，行政機関ですし，その判断というのは行政庁としての判断のはずなんですが，なぜかこれが司法判断というふうに多くの国民から見られています。これが一体なぜなんだろうかと考えてみますと，それは実際のところ，事実上の司法判断が検察官によって行われている。要するに，９９％の有罪率が確保されている中では，検察の判断が最終的に間違うということはほとんどないということと同時に，もう一つの大きなことは，世の中がそれでは犯罪者という烙印をどこで押すんだろうかと考えると，やはり大きな事件であれば逮捕されるというところだと思います。逮捕によって世間の評価はガラッと変わります。その逮捕をする権限というのは，検察が独自捜査で強制捜査をするときであれば検察の判断です。警察が逮捕してくる被疑者であれば，警察の判断ですが，これも重大な事件であれば，検察官がその後に勾留しないとこれはもうせっかく逮捕しても意味がありませんから，大部分は事前に警察が検察に対して事前相談をして，検察庁のゴーサインが出ているから逮捕するという場合が多いわけです。そう考えると検察の判断というのは，起訴することはもちろん，逮捕するということに対しても極めて重要な判断権を持っているということです。そうすると犯罪者の烙印を押す権限というのは，事実上検察の権限のように考えられ，それが何となく検察の判断は司法判断のように考えられてきたということにつながっているのではないかと思います。

問題は，こういう枠組みの下では，何か問題が発生したときに，それではその問題というの

が組織のどういう目的との関係で問題なのか。自分たちはどういうふうにその問題を受け止めないといけないのかということがなかなか分かりません。

具体的にこういう価値を大事にしないといけないという倫理とか規範がもともと存在してないのも，もともとこの組織が枠組み中心の考え方であることが原因だと思います。

そして，もう一つ重要なことは，先ほど申しましたけれども，外部の環境変化への適応が非常に難しいということです。枠組みだけを維持しよう，維持しようという考え方がずっと続いていくと，自分たちは外部とは違う世界のように思えてきます。９０年代以降，あらゆる組織のコンプライアンスということが徐々に求められるようになって，大きく分けて三つのことが求められるようになりました。ガバナンス，情報開示義務，そして説明責任です。この三つに関して，検察の従来の考え方はほとんどそれを切断できました。ガバナンスという面で言えば，誰の意思に基づいてこれをやっているのかということになると，大体正義というところで止まってしまいます。法と証拠に基づいて適切ということで止まってしまいます。そして，情報開示に関して言えば，大体は刑事訴訟法４７条とか，そういう捜査の秘密とかということを口に出せば，基本的には検察の活動についての根拠を示すという情報開示が止められる。

そして，説明責任に関して言えば，これまでは裁判に対して，立証責任は負うけれども，世の中に対する説明責任というのは負わないというのが基本的に検察の説明責任について当たり前とされてきました。そういったことが，今回の不祥事のような，いろいろな問題を引き起こしてきた背景にあると考えられるのではないかと思います。

そこで，やはり今回の問題を機に，検察の組織の在り方を根本的に考え直すとすれば，この組織の独立性中心，この枠組み中心の考え方をどう改めていくのかということをまず考えなければいけないのではないか。

まず，そういう面で考えますと，先ほど申し上げました行政組織としては，本来は最終的には法務大臣の権限を通して，法務省という組織が「検察に関すること」という刑事局の所管事項を通じて検察をバックアップし，そして法務省が社会に開かれた組織として，検察のその自己完結的で閉鎖的な性格をカバーする役割を本来担えるものなのではないか。残念ながら，それがこれまでは検察が何か主で，法務省というのは検察の属国のような存在でした。独自の機能を果たすことができなかったのではないか。

そういう意味で，今後，検察が今までのような組織から社会に開かれた組織に転換していくためには，まず一つは，検察が所属する組織である法務省との関係についての見直しも必要だと思います。そういった中で，今，社会が，検察に対して求めていることをいろいろな分野ごとに一つ一つ明らかにしていって，その価値観を明確にしていくということを考えていく必要があるのではないかと思います。

○後藤委員　大学の教員の話は抽象的だと言われるかもしれないのですけれども，私は検察官というのはどこの国でも難しい立場に置かれていると思います。それを分析的に三つの対立的な座標軸で三次元的に位置付けてみたらどうだろうかというのが私の考えです。そこで書面は，「検察官の役割を考える三つの座標軸」と題しました。

一つ目の座標軸は，これまでのお話で出ているように捜査官であり同時に公訴官であるという役割の対比です。刑事訴訟法は，明らかに検察官に両方の役割を与えています。そこで，捜査と訴追，公判活動をどちらが重点かという問題が起きます。これまでのところは私の見方では，捜査の方にかなり大きな比重が置かれていたと思います。つまり検察官は，捜査官として

の役割を重視していたと思います。その原因はいろいろあるでしょうが，例えば刑事訴訟法の伝聞例外のところで，検察官が作った供述調書は非常に優遇されているというような仕組みがその背景にあったと思います。

その結果として，検察官にとって捜査に対する批判的な見方が困難になったという面があるのではないかと思います。最初から独自捜査をする特捜事件では，最も顕著にその問題が現れるのだと思います。しかし，検察官はもともと捜査官として育てられているわけではなくて，法律家として育てられているわけです。そうすると法律家としての独自性が発揮できるのはやはり公訴官の側面だと思います。つまり公訴官の方へ現状よりも重心を移すことで，法律家としての独自な役割をよりよく発揮するという方向に動く，移動するべきではないか。これが最初の座標軸です。

２番目の座標軸は，当事者性と公益の代表者という対比です。今の訴訟法では，検察官は被告人の処罰を求める原告官としての役割を持っています。しかし，それが公益の実現になるためには刑法が正しく適用されなければいけないわけで，無実の人を有罪にすることは検察官の目的ではないはずです。その意味で客観性が要求される。そういう複合的な役割が検察官にはあります。

これまでは，私の理解では，客観性の方がかなり強調されていた。少なくとも建前としては強調されていたと思います。それを強調すると裁判官に準じるような準司法官であるという検察官の役割のイメージが出てきます。そこから検察官は間違ってはいけないという無謬性が期待されるという心理が生じます。そのことが検察官にとって，失敗が許されないので，後戻りができなくなるという心理的な拘束として働いていはしないかというのが私の問題意識です。

先ほども御指摘があったように，起訴された事件での無罪判決の率は非常に低いです。他方で，検察官が起訴猶予にする事件の率は非常に高いです。そのために，大抵の場合，被疑者の運命は検察官のところで決まることになります。そうすると起訴されても無罪と推定されるという無罪推定の原則が実感を伴わない建前論になってしまう。その結果，刑事司法全体の中で検察官が過大な役割を負うという結果になっているのではないかと私は考えます。

そこで検察官はそもそも裁判官の代わりではないということをもう一度確認するべきではないでしょうか。検察官は当事者だから当然行き過ぎることもある。だからこそ明確な職業倫理によってそれを規制することが弁護士以上に必要だと私は考えます。当事者性を前提とする方向に考え方を動かした方がいいのではないかと思います。

それから，３番目の座標軸は，独立性と一体性という対比です。これは独任制官庁という原則と検察官同一体原則とが併存しているという構造です。つまり対外的には１人で行動できるけれども，組織内では上命下服の関係ということです。

先ほど，郷原委員がおっしゃったように上級の者は部下の検察官にこういうふうにしろという命令はできないかもしれないけれども，その命令に反することはできないという意味では，上命下服の関係が明らかにあるわけです。私の理解では，これまでは決裁制度などによって，この内部的に統制するという方向が強調されていたように思います。それが本当に有効に機能しているかどうかはまた別の問題ですが。

意識としては，統制の傾向が強かったと思います。つまり一体性が強調されるということです。そのために個々の検察官が法律家としての自立性を発揮できず，いわば組織に埋没してしまうということが起きる。つまり組織の方向性に対して，異を唱えることができにくくなる。

そういう心理構造をもたらしてないか。それに対して，法律家としての自立性をもっと強化するということがむしろ必要ではないかと私は考えます。ただこれが，今言われている決裁制度を強化すべきだという議論と対立するのか整合するのかというのは私自身もまだ結論が出せてないところでございます。

ということで，検察官というのは恐らくどこの国でも非常に特殊な難しい役割を担っている。その中で，現状よりもむしろ公訴官であり，当事者であり，法律家として自立性を発揮するという方向に重心を移していく方がよいのではないかというのが私の今現在の意見でございます。

○龍岡委員　既に多くの委員の方から歴史的な観点を含めて貴重な御意見を伺いまして，非常に共感するところが多いところですけれども，私なりの意見を述べさせていただきたいと思います。

まず，公訴官としての検察官について述べさせていただきたいと思います。後藤委員からもお話がありましたけれども，今回の事件，あるいは事態を見ていきますと，検察官が検察の使命・役割の基本を改めて考え，認識を共通にすることが強く求められているように思われます。現行法上，検察官は捜査官としての一面と公訴官としての一面を兼ね備え兼有し，公訴官として訴追するという大きな権限をほぼ独占的に保有しているわけであります。

今回の事件についての最高検の検証結果報告を見ていきますと，いわゆる独自捜査にある意味では典型的に現れる検察官のこの二つの重い権限を兼有し，同時にその役割を果たしていくことの問題点が露呈され，いわば捜査官としての見方が公訴官としての見方を圧倒し，公訴官としての目が機能していなかったように思われます。このように見ますと，但木委員の，検察官は公訴官であるべきか，捜査官であるべきかの問題提起は非常に重要な提起でありまして，十分議論がされるべきであると思います。

私は，検察官は公訴官としての役割に相当の，場合によっては軸足を置くぐらいのウエイトを置くべきではないかと思います。かつて「検察官よ，法廷に戻れ。」といった議論がされたことがあります。今回の事件を見てみますと，改めてこの点について議論し，検察官自らが捜査官としての役割とともに，公訴官としての役割を重視する方向へ意識の転換を図っていくことが必要であるように思われます。もちろんこのようなことは捜査官としての権限を放棄したり，軽視せよということではないわけです。検察官が捜査官としての権限を付与されているのは，単に警察の捜査をチェックするというだけではなく，事案の真相を自ら解明する権限が付与されることによって，公訴官としての役割機能を十全に果たすためであると考えるべきではないかと思います。

その意味で，捜査の権限は重要でありまして，適正・妥当な権限行使は検察の使命であると言えます。今回の件に関わった検察官が，法律専門家として，証拠関係から法律問題に至る事件の全般を総合的に見る公訴官としての役割こそ検察官に課された，むしろ基本的で重要な使命であると強く意識していたならば，今回の事件や事態は起こらなかったのではないかと思われます。

関連して敷衍（ふえん）しますと，検察官は検察庁法４条に規定されているように，公益の代表者として，その権限を行使するべきものとされている一方で，当事者主義の訴訟構造において，一方の対立当事者としての立場にあります。この両者は，当事者として訴訟活動を通じて，前者の権限を適正かつ十分に行使することが要請されるという関係にあるものと考えられます。

被告人・弁護人と対峙する当事者として主張・立証責任を尽くすことによって，公益の代表

者としての役割を的確に果たしていくことが期待されているものと言えると思います。

ところで，私が，この会議で，今回の事件の根源的な問題背景は何かということを問題にしてきましたのは，対処的療法とともに原因的療法が論じられなければならない。その必要が大きいということを感じているからであります。この点に関して，もう少し私なりに整理していきますと，今回の問題は，やはり検察官の意識の問題にたどりつき，検察官の意識改革の必要性の問題に帰着するように思われます。

今回の最高検の検証結果報告書から，担当検察官のほか，上司決裁官たる検察官に，客観的，公正・冷静に事件の真相に迫る意欲はどの程度あったのか，この事件の処理に公訴官的な観点から指揮指導する姿勢や意識がどの程度あったのか，そして，更に他の観点，例えば一つの船に乗っており，目的方向は一つであるとしても，方向性や進路の決定に当たっては，反対意見を軽視し，押さえるのではなく，議論を尽くしていくことを受け入れるような人的環境があったのか，これら点が疑問に思われるわけですが，そのことから，その原因は何か，人事的評価や上司決裁を過度に意識する風土・風潮，組織としての体質の問題は絡んでいないかなどの議論をし，検討する必要があるように思われるわけです。これらを議論することによって，より今回の事件や事態の根源的な問題の所在に迫ることができ，検察の在り方としての方向性が自ずと明らかになっていくのではないかというふうに思うわけです。

これらの検討と指摘が今後の検察官の意識の在り方，検察という組織の在り方に大きな指針，方向性を与えることになるのではないかと思います。司法制度改革の論議の中では，検察の在り方については，余り議論されなかったように思われます。刑事司法の重要な担い手である検察について，改めて検察官一人一人が自らの問題として検察の在り方の原点に立ち返り思索し，広く意識改革をしていくことが期待され，これが検察の信頼回復につながっていくのではないかと考えています。

○井上委員　お手元に簡単にまとめた３枚紙をお配りしていますので，それに沿ってごく簡単に要点だけをお話します。これまでに御発言があった皆さんと，同じような考え方のところとやや異なるところがあります。

まず，１番目の○ですが，皆さんのこれまでの御意見でも，今回の事態については根源に立ち返って考えるべきだとか，構造的問題に踏み込んで考えるべきだという御指摘があったわけですけれども，その中身は，委員によって随分違っているように思います。それが何を意味するのかを整理してかからないと，ばらばらな議論で終わってしまうと思われますが，その際の視点として，小さなところからどこまで大きく話をしていくのか，どの辺に問題があるかという観点から，二つの軸を・で示してみました。その後の☆は，議論を拡げていくに当たってこういう注意が必要だろうというふうに，自分も含めて考えていることを注記したものです。

もう一つの○は，今回の問題は制度とか法の問題なのか，運用あるいは実態の問題なのか。両方にまたがるということもあると思うのですけれども，それによって対応の仕方が違ってくるのではないかと思います。

以上をさわりとして，本日の本題の「検察の使命・役割」については，最初の○で，現行の制度あるいは法の下でどういう位置付けがなされているかを略述しました。ここでの一つのテーマは，組織として検察庁の目的あるいは使命・役割と検察官の使命・役割が同じなのかどうか，その異同はどこにあるのかということであり，佐藤委員が触れられたところです。前回のヒアリングで村木さんが言われていたように，他の行政機関の場合は行政機関全体の目的・使

命というものがまずあって，それを下ろしてきて個々の職員の使命とか職務・責務を考えるというのが普通なのですが，検察庁については，現行法上，そういう考え方にはなっていないし，そういうふうに考えると不適切なところがあるのではないかと思われます。

現に検察庁法１条には検察庁は検察官の行う事務を統括するところとしか書かれておらず，他方，検察官の役割については４条，６条に明記されており，そこから積み上げていって，組織全体の使命・目的あるいは職務を位置付けるという構成にしているわけですが，それにはそれなりの意味があるのではないかと思います。

それと国家行政組織法上の位置付けとしても，検察庁は法務省の外局ではなく，同法８条の３にいう「特別の機関」として法務省設置法１４条１項により設置されているという位置付けなのですが，外局というのは，当該省の所掌事務ではあるけれども，実務量が膨大なのでひとまとまりとして切り出したものであるのに対し，「特別の機関」というのは，事務に特性があることから違う位置付けにするものであり，検察事務は法務大臣・法務省から独立性を保たなければならないという特性を有するので，この「特別の機関」として位置付けられたと解説書などで説明されています。そういうことからすると，検察官の職務とか役目と検察庁の使命・役目というのは，別個のものではなく，検察官を中心にそれを補助する人を含めて，検察官一体の原則の下に，全体として検察官の使命あるいは役目を有効・適正かつ円滑，効率的に行っていく組織だというふうに捉えるのが現行法の位置付けではないかと思えるわけです。

それは，佐藤委員が，組織の目的が明確でないと言われたことと必ずしも矛盾するわけではなく，しかし結局は検察官が何のためにいるのか，その職務は何なのかということとその組織の目的というのは同じではないかというふうに私は思っているということです。

それでは，その検察官の使命・役割あるいは検察の使命・役割というのは何かということですが，いろいろな国やいろいろな時代の制度を比較してみますと，国とか時代によって様々です。ですから，論理必然的にこういうものでなければならないというものではないわけで，そういう意味では，日本の制度についても変えていく余地は当然あるのですが，ただ現在の位置付けというものは，いろいろな要因の組合せによって導かれてきていたものであり，そのことに照らしますと，一般的，抽象的に，こうでないといけないとか，理念的にこうだといった議論をするのは，適切ではないと思われます。

今回の事態をもとに，どこが問題なのかに焦点を当てて，それを変えるとすればどう変えるべきなのか，そして，変更ははまだどこに影響していくのか，どういうものと連動していくのかという議論をしないと生産的ではないと思いますし，拡散した議論になってしまうのではないかと思っています。

資料の中でそのような要因を例示していますがに挙げているのは，これだけではなくて，ほかにもいろいろな要因があると思います。例えば，独立性については歴史的な経緯というものが大きくて，その反省の下に今の法務大臣指揮権についての仕組みが作られているわけですので，そういう背景を無視することはできないだろうと思います。先ほどから何人かの方が触れられた社会的な状況の変化というものもここにも当然入ってくると思います。ただ，それがどういう意味で，今回の問題と結び付いているのか，絞って議論していかないと非常に拡散した議論になってしまうのではないかと思います。

そういう中で，私は今回の問題を考えるに当たり，最低限２点，キーとなることがあるのではないかと思ってます。その一つは，検察官の客観義務とか，あるいは人によっては「準司法

官性」と言われるものです。なぜ，検察官は客観的あるいは中立的に職務を行使しないといけないのかということです。この点を刑事手続に関連する職務との関係で言いますと，戦前まではいわゆる職権主義の刑事手続構造であり，そこにおいては，検察官も裁判官も目指すところは同じで，真相を解明して真実に基づいて裁判を行う，それについての協働関係というか役割の段階的な分担関係，そういう位置付けだったので，検察官の客観義務あるいは準司法官性というものも，そこからストレートに導き出し得たのです。

ところが，戦後，当事者主義の手続構造，つまり基本的には民事訴訟と同じ原告と被告が対抗し，その上に立って中立の裁判所が裁判するという関係に立つというふうに変わった。そうすると検察官は一方当事者に過ぎないのではないか，一方当事者に過ぎないはずなのに相手方である被告人，弁護人，特に弁護人ですが，その義務より高い倫理性あるいは客観性が要求されるのはなぜなのかということが問われることになる。それに答えないといけないだろうと思うわけです。

無論，弁護人にも要求される倫理というものがあって，例えば，証拠を偽造したり，ねつ造したり，隠滅したり，積極的に偽証を教唆するようなことは当然許されないと考えられているのですけれども，自分が弁護している人が真犯人だと分かった場合，それを積極的に明らかにしなければならないか，また明らかにしていいかというと，これはやってはいけないわけです。これは依頼人に対する誠実義務とか，依頼人の権利・利益を守る義務というところから出てくるわけですが，検察官の場合，どうしてそういう弁護人の場合と同じではいけないのかということが問われるわけです。

現に，典型的な当事者主義を採っているアメリカでもイギリスでも，検察官は単なる当事者，あるいは一方の利益の主張者ではなく，ｍｉｎｉｓｔｅｒ ｏｆ ｊｕｓｔｉｃｅ，正義に奉仕する人という意味だと思いますが，あるいはｑｕａｓｉ－ｊｕｄｉｃｉａｌ ｏｆｆｉｃｅｒ，準司法官であって，その使命は，有罪を勝ち取ることではなく，正義を実現することにあると，いろいろな規程とか，あるいはものの本に一様に書かれています。それでは，当事者主義の下でも，なぜ検察官はそういう中立性あるいは客観性というものを要求されるのか。ここが一つのキーポイントだと思います。

石田委員が言われたように，当事者対抗の構造の中で，相手方である弁護人が検察官の権限行使を抑制していくというのも一つの在り方だとは思いますが，検察官自身にやはり高い倫理性，中立性，客観性というものを要求することにやはり独自の意味があるというのが私の考え方です。ここは後藤委員の御意見ともちょっと方向が違うと思います。

そして，それは，法制上も求められていることというか，求められる基盤があるのではないか。つまり，単に郷原委員が言われるように検察官が起訴すれば有罪率が高いとか，逮捕されると世間から有罪の烙印を押されてしまうことから，それらの判断が司法判断のように見えるため，検察官の準司法官性ということが言われているのではなく，近代以降の弾劾主義の刑事手続では，検察官が起訴しなければ裁判は開始されないし，どういう起訴をするかということも裁判を大きく決定付ける。そういうことから検察官の職務ないし権限行使は司法作用に密接に関わるということで，行政官ではあっても，客観性とか中立性が要求されるということなのではないか。そこに，英米などでもそういうことが強調される，一つの重要な根拠があるのではないかと思っています。そのことから，さらにまた，公益の代表者，検察庁法にも書かれている，公益の代表者とされる場合の「公益」というのは何ぞやということも考えられるべきで，

それが公の機関であるということから来るとすれば，他の行政機関も国民の利益あるいは国益とか公共の利益の実現のために働いているわけですので，同じなのか。違うとすればどこが違うのかということを考えてみますと，ペーパーに引用した文献を手がかり「法と正義の実現」というふうに書いたのですけれども，くだいて言えば，あるいは吉永委員が一番最初におっしゃったようなことかもしれませんし，あるいは佐藤委員が言われたように，公共の秩序の維持と個人の人権・権利の擁護ということになるのかもしれません。そういうところにやはり特性があるのではないかと思っています。

もう一つは，これはもっと具体的な話なのですけれども，検察官による捜査の意義とか機能，あるいはそこにおける検察官の役割・責務というのはどういうものなのかということをやはり突き詰めて議論しないといけないと思います。言い換えますと，それは警察等の捜査機関による捜査の場合と同じなのかということです。

皆さんも既におっしゃったように，警察等の捜査機関からの送致送付事件の場合には，公訴官としてそれをチェックしたり，確認する，不十分なところは補充する。そういうことが検察官による捜査の趣旨だろうと思いますが，これに対して，検察官の独自捜査の場合，それとどこが違うのかということです。

その前提として，検察官として独自捜査をする権限はあるわけですが，それを行使する必要性とかメリットは果たして，そしてどこにあるのかを考えてみますと，一般に言われているのは，広範性，法律性，専門性とか，あるいは政治的独立性ということだと思います。この点は，警察その他の機関だって同様の性質は持っているという意見もあるかもしれません。ただ，そういう警察等の一般の捜査機関と比べて，検察がわざわざ捜査をするということの意味あるいはメリットはどこにあるのか。言われているような機能がどれだけ維持されているのかということが問われていて，これは特捜部の存廃ということに直結する議論ですが，この点については，私自身は，国民的な視点からすると否定し得ないと言うか，国民の期待というのはなお非常に強いものがあるのではないかと思っています。

それを前提にすると，問題としては，独自捜査のときの検察官の役割というものをどういうふうに考えていければいいのか。さっき皆さんがおっしゃったように，捜査官と公訴官という二役が混在していて，責任感というか役割意識が捜査官としての役目に傾きすぎていて，公訴官としての役割意識が非常に薄い，というのもその問題です。

ここのところは，その二役の分別を考えるべきかどうか。但木委員は考えるべきだという御意見ですし，区別しないでも高橋委員が言われたように，横からのチェックを含めて考えるべきだということになるのかもしれません。

それと排他的な関係に立つわけではないのですけれども，その場合でも，捜査官の部分が残るわけですけれども，そこでの検察官の役割とか使命が警察等の捜査機関の場合と全く同じなのか。この点については，皆さん恐らく同じだという想定で公訴官としての役割を強調しようという御意見であったわけで，私も公訴官としての役割を強調するのは大事だと思うのですけれども，しかし，先ほど申しました検察官に本来的な客観性，中立性の要請というのは捜査の場面でも強調されるべきではないか。警察などとはやはりちょっと違うような意味での役割・役目を負った法曹としての検察官が捜査をするわけですから，通常の捜査機関とは違う意識あるいは責務があると考えるべきではないかというふうに思っています。

一番最後に，外国のものを引用しておりますが，このアメリカ法曹協会の基準にはそういう

ことが盛り込まれている。その両面が盛り込まれているのではないかというふうに思ったものですから，引用しておきました。

○原田委員　井上先生の高邁なお話の後に雑駁なお話をして申し訳ないと思うのですが，総論の議論が非常に重要であることは，村木さんがおっしゃったように検察のミッションというものはどういうものであるかをはっきりしなければ全体がはっきりしないということがあるので，それは僕は十分に重要だと思います。ただ，総論の議論は各論に反映して初めて意味があることです。我が国では，総論には賛成するけれども，各論には反対するという文化がありますので，果たしてこの総論でおっしゃっていることがどこまで意味しているのか，これが重要だと思います。

例えば，今日のコンセンサス的な考え方は，捜査官の立場から公訴官の立場へ軸足を移す，あるいは公訴官に徹底するという御意見がコンセンサスに近いのかなという感じは持ちました。これは何を意味しているか，どの程度までを射程にして考えておられるのか。個々の方の意見というのではなくて，議論として，そこの幅がはっきりしないとこの議論は余り意味がないのかもしれないと思います。井上さんが今おっしゃったように，中身，あるいはそれぞれの方が思っている中身が相当違うのかもしれないなと思いました。

例えば，この議論の帰結は，一つは捜査の弾劾化ということになって，糾問化を避けるべきだということになりますから，弁護人の立会い，それから全面可視化ということも当然視野に入ってきます。それから，起訴基準を緩めることもテーマになるでしょう。要するに，今までの実務は若狭さんがおっしゃっていたように，私の印象でも検察官は起訴，不起訴は相当慎重です。起訴してしまうと今度は一転して何がなんでも維持しようとします。起訴するかどうかを非常に限定的に考えるものですから，無罪率が１％弱だということで，裁判所も含めて批判されています。これに対して白か黒かを裁判で明らかにしてもらうために起訴しますという起訴基準の引下げということまで意味してくるとなると，日本では起訴された人の社会的な打撃が激しく大きいですから，果たしてそれでいいのか。こういう問題が当然出てまいります。

それから，起訴した後に，問題があれば起訴を取り消すということを当然行うべきです。公訴官に徹底されるならば。更には一審で無罪になったら，控訴は控えるべきです，限定的にしか控訴すべきではないでしょう。それは第一審を尊重するということからです。

今，申し上げたことは，従来の法務・検察にとってはどれも受け入れ難いことばかりだと思います。それをどこまで許容することをお考えかを抜きにして，総論として公訴官に移行すると言ってみても，これは次からの各論の最大のテーマになるのですけれども，そこのところに僕は不安を持っています。

例えば，起訴を緩めるということに限っても，これは相当な問題があると思います。起訴を緩めるということは先ほど言ったような弊害を招きますから，どうしてもやはり今までのように起訴をするには事案の真相究明をするために，言葉は悪いのですけれども，徹底的に捜査せざるを得ない部分があると思います。自白ということも必要な部分があると思います。そういう捜査というのを，これからは警察の捜査の批判者だけで済むかと言ったら，そうではないのではないかと思います。起訴の基準というものを緩めない以上は，捜査も緩めないとせざるを得ない。そうすると，検事がいくら独立官庁だとは言っても，決裁の強化とか監察制度とか横からのチェックとか，こういう方向での実質化を図っていかないと，自由に検察官が判断していけばいいという方向にはならないような気がします。

そういう点では，抽象論は皆さん賛成で，私も大いに賛成ですけれども，具体化したときにどこまでお考えになるのか。これを抜きですと，しかも一例を挙げたのは，起訴の基準を下げることだけでもこんなにあっちこっちにどんどん影響してくる問題であるわけです，井上先生が最初に指摘されたように。だから，何かを切り離してこれだけという問題では実はないので，その点はコンセンサスではあると思うのですけれども，果たしてどこまでそれを取り入れた各論を持っていかれるのか。それと総論とは別だとおっしゃるなら僕が最初に皮肉として言ったように，日本の物事をまとめる文化だと思うので，それ自体には反対しません

○高橋委員　また，司法の外部の人間が久々にちょっと発言をさせていただきます。私も外部の人間なりにずっとこの検討会議に入ってから勉強をいろいろしてきたんですが，私は感想として持ちましたのは，今回の事件だけではなく，いろいろな問題が起きてきた背景というのは，一つはどなたか何人の方も言われておりましたように，もともと日本の司法というのがよく言われる供述中心で，実体的真実を究明するということをよしとする部分があって，恐らくそれというのは本を正せば，日本人の心の中では，マスコミでいつも思うんですが，心の中は闇だと，解明されていないとか，本当のところはどうなんだと言いますけれども，やはりその前提というのは，日本はやはり基本的には悪人も最後は真人間になって，悪かったと言ってあれするか，あるいはもう観念して，すみません，私がやりましたと追い込める。ある種の物事を損得で考えずに，人情的に取調べの中で，自白を引き出すことによって実体的真実が分かって，本当に心の中が分かって初めて正義が実現できるという国民の期待みたいなものに応えざるを得なかったという部分も多分にあると思います。マスコミもまたそういう論調をしますから。英米的な機能主義とは非常に違うものだと思います。

しかしながら，だからこそ可視化しなかったということがあると思います。そんな私的な取調べを可視化されたらできないじゃんという前提で，でもそれを前提の司法だったのではないかと。ところが，世の中残念ながら一つはもうそんな心を開くのではなく，損得勘定でしかものを考えないという人が増えてきた。いわゆるグローバルスタンダードです。社会全体の，あるいは聞き込みしても，隣の家なんか知りませんというコミュニティになってしまったとか。あるいは一方で，今度は郷原委員がよく言われますけれども，全然違うタイプの経済事犯のようなものが出てきて，昔のようなそういう発想そのものが全然なじまないにも関わらず，密室で行える犯罪だから経済犯罪は自白がないと立証できないという無理がずっと重なって，一方でロッキード事件で検察がすごいと言われながらも，さっきの話ではないですけれども，金丸事件ではペンキを投げ付けられ，検察審査会ができるとどんどん強制起訴が出てきて，検察は何をやっているんだと。検察は無能じゃないかというプレッシャーも一方でものすごく世論からかかってくる中の板挟みの中で，悪く言えば密室の取調べをいいことに捜査の仕方が特異に発展してしまった。

そういうふうに対応して来ざるを得なかったというふうに，世の中からある部分を検察自身が追い込まれてきて，結果としてえん罪をつくって，自分たちで自分たちの首を絞めてしまったという部分も私は多分にあるような気がします。ここで思うんですけれども，やはり司法の方々とお会いして，お話をお聞きしてすごく思うのは，やはり申し訳ないんですけれども，問題解決指向が薄い方々なんだなと，はっきり言って。つまり正義を追求する。正義も二つあります。例えば社会正義としては悪いことをやった人間は必ず罰しなければいけないというのも正義ですが，えん罪をつくってはいけないというのも大変重要な正義です。それぞれの正義を

検察側，弁護側がそれぞれ別の正義をぶつけ合って，そのせめぎ合いの中でバランスがとれるという司法という発想なんでしょうけれども，そもそも何で正義を追求しなければいけないかと言うと，私は極論すると正義というのは手段に過ぎない。全部がそうだとは言いませんけれども，ある部分，特に経済事犯のようなものは，正義なんかは手段に過ぎないので，何が目的かと言うと，もともと犯罪を抑止ししたり，再発防止することですよねと。かつ，犯罪を犯してしまった人間を更生させることですよね。

例えば，検事が起訴，不起訴を決めます。こいつは反省している。きっと更生するよ。罪もこのぐらいだからというジャッジメントで不起訴とやるわけです。起訴猶予とかするわけですよね。でも，その人は果たしてどんな心的印象を得て，どんな心を持った人がどんな反省の仕方をすると，あと１年後，３年後に再犯率がどのくらい高いかというデータをどれだけ実証的なデータを基に，的確な判断を科学的にしているのかどうかというものは何もないわけです。ですから，結局はそこは正義だという話になります。正義ではなくて，もっと成果を出してください。それは再発防止であり，本人の本当の更生である。

本来の目的のためにどうするのかと言うと，一番端的に言いますと，痴漢だと思います。痴漢は絶対に今の捜査手法でやっていけば，検挙主義でいけば必ずえん罪を生みます。男からすればえん罪は絶対に勘弁してほしい。一方，女性からすれば，あんなものを野放しにしていいのかと検察を責めるわけです。ところで，今の捜査手法の中でせめぎ合ったって，結局何の問題解決にならない。要は，えん罪を出さずに痴漢を抑止するためにはどういう手法がいいのかということを司法の人たちは誰も考えようとしない。これは社会が求めていることに対して，それは司法の責任ではありません。行政がやってくださいという話でいいのかということをすごく感じます。

ですから，この会議でもやはり検察がそんなことやってはいかんと言っているけれども，そのせめぎ合いで世の中が変わっているにもかかわらず，法律もいろいろなものも何も変わらないで無理が来て，無理が通れば道理が引っ込んで，こういう事態になってきたのに，それを放っておいて，やはりもっと厳しくしろと言うだけで，今度は正義からのもう一方の期待に検察が応えられる組織はどうなるんだろうかという議論も一緒にやっていくというのは問題解決指向だろう。だから，どっちの力を強めるべきかという話がすごく多いんですけれども，こっちの力，こっちの力。いや，両方できるだけ両立できるようなことを考えましょう。みんなで知恵を出してという問題解決指向でいろいろな立場の方が知恵を出して，少しでもいいアイデアをこの検討会議で出せたらいいのではないかな。こんなふうに思いました。

○宮﨑委員　今日は総論ということで，余り総論を言うと，いろいろな各人・各様の総論があるので，議論が結局拡散して，具体策としてどうまとめるのかというところに話が行かない恐れがあるのではないか。こういう具合に思いながら聞いておりました。

もちろんここでコンセンサスが取れればいいのですが，例えば原田委員は，先ほど公訴官に専念すべきというコンセンサスがありそうだと言うけれども，私は全く逆で，少なくとも公訴官に専念せよという議論は余りないなと思いながら聞いておったわけであります。総論というのは，各解決策を導き出すためには極めて重要かと思いますが，そういうことを念頭に置きながらも，議論を拡散させないために，それでは具体的にどうするか，その中で総論にどう反映させるのかの議論をやはりしておいた方がいいのかなと思いまして，今日，お手元にお配りしておりますように，検察官倫理についてペーパーを用意したわけです。

結局，今回の事件を通じて，明らかになった最大の問題点は，村木さんもおっしゃっておりますし，また多くの皆さんがこれはコンセンサスがあるかと思うんですけれども，捜査機関が密室で供述調書を作り上げて，無実の市民を罪に陥れることができるという今の仕組み，検事調書が自由自在にとれるという状況だと思います。これを是正するということがこの会議の課題ではないかと思っています。

その課題解決のためには取調べの可視化とか，証拠開示の適正化など，制度として導入する以外にないのだと思っています。今まで最高検の検証を読ませていただきましたけれども，取調べ自体にどういう問題があるかというのは検証すべき手段がないわけで，そこを放置して決裁権をどんどん上に持っていったところで，問題は解決されないと思っています。

しかしながら，これらの制度をつくりましても，やはり証拠開示をうるさいからもう還付しちゃったとか，偽装しちゃったということがありますように，必ずやその制度を適正に運用しないでおこう，回避しようという動きがあるわけです。そういう制度をサポートするための倫理をやはり議論しておくということもまた，これは必要だろうと思っています。

我々も弁護士職務基本規程という倫理規範を持っているわけであります。

そういう観点から言いますと，制度をつくりましても，それを適正に運用するということのための検察官倫理というものが極めて重要だと思いますし，それに対する教育や研修が手厚くなされることはもちろんですけれども，規則違反に対して何らかの制裁措置が設けられるような制度，本来の取調べ内容が検証できるような制度導入とは別に，倫理違反についても制裁措置が設けられるべきであろうと思っています。

ここで皆様方のコンセンサスだろうかと思いますけれども，公判での有罪獲得だけでなく，公益の代表者として，真実の発見と正義に仕えるべきが検察官の基本的な役割の一つであると考えておるわけです。それをやはり徹底すべきだと。倫理規程においてもそれを徹底した倫理規程を作るべきだと思っていますし，倫理規程はいろいろ広範な範囲に及ぶと思いますけれども，今回の事件に即して言うならば，取調べの可視化さえすればいいんだというのではなくて，やはり下に三つ書いてありますように，被告人の有罪立証を妨げる無罪方向の証拠又は被告人の罪責を軽減するような証拠を隠蔽してはならないとか，嫌疑のない公訴提起及び嫌疑のないことが判明した後の公訴維持の禁止でありますとか，取調べ提出済み証拠が虚偽であったことが判明した場合の回復措置等，こういうような倫理規程が必要だと思っております。

今回，我々に託された役割を果たすためには，そういう制度改善の提言とこういう倫理についての確認が必要ではないかと思っていますし，また実効性を確保するための検察査察制度というものを検討されてもよいのではないかと考えております。

○諸石委員　今日の皆様の御意見を伺って，大変印象深く，と言いますのは，それぞれのお立場というか物の考え方が違う委員が同じことをおっしゃっているということがあるなと思いました。この検察の在り方を改革していこうと思ったら，いろいろなことを考えていかなければいけない。相当に本質的な問題からやっていかなければいけないということが分かった。改めて私は認識いたしました。

この検討会議というのが，最初に大阪地検特捜部のびっくりするような事態に端を発したので，検察はこんなことをやっていたのか，検察はこんな悪いことをしていたのか，検察に対する国民の信頼は地に落ちたぞという，十把一絡げで検察バッシングというか，そういうようなところからスタートしたという面があったのですが，それの解決の妙案としては可視化だけだ

ということに短絡しかねないなという危惧を持ったわけであります。こういう議論をしていると，現行の制度・運用にそれぞれのプラス・マイナスがあり，それぞれの理由があることが分かります。制度改革をするならば，その改革にもまたプラス・マイナスがあり，特に移行時にはいろいろな問題が起こります。それを過渡期だからと言って，混乱があり，誤りがあっていいというわけではないとしますと，その範囲とか順序だとかタイミングだとか，そういうものを十分考えて，間違いのない改革をやっていく必要がある。これは抽象論で済まない。具体的な改革のスタートにならなければいけない。例えば，可視化はいいと多分皆さんおっしゃる。それによる弊害がどうなるか。それによって任意の供述が減ってくる。それで有罪率が下がる。起訴できなくなるということが広く起こり得る。それに対して，検察にどこまでの新しい武器を与えていいか。そういう議論まできっちりと視野においた改革をしておかなければいけないと思います。その意味で，これから限られた時間の中で，必要ないろいろな項目について，少なくとも議論の対象とそれぞれに対する方向付けを明確にしていきながら議論を進めていきたいなと思います。

○高橋委員　肝心なことを最後に言い忘れたんですが，ということで，私が思いましたのは，やはり刑事事件として扱うことによって解決すべき社会的問題とそうでないものがある。やみくもに刑事事件として扱うことで解決しようとするというのはやめるべきではないかということ。つまりこれは検察の役割はどこなんだということを再認識して，再定義していただく必要があるということです。

端的に言いますと，今回の話もそうですし，一番最近の事例で，福島の産婦人科の問題もそうですけれども，例えば，私は個人的に言えば，ＪＲ西日本の問題もそういう気がするんですが，ああいう問題を刑事事件として検察が力を入れて扱うことによって解決すべき問題なのか，再発防止を重視して，そちらの方で徹底的に，例えば民事なり，あるいはほかの方法でやるべきなのかということを考えたときに，何か今の検察は何でもやりたいことはやれるという部分もあって，そのときに問題解決指向が弱いと，それによって問題解決するという指向がないのに，端緒があると一気に大玉が取れそうだと行ってしまうという傾向があると思うので，そもそも何のために検察が起訴するのかということの根本は社会の問題の解決なわけですから，それに我々が刑事事件として起訴するのが一番良い方法なのかということをどこかで考えるという仕組みを検察の中に是非入れていただきたいと思います。

○郷原委員　私も全く同感でして，高橋委員がおっしゃっているように，飽くまで検察の権限行使は少なくとも社会や経済との関わりの中で，サブシステムなんだという考え方を持っていかないといけないと思います。純粋な刑事司法，伝統的な犯罪に関しては，その検察中心に世の中が回っていくような考え方でもいいんですけれども，やはりこの刑事罰を使って，何をどうしていくのかという発想が必要だと思います。

今，何でもかんでも刑事罰で解決しようとしているということの問題を指摘されたんですが，逆に例えば法律の執行の一つの手段として罰則適用が必要なものについて，ちゃんと罰則を適用しているかと言ったらそうではないんです。もう個々の検察官のところに何々法違反で告発をしてくださいと言っても，そんなものは「忙しい，やってられない。」と言われたら，おしまい。もう全部そういったところに個々の検察官の判断に委ねられているという部分があります。

それを違法行為が横行していて，この分野だけ非常に危険な行為がはびこっている。それに対する一つの対処方法として刑事罰が必要であれば，それを適用していく一つの基本方針を作

って，そういった方向で検察が権限行使していくということも必要だと思いますし，全く同じことが言えると思います。

○江川委員　前も言いましたけれども，ここの会議の役割というのは，検察に対する国民の信頼を回復するということでありまして，そのためにああいう村木さんが巻き込まれたような事件を二度と起こさない具体的な方向性というものを打ち出すことであります。ですから，ここで確認すべき総論というのは，そのために必要な範囲内ということでいいのではないかと思います。と考えると，最初に吉永委員が言われたような真相解明，人権擁護，あるいは嶌委員がおっしゃった内容，フェアネスに関わることだと思いますけれども，そういったこと。あるいは高橋委員が今おっしゃった検察の活動というのは社会や人々の幸福のためにあるんだということを確認して，そしてそれ以外のいろいろな論点がありましたけれども，それは今後の検察の在り方を考える上で，こういうような視点あるいは議論の仕方というものが提起されたというふうに整理しておけばいいのではないかと思います。

そして，先ほどの真相解明，人権擁護，フェアネス，あるいは人々や社会の幸せのためにという大きな目的のために何をなすべきか。あるいはいかにあるべきかという倫理の問題に行く。あるいは制度の問題に行くのではないかなというふうに思いますので，こういったところでそろそろ倫理の具体的な話をしたいなと思って，よろしければその話を，私も意見を述べたいと思います。

○千葉座長　今日は，皆さんからそれぞれ御意見をお出しいただきました。今，皆さんから大変深い御議論，あるいは考え方をお示しをいただいたのではないかと思います。ただ，一方，確かにこの会議に与えられた使命ということ，それは具体的に検察の改革のメニューを示すということでもあり，この総論的な理念とも全く切り離せるわけではありませんけれども，そういうことを念頭に置きつつも少し具体的な議論の方にも歩みを進めていかなければいけないかなと思っております。

また，そういう際に，この総論と検察のいわゆる在り方というものを振り返りながら，また御提起や御議論をいただくということがむしろ意味があることなのではないかと思います。

今日，それぞれの皆さんから御指摘をいただいた視点や，あるいは問題点というのは，これからのこの検討会の議論のみならず，さらにこれから少し長期にわたって刑事司法の在り方とか，社会の問題解決の在り方，こういうことを考えるに当たっての大変大きな基礎になるものではないかと思います。

そういう意味で，大変貴重な御議論をいただいたということで，取りあえずこの辺りで，この総論の議論を一区切りさせていただければと思いますけれども，よろしゅうございましょうか。

３　「検察官の倫理」についての議論

○千葉座長　また，議事の第３番目に予定しております検察官の倫理でございますけれども，今日，少しそれにも触れていただいたところもございますが，今からこれを更に具体的にというには時間が難しいのかなと思います。次回以降に十分に整理して御議論いただくということもあるかなと思います。

○江川委員　できれば少し案がある人は意見だけでも述べて，次回にまたそれを深めるというわ

けにはいかないでしょうか。

○千葉座長　今日も時間を４時半を目途にということで，皆さんにお知らせさせていただいておりますので，今日，もしどうしても一言頭出し，あるいは問題を提起しておきたいという強い御意見の方がございますれば，皆さんのお時間の御都合等がよろしければ，結構かと思いますが，いかがですか。

○井上委員　これからも長く続くものですから，毎回時間をかなり緩やかにすると，結構疲弊していくと思います。むしろ一つの項目については集中的に議論した方がいいので，一部の方の意見を今日聞いて，それをまた我々は用意してない者は１週間ぐらいかけて考えて，あるいは２週間かけて，そこで議論するというのは効率が悪いと思います。決して止めるわけではないのですけれども，時間の観念も必要ではないでしょうか。

○江川委員　時間の観念で言えば，やはり発言時間は１人何分以内とか，そういうふうに決めていただくということもありではないかと思います。つまり今日は倫理まで行くということが一応事前の話だったわけですから，そのつもりで私は臨んでいたんです。しかし，総論で思い切り皆さんがお話しになりたいということで，静かに聞いておりましたけれども，やはりこういうふうに長引いて，せっかく二つのテーマを決めてあったのに，一つはまた後にということになると，結局は肝心要の捜査・公判についての時間がどんどん押されていくということになりかねないではないかと，それを懸念いたします。

○千葉座長　今，江川委員からも御指摘がありました。それから，井上委員からもきちんとした議事運営をという御指摘でもあったかと思います。きちんとルールと予定したことを守るようにと，それぞれ共通の御指摘であろうかと思います。

○井上委員　発言時間という点については，私も反省するところがありますが，みんな等しく意識したほうがいいと思います。１回当たりの発言時間ばかりでなく，各委員の発言回数やトータルの時間を含めて，やはりみんなが平等に議論できた方がいいので，その点は心掛けないといけないと思います。

○千葉座長　私も余り何分でというのもいささかなじまないと思っておりますので，極端な時間制約ということは避けたいと思いますけれども，その辺は皆さんに，みんなが発言し，そして議論ができるように御協力いただきたいと思います。今日につきましては，今，井上委員からもお話がございましたが，できるだけ一つのテーマ集中をする方が皆さんの御議論も中身が濃いものになっていくのではないかと思いますので，できれば倫理について少しまとめた形で，後日，皆さんに御準備をいただいて，議論をさせていただくということの方がよろしいのではないかと思いますが，いかがでしょうか。

○江川委員　でしたら，本当に発言時間というのは，やはりきちんと守るという形で，例えば１人３分以内として，３分になったら「チン」と鳴らすというぐらいのことはやはりやっていいと思います。例えば，ＮＨＫの日曜討論なんかは１分経つと真ん中に赤いのがつくんですが，そういうのがもしあればそれを出していただく。それ以内に話し切れない部分は書面に出すようにするのが適切なのではないかと思いますので，そこの時間管理は厳しくやっていただきたいと思います。

○千葉座長　時間管理について，皆さんに注意喚起を私からも申し上げたいと思いますので，江川委員の御指摘，私も念頭に置かせていただきたいと思います。

○諸石委員　江川委員の御意見に全く賛成でございます。やはりこれだけの大勢の貴重な時間を

使うわけですから，発言する場合には，多岐にわたる問題に対して取りまとめてひとまとまりの意見を述べなくてはいけないような特別の場合は別にして，例えば１人３分とか，それから回数についても１度発言した人は，未発言の発言希望者がひとわたり発言し終わった次でないと発言できないとか，そういうかなり厳しいルールを作れという御指摘には，私も賛成でございます。

（黒岩大臣政務官退室）

○千葉座長　時間的なこと，それから発言はできるだけ偏らないということについてはこれから私もより一層念頭に置きつつ，進めさせていただきたいと思います。

それでは，倫理につきまして，今後の議論の中で少しまとめてまた皆さんに御議論をいただくという形にさせていただきたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

４　今後の議論の進め方について

○千葉座長　それでは，今の問題とも関わりますが，今後の議論の進め方，議事次第４について進めてまいりたいと思います。前回の会合で，私の案といたしまして，今後の議事進行について題する資料を配布させていただきまして，検討事項についての１巡目の議論の順番等をお諮りさせていただきました。委員の皆様から様々な御意見をいただきまして，前回の会合での皆様の御意見を踏まえた進行案を改めて作成させていただきましたので，お手元に進行案を配布させていただいていると思いますので，御参照いただきたいと思います。

前回の会合で，委員の皆様から特捜部の存廃等の検察の組織についてどう考えるかによって，捜査・公判や人事の議論に大きな影響が出るので，まず組織の在り方について議論することが大前提となるという御意見もございました。また，２月１０日の午前中には組織人材育成関係の野田先生ともうお一方からヒアリングを行うということが決定いたしておりますので，それとの関係から考えて，２月１０日につきましては，検察の組織とチェック体制について御議論いただくということが適当ではないかと思います。

また，委員の皆さんからは捜査・公判の在り方についてなるべく早く議論に入るべしと言う御意見もございましたので，今日の議事進行の反省も念頭に置きながらではございますけれども，２月１０日には併せて検察官の人事・教育についても御議論をいただき，そして２月１７日には前半で検察官の人事・教育・倫理についての残りの御議論をいただき，検察の捜査・公判活動の在り方についての検討予定を繰り上げてこの２月１７日の後段で，捜査・公判活動の在り方についても御議論をいただいたらどうかと考えております。その上で，２月２４日には最高検が２月頃にお出しになるとされております取調べの録音・録画の試行に関する検討について御報告がいただけるのではないかと思われますので，それをも踏まえて，丸一日を当てて，捜査・公判の在り方について十分な時間をとって検討していただいたらどうだろうかということを考えております。

このような議事進行について取りまとめをさせていただいたところでございますが，これで御理解をいただきますれば，このような日程で進めていきたいと思いますが，いかがでしょうか。もし何か特段御異論がございますようでしたらお出しいただきたいと思います。

○宮崎委員　基本的にはこういう形で御配慮いただいてありがとうございます。ただ，これ，捜査・公判活動の在り方で２月２４日が終わりますとまた最初のところの総論から議論するとか

そういう趣旨ではないですよね。１巡目がこれで終わったので，２巡目はまた最初からと，こういうことではないですよね。ちょっと確認を。

○千葉座長　これについては，ここまでで柱を立てました部分について御議論いただき，更に必要な議論の問題点が出てこようかと思いますので，何について更に議論を深めるかということを，またこの議論の内容を整理して，皆さんと御協議させていただくということにしたいと思います。同じことをぐるっともう一度という趣旨ではございません。

それでは，まず２月につきましてはこのような日程で議論を進めさせていただきたいと思いますので，それぞれまた皆さんでいろいろな取りまとめ，考え方などをまた頭に描いていただければと思っております。

では，最後にヒアリングについてお諮りしたいと思います。

前回の会合では，２月１０日の会議におきまして，午前中に組織，学習などの分野の御専門の野田先生のほかに，もう１名，組織論関係の方からのヒアリングを行うことについて皆さんに御了解をいただきました。その人選につきましては高橋先生にもお心当たりがあるということでございます。

○高橋委員　一言だけ言わせていただきますと，野田稔さんが組織論の権威でもあり，かつミドル，いわゆる中間管理職やリーダーシップの問題，組織内の人材育成の問題をいろいろお話しいただけると思うんですが，もう一方の，こういう今回のテーマでもありますので，コンプライアンス，コンサルティングをずっとやってきた人間で秋山さんという人がおられまして，彼は端的に言いますといろいろな企業で不祥事が起きて，大問題が起きたような組織に入っていって，どうやってそれを組織的にそういうことでない組織に変えていくかということを専門にやるコンサルティング会社の社長として長年活動しておられる方なので，そういう不祥事の起こる組織をどう変えるのかという話を。

秋山進さんという男性の方ですけれども，実はもともとニューヨークの市長であったジュリアーニさんが始めたコンサルティング会社でグローバルなコンサルティング会社に勤めておられた方です。コンプライアンスで，組織，いろいろな話があると思いますけれども，単なる個人の一人の不正の問題から組織的な問題まで行っている場合といろいろな段階があるので，それによって全然対応が違いますよというような過去の事例からの組織的な問題への対応です。このお話が専門でございますので，その話をしていただけると。偽造じゃないですけれども，それこそ過去も，例えば実験データを偽装して売上げを立てた民間企業とか，そういうようなのがたくさんございますので，共通点もあろうかと思いますので，そういうお話をいただけるのではないかと思います。

○千葉座長　高橋委員から御紹介あるいは御推薦をいただきました。今，秋山進先生のヒアリングはどうかというお話で，私たちにとりましても大変参考になるお話をお聞きできるのではないかと思います。皆さんの御了解いただければ秋山先生のヒアリングをさせていただくということにしたいと思いますが，よろしゅうございましょうか。

（一同了承）

○千葉座長　このヒアリングについて皆さんの御了解をいただいたということで，これは次回に実施させていただくとさせていただきたいと思います。

○宮﨑委員　進行ですが，組織とチェック体制というのは内容は特捜部の存廃，それから最高検検証報告書に挙がっておりましたチェック体制，稟議システム，このことを主に議論するとい

う受け止めでよろしいのでしょうか。準備の都合上，少し確認をさせていただきたいと思います。

○千葉座長　それで結構だと思います。確かに，その次の人事とか，そういうことも絡むところは当然あろうかと思いますが，基本的に宮﨑委員の御指摘された問題で結構でございます。

○宮﨑委員　それでこの組織とチェック体制について議論して，後半で検察官の人事・教育・倫理について併せて議論するという理解でよろしいのでしょうか。

○千葉座長　そうですね。ここは明確に分かれるかどうかというのははっきりとは申し上げられませんが，基本的には組織とチェック体制，それを議論いただいて，そして後段で人事・教育・倫理という議論をさせていただくということにしたいと思っております。

○宮﨑委員　このヒアリングを受けた後で，高橋委員から人事・教育などについてのプレゼンがあると理解しておいたらいいんですか。

○高橋委員　今，準備中でございます。横からのチェック体制の話と人事，教育はすごく絡むので，全部一遍にお話しできる時間はないかもしれませんが，書面としては両方含めた全体のものをできれば来週，ボリュームが相当になりそうなので，何日か前にできればメールで送らせていただいて，できることならちょっと目を通していただけると，しゃべる時間が少なくて済むかなというふうになるかもしれませんし，その内容は同じ書面で２回，３回に分けて発言させていただくということになるかもしれませんが，そんな感じで考えておりますので，何しろ提言だけではなくて，なぜそう考えたのかという解説もないとやはり皆さん方にお分かりいただけないといけないので，どうしてもちょっと文章的な分量が長くなりますけれども。

○千葉座長　それでは，次回につきましては，宮﨑委員からも御質問がございましたけれども，この組織とチェック体制，そして人事・教育・倫理ということで，午後が大変長丁場になりますが，御予定をいただきたいと思います。

○宮﨑委員　検察官の人事・教育というのは，主に何をテーマにするというイメージなのでしょうか。高橋委員のプレゼンが今日あったら分かりやすかったんですけれども，皆さん方の共通した問題意識，課題というのがあるのでしょうか。

○千葉座長　これについては，皆さんからも御意見が出ている部分もあろうかと思いますけれども，いろいろな倫理規程のようなものが必要ではないかという御指摘があったり，あるいは教育や研修の在り方も皆さんから御意見やあるいは今の実状などもお聞きしているということもございますので，そういうところなどが大きな問題点になると思います。

　また，当然，人事というのはなかなか難しいところがあろうかと思いますけれども，皆さんから何か御提起あるいは御意見，こういうものをお出しいただければまた議論の対象にさせていただきたいと思います。

○高橋委員　参考までに一言だけ。私が例えばイメージすることで皆さん方が研修とか人材育成でイメージされることはもちろん入るんですけれども，それ以外で恐らく重要になるだろうなと思うことの一つは，例えばリーダーシップです。今回も明らかに上層部のリーダーリップが不適切だった問題があるので，人材育成と言うと何かイメージはあるんですけれども，リーダーシップ開発はどうするんだという問題もあるでしょう。それから，もう一つは，本当に適切な人が評価されて適切な枢要なポジションに行っているんですかという人事の登用の問題とか，何をもとにちゃんと登用がうまく適切にされているかという検証，どうするのかとか。あるいは，本当にこれはあれですけれども，今みたいに上層部が１年ごとに変わるという人事の仕組

みでいいんですか。そんなことも恐らく議論の中で，一般的な意味でのいわゆる能力開発的な話，それからもう一つ大きいのは，やはり倫理というのは作るのは簡単なんですけれども，どうやって全員に徹底的に時間をかけて根付かせるかというのは，どちらかと言うと人事，教育とかそのイメージの部分，組織の部分に落ちてくる。だから，重なりますよね，そこの議論になると思います。

５　その他

○千葉座長　宮﨑委員からの御提案についてお諮りしたいと思います。宮﨑委員から，本検討会議として韓国の捜査・公判の運用の実状の調査の問題の御提起をいただいております。宮﨑委員の御提案について，委員の皆さんから御意見ございますでしょうか。

○但木委員　日本の録音・録画の問題と韓国の録音・録画の問題は相当違う面があるような気がします。例えば，裁判所がそれに対してどう思っているかというのはまるで違います。しかし，そういう実状を隣の国で見てみようというのもそれはそれでいいんだろうと。ただ，やる場合にそれだけで行くのですかと言うと，やや問題が小さくなり過ぎちゃうんで，もう少し，韓国のノムヒョン政権以来，韓国で検察制度の改革が幾つかあったように思うんです。それから，ノムヒョンさんが自殺されたことを契機にして，検察改革がまた行われたように聞いているので，そこら辺の韓国の動きもあわせてということであれば調査対象が少し広がるけれども，と思いますが。

○千葉座長　今，但木委員から御指摘をいただきましたことも，私たちもいろいろ知ることができれば，また大変意義のあることではないかと思います。御賛同いただいている委員の皆さんも多々いらっしゃいますので，宮﨑委員から御提案をいただきました視察について，できるだけ前向きに検討させていただきたいと思います。ただ，これは日程と受入れ側の問題等もあろうかと思いますので，次回の会合までに事務局を通じて，皆さんの日程や御希望などを調整させていただきたいと思います。どうぞ問い合わせがございますれば，よろしくお願いをしたいと思っております。その結果を踏まえて，最終的に次回にまた皆さんにお諮りさせていただくということにしたいと思います。

○江川委員　その件に関してなんですけれども，いろいろなことを見るに越したことはないので，できれば大いにやればいいと思っているんですが，ただそれ以上に私は国内の問題をきちんと把握することが大切ではないかと。今，ヒアリングがすごく限られた人数になっているので，やはり国内の人のヒアリングを丹念にやるということが，私は何より優先順位が高いのではないかなという気がします。韓国も行って，そのヒアリングも十分にやるということであれば大賛成であります。

ヒアリングのことなんですけれども，今日，お配りした聴取書という書面があります。これは「凛の会」の関係者のＨさんに私が聞取りをした概要を書いたものです。なぜかと言うと，これは最高検の検証結果では検事しか聴取をしなくて，この問題についてはＰ１検事しか聞いてないと。Ｐ１検事は公判でいろいろ述べたけれども，Ｈさんは言ってないじゃないか，ということだったので，改めてＨさんに話を聞いてきたら，Ｐ１さんの言っていることは全く違うと，偽証であると言って憤慨していらしたと。その内容を概要を書き取ってきましたので，御覧いただきたいと思います。こういう人の話をもう一度ちゃんと聞くということが大事ではな

いかと思います。

○千葉座長　今，江川委員から他のヒアリングのお話もございました。これも前回申し上げましたように，今後の課題，議論のテーマと合わせまして，時間的な制約の中ではありますけれども，また関わりのあるヒアリングなどは検討していきたいと思います。

それでは，ほかにございませんでしょうか。以上をもちまして今日の議事は終了いたしましたので，終了したいと思います。

重ねて申し上げませんが，次回の会合は２月１０日，次回は午前１０時からということになりますので，大変厳しい，長丁場になりますが，お昼を挟みまして先ほどの御議論，御指摘があった二つのテーマにつきまして，４時３０分ごろまで予定して議論を進めてまいりたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。それでは，以上で会合を終わらせていただきます。

―了―

検察の在り方検討会議
第８回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年２月１０日（木）　　自　午前１０時０３分
　　至　午後　４時１７分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　ヒアリング
　２　「検察（特捜部）の組織とチェック体制」についての議論
　３　「検察官の人事・教育・倫理」についての議論
　４　その他

第４　出席委員等　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，黒川）

第６　意見陳述者　秋山進氏，野田稔氏

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第８回会合を開会させていただきます。

本日も御多用の中，御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

なお，吉永委員，事務局の土井先生におかれましては所用により御欠席となっております。

また，高橋委員におかれましては少し遅れて御参加いただけるとのことでございますので，御承知おきいただきたいと思います。

１　ヒアリング

○千葉座長　議事次第１のヒアリングに入らせていただきます。今日は秋山進先生，野田稔先生のお二方からヒアリングを行うこととしております。ヒアリングの時間は，お話をお伺いする時間と質疑応答の時間を含めて，それぞれ４５分程度とさせていただき，午前１１時４５分頃までを目途とさせていただきたいと思いますので，議事の進行に御協力をお願い申し上げます。

また，ヒアリングの方法ですが，前回のヒアリングと同様，まず最初に先生方からお話をいただき，その後に私の方から基本的な質問をさせていただきたいと思います。その後，更に委員の皆様から補充的に御質問をいただきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

（秋山氏入室）

○千葉座長　秋山先生，本日はお忙しい中，本検討会議にお越しをいただき，誠にありがとうございます。本検討会議におきましては，今般の大阪地検特捜部における一連の事態を踏まえ，検察の在り方について，幅広い観点から抜本的な議論・検討を進めているところであり，検察の組織の在り方についても検討課題の一つとしているところでございます。そこで，本日は，本検討会議における議論の参考とさせていただくために，秋山先生から御教示をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に事務局から秋山先生の御紹介をさせていただきます。

○事務局（神）　秋山先生は，経営コンサルタントとして，大手商社・メーカー等の企業理念・企業行動指針・個人行動規範等の作成やコンプライアンス教育を行うなど，企業コンプライアンスを御専門に御活躍されています。本日は，組織の中で逸脱行動が発生した際の問題点や対処方法等についてお話しいただけるものと伺っております。なお，皆様のお手元には，秋山先生御作成の書面をお配りしております。

○千葉座長　それでは秋山先生，どうぞよろしくお願いいたします。

（黒岩大臣政務官入室）

○秋山氏　皆さん，おはようございます。秋山でございます。今日はよろしくお願いいたします。

さて，今，御紹介をいただきましたが，私は，普段は企業のコンプライアンス教育とか全社的リスク管理とか，そのような仕事をやっております。中でも力を入れてやっておりますのは，不祥事が起こった後，その企業の組織の中に入っていきまして，現場に出向き，この不祥事は一体何で起こってしまったのか，その不祥事だけではなくて，いろいろな諸問題がありますので，そういったものももう一度調べ，リスク事象等も調べた上で，組織について何らかの診断

を行い，それに対してどのような対策をするかということを考えて一生懸命対応するというものです。そう言うと，何か立派に聞こえますけれども，現実は，経営者とかコンプライアンス担当の皆さんと，日々，七転八倒しながらいろいろなことをやって，どうにか逸脱行動を抑える考え方を組織の中に根付かせていくというようなことをやっている者でございます。そういった意味では，不祥事が起こった際の組織の状況とか，あるいは人がどんなことを考えているのかとか，そういうようなことは場数をたくさん踏んでいると思いますので，今日はそういった辺りのお話をさせていただこうと思っております。

さて，今回の大阪地検特捜部の主任検事による証拠改ざんの事件というのは，私にとっても大変ショッキングな出来事でした。刑事司法をつかさどり，法と証拠に基づいて全てのものを進めていってくれる立場の方が，自ら証拠を改ざんしてしまうということは，あってはならないことであります。一般の国民から見ても，そのことによって，検察に対する信頼が大きく損なわれてしまったことは間違いないことだと思います。

ただ，このようなことが一般の企業で行われていないかという別の視点に立って見ますと，実はよくあるといいますか，どこにでも転がっている話かなというのが私の実感でございます。例えば，お配りいたしましたレジュメのタイトルはこれに似たケースということで「データを改ざんして大型受注をあげようとした有力課長のいる会社」という書き方をしております。それなりに従業員の多い大きな会社だと，このようなことは過去１度や２度は経験しているのでないかと思います。私自身も今までの経験の中で，これに似た話はたくさん見てきました。

ただ，最終的な行為としては，データを改ざんして大型受注をあげるということになるのですが，その一つひとつを見ていきますと，やはり違ったきっかけ，又は違った背景事情みたいなものがありますので，そちらの方を少し乱暴に幾つかに類型化したものを最初に御説明させていただきながら，本題に入っていきたいと思っております。

さて，その類型化したものがこの１枚目の表になります。組織としての深刻度がレベル１，レベル２，レベル３，レベル４，レベル５とだんだん増していくという形で整理をしております。一般的にデータを改ざんして大型受注をあげようとしていた有力課長のような事象についての分かりやすい説明は，このレベル２のところの最初に出てくる個人の経済的利得，その方がこの行為をすることによってボーナスをたくさんもらえるとか，あるいは早く出世して給料が上がるとか，そういうようなことがきっかけになっているということのように思います。しかしながら，私がこれまでいろいろな会社で見てきたケースを考えますと，日本の企業においては，個人の経済的利得によってこのような問題が発生するということは，全くないわけではありませんが，少ないように思います。日本の企業の場合，１回良い業績を上げたからといって，ボーナスをものすごく払うとか，あるいはものすごく早く出世させるとか，そういう決定をしませんので，そういう意味においては，こういうことをしてもきっと元は取れないのだろうということがあって，これは余りないように思います。

では，どういうものが多いかといいますと，それはレベル１のところに書いてあります失敗のつじつま合わせです。例えば，よくあるタイプのものは，営業に行った先のお客様から言われるんです，「この品質とこの納期であんたのところはできるか。」と。それに対して，その課長が「はい，大丈夫です。」と太鼓判を押して帰ってくる。帰ってきた後，，その会社の技術であるとか，生産であるとかそういうところに問い合わせてみると，自分が大きな勘違いをしていて，実はできないことに気付く。ここからが難しいんです。お客様向けに「大丈夫です。」

と言ってきたとは社内にも言えない。言うと怒られるから。そうとも言えず，でも，どうにかならないかと内部の技術者や仲間にムニャムニャといろいろなことをねじ込んで，どうにかしようと思ってやるけれども，結局できそうにない。そんなときに，またお客様から，「この間頼んでたやつ，できると言っていたよね。大丈夫だよね。」という声がかかる。そのとき，できないと思いつつ，「はい。」と言ってしまう。そういった中でだんだん時間が経っていって，お客様の方は，それができることが前提になって，いろいろなものを組み立てるようになってしまうと，もういまさらノーと言えない。一方で，品質のレベルの高いものはできない。そうなるとどうするのかというと，出てきたものの品質の仕様書の数字をちょっと変えて，そのままお客様に出してしまう。そういうようなことが起こってしまうということであります。

これにはどういうような背景事情があるかというと，一つはやはり仕事の基本ができていない。本来やるべき商品，サービスを納入するまでの品質管理の体制が，その会社できちんとできていないということです。さらにもう一つは社内外の関係において，後になって間違っていたとは言えないような空気であるとか，できませんと言えないような，えも言われぬ空気が組織の中にあるというようなことです。

さて，それよりもう少し深刻度が上がるレベル２の話をさせていただきます。先ほど個人の経済的利得というようなものは余りありませんというお話をしました。では，その代わりにあるものは，次に出ていますライバルとの関係，あるいは組織内での地位の維持です。こういったようなものはあちらこちらで結構見てきました。ライバル逆転，例えば，どんなことかといいますと，この方は一応有力課長ということで，会社の中ではエリートということになっていますが，組織の中で１級エリートと２級エリートが明確に分かれているような会社が結構ございます。１級になるためには業績が良いことも大事ですが，やはり学閥であったり，特定の事業部の出身であったりとかが必要だということで，明確に１級と２級は分かれているのです。

このときの問題は何かというと，残念ながら２級エリートの方はいつも強迫観念にさいなまれているといいますか，１級エリートと同じだけの評価をしてもらおうと思うと常に１．２倍の業績を上げ続けなければいけない。あるいは逆転しようと思ったら１．５倍の業績を上げなければならないといったような強迫観念をいつも持っていて，良い結果を出さないと落ちこぼれてしまうといった形で，何となくいつも厳しいと思える状況にある。そんな中で，今回，自分の業績はどうも悪いな，普通にやっているとだめだなというときには思わずこういったやってはいけないところに走ってしまうことがあるということです。

次に，組織内の地位維持ということもあります。それなりにできる方は，どの組織でも，良い意味でも悪い意味でもある種のラベル付けがされます。この男は１年に１回はすごい受注をして，みんなを驚かせる男だとか，あるいは，ずっとトップ営業を引っ張ってきた人なので，今年も一番取ってくれる人だとか，そういう形である意味のラベル付けというものが行われます。これらに対して，そのラベルというのは決して悪いものではなくて，そのラベルがあることによって，それに相当する自分になりたいということで，一生懸命，日々研さんを積むという良いこともありますが，それが過剰になりすぎると，そのラベルをはがされると自分の存在意義がなくなってしまう。そういうふうに追い込まれてしまう。それゆえに良いときはいいのですが，悪くなってしまったときに，無理をしてこのような逸脱行為に走ることがあるということです。こういったことの背景事情には，ここに書いてありますような社内の厳しい競争風土や公平感のなさみたいなものがあったりするわけです。一方で，実際にこういうふうに逸脱

行為をしたいと思ったとしてもできないような内部統制の仕組みが組織の中にないと，割と簡単に間違った行為に走ってしまうことになってしまいます。

さて，次にレベル３のお話をさせていただきます。これは込み入っているので詳しめにお話しします。レジュメの記述としては，「上からの強い期待に応える」というのがレベル３ということになっています。ただ，それだと意味がよく分からないので，補足の意味で，例えば，こんなことを言われるということを書いてみました。「○○のため，厳しいのはよく分かっているが，君には何とか大きな成果をあげてほしい」，このようなことが事業本部長とか，あるいは社長に近い人とか，そういう方から言われるわけであります。

ここでのポイントの，最初の一つは「○○のため」ですが，これは具体的にどんなことを言われるかというと，多いのは業績不振の事業部だったりすると，今年も業績が悪いと事業部が取り潰しになる可能性がある，そういった意味で「事業部存続のため，厳しいのはよく分かっているが，君には何とか頑張ってほしい。」ということが言われたりします。

また，会社レベルでいきますと，例えば，それぞれの業界で業界御三家と言われていたりしますが，３番目というのは，かなり業績が悪くなってくるというのが最近の常であります。その中で，今年も業績が悪いと御三家からは追い出されて，上位２社だけがトップであって，３社目はもうなくなったと言われてしまいそうだ。だからこそ，厳しいのはよく分かっているが，頑張ってほしい。そんなことを言われて，そこで間違って頑張ってしまう人がいるということです。

ここでのもう一つのポイントは，次のところで書いています「厳しいのはよくわかっているが」ということです。実際にその方が，こういうふうにおっしゃるかどうかは状況によります。おっしゃらないことも多いと思いますが，問題は，言う人も聞く人も厳しいのはよく分かっていて，かつ，言う方の人は，ここでの意味は「厳しいのはよく分かっているので，普通のことをやったらなかなかいかないということは前提だよね。だからこそ君に頑張ってもらいたいんですよ。」ということです。

ただ，もう一つ重要なことは，だからといってこういうふうにお話をされる方が，その相手に対して逸脱行為をやれと言っているわけではないのです，ほとんどの場合。飽くまでもルールにのっとってやってね。ただ，状況の厳しさによっても異なりますが，頼む方の人も，「場合によっては結構ギリギリまでは攻めるかもしれないね。」とか，「場合によってはＯＢゾーンに出てしまうかもしれないけれども，その辺，あんじょううまくやってね。」と。「あんじょうやって」というのは関西弁なので，うまく伝わるかどうか分かりませんが，うまいことやってということです。そういうような感じでお話をされるわけです。したがって，必ずしも逸脱行為をやれという話はしていないのです。

しかしながら，これを聞いた方がどう思うかは，また別問題であります。この方が，例えばレベル２のところでライバルとの関係にいつも悩んでいる方であったり，あるいは組織内の地位をどうにか守りたいという強い思いを持っている方であったり，そういう方であった場合には，その聞いた話は，次のレベル４に出てきますけれども，何が何でも売上げを作れと言っていると認識して，逸脱行為に走ってしまうような状況になっているかもしれないというのがこのレベル３の段階です。

ここでの背景事情ですが，コンプライアンス的な話の際によく出てくることとは違うことが並んでいると思います。この段階での重要な問題は何かというと，その会社が提供している価

値というものが社会の中で認められなくなっていて，例えば，民間企業であれば競争において大変劣位の状況になっていて，競争力がどんどん落ちている。落ちているからどうにかしなければならない。にもかかわらず，それに対する手立てができていないので，その負担が現場にのしかかっているということになります。

ポイントとしては，コンプライアンス的なことに対応することも大事ですが，根本のところは，その競争力や商品の価値の問題であって，そこの部分にきちんと対応しなければ，いくらコンプライアンスの部分だけをやっても問題は解決しないというのがレベル３の段階であります。

次にレベル４の段階です。これは「危機」とありますが，レベル３の段階で適切に対応がとられずに会社の戦略もうまくいかず，結果的に売上げを上げなければならないような状況になります。例えば，今年赤字を出すと債務超過になって上場廃止になる。それは何が何でも防がなければならないので，会社としては，どうしても売上げを作れというメッセージを出すといったケースです。これは会社として逸脱行為をやれとまでは言っていないけれども，逸脱行為は有りというメッセージを出しているのとほぼ同義であります。こういうような状況になってしまうということは完全に戦略の失敗でありまして，しかも，こういう中で，コンプライアンス的な問題も気にせず売上げを上げろなんていう感じのことを言うというのは，完全に経営不在の状況に陥っています。こうなってしまうともう必然的にレベル５にいきます。会社の生き残りのためということで，データを改ざんしてでも全員で売ってこい。こうなってしまうと，まず市場からも退場させられて，会社としても存続できなくなってしまう。レベル４で最後のギリギリのところで何らかの対応がとられなければ，あっという間にレベル５になってしまうということになります。

さて，データを改ざんして大型受注をあげた，その例を基に，かなり乱暴に分類して話してきましたが，この件について全体像を２ページのところで簡単にまとめてお話ししたいと思います。レベル１の問題としては，やはり品質管理力の低下，コミュニケーション不在といった問題であります。状況的には，商品サービスの実現過程に問題がある。率直なコミュニケーションができない風土も問題となります。

レベル２のところでは，組織と個人との関係の問題が多く，それを制御するための内部統制の不備やマネジメントの不満みたいなものをうまくコントロールできていないということになります。レベル３のところでは問題としては，商品の価値低下又は事業転換の遅れ，そういう中で商品の価値の低さが現場のプレッシャーを生んで，それが逸脱行動に走らせている。

レベル４になりますと，戦略不全ということで戦略の失敗が現場のひずみとなって現れる。レベル５になると，存続のためには手段を選ばない末期的な状況になってしまう。

さて，このようにレベルを分けさせていただいたところで，今度は，このようなレベルそれぞれに対してどのような対応の仕方をするのかということも次の３ページ目，４ページ目でまとめさせていただいております。通常，このような不祥事があって，企業の組織あるいは事業の建て直しをやる場合に２方向からのアプローチをいたします。一つは人の意識や価値観というところに対してアプローチをする。人の身体でいえば頭や心といいますか，ハートといいますか，そういったところにアプローチをするというところと，もう一つはルールをきちんと固めることと手続をきちんとして，日々の仕事に対しての行動が枠から逸脱しないようにする。人の身体へのアプローチする先としては手足というイメージです。行動そのものへのアプロー

チですね，こういった２方向から進めてまいります。

レベル１の段階におきましては，まず価値観の方でいきますと，やはり基本の重要性の再認識です。あるべきプロセスをちゃんと踏んでいないというところで，基本が守られていない。あと率直なコミュニケーションを良しとする価値観みたいなものを常日頃からトップに言い続けていただくということをしていきます。

一方，制度的な対応としてはチェックシステムの整備です。ミスが起こらないための確認，点検のプロセスの組込みやミス発生時のエスカレーションルールの設定のようなことを行います。エスカレーションルールというのは，何か問題があったときに，それを誰かに伝えると，どこの段階で意思決定がされるかをあらかじめ決めておくものですが，ミスがあったらすぐここに言ってくれ。早めに言ってくれれば大きな傷口にならないということを事前に言っておくことで，問題が発生しても大きな問題にすることなく制御することが可能になります。

次にもう一つは，失敗等を受容する管理者の育成です。これはかなり努力しないとできません。失敗やリスクがあるということをわざわざ言ってきてくれた社員に対して，いきなり課長や部長が「ばかやろう。」と怒鳴り付けてしまうと，そういった事象があっても二度と誰も言ってくれなくなってしまいます。そういった意味では，そういうことを言われても，本当は腹が立ってもぐっとこらえて「ありがとう。」という習慣をマネージャーにつけさせることは，大変重要な訓練であります。

また，レベル１の場合に極端な減点主義といいますか，減点評価がこういった失敗等を受容しない空気を作り出している場合もありますので，そういった評価のところもチェックして直したりいたします。

さて，次のレベル２であります。ここで重要なのは職業倫理です。プロフェッショナル倫理といいますか，そういったものを徹底的にもう１度固めていくこと。倫理綱領とか行動基準といわれるようなものがあれば，もう１度見直しますし，なければ作ります。それとともに経営陣からの強いメッセージというようなことをやります。

行動の方の制御に関しては，チェックシステムの整備や内部通報制度の設置ということで，チェックシステムの場合は階層及び進捗段階別チェックの厳格的な実施とか，別組織等による事後の監査，また，内部通報による問題の早期発見を図るために，内部だけでなくて外部機関の設置というのが取りあえずのやることです。

ただ，これは割と大きな会社で，物を作って売ったりするようなオペレーション型の会社の場合，結構機能しますが，プロフェッショナル型の組織といいますか，知的集約型のプロフェッショナルがチームを組んで仕事をするような場合には，この手のシステムは余り機能しないというのが私の実感です。というのは，まず階層及び進捗段階チェックとよく話に出ますが，プロフェッショナルが集まってやる特定の案件は，外にいる人とその中の人の間の情報格差が余りにも大きくて，外の人が後で形式的にチェックリストを持って１個１個聞いていくぐらいでは，ほとんど何もチェックされずに素通りして通ってしまいます。

一方，内部通報の方もほとんど機能しません。内部通報が機能するためには，例えば，その通報をした際に，この通報をしたかもしれない可能性のある人が少なくとも３０人ぐらいいるという状況でないと誰も通報しません。例えば，５人や１０人のチームでやっていて，その中で内部通報がもたされるとすると，５人か１０人の中の１人が通報したに決まっています。そうすると容易に誰か分かってしまう。そういうリスクを抱えながら通報するのはまずないと言

っていいと思います。

では，こういうプロフェッショナル型の場合，どのようにこの手の逸脱行為を制御するのかということです。これについては，私が勝手に言っていることですが，「ピアプレッシャーと鬼上司」という言い方をしています。ピアプレッシャーとは何かというと，同僚とか部下からのプレッシャーです。全ての人が本当に高いプロフェッショナル意識を持っている。プロフェッショナル意識というのはどういうことかというと，常に能力を自分で高めようと思ってやっている。目前の案件に対して最善の努力をしようとしている。そして，最高の答えを求めようとしている。そういうレベルの高いプロフェッショナル意識を同僚であるとか部下が全員持っているのであれば，リーダーとしてもいい加減なことができない空気になってしまいます。そういったことでピアの部分がすごくチェックをするような仕組み，そのために，この後も出てきますが，それを支援する意味で３６０度評価みたいなものが定期的にあるというものがそれの支援につながります。

そういったことが一つと，もう一つは鬼上司です。これは直接の上司でなくても他の部署の方でもいいんですけれども，その案件に対して土地勘があり，しかも，それに対してチェックするだけの高い能力を持っている人に対して，自分が今やっていることの進捗状況であるとか，なぜこれが本当に起訴できるのか，そういったことをきちんとした話をして，それでＯＫをもらうという一つの段階を経るということです。本当に力のある，本当にそのことに土地勘がある人を前にして，それらを説明するということになってしまうと，鬼上司の方は幾つかの質問をするだけで，こいつは本当にちゃんとやっているか，重要なステップを飛ばしていないかということは見抜くはずだと思います。恐らくプロフェッショナル型の仕事をやっていらっしゃる方は，そういった人たちに育てられた経験は皆さんおありだと思います。そこでの問題は扱っている領域に対して，きちんとした土地勘を持っている人でないと，それはできないということであります。金融の犯罪についてプロの方は，金融というのは本当はもっと細かいのですが，とりあえず金融と言っておきますが，すごい能力をお持ちで，その方面で危険があればすぐ見抜くでしょう。例えば，談合に強い方はまた違うところにチェックポイントがあるはずです。その関係のことについてすごく強い方のチェックを経る，そういうようなプロセスが必要になってくるのではないか。今ちょっと検察の方に寄って話をしてしまいましたが，一般的にその領域について大変詳しい方にやはりチェックをしてもらう。そのようなことを経ることの方が一般的な階層チェック，進捗段階チェックを形式的にやるより，よほど成果が出ると私の経験上認識しております。

次に倫理，コンプライアンス教育の実施ということです。先ほど言ったプロフェッショナル倫理を実現させていくために，研修をします。これもただただ普通に研修してもだめです。実際，現場で倫理的なことでジレンマに陥っていくような問題が過去，その会社なりにありますので，それを引っ張ってきて使います。例えばコンサルティング会社でよくあるのはこんなジレンマです。依頼者は社長ですと。社長から依頼された内容は，うちの会社は儲かっていない，何が一番悪いのか教えてくれ，病巣をとにかくえぐり出してほしい。そして，一生懸命，何か月かかけてえぐり出して分かったこと。それは実は社長が最も悪いと。このとき，どのようなアウトプットレポートを書けばいいのか，そういったものを倫理訓練としてやったりします。これは会社によって答えはちょっとずつ違います。会社ならではの考え方や価値観がありますので，これに一般的な正答なんていうのはないのですが，同じように倫理的なジレンマに陥る

ような場面が過去あったとすれば，それはどういうことなのか。それを仕事のレベルに落としたところで考えてもらうような形のものをやっていきます。そして評価制度，懲罰制度みたいなところももう１度見直して，こういった部分での会社の中での価値意識を明確にしていくことになります。

さて，次にレベル３であります。レベル３で重要なことは，今の事業をただただ続けていくだけではだめだということです。もう１度価値をちゃんと構築しなければならないということを明確にすることであります。そういう意味で，もし内部だけで方向性が見つからないのであれば，社外取締役であるとか経営諮問委員会みたいなものを設けて，経営者に対しての方向付けのお手伝いをいただきます。また，事業の仕組みの革新としては，注力領域の再設定と重点組織能力の明確化，どこで勝負するのかということを明確にしていきます。

それとともに基幹人材の登用基準が変わります。これまで業績を収めてきた人，立派と言われてきた人，必ずこれからは立派な人ではなくなります。そうなると，例えば出世する人も変わります。それがもし中にいなければ外部から採用してくるといったことになります。

併せて価値観の方にもアプローチします。歴史の再解釈やロールモデルの変更，タブーやドグマの再解釈等も行います。これまでヒーローと言われてきた人がどこの会社にもいます。その人と仕事をもう１度再解釈して，過去のそのような事業環境の中にあっては彼／彼女のような仕事のやり方，彼／彼女のような考え方は良しとされてきたけれども，これからは違うんですということを明確にします。最終的にどのように変わっていくかというと，会社案内とか，あるいはリクルーティング用のパンフレットに出てくる人が変わります。今まで出てきた人とは違う人が載るようになりますし，会社としてもこういう人を目指してほしいという人が変わるということになります。

併せて，人材，採用，評価，教育，これも見直します。外部からどんどん人を採ったり，又は外部の機関を上手に使えるようなものにしたり，スキル教育，スキルの内容も変わります。ロールモデルも変わりますし，それとともに採用評価，教育体系も変わる。能力向上のための投資ということでニーズに応えるための技術だけではなくて，工学的だけでなくていろいろなものに対しての技術投資。それから組織の在り方の見直し，そういったものも徹底的に行います。こういったものをやることによって事業の価値が回復する。回復するとともに，ある意味で変な形でのプレッシャーが現場にかからなくなる。それによって逸脱行為を防ぐ，そういうやり方になります。

さて，レベル４であります。レベル４は先ほどもお話ししましたが，かなり危機的な状況でありますので，これははっきり言って会社の再生案件であります。ガバナンス体制から戦略，組織全部の見直し。経営陣も見直し。全部やり直し。このようなことをやって成功しますと，もう１度復活できますが，成功しなければレベル５の企業解体の方にいってしまう。そのような形になってしまうかなと思います。

これまで取りあえずの一般論として，しかもデータを改ざんして大型受注をあげようとした有力課長という一つの例から，ここまで拡大してお話をさせていただきました。最後に，今の検察についてどう思っているかということを少しお話しさせていただいて，質疑応答に移らせていただければと思います。本来はこういうことはしてはいけないと思っています。というのは，僕は幾つかのレポートを読んだだけでありまして，こんなレベルの情報の質の量で組織のレベルを診断しては絶対にいけないのですが，ただ皆さんの議論のサポートになるかなと思っ

て，あえて言うことにします。まず大阪の事件であります。これについて私がレポートを読んだ限りでどういうふうに思ったかといいますと，ここで言うレベル１，レベル２，レベル３，レベル４，レベル４はそんな段階ではもちろんないのですが，感じとしては部長さんの方から結構厳しい期待が飛んだみたいな形に書き方になっていて，レベル３の雰囲気はありますが，私の感じは余りそうではありませんでした。「それは君のミッションだからな。」ぐらいのことは誰でも言います。ただ，レベル３かどうかというのはその組織なり何なりの存続，そのほかの大義名分というものが明確にあって，その大義名分を実現するために，これはやばいのは分かっているけれどもやらなければならないよねみたいな，そういう雰囲気が組織の中にあるかないかというと，読んだものが限られていますので一概には言えないのですが，そんな感じは余り受けませんでした。むしろ先ほど例としてお話しさせていただいたレベル２のところの組織内の地位の維持であるとか，もちろんレベル１のところの失敗のつじつま合わせみたいな，そこが一番大きいのではないかと思いますが，そういったような要素があって，その中で期待をかけられたのをある種レベル４の会社のため，何が何でも売上げを作れに近いようなイメージで捉えられたのではないかなと思います。これは完全に推測でありますけれども，そのように大阪の事件については思いました。

そう言うと，では検察全体はレベル２ですかというと，それはちょっと違います。私は個々の事件をたくさん見てきたわけではないのですが，検察の今の状況に対してはどうかなと思うことがあります。それは何かというと，中途採用的な外の能力を上手に使うことを全然やってきていないことであります。日本の企業，有力大手企業も含めてどこの企業でも１９８０年代後半から中途採用をやっています。中途採用を何でやるか。最初のころは新卒を教育させていたんです。新卒の人に新しい領域のところを勉強させていたのですが，全然間に合わない。そのぐらい世の中の変化といいますか広がり，それから深さというものが増してきて，それに対して対応できなくなった。最初の頃は中途採用は人員補充みたいな感じだったので，採り方としても，中途採用で来ていただいてもハンデ等は一切ございませんといった書き方を求人広告には書いていましたが，今の実態は全然違います。中途採用で良い人を採るために，どこの企業もあえて人事制度を変えたりしています。それだけでなくて，本当に優秀な人を採るためにいろいろウルトラＣというのはありますが，日本の企業も人事制度を改定して，それなりに高いお給料でも取れるようになっても，それでも追い付かないので，日本人が日本の企業で働くのに，あえてアメリカ子会社の社員にして，そこから出向させたりとか，そのような工夫をしています。アメリカの会社であればもっと自由にお給料を決められるので。そのぐらい本当に肝になる人というのは採らないと間に合わない状況というのが起こっています。

そういう面でいくと，検察の方，皆さん大変優秀な方が多いことは間違いないのですが，とはいえＩＴの技術についてどれだけ詳しいかとか，金融の最先端の部分に対してどれだけ詳しいかとか，そういった部分に対してプロ中のプロの相手と闘うのに十分な陣立てが組織の中にできているかというと，正直ちょっと厳しいのではないか。それは中途採用せずに，外の血を使わずに，優秀の方が，例えばその権威の方に話を聞きに行ってどうにか考えをまとめてという，そういうレベルで対応できるレベルはもうとっくの昔に終わっているのではないかというふうに思います。企業が一生懸命足りない知恵をどうにか中に入れて対応しようと思っていたのに比べると，余りにもその辺が弱い。

また組織図といいますか組織構造ですね。こういったものも見ました。公表されているもの

は飽くまでも細かいことを書いていないのだとは思いますが，私たちのように組織を見てきた人間から見ますと，完全な地域別事業部制，今どき余り見ないような，１９８０年代ぐらいにあったよなというような，余り言葉を選ばずに言うと，牧歌的な雰囲気さえする地域別事業部制です。今，ほとんどの会社は現場の人に闘ってもらうためにも現場を支援するための組織をいろいろなところにつくったり，あるいはそういう人を育てるための特別なチームを編成するための場所をつくったりなど，人材育成とか現場の人を支援するようなことも含めて，大変努力をして，その努力の形はどの会社も組織図に表れていますが，書いていないだけかもしれないのですが，検察の組織図を見る限りそういうことが余りにも見えない。やってなさそうだなみたいな，そんな感じを受けまして，もうちょっとこういった辺りの支援をやっていかないといけないと思います。

何が言いたいかといいますと，そういう能力の部分で相手に対して遅れをとってしまうと，そのしわ寄せというのはきっと現場に来てしまう。本筋で勝負できなくなってしまっているので仕方がないから，例えば形式的なところで検挙する。又は別件逮捕するみたいな話です。逮捕したら新聞はバーッと書いてくれますので，結果的には同じだと言えなくもないのですが，やはりそれは違っていて，私たち国民が求めるのは本筋のところで勝負していただいて，きちっと取り締まってもらいたい。そのためにはきちんとした能力をやはり検察自身が作る必要があって，そのためには人事制度も変える必要もあるでしょう。外の人を活用する仕組み，こういったものもちゃんとやっていただかないと，今，レベル３の大きな問題がいろいろ起こっているとは思いませんが，そういったようなことになりかねないなというふうに思います。したがって，私は今後，その辺りのことを是非検察の在り方を考えていただくこの場でも揉んでいただいて，是非強い検察をつくっていただく。国民にとってすばらしい検察をつくっていただきたいというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが，私からの話は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○千葉座長　ありがとうございました。大変勉強になるお話をお聞かせをいただきました。私の方から１点聞かせていただければと思います。今，検察，今回の事件を踏まえての御指摘を最後におまとめいただきました。レベル３までいっていないというお話だったと思います。

○秋山氏　レベル３になりかねないという感じです。

○千葉座長　検察という非常に特殊な組織でありまして，個々の検察官が独任制の官庁だと言われているような部分もございます。そういう意味では，一般的な企業，外部との競争もある企業等とはいささか違う組織なのかなとは思います。そういうことを踏まえながら，今お話しいただいた点についてもう少し補足をいただいて，御提示いただいたような処方箋がうまく機能するものなのかどうか，お教え願えないでしょうか。

○秋山氏　独立性を高めてプロとして頑張っていただくということだけであると，実は答は簡単なのだと思います。先ほどプロフェッショナル倫理という話をしましたが，プロフェッショナル倫理というのは，技能を高めて，目の前の事件に対して本当に最善を尽くす。そして最終的には自分で判断するというのがプロフェッショナル倫理であります。これをとにかく全員に植え付けるということを徹底してやるというのが一番効くことだろうなとは思っています。

ただし，ここでまた議論のテーマになる話をしてしまいますけれども，僕は，実は検察の組織がまだよく分からないんです。分からないのは何かといいますと，独立性を高く持ちつつ，

同一体として運用する組織なるものは一体どういう組織なのかということなんです。僕が知っていて機能している組織というのは，独立性を高く保ちつつ，ただ重要なことについては統一の方向性をとっていくためにきちんと合議して決めましょう。これは監査法人であるとか弁護士法人であるとか，あるいはコンサルティングファームだとか，パートナー制をとっておられる組織は，基本は独立した形で頑張っていくのだけれども，重要なことについては統一性を持ってやっていこうよねというようなタイプの仕事のやり方をしています。ただ，これにはちゃんとした制限がありまして，代表社員，パートナーになられる方というのは，その組織の中でそれなりにきちんと実績も収められて，かつ，その組織の価値観，大事な価値感というものは何なのかということを十分に理解されたと認められた人だけが独立性を保っているパートナーになり得る。だから，検察官のように全員，検察官になったらいきなり独立性を持つというとはちょっと違う感じなんです。なので，本当に限られた優秀な人で，ちゃんと価値観を分かっている人たちが独立性を持ちつつ，でも方向性としては合議でというのと，独立性を高く保ちつつ，かつ，同一体として運用するというのはかなりレベルが違いまして，これが機能する組織の形態というのはいかなる形態なのか，考えても正直分からないんです。思考実験としては結構ありえて，きっと個が持っている意識と全体が持っている集合意識みたいなものが，常にうまく調整し合いながら，一心同体として動けるような組織体なのだろう，と。ただ，これは観念の創造物でありまして，リアリティの持てるものではないんです。

ここで思うことというのは，独立性かつ一体性が前提になって全てを進めていけるのか。ある種不可能に近いようなものすごく難しい組織の在り方がこれまで大きな問題になってこなかったというのは，恐らくですが，割と昔から環境がそれなりに安定していた，かつ，案件のほとんどが割と分かりやすい，大体こういう問題だったらこういう答えになるよねということについてはほぼ全員が同じ見解を持てる，こういうような案件がほとんどだったから，普通ではあり得ないような，独立性が高い同一体という形態でも特に問題が起こらないまま，ここまでやってこられたのだろうと思うんです。本当は，これ自体もう無理な状況になっていて，犯罪かどうかなかなか分からないような事件がたくさん出てきている中で，見解が分かれずに同じ見解を全員が持つなんていうことが本当にできるのだろうか。少なくとも裁判の一審，二審，三審等でそれぞれ違う判決が出ることはもう普通である中で，独立性を保ち同一体で運用する組織みたいなことを掲げていること自体が，本当はもう矛盾だらけで，ここの部分をどういうふうに手当てするかはきちっと明確にしていただかないと，僕が検察官だったらつらいなと思ったということです。

すみません，千葉座長の御質問への直接のお答えにはなっていませんが，これをちゃんと片付けておかないと，逆にこの組織をどういうふうに変えるかと言われても正直難しいなと思ったということでございます。

○千葉座長　ありがとうございます。ほかに御質問がある方はどうぞ。

○郷原委員　秋山さんとは，以前も意見交換させていただいたことがありました。今日，お会いするのは初めてですが。私も企業，官庁の不祥事という，全く同じようなテリトリーの仕事をさせていただいているので，今日，お話になったことはほとんど私の経験とも重なる，非常に意を強くして私自身考えることができると思わせていただきました。

問題は，検察の組織に今のコンプライアンスの考え方を当てはめたときにどう考えられるかということです。検察の組織の問題と今回の事件，不祥事の問題ですね。今回の問題自体のレ

ベルがそれほど高く思えないというのは，これは恐らく資料が最高検の検証報告書だからですよね。あの報告書は，最初からそういう方向から見てもらうように作ってありますから，余り問題にしない方がいいと思います。むしろ問題の根本のところは，ほとんどそういう形で明確に出ていないので，その明確にその問題自体を認識していただいたら，恐らくまた全然違う問題意識になるのだと思います。その具体的な問題は別にして，組織の在り方について，先ほど非常に重要な指摘をいただきました。独立性と一体性の問題というのは確かに非常に特殊だということです。私自身，この組織の中にいて思ったことです。それが明文化されない一体性を保つ独特の空気のようなものが存在しているということが一つ言えるのではないかと思います。

例えば，決裁ということに関しても，上級庁の決裁というのは，どういう事件について，どういう場合に決裁を得るということが明文化されていない。そこを，こういったことは一言耳に入れておいた方がいいということをちゃんと判断できるのが，やはり組織内で評価できるというような話です。こういう世界というのは，結構昔ながらの日本の組織の中にあったのではないかと思います。そういう空気の中で何となく意思決定がされていて，そして評価が行われるというシステム。昔の日本の軍隊等もそうだったのではないかと思います。そういう要素というのは，事業の環境によってはまだ残っているような組織もあって，そういったところで結構問題が起きているということもあるのではないかという気がします。今までの御経験からいかがでしょうか。

○秋山氏　そういう会社はありますね。結構古くて良い会社は今でも変わっていません。結構あうんの呼吸でルールが決まっているような決まっていないようなですが，必要なことは上にちゃんと話が行って何か決まっている。いつ決まったんだ，いや，何となくみたいな，そういった会社はあります。ただ，こういう会社の中にこれを悪用しようとするやつが１人出てくると結構厄介なことになります。決裁をとったとか適当なことを言いながら決裁をとって，どんどんお金を使ってしまうとか，後になって気が付いたらものすごく悪いことをしていた。ムラ社会でみんなが顔を知っていて，あいつはどういうやつだなんていうことはよく分かっている世界の中でうまく回っている組織ですが，あるとき突然，なぜか上手に立ち回ろうという人が出たときに，実はそういう組織はそれを制御する術がない。気が付くとえらい問題になっているというものをあちらこちらで見てきまして，やはり最低限度のチェックシステムは入れなければなりません。

あともう一つは，そういうようなことを発見するために３６０度評価する。あれはやはり効くので，そういった人たちを早めに発見するような手立てをつくる。そういうやり方をしていると思います。

○江川委員　端的にお聞きをしたいと思います。先ほど，外の人を入れる，中途採用等で外の人を入れることで，いろいろなスキル，それから知識，そういったものがどんどん新しいものをアップデートしていけるという，そういうことをおっしゃいました。それだけではなくて，今回の検察の問題みたいに意識あるいは風土，文化といいますか，閉鎖された社会の中だけで通用するような価値観や文化みたいなものが濃厚にあって，そういうものを変えていく，あるいはそこの特異差みたいなものに中に入っている人たちにちゃんと気付いてもらうということのために外の目や外の風を入れたらどうかということを思っています。そういう組織の風土，文化を変える上で外の目や外の風，外の人を入れるということはどういう効果があるとお考えかということ。

あともう１点は，先ほど失敗を受容する管理者というところの育成について話されたときに，訓練という言葉を使われましたが，そういう訓練のシステムが今あるのかということも１点伺わせてください。

○秋山氏　最初の外の人の話ですが，これはちょっと言葉足らずでした。外のできる人を入れないとだめです。それが難しいんです。外のかなり抜群にできる，特にこれだけレベルの高い方がおられる団体でありますから，かなりできる人が行かないと，もう太刀打ちできないので，しかも外の人を束で入れないと，まず無理です。束にして入れて，しかも後は人事ですね。基幹になる人事のところというのを変えるみたいな，そういったことであります。

ただ，そう言うと何か敵対するみたいな感じになってしまうので，そこが問題ですが，外のできる人であれば敵対しない。中途半端にできる人であれば絶対敵対するという，この辺が難しいところであります。

そういうことをやるのと，もう一つはその外から入れた人たちを，ある程度誰かが後ろ楯になって支援してあげるというようなことをかなりセットにしてやっていくことと，後は個別の人事においても先ほど言いましたけれども，今まで出世した人でない人が社内の中から出世する。そういったような外の人，中の人でも評価される人が代わるというものを合わせてセットでやっていく。そういう意味でいくといろいろなことをガサッと一遍にたくさんやるというやり方をやっていかないと，なかなか機能しないのかな。むしろそういうふうなやり方をするというのが一つのやり方だろうと思います。

あと訓練の方ですが，これは初級管理者訓練とか，その辺のところで徹底的に言って，言って，言って聞かせて，怒ったらあかんで，怒ったらあかんでと言い続けるだけです。それで習慣付けて，怒っている人を見たら上司が「お前，ああいうときに怒ったらあかんやろ。」と言う。割とそれだけの話なんです。我慢するだけなので，特別な訓練は必要ないと思いますが，そこでちゃんと聞く。ニコッとは笑えないと思いますが，ブスッとはしても怒らないというような訓練を会社の中で定期的にずっとやり続けるということをやっていくと，だんだん定着してくるかなと思います。

○江川委員　質問がちょっと良くなかったのかもしれませんが，最初に伺ったのは，技術的にできる人を入れるという話ではなくて，つまり検察というところは同業他社がいませんので，もちろんさっきおっしゃった金融とか，あるいはコンピュータの問題という，そういう専門分野での専門家を入れるというのは分かりますが，そうではなくて，一般の業務をやっている検察官のできる人をすぐに外から持ってくるというのはなかなか難しい話ですね。

○秋山氏　難しいですね。

○江川委員　そうではなくて，技術の問題ではなくて文化や意識の問題ですね。それを変えていくときに，例えば，外の人が恒常的に中に入るのではなくても，例えば社外取締役でないですが，何か外の人が見ることができる，あるいは常に対話することができるという，そういう人が外の人から入っていく，あるいはときどき来るということは意味があるでしょうか。

○秋山氏　あると思います。あると思いますが，これは江川委員の御質問に上手に答えられるかどうか分からないのですが，要するにマネジメントの人材だと思います。会社の方向性をどういうふうにしていくかという。マネジメントという場合には，もちろん法曹のことに詳しい人が良いに決まってはいますが，必ずしもマネジメントについてはそうではなくてもよいのかもしれません。世の中のニーズの方向性と，今持っている検察組織のポテンシャルを考えて，一

番良い形でアジャストするような方向性を見つけて，そちらの方向にどうにか持っていくということなので，それは内部の人と外部の人がある種の協力関係でうまく持っていければいいので，それは内部に入ってもらってもいいですし，案外半分ぐらい外で半分ぐらい中みたいな感じもありますし，単に諮問委員会みたいな形でもいいのかもしれません。それはいろいろなバリエーションがあって，最適なものを選んでいくのが良いのではないかと思います。

○井上委員　最後に言われた検察全体についての見方ですが，一つは専門的，先端的な知見とか素養が不足するようなことになっていないかということだったと思いますが，もう一つ，組織として牧歌的な地域別事業部制のような組織のように見えると。その後者については，何か支援策あるいは支援システムが欠如しているのではないかというようなことをおっしゃいました。その中身については，例えばどういうことがあり得るのか。どういうことが欠けていて，どういうことがあり得るのか。もう少し補充して御説明いただければと思います。

○秋山氏　こういうある種の知的集約型を支援するために，コンサル系の話が多くなってしまいますが，コンサルティング会社等は産業別のチームと，それから機能別のチーム，機能別チームというのはマーケティングの専門家とか，あるいは人事の専門家とか，そういう機能です。機能別の専門家というものと，それから金融に詳しい人とかＩＴ産業に詳しい人。これをマトリックスの形でやっています。私は金融を中心として，かつ，人事も割と強い人とか，人事はものすごく強くてオールマイティに全部できる人とか，そういうような形で専門家をたくさん養成していて，プロジェクトに応じてそのチームを実行するのに最適な人材を集めて，それでチームを作るというやり方をしてやっています。それなりにその世界における知見を機能レベルの話と産業のレベルと両方で深めてもらってやっていかないと，なかなか追い付かなくなってきてしまっている。そういうことです。

○石田委員　ここの中で，先生がレベル３の状況として，商品の価値の低さが現場へのプレッシャーを生んでいるという状況把握の下で，こういったレベル３の問題が起こり得るということをお話になっています。これは先ほどもありましたように同業他社がいて，一定の商品があって，その商品がどのような価値を生んでいるかといったような問題だと思います。

検察庁の場合は，仮にレベル５までいったとしても倒産してなくなってしまうということはあり得ないわけです。そういうときに，レベル３の状況として商品の価値の低さという問題を検察の問題に当てはめると，どのような状況と考えたらよろしいのでしょうか。

○秋山氏　検察そのものの状況については情報量が不足しているので，割り引いて聞いていただきたいのですが，やはり裁判に負けるというのが分かりやすい例だと思います。それから，本筋で勝負していないといいますか，「えっ，そういう立件の仕方をするの。」みたいな。「えっ，そういう話ではなかったよね。」という感じというのは，僕らから見ると，それはちょっと違うのではないかと思うことは度々あります。そんなことが多発するということが相当するのではないかと思います。あと，別件逮捕の感じの攻め方なども，それは本筋でやれないような能力になっているかなのではないかという感じを持っていて，やはり検察には正道で闘ってほしいなという，これはほとんど希望ですが，というふうに思っています。

○嶌委員　今の話をずっと聞いていると，企業の組織の在り方とかコンプライアンスの在り方ということだと思います。企業の使命というのは，ある種成長を遂げて，そして収益を上げるということが中心にあります。その過程の中で，不正なことはしないということもあると思います。検察というのは，別に収益を上げるわけではなくて，社会の正義といいますか，公正とい

いますか，そういうことを目指すということです。しかし一方で，今回起こった問題というのは，人の人生を左右するような問題を起こしているわけであって，会社のお金を使っただとか，他人の足を引っ張ったとか，その類の話とはまたちょっと違う一人の人生を破壊してしまうという本質的な話なのではないか。これが途中で真実が分からなければ，その人の運命が全く別な形に変わってしまうというようなことを考えると，ただ企業のコンプライアンスの在り方とか，組織の在り方ということだけではない，もうちょっと別の視点から検察の在り方を考えることがあってもいいのではないか。今，レベル２とおっしゃられたけれども，例えば，当事者にしてみれば，これはレベル４だよと。自分の人生は危機に陥ったということになるとレベル４である。そういうことを念頭においたような形で，そういうことを起こしてはいけない組織の在り方と，一般企業の組織の在り方というのは結構違うのではないかと思いますが，その辺はいかがですか。

○秋山氏　やはり企業は分かりやすいんですね。検察の場合は国民の安全とか安心とかそういうものを作る，インフラを作っていただく，もう一つは社会正義を追求していただくということだと思います。これは嶌委員がこの会議でもおっしゃっておられることだと思いますが，今，何が正義なのかというのが揺れに揺れていて，何を実現することが大事なことなのか分からない。ある種の社会解体状態といいますか，アノミー状態にあって，その中で何を検察に求めるのか。私の言葉遣いでいいますと，この検察組織の存在理由とか，活動領域というのはどこまでなのかとか，その辺りのところをやはりきちっと決めていただいて，その上で国民の生活，安全を守るということです。守るべき人の人生を傷付けては絶対にいけないわけなので，そういったことも考えた上で，じゃあ何をやるのが検察の正義なのか。検察がやるべきことなのかというのを決めてあげないと，あげないというのはちょっと言い方が偉そうですが，これは中の人だけでは決められない問題だと思うんです。

ちょっとオーバートーク気味になりますが，例えば，前回の尖閣の事件がありました。あれについて沖縄の地検の検事が御判断されたということになります。それはそれでいいと思いますが，ああいう政治的なところもひっくるめて検察の守備範囲なのでしょうか。この辺は誰が決めるのか分かりませんが，誰かがというか，それは社会として決めてあげないとだめだと思います。だから，嶌委員おっしゃったように，やはり普通の会社とは違って，何が正義なのか，何が我々が検察に求めるものなのか，どこまでが守備範囲なのか，そういうようなところは国民全体として，あるいは政治，それから検察，法曹界全員である程度決めていってあげるようなこともしてあげないと。その意味では検察の在り方そのものなので，この会議体でそういったところも，是非何らかの方向性を出していただけると，検察の人は仕事がしやすくなるだろうなと思います。

○嶌委員　その場合には検察で考えるだけでなくて，それは国民も合意できるようなところで，新しい在り方が作られなければだめだということですか。

○秋山氏　そういうことなのではないでしょうか。実際のワーキングは，別に国民が全部ということはないと思いますが，やはり政治もそうですし，経済も。

○嶌委員　要するに国民も納得するようなということですね。

○秋山氏　だと思います。それをある種決めないで，検察が悪いと言われても，僕がもし検察の人間であれば，それはちょっと違うのではないのと言いたくなるのだろうなというふうに，組織を見ている人間としては思います。

○但木委員　大変参考になりました。組織論として，検察が時代に遅れてきている部分があることは間違いがない。例えば，金融商品の最先端部門なんていうのはなかなか分からない。もはや追い付けない領域なのかもしれません。あるいは公認会計士の資格を持っている人たちの知見と検察が持っている知見とは相当な開きが出てきているのかもしれません。そういう意味で検察は，もっと大胆に組織というものを考えなければいけない。ただ，御存じのとおり，検事というのは法律家の資格を持っていなければなれませんので，そういう意味では限界があります。それを打ち破れということをおっしゃっているのだろう。そうすると例えば，検察事務官というものが，今までは補助的機能として作用してきましたが，この人たちにもっと専門家の人を，例えば給与体系が非常に難しいんですが，例えば任期付き採用という給与体系が比較的自由な方式で専門家の人たちを大量に入れて，我々の遅れてきている部分の知見を担うということを考える時代に来たのかなと，もう少し大胆な発想をしなければいけないのかなというふうに思いました。

それから，ここはちょっと難しいと思ったのは，独立性と一体性は矛盾だとおっしゃる。矛盾なのです。ただ，司法というのはそもそもそういうふうにできてしまっていて，例えば，裁判所というのは各部で意見が違うことを前提にしています。それから三審制というのもあって，一審，二審，三審は意見が違うだろう。普通の会社なら一つの結論を初めから出すはずです。ところが，そうしないというのが司法のやり方で，それがある意味で民主主義の枠の一つです。検察というのは，必ずしも司法そのものではないけれども，同じものがあって，つまり検事は自分の良心に反して起訴状に署名をしないということは，最後まで守ろうとするんです。だから，上司の命令で，お前は不満かもしれないけれども，お前が起訴状を書けと言われても，書いてはいけない。それが独立性の大事な部分です。それが同一体の原則とどういう関係になるのか。その場合は，上司が事件を引き取って自分の名前で起訴しなさいというふうにできているわけです。そういう組織の作り方というものは，会社の作り方とちょっと違うなと思います。こういう新しい時代に一体司法はどう対応したらいいのかなというのを，全く御自由な発想で結構ですから教えていただければと思います。

○秋山氏　ちょっとお答えするのが難しい問題です。事務官についての最初の方は，もうどしどしやったらいいんじゃないでしょうか。人事制度も変えればいいと思います。民間企業ほど簡単に変えられないことは分かった上で言っていますが，変えればいいですよね，そこはもうどしどしやっていただきたいと思います。

後の方の話は，私の中にはまだリアリティがないんです。今，但木委員がおっしゃったような同一性と独立性のリアリティが余りにも弱いので，実際入って中身を見て，どんな会話がなされているのか。組織の中でよく隠語みたいなものがあります。例えば，赤レンガ組というようなですが，そういう言葉がどんな感じで使われているのか。そこにはすごい価値体系がいろいろ入っていて，そこにいろいろなヒントが隠されていますが，そういったものがどんな形で使われているのか。そういうようなことをいろいろ見ていかないと，正直どうしていいか分からないというように思います。全然答えになりませんでしたが，そこは，今の段階ではちょっと難しいですという感じです。

○千葉座長　ありがとうございました。皆さんからもまだまだお尋ねしたいことがおありかと思いますけれども，この後の予定もございますので，それから秋山先生にもこのようなお時間でお願いをさせていただきましたので，この辺で秋山先生からのヒアリングは終わらせていただ

きたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。大変勉強させていただきました。

ここで５分間だけ休憩をさせていただきます。

（休　　憩）

（高橋委員，野田氏入室）

○千葉座長　それでは，野田先生のヒアリングを始めさせていただきたいと思います。野田先生におかれましては，本日お忙しい中，本検討会議にお越しをいただきまして誠にありがとうございます。本検討会議におきましては，今般の大阪地検特捜部における一連の事態を踏まえまして，検察の在り方について幅広い観点から抜本的な議論，検討を進めているところでもございます。検察の組織の在り方についても検討課題の一つとしておりますので，本日は本検討会議における議論の参考とさせていただくために野田先生から御教示をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に事務局から野田先生の御紹介をさせていただきます。

○事務局（神）　それでは御紹介申し上げます。野田先生は，明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授として御活躍されており，組織論，特に中間管理職の役割や組織学習といった分野を御専門とされております。本日は，組織に所属する個々人の能力の強化，その所属する組織の仕組みの在り方，組織の風土の在り方等についてお話しいただけるものと伺っております。

○千葉座長　それでは野田先生，よろしくお願いいたします。

○野田氏　（事務局注：非公開資料を基にした説明箇所あり。）

今御紹介いただきましたように，私は組織論というものを専門に勉強しております。今，アカデミズムの方におりますけれども，もともと２０年ほど野村総合研究所で経営コンサルタントとして実務を担当しておりました。その後に学界の方に転じまして，研究活動，教育活動をしておりますが，やはりまだ実務家の側面がございますので，今日の私の立場は学説を御紹介してそれで説明するということだけではなくて，これをどう生かしていくのかというエンジニアリングの立場から議論させていただきたいと思っております。

事務局の方々より今回のケースにつきましていろいろレクチャーをいただき，資料を拝見させていただきました。ものすごく分厚い資料を拝見いたしました。その中で再三にわたり御指摘をされていたことが，検察組織というのは１人１人の検察官の独立性が高いというお話でありました。ここが非常に特殊であり，独任制官庁という言葉が何回も出てまいりました。しかし，私はそのお話を聞けば聞くほど，外から見える検察庁という組織と，仕組みとして作られているこの独立性というものの間に何となくイメージギャップを感じました。そこのところがもしかすると，今回のケースの根本的な原因になっているのではないかという仮説を立てて，ここしばらくの間，思考を重ねてまいりました。本日はそのことを皆さんにお話をさせていただこうと思います。

組織論というのは大きく分けますと，マクロの組織論とミクロの組織論という二つの分野から成り立ちます。マクロの組織論と申しますのは，組織の構造を考えたり，組織の中での意思決定のプロセスを考えたりという，いわゆる枠組みを考える分野であります。こちら側が，組織論と聞いて皆さんがご想像なさるところですが，実はもう一つ大きな柱がございます。それ

がミクロの組織論と呼ばれる分野です。ミクロ組織論というのは，その組織の中における人の在り方を研究する学問です。具体的には，個人の動機を研究するモチベーション論，動機付け理論。個人と個人の関係性を考えるリーダーシップ論。そして個人と組織との関係性を考える組織文化論，組織風土論，若しくはそれをダイナミックに捉えた組織改革論というようなものから成り立っております。

まず今回のケースにおいて，検察官という方がどういう動機に基づいて動いている方なのだろうかということを推察いたしました。組織論においては，人間を三つの側面を持つ存在であるというふうに捉えております。まずは人間の経済人的な側面，簡単に言うと，人はお金によって動く，人というのはお金を欲するために動くのだというものの見方であります。

もう一つは「社会人モデル」と称しまして，人というのは何かの集団に属していたいという強い欲求を持つものであるという考え方。そして，その組織の中にどうせいるのならば，その組織の中でより影響力の強い，より重きを置かれる存在になりたいという基本的欲求を持つという考え方であります。

そして三つ目が「自己実現人モデル」，要するに自分の信じるところに従って，むしろ組織を道具として使いながら，その信念を通そうとするという欲求，この三つから成り立つと考えられております。この三つのモデルは，エドガー・シャインというアメリカの学者が提唱したものでありますが，ほぼ一般的に通用すると考えております。

更に加えて，人間は経済人モデルだけの人とか社会人モデルだけの人とか自己実現人モデルだけの人というのはいなくて，経済人的側面，社会人的側面，自己実現人的側面というものを全て兼ね備えている。これが「複雑人モデル」というものであります。ちなみに前二つ，経済人モデルと社会人モデル，ここの動機付けのことを外発的動機付けと申します。要するに，お仕事そのものとか，その人の心の内側にある動機ではなくて，この仕事をするとお金になるよとか，この仕事に成功すると出世できるよという外から与えられる御褒美によって動機付くという意味で，外発的動機付けと言っております。一方，自己実現人モデル的なものは内側から込み上げてくるやる気ということで，内発的動機付けと言われております。

旧来，日本の組織というのは，非常に内発的動機付けを重んじる社会であったと考えられます。しかし，バブルの崩壊以降，外発的動機付けに急速に傾斜していき，これは民間企業中心ではありましたが，その余勢を駆って中央官庁等でもこの外発的動機付けを使うことをためらわない，むしろ積極的にこれを用いようという動きがあるというふうに理解をしております。

ちなみに，外発的動機付けは即効性があり，また万人に効くという意味で非常に使いやすい動機付けのモデルになります。しかし，「よく効く薬は副作用がある」の例えどおりで，外発的動機付けは大変よろしくない結果も持っております。それは何かというと，すぐに効きが悪くなる。最初は１万円もらって大喜びしていた人も，同じ仕事をして，もう１回１万円もらっても，もう余りうれしくない。３回目，４回目になって，まだ１万円だと，何とか色を付けろよという，そうなってくるのが常でありまして，外発的動機付けを主たる動機付け要因として人をやる気付けようとすると，ずっと金額を上げ続けなくてはいけないということになります。

更に，「全員不公平感」という変な言葉があります。これは公平理論という動機付け理論に基づいています。例えば，ある人がボーナスで２０万円もらった。「やったあ，２０万円ももらった。」。絶対額としての２０万円は確かにその人にとってはとてもうれしかった。ところがふと隣を見ると，自分と同じような仕事しかしていないように見える人が３０万円もらっている。

この瞬間にすごく不愉快になります。２０万円の絶対額で喜んでいたんだから，そのまま喜んでいればいいじゃないと思うんですが，そうはいきません。他人と比べて自分が高いか低いかということを自分の投入したインプット，これは努力と能力ですが，これで割り算をしまして，公平か不公平かを考えるという癖があります。たった２０万円か，こんなものいるかという状態になってしまいます。ですから，この外発的動機付けを主たる動機付け要因として組織を形成すると非常によろしくない結果が待っています。ギスギスしていて協力関係がなくなるということです。

私は，外発的動機付けを否定する気は全くありません。ただ，これを主としない。内発的動機付けを主として，いわば利きのいいスパイスのように外発的動機付けを使うというバランス感覚が組織の健全な運営のためには必要だと思っております。

では，このような考え方をベースにして，それでは検察官の方の動機付けモデルはどうなっているかということを推察いたしました。まず経済人モデルに関しては，すみません，私は皆さんのお給料の水準を知らないものですから，ただ推察するに，これで動いている人は余りいないだろうなと，大変失礼な言い方ですが，もしお金で動くなら，ほかにも儲け方は世の中にはいくらでもありますので，多分違うだろうと思い，バツをつけました。

しかし，社会人モデルはどうだろうなと思ったときに，これは私の外から見ての印象ですが，非常に強い集団の凝集性を感じます。多分，検察官である検察組織に属しているということについて強い誇りと強い使命感と，そして強い仲間意識を持っているに違いないと思いました。ですので，まず検察官でなくなるということについての危機感というのは強いのではないかと想像しております。ですので，ここからですが，繰り返し仕組みとしての独立を教えていただきましたが，資料を読むと非常に閉じた社会の中での心理的な従属ということがあり，これが強い動機付けの要因になっているのではないかと，今は推察しております。

一方で，自己実現人モデル，内的な動機に関しては，大変強い真理探索指向がある方がやはり検察官を指向されるのではないかと認識しております。そしてまた，強い使命感と正義感，このようなものがないと，経済人モデルを否定してまでこの職に就こうという動機にはならないと思います。ただ，この正義感，使命感というのはとても良いことではありますが，狭い社会の中に位置付けておりますと，時として偏向する危険性があります。ここの懸念については，私はぬぐい去れませんでした。

いずれにいたしましても，この社会人モデル，すなわち強い集団凝集性と自己実現人モデル，強い真理探索指向及び強い使命感，正義感との間は業務のプロセスにおいて，時として相剋するのではないかと考えます。すなわち，自分としては真理を探索し続けたい，強い正義を，例えば白の人を黒と言ってはいけないというような正義感があっても，組織として全体の流れが黒に傾いているときに，大変大きな葛藤が内的に生れるものと拝察されます。すなわち，個人的指向と意図せざる組織的指向の内的葛藤が存在するのではないか。ここの中で苦しみながら意思決定を下していくことが，検察官の方々には求められるのではないかと思います。

そして，こういう強い業務プレッシャーの中で，そもそもとか，本来はとか，もともとというような本質指向性というのはどうしても失われていく傾向があります。まず目の前のプレッシャーに対応することが求められるわけでして，業務においても経済学でいうところのグレシャムの法則は当てはまります。すなわち，ルーチンワークはノンルーチンワークを駆逐いたします。本当は，そもそも我々はどうあるべきかとか，本来我々が追求すべき目標はという議論

をすべきではありますが，強いプレッシャーをまずはねのけることを最優先とすると，そもそも論の議論はどこかに消え去るという傾向は，ほかの組織でも見えるものであります。

更に，これは全然違った側面なのですが，評価若しくは処遇とモチベーションの関係，これが一般で言われているものと，実際に人の心の中で起こるものの間で若干の違いがあるということを，今日は是非ご説明したいと思い，このような図を持ってまいりました。横軸に評価，右にいくほど評価が高い。そして上にいくほどやる気が高い。真ん中をゼロ，やる気があるわけでも，ないわけでもないという状態をとります。通常，我々が望むのはこの一番右上に書いた，ちょうど下に凸の円といいますか，円弧のようなものを普通は求めます。すなわちとても評価が低い人はなにくそと奮起し，これがモチベーションの高さになるわけです。平均的な人はまあまあこんなものかなということで，一番モチベーションが下がるのですが，それでもゼロよりは高いところにいて，高い評価をもらうと，もっと高い評価をもらおうと思ってより頑張るという，こういうスマイルカーブというのですが，こういうカーブになってもらいたいものだなと世の中は思うのですが，実際にはそうなりません。だとするならば左から右に右肩上がりになっている，この直線のようなモチベーションカーブになってくれるとまだましです。すなわち，平均点より下だったらばどんどんやる気は下がるけれども，平均点より上だったらどんどん上がるという直線になってくれればまだうれしいのですが，現実にはこうですらありません。多くの場合は，このブルーの曲線，上に凸の曲線のように平均点を上回る評価をもらっても，そんなやる気が上がるわけでもなく，しかし平均点を下回ると急速にやる気が下がる。こういう状況に大体はなってしまいます。特に成績優秀者であればあるほど，この傾向が顕著であります。大体，成績優秀な方というのは，学校の時代に平均点より下なんてとったことがありません。しかし，優秀な人間だけが集まって組織を作ると，やはり半分より下は平均より下になります。生れて初めて平均点以下をとるということで，大ショックになってしまいます。ですので，変な話ですが，差をつければつけるほどモチベーションの総和が下がるというとてもおかしな現象が組織には起こります。だものですから乙６社のように集団凝集性を重んじる会社では差をつけません。差をつけない方がむしろモチベーションの総和が上がるという，とても皮肉な現象が組織では起こります。

今回の場合，一体何が起きたのだろうと想像するに，多分平均点より下がる，若しくは今まで高い評価であったことが下がることに，とても強い恐怖を感じたのではないかと拝察しております。この平均より下がる，普通だったら平均で満足すればいいはずなのに，平均点よりも下になるということの恐怖の余り，常軌を逸脱するような行為が行われたということは，これはよくあることであります。

この下がってしまうことの恐怖というものを下から支えたのが，先ほどから何回も私が口にしております集団凝集性という組織現象ではないかと想像しております。

私は，検察の組織というのはとても強い仲間意識と，とても強い組織としてのまとまりを持っているのではないかと思っております。もちろん，仕組みとしては独立をしております。しかし，心理的にはインターディペンデントとでもいいましょうか，大変強い仲間としての誇りを共有しているのではないかと思っております。この集団凝集性，グループのメンバーが互いに引きつけられる度合い，グループに所属し続けたいと思う度合いというのは，決して悪いことではありません。例えば，スポーツチームのようなものを考えると集団凝集性が高ければ高いほど，やはり力が強まります。また，この凝集性というのは，ある要素があるとより強まる

んですね。「決定因」と書きましたが，その１が，まず一緒にいた時間の長さと接触頻度です。長くいればいるほどその組織にとどまりたいという気持ちが強くなります。もちろん，その組織でいじめられたら，ばかにされないというのが前提条件になりますけれども，中にいつづけたいなと思います。

それから２番目，これが結構重要だと思っていますが，参加の困難さです。その集団に属するのが難しい。例えば難しい試験を突破しなくてはならなかったり，選ばれないとなかなか入れないという組織に入ると，入った者同士が強く結び付きます。

昔，ある調査がございまして，東京の大学の卒業生たちに対して，自分が大学で受けてきた授業の内容とか教授の質だとか設備の良さ等をいろいろ聞いた後に，「あなたはこの大学を出たことを誇りに思っていますか。出て良かったと思っていますか。」という調査をしたところ，ある大学の卒業生の方は，授業にも不満だし，ろくに出てないし，教授のことを余り良いとも評価しないし，建物は汚いと言っているのですが，なぜかとても大学が大好きだとおっしゃっている。なぜだろうと考えたときに，この大学は試験が難しいからねという話が出ました。実は，エリート集団というのはとても高い凝集性を持ちます。そして，それがまた彼らの活力源にもなっています。

集団規模も関係します。集団規模はでかければでかいほど凝集性が下がります。これは経験則ですが，一番凝集性が高いのが，多分１０名から２０名ぐらいの組織ではないかと今は考えております。ですから，ラグビーとかサッカーというのは，ちょうどそのぐらいの集団規模でして，凝集性の高さの一因になると思います。

それから，一般に調べてみると，女性の方が凝集しやすい傾向があるようです。

それから，外部からの脅威がありますと，内側はまとまります。外敵を作ることによって内側がまとまるという効果です。

それから，過去に成功体験の強い組織は強くまとまります。このように条件を挙げていくと，多分思い当たる節がいくつもあるのではないかと思います。

そして，この集団凝集性，これは高いパフォーマンス規範というもの，高い成果を上げようという規範と強い倫理が共有されているうちは大変良いパフォーマンスにつながるのですが，一方で逆効果を生む危険性がとても高い。それが集団浅慮，グループシンクと呼ばれる現象です。集団浅慮というのはどういうことかというと，私たちは絶対に大丈夫だという，絶対堅固の幻想にまずとらわれます。自分たちの組織はどんなことがあっても潰れることはない。そして，自分たちは常に正しい。神は常に我の側にありという感覚。そして，自分たちの決定の過度の正当化。間違うはずがないということです。同時に今度は外部の組織に対して蔑視，軽視を始めます。どうせ他の連中なんて分かっていないんだよというような言い方，若しくは，どうせ他の連中なんかに何か言われたところで自分たちが揺らぐはずはないという考え方です。根拠のない自信です。

内側に向けては，異議に対する暗黙の圧力が働いてまいります。これは「全員一致の幻想」と呼ばれることにもつながります。私たちは全員気持ちを一にしているよね，たった１人でも変なことを考えるやつなんていないよねという幻想です。そして，そのことが批判への自己抑制規範になります。自分でおかしいなと思っても，いやいや反対をするなんてもってのほかというような感覚です。そして，それが最後は認知不協和的情報の遮断，つまり自分たちの意思決定に反するような情報については目を背ける，聞かないというようなことが起こってまいり

ます。

このような症状が起こる背景としては，まずその組織が外部から遮断されているということが多く働きます。そして，強い成果プレッシャーにさらされているということも背景にあります。先ほど申し上げた高い集団凝集性と４番目は支配的リーダーが存在するということが集団浅慮に組織を導く条件として挙げることができます。

その結果として，他の可能性を検討しないとか，そもそも我々の組織目的は何だったか，我々は何を追求すべきだったかという再検討が行われない。自分たちが誤った決定をしたときのリスクについての検討が行われない。初期に持っていた懸念であるとか，初期に持っていた代替案をもう一度再考することがない。情報収集をあえて一生懸命やろうとしない。また，せっかく集まった情報に対しても偏見を持ち，手元資料だけで判断しようとする傾向がある。間違ったときの二の矢，三の矢についての検討をしない。なぜならば間違わないからであります。このようなことがまま見られます。私は今，検察のことを観察して言っているわけではなく，一般論を申し述べております。これは日本の企業においては大変多く見られます。ただ，日本の企業だけではありません。もともとこの集団浅慮について一番研究が進んだのは，アメリカにおいてチャレンジャー号の墜落という事件の後です。もともとは１９７２年，アーヴィング・ジャニスという教授がこの集団浅慮の概念を発表いたしましたが，余り省みられませんでした。しかし，チャレンジャー号の失敗で，完全にこの集団浅慮において一技術者の持っていた健全な批判精神が圧殺され，７名のチャレンジャー号乗組員が死ぬに至って，これは危険であるということで検討がされるようになったわけであります。

その結果，これについてどうしていったらいいのかということが考えられました。「対策０」と書きましたが，実は，これが一番重要なことであります。まずオープンな風土を形成するということが最も強く求められます。どのようなことでも議論ができるという風土，これはトップ自らが強くこれについてドライブをかけない限り，全くそうはなりません。更に言うのなら組織全体を外部からの遮断から守る，もっと言うのなら集団の孤立を避けるということが必要になってまいります。

内的に言うならば，メンバー１人１人に批判的な目を持つ役割を無理やり割り振るということも必要です。すなわち，議論する最中のディベートですね。今回は，君はこの意思決定に反対の立場をとってください。当然のことながら，この反対の立場をとったメンバーは反対を通したことを評価されることになります。

２番目は，リーダーは自分の意見，予測をできるだけ言わないようにするという原則。いただいた資料によると，かなりのドライブがかかっているプロセスを私は観察することができました。非常に危険なプロセスではないかと思います。

それから，それぞれのメンバーが，個別に，グループの意見について信頼できる外部の人の意見を求められるような構造にするべきである。個人ブレーンを外に持つべきだということも指摘されております。そして，今回のように外部の専門家をグループの議論に時折加える必要性。このようなものが必要になってくるのではないかと思っております。

最後，今後に向けてでありますが，成果を生み出す組織作りにおいて大切なことは三つあると考えられております。これは私の最大のクライアントでもございます乙６社が常に意識をしていることではありますが，個人の育成と動機付け，仕組みの再構築，そして風土への落とし込み，これが重要だと言われております。

まず個人の育成・動機付けに関して，私が今回のケースについて一番強く感じたのは，仕組みとしての独立性は担保されておりますが，心理的な従属性が強いということを考えたときに，いかにして個人のプロフェッショナリティをもっと高めていくかということが，採用段階から強く求められるのではないかと思っております。組織従属性若しくは組織に対する順応性と同時に，個人としてのプロフェッショナリズム指向というものを強く求めていく必要があるのではないかと思っております。

これは高橋委員からきっと何回もご指摘があると思うのですが，プロフェッショナル組織ほど，倫理とか個人の行動規範の刷り込みが重要な組織はございません。繰り返し繰り返し何が正しいことなのか。何をもって職業倫理とすることなのかは，外部の声も取り入れながら強く刷り込む必要があろうかと思っております。

私も個人のコンサルタントとして長年仕事をしておりますが，プロフェッショナルというのは，本当に倫理を失ったら何でもできてしまうと思います。とても危険な仕事だと思っております。それだけに，個の確立ということが非常に強く求められると思っております。また，個の確立を助ける上司のリーダーシップ，育成的なリーダーシップということが強く求められ，上司になる人間には，人材育成に関する基礎的な知識と基礎的なスキルのかん養ということが強く求められるのではないかと思っております。上司の育成という観点であります。そして，上司を通じたプロフェッショナルの育成ということが求められると思います。

２番目の仕組みなのですが，我々，これはコンサルタントの反省でもありますが，ついつい仕組みを作りたがります。そしてまた，仕組みを作ると何となくそれでうまく動くように感じてしまうのですが，これはいつも戒めております。仕組みというのは，飽くまでも個の動機付けをサポートする支援的なツールにすぎません。仕組みは飽くまでも補助的なものであるという認識をまず大枠として議論するべきだと思います。

更に言うなら，今作ろうとしているのはプロフェッショナル組織でありますので，懲罰的若しくは拘束的な仕組みというのは余りふさわしくはありません。我々がよくやってしまうのは，１人の例外的な人物のミスを防ぐために，ほかの大部分の人間のやる気を削いでしまうという仕組みを作ってしまう危険性です。大部分の人間はプロとして強い自覚を持ち，自己育成をしようとされていると思います。そういう方々の気持ちをやはり大切にしなくてはいけないとすると，例外のために余りに懲罰的，拘束的な仕組みを作ることは，全体としてのモラルを落としてしまう危険性をはらむというふうに認識しています。むしろ正しい行動を加点的に評価する。正しい行動に挑戦することを促すような仕組みであり，評価の体制であるべきではないかと思っております。

それから，仕組みとしては常に外部と接触するという仕組み。これは監督されるというより交流するというような意味での外部との接触というふうにお考えいただきたいと思います。

それから最後は，風土への落とし込みですが，ここには，やはり誇りを感じられる組織風土形成を再生するということが必要だと思います。繰り返しますが，仏を作って魂を入れずのようなものになってはしょうがない。中にいる方々の組織における感情，気持ちの問題ということに十二分に配慮した施策をお作りいただきたいと念じております。

まず組織文化を作っていくということを目標に置いて，個人の動機付けと育成を行い，仕組みをそれでサポートするということをお考えいただきたいなと私は思っております。

このぐらいの話は１２時間ぐらいかけてするべきだと思っておりますが，３０分に凝縮して

しまいました。とても不十分で御理解いただけない部分があったかと思いますが，質疑応答を通じてお答えできることをお答えしていきたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

○千葉座長　ありがとうございました。大変限られた時間の中でお話をいただきまして恐縮でございます。質疑応答でまた補っていただければと思いますので，よろしくお願いいたします。

高橋委員，この課題について野田先生にもいろいろとお願いをしていただいたということもございますが，先生の方から何か補足で，ここは聞いておいた方がよろしいということなどありましたら，どうぞお願いいたします。

○高橋委員　もう既に多少触れてはいただいていますが，今回の問題の一つに，先ほどおっしゃっていたように独任制であることと，一体性を重視することのバランスをどうとるのだという議論が結構ありまして，それが特に特捜部等の場合に，ここで野田先生が言われる組織凝集性の問題が一挙に出てしまったという，絵に描いたような感じではありますが。

例えば，コンサル会社等もそうですね。１人１人がプロフェッショナルとして非常に独立的でなければいけない。医師とかみんなそうです。一方で，組織としての一体性がいい形で現れないといけない。このバランスとか両立をするための最大の重要なポイントというのは，どの辺りかというのは今回の議論の一つのポイントになると思いますが，その辺はいかがでございますか。

○野田氏　それは先ほど最後の方で申し述べたと思いますが，私は倫理とか行動規範の共有ではないかなと思っております。何をもって正しいとするのか。何がそもそもの組織目標なのかということについては，これは１回議論して終わりになるものでは決してないと思っておりまして，定期的に議論をし続けることではないかと思います。乙６社も，「ウェイ」についての議論というのは本当にしつこくやっています。何回も何回もやっています。特に新入社員等は１週間に一遍ぐらい必ず「ウェイ」のことを言われるというぐらい徹底した刷り込みをします。「ウェイ」というのは，乙６社としての物の考え方ということです。例えば，なぜを５回繰り返すという行動規範もありますが，そういう乙６社らしい身のこなしみたいなことについては，繰り返し繰り返し刷り込みます。そのしつこさが必要なのではないかと思います。

○嶌委員　僕も，信条とか使命とか倫理とかそういうことは大事だと思いますが，これは時代によって変わるわけです。僕が特に最近思うのは，やはり２０世紀的な価値観というものと２１世紀的な価値観というものが相当変わってきている。それは言葉で言えば，環境だとか公開性，透明性，人権とかいろいろなことが言われていると思います。そういう外から見た検察の印象という点で，今，倫理とかモラルというものをもっときちんとした方が検察のウェイというものを考えた方がいいとおっしゃられましたが，何が一番足りないと思いますか。

○野田氏　私は起訴されたこともないのでよく分からないのですが，形式合理性にこだわりすぎているような気がしてしようがありません。本来あるべき姿というのはもっと違ったところにあるのではないかと，いつも思っております。

○嶌委員　本来あるべき姿というのは。

○野田氏　私は一番最後にジャック・アタリの価値観のことを入れています。きれいごとと言われるかもしれませんが，私はやはり利他と博愛という時代に移ってきていると思っています。そこのことを前提にしていないという気がしてしようがないのです。

○嶌委員　そうすると何を前提にしているのか。

○野田氏　形式合理性です。自分たちの決めたプロセス，自分たちの決めたプロシージャーというものについては非常に忠実ではあるけれども，何のためにという議論がなされていないように見えます。

○後藤委員　組織の中で個を確立するということは，特に検察でも私は重要だと思います。しかし，そのことと対外的に正しい，あるいは適切な決定ができるように，例えば決裁制度で個人の判断をコントロールすることとは，どうしたら調和ができるのでしょうか。

○野田氏　すみません，私は専門でないので詳しく答えられないかもしれませんが，私は絶対に正しいなんていうことはありえないと思っております。そこに必要とされるのは結果の正しさではなくて，そこでどういう議論がなされたかということと，それを説明できるかという説明責任の問題ではないかと思っております。ですから，仕組みによって正しさを担保するというよりは，そのプロセスにおいて議論をするということ，そして，その議論の過程を後々説明できるような形にしていくということが，正しさの担保条件になっていくのではないかと私は思っております。

○石田委員　組織論という，我々には全くなじみのないことで，教えていただきましてどうもありがとうございました。集団浅慮に対する対応策として，集団の孤立を避けるとか，あるいは個の確立をするとか，もう少し具体的に加点的，挑戦的仕組みを常につくる，あるいは常に外部と接触する仕組みをつくるといったようなことをお話しいただきました。具体的な組織のイメージとしては，それはどういう組織イメージというものが考えられるのでしょうか。

○野田氏　これもすみません，私もよく分かっていない段階になりますが，例えば，今どちらかというと良いことをやったとか，良い発言をしたというのは当たり前になっているのではないかと思うんです，そのプロセスの中で。これは上司の問題にはなりますが，よりそもそも論的な発言をしているとか，より結果に対する疑問を呈したというような発言に対して，ちゃんと加点評価できるというようなことは評価の中で考えられると思っております。

私は，客観的評価というのは，実は世の中には存在しないと思っております。すべからく主観的なものを客観風に見せかけているだけだと思っておりますので，だとするならば鍛え上げられた上司が主観的に正しさを評価するという，プロフェッショナル組織というのは実は大体そういう形になっていますが，そういうやり方を具体的に持っていくべきではないかなと思っています。

○石田委員　外部と接触する仕組みというのは具体的にどういう仕組みですか。

○野田氏　裁判の過程全体をつまびらかにしてしまったら逆に危険だし，私は捕まったことがないから分からないですが，しゃべりにくくなってしまうと思うんです。ですので，あとあとトレースできるという一種のトレーサビリティのようなところが必要なのではないかと私は思っております。後は外部の人間が，先ほどもありましたけれども専門家が議論に加わるとか，メンバーの方が外部ブレーンを持てるとか，そんな仕組みだとすると少しけん制過程が入るのではないかと思っております。私も組織論という専門でありますが，全然違った，生物学などの先生の方がかえって面白いことを言ってくれるのではないかと思ったりいたします。

○宮﨑委員　ここで一番難しそうなのは，上司に，どうそういう風土というか文化を刷り込むかというところではないかと思います。閉鎖的な社会で上司に「あなたは生まれ変われ。」と言っても早急には生まれ変われないと思うんです。そういう場合の教育とか，研修とか，何か実際の御経験等でこういうやり方があるのではないか，というのがありましたら。

○野田氏　私自身の主たる業務がそれになってしまっているぐらい，そのようなことばかり企業の中でやらせていただいております。すなわち企業におけるいわゆるミドルマネージャーたちも今，大きく変わらなくてはならないのですが，おっしゃるとおり日本の企業もとても閉鎖的ですから，その中の人間に今までの考え方を捨てろと言ってもそう簡単には捨てられません。我々がよく使っている手法は，リフレクション・ラウンドテーブルと呼ばれる手法とワークショップと呼ばれる手法であります。分かりやすい方でいくと，ワークショップという手法ですが，数人の大体似たような職責の人たちが集まって，アクション・ラーニングと申しますが，具体的にその組織が解決すべき問題を外部のアドバイスも受けながら，実際に解決するという研修です。これは，解決することが目的なのではなくて，解決のプロセスによって自分たちの考え方を変えていくことが主目的になるという研修です。このアクション・ラーニング的なワークショップというのはかなり効果的だと思います。

ただ，やはりそれは一過性の研修になります。ですので，研修効果を持続させるために，リフレクション・ラウンドテーブルというのですが，大体週に一遍ぐらい，１回の時間は７０分から８０分ぐらいの短い時間なのですが，その人たちがもう１回集まって，この１週間，自分がマネジメントする上で感じた疑問とか直面した難しい点などを話し合うということをずっと続けさせていくというような研修効果の持続法を使っております。これは実際に多くの企業でやっているやり方です。それで本当に変われたかというと難しいのですが，明らかに研修効果の中で言うならば意識の変わり方はあるようです。ただ，それが成果には結び付くにはなかなか時間がかかるんですが，意識改革の手法としてはそのようなものが使えると思っております。

○江川委員　今まで漠然と思っていたことなどがすごく整理をされたような気持ちがいたしました。特にさっきから質問も出ていましたが，外部との接点なんですね。個々の事件についてはなかなか難しいところがあると思うのですけれども，例えば，いろいろな問題が起きたときにどういうふうに対応するかとか，そういった監察組織みたいなもの，あるいはいろいろな問題が起きたときに検証するという，そういう形で外部の人間が，あるいは外部の人間が一緒に入った組織があって，その問題に１個１個向き合っていくという，そういうようなやり方は外部の遮断から組織を守る上で有効とお考えかどうかというのが１点。

それからもう一つ，いろいろな組織で失敗があると思います。それぞれのセクションあるいは個人での失敗，例えば検察でいうと，間違った人を捕まえてしまったというのは最たるものですが，取調べやいろいろ手続の上での問題点を後から裁判所に指摘されたとか，そういう個々の失敗を組織の中でどういうふうに共有化していくのかというのが，検察の場合はほとんどなされていないような気がしますが，それに当たって何かアドバイスをいただければというふうに思います。この２点です。

○野田氏　まず外部の監察組織的なものというのは，私はあり得ると思います。ただし位置付けが大変難しいと思っております。すなわち，いわゆる監察的であったり，ネガティブな発想で見るような組織になると，多分それは全く機能しなくなります。それは元組織がその監察からいかに逃げるかという方に気が向いてしまうからです。

昔，乙７社が，各現場のいろいろな問題を解決するときに，最初は強圧的に経理部が入っていたところがありますが，一転いたしまして相談窓口的な機能に変えたんです。これはコストバスターズという名前にしたんですけれども，社内のコンサルタントとして，皆さんが現場で抱えている悩みごととか問題の解決のお手伝いをしますという位置付けの組織にいたしました。

ミスを指摘するのではなくて，問題を共に解決する役割だ，そういうふうにしたところ非常に明るくなりましたし，うまく動いたような気がいたします。

繰り返しますが，やはり懲罰的，拘束的な組織というのは，結局のところ，そこからどう逃げるかというところにモチベーションを与えてしまいます。そうではない形の組織構造を作っていかないと危険だと思います。

二つ目の御質問でございましたけれども，問題が実際に発生したときではありますが，これもやはり同じような意味付けだと思いますけれども，犯人探しをしないことが一番大切ではないかと思います。誰がやったかではなくて，何が起きたかというところに完全に焦点を絞った検討会が行われる分にはとても良いというふうに思っております。しかし，とかく犯人探しをしてしまうものですから，どうやって隠そうかとか，どうやってほかの人に責任を持っていこうかというふうに考えてしまって，全然本質的な議論がなされません。例えば元気が良かったときの乙８社ではいろいろな開発をして，失敗してもなかったことにするという風土があったんだそうです。これはある意味ではとても良いことでもあったというふうに思います。もちろん失敗事例ですからなかったことにはできません。しかし「誰が」ではなく，「何が」という形で検討することはとても大切だし，それを逆にはっきりと申し述べた人間が，失敗をしてもちゃんと申し述べて原因を究明したら加点されるぐらいのことがあってもかまわないのではないというふうに私は認識をしております。

○郷原委員　複雑人モデルという話に関連して，本来の意味探索の欠如というお話がありました。自分たちは何を目指して何のためにやっているのかという本質的な議論を避けるという。私も検察の組織の中に２３年いた人間で，言われてみると誠にそのとおりで，ずっと思い起こしてみても，現場では毎日のように部屋でコップ酒を飲みますが，その中で本質的な議論をしたという記憶がほとんどないんです。１回だけ，確か任官して２年目か３年目の任地で私と同期の検事と１期上の検事がいて，その３人の間でかなり本質的な問題について論争したことがあります。検事の権限は客観的に裁判官のように証拠によって，これは起訴できる，できないということを判断するのか，それともこいつは悪いやつだ，こいつは許せないということがまずあって，それに証拠がついてくるかどうかを考えるのかということに関して，私とその同期の検事は後者です。こいつは悪いと思わなければ捜査できるわけがないじゃないか。１期上の検事は非常に大人で，冷めた目で，客観的な観点で考えるべきだという意見でした。３人で話をしたんですけれども，全然かみ合わないんです。考え方がまるっきり違うんです。ですから恐らくそこはかなり本質的な問題で，そういったことを組織の中で現場レベルで，みんながきちんと議論し合って，そこに経験の豊富な上司が加わってしっかり基本的な考え方を確立していくことは重要だと思うんですが，恐らくそういったことを，今日お話しいただいたことに関連してやっていくべきだということではないかと思うんです。

○野田氏　全くそのとおりだと思います。しかも，そのときの上司の役割が非常に重要だと思っております。上司は答えを出さないことが大切ではないかと思います。今，委員がおっしゃったように，多分事の本質は分からないんだと思うんです。分かるような簡単なことだったら，こんな優秀な方々がこんなにいっぱいいる必要はないわけであります。ですから１人１人の検察官が複数の考え方があるということを常に意識すること。そして，自分が考えていることがもしかしたら間違いかもしれないという危惧を常に持つということが，私は自己けん制過程ということで非常に重要なのではないかと思っております。ですから，そこで上司が「それはこ

っちだよ。」と言ってしまわないということのための上司育成が，さっきのアクション・ラーニングではございませんけれども，通じて非常に重要で，時間はかかりますが，今，手を付けないと大変危険なのではないかなと思っております。

○郷原委員　そうしますと，今の倫理規程をどうするかということが一つの論点になっていますが，外からこういう倫理規程を作って，これを守るべきだということにするのではなくて，やはり倫理規程というのは内部でいろいろな議論を経て，その中で基本的にみんなが納得できるようなものとして作っていく。それが外部に認められるというようなプロセスが必要だということでしょうね。

○野田氏　全くおっしゃるとおりだと思います。先ほど嶌委員からもございましたが，倫理規程そのものも多分時代によって変わってくることがあると思います。それを変えないことの方が危険であります。重要なことは議論を繰り返していくということ，そちらをむしろ仕組み化するべきではないかなと思っております。

○原田委員　１点だけですが，多角評価というのでしょうか，多面評価というのがあって，集団凝集性という関係でも，僕は素人ですが非常に有益ではないかと思いますが，学校でも双方評価というので学生の方から先生の講義のすごい詳しいデータが出てきます。ただ，検察の風土ということを考えた場合，そういうのがうまくなじむのかどうかという観点で，何かお考えがあれば教えていただけないでしょうか。

○野田氏　学生の評価はいい加減でございます。分からないやつに，どうして分かっているやつが評価されなければいけないのだと，多分みんな思っていると思います。でも何らかの参考にはなるんですね。私はそれが全てではないと思っております。プロフェッショナル組織におきましては，ピアエバリュエーションと呼ばれるプロフェッショナル同士の評価のし合いというのがとても大切なことではないかと思っております。しかも，それは評価表を書くようなものではなくて，ちゃんと文章でストーリーとして書いていくような評価。よくおみくじでも凶とか吉とか書いてあるのもありますが，書いていないのがありますよね。良いんだか悪いんだかよく分からないような文章がいっぱい書いてある。あっちの方がプロフェッショナル評価としては重要だと思っております。対話に基づいて，お互いがお互いの良いところと良くするべきところを建設的に書き合っていくという，ですから正に風土形成になってしまうのですが，そちらの方が多面評価としては効果的です。むしろこの辺は高橋委員の方がお詳しいと思うので，また後ほど議論していただきたいと思います。

○龍岡委員　答はある程度お話しされているのですが，上司の問題，上司の教育が大事だということを言われて，これは確かに今回の事件についても一つの課題だと思います。今回の問題を頭に置いた場合に，例えばどういう方法が考えられるか。これは，上司の更にその上の人についても考えられることでもありますが，その辺のことで何か参考になるようなことをお話しいただければと思います。

○野田氏　今回の場合に，直接的に現場に強い影響を及ぼした方が一体どういう職位の方だったかということについては，資料では拝見いたしまして，私なりに多分この方ではないかと，この方のランクではないかというのはありますが，正に現場に対しての影響力の強い方々をまず対象にすべきではないかと思っております。その方々に対しては，先ほど宮﨑委員に対してお答えさせていただいたように，アクション・ラーニングということをベースにしたワークショップ，すなわち自分たちで自分たちの問題を解決するというようなプロセスが一番有効ではな

いかというふうに認識しております。そこでは，自分の客観視ということが求められてまいりますし，当然，ある答を出すために矛盾を解消していかなくてはならないということを強いてまいります。ですから，御自分たちでアクション・ラーニングをしたら何の意味もないんですが，いわゆる外部の専門家の人間に入ってもらって，ここがおかしいではないか，検討不足ではないかということで詰めていきながら解決するというプロセスを持って，自分たちの考え方を変えていくやり方が一番よろしいのではないかなと思っております。

個別に座講を受けさせてどうなるというものでも多分なくて，何らかの形での思考，作業を通じて意識を変えていくやり方が適合的ではないかと拝察いたします。

○江川委員　もう１度聞かせてください。先ほど郷原委員から質問があったことにも関連してですけれども，確かに先生がおっしゃったように，自分たちの中からいろいろな問題意識を持って話し合うということが根本的な解決であるというふうに思いますし，今お話を伺っていると，医療に例えると，漢方薬と生活改善で体質を変えるということだと思います。それは本質的なところですごく大事だと思う一方で，今日にでも新たなえん罪が生れているかもしれないんですね。つまり漢方の体質改善と併せて，今すぐ変えなければいけない部分もあるわけです。例えば，倫理等では中から湧き上がってくるのは確かに大事だと思うのですが，検事さんたちにヒアリングしていると，問題意識が社会の期待しているところとものすごくかけ離れているというのを感じるわけです。ですから，倫理規範としては，例えば，この検討会議で社会としてはこういうものを求めているのだということを一つ打ち出す，あるいはさっき懲罰的なものは良くないとおっしゃいましたけれども，やはり人権侵害があると人の命や生活が全く潰れてしまう。これをどういうふうに救済するかという急ぎのときにある種のしっかりとした対応をする部分も必要ではないかと思います。その辺はどうお考えかお聞かせください。

○野田氏　私は，それほどクリティカルな話をしている環境にいつもはなくて，企業経営のお手伝いをしているものですから，江川委員から見ると少し甘く見えるのかもしれませんが，私は大部分のプロフェッショナルの方というのは，やはりちゃんと仕事をしているのだと思うんです。すなわち３件に１件，えん罪が起こっていたら大変なことになってしまうわけですが，１００件に１件とか１０００件に１件とか，万件に１件だとするならば，その例外ということで全体を縛ることの非効率ということもまた考えるべきではないかと思います。その１件を切り捨てろとは言いませんけれども，それによって全体の効率性が損なわれるということも私は考えるべきではないかと思います。

もしそういうことが起こった場合には，多分それはプロフェッショナル村の村民では既にないんです，その方は。そういう方はプロフェッショナル組織外として別扱いをするべきではないかと思います。

○江川委員　実際はそれに似たような事例は実はあちこちに起きているので，例外というふうに言っていいのか，あるいは例外とされたときにはその人の生活や人生全てが駄目になるわけですね。ですから，これはやはり切り捨てられない問題だというふうに思います。

○野田氏　分かります。先ほど申し上げたように，私がいつも住んでおりますのは人の生き死に関係しない企業経営でございますので，甘いかもしれません。ただ，組織論の観点からすると，一つの例外的なミスを起こさないということに努力することのものすごいコストと，あとはそれを行うことによってちゃんとやっている人たちのディモチベーション効果ということを，いつも我々は考えております。それが今，委員がおっしゃったように例外なのか，とても例外と

は言えないぐらいの大事なのか，これについては一種の哲学論争になるのではないかと私は認識しております。

私は，それを無視するつもりは全くございません。ただし，往々にして例外に目を向けすぎるということの問題がこの頃とても多いので，一般企業においては。そこを指摘させていただいたということにとどめさせていただきます。

○嶌委員　さっきから独任制という思想，組織と検察組織全体の一体化という組織原理もあるが，そこにどうしても上からの締め付けみたいなものが出てくる。すると，なかなか自由な議論ができないという話があった。これは一般の組織でもそういうことがよく言われるわけですけれども，そういうときに，今起きていることは，昔は平社員よりも係長，係長よりも課長，課長よりも部長の方が情報をたくさん持っていた。その情報をたくさん持っていることが下をコントロールする際の非常に大きなパワーになった。そこへ今は，ＩＴ化の普及もあって情報のフラット化ということが盛んになってきた。この情報をフラット化することによって，尖閣みたいに情報が流出してしまう問題も出てくるかもしれないけれども，あえて情報をもうちょっと検察内部でフラット化する。それは主任検事だけではなくて，例えば検察事務官にしても，上位者に対しても平等に行う。そこの中でさっきおっしゃったようなアクション・ラーニングですか，というようなことをやるとずいぶん組織は変わるのではないかという気もするのですが，その辺はどうですか。

○野田氏　それに関しては全く同意であります。どこまで情報を広げるべきかということについては，これは守秘の問題等，いろいろ関係があると思いますのでバランスをとるべきだと思いますが，少なくとも１人だけが握るというのは非常に危険だと思っています。今，マネジメントの分野でもたった１人のリーダーという概念はむしろ退潮しておりまして，これだけ複雑な環境においては，リーダーシップというのもチームで行われるべきである。マネジメントチームという概念の方がむしろ主流になってまいりました。それと全く同じことが言えるのではないかというふうに思っております。１人を頂点とする完全なピラミッド組織というのは，実はとても脆弱なものであるという認識を持った方がよろしいかと思います。

○高橋委員　先ほどの江川委員のお話との関係で少し補足説明したいのですが，組織の中でたった１回の間違いも絶対にあってはいけない民間企業という分野も実はありまして，典型的に言うとエアラインです。今，エアラインが１件全損事故を万が一起こせば，全損事故というのは要するに機体がバラバラになって２桁３桁の犠牲者が出るということですが，恐らく会社はその一発で完全になくなるんです。消えてなくなります。だから絶対に１回でも起こしてはいけないというタイプの仕事はあります。

それはペーパーにも少し書きましたが，そういう場合の民間企業の対応はどうやっているのかというと，この後でも少し参考になる部分については，この午後以降でもお話ししたいのですが，そのやり方はハインリッヒの法則とか，いろいろな考え方もあるので，それはそれでまたちょっと別途お話を私の方からもさせていただきたいと思います。

○千葉座長　それでは，野田先生にも大分お時間を延長していただきまして，ありがとうございました。御質問はほかにもあろうかと思いますけれども、この辺りでヒアリングを一応区切らせていただきたいと思います。今日は野田先生，ありがとうございました。

（野田氏退室）

４　その他

○千葉座長　それでは休憩に入る前に，２点ほど皆さんにお伝えをさせていただきます。

まず，今後のヒアリングについてでございます。今日もヒアリングをさせていただきましたが，これまでに複数の委員の方から，名古屋地検特捜部の捜査を受けられた御経験のある村瀬勝美さんのヒアリングを行うべきであるという御意見がございました。村瀬さんからお話をお伺いすることは，検討事項の一つでございます検察の捜査・公判活動の在り方の議論に関わることでもあり，参考になるのではないかと思われますので，このテーマについて御議論いただく予定の次回会合におきまして，村瀬さんからのヒアリングを実施することといたしまして，その時間を確保したいと思います。そのため，大変恐縮ですが，開始時刻を午後１時として，村瀬さんのヒアリングを実施させていただきたいと思いますので，どうぞ御了解ください。

それから次に，前回の会合におきまして宮﨑委員から御提案がありました韓国の視察の件についてでございます。この件につきましては，前回会合の後，事務局を通じて皆さんとの調整をさせていただきましたところ，３月６日から８日までの日程であれば，かなりの皆さんが御予定がついて御参加になれるということでございます。また，先方の受入れもこの日程であれば可能であるということでございますので，この３月６日から８日という日程で韓国視察を行いたいと思います。

なお，具体的な視察先等につきましては，皆さんからの御意見も頂戴しておりますので，更に調整を進めたいと思っております。

以上２点でございますが，いかがでしょうか。

○郷原委員　村瀬さんを，次回ヒアリングということで，捜査の対象者側のヒアリングはこれでおしまいというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○千葉座長　基本的に日程，それから時間等の関係がございますものですから，これで一応区切らせていただきたいと思います。また，皆さんが様々な形で情報をとっていただいた御報告等はしていただければ幸いだと思っております。

○郷原委員　一つ気になるのは，東京の特捜部の関係について捜査対象者側の話を聞いていないので，それに代わる方法として例えば乙２事件等で対象者のヒアリングという話もありました。それに代えて，これはもう無罪判決が確定していますし，その辺りをどういう問題が判決で指摘されたかということを事務局にまとめていただくとか。

それから，東京の関係でこれまでいろいろな人が著作等でも取調べの問題を指摘していますので，そういったことを事務局でまとめていただいて，それでヒアリングに代えるということにしたらどうかと思うのですが。

○千葉座長　いろいろな著作等もございますので，そういうものを御指摘がございますれば，資料として皆様に御紹介をさせていただくということもできようかと思います。

それから，問題点を事務局で整理するというのもいささか，別に偏見を持つわけではないと思いますが，そこはまた事務局の整理という形がいいか，あるいは郷原委員等に問題点を御指摘いただいて，皆さんにも資料として御提供させていただく，こういうこともできようかと思いますので，そこはまた相談をさせていただければと思います。

それでは，以上２点につきまして御了解をいただきまして進めてまいりたいと思います。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。午後１時３０分に再開をするということで休憩に

入らせていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

（休　　憩）

○千葉座長　議事を再開させていただきます。まず事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

○事務局（黒川）　配布資料の確認をさせていただきます。本日，皆様のお手元にお配りしております資料のうち，事務局で用意させていただいた資料は本日の議事次第のみでございます。そのほかに，皆様のお手元には石田委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，高橋委員，宮﨑委員がそれぞれ御用意された書面をお配りしております。本日の配布資料は以上でございます。

○千葉座長　それでは，午後の予定等についてあらかじめ御説明をさせていただきます。本日は委員の皆様には朝からお集まりをいただいておりますので，議論の時間も長時間にわたります。そういう意味では，本日の会合は，遅くとも定刻には終了したいと思います。どうぞ御協力をお願いしたいと思います。

まず午後３時過ぎぐらいまでは，議事次第２の「検察の組織とチェック体制」について御議論いただき，その後，若干の休憩を挟みまして，議事次第３の「検察官の人事・教育・倫理」について御議論いただければと思っております。個別の検討事項についての議論におきましては，今回も委員の皆様から順次御発言いただく形で進めさせていただきたいと思います。なお，前回の会合で複数の委員からお話がありましたが，限られた時間内でできる限り活発な議論ができますよう，御発言は原則としてお一人５分以内におまとめをいただき，そして，まずは御希望される方皆さんに１回ずつ御発言をいただくという形で進めてまいりたいと思います。その後，また時間がございますれば２巡目ということもあろうかと思います。

それから，委員の御専門の御知見を伺うことも必要かと思っておりますので，私から詳しい御発言をお願いするという場合もございますが，これも御了解をいただきたいと思います。今後，議論の内容を詰めていくという作業にもなっていきますので，是非円滑な議事進行に御協力をお願いさせていただきたいと思います。

２　「検察（特捜部）の組織とチェック体制」についての議論

○千葉座長　それでは議事次第２の「検察の組織とチェック体制」についての議論に入らせていただきたいと思います。今日は嶌委員がお時間の関係がおありと伺っております。もし，この検察の組織とチェック体制という点で嶌委員から御発言がございますれば，冒頭でお願いいたしたいと思います。

○嶌委員　この組織とチェック体制と言われても，僕は具体的なイメージがあるわけではないのですが，僕がずっと聞いていて思うのは，検察は新聞社の組織と似ているところがあるなということです。新聞社というのは，ある種独任制なところがあります。若いうちはキャップの下にいたり，サブキャップの下にいたりして，そこでいろいろ我々は訓練を受けていく。しかし，１０年目ぐらいになると，１人クラブを持たされて，１人でその業界なり，その経営の問題点を，それこそ１週間か１０日ぐらいのうちに歴史から何から全部調べ上げておいて，何か事件

が起きれば１人で全部書いていく。そういう意味で言うと，独任制というか，そういう組織なのかなと思います。そして，同時に，その書いたことは広く社会に知られるわけですから，非常に影響力も大きいわけです。そこで間違ったことを書いたりすると，とんでもないことになって，その書いた対象だけでなくて会社全体も信用を失うということもあるわけです。そういうような状況にありますから，新聞社というのは個人個人の記者をどうやって育成していくかとか，そういうことについては非常に厳しく訓練もされるし，チェックもされるわけです。

普通だと，１人の記者が書いた原稿は大体信用して載せるわけですけれども，大きい事件になると，まず原稿が通る過程には記者を統括するデスクが２人か３人いて，彼らが今まで経験していますから，これをパッと見てこれはおかしいのではないかとか，この大事件にあいつの能力で大丈夫なのかなとか，本当に間違いないのかなとか，そういうことをチェックするわけです。そして，何か危ないなと思ったら，デスクがまた彼のところに行って，この点とこの点とこの点はどうなんだ，そこは裏付けを取ったのかとか，チェック項目を聞くわけです。同時に，それだけではまだ危ういなと思えば，その前の年とか，あるいはかつてその業界とかに相当詳しい人脈を持っている連中にも電話して，今，○○君からこういう原稿が上がってきたけれども，かなり大きそうな記事なので裏を取ってくれよということを組織を挙げてやる。そういうようなことが日常的に行われているわけです。

僕は経済部でしたから，経済の記事を書くと，今度は，その上に編集局会議があって，どの記事をどういう面に載せるかということを毎日，朝晩，そこで議論をして，そして１日の新聞が出来上がっていくわけです。１面にその経済の記事を載せるか，あるいは経済面に載せるかということは社会部とか政治部とかのデスクたちが議論するわけですが，これは社会的な意味がある。決して経済だけの記事ではないというときには１面の方に持っていこう。そこでまたもう一つ大きなチェックがあって，同時に１面に持っていけというようなときには，当然ながら各社，各部から本当に１面に持っていくような価値があるのかとか，あるいは本当にその記事に間違いがないのか，１面で間違ったら大変なことになるぞ，そういうチェック体制が利いているわけです。

もっと大きい事件になると社会部，政治部，経済部が，僕もロッキードなどの事件のときには経済部から記者として入りました。社会部が中心ですけれども，社会部，政治部，経済部がそれぞれネタを持ち寄って１日討論をする。情報を共有して，そしてまた明日はこういうことを焦点にやっていこうという形で，また散っていって，また情報を集める。そういうふうにしながら，お互いにチェックと材料収集を突き合わせをやっているという感じですよね。そして，同時に大きい事件になると，部長とかデスクとか，場合によっては編集局長等も議論に加わりながらチェック体制をとるというようなことを新聞社の日常の活動ではやっているわけです。その中で一番大事なのは，個人個人の取材能力というものをどれだけ強めるかということです。それから記事を書くときには，もちろんシナリオという話がありましたが，僕らもシナリオをいっぱい立てます。シナリオを立てないと本質が分からないんですね。シナリオを立てるけれども，そのシナリオについて聞いてみて，違った答えが出てくれば，「ああそうか，シナリオを間違えていたな。」と言って，そこでもう一遍シナリオ・構想を書き直すという，そういう繰り返しをやりながら一つのシナリオ・筋を固めていく。１００パーセント分かって書くということはほとんどないんですね。発表のときは１００パーセント分かりますけれども，普通の記事の場合は，僕らだと８０％から９０％ぐらい分かればここで書こう，特ダネとして書こうと

いうような決断をどこかで下さなければいけないわけです。そういう決断を下すときに，一人クラブのときにはその個人が責任を持つわけですけれども，デスクだとかにチェックされる。それから，この記者だけでは危ないなといったときには周りの記者たちにも補強取材をしてもらうというような形で固めていくというのが我々のやり方なんです。

そういう意味でいうと，先ほどから組織の在り方だとか倫理だとか，いろいろなことが出ていましたけれども，聞いていて新聞社の組織の在り方とよく似ているなという感じを受けました。

そういう中でやっているのは，例えば大きい事件の場合は情報をかなりフラット化して，みんなが共有をする。そして共有したところでその専任の，ここで言えば主任検事以外の人たちも情報をお互いに持ち寄って，それらの人たちが過去の経験だとか，あるいはその業界を担当したことがあるだとか，いろいろなことをお互いに寄せ合うことによってチェックをし合って，そして間違いのない記事に仕立てていくというような組み合わせや見直しを何度も何度もやるようにしながら新聞記事は出来上がっていく。そこで間違いはまずほとんどないようにはしていますけれども，たまに間違えることももちろんあるわけです。そういったときには，どこをどういうふうに間違えたのかとか，そういう訂正もやりますし，最近で言えば，社外の人に１か月に１回ぐらい集まってもらって，各記事を読んで，どういう記事が問題だったのかとか，こういう視点はどうだったのかとか，視点や内容チェックもやっている。社外の人たちを入れるようになったのは多分もう１０年以上前だと思いますけれども，かつてはそういうことはありませんでした。

それからもう一つ，私の所属していた社の場合でいいますと，私の所属していた社は７８年頃に経営危機があって，一時的に潰れたというか，新会社にして継続はしているわけですけれども，立ち直ったわけです。そのときに大きな問題になったのは，会社の再建とは何なのかという議論が社内的に大議論になりました。それは編集の各部を始め，工場の人だとか，あるいは新聞記者ではない，広告だとか販売だとかそういうところも全部含めて会社の再建とは何なのか，その理念をきちんと語ろうということで，相当の職場会議をやって，そして更にそれを全体会議に持っていくということを組合と会社を中心にしながらやりました。

その結果，いろいろ出てきたことは，会社の再建というのは決して黒字にすることだけが再建だというわけではない。黒字にするだけだったら赤字会社を切ってもいいし，あるいは合理化をして人員をカットしてもいい。黒字にすることだけだったらそんなに難しいことではない。本当に再建するということは，単に黒字にすることだけではなくて，どういう理念の会社として新しく再出発するのかということをきちんと我々が共有しない限り，本当の再建にはならないだろうというようなことになりました。結局，新たな編集綱領というものを作ろうということになって，編集綱領委員会を社内に作って編集綱領を作りました。そんな大した長いものではありませんけれども，今，多分，会社の手帳には，それは書いてあると思います。大きく言うと，開かれた会社にしよう。１９７８か７９年年頃ですから，当時からすると，開かれた新聞社というのはなかなか斬新なスローガンだったという感じもし，ある種の誇りすら感じました。そういうような形でやっていたという経験がございます。

そんな経験から考えますと，もうちょっと組織をオープンにするというか，検察内部もオープンに運営するというか，そういうところからチェック体制をどのようにしたらいいかとか，それから独任制ということもあるけれども，同時に組織の一体化ということも，決して自分の

経験から言うとできない話ではないなという感じは持っています。

○千葉座長　ありがとうございました。それでは，このテーマにつきましては，高橋委員が御専門とされていらっしゃいます。そのお立場の御発言をいただければ，またこの議論の大変大きな参考になるのではないかと思いますので，高橋委員に冒頭お願いをし，少し時間をお使いいただいても結構でございますので，お話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（嶌委員退室）

（黒岩大臣政務官入室）

○高橋委員　なるべく手短にお話をさせていただきます。分厚いものなので，もう読んでいただいたか，あるいは次回までにじっくりお読みいただけると大変ありがたいなとは思いますが，ポイントだけ，特にけん制機能的な部分のお話を前段でまず申し上げます。一つは，私のペーパーの６ページ辺りにもありますが，若狭さんも，同じような状況で同じようなことが起きたら，また同じ過ちをする可能性を必ずしも排除できないということをおっしゃっています。そういう問題からも，いわゆる最高検の検証報告書を読んでも，どうもこれは結果的に言いますと，証拠改ざんは結果として起こった一つの不正ですが，その前の部分の方が大きい。村木さん御自身もおっしゃっていましたが，そういうことをする人は中にはいるだろう。それはそんなに驚かなかったということをおっしゃっていましたよね。あれだけたくさんの人が関わっておられて，かつ，証拠改ざんの事実が分かっても起訴が止まらなかった。こちらの方がずっと怖いということをおっしゃっていました。

ハインリッヒの法則というものを７ページのところに書きましたが，正にこれであります。航空機事故の話もそうですが，結局１つ１つはそれほど大きな悪意を当然持っていないし，やっているとすれば，単に能力が不足しているとか，若干の認識不足があって，大きな不正をしているわけでもないし，そんな大きな事故ではないというようなもの，いわゆるヒヤリハットと呼ばれるものです。これが３００件ぐらいあって，でもそれが放置されたままだと，特に取調べは要するに密室ですから，それだけでは大きな問題にはならないのですが，それが２９の軽微な事故を起こし，最後には１件の致命的な事故に至るというのが，航空機事故もみんなそうですけれども，そういう問題です。１件の航空機事故をなくすためには３００件のヒヤリハットを徹底的に１個１個潰すしかない。ここは悪意をもって意図的にすごく悪いことをするという話とは全く無縁の世界なんです。ですから，そこは単純に倫理規程と言っても処罰的な形で，これは絶対にやってはいけないよ，やったらもう処罰するよというだけでは，そこまで悪いことをしているつもりは全然ないという人たちの細かい３００件の積み重ねというものが背景にあると考えれば，むしろ積極的にあるべき行動をとらないということがいけないのだという発想に変えていく意味では，行動規範的なもの，「○○をしてはならない」ということよりも，「○○を積極的に推進しなければいけない」という部分も同時に非常に大切にされるべきではないかなというのが一つのポイントになるかなと思います。

エアラインの場合の話は，ここに私は先日ヒアリングをしてまいりましたので書きましたが，機長のクオリティのチェックは何重にもかけていろいろな形でやられています。同じようなものを，手短に言いますと，私は検察でも一つの仕組みだけに頼るのは非常に危険だと思います。これは一般的に民間企業でもそうですが，間違いを冒さないようにするために性悪説で全て最初から頭からやると何もできなくなるという問題があります。しかし，性善説でやっていると

ヒヤリハットが起きてくる。それを気付かないでいると，それがだんだん日常的になって，最後には致命的な事故になるので，原則，性善説のように組織をマネジメントしながら，裏ではきっちりと１件１件調べているという状況を両立させることがとても重要なのではないかと思います。

そこで，私の提案に入りたいのですが，１７ページの「具体的提言」というところで，「新たな仕事品質検証機能」ということで書きました。極めて具体的な部分は，この段階では例でございますので，もっと調べてみたらもうちょっと別のやり方の方がいいということが十分あり得るので，ただイメージを持っていただくために例で書きましたが，まずは個別案件の審査です。従来であれば上級幹部まで上がっていたような重要案件については，特に必要に応じて監査チームを設ける。分野別専門委員会というのは，後段の人材育成の話のところで御説明しますが，検察が大事だと考える１０なら１０の専門分野についての委員会のようなものを常に組織の中で持っておいて，そこの専門分野の知見のある人は必ずその知見が必要な案件には入ってください。その専門性がないと判断できませんから。そういう人も入った上で，内部の人間によって監査チームを作って案件指導監査，ただ監査するだけではなくて足りないところを指導するという積極的な側面も含めてやる。このチームはそのときごとに集まるわけですが，そのチームの活動を支援し，チームメンバーを指名するのは指導監査部として，これを最高検に置くというふうに，組織の中でもかなり独立性を高くして置くべきだと思います。

もう一つ重要なことは，これは例えば起訴のとき以前にやるとか，ポイント，ポイントでやるわけですが，もう一つはこれを積み重ねていった中で定期的に指導監査部に外部監査アドバイザーというものを置きまして，個別の案件の起訴をするかどうかということについての監査に外部の人間は入らないと思いますが，何件かやって半年やったら，その監査の案件が幾つもたまりますから，その監査の案件について特に済んでしまったことだったら全然問題ないと思うので，外部アドバイザーを入れてちゃんとした監査が行われていたのかという監査プロセスとか，その後の指導の仕方の報告をして，外部アドバイザーからそれでは違うのではないかというような外部とのディスカッションを，全体のプロセスに対して総括的に，例えば年に２回とか時間をかけてじっくり行っていくというところに外部の人間を入れたらどうだろうかということです。これがいわゆる縦からのチェックではなく，横からのチェックを機動的に案件ごとに徹底して行うというところです。

これは案件ごとのチェックですが，もう一つが個人の職務遂行能力の問題です。もちろん，意図的に悪いことをするというのはチェックしなければいけないのですが，今回も逆に言いますと，それはたった１件のことであって，あとは意図的に悪いことをしようと思った形跡はほとんどないわけです。にもかかわらず問題が起きたということは，むしろ本人の職務遂行能力や職務遂行スタイルの問題だと思います。そうだとすると，そういう一人ひとりの独任官がちゃんとした能力を持って，ちゃんと仕事をしているのかということを，正に機長の監査フライトというのは年に１回シミュレーターでもやるし実際のフライトでもやります。それのイメージです。副部長ぐらいになるまでの，少なくとも管理職になるまでの間は，これを例えば定期的に行うべきではないか。この監査検察官という資格を持った人がいて，この人が監査を行う。その人の仕事ぶりを，特定案件ではなくて仕事ぶりを例えば数日間にわたって徹底的に後ろから見る，あるいは決裁の場を見る，あるいは取調べであればビデオに撮っておいて後から見るとか，そういう形でこの人の仕事がやり方が的確，適正であるかを見て，例えば要改善であれ

ばちゃんと指導をするプログラムにする。よほどひどければ，機長の場合でも大体１，０００人いて１人ぐらい，０．１％ぐらい，いったんフライトから外すという判断をされるような人は出るとは言っていました。それは０．１％の話です。そこまで極端な例でなくても，これはちょっと要指導だなと思うような人の場合には，要指導のプログラムを作って，必ずこれを展開していただきたい。

それから今のは個別の案件と個別の人ですが，３番目のチェックとして更に重ねていったらどうか考えているのが組織のチェックです。組織品質も似た機能と１８ページに書きまして，これが今やっている組織調査，アンケート調査のようなものです。倫理規程や行動規範が決まった後には，そういうことをやっているかという項目を全部入れて，こういう調査を毎年必ず全組織でやる。そして，例えば検事正単位ぐらいがいいのかどうか，地検単位なのかどうか，そこに集まってきたデータで検察全体の平均値に比べて，うちの組織でどこが強い，どこが弱いというのを判断してもらう。絶対値としてもこれは高すぎる低すぎるという判断があると思います。実際，さっきアクションラーニングという言葉が野田先生からありましたが，正にこれのようなもので，今の自分の組織の中で，組織クオリティ的に，例えば風土，普段のスタイルという意味で，これは要改善だなというものを幾つか挙げて，自分でそれをどう改善するかのアクションプランを立てて，リーダーシップを発揮して，例えば検事正クラスが組織改革をする。徹底してその組織の風土改革をするのだということをやって，翌年もう１回調査をして，その数値がちゃんと改善されているかどうかを必ずチェックしていくという組織全体の品質のようなものを定期的にチェックし，それを年間サイクルとしてアクションプランと行動，そしてまた結果をもう１回見るというようなサイクルに完全にビルトインしていくという考え方ですね。行動規範や倫理規程が非常に厳しくきっちりと組織の中で共有されている組織のよくある手の一つです。

外資の場合でとても有名なのが乙９社の行動規範があります。あそこは１年に一遍必ずこの組織調査をやって，その組織調査の結果，それぞれの組織のどこに要改善点があるかを各部門長が自分で考えてアクションプランに落として行動に移す。３か月後に本当に行動に移しているかどうかチェックが入る。そうして更に途中で年に１回全社員にちゃんと行動規範どおりやっているんですかということについての問題意識をぶつけ合う，いわゆるワークショップのようなものを２０人から３０人単位で，全社員，毎年必ず丸々１日受けなければいけないということですね。更にそれが終わったあとに，もう１年後に本当に組織品質が上がっているかどうか，また同じ調査をする。これを１０年も２０年も延々と続けるということですね。これでもう完全に組織のマネジメントのメカニズムに常に組織品質をフォローし続けるという仕組みを入れ込んでしまうということですよね。

この３段階のチェック体制ですね。個別案件の場合はどうしても重要案件ばかりになりますから，それ以外の部分で言えば個人の能力，検察能力。それから３番目に、これはリーダーの部分にすごく関わりますが，組織品質のチェック。この３段階ぐらいでじっくりとやっていくということで，事故ゼロみたいな形ですね。撲滅を目指すような部分になるのかなと思います。

１個だけ，最後に行動規範的な部分で倫理規程と行動規範で，私は具体的にどんな項目を入れるべきか，今回そこは提案はまだ入れていないのですが，一つだけ申し上げたいのは，さっきの野田さん，秋山さんの話にもありましたが，正に本来論として何をすべきなのか。郷原委員からもそういう根本的なディスカッションは１回しかしたことがないというお話がありまし

たが，その部分をちゃんと問うような項目は是非入れていただきたいなと。本当は社会の問題を解決することですよねと。一番より高次の究極的な目的を意識して仕事をちゃんとしているんですか，皆さん，そういう議論をしていますか，究極的な目的から考えた議論を普段からしていますかみたいな話を是非行動規範か倫理規程か分かりませんが，そういうのは入れていただきたいなという感じがいたします。

取りあえずチェック機能の部分は以上でございまして，人材育成の部分等については後半の方でまたお話ししたいと思います。

○千葉座長　まず高橋委員から問題提起を兼ねての御提起をいただきました。それではそれぞれ皆さんの御意見も御提起をいただきたいと思いますので，お手を挙げていただければと思いますが，いかがでございましょうか。

○佐藤委員　私は具体的な提案をいたしたいと思います。配布していただいたペーパーが１枚ございますので，それを御覧いただければと思います。

四つの項目に分けました。一つは特捜部組織の存置とその条件。特捜部は，過去１０年の実績を見ても，独自捜査によって，国会議員に係る受託収賄・あっせん収賄・政治資金規正法違反事件のほか，企業経営者に係る粉飾決算・証券取引法違反事件等水面下に潜む複雑で困難な事件を検挙してきました。

この種の事件捜査は，端緒把握のための活動を恒常的に展開し，事案を解明するための内偵捜査を長期にわたって実行する必要があるとともに，押収資料の分析，一斉取調べ等検挙活動に当たって多数の捜査員を要します。

このため，専門的な知識・技術を有する検察官及び検察事務官の専従体制を安定的に確保しておくことが不可欠であり，自今も従前同様の検挙実績を期待するのであれば，特捜部組織を存置すべきであります。

ただし，今次の強引な捜査とそれに伴って生じた不始末の処理姿勢に鑑みると，次の条件を満たさなければ，特捜部を存置すべきでないと考えます。

この度の事件捜査では，特捜部がストーリーを描き，それに沿って関係被疑者の供述調書が多数作成され，これらと矛盾する供述をする被疑者に対して，関係被疑者と同趣旨の供述を迫り，他方，供述証拠と客観証拠との周密な検討を怠りました。すなわち，特捜部の独自捜査は，事実に基づく真相の究明ではなく，自らが描いたストーリーの頂点に立つ「ターゲット」の逮捕・起訴・有罪の獲得に地道を挙げたものと認め得るのであります。

これほど極端ではないにしても，大阪地検に限らず他の地検特捜部においても，このような捜査傾向は少なからず過去にも見られたと指摘されているところでありますが，その最大の原因は，捜査をする特捜部の主任検事ないし特捜部組織が捜査権と公訴権を一元保有しているところにあると言わざるを得ません。

この点に関して最高検報告書は，「特捜部が担当する独自捜査事件のうち，被疑者を逮捕したもの又は検事正が必要と認めるものについて，起訴又は不起訴の処分を行う場合には，あらかじめ検事長の指揮を受けなければならないこと。」として，捜査権と公訴権の一元保有に問題があることを前提に，そこから生じる問題を縮減する策を示しています。

しかし，高検の指揮を実効あるものにするために新たに配置するとする高検の特別捜査係検事の立場は微妙なものとなりかねず，また，高検と特捜部の意見を真っ向対立することがあり得ることを考慮すると，報告書が示した策は相当の改善を図ろうとするものと評価するもので

はあるが，如何せん中途半端であり，責任の所在も不明確で，捜査権と公訴権の一元保有問題の根は依然として残るのであります。

したがって，特捜部組織を存置するに当たっては，特捜部が捜査する独自捜査事件のうち検事総長が指定するものについては，特捜部・地検ではなく高検が公訴権を行使することとし，捜査権と公訴権を明確に分離することとすべきであります。

もっとも，この場合，地方裁判所に対応するのは地方検察庁とされているので，公訴提起権を行使する高検の検事については事務取扱に係る所要の措置が必要となりましょうし，特捜部の捜査中，どのタイミングで公訴官たる高検の検察官が関与するかなど解決すべき運用上の課題が生じましょう。しかし，特捜部対象事件と同種の警察送致事件について公訴官たる検察官として自ら対処してきた経験を多々有していることでもあり，運用上の課題の解決はさほど難しくないと考えます。

なお，公訴提起権の行使主体を高検以外の機関とすることもあり得なくはないが，その場合には，捜査権と公訴権を分離する趣旨が確実に実現されるものでなければならないと考えます。

また，特捜部を存置するとしても，特捜部が置かれている３地検における特捜部対象事件数の推移，適性を有する検事の養成，適任者の確保，裁判員裁判によって生じている検察官及び検察事務官に係る負担増等を考慮すれば，更なる組織の再編合理化が図られてしかるべき状況にあると考えます。以上の観点に立てば，この際，名古屋地検特捜部については，これを割愛して東京地検及び大阪地検の特捜部に集約することを検討すべきではないでしょうか。

さらに，特別捜査部という名称は，昭和２４年，隠退蔵事件捜査部を特別捜査部と改称したことに始まる由であり，検察庁の内外に定着した伝統の名と理解するものであります。また，刑事部・交通部・公安部が公判部に対して捜査部と総称されてきたことから，それらと区別するというほどの意味で「特別」を冠した捜査部として違和感なく今日まで来たものであると推察します。

ところが，独自捜査は公訴官として行う捜査と異なって組織捜査であることが通例であり，多数の検事・副検事・検察事務官との共同作業であるのにかかわらず，特定の検事の功績であるかのように喧伝されることも起因してか，次第に「特別」な捜査部に所属しているという意識が生まれ，他の所属の検事より優位な地位にあるとの錯覚が生じているのではないでしょうか。そして，この意識が，ひいては捜査対象者に対して優越的に対することにつながっているのではないかとの危惧を抱くのであります。困難な独自捜査の遂行には適度のヒロイズムが支えとなることは否めませんが，傲慢につながりかねないヒロイズムが生じないようにする配慮が必要なことは当然であります。

以上の観点と，刑事部・交通部・公安部が行う捜査は公訴官としての補充捜査に止まるのに対して，高検が公訴権を行使することに伴い，特捜部は専ら独自捜査を行う唯一の組織となるのでありますから，「特別」捜査部という組織名称である必要はなく，単に「捜査部」という名称で十分と思えるので，そのように名称変更することを提案します。

○江川委員　今の佐藤委員の発言に続く形で，まず特捜部の問題について意見を述べたいと思います。私はこの際，特捜部というのは全廃した方がいいと思っております。先ほど捜査部に変えたらというふうな意見がありましたけれども，であれば刑事部の方で捜査を行ったりすることもあるわけですから，あるいはそれはできるわけですから，刑事部に全部役割は移すと。必要な人員は刑事部の方に入れて，それでやるということにしたらどうかと思います。前に申し

上げましたけれども，特捜部長さんが新しくいらっしゃるとインタビュー等に応じて，「特捜部らしい事件をやりたい」，こういうふうにおっしゃいます。特捜部があるから特捜部らしい事件をやらなければいけないと思うわけです。それは名前を変えても「捜査部らしい事件をやりたい」と言えば同じことでありますので，やはり刑事部というところに全部集約をしていく。その中で例えば直告班とか経済班とか，そういうのが必要に応じてこれから作っていけばいいのではないかと思います。

それからもう一つ，先ほど高橋委員の方からいろいろ御提案がありましたけれども，私の方で考えたチェック体制ということについて提案を申し上げたいと思います。先ほど午前中のヒアリングでもこの体質改善のための漢方と，それから緊急手術あるいはすぐに痛みや熱を下げなければいけないという緊急対処の両方があるのではないかと申し上げました。体質改善の方は私はどちらかというと倫理・教育その他のところの方がすごく効果的なのかなと思いました。一方，緊急に対応しなければいけないいろいろな問題がある。例えば村木さんの事件で言うと，取調べに問題があると弁護士さんが苦情を言う。だけども，それに対応するのが特捜部の副部長なんですね。佐賀さんが対応して，「どうなんだ。」と聞いて，「いや，問題ありません。」，「ああそうか。」で終わっている。あるいはクレームを出してくれたそうだなということで弁護人の解任届を出させるとか，そういうようなことにもなってしまっています。こういう問題にどういうふうに対応するか。同じセクションの中でやるのではなくて，やはりそういった倫理，あるいは佐藤委員が前回だったと思いますが，クレームに対する対応セクションを作らなければいけないとおっしゃいましたが，それを併せたような緊急対応ができる担当者を内部でちゃんと決めておく。例えば，高検の担当者を決めておくとか，そういう形でやっておく必要があるだろう。第１段階として。

そして，第２段階として，先ほど外部の目が大事だという話もありましたけれども，外部の人間を複数入れたを設置をして，そこで例えば，検察内部担当者がちゃんと適切に対応しなかった場合に，例えば弁護士さんがそちらに持ち込む。あるいは定期的に内部の監察システムがちゃんと働いているかどうかを監察するという，そういう外部の人を活用した委員会を作る。そして，それに一定の調査権限を持たせる。例えば担当した検事を呼んできて，「あなた，どうなんですか。」ということもちゃんと聞けるようにして，問題があるというふうに判断したら，例えば法務大臣に提言をするとか意見書を送るとか，そういうことも含めて一定の権限というか，力を持たないと結局意味がないと思いますので，そういうような二重構造の中で，まず内部で迅速に対応する，そして外の人間を入れてしっかりと対応するというシステムを作ってはどうかなと思いました。

それからちょっと補足ですが，先ほど嶌委員から新聞社に似ているという話がありました。私も新聞社にいましたし，ジャーナリズムの中におりますので，そういう面もあるのかなと思いました。そして，間違いが指摘されてもなかなか訂正しないとか，いろいろ問題が起きて１回反省しても，すぐ同じ間違いを繰り返すというところも似ているなということも思いました。なのでモデルにするのがいいというふうには思わないです。ただ，それでも，さっき嶌委員がおっしゃったように，外部の目を一応入れるというのが，今，出来つつあるわけです。それだけではなくて，ネットメディアの発達によってマスメディアそのものの取材の過程がもっと明らかにされないと信用されなくなってくるというところもあって，メディアそのものが可視化されるという時代になってきたのだと思います。読者・視聴者に信用されるためには，そうい

うプロセスがちゃんと明らかにする。誰が書いたかと，この発言した人は本当は全部は何を言ったかをいつでも検証できるというのがあって初めて信頼されるというような社会の雰囲気というか傾向というのが参考にしていただけるのではないかと思いました。

○郷原委員　私はお手元にもこの「捜査・処分のチェック体制に関する問題」という紙をお配りしています。高橋委員が先ほどおっしゃたことに関連した発言をさせていただきたいと思います。高橋委員のペーパーを読ませていただいて，まず問題の指摘，この検察の組織の特殊性等，ほとんどここに書いてあるところは非常に適切な指摘だと考えております。ただ再発防止という，対策という面で考えたとき品質をどう管理していくのかというのを個人レベルと組織のレベルの両面からというお話だったのですが，私は自分自身もある程度の期間，検察の現場で仕事をした人間の経験から言わせていただくと客観的な品質評価になじむかというと，かなりファジーな部分があります，この検察の仕事というのは。例えば決裁官の仕事というのは，部下にはできるやつもいれば，はっきり言ってだめな部下もいます。だめな部下には難しい事件を与えたらとんでもないことになりますから，そこそこの事件を与えてやってもらう。そういったことの中で，確かに仕事の品質は差は出てきます。でもやはり，その中でトータルでどうやって間違いを犯さないのかということを組織全体でやっていく。これは独立制のシステムと独立制と一体制のドグマの調和みたいなものなんだと思うんです。それは一般的な刑事事件，伝統的な刑事事件であれば大体従来的な経験の範囲内で判断できるのでそれで済むのだろうと思うんです。品質管理ということをそんなに客観的に行わなくても。ただ，問題はそれでは済まない社会の変化に伴って検察が新たな分野の事件をやらなければいけなくなっている部分。それから１から１０まで全部自前でやる検察独自捜査，こういったところが一番品質が求められる部分だと思います。そういう面で考えますと，私はこの主任検察官の捜査処分を上司，上級庁が決裁によってチェックしていくというシステム，これは要するに単線的な経験知に基づく，経験知を活用してやっていくチェックシステムですが，それこそが正に伝統的な犯罪に適したシステムで，やはり，今申し上げたような新たなタイプの品質管理が必要な部分については，もっともっと幅広い経験知の活用が必要になっているのではないかと思います。

そういう意味では今までの検察のチェックシステムというのは，一つは経験知の活用が単線的だということ。組織的に経験知が活用できていない。ですから一方で，その単線的な経験知の活用が非常に属人的で，その単線的なラインの中でも非常に力を持った人が主任検事をやっているとほとんどその主任検事の言うことが通る。上級庁とか上司の中に特別にまた力を持った人がいると，その人物中心の判断ということになっていく。そういうようなやり方を組織としての経験知を活用する方向に持っていく必要があるのではないかと思います。

一つだけ今回の大阪の事件に関連して，この事件が経験知として生かされていたら今回のような問題は起きないのではないかと思う私自身の経験が一つあります。あの大阪の事件からいうと１０年ほど前に，私はある地検で経験した事件です。同じく検察の独自捜査で，その県の政界の大物を言ってみればターゲットにする捜査をやっていて，その中で社会福祉法人の障害者向けの施設の建築に関して補助金を受けていますが，その補助金の単価がごまかされているという疑いが出てきました。その補助金の申請に使われていたのが証明書です。本来単価が鉄筋単価，ブロック単価，木造単価というのがありますが，その補助金は鉄筋でもブロックでも木造でもない建物について鉄筋と同等という証明書が付いていて，その証明書によって高い補助金が出ていた。その証明書を見ると明らかに内容がおかしいんです。実際の建物と違うんで

す。本当はサイディングという建材ですが，ＡＬＣというふうにレベルの高いものが書いてある。そういう内容，虚偽の証明書を建築主事が出しているということで，これは補助金の適正化法違反と今回の大阪の事件と同じ虚偽有印公文書作成の疑いがある。場合によっては公文書偽造ではないかという疑いで捜査をしていったのですが，結局，その事件は二つ大きな隘路があった。一つは，これも全く今回の大阪の事件と似ています。文書の作成の経過が分からないんです。内容は虚偽であることは分かりますが，その作成名義人である建築主事は内容は虚偽だということは言いますが，判子は自分のもので，なおかつ，ちゃんと管理していました，ですから偽造ではないということを言うんです。でも判子を管理していたということは補助金を申請をした側が勝手にそれを偽造したとも思えない。ですから結局最終的には虚偽の文書ができているけれども，どうしてもそのプロセスが解明できないんです。

どうしてそういうことが起きたのかというと，もう一つ調べていったら，厚労省の補助金の出し方のいい加減さというのが出てきたわけです。３０年も４０年も前に鉄筋，ブロック，木造という単価設定が行われていて，それがもう３０年も４０年も全然変わっていないわけです。ですから新しい鉄筋鉄骨造だとか，いろいろなものが全然どの区分か分からないんです。それを単に建築主事が鉄筋と同等と書けば鉄筋と同等の単価で支給される。

要するに，この事例を参考にしてもらったら恐らく今回の事件というのはその経験知で十分に防止できた事件ではないかと思います。そういうケースがたくさんあるのではないか。

高橋委員のおっしゃる品質の問題ですね，そういう面から私は経験知の活用という面でカバーしていくべきではないかと思っています。

○石田委員　以前からも申し上げておりますが，本件の問題は特別捜査部という組織の存否の問題ではなくて，経済事犯等に限らずあらゆる事件においていわば特捜部的な捜査，取調べが行われている。その取調べあるいは捜査方法の可否あるいは存否の問題と捉えるべきだと思います。それが本日の議論からしますと，倫理規範あるいは行為規範の問題であり，そのチェック体制の問題だと思っております。

そこで，今日お手元に配布していただいております私のペーパーは「検察官の倫理・行為規範，およびその監査体制についての提言」という表題でお配りをしております。まず倫理・行為規範を確立することが必要だということを述べた上で，本来であればその後チェック体制の問題を言わなければいけないと思いますが，倫理・行為規範の問題はまた後から申し上げたいと思います。今のテーマにつきましては，このペーパーの４ページに監査体制の確立ということを書いておりますので，それについて少し意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど言いましたように，行為規範あるいは倫理規範を確立することが少なくとも現在必要であると考えております。しかし，そういった倫理規範を定めても，それが実行されなくては全く意味がありません。規範制定と同時に監査体制あるいはチェック体制も確立されなければいけないと考えます。今回の報告書では独自捜査事件について，２９ページには検事長の指揮事件として高検において証拠関係の十分な検討等を行うものとするとされています。しかし独自捜査事件に限らずおしなべて上部組織，ラインによる指揮，決裁の充実では従来の決裁制度と本質的には変わるところはありません。これでは不正防止のための改革の意義は全くないと思います。

その理由を一言で言えば，事件処理という同一目的に向かっている決裁ラインでは基本的に適正手続の確保を目的とした抑制機能というものは期待できないからであります。したがって

私は決裁ラインとは別個の機関の創設が是非必要であると考えます。

先ほど江川委員もお話になりましたが，私もいろいろな刑事事件，特捜事件に限らず通常の刑事事件をやっている中で，逮捕・勾留された依頼者から検察官あるいは警察も含めてですが，ひどい取調べを行っていることを情報として認識をします。今では御存じのように被疑者ノート等もありますし，あるいは接見の中でそういう情報を得ます。その場合，通常は次席であるとか，あるいは担当副部長等に抗議をします。私の知人等は抗議の内容を後日までちゃんと残すために内容証明を出すといったような手段をとって抗議をしている人もいます。しかし，次席とか担当副部長は捜査の指揮者ですから同一目的に向かっている人たちですので，この抗議を真剣に取り上げるということはほとんど期待できないのです。むしろ抗議をすることによって，私も経験がありますが，当時は過激派の弁護士と言われまして，「あんな過激派の弁護士を頼んでいたら執行猶予になるものもならないよ。」とか，あるいは「あんな弁護士は解任してしまえ。」といったことで，本当に解任してしまう依頼者もいるのです。それほどのものでなくても，更にひどい取調べをするようになってしまうということもしばしば経験しているところであります。したがって，ラインとは異なる機関を置くことがこのチェック体制を考える上では絶対に必要であると思います。

そこで，一体どのようなものが考えられるかといいますと，決裁ラインとは別個の検察権の行使が，法あるいは倫理・行為規範に則って適正に行われているかをリアルタイムに検証，是正するための機関を設置すべきと考えております。もしそういう組織を作るということになればその組織デザインはいろいろ考えられますが，例えば次のようなものが考えられるのではないかと思います。

１点目，各地方検察庁に独立かつ常置の監査機関を設置する。

２点目，当該機関には個別事件が適正な手続によって処理されているかをリアルタイムに検証し，問題を是正することができる強力な権限を与える。

３番目，弁護人，被疑者らからの申し入れ。先ほど私が申し上げたような申し入れ，抗議です。あるいは公益通報，内部通報の受入・検証機関としての機能を与える。

４番目，起訴事件の事後検証機関としての機能，例えば後戻りをすべきである。具体的な法的な手続だと公訴の取消し等の勧告をするといった機能を与える。あるいは検察官の人事評価に関する諮問機能を与えるといった，かなり具体的かつ強力な常置機関としてそういった機関を設置すべきではないかと思います。

そして，この常置機関の構成員としては，検察官以外の者が本来は望ましいのですけれども，それができなければ少なくとも裁判官あるいは弁護士，学者，研究者らの外部からの一定期間の任期制で選任をした上で，もちろんその人たちには守秘義務とかいろいろな公務員上の義務を負わせなければいけないとは思いますが，そうした外部からの人たちを入れた上でそういう機関を作っていくべきであろう。こういうことによって今問題とされているような特捜的な捜査あるいは取調べの不正なものをデュープロセスに従った監査をしていくということが是非とも必要ではないかと思います。

行為規範等の具体的な内容については，また，後からの機会に申し上げたいと思います。

○後藤委員　まず特捜部の組織をどうするかということが一つのテーマになると思います。それについてまず一つ発言いたします。例えば，ロッキード事件というのは特捜の成果として今でも伝説的なものになっていると思います。しかし，そういった形の事件というのは，現在ある

いは近い将来の政治的な状況の中では比較的起きにくくなってきているタイプの事件ではないかと思います。ですから，検察官が特に独自の捜査で能力を発揮すべき場面があるとすると，むしろそういったものよりも，経済犯罪と言われているような分野ですね。そういうところにより重点が移るべきではないかと思います。そのために，その分野の本当の専門家，エキスパートを育てることは意味があるだろうと思います。それは高橋委員がおっしゃっている専門委員でしたか，というようなイメージと重なってくるかもしれません。ですから特捜部という組織の問題というよりも，専門家集団を育てる方法の問題になります。そのために，外部からいろいろな知識，経験のある人を入れるということも考えられます。そういう問題として考える必要があるのかと思います。そういう観点からすると，少なくとも今のような特捜部を今のような規模で維持することは合理性がないように，私は思います。

もう一つは，検察官の独立性と組織の一体性との調和についてです。上下関係での決裁のシステムを改善する必要があるかもしれませんが，決済制度を余り強調するということに私は気が進まないところがあります。それよりも同僚同士で知恵を出し合うとか，チェックし合う仕組みを何とか導入できないものか。これが横からのチェックと言われているものと重なるかもしれません。

例えば，最近ですと，刑事弁護をしている若い弁護士たちが集まり，そこにベテランも加わって，自分が持っている事件を出していろいろ相談する例があります。事件検討会と称しますが，そういうことをやってお互いに経験を積んで，自分の事件処理も改善するということが行われています。検察庁は，日常的に大量の事件を処理しなければならないので，それを全部こういう方式でやるのは無理があるかもしれませんが，そういった上下関係での決裁とは別のお互いに事件を検討し合って知恵を出し合うようなやり方ももう少し取り入れることができないのかと私は考えております。

○宮﨑委員　特捜部の組織ということで言えば，特捜部をなくせば問題が解決するということは考えていません。今現在，日弁連は各地の弁護士会に検察の取調べについてのアンケートをとっていますが，集計がまとまりつつありますけれども，それを見ますと北から南までストーリーの押し付けでありますとか，あるいは自白しなかったら病床の奥さんを取り調べるぞとか，現に「がん」の奥さんを取り調べたとか，そういう捜査状況が報告をされています。したがって，検察にしろ警察にしろ，捜査を行う過程において，先ほどリスク管理のところで高橋委員が小さなヒヤリハットが積み重なると言いましたけれども，私はそれは常時行われていることであって，こういう文化を変えるためには何度も申し上げますけれども取調べの可視化でありますとか，証拠の全面開示という形での外部の目が行き届くような形にしなければならない。その上で，いろいろチェック体制はまた更に考える。特捜部の在り方について考える。こういう順序が必要なのではないかと思っています。

申し上げたいのは特捜部の調べに特に問題があるのではなく，検察の調べ，警察の調べ，全てにわたって申し上げてきたような問題がある。これを念頭において組織改革をしなければならない，このように考えています。

○但木委員　皆さんの大変貴重な御意見をいただいて，検察の再生はいかにあるべきか，特に特捜部の再生はいかにあるべきかということは考えなければいけないと思います。そして検察，特に大阪地検特捜部の今回の事件については，誠に痛恨の極みと言わざるを得ませんし，大いに反省をすべきだと思います。検察は新しい時代に向けて新しい捜査のやり方を考えて再生し

ていかなければいけない。私はそう思っています。

ただし，私は，それと同時に，検察に課せられた，あるいは国民が検察に期待しているものというのはやはり現存していると思っております。もちろん権力に対する犯罪の摘発というのは検察ただ一人ができるわけではなくて，警察もやってきましたし，証券取引等監視委員会，国税局，あるいは公正取引委員会というところが権力犯罪をそれぞれのアンテナに基づいて捜査し，調査し，摘発してきているわけであります。しかし，検察もまたその一角として，政治的，経済的，あるいは社会的強者の犯罪をこれまで摘発してきたわけであります。その機能について，国民がもう要らないというというふうに言っているとは私は全く思っておりません。

それから，警察や公正取引員会など，いろいろなところがいろいろなアンテナを持って，犯罪の端緒をつかんでいます。それぞれの組織にはそれぞれのアンテナがあります。このアンテナの一つを完全に廃棄してしまうということは，そこの部分の権力犯罪については，もう摘発する組織がいなくなるということになります。私は，国民がそういう組織を消してほしいと願っているとは思いません。検察は猛烈な反省に基づいて再生すべきではありますが，検察の機能を一歩でも損なうことは決して国民のためにならないと私は信じております。

それから，名古屋をどうするかという問題でございます。私は東西に置けばいいのではないかという案があり得ることもよく分かります。ただ，私はやはり，今，名古屋という地域に独自のアンテナを持っている特捜部というものを廃止するということは，検察官に一定の消極的イメージを与えることは否めない，つまり萎縮効果を与えてしまうことは否めないと思っています。私は，新しい方向で再生すると同時に，検察官を勇気付ける必要があると思います。真相を解明して処罰すべきは処罰すべきである，それが社会的・政治的・経済的強者であっても遠慮することはない，という検察官の意識はやはり下げたくない。そのような意識は一歩も下げてはならないと思っております。

もう一つ，特捜部が持っている捜査という側面と公訴という側面が一体化していることによって今回の事件が起きたのではないかという指摘については，私は誠にごもっともな意見と思っております。やはり捜査をする者がそのまま公訴をすれば，公訴官としての見方は甘くなってしまうと思います。私の全く個人の見解を申しますと，一番いいのは公判部に公訴をやらせることだと思います。あるいは特捜部に対応する特別公判部でもいいです。つまり，裁判所に立って恥をかく人たち。公訴権を誤って行使したら自分が恥をかかなければいけない。捜査手続が違法であったら，その指摘を受けて満座で恥をかかなければいけない。苦労しなければいけない。それは公判部あるいは特別公判部の人たちであります。もちろん高検が大いに監視を強めることについては大賛成であります。しかし，それは言ってみれば一つの同質的なものです。私は，異質的なものというのは捜査に対応するものは公判だと思っています。公判部の検事こそが，本当に自分がこの公訴を遂行できるか，恥をかかずにやれるのかということをきちんと自分で判断し，足りないものは自分で補う。もしそれが犯罪として成立しなければいつでも立ち戻るといいますか，引き返す勇気は始めから持っているというふうに思っております。

ですから，私はその分離論については高橋委員もおっしゃいました，皆さんもおっしゃいました。私はなるほどなと，それから石田委員の発想法の中にもおそらくそういうお考えが入っているように思います。同僚であっても，機能が全く違うところがチェックをすべきだという案については誠にそのとおりと思っております。

○原田委員　私は特捜部を廃止するということには反対です。ただ，私は特捜部がなくなると悪

い人が跋扈するではないかと，だからそのためには特捜部が必要だという議論にはいささか異論があります。ここで問われているのは，本当に悪いやつを逃していいのかという座標軸だけではないと思うのです。一方では，やはりえん罪を招いているという，この実態を座標軸として考えないといけないと思います。

えん罪は制度リスクだから，それはある程度やむを得ない，しかし，本当に悪いやつを処罰するためにはその制度リスクを我慢しなければいけないという考え方も確かにあると思うのです。あるいは，これが一般の国民の方の今までの考え方かなとも思うのです。しかし，他方では，えん罪というのは絶対に起こしてはならない，その範囲で本当に悪い人がある程度その場では免れてもやむを得ない，こういう考え方も日本の社会の中ではどんどん芽生えてきたように思います。その大きなきっかけは裁判員裁判だと思います。裁判員の方をマスコミを通じていろいろ見ていますけれども，えん罪を招いてはいけない，自分の判断が誤ってはいけないというのをものすごくひしひしと感じておられると思います。だから国民のレベルではやはりえん罪はいけない，その範囲である程度悪い人が免れてもやむを得ないというところまで動いてきているのではないかなと思っています。

そういう観点からしますと，特捜部は是非必要ですけれども，その存立の根拠の中に，やはりえん罪は絶対に防がなければならないのだという座標軸を持ってこれから運営していっていただきたい。その視点がなくて，悪い人を捕まえればいいのだ，それが正義だというだけでいくと誤ってくるのではないかというふうに感じております。

○井上委員　特捜部の存廃の話につきましては，今，原田委員が言われたような修飾を加えた上で，但木委員が言われたことに私も同感です。政治的，経済的，社会的強者による犯罪の摘発・厳正な処罰という点での検察に対する国民の期待というのは厳然として実在すると思われますので，それにふさわしい専門的な素養と技能というものを一定の継続性を持って蓄積していかないと，対応できないと思います。

もちろん，組織を見直さなくてもよいということではなく，小さすぎるとか大きすぎるとか，少なすぎるとか多すぎるとか，どちらの方向にも動き得る話ですが，佐藤委員がおっしゃったように，名古屋をどうするかは別にして，組織の見直しは不断にやっていかなければならないと思います。

江川委員が言われた特捜部の機能を刑事部に移すというのは，佐藤委員が言われた問題意識とはちょっと違っているのではないと思います。初めから捜査を行ってきた同じ検察官が起訴・不起訴の決定をするのでは，どうしても捜査で検挙した被告人を訴追するという方向になってしまうので，その二つを分離しないといけないのではないかというのが佐藤委員の問題意識だと思うのですが，江川委員が言われたように刑事部に移したのでは，捜査と起訴・不起訴を同じ検察官がやることになりますし，そこで係を作って専従させるというのも，結局看板を付け変えるだけなので，余り意味がないと思います。刑事部も，起訴・不起訴の決定までやっていますから。その機能を，特捜事件については，やはり二つの役割を分離しないと意味がないと私は感じました。

もう一つはチェック体制について，そこに外部の目，意見をどうやって入れていくのかという話です。私も，石田委員の言われたオンゴーイングあるいはリアルタイムで外部の目を入れてチェックをしていくというのはいろいろな意味で難しいのではないかと思います。一つは捜査というものは秘密保持を要するということと，外から不当な影響が及ぶという懸念もないわ

けではないということ，さらに，限られた時間の中で円滑に捜査しなければいけないということなどから，難しいように思います。その意味で，高橋委員が言われるように，内部における横からのチェックというのが，あり得る一つの方策ではないかと思います。その上で，定期的なレビュー，あるいは問題が発生したときの事後検証をやっていくときに，外部の目や意見を入れ，原因分析をして将来に向けて問題を是正していく，そういう形の方が適切ではないかというのが，私の考えです。

○高橋委員　先ほど郷原委員と宮﨑委員から言われたことに対して説明を補足したいんですが，一つは宮﨑委員が言われるのは私も全く同感です。この問題は特捜部的な問題と，それから特捜部以外にも共通した問題の二つに分けないといけない。不適切な取調べとか取調べ中心の捜査という話は特捜部に限ったことではないので，そこの仕事の品質をどうチェックしていくかという部分について言えば，当然，捜査・公判の仕方の改革と可視化の議論みたいなものとを併せながらも，さっきの個人の能力と普段の仕事ぶりのチェックを時々入れていくみたいなことをやって，特捜部に限らない全般的な取調べ等々の適正化を図るべきだと思います。それが品質だと思います。

もう一つの部分が郷原委員の言われた部分にもなりますが，専門性と言いますか，それぞれの分野ごとの知見の蓄積が必要だというのは全くおっしゃるとおりです。それを実は後で御説明しますが，分野別専門委員会というものを作って，そこでいろいろな知見を蓄積して，必ず何か大きな事件を案件として横からチェックするときには，その専門性の過去の蓄積を持った人が必ず１人入る。入らないとチェックのしようがないということだと思うんです。そういう体制で大型の事件の案件ごとのチェックをかけるということの二重体制で，いわゆる体質的全般的な話と，大きな案件の暴走を途中でピッと止めるみたいな話の２本立てにしていくということではないのかなと思います。

更に言えば，さっきの最後の３番目の組織のいわゆる毎年毎年の組織調査をやることで，全般的にさっきの例えば今までだったらば許されたようなことがもう許されないんだよということが分かって，余り意識として強くなかったようなものもちゃんと意識してやらなければならないねという現状がどのぐらい組織全体でマクロ的にやるのかというのを，また別のやり方から見てくる。この３段体制ぐらいでいると両方の問題がいけるのかなと思います。

最後に江川委員が言われた緊急の部分ですが，これは私の資料の最後の２３ページのＤ－３というところに入れたのですが，外部意見窓口の設置ということで，そういうことがタイムリーに来たときに，この外部意見窓口を作って，監査指導部みたいなところがリンクしているのがいいのかどうか分かりませんけれども，そういう部門を最高検のどこか，かなり独立したところに作って，そこから様々な監査機能をやる組織にその情報もスーッと入るというような形にして，場合によってはそこから特別監査をやるとか，というような体制のきっかけにもするような窓口を作ったら，そういう緊急対応的なものにもなるのではないかと思いましたので，それを入れてございます。

○龍岡委員　問題点については，既に多く指摘されているように思いますが，まず特捜部の存廃の関係につきましては，前に申し上げたとおりで，直ちに存廃の議論をするのではなくて，そこの問題点を探って，それに対する改善策があるかどうかということから考えていくべきではないかと思います。特捜部の存在意義というのは，やはりなくならないと思います。これからも事件というのは，先ほどの指摘されたような事件だけではなく，新たな犯罪が出てくるだろ

う。それに対して適切に対応するところがなくてはいけない。検察の役割というのは大きなものがある。そういう面で特捜部を廃止するのではなくて，そういう機能に見合うような組織体制，執務の在り方等を検討していくべきだろうと考えます。その視点としては，先ほど但木委員らの言われたように公訴官としての視点を強めていくということが大事だろうと思います。

それから監察体制ですけれども，これをリアルタイムに実施するということは，ある面では合理性があるようですけれども，検察の仕事の内容，性質からいいますと，これはやはり無理があるのではないか。また，それが適正であるかどうか，かなり問題ではないか。事件自体に対して横からチェックするというのは確かに見える面もあるけれども，事件捜査の上では問題の方がむしろ大きいのではないか。しかし，そういう外部の目が入らなければいけないというところもあるのではないか。それは，今，高橋委員等が指摘されているように，私はある期間について検察の事件捜査の在り方等についての概況報告的なものを，１年なら１年，あるいは半年ごとに，外部の人も加わった組織を作ってそこに報告してもらって，そこで意見を述べるとか批判をするという形でのチェックというのもあり得るのではないか。例えば裁判員裁判に関しては，裁判員法１０３条に運用状況の公表というのがあります。１年間の裁判員制度の運用についてのいろいろな問題点等についての報告をすることになっています。それによって裁判員制度のいろいろな問題点もまたチェックしていこうという面があるのだろうと思います。改善のための制度でもある。こういう制度もありますし，裁判所には地方裁判所委員会とか家庭裁判所委員会というのがありまして，そこの中で地裁や家裁での事件処理等についてもいろいろな外部の意見を聞く。その際に，裁判所の方から事件処理の状況等について報告されている。そういう報告に対していろいろ意見を述べられることによって，裁判運営が適切に行われるようにということで外部の目を取り入れているということだと思います。このようなことが検察についても考えられるのではないだろうかという気がいたします。

○諸石委員　特捜部の存廃といいますか，今，但木委員を始め皆様がおっしゃったように，特捜部の存在というものは必然性があるし，それを廃止する理由もないと思います。これは当然あるべきだ。ただ，それが捜査官の立場と公訴官の立場を明確にするために，公判部は特別公判部なのか公判部なのか，それとを分ける。これでいいと私は思います。

特捜は何が特別かというと，一つは権力犯罪といいますか，政官財，そういう権力に立ち向かうという性格が強い。これが一つの特徴だと思います。

それから一般刑事事件でない，特殊な知識，経験，学識，例えば新しい経理知識といいますか金融知識，そういうものを必要とする集団という性格を特捜部が持てばいいのではないか。そのためにはやはり検事に勉強しろというだけでは無理で，そのほかに検事でない人を活用する。それが検察事務官で事務官の給与の中でうまくまとまるかというのは問題でしょうから，例えば知財裁判所で特許庁からの調査官が大いに役立っている。同じようなことで専門家を，公認会計士とか税務署とかいろいろなところと交流をして，そこで検察庁の内部にそういった最新のいろいろな知識を持った人を抱えて，そこがそういう犯罪に対応していく。そういう方向で特捜部を更に強化していけばいいのではないかと思います。

それからチェック体制というのは，ある程度まとまって事後的に間違いはないかというチェックをするのと，１件ごとに現在進行中の事件の，例えば逮捕，起訴，そういうものについてアクセルを踏む人とブレーキを踏む人とを違う人にする方がいいのではないか。それが一つには捜査部と公判部を分ければ自ずからそれができる。これもあると思います。

また，常設の専門家としてブレーキ役に重点を置いた，そういう人を置くということもあり得ると思います。ただ，それは東京地検とか大阪地検では可能でしょうけれども，小さな地検では数人しかいないので，公判と捜査を分けることすら難しい。まして，そのブレーキ役とアクセル役とを違う人がやるということは言うべくしてなかなかできることではない。その場合に，それを高検がまとめてやるというのでは事後チェック，日々のチェックという意味でそれをどうするか。例えば次席検事がアクセル役が本来でしょうが，ブレーキ役を持っているんだということを職務上明確にするという，そういうふうな形でまとまって後で検証するというのは当然だろうと思います。それから大きな組織においてそうした外部からの情報の窓口であったり，いろいろなブレーキをかける人，そういう専門官を置くということもあり得る。ただ，現実に小さいところでどうするかというと名案がないなというのが今のところの私の意見でございます。

○石田委員　私が先ほどリアルタイムの検証ということを申し上げましたら，いろいろな御批判をいただきました。しかし，不正な取調べが行われている。それをもう少し大きく言えばデュープロセスに違反した捜査が行われている状況があるときは，そのときに是正をしないと後からとんでもないことになるというのが我々の経験ではないかと思います。リアルタイムの検証という言葉を当初から私は使っておりますが，その方法としては，今，議論されている取調べの録音・録画あるいは弁護人の立会権を認めるというのも一つの方法ですが，検察の内部においてもそういった検証をしなければいけないというのが私の発想であります。全部が全部そんなことできないのではないかという議論がありますけれども，全部する必要はないわけで，いろいろな苦情の申立てがあったとか，あるいは明白で現在そういう問題が起こっているという事件というのは基本的にはそれほど多くはない。例えば１週間に１回ぐらいしか恐らくない。そういうふうに期待はしていますが，そういった問題については，やはり常置の機関で，第三者の目が入ったところで捜査を行わなければいけない。検察も適正手続をしなければいけないという，プレッシャーという言葉が適当かどうか分かりませんけれども，そういう防止機能も果たすのではないかということで現実的にこういう常置の機関を作ってそうした検証をするということは，私はそれほど難しい問題ではないのではないかと思います。

もちろん先ほどから議論されておりますように，公訴と捜査を分けるというのも一つの方法かもしれません。先ほど但木委員もおっしゃったように，特別公判部で起訴をさせる，そして公判でいろいろな恥をかく可能性もあるというふうなことをおっしゃいましたが，正にそのとおりかもしれません。しかし，例えば，特別公判部はリクルート事件のときに東京地検で初めてできたというふうに理解しております。そのときはむしろ捜査をやった人たちが特別公判部に来て、そして捜査と公判を一体化させて弁護団と対決をする，こういう構造だったわけです。今の検事総長もそこにいらっしゃいましたけれども，そういうようなことであればむしろおかしくなってしまうわけですので，イメージとしてなかなか検察庁内部で捜査と公判を分けるというのが，例えば警察と検察との関係ということではないわけですから，なかなかイメージがつかめないわけです。

例えば，任意性が否定された事例などでも警察で取調べをやり，検察で取調べをやる。その中で検察官調書も任意性が否定されるという例があります。それは警察の取調べが遮断されていないから検察官調書も任意性が否定されるという，こういうケースが多くありますよね。同じところの同じ官庁で捜査と公判を仮に分けたとしても，そういったデュープロセスをちゃん

と監視するようなシステムにはならないのではないかと思います。

そして，私がリアルタイムの検証と言っているのは事実関係がどうなのかということのチェックをするということではなくて，基本的にはデュープロセスが行われているかどうかをその点に限ってでもいいから，そういうシステムを作ったらどうかということを申し上げているということを付言しておきたいと思います。

○但木委員　石田委員が言われることは誠によく分かるのですが，ただ検察の捜査というのは独立性を持っていて，捜査の進展というのは極めて微妙な問題をはらんでいるので，それをリアルタイムに第三者に開示することはなかなか難しい。開示する相手の人選は更に難しいという問題がございます。私はそうした問題を全部考えた上で，一番良いのは捜査と公訴の機能を分化させることだと考えたのです。

確かにあのときの特別公判部を想定されたら，それは意味がないぞと言われたら全く意味がないんです。私は公判部でいいと思うんですが，仮に特捜部に対応するそういうものを置くとしたら，それはリクルート事件のときとは全く違って，捜査部を応援するものではなく，むしろ公訴官の立場で冷静かつ公正に証拠を，そして起訴価値を判断する，そういう検察官の役割を果たす公判部というものを特別に作るのなら作ってもいいし，作らないで今の公判部でおやりになるのならやる。検察の独立制というものと微妙な捜査過程を考えていろいろ考えると，そこら辺が限界かなと思います。

それから石田委員がおっしゃったことでなるほどと思ったのは，リアルタイムの苦情を誰が受け付けてくれるのだというのは，実は，今，異議申立てというのはありますが，それは地検で終わってしまうんです。これはどうかなと思います。リアルタイムにやるとしても検察部内でやるべきですが，せめて高検とか，場合によっては最高検，非常上告みたいなものがあるかどうか知りませんけれども，捜査における捜査中の事件に迅速に対応できるような組織内のものというのはおっしゃるように何か考えなければいけないのかなと思いました。

○佐藤委員　チェックという問題ですけれども，私は捜査の実際というものを考えますと，この問題，この件に関する最大のチェック方法は何かといえば，それは捜査権と公訴権の分離が最高のチェック方法だと思っています。これなくして如何なる装置を整えてもチェックというものは有効とならない，これは確信をいたします。したがって，捜査権と公訴権を保有する部署を別にするということが大前提になるべきだと思います。それをどこがそれぞれ保有することとするのがいいかというのは，それは検討されるべきだろうと思います。

それからリアルタイムのチェックといいますのは，これは，今，但木委員が言われたように，私も時々刻々と動いていく捜査，しかもずっと１人だけの被疑者あるいは数人だけの被疑者について捜査をしていく，取調べをしていくという，そんなものではなくて，日々新たな参考人及び新たな被疑者を調べ，新たな捜索をやり，そういうことが毎日展開をしていくという捜査の実際を考えますと，リアルタイムでその捜査過程を監視するということは至難のことであろうと思います。ただし，実際に被疑者について非常に困った事態が生じているなどの具体的な情報があったときに，それを放置することはできないという意味における監視装置というのは必要だろうと思います。

また，高橋委員が言われたように，一定の期間を置いて，定期的にそういうものの総体としてのチェックをしていくということも有効だろうと思いますけれども，チェックの仕方については私はそのように思います。

したがって，整理をいたしますと，捜査権と公訴権をまず分離するということに踏み切る。その上で，どこが公訴権を持つのが一番良いかということは重々検討があるべきだ。それから，リアルタイムでの監視というのは実効性に疑問なしとしない。したがって，苦情等があったときに監視するシステムと定期的に監視するシステム，これは整えるべきではないか。以上が意見でございます。

○江川委員　先ほど井上委員の発言で，私は結構誤解されているような気がするんですが，私も何も捜査と公判を分けることに反対しているわけではないのであります。特捜部という部そのものを存置することに反対しているのであって，それでしたら独自捜査をしたものは捜査と公判，起訴をしっかり分けるということにすれば，それはそれでいいのではないかと思っているので補足させてください。

それから，宮﨑委員が特捜部の存廃に話を持っていくのではなくて全体をとおっしゃいました。私も可視化の議論はこの後，別の機会にしっかりするべきだと思いますが，可視化さえすれば特捜部はそのままでいいのかというと，私はそうではないのではないかと思いました。先ほど但木委員から名古屋のお話がありましたけれども，名古屋に関しては，村瀬さんの方からもヒアリングがありますし，次回たっぷりお話しする機会があると思いますが，名古屋はそれだけではなくて，本当に談合事件の細かいやつを一生懸命探して，探して，探しまくって，えん罪めいたものを作ったということも実はあるのでありまして。やはり特捜部という看板があるがゆえにやらなければいけないというプレッシャーがあったことは事実だと思います。

また，大阪地検の特捜部に関して言うと，ついこの間の東警察署などの事件を担当した検事は，自分が任意性を飛ばされたということに関して，私たちのヒアリングに全く反省の色を示していない。どこが問題か分かっていないという，そういう人に警察の暴言事件の捜査を任せるような特捜部の感覚というのは，これだけのいろいろな問題が指摘されていながら，結局まだ分かっていないとしか言いようがなくて，これは自浄能力ということに期待はできないと思いました。

あと東京の特捜部ですが，今回はヒアリングはありませんけれども，先ほど郷原委員からもありました乙２事件について，私も関係者から話を聞きましたが，この大阪の事件と同じような，あるいはこの間ヒアリングをやったような枚方市の小堀さんのような余りにもひどい取調べがあったことも事実です。

ついこの間，陸山会事件の初公判を私は傍聴していて，私は本当にびっくりしたんですが，お配りしてあるのは傍聴記の記事になったやつをお配りしましたが，その第２パラグラフを見ていただくと分かると思うんです。前田元検事が大久保元秘書の取調べを担当しているわけですが，弁護人の話によるとほとんど検察事務官を立ち会わせず単独で取調べたということです。完全密室です。そしてその中で急に号泣したり，意味不明なことを言ったりして被疑者が不安に陥ったという話がありました。１日たまたまということならば気が付かなかったということもあるでしょうけれども，もしこれが本当だったら，やはり検察事務官を排除するということが常態化していた取調べを東京地検特捜部は許したのかということにもなるわけです。そこのところは東京地検の方の説明を求めないと分からないですが，こうした取りあえず特捜部ならではの問題があることも確かなので，１回廃止して刑事部に組み入れて，そこの中でしっかり必要な捜査をしてもらう。何も国民は特捜部の存続を望んでいるわけでなくて，問題があったときにきちっと適切な捜査をすることを望んでいるのす。特捜部まずありきというような議論

は違うと思います。もし，これでやってみて，本当にそれが必要なんだということであれば，また改めて必要なところに必要な部署を作ればいいのではないかなと思います。

それから１点，チェックシステムですが，石田委員が常設の機関として外部の人間を中心にとおっしゃっています。確かにこれは私も１度考えたのですけれども，本当に緊急対応，２４時間３６５日の対応ができるのかということを考えると，さっき私が申し上げたように２段階方式，つまり第１段階の緊急対応は内部で，例えば高検など，直接の捜査と関係のないところに常設の担当者を置いて，そこでまず対応する。そして，その対応の仕方を外部がチェックするという，この二重のシステムの方が私は現実的ではないかなというような気がいたしました。

○郷原委員　捜査と公判の分離論に関してですが，確かに捜査の適正化という面で非常に有効な手段だと思いますが，現実的に考えてみますと，いろいろ問題があるような気がします。今の特捜部について考えると，まず一つは国税局から告発される税金事件ですね。それからその他の公正取引委員会，証券取引等監視委員会等の事件，こういったところは告発をしてくるところですから起訴してもらうことに意味があるわけであって，もし特捜部から公訴権が切り離されるということになると，そういう国税局等の機関との関係では余り意味がないわけです。そうすると残った部分ですね。裸のままの捜査機関としての特捜部というのは一体どんな機関になるのだろうか。いわゆる岡っ引き的な部分が残るわけですが，はっきり言って国税局とかそういう機関と切り離された，自前で全部端緒を得ていく捜査機関として特捜部にそんなに力があるかと言ったら，私は決してそうは思いません。ですからちょっとイメージが湧かないところがあります。

それからもう一つは地方です。地方は捜査部門と公訴の部門を切り離すことはできないと思いますから，事実上，地方では独自捜査はできないということになると思います。先ほど話しかけた例は，私が言いたかったのは，あれは地方で言ってみれば，血気盛んに地方の地検で独自捜査でやろうとして，非常に大きな問題か出てきて，高検に報告したところ，当時の検事長がこれは行政のいい加減さみたいなものもあるのではないかということを適切に指摘していただいて，いろいろ調べていったら確かに自分たちが考えていたのと全然違う世界があった。それは厚労省の行政という面で，今回の大阪の事件とも非常に似た面があるんですね。それから文書犯罪というものの難しさもそうでした。そういうふうにして捜査権と公訴権が結び付いていても適切に経験知が活用されれば私はうまくいく余地もあると思いますし，まだまだ努力はできるのではないかと思います。残念ながら今の捜査，検察の現状を考えると，捜査権と公訴権の分離というのが本当に現実的に正しい手段なのかというのはちょっと私は疑問です。

○龍岡委員　特捜の関係のお話ですけれども，今，郷原委員が言われたこと，私もうなずけるところがあります。確かに東京のような大きな組織では体制を組んでやることはできると思います。大阪もある程度できるでしょう。しかし地方の問題。そうすると，これは道州制ではありませんけれどもブロックで対応するという方法もあり得るだろうと思います。それから，江川委員から初めに特捜部ありきの議論ではないかと言われましたけれども，先ほど申し上げたように特捜部が果たしてきた役割，機能を前提として議論していくべきではないか。その上で改善方策が考えられるべきだと一言付け加えたいと思います。

それから，先ほど言い忘れたのですが，苦情の問題はやはりあり得ると思います。捜査について行き過ぎがあったのではないかというような場合，恐らく弁護人の被疑者との接見の中から改善を求められることはあるだろう。これに対する対応策は考えられなければならない場合

があるだろう。終わってからではどうしようもないということがあるわけです。そうすると苦情処理を受け付けるところがなければならない。それを外部の方が入ったところでやるかというと，この点は江川委員が言われるとおりで，第一次的にはそれは難しい。やはり検察の内部に地検なり高検なりどこでもいいんですが，考えて，そういう部門を作る。作って受け付けるということと，それからそれに対してどういう対応をしたかということを必ず外に対して報告する。それに例えば報告を受ける委員会だか，外部的な組織をもしできれば，それを作って，そこに報告させることによってそういう問題の解消を少しずつ図っていくということは現実的ではないのだろうかと思います。

○高橋委員　今のお話に絡むのですけれども，私がＡ－１というところで案件ごとの品質監査を指導監査部という，これは仮称ですけれども最高検につくって，横からのチェックを入れるようにと書いたんですが，ちょっとこの説明が足りなかったかもしれませんが，私はこの場合はどっちかといいうと本当にリアルタイムというよりも起訴の時点とかで，今までも決裁で上に上げるわけです。大きい事件を上に。起訴の時点とかの決裁と同じ仕組みで最終決定する前にここをクリアしないと起訴の決断ができないという形の監査のイメージで，それをさっきの郷原委員が言われているような専門性の蓄積をした人も入れて横からの最高検ぐらいの独立性の高いところから重要案件は全部起訴の直前に上司だけでなく横も含めて決裁を受けるというイメージに近いです。

それに対して今の龍岡委員のお話，それから江川委員のお話と同じようにクレームが出た場合は一番最後のＤの部分に書いたのですが，これは同じ部分にいくのが一番良いと思いますが，指導監査部みたいなところにパッと行って，その場合には起訴までの判断を待つか，待たないかと関係なくリアルタイムで必要なものはアクションをとる。例えば特別監査とか臨時監査と称してもいいと思いますが，というものをやるというようなイメージで，それを半年間，両方のもの，リアルタイムのものと決裁的なものの二つを半年間どんなふうにやってきたのを外部の委員も見て，全部，そのプロセスをチェックする。そんなイメージでこの指導監査部という名前にしたんです。そんな感じでイメージしました。補足の説明です。

○石田委員　先ほど私が申し上げた外部から人材を登用するという，チェック機関としてですね。私が申し上げたのはペーパーにも書いてありますが，外部委員というとパートタイマーみたいにとられるかもしれませんけれども，そうではなくて裁判官であるとか弁護士とかそういう人からチェック体制の中にいわゆるメンバーとして取り込んで，そうした組織を作るべきだ。なぜこういうことを言うかといいますと，例えば高検，キャリアの検事さんが苦情処理の窓口となったとしても，それほど信用できないということなんです。ですから，そうではなくてむしろ違うところから外部の血を入れた組織を作らなければいけないということを申し上げているんです。

○千葉座長　それぞれの御意見，そしてまたそれを踏まえての補足をしていただくなど，大変活発な意見交換になったかと思っております。これについては，今日の御議論等々を踏まえつつ，少し整理しながら，また御議論をいただくという次の段階があろうかと思いますので，取りあえずこの辺りで「検察の組織とチェック」という課題については一区切りさせていただきたいと思っております。

ここで１０分間の休憩をとらせていただいて，再開後「人事・教育・倫理」というテーマで議論をしてまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

（休　　憩）

３　「検察官の人事・教育・倫理」についての議論

○千葉座長　議事を再開をしたいと思います。これから議事次第の３番目，「検察官の人事・教育・倫理」についての議論に移らせていただきます。このテーマにつきましても高橋委員から問題の御提起をいただきますので，まず高橋委員から御発言をいただき，また皆さんから活発な御議論をいただければと思っております。

○高橋委員　私は人事の部分で特に重要なのは能力開発の部分というのがあって，結局，能力が不足で組織に無理が出てきている。その能力不足をカバーするために無理が出てきているという部分も多分にあるのではないかなと思っています。冒頭の方にも書きましたが，能力不足に陥る原因は当然ですけれども，いろいろな意味でのプレッシャーに挟まれているという部分と，それから変化に十分ついていけていないという，専門性の深掘りが十分でないとか，いろいろな部分がありますが，その能力で大きく三つに分けました。１９ページを見ていただきますと，まず一番最初にくるのが上級幹部，中堅幹部の役割とは何なのかということをまかり間違っても具体的な案件について上からアクセルを踏む役割ではないよというような部分の再定義を明確にし，リーダーシップコンピタンシーと，これはよく民間企業でも言うんですが，リーダーに求められる思考や行動特性やスキル等について何が重要なのかを具体的に明確に書き下すこと。そして，そういうリーダーシップを自分が発揮できているのかをよく内省してもらって自己変容してもらう。徹底してやるまで追い続けるというような非常にしつこく，ねちっこくやっていくプログラムが必要だと思います。さっきの野田先生のお話ではないですが，人間変わるのには時間がかかりますので。

例えば，具体的に方法論でいいますと，多面評価なども部下，上司，あるいは同僚からの評価も，いきなり人事とか給与に結び付けようと思いますと大変抵抗が強いのですが，まずは自己変容なんだと，飽くまでも自分の気付きに使ってくださいということで多面評価をする。そして，よく使うテクニックですが，例えば自分で先に自己評価をしておいて，「周りの人の評価と比べてどこが同じだけど，どこが違いますね。あなたは皆さんからこう思われていますよ。どうしてそう思われるのでしょうね。今，コンピタンシーはこのように定義されていますよね。こういう行動をしてほしいんです。何が自分には不足だと思いますか。どう変えたいんですか。だったら変えると言ったら変えてくださいね。」と言って，その後必要によってはコーチとかをつけて。私もお手伝いしているケースでありますけれども，こう変わるんだと言って６か月間のプログラムがありました。毎月毎月，月に１回２回コーチから電話がかかってきて，大丈夫ですか，やっていますか，やっていますか，というようなことをずっとフォローしていて，もう１回，例えば半年後，１年後に多面評価をやって，本当に自分は変わるのだと言った部分が変わっているかどうかをちゃんとチェックしますよ。ポイントになるのは最初から多面評価のポイントの高い人がすばらしい人だというのではないんですねと。一番リーダーに求められるのは，自分で変わろうと思ったところの変容ができる人かどうかを見ているんですよというメッセージをしっかり与えていただいて，意識改革ですよね。自分の役割はもう違うんだ，過去の蓄積の上にないんだ，今までの経験の上にあるものではないのだということをよく理解し

ていただくようなプログラムを時間をかけてじっくりと，少なくとも検事正クラスは是非，検事正クラスは典型的なターゲットだと思いますが，その辺りはやっていきたい。それで行動変容を促す。

もう１点が専門性です。先ほどから出ております郷原委員のお話に近いです。私が思い付くだけでも，医療・介護，医療と介護を分けたのは介護というのは単に医療的な部分の介護だけでなく，介護疲れ殺人とか介護の実態はどうなっているのだというのはかなり重要な部分もあると思います。それから金融等です。特殊過失，交通，例えば鉄道とか飛行機などもそうです。それから精神医学系。これはアスペルガーとかそういった問題もございます。それから当然知的障害のケースもある。

それから更生なんていうのもまだ科学が日本は足りないのだろうなと思うんです。本当に人間というのはどうなったらどう更生するのかという科学的な分析やデータを基に更生可能性を判断する，専門性とかそんなところをですね。

こういうそれぞれの分野で１０個ぐらいかなと思いますが，分野別専門委員会というものを持っていく。この専門性を蓄積するには二つの方法が一般的にあります。一つは，そういう専門的な知見の研究開発を専門にやる部署を１個作るという方法と，もう一つは普段仕事をしている人たちを幾つかのグループに分けて，その人たちがそれぞれの分野の専門性を普段の仕事をやりながら並行してやる。一般的にプロフェッショナルな世界は後者でないと機能しないんです。研究開発部門を別に設けても，そこは自己満足的な専門性の蓄積をやるだけで，実際の仕事にうまく活用できないということが非常によく起こるので，基本的にはそれぞれのキャリアの中で一定レベルになったら必ず専門性の分野を１個ぐらいは持っていないといけないんだと。それはみんなで分担して持つんだという形にして，通常の所属組織とは横のマトリックス的な組織で，委員会といいますか，何と呼ぶかは別ですけれども，そこに所属するということだと思います。そこの所属の最大のポイントの一つは，それに関する知見を全部，今までの失敗例・成功例を含めて検察が扱った事例がどうなったかを全部そこで蓄積していく。

（後藤委員退室）

さっきの郷原委員の言うように，その専門的な知見を活用していく。もう一つが外部のその分野の専門家と連携し，その人たちから何かというと教えてもらうということです。その専門性の高い人は特に専門分野の委員として認知を受ける。発言的には検事正クラスと同じぐらいに，専門分野の専門員となってくると組織の中での地位といいますか，権威的なものも非常に高いというものを作られたらどうだろうかということです。

もう一つこれに関わるところで後ろの方，２２ページのＣ－４の２番目の●にありますが，これが先ほどの御意見にもあったものに近いんですが，専門官制度というものです。今の検事で，もちろん弁護士経験とか多様な経験で検事として採用するのも，もちろん一つの方法ですが限界があります。かといって検察事務官というのは明らかに検事と今の組織の中では上下関係，例えば医師と看護師的なイメージですね。医療機関になると。どうしてもそうなりやすい。どちらかというと検事に準ずる形で，例えば外務省でいえば専門官というのがありますが，専門性の分野が非常に高い人を違う形で専門官として何かそういう制度が作れないのかな。それは基本的には中途採用でそういう専門的な人を採ってくるか，あるいは行政機関の中で例えば金融庁等もそうですが，非常に専門性と経験の高い人を転籍出向で来てもらうか。もう一つは検察事務官の中で非常に専門性を自分で勉強もし，努力してきた人を検察事務官から登用する

形でやる。だから位置付け的においてほとんど副検事と同等か，場合によってはそれより少し上ぐらいの位置付けの専門官というものを分野ごとに何人かずつ作るというのと併せて専門委員会をやって，専門性を組織的に蓄積していく仕組みを作ったらどうかということでございます。

そして２１ページにありますのが，基盤的職務能力の向上です。これはむしろ専門的な部分でなく取調べ，供述調書の作り方を含めて，いわゆる不適切なヒヤリハット的なやつがたくさんそこら中で起きているのだという宮﨑委員の御意見もございました。いずれにしてもこの部分の基盤的能力というものが弱まっている可能性がある。医師の世界でも最近，ＰＣを使ってカルテを打ち込みながら患者の顔も見ないで診断する人がいるというのが大問題になっているわけです。いろいろな意味で基盤的能力をもう１回しっかり作り直そうよということであります。

例えばそもそも基盤的能力とは何なのかということを明文化してしっかり捉えるということも必要でしょうし，更には初任の検事の最初の数年間の指導体制をもっと充実することも重要でしょうが，日常的なやり方，例えばさっきお話がどこかであったと思いますが，弁護士で確か事例をお互いに持ち寄るというのがありましたが。医師のカンファレンスというのは正にこれです。いろいろな事例を持ち寄って経験豊かな人，あるいは若い人が持ち寄ってきて，これについて私はこう思うんですけどというのに経験豊かな人もいろいろなディスカッションをしていくという，いわゆる事例共有ですね。日常的に普段から職場で事例共有の時間をとる。エアラインでいいますと乙１０社等はずっとやっておりますが，フライトが終わった後に毎フライトごとキャビンアテンダントが集まって，今日のフライトの反省点，どこが良くてどこはもっとこうすれば良かったというのを必ず事例を共有する。

我々の様々なデータを取ってみても一番自分の成長に役立っているのは何かといろいろな質問をしますと，データ的に言っても同僚との事例の共有というのが今非常に比重が高くなっています。先輩や上司から教えてもらったことよりも同僚との事例の共有の方が点数が高いんです，学習との関係でいきますと。変化の激しい時代ですから，正にそれなんですね。ですからそういう事例の共有とかお互いを指摘し合う文化，医師の世界でも最近カルテをイントラネットでお互いに公開し合って，お互い同僚同士が同僚のカルテとその見立てを，この見方ってこう簡単に言っているけれども，こういう可能性を考えたのかみたいなことをお互いにコメントし合う，イントラネットで。そういうことをやっている病院もあると聞きます。例えばそういうふうにお互いに刺激し合ったり教え合ったり，事例を共有するような仕組みを，それは初任が終わった後も継続的に職場でみんなが参加してやるような仕組みですね。裁判員裁判でそれに近いものを一部やっていたと思いますが，そういうものを通常の全ての業務においてしっかりと入れていただきたい，一定時間をもって入れるということであります。

それから，人事革新のお話を幾つかさせていただくと，一つが多角的人事情報収集と登用への活用です。多面評価というのはもちろん給料を決めたり，直接つくるといきなりやるわけにはいきませんけれども，いろいろな研修のときの状況とか，いろいろな先ほどの案件監査，それから個人の職務能力監査を含めたいろいろなデータが集まってきます。多面的なデータがいろいろ集まってきます。プロセス的なデータも集まってきます。それを集中的に管理して，特に重要なポストに登用するときには本当にこの人間は識見，人格を含めて間違いがない人間なのかということを相当多面的な情報からチェックできるようなものがないと，やはり誤った登

用が起きるのではないのかなということで，この体制をしっかりとつくっていただきたなということです。

それからもう一つは，これは官庁全般で今問題ではございますが，幹部人事の異動の期間が早すぎるのではないかと私は思います。個別の案件の決裁を受けて，豊かな経験をもとに指導するのであれば１年で替わってもいいのですが，この組織をどう変えるんだ，自分のリーダーシップを変革し，この組織をどう変えて学習する組織に変えていくんだということをやったらもっと時間がかかります。ですから１年や１年半で替えずに幹部の異動期間を長期化させる。ただそうすると人事機能全体にいろいろな影響を及ぼしますので，たとえばキャリアパスを複線化するとか，上にいくだけがキャリアでないとか，いろいろな仕組みで多様なキャリア形成のパターンを推進することによって長期化しやすくするという施策も必要だろうというふうに思います。

それから，もう一つが適切な働き方の確保，Ｃ－３，２２ページであります。これは証明はできていませんが，私は何となく感じているのは今回の様々の問題の一つの背景になってきているのが，大阪地検の場合は特にあるかもしれませんが，裁判員裁判制度が入ってから以降，やはり多忙を極めている。この多忙を極める中で人間というのは余り忙しくなると思考停止になります。その影響がなかったと言えないのではないか。ということで，みんな勤務状況はどうなっているのか。独任官は当然残業の対象ではありませんが，しかしながら，今，安全配慮義務というのは極めて厚生労働省も厳しく問うわけです。まかり間違ってもメンタルから最悪の事態が起きたりすると，これは検事も検察事務官もそうですけれども，検察庁としても大変なダメージを今度は受けると思います。そういうことも含めて適切な業務ができるぐらいの状況にあるのかどうかを常にウォッチして，状況によってはパッと陣容を増強するとか，体制を変えるということができるような仕組みをつくっていただくことが重要ではないかということであります。

そして，付け加えさせていただくと，Ｃ－４，多様性の向上ということです。これはここに書いてあるとおりでございます。いろいろなバックグラウンドのある人を採りましょう，あるいは専門官制度を作りましょうということで，組織の中の構成人員の多様化をもっと図りましょうということです。

最後に実効ある組織改革の継続と効果測定です。今までも，検察庁では，いろいろな改革は少しずつやられてきた部分があるようです。でも，日本の民間企業も大体そういうところが多いんですが，何か新しい改革運動をやるのですが，いつの間にか立ち消えになってしまうということが非常に多いんです。ですから，そういうことがないように継続していくためにも，まずは上級幹部によるビジョン合宿を定期的にやっていただきたい。行動規範も先ほどのお話のように，野田先生のお話にもありましたように変化していきます。毎年１回ぐらいは我々の本来の役割どうなんだ，行動規範どおり本当にみんな変わっているのか，何が問題なのかというようなことを，これは合宿でディスカッションいただきたいということです。

一つありますのは，各専門委員会では専門分野の検察の在り方というものを提言するんです，このビジョンに。私は前にもちょっと書きましたけれども，これは何かというと，冒頭のこのレポート，私のレポートにも書きましたが，分野ごとに取りあえず何か端緒があって大玉が取れそうだったらいくかというやり方があっては決してならない。ということはどういうことかというと，例えば，特定の経済事犯や医療過誤などは正にそうだと思いますが，それぞれの専

門分野で検察がいわゆる刑事事件として立証することによって果たす役割はどのぐらいのものからそうなのかというようなガイドラインのようなものを事前にディスカッションしないで，たまたま端緒があったからやりましたというのではまた同じような問題を起こしかねないということなので，各専門委員会でそれぞれ専門分野で我々が果たすべき役割というのは，このそれぞれの専門分野で刑事事件として刑事責任を追及する役割はどのぐらいの部分が一番重要なんだということを提案してもらって，本当にこれでいいのかどうかということをこのビジョン合宿で，毎年ビジョンレベルの話は徹底的に幹部が合宿で丸々１日はやってほしいなということでございます。なおかつ，そこで毎年毎年本当に改革が進捗しているのかということをビジョン合宿で確認する。３年，５年続けてそれをやり続けていただきたい。

さらに，その推進担当部署を設けて本当の全ての改革がちゃんと進んでいるのかどうかを検証し報告するというような検察改革推進部と仮称，名前は付きましたが，人数はそんなになくてもいいんですがそういう部門を作って，先ほど野田先生も言われていましたが，例えば乙６社の強さというのは一言でいいますとねちっこさにあるわけです。言い出したことは絶対にやり続けるというところだと思います。世界の優秀な企業はほかとどこが違うかというと，やっていることは必ずしもそんな突飛ではないけれども，絶対にできるまでやり続けるというところの執念がものすごく違うような感じがするんです。それを入れるためにも組織的にそれを絶対に追い続けるという部門もどこかに作っていただいたらいいのではないか，こういうことでございます。

○千葉座長　ありがとうございました。問題提起まとめていただきました。皆さんから更にいろいろな御意見をいただきたいと思います。

○江川委員　倫理や教育，人事などに関してですが，今日，資料として配りました中に「倫理規定について」というペラの裏表のがあります。先ほどのヒアリングの中から自発的にそういうものが出てくるのが大事だという話がありましたけれども，そういった雰囲気あるいは価値観が育つにはものすごく時間がかかるということもあり，今，ちゃんと検察官としてあるべき姿は何かという，国民が求めるものとしてある種の倫理規程というものをこちらの方で提案するということは必要なのではないかと思います。その中には，例えば検察の役割というのは事案の真相を明らかにすることに努めることであって，人を逮捕したり，あるいは有罪判決をとることではないという全体的なところから，そのためには被疑者に有利な証拠も積極的に開示しなければいけないとか，あるいは検察がメディアや国民に対して行う情報提供というのはできる限りオープンな環境でなければならないとか，裏側には如何なる証拠も改変してはならないという，こんなの当たり前ではないかと思うかもしれませんが，実際に幾つかのケースが起きているわけです。少なくとも複数起きているわけです。そういったことを盛り込んだものを入れて，そういうものを提案したのをたたき台にして，先ほど高橋委員がおっしゃったようないろいろな中での検討会というもので，これについて自分たちはどう考えるかを議論していただく一つの案みたいなものをこの委員会として出したらいいのではないかと思います。私が書いたのは今までいろいろ見聞きしたことを基本に書いてみましたけれども，そこで実務をやっていらっしゃる方にこういうものが必要なのではないかとか，こういう表現はどうなのかということをもう少し揉んでいただければいいなと思いました。

それからもう一つは，教育の中に含まれると思うのですけれども，いろいろな事件が終結した後，裁判の判決が確定しましたと。一応終わった後に例えば無罪事件が出た，あるいは判決

の中で任意性がけられたとか幾つかいろいろな問題点が出てくることがあります。例えば，知的障害のある方の取調べをやって，犯人だと思ったけれども，実際は別に犯人で出てきてしまった。そういうように後からいろいろなことが分かるケースもあります。そういった失敗事例についてちゃんと検証するという，そしてその失敗を共有化することが大事なのではないかと。

宇都宮で知的障害の方の事件があった後，貝塚の放火事件でも知的障害の方の事件がありました。そういった失敗例が共有化されていないがために，あちこちで似たような事件があるいは似たような失敗があるという可能性があると思います。そのためには既に評価が定められるようなケースについて，どうしてこういうことになってしまったのかということを検証するような外部を交えたチームが必要ではないか。それはとにかくいろいろなことを言ってもらうけれども，それに対して処罰をしたり責めるということはまずしない。むしろ原因を突き止める，あるいはそのときの背景を知るということをメインにした，そういったチームを作って，そしてそれはいろいろな研修のときに活用してもらう。そしてその失敗の原因やプロセスなどを全国の検事さんに共有化してもらう。そういうところはやはりセクションが必要ではないかと思うんです。その材料を先ほど高橋委員がおっしゃったように職場での会議のところで自分だったらどうするとか，自分も似たような体験があったとかディスカッションすることで体験を血肉に溶かしてもらう。そういうことができたらいいなということで提案をします。

先ほど，私が提案したのは人権侵害をストップさせるとか，問題があったらそれに対して処罰まではいかなくても対処するという，どちらかというと厳しい面があったわけです。今回のもう一つのチームの場合は全く教訓を学んで教育に生かすという，そういうチームが別個な組織として私は必要なのではないか。一緒にすると処罰されるのか，教育に使われるか分からないということになりかねないのではないかなと。これはどこに置くかはいろいろな方々の知恵をいただきたいなと思っています。

○郷原委員　過去の失敗の経験から学ぶということは最も重要なことなのに，今まで余り検察の組織はやってこなかった。これは先ほど来高橋委員が話されていること，今，江川委員が言われていることも全く同じだと思います。私もこの紙の最後のところに書かせていただきました。これは新たな専門分野の知識ということもさることながら，捜査の実務の中で今まで多くのものが得られているはずで，それを問題意識をもって考えるかどうかということだと思うんです。内部でも，今までは上司との間の本当に単線的なラインだったので気が付かなかったことが，横でみんなで考えていけば見えてくるのではないかと思いますので，そういった経験知を生かすことが人事，教育という面でも重要だと思います。

もう一つ，根本的にこれから先の検察の組織の人事，キャリアというのをどういうふうにイメージするかということです。アメリカのような４０代の前半ぐらいで現場の検事はおおむね辞めて，後は政治任用で幹部の方は登用されるというシステムと，私も余り詳しくはありませんが，以前，出張した際に会ったドイツの検事の話のよると，ドイツの検察官は専門性が高くて博士号を持ったような検事もたくさんいるということでした。そういう人たちがずっと一生そういうキャリアでやっていく。日本の場合はどちらでもなくて，現場ではめちゃくちゃ大変な思いをして働くけれども，ある一定の年次以降は何となく希薄になっていって，リーダーシップがあるわけではない，専門性があるわけでもないという部分が全体としては労働生産性的に非常に無駄になっているのではないか。先ほど高橋委員が言われたような組織全体の知的なパワーを高めていく，品質を上げていくためにはやはり無駄なところをもうちょっときちんと

整理もしていかなければいけない。そういう意味では今のような先ほどのヒアリングで地域割りの事業部みたいな組織だと言われておりましたけれども，そういう形だけでこれから１０年先，２０年先の検察はいいのか。もう少し大きな長期的な人事のビジョンというものを考えてみる必要があるのではないかという気がします。

○宮﨑委員　前回，倫理についても簡単に言及しておりますが，今日は「教育研修の在り方について」というペーパーと「検察官倫理について」というペーパーを二つ出させていただいています。まず申し上げたいのは，教育研修の在り方についてであります。高橋委員からどのようなトレーニング方法がいいのか，あるいはどういう体制がいいのかということをお話になりましたけれども，要はそういう教育の中で教えられるべき内容であろうかと思います。我々の方ではそもそも検察官については人権教育がほとんどなされていなかったのではないか，このように考えているところです。私も最近，こういう委員になりまして司法研修所の検察講義案というものを読ませていただきましたけれども，検察官の心構えというところで被告人の人権に触れているところがないなと，こういう具合に思いました。犯罪被害者の取扱いについては数行書いてあり，ただ被告人，被疑者の心情に思いをいたして適切な取調べをせよ，こういうことが心構えのところに書いてあるなと思いました。

それをなぜ言うかというと，従来から日弁連も申入れをしているところでありますけれども，例えば国際機関から再三人権教育をしろ，こういう勧告，意見を受けているわけであります。自由権規約委員会の日本政府の報告書審査では，法律家に対する国際人権法教育について次のような勧告がなされています。１９９８年と２００８年，１０年後の２００８年とです。その中でいずれも委員会は裁判官，検察官及び行政官に対し，規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有するというのが１９９８年であります。２００８年につきましても，締約国は規約の適用と解釈が，裁判官，検察官及び弁護士のための専門的教育の一部に組み込まれることが必要である，こういう勧告をしているわけであります。そういう形でページをめくって２ページですけれども，今回のえん罪とか，あるいは証拠の偽造とか，あるいは調書の押し付けとか，こういうことをなくすためには法曹倫理と国際自由権規約の解釈，適用を中核とする国際人権法に基づく刑事司法の在り方についての教育・研修を義務付けるように要請をされているわけです。その結果，裁判所は２ページの真ん中ぐらいですけれども，裁判所，司法研修所の教育と裁判官の新任・継続研修についてはこういう勧告を受けて，裁判官の新任研修においては自由権規約委員会の委員による講義等がなされるなどしているわけですけれども，検察官に対する新任研修や継続研修でこのような研修を実施されたという報告は受けていないわけであります。したがいまして，少なくとも国際人権法の諸原則に従った捜査・公判の在り方についての教育・研修を必ず実施するということをするべきではないか，このように考えているわけであります。

その中身ですけれども国際人権に関する中身につきましては例えば３ページの四角の中で書かせていただいたおりますが，捜査や公判の過程において講義ではなくて具体的なケースに則して，高橋委員がおっしゃっておられますけれども，問題解決型のそういう内容を教育内容として取り入れることが必要ではないか，このように考えております。

ちなみに３ページの欄外で注３として書かせていただきましたけれども，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の１３条３項は刑務官には被収容者の人権に関する理解を深めさせという，こういう形で知識，技能を習得させる，こういう条文になっておりまして，既に

刑務官に対する人権教育・研修においてはロールプレイ方式などを活用した実務研修が取り入れられているところであります。

検察の講義案ということだけでなしに，高橋委員におっしゃったように国際人権規約に基づく人権教育をしつこくしつこく教育をしていただく。こういうことが必要ではないのかなと考えているところであります。

また，仕事に就いてからだけでなく，法科大学院の教育も重要でありますけれども，法曹倫理のテキストについてやはり検察官倫理というものは我が国で成文化されていないものですから，法科大学院については弁護士倫理の教育はかなり詳細に行われているわけでありますけれども，検察官倫理についての教育は極めて手薄である，このように考えているところであります。

以上，教育・研修について，その中身について人権教育を充実すべきではないか，と申し上げました。また倫理につきましては検察官倫理について，これから考えるかとか，練り上げていくかということもありますが，既に様々な国際会議において検察官の倫理というものについてはかなり成文化されたものがあるわけであります。これらのものを参考にして検察官倫理を早急に定める。グローバルスタンダードで検察官の役割，倫理について成文化していくことが必要ではないか，このように考えているところであります。

○石田委員　先ほどお配りしましたペーパーの前半の部分，検察官の倫理・行為規範ということについて私の考えを述べたいと思います。今，宮﨑委員が倫理のことについて触れられましたが，それに関連するところをもう少し詳しくお話しさせていただきたいと思います。御存じのように現在，我が国では検察官固有の倫理・行為規範というのはありません。今回の報告書ではこの点について４６ページ（公表版４３ページ）に公正な検察権の行使に関する基本的な原則ないし心構えを取りまとめて公表するとされております。しかし，検察官の倫理・行為規範というのは検察権の行使が国民の負託に由来することを理念として具体的に確立するということが必要であろうと思います。そして，これを個々の検察官の規範として徹底させていくということが必要ではないかと思います。その必要性については既に前回まで述べたとおりです。

もちろんこの規範の制定という形式的な統制のみでは効果が期待できるものではありません。しかし，私も何件か，えん罪事件の弁護に携わっておりますけれども，先ほども議論されましたように，そこの中で全く同じようなことが行われている。というのはやはり検察官に基本的な倫理規範あるいは行為規範といったものが存在しないからではないかと思います。ですから検察官の特殊性や今後の様々な場面における検察官の倫理教育の必要性を考えれば，一般の公務員の規範を超えた具体的な倫理規範，行為規範を明文化するということが最低限必要であると考えます。

その具体的な倫理あるいは行為規範の内容などですが，先ほど宮﨑委員が御指摘になりましたように国際的な基準あるいはＡＢＡ（American Bar Association）ではこれまでいろいろな形で法律家の倫理，特に検察官の責任等についてもいろいろな基準を規定しておりますが，そういう基準。あるいはまた，前回，但木委員も引用されましたけれども，最高裁判所の判例などでも検察官はこうあるべきだといった原則を打ち出している部分もありますので，そういった事項，それから御存じのように警察の段階では犯罪捜査規範などのような国家公安委員会の規則等もありますので，こういった内容が参考になるのではないかと思います。

参考となる資料の目録は配布した書面の５ページ以下に指摘したとおりです。取り分け配布

しました資料１は「検察官の役割に関するガイドライン」，“Guidelines on the Role of Prosecutors”という有名な採択されたものであります。

また２番目の「検察官の職責と基本的権利義務に関する声明」は，１９９９年の国際検察官協会で採択されたものであります。資料２－２は昨日急いで必要と思われるところだけを仮に訳したものをここに書いておきました。拙い英語力ですので訳が間違っている可能性は十分にありますので，余りこの訳は信用しないで，原文の方をお読みいただきたいと思います。

この表題からして，私は「検察官の職責と基本的権利義務に関する声明」と訳していますが，原文は“Standards of professional responsibility”と書いてありますので，「検察官の職責の基準と基本的権利義務に関する声明」というふうに訳するのが直訳的には正確かもしれません。

これらのガイドラインとか声明は，我が国も当該国際会議に参加して採択をしたものであります。したがって，最低限これらの内容は倫理・行為規範として明文化すべきことは当然のことだと思います。この「検察官の役割に関するガイドライン」につきましては，２０１０年，昨年１１月１日の参議院の法務委員会において指摘され，法務省刑事局長も答弁をされております。それはここに引用しておりますが，これが全会一致による採択ということで，我が国もこれに参加して賛成をしている。内容については，検察官等への周知が図られたものと認識をしていると答弁をされております。

具体的に，これらのものがどのような形で検察官に周知が図られているのか分かりませんが，ここの中にはこの資料の中にアンダーラインを引いておきましたが非常に重要な事項が規定されております。先ほど説明しました声明の項には検察官は人間の尊厳，人権という普遍的な考えを尊重すべきであるということや，被告人に有利な証拠が開示されることを確実にすることなどが述べられております。

また，これとは別に有名なＡＢＡの中には法律家責任規範の倫理条項の７－１３であるとか，法律家職務模範規則の規則３．８条，「検察官の特別な職責」という項がありますが，これなども参考になります。その内容はインターネット上でも容易に見ることができますので，重要な事項のみ資料として翻訳を添付しておきました。この翻訳は出版されているもので，それぞれに権威があるものですので，信用してもいいと思いますが，若干どうかなと思うところもありますが，資料としてはここに引用をしておきました。原文はインターネット等で検索できますので御覧になってください。

そこでもう一つ付け加えておきますが，御存じのように富山事件と志布志事件につきましては警察庁が平成２０年に「この問題に関する警察捜査の問題点について」という報告書を公にされております。そして，これに基づいて国家公安委員会では被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則というものを制定されております。この辺りは佐藤委員の方が詳しいのではないかと思いますが。この中で取調べに関しては，直接又は間接に有形力を行使すること，殊更に不安を覚えさせ，または困惑させるような言動をすること，一定の姿勢や動作をとるように不当に要求することなど，６項目にわたって，それを取調べの監督対象行為としてこれを監視する取調べ監督官の制度を設けてこれを監視する制度を設けております。このような諸資料やこれまでの検察権の行使で問題にされた事例等を参考にするなどとして，倫理・行為規範の具体的な内容はいかにあるべきかということを考えなければいけないと思います。

その内容は今後の捜査，公判活動の在り方の議論の帰すうにも関わってくるとは思いますが，

私は配布した書面の３ページで記載したような内容をまず考えていくべきではないかと思っております。時間の関係で全部は読み上げませんけれども，例えば検察官は人格の尊厳と人権を尊重しなければならないといったことや，あるいは検察官の職責は有罪を求めることではなく正義を求めることにあることとか，任意性に疑いを抱かせるような取調べはしてはならず，これをしたときには速やかに中止させなければならないといったようなところでありますので，内容はここで読んでいただきたいと思います。

○千葉座長　ありがとうございました。今日はこの辺で一区切りしたらいかがかと思います。この問題につきましてはまた次回にも皆さんに御議論いただく時間もございますので，今日は大変貴重な問題提起をいただいたということで，この辺りで閉じさせていただければと思います。

それでは本日は予定しておりましたものは全て終わっておりますので，終了をしたいと思っております。長丁場でございましたがありがとうございました。

次回は，先ほど申し上げましたとおり２月１７日，定刻より３０分早めて午後１時からということにいたしまして，ヒアリングを冒頭でさせていただくということにしたいと思いますので，よろしくお願いを申し上げます。

それでは本日は以上でございます。どうもありがとうございました。

－了－

検察の在り方検討会議
第９回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年２月１７日（木）　　自　午後　１時０１分
　　至　午後　４時５１分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　ヒアリング
　２　「検察官の人事・教育・倫理」についての議論
　３　「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」についての議論
　４　その他

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
　　吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，黒川）

第６　説明者　村瀬勝美氏（谷口典明弁護士同席）

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第９回会合を開会させていただきます。本日も御多用の中，御出席，誠にありがとうございます。

なお，事務局の土井先生におかれましては，所用により欠席されておられます。また，井上委員は，３０分程度遅れて御出席と伺っております。

まず，事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

○事務局（黒川）　配布資料の確認をさせていただきます。本日，皆様のお手元にお配りしております資料のうち，事務局で用意させていただいた資料は議事次第のみでございます。

そのほかに皆様のお手元には，本日のヒアリング対象者である村瀬勝美氏作成の資料のほか，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，嶌委員，龍岡委員，宮﨑委員，諸石委員がそれぞれ御準備された資料をお配りしております。本日の配布資料は以上でございます。

１　ヒアリング

○千葉座長　それでは，議事次第１のヒアリングに入らせていただきます。御案内のとおり，本日は，村瀬さんからヒアリングを行うこととしております。ヒアリングの時間は，お話を伺う時間と質疑応答の時間を含めて３０分程度とさせていただき，午後１時３５分から４０分頃までを目途としたいと思いますので，議事の進行に御協力をお願いいたします。

（村瀬氏，谷口弁護士入室）

○千葉座長　村瀬さん，本日はお忙しい中，本検討会議にお越しいただきまして，誠にありがとうございます。本検討会議におきましては，今般の大阪地検特捜部における一連の事態を踏まえ，検察の在り方について，幅広い観点から抜本的な議論・検討を進めさせていただいております。本日は，本検討会議における議論の参考とさせていただくために，捜査を受けられた御経験などを基にお話をお伺いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に事務局から，村瀬さんの御紹介をさせていただきます。

○事務局（神）　それでは御紹介申し上げます。

村瀬さんは，名古屋市緑政土木局長を務められ，平成１５年１１月４日，競売入札妨害への関与を疑われて名古屋地検特捜部に逮捕され，同月２５日に起訴されるとともに，同日，別の競売入札妨害への関与が疑われて逮捕され，同年１２月１６日に起訴されましたが，平成１９年２月１６日，名古屋地裁で無罪判決を受けられ，その判決が確定いたしました。本日は，この事件の御経験を踏まえてお話いただけるものと思います。よろしくお願いいたします。

○千葉座長　なお，本日は，村瀬さんの弁護人を務められた谷口典明弁護士に同席していただいております。それでは村瀬さん，よろしくお願いいたします。

○村瀬氏　ただ今，御紹介いただきました，元名古屋市緑政土木局長の村瀬勝美でございます。よろしくお願いいたします。

本日は，このような場にお呼びいただきまして，千葉座長を始め，委員の皆様には，大変深く感謝申し上げます。

本日，私と，事件当時私の部下で道路部長をしておりました甲１２さんが，身に覚えのない罪で長い間苦しめられ，いまだに自分たちが納得できる名誉回復措置がなされていない状況な

どにつきまして，お話しさせていただきたいと思います。

それでは，限られた時間でございますので，お手元の資料に基づきながらお話しさせいただきます。

私たちの事件は，名古屋市道路清掃談合事件と言われまして，私と甲１２さんは事件の発生した平成１５年４月当時，それぞれ緑政土木局長と道路部長という立場にございました。事件全体の流れは，今，事務局の方から御説明いただきました。ただ，お手元の資料には，まず，平成１５年１１月４日に逮捕された車道清掃業務委託につきまして，第一の事件としてございます。それから，平成１５年１１月２５日に再逮捕されているわけですけれども，これを第二の事件と分けさせていただきました。これも理由がございますので，後で御説明申し上げます。その他のことにつきましては，先ほど事務局から御説明いただきましたので省かせていただきます。

私どもは，逮捕が平成１５年１１月４日，無罪が確定したのが平成２０年１２月６日ということで，実に５年１か月かかったわけでございます。検察側の上告断念の方針が伝えられました１２月３日の「司法ジャーナル」に，次のような記事が載っておりました。「特捜部の摘発した中央・地方公務員・高官の犯罪で無罪例が確定したのは今回が初めてだ。しかも，検察の威信をかけて名古屋市の腐敗摘発だった。」というものでした。

私は，司法の専門家ではございませんので，特捜事件で初めての無罪確定だったかどうかは分かりませんけれども，仮に初めてであったとすれば，その後の検察内部におかれまして私たちの事件について真摯な反省がなされていなかったのではないか，そんなことが，その後の村木さんや小堀さんなどのえん罪事件につながっていると，私は確信しております。その意味でも，私たちの事件のことを委員の皆様に聞いていただきたいと思います。

なお，委員の皆様には江川委員が「文藝春秋」に書かれた記事のコピーが配布されていると伺っております。取調べの状況につきましては，この江川委員の書かれました「文藝春秋」を参照していただきまして，できるだけ重複する部分を省かせていただきます。

私は，第二の事件，いわゆる歩道清掃業務委託で再逮捕されたときに，検察の持つ権力の大きさにおののきました。検察は，どんなに些細なことでも恣意的に事件にしてしまえる強大な権力を持っており，とてもあらがえるものではないと痛感しました。私は，第二の事件での勾留期限の１０日間の延長通知を受け取ったとき，ただもうがく然としました。その数日後に検事の執ような脅しやすかしに屈する形でやむなく検察の主張を認める調書の作成に応じることにしました。

私が検察の主張を受け入れた理由につきましては，江川委員が書かれたように，第１に父親の認知症の件がありまして，年末までにはどうしても家に帰りたかった。検事は，そんな私の思いを見透かすように，このまま否認を続ければ，更に事件を拡大して他の関係のない職員も逮捕すると脅し，私が否認を続けたまま起訴された場合には保釈されるのは公判が始まって証人尋問が終わる３年先になるという説明をしました。検事は，その説明の中で，役所側の証人の数だとか業者側の証人の数，こういうものを細かく挙げまして，具体的に保釈までの期間を計算して示されましたので，私としても信用せざるを得ませんでした。後で知ったことですけれども，甲１２さんも，別の担当検事から同じ説明を受けたそうです。

私は，正月までに家に帰られるならと思い，１２月８日夜になってやむなく供述調書の作成に応じることにしましたが，罪を認めるといっても，私には全く身に覚えのないことなので，

自分がどのように事件に関与していたのか，自分からは供述することができませんでした。ところが，検事の手元には，事件関係者のＡ３版の供述一覧表が出来上がっておりまして，私が供述しなくても他人の供述をつなぎ合わせれば供述調書を作成できるようになっていたわけでございます。当時の検事は，とにかく調書が出来上がれば裁判に勝てるという供述調書至上主義で，調書の中身が客観的な証拠と矛盾していたとしても有罪にできるというおごりがあったのではないかと私は思っております。

次に，今回のテーマにございますように，一審の公判で明らかになりました捜査の内容，それと，とても検察のやることではないというような公判の進め方につきましてお話しさせていただきます。お手元の資料の２を御覧ください。第一の事件と第二の事件について検察の描いた事件の流れ，すなわち構図を示してございます。あえて事件を二つに分けてございますのは，検察の描いた事件の流れが，不思議なことに途中で変更されていますので，あえて二つの事件を区別して，これからお話しさせていただきます。

検察は，第一の事件を立件するに当たりまして，資料に示してあるように，平成１３年４月の懸案事項説明で業者に予定価格を教えていると部下から報告を受け，了承していたという前提に立ちまして，事件の構図を次のように描いたことが公判内容や供述調書の内容から明らかになりました。第一の事件は，名古屋道路清掃協会の「業者代表格Ａ」が平成１４年１１月１１日に開かれました総会の場で会員から発議を受けて，現金１００万円を翌年に予定されていた市会議員選挙の応援のため，表に必勝と書いたのし袋に入れて平成１４年１２月か平成１５年１月頃のある日，市会議員に渡したところからその流れが始まっていました。そこのところの流れは資料のとおりでございます。

次に検察は，否認を続けた私たちの勾留期間を引き延ばし，更に取調べを続けるために第二の事件を無理やり立件しました。そのために，検察は事件の流れの変更を余儀なくされたわけです。そこで検察は，現金授受の時期を業界の総会前の平成１４年１０月２８日という具体的な日付にして，その後の事件の流れを作り変えてしまいました。資料２の２枚目でございますけれども，平成１４年１０月２８日に「業者代表格Ａ」から市会議員に現金が渡され，それを受けて市会議員が歩道清掃の入札が行われる前に私に電話を架けて働きかけを行い，第二の事件とそれに続く第一の事件の流れにつながったという筋書きでございます。

検察が一審の公判に提出した「業者代表格Ａ」の供述調書に，現金授受の日付の違う２通の供述調書がございました。２００万円を渡したわけではございません。飽くまでも結果は１００万円でございます。いずれの調書もＳ検事が「業者代表格Ａ」から聴取したものでございます。１通目は私たち２人が逮捕される前の平成１５年１０月２７日作成のものでございまして，市会議員に現金を送るために現金を用意した状況や渡した状況が非常に具体的に述べられておりまして，より信用できる内容でございました。ところが，現金授受の日付が平成１４年１０月２８日と特定されている供述調書は，ただ単に現金１００万円を渡したとだけ述べられており，調書の日付は平成１５年１２月７日になっていました。

同じ検事Ｓが，同じ「被疑者Ａ」から違う内容の供述調書を取り，何ら変更の理由を聴取することなく，事件の内容を変更することなど全く考えられませんでした。私たちは，この事件でたくさん作成されている供述調書について，全く信用に値しない検事の勝手な作文が数多く作られたと思っております。そのようなでたらめな供述調書を証拠にして，平成１６年６月２２日に言い渡された，これは資料１に書いてございますが，市会議員の判決文には，平成１４

年１０月２８日に賄賂を収受したと日付が明示されてございました。

私たちは，一審の弁論の中でも，弁護人からこの点を追及してもらいましたが，検察からは何も弁解がなく，それどころか，私たちの疑問を無視したまま控訴までしてしまいました。私たちは，捜査担当検事は，なぜ内容の全く矛盾した供述調書を理由もなく作り上げたのか，更に公判担当検事は，何故内容の矛盾した２通の供述調書を公判に提出したのか，今もって不思議でなりません。当検討会議でも，当時のそれぞれの担当検事からヒアリングを行っていただき，是非真相を明らかにしていただくことを切望いたします。

ところで，先ほども述べましたように，検察の筋書きでは，私や甲１２さんの事件関与の前提として，部内で行われる懸案事項説明という場を設定しておりました。私の場合，具体的には資料２の冒頭にございますように，道路部長であった当時の平成１３年４月に懸案事項説明の場で，課長らからこの報告を受けて了承していたという前提で罪を問われました。裁判で一審，二審とも最大の争点になりましたのは，この平成１３年４月の懸案事項説明が実際に行われたかどうか，担当課の課長や各係長，主任級の係員等，十数名が居合わせる説明の場で，事件になり得る内容の話がされるかどうかという点でした。

そもそも，名古屋地検の特捜部検事は，最初から大きな誤解をしていました。名古屋市の懸案事項説明という行事は，正しくは人事異動で上司である部長等が交代した場合に限り，新任の部長等に対して，各課がその仕事の内容を説明すると同時に当面の懸案事項について説明する場でありまして，人事異動が行われなければ行われない，そういうことなのに，毎年４月に定期的に行われていたと誤解をしていたのです。

平成１３年４月について言いますと，この年は部長以上に異動はなかった。私も１２年度に引き続き道路部長の立場でありました。懸案事項説明は行われていなかったのが客観的な事実でございました。これは正に，村木さんの場合と同じで，国会議員が事件関係者と話し合いをしたと主張したその日に国会議員がゴルフ場にいたという事実と酷似しております。取調べの段階でも，証拠として押収されていた当時の私の手帳を見ればすぐ分かるはずなのに，手帳を私に見せて確認することもありませんでしたし，この懸案事項説明というものは，各課が資料を作成して部長に説明するもので，懸案事項説明が行われていれば必ずその資料が残っているはずです。そんな疑問さえ，私にぶつけようとしませんでした。

この事実は，弁護人が名古屋市に照会して，公判で名古屋市からの正式回答を示したことによりまして明らかになったわけでございます。検察は，公式な懸案事項説明がなかったことが判明した後も，正式でない懸案事項説明があったと主張するなど，一審の判決文の中で，裁判長から，平成１３年４月の懸案事項説明がなかったことが判明した事態に至って，検察官が正式でないものとして懸案事項説明があったと主張することは理解し難いと指摘される，見苦しいと言うほかないような対応でした。また，懸案事項説明用の資料の存在を問われた公判検事は，内容も使用目的も全く違う資料を突然公判に提出し，証人である当時の係長に，これが資料ですと言わせましたけれども，弁護人からの追及に対して「私は分かりません，課長ではないから。」と，一審，二審とも裁判長が判決の中で「意識的な虚偽供述ではないかと疑われる。」と言われたほどの無謀振りでした。

こんなでたらめな立証でしたから，当然，私たちは一審で無罪判決をいただきました。しかし，それにもかかわらず，検察はあきらめずに控訴手続をしました。控訴審になっても結局，平成１３年４月の懸案事項説明の有無が争点になりましたが，検察は，更に説明に使用された

資料ということで，今度は課内で使用されたレクチャー資料を臆面もなく提出するなど，被告人の人権などまるで無視し，無罪確定を少しでも遅らせるための嫌がらせとしか言いようのない対応でした。以上，資料の中で重要な点について述べさせていただきました。

次に，現在の私たちの検察に対する心情と，今後の検察の在り方につきまして若干述べさせていただきたいと思います。私たちは，先ほども述べましたように，検察の理不尽な捜査・取調べ，無理な起訴・公判のために約５年という貴重な時間を失いました。時間だけではありません。公務員としての名誉や，何よりも，当時，局長や部長として仕事に専念しようとしていた矢先に事件に巻き込まれ，大好きな仕事を奪われ，いまだに非常に悔しい思いを持ち続けております。無罪が確定した後も検察からはいまだに謝罪の言葉もありません。それどころか，当時捜査の指揮をした名古屋地検の元特捜部長からは，つい最近のマスコミからの取材に対し，「検察としては立証し尽くしたと理解しております。」などというばかげたコメントが発せられていました。検察が立証し尽くしても完全無罪であった私たちの立場は一体どうなるのでしょうか。

私たちは，人権無視に近い取調べを受け，おまけに連日大きく犯罪者としてマスコミに報道された刑事被告人とその家族として，肩身が狭く困窮した日々をじっと耐えてきました。この元特捜部長の言葉は，検察が郵便不正事件でこれだけ世間を騒がせ，自ら検証までしているこの期に及んでも全く反省していない証左であると思っており，私たちは，到底納得することはできません。

最後に，私たちからお願いを申し上げます。検察は，私たちのようなえん罪事件を未然に防ぐため，事件の捜査に当たりましては，取調べの全面可視化はもちろんですけれども，まず，証拠の適正な評価と容疑者に対する証拠の小出しをやめて，被疑者と弁護人立会いの下，証拠の全面開示をすることが是非必要だと思います。私たちの場合でも，先ほども申し上げましたように，平成１３年４月の懸案事項説明が行われていなかったことくらい，私の予定を書き込んである手帳を他の年の手帳と見比べれば一目瞭然でしたし，行われていればつづられて残っている資料があったはずです。検察が何故そんなことに疑問を感じなかったのか不思議でなりません。こんな場合，例え捜査の途中でも，筋書きの違う事実が判明したら，そこで一旦立ち止まる勇気を是非持っていただくべきです。

私たちの事件も，何人かの検事がチームで捜査に当たったと思いますけれども，その組織内で都合の悪いことは言い出しにくい雰囲気があったのではないかと思っております。その証拠に，私が調書の作成に応じたときの検事の安堵した姿は今でも目に焼き付いております。これはチーム内で，ようやく私が認めたのでほかの検事に頭が上がるということかと思います。また，一審で完全無罪の判決が出たにもかかわらず，検察が自分たちの間違いを認めようとせず，紙切れ１枚の控訴手続で簡単に私たちの貴重な時間を奪い，私は，復職がかなわぬうちに定年を迎え，市役所を退職することになってしまいました。私の立場は，名古屋市役所では，いまだに起訴休職のまま定年退職した人間という中途半端なままですし，甲１２さんも，無罪確定後市役所に復職はしたものの，村木さんのように花束で歓迎されるというのとは全く逆に，当時の市長からは労いの言葉もなく，部下が有罪だったことを理由に甲１２さんにも非があるような言動をされ，復職の挨拶回りさえ認めてもらえず，今も肩身の狭い思いを抱いたままです。

私たちは，地方公務員として三十数年もの長い間，ひたすら市民のために真面目に，しかも自分の家庭を犠牲にしながらも一生懸命働いてきたのに，最後に検察のずさんな捜査のために

その苦労は全く報われず，私たちの今もなお不本意に失われた公務員人生を返してほしいという思いで一杯というのが今の偽らざる心境です。以上です。ありがとうございました。

○千葉座長　ありがとうございました。それでは，委員の皆様から村瀬さんに御質問がございましたら，どうぞお願いいたします。

○後藤委員　これは弁護人の方にお尋ねした方が分かりやすいかと思いますが，村瀬さんのお話の中で，同一の人について矛盾する内容の検察官調書を検察官が両方請求したとおっしゃいましたが，それは，村瀬さんに対する証拠として両方を請求したという意味でしょうか。

○谷口弁護士　そういうことでございます。

○原田委員　弁護人の方に伺うのですが，控訴審で，検察官は何か新たな証拠というものでも出したのかという点と，先ほどからの懸案事項説明の点について，法廷でもあるいは判決の中でも指摘があるのに，それに対してはどういう見解に基づいて控訴を申し立てているのでしょうか。

○谷口弁護士　新たな証拠としては，懸案事項説明の資料とは似ても似つかないものを，これがレクの資料であったということで持ち出してきました。あとは，検察側の主要な証人の１人の元係長にもう１度，その似ても似つかぬ資料を基に証言をさせたということでございます。

　懸案事項説明がなかったということに対しては，飽くまでも懸案事項説明はなかったかもしれないが，非公式なレクはあったというストーリーで押し通してきております。

○嶌委員　村瀬さんのおっしゃられた流れはよく分かったのですが，弁護人の方はこの５年間の中で，どの時点で引き返すべきだったというか，止めるべきだったとお考えになりましたか。そして，それがこんなに長く延びてしまったのはなぜだったのかとお考えになりましたか。

○谷口弁護士　私の見解といたしましては，懸案事項説明は客観的な事実として存在しなかったということが分かった時点で，無罪論告をしてもおかしくなかったのではないかと思います。遅くともその段階では引き返していただきたかったと思っております。

○嶌委員　それをまた新たな裏資料というか，裏の説明があるというようなものを出してきたときに，それの信憑性とか，そういったことについて相当議論があったと思うのですが，その辺はどうだったのですか。

○谷口弁護士　市役所という組織を知っているものとしては，こんなものは説明の資料ではないことが明らかに分かるようなものでございました。それを裁判所の方に理解していただくという弁護の方向になっておりました。

○嶌委員　逆にいうと，裁判所の方もそういう役所の実態はよく分かっていなかったことも事件を長引かせたと取れますか。

○谷口弁護士　裁判所の方は，検察の主張・弁護側の主張を公平に判断していただいて，最初は市の組織，情報，指揮・命令の在り方は当然御存知なかったのですけれども，弁護人の方の主張には十分耳を傾けていただいたと理解しております。

○吉永委員　いろいろな検察官の方がいて，村瀬さん１人に対してチームでという感じになるかと思いますが，その中で，例えば，前提を再確認しようとか，やはりこれはおかしいのではないかというような，ちょっと疑問に感じている人が１人でもいた感じなのか，それとも全く全員が同じ方向に固まっていたのか，あるいはその場合にそういうものを感じていても実は言えないというような雰囲気を感じ取ったりなさったことはありますでしょうか。

○村瀬氏　当時，主任検事がいらっしゃいまして，私は，１人の検事から最初から最後まで取調

べを受けたわけですけれども，やはり，周りがずっと認めてきた，先ほどの構図にございましたように市会議員も認めた，１００万円を贈った人も認めた，周りがずっと認めて，私と甲１２さんだけが認めていないという状況の中で，本当に土曜日も日曜日もなく夜遅くまで取調べが行われたわけですけれども，やはりかなり悩んでいらっしゃいました。ただ，私は局長という立場でございましたから，机を叩くとか暴力的なことは一切なかったのですが，かなり悩まれていたのですが，私もとにかく年末までに，江川委員の記事にも書いてございますけれども，１２月２６日で御用納めだったのです。どうしても帰りたいという気持ちが先に立ちまして。

私はどちらかというと，裁判所にチェック機能があればできると思うのですけれども，第一の事件の１０日間，１０日間，第二の事件の１０日間，１０日間で，合計４０日ありますね。４０日のうち３０日否認しながら頑張ってくれれば，何かおかしいのではないかと裁判所も気が付いてくれれば良いのですが，そのまま，全く膠着状態の中で勾留延長が行われたということで，私もがく然としました。私が認めるということを申し上げましたところ，弁護士の先生からは絶対にアカンということを言われたのですが，認めることになりましたときには，検事は本当にほっとされて，私が認めることになったその夜は，ちょうど１２月でしたから，それまで延びていた忘年会もされて「夕べはちゃんと忘年会もできたわ。」と，そんなことでした。

○江川委員　一つは，村瀬さんの方としては，早く帰りたいということだったと思うのですが，しゃべれば，あるいは認めれば早く帰してやる，あるいは保釈になるという話はあったのか，あるいはしゃべった後に，だったら早く保釈してやろうとか，そういうことがあったのかどうかということを確認します。もう一つは，記憶にないとか，もう忘れてしまったようなことは，恐らく資料を見せてくれとおっしゃったのだと思いますが，そういうときの検察官の対応について具体的にお話しください。

○村瀬氏　保釈につきましては，最後は検事さんと私の早期保釈対策会議でございまして，調書も先ほども申し上げましたように，Ａ３版の一覧表に基づいて，ちょうど私と甲１２さんのところだけが空白になっていて，誰々，こういう事柄についてダァーとこう，一覧表になっているわけです。それに基づいて検事は，役者の方が台詞を覚えられるように私の周りをうろうろと回りながらしゃべり，横にいた事務官がパソコンに打ち込む。私もなるべく疑問を挟まないように，出来上がったら署名，サインして指印を押すというところでやってまいりました。

１２月１６日の頃になりますと，手続のことをいろいろ教えていただきました。私の弁護人，先生とその父親と２人おりましたけれども，２人とも当時は民事の方がどちらかというと専門でした。いわゆる刑事手続といいますか，第一の事件は起訴勾留が付いているよ，第二の事件は起訴勾留を付けない予定だということを言われました。それを弁護人に伝えて，とにかく１６日に起訴するからすぐに保釈申請を出しなさい。保釈申請を出すと同時に，弁護人は主任検事のところに行って，まず頭を下げて，私のこういう事情を説明してもらいなさい。こういうアドバイスをいただきまして，私は必死になりまして，弁護人にお話しして，それでやっていただいたわけです。

そうしましたら，１７日に保釈申請を出して，検察からはしかるべくという回答が出て，１８日の昼までには保釈決定が出されて，１８日のうちに家に帰ることができました。それが保釈の経緯でございます。

それから，懸案事項説明というのは検事が非常に誤解していると，取調べ途中に思ったのです。ですから，私の手帳を見せてくださいと。しかしそれは，お前が言い訳をするために手帳

を見せろと言っているのではないか。懸案事項説明の資料についても，資料を見せてくれと言っても，それを見せた途端にお前は言い訳をするのではないか。

それからもう一つ，本日はお話ししませんでしたけれども，もう一つ私が疑われたのは，部下に対して設計額の水増しをしたと。これは裁判では争点にはなりませんでした。なぜなら，ただ単に検察・検事が誤っていた。それは新たな証拠を見れば必ず分かったのに，それを見ずに水増ししていたと。この水増ししていたということは，私の公判でも，私を取り調べた検事は，捜査当時のことをしゃべるときに「村瀬さんは水増しを指示していた。」と言っておりましたので，まず間違いないと思います。ただし，私は水増しをしているはずがないのだから，発注した設計書を見せてくださいと申し上げましたけれど，そういう資料を見せた途端にお前たちは言い訳を考えるということを言われました。例えば，こういう資料を見せれば，前後を見て自分たちでも思い出せるのに，この中の１枚だけを取って「これが証拠だ」と見せられても，私たちにとっては，道路清掃というものは，日常の仕事の１００分の１以下の占有というか，もうほとんどないわけです。ないものですから，思い出せと言って１枚の資料だけを見せられて，こうではないかと言われても，「それは思い出せません。」といったことで，あの取調べの状況はまるっきり，この前，村木さんがおっしゃっていらしたように，レフリーのいないリングの上みたいな話です。

○千葉座長　それでは，御質問尽きないところかと思いますが，今後の予定もございますので，村瀬さんからのヒアリングはこれで終わらせていただきたいと思います。

村瀬さん，本日は本当にありがとうございました。

（村瀬氏，谷口弁護士退室）

○千葉座長　それではここで１０分間の休憩を取りたいと思います。

（休　　憩）

（黒岩大臣政務官退室）

（井上委員入室）

２　「検察官の人事・教育・倫理」についての議論

○千葉座長　それでは，議事を再開いたします。まず，午後３時頃までを目途にいたしまして，議事次第２の「検察官の人事・教育・倫理」について御議論いただき，その後，休憩を挟みまして，議事次第３の「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」について御議論いただきたいと考えております。委員の皆様から順次御発言をいただく形で今回も進めて行きたいと思いますが，限られた時間内でできる限り活発な御議論ができますよう，前回同様，御発言は原則として１人５分程度におまとめをいただき，まずは御発言を希望される方全員に１回ずつ御発言いただくという形で進めさせていただきます。

なお，検察官の人事・教育・倫理のテーマにつきましては，前回会合において，数名の委員の皆様から御発言がありましたので，まだ発言なさっていない委員の皆様から順序を先にお願いできればと思っております。御発言が一巡した後，時間に余裕がございますれば，ほかの委員の皆様の御意見もいただいてまいりたいと思っておりますので，御協力をお願いしたいと思います。

それでは，議事次第２の「検察官の人事・教育・倫理」についての議論に入らせていただきたいと思います。

○龍岡委員　ペーパーをお配りしていただいておりますけれども，このテーマに対する意見として，総論と重なるところがありますので，最初に意見を述べさせていただきます。

これまでのこの会議で明らかにされたこと，最高検の検証結果報告や，当会議における先ほどのものを含めましたヒアリング，あるいは議論などから，今回の事件・事態の原因や背景等についても，かなりの程度に明らかにされてきたように思われます。これを前提に考えますと，特捜部における独自捜査の在り方等についての検討とともに，私は検察の在り方，これを担う検察官の在り方の問題を，やはりそれぞれの検察官自身が他人事ではなく，自らの問題として改めて原点に立ち返って考えていくことが大事であり，検察の在り方の改革も検察官の意識改革が出発点にならなければならないのではないかと思います。

昨日の夕刊に，検察長官会同で，笠間新検事総長が，「供述調書至上主義を改める必要がある。」，「今回の事件を特異なことではなく，自分たちの問題として受け止めなければならない。」と述べた旨報じられていましたけれども，これが検察の第一線の隅々まで浸透することが望まれます。ここでは，意識改革の必要性の点とそのための方策として研修等について，総論で論じられたところと重複するところがありますが，もう少し述べさせていただこうと思います。

司法制度改革が進められ，刑事裁判に裁判員制度が導入され，ほぼ順調に運用されていますが，刑事裁判に長く携わってきたものとして，私が最も考えたことは，裁判員制度の導入によって，法律専門家としてだけではなく，視点を変え，国民の目線で刑事裁判を見る，刑事裁判の在り方を原点から見直してみることが求められているということでありました。それには，どうしても裁判官として意識改革が必要であると考えたわけであります。導入された制度をその趣旨・目的に沿うように活かして運用していくためには，運用に当たる者の強い目的意識が必要であると思います。制度を活かすのは結局，これを運用する人にかかっている。それ故に，まずもって意識改革が必要であると考えたわけであります。

裁判官の場合，その独立が生命線でもある裁判官としての在り方，理想の裁判官とはといったことは１人１人の裁判官がそれぞれに考え，日常的な職務の遂行の中で，あるいはそのほかの場面で，先輩や同僚，更には書記官等との話や議論などから，おのずから修得し，内面化してきたものであると思います。裁判官の在り方や事件処理の在り方等を随分議論してきました。事件処理については，最終的には自らの判断・決断によるわけですけれども，様々な意見を聞くことは視野を広げ，独断に陥ることを防ぎ，適正・妥当な結論を導く上でも極めて有効であったと思います。

特に，裁判官の合議では，自由闊達に意見を述べることが最も大事とされ，自らの意見をきちんと述べることが裁判官としての義務とされています。合議の裁判長としての経験からも，異論があった場合にはどちらがより説得力があるか，合理性があるかなど，様々な角度から十分に議論していきますから，その結果として出た結論というものは批判に耐え得るものとなっていると言ってよく，裁判長としても自信を持って判決を言い渡すことができたと思います。

裁判官を退官して振り返ってみて，反対意見・異論に謙虚に，真摯に耳を貸し，正面から議論をしていくことが裁判所の文化として優れたところであると思います。こうした裁判官としての経験から，今般の検察の問題についても，同じようなことが当てはまるのではないかと思

っております。今回の最高検の検証結果報告に盛り込まれた対応策についての提言も，検察官の１人１人が真剣に問題の所在を意識し，考え，検察の在り方，検察官の使命・役割を原点にまで立ち返って考えてみるといった，真の意識改革があってこそ，現実的かつ有効なものとして機能し，活きたものとなっていくのではないかと思います。

この意識改革のためには，大綱的な倫理綱領的なものを作成するのもその一つの方策であると思いますが，検察官は，行政官としての面では国家公務員として国家公務員法等による服務規律や倫理規程を遵守すべき義務があり，その違反に対しては制裁措置も定められており，これと重ねて，あるいはそれよりも厳しい倫理規程を設け，その違反に対しても制裁を科すことが必要であるのか，この点については疑問があるように思われます。そして，検察官は独任官庁としての良心に従って服務を遂行すべきであり，このような検察官の職務の性質との関係では，その独立が保障されている裁判官にも似た一面，準司法官といわれる面があることからすると，制裁等を含む他律的な倫理規程的なものを定めることが果たして適切なのか，そうした職務の性質に親しむものであろうかといった点も，十分議論を尽くす必要があるのではないかと思います。

この点は別としましても，検察官の職務の性質から検察官の倫理の問題は，検察官自身が自律的に考え策定していくべき性質のものではないかと思います。この会議における議論等も踏まえ，他律的に与えられたものではなく，自律的に自ら策定したものであれば，これは内面化し，倫理規範としても活かされていくであろうと思われます。この点に関して，検察庁法等関係の法令が特段の定めを置いていないのは，このような観点からのものと理解することができるように思われます。

とはいえ，今回のような事態が現実に発生したことを直視する必要があり，全ての検察官がこれを他人事としてではなく，自分自身にも関わる重大な問題として真剣に考え，検察官としてその職務の性質，検察の使命・役割を改めて原点に立ち戻って考え，内面化していくことが強く望まれるように思われます。

これらを可能とする一つとして，事件処理の場でも異論・反対意見を供述しやすく，これを正面から受け止めて議論していく職場環境を作っていくこと，それをそれなりに評価する人事評価の在り方など，人事政策にも関連すると思います。人事政策については別途議論されることと思いますが，ここでは，検察官の研修について，一言述べさせていただきます。

前回，高橋委員からも非常に参考になる御意見を伺わせていただき，前々回には検察官の研修についての説明を受け，その充実のためにも，これからも検討を加えていきたいとのお話がありましたが，研修の場はもとより，あらゆる場を捉えて日常的に検察官が検察の在り方について議論をし，考えていくということが検察官の意識改革には必要不可欠であると思います。

本日のテーマに関連して，精神論的なことを述べてきましたけれども，時間の関係がありますので，取りあえずはこの程度でとどめます。

○後藤委員　「検察官倫理規範の構想」と題するメモを提出させていただいております。これまでも検察官に対して国家公務員としての倫理規範が適用されているわけですけれども，その内容はほぼ公務員一般と同じであって，私的な利害によって公務の公正さが疑われないようにすることが主要な目的になっていると思います。そのために，検察官という特殊な役割に応じた特別な問題に対応するような倫理規範はこれまで存在しません。これからは，そういうものが必要だと思います。

もちろん，それを作るに当たって，どういうものがふさわしいかを検察官の中で議論されるのは必要なことだと思います。しかし，例えば，どういうことが考えられるかを，私たちとして提案する方が良いと思います。

まず，大きな意味での検察官の使命を明示すること，宣言することが必要だと思います。けれども，それだけだと精神主義になってしまうので，行動の指針になるようなもう少し具体的な規範が必要ではないか。例えば，どういう項目があるのかについては，後に述べます。そういう規範を実効性のあるものにするためにはどうしたら良いか，どのような形式で定めたら良いか，外からその違反を指摘できるような仕組みはどういうものがあり得るかといったことも問題になり得ると思います。しかし，これはやや技術的な問題ですので，ここでは，まだ踏み込まないでおきます。後ほど，必要があれば議論したいと思います。

例えば，どんな項目について定めたら良いかを考えて，列挙してみたものがこのメモです。余り抽象的でもいけないし，余り細かくしようとしてもまとまらないと思います。例えば，総則的なものとして検察官の基本的な使命，これは皆様もおっしゃっているように，有罪判決を得ることではなくて，正義の実現ということだと思います。それから報道への情報の提供の方法等も，ほかの委員からも指摘があった点です。

捜査に関しましては，例えば，被疑者に有利な証拠にも配慮しなければいけない，押収した証拠物を保全しなければいけない，供述拒否権を尊重する，供述を得る目的で身体拘束をしてはいけない，あるいは弁護人依頼権を尊重する，例えば，被疑者と弁護人の信頼関係を害するようなことをしてはいけないといった項目があり得るのではないでしょうか。これらは今の法律から考えても，検察官に要求されると思われることを明らかにするという意味です。

そのほか，起訴に関しましては，起訴のために嫌疑の程度はどれくらいのものが必要か，公平な訴追裁量をする必要があるといったことも明記する方が良いかと思います。公判につきましては，虚偽証拠の提出禁止，これは当然のことでございますけれども。それから，被告人の有利になる可能性のある証拠を明らかにする義務，公判中に起訴の誤りが判明した場合の対応をどうすべきか，という項目を盛り込む必要があるのではないか。そのほか，上訴や再審についても，いくつかの定めを明記することがあり得るのではないかと考えております。

○吉永委員　あまり具体的に細かいところまではよく分からないのですけれども，やはり，村木さん，村瀬さん，小堀さんを始めとして，お話を伺っていると，検察の持っている絶大な権力におののくというような感覚を国民としては受けてしまいます。ですから，それが国家公務員倫理法とかそういうものではなく，きちんとした倫理観を検察官が共有しないまま，この権力を持っているということに関してはやはり危惧をするところです。ですから，やはり倫理規程と言うのでしょうか，倫理憲章と言ってもいいでしょうか，そういうものを作る必要があるのだろうなと深く思いました。

検察官に向けて，検察官とはこうあるべきであるという明確な自覚を持って職務を遂行してもらうために作るということと同時に，国民にも検察官の在るべき姿をしっかりと理解してもらうということも大事なのではないかと思います。ですから，その内容は国民にも分かりやすいものであることが望ましいのではないかと思います。難しい言葉とか，気持ちの中に浸透しない言葉だと，検察内部においては何となく特権階級的なエリート意識を逆に育ててしまい，国民にとっては何かもうただただ恐れおののく対象になってしまう。これではいけないのではないかと思います。

まず，検察は何のために存在するのかという職務の基本を明確にして，そのために検察が果たすべき役割は何なのかという具体的な行動の基準を導き出せるようなもの，在るべき検察の姿を国民と共有することができる内容にしたいと思います。国民が安心して暮らせる安全な社会を法によって守るために検察が存在するのであれば，検察が守るべき対象は国民なのだろうと思います。だから，常に国民のために行動するべきという，こういう気持ちをしっかり持てるものが必要だと思います。ですから，まず検察官に与えられた権限というものは国民から負託された責務を果たすためのものであることを常に意識して職務に当るべきであるということを，倫理憲章あるいは倫理規程には明記してほしいと思います。

その上で，検察に求められる真相解明と人権の保障という二つの重要な柱を両立させる努力をしてほしいと思うわけです。この二つのどちらかがないがしろにされると，検察の存在する意義が危うくなってしまうわけですから，ここは極めて重要な部分だと思います。ですから，例えば，検察官は法と証拠に基づいて真摯に真実・真相の解明に努めるべきであるというような文言や，検察官は，被疑者や被告人のみならず，被害者を含む全ての事件関係者の権利や利益の保護に深く配慮するべきであるといったような文言ですと，国民も共有できるイメージがしっかりと倫理の中でうたわれるのかなと思います。やはり，倫理観を育てるというのは禁止事項を並べて，萎縮的・隠蔽的な流れを作るよりも，それに照らして，常に自らの在るべき姿が確認できるというものが望ましいと思います。

求められる姿，在るべき姿がくっきりと継承できるための教育が必要になると思いますし，このあるべき姿を保てるための人事制度を構築するべきなのではないかと考えております。規範というものは，自らが，生み出す過程に関わると，皆一生懸命遵守しようという姿勢が生まれるということを，ある少年院の取材で私は知ることができました。与えられたものではなかなかできないのですね。ですから，倫理憲章なり倫理規程を作るときには，是非全員の検察官が意識的に，気分的にでもいいですが，自らが新しく関わって生み出すのだという過程が一つ欲しいなと考えております。

○井上委員　私の申し上げるべきことのかなりの部分を皆様がおっしゃいましたので，それに付け加える程度のことを簡単にお話したいと思います。

お配りしてある１番目のところは，結論部分で既にお話ししたとおりでして，検察官としての心構えを明記した規範のようなものを定め，それに基づいて教育研修，人事評価・管理のシステムも整備していくことが必要かつ有用だと思われます。非常に地味な面ですが，中・長期的にはじわじわと効いていって，検察の体質を改善していくことにつながっていくので，非常に大事な点ではないかと思っています。

ただ，倫理綱領とか行為規範については，龍岡委員が先ほど指摘されていましたように，それを遵守してもらうために制裁措置と結び付けるのかどうか，懲戒とか，あるいは身分保障の意味もあって検察官適格審査会の審査というものが別途ありますけれども，そういう装置があることを前提にしながら，更に新たな強力な制裁を考えて倫理綱領と結び付けていくのかというところは，検討の余地があるのではないかと思っています。そのこともあって，２の（１）で，こういうことをしてはいけないとか，あるいは事細かく何かいろいろなことを書くのではなく，この間のヒアリングで野田先生がおっしゃったと思いますが，積極的な行動を促すようなものの方が望ましいのではないかと思います。（２）のところで，これも龍岡委員が既におっしゃいましたが，定め方についても，やはり当事者が十分納得して，それを実際に遵守し，

生きたものにしていこうという意識・覚悟で作らないと，結局，実効性が期待できない，あるいは逆効果となってしまう。それではモラルが逆に落ちてしまいますので，やはり検察自身が今回の事態の真摯な反省に基づいて，内発的にそういうものを定めていくべきだろうと思います。

もちろん，本会議で我々が意見を言う，あるいはそこで議論を闘わせる，その内容も十分に踏まえていただいて，実情に適した具体的な規程案を作り，それを広く国民にお知らせして意見を十分に聞いて，それをまた反映させて最終的なものを作ってもらう，これが望ましいプロセスではないかと考えています。

具体的な中身については，皆さん，いろいろアイデアを出されて，私も賛成するところが多いのですけれども，ただ少し気になりますのは，既に刑事手続の下で一定の制度があるのに，それとは異なる効果をもたらすのではないかと思われるようなことを，この倫理規程で義務付けようとするものであり，それは適切ではないだろうと思います。問題があるとすれば法律の方を改めるべきことを，倫理という名の下に，実質的に変えていこうというのはやはり適切ではないと思っています。

配布した資料では，その一番分かりやすい例として，証拠開示の義務ということを挙げております。その一つは，いわゆる事前全面開示論に近似するような規程振りの提案があるのですが，この点については，今の制度をつくる際に，司法制度改革審議会でかなり議論しまして，検察官手持ち証拠には実にいろいろなものが入っている。捜査の過程でいろいろな情報を収集し，その裏付けを取るなどして捜査をしており，結果として無関係な情報等も多い。それを無条件で全部見せるということになると，やはり様々な弊害も考えられるので，その弊害のおそれという面にも配慮しつつ，必要なものはきちんと開示するという制度をつくろうというのが，司法制度改革審議会の合意事項だったのです。それに基づいて具体的に制度設計されたものが，現在の刑事訴訟法の証拠開示の規定ですので，ここでもう１度，その議論を最初からやり直そうというのは適切ではないのではないかと思います。

もう一つは，被告人に有利な方向の証拠は開示しなさいという規程の提案です。外国にもそのような規程の例がありますし，それだけを見ると，一見，問題がないように見えるのですが，これについても，現行法の制度設計のときにかなり時間を使って議論をしています。一口に「被告人に有利」といっても，その局面のときの状況，特に被告人側の主張の在り方等によって変わってくるので，一義的ではなく，実際上，非常に判断が難しいということから，むしろ，証拠の種類によって段階的に証拠を開示していく。一般的・類型的に被告人側の防御に必要と思われるものは，早い段階で開示をし，そして順番に，被告人側の主張・争点が明らかになれば，それに関連するものは，有利・不利を問わず開示する。そういう仕組みを考えまして，その検討の過程で，結果から見れば明らかに被告人に有利と思われる証拠がその仕組みでは漏れることにならないかということもかなり踏み込んで具体的に点検をし，今の制度をつくったわけです。そして，この制度は施行後，かなり定着しており，検察官においてもより幅広に証拠開示を行っていると認識しております。

このような現行の証拠開示制度の下で，何か実質的に問題が生じているのか，私はそう認識しておりませんし，もし生じているのだとすれば，その制度自体を改めることを正面から議論すべきであって，こういう多義的な言葉を使って，倫理規程という形で，変えていこうというのは本筋ではないのではないか。そうではなく，もし現行制度と違うことを考えていないとす

るのであれば，そういう多義的な言葉を使わない方が良いのではないかと考えます。

３番目の教育研修については，読んでいただければ分かるのですが，これまでいろいろな問題のある事例，無罪事例とか，取調べの在り方に問題が指摘された事例というのはかなりあると思います。検察でも，それをその都度，反省し検証しているわけですけれども，それがどうも十分活かされていないのではないか。それを日常的に，こういうことを考える素材にし，共通の認識になればマニュアルにして，それを日常的な議論とか研修とか，そういうところで繰り返し確認していく。この前のヒアリングでも同じ事を何度も日常的に繰り返し刷り込んでいくということが有用であるということをおっしゃっていましたが，そういうことを地道に続けていくことが必要ではないかと思います。

○原田委員　研修の充実につきましては，既に述べましたとおりであります。検察にとって今回の事件は，この点では正に大きなチャンスであるとすら思えます。よく言われますようにピンチをチャンスに変える良い機会ではないかと考えます。法総研の幹部の方から，先日お話を伺ったところですが，既に私が考えていますよりも内容がかなり充実した研修が行われているようであり，これからはそれを一層有意義なものにすることがテーマであると思います。

佐藤委員からもお話があったように，官庁派遣，マスコミ研修等の拡大により，貴重な経験を積ませて，検察官としての見識を広げることが肝要だと思います。

若干気になりましたのは，もっと検察に批判的な外部の方からの話も加えるべきではないかという点であります。どうも研修全体が内向きの感じがいたしました。確かに，内部の研修機関ですから一定の限界はあると思いますが，江川委員が言われますように村木さんのような、えん罪被害者のお話も重要ではないかと思います。

私のつまらない経験を披露いたしますが，かなり前に法総研の所長から呼ばれて，検事研修で裁判官から見た検察について，思ったとおりのことを遠慮なく言ってくれと言われたことがございます。その方とは刑事局時代に机を並べて仕事をしたことがありましたのでお引き受けいたしました。根がこういう人間ですから，正に忌憚のないことを話しました。講義が終わりますと，質問どころか，みんな怒ってしまい，みんなで睨みつけ，誠に後味の悪いことになりました。取調室であれば，怒鳴りつけられていたことでしょう。裁判官にここまで言われるものなのかと心外に思われたようであります。そんなことで，この講義が役に立ったかは大いに疑問ですが，私の性格を見抜いて研修生に刺激を与えようとした所長は偉いなと今でも思っております。これからはある意味でこのような辛口の研修も必要ではないかと思います。

もう一つの感想は，多面評価のことです。３６０度評価とも言うそうです。高橋委員から教えていただいたのですが，周りだけではなく，上からも下からも評価をする評価方法を言うそうです。裁判所の研修では，左陪席から見た右陪席・裁判長，右陪席から見た左陪席・裁判長，裁判長から見た右陪席・左陪席という角度から、もちろん匿名ですが，多くのことが語られている資料があります。多面評価を人事に反映するというのではなくて，研修に用いております。これは非常に面白いもので，大変勉強になりました。左陪席や右陪席の人が，裁判長を結構シビアな目で見ていることが分かり，反省にもなりました。検察組織の場合には裁判所の小さな合議体とは違うので，そのまま行うことには問題もありましょう。しかし，このような工夫もあり得るのではないかと思っております。

次に，検察官倫理の問題です。前回，野田先生がプロフェッショナル組織ほど倫理行動規範の浸透が大切だと述べられたことに共感を持っております。プロはどうしても，なぜそんな当

たり前のことを言う必要があるのだと考えがちです。しかし，繰り返して起こるえん罪事件を検討してみますと，結局は，被疑者の主張が正しいかもしれないという仮説に基づく証拠の全面的な再検討や，自白があっても，それが客観的証拠と矛盾しないかの検討などが十分なされていないといった捜査の基本が守られていないことに起因しています。

したがって，このような点を倫理規程に取り入れることは考えられましょう。もっとも，このような点は倫理規程というよりは捜査指針ないし心構えのような性格，犯罪捜査規範のようなものなのかもしれません。犯罪捜査規範については，佐藤委員の御専門ではありますが，例えば総則の４条１項は，「捜査を行うに当たっては，証拠によって事案を明らかにしなければならない。」，２項が，「捜査を行うに当たっては，先入観にとらわれず，根拠に基づかない推測は排除し，被疑者その他の関係者の供述を過信することなく，基礎的捜査を徹底し，物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに，鑑識施設及び資料を十分に活用して，捜査を合理的に進めるようにしなければならない。」という規定がございます。井上委員が今言われましたように，証拠の即時全面開示といったことは，本来，刑訴法等で規定すべき法的規範であって，倫理規程にはなじまないと思います。今般，刑訴法改正によってこれらの点も十分考慮した上で，証拠開示規定が全面的に整備されたのですから，それを尊重すれば足りるように思います。また，国家公務員法や国家公務員倫理規程等の既存の倫理に関する法令との関係でも疑問があります。といいますのは，このような倫理規程は，法的性格が曖昧なものになってしまうからです。例えば，倫理規程に基づいて証拠の全面開示を裁判所が求められても法的根拠とはならないので，開示の裁定をすることは恐らく無理でありましょう。それでは，これに反したからといって一定の懲戒処分をするというのも，裁判所では認められない処分をしなかったから懲戒というのも困難ではないかと思います。

そうなると，このような法的規制を伴う倫理規程は無理であって，仮に作るとしましても，先に述べましたような犯罪捜査規範的なものにとどまるべきではないかと思っております。以上です。

○嶌委員　僕もここに文書を出しておきました。僕が一貫して言っていることは，ここで検察憲章というものを策定したらどうかということを御提案しています。最初はそれほど大きな意味を持たせて言ったわけではないのですが，これまでのヒアリングだとか，ここの討議を聞いていると，やはりこういう大きな視点から国民に対して，検察の基本的精神，信条や使命・役割をもう一度，投げ掛けるのが一番良いのではないかと思います。

僕は司法の専門家でもないし，メディアの立場から，今，起こっていることを国民がどう受け止めるか，そして，この検察の在り方の会議が，それに対してどんなメッセージを発するかということが極めて重要な意味を持っていると思います。僕がこの問題について，普通の市民である知人とか友人といろいろと話していると，今までの巨悪を追及する正義の検察というイメージがかなり壊れてきて，最強の権力を持っている検察は，えん罪すらつくれる恐ろしい機関なんだなと考える人が増えていると実感します。したがって，国民に対して，もう一度，検察の使命，信条，社会正義を貫く組織なのだということを自ら確認し，国民に誓い，説明するような大きな構えを持った憲章を作ることが一番良いのではないかと思います。

今まで議論があって，取調べの可視化とか録音とか，一部組織の手直しとか，そういうこともちろん後できちんと書けばいいのですが，そういう個別的改革だけを述べて検察の在り方会議の結論としてしまうと，何となく物事が小さく見えてしまうのではないかと考えます。

そして，今，世界中で起こっていることは，エジプトの問題もそうですし，小さくは相撲改革のこともそうですし，要するに２０世紀型の古い秩序とか習慣とか慣行とか，そういうものが全部見直されて，そして，これからの公正な社会とか人権の在り方とか，そういったようなことをもう一遍きちんと見直そうではないかということが大きな流れになっていると思います。しかも企業では，次々とコンプライアンスに関する憲章みたいなものを作ってきているというのが今の社会の流れなのかなと思います。

そういうふうに考えたときに，倫理規程という考え方もありますが，これは先ほど井上委員もおっしゃっていましたが，何々をしてはいけないという抑制や禁止条項になるとますます働く人のモチベーションが低下してしまうのではないか。むしろ国民に対して，検察が誇りを持って，しかも新しい価値観や正義をうたって，そしてまた国内だけではなくて，国際社会にも共通するというか，通用するという組織であるのだということをごく短くでいいからシンボリックな憲章とか信条という形でまとめたらどうなのかなと思います。そして，その信条に基づいて，組織の在り方とか，取調べの可視化の問題について書くというのが，最後の発表の仕方としては最もアピール力もあるし，国民も納得しやすいのではないかと感じます。

僕は私案として七つか八つ書いてみました。こんなことは，僕は，法の専門家ではないのでお笑いになるかもしれませんけれども，法務省からいただいた資料とか本とかいろいろ読んでまとめたところ，次のような規定を設けてはどうかと思います。まず「検察庁は法と証拠に基づいた捜査により，不正を追及し，社会の安全と市民の正義を実現する機関である。」，「検察庁はその使命の遂行に当たって，法の支配と基本的人権を尊重して市民の権利を守る。」という規定です。それから，「検察庁は裁判に臨む際，例え検察に不利とみられる証拠であっても，公正な判断に必要とされるときは積極的に開示し，公正な裁判を追求する。」，「検察庁は証拠主義に基づく捜査・訴追能力を強化，改善するため，科学的知見，組織，捜査の在り方などの改革に努める。」，「検察庁は自らの組織を点検し，そのチェック機能を強化し，必要に応じてネットを通じた情報公開や記者会見を行うなどの手段によって，透明性，公開性に努める。」といった規定です。この透明性，公開性というのは，今の時代の一つのキーワードだろうと思います。そしてもう一つ，「検察庁は，国際社会の司法機関と協力し，世界の平和と安全，環境，基本的人権等の擁護に努める。」という規定です。この辺までは検察庁のミッションですが，その後三つほど，「検察官は取調べにおいて，人間の品位と人権を尊重し，法に従って，公正，迅速にその義務を果たす。」，「検察官は高い倫理と品性を備え，自らが持つ権力に対して謙虚に振る舞い，国と市民社会の礎になることを目指す。そのため教育や研修を強化する。」，「検察官は取調べにおいて，録画・録音を行い，求めがある場合には弁護人の同席を認め，被疑者の基本的人権を配慮する。」というような規定です。

録画とか録音というのは具体的に書き過ぎていますけれども，基本的な人権に配慮するような取調べの在り方が大事ではないかという趣旨で書きました。

こういうような精神規程みたいなものを掲げた上で，その後，六つか七つ書いてきましたが，取調べの全面的な可視化・録音についてどう考えるか。起訴に当たってのチェック機能の強化。会計検査院などでは副官といわれる人がいて，その人たちが何度も何度も質問をする。副官というのは検査対象分野の担当とは全く別組織の人だそうですが，何人かが，しかも偉い人とか部下とか上司とかそういうことを関係なくいろいろ聞くそうですけれども，そういうチェック機能があるというふうに聞きました。そういうようなチェック機能を強化するにはどうしたら

いいかということをここでもう少し議論したい。それから，自白こそ最強の証拠といいますが，やはりえん罪を起こさないためにも物的な証拠を重視した捜査方法，技術などをどうやって強化したらいいのかというようなことですね。

僕は，特捜部は残した方がいいのではないかと思っています。しかし，これは東京とか大阪，名古屋の三つ置くというよりも，むしろ最高検の中に特捜部を置くというふうにした方が，今後の流れとしては分かりやすいのかなと考えております。

それから，教育・研修の充実です。これも先ほど皆さんおっしゃられていましたが，捜査や取調べの方法，技術といったことだけではなくて，新しい時代の価値観等について，識者などの話を聞く研修もあった方がいいのではないかと思います。

人事評価についても，上が下を評価するというだけでなくて，縦，横，下からも評価できるようにした方がいいのではないか。今の企業社会の中ではだんだん当たり前になってきているし，大学の教官なども学生が評価するというようなことにもなってきています。そういう評価の改革の在り方もあってもいいのではないかと思います。

そのほか，メディアとの関係をどういうふうに考えるかについても，我々は，もし考え方があれば出しておいた方がいいのではないかなと思います。

○但木委員　皆さん方からいろいろな御意見が出ておりました。非常に大事なことは，検察という，割合閉ざされた社会が，国民の批判にさらされて，今どういうふうに思われているのか。どういう検察になってもらいたいのかという，国民の意見を直接知ることが非常に大事だと思います。

そういう意味で，この検討会議のそれぞれの委員の御意見は全部そのまま検察に伝えるべきである。まずそれが第１でございます。

第２は，もちろん言葉の中にはいろいろ問題がありまして，例えば，有罪獲得が目的でないという言葉をとっても，本当の犯人は処罰しなければいけない，全力で有罪を獲得しなければいけない事件もあり，言葉の使い方についてはいろいろと問題があります。だけど，気持ちはよく分かります。だからそれは，生のままで検察は受け取って，内部でよく検討すべきだと思います。こういうふうにみんなが言っているぞ，それをどういうふうにみんな思うのだということを検察内部でよく検討して，自分たちは次の時代をどうするか，そういう意見を十分咀嚼しながら考えなければいけないと思います。

ここでまとまった意見というのは，それはそれで大事です。その辺は嶌委員，吉永委員あるいは皆さん，それぞれの御意見と同じであります。検察官というのはこうあるべきだということについて，検討会議ではこんなふうに思いましたということを世に出して，検察はこうあってほしいという要望を出すのは良いことだと思います。

検察がそれを受け取って，検討会議が検察はこうあってほしいという期待を持っているということを前提にして，自分たちできちんと憲章を作ってもらいたい。それは実務ですから，そのままの言葉で規定するのは大変難しいだろうとは思いますけれども，しかし，それをちゃんと体現していくような方向で，国民が新しい検察に期待感が持てるようなものを必ず作ってくれるであろうと思うわけであります。

○石田委員　お手元に「倫理・行為規範，監査体制，取調べの在り方について」というマルチテーマの書面を配布していただいております。この書面は６ページありますが，まず３ページまでの倫理行為規範について前回の発言に補充して意見を述べさせていただきます。その内容は，

これまでの皆さん方のお話と共通する部分が多くあります。ほとんど共通するといっても過言ではありません。配布した書面のうちに資料を二つ付けております。資料２は検察官の取調べが問題となった事例を私の取り扱った事件を含めて１０件ばかり上げております。これは取調べの在り方について議論をするときにまた引用させていただきたいと思いますが，これからの意見にも参考になる判例等であります。

そのうち，比較的最近の京都地方裁判所で平成２１年９月２９日にあった判決を一つの材料に，この倫理・行為規範の問題について述べてみたいと思います。この事案は資料２の１でその要約を記載しております。この事案は，京都地検の検事の取調べを受けたときに自白を強要されたなどとして，取調べを受けた少年と弁護人が，国に対し，国家賠償法に基づき損害賠償を請求した事案であります。

第一審の判決は，検察官の倫理・行為規範あるいは監査体制，そして取調べの在り方を考えるに格好の材料を提供しているので取り上げてみました。認定事実はここに記載したとおりですが，要約しますと，検察官が取調べに際して「誰がお前らのことなんて信じるんや。お前らが何と言おうと強盗致傷で持っていく。とことんやったるからな。お前としゃべっても話にならんから帰れ。」と言った。これを接見で聞いた弁護人は直ちに京都地検の検事正に対して違法な取調べがなされた疑いがある旨を記載した通知書を発送しましたが，その後も「このままいったら重い罪になるぞ。あの弁護士は１年しかたっていないぞ。刑事のことを全然分かっていない。あんな弁護士がついて君もかわいそうやな。あんな人のことをよく信じるね。君は本当にかわいそうだよ。」と言ったという事実を認定をしています。

この裁判例は，検察官の不法行為を認定して，慰謝料の支払を国に命じておりますが，判決文の中で，取調官が取調べの場で被疑者に対し，その尊厳や品位を傷つける言動をすることは許されず，取調官には取調べをするに当たって被疑者の尊厳や品位を傷付ける行動をしない職務上の法的義務があるというべきである，供述の任意性に疑念を抱かれるような取調べ方法を採用してはならないのは，取調官としての職務上の法的義務というべきであるという内容の判決をしております。

前回，１９９９年の国際検察官協会で採択された検察官の職責の基準と基本的権利・義務に関する声明をお配りしております。この内容は，検察官にとっての最低限の倫理あるいは行為規範だと考えます。この基準は，２００８年の国連の決議，これは検察官の連結性と受容力の向上の過程を経た法の支配の強化，これは私が訳したので正式な訳がどうか分かりませんが，こうした国連決議，今日，お手元に国際連合経済社会理事会の国連決議の内容を翻訳したものを配布しました。これは日弁連の担当部門で急いで仮訳をしてもらいました。ここの中，３ページ以降に前回英文で配布した「検察官の職業的責任に関する基準及び本質的権利義務に関する声明」という付属文書が引用されておりますので配布しております。ここで引用されておりますし，さらに，２００９年３月の第３回世界検察官首脳サミットでもこれを推奨すべきものしております。この声明は，日本も参加した国際会議で採択をしております。つまり，この声明を採択するについては，恐らく法務省あるいは検察庁内部でも議論をされ，採択に賛成するかどうかを検討された上でされたものであると考えられます。我が国の検察庁内部でも一定のコンセンサスを得たものではないかと考えております。

これまで，このような国際基準がなぜか一般の検察官の方々には周知されず，更にこのような内容の明文の規定がなかったこと，そして，これらの国際基準等に基づいて倫理教育等によ

って徹底されていなかったことが，今回の事件の要因の一つになったのではないかと考えております。

したがって，このような基準であるとか，先ほど原田委員が引用されましたが，犯罪捜査規範１６８条１項には取調べを行うに当たって強制，拷問，脅迫その他，供述の任意性に疑念を抱かれるような方法を用いてはならないというような規定もございます。これらの事項を参考にして最低限，検察官が遵守すべき内容を倫理あるいは行為規範と言ってもいい。名称はいろいろ考えられましょうけれども，一定の内容を我が会議としても，こういうものが望まれるということを提言すべきではないかと思います。

以下は，前回述べた内容をただ引用しただけでございますので，お読みいただければと思います。

○江川委員　倫理規程について，私はこういうのを入れたらどうかと考えるものについては前回，紙にしてお出ししましたので繰り返しません。今，一言だけ申し上げたいと思うのは，先ほどから，こういう倫理規程については，あるいは倫理綱領については，検察官が自律的に考えることが大事だという意見が相次いだわけです。果たして，今の検察に自律的にやってもらっていいのだろうかということを私は疑問に思うわけです。もちろん，それのメリットもあるとは思いますが，どこが今，問題で，どこを改めて，どこを我々は守っていくべきなのかということについての基本的なところが，閉鎖された検察庁の中にいる方々と，事件の当事者あるいは社会の人々の意識とは相当にかけ離れているという現状があると思います。思い出していただきたいのは東京，札幌の検察庁に視察に行ったときのことであります。複数の検事さんが出られていろいろ話を聞きましたけれども，皆さん，前田検事による証拠の改ざんについては「とんでもない。」とか「信じられない。」とか「あってはならない。」とおっしゃったけれども，それ以外の取調べあるいは公判維持のことについて，どなたも自発的におっしゃらない。それについて聞くと，例えば公判維持については何も違法な，あるいは改ざんした証拠を使って立証活動をしたわけではないからいいではないかというような回答が返ってまいりました。

しかし，例えば，村木さんなどの話を聞けば改ざんももちろんびっくりしたけれども，事実と違う調書が多くの検事，副検事によってたくさん作られた。今日の村瀬さんの話でもチームとして事実として違う調書がいっぱい作られた。そういうところを当事者は問題にしているのであって，そこを余り問題視していない検察内部の人たちの意識は，やはり相当かけ離れている。その中で，自律的に，つまり中の価値観，中の文化でもって自律的な倫理規範を作ってもらっていいのだろうか。もちろん中の人を入れてもいいと思いますけれども，やはり外の目，外の風をそこに吹き込むということであれば，私たちが一定のこういうことを入れてほしい。今，石田委員がおっしゃったようなことを入れるべきだということを盛り込んだ提言にするべきではないかと思いました。これを作った上で，更に内部でもっと練り上げてくれというならば，これは理解できます。

○高橋委員　まず１点目。今の倫理規程のお話で，江川委員のお話に付け加えさせていただくと，やはり内部的に作ったものでないと実効性がないというのは全くそうだと思います。ただ，外部的な目がちゃんと入ってずれがないかどうかをチェックする体制をどこでどう入れるかは非常に重要だと思います。ただ，この辺りは一つは提案でありますが，３月１０日にアンケートの調査が出てきますので，それを見ますと，どの程度ずれがあるかないかもある程度分かってくるのではないか。その上で，もう１回プロセスを議論したらいいのではないかと思います。

それからもう一つ，今日の村瀬さんのお話をお聞きして，ますます私は思ったのですが，確かに取調べそのものの適正化あるいは録画・録音の問題ということがいわゆる現場で起きている取調べの中の抑止効果として非常に重要だということはよく分かりますが，一方で，今日のお話にもありましたが，そもそもなぜこういうことになったのかというと，いわゆる経営の分野で経営品質という言葉があります。経営品質の劣化ですよね。これが明らかであるという気がますますします。品質というのは，前に郷原委員からその辺がファジーでというお話がありました。経営品質というのは物の品質とは違ってやはりファジーですか，ファジーな品質を図るというか，管理していく手法というのは，今，随分出来始めているので，そういうものが使えるのではないかと思いました。

その典型がやはり経営品質劣化の，どこの会社でも民間企業でもそうですが，大きいポイントになるのはリーダーシップの劣化です。今回も，とてもその問題が多い。被疑者の方は直接，上のリーダーとはお会いになっていないので，そこの問題というのは被疑者の方々はなかなか語れないのですが，背景には相当あると思います。

この問題は，例えば，研修制度は，今，一生懸命に新しい研修制度をいろいろ入れていますというお話が前にありました。最近だんだん良くなっているという原田委員のお話もありました。そうだと思いますが，実は今，リーダーシップを発揮している偉い方々が受けたときの研修というのは様変わりだったと思います。ですから，新任者とか１年目，３年目とか，初めて決裁官になった人の研修だけで一生懸命やっていても，その人たちが，その研修の効果が出てリーダーシップを発揮して上の方にいくのにすごい時間がかかって，その間に，またその教育を受けていない人が「お前何言っているんだ。」と言われると雲散霧消してしまいます。ですから，リーダーシップ教育の一番重要な部分というのは，いつもそうですが，上からやることです。これから新しくなってくる人の教育を１回やっても薄れますから，まず今，実際にリーダーシップを発揮している幹部の人たちにリーダーシップ教育を受けていただきたい。それと同じものを下の人に下ろしていくと，「あれは大事だぞ，お前らもちゃんと受けてこい。」という話になるとすごく効果が上がるので，これはもう是非やっていただきたいなと思います。

もう一つ，その具体的なリーダーシップ研修のイメージを少し分かりにくかった部分もあると思うので言わせていただくと，多面評価というのは３６０度評価とほぼ同意語になりますが，一番良い導入としてはやはり研修，気付き，自己変容です。ですから現幹部の方も含めて，例えば，検事正とかそういう方々も含めて，一旦多面評価を受けていただきたいと思います。そして，多面評価は，よく自己評価と一緒にやります。自分で先に評価させて，周りの評価，多面評価と自分の評価とどこが違うか，全部自分で分析させるみたいなことをやります。そこに行動規範のようなものを重ねて，行動規範上期待されるリーダーシップ行動を自分はとっていると思うか，周りはそう思っているのかを見て，それで自分の気付きにして，例えば半年間，１年間ずっと継続して行動変容します。行動変容しますと思考も変わりますから，意識も変わります。それをフォローするというような仕組みをしっかり入れられたらどうかと思います。

一つの例で，私のメモに入れさせていただきましたことで，例えば，イメージで言いますとコミュニケーションスタイルで，今回，東大の甲９先生には来ていただけなかったのですが，私が推薦した中で，あの方のお得意の分野がコミュニケーションにおける人材育成です。同僚，上司，先輩からのコミュニケーションで人の育成に非常に資するものには三つあると言われています。業務的支援と内省的支援と精神的支援。業務的支援というのは，正に今回行われたよ

うに「単独犯行なんてありえないだろう。」と仕事の中身のアドバイスをする，あるいは知見を述べる，あるいは技術的なことについて教えてあげる。内省的な支援というのは，どうしてそう思ったのということで気付かせるとか腑に落とさせるためのきっかけをするのが内省的支援です。精神的支援というのは，最近の話題でいいますと，ザッケローニ監督が非常にうまいと言われています。李も最後に出てきて，後半の一番最後に出てきて，いきなりボレーシュートを決めましたが，「お前の出番はいずれ必ずあるぞ。」ということをアジアカップの昼飯のときとかに，会うと言っていた。あるいは失敗した選手に対して，「このぐらいの１回の失敗で俺のお前に対する信頼は揺るがないぞ。」ということを言う。そういう言葉の使い方が非常にうまい人だと言われていますね。そういうのを精神的な支援と言っているのですが，実は上司，上に行けばいくほど重要なのは，業務的支援ではなくて精神的な支援です。業務的支援というのは，現場を離れて長い人がやると非常に危険です。あなたの役割はそうでないのです。ザッケローニさんを見てください。お前のボレーの蹴り方がおかしいとか言っていないでしょう。そういうことはあなたの役割ではないのですよということを気付かせて変わらせるという教育を，現幹部を含めて是非やっていただきたいなということです。

もう１点だけ最後に付け加えますと，それは毎年やるものではなくて，とにかく１回，現幹部はやっていただきたいのですが，例のサーベイということは，一つの組織品質のチェックになります。経営品質と言ってもいいと思います。今回やったサーベイ，あのままでないかもしれませんが，毎年必ずやっていただいて，それは毎年，必ず検事正クラス，地検単位になるのかどうか分かりませんけれども，その上の方の人たちが，今，自分の組織の経営品質，組織品質がどういう状況になっているのか，そこから含めて見て，問題意識を持ってもらって，必ずアクションプランをそこで立てる。そして，どんどん組織の状況を良くしていくという方向に現実リーダーシップを発揮していることが毎年のサイクルの中に組み込まれる。そうやって組織品質というものを管理し，それを上昇させるためのリーダーシップを発揮するということを明確にしていく役割として，幹部の，そういう仕組みの中でこの毎年の調査をビルトインしていただきたいなと思います。

逆にいいますと，人事考課なども，要は幹部の評価もそういうことで問題意識を持ってリーダーシップを発揮し，組織の品質を上げて，結果としてまたみんなのスキルも上がり，やる気も上がってみたいな，経営品質そのものが良くなっているかということが，そのリーダーの評価にもつながるということにもなるのではないかと思います。それを継続的に後はやっていくということが，もう一つ必要なのではないかと思います。

最後にもう１点だけです。これは石田委員が言われましたリアルタイムのチェックの話にも関わるのですが，人材の多様性の確保は是非進めていただきたい。中途採用あるいは他の官庁からの転籍を含めて，多様なキャリアを持った方々を入れるというのも，外部の人間を入れてチェックするという，その委員会みたいなところもいいのですが，もう一つの方法としては外部の人間にはできないよという仕事もある。やってはまずいよというのもあると思います。内部の人間自体も外部に出向で経験させるというお話が原田委員からございました。採用も含めて多様な経験のある方を採用していただきたいなと思いました。

○後藤委員　先ほど，倫理規範的なものと既存の法律との関係を考える必要があるという御指摘がありました。それは，そのとおりだと思います。私もその問題は理解いたします。ただ二つぐらいの視点がそれに合わせて必要だと思います。まず証拠開示の問題について言いますと，

確かに法律はできましたけれども，それが適用されるのは公判前整理ないし期日間整理に付された事件だけですので，事件数全体から見ると，限られたものであることも意識する必要があると思います。

それからもう一つ，規範の作り方で，江川委員もおっしゃったように，完全に検察官たちに任せるのではなくて，我々も含めた外部の意見を反映させる，取り入れてもらう必要もあると思います。しかし，検察官自身が全く従う気がないものを外から押し付けても，無理だと思いますので，倫理規範は，やはり何らかの意味で検察官自身が宣言するものであることが必要だと思います。そうであるからこそ，法律で決まっていることだけをやりますというのではなくて，必ずしも法律の明文では要求されていないけれども，私たちはこういうことをしますと宣言する，そのことに意味があるのではないでしょうか。

例えば，被告人に有利な証拠があると分かったけれども，それは今の法律では必ずしも開示を義務付けられるものではないというときにどうしますかと，検察官に問うたら，それは明らかにしますと，多くの検察官はおっしゃるのではないでしょうか。そうであるとすれば，そうしますと宣言することに意味があります。そうすべきなのだけれども，するという宣言はできませんという態度をとるとすれば，それで本当に国民の信頼が得られるのか，という疑問が出てくると思います。

○井上委員　後藤さんが言われた２番目の点については，私も，全く白紙の状態で，検察の方で何か考えてくださいと任せてしまうという趣旨ではなく，ここでの議論・意見がある程度まとまれば，こういうことを踏まえて，実情に合ったものを作ってくださいと勧告するという趣旨で申し上げました。

１番目については，確かに法律の上ではそうですが，特捜事件など，争いがあり，証拠開示が実際に問題になるような事件はほぼ間違いなく公判前整理手続が開かれています。また，問題になれば，公判前整理手続や期日間整理手続を開けばいいわけです。それで，実際上は，ほぼ賄えるのです。それで賄えないとすれば，他の事件でも法律の証拠開示の規定がある場合に準じてやりなさいということは言えるだろうと思います。これは後の捜査・公判に関する問題ですので，そこでまた議論したいと思います。

○千葉座長　皆さんから倫理・研修等に関わって大変積極的な御意見を出していただきました。

そろそろ一区切りさせていただいてよろしゅうございましょうか。今後また整理をしながら議論させていただくということになろうかと思いますが，今日のところはここで区切らせていただきたいと思っております。ここで休憩をとりまして，再開後，検察の捜査・公判活動の議論に入らせていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。１０分間の休憩をさせていただきます。

（休　　憩）

（黒岩大臣政務官入室）

３　「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」についての議論

○千葉座長　それでは議事を再開させていただきます。これから議事次第３の「検察の捜査・公判活動の在り方」についての議論に移らせていただきますが，その前に，今日，ヒアリングを

させていただき，基本的には，直接お越しいただいてヒアリングを行うということは，これ以降，時間的に難しいと思っております。そこで，郷原委員の方で，ヒアリングではなく，それに代わる御報告をいただけるということでございますので，冒頭簡潔にお願いできればと思います。

○郷原委員　本来であれば，ヒアリングという形で，大阪，名古屋特捜部だけではなくて，東京の特捜部の問題もここで把握できればと思っていたのですが，時間の関係で難しいということですので，それに代わるものとして，東京の特捜部の事件に関して，これまで被告人側，弁護人側から指摘されてきたこと，それからマスコミ，関係者等から公刊物等で指摘されてきたことなどを十分かどうか分かりませんけれども，私の方でまとめました。お配りいただいています資料の中の一つは，東京地検特捜部の取調べの問題ということで１枚の紙です。これは，被告人側からの特捜の捜査に対する批判，指摘の代表的なものだと思います。乱暴な恫喝，脅迫的な取調べの問題と利益誘導の問題等，ここでいろいろ挙げられております。これが一つです。

それから，「アスタンド」というウェブの記事ですが，朝日新聞の編集委員の村山治さんが書かれたものです。村山さんは長く検察の取材をされてきて，非常に内部の情報に詳しいということで，ここにはゼネコン汚職事件の問題等を中心にいろいろ書かれております。ページ数が飛んでいまして読みにくいのですが，最後から２枚目の下の方，「相手の手を取ってサインさせろ」という，意に反する調書が強要されている状況についての検事の苦悩の話とか，それからその次，２枚目の裏になりますが，下の方で「どうせ，恒常的に賄賂を贈っているのだから，少しぐらい日時や金額が違っていてもいいんだ。ずっと周辺を捜査していれば，世間体もあるから，音を上げてそのうち白旗を上げるさ。」という地検幹部の話を直接聞いたということとか，いろいろ生々しい話がここに書かれています。こういったことは，明らかにこれまでヒアリングに出てきた大阪，名古屋の特捜部の問題と同様の問題が東京の特捜部にもあるという前提で議論をしていかなければいけないということを示しているのではないかと思います。

ところが，東京の特捜の問題に関しては，今まで余り消極判決の例というのがありません。そういう意味で，唯一大きな事件での消極判決の例は乙２事件ではないかと思います。乙２事件については，私は「検察の正義」という新書の中で，関係者の話も聞いた上で書いている部分がありますので，ここに写しを配布させていただきました。最終的に最高裁で逆転無罪になった事件ですけれども，これは単に決算経理基準についての判断が一審，二審と最高裁で違ったということだけではなくて，本来，最終的に最高裁で認められた当時の会計基準が実態だったとすると，その頃，会計監査を行っていた公認会計士の人たちが，それを当然ありのままに話してくれていたら，検察の見立てがおかしい，特捜部の見立てが間違っているということが分かったはずなんです。しかも，被疑者側も全てそういったことは言いたかったはずだし，言っていたはずですが，全員が自白させられていた。そういう意味では，最終的に最高裁で無罪になったこの乙２事件も，取調べの中で全くその実態が明らかにされないで無視され続けてきて，それがようやく最高裁でその事実が明らかになった事件と見るべきではないか。

特捜部の事件については，この後に出てきますキャッツ事件についても捜査・公判について様々な問題が指摘されましたが，裁判所では取り上げられず，最終的に最高裁で上告棄却で有罪になりましたが，有罪で終わっているから東京の特捜の捜査に問題がないということでは決してないと思います。そういうことを改めて認識した上で，今後の捜査・公判の在り方の検討においては，今回の大阪地検のような問題は，東京の特捜にもあるということを十分前提にし

て検討を進めていくべきではないかと思います。

○石田委員　今の関連で補足的に。今日，私が配布させていただいているペーパーの資料１と資料２を御覧いただきたいと思います。今，郷原委員から東京の特捜に関連する具体的な事件についての資料が提出されましたが，私は，この資料２で特捜事件に限らないのですが，これまで供述調書の任意性が検察官の取調べによって否定された事例で，刊行物に載っているものの主なものを取り上げて，裁判例にこういうものがあるということで，その事案の概要等を記載した書面を提出しております。

具体的には，この判決文をお読みになれば，今日，村瀬さんがお話になりましたことと同じような取調べが検察官によって行われて，その任意性が否定されている事件が本件だけではなく，いろいろな形であるということがお分かりいただけるのではないかと思います。資料２には詳しい出典を出して要約を記載したものですが，そのほかに資料１，これは年表ですが，これからの議論に分かりやすいために黄色の部分は全て裁判例を引用したもので，これも全て任意性に問題があった事例として刊行物あるいは裁判所のウェブ等に全文が載っているものをここに示しております。これを参考にしていただければ，今後の議論に役立つのではないかと思います。

○江川委員　石田委員にお願いなんですけど，この年表ですが，もしできれば事務局経由で，みんなにメールで添付していただけると，見るときにすごく便利なので，よろしくお願いします。

○石田委員　検討させていただきます。

○千葉座長　今後の議論の前提にしていただくべき資料等について御報告をいただきました。これから捜査・公判活動の在り方について議論に入りたいと思います。なお，捜査・公判活動の在り方につきましては，これまでの委員の皆様の様々な御発言を踏まえますと，内容が大変盛りだくさんで充実した御意見があるように受け止めさせていただいております。したがいまして，私としては，この点に関して，議事の進行への協力はこれまでどおりお願いはしたいのですが，５分を目安としながらも，７，８分ぐらいになっても，これは皆さんも御納得いただけるかと思っておりますので，その辺はどうぞ相互の立場もおわきまえいただきまして，御発言の際，お時間を見計っていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○宮﨑委員　私は，今日はペーパーと，日弁連が行いました検事調べについての全国の弁護士に対するアンケート集計をここに持ってきております。これを見ますと，先ほどの村瀬さんではありませんけれども，同様のひどい取調べがなされています。それは何も，東京地検とか特捜だとかそういうことではなく，全国津々浦々，支部も含めて行われているということが明らかになる資料だと考えています。

この資料は後でお読みいただくこととして，私は捜査・公判活動の提言をペーパーに基づいて申し上げたいと思います。前半部分の倫理あるいはモラル等について御発言を聞いておりますと，皆様方は自発的な倫理の盛り上がりがないと効果がないということで大変優しいなと。皆さん方は何々をしてはいけないという倫理規程は余り効果がないと言われますが，我々弁護士の倫理規程は何々をしてはだめとか，何々すべきとか，何々を破ったら懲戒よとか，そういう厳しい倫理規程であり行為規範であり，しかも外部委員が半分ぐらい占めるという委員会で審査される。今まで許されてきたチョンボも許されなくなってきている。日夜こういう厳しい中におりますと，なぜ皆さんは検察庁に優しいのだろう，と思います。また，我々の役割は，そういう身内の文化だけで是正できないからこそ，今日こういうところに呼ばれて提言しよう

としているのではないか，こういう思いをしておりました。そういう観点から，我々は取調べの可視化についても同様の思いから提言したいと思います。

これは，根本はモラルとか倫理とか心構えとかで解決はできないということです。相手方当事者と裁判所が捜査を実効的にチェックできる仕組み，すなわち取調べの全過程の録画，この義務化が絶対に必要だということです。

厚労省の元局長事件は，その前に，えん罪が明らかとなった志布志，氷見，足利事件，それ以前からもえん罪は続いておりましたけれども，そういう検証を踏まえて，不適正な取調べの再発防止のため，多くの改善策が提言され，通達等が発出されていたにもかかわらず，捜査官の不適正な取調べがほとんど改善されていなかったこと，従来の改善策が結果的に全く無力であったということを明らかにしたわけであります。ヒアリングにおいて，村木氏は，「一番恐ろしいのは，密室の中で根拠のない一定方向の多数の調書が作られたことだ。」と言われています。密室における強引な捜査こそがえん罪の根本原因であり，その改善策が検証不可能な密室の取調べを見直す，こういう以外にないということが今やもう明らかになったと考えています。そういう形で捜査官による不適正な取調べを予防し，裁判所が供述調書の作成過程を客観的事後的に検証する仕組みとして，取調べ全過程の録画の義務化が不可欠であります。

現在，裁判員対象事件において，一部自白場面のみを録画するということをしていますが，しかし，厚労省の元局長事件を例にとれば，村木氏を除く他の被告人は，全て厳しい取調べの結果，勾留中は虚偽の自白をしていたわけでありまして，これを忘れてはならないわけであります。一部録画では取調べの初期の段階でどのような取調べで自白に陥ったのか分からないわけであります。むしろ裁判員や裁判官に，かえって誤った印象を与える可能性すらあります。任意の取調べを含めて，取調室に入ったところから最後までの全過程の録画することなしに，取調べの検証，ひいては取調べの適正化は不可能であると考えているところであります。

さて，取調べの全面可視化については様々な御意見があります。まず，被疑者が自白しなくなるのではないか，ひいては治安が悪化するのではないか，こういう意見がございますが，録画制度を導入した後で，録画による弊害を述べている国は寡聞にして知らない。そして，可視化後は対象事件についての取調べを重視することから余罪についての自白の割合が減ったという印象を持つ場合であっても，それを上回る取調べの質的向上があるという報告もあります。

多くのえん罪や過酷な取調べが明らかになっている中で，捜査当局が「治安」を口実に「密室の強引な捜査」を維持することに，国民の共感はもはや得られないと考えます。国民が取調べや捜査に対して不信感を持つ中で真に国民の安心・安全を守る役割を果たすことはできないと考えます。他の国々も，現在の我が国と同様，司法への信頼を揺るがす事件を契機に国民の司法への信頼を取り戻すために可視化を導入し，実際国民からの信頼を取り戻し，さらには捜査の質的向上を果たしてきているわけであります。

また，我が国では，諸外国と異なり，取調べを重視し，生い立ちから心を開いて話をしてもらうために録画をすることはできないという意見もあります。しかし，むしろ録画を行うことによって面接技法の研究や向上が図られ，従来に比べて本当のことを話してもらえるようになったという研究結果もイギリスなどでは報告されているわけであります。逆に，密室では，信頼構築の名の下に，不正常な人間関係が形成され，誘導，迎合，脅迫等によって虚偽供述が生じやすいことこそが指摘されなければならないと考えております。

さて，もう一つの批判として，全過程の録画による裁判の長期化というものがあります。取

調べの全過程を録画すると裁判が長期化するというのは誤解であります。可視化すれば，任意性に関する争いは絶滅いたします。多くの裁判で任意性をめぐって警察官，検察官の証人尋問や被告人質問によって水掛け論をする必要がなくなるわけであります。公判でテープを視聴しなければならなくなるということはごくごく一部であります。そして，極めて例外的に相当長時間にわたる視聴が必要になる場合もあるかもしれませんが，そのような場合であっても，証人を何人も何人も調べて任意性や特信性の立証をすることより，長時間かかるとは考えられません。実際，諸外国でも任意性・信用性を争う事案は，可視化導入後，激減いたしました。私の経験でも，誰も録画を再生したりはしていません。既に実施している国を見てもそうですけれども，全過程の録画することによって，裁判が長期化することは到底考えられないわけであります。

また，捜査側にも新たな捜査手法を与えるべきであるという意見があります。可視化すると自白が得られなくなるから，捜査側にも新たな捜査手法を与えるべきだという御意見であります。私は，取調べの可視化によって公正な捜査が行われ，それによって得られた供述こそが有力な捜査手法になり得ると考えていますが，さらに，我が国における捜査手法は特にここ二，三十年の間に飛躍的な進歩を見ています。例えば，ＤＮＡ型鑑定の精度向上，指紋自動識別，掌紋自動識別システム等は画期的であります。また，要件を満たせば，通信傍受を行うことができ，麻薬特例法ではコントロールド・デリバリー，泳がせ捜査も規定されています。また，最近，携帯電話の分析等が話題になっておりますが，電磁的記録の証拠等について分析技術，デジタル・フォレンジックの進展もめざましいところであります。防犯カメラの高性能化，自動車ナンバー自動読取システム（Ｎシステム），あるいはＤＮＡデータベースのデータ量の増加もよく認識されているところであります。

このように，捜査側の武器は飛躍的に充実し，既に可視化を実現するための環境は整っていると考えています。客観証拠を得るための手段がこれほど充実している今こそ，可視化を行うべきであろう思います。その上で，どうしても新たな捜査手法が必要だ，こういうことになれば，その手法によっては，国民的議論を交わしつつ検討すればいい。捜査当局の具体的な提言を待って議論すべきである，このように考えています。

さて，可視化の対象でありますけれども，我々も現段階で，全ての事件について，直ちに取調べの可視化を求めているわけではありません。法制化前に試行を行うなどして，段階的に可視化の対象事件の範囲を広げていくことも考えられます。

また，厚労省の元局長事件では，多くの関係者について，客観的事実と異なるものの相互に一致している多数の供述調書が作成されています。すなわち，被疑者本人以外の関係者に対する強引な取調べにも重大な問題があることが明らかになりました。したがって，被疑者の取調べにとどまらず，参考人の取調べの可視化も含めるべきではないかと考えています。

さて，証拠開示であります。証拠開示も，適正な公判あるいは捜査のチェックのために不可欠であります。厚労省の元局長事件において，主任検察官は，弁護人に開示すると公判が紛糾するということで，フロッピーディスクを手持ち証拠から排除するため，データを改変の上，関係者の家族に還付していました。このような方法による証拠開示の回避も，相手方当事者である被告人側には捜査機関がどのような証拠を持っているのか，こういうことが把握できない現行制度だからこそ行われたわけであります。

また，この事件に限らず，当初は弁護人の求めに対し，「不存在」，「見当たらない」とされ

た証拠について，後で存在していたことが判明した事例も，何例か報告されています。そこで，適正な公判遂行のためには，不当な証拠開示逃れを防止する必要があり，そのためには捜査機関が当該事件の捜査の過程で作成又は入手した全証拠のリストの作成・交付が制度化されるべきだと考えています。

さて，また全面的な証拠開示も，私は制度論としてあり得るべきだと思っています。国際人権規約委員会も，１９９８年に日本政府に対して，「弁護を受ける権利が阻害されないために，日本が法律と実務において弁護側が関連のあらゆる証拠資料にアクセスできることを確保するように勧告する。」という見解を述べております。

現行法上，公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については，類型証拠開示及び主張関連証拠の開示が行われていますが，被告人側には，なお全ての証拠にアクセスする権限が保証されていないわけであります。そういうことのために，例えば，この前，公訴取消しになりました放火事件につきましても，担当検察官が捜査報告書を改変する，こういう事件も起きているわけであります。検察官が，弁護人に対して，原則として全ての証拠を開示する制度が採用されるべきではないかと考えている次第であります。

○諸石委員　お手元に諸石の名前で「捜査・公判手続についての意見」と題しました紙をお配りしております。まず，検察の職責は，遵法・被疑者の人権尊重という手続の中で，犯罪の真相を解明し，もって国民生活の平穏と安全・安心を守るということになります。この両者のいずれにも偏らずに適切なバランスを保つことが必須であるということは申すまでもないと思います。今次の検察の在り方の検討の結論として，取調べに対する抑制措置だけが先行して，その結果として犯罪摘発率が低下したり，本来，有罪であるはずの者が処罰を免れて，ひいては国民生活の平穏・安全・安心が損なわれるような事態を招来してはならない。これも当然だと思います。

次に，現在の刑事裁判においては，調書が過度に重視される調書裁判に偏している嫌いがあるということが，この会議でも度々指摘されております。犯行を自白する調書があると，法廷で被告人が供述を翻しても，供述調書の任意性・特信性のハードルが余り高くないために，ほかの証拠との矛盾がなく，調書記載の供述が詳細で，かつ，全体としての整合性があると，調書の内容までもがそのまま採用されるというケースが多くて，勢い検察における調書の作成に際しては，供述をそのままに記録するというよりも，検察の見込みに合わせて整合性のある内容に関係者の供述を一致させるように誘導するという思い込み捜査のおそれがあるということが指摘されております。

一方で，日本の刑事法は，犯人，行為者の内心での認識を重視する主観主義の法制度であります。取調べ方法の抑制措置が採用され，そのことが被取調者に広く認識されるようになりますと，自己に不利益な事実はなるべく隠しおおせたいというのが人情の自然であります。全般的に，特に行為者の内心の意図や認識が構成要件に直結する類型の事件では，自発的な自供が得にくくなり，そのことが犯罪の摘発を困難にして，ひいては巨悪を眠らせる結果を招来するおそれがあることは無視し得ないところでございます。

次に，調書主義を排斥すると，残る方法は公判廷での供述重視にならざるを得ないのでありますが，孔子の言葉に「父は子の為に隠し，子は父の為に隠す。直きことその中にあり。」，そういう仲間内でのかばい合いの精神風土が色濃く残っている日本では，偽証が十戒の一つとして重罪であることが広く人心に定着している欧米との対比においては，公判廷で虚偽陳述がな

されることが多く，それに対して偽証罪が適用される例は少ないと言われております。公判廷での供述の信頼性を高めるためには，一つは公判廷での偽証の摘発の強化，次に被告人に対して宣誓の上で，ということは偽証罪の適用可能性の下で供述をする機会を与える制度を設ける。三つ目には，弁護人が虚偽と知りながら虚偽の証言に積極的に関わった場合に，偽証教唆，幇助等の刑事罰，弁護士資格剥奪に直結する厳格な運用，これは現行法の下でもできるかもしれませんが，少なくともそういう厳格な運用の導入等を検討することが必須だと思います。

また，刑事実体法の構成要件から，本人の供述に頼らざるを得ないことが多い犯人の内心の要素をできるだけ排除すること。例えば，殺人において射程内での拳銃の発射，身体の主要部への刀剣による刺突・切り付け等における殺意の推定，あるいは公務員・政治家等の開示義務に違反して秘匿された金銭の受領に対する収賄・請託の意思の推定，よく知らない他人から国内持ち込みを安易に引き受けた場合の状況自体からの密輸の意思の推定等々といった定型的に犯意が推定される場合の推定規定，これは，挙証責任の転換になると思いますが，そういった推定規定の導入による刑事実体法の主観主義からのある程度の変容といった方策をも同時に検討する必要があるのではないかと考えます。

さらに，組織犯罪の場合であって，被取調者が企業・官庁の役職員であったり，暴力団の構成員であるケースにおいて，同一組織内の他の被取調者と弁護人が同一人であったり，あるいは同一事務所所属等であったりする場合の問題，取調べ中に未発覚の他の犯罪についての供述が出てきた場合の録音・録画が開示の範囲をどうするかといった問題点も十分に検討した上で，不都合のない解決方法を見出す必要があると考えます。

今申しましたことはもとより，刑事法の抜本的な変容に関わることであるだけに，十分な国民の理解・納得の下に，法制審議会等での慎重な審議が必要となることは当然でありまして，これの諸対策の十分な検討を置き去りにして，取調べ方法の全般的制限だけが一人歩きすることは危険が伴うと考えます。

取調べの可視・可聴化については，一定の犯罪類型について，取調べの全過程を可視化する方向性を明確にするとともに，実施に当たっては，関連する諸制度の改革との整合性を保ちつつ，順次慎重に導入すべきであると考えます。その一方で，国民の目に見える形での改革を実施・実現するために，例えば可視・可聴化の必要性が特に高いと思われる身柄拘束中の特捜事件や精神・身体にハンディキャップを持つ取調べ弱者の事件を対象として，この検討会議において，可視・可聴化の範囲，内容，実施時期等を議論した上で，具体的な提案として国民に示すことができればよいと考えております。

○佐藤委員　お手元に「刑罰法・自白・取調べについて」というペーパーをお配りさせていただきましたので，それに基づいて申し上げたいと思います。

まず，犯罪構成要件の主観的要素と自白ということで申したいと思います。特捜部が捜査対象とします事件に適用することが多い罪として，次に掲げるような罪がございます。その罪の犯罪構成要件は，そこに下線を引いた主観的な要素がカギとされています。例えば，収賄罪では「公務員が，その職務に関し，賄賂を収受し，又はその要求若しくは約束をしたとき」，賄賂というのは便宜供与に対する反対給付であるという認識がなければなりませんので，どうしても，それは本人に聞かなければ分からない。要求，約束というのは行為ですけれども，しかしそれは，主観的な意思が反映したものでありますので，それが分からなければ，その行為も明らかにならない。そういう要素であります。

受託収賄罪の場合には，それに加えて「請託を受けて」というのが加わりますので，その請託をしたか，受けたかというのは口頭であります，通常。それを明らかにすることが絶対に必要となります。

あっせん収賄の場合には，更に「あっせんをすること」ということがありますので，あっせん行為があっせんであったかどうかというのは，主観的な内心の問題であります。

それから詐欺罪，「人を欺いて」ということですけれども，欺く意思があったかどうか，欺もうの意思があったかどうかということが重要であります。

背任罪の場合には，「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で」という，図利加害目的が証明されなければなりません。

それから，投票買収罪。これは「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって利益等の供与の申込み，約束をしたとき」というときでありますので，その当選を得る目的であったかどうか，得しめない目的であったかということを明らかにしなければ適用ができない。

会社法の贈収賄，これは先ほどの収賄と同じですけれども，「不正の請託を受けて，要求若しくは約束をした」ということ，これらについては同様でございます。

つまり，そこに下線を引いた要素は，被疑者の自白なくして証明することは不可能であります。そこで，自白と被疑者の取調べということでございますけれども，今，諸石委員からお話がありましたけれども，残念ながら人は自らに不利益なことを進んで他人に話すことはなかなかなし難いものであります。話すことによって刑罰を受けることになるとなれば，なおさらのことであります。黙するか，あるいは嘘を言ってでも逃れようとするのが人の常でございます。我が国でいう自白の本質は，欧米と異なって告白・懺悔であると私は思います。告白であり懺悔であるからこそ，そこに至るまでに葛藤があり，踏ん切りが要る。取調べはそれを促す捜査活動にほかならないと思います。このような自白を見知らぬ者にいきなりすることは考えにくく，後日であってもその姿を他人にさらすことになるとあらかじめ分かっていて，葛藤を乗り越え，自白に踏み切ることは期待できないのが現実でございます。

特捜部対象事件の被疑者は多くの場合，政党，国・地方自治体の行政組織，会社，組合，その他の団体の構成員であります。また，いわゆる社会的地位が高い人が多い。このような被疑者から自白を得るには，世間体を吹っ切らせ，団体から受ける有形無形のプレッシャーをはね除けさせる過程が必須であります。例えば，政党幹部，首長等，会社役員への配慮がありましょう。特にこれらの者と共犯であるときにはなおさらであります。

また，談合，買収，あっせん収賄と必要的共犯で多数が関与する事件では，最初の自供者となることを隠すため，被疑者から取調官に対して，それが分からないようにという切実な要求があるのは普通であります。取調官，被疑者各々のプライバシーや他人の名誉に関わることに触れなければならないこともしばしばであります。例えば，犯行の動機が，あるいは得た金の使途先が愛人であるという場合，特に，その愛人が受領金を犯罪収益と知らないでいた場合はプライバシーの問題が大きくなります。また，家庭内の人間関係，上司に対する不満，憤りが犯行の原因であるときも同様でございます。

こういう状態であるときに，取調べを全面可視化するとどういうことになるかということでありますけれども，先ほど申し上げました自白の本質が告白・懺悔であるということと特捜事件被疑者の実情に照らしますと，取調べ過程全面可視化の実施によって，今日までのように自白を得るのは不可能になることは瞭然であります。刑罰法構造を現行のままにして取調べ過程

の全てを可視化することは「採光を良くするために家屋構造の強度を無視して窓を拡大する。」が如しだと思います。これを強行すれば，遠からず家屋の倒壊，すなわち秩序維持システム脆弱化の危険が生じる。

秩序・治安というものは，一旦崩れたら元に復することは至難であります。制度変更しようとするとき，これによって治安が崩れる恐れがあるならば，崩れが生じないための備えを十分に整えておくのが国家・社会・国民に責任を持つ者の採るべき措置であると思います。

そこで，４でありますけれども，刑罰法及び刑事司法手続法の抜本改正が必要だということであります。本日は，時間の関係で刑罰法のことのみ申し上げたいと存じます。まず，主観的要素を排除した構成要件にすべく，刑法その他の刑罰法令を改正すべきであります。例えば，詐欺罪です。「虚偽の事実を申し向けて財物を得たときは」ということで，客観的な事実で証明できる要件に変える。あるいは収賄罪については，公務員の事務を特定して，「当該公務員が次に掲げる者から財産上の利益を受けたときは」ということで内心を排除する。そういう要件にすることは不可欠であります。

また，刑法その他の刑罰法令に推定規定を置くことも考えるべきであります。例えば，そこに例示いたしましたけれども，イギリスの汚職防止法第２条という規定があります。公務員等と政府との契約者等の間で「金銭，贈物その他の利益が供与され，又は，受領が証明されたときは，反証がない限り当該金銭，贈物その他の利益は賄賂の趣旨で供与され，又は，受領されたものとみなされる」という規定とされております。このような措置が少なくとも実体法について採られなければ，これらの事件についての検挙は不可能と言ってよろしいと思います。

いま一つ，刑事司法手続法の問題がございます。今，諸石委員からもお話がございました。この問題については，時間の関係がありますので，次回にまとめて御報告をさせていただきたいと思います。

先ほど，宮﨑委員が取調べ録画を行っている国の導入前後で大した変化がないというお話もございましたけれど，そもそも導入している欧米の国では，例えば，イギリスでは取調べは大体２回ぐらい。しかも１回が３０分程度，その程度の取調べしかしていない。そういう中ですから，可視化をしようがしまいが余り変化はない。したがって，取調べをしなくても立証できるような手続法の規定が数多く用意されております。

それから，我が国の捜査手法が飛躍的に進歩した。誠に買いかぶっていただいて有り難いのでありますけれども，これも次回数字をもって御説明したいと思いますけれども，外国との比較をいたしますと，まるで違っているのが現状でございます。

宮﨑委員から，導入すべきとする新たな捜査手法について具体的な提言あるべしということでございましたので，これらについても，次回申し述べたいと存じます。

○石田委員　配布書面の５ページ以下に，この問題についての発言要旨を記載しております。問題を端的に言いますと，ここで議論をしている検察の在り方を巡る問題というのは，検察による取調べの在り方を巡る問題であり，突き詰めて考えれば，検察官調書，これは３２１条１項２号書面ということになりますが，その在り方を巡る問題であると考えます。今日は時間の関係もありますので，私の主張の結論のみを申し上げたいと思います。

問題の病根は，正に取調べ受任義務を容認している判例あるいは実務と，それに加えて，この検察官調書を特別扱いしている刑事訴訟法３２１条１項２号にあると考えます。このことは既に前回まで述べておりますが，これを基本的に見直さない限り，抜本的な検察改革はあり得

ないと考えます。

先ほど，佐藤委員から，自白が必要だという御趣旨の意見がございました。しかし，佐藤委員がここで挙げられた行為，構成要件が自白によってしか立証できないという見解には私は賛同しかねます。全く黙秘をしている事件でも有罪になっている事件もあります。

そして，そのような理由が検察官調書を特別扱いするという理由には到底なりません。しかも，憲法３８条は自己負罪拒否の特権を認めておりまして，それが前提で，検察官に対して犯罪の立証責任を負わせているわけでありますから，自白がなければ犯罪が立証できないという前提に立つこと自体，憲法の趣旨にも反するのではないかと思います。

この会議では，抽象的には供述調書に依存した捜査・公判からの脱却が必要であるとのコンセンサスが一応出来上がっているのではないかと思います。その下で，当面の対策としては，前々回，私が総論で述べたように調書裁判の過程のうち，その作成段階と任意性・特信性の検証の段階の制度改革を行うことが絶対に必要だと思います。これが検察による捜査の在り方を改革する上での最低限の方策であると思います。

そこでまず，調書の作成過程につきましては，適正手続の確保であります。この適正手続の確保がなければ，自白を得るということが適正手続の確保に優先するなどということは，絶対にあってはならないことだと思います。被疑者取調べに際しての弁護人の立会権を認めるということで，この問題は基本的に解決すると思います。そして，先ほど宮﨑委員も御提案されましたが，全過程の録音・録画はこれを補完するものとして機能するものと考えます。

このことは，既に長年にわたって議論されて，問題点はもはや出尽くしていると思います。参考判例あるいはこれまでの可視化問題あるいは弁護人立会権の問題についての議論の経過につきましては，資料１の年表を参照していただければと思います。ここでは取りあえず２００８年１０月３０日の国連の自由人権委員会の最終見解が，我が国に対して主な懸念事項及び勧告として指摘していることの引用をしておきます。詳細はこの書面に記載したとおりですが，要は末尾に取調べの全過程について体系的に録音・録画し，更に全ての被疑者に弁護人が取調べに立ち会う権利を保証すべきであると指摘している点を強調しておきたいと思います。

それから任意性・特信性の挙証問題を巡る問題であります。言うまでもなく任意性は刑訴法３１９条１項，特信性は３２１条１項２号の問題でありますが，この挙証責任は，言うまでもなく検察官にあります。現在，この立証は，主として捜査官や供述者の証人尋問，あるい本人尋問によって行われております。そのため，おびただしい時間と労力が費やされました。私が弁護に携わった土田・日石・ピース缶爆弾事件，これは戦後最大のえん罪事件と言われた被告人１８名が全て無罪になった事件であります。これは，その審理に９年間，それから先ほど郷原委員の方で引用されましたリクルート事件は約１４年間が審理に費やされております。これは１か月１回程度ではなくて，土田・日石・ピース缶爆弾事件は２週間毎に，例えば木，金と１０時から５時までということでした。そして，リクルート事件は毎週でしたから，月に４回から５回，１０時から５時まで公判が開かれて，そのほとんどが捜査官の尋問，供述調書の任意性・信用性を巡る問題として審理が進められたわけであります。

しかし，このような証拠調べで任意性・特信性を判断することは極めて非効率で，かつ，信用性を判断すればいいという傾向に傾いて，結局は，調書裁判を一層助長することになっております。しかも，検察官にも二重の過ちを犯させることになります。

ここで，アメリカの著名な裁判官であるジェローム・フランクの著作を引用してみましたが，

この中で「拷問は，拷問者を偽証者たらしめる。つまり強制された自白に対する証人として召還される場合，彼は，強制がなかったと偽証することを余儀なくされるのである」と言っています。この見解は万国共通のものであります。我が国で任意性を否定した裁判例は，基本的に取調官の法廷証言を偽証とは言わないまでも排斥をしております。

先ほど引用しました裁判例も，ここで引用をしておりますが，「原告が，あえて被疑者ノートに嘘の記載をする動機があることを裏付ける特段の事情が認められたり，取調べ過程が録画されていて，被疑者ノートの記載が事実と異なることが証明されたりすれば格別，そうでない限り本件被疑者ノートの記載内容の信用性を高く評価すべきところ，上記特段の事情を認めるに足る証拠はない。」として，取調官の証言を排斥しているのです。

これは，刑事裁判においても，取調官の証言を重視することなく，録画による反証の必要性を示唆していると理解することが可能です。したがって，この問題を解決する，そして佐藤委員がおっしゃったように，自白を被告人に維持させるということであれば，本来，特信性条項は削除すればいいわけです。そして，そういうふうに取調べの成果として被告人が法廷で自白をすれば，佐藤委員がおっしゃっている目的も達成できるわけであります。したがって，こういうことをしない限りは，被疑者とか弁護人の任意性・特信性がないという主張，これは先ほど例も挙げましたように，通常は主張の段階で被疑者ノートであるとか，我々がよく接見で行う手法でありますが，接見メモに確定日付をとって証拠化するといったようなことにより，その内容によって具体的なテーマが提示をされます。

このような主張に対する反証を，取調官による証言ではなくて，つまり人証というような主観的な証拠ではなくて，客観的な証拠，例えば，弁護人の立会いあるいは録音・録画といったようなものに限るという，任意性・特信性，ペーパーには任意性だけ書いてありますが，任意性・特信性の立証についての証拠方法の制限をするというような規定を置けば，それでできるのではないかと考えます。

そして，弁護人の立会い権の問題などは，先ほど欧米諸国では全体的な証拠物が違うという御指摘がありました。これらの制度，弁護人の立会いについても，あるいは録音・録画についても，日本の刑事訴訟法の影響を強く受けてきたお隣の韓国であるとか台湾などにおいても，既に法の改正によって採用をされております。そして，それによって治安が悪化したとか，そういうことは全く聞いておりません。これらの国々は，ミランダの影響，あるいは当事者主義が進む中で採用をしてきております。それについての詳しいことは，また別の機会に御紹介をしたいと思いますが，いずれにしても，自白によってしか立証ができないというその前提自体が私は納得ができません。そして，それを仮に前提としたとしても，検察官調書をどのように扱うかというところがやはり問題であります。そして，検察官調書を特別扱いしている制度にあぐらをかいてきた今の検察官制度であればこそ，このような問題が生じているということは間違いのない事実でありますので，この点からまず改革に手をつける必要があると思います。もちろん，この見解については法の改正等もしなければいけない問題で，あるいはこの検討会議だけの問題ではないかもしれません。いずれは法制審議会などでも議論される問題ではあろうかとは思いますけれども，大まかな枠組みについては検察改革の非常な要だと思いますので，一定程度の提言をすることが我々に課せられた義務であると思っております。

○郷原委員　私も，検察で捜査を経験してきた人間ですので，その中で取調べによって真実を明らかにすることと逆に，不当な取調べを防止することの難しさはいろいろ体験してまいりまし

た。そうした中で，御参考になるのではないかと考えた事例を，色付きの絵を用意いたしました。私がある地検で行った検察官の独自捜査というか，国税からの告発を受けて行った捜査の事例です。脱税請負人グループが広域的な犯罪で検挙されたというケースです。広域的な犯罪でしたので，既に他の３地検で被疑者が逮捕・起訴されていて，私がいた地検は４番目に被疑者を逮捕したということで，他の地検で明らかになったストーリーどおりにやればいいかなと思っていたところ，私は非常に腑に落ちないところがあって，裏付け捜査をとってみた結果，意外な事実が出てきたという事例でした。

この１枚目の紙を御覧いただきたいのですが，私がいた地検がＢ地検です。Ｂ地検の脱税請負の依頼者が，Ａ地検があったＡ市を本拠とする脱税請負グループに脱税を依頼したという案件でした。当初のストーリーでは，５月２日にこの依頼者がＡ市に飛行機で行った。そこで脱税請負グループからおおまかな話を聞いて，Ａ市に帰って，いろいろ知人などに相談して，最終的に脱税請負を依頼することに決めて，５月２０日にもう１回Ｂ市の脱税請負グループの本拠地に行って，そこで最終的に話を決めて契約をしたという流れでした。そして，この脱税請負グループの中では，Ｘが主犯で，Ｙは№２とされていましたが，Ｘは全面否認，Ｙは全面的に自白しておりました。

私がひっかかったのは，２日の飛行機の購入の裏付けがとれていなかったことです。２０日はいつも使っている旅行代理店で航空券を買っていますが，２日はそれがない。なぜなのか。国税の係官に聞いたら，それは急に話が決まったので空港で直接購入したと言っていますということでしたが，どうも納得できない。この２日の行動をずっと確かめてみると，その中に非常に具体的な話が出てきたんです。その脱税請負グループの１人に，昼食に「日本一大きな水車小屋」という大きな水車があるドライブインに連れて行ってもらって，そこでソーメン流しを食べたという話が調書に記載されています。そこまで明確な記憶があって，しかも大きな水車があるドライブインなど近くにはないだろうから特定できるだろうということで裏付けをとるように指示したところ，国税の係官から特定できたという報告を受けました。ところが，５月２日はそのドライブインは休業だったわけです。

そこで，依頼者であったＺの取調べを担当していた検事に，もう１回じっくり聴き直してみてくれ，今まで話していたことに本当に間違いがないかどうか聴き直してみてくれと言ったところ，その取調べの結果，実は５月２日は行っていません。実は，私は５月２０日，１回しかＡ市には行かなかったという話になったのです。国税の係官から取調べを受ける中で捜索で事務所から愛人とのわいせつ写真が押収されていて，それをちらつかされて調べられたために完全におびえてしまっていて，途中で自分が言い間違えたのか，２日と言い間違えたのか，聞き間違えたのか分からないけれども，２日に行ったという話になってしまい，それを撤回できなくなってしまった。２日に行った後，２０日までの間は何をしていたんだと聞かれて，全部，話は作りましたということになったわけです。

Ｚの話が嘘だったというだけではなくて，この事件のストーリーは，Ｚが２日と２０日の２回Ｂ市を訪れたという前提ですべてできていたので影響は重大でした。ＸとＹの共謀も，最初２日に会ったのはＹだけで，ＹとＸとの間の共謀は２日と２０日の間に成立したといういことになっていました。これが全部嘘だった。全部作り話だったということになり，しかも，Ｚから受け取った報酬をこのグループの一味のＵという人間を介してＸに渡したということになっていたのですが，これもいろいろ調べていったら嘘だった。全て嘘だった。

ここで私が非常に印象に残ったのは，このときの取調官の言っていたことです。Ｙの調べをやっていた検事は，それだけの事実が出てきて，Ｙの話は全く嘘ばかりだった。と言っても，それでもまだ信じているんです。こいつは嘘を言っていないはずだと言ってまだ信じているんです。Ｙに頼まれてＸに報酬を届けたということを供述しているＵの取調べを担当していた検事は，話がおかしいから調べ直せと言ったら，涙を流して抵抗するんです。「私の調べを信じてくれないんですか。」と言って。要するに，検事の心証的にはすべて本当のことを言っていると思っているわけです。

この会議でのヒアリングで，若狭弁護士が，最近の若い検事は心証というものが分かっていないということを言っていましたが，私は，若い検事に心証を聞くという，そういうアプローチは逆に危険だと思います。検事は占い師ではないんですから，客観的な事実で分かる範囲内のことをベースにせざるを得ないのです。自分の心証とか印象，勘，こういうものに頼って，こいつが言っていることは本当だと思ってしまうと大きな間違いを起こすことになってしまうのではないか。実際には，こういう形で本当に信じられると思っていた供述が全部嘘でたらめだったということは結構多いと思います。

そして，もう一つこの事例から言えることは，取調べの可視化をしてもこのような事例ではなかなか問題は明らかにならなかったかもしれないということです。机の端っこの方にわいせつ写真がちょっと見えるように置いてあれば，被疑者はそれだけで十分ビビるのです。ですから，心理的に圧迫される虚偽供述をするプロセスというのはいろいろな要因があるので，表面的に可視化をすれば済むというものでもないのではないかという気もします。

可視化を巡る議論は，これからもっといろいろな観点からやっていかないといけないと思います。私はそういう意味で，可視化というのは一つの重要な方法だと思いますが，その可視化もどういう目的でやるのか。今，裁判員裁判などで試行されているような，そして最高検の検証結果報告書で言われていたような，裁判所に検察官の供述調整を信用してもらうための可視化なんていうのは，私は全くナンセンスだと思います。飽くまで不当な取調べの抑制でなはいといけないと思いますが，可視化だけ全て目的が達せられるかというとそうではない。多面的な方法によって真実に迫り，なおかつ不当な捜査を抑制する方法を考えていかないといけないと思いますし，私は可視化以外にも例えば検察事務官の役割を見直す。検察事務官の客観義務というのを重視して，事務官の縦のラインできちんと取調べの状況は報告させるということ。

それから，石田委員が前々回からいろいろおっしゃっていた不当な取調べに対して弁護人側から抗議をした場合に，それをどうやって検討して，その指摘を受けいれて，そういう取調べを是正するシステムを整えるか。そういうことも含めて多面的に措置を採っていかないといけないのではないかと思っています。

○後藤委員　私たちに与えられた目標は，国民の信頼を得られる検察の捜査と公判活動はどういうものか提言をすることだと思います。これをキャッチコピー的に表現するとどうなるか，ない知恵を絞って考えてみたのが，例えば，このメモに書いた「一人ひとりを大事にする公明正大な検察活動」というようなことではないか。余りセンスがなくて申し訳ないですが，拙いながら，こういうような言葉で表現されるものが，私たちの目標ではないかと私は思うわけです。

そのために必要なことは，大きく分けると二つあると思います。一つは捜査の改革です。ここでは，ほかの委員もおっしゃっているように，密室での供述調書作成に依存した捜査を改めることが必要です。そのために，取調べの全過程の録音・録画，いわゆる可視化がやはり重要

だと思います。

この可視化の目的について，検察官の立場からは自白の任意性立証を容易にするためだという捉え方があります。他方，弁護人側には，不当な取調べを予防するため，発見するためだという捉え方があります。しかし，そういう利害対立を超えて，もっと客観的な意味があることを意識すべきだと思います。それは，供述の形成過程を事後的に検証できるようになることです。それは，裁判所にとっては任意性や信用性の判断材料が格段に改善されるということを意味します。また，誤った供述が生じる原因を探ることができるようになります。これは取調べを科学的に見ることができるようになるということで，こういう客観的な利益を意識することが重要だと思います。そのためには，一部の可視化では足りません。また，被疑者だけではなく参考人の取調べも対象とする必要があります。

また，録画の方法について，心理学の知見を活かすことも必要だと思います。これについては，外国でも日本でもいろいろな研究がございます。例えば，同じ取調べの場面でも，どういうアングルから写すかによって，それを見る人が受ける印象が違うことが確認されています。こういった知見を活かすことが必要だと思います。

それから弊害論についてですが，私自身，外国の話を聞く限りでは，取調べの可視化をしたために捜査機関がすごく困った，捜査ができなくて困ったという話は聞いたことがありません。むしろ自白について余計な争いがなくなったので，やりやすくなったというふうに聞くわけです。そうだとすると，日本で可視化をしたために捜査が大変やりにくくなるということが本当に起きるのだろうか。もしそれが起きたとすれば，それは日本の取調べは，外国に比べてよほど特殊なことをしていたことになってしまうけれども，本当にそうなるのだろうかという疑問が私にはあります。そのほか，プライバシーの保護といったような問題が現実には生じ得るかと思います。しかし，それにはそれぞれ対応策の工夫があり得ると思います。

現実問題として，今年の４月１日から，全事件で全ての検察官取調べを可視化しなさいと言っても，それは無理でしょう。何らかの意味で段階的に実施することは避けられないと思います。しかし，どういう手順で広げるかをここで具体的に詰めようとしたら，とてもまとまらないでしょう。大事なのは，最終的にはここまで持っていってくださいという最終目標と，そのためにまずこれをやってくださいという具体的な最初の一歩について，なるべく私たちが一致して提案することだと思います。

それから，取調べへの弁護人の立会いも重要な課題だと思います。村木さんの言葉で，取調べというのは孤立したアマチュアボクサーとプロボクサーの闘いみたいなものだ，せめてセコンドが必要だというような表現があったと思います。そこからも弁護人立会いの重要さが分かります。

次に，身体拘束を自白獲得の手段にしないことも重要だと思います。これも村木さんの例で言うと，村木さんを勾留した後，村木さんの言い分を聞いて起訴するかどうかを考え直すというのであれば取調べに意味があります。しかし，起訴するという方針を決めておいて，ただ自白を取るために２０日間勾留する，それは何のためにするのでしょうか。起訴すると決めているなら，すぐ起訴したらいいわけです。

それから，前田さんのしたことを見れば，押収した証拠物の管理方法を整備することも，もちろん重要なことだと思います。

これらのことは，新たな法律がなくても可能です。例えば，録音・録画とか弁護人の立会い

について，そういうことをしてくれなければ，私は何もしゃべりませんと被疑者に言われてしまったら，そうするしかないでしょう。それでもしゃべってもらいたければ，むしろ供述を得るために，それが必要になると思います。

次が，公判活動の改革です。ここでは供述調書に依存しない立証が必要になると思います。ここでは，私の意見は，ある意味で石田委員より激しいかと思います。そもそも現在，被告人以外の者の供述について検察官がとった調書を証拠として特別に優遇しているのが刑事訴訟法３２１条１項２号という条文です。これ自体の存廃を考えなければいけないというのが私の問題意識です。この条文をやめろというのは，現場の検察官にとっては非常にショッキングな提案だと感じられるでしょう。しかし，この問題を私たちは避けては通れないでしょう。つまり，この条文がそもそもなぜあるかといえば，それは検察官は客観的な立場から正確な供述を記録するだろうという期待に基づいているわけです。ところが，村木事件で行われていた供述調書の作り方はそういうものだったでしょうか。私にはそうは思えないです。それは，検察官が抱いている仮説に合った供述を何とかしてまとめたものでした。そうすると，そもそも２号の書面を特別扱いする根拠がないのではないか。それは，この事件に関わった検察官たちが特に劣った検察官だったからそうなったわけではありません。むしろ検察官は訴追官としての役割を負っているので，自分の仮説に合う証拠をそろえようとするのは，非常に自然な行動です。そういう検察官が作る調書を証拠として特別扱いすることに，そもそも問題があるのではないでしょうか。

この２号が存在していることによって，検察官たちの仕事も捜査中心になり，どうしても調書を作らなければいけないという，いわば呪縛を受けているのが現状ではないかと思います。もし，この２号をやめるとすれば，供述証拠は法廷での証人尋問が中心ということになりますから，尋問技術が非常に重要になるでしょう。

それから，２号の廃止に合わせて，公判前の証人尋問請求の要件をもう少し広げる，つまり，検察官面前供述に代えて裁判官の面前での証言を確保する手段を広げる必要が出てくるかもしれません。ここはやや技術的な問題になるので，深入りしません。

それから，２号の廃止といっても，すぐにはできないかもしれない。その場合，経過的なやり方としては，先ほど申しました参考人を含めた取調べの可視化が必要だし，それから裁判所が２号の後段，特信性と言われている要件を認めて調書を証拠採用される場合には，必ずその理由を明示的に説明するという運用をすることが必要ではないかと思います。

公判については，起訴の誤りが判明した場合の柔軟な対応も，今後，必要になると思います。これについては，例えば，倫理規範に盛り込むことがあり得ると思います。

最後に，取調べの可視化をすると，証拠収集が困難になるので，代替的な捜査手法が必要になるという議論について，一言申します。私は，検察庁あるいは警察のような日本の捜査機関は，法律の範囲内で新しい捜査方法を工夫するという能力があるし，かつ，その自由があると思います。さらに，もし新しい法律が必要だとお考えであれば，それは憲法の範囲内で，その提案をされたらいいわけです。それについて，検討会議の私たちが，これをすべきだとか，あれをいけないと決める必要はないと思います。もしそれを決めようとしたら，とても３月までにこの議論はまとまらないでしょう。

それから，何人かの委員から，日本の刑法は主観的要件を重視していて，特殊ではないかという御発言がありました。私は必ずしもそう思わないです。外国の刑法も，やはり故意，過失

のような要件を要求しています。ただ日本に特色があるとすれば，それは立証の方法だと思います。供述によって，それを立証しようとする傾向がある。だから，もっと客観的な状況からそれを推認する立証方法が必要になるというのはそうかもしれないと思います。

ちなみに，佐藤委員が最後に御指摘になったイギリスの汚職防止法２条については最近，イギリスの控訴裁判所が欧州人権規約に反するという判例を出したと聞きました。まだ私自身はっきり内容を確認はできていないのですが，御参考までに申し上げます。

○江川委員　私も紙１枚のものを出しております。頭の部分は，正に後藤委員が今おっしゃったこととほぼ同義ですが，私たちに求められているのは何かということをまず確認したいと思います。先ほどから，いろいろな専門的な立場でいろいろなことをおっしゃっているわけですが，もちろんそういうことは不要だとは言いません。とても大事なことだと思いますけれども，まず私たちに求められている一番大事なことは何かというと，検察に対する国民の信頼を取り戻すための何かをしなければいけない。どうすればいいのか。取りあえずは，村木さんが巻き込まれたような，ああいう事件を二度と起こさないための何か仕組みが提言されるというところが大事なのだと思います。

そのために，まずやるべきことは何かというと，書面では「取調べ過程の可視化」とありますが，「取調べ全過程の可視化」です。「全」を入れて強調させていただきたいと思います。これは，最低ラインといいますか，マストだというふうに思います。いくら立派な倫理憲章，綱領などを提言しても，あるいは教育の制度を整えても，これがなければ検察の在り方が少し変わるのではないかという国民の期待，あるいは信頼というものはほとんどかなえられないというふうに思っています。ですから，これはやるんだということを早く決めて，もちろん郷原委員がおっしゃるように，これだけやればいいというわけではありません。だからこそ，これはまずやると決めて，ではどのようにやるかというのを次に決めて，そして，その上で，あと何が必要なのかという，そういう順番だというふうに思います。

ということで，どのようにやるかということで提案したいのは，一つは身柄事件です。それは被疑者若しくは弁護人から請求があれば，原則として，その時点から全過程の録音・録画をする。ただし，請求によっては音声のみの録音にするのか，それともビデオ撮影もするのかということは選択できるということにしたらどうかと思います。

あるいは，そういう請求が本人や弁護人からなくても，例えば，被疑者が知的障害をお持ちの方だとか，あるいは日本語が自由ではない外国人とか，いろいろなハンディがあって，後日スラスラとしゃべったような供述調書を作ったとき，任意性・信用性が問題になる可能性があるときには請求がなくても検察官の判断でできる限り記録を残しておくように努める。

ただ，例外として，組織犯罪であって，国民の生命・安全に重大な影響を及ぼす可能性がある場合，例えば，私の頭にあるのはオウムのような組織の事件です。こういうような場合に限って，仮に弁護人，例えば組織がつけた弁護人がということもあり得るので，そういう場合にのみ裁判所の判断によって録音・録画しないことはあり得るとか，そういうわずかな例外を作って，その場合であっても，後からきちんと透明性が確保できるように検察事務官が細かいメモを作っておくとか，そういうことをやっておけばどうかと思います。つまり，請求があったときに全過程の録音・録画をまずは提案したいと思います。

それからもう一つ，これは任意の捜査のときですけれども，この場合には，被疑者あるいは参考人が持参した録音機によって録音することを妨げてはならないということを確認しておく。

これは，法律改正は全然必要ないわけです。すぐにでもできることだと思います。ただ，その場合に後でいろいろなトラブルが，編集されて使われるということが心配であれば，検察官も録音を残しておけばいいのではないか。そして，それを外に発表したりとか，いろいろなことで問題が生じた場合には，その問題の責任は発表した側にあると決めておけばいいのではないかと思います。

最高検が特捜事件の一部録音・録画を検討していると報道されておりますけれども，これは，村木事件の再発防止という意味では全く役に立たないものであることは明らかです。例えば，実際に証明書を偽造した係長などは，私たちもその弁護人にヒアリングをしましたけれども全然信用してもらえない，本当のことをしゃべっても，結局，精神的にすっかり参ってしまって弁護人が自殺の心配をするぐらいの状況に追い込まれている。こういう人に最後に録音・録画するから，そのときに頑張って本当のことを言いなさいと言っても無理な相談だと思います。なので，一部の録音・録画では駄目だと思います。

それから，代わりの何か武器を寄こせという話もあり，それ以外に，先ほどからたくさんの専門的な話がありました。こういうことは，先ほど後藤委員もおっしゃいましたけれども，必要とあらば別個に会議を作るなり，あるいは法務省が検討するなりにして提案すればいいことだと思います。しかも，これにはかなり時間がかかることだと思います。例えば，司法取引がよく言われますが，そうすると裁判制度が形骸化するのではないか。あるいはおとり捜査，盗聴等は権利侵害がどうなるのかをきちんと調査した上でやらなければいけないので，これはこれで別途やっていただくことで，私たちとしては，早く取調べの全過程の可視化に向けて具体策を議論すべきではないかと思います。

それからもう一つ，先ほど，佐藤委員が，日本の場合は，自白は告白・懺悔であるとおっしゃいました。それは何かというと，つまり反省させて，そして告白・懺悔をさせるということだと思います。捜査機関が反省をさせるというのは，こういう言い方は失礼ですけれども，傲慢不遜だと言わざるを得ません。実際にやっていない人たちもいるわけですから，やっていない人たちに反省を迫るということに今なっているわけです。捜査機関が反省とか内心のことまでやって立ち直らせよう。そういうことは考える必要はないと思います。事案の真相解明に努めるというところだけでいいのではないかと思います。

ヒアリングのときに若狭さんが，いろいろな弊害もあるかもしれないけれども，これは時代の要請だという趣旨のことをおっしゃいました。時代の要請というのは，先ほど嶌さんもおっしゃったように正に透明性ということだと思います。透明性が確保されてこそ信頼が取り戻せる。早く具体策についての議論をやりたいなと思っています。

○但木委員　捜査官が反省まで求めるのは行き過ぎだというお話でした。僕は検事をやっている間，調べている相手方が反省してくれることをずっと望んでいました。現実的に言うと，例えば，殺人の被疑者で自白をずっとしていない。その間，眠れもしない。食欲もない。顔が真っ青になって，どんどん痩せていくわけです。その人は，毎日，何を考えているかというと，良心の呵責に苦しみ，真実ををこの取調官に言ってしまおうかどうしようか，それをずっと考えている。ある日，彼は自白した。自白した途端に食欲は元に戻る。眠ることもできる。彼は実刑になりましたけれども，刑務所においても，すごく一生懸命更生のために自分で努力した。

刑事訴訟というのは，その一部だけ切り取って可視化すれば何かできるんだというものではなくて，ロングタームの問題で最初から最後までの問題であるということです。

それから，日本の刑事訴訟法は性善説でできています。犯人というのは必ず罪を悔いて自白するのだと思っています。そういう刑事訴訟法です。国民もそう信じていて，例えば，甲１３の事件などは，証拠はばっちりで，あの刑事事件で証拠が足りないなんて全世界で誰も思わないと思うけれども，マスコミは何と言ったか。あれは闇から闇と言ったんです。事件は闇から闇だ。それは何を言っているのかというと，甲１３は何もしゃべっていないではないかということを言っている。それぐらい日本人は，調べで本当のことを言うものなのだと確信してしまっています。

戦後，日本の治安が全世界の先進国よりも良かった原因はたくさんあります。決してそれだけの問題ではないけれども，しかし，刑事司法作用がそれなりに健全に働いてきていて，国民がその刑事司法作用を信頼してきたことが非常に大きな支えになってきたことも否定できないと思います。その中において，取調べは真実の解明のために果たしてきた役割は非常に大きいんです。今だって，もう取調べはなくていいかと言われると，例えば，死体を山中に運ばれたときに日本中を掘り返すわけにはいかないのです。誰が犯人ではないかと思って当たって，誰かが死体のありかを言ってくれない限り，この死体は出てこない。あるいは，非常に複雑な企業内の犯罪もまたそうです。取調べが要らなくなるとか，真実解明義務というのはなくなったんだとか，そんなことは僕はないと思っています。

ただ，今度の事件を見ていると，検事は真実を解明するために取り調べているのではなくて，調書を作るために取り調べるようになっている。それはとんでもないことだと思います。検察官というのは非常に強大な権限を持っているからこそ，絶対にやってはいけないことは幾つもあるのだと思います。その過ちを冒して真実を追求するよりも，調書を作りたいというのが検事の目的になってしまった。これは検察の文化として実に恥ずべき文化だと私は思います。だから，それを予防するためにどうするかを考えていただきたいと心から願っています。

外国ではやっているではないかというけれども，外国と日本とは全然違う発達をしたんです。例えばエンロン事件なんていうのがあります。エンロン事件はどうやったか。一番下の職員を連れてきて，まず法廷で証言させる。法廷というのは調べの法廷です。法廷で証言をさせて，その証言が偽証だといってまず捕まえてしまう。それを起訴して，今度は司法取引にかけて順次上がっていくわけです。そういう一つの捜査のやり方で，とうとう頂点まで上り詰めた事件です。

あるいはリニエンシー制度でも，私は談合をやりましたという人に対して，もう一度談合をやらせるわけです。それをビデオで撮ってしまう。そんなのは弁護人の立会いがあろうとなかろうと関係なく，ビデオに全部撮ってしまえば，その事件は全部終わってしまうわけです。あるいは，イギリスでは，一定の政府職員に対する嘘，これも処罰の対象にしてしまっています。いろいろな国がいろいろなやり方をやっています。それは取調べと関わりがないかというと，取調べとものすごく関係があります。

日本だって将来，弁護人の立会いを認めたっていいではないか。僕はそれは一つの考えとしてあると思います。全然不合理ではない。ただし，捜査構造全体を大転換しなければなりません。だから，全面可視化だってもちろんあると思います。でも，それにはたくさんのことを考えなければいけない。例えば，全面可視化した場合に，人のプライバシーにすごく関係すること，あるいは乙１１事件を覚えておられますか。特捜部が調べる被疑者というのは，結構，政治家の名前をやたらに言って自慢する人がいっぱいます。そんな人が言ったことを全部信頼で

きるかどうか，本当かうそか分からない話を開示しろと言ったって，そんなものを開示できるわけがない。だからその歯止めをどうやってかけるか，全面可視化には法的な規制が必要です。今，運用の問題として最高検がどこまでできるかをお考えだということはあります。私たちはもうちょっと先まで見ようではありませんか。

今日，そんな時間はないので，もうそろそろやめますけれども，是非お願いしたいことが事務局にあります。いろいろな国がいろいろな法制をとっていると思います。その中でどのようにして合理的に治安を国全体で保ち，かつ，被疑者の人権を守ろうとしているのか。それはいろいろなパターンでやっていると思います。日本はどの方向に進んでいったらいいのかというのは，全体の中で考えていくべき話であると思います。そこで，諸外国の法制について，分かっている範囲で結構ですので，教えていただきたい。

それともう一つ，法務省で勉強会をやっていますよね。千葉座長が大臣でおられた頃にお作りになった可視化の勉強会。あれは今，どの程度までいっていて，どんなことを論議されているのか，是非手短に次回にでも教えてもらいたいなという気がしております。本日はこれぐらいに。

○千葉座長　この議論は，当然のことながら次回継続して，更に皆さんから活発に御意見をいただきたいと思っております。今日，御発言をいただいたことを今日の分として，御意見の表明は取りあえずここで区切らせていきたいと思います。

４　その他

○佐藤委員　次回，私は，先ほど申し上げましたように，刑事手続法に関わる部分について申し上げたいと思いますけれども，そのときはどうしても，今，但木委員からも話がありましたが，外国の法制を紹介せざるを得ない。しかし，議論の前提として，その紹介した外国法制が正しく紹介されていなければいけないと思いますので，法務省においては過去何度も，また，今回勉強会を作られたその過程で随分調べられたと思いますので，法務省から御説明をいただくか，ないしは，我々が質問をしたときに正しく答えていただける人を列席させていただいて，その紹介をしていただきたい。そうでないと時間の無駄でもありますし，それぞれに認識が違っているものを話し合ってもいかがかと思いますので，是非そのような配慮を座長におかれてはお願い申し上げたいと思います。

○江川委員　ただ御自身の熟知している範囲の中でおっしゃればいいのではないでしょうか。外国の例をいろいろ持ち出すと，それこそ，その社会のこと全体が分かっていないと分からないではないかという形にもなりますよね。だから御自身の熟知されている範囲内で御説明していただくということではだめなのでしょうか。

（吉永委員退室）

○千葉座長　但木委員，佐藤委員から御要望をいただきました。江川委員から，そんなに細かく要らないのではないかという御意見もいただきました。ただ，前提となる共通認識があることも大事だろうと思います。それから，法務省内で，今，どんな可視化等に向けた検討が進められているのか，こういうことも知っていただけた方がいいのかなと思います。

次回までには最高検の試行指針も報告してもらえる状況になっているのでしょうか。

○事務局（黒川）　そのつもりで準備を進めていると聞いております。

○千葉座長　次回には，最高検の試行指針についての御報告もいただけるのではないかということです。そこで，次回は，捜査・公判の在り方について御議論いただく前に，最高検の試行指針，可視化に関する法務省内の検討状況，可能な範囲での外国の実情などを御報告いただき，また議論を続けていったらどうかと思います。そのような方向で，次回，取り計らわせていただきたいと思っております。

それでは，このテーマは次回に引き継ぐという形で，本日はここで区切らせていただきたいと思います。特段ございませんようでしたら，これで本日の会合は閉じさせていただきたいと思います。

なお，次回は２月２４日の１時３０分ということで，定時に開催させていただきますので，よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

－了－

検察の在り方検討会議
第10回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年２月２４日（木）　　自　午後　１時３３分
　　至　午後　５時２８分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　取調べの録音・録画に関する説明
　２　「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」についての議論
　３　その他

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
　　吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　説明者　刑事局　岩尾刑事法制管理官，中村参事官
　　最高検察庁　池上刑事部長，上冨検事

第７　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第１０回目の会合を開会させていただきたいと思います。本日も御多用の中，御出席をありがとうございます。今日はもう既に全員おそろいでございます。

まず，事務局から配布資料の説明を行います。

○事務局（黒川）　本日，皆様のお手元にお配りしております資料のうち，事務局で用意させていただいたものは，資料７点，参考資料６点及び最高検説明資料でございます。資料１は本日の議事次第，資料２から７及び参考資料６点は法務当局からの説明の際の資料でございます。また，最高検説明資料は最高検からの説明の際の資料でございます。

そのほかに皆様のお手元には，本日の議事等に関連いたしまして，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，佐藤委員，高橋委員がそれぞれ御準備された資料をお配りしております。本日の配布資料は以上でございます。

なお，席上に郷原委員の著書が配布されておりますが，これは，これまでの本会議での郷原委員の発言・作成資料を整理したものとのことでございます。委員の皆様への参考資料として献本されたものと伺っております。

１　取調べの録音・録画に関する説明

○千葉座長　それでは，議事次第１の取調べの録音・録画に関する説明に入らせていただきます。

前回の会合で，委員の皆様から，取調べの録音・録画の在り方に関する法務省における検討状況等と特捜部における取調べの録音・録画の試行指針についての説明の御要望がございました。本日は，冒頭に法務当局と最高検による御説明をしていただくことといたしました。質疑応答も含めまして，法務当局，最高検，それぞれについて約三，四十分を予定させていただきますので，どうぞお含みをいただきたいと思います。それでは準備をさせますので，少々お待ちいただきたいと思います。

（岩尾刑事法制管理官，中村刑事局参事官入室）

○千葉座長　それでは，法務当局からの御説明に入らせていただきます。本日は，法務省における被疑者取調べの録音・録画の在り方に関する検討状況等について御説明いただくために，法務省刑事局の岩尾信行刑事法制管理官と中村芳生参事官にお越しいただいております。御説明と質疑応答で合計約三，四十分を予定しておりますので，よろしくお願いをしたいと思います。

○岩尾刑事法制管理官　刑事法制管理官の岩尾でございます。よろしくお願いいたします。

御指示がございましたので，本日，法務省における取調べの可視化に関する検討状況，それから関連する諸外国の法制等について，私の方から説明させていただきたいと思います。

まず，お手元の資料を確認させていただきます。私の説明に関連する資料は，資料番号２から７でございます。また，このほかに参考資料として１から６をお配りしているところでございますので，併せて御参照いただければと思います。

なお，参考資料につきましては，具体的な事件の内容が記載されているものとか，あるいは今後の調査により内容に変更が生じ得るものが含まれておりまして，対外的に公表をしているものではございませんので，委員の皆様におかれましてはお手持ちとしていただきまして，そ

の取扱いに御留意いただければと思っております。

それでは，まず最初に，勉強会における検討状況につきまして御説明いたします。取調べの可視化に関する検討経過について記載したのは，お手元の資料番号２でございます。これを御覧いただきたいと思います。資料の左上に記載しておりますように，法務省におきましては，被疑者取調べの可視化を実現するとの当時の千葉法務大臣の御方針の下に，平成２１年１０月に，政務三役を中心とする勉強会及び法務副大臣を座長といたしますワーキンググループを設けまして，この問題に関する議論・検討を進めてまいりました。

そして，同じく千葉大臣の下で，昨年の６月に，それまでの検討状況及びその後の調査・検討方針について中間取りまとめを公表したところでございます。この中間取りまとめにつきましては，第２回会合において皆様にお配りされていると伺っておりますが（第２回会合配布資料１７及び１８），本日，念のために資料３，４として配布させていただきました。資料３が取りまとめの本体でございまして，資料４がその検討方針の部分を中心に要約いたしましたダイジェスト版でございます。

勉強会において検討いたしました主な論点は，資料２の左側の中段辺りの「検討した主要な論点」という部分に６点記載しておりますとおりでございます。可視化の目的やメリット，実務的に生じる問題点，可視化により捜査等の機能や事件関係者に与える影響，諸外国の制度等について検討した上で，その時点における調査・検討方針を取りまとめたところでございます。

まず，「検討した主要な論点」の１番目の可視化の目的・メリットにつきましては，指摘されている内容を抜粋して資料５にまとめておりますので，そちらを御覧いただければと思います。可視化のメリットとして指摘されている事項としては，一つには取調べの適正を確保し，ひいては誤判の発生を防ぐことができるという点，また，裁判員制度における自白の任意性の判断を容易にすることができるという点，あるいは供述調書の作成を省略することが可能となり，捜査の効率化に資するという点，さらには，裁判員が被告人の個性や属性を把握するのに役立つなどという点があるということを把握いたしまして，このようなメリットに関する指摘も踏まえ，勉強会では，可視化の有効性や在り方について更に検討を深めていく必要があるとされたところでございます。

次に，「検討した主要な論点」の２番目でございますが，これは資料４の中間取りまとめのダイジェスト版の第２の１として枠囲いしている部分がございます。この部分を御覧いただきたいと思いますが，可視化を実現する上で課題となる実務上の問題点についてまとめたところでございます。検討の結果，全ての事件につきまして一律に可視化することについては，ここに記載してある①から③のような実務上の課題があることが明らかになりました。

このような実務上の課題を踏まえますと，全事件の可視化は現実的ではないと言わざるを得ないと考えられたことから，勉強会におきましては，可視化の目的に照らして，実施の必要性が高く，早期かつ円滑に実現可能な具体的な事件や取調べの範囲について検討することとされたところでございます。

続きまして，勉強会におきましては，裁判員制度対象事件において実施されている録音・録画の有効性についても検討いたしました。これに関連して資料６を御覧いただければと思います。この資料は，最高検察庁が平成２１年２月に公表した取調べの録音・録画の試行についての検証結果の概要でございます。この検証は，裁判員制度の施行に先立ちまして，検察が裁判員制度対象事件における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策を検討するために行った録

音・録画の試行の結果について取りまとめたものでございます。勉強会におきましては，この検証結果等を基に検討した結果，現在実施されている録音・録画の有効性や被疑者の供述態度等に与える影響等につきまして，引き続き検討していく必要があるとされたところでございます。

続きまして，４番目の論点が，取調べの適正確保のための方策でございます。近年講じられてきた取調べの適正確保に資する様々な施策を取り上げて議論いたしまして，この点につきましては，調査を実施して運用状況等を把握する必要があるとされたところでございます。

それから，「検討した主要な論点」の５番目でございますが，可視化が捜査等の機能や事件関係者に与える影響という論点については，これに関する指摘や反論などを資料７に抜粋してまとめました。この論点につきましては，可視化を実現している諸外国の経験等から，可視化を実現させても捜査等には特別な影響は生じないという意見がある一方で，捜査関係者等を中心に，我が国においては最も重要な捜査手段である取調べの機能が損なわれ，ひいては真相の解明に困難を来たすとの強い意見もございまして，大きな対立点となっているところでございます。

この論点に関する指摘は大きく分けますと，被疑者の心理や供述態度に与える影響，また被害者を始めとする事件関係者に与える影響，さらには，捜査手法や取調官への影響と，こういう三つの面に分けることができると思います。例えば，一番上の段に書いております「被疑者の心理や供述態度に与える影響」につきましては，報復のおそれなどから，被疑者が真実を供述することをためらい，取調べを通じた真相解明が困難にならないかなどの指摘がございます。この指摘に対しましては，供述者が供述をためらうようになることについては実証されていない，あるいは諸外国においても可視化したために供述を得られなくなったという報告はないなどの反論があるところでございます。さらに，これらの反論に対して，検察庁の録音・録画の試行においては，録音・録画を拒否した者や供述内容等を変化させた者が相当数いた，あるいは諸外国と我が国では刑事手続全体における取調べの機能，役割が異なるとも考えられ，単純な比較はできないなどの再指摘があるところでございます。

中段には，「被害者を始めとする事件関係者に与える影響」について書いております。被害者らのプライバシーに関わる真偽ないまぜの供述等が公になることによりまして，被害者らの名誉・プライバシーが害され，ひいては，被害者らが被害申告をためらうこととならないかなどという指摘がございます。こういった指摘に対しては，証拠開示だとか，あるいは公判廷におけるＤＶＤの再生を制限することにより対処できるという反論がございます。さらには，証拠開示やＤＶＤの再生が制限されるかどうかは捜査段階においては的確に見通すことができるものではないという再指摘があるところでございます。

それから，下段に掲げていますのが，「捜査手法や取調官への影響」についてでございます。これは，調書化を前提としない供述に基づいて証拠を収集し，真相解明を図るという捜査手法を採れなくなるといった指摘がございます。これらの指摘に対しては，取調べが事後的に検証できることが必要であり，取調官側の事情を過度に考慮すべきではないなどの反論があるところでございます。また，それに対してさらに，取調べの適正確保は可視化以外の方法でも図り得るので，事後の検証を可能とするために真相解明を困難にすることは適切でないとの再指摘があるところでございます。

勉強会等におきましては，これらの論点について具体的な検討を行うため，可視化が事件関

係者等に与えると考えられる実際の事例についても検討の材料といたしました。これらの事例を記載した資料を参考資料１としてお配りしておりますので御覧いただければと思います。

例えば，典型的な事例だけを御紹介いたしますと，①の「被疑者の心理や供述態度に与える影響」というところで，事例①－２でございますが，これは暴力団組員が，組からの報復を恐れて，捜査段階では自白して供述調書に署名したものの，裁判では白紙の調書に署名させられた旨を述べると申し立てていたような事案でございます。

また，事件関係者に与える影響につきましては，事例②－３にありますが，政治家による脱税事件等で，他の政治家に関する具体的な供述をしていたという事案がございます。このような事案で可視化すると，真偽不明の供述が録音・録画されることとなって，関係者の名誉を害することもあり得るのではないかと考えられるところでございます。

勉強会におきましては，このような様々な指摘や反論を取り上げて検討した結果，適切な形での可視化の実現に当たっては，これらの様々な指摘を軽視することはできず，調査の成果等を踏まえ，録音・録画が捜査・公判の機能や，被害者を始めとする事件関係者に与える影響についても更に検討しながら，録音・録画の具体的な在り方について検討を進めることとされました。また，今後の調査・検討の過程におきまして，可視化の影響についても吟味し，必要に応じて新たな捜査手法の導入等についても検討することとされたところでございます。

そのほか，諸外国の制度について主要な論点として取り上げましたが，この点については，後ほど改めて御説明いたします。

そして，以上のような議論・検討を経まして，中間取りまとめにおきましては，資料２の１番最初のページでございますが，左下段の「検討方針」の部分に記載しております方針に従って調査・検討を進めることとされまして，平成２３年６月以降の出来る限り早い時期に，勉強会としての検討の成果について取りまとめを行うこととされたところでございます。

それから，現在の検討状況でございますが，勉強会等におきましては，この方針に従いまして，更なる調査・検討を進めているところでございます。その調査の内容は，資料２の右側に記載しております。まず，国内調査といたしまして，取調べの実態に関する調査とか，任意性等の争いに関する実情調査，検察・警察における取調べの録音・録画の調査等を，現在進めているところでございます。

また，国外の調査といたしましては，アメリカ，イギリス，韓国等，欧米やアジアの国々に検事を派遣いたしまして，各国における取調べの可視化の運用状況や問題点，さらには，主要な証拠収集方法や事件処理の在り方等について調査を進めております。

そして，こういった調査と並行いたしまして，勉強会，ワーキンググループにおきましては，どのような範囲の事件を可視化の対象とするか，可視化の例外をどう定めるか，定めるかどうかも含めてでございますが，可視化の範囲を限定するかといった，可視化の制度設計に当たって必要と考えられる具体的な論点について着実に検討を進めているところでございます。

続きまして，諸外国の法制度について御説明いたします。お手元には，これに関連する資料といたしまして，参考資料の２から６をお配りしております。なお，先ほども申し上げましたが，これらの資料の内容につきましては，現在も調査継続中でございますので，この後の調査の結果によっては記載内容の変更があり得るということを御了承いただければと思います。

世界の主要な国や地域を見ましても，取調べの可視化が導入されているか否か，導入されているとしてどのような制度がとられているのかは実に様々です。例えば，同じアメリカ合衆国

の中でも，可視化について義務付けがある州は３分の１程度でございます。連邦や他の州では可視化は義務付けられていません。

参考資料２は，可視化を導入していると考えられる６か国における取調べの録音・録画に関する法制度等を記載したものでございます。この資料の１枚目，２のところに「義務の内容」という欄がございます。ここを見ていただきますと，イギリスなどのように原則として録画ではなくて録音を義務付けている国もあれば，韓国のように録音・録画が捜査機関の権限として規定されており，義務付けされていない国もございます。また，録音・録画を義務付けている国におきましても，対象事件や身柄拘束との関係では，何らかの限定を付しているのが一般的であることが分かります。

時間の関係もございますので，これ以上の詳しい説明は省きますが，２枚目以降も御覧いただきますと，録音・録画の範囲とか義務の例外等，制度の具体的な内容が国によって様々であることがお分かりいただけるかと思います。

次に，参考資料３でございますが，この資料には，アメリカの州・地区のうち，取調べの録音・録画制度が導入されている五つの州や地区における法制度等が記載されております。時間の関係がございますので詳細は割愛いたしますが，これらの州や地区においては，いずれも身柄拘束中の取調べを録音・録画の対象としているという点では共通しているように見えます。もっとも，対象犯罪等は州や地区によって異なっておりまして，アメリカにおいても様々な制度が見られるところでございます。

次に，各国における取調べや可視化は，その国の刑事制度全体の中で位置付けを有して機能しているものと考えられますので，可視化が導入されている代表的な国について，その刑事手続の特色を見た上，その中で取調べが占める役割等について御説明したいと思います。

本日，時間の関係がございますので，代表的な全過程可視化を導入している国として紹介されることが多いイギリスを主な例として御説明いたしたいと思います。まず，参考資料４でございます。この資料は，イギリスと日本における刑事手続の流れを比較したものでございます。イギリスでは，我が国で言うような令状主義が採られておらず，我が国において一般に刑事事件として取り扱われている犯罪の大部分について無令状逮捕が行われております。また，イギリスでは起訴前の勾留は原則として２４時間以内でありまして，通常の事件では延長が認められても最大３６時間までとされているようでございます。その間に取調べは１回しか行われないのがほとんどでございまして，取調べ時間は平均して３０分程度であり，１時間を超えることはまれであるなどとされております。一般に取調べ時間はこのように短いようでございます。また，取調べにおいては，被疑者が否認したとしても真実を供述するように説得するような取調べは行われないのが一般的なようでございます。この点は逮捕・勾留を通じて最大２３日間の身柄拘束期間中に取調べを主な捜査手法として綿密な捜査を行う我が国とは対照的であると言えるかと思います。

さらに，イギリスにおいては，これまで有罪を得られる見込みが無罪となる見込みより大きいと認められる事件には，被疑者を起訴すべきであるとする考え方に基づいて訴追が行われてきたとされております。この点でも，合理的な疑いを越えて有罪の立証ができるとの高度の確信が得られた場合に起訴をすることとしております我が国の様相とは異なると言えます。

また，イギリスでは，我が国の地方裁判所に当たりますクラウンコートで，被告人が有罪答弁をしなかった事件のうち，最終的に有罪となるのは約４割程度にとどまるとされております。

その一方で，イギリスにおいては，広範な無令状捜索，通信・会話傍受，おとり捜査・潜入捜査，量刑ディスカウント，捜査協力型司法取引，さらにはＣＣＴＶと呼ばれる多数の街頭防犯カメラや大規模なＤＮＡ型データベース等，様々な捜査手段等が認められているとされておりまして，また，黙秘権が制限されていると言われております。被疑者が捜査機関に虚偽の供述をした場合，一定の場合には犯罪とされることもあるようでございます。

続いて参考資料５でございますが，この資料は，アメリカの，主に連邦と日本における刑事手続の流れを比較したものでございます。この説明につきましては，時間の関係もございますので，割愛させていただきます。被疑者が取調べに弁護人を立ち会わせる権利を行使した場合には，弁護人が立ち会っていない限り，捜査機関は取調べを行うことができず，実際上，それ以上取調べを行わない場合が多いようであるなど，両国の刑事手続にも大きな違いがあるようでございます。

続いて，韓国でございます。刑事手続の流れが比較的日本と近い韓国におきましても，取調べの録音・録画が導入されておりますので，韓国における取調べの録音・録画の実施状況等について説明いたします。委員の皆様におかれましては，３月初めに韓国へ御視察に行かれるということでございますので，そのときの参考にしていただければと思います。

それでは，参考資料６を御覧ください。韓国では，録音・録画を実施するか否かは捜査機関の裁量とされております。そして，法律には取調べの開始から終了までの全過程を録音・録画しなければならないとされておりますが，これは全ての取調べの全過程という意味ではなく，録音・録画を行う取調べについての全過程という意味であるとのことでございます。もっとも，被告人が調書の成立の真正を否認する場合に，この調書を証拠とするためには，調書に記載された陳述が，被告人が陳述した内容と同一に記載されているということが映像録画物やその他の客観的な方法により証明されることが必要であるとされているところでございます。このような録音・録画は，主として自白事件や簡単な事件で活用されておりまして，複雑な事件や否認事件では活用度が低いようでございます。２００９年のデータでございますが，録音・録画が実施された件数は全事件の４％弱ということのようでございます。また，取調べの最初の段階から実施することはほとんどないようで，通常は，説得の過程は録音・録画しないとのことでございます。

最後となりましたが，法務省といたしましては，この検察の在り方検討会議における御議論も踏まえまして，今後も勉強会等において中間取りまとめの方針に従い，可視化の実現に向けて着実に調査検討を進めてまいりたいと考えております。

○千葉座長　ただ今の岩尾管理官の御説明の内容に関しまして，御質問のある方はどうぞ。

○江川委員　一つ確認なんですが，可視化の定義なんですけれども，資料の中で，検察等がやっている一部の録音・録画と可視化という言葉をちゃんと使い分けていらっしゃるので，取調べのプロセスを映像や音声でそのプロセスをとるというふうに理解して検討されているということでいいのかどうか。

それから，映像だけではなくて，被疑者によっては，映像は嫌だけれども音声だったらオーケーという人もいるでしょうし，いろいろな状況で音声だけになることもあると思うんですが，その音声だけの可視化ということも検討されているのか。

それから，もう一つだけ。任意の取調べの段階で，被疑者が録音機を持ち込んで録音するということについて，どういうふうに今，検討されているのか。千葉座長が，以前大臣をおやり

になっているときに，記者会見のときに，私が質問しまして，大臣は，「任意なんだから当然じゃないか。」というようなことを言われた記憶があります。しかし，なかなかそれがまだ進んでいないようですので，どのように今，検討されているのか教えてください。

○岩尾刑事法制管理官　まず，可視化の定義でございますけれども，これについては勉強会の設置の段階で録音・録画の方法による被疑者の取調べの可視化を実現するという大きな目標を立てて検討しているところでございます。そして，そのプロセスをとるかどうかということは，要は被疑者の取調べ段階のどこをとるかということでございますので，それは検討の中での取調べの範囲の問題ということになろうかと思います。

それから，録音か録画かということについても，当然こういうことについても議論の対象には入ってくるかと思っております。

それから，任意の持込みを認めるかどうかにつきましては，これは，今，こちらの検討しているものは捜査機関として被疑者の取調べについて録音・録画をするかどうかということでございますので，この点については勉強会の検討対象からは外れるというふうに理解しております。

○江川委員　そちらの認識としては，持ち込んで録音することについて，それをしてはいけないという法律だとか制度だとかというのがあるという認識もないわけですよね。刑事法制の中に任意で取調べを受けている人が録音をとってはいけないというような法律はありますか。

○岩尾刑事法制管理官　法律上は，それを禁止する規定はございません。

○郷原委員　資料７の真ん中の段の一番右側の「取調べの過程が録音・録画されていたとしても，被告人が不適正な取調べを主張して供述の任意性を争う事態は避けられない。」という「反論に対する主な指摘」が書いてありますが，ちょっとよく意味が分からないんですけれども，どういうことなんでしょうか。

○岩尾刑事法制管理官　取調べの過程が録音・録画されて，その結果として，その取調べが適正になっているかどうかということと，被告人が取調べが不適正であるということを主張するかどうかということは，必ずしも連動しないという趣旨の指摘でございます。

○郷原委員　実際には，不適正ではないのに不適正だというふうに主張する可能性があるということですか。

○岩尾刑事法制管理官　こういう指摘があるということで，掲載しているところでございます。

○郷原委員　録音・録画をするということは，少なくとも，一応ありのままに取調べ状況を把握できるということが前提のはずで，そういう不適正ではないのに不適正だという主張は通常はできなくなるのではないかと思うんですけれども。あえてそれをここに主な指摘ということで書かれた意味がちょっとよく分からないんですけれども。

○岩尾刑事法制管理官　こういった指摘を整理いたしました結果，これから取調べの際の影響について検討いたしたいと考えているところでございます。

○後藤委員　大きな質問が一つと，あと二つ，細かい点をお聞きしたいです。まず，今後の予定についてです。今年の６月以降の出来るだけ早い時期に，検討の成果について取りまとめを行うという，この意味です。これは，こういうメリット，デメリットがあって，こういう問題がありますということをまとめるのか，一定の範囲でこういうことをやりましょうという提案を想定したらよいのかということ，そこがまず一つです。つまり，どういうまとめを意味するかです。

もう一つは，少し細かいことですけれども，イギリスについてのお話で，黙秘権が制限されているという御説明がありました。その意味は，供述義務が課されているという意味ではなくて，例えば，前に黙秘していたということが不利益推認の根拠になる可能性があるという意味ですね，確認ですけれども。

もう一つは，可視化した場合の問題点の一つとして，真偽が不明な供述も記録されることになるということが指摘されていますけれども，供述調書の場合でも基本的には同じような問題があるのではないか，供述調書の内容とは，必ずしも全部真実だと確認できているわけではないのではないかと，感じた疑問ですけれども。

○岩尾刑事法制管理官　まず最初に，取りまとめについてでございます。これは，今現在調査を進めておりまして，それと並行して着実に論点について検討いたしておるところでございますので，何らかの勉強会としての，これまで議論したことを取りまとめたいと思っております。ただ，その内容につきましては，正に勉強会での検討の状況に関わりますので，それ次第ではございます。単純にメリット，デメリットを比較対象したというようなところにとどまるということはないと思っております。

それから，イギリスで御紹介しました黙秘権のことは御指摘のとおりでございまして，不利益推認のことを御説明したところでございます。

それから，真偽ないまぜの供述をというところにつきましては，具体的に想定しているのは，例えば，性犯罪の被疑者を調べて，被害者とか，あるいは被害者の家族のことにつきまして，いろいろなことを供述する。そして，その部分について真偽を確認できないまま録音・録画した場合には，直ちにそれがテープの中に残ってしまいます。再生したら，そういった，後で調べた結果，実はそれが真実じゃないと分かったとしても，それが出てきてしまうのではないかとか，あるいは，いろいろな第三者の事件関係者のことについても，被疑者がしゃべった段階で，直ちにそれが記録されるという問題点があるのではないかということでございます。

○後藤委員　一応分かりましたけれども，少し意見を言えば，その問題は，その後で，その記録をどう使うかという場面での問題になるのではないかと思います。

○井上委員　今度，韓国の視察に参加させていただくので興味があるのですが，韓国においては，供述内容の真偽は別として，話したとおりのことが供述調書に書かれているかどうかということを立証する方法として録音・録画が行われているということなのですけれども，先ほどの御説明ですと，その他の客観的方法による証明も可能だということですね。その他の客観的方法というのは，具体的にどういうものがあるのでしょうか。我が国の場合に引きつけて考えますと，取調官の証言によって証明するということもあり得るように思うのですけれども，そういった方法は客観的証拠に入るのかどうかというのが第１の御質問です。

もう一つ，録音・録画の実施状況について，自白事件や簡単な事件では実施されているが，複雑な事件や否認事件ではあまり実施されていないようだとの御説明がありました。否認事件の場合は，供述調書が公判に提出されることはあまりないのかもしれないのですが，複雑な事件の場合，録音・録画が実施されていないとすると，供述調書は公判に提出されないということなのか，それとも，今のような他の客観的方法によって証拠能力の要件が証明されて提出されるということなのか，どちらなのでしょうか。

○岩尾刑事法制管理官　まず最初に，その他の客観的方法でございますが。正に条文上は録画映像物又はその他の客観的な方法と書いておりますが，その点についての判例が確立していない

と理解しております。ある見解では，立ち会った弁護士の証言とか，それのみならず取調官の証言でもいいという見解もあるようでございますけれども，この点については，また今後，明らかになればと思っております。

それから，もう１点の御指摘も，そのとおりの疑問を持つところでございまして，複雑な事件でどうやっているのかというところにつきましても，また今後，分かる範囲で調べたいと思っております。

○石田委員　資料２の「中間取りまとめの内容」の４番に，「取調べの適正を確保するため，どのような方策が採られているか。」という項目がございますが，先ほどの御説明では，これは項目を読み上げられただけで，その内容をお教え願えませんでした。この中には，取調べの適正の一つの方法として，例えば，弁護人の立会権を認めるといったようなことも考えられると思いますが，そういうようなことは全く検討の対象にはなっていないのでしょうか。

それから，外国の法制との関係で，例えば，アメリカの場合にはミランダルールがあります。それから，韓国の場合でも弁護人の参与というふうに条文では書いてあるらしいのですが，弁護人の立会権が認められているようです。そういった関係で，いろいろな録音・録画の法制が出来ているのではないかと考えられるのですけれども，それはいかがでしょうか。

○岩尾刑事法制管理官　まず最初に，項目４が何を指しているかということでございますが，これは，資料３の中間取りまとめの添付資料を御覧いただきたいと思います。添付資料の別紙２に，今現在実施している取調べの適正確保方策を挙げております。取調べの録音・録画に関するもの以外にも，今取り組んでいるこういった方策がございますので，これらの運用状況がどうなっているのかというところを現在調査しているということでございます。したがいまして，ここの検討項目が，新しいその他の適正確保方策を今の可視化の勉強会の中でやろうという趣旨ではございません。そういう理解をいただければと思います。

ですから，弁護人の立会制度についても，今の勉強会の中で議論しているわけではございません。

○石田委員　外国法制では，弁護人の立会いの問題との関連で，録音・録画の問題というのは議論されなければいけないのではないかということなんですが。

○岩尾刑事法制管理官　それは，そのとおりだと思います。外国法制について，単純に，例えば取調べの可視化がどうなっているのか，あるいはそれをそのまま日本の法制の中に持ってこれるかというところは，やはり可視化もいろいろな刑事司法手続の全体の在り方の中で位置付けられているということでございますので，そういう意味では，全体の刑事司法制度を把握する必要はあると理解しております。

○嶌委員　この検討会議は，検察への不信というものをどう払拭したらいいのか，それにはどういう方法論とか手段があるのかということを前提にして議論が始まっているわけですよね。そういう中で，可視化の問題というのは，要するに密室の取調べみたいなところで，いろいろ無理矢理にしゃべらされたことが証拠としてあげられて，それがえん罪を生むかもしれないという懸念が一つの論点なわけですよね。そういう点でいうと，僕なんかは，今後の捜査の在り方は，取調べは，先ほど供述調書こそが最も重要な最強の証拠だというふうに言われましたけれども，恐らく僕だけじゃなくて，一般の国民も，具体的な証拠というものを出して，そして，それを供述で確認していく。そして，その具体的証拠と供述を法によって裁くということがやはり捜査の王道じゃないかなというふうに思うんです。今の，この可視化議論の中では，やは

り供述調書を最強の証拠にしながら立証していくという考え方が，まだ，いまだに中心になっているのかと感じましたが，その点はどうなのかということが一つ。それから，このえん罪を生む土壌をどうやってなくすか，検察への信頼を取り戻すというためには可視化だけの問題じゃなくて，もっと捜査の在り方の問題とか，組織の問題とかいろいろなことが一杯あるわけですけれども，今，最高検で可視化論議を中心にやっているのは，その部分にとどめて議論をしているのか，もっと検察全体のことについて，ほかのところも含めてやっているのか，その辺の位置付けがよく分からないんですが。

○岩尾刑事法制管理官　２点とも，私どもがここに来させていただいた立場は，可視化の勉強会についての御説明ということでございますので，その立場からするとお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○嶌委員　でも，聞いていて，非常に細かいことをいろいろ，細かいと言うと申し訳ないけれども，この検討会議全体の目的の中で，可視化の問題というのはどう位置付けられるかということを，やはり分かった上で聞きたいなと思っているので，そういうことを質問したわけです。

○千葉座長　この後，最高検の御説明をいただくことになりますので，もしまた，その折に御質問いただければよろしいのではないかなと思います。

○嶌委員　それでは，もう１点だけ。可視化をしたときに，最も弊害があるというのは，よく組織犯罪の取調べとかそういうところに問題があると資料などには書かれていますけれども，何が一番弊害があるというふうにお考えですか。

○岩尾刑事法制管理官　そこはまた個人的な見解になってしまいますので，お答えを差し控えさせていただければと思います。どういう弊害があるのかということについては，今正に，勉強会の中で調査しつつ，また，調査結果を踏まえて検討をしている最中でございます。

○嶌委員　今の段階で，どこら辺が一番問題かというような，そういう何となく意見の大きなまとまりみたいなものはまだ見えてないんですか。

○岩尾刑事法制管理官　検討途中でございますので，今は，お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○宮崎委員　この勉強会ですけれども，飽くまで内部の方だけというか，法務省と，あと政治の方が入っておられる，副大臣が入っておられるのか政務官が入っておられるのか分かりませんが，そういう割とクローズなところで勉強会をされているようにお見受けするわけです。この在り方検討会議を例にとるわけではないけれども，非常に重要なことをやっている勉強会なので，外部の方を交えて，もう少しオープンなものに，議論をある一定程度公開するとか，参加者の幅をもう少し広げるとか，そういうお考えはないのでしょうか。ただし，６月の取りまとめですから，それまでにどうのこうのということはないけれども，その後も，公安委員会との協議とかあるので，そういう方向を目指そうというお考えはその中にないのでしょうか。

○岩尾刑事法制管理官　御指摘は理解できるのですが，まず，今，法務省の考え方としては，政務三役を中心として，内部でしっかり議論して，何らかの方針というものを取りまとめられないかということを検討しているところでございます。したがいまして，今の検討の場に，直接第三者の外部の方を入れた上での議論ということは考えておりません。ただ，場合によっては，ヒアリングという形で御意見を聞くということはあろうかと思っておりまして，それはそういうことでやろうと検討しているところでございます。

○宮崎委員　今，御報告受けた中で，いろいろ言いたいことはあるんですが，それもヒアリング

の機会等を通じて，意見をできるだけ聞くようにしていただければと思います。

○千葉座長　それでは，この後，最高検の御説明もございますので，この辺りで法務省における被疑者取調べの録音・録画の在り方に関する検討状況という意味での御説明と質疑は終わらせていただきたいと思います。

岩尾管理官及び中村参事官，お疲れさまでございました。

（岩尾刑事法制管理官，中村刑事局参事官退室）

（池上刑事部長，上冨検事入室）

○千葉座長　続きまして，最高検からの御説明に移らせていただきます。本日は，昨日公表されました特捜部における取調べの録音・録画試行指針に関する御説明をいただくために，最高検の池上政幸刑事部長と，上冨敏伸検事にお越しいただいております。御説明と質疑応答で三，四十分を予定させていただきたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，池上刑事部長，どうぞよろしくお願いいたします。

○池上刑事部長　お時間を頂戴いたしまして，最高検から御報告を申し上げます。

最高検におきましては，昨年１２月に，いわゆる村木さんの事件の検証結果報告書を，この検討会議にも御報告したところでございます。

その報告書におきまして，特捜部の独自捜査について，高検が起訴・不起訴を指揮するという体制を構築する，そして高検において証拠関係の十分な検討等を行うものとすること，それから，２番目として，特捜部の身柄事件に関し，自白の任意性・信用性等に関わる取調べ状況について，裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討するため，本年２月頃までに試行方針を策定した上，その後，速やかに取調べの録音・録画の試行を開始すること，３番目として，本年４月から順次，電子データの証拠物を押収した場合は，遅滞なくその複写物を作成した上で，その原本を封印・保管する取扱いとすること，４番目として，過去の検証結果を含め，再発防止の施行状況の検証を継続するとともに，検察官等に対する指導を充実・強化するため，最高検に，本年４月を目途に，これを担当する部署を設置することなど，１２項目からなる再発防止のための方策を発表いたしました。

現在，これらの方策について実施に向けた検討を進めているところですが，このうち再発防止策の一つである，特捜部の取り扱う身柄事件における取調べの録音・録画の試行に関しまして試行指針を策定し，昨日公表いたしました。本日は，その概要を御報告するとともに，御審議の御参考に供するため，現在行っている裁判員裁判に関して実施している取調べの録音・録画の実施状況を御説明申し上げたいと思います。

まず，平成２１年５月から開始されました裁判員裁判の対象事件につきましては，自白の任意性に関し，裁判員となられた一般の方々にも分かりやすく，効率的・効果的な立証を行うため，検察官による被疑者の取調べの録音・録画を行っております。その録音・録画の場面や時期についてですが，この点は検察官に委ねております。もっとも，これまでのところ実務上はおおむね二つの類型に分かれて実施されております。

一つは，既に作成している供述調書を被疑者に示した上で，自白した理由や取調べの状況等について質問し，被疑者が答える場面を録音・録画するもので，私ども検察内部ではレビュー方式と呼んでおります。

二つ目は，新たに作成する自白調書について，被疑者が読み聞かせを受け，閲読した上で署名する場面とともに，引き続き自白した理由等について説明し，被疑者が答える場面を録音・

録画するもので，同様に私どもでは読み聞かせレビュー方式と呼んでおります。

この二つのやり方で実施しているところですが，これまでの実績等についてお話しいたします。検察では平成１８年以降，順次試行を行ってまいりましたが，平成２１年４月から，その直後から始まる裁判員裁判の実施のために本格実施いたしております。その本格実施以降，昨年末までの１年９か月間における実施件数は２，９６８件となっております。これに対し，同じ期間で被疑者が録音・録画を拒否した件数は２６２件となっております。平成２１年５月の裁判員制度施行後に限った数で申し上げますと，昨年末までの間に，裁判員裁判において，録音・録画の記録媒体，ＤＶＤでございますが，その証拠調べが行われた件数は合計で３５件となっております。そのうち２３件は検察官からの証拠請求に基づくもの，２件については検察官，弁護人双方からの証拠請求に基づくもの，１０件が弁護人からのみの請求となっております。

録音・録画の実施時期，回数，場面等につきましては，個々の検察官の判断に基本的に委ねられておりますところ，この試行あるいは実施の当初の段階では，公判請求に近い時期，すなわち身柄の勾留期間で言いますと，その最後に近い時期に１回だけ行われる，それもいわゆるレビュー方式で実施するということが多いというのが実情でございました。しかし，その後，運用が次第に定着する中で，実施時期，回数，場面等について，検察官において様々な工夫，取組がなされるに至っております。これまでの運用において，例えば，検察官が事件送致を受けた当日，勾留請求の前に，弁解録取に続く取調べの中で，被疑者が犯人であることを認めている場合に，自白調書を作成して録音・録画を実施したという例が少なからずございます。また，それまで，犯人であることを否定していた被疑者が自白するに至った時点で，速やかに録音・録画を実施した例もございます。そして，このような事案については，必要に応じて録音・録画を１回だけではなく複数回，場合によっては多数回行うこともございます。

また，録音・録画の場面につきましても，報告等を見る限りでは，当初，レビュー方式によるものが多かったようですが，現在は，その大半は読み聞かせレビュー方式によっているとの印象を受けております。これも裁判員裁判対象事件の捜査を担当する多くの検察官が録音・録画を経験し，これに習熟してきたということが理由の一つではないかと思われます。

また，録音・録画を実施する事件の範囲につきましても，当初の運用は，正に罪名それ自体が裁判員裁判の対象とされた，いわゆる対象事件に限られていましたが，これまでの運用におきましては，裁判員裁判に併合して審議されることが見込まれる，いわゆる非対象事件につきましても録音・録画を実施したケースがございます。

このように，裁判員裁判対象事件についての録音・録画については，その趣旨・目的を踏まえて，運用上，実施時期や回数，その対象とする事件の範囲等について，順次柔軟な対応といいますか，よりその趣旨に沿ったやり方に進んできているところでございます。

そこで，今回，公表いたしまして御報告申し上げます特捜部が取り扱う身柄事件に関する取調べの録音・録画の試行方針について御説明いたします。本日の配布資料でございます「録音・録画試行指針」を適宜御参照いただきながらお聞き取りいただきたいと存じます。

まず，試行の趣旨ですが，今般の試行は，特別捜査部が行う身柄事件に関し，被疑者の検察官面前調書が適正な取調べにおいて作成され，任意性・信用性等に疑念を生ずるものではないことを的確に明らかにし，裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討するために行うもので，そのために立証責任を有する検察官の判断と責任において，上記事件における被疑

者の取調べの録音・録画を行うことを試行するものです。なお，ここで身柄事件という言葉は，捜査段階におきまして，被疑者を逮捕又は勾留している事件という意味で使用しております。

次に，試行期間でございますが，これは平成２３年３月１８日から当分の間を予定しております。

取調べの録音・録画の対象とする事件は，原則として，特別捜査部の取り扱う独自捜査事件であって，当該被疑者の検察官面前調書を証拠調請求することが見込まれる事件等としております。なお，ここで独自捜査事件といいますのは，検察官が直接告訴・告発を受け又は自ら認知して捜査を行う事件のことでございます。

また，検察官面前調書，つまり検面調書とは，検察官がその面前における供述人の供述を録取した検察官作成の供述調書のことを申すわけでございますが，ここでは検察官の面前における供述が記載された供述書，上申書とか自筆で書かれたものが多いと思いますけれども，そういう供述書も同様の取扱いとすることとしております。

ただし，こうした事件でありましても，被疑者が録音・録画を拒否した場合，録音・録画を行うことにより，取調べの真相解明機能が害されたり，関係者の身体，名誉，プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合，取調べに関与する通訳人の協力が得られない場合，録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等，録音・録画の実施に障害がある場合については，録音・録画を行わないこととしております。つまり，検察官の判断で，このような例外に当たると認められた場合のほかは，原則として，録音・録画を行うということとなっております。

それから次に，録音・録画の対象とする場面につきましては，検察官において，１に記載した趣旨を踏まえ，取調べが持つ真相解明機能を損なわない範囲内で，検察官による取調べのうち相当と認められる部分を適切に選択することとしております。

したがいまして，どの部分を録音・録画の対象とするかは，個々の事件において，検察官が判断することとなりますが，具体的には，例えば，当該供述をするに至った経緯，取調べの状況，供述調書の作成過程，その内容等についての質問・応答の場面，先ほどの説明で申し上げると，レビュー方式に相当する場面というのが一つでございます。

次に，新たに作成する供述調書の供述内容の確認，署名の場面及びその直後における質問・応答の場面，すなわち先ほどの説明の言葉を使わせていただければ，読み聞かせレビュー方式に相当する場面，それに加えて，被疑者がその供述内容を確認する供述をしている場面，これを具体的に申し上げますと，例えば，供述調書の作成に先だって，被疑者がそれ以前の取調べで供述した内容に関し，検察官が再度確認する質問を行い，被疑者において従前の供述内容を改めて取りまとめて確認的に供述しているような場面等が考えられ，そのことを例示として示しております。

録音・録画の実施時期については，当該事件等で被疑者の身柄拘束中の取調べについて実施することとしております。この趣旨は，当該事件，被疑者が逮捕・勾留されている被疑事件について取調べを受けている段階だけではなく，そのような身柄拘束中に，被疑事実以外の事実で取調べを受ける場面，すなわち実務家の言葉で恐縮ですが，別件勾留中の被疑者としての取調べも含む趣旨で，この当該事件「等」という言葉も含めて記載しているところでございます。

次に，具体的な実施手順についてでございます。録音・録画を開始する前に，被疑者に対し，録音・録画を実施することを告知するものとし，また録音・録画の開始時及び終了時に，検察

官において録音・録画を開始すること及び終了することをそれぞれ告げる場面を録音・録画するものとしております。さらに，録音・録画に係る取調べにおいては，被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし，被疑者が供述を尽くしていないのに，検察官が一方的に取調べを終了することのないようにするとともに，当該取調べの最後に改めて取調べの状況等について自由に供述する機会を被疑者に与えるものとしております。

このようにして録音・録画した記録媒体の公判における使用方法につきましては，録音・録画した記録媒体は，当該供述者の供述調書の任意性・信用性に関する立証等のための証拠に用いることを想定しております。

試行の概要は以上のとおりですが，今後，試行の実施に当たりましては，その趣旨を踏まえ，可能な限り前向きで，柔軟かつ積極的に試行が行われるよう，最高検察庁としても，第一線の検察官を指導してまいりたいと考えております。

また，皆様方からも十分忌憚のない御意見等を承り，その内容を十分に踏まえて，その運用に積極的に生かしてまいりたいと考えておりますので，よろしくお願い申し上げます。

○千葉座長　ただ今の池上部長の御説明の内容に関しまして，御質問，特に内容等についての御質問がある方は，どうぞお願いいたします。

○井上委員　文章の意味について伺います。試行指針の１ページ目の３，対象事件ですが，「当該被疑者の検察官面前調書を証拠調請求することが見込まれる事件等」となっていますけれども，見込まれるかどうかというのは，何らかのメルクマールがあってそういう判断ができるのかどうかということと，「等」と含みを持たせているのはどういう趣旨かという点です。

３番目は，２ページ目の４の（１）の「例えば」以下で，三つのことが書いてあるのですが，最初の二つは供述調書が既に作られている場合とこれから作られる場合なのですけれども，三つ目は供述調書との結び付きというのがあるのかないのか，あるとすれば，それはどういう位置関係に立つのかということです。

それと，４番目は，５の（３）等で自由にしゃべっているときに途中でさえぎってはいけないということを書いてあるのですけれども，このしゃべっているというのは，読み聞かせをして，それは違うのではないかというような，あるいはこんなふうに調べられたんだよと述べているのをさえぎってはいけないという意味なのかどうかという点です。

○池上刑事部長　１番目の「検察官面前調書を証拠調請求することが見込まれる事件」と申しますのは，検察官調書，自白調書あるいは一部の不利益事実の承認が含まれている調書，あるいは否認調書でもアリバイ主張等，一定の主張があったことを残しておくべきような事件では，検察官としては当然公判廷において証拠調請求することが見込まれますので，そういう事件でございます。

それから，「等」といいますのは，先ほども御説明したところですが，４の（１）の３番目の場面，「被疑者がその供述内容を確認する供述をしている場面」につきまして，供述調書の作成を始める前の段階で取りまとめの供述をしてもらう，そこまでは供述したものの，供述調書を作成しようとした場合，あるいは作成のために口述筆記を始めた場合，あるいは最後に署名・押印を求めた場合に，それを拒絶するケースがある程度ございます。そういうような場合，取りまとめた供述だけでも，そういう場合も対象の事件となるということを明らかにしたいと考えて，「等」という言葉を用いたものでございます。この点については一線の検察官に十分周知したいと考えております。

それから，４の（１）の，それぞれの場面の後に，自由に供述を尽くすように促して，「ほかに言いたいことがありますか。」ということを申し述べて，被疑者がしゃべり始めた場合は，確認的な質問はしますけれども，しゃべることが続いている間はさえぎらない。最後の段階では「それ以上何か述べることはないですか。」という質問をして，それ以上述べることはないことを確認して録音・録画を終了するという趣旨で，当該取調べの最後に改めて取調べの状況について自由に供述する機会を被疑者に与えるものとするという表現にしたものでございます。

○江川委員　何点かあるんですけれども，一つは，これは村木さんの事件が出発点にあるんじゃないかと思うんですが，村木さんの事件を捜査していた当時，この制度があったら村木さんの逮捕・起訴は避けられたというふうにお思いでしょうかということ。弁護人，例えばＣさんの弁護人にお尋ねしますと，全くこんな状況では役に立たないどころか，逆にＣさんがもう完全に検察官のコントロール下にあって，いろいろ抗弁できない状況で，その部分だけを録音・録画されるということになると，むしろ裁判官に対して，逆の印象を与えるという効果すら生まれるのではないかというふうに指摘しています。最高検としては，村木事件の再発をこれで防止できるとお考えなのかというのが１点。

それから，２点目は，任意の取調べのときに自分で録音機を持って録音しようとするのを，今は非常に妨害している状況ですけれども，村木さんの事件の教訓を学べば，そういうことについて，本人が記録したいというのを妨げないというのが当然だと思うんですが，その点については今後どう考えていくのか。

それから，先ほど，別件勾留中含むというふうにおっしゃいましたけれども，昨日の記者会見で私が確認したと思うのですが，例えば，Ｃさんが最初に別の事件で逮捕されて，そのときも含まれるというふうにおっしゃった。でも，それじゃあ必ずとるのかというと，そうとも限らないというふうにおっしゃいましたけれども，これはそういうことでよろしいのか。

それから，４点目に，メモの保管の問題のときには，情報公開の対象にもなるような通知でメモの適正保管を促しておきながら，同時に表に出ない裏通達のような，不要のメモを早く廃棄するように促している文書を出されていたということがありました。今回の件は，この指針１本なんだというふうに理解してよろしいんでしょうか。その裏でこういう場合はやらなくいいよというような別の文書など，出していることはないのかどうかということをちょっと確認したいと思います。

○池上刑事部長　１番目と３番目のお尋ねからお答えしたいと思います。村木事件の再発防止が，この録音・録画の試行のみで達成せるかというと，これのみで達成されるとは考えておりません。一定のストーリーを持って，それで供述を押し付けたりしたということがあれば大変問題であるということは，検察として何度も表明しているところですし，客観的事実を無視し，あるいは客観的証拠を改変するような行為まで行われたということを踏まえますと，様々な防止策が一体となって行われるべきものであるとは考えております。ただ，先ほども申し上げましたが，録音・録画の対象とする事件については，４の（２）のところで申し上げましたが，別件勾留中の被疑者についても，他の被疑事実で取り調べるものについても実施するものとするとしております。そして，３の，対象とする事件につきましても，（１）から（３）に該当しない事件については，最終的には当該検察官の判断によるとはいえ，実施するものとしているところでございます。そうしたことから，村木さんの事件を顧みますと，本件のきっかけになった，あるいは捜査の目が村木さんに向くようになったきっかけは，報告書にもありますとおり，

当時郵便法違反の事件で勾留されておりましたD元会長の供述，４月２１日付けの検察官調書が作成されておりますが，それがきっかけでございました。この供述については，当時の捜査の関係者あるいは上司等も，村木さんと何の関係もないD元会長から自発的に出た供述だとして非常に重視をいたしました。だとすれば，これは後知恵でございますが，今回の指針があれば，当然，４月２０日以降の取調べでこの村木さんの事件に関わる部分は，あるいは村木さんの共犯としての供述に関わる部分については録音・録画の対象となり得たというふうに考えております。また，C係長の供述も，報告書に書いておきましたけれども，逮捕のきっかけとなった重要な供述でございました。６月７日付けの供述調書以降，彼の供述調書となっているわけでございますけれども，その時点でC係長は，いわゆる稟議書の単独犯の偽造という事実で勾留中でございました。その過程で，村木さんと共犯の事件についての取調べを受けて供述が出ているわけでございます。

その供述内容は，フロッピーディスク内のタイムスタンプと矛盾するような，あるいは合致しないような供述内容であった。その供述の内容については，今回の録音・録画の対象と当然なるんだろうと思います。逮捕について重要な判断資料となったものでございますし，公判廷においても中心となる供述となることが予想されたのでございますから，そういう意味で録音・録画の対象となる。そういうことであれば，この村木さんの事件の再発防止として，それなりの効果のある方策であると考えているところでございます。

それから次に，２番目のお尋ねについてでございますが，参考人の方が，当然任意で検察官の取調べを受ける場合に，ＩＣレコーダー等を持ち込まれるケースがこのところございますので，その場合のことのお尋ねではないかと思います。私どもの立場からいたしますと，取調べにおいて，そういった録音装置を持ち込まれることにつきましては，第１に，供述をなさる方が録音していることを意識する余り，真実の供述をすることを，あるいは真実の供述をしていただくことの妨げになるのではないかということを一つ懸念しております。

第２に，取調べの過程では，共犯者の供述でありますとか，被害者の供述内容でありますとか，あるいは証拠物の内容でありますとか，その他捜査の秘密に関わる事柄も示しながら質問をし，取調べを進めていく，あるいは真実を引き出そうとしていくということがしばしばあるわけでございます。そういったことが録音されて外部に出るということになりますと，捜査上の秘密が外部に漏れるという問題点もありますし，関係者の名誉・プライバシーを損なうことにもなると考えてもおります。また，最初に申し上げましたとおり，被疑者あるいは参考人の方が録音機を意識する余り，真実を述べにくくなるというおそれもございますので，御遠慮いただきたいと考えているところでございます。

それから，４番目の御質問で，今回の録音・録画の試行について，試行指針のほかに第一線の検察官に対して説明はしないのか，あるいは文書は出さないのかということについてですが，当然のことながら，試行指針の趣旨・内容あるいは積極的に前向きでこの録音・録画に取り組んでほしいというようなことは，当然，最高検としても指導していきたいと考えております。それを文書の形でどうするか，あるいは口頭で直接会って説明するかということについては，今後，考えていきたいと思います。ただ，もちろん第一線に対する十分な説明は必要であると考えております。

○江川委員　ちょっと今の御説明で分からないんですけれども，さっき一番最初の御説明で，例えばCさんやDさんの供述を撮るから，再発防止として一定の役割を果たすとおっしゃいまし

た。Ｃさんは，最初に真実をしゃべっているのに，それは全く入れてもらえないで，いきさつは省略しますけれども，最終的にしようがなくて迎合する供述をしているわけですよね。その迎合した供述だけとるということが，何で再発防止に役立つのかがよく分からないんですが。

○池上刑事部長　私どもの問題意識は，取調べにおいて，被疑者を始めとする事件関係者の話については虚心坦懐に耳を傾けて，正しく供述調書を作成することが大事だと考えております。その取調べ場面の録音・録画が実施されれば，取調室内での状況とか，取調べの検察官の発問の状況，口調，態度，あるいは被疑者の供述状況や内容，表情，口調，挙動等が記録されるわけでございます。また，限られた時間について録音・録画したといたしましても，それまでの取調べ状況がおのずと被疑者の供述内容や態度，口ぶり等に表れるものでございますし，それは当然のことながら検察官の態度や口ぶり，口調等にも表れるものでございます。ですから，御指摘のような取調べがあったとすれば，それはきちんと記録されるものでございますから，十分事後的にもチェックできるものであります。また，取調べ検察官としましても，録音・録画されていることを意識し，あるいはその直後に録音・録画が開始されることを意識した場合には，よく言われておりますストーリーに合わせた供述を押し付けるというような取調べをおのずから防止することになり得ると，取調べの適正化を図る一助ともなり得ると，私どもとしては考えているものでございます。

○龍岡委員　今の点にも関連するんですけれども，かなり踏み込んだ指針が出されていて，特に，非常に柔軟に弾力的に運用しようということを示されたのは，私は高く評価すべきではないかというふうに考えます。それに関連して，私は刑事裁判官を長くやってきた経験で，任意性が争いになった事件というのは随分やってきました。供述の任意性・信用性の判断というのは非常に難しい。この判断を的確にやるためにどうしたらいいかということを随分工夫してきたわけですが，例えば，今，裁判員裁判対象事件については，供述の最終段階でまとめのところを録音・録画されているということですけれども，それも一つの方法であって，意味がないというわけではなくて，それなりの意義があると思います。

それとは逆に，取調べの当初，特に弁解をとるときに弁解の内容について，これを記録しておいてもらうと非常に判断がしやすいということがあります。取調べの当初の弁解をとった調書があって，非常に参考になった例がありました。今回の問題の関連で考えても，取調べの当初の辺りの弁解供述などもとってもらえるといいのではないかと思います。

私は，全面可視化というのは，事案によっては，それが適当な場合があると思いますが，全部そうでなければならないとは思わないのです。しかし，終わりの方に限るとかいうことではなくて，必要なところを適宜とってもらうというような方法も考えられます。特に取調べの最初の段階などをとってもらうと，非常に有効ではないだろうかと思います。

この指針を見ますと，そういうふうに解釈できなくもないような気はするのですけれども，そこまで読み込んでいいのか。先ほどの御説明ですと，可能な限り柔軟に前向きに積極的に対応したいと考え，そのように指導していきたいと言っておられますから，そういう解釈が可能なのかどうか，お聞かせいただきたい。もしそうだとすると，かなり先へ進んだというか，一歩も二歩も前に進んできたかなという感じがしますので，その辺をお聞かせいただければ有り難いと思います。

○池上刑事部長　御指摘は誠にごもっともなところでございまして，私どもといたしましては，この供述調書の任意性・信用性等の判断につきましては，裁判所の公正な判断を得るために，

更に立証上の工夫をいろいろしていかなければならないと考えております。まずは，先ほどお話ししました裁判員裁判での録音・録画での実績を出発点として，更に前向きにかつ柔軟に積極的にどんなことをできるか，今回の指針の上でも，実績を積み重ねながら模索していきたいと考えているところでございます。

その録音・録画の場面につきましては，裁判員裁判におきまして，先ほども若干御説明いたしましたが，検察官が事件送致を受けた直後，すなわち勾留請求の前，あるいは勾留質問が終わった直後，また検察官のところに帰ってきた段階で改めて取調べを行い，被疑者が犯人であることを，もう１度認めているような場面，これを録音・録画するケースがだんだん出てきております。ただ今の御趣旨も踏まえまして，今回の試行においても，そういうことも積極的に行うように指導してまいりたいと考えているところでございます。

それから，最終的な調書について録音・録画するのではなく，いろいろな段階で録音・録画をしておいてほしいという御意向であると承りましたけれども，裁判員裁判におきましても，単に最後の段階だけで録音・録画を行うのではなく，多くの検察官がいろいろな，否認から自白に転じた段階，あるいは供述の内容がかなり変わったなと，変わった理由についても本当のことを言っているなと思われるような段階で，その段階であるとか，複数回，録音・録画を行う事案が増えてきているという印象を持っております。御意見を踏まえまして，そういう方向で，積極的に実施するよう指導してまいりたいと考えております。

○後藤委員　この指針をまとめられるのに随分ご苦労されたことと思いますけれども，そもそもこの指針をどういう目的意識で作られたのかを伺いたいと思います。最高検の昨年末の報告書の，これに対応する部分では，自白の任意性・信用性に係る取調べ状況について，裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を探るという，こういう問題意識だったと思います。今日いただいた指針を見ますと，それも書いてありますけれども，その前に，供述に任意性・信用性等があることを的確に立証するためという目的が先にきていますね。ここが新しく加わっているように見えます。ここは前の検証報告書との間で録音・録画の目的の違いがあるのかないのか，これが第１点です。

それから，そもそも，この指針の前提として村木さんの事件における検察の失敗とは何だったとお考えなのか，つまり，本来採用されるべき調書を裁判所に採用してもらえなかったことが失敗だったのか，そうではなくて，特信性が認められないような取調べをしてしまった，そういう調書を作ってしまったことが失敗だったのか，どちらの問題意識に基づいているのでしょうか。もし後者の問題意識であるとすれば，どこの部分を記録するかを取調検察官に委ねるやり方で本当に対策になるのでしょうか。

もう一つは，対象を被疑者に限っていることの問題です。村木事件で問題になった検察官調書は，確かに被疑者としての取調べの結果のものです。しかし，技術的になりますけれども，いわゆる乙号証として請求されているのではなくて，２号後段書面ですね。ということは，被疑者として調べられたかどうかは，いわば偶然的な問題であって，本当は，村木さんの事件において問題になったことの対策としては，参考人取調べこそ記録の対象にしなければ，問題と対策とが合致してないのではないでしょうか。村木さんの事件で，Ｈさんたちを被疑者として取り調べていたというのは，いわば偶然ですね，共犯被疑者という形になっていたから。本当の問題は２号の方にあるわけだから，参考人の取調べを取り込まないと意味がないのではないかというのが私の最後の疑問です。

○池上刑事部長　第１点目からお答えしたいと思いますが。今回の試行指針の第１項の試行の趣旨の記載は，検証報告書の最後の部分の記載だけを見ると違っているかのように見えるかもしれませんけれども，趣旨は同じでございます。飽くまでも検察官調書というのは適正な取調べによって作られなければならないという趣旨は検証報告書にも貫かれていると思いますが，今回は，そういう適正な取調べが行われていることを前提として，どのように録音・録画を行うかということの指針でございますから，こういう表現になっております。

この指針自体は取調べの適正化をしなさいという文書ではなく，取調べの適正化あるいは客観的事実，客観的な証拠を前提として，適正な手続による取調べをしなければいけないということは，また別途指導していかなければいけないわけです。ここで書いているのは，そういったことが行われるのを前提にした録音・録画の方法について書いたものです。

ただ，逆に言いますと，この録音・録画を行うことによって，取調官は当然，録音・録画を行われることを意識しますので，言われておりますようなストーリーに基づいた供述を押し付けるような取調べは，おのずから検察官自身が避けることになるだろうというふうに考えているのは事実でございます。その意味におきまして，その判断を，どの場面をとるか，検察官の判断に委ねるというのはおかしいのではないかというお尋ねですけれども，特に重要な供述あるいは事件の方向性を決める供述，あるいは公判において立証の軸となるような供述調書について，やはりこういう依命通達による試行指針が出た以上，それを録音・録画しておかなければ公判廷で任意性等を立証するプラスの重要な証拠を得ないことになるということです。重要な供述内容を得たのであれば，録音・録画することによって自らの取調べが適正であることを立証しようとするのは当然であると思うので，その過程で不適正な，あるいは客観的事実，客観的証拠を無視したような取調べはできなくなるだろうと思っておりますし，その意味でも，その録音・録画をしておきませんと，公判廷において，その供述が信用できるものだ，あるいはお言葉のような特信性が十分あるものだということを立証する重要な手段を失ってしまうものですから，取調検察官としては，その取調べの適正さに自信があるのであれば，録音・録画は当然するという判断をすると考えているところでございます。

○後藤委員　それは，どこかの部分を記録するということですね。自信が持てる部分を録画することになるのではないですか。

○池上刑事部長　真実の供述を得ている，あるいは不適正な取調べをしていないということであれば，その供述内容について自由に語らせて供述調書に取りまとめ，その後，供述調書の記載内容について述べたいことは自由に述べさせて，それでその供述，あるいは供述を得た過程における取調べについて不満があるなら，述べるように自由に述べる機会を与えて，そういう過程を経て供述調書を作成し，録音・録画をしておくならば，不適正な取調べはおのずからなくなるし，自信があれば，当然そういう録音・録画をするだろうと考えております。

○後藤委員　参考人を含めるべきではないかという点はいかがですか。

○池上刑事部長　御趣旨はよく承りましたが，参考人といいましても，いろいろな立場の方がおられます。任意性・特信性等が激しく争われるのは身柄事件であるということが多いということで，まず身柄事件から行っていこうと考えたところでございますし，本件，村木さんの事件で重要なターニングポイントとなった供述は，郵便法違反で勾留されていたときのＤ元会長の供述，これが村木さんの方に捜査の方向を向け，公判においても検察官が立証の軸にした供述でした。それから次に，稟議書の偽造という単独犯で逮捕勾留されていましたＣ係長の６月上

旬以降の供述，これは村木さんを逮捕する重要な証拠でございました。この二つについては今回の試行指針でも，録音・録画の対象とし得るとしているところでございますので，まずは参考人の方をどこまでやるかということは，その試行結果を見ながら，今後更に考えていくべき課題と捉えているところでございます。

○郷原委員　私の疑問も後藤委員と基本的に同趣旨なんですが，今，池上部長の説明で，この指針というのは飽くまで録音・録画のやり方についての指針であって，それとは別に指導ベースで出来るだけこれを適正な取調べの方向に持っていきたいというお話は分かるんですけれども，果たして，この指針を見た特捜部の検察官がそういうふうに受け取るだろうかという感じがするんですね。趣旨のところに「適正な取調べにおいて作成され」たと，「疑念を生ずるものではないことを的確に明らかにし」と書いてあったら，今までどおりのやり方を適正と認めてもらうために，こういうことをやるんだというふうに受け取るのではないですか。ですから，もしそういう趣旨を，今までの取調べに問題があった，それが村木事件に端的に現れたんだということを徹底させたいという趣旨であれば，それとは別に，今回の事件の反省を踏まえて，この録音・録画というのは不適正な取調べが行われた事実があったから，今後はそういうことがないようにという趣旨のものであるということを明確にされる必要があると思うんですね。そういったことを，この指針とは別に行われる予定があるのかどうかということをお聞きしたい。

それともう一つは，今，後藤委員も言われたように，どの範囲を録音・録画するかが完全に検察官の判断に委ねられているということ，これもここで縛りをかけるというのはなかなか容易なことじゃないかもしれませんが，先ほど龍岡委員がおっしゃったような，まず原始供述の部分は録音・録画されているべきじゃないかとか，それから少なくとも読み聞けのところが全然録音・録画されてないのでは信用してもらえませんよというようなことは，やはり別途明確な形で指導が行われないといけないのではないかと思うんですね。そうでないと縛りにならないと思うんです。そういう，ここだけには書ききれていない指導内容というのがあるのであれば，どういうことを考えておられるのかということをお聞きしたい。

○池上刑事部長　まず，第一線の特捜部所属の検察官に対して，どう説明するかということについては，本日も，私が説明しました趣旨を徹底したいと考えております。その徹底の仕方については文書を出すのか，更にそれぞれ直接会って説明するのか，その辺は考えたいと思います。

今回の試行指針を策定するに当たりましても，仕事上差し支えのある以外の特捜部検察官からは全て意見聴取もしているところでございますし，今回出した試行指針の趣旨は徹底したいと考えております。

それから，次の点は，不適正な取調べがなされたということが検証報告書に十分書かれていないのではないかという趣旨の御指摘かと思います。私どもとしては，その趣旨も含めて検証報告書を書いたつもりでおりますし，何よりも４０通近い検察官調書を証拠調請求したにもかかわらず，特信性がない，必要性がないといってほとんどが却下され，採用された９通の調書も信用性がないといって，結局１通も検察官調書が事実認定の用に供されなかったということについては，私ども部内でも深刻に受け止め，その趣旨は，更に第一線の検察官に十分に伝えて，その徹底を図ってまいりたいと思っております。

それから，どの部分を録音・録画するかということについては，従来のレビュー方式に当たるもの，あるいは読み聞かせレビュー方式に当たるもののほかに，再度確認する供述をする場面もとってもよいという方針を示しているところでございます。これは，別な日に改めてもう

１度確認をするということは可能だと思いますし，他の検察官が改めて供述を確認するというようなことも考えられていいと思っておりますので，そういう実績を積みながら，最高検としても第一線の検察官とその実績を基に協議しながら，前向きに積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

○嶌委員　先ほどから岩尾管理官と池上部長が，司法的な用語とか業界の用語を使ってしゃべられるので，僕は全部理解しているか分かりませんけれども，一般的な常識からいうと，やはりこの検討会議は，公正な裁判，それから検察の信頼をどう回復するかということに大きな目的があるのではないかなというふうに思うわけです。そういったときに，例えば，その中で，なぜこの可視化の問題にこれだけ焦点が当たっているかということ，そして，普通に考えると一応全過程を録音・録画し，全部とっておいて，そして，検察と弁護士とあるいは裁判官の間で，様々なことや配慮も考えて，どれを証拠に採るかと協議した方が，国民は一番分かりやすく公正な裁判なんだろうなというふうにとるんじゃないかと思うんですよ。

そして，この公正な裁判をやるためには，これは裁判官だけが公正な裁判をやるわけではなくて，検察だって弁護士だって公正な裁判を望んでいるんだろうと思うんですね。そのためにどういう手段が一番いいかということを考えるとすると，僕は全過程を可視化しておいて，後からどの部分を証拠として出すのか，どの部分を公にするのかということを議論した方が一般の人が納得しやすいのではないかというのが一つですね。

それから２番目に，全部とるのは大変だと言うけれども，例えば防犯カメラというのは全国にたくさんあるわけですよね。この間の中目黒の夫婦殺人事件というのは，よくまあ，あれだけの短い時間で全国いろいろなところでとった防犯カメラの内容をつなぎ合わせて，今のＩＴ技術とか，いろいろな特徴をピックアップし，時系列に組み立て，そして立証したわけですよね。そういう方法こそが，具体的な事実を探る上で非常に重要なことであって，そういう意味では面倒臭いかもしれないけれども，一連の流れを全部とる方が，一般の国民に対しては説得力があるのではないのかなというのが２番目ですね。

それから３番目に，この可視化の問題というのがすごく大きな焦点になっているんですけれども，一番最初に特捜案件に対しては，高検に預けるとか取調べの可視化だとか電子データの取扱いとか１２項目あるとおっしゃられました。その１２項目の中で，この可視化の問題をものすごく強調して，先ほどから，前回もそうですけれども，取り上げられるんですけれども，この問題こそが公正な裁判をやる上で，最も重要な判断だというふうに思って，この問題に一所懸命，何度も何度も説明されているのか，その他の問題についてはどういうふうにされようとしているのか，あるいは今じゃなくてもいいんですけれども，今後，何かそういう報告書を出してもらえるのか，その辺についてお聞きしたいと思います。

○池上刑事部長　１番目のお尋ねについてですが，公正な裁判あるいは信頼される刑事裁判の実施というのは，検察にとっても大事なことだと考えておりますし，検察官は公益の代表者として，刑事訴訟の目的であります基本的人権の保障を全うしつつ事案の真相を解明するというこの使命を達成することは極めて大事だと考えておりまして，この村木事件についても，深刻な，真摯な反省をしているところでございます。

それから，２番目について，取調べの全過程を，あるいは全事件について録音・録画すべきではないかという御意見だと承りましたけれども，取調べというのは，やはり取り調べる側と取り調べられる側との間で，いろいろなやりとりがある，それはお互いのプライバシーに触れ

ることもあれば，捜査の秘密に触れることもあれば，若干内心の機微にわたる事柄についても触れながら，何とか真相を究明したいという取調官側の熱意が込められた場面というものがございます。この場面については取調べを受ける側の方，あるいは取り調べる側にとっても録音・録画されていることを意識すると，どうしても真相を語りづらい，あるいは真相を引き出しづらいという面があるということが，第一線の検察官の立場からは申し上げざるを得ないところでございます。そうした取調べにおける真相を引き出すための様々なやりとり，努力をしている部分については，今回は試行の対象から外すとともに，供述の内容を取りまとめる供述調書の作成の前後の状況についてはできるだけ録音・録画の場面を増やし，更に取調べを受けられる被疑者の方に，最後に自由に取調べに対する不満も含めて十分に語っていただいて，それを録画するということで，刑事裁判において，弁護人あるいは裁判所に対しても，その取調べが公正になされたということを証明できる，あるいはこの供述調書の内容は信用していただいていいんだということを証明できる資料としていきたいということで，この試行指針を策定したものでございまして，１２項目の再発防止策の中でも極めて重要なものだと認識しているところでございます。

○嶌委員　一つだけ言うと，僕も４０年以上新聞記者をやってきて，そして録音しながら取材するということはしょっちゅうあるわけですよ。そのときに相手が言いにくいようなことも含めてやはり聞くわけですね。最後に，もしかすると，ここの部分は相手に対して，ものすごい不利益になるかもしれないなとか，あるいは第三者の名前が出てきて，ここのところは第三者に迷惑をかけるかなとか，そういうことはやはり確認するわけですよね。そして，ここのところも書いていいですねと，ここは書いちゃいけませんかねとかそういうことを確認してやってきているわけです。僕は４０年以上のそういう経験からして，そのことによって引き出すことが障害になるとかいうふうにはあまり思わないんです。だから，そこは何か，むしろ逆に言うと，検察官は可視化状態の中にあっても，聞くべきことをちゃんと引き出すような，そういう聞き方だとか，あるいはそれを聞くためにもっと具体的な証拠を集めて，それから理詰めに聞いていくとか，それが王道なんじゃないかなというふうに，僕は思いますけれども。そして，そういうやり方をやったことの方が，国民は，「なるほど，検察がやっていることもえん罪を起こさないような，あるいは公正な裁判に資するためにそういう方策を採っているんだな。」ということで理解をしやすいと，僕は思うんです。もちろん，今後はもっと別の捜査手段をもてるようにすることも検討することもあると思いますが。

○池上刑事部長　嶌委員のおっしゃるような取調べの方法といいますか，インタビューの方式，やり方というのは，まだまだ私ども努力して工夫していかなければならない分野でありますし，この録音・録画を過去５年ぐらい，現場で裁判員裁判対象事件についてやっているわけですが，現場の検察官は相当努力して，いろいろ技術を磨いているところではございます。ただ，現時点におきましては，ここから録音・録画を始めますよということを相手の了解を得て明示して，告知して，了解を得て始めた上，終わる段階では「ほかに言いたいことはありませんか。」ということを言って，言い分を尽くさせた上でなければ録音・録画を終わらせられないと，あるいは途中で中断は一切しない，そういうやり方で作成し，媒体の保管等も，ちゃんと封入して相手の信用をいただいたり，改変等が行われないような方式を採りたいと思っております。まずはそういう努力の中で，あるいは実績の中で，今後，嶌委員御指摘のようなことを十分考え，努力して，検察として考えていかなければならないことだと認識しているところでございます。

○宮﨑委員　取調べの録音・録画の対象ですけれども，これは私どもの立場からすると不満があるとかいろいろ意見はあるんですけれども，それはそれとしまして，これですと，一言で言えば，調書をとった後，あるいはこれから調書をとろうとする最後の段階で録音・録画をしましょうと，こういうことを言っておられる。ただし，検察官の運用でそれはどうぞ幅を広げてもらっても結構ですよということだと理解をしているわけですけれども。ただ，これは例外規定が幅広くあって，この例外規定をそのままやろうとすれば，ほとんどの場合，とらなくていいような状況だって生じますよね。今から録音・録画しますという形でボタンを押したら，本当のことをしゃべらなくなるとかおっしゃっているわけだから。ただ，そういう心配もある程度押し除けて頑張りなさいよということをおっしゃっていただいているんだろうと思うわけではありますけれども。そこで，取調べの真相解明機能が害されたりというような例外規定がありますけれども，この例外規定を外す，取調べの真相解明機能が害されずに，関係者の身体，名誉，プライバシー等の保護やその他，協力確保に支障が生じないような場合だったら，何も特捜事件に限らず全部録音・録画したらどうですか。逆に例外として，特にこういう支障がある場合は録音・録画はやめましょうということにも，考えたって一緒だと思うのですが，いかがでしょうか。

○池上刑事部長　２点のお尋ねだと思うのでお答え申し上げます。最初に，取調べの取りまとめの段階で，供述調書を作るときだけ録音・録画するのかというお尋ねですが，供述調書との関係では原則はそうでございますが，先ほど龍岡委員の御質問に答えましたとおり，現在の裁判員裁判対象事件におきましても，警察等から送致を受けた直後あるいは勾留請求をして勾留質問から帰って来た直後，すなわち身柄事件の取調べの最初の日の取調べでも供述調書を作成することが多うございますし，その際に，その取調べを録音・録画することが多くなってきている現状にございます。そうしたことから言いますと，供述の取りまとめの段階でしか録音・録画しないのかということについては，調書の関係ではそのとおりでございますが，捜査期間との関係でございましたら現在もそうですし，今後の，この試行の場合も，身柄事件の捜査当初の段階から録音・録画を行うべき事件は行うということになろうと考えているところでございます。

○宮﨑委員　原則と例外を逆転させたらどうですか。

○池上刑事部長　この試行指針の３項の（２）についてのお尋ねだと思います。これは裁判員裁判についての試行指針は，これも公表しているところですが，組織犯罪等という例示をつけておりまして，組織犯罪であると全て例外に当たるかのように読める規定ぶりとなっております。今回はそれをあえて外しまして，会社犯罪であるとか，企業犯罪，特捜部が行う，そういった事件についても原則として行うんだというのを明らかにした上，（２）のような表現ぶりで例外規定は設けてはおりますけれども，これは飽くまでも例外的なものであるということを強く指導してまいりたいと思います。村木さんの事件の証拠決定でも述べられておりますとおり，録音・録画しておりませんと任意性・特信性・信用性の有力な立証手段を失うということになるというのは事実でございますので，その辺を含めて，特捜部検事の意識を十分喚起していきたい，注意を喚起していきたいと考えているところでございます。

○但木委員　私は，皆さんからいろいろ不満な点があると思うんですよ。それは，やはり運用でやるというのはもう限界があるわけで，運用でそもそもやれることはこの程度だということだろうと思うんですね。例えば，検事が好き勝手なときだけとれるという制度にしたと，それは

おかしいじゃないかと，それはそのとおり。しかし逆に，じゃあ検事がとった録音について，これは開示請求が出たときに開示せざるを得ないと思うんですよ。そのときに開示しないでいい例外規定というのを刑事訴訟法上定めないで，何でもとっておいて，開示請求があったら出さなきゃならないとなったら，これはとんでもないことになる。例えば，特捜なんかよくあることですが，政治家のこれこれこれこれがこうしたんだよと，全く証拠のないことなんていうのがよく出てくる話で，そんなの全部開示なんかしてたら大混乱という話になる。だから，それにはそれで，そういうものは開示しなくていいよという，何か歯止めをきちっと訴訟法上，つけておかないと，それはできないわけですよね。

僕は，特捜という一番，録音・録画から離れて見ていた部署に録音・録画を入れるというのはすごいことだと思いますね。皆さんが聞きたいのは，多分マインドだと思うんですよ。どっち向いているんだと。今の言い訳のためにこれを出しているのか，それともそうじゃなくて，検察の信頼回復のために，俺たちは信頼回復のためにやっていくんだと前向いて言っているのか，そのマインドが前か後ろかによって，話は全然違うだろうなと思っていると思うんです。

僕は，今度ので危ないのは，あなたたちがストップしちゃいけない，一旦とり始めたらストップしちゃいけないという原則をやりますね。それで，開示請求が来ますね。被告人の供述を記録したＤＶＤは類型証拠ですから，原則として開示を断ることはできないんですね。もちろん，類型証拠にもなりません，争点関連証拠にもなりませんというんだったら別ですよ。そうなるものである限り，開示せざるを得なくなることはあり得るんですね。そういう一つの危険，リスクというのを負っていますよということが一つ。

それから，こういう制度をとると，恐らく裁判所としては，何でそれ，録音をとってないんですかというふうに言われることが出てきますよ。だから，僕は二重のリスクをあなたたちは背負いながらこれをやりますと言っているんだと思うんです。それで，それだけのリスクを負って，あなたたちは前向いて本当に言っているんでしょうか，そうじゃないんでしょうか，これを多分皆さん聞きたいんだと思っています。

○池上刑事部長　１点目の技術的なところからお話ししますと，この録音・録画媒体は報告書に添付して一体の形にしまして，とったものは全て，司法制度改革の際に改正された刑事訴訟法の３１６条の１５第１項第７号の被疑者の供述録取書等に当たるということで，原則として開示の対象になると考えております。もちろん，若干相当性その他の問題でどうしても開示できないような場合はあり得るところで，その際には，裁判所に裁定請求をしていただくか，あるいは，こちらから何らかのアクションを起こすかということになろうと思っております。その覚悟はした上で，今回の試行指針を発表しているところでございます。

それから，前向きか後ろ向きかということにつきましては，現検事総長も，先般の検察部内の会議で訓示をいたしておりますが，検察官において，取調べの過程で事件関係者の話に虚心坦懐に耳を傾けることなく供述調書をとろうとすることがあったとすれば，そのような供述調書至上主義というものについては改めていかなければならない。その過程で，良薬は口に苦しかもしれないけれども，こういう，従来は録音・録画から最も遠いと思われていた，ないしは遠くすべきだと考えていた特捜事件に録音・録画を，試行とはいえ導入することにしたという趣旨を述べていたところでございます。我々はその趣旨で，前向きにこの指針を運用していきたいと考えているところでございます。

○但木委員　分かりました。その姿勢を示すためにも，今後，どういう運用が行われていくのか，

それについては，是非，最高検におかれて調査をして，こういうふうになっているということは，やはり最高検がきちっと把握していただきたいと思います。

○石田委員　時間の関係もありますので，端的にお伺いします。指針で示されている範囲あるいは基準というのは，従前の裁判員裁判対象事件における録音・録画の範囲あるいは方法とは同じというものなのか，あるいは違っているのかどうかというのが第１点。

それから，今までもお話が出てきましたが，検察官に裁量を任せますと，被疑者に迎合しているあるいは服従しているというような，検察官にとって都合の良いところだけを録音・録画をすることによって，むしろこれが裁判官の任意性判断を誤らせるおそれがないかどうかということは検討されていないかどうか。

それに関連して，検察官の判断と責任において選択をするとされていますが，先ほど但木委員もおっしゃいましたように，むしろこれは，検察官に無用のプレッシャーを与えることになるのではないか，そのおそれがあるのではないかというのが第２点目。

それから，第３点目。これは細かいことですが，被疑者が拒否した場合は録音・録画をしないとされているんですけれども，真意で拒否をしたことはどういうふうにして担保されるのか。その部分は録音・録画されるのか，あるいは弁護人にも確認をされるのか，その辺りの点について，お伺いしたいと思います。

○池上刑事部長　第１点目についてお答えしますと，裁判員裁判における録音・録画と今回の試行指針との違いでございますが，裁判員裁判におきましては，自白の任意性を裁判員に分かりやすく，効果的に，効率的に，迅速に立証するという趣旨が前提となっておりまして，今回とは趣旨が異なっております上に，基本的に違法・不当な取調べがなされたという趣旨の被告人，弁護人による自白の任意性等に関する主張に対して行う立証に用いるといっているところでございまして，今回とは若干違っているところがあろうかと考えております。

それから，第２点は，都合の良いところだけをとって，裁判官の判断をかえって誤らせるのではないかということでございますが，繰り返し申し上げていますとおり，始める時点と終わる時点については，被疑者に十分告知して，その了解を得た上で行うところでございます。また，現実の録音・録画の場面におきましては，被疑者の態度，口ぶり，それから口調，言い方，逆にそれを受けての検察官の言い方，口ぶり，口調，態度，そういったものも総合的に記録されるわけでございまして，一定時間の録音・録画にとどまるといっても供述調書等と併せて相当，任意性の判断が適正に行われることに資するものでありますし，信用性その他についても，十分御判断の資料としていただけるものができるのではないか。これは裁判員裁判での実績を踏まえて考えているところでございます。

それから，被疑者の方に拒否された場合については，その旨の書面を作るとともに，できる限りその点に関する調書を録取して署名・指印をいただくこととしております。弁護人との関係では，現在，接見交通制度が相当充実，以前のように争いにならないような形で運用されておりますので，被疑者が弁護人と相談された上，そういう態度を決められるということになろうかと考えております。

○千葉座長　それでは，いろいろご疑問，あるいは逆に言えば，今回は非常にこの指針に対する御意見も，まだ皆さんの中には多々おありかと思います。それは逆に，これからのこの検討会議の議論のテーマでもございますので，また，その中で，皆さんにも御意見をお出しいただければと思います。そういう意味では，最高検の指針に対する質疑は，この辺で終わらせていた

だきたいと思っております。

池上部長，それから上冨検事，お疲れ様でございました。

（池上刑事部長，上冨検事退室）

○千葉座長　それでは，休憩をいたしまして，その後，「検察（特捜部）の捜査・公判の在り方についての議論」に移らせていただきたいと思います。

（休　　憩）

○千葉座長　議事を再開をさせていただきます。議事次第２の「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方についての議論」に移らせていただきます。このテーマは，前回の会合におきましても御議論いただいておりますが，本日も，残りの時間の全てを充てて御議論いただくこととなっております。

前回会合で，数名の方から御発言をいただきましたので，本日はまず，前回御発言がなかった方の中で，御希望のある方から順に御発言をいただければと思います。また，限られた時間内で，できる限り活発な御議論ができますよう，前回同様，御発言は原則としてお１人７，８分程度におまとめをいただきまして，御発言が１巡した後，他の委員の皆様の御意見に対する，更なる御発言などをいただくことにしたいと思っております。もうこの時間になっておりますので，御予定を立てておられる方もおいでと思います。できる限り５時ぐらいにはめどをつけなければと思いますので，どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○吉永委員　早めに発言しておいた方がいいかなというふうに思いまして。捜査の在り方ということに関して言えば，やはり密室から生まれるえん罪というのが今回の大きなテーマだったと思いますので，取調べを外からチェックできるように，適切な取調べが確保されるための可視化という流れは，これはもう生まれ始めているなというふうに思います。ただ，先ほどの御説明を伺っておりましても，これが本当に十分に信頼されている組織が更なる信頼を求めてこの取組をするということであれば拍手をしたいところなんですが，既に信頼が失われている組織が，あれで前向きだといって十分に国民の理解が得られるのだろうかということに関して言うと，ちょっと私は疑問が残ります。やはり検察官は，検察権によって適正だと証明できる部分を自分で選べるということに関して言えば，やはり今回と同じようなケースが更に固定化されるおそれというのも，拭い去れない部分があります。ですから，ここも含めて，頭の整理をもう１度してみたいなというふうに思っております。

同時に，えん罪発生の大きな部分を占める知的障害を持っている方に関する被疑者のケースですけれども，これは例えば，この形では十分に守りきれないものがあるのではないかと思います。この部分だけとってしまうと，それこそうまくやられてしまうと，これはもう本当にかえって救いきれないというか，本当に悲劇を生む問題もあるかと思います。ですから，知的障害を疑われるケースの場合は，やはりそれ以外の弁護士さんの付添いなり，そういったものも併せて検討されるべきだなというふうに思っております。

もう一つ，公判の在り方なんですけれども，証拠の全面開示というのは，布川事件等を考えても，被疑者に有利な証拠を隠されなければ，こんなことは起きなかったのにということもありますので，これはもう大前提かなというふうに思います。

同時に，今回の大阪地検の事件を私なりに，公判というのは私全然分かりませんので素人考

えですけれども，これもう１度よく考えてみました。その結果，二つの点で，公判の在り方に関して疑問を感じたわけです。一つは，公判部の検事が途中でおかしいと気が付いて指摘したにもかかわらず，大坪部長や佐賀副部長や特捜部がその指摘を押さえてもみ消した結果突っ走ってしまった，これはなぜだろう。二つ目の疑問は，途中でおかしくなっていたことを承知していたにもかかわらず，有罪の論告をしているというのは一体何なんだろうかという，この二つの点が，私にとっては大きななぞなんですね。ここを掘り下げることで改革のポイントが見えてくるのではないかなというふうに私なりには考えました。

最高検の検証では，引き返す勇気を持つみたいなことが書かれていたように思いますけれども，勇気と言われても，気分で片付けられる問題ではないような気がするんですね。

まず１点目，公判部の検事が刑事部あるいは特捜部が起訴した案件に対して疑問を感じて公訴取消しとか無罪論告ができるケースというのはほとんどないというふうに伺ったんですね。この辺りは但木委員に伺えば分かるのかもしれませんけれども。先日の大阪地検で公訴取消しということが，ニュースになるほど珍しいという。ですけれども，やはりこの時期だからできた例外というのでは困るわけですね。起訴する際に，部長とか検事正による決裁システムが十分整っているという御説明はよく分かったんですけれども，途中で怪しくなってきた場合に，相談したり決裁をするというシステムがあるんでしょうか。何か私は，それを聞いた覚えがないんですよね。そうすると，もしおかしいと思っても，例えば，刑事部とか特捜部から，１００％の確信を持って起訴したのに何で文句があるんだと言われてしまえば引き下がるしかないし，上司に相談しても頑張れと言われてしまうと。こうなると，ますます引き返せなくなってしまうわけじゃないか。その結果，ひたすら起訴をして，それを維持するための立証活動をするということになると，もう間違いに向かって突き進むということに何の歯止めもかからなくなってしまうのではないかと，私なりの推察なので違ったら言ってもらいたいと思うんですが。

やはりなぜそうなるのかということを考えると，そういうストップできるブレーキが整っていないということがあるんじゃないかということと，どうも，刑事部，特捜部が公判部よりも強いんじゃないかという印象がどうしてもあるんですよね。ちなみに，法曹界では司法修習の何期だというのが挨拶代わりになっていて，この会が始まるときも，皆さんの会話を聞いていると，何期ですか，何期ですかというのがあって，何なんだろうこれは，という。挨拶代わりになるんだなと思ったんですけれども。もしかして，例えば，公判部の部長よりも刑事部とか特捜部の部長が一般的に期が上だったりなんかするんじゃないかと。そういうことになりますと，何か言いにくいというものがあるんじゃないかなと。だから，部下が疑問を呈したにしても，公判部の人が，その上下関係があると，あっちがああ言ってるんだから，とにかく頑張ってくれよみたいなことで背中を押されてしまうと，その段階で，検察庁としてチェックするシステムというのはあるんでしょうか。これないのが，やはり公判の在り方として結構問題じゃないかなと，ここをどうするんだろうか。公判部の部長とかを，刑事部とか特捜部の部長より偉い人というか期が上の人にしておくだけでも，少しは変わるのかなというふうにもちょっと考えたくらいなんです。

２点目というのは，はっきり破たんしているにもかかわらず有罪の論告というのは一体誰の責任でなされたんだろうかなというのがちょっと私にとっては疑問なんですね。これ大阪地検だけじゃなくて，大阪高検も了承していたんだろうか。あるいは，最高検も実は了承していたのでしょうねというふうにも思います。そうすると，大阪高検が了としても，最高検はなぜチ

ェックできなかったんだろうかという疑問があって，それに対して，最高検の検証というのは十分に答えてくれていなかったような，私が理解できていないのかもしれませんけれども，何か答えてくれてなかったような気がしたんですね。

あの程度の証拠で，何で有罪の論告をさせたのかなというのがあります。大阪へのチェック機能が働かないんだったら何でなんだろう。それは適切な指導もできなかったのはなぜなんだろうか。ここに何か特殊な事情というのがあるのではないかという，ここの辺りを何かちょっと変えるポイントとして考えたいなというふうに思っております。

刑事部が，例えば１００％の確証で起訴した案件というのが公判で崩れてくる部分ってありますよね，８０％になるとか６０％ぐらいになるとかということなんですけれども。そういうときに，一体どうするんでしょうか。起訴するときは有罪の確信を持って起訴するということなんでしょうけれども，その基準って，論告のときも同じなんでしょうか。それとも，多少目減りしても，８０％でも論告の場合はいっちゃうとか，そういうことになっているんでしょうかねというのがよく分からない。検事は何％の確信で論告するべきなのかとか，公判部，刑事部とか，上級庁も含めて検察全体で判断するシステムというものはあるんでしょうか。もしないのであれば，ここをつくる必要性というのがあるんじゃないかなというふうに思っています。素人の考えなので，もし間違っていたら指摘していただきたいと思うんですが。

同時に，やはり日本では，途中で誤りに気付いて引き返した場合に，その勇気を評価するより，徹底的になぜ間違えたのかということを追求するという土壌がどうしてもあるように思います。メディアも含めてそうですけれども，組織内部にも失点としてカウントされてしまうということがあると，内からも外からもたたかれて，これ不利になるんだと分かっていても突っ走るしかなくなってしまうというような，こういう土壌も，この際ですから，どうしたら変えられるのかということも検討したいかなというふうに思っているところです。

○原田委員　これまで裁判官として長いキャリアの中でも，自白の任意性をめぐる捜査官と被告人との間の延々と続く水掛け論には本当に困りました。ある特捜大型事件では，弁護人から差し入れられた取調べノートの記載の１字１字が争点となり，後から付け加えられたものかどうかなどし烈な争いとなりました。今日では，取調べノートの差入れは一般的な弁護手法となっていますが，当時はそのはしりであったので，検察官側の抵抗も強かったと思います。裁判官の中には，水掛け論になったら任意性に疑いがあると判断すべきであるという人もいるぐらいであります。裁判所も，かつてせめてもと取調べの過程，これは被疑者の房からの出入れ等の客観的な時間等ですが，これについての合意書面を作成することを提案したことがありましたが，これすら実現されませんでした。今回の最高検の一部可視化の提案を見ますと，それなりに大きな一歩であると，こういうふうには思いますし，また同時に，時代の大きな変化を感じる次第であります。

時代の変化といえば，国民の方々のえん罪に関する意識も変わってきたのではないかと思います。まず，えん罪はどの程度あるのかという点です。私は東京高裁に８年いましたが，その間に２５件以上の逆転無罪を出しております。それは原田さんが甘いからだという見方もありましょう。しかし，全件，上告もなく，その多くは犯人性が否定されたものですが，検察も捜査のずさんさを認め，今後の捜査の参考としたいというものでした。これから推測すると，えん罪，すなわち無実なのに起訴される人は，皆さんが想像するよりも多いのではないかとすら思っております。確かに制度設計に当たっては，ある程度のリスクは許容すべきかもしれませ

ん。よく言われる言葉に，「１人の無辜を処罰するよりは１０人の真犯人を逃す方がよい。」というのがありますが，これも１００人，１，０００人，１万人の真犯人を逃してもよいのかという疑問があります。しかし，えん罪については，とても無視できる数字では現状ではないし，村木さんのお話からも，その深刻な打撃は極めて大きいと思っております。

次に，えん罪というと，これまで国民一般から見れば，強盗殺人等の凶悪犯に関するもので，自分には関係ないと思ってきたと思われます。しかし，痴漢えん罪事件が起こるようになりました。この種事件では，罪もない普通の社会人が通勤途上という日常的な場面から一転して腕をつかまれて被疑者となり，会社を解雇され，妻も精神的に患い，家族崩壊が起こるという極めて恐ろしいことが生じています。とても他人事とは言えません。しかも，これまでの多数の無罪事件からすれば，とても制度リスクとして無視できるような事態ではありません。最高裁も，先年，逆転無罪の判決を出しております。

他方では，裁判員裁判が行われております。裁判員の皆さんは，極めて熱心に審理・評議に臨んでいることが報道からもうかがわれます。この場面では，えん罪を出してはならないという強い熱意が感じられます。要するに，国民の皆さんは，えん罪被害者にも，えん罪加害者にもなり得ることになったのです。したがって，以前のように巨悪を処罰すれば国民が喝采するといった単純なことではなく，国民もえん罪防止の必要性を強く感じていると私は思います。

特捜部につきましては，先般も述べましたように，巨悪を処罰するためにえん罪も制度リスクとしてやむを得ないという立場から，えん罪を防ぐためには巨悪を逃すことがあってもやむを得ないという立場に転換すべきなのであると思います。

検察官も，龍岡委員が言われたように，このえん罪についても是非，意識を十分に改革していただきたいと思います。その確実な手段としては，全面可視化が有効であると思います。しかし，このままでは日弁連と法務・検察とが激突してしまい，後は訴訟ということになりかねません。かつて接見をめぐっては両者が激突したまま事態が止まってしまい，国家賠償という形で最高裁判例が出され，一定の合理的な解決を見るまでに，実に半世紀を経過しております。法務・検察が一部可視化を認めても，可視化しなかった取調べの部分について，検察官の裁量の適否をめぐって主張や書証が多発し，恐らく具体的な弊害が認められないと違法という判例も出てくるでしょう。一部可視化で終わらせることは難しいように思います。何とか両者が同じテーブルについて共通目標を設定して，段階的実施を行い，その実績や弊害を検討しつつ，次のステップに進むという合理的スキームに基づいた問題解決はできないものかと思います。

これまでのいきさつから見て，それは恐らく無理でありましょう，はっきり申し上げて。しかし，両者が対決したまま訴訟で何十年もかかるというプロセスだけはとるべきではありません。そうしないと，その間に，確実に村木さんのようなえん罪被害者が出てくることになります。両者によるスピード感のある賢明な解決を，是非，期待するものです。

○高橋委員　私は，今回は大分短く１枚ものにしてございますので，それを参照していただければと思います。先ほど吉永委員が言われた冒頭のお話にも私も同感の部分がございます。私のようなプロフェッショナル的な仕事をずっと長くやってきた人間からしますと，プロフェッショナルというのは信頼を受けないと仕事がやれないんですよね。一々，全部チェックされていたらとてもじゃないけれども，仕事が効率・効果的に行えないということなので，信頼して任せないとだめな職種で，本来あるはずなんですね。しかしながら，その信頼を失いかけてきたときに，何度か検察は自らの組織を改革し，立ち直るというチャンスがあったはずなんです。

そのチャンスがあったにもかかわらず，ばたばたばたとここまで起きてしまうと，もう正直これは，私，こういう言い方するのは何かなと思いますけれども，自業自得という言い方は非常に申し訳ないんですが，自分で自分の首を絞めたようなものなのだから，これはもう弊害があることが分かっていても，ある程度までの相当の可視化の推進はもう国民的世論がそうなっているんだろうなと。それによる弊害が出てくる部分がある部分というのは，やはりそれは検察自身が，自らの組織を本気になって今までのチャンスがあったときに変えてこなかったからだと，すごく反省してほしいなと。だから，今度こそ，それこそ最後のチャンスで，ここでまたああのこうのという駆け引きで何とかみたいなことになってくると，更なる厳しい監視の下に置かないとだめだという世論になると，これは世の中全体として何も良いことがないということで，自立，自己規制ですよね，自己管理というものを，今度こそ徹底して行うような組織改革を是非やっていただきたいなと思います。

しかしながら，ここまできてしまったわけですから，この１にも書きましたが，相当程度，可視化を進めないとだめだろうと。私はここは専門分野ではございませんので，具体的にはなかなか言いにくい部分もございますが，捜査官と公訴官の役割分離の不十分，経済事犯などの密室型事犯の特徴を考えても，特捜部案件とか，それ以外の検察独自捜査ですよね，これはもう全過程の可視化という方向性は避けられないんだろうなと。さらには，先ほどの吉永委員のお話にもありました，知的障害なども恐らく全過程可視化しなければ，もう恐らく世論的にも済まされない段階にきているんじゃないのかなという感じはいたします。

これは，ある意味で言えば，前回の提言に書かせていただきましたが，結局，様々な環境変化が世の中で起きているにもかかわらず，検察自身及び刑事司法全体が十分にその変化に対応してこなかった無理を，一番密室でどうにでもなりやすい取調べというところに集中して矛盾が噴き出してしまったということも，私はすごくあるような気がします。

ということで，私はスキルアップももちろんしていただきたい。可視化前提のときの取調べというのはどうあるべきかということは，はっきり言って今までのスキルの蓄積のある人にとってみると，何でそんなことを今からもう１回やるんだということになるかもしれませんが，それこそ組織改革ですから，組織はできれば今までの蓄積でいきたい，それはどこの民間組織もみんなそうなんですけれども，環境が変わったらそれを１回崩して，新しいスキルを組織の中で構築するという努力は避けられないんですよね。是非やっていただきたい。

ただ同時に，いろいろな議論があるんですが，よくじゃあその代わりに司法取引だの何だのという議論になるんですが，私は可視化の反対給付のような形で捜査当局に，じゃあ何を渡すんだという一種の取引，正に先ほどの原田委員のおっしゃった，弁護士会との駆け引き，取引の材料としてほかに何を出すんだという議論ではなく，もっと根本的な議論として，これだけ環境が変化しているんだから，可視化の問題だけじゃなく，効果的な刑事司法というのはどうあるべきかということを根本的に考え直してほしいなというふうに，部外者からは特に思うわけですね。

例えば，１番に書きました，当然ですが，自白にばかり頼らない，より外形的な証拠による意思の推定や刑の構成ってもっとできないのかなとか。２番目は科学捜査，客観的証拠重視の捜査手法，これは是非，当然必要になりますよね。それから，３番目，やはり偽証罪の厳格適用というのは，もうどう考えてもないとまずいんじゃないか。法廷で真実の証言を獲得するための新たな仕組みの構築ですね端的に言いますと。やはり裁判員裁判になれば当然放っておい

ても検事調書よりも法廷証言って注目されると思うんですよね。その中で，検察官調書の相対的重要性が低くなっても，公判が維持できるような仕組みをもっとつくるべきじゃないかとか。

それから，これは可視化の問題で，先ほどもちょっと議論があったようですが，私素人だからこんな簡単に言うのかもしれませんが，全面可視化，開示請求があった場合にちゃんと開示する全面可視化は，それはそれで，いきなりそんなには広げられないでしょうけれども，入るところから入るにしても，例えば，裁判官が要請すれば裁判官は見ることができると。そして，裁判官が判断し，これは公開すべきだという場合に限って，その部分は公開するというような別の可視化の制度とかを例えば考えたら，一気に可視化の範囲を広げることだって，２段階でですね，可能なんじゃないか。だから，可視化Ａパターン，可視化Ｂパターンみたいな形で，例えば，Ａパターンはある程度ものすごく限られた事案でやるけれども，Ｂパターンは非常に広げてやるという方法だってあるんじゃないかなとか。さらに，必要であれば，刑事訴訟法，刑法の改定も全部やればいいんじゃないのかなと。この辺の話になってくると，とてもこの会議の範囲ではないかもしれないんですが，そういう刑事司法全体を今の世の中のニーズに合わせて，変化に合わせて，どう根本的に変えるのかということを討議するような国民的議論を喚起するような場を，是非つくるべきだというぐらいは言うべきじゃないのかと思うんですね。

一方で，村木事件始め，今回の村瀬氏，小堀氏の話をずっと聞いてまして極めて思ったのは，非常に特徴的に共通する部分があるんですね。結果的に言うと，全過程可視化しても，やはりだめだったかもしれないという気も私はすごくするんですね。つまり，えん罪が防げなかった可能性がある。不適切な取調べは防げただろうけれども，えん罪そのものも防げない可能性はやはりあったんだろうと思うんですね。

例えば，共通するのは，１，相当程度，過去の日常業務の一環についての事案。村瀬さんもおっしゃっていましたが，そんな１００に一つぐらいの小さい話で，５年も前でこんな書類どうだったと言われたって覚えてないんだから，人によってはそういうこともあったかもしれませんねと善意で言ってしまう可能性もあるようなことを積み上げて積み上げて立証しようとするということですね。

２番目が，多くの場合，明確な上下関係，命令関係で仕事が進むわけではない日本的組織の中での上位者，いわゆる大玉狙いの事案だったと，下から積み上げていって。日本の組織というのは欧米と違って，明確にこうしろという上からのトップダウンで動かないんですよ。ただ，上がこう思ってるのかなと思っておもんぱかって下が動くというような実態が非常に多いわけで。そのときに無理に上の命令で，それで行われたということを立証しようとすること自体が日本の組織風土を理解していないと。そもそも今回だって，係長の単独犯行なんてあり得ないだろうという一言，そこまでの重みで御本人は言ってなかったはずだけれども，それがどれほどの重みがあったかということですよね。それは命令だったのかといえば命令じゃないわけですから。というふうなことを考えてみても，そもそもそういう組織で仕事って行われているんですよということをまず理解していただきたい。

その上で，社会の経済規律の維持等の意味で，つまり経済事案だったということですよね。この根本はロッキード事件以来の検察の疑惑摘発，大玉摘発の期待みたいなものがものすごく呪縛になっていて，結果的にいうと，大玉までいくことが自己目的化した特捜の捜査方針そのものに，はなから無理があったんだと。つまり，例えば，郵便法違反事件もそうですし，それからその後の，例えば談合だって私はそうだと思うんですけれども，ああいう村瀬さんの話も

そうですけれども，ああいうものを大玉狙いの引っ掛けとして，罪状は何でもいいから大玉とれというふうになってなかったんだろうかと。それ自体が大きな誤解だろうなと思うんですね。

私は企業人として，あるいは私の友人もいろいろなところに勤めております。私も，航空工学を専攻し，また鉄道にもおりましたので，その業界もたくさん知り合いもおりますが，やはり思うのは，企業や組織における経済事犯はもちろんですが，鉄道事故，航空機事故等，いわゆる企業や職業人としての過失事故あるいは経済事犯というのは，よほど悪質なものは別としても，基本的には刑事司法の場に出して問題を解決するべき分野ではないとはっきりするべきだと思うんですね。もっと行政罰で対応する方が抑止や再発防止にはずっと効果的なんじゃないかと。端的に言いますと，個人の刑事責任を厳格に立証しようとすると，ものすごい大変ですよね。だけれども，そんなことやってるうちに事故がまた起きたらどうするんですかと。言い方は変ですけれども，例えば鉄道事故で，確かにＪＲ西日本の事故は非常に悲惨で大変な問題の事故ですけれども，社長１人の刑事責任を問うか問わないかということで事故防止にどれだけ役立つんですかと。それよりも，企業というのは経済活動が目的でやってるわけですから，課徴金を大きくして，そんなことやったらドンと課徴金をとるよ。あるいはもっと言うと，ここにも書きましたけれども，もっとほかの方法で，行政罰とか，あるいは行政の誘導・指導で解決すべき問題ではないのかということなんですよね。

ましてや，ここにちょっと書きましたが，さっきの繰り返しになりますが，日本の企業というのは，文書や明確な命令よりも，雰囲気や配慮で動く部分が非常に大きいんです。例として適切じゃないかもしれませんけれども，座間味島集団自決事件というのがございまして，私も，沖縄の現場も行って見てきましたが，軍としての関与があったかを命令文書の存在で議論しましたよね。当時，命令文がないと。歴史は文書によって証明されるんだというような極めて愚かな議論がなされたんじゃないのかなと。結局，命令文があったら，司令官個人の刑事責任ですよと，こういうことになりますよね。なかったのに集団自決したのは，軍は関係なかったじゃないですかという議論がなされていること事態が，極めて一般国民からしても違和感があると思うんですよね。

日本の組織の最大の問題は，明確な命令文書がなくても，民間人が手榴弾で自決しちゃうという，この空気に飲まれてこんなことが起きてしまうことがあるんだということですよね。ですから，このときに司令官個人の責任をどうとるかという仕組みで，集団自決は防げなかったはずですよねと。それよりも，当時のシステムと風土全体の問題として後世に語り継いで，いかに過ちを繰り返さないかという別の方法をとらないと，個人の責任者の，いわゆる１人の例えば独裁者が強権をもって，命令で一気に何かをするような仕組みというのは，海外にはよくあるんですけれども，日本は太平洋戦争のときもそうですけれども，そういうものではなかったということですよね。

そういう国なんですから，私はむしろ，経済事犯や企業過失事犯は公正取引委員会あるいは証券取引等監視委員会，国税庁の課徴金等の行政罰の弾力運用とか強化，あるいは調査権の強化，あるいはちゃんと帳簿をつけておかないとだめですよというような意味での日常管理システムの義務付け，裁判所による禁止命令とかの事前抑止策，あるいは談合の報告，免責制度が，これ今，非常に機能していますよね。そういう行政関連の手法として，主として解決すべき問題だろうし，鉄道，航空機事故は事故調の予防措置命令，例えば，これだけはっきり言ってみんなが耳でイヤホン聞きながらメール見ながら歩いていると，昔に比べて，今はホームからの

転落事故ってものすごく増えてきているわけです。これは鉄道会社の責任じゃないんですけれども，社会が変わってるから対応しなきゃいけない問題に早急になってきていますよね。そのときに，そういう事故をちゃんと調べた上で，ちゃんとホームドアをいかに速やかにつけるべきかということを，例えば指示命令できる，いわゆる権限，予防措置命令とかを事故調が出せるとかそういうことで。あるいは事故を起こしたような企業へ大きな課徴金を課すとか。例えば，医療事故調査機関というのをつくるという話になっていますが，そういうことをもっとほかの分野にも広げて，とにかくむやみに大玉狙いで刑事司法の世界に都合良く引きずり込もうというようなやり方自体を，やはり大きくやめるべきじゃないかというふうに思うんですよね。

こういう話というのは，もう検察の在り方の議論の枠外かなとは思うんですが，やはり最後は特捜が出ていかなきゃいけないんだみたいな部分は，それはあると思います。だから特捜の意味はあると思いますが，経済事犯系とか鉄道航空機事故系とかは，もう少し専門の人たちの行政の分野に任せるような仕組みを，むしろ行政の範囲で，ものすごく裁量ができるような範囲をつくってあげて，そこで対応する。ちびった課徴金じゃあこんな企業，痛くもかゆくもない課徴金じゃ動かないわけですから。そういうところをもっと，例えば強化するとか，現実的な方法で対処すべき部分がすごくあるんじゃないのかなと。これも一言，どこかに是非入れてほしいなと，こんな感じがいたしました。

○龍岡委員　先ほどは，原田委員から法曹として非常に共感を覚えるような話がありましたし，今は高橋委員から法曹以外の方の法曹に対する批判ともとれる内容のお話があって，共感するところがありますが，時間の関係もありますので，ここでは取調べの可視化の問題に絞って，少し私の考えを申し上げたいと思います。

方向としては，これを必要とする事案については，適切な場面等を選択して取調べに録音・録画を導入し，試行と検証を重ねながら，可能かつ適切なところから段階的に対象範囲を広げていくべきであるというふうに考えます。

可視化のためには，基本的な方向性を示すとともに，画一的ではなく，事案や状況に応じて弾力的な運用ができるような指針を策定し体制を整えるべきであろうと思います。

この度，最高検から示されました試行方針は，私は，先ほど池上部長に対する質問の中でも申し上げましたとおり，評価すべきものだと考えております。いわゆる全面可視化論につきましては，様々な問題があるだろうと思いますので，いろいろ検討していかなければならないと思いますが，事案によっては，取調べの全過程を録音・録画すべしとの意見は，私はやはり十分考慮の余地があるのではないだろうかと思います。先ほども質問の中で申し上げましたけれども，任意性・信用性の判断のためにもそれは有効であろうし，そもそも取調べの適正化のためにも，非常に意義のあることではないかと思います。

かつて私は，少年の事件で，最初の任意の取調べから全過程を録音した相当数のテープを聞いたことがございます。これを聞いていますと，相当時間がかかったんですが，捜査官の取調べの状況，被疑者たる少年の状況が手に取るように分かります。休息を間にはさんだり，ときには保護者を呼んだり，少年の特性にも十分配慮しながら取調べをされていたことが非常によく分かって，供述の任意性はもちろん，信用性についても十分判断できた事例があります。これはもう大分前の経験なんですが，これがずっと頭にありまして，以来，この可視化の問題は避けて通れない問題であるのではなかろうかと思っておりました。

任意性の判断については，先ほど原田委員も述べられたとおり，取調べに非常に時間がかか

るんですね。後から見ますと，何でこんなに調べをしなきゃならなかったのかと思うほどの調べもした上で，ようやく判断する。しかもその判断についても，果たしてどうなのかというような問題も出てくる。そういう経験をしてきますと，これを何とかするためには，やはり可視化が一つの方法だろう，これは避けて通れない問題だと考えておりました。

その可視化については，先ほどちょっと申し上げましたけれども，できるだけ捜査，取調べの最初の部分，例えば弁解録取の辺りからとってもらうというようなことや，あるいは供述が変わるときとか，そういった場合を捉えてやってもらうということが必要だろうと思います。その一方で，可視化が可能なものと，やはり指摘されておりますとおり，録音・録画が入ることによって，供述が得られなくなるということも実際にはあるわけですね。確かに事件の中には，本当に供述以外に証拠がない事件がある。しかもかなり重大な事件で，自白がないと有罪にならないという事件もあるわけです。そのような事件の場合に，自白がとれない，供述がとれなかったから無罪のままでいいかというと，そうはいかないという事件があると思うんですね。そういった点を考えますと，全面可視化が常に全ての問題の解決になるというわけでもないし，そういう一方での問題があることについても，やはり注意深く検討・検証していかなければならない。

そういう意味で，先ほど最高検から説明がありましたように，試行しながらいろいろな場面について記録もし，試行と検証を重ねていくということは，私は，非常に現実的な方策であって，直ちに全面化ということではなくても，まずは段階的に試行していくことでよいのではないだろうかと思います。

それから，先ほど来，指摘がありましたように，可視化は恐らく捜査官，取調官の判断でやらざるを得ないと思うんです，基本的には。しかし，それに対しては，被疑者あるいは弁護人の方からの要請ということもあろう。そのときにどうするかという問題がやはりあると思うんですね。これを求めがあれば全部可視化しなければならないとなると，これは全面可視化につながりかねない。それが果たして妥当か，やはり捜査官の判断というのは必要だろうと思います。しかし，そこには紛議が生じる。それをどう裁定するか，その方法も考えられなければならないのではないかと思います。この前，取調べ捜査について問題があったときに，クレームを受け付ける部署をつくるべきだという話がありました。それも一つの方法だろう。それから，場合によっては，例えば捜索差押え処分に対する準抗告とか，接見に関する準抗告等あります。つまり，裁判所が間に入って裁定をしていく。それから，公判前整理手続の中での証拠開示に関しても，裁判所による裁定というのがあります。こういった裁判所の介入した裁定の場というのも考えていくということもあり得るのではないか。こういった点についても，いろいろ検証しながら問題点を指摘し，検討し，それを集約して，合理的な方法としてどこまでできるかということを検討していくということが必要であると考えます。

それから，今日の議論や，説明にもあり，前に嶌委員から検察官について憲章とか綱領とかこういったものを作るべきではないかという話がありましたが，この点について，私は，倫理綱領としては，嶌委員と少し違った意見を持つんですが，取調べに関しては，場合によっては取調規範ですかね，そういったものも考えていいのではないかと思います。一つは，先ほど依命通達とかいう話がありましたが，内部的にはそれでもいいと思うんですけれども，嶌委員も言われたように，外部的に説明をする必要があるということになりますと，取調規範といった形で取調綱領的なものを考えてみるということも一つの方策ではなかろうかと思います。

○井上委員　皆さんお疲れの中，社会の変化についていけない頑迷固陋な話をするかもしれませんが，お許しください。

お手元のペーパーは「（その１）」となっていますが，本日は，中心的な問題になっている供述調書への依存とか，取調べの録音・録画の話を中心にお話をし，先ほどちょっと触れられました証拠開示等の問題については，おってペーパーを出し，改めてお話ししたいと思います。

数回前にお話したとおり，今回の事態に鑑みますと，幾つかの対策がある中で，一つの柱は，捜査や立証の在り方を供述証拠に過度に依存しないものに変えていくということがやはり必要だということは異論のないところだと思います。ただこれも，そのときに指摘しましたが，実際に捜査における事実の解明や公判における犯罪事実や情状の立証認定において，被疑者・被告人や関係者の供述が持つ意味はかなり大きいものがあります。中でも２段落目に書いているような事件の場合には，特に大きな意味を持っているとも言われています。

そういうことからすると，非供述証拠があって，それで立証がほとんどできればいいのですけれども，それだけで立証が尽くせないというのが現実には多く，かなりの程度，供述証拠に頼らざるを得ないというところがある，というのが実情だろうと思います。

そういうことを踏まえますと，嶌委員がおっしゃったでしょうか，供述証拠を中心に捜査をやっていくというのはおかしい，それはそのとおりだと思うのですが，現実には供述証拠の必要性・重要性があることも否定し難い事実であるので，そのことを前提として，それへの依存の度合いを実質的に低下させる工夫をしていくということと，供述証拠自体について，とにかく供述を得ようとして無理な，あるいは不当な取調べがなされることを防止し，真実性のある，信頼できる供述が得られることをいかにして獲得するかを考えていくというのが，現実的に見て，最も適切な対応ではないかと考えます。

２番目のところ，２ページの２のところですが，そういう方法として，これまでほかの委員も言われたことですけれども，一つは，実体刑法の犯罪の成立要件をできるだけ客観証拠で立証できるようなものに変えていくという案。もう一つは，その立証を容易にするために刑事手続法上の仕組みを考えるということ，この二つについては，いずれも（２）のところに書いてありますように，基本原理に抵触するおそれがあって，そう簡単に踏み切れるものではないので，極めて慎重な検討が必要となると思います。

もう一つは，供述以外の，供述に代わる事実解明ないし立証の手段を整理するということで，③のところにいろいろ挙げてあります。ちょっとびっくりされるかもしれないようなものもありますが，諸外国ではこういうことを行っているところも少なからずあるということで挙げておきました。

④は，取調べという方法以外によって供述の情報を獲得する方法，これもぎょっとするようなものもないわけではないですけれども，こういうことが実際に使われている例があるということで挙げてみました。

ただ，これらについても，（２）の２段落目に書きましたように，それぞれに，簡単に採用すればよいというわけにはいかない課題とか，検討すべき問題点があり，果たしてそういう方法を取り入れるべきかどうか，どのような範囲や条件方式で採用すべきかについて，十分かつ慎重な検討が必要とされるだろうと思っています。

（３）のところは，これらのうちの多くは，立法によらなければ実現できないものであるわけで，それにふさわしい場において，幅広く検討していく必要があるだろうということを書き

ました。

２番目は，その取調べの自体の適正さをどうやって確保するのか，得られた供述の真実性あるいは信頼性，任意性とか信用性と言ってもいいのですが，そういったものを，どういうふうに確保していくのかということで，この点については，多くの方が言われたように，取調べの録音・録画が有効な方法であるということは疑いないところです。それは逆に，そういう問題のある取調べのやり方をすること自体を抑止する効果を持つということも確かであろうと思います。

そういう観点から押し進めれば，すべての取調べについて，しかもその全過程を録音・録画するというのが最も徹底した方法であるということも間違いないと思います。ただ問題は，３ページ目の（２）のところで書いてありますように，そういう観点からだけ考えることでよいのかということだろう。この点で，既に触れられたことですが，特に第一線の捜査関係者等から，この方法，特に全過程について録音・録画するということになると，問題のない取調べにより真実の供述をするに至っている被疑者がそういう供述をしないことが多くなり，ひいては犯人の摘発や真相の解明等に実質的な支障を来たすのではないか，そういった懸念が示されているということもじじつなのです。

（龍岡委員退室）

○井上委員　このような懸念については，単にそれは杞憂だとか，あるいは言い逃れだと言って済まされる問題かというと，そうではなく，やはり真剣な検討を要する論点だろうと思います。というのも，これは高橋委員は取引みたいな議論だと言われたのですけれども，取調べの全過程の録音・録画ということによって検察官自身が不利益を受けるというわけでは必ずしもないのですね。検察官にとっては，割り切ってしまえば，それだけのことかもしれないのですけれども，それによって不利益を受けるのは国民なのです。そこを考えなくていいのかという問題です。要するに，そういう弊害が本当にあるのか，あるとするならばどういうものなのかということを真剣に検証し，検討する必要はやはりあるだろうということです。

外国については，既に岩尾管理官がかなり触れられましたので繰り返しませんが，岩尾管理官が説明されていないようなことも書いてあります。そういうことから，外国で格別の支障がないように見える，あるいはそれが少なくとも認知できないとしても，事情がかなり異なる我が国において，同様に実質的に支障が生じないと即断することはやはりできないのだろうと思います。

これについては，先日何人かの委員から，とにかくすべての取調べ，あるいは全過程の録音・録画を行わせることが先決であって，それにより支障が生じたり，あるいは生じると言うのなら，それを主張する側が代替策とか補充策を提案し，立法化を図ればいいじゃないかという御意見もあったのですけれども，先ほど言いましたような広がりを持ち，かつ，ひとたび支障が生じると深刻な影響，これは検察官にとっての不利益というより国民に影響が及ぶということですが，そういう問題に対する責任ある取り組み方とは私には思えず，そういう御意見に与することはできないと言わざるを得ません。

そういうことから，４ページの（３）で述べているように，全過程の録音・録画ということが取調べの適正さの確保や供述の任意性・信用性等の有効な判定のために強力な方法であるということは確かであって，大筋としてそういう方向を目指すとしても，いきなりそれだけを取り入れるのでは，「角を矯めて牛を殺す」，あるいは英語で言うとオーバーキルになるおそれが

あるので，そういうことにならないよう，並行して他の方策を講じることの可能性をも幅広く検討するというのが，責任ある対応の仕方ではないかと考えます。

しかも，そういう問題は，恐らく立法事項になるので，この会議において，そこまで結論を出すようなことは恐らくふさわしくないだろうというのが，２の（１）で書いてあることの要点です。しかし，これは逃げているわけではなく，私の真意は（２）の部分でして，この問題はそういう形で放置しておいてよいものとは考えていません。差し当たり，後で３のところで述べますような，最高検あるいは検察の運用として，一定の対応を行っていただくとして，これまで行われてきたいろいろな検討，法務省の省内勉強会とか，国家公安委員長の研究会，あるいは今回最高検が示した試行の状況，そういったものを踏まえて，なるべく速やかにこの問題を正面から議論をする適切な場を設け，本格的な検討を開始すべきであり，そういうことは本会議としてもやはり言うべきであろうと思います。そういう方向にもっていってもらうということはやはり必要だろうと考えています。

検察としての運用の問題については，既に多くの方が述べられたので余りこれ以上申しませんけれども，最初から全過程を録画しないのはけしからんというような御意見に対しては，今申したような問題もあり，直ちにそこまで言うのは無理だろうと思います。また，一部であれ録音・録画が行われるようになることは，全く意味のないことではないと思っています。しかも，今回の試行に当たっては，できるだけ幅広に柔軟に行っていっていただきたい。そういう形でトライアル・アンド・エラーで，恐らく現場ではかなり抵抗もあると思うのですけれども，浸透させていく。そして，実施状況を見ながら，随時それを拡充させていくというような対応が，試行としても必要なのではないかということを書いてあります。

ただ，今回最高検が示した指針について，気になるのは（３）のところで，多くの方が言われましたように，録音・録画をするのかどうか，どの部分をどういう範囲でやるのかについての判断を取調べを担当する検察官に，一見すると丸投げしているような観があることです。これだと，趣旨が徹底しないと過度に消極的のな運用とか，あるいは恣意的な運用に陥るおそれがないとは言えない。仮に当初はこういう形で出発するとしても，実績が累積するに応じて，やはり組織的あるいは計画的に実施の具体的な範囲とか方向を定めて指示するというようにしてもらう必要があるではないかと思います。

二つ目は，これは個々の取調官の判断ということになっているのですけれども，検証結果報告でも再発防止策の一つとして，捜査について責任ある体制を組んでいく，いわばチームとして責任をとれるような形にするということをうたってあるので，それとの結び付きを考えるべきで，取調べの録音・録画についてもチームとして責任をもって，この場合に，この範囲でやるんだということを決めていく仕組みにすべきではないかと思います。

三つ目は，既に池上部長がそういうことも可能だと言われたのですけれども，供述内容を確認する過程をその取調べに当たった，自白をとった検察官ではなく，別の検察官が行う。その部分を録画するというようなこともやってはどうか。それでは十分じゃないと言われればそのとおりかもしれないですけれども，被疑者は取調状況等について自由に供述する機会をできるだけ担保するというためには，そういうことも考えていいと私は考えます。

○佐藤委員　時間の節約の意味もあって，お手元に「『全面可視化』について」というペーパーをお配りいたしましたので，御参照いただきたいと思います。私は，法制度に絞って申し上げてみたいと思います。

まず，犯罪捜査手続の基本法であります刑事訴訟法ですけれども，その第１条で，「この法律は，刑事事件につき，公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ，事案の真相を明らかにし，刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」と定めておりまして，これを実現すべく刑事司法手続というのは諸規定が定められている。捜査等は，これにのっとって執行されなければならない，そう捜査機関は考えて，捜査をしております。

ここで事案の真相というのは何かといえば，犯罪の主体及び客体，犯罪の動機，故意・過失の内容，実行行為の詳細，犯罪行為に至る経緯と事後行為，行為者の心境，共犯者の特定といった各事項，便宜上，真相事項と呼びたいと思いますけれども，こういうことであろうと思います。構造的汚職等のような事案によっては，更に余罪の有無というのが含まれると思います。そして，真相事項の大半を明らかにいたしませんと，適用すべき刑罰法令が規定する犯罪構成要件を充足することができない。そうすると逮捕も難しい，公訴提起も難しい，公訴維持も困難だという事態になります。

しかも，刑罰法令が規定する法定刑ですけれども，特捜部がやる事件として多いのが受託収賄罪ですけれども，「公務員が，請託を受けて，その職務に関し，賄賂を収受したときは，７年以下の懲役に処する。と幅があります。また，対象事件ではありませんけれども，殺人罪を見てみますと，「人を殺したる者は，死刑又は無期若しくは５年以上の懲役に処する。」ということで，裁量の余地が非常に幅広い。そういたしますと，犯罪行為者の内心を明らかにしなければ情状判断が困難で適正な刑を決し難いだろうと思います。要するに，真相を明らかにしなければ，刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するという刑事訴訟法第１条が定める目的が実現できないということであります。

この真相事項は，物的・供述，両方の証拠の収集によって明らかにするわけですけれども，事案の真相を知る者は犯罪行為をしたその人にほかならないわけで，それ以外に真相を語れる者はいないわけです。被疑者の供述によらなければ真相事項を明らかにすることができないといってよいわけでありますが，そのことはすなわち，事案の真相を明らかにして，刑罰法令を適正かつ迅速に適用を実現するには，被疑者の取調べによって真実の供述を得ることが不可欠だというのが，現行の捜査・刑罰法体系であります。

また，事件全容の解明も不可能であります。例えば，オウムの林被疑者が，当初は所属する組織・オウムの指令に服して黙秘しておりましたけれども，回心をして全面自供した。それによって事件の全貌が明らかになり，あのオウム事件は解決をされていった。このことは判決文にも書かれております。

次に，順序立てて恐縮ですけれども，構成要件の主観的要素と取調べということは，これは前回，申しましたので省略をいたします。

そして，被疑者の取調べと自白ということにつきましても，前回申しました。ただ，我が国で言う自白の本質は，前回，申し上げましたけれども，先ほど例に出しましたオウムの林被疑者ではありませんけれども，彼が書いた本で告白をし，懺悔をしていると，それによって事件の全貌が明らかになったということにありますように，取調べというのはそれを促す捜査活動にほかならないということでございます。

そして，もし全面可視化を現法制の下でやるとすれば，恐らく自白を得ることは不可能だと。そして，刑罰法構造と捜査・公訴遂行手続を現行のままにした状態で，取調べ過程の全面可視化を強行すれば，秩序維持システムが脆弱化する危険性なしとしない。したがって，全面可視

化するなどの制度変更しようとするときには，それによって治安が崩れるおそれがあるならば，崩れが生じないための備えを十分に整えておくのが国家・国民に責任ある者の採るべき措置だと私は思います。したがって，全面可視化に踏み切るとするならば，次に申します①から④に掲げる事項を全面実施することが絶対の条件だと思うのであります。

まず第１は，主観的要素を排除した構成要件等に刑法を変えるとか，あるいは推定規定を新設すべきだ。これは前回，申しましたので省略をいたします。

二つ目ですけれども，取調べを代替する捜査・公訴遂行手法の立法措置が必要だということであります。先ほど，法務省からも説明がありましたことと重なる部分がありますが，まず自白や捜査協力を自首と同じように見て，これを減刑するという刑法改正を行うべきだと。次に，欧米と同様，有罪答弁をした場合に，証拠調べを省略して直ちに求刑に入り，かつその刑を減ずるという刑訴法・刑法改正。それから，アメリカと同様，被疑者について虚偽陳述罪を定めて供述を促す。イギリスと同様に，黙秘の場合に不利益推定をすることを可能とする。さらには，欧米と同様の刑事免責・司法取引制度，これらを導入することによって自白を促すということでございます。

特に，企業，行政機関，地方公共団体，組合，政党の上司・上級との共謀があるような事件，これの立証には，これらの手法や手続がなければ立証は不可能だろうと思います。

次に，第３でありますけれども，被疑者の特定，犯罪証明のための捜査手法の導入・拡充であります。その１は，アメリカと同様の参考人の出頭・証言強制・虚偽陳述に対する罪を定めること。

二つ目は，欧米と同様の証人保護制度，これはビデオで証人のことが出てきたりする。そういうようなことになりますと，なおさら証人保護制度というのは必要です。その手法はそこに書いてございますとおりであります。

それから第３として，欧米と同様に捜査のための通信傍受を拡充・会話傍受することができるようにすべきだ。これは密室で行われる謀議，これを証明するわけですので，この手法が欧米では広く行われている。そこに令状発布数を書いてございますけれども，アメリカでは２００９年の統計で２，３７６件やっています。これは会話傍受も含んでおります。これは屋内に立ち入って傍受装置を置いて，その結果得た記録を証拠に用いるというものです。それから，イギリスでありますけれども，１，５１４件，会話傍受は３５９件。フランスは不公表でありますけれども，一部報道されたところによりますと，２万６，０００件の傍受が行われていると。

一方，日本でありますけれども，わずかに３４件でございます。会話傍受はできない。前回宮﨑委員の御発言にありましたけれども，通信傍受を行うことができることはできますけれども，捜査手法は飛躍的に進歩は見ておりませんで，絶望的に遅れているというべきであります。

それから，潜入捜査とおとり捜査，これは欧米では身分偽変によって潜入が容認されておりますので，その過程で得た情報資料が証拠として用いることができます。

また，欧米ではＤＮＡ型資料の採取・鑑定したデータベースが飛躍的に充実している。アメリカは８３３万件，イギリスは５６２万件，フランスは１２１万件であります。日本はわずかに１２万件でございます。これもまた宮﨑委員の前回の発言で，データベースの増加が認識されているとこういうことですが，確かに増加しておりますけれども，微々たる増加でございます。

このように，欧米で広くＤＮＡが集積されているのには，無令状逮捕が幅広く行われていることがあります。アメリカでは９５％が無令状逮捕ということで，日本のように厳しい要件の下に逮捕して捜査をするという制度にはなっておりません。

それから，最後でございますけれども，捜査機関を真実究明義務から解放してやらなければならないと思います。冒頭で紹介いたしましたように，刑事訴訟法第１条は，「事案の真相を明らかにし，刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする。」と書いておりますが，「この事案の真相を明らかにし」という部分も削除してもらわなければ，捜査機関としては，これまでこの規定にのっとって真相究明が捜査・公訴遂行の責務と心得てやってきたわけで，その理念・態勢を根本的に転換することになるからであります。また，そういう捜査機関であるということについて，国民の理解と支持を得なければなりません。そのためにも，この規定を削除することは絶対に必要だと思うわけであります。

以上，縷々申しましたけれども，欧米諸国の刑事手続では，検察，被告・弁護側の両当事者が司法取引により有罪答弁等を合意すれば，真相が解明されなくても，捜査・公訴手続・裁判は結了する。つまり，取調べに重きを置いていない制度でございます。また，韓国では１７歳以上の指紋登録制度も保有するというような制度があったりしております。

一方で，逮捕者数でございますけれども，イギリスはそこにありますように，１４５万人，アメリカは２２８万人，１年間でです。フランスでは５７万人。日本は僅かに９万８，０００，約１０万ということで，そこに１０万人当たりの数字も書いておりますけれども，誠に少ない逮捕で，日本の捜査は行われているということであります。

その結果，犯罪数はどうであるかということですけれども，イギリスでは４７０万件，アメリカでは１，１１４万件，フランスでは３５５万件，日本は１８１万件。乱暴に申しましたけれども，この刑事法犯罪については立ち入るといろいろございますけれども，大きな数字の差はございません。そして，無罪率等ですけれども，これはアメリカは無罪答弁の１５％，イギリスでは無罪答弁の６４％が無罪。私はフランスの資料は公表資料を承知しておりませんので分かりませんが，日本は０．１％ということでございます。

以上申し上げましたようなことでございますので，日本と欧米各国との法制度，捜査，犯罪，裁判実態の違いを対比いたし，欧米のような制度にして取調べの全面可視化を採用するか，国民の権利，生活への制約を現状のままとして取調べ等に係る改善を図ることとするか，これらを全て明らかにし，そしてどちらがいいのかという選択を求めていくべきだと思います。

それで，取調べ等に係る改善とは何かと，私が思い付きましたことをそこに書きました。それは，例えば保釈の運用の緩和，あるいは証拠の積極開示，それから今日，最高検から提示ございましたけれども，取調べ過程の一部可視化の推進。それから，もう一つは，被疑者からの苦情処理ないしは異議があったときの処理システムというものの整備が考えられるだろうと思います。

そういうようなことで，何が問題点なのかということを国民に示して，そして判断を求めていく，そういう作業が必要ではなかろうかと存じます。

○郷原委員　最初に，先ほど吉永委員から言われた点に，私，少しお答えしたいんですけれども，どういう場合に起訴するのか，どういう場合に引き返すのか，何で無茶なのについてやるのかという点は，今回の大阪地検の問題を中心に，この本に書きましたので，この本で御覧ください。１章，２章で書いてますので。

捜査・公判の在り方ということで，可視化の問題と，どうやって捜査の機能を維持するのかということをちょっとお話をしたいと思います。ペーパーをお配りしています。

まず，この可視化の問題が，可視化という意味が明確ではないまま議論されているようなきらいがあるような気がします。まず，可視化という言葉をそのまま証拠化されるもの，そしてそれは実質公開に近いようなものというふうに定義をしてみますと，私はそれが非常に必要性が高いカテゴリの被疑者，供述者の場合と，それほどでもない，いろいろな対象者がいると思います。それから，その可視化による効果もいろいろ違います。先ほどから出ておりますように，知的障害者とか年少者の場合，特に全面的に可視化をする必要があるということは間違いないと思います。

一方，特捜部の捜査の対象になる企業関係者とか公務員等の場合，一部可視化というのもそれなりに効果はあるだろうなと思います。というのは，今日示されたようなやり方が，例えば読み聞けのところ，署名のところは必ず可視化するんだ，あるいは最初の弁解も必ずとるんだというふうな縛りがかけられているのであれば，そこのところは一旦始めてしまったら絶対消せないということであれば，相当取調官にとってもリスクになりますから，それはそれなりに効果があるだろうと思います。

ただ，しかしながら，過去の特捜事件では，正に村木事件の際のＣ氏などがそうですけれども，完全に取調官側に供述者が支配されているというケースもあるわけでして，一部可視化だけで不当・違法な取調べが抑制できるとは限らない。やはり不当・違法な調べの抑制という面では，別の方法も考えないといけないのではないと思います。

また逆に，仮に全面可視化をした場合の弊害というのも，確かに考えられる面はあります。組織犯罪についての供述が得られにくくなるという，かねてから指摘されている点もそうです。膨大な時間の取調べという現状をそのまま維持するとすると，全部が証拠化される，可視化された取調べの内容について，一つ一つ公判でそれが証拠化されて，全部意味が争われるようになると，これはかなり大変なことになるのではないか。そういう意味で，取調べの可視化を全面的に進めていくということが直ちに適切かどうかというところは，少し考える余地があるんじゃないかと思います。

私はそれよりもむしろ，「可視化・証拠化」と取調べの音声記録を作成する，保存するという「記録化」ということを切り離して考えるべきではないかと考えています。ちょっとページ数をつけてないんですが，２枚目の（２）以下のところです。身柄事件の取調べ，取り分け特捜事件の取調べについては，全面的に取調べの記録を取調べの全過程について記録をする。ただ，それはそのままストレートに証拠化するのではなくて，原則そのまま封印をして，ファイルであればパスワードをかけるなどして，原則として証拠には使えないというふうにする。その代わり，それは存在はしているわけですから，これまでは取調べの状況について不当・違法な取調べがいろいろ公判で争われても，結局その状況についての立証は被告人が言っていることと検察官が証言すること，どっちが信用できるかということになって，大抵の場合は検察官の証言が信用されてきた。しかし，記録化が全部音声記録として保存されていれば，最終的には裁判所が決定すれば，それを被告人の同意の下に確認するということが許されるということになると，これはやはり取調官側も不当・違法な調べはできなくなると，そういう効果があるのではないか。そういう意味で，記録というのを証拠化とは切り離して考えるべきではないかというのが一つです。

それから，２番目に，これは（３）のところですが，検察事務官の役割というのをもっともっと重視していくべきではないかと思います。取調べに立ち会う検察事務官，立会事務官といいますけれども，この立会事務官というのは，これまでほとんど検察官の小間使いみたいなもので，独立した存在という位置付けは与えられてきませんでした。しかし，本来，官として取調べに立ち会っているわけですから，官として正確で詳細な記録を残すこと，これがその役割だというふうに位置付けて，そしてその立会事務官は直接の事務部門の上司に対してもきちんとその取調状況を報告しないといけないというふうにすれば，これは立会事務官が自主的に，正に横にいて取調状況を観察し，問題のある取調べについてはしっかりそれに対する対応，措置を採るということもできるのではないか。それが検察事務官全体のモチベーションを向上させることにもつながるのではないかというふうに考えられます。

そこで，もう一つ考えなくてはいけないことは，違法・不当な取調べを抑制するということ，これは絶対に今回の事件を契機に行わないといけないことですが。どうしても検察側からもいろいろな意見が出ておりますように，真相解明機能がそがれる，要するに捜査のパワーが低下する，それでもいいのかという話が出てきます。

私は，これは一般の刑事事件というよりも，特捜部の事件に関していえば，一つの方向として，企業のコンプライアンスの活用というのをもっともっと考えられるべきではないかと思います。正に諸石委員などは企業の現場でコンプライアンスへの取組をされてきた方ですが，私の実感からしても，１０年前の企業の状況と今の状況とはコンプライアンスに対する取組は全く違います。何か問題が発生したときに捜査機関側から自主的な事実解明を要請されたときに，それをいい加減に対応するということは，今はなかなか許されないのではないか。例えば村木事件について考えてみても，厚生労働省に対して，あの不正な証明書が作成されたということが分かったときに，自主的にこの不正な証明書作成の事実を全部明らかにしろというふうに要請されていたら，私は，厚生労働省としては相当な程度は明らかにせざるを得なったのではないか。官庁も同様に今コンプライアンス対応を求められています。そして，最後の最後，個人責任のところ，これはしっかり従来の検察型の手法でやるということも考えられるわけです。そういう意味で，「コンプライアンス型」の捜査をもっともっと活用していくことで取調べに頼るという従来の特捜の捜査手法から脱却することも可能なのではないか。

そして，取調べに関しても，この前も申しましたけれども，従来，検察官の取調べというのは，個人個人の領域で，その取調べの技法をみんなで検討するとか向上させるということはほとんど考えられてこなかったのではないか。やはり先ほど申しました音声記録を全件保存しておくということになると，それは確定後，被疑者側の了解が得られたら，その音声記録を研修教材として活用することもできるわけですね。そういったことを通して，取調べの技術というものをもっと磨いていくということを考えることもできます。それが今までのような取調べによる事実解明，これは変な方向にいってしまっていただけで，本当の事実解明ではなかったと思うんですが，そういった在り方から脱却して，本当の意味の真相解明機能を取調べに持たすことになるのではないか。そういう方向で捜査の在り方を考えていったらどうかなというのが私の意見です。その辺りのことはこの本の最後のところにも書いていますので，是非御覧ください。

○石田委員　今回の試行指針についての意見は，今日書面を出しておりますので，それをお読みいただければと思います。また，別の機会にお話をさせていただきたいと思います。

○千葉座長　この辺りで，今日の段階での捜査・公判の在り方については，一通り皆さんから御意見を出していただいたと思いますので，区切らせていただきたいと思います。

それでは最後に，２巡目の議論の進め方についてお諮りしたいと思います。当検討会議の検討事項といたしましては，一つに，検察の在り方の総論として，検察の使命・役割，。二つ目に，検察の組織とチェック体制。三つ目として，検察官の人事・教育・倫理。そして四つ目，検察の捜査・公判活動の在り方。こういう四つの柱に，大体整理をさせていただいて皆さんから御意見をいただいてまいりました。本日，この四本柱について，皆さんから意見をお出しいただいたということになりました。

そこで，２巡目の議論の進め方でございますけれども，本日までの１巡目の御議論を伺いまして，「検察の捜査・公判活動の在り方」については大分多様で幅も広く，隔たりというか，それぞれ視点の置きどころ，あるいは重点の置きどころなどがおありのように認識させていただいております。

そういう意味では，２巡目の議論といたしましては，まずこの非常に幅広になっております「検察の捜査・公判活動の在り方」についてを一つ，またもう１度，皆さんで相互議論も含めてやらせていただく。そして，検察の在り方の総論の使命・役割，組織とチェック体制，人事・教育・倫理の三つを大きくまとめて，また相互の御議論をしていただく日をとるという具合にしてみたらどうだろうかと思っております。

そういう意味で，次回には，今日の御議論の流れもございますので，「検察の捜査・公判活動の在り方」について御意見，それから相互の意見交換，あるいは可能であれば，どちらの方へ，この検討会議としては共通認識が持てるんだろうか，こんなことを御議論させていただく日程にしたらどうかと思います。この点はいかがでしょうか。

○江川委員　日程に関してはそれでいいと思っているんですけれども，その進め方なんですが，今までのようにそれぞれの立場から自分の意見を述べるというだけだと，意見開陳大会で終わってしまうということになってしまうと思うんですね。例えば，捜査・公判のことで言うと，今日は可視化の話が随分話題になりました。可視化については国民の一番関心事の一つだというふうに思っています。最高検のこの間の，今日も説明があったものについては，玄人筋には受けているかもしれませんけれども，国民の受け止め方はどうかといいますと，私のところにはすごい批判がいっぱい寄せられてきて，こんなんじゃあ全然反省してないとか，中には可視化という言葉をもじって，ごまカシカ，まやカシカ，なんていう言葉も出てきているぐらいであります。

なぜかというと，これはやはり村木さんの事件の再発防止にはならないということをみんな感じているんだと思うんですね。実際問題，今日の池上さんの話でも，何か表情で分かるとか口調で分かるとかっていうことになっていますが，それについて，果たしてそんな信じられるのかということだと思うんですね。

今日，私が出した意見書を後でお読みいただければと思うんですが，村木さんの事件の弁護人だった弘中弁護士と，重要証人だったＣさんの弁護人の鈴木一郎先生に話を伺いました。鈴木先生は長い意見書を書いてくださったので，非常に参考になると思うので是非お読みいただきたいんですけれども。鈴木先生も，これでは役に立たないどころか，むしろ逆効果であるということを相当指摘をされているんですね。もちろん，可視化の問題についてはデメリットを心配される意見があるのは分かるんです。ただ，私たちの会議としてこういう問題を両論併記，

こんな意見もありました，あんな意見もありましたという総花的にするのだけでいいのだろうか。そういうことだと，結局，この会議そのものが国民の信頼を失うという非常に悲劇的な末路をたどるんじゃないかというふうにも思います。

やはり新しいものをやるとき，いろいろなやり方があると思うんですけれども，こうやってメリット，デメリットが出尽くした問題については，まずやると決めて，どのようにやるのか，そして最後にそれに伴うデメリットをどうカバーするかという，こういう順番に検討すべきだと思うんですが。３番目のデメリットの議論からみんな入っちゃっている感じがしてなりません。

この問題に関しては，座長のリーダーシップで，私としてはですよ，まずやると決めて，やると決めたらじゃあどうするかという話に進みたい。今の皆さんのお話を伺ってても，絶対やるな，何がなんでもやるなという方はいらっしゃらなくて，例えば今の佐藤委員のあれも，やるとすればこういうことをしなければならないというそういう話だったと思うんですね。

ですから，むしろここことしてはやるという方向性を座長のリーダーシップの下，決めていただいて，その上でどうやるのか，あるいはやるとすればどういう条件を整えなきゃいけないのかという，そういうことをもっともっと具体的に議論し合うというふうにならないと，余り実のある提言ができないんじゃないかなと危惧します。それは可視化だけじゃなくて幾つかの問題で，やはり座長にこれをやりましょうということを，むしろ提起していただいたらどうかというふうに思います。

○千葉座長　ありがとうございます。

○諸石委員　今，江川委員がおっしゃったことに全く賛成で，ひとつ応援演説をしたいんですが。これだけ議論をしてきて，こういう意見もあった，ああいう意見もあったと，後は政治が決めてくださいというか，言いっ放しで終わる，これが一番悲惨な結末だと思います。ですから，かといって，じゃあ全委員の意見が一致するということがあるかといったら，これもまたないと。そうすると，あり得る形としては，これについては考え方としては，こういうふうに幾つか複数の考え方があるけれども，この検討会議としてはこういうことを決めた，こういう結論を出したと。それは最後には民主主義というのは数だそうですから，極端に言えば投票して多数，できればそれをもうちょっとそれ以前に調整をしてということでしょうけれども。最終的には何か一つの具体的な方向を示す。それは，今の可視化ということについては，江川委員おっしゃるとおり，可視化はいらないと言っている人は多分１人もいない。ただ，それをどのようにどうしていくかということについては，随分開きがあります。それを再度，議論をしていっても，多分，今以上に議論が煮詰まって近寄ってくるということは余りない。

そうしますと，３月末ということを念頭に置いて考えますと，次の議論というのは，２巡目というのと，私が申すのは３巡目なのかもしれませんが，多少議論しても，この会議としての最終的な報告，それも長文の論文ではなくて，非常に具体的に国民の皆さんがそのまま読んでいただけて，ちょっと熱心な人だったら全部読もうかというぐらいのそういう分量で，それぞれについて問題点を指摘して，こういう方向でこうしてくれと，こういう具体案を我々が出せればいいなと，こう思っております。

その具体的取りまとめというのは，やはり誰かが起草しないと，それについて意見を言ってということになると思います。その辺，じゃあ誰がどうするんだと。各委員が分担してというわけにもいかない。多分１４人の誰かが書いたら１３人が反対するでしょうから。それから言

えば，事務局の神先生，土井先生，黒川さんがリーダーになって素案を考えていただいて，それについて意見を言うと。ただ，それで多少修正しても，最後は３月末に結論を出すということを至上命題にして，議論をして歩み寄り，妥協するところはして，それがなければ最後は多数決で決めていくと，そういうものとして具体的な提案書である報告書を出したいと私は願ってます。江川委員が口火を切っていただいたので，尻馬に乗りましてちょっと応援の意見を言わせていただきました。

○千葉座長　今，大変重要な御指摘をいただいたと思います。実は，私も大臣から諮問をいただいていることは，いろいろな意見を報告書に並べて持って来いということではございません。やはり検察の在り方，これから再生を果たすに当たってどんなことを具体的にやったらいいのか，こういうことのメニューをきちっとまとめて持ってきてほしいという御下問でもございます。私自身も座長として，意見を並べた報告書を持って行ったのでは責任を果たすことができないと思っております。そういう意味では，できる限りこの検討会議で，皆さんが出していただきました御意見，そしてまた，相互にもいろいろ意見を交わせていただきましたものを，できるだけ方向性を共通認識にしてまとめていくことができたらと思っております。

ただ，その中で，私も区分けをしなきゃいけないかなと思いますのは，刑事司法，刑事手続，それを全面的に検討し直さなければいけない，こういう問題も大分皆さんから御提供いただきました。これはなかなかここだけでできるものではないと思いますので，次のステージで，きちっとそういう議論をしてほしいということも申し上げる必要も出てくるのかなと思います。これは少し先走っているかもしれませんけれども。

そういうこともありますが，やはり実際にこういう方向を向いて，そして今，こういう対処策をきちっとすべしということを，是非皆さんの英知を出していただいて，まとめさせていただければと思っております。

次回までに粗々のというのも難しいかもしれませんけれども，これまでの皆さんの御意見のこういうところに共通なものがあるのではないかということを皆さんにお示しをすることができれば，皆さんの御議論と意見の取りまとめにプラスになろうかと思いますので，最大限努力をさせていただき，今後の取りまとめに向かって，是非御協力をいただければと思っております。

それでは，本日，予定しておりました議事は全て終了いたしましたので，これで終わらせていただきたいと思います。次回は，３月３日，午後１時３０分でございますので，またよろしくお願いいたします。お疲れ様でございました。ありがとうございます。

－了－

検察の在り方検討会議
第11回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年３月３日（木）　　自　午後　１時３３分
　　至　午後　５時０２分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」についての議論
　２　その他

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第１１回会合を開会させていただきます。

これまでも，毎回，皆さんには様々な御議論をいただいておりますが，本日も御出席をいただきまして誠にありがとうございます。なお，諸石委員におかれましては，所用により御欠席ということでございます。

それでは，議事に移らせていただきます前に，まず事務局から，配布資料の説明をしてもらいます。

○事務局（黒川）　配布資料の確認をさせていただきます。事務局で用意させていただいた本日の議事次第のほか，皆様のお手元には石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，嶌委員，但木委員，宮﨑委員及び本日は御欠席ですが，諸石委員がそれぞれ御準備された資料をお配りしております。

○千葉座長　それでは，早速，議事次第１の「『検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方』についての議論」に入らせていただきたいと思います。このテーマは，前々回，前回の会合でも御議論いただいておりまして，本日は，いわば二巡目の議論となります。

二巡目の議論に入るに先立ちまして，前回の会合におきまして，委員の方々から，私の方で，これまでの議論を整理して，ある程度の議論の方向性を示した上で進めてはどうかといった御意見をいただきました。私といたしましても，これまでの御意見を整理して効率的な議論を行い，最終的には，単なる意見の羅列ではなく，この検討会議として，可能な限り具体的な提言という形で，委員の皆様の御意見を取りまとめさせていただきたいと思っております。

「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」というテーマにつきましては，これまでの会合において，かなりの時間を割いて御議論いただいてまいりましたが，取調べの可視化については，様々な御意見をいただいたものの，その他の部分，すなわち，捜査・公判構造の見直しや証拠開示その他の刑事手続・運用に関する諸問題といったテーマについては，必ずしも御意見が出そろったということではなく，これらに関して，まだ御意見をお持ちの方もおられると承知いたしております。そこで，今回の会合におきましては，前半は，「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」のうち，取調べの可視化以外のテーマを中心にして，御意見のある方に御発言をいただきたいと思っております。その上で，後半は，これもおおよその見込みではございますけれども，午後３時以降ぐらいで取調べの可視化について御議論いただきたいと思っております。また，限られた時間内でできる限り活発な議論ができますよう，前回同様，御発言は原則としてお１人，７，８分程度でおまとめいただきまして，御発言が一回りした後，更なる御発言をいただくということで御理解をいただきたいと思います。

なお，本日の会合も，午後４時３０分ぐらいまでを予定しておりますので，円滑な議事進行に御協力をお願いします。

それではまず，「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」に関し，取調べの可視化以外の部分について，御意見のある方がございますれば，御発言をいただきたいと思います。

○郷原委員　お手元に「検察官のための捜査戦略論」というものをお配りしています。これは，ここに書いていますように，２００３年５月，私が東京地検の公判部に長崎地検から戻ってきた頃に書いたものでして，捜査の現場にいたときに，私なりにそれまで行ってきた検察独自捜

査というものを振り返って，自分なりの戦略論として，主として中堅・若手の検事たちに読んでもらいたいという思いで書いたものです。

これまで，捜査・公判の在り方に関して違法・不当な捜査・取調べの抑制をどうすべきかということを中心に議論されてきたと思うのですが，何もやらなければいいという話ではなくて，やはり検察官として事実を解明していかないといけないという使命を負っているわけです。そのためにやってはならないことがあると同時に，適法・公正な捜査によって，どうやって目的を達していくのか，真実を明らかにしていくのかということを併せて考えていかないといけないのではないか。捜査官，検察官の倫理の問題というのは，具体的な実践の中で，どういうやり方をしていけば，そういう倫理的に，あるいは不当・違法な捜査ということを行わないで事実を解明できるかということだと思うんですね。そういう面から，当時書いたものをそのまま今日お配りしてみたものです。その頃，現場の実感として私が考えていたことが，この中に書いてありますので，ちょっとその主なところを紹介しながら，例えば，こういうような考え方で検察の捜査をやっていくことによって，これまで起きてきたような問題の発生を防止するとともに，検察官による事実解明能力を高めることができるんじゃないなというふうに考えたものです。

１ページ目，２ページ目は前置き的なものなんですが，私がまずここで強調したかったのは，２ページから３ページにかけて，捜査戦略というのを体系的に検察官として考える必要があるんじゃないかということです。これは何も，検察官が独自捜査でやるときだけではなくて，検察官として責任を持って事実を解明しようとするとき，警察官との協力関係によって行うことも含めて，主導的・主体的に捜査を行うことに関する戦略です。捜査戦略というと，何か策略や陰謀のようなものが捜査戦略であるように誤解されることがあるんですが，私が言っていることはそういうことではなくて，きちんと自分の頭で考えて，創意工夫をして，適法で公正な捜査を遂げることによって，いかに事実解明という目的を達していくのか，それを常に考え続けることが，捜査戦略だという意味です。

そして，第１章，基本論の第１節の１のところなんですが，ある意味では当然のことなんですが，捜査班の内部で，自分たちは常に適法な捜査を行っていくという目的意識で行っているんだという認識ですね，これを共有していないといけないんじゃないか。自分が変なことやってないということだけじゃなくて，周りの捜査班のチーム全体が，本当にみんなが適正な捜査をやっているという認識を共有しながらやっていかないといけないし，捜査の指揮官というのも，単に指示しているだけじゃなくて，常にそれを確かめながらやっていかないといけない。そして，そのことが検察捜査の大前提であって，それについて少しでも疑念が生じたときには，本来はもう検察が捜査をやっている前提が崩れるんだという，そういう思いでやっていかなくちゃいけない。これは，私は主として，こういう捜査を地方の小さな地検でやってきたもんですから，小さな地検でやっていると当たり前のことなんですね。独自捜査なんていうことをやれる状況というのは，本当に批判を受けないような捜査をやるしかないという実感から考えたものです。

それから，４ページ目なんですが，これは，この前，コンプライアンスや組織論の専門家の方々のヒアリングのときにもちょっと質問の中で触れたことなんですが，何のために捜査をやるのか，正当な捜査なのかということについて，やはり常に自問自答していく必要があるんじゃないか。これが飽くまで検察官としての主体的な捜査ですから，来るものを判断すればいい

やというような考え方では絶対事実解明はできないわけですね。やはり自分の頭の中に，こいつらはやはり悪いことをやってるやつらだ，許せないという気持ちを主観的に持つということがないと捜査のパワーは生まれないけれども，ただそれが往々にして思い込み，軽率な判断につながって，それが正に，今回問題になっている大阪地検のような問題を生じさせるわけです。自分は常に正当な捜査をやっているということを自分自身で確認しながら，確かめながらやっていくという姿勢が重要なんじゃないかということをここで書いています。

それから，捜査というのは飽くまで国民の負担の下に，そういう資源を与えられてやっている，だから常に効率的に，有効に行われないといけない。これも過去に捜査機関の目的を達するためであれば，どれだけの時間とどれだけの労力をかけるのも当たり前なんだという考え方が，とめどもない暴走捜査につながったりすることもあるという意味で，この４ページに書いていることは，有効性・効率性というのを常に考えないといけないということです。

こういったことが一般的に，まず捜査戦略を考えていく上で，前提として必要となることではないかということで，あとは５ページ，６ページの辺りから，少し具体的な捜査戦略の進め方を書いています。これは少し実務的な，技術的な問題になりますので，この辺は省略いたします。

もう一つ，前回も申し上げたことなんですが，捜査による事実解明を，従来は取調べによって，取り分け特捜部の場合は大規模な捜査班を編成して，被疑者，参考人と長期間にわたって対峙して，そして粘り強い取調べを行うことによって，最終的に自白を得て事実を解明するというのが従来型の，私が言っているところの歩兵戦的な捜査です。

しかし，今，状況は大きく変わっていると思います。全てそういう敵と対峙をして，力で相手の組織を押しつぶしてしまうという捜査ではなくて，やはり相手方の自浄能力，自主的な調査能力をもっともっと活用して，そこである程度，重要な事実をつかんでいくという捜査手法をもっともっと重視していかないといけないのではないか。そうすると，最終的に対峙すべき相手が絞られてきて，従来の取調べによる事実解明の部分も絞られる。しかも，そこまでに相当程度，本当の実態に近いような事実のストーリーが解明できるということで，これまでのような無理な捜査ということが行われる前提が違ってくるのではないか。取調べにおいて違法・不当な言動が行われた，そういう取調べが行われたという過去の事実を改めて考えてみますと，その捜査の進め方・前提自体に問題があったのではないか。個々の検察官が不当・違法な取調べをしないということを肝に銘じると同時に，捜査班全体が適法に事実解明をしていくスキル，能力をもっともっと持っていかないといけないのではないかということです。

そういう意味で，それでは相手方に自発的に事実を解明させるためにどうしたらいいのかということは，これは正に捜査官としてのスキルの向上の問題です。その具体的なやり方について，１３ページ，「『外交的空中戦』の基本的戦術論」というのを書いています。許されない利益誘導とか取引というものと許される説得というものの違い，この辺のところが捜査の実務の中で，先輩，上司から部下に，そういった技量を，そういったノウハウを伝えていかないといけないんじゃないかと思います。そして，これは私が２００３年の時点で考えたことなんですけれども，そういったことをもっともっと検察の内部で，みんなで議論し合って検討し合って，そういうスキルを高めていかなければいけないのではないか。取調べの可視化の問題とか記録化の問題とか，どうやって違法・不当な取調べを抑制していくかという問題も，そういった全体的な捜査のやり方の改善の文脈の中で考えていくべきではないかと思います。そういった観

点から資料としてお出ししたものですので，またお読みいただければと思います。

（黒岩大臣政務官退室）

○吉永委員　余り難しいことは分からないんですけれども，やはり村木さんの事件ということからきちっと離れないで考えていくしか，私の場合はないんです，やはり，疑念が生じたときに，なぜ引き返せなかったのかということが一番問題なんじゃないかというふうに思っています。先週いただいた郷原委員の御本もちょっと拝読させていただいていたんですけれども，考えれば考えるほど，検察にはブレーキとかバックギアに相当するものがないのではないか，あるいは，あるかもしれないけれども機能しなかったということなんじゃないかなというふうに思います。そのために公訴取消しも無罪論告もできない状況にあるということ，間違いに気付いたときに改めることができないということは，えん罪被害者を生むばかりではなくて，その傷を更に深くしてしまうということを、村木さんとか村瀬さんとか，たくさんの人のお話を伺って，恐怖感とともに実感した次第なわけです。

最高検の検証では，引き返す勇気ということが言われていたというふうに思うんですけれども，実際に提起された再発防止案というんですか，あれは，起訴する際に高検などの上級庁のチェックを強化するということが挙げられていたように思うんです。起訴するまでの段階でチェックを厳しくするということは，間違った起訴をできる限りなくすという意味では有効な対策になるというふうには思いますけれども，ただこれまで，チェック体制は完全だと，当の大阪地検に視察に伺ったときですら胸を張って言っていらっしゃったような気がするんです。起訴段階でのチェック体制が整っているから，逆に，一度起訴してしまったらもう後は突っ走るしかないという側面もあるんじゃないかなというふうにも思えるわけです。起訴というのは，言ってみればアクセルに相当するもので，この再発防止策によってアクセルを更に強化するというような見方も一面にはできるのではないか。そうすると，ますます引き返しにくくなるかなという懸念も感じざるを得ないところであります。止まって引き返すのに必要なのはブレーキであり，バックギアなわけですから，起訴した案件が公判で崩れてきたときに公訴を取り消す，あるいは無罪論告ができるようにするブレーキやバックギアを，勇気を持てというだけでは，やはり気分任せではちょっと無理かなというふうに思いますので，システムとしてきちっと構築するという，そのことが引き返せる検察に生まれ変われることではないかなというふうに考えました。

そのためにお願いしたいなということの１点目なんですけれども，これまであったはずなのに機能しなかった部分ということを，機能できるように改めるということが求められるんじゃないかと思います。村木さんの事件でも，高検や最高検がチェックしているはずなのに，あれだけ崩れてきて，なお有罪論告を許してしまっているのはなぜなのか。国家賠償の問題等が絡むかもしれませんけれども，最高検の検証も，あのときの論告は間違っていたと言ってないんですよね。本当に生まれ変われる，生まれ変わる気があるのであれば，ここからスタートするべきだったというふうに，私は今でも思っています。これまで引き返すという視点が欠落した組織だったわけですから，まずは引き返せるのだということを全員が十分自覚していただきたい。特に，トップはそのことを肝に銘じていただきたいというふうに思います。その次に，どんなときに引き返すのかという判断基準というのがなかったんじゃないかなという気がします。１００％の確信で起訴した事件が崩れてきたときに，どの程度まで有罪論告をするのか，どの程度崩れたら無罪論告にするのか，その責任は誰が負うのかというような，その判断基準や責

任の所在について，検察として是非しっかりとお考えいただきたいなというふうに思います。

併せて２点目なんですけれども，この証拠が崩れてきた場合，公判部が個人的にごちゃごちゃ言っても，結局押し切られてしまうというのであるならば，その在り方を具体的に変えるということが必要かというふうに思います。どうもおかしいなという疑問を受けて，全体的に再協議を要求できるということが今はないような気がするので，要求できるということをきちっと担保すること。それと，そういう要求があった場合に，それを受けて，上級庁も含めて検討する場を設けていただきたい。これがブレーキに相当することじゃないかなというふうに思うんです。起訴した検事さんだけでなくて，もっと外側の人間も含めて検察全体で再決定システムというんでしょうかね，そういうものをつくるということで，引き返すということの言葉の意味をきちっと担保してくれるのではないかなというふうに思います。できれば，検討会議の提言として，こういうところを盛り込んでいただけると，本気で引き返せる検察に変わろうとしているというような理解と，そのことによっていくらか信頼を回復する道につながるのではないかなというふうに考えております。

○江川委員　可視化以外ということで幾つか申し上げます。一つは，理念みたいな感じになってしまうのですけれども，検察のメンツだとか，恥とかいう，そういう点で考えると，無実の人を罪に陥れるということが検察にとっては一番恥なんだということをしっかり自覚していただきたいということです。

そして，あと幾つか，システムのことなんですけれども，１点目は保釈の問題です。よく人質司法などと言われますけれども，自白しないと，あるいは検察の筋書きを認めないと保釈されないということが，随分プレッシャーとなって被疑者にのしかかってきて，それだったらもう認めて取りあえず出ようというふうになってしまうことがたくさんあるといろいろな事例から聞いております。これは何も検察だけではなくて，裁判所の問題でもあるわけですけれども，やはり検察としても，なるべく起訴した後は，速やかに保釈するということをもっと徹底をしていただきたい。あるいは保釈請求があったときになるべく反対しないと。

例えば，村木さんなんかが，何であんなに長く勾留されなきゃいけなかったのか。起訴されてから確か１４３日間勾留されているんですよね。その間に，検察が反対に反対を重ねたものですから，４回ぐらい保釈の請求が出ているわけです。村木さんが一体何を罪証隠滅するのかということをもう少し考えれば，こんなに反対することはなかったんじゃないか。よく組織犯罪なんかだと，証人や共犯者にプレッシャーをかけてしゃべらせない用にするおそれがある，と言いますけれども，それはかなり具体的な可能性がない限り，そういう理由で反対してはいけないということを言うべきではないかというふうに思います。村木さんの件で言うと，村木さんが起訴後１４３日間も勾留されたのに，大坪さんは１００日間。村木さんの方が大坪さんより長いというのは，どうしても私は釈然としないというのがあります。これはさっきも言ったように，検察だけではなくて裁判所の問題でもあるということは認識していますが。

それから，２番目に，証拠開示の問題なんですけれども，やはり全証拠のリストぐらいは開示をすることは義務付けるべきだと思います。というのは，村木さんの事件で，前田検事はフロッピーディスクのプロパティが添付された捜査報告書の存在を忘れていたということになっているわけですね。忘れていたから，運良くちゃんと開示されて，弁護側の手元に行ったわけですけれども，前田検事がもうちょっとち密だったりすれば，これはまずいということになって捨てちゃったりするということだって，あるいは隠しちゃうということだってやりかねない

わけですね。つまり，フロッピーディスクの改ざんまでしちゃう人なんですから，そういうことがあってもおかしくないということを考えると，やはりちゃんと証拠というのをリスト化して，いじれないようにして管理をして，そしてそのリストを開示するという形にすべきではないかなと思います。

それから，３点目に，今日，資料の中に，この間の乙１２事件の裁判傍聴記を入れておきました。１ページ目の黄色い字で，「前田検事にやられたな。だまされたな，と思った」というところから，一番最後の６ページ目の，「私も甲１４検事にだまされたと思っている」と，そこの間のところに，いろいろな捜査上の問題が出てきております。これは被告人質問で出てきたものです。被告人質問は検察側も終わりましたので，そこのところで検察が反論的な質問はしていなかったので，こういったことがあったということはほぼそう考えていいんじゃないか。もちろん検察官を呼んでの証人尋問というのもありますので，これで確定したというつもりはありませんけれども。この中で，幾つかやはり問題が出てきております。つまり，ある人には，共犯者のことを，あの人はもう自白してるから安心してしゃべりなさいとか，あるいは共犯者がそれ言ってるからあなたも合わせないと向こうが困るよというふうに言ってるんですが，実はまだその人たちは自白していないのに，あるいは供述を検察側の筋書きとは違う供述をしているのにもかかわらず，そういうある種だまし討ちみたいなことをしたんじゃないかということが問題になっています。そういうような取調べが実際に行われているようでしたら非常に問題なので，こういうことはしっかり禁じるということは徹底しなければいけないと思います。

もう一つ，これはやはり前田検事が関与しているわけですけれども，前田検事は，取調べのときに事務官を立ち会わせないで１人でやってる時間がすごく長かったらしいんですね，１対１で。しかも調書を作るときには，「これからは作家の時間だ。」と言って，「司馬遼太郎みたいなものだ。」と言って，１人でパシャパシャパソコンを打っていたという話が出ておりました。そういう規則はないのかもしれませんけれども，すごく極めて密室性が高いという，そういう状況を作っているというのは，これは果たしていいのか。もちろん１対１で話すことはあるのかもしれませんけれども，基本的にはちゃんと事務官を立ち会わせなきゃいけないということは，やはりルールとして決めておくべきだというふうに思います。前回，郷原委員がおっしゃったのか，事務官の役割ですよね，私は可視化のことについても，後で御意見申し上げますけれども，可視化しないケースであってもやはり事務官がちゃんとメモを取ってそれを保管するという，事務官の役割をきちっと定めるというのは私も必要ではないかなというふうに思いました。

○井上委員　前回のペーパーの後編として，「検察の捜査・公判活動の在り方について（その２）」を作ってまいりました。このうちのⅢというのは可視化絡みのものですので，機会があれば，そちらの方でまたお話しさせていただきます。

Ⅳは証拠開示についてであり，ただ今，江川委員のお話にも出ましたけれども，前から，今回の事態に関連して，検察官による「証拠隠し」あるいは「証拠開示逃れ」を許さないために検察官手持ち証拠の全面開示をさせるべきではないかという意見が出ていました。先ほどのお話はリストの問題でしたけれども，これらの２点について簡単にコメントをさせていただきます。詳しくは，お配りしてあるペーパーを読んでいただければと思います。

既に倫理のところでお話しした点ですが，いずれの点についても，現行の刑事訴訟法の規定による証拠開示制度をつくるときにかなり突っ込んで検討しました。その立案の過程で，同様

の御意見があったのですが，ここに書いてありますように，全面開示については，検察官手持ち証拠というのは，捜査の過程で，当初から幅広くいろいろな情報収集をし証拠化していった結果が集積したものですが，極めて雑多な，あるいは様々な事項や，いろいろな人についての幅広い情報が収集されているため，これを無条件に全面開示するということになりますと，いろいろな弊害が考えられるということから，そういう弊害のおそれにも配慮しながら，被告人の防御のために必要性が高く，かつ弊害のおそれが一般的に小さいものについては，類型的に，段階としては検察官請求証拠の次の２番目ですけれども，開示をする。そして，次の段階として，具体的に被告人側がどういう防御の仕方をするのかによって，それに関連する証拠を開示する。こういう手順を繰り返すということになっています。こうすることによって，実質的に被告人の防御に資するものは開示されることを確保しようということを考えたわけです。最初から無条件に全面という形じゃないですけれども，その趣旨はできるだけ生かそうとして設計されたものなのです。

もちろん，このようにしても，証拠を検察官が出さなければ出てこないわけですが，そういう場合に出てくることを担保するため，裁判所による裁定という制度を設けまして，被告人側から裁判所に裁定を求め，これを受けた裁判所は必要に応じて，検察官に対し，該当する証拠が含まれていると思われる範囲の証拠リストの提出を命じたり，問題の証拠自体の提出を命じて，開示すべきものがあるかどうか，あるいはそういうものに該当するかどうかを判断して，開示すべきだということになれば，開示を命ずるという仕組みになっているわけです。

この制度は，施行してから５年半ぐらい経過し，かなり定着をしておりますし，検察官においてもより幅広な運用をしていると，私もいろいろ見聞きして認識しています。もちろん，個別の事案や個々の検察官において，なお不徹底な例が見られることが全くないとは言えないかもしれませんけれども，全体として，この仕組みのために被告人側の防御の準備に必要な証拠ないし被告人に有利な証拠の開示という点で，実質的な支障が生じているとは，私自身は認識していません。したがって，現段階でやらなければいけないのは，むしろ，個々の検察官に対して，このような現行制度の趣旨をより周知徹底させ，その趣旨に従って，誠実に，かつ，被告人側の利益にも十分配慮して幅広に，証拠開示を行っていくことを徹底させるということであろうと考えています。

これに対しては，その証拠開示制度は公判前整理手続が開かれる事件にのみ適用があるもので，それ以外の事件には適用がないではないかという指摘，これは後藤委員がこの前指摘されたことですが，私は，こういう仕組みが定着していけば，ほかの事件における証拠開示，これは今のところは検察官の裁量によって行われることになっていると思うのですが，その場合も，刑事訴訟法の証拠開示制度についてと全く違った運用がなされるということは考えにくくなるように思います。もし提言するとすれば，「この現行制度の趣旨を尊重して，それ以外の事件においても，運用上，それに準じた証拠開示が行われることを目指していくべきだ。」といったものにすべきではないかと思います。

もちろん，こういう現行の証拠開示制度があっても，検察官が故意に，あるいは悪意に証拠を開示しないとか，隠匿するということがあれば，その制度は機能しません。しかし，仮に全面開示の制度をとったとしても，当の証拠は無いとされてしまえば，出てくることはないのです。決してそういうことがあってはいけないのですが，仮にあるとして，それを未然に防ぐ制度を考えるのは極めて難しく，高橋委員でしたか諸石委員でしたか，前にほかのコンテクスト

で言われたことと同じなのですけれども，そういう異常な逸脱をも防ぐ全く漏れのない制度を設計するのは恐らく無理だろうと思います。そういう逸脱に対しては，やむを得ないのですけれども，事後的に厳しい制裁を加えることによって対処をしていく，それによって抑止もしていくということしかないのではないかと思っています。

それでは，リストを出せばいいではないかという御意見もあったのですが，これも司法制度改革の過程でかなり議論をした点でありまして，証拠管理用のリスト，これは形式的に標目だけが並んでいるようなものですが，そういうものを出しただけでは，個々の証拠の性質とか内容はほとんど分からないため，証拠開示してもらうべき証拠かどうかを判断することはほとんど不可能なのです。それでは，ある程度の概要，こういう証拠でこういう内容のもの，こういうことについての証拠だということまで書いたリストを出させてはどうかということになりそうなのですが，そこまでの内容のあるリストを開示してしまいますと，結局，開示すべき証拠であるかどうか，開示の要件が備わっているかどうかを判断する前に全部開示するのにかなり近くなってしまうということで，そういう制度は採るべきではないということになりました。ただ，その代わりに，先ほどお話ししたように，裁判所の裁定を求め，裁判所が必要に応じ一定範囲の証拠のリストを提出させるなどして，チェックし，該当する証拠があったら開示を命じるようにする，そういう制度設計がなされています。この制度を活用すれば，故意の隠匿のような場合はこれでもカバーできませんけれども，それ以外の，検察官がうっかりしたとか判断ミスで開示していないようなものについては，十分対応できるのではないかと考えています。

○後藤委員　今，井上委員から証拠開示の御指摘があったので，まずそのことから少し意見を申したいと思います。刑事訴訟法では，２００４年の改正で，公判前整理と併せて証拠開示の制度がつくられました。そのときに井上委員などが非常に御苦労されて，いろいろなことをち密に考えられた上でつくられた制度であって，それはかなり重要な機能を果たしていることは確かだと思います。村木さんの事件でも，フロッピーディスクの改ざんが発覚した一つのきっかけは，類型証拠開示で報告書が開示されたことにあったので，確かに改革の効果が現れていると言えると思います。ただ，証拠開示制度は全ての事件で適用されているわけではなくて，私の聞くところでは，裁判員事件以外だと，弁護人が求めてもなかなか公判前整理手続に付してくれない裁判官も多いと聞いています。必ずしも必要な事件で全て行われているかどうか確認はできない，むしろ行われていない場合もあるかもしれません。

それから，井上委員もおっしゃっているように，この制度が適用されない事件でも，検察官が同じような対応をしたらよいではないか，正に私もそうだと思うのです。だから，例えば，そういうことを検察官の倫理規範として検察官自身が宣言する，公判前整理に付されない事件でも開示を同じようにやりますと宣言することはあり得るのではないかと思います。

それから，今の制度を厳密に適用しても，仮に被告人に有利な無罪方向の証拠があったとして，それが全部開示されるかというと，それは必ずしもそうとは言えません。弁護人が何も気付かなければ開示されないことはあり得るので，そういうときに，少なくとも検察官が気付いたら，それは隠しませんよと検察官自身の姿勢として宣言することは，考えられるのではないかと思います。これが証拠開示についての私の意見です。

そのほか，取調べへの弁護人の立会いも前に話題になりました。これは，私はかなり重要だと思いますし，村木さんたち取調べを受けた方の経験からしてもそうだと思うのです。これは別に法律の改正をしなければそうならないというわけではなくて，現状でも，取調べを受ける

被疑者が，弁護人を立ち会わせてくれなければ何も言いませんと言われたら，それ以上，供述を強制するという手段がないわけですね。だから，そういう要求をする人が多くなったら，必然的にそうせざるを得なくなるのではないかと思います。

それから，江川委員が保釈のことをおっしゃいました。それも重要なことだと思います。もう少し広げて言うと，争わせないとか，自白をさせるために身体拘束という手段を使うべきではないということだと思います。保釈は今の法律では，起訴後だけの話ですけれども，村木さんの場合，起訴前に２０日間勾留されているわけです。その勾留が何のために行われていたのかということもやはり見ないといけない。本来，刑事訴訟法の建前では，自白させるために勾留することは認められていないはずですけれども，現状の扱い，勾留の実際の運用がそういう機能を果たしていないか，それは正していかなければいけないと思います。

それからもう一つ，前回，私が申しました，２号の廃止論です。検察官の調書を証拠として非常に優遇している２号の廃止論を申しましたが，どなたからも賛成が得られなくて私は少し寂しいのですけれども。本当にこれを真剣に考えなくてもよいのだろうかと私は思うわけです。つまり，こういうことが繰り返されていても２号は安泰ですよというサインを，私たちが検察官に送ってはいけないのではないか。こういうことが繰り返されていたら２号のような特別扱いをする根拠がなくなることを，検察官の方たちに意識していただく，そういう警告を発することは，やはり是非とも必要なのではないかなと思います。

○原田委員　保釈のことですが，全くおっしゃるとおりで，裁判所全体も裁判員裁判を迎えて，かなり傷害致死とか，そういう重い犯罪でも保釈をしているケースが出てきております。確かに，大きな犯罪の場合，保釈が現実には難しいということもありますけれども，全体の感じでは，保釈をなるべく認めないと，公判前整理手続だけでも１年も２年もかかるような事件もございますので，そういう点では保釈は大きな流れとしては認める方向に，一歩ずつだとは思うけれども，動いているのではないかと思うのです。

問題は，保釈して検事が抗告したときに，高裁が破ってばかりいますと，結局，検察も何度も抗告することになります。こんなことを言ったら何ですが，私の部では，検事の保釈に対する抗告は認めないという基本方針で事件に当たっていました。２０件以上ありましたけれども，認めたのは１件くらいです。それは，確か保釈中に逃げた被告人をまた保釈した事件で，これはどうしてもしょうがないと考えました。ほかの部でも，そういう方針の方がおられました。そういう点では，保釈に対して裁判官自身が感覚を磨いていかないといけないということを痛感しています。この点で，江川委員と後藤委員の意見には全く賛成です。

それから，吉永委員がおっしゃったように，検察が元に戻らないというのも本当に困ったことで，これは是非おっしゃったようなシステムを設けて，後ろに戻るということをやっていただきたいと思います。ただ，私の経験ですと，もう大分事件が危なくなってきますと，私の場合，検事を呼びまして，もうこの事件は，危ないが，心残りがあっちゃいけないから何か調べてみなさいというと必死になって調べてきます。ここが検事の大したもので，来て，やはりだめですね，これはと。また，無罪の証拠を持ってくるのです。やはりこれは無罪でしたと。ですから，検察官にとって予想外の無罪というのはほとんどありません。そういう事件はもう無罪にした方がいいですね。取り下げられてしまうと曖昧になってしまいますから。しかし，最初の段階で，何か基本的な問題があったら取り下げる，そうでなければ，無罪論告，論告放棄，そういう方向でやっていくのがよいと思います。吉永委員が言われたように，１人の検事じゃ

とても言い出せないので，そういうルート，システムをつくっていくということを，僕は是非やっていただきたいと思っています。

○嶌委員　今週の月曜日に記者クラブで，笠間さん，今の検事総長が，村木事件を中心とした講演を行った。そこで幾つか言われましたが，非常に反省をしていると言った後に，今後の方針として，妥当でない捜査はしないと，捜査の暴走を防ぎたいということを１点。それから，捜査力をアップして真相解明を行うという大きな流れの中で，例えば，暴走防止については，これは自分が賛成しているとかそういうことじゃないが，捜査を適正に保つために一部の録音と録画を行う。それから，起訴に当たってはチェック機構を設ける。これは，具体的には，公訴官というものと起訴をする権利というものを分けるというようなことをおっしゃっていましたね。

それから，３番目に人事の在り方。やはり大阪というところは，ちょっと特殊な事情があったようだと。したがって，人事はもうちょっと全体を見ながらやった方がいい。大阪で一旦，家を持っちゃうとそこから離れたくないというようなことがあって，能力評価とは別な馴れ合いのような人事がどうもあったように見られるというようなことをおっしゃってましたね。それから，教育というのが非常に大事であるということで，今後は，教育というものを強化し，中心にしていきたいということなどを言っておられました。

また，特捜部に関しては，検事長の指揮事件にしたいと。そして，特捜係の検事を置いて，それからチェックについては，横からも縦からも下からもチェックするような体制を作りたい。特捜には起訴権を与えないで，起訴権はほかに与えるというようなことも考えていいんじゃないかと。全部結論を出しているわけではないんだけれども，自分の案として，そういうようなことを考えていると述べられておりました。

僕が聞いた感じでは，前向きなところもあるんだけれども，僕も質問をしましたが，要するに，一番最初に僕がこの会議の冒頭から申し上げていますけれども，今の検察不信というのはかつてのように捜査が手ぬるいぞといった類の不信ではなくて，検察がもしかすると，えん罪を起こす可能性がある，あるいは証拠を改ざんする可能性があるんだとみられている。そういう意味で言うと，一般の人が非常に恐ろしいと感じているのが，僕らの周りを聞いてもあるわけですね。そういう検察の不信を取り除くためには，中途半端なやり方では，なかなか検察不信というのは取り除けないか。いろいろな細かい問題点とか，法的な問題もあると思うんですけれども，原則としては開かれた検察というんですかね，そういったようなことを，まず原則として立てる。その中で，捜査とか公判の在り方とかそういったことを考えていくというふうにしないと理解されない。ああでもない，こうでもないといった，どっちを向いているのかということが分からないような表明の仕方はしない方がいいんじゃないのかなというのが基本的な僕の考えです。

そして，チェック機能について言えば，さっきも少し言われてましたけれども，やはり１人の検事が全てを負う，独任性という言葉，僕もほとんど聞かないし，恐らく一般の人もほとんど知らない言葉だろうというふうに思うんですね。そういう意味では，検察内では起訴する側と裁判を担当する側と分かれるだとか，その前に主任検事だけじゃなくて，ほかの検事も含めて，そこをいろいろお互いに質問したりチェックしたりして検察全体としてこれで妥当だろうという判断を下すような組織を作った方がいいんではないかなというふうに思います。これは，会計検査院だとか国税庁だとか，そのほか企業なんかの場合も，中心的な１人の人がすべてを

決めているということはないわけですね。

それから，警察と検察の関係を見ても，警察には起訴権はないわけですよね。警察が一所懸命，調べたものを検察に持っていって検察が起訴しているわけですから，そういう意味では検察だけが，１人の検事が独任性で起訴権を持つというのは，国民の側からみても少し考え直してもいいんじゃないのかなというふうに思います。

そして，高検に特捜部の中心を持ってくるということもありましたけれども，僕はむしろ最高検に置いた方がいいんじゃないかというふうに思っております。今回の事件の場合も，大阪地検が，高検と最高検に報告するんだけれども，結局そこは書類審査が中心だったと思います。最高検の報告書の中には，高検と最高検がどういうふうにチェックして，どこを見逃したということは余り詳しく書いてなかったけれども，基本的には書類審査を見て，それならいいだろうということで認めたのではないのかなと思うんですね。そうであれば，日本の検察のトップである最高検が特捜という組織を預かって，そして全検察が公正な事件の裁きと巨悪を逃さないようなことに当たっているという体制にした方が国民も安心するし，最高検がそういうふうにやるということになれば，もっと検察内の空気は引き締まってくるんじゃないのかなというふうに思います。

それから，証拠開示の問題については，欧米なんかを見ていると，証拠はもう全部開示しましょうと。そして，先ほどから誰がそれを判断するのかという問題があって，証拠のリストだけでは中身が分からないということがありますけれども，裁判官と弁護士，検察官とで合意するものは全部証拠を開示していくと。

（黒岩大臣政務官入室）

合意できないものは裁判官に判断してもらう形の方が民主的で分かりやすい。武器平等の原則という言葉もあるようですけれども，要するに，お互いに持っている武器は全部表に出して，そこで話し合いをし，話し合いがつかないときには裁判所に判断してもらう。その目的は何かというと，やはり正しい裁判を行う，公正な裁判を行うということが基本的な目的であって，弁護人側は弁護すること，あるいは検察側は罪を重くすることだけが第一義目的，問題なんじゃなくて，むしろ公正な裁判，正義を貫くというか，そういうことが司法界全体の目標なんだという意味において，僕は証拠を開示するというふうにして，それでは，どの証拠を裁判で取り上げるかということについては弁護側，検察側が話し合って，さらに，できない場合には裁判所も加わって判断するというふうにする方が非常に透明性も出てくるし，裁判員裁判のスタートした今日では国民も納得しやすいんじゃないのかなというふうに思います。

それからもう一つは，メディアとの関係が非常に重要だと，僕は思っているんですね。僕は，前回検察憲章のことを書きましたけれども，今回は捜査のことについて全面的に書いてきて，可視化のことは後で触れるということなので，それはここでは言いません。メディアとの関係というところでは２ページに書きましたが，やはりメディアの報じ方一つで，世論の方向とか，えん罪などの修正がきかなくなる懸念というのは，非常に多いんだろうというふうに思うんですね。

検察側は常にリークは存在しないと主張するんですけれども，メディアにとっては，僕もメディアにいた人間として考えるんですけれども，メディアにとっては，はっきりした言葉とかペーパーがなくても，取材中のちょっとした表情だとか，肯定はしないけれども否定もしないとか，そういった一つ一つの態度というものが我々にとってはリークというふうにとるんです

よね。これはどうなんですかというと，いや，否定はしないよというようなことを言うと，それはやはりリークしてくれたんだなと。はっきりしたリークとは思わないけれども，一つの肯定の要素なんだなというふうにはとるわけですね。もちろんそれだけで書くわけじゃないけれども，同じような質問をいろいろな人にして，そういうものを寄せ集めたときに初めて我々は記事にしていくわけですよね。

そういう意味で言うと，恐らく検察側はリークと言ったときには，何かある事実をベラベラとしゃべったり書類を渡したりというようなことをリークの定義にしているのかもしれないけれども，新聞社とかメディアは，もつペーパーを渡してくれるようなそんなことやってくれたら，それはもう万々歳でうれしくて仕方ないけれども，そんなことしてくれる人はまずいないわけです。だから，メディアとの付き合い方というのはもうちょっと考えた方がいいんじゃないのかなと。それはなぜかというと，メディアが一斉にある方向で書くと，それをまたひっくり返すというのはなかなか大変だし，またメディアも自分の間違いを正すのは何となくはばかられるから，訂正するときは非常に小さくしか書かないんですよね。そして，もしえん罪で誤った記事を書くと，そのえん罪になった人の人生を完全に傷付けてしまうということが起こるというふうに思うわけです。

そういう意味で言えば，やはりメディアとの関係については，節目節目で，検察内部の責任者がきちんと透明な会見をするというようなことも，僕は大事なんじゃないのか。検察が，そういう事件の途中で会見をしたということは余り聞きませんけれども，そういうことはもっと取り入れていいのではないのかなと思います。

もう一つは，捜査の手法をもっと強化する。どうも検察は科学に弱いんじゃないか。ＩＴに弱いんじゃないかという感じが何となく受けるんですね。僕は，この間も言いましたけれども，最近感心したのは，中目黒の夫婦殺害事件で，それこそ自宅そばの防犯カメラだとか駅の防犯カメラだとか高速道路だとか，それから最終的には福島の方の防犯カメラだとか，それらの映像は普通で言えばただの点，数百枚の中のジグソーでしかないわけですよね。その点，ジグソーを突き合わせ総合化し，何かの共通性を見付けて総合化して，そして１人の犯人の足取りを全部探し出すというのは，やはり今までにない，何か新しいＩＴ時代の捜査方法みたいなものが僕は出てきてるという感じがするんですね。

それから２，３日前の入試のことも，これは携帯に，我々が知らないような足跡がついているんだというようなことがありましたけれども，そういうことも我々は初めて知るわけですよね。そういうようなことは，捜査側が基本的な常識として持っているのかなと。海外では飛び交うメールの中で，たとえばテロに関係した言葉や暗号があると。それを取り出したりしているようです。これには新しい法律がいるのかもしれませんが，こんな手段があればそうすると，恐らく捜査ももっと早くなるし，証拠ももっとつかみやすくなるということがあるんだろうというふうに思うんですね。むろん，それらはプライバシーの問題とからめて考える必要もありますが。

そういう意味で言うと，特に最近，グローバル化したりＩＴ化したり，そういう世の中というのが非常に複雑になっていますから，捜査の手法というものをもっと，特にＩＴ化とかグローバル化に対する捜査の手法というものを，もっと研修したり訓練をするということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

○宮﨑委員　証拠開示についてでありますが，証拠開示法制を事実上つくられた井上委員の功績

には大変敬意を払いつつも，なおかつ，やはり若干問題もいろいろ出てきている。日弁連の立場は，リストの開示であるとか全面証拠開示でありますけれども，それはそれといたしましても，現行の運用につきましても，やはり様々なほころびが出てきているということで，やはりこれは検察官倫理とかそういうことに，もちろんそれも重要ですけれども，それだけになかなか任せるわけにはいかないという状況もあると考えております。私のメモにも書きましたけれども，例えば，公判前整理手続では，ないないと言ってきた証拠が，検事が代わった途端に，その後任の検事がそれを示して反対尋問を始めたため存在が分かったとか，あるいは存在しないと言っていたのが随分後からあるということになったりとかいう形で，やはりリストが開示されていないということに基づく不合理が出てきているのではないかと思います。

それからあと，先ほど後藤委員も言われましたけれども，公判前整理手続をやらない，やりたがらない，あるいはそれをなかなか行わない裁判官あるいは裁判所の扱いも報告をされているところであります。証拠開示そのものについては，ほかの方がおっしゃいましたので，私としてはそういう実務上の問題がある。さらに，今回の村木事件でもフロッピーディスクを還付している。検察官の手元にはないんだけれども，やはり，その中に弁護人にとって極めて重要な証拠もあり得るわけであります。こういう還付の問題等も含めまして，やはりリストの開示・交付というのは極めて重要ではないかと思っています。リストの作成が大変だということでありますけれども，様々な機会に検察はリストを作っておられると思います。また，警察から送致された書類のリストもあるわけでありますから，こういう点も工夫してリストの交付，そして全面証拠開示についても御検討いただかなければならないと，このように考えているところです。

○但木委員　私は，是非この在り方会議で，今後の日本の捜査あるいは公判の在り方について，大きな方向性は示していただきたいというふうに望んでおります。これまでの捜査によってたくさんの事件が解決されて，そして国民の安全と安心というのを守ってきたということは事実だろうと思います。その中で，取調べが極めて重要な役割を果たしてまいりまして，真犯人を突き止めるのはもちろん，山の中に隠された死体を発見し，あるいは帳簿に隠された贈賄金の有り場所を特定するというような，いろいろな機能を取調べは果たしてまいりました。また，裁判所にあっては，法定刑が非常に幅が広いこと，それから国民が，裁判によって全容が，つまり真実が全て明らかになってほしいという期待を持っていることなどから，精密司法と言われる手法で行われました。

調書は，そういう意味では，動機を含めて事件の全容を語る証拠であります。したがって，今までの裁判において，調書が極めて重要視されてきたのは誠に自然であります。捜査のサイドから申しますと，そうした裁判の在り方，それからもう一つは日本の刑事訴訟法上では，ほとんどそれ以外の捜査手法を認めないと，欧米にはないような法制をとっておりますので，そのために取調べや供述調書に依存せざるを得なかったということも，これは必然的な結果なのであります。調書重視の裁判では，調書が最も重要な証拠ですから，法廷において被告人がうそをつこうと，証人がうそをつこうと，裁判官も法廷侮辱だと言って怒ったようなことはありませんし，検事もまたこれは偽証だといって，それを偽証罪で起訴したようなことも通常ないわけです。つまり，調書が出てしまえばそれで有罪判決がでて，そして真実は解明されたというふうに考えてきたのがこれまでの裁判の大きな在り方であります。時代が大きく転換してきたように思います。例えば，司法改革によって弁護士の数は増えました。それから，捜査段階

においても，必ず弁護人が付されるようになりました。それから，接見時間につきましても，回数と時間が従来とは全く変わって，ほぼ自由に認められるようになりました。このような大きな客観的な変動によって，今の若い検事に昔と同じようにじっくりした調べをして，ちゃんと真実を解明した調書をとってこいと言っても，極めてそれは難しい注文になりつつあるというのは否定できないところでございます。

にもかかわらず，捜査方法，手段がそれに制約されていれば，当然無理な調べの危険というのがいつも伏在的になっているという事態もまた，否定し難いところであります。特に調べるときに基本に忠実な捜査，つまり客観的証拠を重視する，あるいは供述が得られたらすぐに裏付け捜査をして，それが真実であるかどうかを解明する，そういうことを怠った調書には事実と異なるような内容が調書となって出てくる，そうした危険が出てきたわけであります。村木さん事件というのは，正にその危険性が顕在化した，現実化したというふうに私は思っております。これは決して小さな事象ではなくて，むしろそうした大きな流れがここに出ているだけだというふうに私は思っております。

もう一つのことでありますが，裁判員制度がとられまして，既に公判中心主義というのが現実化しているわけであります。もう遠い将来の話ではなくて，既に現実に，公判中心主義というのは一部ですけれども，もう行われてきているわけです。その影響はほかの裁判にも大いに影響を与えているところでございます。取調べの，あるいは供述調書への過度の依存という本質的な問題を抱えて，これをこのまま維持させながら捜査を続行しろということを今後もやっていくということは，同じ危険がずっと伏在しますよということになるんだと，私は思う。ですから，この際，やはり日本のあるべき姿は何かということを大きな方向としてお考えいただきたい。私はやはり，公判中心主義，つまり公判廷において真実は吟味されるべきだと。裁判官の自宅において調書の真実性が吟味されるという時代はもう終わったんだと，私は思っております。

それから，供述調書についても，糾問的な調べ方というものの限界がそろそろ来たのかなというふうにも思っております。私は，可視化の問題を軽視するつもりは全くありません。しかし，可視化だけに，この事件の対応すべき回答を見出すとしたらば，現在までの取調べに過度の依存している捜査構造，それから調書に過度に依存している裁判の構造は変わらない。先ほど身柄の話も出ましたけれども，全ては関連している問題であります。やはり日本の裁判，捜査の在り方が大きな方向に向けて変わっていくべき時代に入っているんだというふうに私は思っております。

それから，取調べの透明化の問題は，そうした新しい構造の中でどうあるべきなのかはお考えいただければと思っております。それは，もちろん全面可視化論というのもありましょうし，あるいは弁護人の同席という問題もありましょう。それは，私は大きな転換の中で，我が国でどれがふさわしいのかを考えていってもらいたいというふうに思っております。それから，当面の検察官の取調べの透明性を高めるための手段としては，運用でやるのでは，やはり限界はあります。ただ，検察官はここで言われたように，最高検が述べられたように，是非フェアな姿勢で，この録音・録画の問題に対応してもらいたい。一部，裁判員裁判あるいは特捜以外の事件だって必要な場合というのはあるかもしれない。そういう問題はどうするのか。あるいは単に調書を作成するときの作成手続の録音・録画だけではない，もう少し進んだものがあるのではないか。そういう問題についても是非，最高検が積極的に考えていってもらいたい。私は，

検察官に全面的に録音・録画を義務付けるというのは，法整備なしには無理であろうというふうに思っております。それは，どういう場合にとらなくていいのかとか，あるいはどういう場合に開示しなきゃいけないのか，それはもちろん一般的な開示の仕組みというのは現行法上もあるわけですけれども，しかし，録音・録画に特有の問題というのはいっぱいあるんです。ですから，そういう条件をきちんと法定化しておかないとできません。

したがって，私は，むしろ，この在り方検討会議で是非お考えいただきたいのは，そういう最高検のマインドは前を向いているんだというふうにおっしゃったわけですから，それが本当に前を向いているのかどうか，何らかの方法でどこかの時点でどこまで進んでいるのか，検証していくことを考えていかざるを得ないんだろうなというふうに思っております。

それから，取調べに過度に依存しない新たな刑事手続というのを考えなきゃいけない。いろいろなことを言って，もし可視化をするのなら，これだけのものをよこせという，そういう考え方じゃないかというふうに言われるんですけれども，そうじゃないんです。他の国では既にそういう捜査手法が全部そろっているわけです。そろっている上で可視化が行われ，弁護人の立会いが行われているわけです。そういうものを全く持たない日本において可視化した場合にどうなるのか。その影響がどこまであるのか，これらの問題については，やはり国民的な論議が必要だし，国民がどう合意するかということがすごく大事だと思います。つまり，日本の社会をどうしていくのか。片方には市民生活の安全があり，片方には被疑者の人権がある。その中を，どういう折り合いを付けていくかということは，やはり国民的な合意というのが是非必要ではないか。それは先延ばしだろうという御議論がありますけれども，時代はもう既に変わってきている。決してそんな，こういう問題を出したら５年も１０年も先だろうという時代ではもうないと思っています。裁判員裁判はもう既に始まっているわけですから，私は全面的な日本の捜査の在り方，公判の在り方について考えるべき時期が来ているんだというふうに思っております。

なお，先ほど吉永委員から引き返しに関する御意見が出ました。いろいろなことが出まして，また江川委員からも保釈の問題等に関する御意見が出ました。それについてはまた後日の機会に申し上げたいと思います。今日は，是非そういう大きな問題というのを，この在り方検討会議においては是非お考えいただきたいということを心からお願い申し上げます。

○高橋委員　可視化の後で申し上げようかなと思ったんですが，前回も，私もペーパーでちょっとお話をさせていただいたことです。今の但木委員のお話にも非常に重なるところがあるんです，前回もちょっと申し上げましたけれども，今回の村木事件一つとってみても，可視化だけでは防げなかった可能性が極めて私は高いと思っています。根本的にこれは捜査・公判の在り方を変えないと問題解決できないところまで，世の中は変わってきているという気がいたします。ですから，大体，組織の改革でも何でもそうなんですけれども，パッチワークで何か具体的な問題が１個出たので，それを解決するためにどうしたらいいかとやると，実はそれをやったことによるひずみがまたほかのところに出てきて，それを解決すると，またほかのところにひずみが出てきてということを永久にやりかねません。

私は，前回申し上げましたように，全過程可視化というのは，限定的でもいいから，絶対やるべきだろうという意見はあるんですが，同時に今，但木委員が言われたように，いわゆる取調べに過度に依存しないものはどうあるべきなのかということも，ものすごく大きな問題だと思うんですね。前回，私が申し上げたように，行政の部分で対応すべきことを，一言で言うと，

そもそも村木事件の場合は要するに刑事事件として対応すべきものではなかったんだ，検察が扱う事案ではなかったというのが私の感想なんです。そこがやはり根本的にまず正されないといけないので，行政の部分の対応の力をもっとつけるようにするとか，事故調査委員会の話も言いましたけれども，事故調査委員会の権限をもっと強化して再発防止できるようにするとか，もっと大きい話で世の中でどうするかという中の一つとして，やはりそれぞれの柱が立つというふうに御議論いただかないと，ここで余りにも特定の具体的な話，アウトプットは出さなきゃいけないんですけれども，その話ばかりになって，結局意見が合わずに何も結果が出なかったというのが最悪だと思うんです。ですから，当然，大きな絵はここで決められる話ではないと思いますけれども，大きな絵を国民的な議論で早急に議論するべきだというような中の大枠があった上で，一つ一つここで出せるものについてはできるだけ具体的にここまで行くべしというものを出すというふうに是非取りまとめていただきたいなと，そんなふうに思います。

○江川委員　大きな絵をまず描かなければだめだというのは，正にそのとおりだとは思います。思いますが，それが全部描けなければ具体的なことができないのかというと，そうでもないと思うんですね。例えば，さっきの可視化だけでは村木さんの事件を防げなかった，そうかもしれません。ただ，可視化がされていれば，例えば係長のああいう供述というのはとれたのかどうか，あるいは部長の供述がとれたのだろうかというところを考えると，それはかなり厳しかったのではないか。それを考えると，これは可視化のときにゆっくり申し上げますけれども，可視化はすごい抑止力になる。今でも，えん罪の被害者が出ているかもしれない。そのことを考えると，１年，２年ゆっくりかけて大きな絵柄を描くだけではなくて，やはり今すぐやらなければいけないことが幾つもあると思います。可視化以外のことでもいろいろなことがあると思うんですが，さっき後藤委員がおっしゃった２号書面のことなんですけれども，これは，法律を読むと別におかしくないと思うんですね。だけれども，法律では法廷で言っていることと違ったときに例外的に調書を採用できるというのに，実際は，違ったときに例外の方が普段行われているところがおかしいと思うんですね。これに限らず，法律家の方々は全然おかしくないと思っているかもしれないけれども，日本語としてすごく変だということがほかにもあると思うんです。例えば，任意の取調べ。任意というのは，国語辞典を見れば，心のままにとか自由意思でと出ているんですね。自由意思で受けられますかと，任意の取調べを。そういうような余りにも国語的な，つまり一般の人たちが受け止めるのと違った言葉の使い方がされているということがあると思うんです。ですから，これをきっかけに法律に書かれている原則に戻すということが必要だと思いますし。原則に戻せないんだったら，どうしても，そうやってひねた解釈をするんだったら，私は後藤委員のおっしゃるように刑訴法３２１条１項２号の規程をなくすべきだというふうに思っています。先ほど誰も賛成しないとおっしゃいましたけれども，そういう面では私は賛成したいと思います。

○井上委員　高橋委員の御発言についてですが，大規模事故だとか医療事故など，そういったものとの関係では，同様の問題意識を私も以前から持っています。ただ，これは，検察の問題というよりは，刑事法あるいは刑事司法が本来こういった類の問題に対処し，解決する役割を担うべきなのかどうなのかという問題であり，現状では，そういう役割を過度に負わされているところがある。それは，やはり社会全体というか，かなり大きな視点で議論していかなければならない問題であるということは，そのとおりだと思います。もっとも，今回の事件がそういう性質のものであったのかについては，私はちょっと違うのではないかというふうには思って

いますけれども。

もう一つは，今，江川委員が言われた２号後段書面の問題ですけれども，現在までの長い運用がどうであったかについては，立場によって評価がかなり大きく異なります。しかも，それは，制度そのものの問題なのか，それとも具体的な特信性の判断とか，証拠能力の要件の判断が甘かったのかどうなのかといったレベルの問題なのか，後者の問題ではないかとも思うのですね。この規定が適用されるのは，当該証人が公判で証言していることが前提であり，そこで証人が前に言ったことと違うことを言ったり，覚えていないと言ったような場合に前の供述が出てくる。前の供述も出させて，それと対照してどちらが正しいかを判断することを可能にしようとするものなのですが，それについて，検察官調書に特別の地位を与えているという見方もあれば，本来，何でも出していいはずだけれども，検察官調書に限定しているという見方もできなくはないのです，制度趣旨としてはですね。だから，ここのところは，そう簡単に解決できる問題ではありませんし，いずれにしろ法律論，立法論になりますので，問題があれば，それに適した場で正面から議論すべきだろうと思います。

証拠開示については，宮﨑委員が挙げられた例は，今日初めて伺ったので，どういう事情でそうなっているのか事実関係が分かりませんから，何ともコメントできないのですが，先ほど伺った限りの印象では，制度そのもののほころびとおっしゃったけれども，そうではなく，現行制度がなお徹底されていないことによるものではないかと思います。一つは，被告人側も裁判所の裁定に持ち込んでいないのではないか，裁定に持ち込んだらどうだったのかですね。もう一つは，恐らく当の検察官の理解が不徹底・不十分だったのではなかろうか。そういう問題ではないかと思うのです。事実関係が分かりませんので，その程度のコメントにします。

○龍岡委員　委員の方々の意見はそれぞれ傾聴すべきものがあって，なるほどと考えるところが多いんですが，ちょっと２号書面の関係についてお話をさせていただきたいと思います。調書裁判の問題点については，但木委員からも指摘されたとおりですが，裁判所は必ずしも調書裁判を是としてきたわけではない。例えば，２号書面の要件があるかどうか厳重に判断して，証拠能力があるものについて取調べをする。取調べをした上で，更にその証明力については別途他の証拠とも併せ総合的な判断をしてきているわけで，事案によっては証拠能力があるとして採用はしながらも，信用性を否定した事例もたくさんあるわけです。私も現実に経験があります。その２号書面をむしろこの際やめてしまったらどうかという御意見もあるんですが，しかし，現実問題として，証人的な立場の人が，犯行から比較的近い時点では記憶が鮮明なわけですけれども，少し時間が経つと記憶が薄れるというようなこともあります。そういった場合について，やはりこの調書を使わざるを得ないという場面があります。それを全部廃止するというのはどうかと思います。ただ，後藤委員が言われるのは，２号書面と３号書面を一緒にしろと，２号書面に特別の地位を与える必要はないという御趣旨だろうと思うんですが，そこはやはり検察官が公訴官としての立場も踏まえながら取調べをして，調書を作るのとは少し違った面があるんじゃないか，そういう面で，この規定が多分できているんだろうと思うんですね。そういう面から，２号書面について直ちにやめてしまえというのは少し性急な議論ではないかなという感じがします。

それから，もちろん調書裁判についての批判は正面から受け止めていかなければならないだろうと思います。調書に頼らない，できるだけ客観的な証拠によって立証し，裁判所もそれに基づいて判断するということは当然考えていかなきゃならない。但木委員も指摘されましたよ

うに，裁判員裁判が始まることによって，公判中心主義は，いわば原則に戻ったというか，ようやく原則に沿って動き出したとも言えるような状態になっている。裁判所の方も，いろいろなことを言われますけれども，それを全然無視して調書に乗っかって裁判してきたのではない。それに対しては，いろいろな反論があると思いますけれども，個々の事案についてはそれぞれの理由があるということは，機会があれば反論もさせていただきたいと思います。

ただ，裁判所も随分変わってきたと思うんですね。調書を重視するという方向からかなり客観的な証拠を重視する，公判中心主義になるということは，裁判員の制度の導入を契機として明らかになってきましたけれども，それ以前からそういう方向に動いていっている。それを助長するように，それを促進するように当事者の方でも訴訟活動をしていただくということも大事ではないかということを一言申し上げておきたいと思います。

○佐藤委員　ちょっと感想を含めて申し上げたいと思います。この検察の在り方会議は，文字どおり検察の在り方を論ずるべき会議であったと思うのですが，特に全面可視化の問題が強く主張される経過をたどって，現在の日本の刑事司法の構造問題に触れざるを得ない，そういう議論に展開しつつあると思います。それはそれで大事なことだと思うんですけれども，しかし，ある事項については，現在，法務省なり，あるいは警察庁なりで別途会議が設定されて，政府として検討が行われているというものでありますし，また，大問題の構造的な問題については，本来別途会議を起こしてそこで論ずるべきそういうテーマでもあるようにも思います。しかし，提起された以上は，それらについて，この会議として何らかの見解表明はしなければならないだろうと思うのです。しかし，さらばといって，ここで解決策を示すことのできるテーマでは必ずしもない。こうしたときに，それでは，これらについて本会議は何ができるかと考えますと，国民に問題の所在と，それから国民に問い掛けていくという，問題を提起するという役割は果たせるのではないか，またこの会議はそれを果たすべきではないかと思うわけです。

その意味で，例えば，先ほど高橋委員から話されたような，医療事故の問題でありますとか，航空機事故の問題，これを現在は行政的な調査と併せて同時に捜査が展開をされるとこういう制度の国になっているわけですね。これは大変捜査には負担があるし，公訴官にも負担があるし，恐らく裁判所にも大変な負担がかかっている，そういうテーマだと思います。それを検察の捜査との関わりで見たときに，これをどうあるべきなのかということについて，この会議として，それは刑事司法ではなくて，次なる事故の防止を主眼とした，そうした活動を優先させて，それでもなおかつ処理しきれないものについて刑事司法に乗せるということを検討すべきだと，例えばですよ，というようなことを提起することはこれはあり得るという具合に考えるんですね。

それから，先ほど但木委員が言われたような刑事司法の構造の問題，これは全面可視化という問題その部分だけを取り上げて日本に持ってくるということになりますと，松の木に椿を接ぎ木するような，その結果どうなっていくんだか分からないというようなことにもなりかねないような問題をはらんでいるわけです。したがって，全体を考えるというのはこれはもう必至だと思うんですけれども，そういう問題でありますよということを国民に提起をしていくということは可能だし，それはやるべきじゃないかということを思います。それは意見の一致を見ないことかもしれませんけれども，しかし，今申し上げたようなことを提起するということについては意見が一致するのではないかと思います。そういう方向を目指すことはこの議論についての一つの方向性としてはあり得るのではないかと思いますので，一言申し述べました。

○千葉座長　今，皆さんから，構造転換に関わるかなり大きなお話を含め，取調べの可視化以外の部分での捜査・公判のいろいろな問題点について御意見をいただきました。

冒頭申し上げましたように，また今，佐藤委員などからもお話がありましたが，今日の御議論も踏まえて，少し議論の進め方，焦点の絞り方等について，私の方で少し整理をさせていただきたいと思います。そして，最終的にどういう形で提言がまとめられるのか，こういうところについて，また，皆さんの御意見をいただいていきたいと思います。今日の段階での御意見の聴取は，ここで取調べの可視化以外の部分については一区切りさせていただきたいと思います。

それでは，ここで休憩をさせていただきたいと思います。再開後は可視化を中心にして御議論をいただくことにいたしたいと思います。

（休　　憩）

○千葉座長　議事を再開させていただきたいと思います。

後半は，取調べの可視化についての御議論に入りたいと思います。これまで皆さんから，この可視化につきまして御議論いただきました。それを私なりに大まかに整理をさせていただきますと，まず，刑事訴訟法に掲げられている目的の一つでもございます人権保障あるいは適正手続という観点からすると，取調べの可視化というのは大変有用である，これを少しでも積極的に運用していくべきではないかということについては大方のところ皆さんの御認識が共通しているのではないかと思います。この観点を更に厳格にというお立場から，取調べの全過程の録音・録画を実施すべきだという御意見があったのも，これも皆さん御承知のとおりでございます。

他方で，刑事訴訟法のもう一つの目的であります真実発見，社会秩序の維持といった観点からは，現状を前提にすると，可視化により取調べの持つ真相解明機能が害され，事案の真相解明や犯人の検挙，ひいては社会秩序の維持に支障を来たすではないか，こういう懸念の御意見もございました。この点については，少なくとも，そうした懸念があるという点については皆さんの御理解はおありなのではないかと思います。

こういう大きな整理で考えてみますと，問題は人権保障や適正手続の要請と，そして真実発見や社会秩序維持の要請の間でどのような形でバランスをとっていくのかということが，一つのポイントになるのではないかと思っています。これも少し大ざっぱな乱暴とも思えるくくり方ではありますけれども，これまでの皆さんの御意見を踏まえて，可視化に向けたプロセス・道筋というのを大きくまとめてみたいと思います。

一つには，捜査への支障がないことを前提に，あるいは支障が多少あるとしても可視化を優先して直ちに取調べの全過程の録音・録画を実現実施すべきという道筋，これが一つ考えられるやり方。

それから二つ目としては，可視化によって，指摘されているような懸念が現実化するかどうかは，今の状況では調査をしてみないとよく分からない。そういう意味で，試行，あるいは可能な限りその範囲を積極的に広げる，柔軟に活用する，こういうことを通じて，可視化が取調べの真相解明機能等に与える影響等を吟味しながら，刑事手続全体の在り方を考えて，可視化の具体的なやり方を決めるべきではないか，こういう段階的な考え方。

それから，取調べの全過程の可視化を実現するのであれば，取調べ以外の方法により供述証拠，客観的証拠を獲得することを可能にする新たな捜査手法とか，あるいは仕組みの導入，あるいは主観的要件を要求している実体法の規定の見直し等を，やはり同時にやらないとうまくいかないのではないか，問題が残るのではないか。これは当然のことながら，法律の整備等にもつながっていくということになろうかと思います。こういうことを同時に実施することが必要だと，こういう考え方。さらには，先ほど日本の捜査・公判，刑事手続全体の大きな構造展開ということまでをもやらなければいけない，そういう時代で，そういう中で，このような可視化の問題等も検討をする必要があるのだという大変重い御指摘などもあったかと思います。

そういう意味では，本当にまだまだ乱暴ではありますけれども，全体として，皆さんに共通の御認識はいただきつつ，その導入の方向性ですね，どのようなプロセスを経てというところに幾つかの御意見の違いがあるのではないかなと，私なりに大くくりをさせていただきました。

現段階で，これ以上整理をするというところにはまだ至っておりませんけれども，意見としては，このような形で大きくまとめることができるのかなと思いますので，このようなことを少し念頭に置いていただきながら，今日は，皆さんに可視化についての御議論，御発言をいただければ有り難いと思います。それによって，また双方の議論がかみ合っていくかということにもなるかと思います。

これは私の大きなくくりでございますので，当然ながら御意見がおありであれば，御指摘をいただければと思います。

こういうことで，これからの時間を可視化の議論にさせていただきたいと思いますが，よろしゅうございましょうか。このくくりも含めてどうぞ御意見を出していただければと思います。

○郷原委員　まず，議論の前提として，対象をどの範囲で考えるかという問題があると思うんですね。今回問題になったのは，まず検察の特捜部で起きた問題で，一番狭く考えると，検察の特捜部の取調べの在り方の問題。それからさらに，検察独自捜査というものだと少しそれより広くなります。さらに，検察官の取調べ全体ということだと，更にそれから広がります。これまで可視化に関して出された意見の中には，もっと警視庁全体，警察も含めた捜査の在り方，取調べの在り方としての可視化の議論も出てきているような気がするんですね。これを区別して議論しないと，ちょっと議論がぼやけてしまうんじゃないかと思うんですね。少なくとも，この前，検察から出された取調べの可視化の考え方は，あれは検察が直接立件する事件についてですよね，まずそのことの議論と，更に広げた議論とを，ちょっと区別する必要があるんじゃないかと思うんですが。

○千葉座長　今，郷原委員から御意見がございました。これは私もそのとおりではないかなと思いますので，そういうことを意識をしながら御意見を賜ればと思います。

○石田委員　現在，検察の在り方ということで検討をしております。その中で，この可視化という問題は，突き詰めて考えれば，検察による捜査，もう少し絞れば，検察による取調べの捜査の在り方，更に突き詰めて考えれば，検察の取調べ過程の検証をどのようにするのかという問題に収れんされていくのではないかというふうに私は考えております。その中で，可視化という問題を考えるというのが，現在の我々に与えられた課題であるというふうに認識をしております。

ところで，２月２８日に，先ほど嶌委員から御紹介がありましたように，日本記者クラブで笠間検事総長が講演をされております。この日本記者クラブのウェブサイトにはユーチューブ

で公開されておりまして，私も大変興味深く拝見をいたしました。質疑を合わせて１４０分ぐらいの長いものでしたので見るのが大変でした。

その中で，検事総長は，検察の信頼の回復をするためにということで，嶌委員の御紹介のように，捜査の暴走をさせないこと，捜査力の向上が必要であること，それに供述調書至上主義を排除する必要があるということなどを述べられておりました。その上で，具体的には２４日に示された特捜部が扱う身柄捜査事件についての一部録音・録画の方針の説明がされました。そして，もう一つは，捜査過程のチェックの強化として，第一に２月２８日から最高検察庁と東京，大阪，名古屋の高等検察庁に特別捜査係検事を置くこと，それから２番目として，捜査主任検事の下に総括補佐検察官を置くことを今後も検討しておくことが明らかにされました。そして一方で，弁護人の立会いであるとか，全過程の録音・録画は容認できないということも明言をされていたわけであります。

この講演の内容は，先ほどもお話のように多岐にわたりますが，今日はこの講演を素材として取調べ過程の検証について，検討会議では，いよいよ取りまとめの段階でありますので，先ほどの座長のお話を意識しながら意見を述べさせていただきたいと思います。

一言で言いますと，検察捜査の適正を図るためには，一定のリスクを冒してでも基本的かつ抜本的な改革，つまり捜査過程を検証するには外部からの検証と，検察庁内部での検証の双方が必要であるということを，是非提言に盛り込んでいただきたいというのが私の考えであります。

まず第一に，内部検証の在り方です。検察庁の方針によりますと，特別捜査係検事には特捜部から報告を受けたときは主要な証拠の内容を直接把握する，全ての証拠にアクセスでき，また，直接被疑者を取り調べることもできるとされた上で，その捜査の当否を検討して，必要な指導を行う権限を与えることとされています。また，今後検討する総括補佐検察官には，捜査を弁護人と同様の目で，内部でチェックするよう果たさせること。証拠にもアクセスできて，検察官は他部からもってきて起訴権も与えることも考えられるというようなことを検事総長はおっしゃっていました。

しかし，捜査が適正に行われるか否かという検証を有効に行うためには，従前の決裁とは全く性格が異なるものでなくてはならないと考えております。そのためには，取調べと検証機関が被疑者にとっても十分認識できる程度に遮断されていなくてはならないということです。検察と警察の捜査の間においてさえ，このような遮断が行われないで検察官調書の任意性が否定された裁判例は少なくありません。このことは，遮断がいかに困難であるかということを示しています。特別捜査係検事は，上からの，それから総括補佐検察官は横からのチェックを行うというのがその趣旨であるようであります。しかし，一方では，起訴時の処分を行う場合には，検事正はあらかじめ検事長の指揮を受けなければならないという訓令が２８日に出ているようであります。いわゆる検事長指揮事件とされております。そうである限りは，これらの指導等は，事件の処理という同一の方向に向かった検証とならざるを得ません。したがって，従来の決裁制度とは本質的に変わるところはないと思います。

一方，違法な取調べ，適正手続に反する捜査が進行している場合には，その時点でしかるべき対策がとられないと取り返しがつかないことになってしまいます。前々回挙げた裁判例でも，弁護人は検事正に対して違法な取調べの疑いがある旨文書で通知しています。それにもかかわらず，担当検事を変えただけで何らの有効な措置を講じられていません。むしろ交代した検察

官は，被疑者の弁護人を批判して弁護人の解任を迫るようなことまで言っているのです。いくら別の検察官を持ってきたとしても，同じことが繰り返されているということをこの事例は示しているのではないでしょうか。ですから，このような違法・不正な取調べが認知されたときは，リアルタイムの検証と是正が是非とも必要なのです。このような情報は，具体的には被疑者であるとか弁護人，場合によっては内部通報によってもたらされます。情報がもたらされたときには，速やかにしかるべき措置が採られるべきだと考えます。

そして，この検証機関は，既に前々回申し上げましたが，捜査ラインから完全に遮断された人，組織でなくてはなりません。そのためには，検事だけではなくて，判事，弁護士，研究者ら，検事以外の者によって構成された機関，あるいはそのメンバーというのはパートタイムではなくて，一定期間の任期制のある常設機関でなくてはならないというふうに考えております。

こうした私の意見に対しては，以前いろいろな批判がありましたので，ここでそれにおこたえをしておきたいと思います。リアルタイムの検証は，量的，時間的に対応できないという批判がありました。しかし，このような事例が量的に対応できないほど多くあれば，むしろそのこと自体が問題です。現実的には十分に対応できると考えます。

捜査の独立，密行性を侵害するとの批判がありました。この捜査の独立，密行性というのは，適正手続の保証が前提です。これに優先するものでは決してありません。適正手続に対する急迫不正の侵害が疑われるといったときは，捜査の独立に優先して速やかに是正されるべきは当然のことだと思います。

検察内部の者による検証で足りるという批判もありました。しかし，検察内部での批判では，例えそれが上級庁であっても，有効な是正措置を講じることは期待できません。むしろ悪い状況を生み出します。このようなときこそ，検察とは違った視点での検証が必要だと考えます。

捜査と公判との分離で対応できるという考えもございます。捜査と公判と分離することでは問題が解決できないと思います。先ほど述べましたけれども，検察と警察との関係でさえ遮断されていない事案が極めて多いわけであります。ですから，やはりこの内部的な検証においても，外部の目を取り入れていくということが考えられるべきだと考えます。

次に，外部検証についての在り方であります。適正な取調べを確保するという手段というのはいろいろな方法があります。接見交通権の拡大であるとか，あるいは被疑者国選弁護人を付するということは，もう私が弁護士になった１９７０年代から，弁護士が，あるいは弁護士会がかなりの力を入れて運動をしてきた課題でありました。そして，今，ようやくそれが端緒に着いたというような状況であります。

そのほかに検証するためには，取調べに際して弁護人の立会いや，あるいは全過程の録音・録画を行うことが最も有効な手段であることは誰の目から見ても明らかだと思います。そもそも一般市民に対する取調べが，何の援助も受けられないところで行われること自体，誤っています。我々の弁護士の業務に関しては，弁護士職務基本規程というのがあり，弁護士は，相手方に代理人が選任されたときは，その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならないというふうに定めております。それが刑事になってくると全く違った状況が生み出されているわけであります。

２月２４日付けの指針が提出されましたけれども，この底流にあるものは，依然としてリアルタイムに弁護人立会い等の検証をすると自白がとれなくなる，人の見ているところでは自白がとれないという１点に尽きます。自白なくして犯罪捜査はできないというドグマが，その底

流にあると考えます。

しかし，我が国の法体系は，そもそも基本的に自白中心の捜査や公訴提起はしてはならないことを求めています。自白がなければ他の方法で立証するしかないのが法の趣旨であります。それが自己負罪の拒否の特権を認めた憲法２８条の趣旨だからです。構成要件的故意や目的など，いわゆる主観的事実についても，客観的な証拠により十分立証可能で，これまでも，そのような認定が現に行われてきております。取調べは懺悔であるとか告解の場ではないということを留意すべきです。言うまでもなく，外部検証したからといって自白調書を作成してはいけないということにはなりません。重要なのは，調書が適正な手続で作成されなければならないという単純な論理なのであります。

他の捜査手法，捜査力の向上をめぐる問題は，これはやはり別の事件の問題で，同時履行の問題として議論されるべき問題ではないと考えます。現に，例えばアメリカのミランダルール判決が出たのが１９６６年，それから台湾で弁護人の立会権が認められてきたのは１９８２年です。やはりそれは，人権という問題をまず考えた上で，捜査の適正が問題とされたのは，歴史的にそうではなかったのではないでしょうか。

確かに，検事総長が自己の体験として講演で触れられましたが，組織犯罪等の場合には，自分が最初に自白したのを分からないようにしてくれれば自白するという場合があるかもしれません。このように被疑者が弁護人の立会いや録音・録画を行うことを拒否する場合には，それが被疑者の真に出たものであることを客観的に担保した上で，一定の例外を設けて対応する方法も考えられると思います。稀有事例を根拠に原則と例外を逆転させるべきではないと思います。まして，本人や弁護人が，当初から外部検証を要求する場合には，これを拒否する理由は全くないと思います。

あと，３２１条２号書面の問題もお話をしたいのですが，またこれは後から機会があればお話をしたいと思います。

○後藤委員　「取調べの可視化（録音・録画）について」という１枚のレジュメを配っていただいております。そのほかに，指宿教授がまとめられたＥＵ諸国とアメリカの諸州における可視化の状況という資料がございまして，これは先週，法務省からいただいたものより，もう少し広い範囲をカバーしているところがありますので，御参考のために配布していただいたものです。

可視化につきまして，三つの点を述べさせていただきたいと思います。まず一つは，一部の可視化ではやはり不十分だということです。既にそれまでの取調べで屈服してしまっている被疑者が録画のときだけ急に気力を取り戻して抗議するというようなことは普通は期待できないと思います。これは心理学で，「学習された無気力」と呼ばれる状態になってしまうからです。それを考えると，一部だけ録画するやり方は，かえってそれを見る人に誤った印象を与えるおそれが強いと思います。そもそも，この村木さんの事件で現れている問題は，検察官の情報選択とか，あるいは記録が自分の仮説に合ったもの中心になってしまって客観性がないということです。それなのに，どこを録画するかを検察官に任せるのでは，問題と対策がかみ合っていないと私は思います。

次に，可視化によって捜査が困難になるかという問題です。まず，先ほど座長のまとめでは，可視化と真実発見とは対立するような構図も少し見えたようにも思うのですけれども，そういうふうに捉えるのが適切かどうか疑問に思います。つまり，可視化してあれば，どんな取調べ

があったのか，それからこの供述がどういう取調べの結果としてできたのかが後から分かるわけですから，その意味では真相の解明に非常に役に立つものになると思います。取調べのやり方を改善するためにも非常に役に立つものなので，余り対立的に捉えない方がよいのではないか，これが一つの視点です。

私の知る限り，諸外国で可視化のために自白する率が非常に減って困ったというようなことは余り聞かないです。むしろ警察官たちは，可視化して余計な争いがなくなったので非常にやり易くなったというふうにいうことが多いと思います。だから，日本でも多分そうなるだろうと思うのです。非常に困ったという状態は多分起きないだろうと思います。もしも，日本で可視化によって自白の率が大きく下がるようなことが起きるとすると，それはこれまでかなり無理な取調べが多かったことを推測させる結果になるのではないでしょうか。そのような無理な取調べこそ，えん罪の原因として非常に危険なものだと思います。だから，結局，犯罪を摘発するためにはときどきは無理な取調べがあってもいいのだという，容認的な姿勢をとるのかどうかが問題なのだと思います。もしも検察がそういう容認的な姿勢を示したら，国民の信頼は得られないと思います。つまり，検察官はいつも公明正大にやっていますという姿勢を示してくれなければ，国民の方も，自分たちもずるいことしてもいいのではないかというふうになってしまって，結局法律の道徳的な権威がなくなってしまうという気が私にはします。

可視化をしている諸外国と日本は非常に違うのかということも一つの問題ですけれども，例えば，先ほど石田委員もおっしゃったように，自白がなくても故意とか過失などの要件は認定されることが多いわけで，今の裁判所は決して自白がなければそういうことを認定できないとは考えていないはずです。

それから，おとり捜査も行われて，判例もこれを認めていますし。あるいは司法取引についてもそれをいけないと禁じている法律があるわけではないです。だから，日本と諸外国との違いというのを，余り過大に評価するのは問題かもしれないと思います。

それから，現在の法律でも，証拠開示の部分で弊害が非常に大きければ弁護人にも開示しないことができるような組立てが既にできています。そういう意味では，これは郷原委員の問題意識にもつながるところですけれども，記録するということが必ずしも公表されるとか，弁護人にさえ必ず見させることを意味しないことも，留意すべきだと思います。

もう一つ，参考人の取調べの問題です。村木さんの事件で信用性が争われたのは被告人以外の者の供述です。これはいわゆる２号書面です。実際には共犯者的な被疑者の位置付けだったので，被疑者としての供述調書であったことは，確かですけれども。２号の典型は，やはり参考人としての供述調書なので，２号を残すのであれば参考人の取調べを可視化しないと，村木さんの事件に現れた問題に対する本当の対策にはならないのではないかと私は思います。

先ほど但木委員が，立法がなければ全面可視化の義務付けはできないと言われました。確かにそのとおり，法律がなければ義務付けはできないと思います。それから，立法するときには，例えば，例外を許容する条件などを考えないといけない，それもそうだと思います。ただ運用でやる限りは別にそういう制約はないわけですね。むしろ柔軟なことができる可能性があるのではないかと思います。だから，立法がなければ全面可視化はできないということはないのではないかと思います。

これから先，この提言をどういうふうにまとめるかにも関わりますけれども，私としては，これだけいろいろな違う意見の委員が集まっていればこそ，結論部分は本当は全員が一致する

一番説得力があると思います。だから，まずはそれを模索するべきではないかと思います。例えば，検察の独自捜査事件では全面可視化をする，あるいはそれを原則とするとか，まずはそこから始めるべきだというようなところで，その部分の一致ができないものでしょうかと私は考えるのですけれども。

○千葉座長　ありがとうございます。先ほど後藤委員から，私の大ざっぱなくくりについて御意見をいただきました。これまでの皆さんの御議論を大くくりにすると，そういう幾つかの進めるプロセスというのがあり得るのかなと，こんな整理をさせていただいたということで御理解をいただければというふうに思います。

○郷原委員　先ほどの対象のくくりで，私は，検察官独自捜査の場合を中心に考えたいんですが。前回も申しましたように，やはり私は，そのまま証拠化される可視化の問題と，取調べの過程を記録化するという問題とをちょっと区別して考えたいんですね。技術的にいろいろ難しい点はありますけれども，そのまま証拠化される可視化の範囲について，一部可視化が適切なのか全部可視化が適切なのかという問題は難しい面はありますけれども，私は，一部可視化であっても，確かに完全に被疑者がいろいろな方法で検察官に屈服させられてしまうという状況は別として，一般的にはある特定の部分は必ず可視化する，必ず録画するということが，何かガイドラインによって明確にされていれば相当な効果はあると思うんです。前回，龍岡委員が言われたような，まず当初の弁解は必ず可視化しておくということと，調書の読み聞かせ・署名部分，これも必ず録画するということを最高検のガイドラインか何かで明確にしておけば，これはそこを一旦始めて途中でやめられないということになると，なかなか今までのような取調べ方はできなくなるということは確かだろうと思います。

とはいっても，いろいろなやり方で被疑者を完全に支配下に置くような調べが過去にいろいろ行われてきたわけですから，やはりそういう意味では，直ちに証拠化というのと切り離して，少なくとも被疑者が必要だと，録音してほしいと言っているときには全面的に全過程を録画するということは行い，なおかつ，それについて検察官の側と被疑者の側でパスワードを設定して封印をして保存しておけば，確かに類型証拠に当たるという意味では絶対に証拠上使えないということにはならないかもしれないけれども，そのパスワードをかけたものをパスワードを外して実際に使うということは，かなり困難ではないかと思いますから，ほとんど使うことはあり得ない。使うのは本当に不当・違法な取調べが行われたということが主張されたときに，具体的にそれを最終的に確認するときだけに使うということにしたらどうか。その代わり，そういった全過程が録音されているということ自体が取調べの検察官にとっては，これは相当なプレッシャーになると思うんですね。もし無茶なことをやっていて，最後それを否定していても，その録音が出されてしまったら，これはもう大変なことになるわけですから。この全過程の録音によって不当・違法な調べは相当抑制できるのではないか。そういう方向を考える。

そして，それに加えて，先ほどの江川委員の意見の中にもありましたけれども，検察事務官が今までとは全く違った役割で，検察官のラインとは別のラインで取調べの記録をしっかり残しておくということを併用することによって，全体的に取調べを適正化できるのではないか。検察事務官というのは外部検証ではなくて，正に取調室の中で直接見ているものですし，その検察事務官が記録した取調記録というのは，ある程度一覧性もあって取調べの状況を記録するものとして適切だと思うんですね。これが私の意見です。

○江川委員　一番最初に，郷原委員がどこまでやるのか，議論するのかという話をされましたけ

れども，最高検が発表したのは特捜部だけなんですよね。独自捜査全部でもないというようなことであります。私たちは，１月２０日の第５回の会議でも，江田大臣がここに来られておっしゃったことというのは，国民の検察に対する信頼を回復するための提言ということを求められている。そして，早急に検察の再生を図りましょうと，こういうことをおっしゃっておられます。ですから，独自捜査というだけではなくて，検察全体の捜査の在り方をちゃんと国民の信頼を取り戻すような形で変えていくという方向が必要なんだと思います。そういう意味では，今日，座長が可視化を積極的に活用していくという方向性を打ち出されたということは，その第一歩かなというふうに認識しています。特捜部だけ，あるいは独自捜査だけではないということを具体的に考えるために「貝塚放火事件を通して（１）」という紙を用意しましたので，それを見ていただきたいのです。これは何度も報道されて，ここでも私は話題にしたこともあるので御記憶だと思います。大阪地検堺支部管内なんですけれども，そこで知的な障害のある方が逮捕されて，放火の犯人ではないかということで取調べを受けて起訴され，その後，それが取り下げられたと。実は，公判担当の検察官が指示して警察の捜査報告書の一部消去したという問題が，後で発覚した事件であります。

この方は１０か月の間，起訴されてからずっと身柄が勾留されているんですけれども，１０か月の間に公判担当が次々に代わって，４人も代わってるんですね。その４人目の検事さんが，３人目の検事さんから捜査報告書の改変の話を聞いて，上司に相談して，再捜査をするという形になったようなんですね。その結果，起訴は取り下げられたので，いわば立ち止まったという形にはなるんですけれども，起訴されてから１０か月も入れられっ放しということで，もうちょっと早くできなかったのか。あるいは，何の前触れもなく釈放しますといきなり言われて，その対応にみんなはものすごく困ったということで，なぜもうちょっと当事者のことを考えないのかとか，いろいろな問題点があるわけです。

しかもこの事件は，検察としてはもう既に終わった事件なんですけれども，この人は釈放はされたけれども，自由の身にはなっていないんですね。というのは，更正施設に強制的に入れられることになる。ただ，更正施設は今はいっぱいだから，しばらく別の施設に入れられて，そして空きが出たらそこから最低２年間はいなきゃいけないというようなことで，結局，自由はまだ取り戻せていないと，こういうようなことがあります。

そしてまた，この事件だけではなくて，後ろの方に新聞記事などを添付しておきましたけれども，今，知的な障害のある方などコミュニケーションに非常にハンディのある人たちが刑事手続を経て刑務所にたくさんいると。そして，その刑務所の職員の方が，一所懸命対応していると，こういうことになるわけです。その中には，えん罪ではないかと，あるいは１個は本人がやったのかもかもしれないけれども，ほかのは全部背負わされたんじゃないかとか，いろいろな疑問が持たれているケースもあるという報告もあるわけです。そういうような刑務所の問題まで含めて，いろいろな問題が起きている現実というのは，今回のような事件処理から始まっているのではないかというふうに思います。確か，吉永委員からも以前，知的な障害のある方の捜査の問題は考えなければいけないというふうな指摘がありましたけれども，今は，障害者基本法の改正の中でも，やはり捜査の在り方というのが問われるという形になっています。

今回の事件で言うと，本人は非常にコミュニケーションにハンディがあって，彼をよく知っている福祉関係者に話を聞くと，通常の言葉のキャッチボールが非常に苦手である。こうしたんでしょう，だめじゃないのと言われると，すごく迎合してしまう。その一方で，すごく暗記

力には優れていて，何か文章を言われると，それをすごくよく覚えるんですね。私も実は会ってきました。確かに言葉のキャッチボールが難しい。その一方で，いろいろなテレビの話を，この人はああ言った，こう言ったという話もすごく生き生きとたくさん語ってくれました。つまり，そういうような特性があるということが弁護人からも指摘があって，間違った捜査にならないように録音・録画してねという話もあったんだけれども，結局，捜査機関の方はそれを無視していたし，それから，彼の様子をよく知るという人に尋ねることもしないまま捜査を進めて，あたかも本人がスラスラとしゃべったような調書もできているわけです。それに加えて，さっき証拠の，私はねつ造だと思いますけれども，一部を削除したのを作り直すというようなことをやっていたと。これはつまり，証拠のねつ造は村木事件だけではなかったと，こういう問題もこの事件で明らかになったわけです。どうも，いろいろお尋ねしてみると，このねつ造をやった検事さんは，ねつ造していると悪いことをしているという余り罪悪感なくやっておられたような感じもして，検察の常識は世間の非常識じゃないかというのを，ここでもまた感じると同時に，本当にほかの事件でこういうことないんだろうかという心配もしたところであります。

こういう事件を見てきて，やはりこの知的障害者など，コミュニケーションにハンディのある人たちの取調べをどうするかということは，やはり本気で考えなければいけないのではないか。特捜部の問題ももちろんありますけれども，こういったケースは優先的に可視化ということを考えなければいけないのではないか。そうすると，これは人権擁護だけではなくて，例えば決裁する人たちも，「じゃあ，その取調べのときの様子をちょっと見せてくれ。」ということで見れば，早いうちで適切な決裁ができて，検察にとってもいいんじゃないかと。あるいは，被害者が出るような事件になりますと，検察段階で不起訴にしても，今は検察審査会というところで強制起訴の手続があります。ただ，強制起訴をするときの資料の中に，そういう取調べのときの映像等が添付されて，ちゃんと検察審査会の委員がそれをチェックするということになると，間違った強制起訴というのが防げるんじゃないかとか，そういうような問題もあり，あるいは被害者に説明するときも，これは実際使えるかどうか検討しなきゃいけないと思うんですけれども，参考になるでしょう。そういったことをいろいろ考えると，確かに基準を設けるというのは非常に難しい。ですが，私は以前から本人の希望あるいは弁護人の要求ということについては可視化するよう法制化すべきと言ってきましたが，それとは別に，運用としてでも，できるだけ知的障害のある方などコミュニケーションにハンディがある被疑者については，弁護人や福祉関係者の要求があった場合，あるいは捜査の過程で障害者の療育手帳を持っているとか，そういうようなことが明らかになったときには，やはり積極的に取調べの映像記録というのを残しておくということはやるべきではないかというふうに思います。

それと同時に，福祉との連携を早い段階からやるべきです。そういうふうに本人の希望，弁護人の要求以外にこの問題も入れるべきではないかなというふうに思いました。

あとほんの一つ，二つです。おとり捜査とか司法取引とか，そういったような問題を入れろというのがありますけれども，これはメリット，デメリットをちゃんと時間をかけてきちっと検討するべきであって，検討することについて，私は全然否定するものではありません。ですから，まずは可視化をすると決めて，それに当たっては，今後こういうような検討事項があるというようなことでやるべきなのかなというふうに思いました。

それと同時に，取調べの問題なので，やはり強化すべきは，取調べのところでなければいけ

ないんじゃないか。例えば，こういう障害のある方でしたら，よくその障害について分かっている人を取調べのときに立ち会わせるとか，あるいは協力してもらうということができないのかどうか。あるいは今後，今でも起きていますけれども，医療とか介護とかいろいろな専門的な分野の最先端のところに関わるような事件というのがあります。先ほど，井上委員が，全て刑事手続の方に押し付けられているところもあるというようなことをおっしゃいました。私もそう思うんですが，そのような現実がある以上，対応するために，例えばそういった最先端の経験がある人の協力を受ける。あるいは，これからグローバル化がもっと進んでいく中で，いろいろな金融犯罪とか，なかなか普通の人では知識がついていけないような事件に対応するために，そういった最先端の知識や経験のある人たちを取調べに協力してもらう。単に聞くだけじゃなくて，その場でいてもらって，質問もできるというようなことになれば，随分これは違ってくるんじゃないか。

特別弁護人というのがあって，弁護士の資格を持ってなくても公判に立ち会えると。それと同じように特別検察官みたいなものを設けて，取調べが現代化できるような，そういう仕組みというのも考えていくことはあっていいんじゃないかなというふうに思っています。

（黒岩大臣政務官退室）

○宮﨑委員　私も，今日はメモを用意しておりまして，録画の範囲につきましては，私ども当然のことながら，検察の地検特捜部の事件だけにとどまるべきではない，警察も含めて当然可視化すべきだと思っております。また，任意性の判断でも，警察のひどい取調べを引きずっているから検事調書も否認されるという判例は非常に多いところでありまして，そうしないと適正な捜査は行われないのではないかと思っています。ただ，今回は取りあえず，この検討会議の趣旨から，この試行指針等についても意見を述べたいと思います。

今回の最高検の指針は，検察官の立証のためであるから，録画するかしないかは検察官が選択すればよいという内容になっているわけでありまして，前回も検察官の信頼が揺らいでいる状態で検察官の選択に委ねるということについては，大変批判が強かったわけであります。

また，現に笠間検事総長の記者会見などを見ましても，全過程録画をしない理由として，説得場面を録画すれば，真相解明機能に支障があると，こういう理由を挙げておられるようであります。これは別の言い方をすれば，やや少し例えとしてきついかもしれませんが，元厚労省の元局長無罪事件での元局長の表現によれば，「プロボクサーとアマチュアのボクサーが，レフェリーもいない，セコンドもいないリング上で戦っている。」。そういう説得場面は録画しない，自白というのかダウンしたら録画しましょうと，こういうことを言うに等しいわけでありまして，本指針の下では，虚偽の調書が多数積み重なる状況が改善されることはないのではないかと思っています。

また，一部録画の危険性につきましては，やはり布川事件等でも大変有名でありまして，再審開始されましたけれども，これもやはり当時の公判調書を見ますと，テープをとる前は練習をしたわけですね。テープは，事前のリハーサルの結果だとの説明に，知らないことをあれだけスラスラしゃべれるはずがないと，裁判官が延々と尋問をしているという情景が続いているわけであります。

また，高野山放火事件でも，暴行を訴えた少年に対して，検事が警察に録音を指示したわけですけれども，テープが少しずつ欠けていると。その欠けている時間帯の暴行が疑われて任意性が否定されるというような事例もありました。やはり一部録画というのは，録画されていな

いときに何が起こったかということの検証ができないわけであります。また一方，録画された画面はインパクトが大変強いわけでありまして，改めて深刻なえん罪を生むおそれがあるわけでありますから，全過程の録画が必要であると，こういうことを申し上げたいと思っています。

それで，取調べの可視化のために新たな捜査手法を導入すべきだとこういう御意見が出ておりますし，また供述調書に頼る捜査構造を転換すべきだと，こういう御意見が出ております。これはこれで可視化と引っ掛けることなく議論をされるべきだと，このように考えています。

こういう代替的捜査手法が，今までどう主張されてきたかといいますと，日本における取調べの可視化は司法制度改革審議会意見書でも取り上げられました。将来の検討課題。そして１０年が経過しています。この間，可視化に関連する刑事訴訟法の改正等がありましたけれども，その中で，やはり附帯決議においても繰り返し取調べの可視化と新たな捜査手法について検討するように求められてきたわけであります。そして，この間の国会の答弁においても法務省は，取調べの可視化の話の際に必ず新たな捜査手法という抗弁を持ち出してきていたわけでありましたが，答弁はそれについてどの程度進んでいるかと聞かれますと，「検討しています。」という以上の答えをしてはいないわけであります。附帯決議によって開始された法務省，日弁連，最高裁の協議も，可視化の代替的捜査手法についての具体的提言は全く行われないために，この協議自体も中断されている状況であります。このように，１０年が経っても新たな捜査手法の導入は提案されず，結果的には提案しないことによって全過程可視化導入の議論は先送りされてきたわけであります。

司法取引にせよおとり捜査にせよ，実施している国でも共犯者への巻き込み，新たな犯罪の誘発等，問題が多いとの指摘がなされています。今後も適切な方針を検討することは否定いたしませんが，この１０年の間に数多くのえん罪が次々と明らかになり，それが密室でのひどい取調べの結果だとの認識がされている中で，捜査当局の新たな捜査手法が新たに提案され，検討され，実現するまで可視化できない，とすれば，捜査当局がこの１０年来と同様に提案を怠れば怠るほど可視化が実現できない，こういう不合理な結果を招くのではないかと思っています。

この間，国際的にはえん罪防止等，人権保障の観点からも弁護士の立会権や録画の拡大は世界的な流れになっています。そういう意味で，新たな捜査手法は，事実上飛躍的に発展してきているわけであります。監視カメラの問題もＤＮＡデータベースの問題も，この間，指摘したところであります。

さて，そこで，自白率が落ちるかどうかということにつきまして，今日はイギリスにおける日弁連の調査報告書の抜書きを添付いたしました。１０分の８ページ以降であります。イギリスは２６年前から可視化を実現しています。実に４分の１世紀前から可視化，録画を導入しているわけです。その頃は，今のようなＤＮＡのデータベースもない，高性能な監視カメラもさほど発達していない，そういうような状況の下，ＩＲＡのテロ事件があったりして治安が極めて不安定なときですら，こういう可視化を導入したということは注目されるべきではないかと，このように考えているわけであります。日弁連の調査団のまとめは１０分の８に書かせていただきました。可視化によって公正さが確保されているということが国民的な理解になっている。それから，可視化によってお互いに相互に批判，検討する尋問技術が上がり，そして取調べ技術が向上して，非常に良い取調べが行われていると，こういうことであります。それと，取調べはイギリスではほとんど重視されていないということですが，イギリスでも重視していると

いうのが捜査担当者の答えでありました。

それから，自白率の低下については，１０分の９で捜査関係者からのインタビューを載せさせていただいております。イギリスにおいて録音が開始されてから２６年近くになっている，書面にとっていた時代を覚えている自分のようなものはもはや少なくなったと，可視化時代の刑事が増えてきているわけであります。ともかく録音した方が効率が良く，捜査官の信頼性も守るものであると，現在の刑事司法において録音しないで取調べを行うというのはもう考えられない。こう言うのがミルバーン警部補。

それからレイ・ブル教授につきまして，レコーディングをした国で自白率が下がった国はありません。イギリスの警察でも８６年以前は自白率が下がると言ってましたが，彼らは間違っていました。警察は旧式なやり方が効果があると思っているのですから，そのように言うのでしょう。レイ・ブル教授は，警察官御出身でいらっしゃいます。

それからもう一つは，サセックス警察での両名の説明です。一人の方は自白率は下がったか，黙秘が増えたか，これは分からない。それからもう一人の方は，幾つかの研究がありますが，変化なしという結果が出ています。しかし，数字というものは変数的な要素が大きく関わりますし，軽微な事件の自白率と重大な事件の自白率は一緒にされては困りますと。

このようなインタビューで，可視化をすれば治安が悪化する，あるいは可視化をすれば弊害が生じるということについては，少なくとも可視化の先進国，４分の１世紀以上前から可視化を導入しているイギリスでは，そういうことは一般的には言われていない。捜査当局も歓迎しているという，平たく言えばウィン・ウィンの関係が成立しているのがイギリスではないかとこのように思っております。

改めて申し上げると，代替的捜査手法の議論はしても全然構わないわけでありますけれども，ただそれを可視化と引換えにということについては，やはり問題があると思います。ミランダルールが１９６６年，台湾の可視化の法施行が１９８２年，イギリスが１９８４年，その頃の捜査体制というのは，今の日本の捜査体制よりはるかに弱かった，それぞれのお国でも弱かったのではないかと思っています。これだけいろいろなＩＴ技術とか進化してきた中で，引換えにという議論はもはや成り立たないのではないかと，私は考えているところであります。

○但木委員　いろいろ御指摘がありました。それについて答えられるところはお答えしたいと思います。イギリスとかアメリカの制度というのは，やはり捜査妨害罪，あるいは公判侮辱罪，裁判侮辱罪という形で，うそをついたら処罰されますよということを前提にして供述が出されております。それは捜査官に対するのも同じですし，裁判官に対する供述も同じであります。

それから，被疑者がある一定事項をお巡りさんから聞かれて黙秘しますと，その黙秘したことについて合理的推定をすることができるという規定になっております。例えば，あなたの指紋が帽子についてますよ，これどういう意味ですか，私には分かりません，それはお前がこの帽子をかぶっていたんだな，つまりこの帽子があった場所にいたんだなということの合理的推定を働かせてもいいようになる。そういういろいろな仕組みがあった上での録音・録画ですから。何度も繰り返しますが，日本にはそういう制度がないわけです。ほかのところと違わないじゃないかというけれども，大いに違うわけです。例えば，司法取引を禁止している規定はないとおっしゃいますけれども，司法取引をして罰金にするから自白しろと言ったらば，日本の裁判では任意性を飛ばしているんですよね。その判例はあるわけです。そういうふうに，たくさんのいろいろな歴史的に積み重ねられてきた中での問題であって，これだけ取り上げてこう

しろこうしろというのはやはりおかしい。刑事手続全体を新しい時代にふさわしいものに変えていかなきゃいけない，そういう問題として私は考えるべきだと思います。

それから，知的障害者の問題がありました。それは僕は，江川委員が言うことは本当によく分かります。あるいは，これについては検察庁にもお考えいただきたいなという気がしています。やはり障害者の方を調べるのは大変です。私も呉支部で勤務していいたときに，障害者の方が被疑者とされた１２件ぐらいの連続放火事件をやりました。本当に分からないです。つまり，全部自白しちゃうわけですから。分からなくて，僕は結局，これだけは大丈夫だという２件ぐらいしか起訴できませんでした。それは本当に難しいんですね。調書にならないわけですよ。だから，そういうものを調書にしていること自体が，やはり無理がある。通訳みたいなものなんで，そこら辺は，私はもう調書でやるんだったら質問，答え，質問，答えという形式にすべきだし，あるいは一歩進んで録音・録画したらどうかと思います。ただ，これは認定するのがなかなか難しいんですけれどもね。だけれども，私もその考え方はよく分かりますし，そういう非常に難しい領域の問題があることはそのとおりです。

それから，一部録画は危険ではないかということです。僕は全面可視化というのはあり得ると思っていますし，弁護人が同席しなければ調べられないというのもあり得ると思いますが，それは新しい時代に向けた新しい裁判のやり方，公判中心主義と，それからそこに真実を出せるような，新たな捜査のやり方というのがやはり必要なんじゃないでしょうか。それを全く検討しないで，これだけやるのが正しいんだというのは，私は余り与することはできないような気がします。

それからもう一つは，最高検の当面の運用の方針が出されました。これについてはいろいろ御論議があると思います。ただ，今はこれから始めますということでありまして，やはりそれがどういう，いろいろな作用を持つのかということももちろんありますし，どういう場合には録画ができないという場合が生じるんだなというような，いろいろな検証をやって，一歩一歩進んでいかないと分からない面があると思うんですよね。ですから，僕はできるだけ早くいろいろな試みをやっていただいて，その試みを集大成する中で，やはり，宮﨑委員から１０年間，お前ら何もやらなかったじゃないかと怒られましたけれども，もうそういう時代じゃないと，是非お考えいただきたい。もう既に裁判員裁判が始まって，日本の刑事訴訟法はかなり大きな変革を既にし始めているんですよね。だから，僕はそういう制度を検討して，これが５年先，１０年先になるんだなんていうことは僕は全く思っていない。

ここにいっぱい書いてあります。新しい捜査手法について書いてありますけれども，何もこれ全部やれとかいう話だとは全く私は思っていません。日本の国民性の中で，受け入れられるものしか受け入れられませんし，それから，捜査官の取調べの透明化，これのやり方と恐らくそういう問題とはリンクしてくるんだろうというふうな気もします。

これで皆さん方が言ったことには答えているのかどうか分かりませんけれども，いろいろお考えいただきたいなというふうに思っています。

○郷原委員　ちょっと議論の整理なんですけれども，私，先ほど申し上げたかったのは，特捜の問題，検察独自調査の問題と一般事件の問題とはちょっと分けて議論すべきじゃないかという意味なんですね。そういう意味で考えると，この場で，少なくとも特捜事件については全面的に少なくとも記録化はした方がいいんではないか。それを直ちに証拠化するかは別として，その点については余り異論があるようには思えないんですね，私は。しかも，捜査への支障とい

うことに関して，私は，この前も申し上げたコンプライアンス型捜査への転換ができる状況になっていますから，少なくともそういう強行犯の事件とか，殺人とか，そういう事件でなければ，あるいは暴力団事件でなければ，特捜検察の対象事件であれば，私はそういうような記録化すること自体は，私は余り異論はないんじゃないかと思います。ただ，それとは別に，刑事事件一般の問題もあって，それも重要な問題ですから，それはこの会議で議論することはものすごく意味があると思います。

それともう一つ，江川委員がおっしゃった障害者の問題については，私は，検察の現場の感覚としても全面可視化することにそんなに抵抗感・違和感ないんじゃないかと思います。そこはむしろ議論の対象というよりも，確認してみれば，検察の方でも，どう考えておられるのかということを確認してみたら，私は余りそんなに，やるべきじゃないという意見は出てこないんじゃないかと思うんです。ちょっと三つに分けて考えた方がいいんじゃないかなというのを改めて申し上げさせていただきます。

○吉永委員　第１回目から可視化という言葉がずっと飛び交っているわけですけれども，なぜ可視化が求められているのかということを考えると，やはり密室において何が行われていたのかということをみんなが知ってしまったという，そうじゃないかなということからはっきりと分かってしまったということ。その危険性が，大変に国民にとって大きいものであるということを認識したということが一つある。と同時に，佐賀検事が，立場が逆転して自らが取り調べられる側になったら，断固可視化を求めたということで，いかに密室というのが彼らにとって有利であり，被疑者にとっては大変なことだったということが明確になってしまったという，この事実から，やはり可視化ということはもう避けられないだろうということ。求めなければいけないということがまず１点あると思うんですけれども。

では，どこをどう可視化するかということが次の段階の議論になるかというふうに思うんです。先週，最高検の方が言ってきた試行案ですよね。あれだと，一部の部分に対して一部分という，一部の一部ということ，更に検察が自分で判断するということ。これではやはり恐らくそのことによって国民の理解ということは得られないのではないかなというふうに思います。やはり，今まではどうしても可視化が必要だと，人権保障の観点から大事だと，片方は真相究明から，これやったらえらいこっちゃという，南極と北極から叫び合っているみたいな感じがあったんですけれども，やはりだんだん詰まってくると，今，時代の流れなども考えると，やはりこの全面可視化という方向は避けられない。これがやはり重要なんじゃないかな。一部可視化ということであれば，その部分では，えん罪の危険というものに対して，安心感が持てないということになるかと思います。

ただ，どちらもリスクを負ってもやっちまえという話ではなくて，じゃあ，実際に全面可視化にはどの部分がなじむのであるかと。そのことに関して言えば，リスクを防ぐ手立てというのが，先ほど郷原委員からも出たかと思いますが，そのことも検討しながらやるべきだというふうに思います。それが全て整ってからということではなくて，その方向性を明確にしながら，そのために法制度も含めて何が必要なのかという議論を同時に進めていくべきだと。

実際に本人が全面可視化を望むケースとか，全面というのは全過程可視化を望むケースにおいては，それを妨げる理由というのはないのではないか，任意のケースも含めて，という整理ができるかなというふうに思います。

それと，やはり可視化には明らかになじまない事件というものもあるかと思うんですね。そ

ういうことに関しては例外としてきちっと定めていくという方向を示せればいいのかなというふうに思っております。と同時に，そのような議論，検討を進める中で，運用に関して直ちに手をつけなきゃいけない部分というのが，先ほど江川委員から出されました知的障害者に対する取調べ，これはやはり一番，えん罪を生むというのは，この知的障害を疑われる被疑者のケースだというふうに思うんです。この部分はやはり特別に全面可視化ということ，一部可視化では絶対に救えないと思います。全面可視化ということは運用でできるのではないかなというふうに，それを模索する道はないかなというふうに思っています。

ただ，知的障害を持った方の場合，全面可視化されたものを見ると，かえってどこも問題ないじゃないかということになってしまう危険も当然あるわけです。ですから，やはり弁護人の立会い，先週，私は弁護人の立会いを求めたんですけれども，やはりコミュニケーション能力に関して問題があるとか，なかなか自分の意思をうまく表現できないということですと，福祉関係の方ですよね，日頃，接していらっしゃる方だったら，この人が何を言わんとしているのか，この人はどういう傾向にあるのかということが分かるというふうに思いますので，その福祉関係者あるいは心理的なことがきちんと分かる方というものの立会い，全面可視化プラスその立会いというものを求めていけるといいなというふうに思っています。

ちょうど障害者基本法の改正案で，刑事事件に関与した障害者への配慮というものが記されるというふうに伺っておりますので，それを受けて，やはり検察だけでなく，警察も含めてですけれども，適正な取調べのために具体的な案を出していくということは，全体の可視化と別個に，これを直ちに取り組むべき部分として書き込んでいけば有り難いなというふうに思っております。

○嶌委員　皆さん言っておられるし，僕も一貫して言っていますので，余り変わらないんですけれども，やはり事件関係者の取調べに当たっては，原則として全過程を録画・録音することがいいのではないのかなと思います。先ほど，特捜とほかの案件とを分けるという話がありましたけれども，ここは検察の在り方全体を検討している会議なんだから，特捜と普通の事件とを分けるということは考える必要はないんじゃないのか。そして，今まで起きているえん罪を見ていると，別に特捜案件だけではないわけですよね。そういう意味では，可視化の問題については，原則として全過程を可視化する。ただし，生命だとか人権だとか，よく言われるのは暴力団関係者のときなんかは，後でお礼参りが来るだとか，そういった問題はいろいろあるようですから，そういうようなケースについては，検事や弁護人がきちんと話し合って，そして裁判官もそこで判断をしてもらうというようなことで，僕は調整がつくんじゃないのかなというふうに思います。

これまでは自白が最強の証拠だという基本的な考えみたいなものであったようでして，そのことが過酷な取調べ状況を生んだり，えん罪を生んだりしているんじゃないのかなというふうに思えるわけですね。そういう意味では，今，世間で我々が考えている以上に検察に対する不信があるとすると，やはり原則はこうなんだということをきちんと示すことが僕は非常に重要なんじゃないのかなと思います。起訴というのは，具体的な証拠の積み重ねから導き出した犯意と犯行の全容であって，取調べというものはそういうものを裏付けるものなんだというふうにもう一遍位置付けを考え直すということも大事なんじゃないかなと思います。

それともう一つは，今，やはり裁判員裁判というのが始まってきているわけですよね。そして，恐らく，今ほど国民が司法に関心を持っている時代はないんじゃないか。いつ自分がそう

いう場に立ち会うかもしれないという，心配も持っているわけですね。そのときに果たして自分は公正な裁判ができるのかという思いがあると思うんですね。そのときに，裁判員はいろいろな証拠，間違えないような証拠があった方がいいなと考えるんじゃないかなと思います。そういう裁判員裁判，そういったようなものを更に良いものにするためにも，なるべく多くの証拠というかそういったものが見せた方がいいんではないかなと思う。そして，どうしても都合が悪いというような問題については，やはり検察だけで判断するんじゃなくて，弁護人や裁判官とも話し合った上で，これは外に出さない方がいいだろうとか，合議の上で管理だけはしておくというようなことが，国民に対しては説得力があるんじゃないのかなと思いますね。やはり何か一歩前に踏み出したんだというメッセージを送らないと，この問題に対する関心が深いだけに，そういうきちんとした宣言を出した方が，僕はいいような気がします。

○佐藤委員　先ほど，宮﨑委員が一部可視化は極めて危険であると言われましたので，私もちょっと発言をいたしたいと思います。例えば，極端な例かもしれませんけれども，本人の意思でというか，本人が自ら出頭してきて取調べを開始するという場面を考えましたとき，自ら出頭してきたときにでも，いろいろなケースがありまして，正に本人の意思で出てきた場合もありましょうし，それから説得されて出てきた場合もありましょうし，あるいは他をかばうために自らの意思で出てくるという場合もありましょうし，あるいは正に替え玉で出てくるという場合もあります。そうすると，そういう人物が出頭してきたときに取調べをするということに相成りますと，言いなりに聞いていたのでは，これはえらいことになってくるのですよ。正に，ためにする出頭であったときには，罪なき人をおとしめる，そういう供述がないとも限りませんし，あるいは自らの意思で出てきたとしても，人というのは前回も申しましたように，それでもうそはつくのですよ。逃れたいという気持ちは消せないのです。そうしますと，その時点での取調べは極めて大事になってくる。そのときに，うそを仮に言ったとして，その供述が録画されてしまいますと，今度はその供述で固まってしまうということが十分あるんですよ。それはそうだと思いますよね。自分がうそだと思って言ったそのうそが映像になって，他の人に後刻見られるということが分かって供述しているわけですから。

　そういたしますと，もしこれがイギリスであったとしましたらば，そのまま捜査が終わって公判にいったということになれば，本人が有罪答弁するわけでしょうから，そうすると審理なしにすぐ求刑に至り，有罪になるのでしょう。仮にそうだとしても，イギリスの制度では，これは私の忖度になりますけれども，それはそれでやむを得ないことだという考え方で制度が成り立っているのではないか。日本では，それは真実でなきゃ捜査機関として何やってたんだということに相成る，そういう仕組みであるし，世論だと思いますよ。だから，そこのところを抜本的に変えてしまうのなら，それはそれで割り切りができると思いますけれども，しかしそうでない以上は，本当にこれは犯人なのか，あるいは犯人隠避なのか，本当に自首なら自首調書をまかなきゃいかんですよね。自首調書をまかなければ，これはまた刑事訴訟手続に違反するわけですから。そうすると，その時点での取調べというのは極めて重要だし，そのときの供述は重要だし，うそがうそで固まってしまうような事態というのは避けなければならないということもあるわけですよ。したがって，全過程可視化というのが危険性をはらんでいるということがあるのです。ですから，その部分だけを捉えて云々するというのはいかがかと思います。

　先ほど，但木委員が言われたように，イギリスではそもそも取調べには余り重きを置いていないんですよね。前回の法務省の説明でありましたように，せいぜい２回ぐらいの調べしかし

ない。その調べ時間も１回は３０分ぐらいだと，そういう取調べで結構だという制度なわけですから，そこを全面可視化したって痛痒がないんですよ。ですから，困ったということにはそれはならなかったんだと思いますよ。我が国では困りに困るんですよ，これは。何とかしてもらわないと，これはもう困るということなんです。

○原田委員　郷原委員が言われた三つ目の問題で，先ほどからもかなりの皆さんもおっしゃっていた知的障害者の全面可視化というのが，僕はいいと思います。私も知的障害者で，但木委員もおっしゃっていたような，加害者が知的障害者で，被害者も知的障害者だった事件がありまして，これはものすごく難しかったです。結局，無罪にしましたけれども。非常な困難を伴う問題です。

それからもう一つは，龍岡委員が最初に言われていた少年の事件も，全部録音を聞いておられたら非常に参考になったと言われていたと思います。私も可視化したＤＶＤを見たことがあります。少年が実行行為を全部したのですけれども，それを指示した成人がいたというのです。それをいたと自白していたのに，起訴後は全面否認したのです。そのＤＶＤを見ますと，皆さんは，恐らく読み聞けというと検事が全部読み上げてこれでいいのかと聞いて署名を求めると思われるでしょうが，そうではなくてものすごく丁寧でした。一言一言チェックしていくんですね。でも，恐らくそこに至る前に，きっと共犯者は全面否認しているのですから，聞いていると思うんです。例えば，「お前，そう言うけれども，共犯者は全然否認してるよ。」と，そのときどういう反応だったかというのを是非知りたかったと思いました。

ですから，どこかから始めるというのであれば，知的障害者と少年から始めるのがよいと思います。

話は違うのですけれども，この前，ちょっとお話ししたように，日弁連と最高検がガチンコ勝負になってしまうのはこれでしょうがないと思うのです。双方，そういう現場で戦ってますから。でも，法務省は，僕も法務省に６年間いたのですけれども，検察の利益代表ではありません。法務省というのは司法全体を見ていますから，検察のことをもちろん考えます。しかし，検察はこれでいいのかを常に考えています。確かに検察の現場の声は，これだと真相解明に困ると必ず言うと思います。しかし，それはそうだけれども，それで本当に検察が将来を保っていけるのかという角度から常に考えていると思います。法務省と最高検とは別ですから，ここで最高検の報告があったから，それに従っていればよいということはありません。本当に検察がこれで１０年，２０年先やっていけるのかという視点から，法務省として，考えておられると思うのです。だから，そういう視点で是非，この問題は解決してもらいたいと，こんなふうに思っています。

○井上委員　主観的な要素なども，客観的な証拠で立証した例が幾つもあるじゃないかということなのですけれども，そういった例が幾つかあるという話ではなく，全体として，どの程度の影響があるのか，どれほどの支障があるのかが問題なのだと思うのです。ですから，そこのところはやはりきちんと見極めないといけない。

それに，前回お配りしたペーパーで指摘しましたけれども，主観的要素だけの問題ではないのです。供述証拠は，いろいろな点の証明に使われており，全体としてそれにかなり依存する構造になっているので，それをどう変えていくかという議論をしないと改まってこない。これは但木委員と同意見です。

次に，外国のことについて，それぞれあるところを取って，その国に行ってみたら，こうい

うことを言っていた，ああいうことを言っていたと言われる。私は，外国法の研究を結構長くやってきましたので，そういう議論の仕方は非常に問題だと思うのです。

後藤委員は，可視化している諸外国と日本では大した違いはないと言われたけれども，実はそれぞれ相当違うというのが，長年研究してきた印象です。だから，それぞれの全体的構造の中に置いて見てみないと，ある現象の持つ本当の意味合いは分からないというのが実感です。

もう一つ，自白がとれなくなるという点について，後藤委員は，無理な取調べをして自白を取っているのが取れなくなるとしても，それは本来やってはいけないことをやっているのだから，取れなくなっても当然じゃないか，とおっしゃったのですけれども，それはそのとおりでしょうが，捜査の第一線の人たちが懸念しているのは，むしろ，ノーマルな，別に問題のない取調べをして任意性も真実性もある供述が得られているのが，かなりの程度得られなくなる，それでいいのかということではないかと思うのです。私も，そういった懸念が完全に裏付けられているということまで言うつもりはないのですけれども，そういう懸念が現に多くから示されている以上，この前も申し上げたように，真剣に検討し検証しないといけない問題だと思っているわけです。

新たな捜査手法については，宮﨑委員も石田委員もレベルが違う問題だし，それはそれで別に検討すれば良いのではないかと言われたのですが，私は，但木委員と同じ意見で，この前のペーパーにも書きましたけれども，全体的な構造を変えていく，あるいは変わっていくという話なので，一緒に検討しないといけないのではないかと思うのです。司法制度改革審議会のときも，そういう視点で意見を言いましたし，国会の附帯決議で新たな捜査手法についての検討ということも一緒に載っているのも，そういう意味だと私は思っています。これに対しては，法務省は１０年もの間，何もやってこなかったじゃないかという反批判もありましたが，そんなことを言ったら，どちらもどちらだと思うのです。両者がガチンコ状態で動かなかったというのはそのとおりで，私たちから見ると，非常に腹立たしく思っていたのです。

そんなことばかり言っているのではなく，前も言いましたけれども，その問題に本格的に取り組む場を設け，逃げていないで正面から議論を，両方の問題を含めて全体的に幅広く議論する必要があるということを本会議としても提言すべきだと思うわけです。そういう全体構造ないし状況の中で，運用とはいえ，検察としていきなり全面，全過程の録音・録画を原則にさせると，そう決めようというのは，やはり無理だろう。これも，この前目したことですので，このぐらいにしておきます。

○後藤委員　井上委員がおっしゃるように，外国のことというのはそう簡単には分からないですよね。それは井上委員の講義を数時間聞いてもイギリスのことが本当に分かるかというと多分なかなかそうではない。それくらい難しい問題だと思います。ただ，やはりある切り口で見て比較するということも，一応せざるを得ないのかなと思うんですね。そういう意味で言うと，先ほどの佐藤委員のお話をもしイギリスの警察官が聞いたら，ちょっとカチンと来るかもしれないなと思います。つまり，イギリスだって，別に自首してきたら自動的に有罪にしてるわけではなく，ちゃんと裏付け取っているんですよと，多分彼らは言うんじゃないかなと思います。

それから，私は，日本と諸外国が全く同じだと言っているわけではなくて，確かにそれぞれ違いがあるわけですけれども，それを余りに過大に見るのはいかがなものかということを申し上げているつもりです。

○石田委員　井上委員が３点ばかり重要なことをおっしゃいましたので，それに対する私の考え

を，項目だけ申し上げておきたいと思います。

まず，自白調書がなければ主観的な事項が立証できない事案もある，全体的に考えなければいけない，それはそのとおりだと思いますが，例えば，殺意の問題であるとか，目的犯における目的は，むしろ今の基本的な傾向は，そういった自白がなくても立証が可能な方向になっている，そういう一般的な傾向があるということが第１点。

それから，可視化をすれば自白が全くなくなってしまう，そして自白調書をとってはいけないということを言っているのではなく，適正な方法でもって自白調書をとれば，それでもって任意の形で自白が出てきて，十分に主観的事項についての立証も可能になって来ると，そういうことを申し上げたいと思います。

それから，問題がないというような捜査あるいは取調べの場合には，それならば別に録音・録画しても構わないじゃないのという反論ができるのではないかと思います。この点はもう少し細かく，いずれの機会にお話をさせていただきたいと思います。

それから，捜査手法との関係ですが，これは今の議論というのは，卵が先か鶏が先かといったような議論になってしまっていますが，しかしむしろ，全面的に録音・録画あるいは弁護人の立会いを認めるべきだという主張は，我々がかなり前から言ってきたことであります。そして，それに対して捜査手法はどうなっているかと言いますと，むしろそれはどんどん，法ではなくて運用のところで，ものすごくいろいろなことがなされてきていると，私に言わせれば違法すれすれのところまでできているのではないかと思います。例えば，通信傍受の問題などは，もちろんそれは限定的ではありますけれども，今はむしろいろいろな組織犯罪等は，傍受されるからなのかもしれませんが，電話などでやるよりも，例えば，携帯のメールでやれば，傍受がどういうふうにやるのかというのはよく分かりませんけれども，傍受ではなくて，今般の事件であったように，メールであれば事後的にこれを検証する事が可能になってくる。そして，例えば，潜入捜査であるとか，あるいはおとり捜査等の問題などでも，特にそれが余りひどいものでない限り，特に違法収集証拠として否定されるわけではない。

そういったＩＴ関連でも，あるいは捜査手法の問題でも，今，但木委員あるいは佐藤委員がおっしゃったような形での捜査というのは，現実的には今の法制度の中でも可能であるし，そして現実に行われているのではないかというふうに思います。

ですから，どちらかが先行しなければいけないということではもちろんないんですが，むしろ取調べの実体的な，実質的な検証を今こそやらなければ，そういった捜査手法が進んでいる中では，ますますこういう問題が起こってくるのではないかというのが私の意見です。

○高橋委員　私は司法が専門ではないもんですから，ずっとこういう議論を聞いていますと本当に混乱するのは，本当に全面可視化したらどのぐらい自白って減るのか，減らないのか，例えば，若狭元特捜検事は３割から４割はできないというし，いや，そんなことは絶対ないという人もいる。今の法律の範囲内でできる，いや，できないという人もいるし，両側から。もうよく分からないというのが正直なところなんですね。そうはいっても，先ほど，江川委員が言われたように，そうこうしている間にえん罪が生まれるんだというのも，これまた確かです。ただ一方で，大きい話を１０年，棚ざらしに誰がしたのか分かりませんけれども，大きい話が全然進んでいないじゃないかというのも，これまた確かなので，ソリューションベースで考えるならば，やはり本当は，それは検察の方はプロですから，お任せして，例えば録画だって，ここからここがいいというんだったら，そこでもう判断していただいてと，信用できるんだった

らそれが一番良いんですよね。間違いなくいいんですけれども，それじゃあ信用できないというふうになってしまったわけですから，そうしてしまったのは，前回も言いましたけれども，検察自身の責任も極めて大きいわけですから，ここはやはり第一歩としてほかの話を進めるにしても，例えば，皆さんのお話を聞いていて思うんですが，直ちに，例えば特捜部の案件とそれから知的障害者とか，この辺は全過程の可視化を直ちにやる，例えばですね。だけれども，それ以外，どこまで可視化とかほかのことを進めるのかというのと同時に，やはり全体の刑事司法の在り方を根本的にどう変えるんだとか，代替手段をどうするんだとかというのをはっきり言って，例えば期限を切って，１年なり何なり早急に詰めて欲しいと。

もうちょっと言えば，私は是非報告の中に，ここまで，これだけ環境が変わっているにもかかわらず，そういうふうにある意味，可視化も含めてですけれども，全ての問題をなかなか大きく，もちろん井上委員とか大分御苦労されて進められた部分もあるんだと思うんですが，大きくやはり対処してこなかったのは司法全体の責任なんだと，誰かの責任というよりも。だから，それを早急に進めるべきなんだというようなところは是非どこかに入れていただけたらいいんじゃないかと。

それはそれとしてやると。だけれども，取りあえず，そうはいってても，ここの限定した部分だけの全過程可視化はやるみたいな，何かそんな感じの，私はこれは飽くまで今，私自身の意見でありますけれども，そんなふうに早く第一歩と大きな話とを幾つか分けて，この会合のアウトプットとして何を出すべきかということをまとめに入っていただかないと，延々と，いや，絶対，自白減る，減らない，減る，減らないと言われても，素人としては正直言ってよく分からないと，そんな感じでございます。

○龍岡委員　屋上屋を重ねるような話なのかもしれませんけれども，先ほど指摘ありましたように，知的障害者とか少年については，やはりこれは可視化する必要性はあるし，また，それは可能なんだろうと思いますね。そういうところから実際やっていくということは考えられる。しかし，ほかの問題については，佐藤委員が指摘されたような問題，私はやはりそういう面もあるんだろうと思うんですね。しかし，それはどの程度，どういう事件にあるのかということをある程度，検察の方から示していただかないと，抽象的なそういう議論で，だからだめなんだということにはならない。

そういう意味では，今回，最高検が示された指針でまず第一歩を踏み出す，試行していく，その中からいろいろな実例を踏まえながら，検証しながら問題点を指摘して，そして段階的に，指針はそこまでいっているわけではないのかもしれませんけれども，段階的に広げていく。最終的な方向としては，恐らく全段階可視化というのが一つの方向だろうと思うんですが，そこに至るまで，検証をきちんとやっていく必要がある。いきなり全面可視化に踏み込むというのが果たしていいのかどうかという点はやはり，問題があるということが言われているわけですから，それを具体的に指摘していただいた上で，つまり，いろいろな検証の結果について適切に報告していただいて，それを踏まえて議論をしていくと，そういう段階を踏んでいくことが適切ではないかと思います。

それから，この可視化と代替手段の問題ですけれども，これは先ほど，井上委員が言われたように，私は，やはり正面から議論する場が絶対必要だろうと思うんですね。これは，但木委員も言っておられるとおりで，可視化が進められるとなると，やはりそこに問題が出てくる可能性がある。諸外国の例に，私は詳しいことは存じませんけれども，可視化にいろいろな支障

があるとすればそれは何かを考えながら，日本の風土に合った，日本人の人情というか，そういったものに合った代替手段・方法といったものを正面から議論していく場をつくっていくべきではないかと思います。これらのことも，段階を踏んで進めていくというのがいいのではないか。ただし，大きな方向としてこうだということは，この検討会議としても方向性として打ち出すことは役割だろうと思いますね。細かい点については，十分適切な場所，委員会とか，その他のところで十分議論していただく，研究もしていただかなきゃならないだろうというふうに思います。そういうことで，全面可視化にいきなり踏み込むということについては，私は，やはり今の段階では疑問があると，こういうふうに申し上げたいと思います。

○千葉座長　皆さんから大変いろいろな部分を念頭に置きつつ，それから，今後の進め方・プロセスなどにも思いをはせつつ，御意見をお出しいただいたと思っております。

本日の会合の後半部分では，皆さんから，可視化を中心として御意見をいただき，大分共通の土台が出てきた気がいたします。今日，私の大くくりというか，幾つかの進め方のプロセスをお示しをさせていただきましたが，今日皆さんからお出しいただいた大変貴重な御意見や御議論も併せまして，更に次回あるいは次々回までに，少し骨になるようなものをまとめてみまして，また皆さんに御議論いただくことにしてまいりたいと思います。御意見がございますれば，その間にもお出しをいただきたいと思っております。

それでは，この部分につきまして本日の御議論は一応区切りをさせていただきたいと思います。

次回の会合につきましては，この間，韓国視察がございますので，その結果報告を行い，その上で，検察の在り方の総論としての「検察官の使命・役割」，それから「検察（特捜部）の組織とチェック体制」，「検察官の人事・教育・倫理」について，まとめて御議論いただいて，また方向を探っていきたいと思っております。

○高橋委員　サーベイなんですけれども，一応もう締切りまして，今，集計中のようですが，大体回答率９０％ぐらいいっているようでございます。この手のものとしては結構高い数値であるという感じではあります。ここ数日で，数字の単純集計は出せると思いますので，次回に，私の方で分析して御報告いたします。ただ，自由記入欄がかなりたくさんあるという話もあって，それがどこまでどのぐらいの時間でうまく集計をまとめきれるか，３月１０日に間に合うかどうか分かりませんが，数値の部分は間違いなく１０日に御報告できるんじゃないかなと，そんな感じでございます。

○千葉座長　ありがとうございます。そういう御報告もいただければ，次回の議論にも大変役に立つのではないかと思われますので，どうぞよろしくお願いいたします。この間，御尽力ありがとうございます。

大変中身のある御議論をいただくことができたのではないかと思っております。本日の会合は終了させていただきたいと思います。

来週は，３月６日から８日までの間，韓国視察を予定をいたしております。詳細は事務局から個別に御案内させていただいております。せっかくの視察ですので有意義なものになるように，皆さんの御協力もお願いします。

次回は３月１０日の午後１時３０分ということになりますので，よろしくお願いします。

－了－

検察の在り方検討会議
第12回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年３月１０日（木）　自　午後　１時３０分
　　至　午後　５時０４分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
１　意識調査（サーベイ）の結果報告
２　「検察官の人事・教育・倫理」についての議論
３　「検察（特捜部）の組織とチェック体制」についての議論
４　「検察の使命・役割（総論）」についての議論
５　韓国視察の報告
６　その他

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第１２回会合を開会させていただきます。本日も皆様大変お疲れ様でございます。

まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局（黒川）　本日，皆様のお手元にお配りしております資料のうち，事務局で用意させていただいたものは３点ございます。資料１は議事次第，資料２は韓国視察の概要，資料３は検事に対する意識調査の集計結果でございます。そのほかに皆様のお手元には，本日の議事等に関しまして，石田委員，江川委員，高橋委員，宮﨑委員がそれぞれ御準備された資料をお配りしています。本日の配布資料は以上でございます。

１　意識調査（サーベイ）の結果報告

○千葉座長　それでは，議事次第１，「意識調査（サーベイ）の結果報告」に入りたいと思います。検事に対する意識調査につきましては，当検討会議として最高検に提案をいたしましたところ，最高検におかれまして，当検討会議で作成した質問票を用いて意識調査を実施され，その結果が事務局に報告されましたので，事務局からその概要について，まず報告をさせていただきます。

○事務局（神）　検事に対する意識調査の結果につきましては，お手元の資料３を御覧ください。１ページ目にありますとおり，本調査は，検事１，４４４人を対象とし，平成２３年２月１４日から同月２８日までの１５日間に，外部の業者が作成・管理するアンケート回収用のウェブサイトに，検事が無記名で入力する方式によって実施いたしました。その結果，回答数は１，３０６人，回答率は９０．４％でした。

資料３の２ページ目には，経験役職，特捜部勤務経験，本省勤務経験の長短等の回答者の属性の割合が記載されています。

また，３ページ以降には，１問から６２問までの質問に対する個々の集計結果が記載されています。各質問に対応する円グラフと，その右の全体の欄は，選択肢別の回答の割合を表しています。そして，その下の《属性別》の欄には，所属組織，経験役職歴，特捜部勤務経験歴の違いによる回答の傾向が分かるように，回答の平均値が記載されています。この平均値は各問の選択肢１の「大変良く当てはまる」を１点，選択肢２の「まあまあ当てはまる」を２点，選択肢３の「どちらともいえない」を３点，選択肢４の「あまり当てはまらない」を４点，選択肢５の「全く当てはまらない」を５点とみなして，それぞれの属性別に，検事が選んだ選択肢の平均を点数として算出したものです。

例えば，３ページ目の問１，「日々の仕事において，自分は，事案の真相を明らかにし，刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを第一の目的として判断や行動している」の欄を御覧ください。このうち，円グラフの右側にある全体欄を見ますと，１の「大体良く当てはまる」が８２．３％と多く，続いて２の「まあまあよく当てはまる」も１６．５％であり，その結果，平均値も１．２となっています。また，その下の《属性別》という欄があり，このうちの「経験役職」の平均値を見ますと，「副部長（経験者）又は次席検事（経験者）以上」の経験を有する者の平均値が１．１，「勤務年数５年以下」の平均値が１．３と，それほど開きがないこ

とが分かります。

次に，１９ページを開いていただきまして，問４９，「土日に休みが取れないことが日常的にある」の集計欄を御覧ください。全体欄の一番下の「平均値」は２．６となっておりますが，これは全検事の回答が選択肢２の「まあまあ当てはまる」と選択肢３の「どちらともいえない」の中間辺りの２．６点が平均値であり，検事全体の回答としては，土日の休みが取れないことが日常的にあることが，比較的まあまあ当てはまるに近い傾向にあることが分かります。

また，この問の《属性別》の欄のうち，「経験役職」の平均値を見ますと，「副部長（経験者）又は次席検事（経験者）以上」の者の平均値が３．５となっていて，比較的休みが取れているのに対し，「勤務年数５年以下」の者の平均値が２．２となっていて，なかなか休みが取れていないという結果が出ており，この点についてかなりの開きがあることが分かります。

なお，本調査の回答欄の自由記載欄の内容につきましては，現在，記載された意見の大まかな累計ごとに数を集計し，その数をお示しするという予定で作業を行っていますが，何分回答数が多いことから本日には間に合わず，来週の会合で御報告する予定です。

○千葉座長　ただ今，報告がありました検事に対する意識調査の結果から，どのような傾向を読み取ることができるのかなどにつきまして，この種の調査の知見が豊富な高橋委員からコメントをお願いできますでしょうか。

○高橋委員　私の資料，「検察官サーベイ質問部分集計結果解説」をベースにお話をさせていただきたいと思います。。

まず最初に申し上げたいのは，全体的に言いますと，回答率が９０％を超えるというのは，同様の他の調査と比べても明らかに高いと思います。検察官だけ，普通の企業で言えば管理職クラスといいますか，そのクラスだけを対象にしているのだから高いだろうとは思っておりましたけれども，一般的に言うと，普通の社員も含めて７，８割ぐらいなのですが，９割というのは明らかに高く，関心の高さを表しているなと思います。

さて，早速内容ですけれども，一つは問１，当然と言えば当然ですが，非常に点数が低いといいますか，要するにポイントが高い。「大変良く当てはまる」人が非常に多いわけですね。それからもう一つ，問３を見ていただきますと，「現在，自分が検察官であるということを，仕事以外の日常生活において，誇りを持って人々に話すことができる」，これも「大変良く当てはまる」が５０％で，これだけ世の中の不信とか，あるいは厳しい風のある中でも，やはり相当，検察の方々，検事の方々はいわゆる使命感とか誇りとかというのはまだまだ相当のレベルでお持ちだなということが分かります。

具体的な中身に更に進んでいきますと，リーダーシップ関連に関わる項目でちょっと課題として気になるところが幾つかございます。例えば一つは，問５，「日々の仕事の中で，検察官としての自己の判断より，組織や上司への忠誠が優先になったことがある」か。回答種別１だけですと３．５％。少ないように見えますが，２も入れますと２０％を超えるということですね。特に注目すべきは，「経験役職」別で見ますと，「副部長（経験者）又は次席検事（経験者）以上」は３．９ですから，ほぼ４，要するに「あまり当てはまらない」なんですが，「勤続年数５年以下」の場合は３．２に下がってまいりまして，「どちらともいえない」に近いくらいの平均値になってくるということですね。

一方で，問１０，「上司や幹部は，部下の報告や意見を真摯に受け止めてくれる」，これは全体としても「大変良く当てはまる」と「まあまあ当てはまる」を含めますと８８％ですから，

非常に高いですし，かつ，経験年数別でもほとんど差がなく，管理職も若手も同じなんですね。ですから，ちゃんと聞くという態度は，皆さん総じてお持ちなんです。

ところが，問１３，「上司の方針や指示と異なる意見がある場合には，反対意見を述べている」は，「まあまあ当てはまる」以上が８４％。ただ，「経験役職」別の開きがはっきりしてきまして，１．６，１．９，２．２と，若手にいけばいくほど反対意見を述べているという点数が少しずつ，「大変よく当てはまる」から遠ざかっていくという傾向があります。どうも萎縮と言うか，若手の人達に衝突回避の傾向が多少あるのではないのかなと思います。上からすれば，どんどん言ってくればいいんだよと言うけれども，どんどん言えるという雰囲気でもないなと感じている，あるいは自己規制している若い人たちが，幹部が思っているよりは増えているのかもしれないということが少し読み取れますね。

その傾向は次に，問３５，これはとても重要な部分ですが，「自分が起訴し又は公判を担当した事件が無罪になると，自分のキャリアにとってマイナスの影響があると感じる」ということが，「大変良く当てはまる」が８％，「まあまあ当てはまる」が２２．８％ですから，合わせて３０％を超えるんですね。これも見ていただきますと，「副部長（経験者）又は次席検事（経験者)」以上で３．４なのですが，「勤続年数５年以下」の若手になると２．８になってきます。２．８ということは３を切っているわけですから，若手になると，どちらかといえば若干，マイナスの影響があると感じている方に，平均点がきているということになります。

同じようなことが問６０，問６２にもあります。これは結構重要な部分だと思うのですが，問６０，「不正行為を内部通報したり幹部に直訴した人は，人事上の不利益を被る可能性があると感じる」が「大変良く当てはまる」と「まあまあ当てはまる」を合せますと２３％くらいになるわけです。これが「副部長（経験者）又は次席検事（経験者）以上」は３．７に対して，「勤続年数５年以下」だと３．０。３．０ということは「どちらともいえない」というのが平均値ですね。同じように問６２，これも非常に近い傾向で，「パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの被害を直訴すると，人事上の不利益を被る可能性があると感じる」というのも，ほとんど同じような傾向になってきていますね。ですから，若手の方にいけばいくほど，こういう不利益がありそうだと思っているということですね。

一方で，その前の問６１，「パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと感じる行為を，目撃したり聞いたり体験したりしたことがある」ということですが，これは「大変よく当てはまる」が１４％，「まあまあ当てはまる」も含めると，ほとんど４５％になるんですね。これはやはり早急な対策が必要だと思いますが，逆に，ここはそれほど経験年数とは関係がない。ですから，起きている事に関する認知は経験年数と余り関係ないのですが，それを直訴したり，何かしたときに自分が不利になるかもしれないと思っている人たちが，いろいろな意味で若手に多いということです。

恐らくこれは，上の人たちから見れば，そんなことするつもりはないし，してないんだよと言われる方も多いのかもしれませんが，問題なのは，事実として不利になっているかどうかよりも，若手の人たちがそう感じているかどうかということなので，もしそう感じているという人たちがそれなりにいるのだとすれば，それはリーダーシップスタイルの問題，つまり，それを感じさせてしまう幹部のリーダーシップスタイルに課題があるという読み方もできるのではなのかというふうに思います。

それから，戻りまして，問８，「検察官としての心構えについては，同じ考え方が組織の中で

共有されている」，問９，「検察官としての心構えについて，職場であるいは上司から語られる機会が多い」は，１と２で７５％から８０％です。

問１１，「上司や幹部の意見や判断には，学びや気づきが多く含まれている」は，「大変良く当てはまる」だけでも５０％に近いのですが，それに比べると問８と問９の組織共有というのが，普通の会社に比べれば，まだ悪い方ではないとは思いますが，若干低い感じがあります。つまり，上司から学ぶことがすごくあるということについて，５０％は「大変良く当てはまる」と言っているのに，「同じ考え方が組織の中で共有されている」，あるいは「上司から語られる機会が多い」は，「大変良く当てはまる」が２８％になるということは，どちらかというと，上司からの指導は個別具体的な案件を通じて知恵の伝承というのはそれなりにされているにしても，いわゆる心構えとか行動規範のような，いわゆる暗黙知的な部分の伝承の方が，，それに比べると少し弱いかなという感じもここではいたします。それから次が，問１６，問１７，問１８。この辺はチームワーク，部下の成長支援あるいは苦境に陥った時の効果的な支援は，総じて比較的，普通の会社と比べれば，恐らく高いと思います。ですから，少なからず，幹部は，チームワークとか部下の支援とかいうことを結構それなりにやっている人が大多数ではあるのです。

一方で，問１４で，「上司や幹部は，自らの判断に誤りがあると思えば，躊躇なく判断を変えている」になると，少しそれが減るという感じですね。

これだけではないのですが，これ以外の項目もいろいろ見ていきますと，どうも感じるのは，リーダーシップそのものが非常に低下しているということはないのですが，よくも悪くも上下関係での部下との関係性をつくっていく，いわゆる上下型の統率型のリーダーシップというものはちゃんと多く機能しているのかもしれません。私は，ソフトリーダーシップという言葉をよく使うのですが，変化の激しい時代というのは，部下から言われて素直に自分の過ちを認めて変えようとか，あるいは上が一方的に部下を指導するというのではなく，お互いに刺激し合うとか，上下の関係だけにこだわらない様々なリーダーシップが求められる時代なんです。ちょっと古いタイプのリーダーシップというか，今でも重要なのですけれども，そういうものはそれなりにちゃんとあっても，もう少し柔軟性があるソフトなリーダーシップのようなものには，もう少し課題があるのかもしれないということです。

さて次が，私が以前，提言として述べさせていただいた三つの能力，リーダーシップと基盤的能力と専門的能力の問題です。基盤的能力については，問１９，「法と証拠に基づき立証可能かどうかの判断を，自分自身で的確にできているか，不安になることがある」。いわゆる立証可能不安と書いてありますが，これが１と２で４５％。当然ですが，「勤続年数５年以下」が２．３と高いです。

それから，問２０，「自分は取調べで，相手が真実を語っているのかどうかについて，的確な心証を得ることができている」，これも若手が少し自信がなくなってきています。

それから，問２６，「取調べ，証拠の分析など，検察官に共通して求められる基本的能力が，一部の検察官において不足しているのではないかと不安になることがある」というのが，「大変良く当てはまる」が１５％で，「まあまあ当てはまる」が４４％ですから，やはりこの辺りに課題がありそうだなということです。

問２７，「そのような基本的能力を若手に伝承するための，職場での日常的な指導や学習の機会が十分ある」かというのは，１と２を足して半分強ですから，それなりにあると言ってい

る人も半分くらいいるんですけれども，半分弱の人はどうかなという感じです。ということを考えてみても，やはり基盤的能力，特に若手を中心にした基盤的能力の伝承というのは，一つの課題として認識すべきだなということです。

それから，次が専門的最新能力です。問２３のＩＴ技術対応に典型的に出ているのですが，「捜査に当たり，ＩＴ技術の進歩による情報処理の変化を十分考慮した対応が，組織として行われている」と思うというのは，経験年数等にかかわらず，平均で３．１。「どちらともいえない」が真ん中くらいですから，相当多くの方々が，ここには問題意識を持っているということが言えます。問題意識を持ってはおられるんですが，問２５，「一般的な常識や過去の事案の経験だけでは判断が難しい事案に対応することができるように，日頃から，研修や勉強会などを通じて，組織として，専門的知見の収集が十分に行われている」と思うかどうかというと，やはりこれも平均値が２．６ですから，さっきのより多少良いですけれども，ちょっと不安に感じている人，どちらとも言えない人が半分近くですから，結構多いなという感じですね。

更に，問２９を見ていただくとこれが顕著に出るんです。「自分は検察官に共通して求められる基本的能力以外にも，特定分野についての検察官としての専門性の獲得に日頃から努めている」というのがちょっと心もとない数字となっておりまして，「大変良く当てはまる」が７．４％，「まあまあ当てはまる」も３０．６％です。どうも皆さん，ＩＴも含めて，いろいろな新しい専門的な知識が必要だし，組織でもまあまあそれなりにある程度やってるのかもしれませんけれども，じゃあ，あなたはやってますかと言われると，私はちょっとと。つまり個人の自己啓発のレベルに任せていては，この不足感というのは無理だな，カバーできそうにないなと，相当，組織的な対応が必要だなということが改めて分かります。

それから次が，いわゆる人事関連です。人事関連に対する不満というのは大体どこの会社でも，例えば，もらってる給料は十分ですかと聞けば，十分とは普通答えないので，そんなに高くなるポイントではないのですが，それでも幾つか気になるのが，問３１，「部長以上の幹部に登用される人は，それにふさわしい人たちである」。これは１と２で何とか５８％にはなるので，普通の会社に比べれば良いかなと思うんですけれども，ちょっとこれはどうかなという感じもありますね。

それから，あと問題なのが昇進，考課，恣意性の問３７で，「昇進や人事考課の判断は，上司との人間関係や上司の好き嫌いなど恣意的な要素による影響を受けていない」と言えるかというと，３９％，４割くらいしか言えないんですね。６割以上の人は，恣意的な判断を受けてるかなみたいな感じが出てきます。

あと，問３９，「自分は将来検察庁の最高幹部になりたいと思う」という人は，それほど多くはないんです。やはり思ったとおりで，もう今は，出世指向が日本全体で落ちてきています。ただやはり，問４０，「同期の検事の異動先や職務内容が気になる」というのは１と２で半分ぐらいあり，典型的なパターンではあるんですが，自分が上の方までいきたいと考えている人は非常に少ないのですが，同期の中の平均よりは遅れたくないというぐらいの感じを持っている人はそれなりに多いんだろうということですね。これは今の日本の組織としては典型的な部分だと思います。

リーダーシップスタイルの問題もありますが，人事判断に恣意性，つまり，結構偏った判断があるのではないかと感じている人がいるということは明らかに要改善項目になります。特に，自分自身の評価でも，問３３，「異動や転勤は，本人の適性や能力を十分考慮して行われてい

る」というのが，結構低いです。

それから，問３８，女性検事の活躍の障害も結構多いと言っている人が多いです。

次に，取調べ・捜査の適切性です。これは本当に正直に答えていただいたなと思うんですが，問４４，問４５，問４７，いわゆる消極証拠を尊重しているとか，見立てと矛盾したものを報告しているとか，上司は物的証拠を求めるとか，この辺りはおおむね良い数字なんですが，問４４と問４５が若干やや若手が低い傾向にあります。一番ポイントなのは問４６ですね，粘り強く意見具申するは１が大分減り，特に若手で低いということです。一応言うけれども，どこまで粘り強く言うかというのは，若い方になってくると，それほど粘り強くまでは言ってないという傾向が出てきている。特に，これは直訴に対する不利益予測みたいな話と関係しているのではないのかなという感じがします。そこまでコンフリクトを起こして，一応言うけれども，聞いてくれないんだったらしょうがないんじゃないのというぐらいの感じの人が若手に少し見られるな，結構少なくないなという感じです。

それから，皆さん，御興味のある供述調書の証拠採用が否定された人，けられた方の経験者は４％ですが，ただポイントになるのは問５５，「取調べについて，供述人の実際の供述とは異なる特定の方向での供述調書の作成を指示されたことがある」というのが，「大変良く当てはまる」が６．５，「まあまあ当てはまる」が１９．６で，足すと２７％ぐらいになるんです。これははっきり言って恐らく多くの方々が思ったより多い数字なんじゃないかなと思います。

同じように，問５８，「任意性，特信性に問題が生じかねない取調べであると感じる事例を周囲で見かけたり，聞いたりすることがある」，これも２８％ありますね。私の印象は，結構多いなという感じです。特に，取調べというのは比較的密室で行われているものなわけですから，みんなの面前で行われているものじゃないにしても，これだけあるということです。特に，前にも申し上げましたハインリッヒの法則みたいなことを考えると，不適切な取調べが３００件あり，，問題が２９件ぐらい生じて，重大な事態が１件生じるということからいくと，この数字は明らかに多すぎるなという感じがします。

それから，独任制，一体性の原則とか，当然ですが，取調べが困難になってきている，取調べ以外の捜査手法が必要だというのは非常に問題意識が高いということですね。

最後に，業務量ですが，これはさっきも事例で言っていた，問４８，問４９辺り，「担当業務量が多すぎる」，「土日に休めない」，「人員が不足している」，相当意見が出ております。特に，「土日休めないのが日常的だ」というのが非常に若手に多くて，地域差でも，大阪とか幾つか，地域的に特に繁忙感が強いところがあるということです。

それから心配なのがメンタルヘルス。問５１，「メンタルヘルスの問題や心の疲弊は他人事ではなく，自分も同じような危機を感じている」，１と２を合わせますと３７％。特に若手，中堅に高い。ですから，幹部の方々が思っている以上に，結構心が疲れてきている人が少なくない感じが出てきます。

その他で言いますと，「公益通報者保護法に基づく内部通報制度がどのような制度か良く知っている」という問５９が，非常に点数が低いんですね。特に若手においては，「大変良く知っている」という人が非常に少ない。だから，これじゃあ内部通報制度はなかなかうまく機能しないだろうなと，要するに周知徹底自体が不足だなと感じます。だから，これ自体に頼っても今のところこの時点では難しそうだなということです。

最後に，今後の組織ごとの取組課題の明確化とアクションプランへの展開です。例えば，地

域ごととか対象ごとにいろいろ課題が明確になってきますから，是非そういうことを組織の中で問題意識として持っていただき，アクションプランに展開していただきたいということ。

それから，課題項目が幾つかございますが，こういうものの経年変化が重要ですから，改善していっているかどうかということをきちっと検証していくことがとても重要なので，是非このようなサーベイを継続して検察組織内でやって検証していただきたいと思います。

○千葉座長　大変分かりやすい解説をいただきました。高橋委員のコメント，あるいはこのサーベイの結果等で御質問，御発言がありましたらお願いいたします。

○高橋委員　１点だけ，補足しておきます。表みたいになっているものが３ページほど，資料の最後についていますが，これは平均値をざっと一覧表で分かるようにし，「所属組織」，「経験役職」，「特捜部勤務経験」，ごとの偏差値を出しています。この偏差値の偏差の数字が大きいということは，例えば，「所属組織」の偏差の数字が０．３と大きく出てくる問は，組織によっての差がすごく大きい。これが０．０だったら完全にフラットで組織による差が全くないということなので，所属組織差があるか，経験年数による差があるかという辺りを見ていただくのには，この数字をぱっと見ていただくと，大きければ大きいほど差が大きいというふうに御理解いただいたらと思います。

ちなみに，特捜部については勤務経験があるかないか，６年以上かで見たんですが，結果的に勤務経験が６年以上という人は比較的違う数字が出てくるケースがあるんですが，要するにほとんど幹部なんです。特捜部に６年以上いる方というのは一定以上のレベルの方なので，経験年数，役職の効果と混ざってしまって，今回は多くの質問で同じ経験年数で特捜部経験があるかないかというような意味での差は余り見られていない。ただ，役職・経験年数による差は多くの質問で相当の差が出ているということが言えると思います。

それから，自由記載の部分については，まだ見始めたばかりで，整理をしていただいているところなので，来週にはまとまった形で御報告ができると思っております。

○千葉座長　自由記載の部分と，今日のこの結果をもう少し精査をしていただいて，また次回にお願いをさせていただければと思います。

○後藤委員　この属性別の平均値で，どれぐらい違いがあったら重要な違いと考えられるか，そのような基準がありますか。

○高橋委員　いえ，それ必ずしも言えないんですけれども，ただもし厳密に言うとすれば，後ろの，さっき申し上げた偏差値ですね。偏差値を見ていただければ大体，この偏差値が０．２から０．３ぐらいになってくると，これはかなり有意な差があるなというふうに考えていただいていいんじゃないかと思います。

○千葉座長

それでは，これで議事次第１の「意識調査（サーベイ）の結果報告」については区切らせていただきたいと思います。

２　「検察官の人事・教育・倫理」についての議論

○千葉座長　ここからは，検討事項についての二巡目の議論に移らせていただきたいと思います。本日は，検討事項の四つの柱のうち，前回会合で御議論いただきました「検察（特捜部）の捜査・公判活動の在り方」以外の柱につきまして，一つは「検察の使命・役割（総論）」。二つは，

「検察官の人事・教育・倫理」。三つは，「検察（特捜部）の組織とチェック体制」。この三つのテーマにつきまして二巡目の御議論をいただきたいと思います。

なお，議論の順番でございますが，１番目，「検察の使命・役割（総論）」については，一巡目の議論の際に，かなりの時間をとって充実した御議論をいただいたと受け止めておりますので，本日は，最後に回させていただきまして，まずは２の「検察官の人事・教育・倫理」から御議論をいただきたいと思います。

それでは，議論に先立ちまして，私の方で，このテーマに関するこれまでの御議論を大まかに整理をさせていただいて，こらからの議論の参考として，頭に置いていただければと思います。

まず，「検察官の人事・教育」についてでございます。検察の基盤的能力を高めるために，教育・研修制度が重要であり，外部から講師等を招き，検察に対する批判的な視点をも踏まえた研修にするなど，検察官の視野を広げるための工夫をすべきであること。それから２番目，検察官の専門性の向上とそのための体制整備が必要であること。この大きく２点についてはおおよそ皆さんの御意見が共通しているものではないかと思われます。

さらに３番目として，幹部のリーダーシップの在り方の改善のために，幹部研修の見直しと充実が必要であるとの御意見があり，この点も皆様に大きな御異論はなかったように思います。

以上のような御意見に加えて，幅広い情報に基づくより適切な人事評価とこれに基づいた人事の実施等，より適切な人事政策を推進すべきとの御意見。また，人材開発・育成・教育については長期的な構想による取組が必要であり，定期的な意識調査の実施とそれを踏まえた組織の見直しが求められるとの御意見もございました。これらの御意見についても，ほぼ御異論はなかったのではないかと思っております。

「検察官の人事・教育」に関する以上の御意見については，皆様の一致があったものと思われますが，この点につきましては，更に御意見等がございましたら，後ほど頂戴をさせていただきたいと思います。

続きまして，「検察官の倫理」についてのこれまでの御議論を整理させていただきますと，検察官に対しては，現状においても，国家公務員としての服務規律等による規律が及んでおりますが，検察官の職務に関する独自の倫理規程等は存在しておりません。この点に関して，委員の皆様からは，独自の倫理規程がないのは，これまで１人１人の検察官の倫理観を信頼してきたからだと思われるが，それが明文化されていないことで，検察官としての倫理が曖昧にされてきたのではないかといった御指摘をいただきました。このような問題意識に基づいて，検察官の職務に関する独自の倫理規程等を新たに作成すべきであるという点については，皆様の御意見もほぼ一致されているのではないかと思います。

その上で，委員の皆さんからは，倫理規程の基本的な考え方や具体的な規程案について様々な御意見をお出しいただきました。この検討会議で，倫理規程それ自体を作成することは困難かと存じますが，検察において，当検討会議が示す基本的な方向性を踏まえ，また各委員からお示しいただいた御意見も参考にしていただきながら，多くの検察官が参加する議論・検討を通じて，規程を作成すべきであるとの点については，おおむね皆さんにも御了解をいただけるところではないかと思います。

さらに，この規程を実効あるものとするため，検察官に対する研修や意識調査の活用等により，その組織内における定着を図っていくべきであるとの御意見がございましたが，この点に

ついても，皆さんの中でも特段の御異論はなかったように思います。

そこで，一応，私の方でこのような整理をさせていただきましたが，これを踏まえていただきながら，「検察官の人事・教育・倫理」について，今日の御議論をいただけたらと思っております。さらに，こういう点を忘れているのではないか，こんな御意見もございましたら，どうぞお出しをいただきたいと思っております。

○江川委員　私の方は「今日の論点についての意見」という紙を出しましたので，そこに大体のところはまとめてあります。

教育に関連してなんですけれども，実際に，どういう教育あるいは研修をやるかということになるわけですが，教育・研修をやる前に，やはり無罪判決あるいは任意性・特信性が認められなかったケース，その他もろもろ問題があったのではないかというふうな事例を，検証をきっちりやると。その検証にはやはり外部の人たちが入って，いろいろ聞き取りも含めてやることが大事だというふうに思います。

前回，御報告しました大阪の貝塚の放火事件について，私はやはりどこに問題があったのかというのを検事さんたちから聞き取りをして，そこから学んでいきたいというふうに思っていろいろ努力はしたのですけれども，なかなかそれが実現しない。やっと事務局の協力も得て，紙で質問をしてそれを送ると，そうしたら何か返答が返ってくるということにまではなったんですけれども，その返答を見たら，肝心なところは全てにわたって，この点についてはお答えを差し控えるとこういう内容なんですね。つまり，この検討会議のように，大臣から諮問を受けて検察をより良い方向にしようという観点でやっている検討会議の委員の質問にも答えてもらえないというような状況なんですね。

それを通じてすごく感じたのは，やはり制度としてそういった検証をやるところが必要であると。そして，それに関しては，例えば処分だとかあるいは人事的な不利益を課すとかそういうことは一切しないかわりに，いろいろ聞取りなどの調査にはちゃんと答えてもらうというような立場の検証委員会がやはり必要だということを痛感いたしました。そのことをもって，どこに問題があったのかを分析して，そしてその結果を，あるいは検証あるいは様々な文書にして全国津々浦々の検察官に伝えて，同じような失敗を二度としないように，あるいはこういう場合にはこうした方がいいんじゃないかということで，日本の検察官全体の底上げを図っていく，あるいは事務官も含めてですね，そういうことが必要ではないかなというふうに思います。

やはり外部の委員を入れた検証委員会，これは例えば，いろいろな秘密に関することもあると思うので，これを例えば守秘義務をどうするかとか，そういうのは一次的な公務員にするのか，あるいは契約書で何か交わすのか，そこのところはいろいろ工夫のしどころがあると思いますけれども，やはりそういったものの設置というものも提言の中に是非盛り込んでいただきたいなというふうに思います。

倫理に関しては，現場の検事さんたちが中心となってやるということに反対はしませんけれども，やはり方向性及び具体的な大事な点は幾つか例示をしておくべきではないかなと思って，私が気が付いたところはペーパーに書きました。

○郷原委員　厳密には，検察の組織の内部の人事の問題ではないんですけれども，それに密接に関連する点について，ちょっと述べたいと思います。公証人との関係です。

検察の世界は，基本的に自己都合で退職しない限り組織の側から勧奨されて退職する場合には，公証人のポストが当てがわれるというのが，これまでほとんど例外なくそういう扱いが行

われてきたと思います。それが検察官の世界の，ある意味では組織の中で生きていくことについての忠誠心にもなっていたわけですが，それが一面で，検察官の能力，検察官の考え方を内向きにする面もあったんではないかという感じがします。

先ほどから座長が整理された専門性の問題とかリーダーシップの問題等を考えますと，検察という組織がまだそういう面について，組織に長くいればいるほど外部の世界とはちょっと違った能力の人間が多くなってくるということが，逆に非常に大きな問題を抱えたときに組織の論理が優先されるということにもつながる面があるのではないかという感じがします。

言ってみれば，一つの天下り的な制度でもあるわけですけれども，そういったことがなかなか今世の中全体では通用しなくなっているということでもありますし，これは直ちにということではないかもしれませんけれども，検察の制度の問題として，いずれきちんと検討しなければいけない問題ではないかと思っております。ここで議論する問題にも関連する検察官の人事，そして教育に関連する問題として指摘をしておきたいと思います。

○吉永委員　江川委員の御提案とちょっとダブるところがあるかなというふうに思うんですけれども。これまで検察というのは余りに閉鎖的であり，全く外につながるパイプがなかったということが，やはり組織的に腐っていくというと言葉はきついんですけれども，様々な問題を生んでいるのではないか。その結果，こういう事態が今起きているのではないかということで考えますと，やはり，外部の空気を入れるということが極めて重要かと思います。検察は例外で無理だと言われたけれども，やはり例外というところに逃げ込まない方がいいのかなと思います。

このことが検察のこれまでの土壌を改良するという一つの方策になるかもしれない。また，検察官の取調べを含む職務遂行の適正さというものを確保するためにも，やはり何がしかの装置が必要であり，全体から検察を見るという装置も必要かなというふうに思うんです。いわゆる監察制度みたいなものをつくる必要があるのかなというふうに考えるんです。どこかで外の社会とつながるパイプを持って，そこから継続的に空気を送り込むことで，検察の土壌とか文化というものを，時代の流れとか，世の中と乖離しないようにという形に改善していくことを期待できるように思うんです。そのことで再び国民の信頼を得られる組織に生まれ変われる可能性を期待したい。

現在，例えば，弁護人から検察官の不適正な取調べがあったというような指摘があった場合に，結局，その事案を決裁する立場にあった検察官が調査をしているというような状況だというふうに伺ったんです。結局そのような仕組みだと公正な調査がなされているという担保が全然ないというか，私たちもそれを信用することができないのではないかと思うんですね。もしこれで十分だともし考えてるとしたら，不適正を正そうという姿勢が最初から欠落していたのではないかと思わざるを得ない。

そういうことを考えると，検察の中に監察を専門的に行う部署というものを設ける。そこには事件とは関係のない検察官，つまり，立場上，決裁とは関係のない第三者的なところで不正行為の調査を行う専門の部署を設ける。

ただ，検察の職務の性質といつも言われるんですけれども，検察の組織の外にこれを設置するとか，全くの第三者をそこに入れるということになると，何か新たな方策をまた先ほど江川委員がおっしゃられたようなものを取り入れなければいけないのかなというふうにも思うんです。

例えば，地検で進行中の事案に対する指摘とか苦情などというのも結構高検に持ち込まれたりなんかしてるかなというふうに思うんですけれども，結局は事件の指揮をとる当事者であることに変わりはないわけですから，その中では結局動きようがない，進行中に迅速にということも難しい気がするんですね。

被疑者と弁護人と検察官，ともにある意味，舞台の上で演じている役者同士ということになると，利害関係も対立している，その最中では迅速な対応は難しい。では，幕が下りてからといっても，舞台に出ていた役者同士ではお互いなかなか冷静な判断ができないのではないか。やはりそこのところに観客として客観的な視点で芝居全体を見るという目が必要だと思います。調査活動費の問題が起きたときにどう対応したんだろうかなと気になったのですが，あのとき改善策がとられたかと思うんですね。使うときには検事正の責任だったというのをトップ三者か何かの責任にするという相互チェックをしたのと，最高検の中に，監察担当の検察官というものを置いた。監察室をつくって，会計監査に関する全国的なチェックをしたというふうに記憶しているんです。これは会計専門の機関だと思うんですけれども，これとは別に検察官の職務とか検察の有り様全体が適正に保たれているかを監察する専門の検察官というのをつくって，それを支える監察室を設置する。取調べを含む過程での不正などの窓口を一括してここで受け入れて，監察室の責任で判断を下すというような取組は可能かなというふうに考えます。

事後であれ問題が指摘されてこの第三者的な監察機関が，第三者の目でチェックするということがあると，やはり不適切な職務遂行というのを抑止する効果も生まれてくるのではないかと思います。

このように責任の所在をはっきりさせるということをしていくと，やはりみんな自らの職務にまい進するのではないかと思います。様々な苦情とか申入れを一括的に把握することによって，組織に何が起きているのかということを俯瞰的，客観的な目でいち早く察知するということができるのではないか。早期発見，早期治療というんですかね，そういうことで不幸を生み出さないということの役目も果たせる。個々の案件を超えて，組織的な適正化を求める視点，アドバイザリーグループ的な役割も期待できる。

もう一つ気になるのは，この検察の在り方検討会議が出す提言を含め，再発防止策，たくさん検察が取り組むべき課題というのが出されると思うんですけれども，実際に行われているのかどうか，その取組状況を一体誰がチェックするんだろうということ。そういうフォローアップもここが定期的に報告するという役割を持っていただければ，３月まで膨大な時間も多少は報われるかなというような気もしているところであります。

○千葉座長　今，大変貴重な御意見は，チェック体制等とも密接に関わる部分かと思われますので，また後ほどの御議論の際にも念頭に置いていただければと思います。

○嶌委員　まず，人事ですけれども，僕は企業とか，いろいろなところを取材していますけれども，いまや企業は人事というと，単に上司が判断するだけではなくて，同僚や部下だとか，あるいは大学なんかでは学生も教師を評価する。そういうことを含めて最終的に公平な，あるいは公正な人事を行うという流れになってきている。これが主流になりつつあるという感じがするんですね。

検察はある意味でいうと，権力組織になっていて，上だけが人事を才量するということになると，やはり不満も残るので，もう少し風通しをよくするような人事の在り方があってもいいんじゃないのかなと思います。

それと同時に，人事というのは，かつては，ここでどなたかがおっしゃいましたけれども，情報がフラット化してくると，上の者が下の者をつかんで統一するということがなかなか難しくなるわけですね。かつては平社員よりも係長，係長よりも課長，課長よりも部長の方が情報をたくさん持っていた。情報を持っている人の方が権力を発揮できるという状況があったんですけれども，いまや企業などには，情報のフラット化ということが非常に重要なことになってきているわけです。人事だけじゃありませんけれども，ある程度の情報のフラット化を検察の中で考えるということが必要なんではないのかなというふうに思います。

それから，教育に関しては，先ほどのアンケートなんかを見ると，技術的な教育とか，あるいは検察の取調べのノウハウだとかそういったような教育・研修というのが多いように思われるんです。僕はもうちょっと大きく，時代はどこへ動いているのかとか，あるいは社会のニーズは一体どこにあるのかとか，そういったようなことも議論できるようにした方がいいんじゃないか。そのためには，検察の中だけで議論するのではなくて，年に１回でも２回でも有識者を呼んできて，そういう時代の思想，感性，流れなどが議論できるような，そういう会合を設けたらどうかというふうに思います。

私はたまたま会計検査院の懇話会というところに，今，委員として入っているんですけれども，３か月に１回ぐらい議論が行われます。それは検査院の検査の細かな問題だけではなくて，例えば，最近は自治体なんかで財政の執行の仕方が非常におかしいじゃないかとか，自治体の中でお金をため込んでいるとか，そういう話が出て，会計検査院の調査もそういうところに切り込んでいったらどうかといったような議論が行われる。そうすると半年後ぐらいに実際にそういうことが行われてきて，それが社会に対して一定の効果を与えるというようなことが見えてきます。

それから，倫理とかそういうことについて言いますと，これは企業なんかでよくあるんですけれども，企業では最近，クレームをなるべく受け付けたいという企業が非常に増えているわけですね。なぜかというと，クレームの中にこそ新しい商品開発だとか，新しい社会のニーズが入っていると。そのクレームを分析することによって，新しいサービスだとか新しい商品だとか，新しい開発を進めていける。だから，クレームというのは社会から企業に対して文句を言ってきているというのではなくて，むしろそれを前向きに受け取れると，そういう姿勢が最近の良いと言われる企業の中では，非常に目立っているんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味では，先ほども，どなたかがいろいろ言われていましたけれども，クレームといったようなものを取り入れる機関というのかな，そういうものがあってもいいのではないのかなと思います。

それから，人事の中でも，これは若干，行き過ぎだとは思いますけれども，取締役会の中だけで決めるのではなくて，相当進んだ大企業では，第三者委員会みたいな人の意見も聞くと。そして，社長候補者が３人か４人いると，その人たちの業績を毎月毎月報告し，そこの委員会の人たちが毎月毎月候補者たちと食事をして人柄を見るというようなことをして，結論をある程度出してもらう。それを最終的に役員会で判断するといったようなこともやっているわけですね。そういう意味で言うと，やはり企業というのは今，非常に透明性を持たせる，あるいは何かクレームとかそういうのがあったときにちゃんときちんと説明できる説明責任を持たせる。それから，コンプライアンス，企業の社会的責任等についてもきちんと果たせるようにする。それらをただ組織が思うだけではなくて，それを開かれた組織としてそういうものを受け止め

て，その結果，結論を社会に対して言うというようなケースが多くなっているのではないのかなと思います。

まだ，さっきの調査結果をよく読んでいませんけれども，これも相当厳しい内容が出ている印象です。今，僕は世間が検察に対して感じているのは，もっとこれより厳しいのではないのかなという印象があるんですよね。しかも，取調べに関しても必ずしも自信が持てないという表現があり，確信が持てないというのが２５％ぐらいあったような気がするんですけれども。何かそういうことを考えると，検察が社会に対して，もっと謙虚になるというか，権力を持っている組織というのはもっと謙虚になる，聞く耳を持つというようなことを外に対しても，あるいは内に対しても必要ではないか。そういうシステム，精神がもう少しあった方が，そしてそれを明らかにした方が社会からの信用を僕は得られるようになるんじゃないのかなと思います。

それから，もう一つだけ言いますと，これも企業だとか，あるいは会計検査院だとか，あるいは国税庁だとか，そういったようなところの人たちと話していると，例えば，ある班がある捜査をやったときに，その班だけでいろいろな結論を出すんじゃなくて，全く関係ない班の人たちもその問題について疑問を述べたり，意見を交換したりして，その班だけでやっている情報で落とし穴に陥りがちなところをもっと広い視野から，他の班だとかそういうところが指摘するシステムを持っている。それから，問題を議論するときにも，検事だとか上席の次席だとかそういった人たちだけではなくて，例えば事務官だとかそういった人たちからも相当意見を聞くようにしているというようなことを国税庁だとか会計検査院なんかではよく話を聞きます。

したがって，そういう意味でも組織の中で情報をフラット化させていくということが非常に僕は重要なんではないのかなというふうに思いますね。それで，そういうことを具体化することが検察の信頼を取り戻すというようなことに僕はつながっていくんだろうという感じを持っております。

また詳しくはサーベイ結果というのをよく見てから，紙にでも書いてご報告したいなというふうに思います。

○千葉座長　今，嶌委員から，チェック体制にも関わる御意見も出していただきましたので，後ほどの議論にも生かさせていただきたいと思います。

○嶌委員　１点だけ今，言い忘れました。これは吉永委員と同じ意見ですけれども，これだけやったことが１年後ぐらいにでも，一体どういうふうに実質効果があがったかというフォローをする，この会合を開くのがいいのかどうか，我々関わったから１回でもいいからそのフォローをする，あるいはその報告をする機会を是非設けていただきたいなという感じがいたします。

○石田委員　倫理規範について，座長が先ほどおまとめになりましたが，基本的にはほぼその方向でよろしいのではないかと思います。倫理規範という言葉で取り上げられておりますが，やはりむしろ私は行為規範の問題も議論すべきではないかと思います。

検証結果報告書では，平成２３年２月上旬までに公正な検察権行使に関する基本的な原則ないし心構えを検討するというふうにありますが，いまだその内容は明らかにされてはおりません。これがどういうものになるか分かりませんが，倫理規範や行為規範というのは，今後の検察官の教育にも当然に役立つものではなくてはなりませんし，日常の業務遂行のための具体的な指針となるものでなくてはなりません。検察官の行使の暴走を防ぐというためには，基本原則や心構えといった抽象的なものだけではなくて，具体的な行為指針を明文化して示す必要が

あるのではないかと思います。本来，適正な検察権の行使のための行為指針というのは普遍的なものであるはずです。つまり，誰もがこうであるべきと考える当たり前のことであるはずであります。ところが，その普遍的で当たり前のことが今回も守られなかったことにこそ現在の問題があるわけですから，当たり前の内容をあえて規範として設けることが必要ではないかということを提言すべきであると思います。その具体的な内容ですが，これは以前も申し上げましたが，犯罪捜査規範の重要な事項というのは当然検察でも受け入れてしかるべきであり，またそれが可能であろうかと思います。

また，国際会議で採択された内容も，法務省あるいは検察庁で十分翻訳して検討された上，会議に参加されて採択されていると考えられますから，当然受入れ可能の内容であるはずだと思います。そして，その内容は，改めて読んでみましたけれども，特に被疑者・被告人に有利な情報の提供といったような内容についても，現在の法律上の規定と矛盾するものではないと思いますので，それらの規定を十分考慮の上で何らかの形で具体的な提案をすべきではないかと思います。

その内容は，私の「倫理規範・行為規範について」に，犯罪捜査規範１６８条の内容であるとか，あるいは国際基準についての具体的な内容を２ページ目以降に引用しておきましたので，改めて御覧いただきたいと思います。

○後藤委員　人事の問題に関して，まず一つ申し上げます。現在，法務省の重要なポストは検察官出身の方で占められている場合が多いと思います。それによるメリットもあるのだと思いますが，それが法務と検察の間の緊張感を弱めることにはなっていないか。法務省の幹部に，必ずしも検察官出身でない方を登用していく工夫も必要ではないか，これが１点です。

次，倫理の問題について一言だけ申します。私も精神主義的な規程だけではなく，もう少し具体的な指針になるようなものを幾つか入れるべきだと考えます。どこまで細かくできるかは問題ですけれども，幾つか入れて欲しいと思います。その中には，今の法律からすると当然そうあるべきだと思われるけれども，しかし現在の検察官の意識としては必ずしも自明ではないという問題もあります。

例えば，３回前の会合でしたか，宮﨑委員が配ってくださった弁護士たちに取調べについての問題事例をアンケート調査した資料がありましたね。あの中でたくさん出てくるのが，取調べのときに弁護人に対する悪口を言うなど，弁護人と被疑者・被告人との信頼関係を害するような言動をする事例です。これは，検察官の意識で必ずしも悪いと考えていない可能性があります。それは改めるべきで，そういうことを倫理規範に入れるべきだと思うのです。検察官がこの弁護人は良くないと思うことがあるかもしれないですが，それは弁護士に言うべきであって，被疑者に言ってはいけないというようなことも明確にすべきではないかと思います。

○郷原委員　チェックシステムのところでお話ししようと思っていたんですけれども，今，後藤委員がおっしゃった法務省の独自性ですね，私も全く同じ意見です。本来検察に対して，正に検察が属している法務省というのもしっかりとしたチェック体制として機能しなければいけないと思うんですけれども，検察と法務省とが一体化して，逆に法務省が検察の属国のようになってしまっていることで，今までそういう機能が果たせなかった。しかし，これだけ法曹資格者の数も増えたわけですし，法曹資格者を法務省で独自に採用するということも，これから考えてもいいと思いますし，法務省は法務省の考え方というものをしっかり持って，検察に対していろいろな必要なアドバイスをしていったり，一般的な事件の処理方針，捜査方針等につい

ても，いろいろ指導・関与していくということも必要じゃないかと思いますので，そういう意味で後藤委員と同意見です。

○宮﨑委員　それでは，まず検察官倫理ですが，先ほどからいろいろ議論が出ておりました。今回ペーパー１枚もので５項目の倫理規程を書いてみました。具体的な議論をした方がいいだろうというので提出しました。残念ながら後藤委員が御指摘されました弁護士と被疑者との信頼関係を傷つけてはならないという項目も，是非書くべきだったなと思うんですが，それは今回ちょっと漏れております。また，これ以外にも身柄についてはできるだけ早期に釈放するとか，様々なことがありますが，大体，国際会議等でほぼ合意に至っているような準則的なものを挙げてみると，こういう５項目ぐらいかなと。

そして，こういうものを含めた，もう少し幅広い倫理規程は一体どこで決めるのかということがあろうかと思います。やはりこれは上に書きましたように，制定についても外部の第三者を入れた場で，幅広い議論をして決めていくべきではないか，このように考えています。

それから，今日出したペーパーではありませんけれども，以前に出したペーパーでありますけれども，検察官倫理の実効性を確保するために，取調べに対するクレームでありますとか，そういう様々な苦情申立てにつきましても，やはり受け止める受け皿がいるのではないかと思って，私としては検察査察制度を既に提言をしているところであります。第三者を多く含むそういう査察制度をつくりまして，もちろん，これは懲戒権自体を持たないにしても，調査権とか報告，意見具申権などは持たせるべきではないかということを以前申し上げたところであります。

それから，教育・研修の方式でありますが，今日はペーパーは出しておりませんが，以前に申し上げたことを再度申し上げます。外部の講師を招いた単なる講義というのではなくて，ロールプレイ，問題解決型の教育・研修を取り入れて実践的な研修を是非ともお願いしたい。特に，国際人権等，人権教育についてやはり徹底させるべきだということは以前に申し上げているところでありますので，改めて強調させていただきたいと思います。

それとあと，人事のところでありますけれども，私どもの方で，今日はペーパーを持ってきておりませんが，最初に申し上げたとおり，法務省の幹部が全員検事で占められていることについて，今いろいろ議論がありました。それもありますが，例えば，私どもは，矯正とかそういうものについて，これは検察官の方が局長に来て，いわゆる再犯防止とか，そういう非常に重要な少し検察とは違った角度で見なければならないポストなども，やはり生え抜きというんですか，そういう方々が法務省内で発言力を一定程度持つことができるような人事制度なども考えていただければと，このように考えています。

○高橋委員　法務省のお話にもちょっと関連するんですが。先ほど，法務省プロパーで司法試験受かった人間の採用という御意見も郷原委員からもありました。私は逆に，そもそも法務省関連，この組織，検察もそうですが，法律の専門家の司法試験を受かった方ばかりの中で言うのは何なんですが，法律の専門家ばかりで幹部が占められていること自体がもはや今の世の中についていけないのではないのかなという感じがいたします。司法試験を受かってないと駄目という，もうほとんど発言権が余り与えられないようでは厳しいのではないか。

そこでまた私の意見を全部入れてくれとは申しませんが，前にもちょっと提案しました，例えば専門官制度のような，司法試験は受かっていない，司法の本当のプロではないけれども，特定分野，例えば今，宮﨑委員が言われた矯正というのは，明らかに心理学なんていうのはも

のすごく重要な側面があると思うんですね。こういうような検察の中でも特定の専門性を持った人も専門官という立場で，どうしても言ってみますと医師と看護師のような形に検察官と検察事務官というのはイメージだと思うんですね。だから，それだと，ある程度どっちが主役となってしまうので，医師の中にも，例えば麻酔専門の医者というようなことも含めていると思うんですよね。ですから，もう少し広く専門性のある人を処遇できる，それなりのレベルで検事とかと対等に近い形で，司法試験を受かっている人と同等の処遇ができるようなポストのようなものをつくって，外部からそういう専門的な知見のある人をどんどん中途採用するなりされてはどうかなというのは，できれば入れていただいたらいいんじゃないかなと。どなたかもしご賛同いただくことがあれば，是非入れていただければなと，こんなふうに思います。

○江川委員　私も全く同じで，検察に法務省がいわば支配されているような形になっているのはどうかと思うんですね。もちろん１人１人の方は支配している意識は全くないと思いますけれども，そしてまた法務省で独自に人を採用したとしても，やはり現場を知るという意味で，例えば検察庁に出向したり裁判所に出向したり，あるいは弁護士事務所に出向したりということは必要になってくるかと思うんですが，やはり本籍が法務省である，実家は法務省であるという人たちが大事なのかなと。もちろん，ここにいらっしゃる法務省の検察出身の方々も一所懸命やっていらっしゃると思いますけれども，やはり実家の事情というのは気になると思うんですよね。そうじゃなくて，私の実家は法務省よという人たちをちゃんと育てていって，そういう人たちが部長になり局長になっていくということが大事かなと。法務省に入った人は局長になれないというのはやはりちょっとおかしいと思いますので。そこのところを，全く検察を拒否するとかということではなくて，あるいは裁判所もそうですよね。裁判所から民事局の方にいっぱい来てというのも，これはどうなのかなという気もしますので。実家法務省の人たちを増やしてほしいというふうに思っています。

（嶌委員退室）

○井上委員　一番最後の法務省と検察庁の関係ですけれども，法務省の中にいろいろな方を登用するのが良いということは，一般論としては私もそのとおりかなと思うのですが，特に今回の事態を踏まえて，そういうことがどこまで言えるのかについては疑問を持っています。特に，法務省が今回のような事件そのものについて，直接物を言えないのはおかしいというような趣旨がもし入っているとすれば，それは逆に不適切です。法務省というのは，個々の具体的事件について直接指示をしたり監督をしたりするようなことは，むしろやってはいけないことになっております。そういう趣旨ではなく，一般的に法務省の在り方について，特に幹部の人事について見直すべきだという御意見については，外の風を入れるという意味なら，必ずしも反対ではありません。

２番目は，一番最初にいろいろ言われた，外部の人を入れるということなのですが，委員によって幾つかのレベルの違うことをおっしゃったのかなと思っています。一つは，無罪判決を受けたり，任意性を否定されたり，問題のあったケースについて分析をし，問題のあったところをその後の研修等に生かしていく，そこのところの分析を誰がやるのかということですが，直接的な事件の分析については，外の人を入れるのはかなり難しいのではないかと思います。一件記録，公判の証拠として外に出ていないものを含めて全部チェックしないと，本当の意味のある分析はできません。もし外の人を入れるとしても，かなり専門性のある人でないといけない。そうすると，外の風を入れるということがだんだん薄まってくると思うのですね。そう

いう意味で，直接的には中の人でやらざるを得ないと思うのですけれども，その結果を基にもっと一般化して反省点や改善策とするときに，全体のどのレベルにどういう組織をつくるかは別として，そこに外の方の意見が反映するような仕組みにして，そこでチェックしてもらうという形の方が恐らくうまくいくように思います。

監査のことについては次の話題ですので，そこで必要があれば御意見を申し上げます。

ついでに，余計なことなのですけれども申しますと，大学における学生の授業評価についての言及がありましたが，その授業評価というのは人事に結び付けることはしておりません。そんなことをすると大変なことになりますし，これは飽くまで教育の質を改善していくために学生の声を反映していこうという趣旨のものです。

もう一つ，倫理に関しては，決め方について宮﨑委員から御意見があったのですが，私は前に申し上げたように，やはり検察が内発的に定めることを促さないと実際的には無理だろうと思います。内部でまず，我々の意見を十分踏まえて案を作ってもらい，それを広く公開して，一般の人々の意見を伺い，それをまた反映させて最終的なものにしていく。そういうことを定期的にやっていってもらうというのがいいのではないかなと思っています。中身については，これは嶌委員が前に言われたこととも共通するのですが，できるだけポジティブな方向で書いた方がいいと思います。

その具体的な内容については，各委員がいろいろ意見を言われていますが，私は既に文書等で意見を言っていますので省くとして，刑事手続との関連については，倫理規範の文言の表現ぶりに十分注意しないと，法令の規定との間に乖離が生じ，現場の人はどちらに従うべきかということになってしまって適切でなく，またうまくいかないのではないかと思います。

言及のあった国際的な会議の準則等についても，我が国政府として締結に参加するに当たっては，その趣旨に照らしても，我が国の現在の制度は十分なものだという認識に立っているはずだと思うのです。もし乖離があるとすれば，もちろん埋めないといけないとは思うのですけれども，そうではない場合に，国際会議の準則の文言をそのまま持ってきて倫理規程のようなものを作るということになると，現行法規との間に齟齬が生じ得るので，適切ではない。宮﨑委員の提出された案を見ても，ちょっとこのような文言ではいろいろ疑義が生じ得ると思います。一つの案だと思いますので，そういうものとして承ってはおきますが。また，被告人に有利な証拠の開示ということについては，既にペーパーでお示しし，あるいはここで発言させていただいたとおりの問題点があるので，もし倫理規範に定めを置くとしても，現行の法令の規定に適合したものにすべきだと考えています。

○原田委員　私は，裁判所から法務省刑事局に６年間行っていた関係がありますので，お話ししておきたいと思います。裁判所から行った経験といたしますと，法務省刑事局は，私は実務３年しかやっていない段階だったのですが，裁判所から来た人の意見はまず第一に聞かなきゃいけないということが，当時は伊藤栄樹刑事局長がおられたわけですけれども，そういうことを非常に徹底されておりまして，非常に尊重するという気風があったと思うのです。現在もそうだというふうに信じておりますから，決して裁判所から行くのは何か問題あるのじゃないかというふうにとられると困るので，むしろその点は非常にフェアな印象を持っております。

それからもう一つ，検察庁との関係は極めて微妙な問題を山ほど含んではいるのですけれども，私のような下っ端の見方からしても，検察の利益代表では決してなくて，どうあるべきかという視点は，僕がいた当時は非常に皆さん持っていて，そういう観点からものを考えていま

した。このような印象を，何十年も前ですけれども，持っております。その後の動きを外から見ていても，決してそこの点で一体化しているというような感じは私は持っておりません。

○龍岡委員　倫理綱領的な点についてちょっと述べさせていただきます。これについては，前に申し上げているんですけれども，石田委員が言われたことと，それから今，井上委員が述べられたことに関連しています。

私はこの倫理規程的なもの，倫理綱領的なものをつくるということは，この際やはり必要なのかなと思います。ただ，内容については前に申し上げたとおりで，検察官自身が考えてつくられるのが原則だろうと思います。だから，この会議としては，こういうのを入れたらどうだという意見を申し上げて，それを参考にしてもらうということが原則だろうと思うのです。

もう一つ，倫理綱領的なものと行為規範ですね，犯罪捜査規範が警察にはあるわけですけれども，このようなものとは区別した方がいいんじゃないかと思います。特に，先ほど井上委員も言われたんですけれども，行為規範，犯罪捜査規範的なものは法令等に抵触があってはならないわけですから，かなり技術的な問題もあると思うので，それはそれとして別個検討してつくるべきであって，倫理規範と一緒にするというのはやはりいろいろ問題が多いんじゃないか。その点について区別して検討していただければいいかなというふうに申し上げます。それだけ付け加えさせていただきます。

○但木委員　まず倫理の問題ですけれども，もう龍岡委員の意見にほとんど全て賛成であります。要は，検察官は真実を飽くまでも追究して，その真実に対して忠実であれということ。それから，いついかなる場面でも検察官は公正である，言ってみればその二つが中核概念だと思います。それで，私は犯罪捜査規範のようなものを提唱するのはどうかなというふうに思っておりまして，それは法令との関係でもそうであります。石田委員がこの前，提出してくださったと思うんですが，国連の検察官の条項はかなり長すぎて，むしろコンパクトにしてほしいなと思います。やはり，世界的に検察官はこうあるべきだという考え方はそれなりに尊重されるべきだと思いますが，私はやはり倫理綱領的なものであっていいと思います。それは，この検討会議の生の意見を検察に伝えた上で，それで検察が独自におつくりになるというのが在るべき姿というか，自分で守るのは自分でつくったものだと，それは世間に公表すべきである。つまり，世間の批判に耐えられるだけの倫理綱領を検察自らがこの在り方会議の意見を一つのベースにしながらつくるというのが，ある筋ではないかというふうに思います。

それから，専門官制，高橋委員の言われたのは誠にもっともでありまして，検察はもっと専門官を大事に使わなきゃいけないし，今までのように検事と事務官だけという世界から，もうちょっと独自の専門官というものを組織の中に取り込むべきであるという，これは現場もそうですし，法務省もそうかもしれないというふうに思っております。

それから，法務省に検事が多いじゃないかという話がありましたが，方向としては正しいのですが，ただし，この問題が本当に在り方検討会議のまとめの中に入るべきかどうかについては，ややどこまでが射程距離なのかなという疑問は持っております。一般論としては，皆さん方が言われるように，法務省は検事が幹部を独占しているという状態は少しずつ解消していった方がいいだろうなと思います。現に，入管局長も検事以外からなった人が出ましたし，今，幹部も，もう相当検事を撤退させてきているように思います。その傾向は，私は一般的には正しいと思っています。ただし，この在り方検討会議の提言として，それを出すのかなというのは，ちょっとどこまでが射程距離かなというふうに，私は若干首をかしげております。

それから，部下が上司をどう思っているかと，別にその評価の問題として，それをすぐにどうやって人事にはね返すんだというようなことではなくて，もう少し部下が上司をどう思っているかなというようなことは何かうまく，何とか分かるような方法というのを検察も考えた方がいいんじゃないかなというふうには思います。

○郷原委員　今回の事件を踏まえての検察と法務省との関係について，私は井上委員の考え方に全く反対です。私は，この前お配りした本の中でも詳しく書きましたが，むしろ今回のような事件，正に検察の内部者，検事が職務中に行った行為が犯罪として問題になったという事件であるからこそ，そういうときにこそ検察の内部ではなくて，その最終的な責任者である法務大臣の対応がものすごく重要だったんだと思うんです。結果的に見ると，そもそも前田検事を即日逮捕したこと，そして大坪，佐賀氏を逮捕したこと，それらが本当に適切だったかどうかということも含めて，やはり検察が独自に自前で全部判断しようとしたことに大きな問題があって，それは検証報告書が，この会議でも大変な批判を受けましたけれども，それにも関連していると思うんです。そう考えると，検察の内部者が不祥事を起こしたときに，それじゃあ誰がリーダーシップを持って，正にクライシスマネジメントをやっていくかといったら，私は本来，法務大臣の役割は非常に重要だと思うんです。一般の個別具体的な事件については関わらないとしても，こういうときこそ重要だと思うんですが，今のままでは法務大臣には独自のスタッフがいませんから，とてもそういう適切な対応を細かくやっていくことはできません。だからこそ，法務省に自前のスタッフがいて，検察とは切り離された形での判断ができるということが重要だと思いますし，正に今回の事件を踏まえての検討だからこそ，検察と法務省との関係もしっかり考えてみるべきだというのが私の意見です。

○江川委員　それに関連してなんですけれども，さっき井上委員が，一般論として法務省の人事ということであればというふうなことをおっしゃっていましたけれども，やはりそれは今回の課題にも密接に関わってくると思うんですね。というのは，やはり例えば，可視化の問題なんかも，これは裁判員制度を入れるときにやらなきゃいけないという話があったにもかかわらず，これはどんどん置き去りにされていった経緯があります。そして，その一方で，例えば厳罰に処するためのいろいろな方策あるいはその被害者対策，これはもちろん大事なことではありますけれども，そっちの方はどんどん進むと。人権擁護の方はどうしても後回しになっていくというのは，やはり現場の事件処理だとか，そういったものを優先していくという方に外から見ると見えるんですよね。だから，そういうことを改善するためにも，もうちょっと検察とは違う見方というものを法務省の中にしっかり持ってるぞということが求められているのかなと思いました。

○吉永委員　人事に関しては，外部の人間には分からない部分が多いのですが，今回の大阪の事件に焦点を当てて考えると，やはり人間の配置に疑問が残ります。証拠改ざんを含め，部長，副部長，次席検事，検事正，高検検事長に至るまで，責任ある役職に就いていた人たちが，そろいもそろって何の役割も果たせていないというのは，普通あり得ないことです。幹部の人事の一部に問題がある者が紛れ込んでも，普通の組織では，どこかで引き止める力が加わって修正が利くものだと思います。それなのに，すべてが右に倣えで問題を全部スルーさせてしまっているのは，やはり看過できないポイントではないかと思います。

こういう人事になっていたことが，今回の不幸な事件を生み出してしまった暴走につながっているなら，この大阪人事にこそメスを入れるべきではないか。どうも内部には，東京に知れ

たら大変だとか，大阪の特捜がつぶされるといった意識が隠蔽に走らせたという指摘や，いまだに控訴するべきだったとか，我々は間違っていないという声すらあるとか。真相の究明よりも，東京への対抗心が上位にあって，それが人権の侵害を生んでしまったという側面すら垣間見えるほどです。もし大阪地検特捜部を存続させるのなら，この大阪エリアでまとまり過ぎている人事を是正して，部長クラスまでのトップ人事は，最高検がしっかりと責任を持って全国的視野で適材を配置することを条件にしたいと思うほどです。あり得ないことが起きている部分をそのままにしては，また同じことを繰り返すおそれがあると感じますので，一言申し上げさせていただきました。

○石田委員　また話は後に戻りますが，倫理規範と行為規範を分けて考えるべきだという龍岡委員の御意見とか，あるいは倫理規範の問題に関する基本的な但木委員のお考えについては私も異論はございません。しかし，やはりこの会議としては，今まで検察には倫理規範，行為規範というものはなかったわけですから，それが絶対に必要である，そしてその基本的な内容はこういうものでなければならないといったような観点からの提言をすべきではないかと思います。

そこで，若干事務局に質問をさせていただきたいのですが，検証結果報告書では平成２３年２月上旬までに，先ほど言いましたような基本的な原則ないし心構えを考えて，そしてこれから議論していくんだということが書かれていたんですけれども，現在ではまだ検察庁内部ではこういった議論はされていないんでしょうか。もし素案でも出ているのであれば，そういうものを出していただいて検討をするのも一つの手ではないかと思いますが。

○事務局（黒川）　詳細は把握しておりませんけれども，検討が深まっていることは間違いないと思います。それをこういう場あるいは対外的に発表できる段階にはまだ至ってないのではないかと思います。また，こちらの御議論の推移も見ておるのではないかなと想像しております。

○石田委員　どっちが先かといったような問題がありますが，もしそういった素案があれば，それも一つの参考の資料として検討ができるのではないかとは思います。

○千葉座長　今，石田委員からそういう御意見がございましたので，検討会議でそういう意見も出ていましたということを検察，最高検にもお伝えいただいて，皆さんにも検討の状況を御報告しようかということであればしていただければよろしいと思います。

○石田委員　２月上旬からもう１か月経っておりますので，それなりに議論が深まっているのではないかというふうな推測で申し上げたんです。

○但木委員　吉永委員から御指摘がありまして，答えないままというのは不誠実だと思いますので。もちろん，今は私，何も人事権を持っているわけでもありませんので，私の当時のうろ覚えと，最近の考え方でこうあるべきだということを申し上げます。

私がまだ現職でいたときも，大阪の人事というのは余りにも閉鎖的であるということが問題視されていたわけです。その理由は，実は関西圏内は全部通勤可能区域でありまして，様々な地検を渡り歩いても一つの住宅を持って，そこから通勤ができるというメリットがあるということで，割合，若い人たちが早く家をつくってしまって，関西から出たくないという傾向があったんですね。それを割合，容認した人事が続いておりまして，若干やはり偏ってるなと。そこからまた更にその幹部が出て，その大幹部も出るというようなものがあって。それが大分修正をしようということで，修正機軸はとっていたんですが，余りそれが全面的に貫徹していたかというと，そういうふうな状態ではなかったように思います。

今度の件が起きて，私思いますのに，やはり全国人事の中で公平にやるべきだというふうに

思いまして，大阪地検の特捜部長であろうと大阪地検の次席検事であろうと検事正であろうと，全国レベルで見て，全国異動で一番適切な人をそこに置く。あるいはもっと言えば，こういう事態の中では，やはり少しそういう新しい風というものもむしろ積極的に入れていく方向で人事はお考えになった方がいいんじゃないかなと，検察当局に対しては申し上げたいというふうに思います。

それから，吉永委員が先ほど言われていたことについては，またチェック体制のところで，是非お話をしたいと思います。

○後藤委員　倫理規範の問題につきましては，法科大学院の教員という立場から一言申し上げたいと思います。現在，法科大学院では法曹倫理は必ず教えるようになっております。その中で弁護士倫理については，弁護士職務基本規程という，かなり詳細な規程があるので，何を教えるべきかは割合いに標準化されている傾向があります。けれども，検察官倫理について何を教えるべきかは非常にはっきりしていないところがあります。私も警察にある犯罪捜査規範ほどの具体的なものをこの倫理規範に盛り込むのは，無理だろうと思うのですけれども，かといって単に心構えという抽象的なレベルではなくて，もう少し具体的に教えられるような中身のものが望ましいと考えております。

○千葉座長　皆さんから大変積極的な御意見をいただきました。基本的に，私が整理をさせていただきましたおおよその基盤を基に，それをまた付加していただくような形での御発言をいただいたものではないかと思っております。今日の段階では，皆さんから出していただいた御意見を受け止めるという形で，この辺で一旦区切らせていただきたいと思います。

それでは，あと「検察（特捜部）の組織とチェック体制」がございますので，ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

（休　　憩）

３　「検察（特捜部）の組織とチェック体制」についての議論

○千葉座長　それでは，議事を再開させていただきます。ここからは議事次第３の「検察（特捜部）の組織とチェック体制」についての二巡目の議論に入りたいと思います。

これまでの御議論を整理させていただきますと，まず，特捜部の存廃について御議論をいただき，特捜部を廃止すべきである，又は東京・大阪・名古屋にそれぞれ特捜部が必要であるかどうか，特捜部の機能を最高検に集約すべきではないかなど，特捜部を整理統合すべきであるといった御意見もありましたが，今回の一連の事態を踏まえても，国民の特捜部に対する期待は依然として実在し，新たに生起する犯罪に適切に対応するためにも，特捜部の存在意義を全て否定することはできないなどといった御意見が示され，特捜部を廃止する必要まではないとの御意見が多数であったように思います。

ただし，特捜部を廃止する必要はないとの御意見を述べられた委員の方々も，今回の一連の事態を踏まえ，特捜部が行う独自捜査事件については，いわゆる「横からのチェック」，すなわち，従来の重層的な決裁とは異なる観点からのチェックを可能とする体制やシステムが必要であるという点については，おおむね皆さん共通の御意見ではなかったかと思います。この点に関するより具体的な提案として，委員の皆様からは，専門的知見を有する検察官によるチェ

ックが必要であるとの御意見，捜査権と公訴権を分離すべきではないかといった御意見，あるいは起訴した後であっても，公判遂行上の重大な問題があることが判明した場合には，適切に引き返すことができるようにするためのシステムをつくるべきではないかといった御意見等をいただきました。これらの点についても，更に御議論を深めていただければと思います。

また，捜査の在り方や倫理の問題と関連することにもなるかもしれませんが，監察制度についても御議論がなされました。先ほども関連する御意見を既にお出しいただいておりますが，検察内部に監察部門を設けた上，内部からと外部からとを問わず，検察庁職員による違法・不正行為の申立てを受け付けて，監察を実施すべきとの御意見等，制度の具体的在り方については様々な御意見がありましたが，少なくとも監察あるいは何らかのチェックをする制度が必要であるということについては，おおむね御意見が一致していたのではないかと思います。また，その中には，何らかの形で外部の目を入れることが必要であるという御意見もほぼ多数ではなかったかと思います。この点についても，更に御議論を深めていただければと思います。

そこで，本日は，このような大枠の整理を踏まえまして，更に御議論をいただけたらと思いますので，どうぞよろしくお願いをいたします。既に先ほど，このチェック体制にも関わる御意見をお出しいただいておりますので，そういうこともまた，皆さん，頭に置かれて御意見を更にお出しいただければと思います。

○江川委員　特捜部のことですが，私はやはり一旦廃止すべきだというふうに思いますが，もし皆さんがどうしても残したいということであれば，やはり名古屋地検はどうなのか，大阪地検はどうなのかと一つ一つのことも検討すべきだと思います。あるいは残す条件とか。この間の議論では，佐藤委員の方が名古屋地検はもう廃止すべきではないかという意見をおっしゃいましたけれども，そういう一つ一つのところもやはり吟味する必要があるというふうに思います。

それから，チェック体制のことですが，先ほど，吉永委員がおっしゃったことに近いと思うんですけれども，私はやはり，２段階のチェックシステム，つまり第１段階としては迅速性を重視して，各高検に担当者をしっかり置いて，そして，被疑者・被告人からの，あるいは弁護人からの申立てや苦情に迅速に対応できるようにすると。やはりそういった問題については２４時間３６５日対応できるということが必要だと思うので，やはり外部の人を入れた組織だとそこのところが難しいのかなということが懸念されるので，第１段階としてはそうしておく。

第２段階として，やはり高検単位で監査委員会あるいは監察委員会のようなものをつくって，外部の有識者等を主に入れて，そういった第１段階がうまく機能しているかどうか，第１段階での処理について，これは不服だという人の申立てを受けたり，あるいは継続的に第１段階が機能しているかどうかをちゃんとチェックすると。そして，著しい問題があったときには，法務大臣等に報告をするということがあっていいのかなと。

最初に，さっきのセッションで言った検証委員会との一番の違いは，検証委員会はそういった，誰がこういう問題だということを報告したり，個人の責任を問うということをしないというのが大事だと思うんですけれども。今回，こちらの監査委員会の方は，何か問題があったらそれをきちっと適切な処置をする，処分も考えるというところにまでもっていく必要があるのかなというふうに思います。

それから，捜査・公判分離論というのが今まで出ていましたけれども，私は余り積極的な意味をよくよく考えても見出せないなという気がいたします。やはり起訴状を書く立場に立てば，２０日間という限られた期間の間に処分を決めなきゃいけないので，起訴状を書く人からすれ

ば少しでも早く情報を知りたいと思って，捜査段階でのいろいろな情報を収集して，そこでチェックが働くという考え方もあるんでしょうけれども，結局，そうやって少しでも早く情報収集して起訴状をどういうふうに書くかということになりかねないので，結局，ほとんど知ってる人から情報を聞いたりして，何かどうもうまくチェックというよりも早く情報をとるみたいな感じになりかねないんじゃないかなと。そうすると，余り積極的なチェックが働くという意味が見出せないんじゃないかなという気が私はしています。

○佐藤委員　まず，名古屋地検についての私の意見でありますけれども，特捜部を存置するとしても名古屋は廃止してはどうかという意見を確かに申しました。その理由は，今回，最高検が出された報告書の中に，特捜部を持つ地検の上部の高検に特捜担当の検事を配置するというようなことが盛り込まれておりました。確かに，それはそれで必要だと思います。そのこともあるんですけれども，特捜検事が自分たちを指揮する，ないしは自分たちに一定の意見を述べる，そういう者の意見を上位の者だから直ちにその意見に従うかといったら，必ずしもそうではない。やはり特捜経験があり，ないしは類似の困難を乗り越えてきたそういう経験を共有するものであればこそ，それを踏まえた意見に対して耳を傾ける。であればこそ，実効性が上がる，そういう性格のものだと思います。

それで，今回，これだけ特捜の問題が大きくなって，さてこれを存置するとして，特捜部がどのように捜査に取り組んでいくかという非常に大きな岐路に立っているとき，存置される特捜部を実質的に強化しなければならないであろう。また，それに対する高検の監督機能を実質的なものにしなければならない，そうだとすると，それらに振り向けていく人材をどこから確保してくるのかということを考えますと，やはり現在の特捜部に勤務している者たちを中心にして再編・統合をしていくということを図らざるを得ないだろう。

それから，大阪地検に行ったときの検事，事務官の意見を聞きましても，裁判員裁判で非常に多忙になってきている。公判部に人を集中しなければならない。したがって，いわゆる捜査部等が大変手薄になってくる。そういう流れの中で，特捜を実質的に強化するとすれば，どこから人的財源を得るのかということを考えなければならない。

また，東京，大阪，名古屋の特捜が手がけた事件数を見ると，名古屋地検は相対的にやはり少ない。専ら脱税を中心とした，そういう捜査が多いように見受けます。それはそれで専従的な体制が必要だと思いますが，特捜部として，現在の体制を残してまでやっていく必要があるかと言えば，私は特捜を存置するなら，例えば，名古屋地検を整理しなければ，その趣旨に合った新しい取組は難しいのではないか，そう思えばこそ申し上げた意見でございます。

それから，二つ目に江川さんが言われた，恐らく捜査権と公判権の分離の意味だと思うんですけれども，私は以前にも申し上げましたけれども，今度の問題がなぜ起きたかということを突き詰めていけば，捜査権と公訴権を併せ持っているということがなければ，あそこまでのことはでき得なかっただろう。調書中心，検察官調書があそこまで重用されていく，それが恒常化したおごりみたいなものも確かに大きな要因であったと思いますけれども，それは何も特捜検事，特捜検察に限った問題ではない。そして，この問題は，やはりどう考えても捜査の一環として調書を作成し，起訴すればその調書は特捜が捜査して取った調書だと，それに基づいて特捜が起訴した事件だということによって，公判も実質的には動いてきた歴史がある。そういう歴史を引っ下げてこそ，今度のような事態は起き得たんだと思わざるを得ない。

そうしますと，チェックのためのいろいろなシステムをつくったとしても，この部分を温存

したままでは今度のような問題が二度と起こらないという保証はない。だから，監察やあるいは高検のチェックだとか，いろいろ方途はあると思いますけれども，この捜査権と公訴権の分離をしなければ問題の根を残したままになる。ほかの方途をとっても，それは上塗りにとどまってしまうだろうという危惧を持つわけです。

したがって，この部分に手をつけなければ，特捜問題について，検察の在り方を検討する会議として，何のためにこの会議を開いたかとすら思わざるを得ない。それぐらいのテーマだと思っております。

○諸石委員　特捜部を存置するか，廃止するかということにつきましては，特捜部の特殊性としまして権力犯罪といいますか，政界，官界，財界，そういった特殊な犯罪を対象にする。もう一つは非常に知能犯的なものである。そういうことからいいますと，特捜部的機能というのは必ずいると思います。ただ，それを特捜部という部組織で持つだけの規模かどうかという判断が東京，大阪だけでいいのか，東京，大阪，名古屋なのかと。その具体論は，私はよく分かりません。しかし，少なくとも東京，大阪には特捜部があればいいし，それ以外にも特捜的な機能というのは各検察庁が持っているだろう。それが事件の当初から公判まで全部１人でやる，一つの組織でやるということに危険性があるというのはそうだと思います。ですから，特捜部と特捜公判部なのか，普通の公判部なのか知りませんが，組織を分かって，そこでチェックの機会があるというふうにした方が望ましかろうと思います。

それから，あらゆる組織の中にアクセルを踏む組織機能とブレーキを踏む組織機能とがあって，それはできれば別の役割，別の組織にしておいた方がいい。その意味で，チェック機構というものを通常の検察業務推進とは別の組織として持ってほしい。ただ，これまた小さいところでそれができるのかということがありますから，具体的な置き方は，実情に合わせるにしても，機能として一つの大きな組織を運営していく以上，アクセルとブレーキは別々の役割であり，別々の組織が担当すべきだということを申し上げたいと思います。

それから，チェックをするのが外部の第三者であるのか内部であるのかということについて，現実に極めてたくさん起こっている事件，それをリアルタイムに第三者にチェックさせるとすれば，常にそれに対応できるためには，それを最優先にするほぼ常勤の人を多数抱えておかなくてはいけない。これは現実的ではなかろうと思います。ですから，日頃の，もちろん機密保持だとか情報を外へ出していいかという問題はありますが，その前にそもそも第三者がリアルタイムでチェックに入るということは現実には考えられないのではないか。したがって，第三者がチェックをするというのは，ある程度まとまったところでの定期的なチェックないし大きな問題が起こったときのチェックに第三者が入る，これはいいことだと思います。日々の業務の中でブレーキを踏む，その組織はやはり内部であって，ここに役所の庁内あるいは弁護人，被告人，一般公衆を含めた，そういったところからの情報が全部そこへ集まってくる。そういう人がいて，それがチェックをするということが必要だろうと思います。

それから，チェックをするのが，決裁をするのに現場任せで危ないから上級機関が決める。こういう発想がどうも出ているように思うのです。ということは，上級機関，例えば，高検が決める，最高検が決めるとこうなれば，その件数と限られた時間の中で，そんなことができるんだろうか。それと，現場から遠い，そういう人が権威はあるかもしれない，それと併せてもう一つ，現場の第一線で必ずしも上命下服だけではなくて，フリーディスカッションをして，その組織の中で第一線の若手検事を含めて決裁者と一緒に議論をして，その議論の中で誤りを

なくしていくと，そういう発想も同時に考えていただきたいと思います。

○郷原委員　今回の問題というのが違法・不当な捜査，そして起訴，公判ということがもともとの問題の根本ですから，それが行われないようなチェックシステムをつくっていくこと，これも絶対に必要だと思いますし，問題の根本が捜査権と公訴権が一体化しているということからすれば，その点についても何らかの改善を行っていかないといけない，その必要性は私もそのとおりだと思います。

ただ，別の面から考えますと，そもそもそういったことが起きたことの根本的な原因は，私は特捜検察の力が極端に落ちているということだと思います。力が落ちているから無理な捜査をせざるを得なくなるわけです。逆に言えば，２０００年以降ぐらいでずっと振り返ってみたとき，私は自分の著書でも書いていますけれども，私はちゃんとしたチェックシステムが働いていたらできた事件というのは数少なかったのではないかという印象を持っています。そう考えますと，チェックシステムをきちんとこれから機能させていくとすると，一体特捜部という看板で，これからも捜査が続けられるんだろうか，実績があげられるような捜査が可能なんだろうか，そこが非常に疑問です。昔は特捜ブランドが正に破壊力を持っていたわけです。特捜の看板があったから被疑者を，そして捜査対象者を押しつぶすこともできた。しかし，今は逆に，この状況下で特捜の看板はマイナスにしか作用しなくなる。こういう状況下で，私はチェックシステムをきちんとつくっていくことと同時に，やはり考えなくちゃいけないことは，捜査の手法を根本的に改めていくことであって，それは前回，前々回，席上配布していただいた私のペーパーで述べたとおりです。

そういうふうに新たなものをつくっていくんだとしたら，本当に特捜という名前を，ブランドを残す必要があるんだろうか。新たなものに生まれ変わった，検察の捜査機能は今までとは違うものに生まれ変わったということをみんなが認識できるような方向に名前も改めた方がいいんじゃないか。そのために必要な組織はどういう組織なのかということを根本的に考え直した方がいいんじゃないかと思います。

その捜査の在り方ということを考えたときに，今，諸石委員が言われたチームとしての捜査というのは非常に重要だと思います。チームがみんなで共通認識を持って同じ方向性を持って捜査をしているという意識があれば，その中で違法・不当な捜査，違法・不当な取調べをやることをみんなでチェックすることもできるわけですし，今までの特捜部には，そういったものはなかった。基本的に上命下服の世界だった。そういう特捜の在り方を根本的に見直す上では，私は名前自体を改め，組織の在り方，そして捜査手法も根本的に見直すということが重要ではないかと思います。

○原田委員　捜査権と公訴権の分離の点につきまして，元検事総長と元警察庁長官が一致して御主張になっている点で，私もあえて反対するつもりはないのですけれども，よく分からないところがございます。一つは特捜部と公判部で，それぞれ捜査権と公判権を分けても，結局は但木委員の御提案の部分ですけれども，検事正が１人で最終決裁をされるわけだし，また，責任の所在も検事正にあると思います。そうなると，現在とどの程度違うのかなという点が疑問であります。責任の最終所在としては余り変わりないのではないかという気がいたしております。

また，私といたしましては，吉永委員御提案の，後戻りができる検察には大変賛成なのですが，公判部が起訴して，公判部がこれを取り消すというのは，やはりやりにくい面が逆に出てくるのではないかという感想を持っております。

それから，監察制度の関係では，地方裁判所に地方裁判所委員会というのがございます。これは平成１５年に司法制度改革の一つとして設けられたものです。それ以前にも家庭裁判所に同様な委員会が設けられておりました。私も家庭裁判所所長として，この委員会の司会役で関わっておりました。メンバーはその地方のマスコミ，労働組合や銀行の代表の方々等，多士済々で，いわば本会議の地方版のようなものであります。そこで裁判所が抱えている問題を御説明したり，いろいろな御意見を伺ったりしておりました。このような委員会を検察庁でも設けることは，正に研修のところでも申し上げたように，改革の劇薬ではありませんが，長い目で見ますと非常に良い制度になる可能性があると思います。裁判は法廷が公開されており，その点で正に可視化されているわけですが，検察の場合，密室の取調べが中心で，どうしても開かれたイメージがありません。このような委員会を活用して，社会への開かれた窓の一つとするということも意味のないことではないと思います。そのような委員会で監察の状況をお話ししたり，御意見を伺うことも十分有意義だと思います。

それに対しまして，第三者が監察をリアルタイムで担当したり，検察官から直接事件について事情を聞くというようなことは，捜査の秘密等からしてやはり弊害があると思われます。したがいまして，地方検察委員会のようなものの方が受け入れやすいのではないかと思っております。

○高橋委員　まず，特捜部の存廃の話ですけれども，郷原委員の意見に，私，ある部分とても賛成なんです。そもそも考えてみますと，いわゆるロッキード事件以降，大玉をあげる，権力にメスを入れる特捜というイメージを自らつくり，その自らのイメージの呪縛で無理な方向にいってしまったという部分もやはりあるんだろうと思うんですね。端的に言いますと，ここまで言っていいのかどうか分かりませんが，とにかく微罪でもいいから大玉をとれというような雰囲気に何となく見えてしまう部分があるんですね。それはやはり，本来の独自捜査を検察が行う意義と，もう，ずれてきているのではないかと，無理が生じてですね。

ですから，そもそも特捜部に限らず，検察の独自捜査というのは何のために，どの部分を重視してどうやるんだということを，前にも申しましたが，やはり徹底的に合宿でもやって内部でもう一回議論し直して，その上で，もしじゃあ，やはりこうだというものが出てきたときに，それが名前が特捜部という名前に必ずぴったりこないものであれば，名前を変えてもいいんじゃないかと，そこも含めて。なおかつ，そのときに，じゃあ名古屋どうするんだ，大阪どうするんだということも，最終的に決めてもいいのではないかな。まずその議論ですね。何のために独自捜査があるのかという議論をやり直さないと，やはり何でもいいから大玉を狙えばいいという話になったことを反省すべきではないかなと思うんですね。

それからもう１点，チェック体制ですが，基本的には，私は江川委員がおっしゃっている２段階方式のようなものが基本的にはとても良いと思うんですね。そもそも横からのチェック，こういう形の横から，場合によっては外部も入れた横からのチェックが必要だということは多くの委員の方々が言っておられますし，これはとても重要なことなのに，残念ながら，今の検察の動きを見ていると，結局，「特捜独自案件は検事長が直接指揮する。」みたいな。いや，だから，この間の事件は直接指揮したからおかしくなったんじゃないですかと。つまり，指揮するということは，ある意味アクセルを踏むということにもなるわけですよね。どなたかもおっしゃっていましたが，本来，ブレーキを踏むべき立場のリーダーがアクセルを踏んでしまったということが今回の村木事件の大きな背景にあるわけです。それを考えたら，上の直接指揮案

件にするということは，根本的に問題を全然解決していないと。ですから，この会議としては，是非，上にただとにかく持っていくんじゃなく，横からのチェック機能をちゃんと機能する，中身の分かる人間でちゃんとアクセルを踏む役割じゃない，ブレーキを踏む役割の横からのチェック機能。１人の人間に，アクセルもブレーキも全部任せるんじゃなく，ブレーキを専ら担当する横からの，それも専門的な中身の分かった横からの人間がチェックするような，そんなものを重視するというふうにして，現実的には，２段階のようなものになると思うんです。そんなものを是非入れていただきたいなと，そんなふうに思います。

○石田委員　イメージチェンジのためにブランドを変えるという郷原委員の意見は，非常に魅力的だと思います。以前も申し上げましたが，今回の事件は，特捜部の組織というよりも，特捜的な取調べがまん延していると，そういうところに起こった氷山の一角としての事件ではないかというふうに思っています。

ですから，２月２８日に特別捜査係検事を高検に置いて，必要な指導を行う権限を与えるといったようなことが最高検察庁から出ておりますが，それは，一つには，この捜査の検証というのはリアルタイムに行わなければ効果がないという検察庁の認識の現れということだと思います。そして，それは，このような事件は，いわゆる特捜事件だけではなくて，通常の事件においても起こっている，だからこそえん罪がこれだけ多く起こっているわけでありますから，そういった発想というのは特捜事件だけではなくて，通常の事件でも行われなければいけない。警察送致事件でも同様の問題が起こり得るということは多くの事例が示しているところです。

そして，私の意見に賛成する人は１人もいないんですけれども，後から検証してもそれはあのときはちょっとだめだったねというだけの話になってしまいますので，私の実務経験からしますと，リアルタイムの検証こそがブレーキを踏むか，それともアクセルを踏むかというところが問題となっているわけであります。具体的なイメージを考えたとしても，仮に，特別捜査係検事を別のチェックをする全ての検事というふうに置き換えたとしても，地検で捜査をやっている人の，恐らく３，４期上の検事がその役割をするということにならざるを得ないわけですね。結局，それは極めて狭い社会でありまして，１，２期ぐらい上の検事に決まって，そして余り特捜検事をやったことがない人がもしそういうことをやるとすれば，全然チェック機能は働かないと思います。取り分け，この取調べの不当・違法の判断基準というのは，検事と我々弁護士あるいは裁判官，一般の人の判断基準というのは雲泥の差があるというふうに私は思っております。ですから，違法なことが行われているかどうかということを具体的に弁護士が苦情を持ち込んだときに，そういった検事の仲間だけで判断できるなんていうことは絶対にあり得ないと私は確信をしております。

したがって，量的に，あるいは時間的に難しいというふうに言われますけれども，前回も申し上げましたが，ある一定の人を，弁護士とか一般の人たちから任命制でちゃんと守秘義務とか何かを与えて，一つの資格を与えて，組織をつくって，専従をさせるといったような組織をつくれば，十分にそういったチェック機能は果たせるということであります。そういうような組織をつくれば，捜査の密行性や独立を侵すことにはならないと思います。事件が，それほどたくさん出てくるということであったら，それこそ問題なわけで，それほど頻繁にあるのではないのではないかというふうに思います。ですから，まずチェック機能というふうに言うのならば，リアルタイムの，そして外部から見たものでなければ絶対に機能しないというふうに私は思います。

○龍岡委員　今，石田委員から御指摘のあったリアルタイムのチェックについて，ちょっともう少し申し上げたいと思うのですけれども，これはやはり捜査の性質，例えば，今も指摘のありました密行性とか，あるいは関係者の名誉・プライバシーの保護等からしましても，私は相当ではないのではないかと思います。しかし，石田委員も言われましたように，特捜事件に限らず一般の事件を含めましても，違法・不当な捜査に対する何らかのチェックといいますか，けん制のシステムというのはやはり必要ではないかというふうに思われます。

その方法としていろいろ考えられるだろうと思いますけれども，一つは既に出ておりましたが，そうした取調べに対する苦情処理体制を整備することがまず考えられるのではなかろうか。事柄の性質からしますと，第一義的には，これは恐らく検察内部での処理体制を整備することが考えられるわけで，捜査部門とは独立した苦情処理部門をつくるということは考えられるのではないかと思います。先ほど御指摘ありましたけれども，ある程度大きな組織では，そういったものを庁の内部につくることはできましょうけれども，小規模庁ではこれは難しい。そういう場合には，例えば，高検の方につくるというようなことも考えられるんじゃないか。苦情処理部門における処理結果については，適宜申し立てられたものに対しては，その結果を知らせるというようなことも必要だろうと思います。

そして，それでもなお紛議が起こる可能性はある。その場合にはどうするかという問題があります。急速を要する場合等，例えば，接見に関する準抗告の制度がありますけれども，こういった不服申立てあるいは裁定の制度というのも検討してみる価値はあるんではないかというふうに思われます。

それから，捜査・取調べが適正に行われるように，外部的な監視の目も必要かと思われます。リアルタイムじゃないと効果がないと石田委員は言われますけれども，私は必ずしもそうとは思わない。事後的なものであってもいいんではないか。その手法として，検察庁各庁において捜査・取調べとか事件処理の状況等について定期的な報告を求める。これを外部の有識者が加わった，例えば第三者委員会というか，有識者委員会的なものに報告して，そこでも意見交換をする。場合によっては勧告，提言をすると，こういうようなシステムをつくって，定期的にそれを監査していくということが考えられるんじゃないか。これは先ほど，原田委員が紹介された家庭裁判所委員会とか地方裁判所委員会等の制度を踏まえて考えたところです。この地方裁判所委員会などが，かなり私は機能しているんではないかと思います。これは各地方裁判所，家庭裁判所につくられているわけですけれども，かなり積極的な提言等もあったり，御意見もあって，それを裁判所の方で取り入れることによって，裁判所の運営について，これを役立てているという面があります。これは開かれたという面でも，あるいは外に対する説明責任を果たすという意味でも，検察においても，やはり採用されてしかるべきではないだろうか。間接的ですけれども，こういうことによって徐々に捜査の適正化といった点も少しずつ改められていく。非常に時間がかかるし，即効性はないかもしれませんけれども，これがやはり信頼を回復していくということにはつながっていくんではないだろうかと思います。

○但木委員　まず，特捜の存廃のお話でありますが，検察が独自捜査ができるように検察庁法でつくられているのは，やはり検察も一つの捜査機関として，主として警察の送致事件ではない事件，あるいは政・官・財というような，社会的強者の事件を摘発すべく設けられている一つの武器であろうと思います。やはり権力犯罪というのは，現にどれだけ起訴されているかということのほかに，いろいろな機関が権力に対するチェック作用を果たすということが非常に重

要なので，したがって，検察はその機能を維持すべきであろうと思います。ただし，高橋委員が言われたように，あるいはそのほかの方も言われたように，今後，特捜部という名前を存続すべきか，東京，大阪，名古屋と置くべきか，これは私は，やはり検察が懸命になって考えるべきことではないかと思います。つまり，人材がそれだけ，三つ置けるだけの人材があるかないかは，やはり検察が自分で考えて，どこからか人材を捻出できるのか，今後の中・長期的なスパンの中で考えるべきことだと思います。

それから，特捜部という名前がいいかどうかというのは，それは私は，もし検察の方が別のネーミングの方がいいというのなら別で，それにこだわらなきゃいけないということもないんじゃないかなと思います。

それから，割合に理解していただけないのかなと思うんですけれども，やはり捜査をする人と公訴する人は分けた方がいいと思います。それは，権力の分散なんですけれども，二つの対立した立場があるということが大事なんですね。もちろん，その後，決裁するのは次席検事じゃないか，検事正じゃないかといいますけれども，二つの対立した意見が決裁官のところに上がっていく，そういうシステムをつくることが大事だというふうに私は思います。

それから，もう一つは，できれば公判部の人がやったらいいんだよねと言ったのはどういう意味かというと，公判部の人は，自分が裁判所において，その公訴を維持できるかどうかということを自分が判断して，自分の責任で遂行できなきゃならないので，もし捜査が適正に行われていないなら，そのことについて，彼は絶対に，これは俺は起訴したくないということになるんだろうと思います。だから，私は公判部の人の方がいいなと思いますが，いろいろな案はあるだろうと。ただ，ストレートに上という関係は余り良くない。どうしてかというと，それは一つの意見しか出ないで，上に突き抜けていくわけですから，非常に危ない線なんですよねという感じがします。やはり二つの相対立する立場の人の意見が，同時に上にあがっていくということの方がいいというふうに思います。起訴する人は自分の名前で起訴するんですから，それが倫理規程の中に入るのかどうか知りませんけれども，検察官としての名を惜しむというのは非常に大事なことであって，起訴状に署名するというのは我々にとっては，すごく大きな心理的負担，ものすごい責任感を持って署名していることだけは事実なわけであります。私は，やはり分けた方がいいなと思っております。

それから，リアルタイムのチェックの問題ですけれども，まず私は，検察内部に監察制度を設けるべきだと。監察の専門家の人をちゃんと，専門の検事，専門のスタッフ，それを置いて監察をやるべきだと思います。それをどこに置くのかというような問題も，それは検察でちゃんと考えてほしいが，何しろそこの監察は弁護士からであろうと外部からであろうと，いろいろな申出，苦情，全てをちゃんと処理できるような人じゃなきゃいけないというふうに思います。

石田委員が言われたことよく分かるんですが，私は龍岡委員の意見に賛成でありまして，もし本当に検察の監察制度も効かないと，違法な捜査が行われているのにそのままだという状態を回復しようとすれば，それは私は，司法のチェックだろうと思います。それが本筋であります。だから，それは法律の問題にはなりますけれども，それは例えば，人身保護請求という非常に基本的な憲法に根ざした規定があるんですけれども，あれと同じように緊急命令みたいなもので何かできるのか，そういうことを考えるべき，それは司法の問題じゃないかと思います。

それと，検察の日常についての問題については，裁判官御出身の委員から非常に貴重な御意

見をいただきました。私はそれと同時にもうちょっと監察制度と結び付けた外部の人との協議体みたいなものが必要なのかなという感じがしております。それは個別の事件をやるわけではないのでございますが，いろいろな検証作業がこれから必要でありまして，嶌委員が１年後にやろうと言って，それはそれでいいんですけれども，これは大臣の諮問機関ですので大臣がどういうふうなお気持ちになるのか，これは意見書を出したら，もうお前ら終わりと言うかもしれないし。だから，もうちょっとちゃんと検証ができるような機関というものが必要で，それは外部の人がちゃんと入って，そこに報告して，その人たちの助言をいただくというようなことは必要なんじゃないか。それとは別に，我々の同窓会を１年後にやって，それで一体あれはどこまで進んだんだという検証をさせてもらうというのは，それは別問題で，私はそれについては賛成であります。

もう一つ，すみません。引き返しの問題がございました。これは非常に大事な観点でありまして，もうちょっとシステムとしての引き返しというのをどうやったらいいのか，公判部の立会検事が少なくとも有罪の嫌疑を認めるに足りなくなったと考えたときは，やはりそれは何らか公判部長に，あるいは次席に，検事正に，あるいは高検にいって，ちゃんと検察としてきちっとしたシステムとしての引き返しというのができるようなことを考えなくちゃいけないんじゃないかと思っております。

もう一つ。高橋委員が前に言われていました専門員の話でありまして，是非，最高検辺りに専門家集団をつくって，それがいろいろな事件に，その専門分野についての助言ができるようなそういうものをつくった方がいいなと思っています。

○後藤委員　第三者によるチェックとか監察制度と言われているもののイメージをもう少し明確に共有した方がよいのではないかと思います。私は一方で，倫理規範のところで，倫理規範に対する違反があったという指摘があったときに，外部の人も加えて，それを審査するシステムは必要ではないかと思います。しかし，今，現に議論されている，監察とか外部チェックというのはそういうものとは違って，もっとダイレクトに個々の事件での検察官の対応を対象にするものだと思います。そうすると，それは具体的にどういう種類の問題に対処する仕組みとして考えるのかがもう少し明確になった方がよいと思います。例えば，取調べで不当なことが行われていると，苦情として言われたらそれに対処する，これは分かりやすいです。けれども，例えば，勾留請求が不当だということになると，それは，勾留決定に対する準抗告という形で裁判所で争う方がよいのではないかとか，あるいは起訴自体が不当だということになると，それは裁判でまずは判断してもらうべき問題になるかもしれないですね。

ですから，例えば，石田委員にどういう問題に対する対処策として，こういう仕組みをイメージされているのかを少し語っていただいた方がよいかと思います。

それから，先ほど，裁判所委員会の例が出ましたけれども，仮に第三者を入れたチェック体制を考えるとすると，既存の制度で言えば，むしろ刑事施設委員会のようなものの方が実効性があると思います。刑事施設委員会は，収容されている人から直接に意見を聞くようなことができるわけですね。そういうものでないと実効性が少ないのではないかと思います。

○石田委員　指名がありましたので，一言だけ。つまり，私がイメージをしているのは，もちろん勾留請求に対する準抗告，あるいは勾留延長決定に対する準抗告というような司法でもってやらなければいけないところ以外の部分で不適正な取調べが行われている場面。例えば，先ほど，議論になったような弁護人の解任を迫っているといったような問題とか，壁に向かって立

たされているような取調べが行われているとか，暴言が吐かれてそんなことをされているといったような問題が起こっているときに，是正をできるようなチェックが必要だということを申し上げているわけであります。

それで，先ほど，龍岡委員がちょっと指摘されましたが，そういった問題に対する不服申立てをするような形にすれば対応できるということをおっしゃったんですけれども，それは，今の準抗告とは別の申立ての方法を考えるべきだという趣旨だったんでしょうか。もしそうであるとすればすごく魅力的な御提案ではないかと思ったんですけれども。

○龍岡委員　今，石田委員から言われた点ですけれども，私は接見に関する紛議のことを頭に置いていまして，あれは非常に迅速性を要するわけですね。しかし，４３０条ですか，刑訴法の規定があって，準抗告の制度がある。この制度によって解決してきているところがある。この制度からイメージして，取調べの方法の違法・不当がある場合に，それを救済するために，従来ある制度に乗っかってこないようなものでも，ある程度の重要性のあるものについては取り上げる，紛議が出てきた場合，つまり，苦情処理的に解決できないものについて，更に弁護人あるいは被疑者等から何か申立てがあった場合に，それを裁定するような制度ができないんだろうかということなのです。これは法改正を必要とすることになりますが。

○後藤委員　それは，裁判所がということですか。

○龍岡委員　考えられるのは裁判所だろうと思うんですね。だから，そうなるともうこれはここでの議論じゃなくて，それこそ法制審議会等で法律改正の問題になりますので，簡単にはできないので，そういうのもあるんじゃないだろうか，それを検討してもらうのはどうだろうかということで申し上げたわけで，具体的に，例えば準抗告制度に乗せるとかいうことまで考えてるわけじゃない。準抗告制度に乗せるためには，紛議の対象は明確でないと取り上げにくいと思いますので，それに至らない，何か裁定ですね。例えば，公判前整理手続の中にある証拠開示をめぐる紛議の裁定の制度がありますね。紛議を裁判所が介入して，いろいろ手立てを加えていって裁定していくというような方法もあるので，ああいう制度が考えられるのかなと思うのです。できたら検察から離れた第三者的なところで，そういう判断がされれば，こういった問題もかなり解決していくんじゃなかろうかということで申し上げたわけです。

○石田委員　そういう制度ができれば，私の意見は撤回するのもやぶさかじゃないんですけれども。何しろ私申し上げているのは，リアルタイムに第三者の目が入らなければ全くチェックの意味がないということを申し上げているわけです。

○龍岡委員　それは本当に意味がないんだろうか，私はきちんとした苦情申立ての制度が整備されることによって，捜査官に対する大きなけん制にはなるはずで，内部的にもそこを問題視して，きちんとやらなきゃならんというふうに動いていくんじゃないだろうかと思います。だから，効果がないとまでは考えない。むしろやってみたらどうだろうかというふうに思います。

○石田委員　だから，それも最終的に裁判所がチェックをするというようなことまでいけば意味が出てくるのではないかと思うわけです。

○宮﨑委員　チェック体制についてのいろいろな議論を聞いておりましたけれども，これを抜本的に解決する方法は取調べを可視化すればいい。もう極めて単純なことを，なぜ屋上屋を重ねるような制度論争をしているんだろうかと，とてもまどろっこしく，また極論を言えば無益な議論をしていると思っています。例えば，不服申立てだとか，紛議調停だとかいろいろ言われますけれども，今までそういう形で，検事の弁解を聞いても，違法・不当な取調べをしていま

したと証言した検事は誰もいないわけであります。全て，私は適正な捜査をしましたと，この調書は任意性がありますと，こういう証言をして，裁判官が全部認めてきたと，全部と言ったら怒られますから，ほとんど認めてきたと。こういう日本の司法の歴史から見ますと，やはり可視化をするということはまず真っ先に考えられるべきではないか。その上にあってこそ，全容が分かり，不服申立ての制度とか審査というのが機能し得るのではないかと思っています。

したがって，最大のチェック体制は可視化であると。本当を言えばこれで終わりというようなところでありますが，あえてその上で申し上げれば，今後のチェック体制に関し，最高検の検証報告の中で，検事長指揮事件と言われています。身柄事件で非常に時間が限られている中で，こういう稟議体制をつくって屋上屋を重ね，また更に公判部の意見を聞くとかいう形になると，本当にきちっとした捜査というものができるのであろうか，少し心配になってくるわけであります。また，上へ持っていけばいくほど後戻りができないわけであります。現在の検証報告書の中で，検事長指揮事件だとしますと，但木委員がおっしゃったように，例えば公判部の意見を聞くんだとか，公判部のチェックをやるんだというけれども，これを捜査を始めろと言ったのは検事長ですから，それが果たして公判部がそういうチェックができるのであろうかと，極めてやりにくいチェック体制ではないのかなと思います。今回の村木事件の反省を見ましても，なぜ起きたのかと言えば，検事長のお考えが非常に下を拘束したわけでありますから，そういう意味で上へ持っていけばいくほど，吉永委員が言われるように，後戻りできない体制をどんどんつくっていくのではないかと思います。今回の検証報告による再犯防止策は全く理解ができないという具合に思っているわけであります。

それから，特捜の名古屋，大阪の存廃ということについては，私は，石田委員が言われたように，何も特捜事件だけが特別な捜査をしているわけではない。日弁連のアンケート結果を申し上げたとおり。さらにまた，検察だけでなく警察の取調べについても，今までのえん罪事件で極めて多くの問題点があったわけであります。むしろそういう意味で，全体の捜査を適正にする，こういうことが極めて重要であります。

組織論は，私は例えば，検察の組織はチームがいいのか常設的なところがいいのかということにつきましては，例えば，特捜は内偵捜査というようなものがいるわけでしょうから，そういうものをどこの組織でやるのかとか，そういうようなことについて検察内部で御議論をいただければいいのではないか。私が問題にしたいのは，取調べ全体を適正にするというところに，まず我々の議論を集中すべきではないかと，このように思っているところであります。

○井上委員　宮﨑委員の言われたことは，お立場としてはよく分かるのですが，何か一種の玉砕戦法のような観もあって，やはり重層的に議論をやっておかないといけないのではないかんじゃないかと思います。

チェック体制については，基本的には諸石委員や龍岡委員が言われたことに賛成です。ただ，龍岡委員が最後に言われたところは，まだ恐らく一つのアイデアという段階だと思うのですが，法律の枠組みとして組むのは結構難しいかなという印象を持ちました。

もう一つ，特捜の存廃の話ですけれども，特捜的機能というのはやはり国民の期待もあり，存置すべきだろうと私は思っています。ただ，今のままの組織でいいかどうかについては，皆さんのおっしゃっていることが正鵠を射ているところもありますので，組織の存廃とか，あるいは使命・機能の再確認を行ってもらい，それに応じて組織内容も見直していくということは当然必要だろうと思います。具体的に存在する三つの組織をどうするのかということや，ある

いは看板，名前をどうするのかということは，今のような中身の議論との関係で考えるべきことであり，形から入っていくというのは本末転倒ではないかと思います。

２番目に，その場合に問題になるのは，権限の問題です。横からのチェックというのは皆さん大方の方が賛成されているようなのですが，もう一つ，検察の捜査と公判の機能を分離すべきじゃないかという点については，お二人が積極論者で，あと支持論がないとちょっと気の毒だと思いますので申しますと，私は，それはそれとして意味がないわけではない，意味があるだろうと思っています。もちろん，これだけで全て解決できるというものではない。それは，他のどのアイデアについてもそうだと思うのです。けれども，今回の事態では，捜査と公判の機能が一つのところに集中していることから大きな問題が生じているということはやはり事実なので，そこのところを分けていくというのは，対応策として一つのアイデアだろうと思います。もっとも，詰めて考えてみると，結構難しい問題があり，公判担当の検察官が手続のどこから関与するのか，それと捜査担当の検察官の仕事との仕分けをどうするのかといったこと，恐らくある部分重なってくると思うのですが，通常の警察等から送致・送付される事件についての検察官の関与の仕方と同じ形というのは具体的にイメージしにくいところがある。そういったところを工夫する必要があると思います。

引き返しの問題については，原田委員が，公判担当を設けたとしても公判担当が起訴したならば，引き返せないではないかと指摘されましたが，これは分けても分けなくても同じ問題が生じ得ます。

○宮﨑委員　検事長が指揮すればということです。

○井上委員　ええ，だからその点については，別にやはり仕組みを考えなければならない問題だろうと思うのです。

○高橋委員　これはどちらかというと，これをやっていく上での今後の検察の内部の方々に向けての，あるいは幹部の方に向けてのメッセージということになるのかもしれません。やはり，これはアンケートをちょっとまたできれば見ていただきたいんですが。５８の設問で，「任意性，特信性に問題が生じかねない取調べであると感じる事例を周囲で見かけたり，聞いたりすることがある」というのが，「大変良く当てはまる」が５．４％，「まあまあ当てはまる」が２２．３％なんですよね。ですから，恐らく検事の方々の中には，「いろいろチェック体制，チェック体制というけれども，そこまで性悪説でチェックされて，実態としてはそんなことないと，真面目にちゃんとやってるじゃないか，我々は。」というようなことばっかり言うんじゃないかと思われるような方も，私，きっとおられると思うんですよ，少なからず。ただ，そういう方に，是非見ていただきたい数字がこれですよね。確かにそうじゃない人もたくさんいるんですが，１と２で２８％いるというのは，これはやはり正直にそれだけ答えていただいているのかもしれませんが，これはやはり看過できない数ですよね，明らかに。だから，みんながやってるわけじゃないが極めてまれな事件ではなく，結構よく起きているということをこの数字からも，少なくとも内部からのアンケートでも出ているわけです。やはり是非，真摯にチェック体制というものを必要で受け入れていこうじゃないかと。自分がやってるかどうかじゃなく，やはり起きてはいけないことなんだからというのを，是非前向きに受け取っていただきたいなというのが１点。

もう一つが，これは是非幹部の方に申し上げたいんですが，問６０番で「不正行為を内部通報したり幹部に直訴した人は人事上の不利益を被る可能性があると感じる」というのが，少な

くとも「勤続５年以下」の方々の間では平均点が３．０，つまり平均点がどちらともいえないというふうになっている。幹部の方はそう思ってない人の方が多いんですけれども，ですから，どんな内部通報制度を今後つくっても，そもそも一番大事なのは内部通報しても不利益にならないという雰囲気に今必ずしもなってませんよと，そんなつもりはないと上の方がおっしゃっても，現場の若い方々の中にはそう感じている人が少なからずいるんだという事実をよく考えていただいて，この部分ちゃんと不利益を被らないで言えるという雰囲気をつくるということを，どんな内部通報制度をつくっても，これをしっかりやっていただかないと機能しないと思うんですね。それは付け加えておきたいと思います。

○江川委員　１点だけなんですけれども，先ほど但木委員が起訴をするというのは大変なことなんだというふうにおっしゃいましたけれども，起訴した後，異動しちゃったりして，その後どうなるんだということなんですよね。この人が起訴したという形は少なくとも外部の人間には全然伝わらないんですよね。マスコミの発表なんかでも東京地検は，誰それを起訴したとか，大阪地検は誰それを起訴したと。もちろん地検のトップが最終的な決裁をしているからということではあると思うんですけれども。それほどのプレッシャーを感じる，あるいは感じていただくにはむしろ起訴した人の名前をちゃんと発表して新聞に載せる。この事件がどういうふうになったのかというのは，異動しちゃった後も国民がちゃんと，ああ，何々検事はこんなひどい起訴をしたのかということが後からちゃんと分かるようなことをしておくというのも必要なんじゃないかなと思いました。

○但木委員　それは，僕は時代の変遷の中で一つあり得ることだろうと思っています。公判担当の検事とか，あるいは起訴をした検事とか，少なくとも，例えば論告をした検事名とか，そういうのを発表していくというのは，それは時代の流れの中で国民がそこまで知りたいと思う時代がくれば，やはりそういうふうにすべきだと思います。だから，私がさっき言ったのは，そうではなくて，私の時代であっても，随分古いときから検事は起訴するときにはかなり神経を使って起訴していますよ。確かに転勤はありますが，少なくとも起訴したときに全責任を負っているのはその起訴した検事であります。

○千葉座長　皆さんから，大分御意見を多岐にわたっていただいたと思います。この辺でこの課題についての一区切りをさせていただきたいと思います。皆さんからいただきましたものを，私の方で少し整理をし，大きな柱としてまたお示しをするような方向にしたいと思っております。

４　「検察の使命・役割（総論）」のついての議論

○千葉座長　「検察の使命・役割（総論）」の議論につきましては，皆さんから大変多くの御意見をこれまでもいただいてまいりましたし，今日の御議論の中でもいただいてきたところでもございます。

この中でも，検察の最も基本的な使命・役割は，個人の権利と公共の安全とを守ることであるということ，具体的には，被疑者等の人権保障と事案の真相解明の二つがともに重要であり，この二つの要請のバランスを保っていくことが必要であるということは，先般来の御議論の中でも，ほぼ皆さんの御異論はなかったように思っております。

さらに，検察官は「公益の代表者」として公平・中立の立場から検察権を行使すべきである

との御意見も複数の委員からいただいております。この点についても特段の御異論がなかったように思われます。

次に，検察官が捜査官と公訴官の二面性を有していることの意味についても御議論の対象となりました。この件に関しましては，主に公訴官としての役割を強調するご意見がありました一方で，捜査官としての役割にも積極的な意味があるとの御意見もございました。これはどちらの役割もおろそかにしてはならないということを前提としての議論であったと思われますが，特に独自捜査事件におきましては，検察官が「一人二役」を担うこともあり，捜査官としてのものの見方にとらわれる余り，公訴官あるいは法律家として期待されている冷静な証拠評価や手続の適正性の担保，十分な法律問題の検討等の役割が軽視されることを戒めなければならないとの点については，皆さんのほぼ一致があったように思われます。

また，時代の変化に応じた検察の役割という観点から，検察は２１世紀的な新しい価値観を取り入れ，これにふさわしい組織の在り方を考えていくべきであるといった御意見もございまして，この点についても皆さんから特段の御異論はなかったように思います。

このような，この間の御議論，そしてまた本日それぞれこの検察の役割等についてもお触れがございました。こういうことを踏まえまして，今日，皆さんから特にお出しいただく御意見がございますれば，先ほど既にお出しいただいた御意見は別として，更にございますればお出しをいただきたいと思います。

○江川委員　ペーパーを用意しました。「提言の方向性について」というタイトルになっています。これは提言全体の総論的な部分についてこう考えるべきじゃないかということをメモしたものです。出発点は村木さん事件の再発を防ぐと，ここは忘れてはいけないことですし，村木さん事件だけではないんだということをきっちり踏まえて，「真相」究明，これはかぎ括弧つきですが，で置き去りにされてきた人権擁護やえん罪防止に力点を置いたものでなければならないと思います。

ただ，改革の方向性としては，先ほど座長のおまとめの中にも出ておりましたけれども，やはりあれをするな，これをするな的なことではなくて，やはりもう少し発展的なものでありたいというふうに思います。今までの検察というところがいかに前時代的なものであったのかということは，いろいろな観点からここで明らかになってきたと思います。例えば，捜査及び体質で言うと，閉鎖的，不透明，密室性というものがあった。そういうものをもう少し透明で，オープンで，外の目とか風が入るような，そういった現代にふさわしいものにしていかなければならないとか。あるいは幾つか書いておきましたけれども，そういうもろもろの前時代的なものをどうやって現代化して新しい未来に向けた検察にあるいは組織に生まれ変わらせることができるのかということがやはり一番大きな課題なんだと思います。捜査の在り方だけではなくて，人事評価や研修，組織の在り方等についても，今までの前時代的なものをちゃんと認めて，その上で現代化し，未来に向かっていくということが大事だというふうに思います。

今回のアンケートでも，クエスチョンの５２番ですけれども，近年の捜査・刑事司法を取り巻く環境の変化により，捜査の中心的手法である取調べを通じて供述を得ることが困難になってきたと感じている人たちが８割以上にのぼっているわけですね。それは一つは取調べの在り方に問題がなかったかということと同時に，やはり国民の意識あるいは知識の有り様というのも随分変わってきております。社会の有り様も変わってきて，やはり帰属組織の縛りや濃厚な人間関係から個の尊重あるいは分断というふうになってきたり，あるいはローカル，ドメステ

ィックなものがグローバルな人の動き，お金の動き，ものの動きになってきて，犯罪そのものもそういった傾向になっていくであろうと，そういうような時代。あるいは情報伝達もアナログ中心のゆったりとしたものから，瞬時にいろいろな情報が飛び交うと，そして革命まで起きるというような，そういう時代に，果たして今までのように密室の中でがんがん責めて追い詰めて自白させるという手法で今後の犯罪に対応できるのかというようなことを考えると，やはり検察組織を現代化して未来志向の組織に生まれ変わることで，えん罪を防止しつつ，現在と将来の社会や犯罪に対応可能な検察をつくっていくと，こういうような方向性を，やはりしっかり打ち出していきたいなということを感じております。

○郷原委員　先ほど，座長が整理された中で出てきた新たな時代，社会の役割，社会の要請に沿った検察の在り方という点について少し具体的に述べたいと思うんですが。私は，今後の検察は，制裁のトータルコーディネーターとしての役割を重視していくべきだと思います。伝統的な犯罪，殺人とか強盗とか窃盗等であれば，もうこれは犯罪性は明白ですから，事件が発生すれば，証拠があれば捕まえて起訴する，価値判断はいらなかったわけですけれども，今は世の中，複雑化・多様化して，いろいろな分野でいろいろな形で事案の実態に応じた，そしてそれを取り巻く環境に応じた制裁を課していかないといけない。それは何も刑事罰だけではなくて，最近，課徴金のような行政的な措置も含めて，いろいろな制裁を適切に機能させていかなければ，法治国家の根幹部分をこれから強化していくことはできないと思います。そういう面で，検察は刑事罰という最も重い制裁を執行する部分を担っているわけで，それに至るまでの制裁の在り方についても，社会の実情をしっかり理解して，適切なコーディネーターとしての役割を果たしていかなければいけないのではないかと思います。

特捜的な機能というのも，従来のような対立，対決型一方の機能だけではなくて，経済・社会の実情，各分野の実情を本当によく理解して，証券市場において，あるいは政治資金の問題に関して，独占禁止法の分野において，そういったものをしっかり自分たち検察自体がいろいろな形で，法務省の組織にも協力してもらって理解していくということが必要だと思いますし，そういう面での機能が今まで足りなかったのではないか。

特捜の在り方も，そういうような制裁のトータルコーディネーターの中の一番強いパワーを持った捜査機関，名前を変えるとしてもですね，そういう検察の独自捜査の機能を高めていかなければいけないのではないか。検察の組織の役割としては，そういうものを新たな方向として打ち出すべきではないかと考えています。

○佐藤委員　先ほど，この件について座長がおまとめになりましたようなことで異存はございません。真相の究明ということを考えますと，それが検察の極めて大きな使命だと思いますけれども，それを支えていくのは事実と証拠だと思うんですね。その事実と証拠を軽視して自分の名を上げる，あるいは組織の名を上げるということを優先する，そういう価値観に立っていたというところをやはり直視すべきではないのかと思います。そういうことから言いますと，研修等における内容が大事になる。教育倫理にも関わってきましょうけれども，やはり証拠，証拠，証拠。以前の，特に特捜部の検事の口癖はブツブツブツと言ってましたよ，物証という意味で，ブツブツと。それぐらいしつこくブツはどうなんだと，そういう主義というか価値観というのが染み付いていたと思いますけれども，それを想起すべきだと思います。

それから，人権の保護というのがもう一つの柱だとおっしゃいましたけれども，そのために特捜部の捜査でも，従前は任意捜査を非常に重視してやってきたと思います。今回の事件を見

てみますと，村木さんを呼び出して即，その日に逮捕しているわけですね。確か手続的にそうだったですよね。従前ですと，これは何日も任意で取調べをして，そして得心がいく，そういう段階で強制捜査に踏み切ると，こういう手順を踏んでいたのではないかと思うのですけれども。今回の捜査を見ますと，強制捜査優先といいますかね，そういう考え方が優先しているような気がいたします。そういう意味では，座長がおまとめになりました二つの検察の使命というものを，それではどういう考え方で，価値観でそれを支えていくか，実行していくかという，もう一つ下の次元のテーマというものを明確にして，その任を果たしていくという，そういう方向へもっていくべきではないかと思います。

なお，そういう意味では，先ほど，江川委員でしたか，言われましたけれども，時間がない，勾留期間が２０日しかない，そういう時間が限られた中で，高検がどの程度関与するか，その実効性はどうかというような話が出ておりました。私はそういう意味では任意の捜査というものをしっかりやっていくならば，高検だろうが，あるいは地検の中の他の組織であろうが，特捜の捜査に当初から関わっていって，その指揮なり公訴なりの権能を十分に果たすことのできる時間的余裕は十分にあると思う。そのわずか２０日間の期間だけでは実はないということを知るべきだと思います。

ちょっと付言しておきますが，特捜部の捜査権と公訴権を分けるといっても全事件ということではありません。特捜部が担当する事件のうち，例えば検事総長が指定する事件とか，一部分で私はよろしいと思うんですね。今回のような事件もその一つだと思います。すべからく特捜の事件を捜査権と公訴権を分けるということには必ずしもならないと思います。

○原田委員　先ほど，座長がおまとめになったことに賛成です。人権の保障ということですけれども，私はえん罪の防止ということも，一つ提言の中に是非入れていただきたいと思うのです。検察は従来，検察の使命は，えん罪を防止することではない，それは弁護士の使命じゃないかというふうな感じを持っていると思うのですが，足利事件を見ても明らかなように，えん罪を出したことによって真犯人をついに野放しにしてしまっているわけです。したがって，真相を明らかにするという中には当然えん罪を防止しなければ真相を明らかにしてないことになりますので，やはりえん罪の防止というのは検察の使命の中の一つとして，位置付けるべきだと思います。今度の村木さんの事件をきっかけとして，この会議がもたれたということを考えますと，裁判官の立場からもえん罪の防止ということをどこかに明確に打ち出していただきたいと思います。

○石田委員　今の原田委員のおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。そして，総論的なことをもう一つ申し上げておきたいのは，今までの検察官の意識というのは，やはり被疑者・被告人，特に被疑者ですけれども，被疑者を捜査の対象として見ている，そういうところに違法・不当な取調べが行われ，またいろいろな問題が起こってきたのではないかと思います。したがって，標語的に言えば，被疑者は捜査の対象ではなく，一方当事者であるという意識を持って捜査に当たらなければいけないというところが，検察官の意識としては必要であるというふうに私は思います。

○但木委員　私はまとめについては全く異論はございません。一つだけ是非お願いしたいのは，ここで運用でできるだけのことで終わらせていただきたくはない。やはり新しい時代に向けて新しい刑事手続，新しい刑事裁判というのをやはり展望していかなきゃいけないし，それはトータルなものとして考えられるべきだというふうに思います。既に裁判員裁判がかなり定着化

してきまして，実際に刑事裁判というのは随分様変わりしましたし，裁判官のマインドも大分変わりました。検察官も国民の批判に耐えられる捜査というのをこれからやっていかなければならないという時代に入ってきているんだと思います。そういう時代において，どんな手続であるべきなのかについては，やはりこの検討会議で詳細設計をしてくれという意味ではないんですけれども，やはりそういう時代に向かって大きな検討をする，そういう協議体を設けるのか分かりませんけれども，そういう作業を是非将来に向けてやっていくべきではないかというふうに思っております。

○江川委員　ちょっとさっき言い忘れたことがあって。先ほど現代化するというのはどういうことかということのヒントが，今回，韓国視察の中で随分出てきたような気がするんですね。韓国では全面可視化に向けて舵を切っているわけですけれども，その中で，じゃあいろいろ捜査の件どうするのかというと，やはり科学捜査に非常に重点を置いて，デジタルフォレンジックセンターとかそういうところで，例えば，デジタル証拠の収集・解析，その他などものすごく精力的に行っていると。やはり日本の場合もそういった，先ほど，佐藤委員の方からブツブツとおっしゃいましたけれども，正に韓国の方から，今までは供述中心だったけれども，これからは証拠の時代だとこういうことを聞いたのが，私はすごく印象に残りました。そういう方向性が出せればいいなと思います。

先ほど，佐藤委員が任意捜査の重視と，正にそうだと思うんですが，任意捜査も今回の郵便不正事件では随分行われていて，ただその中で言ってもいないというふうに後から言われた調書がいっぱいできているわけです。ですから，韓国もそうですけれども，やはり可視化をするという方向性は何も捕まった人だけではなくて，やはり任意の捜査こそ，ちゃんと透明性のあるものにしていくというようなことも必要かなということを思いました。

○千葉座長　御意見をいただき，今日は全体にいろいろな形で関わりのある分野でございましたので，それを踏まえて，それぞれの部分でほかのところの課題もあわせながら御意見も出していただくことができたのではないかと思います。そういう意味で，一応ここで，この部分についての議論を区切らせていただきたいと思います。

５　韓国視察の報告

○千葉座長　それでは，ここで議事次第５の「韓国視察の報告」に移らせていただきたいと思います。

当検討会議では３月６日から８日にかけまして，韓国における捜査の実情等を調査するために，韓国大検察庁等を視察させていただきました。委員の皆様の中には，残念ながら御参加になれなかった方もおいででいらっしゃいますので，視察の成果を検討会議として共有するために，視察の概要等について事務局から報告をしていただきまして，皆さんの共通財産にしていただければと思います。

○事務局（黒川）　去る３月７日及び８日の２日間にわたって行われました韓国視察について御報告いたします。恐縮ですが，お手元の資料２を御覧ください。

１日目の３月７日は，午前中は大韓弁護士協会の視察を行い，午後は日本の最高検に相当する大検察庁及び法務省に相当する法務部の視察を行いました。いずれも千葉座長及び９名の委員の方々が参加されました。２日目の３月８日は，午前中にソウル中央地検の視察を行いまし

た。千葉座長は所用により参加できませんでしたが，９名の委員で視察を行っております。

まず，１日目の午前中，大韓弁護士協会におきましては，同協会所属の弁護士の方々や韓国警察大学校のイ・ドンヒ教授から，取調べの映像録画制度や弁護士立会制度導入の経緯・理由，それぞれの制度の運用状況等について御説明がございました。これらの説明に対して，委員の方々との間で質疑応答が行われましたが，その要旨は別紙１に記載されているとおりでございます。

次に，１日目の午後に行われました大検察庁の視察についてですが，大検察庁におきましては，韓国における取調べの映像録画や弁護士立会いの実施件数等についての説明がございました。また，大検察庁には科学捜査を支援するための組織であるデジタルフォレンジックセンターが設置されておりまして，設置の経緯，科学捜査の内容や設備，人員等の体制について御説明をいただきました。これらの説明についても質疑応答が行われましたが，その要旨は別紙２に記載されているとおりでございます。

その後，デジタルフォレンジックセンター内の個別の部署について視察が行われまして，一例を申し上げますと，例えば文書鑑定室等におきましては，鑑定等の装置の使用方法の実演も見せていただくことができました。

１日目の午後には，引き続き，法務部の視察が行われました。法務部においては，現在，国会提出を予定している新しい捜査手法等に関する法案の内容について説明がありました。この法案は，司法協助者訴追免除・刑罰減免制度，司法妨害罪，重要参考人出席義務制度，公判手続への被害者参加制度並びに映像録画物の実質証拠化及び被疑者等が要求した場合の映像録画の実施を盛り込む内容となっております。この法案についても質疑応答が行われ，その要旨は別紙３に記載されているとおりでございます。

さらに，２日目午前中にはソウル中央地検の視察が行われました。ソウル中央地検においては，同地検における取調べの映像録画の実施件数等について説明がございました。その上で，運用を踏まえての映像録画制度，弁護士立会制度のメリット・デメリットについての説明がございました。これらに対する質疑応答も行われまして，その要旨は別紙４に記載されているとおりでございます。

さらに，ソウル中央地検では，同地検内に設置されている女性・児童専用の取調べ控室及び女性・児童専用の映像録画用取調べ室の視察も行い，映像録画装置を操作していただきながら取調べの映像録画の具体的な実施方法等について説明をしていただきました。

韓国における視察についての御報告は以上でございます。

なお，資料２は帰国後短期間のうちに作成したもので，事前に参加委員の方々にチェックしていただける時間的余裕がございませんでしたので，本日，宮﨑委員，江川委員からは，その視察に関する御指摘事項，お感じになられたことに関するペーパーが出されておりますので，同様にお気付きのことがございましたら，次回までにペーパーで出していただければ幸いでございます。

また，本視察の企画に当たっては，石田委員，宮﨑委員，江川委員から多大な御尽力をいただきまして，この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

○千葉座長　事務局の方から報告をいただきました。もしお気付きの点がございますれば，またペーパーやあるいは後日御指摘をいただければとに思います。

この報告は基本的には客観的な質疑応答の内容等について記載をしているということでござ

いますので，またそれぞれこれを踏まえての御意見もあれば，それはまた別途お出しいただければと思っております。

○宮﨑委員　今回，韓国視察については，随分事務局にお世話になりまして，心から感謝申し上げたいと思います。各訪問先で非常に充実した，短時間にもかかわらず，本当に通訳を入れますと短時間であったんですけれども，それにもかかわらず，非常に的確なご説明をいただきました。事務局の方，大変だっただろうなと思いましたので，ありがとうございましたと感謝申し上げたいと思います。

○千葉座長　ありがとうございます。是非，今回の視察が，これからのまとめにもきちっと生かされるようにしなければいけないと思っております。それでは，今の報告につきましては皆さんに今日の段階では御了解をいただいたということで，よろしくお願いをしたいと思っております。

では，これで本日の会合をもちまして，検討事項の四つの柱につきましては，二巡の議論をさせていただくことができました。そこで，最後に次回の議事進行についてお諮りさせていただきたいと思います。３月末に提言を取りまとめるということになりますと，もう大変お尻に火がついたような状況下にあるわけでございます。次回の会合には，提言のまとめ方を意識をいたしました御議論をいただく必要があろうかと思っています。そこで，次回は，これまでの御議論を踏まえまして，私の方で，提言のざっくりとしたものになろうかと思いますが，骨格を提示させていただきまして，それに基づいて提言の取りまとめの方向を目指しながら，総括的な御論議をいただければと考えております。よろしゅうございましょうか。

○石田委員　その日に出していただくということですか。事前にという意味なんでしょうか。

○千葉座長　これだけの皆さんの御議論でございますから，次回はまだ詳細なところまでお示しするというよりは，少し骨組みということになろうかとは思います。できるだけ事前にお知らせをすることができれば，それは御議論に大変大きく寄与することになると思いますので，努力はさせていただきたいと思います。この間の議論で整理をさせていただきましたところは，ほぼ皆さんの御理解と御了解をいただいているようには思いますので，それを踏まえながら，更に皆さんに付け加えていただいたこと，あるいは御指摘をいただいたものなどを，もう一度整理をさせていただいて，骨格を出させていただくということで御理解をいただければと思っております。それでは，そのような形で，次回には，皆さんに活発な御議論をいただければと思っております。

それでは，本日の会合はこれで終了させていただきます。

次回は３月１７日，木曜日の午後１時３０分を予定をいたしますので，よろしくお願いいたします。

－了－

検察の在り方検討会議
第13回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年３月２４日（木）　　自　午前１０時０４分
　　至　午後　５時２５分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　提言案について
　２　その他

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
　　吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　議　事　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第１３回会合を開会させていただきます。

先週の会議につきましては，３月１１日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震のため，開催を見合わせることになりました。このような未曾有の大地震と大津波により被災された皆様に，検討会議としても心からお見舞いを申し上げたいと思います。政府，自治体，国民の皆さんが一体となって，一刻も早くこの危機を乗り越えられるようお祈り申し上げております。

さて，本日の会合についてですが，郷原委員は所用により午後からの御出席となります。

まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局（黒川）　本日，皆様のお手元にお配りしております資料のうち，事務局で用意させていただいた資料は３点でございます。資料１は本日の議事次第，資料２は先週皆様に配布させていただいた「提言案に盛り込まれるべき内容の骨子」でございます。また，資料３は意識調査のうち前回の会合においてお伝えしたサーベイの自由記入欄について取りまとめたものでございまして，この資料には大まかな類型ごとの意見の数を集計して括弧書きで記載しております。そのほかに，皆様のお手元には，「提言案に盛り込まれるべき内容の骨子」に基づいた各委員の意見書，座長が作成した提言案のほか，本日の議事等に関連して石田委員，江川委員，宮﨑委員がそれぞれ御準備された資料をお配りしております。本日の配布資料は以上でございます。

１　提言案について

○千葉座長　それでは，議事に入らせていただきます。

先ほども申し上げましたように，先週の会議は開催することができませんでしたが，委員の皆様には，私が作成しました「提言に盛り込まれるべき内容の骨子」を送付させていただき，それに基づいて皆様から書面で御意見をいただきました。骨子を送付させていただいた際に皆様に御連絡いたしましたが，私の方で，皆様から書面でいただいた御意見をも踏まえて，提言案を作成し，皆様のお手元に配布させていただきました。本日は提言の取りまとめに向けて，この提言案を軸にして御議論をいただきたいと思っております。

本日の議事の進め方でございますが，まずは私の方から提言案を取りまとめるに当たっての私の考え方と提言案の概要などについて御説明させていただきたいと思います。その後，皆様全員から順番に１人５分程度で提言案全体に関する概括的な御意見をいただきたいと思います。その後，さらに論点ごとに内容面で具体的な御意見を伺いたいと考えておりますので，お含みおきいただきたいと思います。

それでは，まず，提言案を作成するに当たっての基本的な考え方について，皆様に御説明をさせていただきます。私としましては，この検討会議が大阪地検特捜部による一連の事態を受けて，当時の柳田稔法務大臣の指示で設置されたものでありまして，その設置のいわば背景をまず念頭に置き，また，本検討会議は，失われた検察の信頼の回復と検察の再生を図るべく，幅広い観点から抜本的に検察の在り方を検討し，有効な改善策，改革案を法務大臣に提言して，その施策の実施に寄与することを役割・目的としている。こういう諮問の趣旨，これを念頭に

置かせていただきまして，皆様に時間が許す範囲の御議論を尽くしていただいたた上，可能な限り全員の御意見の一致をみた内容で提言を取りまとめたいと考えております。

先ほどの諮問の趣旨から考えますと，この検討会議の提言が，これからの検察再生に向けたスタートということになると思います。この検討会議の提言だけで全てが解決をするということではございませんが，検察再生に向けたスタートに当たっては，きちんと提言を取りまとめ，早急に実施することができるようにしていくことが検討会議に課せられた責任でもあると思っております。

ただし，今後の検討について，この検討会議としても，様々な問題提起やそれに対する皆様の御意見などをきちんと引き継がせていただくことも念頭に置いていかなければならないと考えています。

私が作成した提言案におきましても，個々の論点について，特段の異論がなく，全員の御意見の一致をみたと考えられる内容については，そのまま提言の内容にさせていただいたつもりですし，それぞれの御意見が仔細に見れば異なる事項についても，その重要な点や趣旨においてはほぼ一致をしている，重なり合っている部分がある場合には，その限度において御意見の一致をみたと考えられますので，その旨を示しつつ，その限度で提言案に記載することにさせていただきました。

意見の相違がある論点については，多数決で決定するというのも一つの方法ではございますが，私としましては，可能な限り全員の御意見の一致をみた内容で提言を取りまとめ，それを公表することこそが，提言が国民に広く受け入れられるという観点のみならず，検察当局におかれましても提言を真摯に受け止め，自ら実行することを促すという観点からも，意味を持つのではないかと考えております。したがいまして，多数決ということではなく，できるだけ全員の意見の一致を図りながら提言を取りまとめたいと考えております。

また，提言案を作成するに当たりましては，これまでの会合で皆様から示された御意見をできる限り正確に記載したいと考えました。しかしながら，これまでの活発で密度の濃い議論の中で，各論点ごとに皆様から本当に多数の，しかもいろいろな角度から多彩な御意見が示されておりまして，その全てを具体的かつ詳細に記載するとした場合，提言書そのものが相当に膨大な量となってしまいます。また，先ほど申し上げましたように，それぞれの皆様の御意見を並列的に並べて報告をするだけでは，やはり検討会議としての任務を果たすことができないと考えますので，そういう意味でも全て詳細に記載できない部分もあろうかと思っております。

本検討会議の提言は，国民や検察当局に対する私たちのメッセージとして，できる限り簡潔で分かりやすいものであることが望ましいと思われます。そのため，私といたしましては，できるだけ多くの御意見を紹介しつつも，同じ類型の御意見については一定程度取りまとめるなどして，全体として，できる限り簡潔なものとなるよう努めたつもりでございます。また，提言の内容などを，それぞれの項目ごとに枠で囲いまして，その内容を見るだけでも，提言の概要が理解しやすいようにさせていただきました。

皆様の中には，これまでの御議論で示された御意見が記載されていないと思われるところもあるかもしれませんが，以上のような考え方によって提言案を作成させていただきました。このことについて，どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

それでは次に，提言案の概要について説明をさせていただきます。お手元の提言案を参照していただければと思います。

第１においては，「検察の使命・役割」について，１ページから記載しております。検察の使命と役割については皆様から様々な御意見がございました。その中でも「検察の基本的使命・役割」として，被疑者・被告人の権利保障と事案の真相解明に努めることによりえん罪を防止し，真犯人の適切な処罰を実現する点にあるとの御意見があり，この点については皆様からも特に御異論がなかったことから，冒頭にその旨を記載させていただきました。

また，検察の基本的使命・役割に関しましては，公益の代表者としての検察官の役割，あるいは公訴官としての検察官の役割について，多くの委員の皆様から御意見がございました。このうち公益の代表者としての役割については，処罰の実現に偏してはならないという点が御議論の中で強調されていた点であったと思われ，この点についても皆様からの御異論がなかったことから，その旨を記載させていただきました。

さらに，公訴官としての役割についても様々な観点からの御指摘がございましたが，今般の一連の事態に鑑みますと，捜査段階においても，公訴官としての役割が軽視されることがないようにすることが重要であるとの点については大方の一致をみたと思われますので，その旨を記載しています。

その他，「検察の使命・役割」に関連する問題として，時代に応じた役割についての御議論がございました。この点につきましては４ページから記載してございます。この点についても，皆様から様々な御意見がございましたが，検察が時代に応じた役割を果たしていくためには，常に社会に目を向けその変化を感じとる能力を養い，独善に陥らないことが必要であるとの点につきましては，大方の一致をみたと思われますので，その点について記載させていただきました。

続いて，第２におきましては，「検察の組織とチェック体制」について，６ページから記載をしています。ここではまず１つ目の小柱の，「特捜部の存廃及びその組織の在り方」について記載しております。特捜部の存廃につきましては，廃止するまでの必要はないことについて大方の意見が一致したものの，その組織の在り方については様々な御意見がございました。具体的な結論を得るには至りませんでしたが，本検討会議としましては，現状を是とすることなく，これらの御意見を真摯に受け止め，特捜部の組織の在り方を見直すための検討を行うよう求めたいと考えております。

次に，７ページからは２つ目の小柱の，「検察における捜査・公判のチェック体制」について記載しています。この点につきましても様々な御意見がございましたが，皆様の御意見は特捜部内部において捜査・処分が自己完結する体制を改め，「横からのチェック」体制を構築すべきという点では概ね一致していると思われましたので，そのように取りまとめをさせていただきました。

さらに，公判段階におけるチェック体制についても，「引き返す勇気」を実効化するための組織的チェック体制を構築すべきという点については委員の皆様に御異論はなかったものと考えております。

さらに，９ページからは３つ目の小柱の，「監察体制の構築」について記載してございます。この点につきましては，まず監察体制を構築すべきことについては御異論がなかったと思います。この点，監察の在り方については，外部の第三者を含む監察機関を設置して監察を行うべきとの御意見もありましたが，これにつきましては，検察権行使の独立性への配慮等の理由から反対の御意見も示されておりまして，監察部署は検察内部に設置し，監察担当の検察官を配

置して監察を行うという範囲で，委員の大方の一致をみたものと考えております。

そして，１１ページからは４つ目の小柱の，「外部の目・外部の風」について記載してございます。外部の目や外部の風については，これを入れるべきということについても御異論がなかったと思います。その在り方については，外部機関に調査権限を認めるべきとの御意見もありましたが，これに反対の御意見もあり，結論的には監察状況や提言のフォローアップを含めて，第三者の意見・助言を得られるような仕組みを設けるべきという範囲で，皆様の御意見が一致しているものと考え，提言案に取り入れさせていただきました。

第３においては，「検察官の人事・教育・倫理」について，１３ページから記載してございます。このうち，人事・教育については，大方の意見が一致し，又は大きな意見の対立のある部分はさほどなかったものと考えられ，皆様からいただきました御意見を私なりに整理して記載しました。

１つ目の小柱の，「人材開発・育成・教育の在り方の改革」におきましては，まず検察官の基礎的・基盤的能力の強化に取り組むために，検察官の教育・研修制度の見直しと充実を図るべきであるとして，具体的な方法として，辛口の研修の実施や検察官の職務能力チェックの仕組みの導入等，皆様からいただいた様々なアイデアや御意見を整理して記載をさせていただいております。

また，社会構造が複雑化し，分野ごとの専門性が深まる中で，検察は，組織として専門的知見を集積・蓄積するための人的・物的体制を整備すべきであり，そのための方策としてシンクタンク機能を有する分野別の専門委員会の設置や，他職経験者，専門家の採用等の提案を記載しております。

さらに，人材育成の観点からも幹部の役割は重要であることから，幹部研修を拡充するなど，幹部のリーダーシップの在り方を改革・改善するための方策を講ずるべきであり，そのための方法として，多面的評価の要素を取り入れた幹部研修の実施等の提案を記載しております。

次に，１６ページから始まる２つ目の小柱の，「より適切な人事政策の推進」では，検察において適切な人事評価や人材登用により適材適所の人事配置を行うために，同僚や部下による評価も含めた情報を幅広く収集する仕組みを設けることを検討すべきであるとの提案を記載するとともに，組織における人材の多様化や全国的な見地での人事配置等を検討するべきであるとの提案を記載しております。

さらに，１７ページから始まる３つ目の小柱の，「長期的な構想による組織的・継続的取組」では，人材開発等には組織としての地道で継続的な取組が必要であることから，上級幹部による構想の策定とその実施が必要であるとの提案を記載するとともに，検察庁職員に対する定期的な意識調査を実施するなどして，それを組織の不断の見直し等に活用すべきであるとの提案を記載しました。

そして，１８ページから始まる４つ目の小柱の，「改革策推進のための人的資源の確保」では，検察庁職員の過剰な勤務状況を解消し，この改革策を積極的かつ確実に推進するためには，検事を始めとする検察庁職員の大幅な増員を行い，組織の充実を図るべきとの提案を記載しました。

また，１９ページからですが，倫理につきましては，倫理規程等を作成する必要性や，明文化するべき内容についての考え方など，皆様から様々な御意見がございましたが，結論として，検察官が職務の遂行をするに当たって従うべき基本規程を明文化し，これを公表するべきであ

るとの点については大方の一致をみたことから，その旨を提言として記載しました。

そして，基本規程に盛り込むべき事項について，検察の基本的な精神や理念を表明する憲章的な規定を設けるべきであるとの点については大方の合意が得られたものと考えております。

これに加えて，職務上の行為規範となるような規定が必要であるとの御意見もございましたが，一方で禁止規範的なものでは検察官のモチベーションを低下させてしまうのではないかといった御指摘もあり，意見の一致にまでは至らない部分もございました。

そこで，これらの一連の御議論を踏まえ，２０ページから２１ページにかけて，基本規程に盛り込むべき事項についての皆様からの様々からの御提案の中から，大方の合意が得られたと思われるものを①から⑧として挙げさせていただきました。検察に対しては，この提言に記載した事項等の趣旨を踏まえて，また，この会議で出されました多くの御意見を参照していただいて，広く検察官が参加する議論，検討を経て基本規程を制定することを求めたいと考えております。

また，基本規程の実効化のための方策についても議論を行いましたが，研修や意識調査等を利用して基本規程の定着を図るべきであるとの御意見については皆様から特段の御異論はなかったと思われますので，これらの点を記載しました。

なお，基本規程の実効化のための方策として，違反に対する制裁措置を設けるべきであるとの御意見がございましたが，これについては合意にまでは至らなかったものと受け止めております。

第４においては，「検察における捜査・公判の在り方」について，２３ページから記載しております。この分野に関しましては，特に取調べの可視化について，制度面，運用面を問わず極めて活発な御議論をいただきました。そこで，１つ目の小柱の，「検察における取調べの可視化の基本的な考え方」においては，本検討会議で取調べの可視化について取り上げた経緯や，この問題に関する議論の概略を紹介させていただいた上，大方の合意に至った全体的な方向性として，検察の運用面からも，法制度の面からも，被疑者取調べの可視化の範囲をより一層拡大すべきであることを記載しました。

次に，２４ページから始まる２つ目の小柱の，「検察の運用による取調べの可視化の拡大」におきましては，検察の運用による可視化の拡大に関し，大方の一致をみたと考えられる範囲において，具体的な提言事項を記載しました。

具体的には，まず，特捜部における取調べの録音・録画の試行に当たっては，一つに，できる限り広範囲の録音・録画を行うよう努め，１年後を目途として検証を実施した上，検証結果を公表するべきこと，一つとして，その試行においては，原則として試行指針上の対象となり得る全件で試行を行うとともに，最高検においては積極的な運用が確実に行われるような方策を検討，実施するべきこと，一つとして，特別刑事部が取扱う独自捜査事件についても，特捜部に準じて取調べの録音・録画を試行するべきことを提言事項として掲げております。

また，知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べを録音・録画の試行の対象にすることについても，委員の皆様の大方の一致を得たところかと存じます。そこで，このような被疑者について取調べの録音・録音の試行を開始すべきであり，その試行に当たっては，事案の性質や被疑者の特性等に応じた様々な試行を行うべきことを記載しました。

２６ページから始まる３つ目の小柱の，「新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を開始する必要性」においては，まず本検討会議において，検察官が無理な取調べをする原因として，取

調べ，供述調書に過度に依存した捜査・公判構造が指摘され，これを改めるべきとの御意見が共通の認識となっておりますことから，証拠収集方法の在り方を含め，この問題について国民の声と関係機関を含む専門家の知見等を反映しつつ，十分な検討を行う場を設け，早急に検討を開始するべきことを掲げました。

また，制度としての取調べの可視化を実現するための方策については，本検討会議における極めて活発な御議論が行われましたが，概ね次の三つの御意見に整理することができるのではないかと考えました。

第１は，被疑者の取調べ全般について，速やかに全過程の録音・録画を義務づける措置を講じるべきだとする御意見でした。第２は，録音・録画が取調べの機能に与える影響等についても，さらに精緻に調査・検討し，より専門的な場において，刑事手続全体の在り方をも踏まえて，可視化の具体的な在り方を検討するべきとする意見でございました。第３は，被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務付けるのであれば，供述証拠，客観的証拠を獲得可能にする新たな捜査手法の導入等を同時に行うことが不可欠とする御意見でございました。

本検討会議においては，これらの御意見が一つに収れんされるまでには至りませんでしたが，この問題については，引き続き，先に述べた新たな検討の場において，関連する諸課題と併せて引き続き検討がなされることが望ましいとしておりまして，その際の検討のためにも本検討会議における議論の状況を記載したものでございます。

さらに，本検討会議として一定の結論を得るには至っておりませんが，新たな検討の場において関連する課題として議論・検討され得るものとして，参考人の取調べの可視化，証拠開示制度の在り方，弁護人立会権等についても本検討会議における議論の概要を記載したところでございます。

最後に，これらの諸課題について関係諸機関の協調の下，新たな検討の場を早急に設け，本格的な検討を開始することを強く求めて提言としております。

以上が，私がまとめさせていただきました提言案の概要でございます。至らぬ部分もあったかと思いますが，取りまとめるに当たっての私の考え方とその概略を御説明をいたしましたので，このことを念頭に置いていただき，御理解いただければと思います。

それでは，次に，皆様全員から，今申し上げましたこのような取りまとめの方向性，そして素材，素案，これにつきましても１人５分程度で御発言いただきたいと思います。今日は全員の皆様から概括的にまず御意見をいただきたいと思いますので，順次私の方から御指名をさせていただきたいと思います。また，後ほど各論点ごとに具体的な御意見をお伺いしたいと思いますので，まずはこの提言案全体についての概括的な御意見をいただければ幸いと思います。

○原田委員　昨日いただいたばかりで細かいことは理解していない部分があろうかと思いますけれども，私は，自分の意見もおおむね取り入れられておりますし，全体として，この提言案に賛成でございます。細かい点はいろいろあろうかと思いますけれども，取りまとめの方針につきましても，先ほど座長からお話がありましたように，大方の意見が一致している部分を取り上げていくという方針に基本的に賛成でございます。

個別的な問題は後でということですが，これまでも述べてきました新たな検討機関を設けるという点について，若干，私の意見を補足したいと思います。どういう会議にするかということはこれから考えられればいいことですけれども，私のイメージは，私が関係した法制審議会の刑法全面改正の場合に，刑事法特別部会というのがありまして，その下に五つの小委員会が

ございました。この構成としては，委員は委員長を含めて３から４名程度ですが，実は幹事が１０名以上おられまして，これらの方はそれぞれ若手の学者で実践部隊のような方々で，これらの方々が自由に議論をされておりまして，幹事だからしゃべらないというようなことは全然なくて，議論を動かしていったということがございます。確かに，日弁連としては，そういう会議を設けることが引き延ばしになるのではないかという御懸念を持つのもある意味よく分かりますが，日弁連の意見も十分に反映するような形で，委員あるいは幹事の構成を考えていくということで議論を進めていった方がいいのではないかと思っております。

重ねて申し上げますが，私の基本的スタンスは全面可視化に賛成でありますが，即時ということでなければ訴訟だというような解決方法は何年かかっても解決しないので，このような専門家会議を必ず４月からでも実施をして動かしていっていただくことが大事ではないかと思います。この点も提言案の中に取り入れられて書かれておりますので，そういう点でもこの方針に賛成でございます。

○但木委員　私も原田委員の意見とほぼ同様でございます。ただ，私は検察に長い間携わった者として是非お願いがございます。それはやはり検察の再生というのは国民にとっても非常に大事なことでありますので，この在り方検討会議で是非検察の再生の道筋というのをお示しいただきたい。どうあっても皆さん方の御意見をまとめて，こういう方向だよということを是非お示しいただきたい。やはり検察がその方針に従って国民の信頼を得られるようなものになっていかなければならないんだというふうに思っております。そういう意味で，いろいろな御意見があることはよく分かりますけれども，ただ，どうか検察の再生の道をこの在り方検討会議として御提言をいただきたいと，これが私の切なる願いでございます。

２番目に，このまとめの中で検察にこういうことをやりなさいと，言ってみれば検察のプラクティスに依存している部分が幾つもございます。倫理規程の策定もそうですし，監察制度もそうです。私は，このようなことについて，検察が本当に真正面から取り組んで，世に公表してもらいたいと考えています。私は，現在，検察は世論からの批判を受けながらも，やはり変わっていくということをやっていかなければならない立場にあると考えています。

それから，もう一つ，これは原田委員がおっしゃったことであり，各論の部分でもっと詳しく申し上げたいと思いますが。日本の刑事訴訟法は，すばらしい刑事訴訟法としてそれなりに国民の安全を守ってきたと思います。しかし，その過程において非常に特異な，ほとんど世界でも特異な発達の仕方をしてきて，取調べによって本人の口から真実を言わせて，それを土台にして検察官調書をつくり，その検察官調書を土台にして精密な裁判が行われる。そのような緻密な司法をするため，身柄の問題，３２１条１項２号書面の問題，運用問題も，一つの運用の在り方として，これまで特異な発達をしてきたと思います。私はそれがやはり相当大きく行き詰ってきているのだろうと思います。やはり国民の信頼を受け，国民に支持されるような刑事手続というものを，この際本当に根本的に考えるべきではないかと思います。そして，時間をかけずに，多くの国民の意見を聞きながら，専門家と専門外の外部の意見というのをきちんと取り入れながら，新たな刑事手続を是非構築していただきたい，そういう場を設けていただきたいということをお願いして私の感想といたします。

（黒岩大臣政務官退室）

○嶌委員　僕も基本的にはこのたたき台に賛成です。やはりここの検討会議でどうしても考えなければいけないことは，この検討会議が立ち上げられた理由は，検察に対する不信というもの

が我々が想像する以上に大きく，これを払拭するためにはどうしたらいいかということをきちんと考えておく必要があるからであったと思います。そのためには，単なる意見の羅列ではなくて，この検討会で意見が一致したんだと，再生のためにこういう方向で一致したんだということをやはり強く打ち出すということがまず第一に必要なのではないかなと思います。もちろん細かなところで違った意見の部分があるかもしれませんけれども，それについては別の検討会を設けてそこで議論をしていくというような形にしながら，とにかく我々はこういう方向で再生することを一致したんだということを何としても強く打ち出すということが課せられた大きな役割なのではないかなと思います。

それから，今，但木委員が緻密な司法というものがある種日本の特色であって，それがある種の行き詰まりを見せてきているということを言われました。私は現場の人間ではないのでそういう細かいところはよく分かりませんけれども，国際社会全体を考えても，日本のやり方が特殊なやり方のままずっといけるとは思えないわけです。こういう国際化時代で犯罪も国際化してくるところになると，やはり今までの日本のやり方というものをもっといい方向に変えるという努力をする必要があるのではないのかなと思います。

それから，国民に再生を訴えるという形になるわけですから，一番最初に，提言案にも書いてありましたけれども，検察が一体どういう理念で生まれ変わろうとしているのかということを強く発信するということが僕は大事なのではないかなと思います。個別具体的には可視化の問題だとかあるいは人事の問題だとか監察の問題とかいろいろありましたけれども，それをまず述べる前に，検察は大きいスタンスでこういうふうに生まれ変わるんだということを非常に分かりやすく，きちんと国民に伝えるというメッセージをまず最初に出していただきたいなと思います。

細かなことについては幾つかありますけれども，例えば言葉の使い方をもう少しやさしくした方がいいのではないかなと思います。例えば，公訴官という言葉がありますけれども，恐らく一般の国民には公訴官と言われてもなかなか理解ができないのではないかなと思いますので，そういう幾つかの専門的な用語はもう少し分かりやすく変えた方がいいなということが１点目です。

それから，僕は，高橋委員が中心になってつくっていただいたアンケート，その結果というものはかなりの国民を説得していく上で，しかも検察内部の心情が出ているわけですから，あの結果内容というものをもう少し，本文の中でなくてもいいけれども出した方が，何となく我々が書いたものの裏付けにもなるのではないのかなと思います。しかも，千数百人の検事らがこういうアンケートに答えたということはやはりかつて例がないだろうと思いますし，今の検察官がどういうことを考えているかということが国民にも広く分かると思います。本文に入れると同時に，できれば資料も含めて公表した方が僕はいいのではないのかなと思っております。

それから，これは最後どうするのかという問題ですけれども，僕はやはり提言を出した後，１年以内に検証すること，検討会議の提言がどのように実現されたのかをつくった者の責任として検証するということも考えておいた方がいいのではないか，それを書き込んでおいた方がいいのではないかと思います。何か言いっ放しにしてそのままどうなったのか分からないということにならないような担保をどこかでとっておいた方がいいのではないかと考えます。

細かなことについてはまた述べる機会があれば申し述べたいと思います。

○吉永委員　昨夜遅くに拝読したものですから，十分に読み込んでいることではないんですけれども，素人ですので，取りあえず一人の市民としてこの提言を読んだときにどう感じるかという視点で読ませていただきました。

一つ基本的に忘れてはいけないことは，この度まとめる提言というのは平常時に行う提言ではなくて，既にとんでもないことが起きて国民の信頼を喪失している非常時における提言であるということだと思うんですね。やはり，この不安を感じている，不信を感じているという市民に，取りあえず何が起きた，問題が起きたところは穴はちゃんとふさぎましたよと，それで一安心してもらうということがある。その先に信頼を再構築できる道筋をきちっと示せているかどうかということ。それと，その再構築したものが一時的なものでなく，それをずっと維持することができるための体制がきちんと整えられているだろうかと，そういうことがそろうと更なる崩壊が食い止められる。同時に，真摯にこの問題を受け止めているという姿勢，受け止めてきたという姿勢がちゃんと示せているかどうか。それから，起きた問題の核心について速やかに再発防止ができる措置がとられているかどうかという実感が持てるかどうか，そのことが再生の第一歩につながることに，この一歩で何だということになると，その先は更に難しくなってしまうのではないかなというふうに感じております。

そういう視点から提言を見てみたんですけれども，まず，この形です。この会議では，四つの柱についてずっと検討を重ねてきたはずです。その四つの柱について提言するべき内容というのを四角く囲って見せるというのは視覚的には分かりやすいというふうに思うんですが，何かこの四角がやたら四つじゃなくて多いんですよね。四つの柱に対して十四，五個の四角の囲みがある。これを見ているうちにこの四角がどこにくっついているのかがだんだん分からなくなってしまうんですね。この四角の部分が，例えばWe wantとかWe need等に相当するものならば，続くその部分，四角以外のところでBecauseというものが続かないといけない。なぜこれが必要なのかということを明確に示す。それと，この求めた提言を受けてこれからどう変わっていくのかという私たちが理解できることが明確でないと，四角とその下の文章というものが一緒になって出ていかない。見るとやはりこの柱が多すぎるということが一つと。小柱がやたらできてしまっているということですよね。小柱が多くなってしまうと拡散していってしまうんですね，枝分かれしてしまうと。枝が多くなるとどさくさに紛れてこんなのがあったのかという小枝が紛れ込んでいたりなんかすることもある。相互の関係が見えにくくなってしまうので，同時なのかどっちが優先なのかということの判断がつかなくなってしまう。それによっては様相が変わってしまうおそれもある。これはやはり四つの柱にしっかりと呼応してまとめる方が，一市民の私としては分かりやすいと思います。

それで，Becauseに相当する部分に関しては，提言についてきちんとリンクしていかないとその中に一致が見られなかった部分があったりとか，別にまとめて方向性を示すものがあったりとか，ここは何か多様な意見があったというものがあったりすると，一体何が言いたいのか明確になっていかなくなって，読めば読むほどよく分からなくなってしまったりすることが出てくるので，ここはちゃんと整理した方が私としては有り難いな，読む方としては有り難いなと思いました。

また，一致がみられなかった部分とか多様な意見がまだ十分に出た状態であるという，整理されていないという部分に関しては，一括して方向性を示せるものは示す，それからほかに持ってきたバトンというのを落としたりしまい込んだりしないで，さらに検討を進めるものはど

れというふうな形で整理した方が分かりやすいかなというふうに思います。

例えば，検察の使命と役割というのを読んでみたんですけれども，１として検察の基本的な使命と役割があって，２として時代の変化に応える検察と，結構離れたところに２つ分かれているんですよ。そうすると，基本的な使命とそれに基づく役割というのは不動のものでないと私たちは安心感がなくなってしまいます。ところが，２では２１世紀の価値観を感得し，時代に応じて役割を果たしていくべきであると。常に現実の社会に目を向けて変化を感じ取っていけということが書いてある。ということは，これは，もちろん新しい時代の変化に対応するのは重要なんですが，２１世紀の価値観を検察が感得する，感じ取る，これをじゃあそれでよしとするものはどこにあるのかというのも分からない。こういうすごく幅があると，どういうふうにフォローアップしていいかも分からないのかなというふうに感じています。検察が自分たちで感じた価値観で役割を変化することも可ということにしてしまうと，それこそ独善的で傲慢じゃないかと感じ取られてしまう部分もあるかなというふうにもちょっと危惧しました。

それから，表現について，四角囲みに置いた部分では，曖昧だったり解釈によって幅が出てしまうという表現は避けるべきだというふうに思います。明確にすることによってフォローアップすることが可能になるんですけれども，そこが明確でないと何をフォローアップしていいかということも分からなくなって，結局しっかりとチェックすることが不可能になっていってしまう。例えば検察の組織とチェック体制についてなど，特捜部を廃止するまでの必要性はないがとされているが，これもよく分からない。廃止するまでのというのは何。それでも現状を是とはしないと。そもそもこの会議の発端になった特捜部について，これでは余りにも心もとない表現ではないかなと思います。廃止するまでの必要がないから存続しちゃうのか，廃止するまでの必要はないけれども縮小するのか，現状を是とせず強化するのか，存在が必要であるならば，それは特捜部のどんな機能が存続の必要性を感じて私たちはこれを書いたのかということを明らかにしないと，この１点だけで何なんだろうというふうに引いてしまう。せっかくの提言が大変に惜しいことかなというふうに感じております。

あと，個々のことに関してはまた午後ということですので，そのとき話します。

○後藤委員　座長がこれをまとめられるのには，随分と御苦労されたと思います。それは有り難く思います。実際この議論に加わっている者としてはその御苦労がよく分かります。けれども，もしも，私がこの議論に加わっていなくて，外からこの結論だけを，もしこのとおりの結論が出たとして，それを見たとしたらどう感じるか想像すると，非常によくやってくれたというふうには必ずしも評価しないのではないか，かなり不満を感じるのではないかと思うのです。

それはなぜかというと，結局，差し当たり何がどう変わるのかがはっきりしていない，やや精神論的なものが中心になっているというふうに受け取ると思うのです。

意見が分かれているところを多数決で決めるというのは確かに適切ではないと思います。ですから全員一致のものを目指すという目標は，基本的に正しいと思います。けれども一人でも反対したらできないということになると，みんなが拒否権を持つことになって，結論としても何も言えないことになりかねないので，もう少し工夫できないかという気がします。

具体的には，倫理規範の部分と特に可視化の部分の問題です。そこでもう少し踏み込んだことを言えないものだろうか，それをもう少しはっきり言えれば確かにこれで検察は変わるのだという期待を持たせられるものにならないかという，これが一つです。

それから，私は何度か，検察以外の裁判所とか弁護士会などに対しても一定の提言をしたら

どうかということを申し上げてきました。確かにほかの方々は余りそういうことをおっしゃっていないし，それは恐らくこれは検察に対する提言だからというお考えなのだと思います。ただ，私は検察の仕事は検察官だけでできることではなくて，その周りの人たちがそれをどう支えるかも非常に重要だと思います。ですから，私は，検察以外の人々に向けても何らかのことを言った方がよいのではないかと思います。その具体的な中身は，骨子に対する私の意見の中で文章で例を挙げていますので御覧いただければ有り難いです。

ほかの委員の方たちが，いや，それは我々の任務ではないということで消極的であればあきらめますけれども，皆さんがそれぞれどういうふうにお考えなのか確かめていただけたら有り難く存じます。

○江川委員　私は議論に加わっていた者なので，確かに御苦労は分かるのですけれども，これを読んだときに，率直な感想を申し上げると，落胆しております。やはり，国民の目から見て，本当にこれは変わると，検察は変わるという希望を感じる明確なメッセージが本当は求められているんだと思うんですね。取り分け，今この大災害の中でいろいろなところでいろいろな問題が出ていて，日本は本当に大丈夫なのかと，こういう中で出される提言なんですね。

今日，私のツイッターのタイムラインにこんなコメントが出ていました。「とにかく戦後日本がいまだ経験したことのない社会状況が訪れてきているのだ。これに今までのやり方を多少変えた程度で対応しようとすること自体間違っている。これからは，今までの慣習を思い切ってやめ，全く新しいことを始める勇気が必要だと思う。」この検察の問題に関しても同じだと思います。今回の提言案を見ますと，特捜部は存続，可視化の問題は曖昧，ちょっと先送りっぽいニュアンス，そして検察官の大幅な増員，科学捜査の体制を入れよう，あとは倫理に関しても監察チェックにしても自主的にやってくださいということでは，どうなんでしょうか。結局これだと，ちょっと言葉はきつすぎるというか適切ではないかもしれませんけれども，まるで火事場泥棒みたいじゃないですか。焼け太りみたいな感じじゃないですか。こういうことを見せられた国民が，果たしてこれで，ああ，検察これで変わるというふうに思うでしょうか，希望を持つでしょうかというふうに思いました。

確かに，私の意見も，あるいは言葉も盛り込まれております。でも，意味がくみ取られていないという部分も少なくありません。率直に言って，検察官調書というのはこういうふうにつくられるのかというふうに思うこともあるぐらいであります。それはどういうところかというと，例えば，外の目，外の風を入れようということを私は繰り返し申し上げてきました。それはどういうことかというと，検察というのは窓のない非常に強固なとりでというふうに例えられると思うんですね。その強固なとりでに少し窓を開けましょうよということなんですね。ところが，これの中で見ていると，その窓は全然開かず，検察官がときどきとりでの中から出てきて御意見拝聴しますという感じではないですか。全然外の目が届かない，外の風が中に吹き込まないということだと思うんですね。

特にやはりこれ明確なメッセージということでいうと，可視化の問題，これは午後から詳しく申し上げますけれども，そういった国民が，ああそうか，これをやはりやるんだというふうにならないと，これは私は検察の信頼回復という私たちの一番大事な役割ですよね。その第一歩をつくるということの使命を果たしたことにならないのではないかなというふうに思います。

今日，お配りした中に，私の裁判の傍聴記が入っております。この間の前田検事の初公判，そして第２回公判を傍聴してきました。大災害の報道があふれている中で，ほとんど報じられ

ていませんけれども。私は愕然としたんですね。それは何かというと，結局検察側と被告人，前田検事の利害がぴったり一致しちゃって，つまり，あの事件の捜査・公判には特に問題はないというような前提で裁判が行われております。結局，前田元検事がいろいろ何か非常に分かりにくい説明をしたり弁明をしたりしても，全然検察官は追及しないんですよ。本当にこれははっきり言って茶番だと思いました。これを見てよく分かったのは，この間の最高検の検証も結局身内で身内を調べるというだけにとどまったんですね。アドバイザーの方いらっしゃいましたけれども，それは出来上がったものに対して意見を言うわけで，やはり外の目，外の風が吹き込んだことにはならないということなんですね。

今回の公判活動も，これは本来だったら弁護士が検察官役でやった方が，私はそういう制度が本当はあればよかったのになというふうに思いますけれども。とにかく検察が検察官を起訴して追求するというのは結局こういうことなんだなと。真実が明らかになるわけでもない，村木さんが言っていた何でこんな調書ができちゃったのかということが明らかになるわけでもない。それどころか，その調書がどんどん，数書いておきましたけれども，ものすごい，９８点ですか，数えてみたら，それぐらい採用されているんですよね。そんな裁判が行われていて，ああ，これは検察が検察自身を監察したりチェックしたりすることというのがいかに難しいかということを感じました。

ですから，そういう中で，もちろん心ある方いっぱいいらっしゃると思いますよ。だけれども，やはりそれをこれはおかしいよという外の目，外の風というのを本当に入れないと変わることにはならないんじゃないかなというふうに思います。

○石田委員　いろいろな立場の意見を取りまとめるということの難しさというのをこの提言案を拝見して改めて認識したところです。内容はともかく御苦労なことであるなというのが第一印象であります。

全体的に私の意見は少数意見で，一人も賛成をしていただけないところの項目がたくさんあります。やはり現場の弁護士の弁護実務の感覚とこういう議論では相当な乖離があるという実感を改めてしておりますし，これが改革の提案ということになってくると，恐らく刑事弁護の一線でやっている弁護士の落胆は極めて大きいものではないかと思います。

そこで，この提言の目玉となる検察における捜査・公判の在り方についての項目でありますが，この提言案は３点の意見の両論が併記をされていて，あと制度論については十分な検討の場で議論してくださいという丸投げという感をどうしても否めません。一体，ほかの方々も述べられましたが，何を変えようとしているのかというメッセージが全くこれでは分からないのではないかと思います。検察改革に向けての取調べの外部検証問題を我々は議論をしたはずでありますから，捜査手法の問題が必要であれば，それは別の場で議論されるべき問題であり，切り離して議論すべき問題であるというふうに考えます。したがって，同時に同じ場で新たな刑事手続というような表題のもとに議論される問題として丸投げすべき問題ではないというふうに思います。

検察の取調べを改革するための具体的方向性と，その期限を明確に明示した形での議論の場ということであれば賛成はできますけれども，こういった形での十分な検討を行う場という議論の場を設置することには私としては賛成をいたしかねます。

捜査の進展に比較して取調べの改革が大幅に遅れているという認識というのは既に述べたのでここでは繰り返しませんけれども，これが一般的な認識なのではないでしょうか。したがっ

て，特にこの両論併記の部分に対しては反対であります。詳しいことはまた後から述べたいと思います。

それから，先ほども誰かおっしゃいましたが，提言案の中で意見の一致をみなかったという表現のところがたくさんあります。この意見の一致をみなかったという部分について，提言案に盛り込むことが果たして必要なのかどうか。意見の一致をみていないところは議事録を見れば分かるわけで，それがもう公表されているわけですから，そこを書き込むと本当にこれを読んだ人が分からなくなってしまうと思います。この点はちょっと迷っているんですけれども，もう少し考えてみたいと思います。

それから，構成の仕方でありますが，検察の独自捜査に対する提言をしているのか，あるいは全体的な検察の捜査あるいは公判の在り方あるいは組織問題として提言をしているかというところが不明確な部分があるのではないかと思います。本件の問題というのは検察の独自捜査に限った問題ではありませんので，どの部分に対する提言なのかということをもう少し分けて，我々が読めばある程度は分かりますが，もう少し一般に提示するのであれば分けるべきではないかと思います。

総論的な部分は以上のとおりでありまして，また具体的なことは後ほど述べたいと思います。

○井上委員　私は，最初の方で何人かの委員がおっしゃったように，座長が取りまとめられた提言案は，大筋において，この会議におけるこれまでの議論を適切に反映し，具体策や詳細な点については意見が分かれたところを含めて，ぎりぎり大方の意見が一致する限りにおいて的確にまとめて表現されていると思います。内容においてもの足りないという御意見がありましたけれども，検察の改革と，それを通じた検察に対する国民の信頼回復のために有意義な内容になっていると考えています。

委員の皆さんも十分認識されておられるように，これまでの会合においては少なからぬ論点について委員の間で大きな意見の対立がありましたが，どこまでいってもその間の溝は埋められないようにも見えたところでも，大づかみでみれば一致し，あるいは同じ方向の考え方になっているという点をよく把握されてまとめられているのではないかと思います。ぎりぎり折り合えるところではないのかというふうに拝読して思いました。これをまとめられたことについては感謝をしたいと思います。

囲みの部分以外の記述の細かな部分については，幾つかの点で，私がこれまで述べてきた意見からすればもの足りない点もないわけではありません。また，既に何人かの方が机の上にペーパーを出しておられる点や，あるいは，例えば他の機関にも意見を言うべきではないかとの後藤委員の御意見，切り離して議論するべきであるという石田委員の御意見などに関しましては，後で議論になれば，私としても意見を申し上げる用意はあります。

ただ，これだけ多様で個性的な論客ばかりの顔ぶれの会議体で全体としてまとまりのある意見集約をするには，これは嶌委員がおっしゃったことに同感ですが，それぞれが小異というと叱られるかもしれませんが，意見の違うところは違うとして，やはり大きなところで一致する，大同につくという姿勢でぎりぎり折り合えるところで合意するということでなければならないのではないかと思っています。

この囲み以外の部分にいろいろ書くな，意見が分かれたところを書くなという御意見もありましたけれども，そうしてしまいますと，石田委員の名前を出して申し訳ないのですが，御自分で誰も賛成されなかったとおっしゃった，そういうところも，論点としてもは出てこなくな

るのですよ。もちろん議事録を詳しく読めば書かれていることなので，それに譲ればいいのかもしれません。しかし，今後この提言案で設置すべきだとされている会議体にしろ，あるいはそれ以外のところにしても，この検討会議における議論で示された意見を参考にして議論していただくことが有用だと思いますので，いろいろな意見が出たことを要約して書いておくことは意味があるのではないかと考えます。

○佐藤委員　この検討会議も１２回の会合を重ねたわけですけれども，課題が多岐にわたっている上に，それぞれの課題は切り離し難く関連している，そういうものを議論してきたと思います。したがって，何か一つをその中から切り出して提言するということはそもそも非常に難しい，そういうテーマであったんだろうと思います。また，先ほど来お話が出ているように，意見が大きく分かれているものが少なくなかった。私は一時期これはもう提言することができないなと思いましたよ。これほど意見が分かれていて，もし意見が対立したままでいくということであれば，それはそれで一つのこの会議の姿としてあってもいいのではないかとすら考えたこともございました。このような中で，何とか今日出されましたように提言案がまとめられ得たということにつきましては，僭越ではございますけれども，座長の労を多といたしたいと思います。これにはまた，意見は食い違っていても，各委員が冷静に議論をすることに努められたという成果でもあったのではないかと思う次第であります。

翻って考えますと，今回扱ったテーマというのは，他の行政機関に関するものと違って，刑事司法に関することであり，これは法秩序の維持ということと人権の保障ということが直結するテーマでありますだけに，軽々に変えればいいというものでは本来ないのだと思います。したがって，１２回の議論は重ねたとはいえ，わずか４か月の，しかも必ずしも専門家集団によって議論するということで作られた会議でもないという中で，そういう軽々に変えるべきでない問題について一体何を提言できるのか，またすべきなのかという観点に立ちましたときに，私はこの案にありますように，結局，今回の検察をめぐる問題，特に特捜部をめぐる問題について，国民に対して問題の所在は何であったのかということを明確にし，そしてこれを解決するためには何が検討されなければならないのかという論点を明確にしたという意味においては，大変大きな意味があったと思います。また，先ほど申し上げたような経緯に鑑みますと，これができたということは非常に大きいのではないかと思います。したがって，この案をたたき台として何とか提言としてまとめることができるならば，私はこれは大変なことではないかなと思います。

しかし，いずれにしましても，結局は法務検察がこの提言を受けてどこまで自分の身を切ってでも今回の事件に端を発した検察問題をめぐる議論の出口として実行するのかということにかかってくるわけで，最終的には法務検察の覚悟とやる気いかんだということだと思います。

ただ，それにはもっと方向性を明確に示すべきものがあるということであれば，先ほど来お話が出ていますけれども，別途の会議で更に議論を深めていくということも必要かもしれません。

なお，１点だけ感想を申し述べれば，私はこの検討会議で一つ大きく欠けていたなと思うことがございます。それはヒアリングなんですけれども，大変参考になるヒアリングが続けられたと思いますけれども，結局現在の刑事司法制度のもとで９９．９％有罪が生じている，そのこと自体が問題だという議論は別論でございますけれども，しかしその背景には多くの捜査において適正な取調べによってその有罪が立証されているということがあるわけで，にも関わら

ず，そういう捜査によって有罪となった人たちについて検事の調べがどうであったのかというヒアリングは一切なされなかった。大変不幸なことで気の毒な結果となった人たちのその話は大変貴重でありましたし，傾聴しなければならないものでありましたけれども，制度をどうするかということを論ずるときに，その一方が欠けていたということは，私は非常に残念なヒアリングであったと思います。提言案はそのことが大いに反映されているなと思いますので，案を確定するときにはそれを踏まえて策定していくべきではないかと思います。

○高橋委員　まず，これだけ隔たりのある，隔たりのない部分もございましたが，隔たりのある部分が明確になって，原田委員の言葉を借りますとガチンコでやってきた中で，議論をまとめてどこまでは大体一致をみて，どこが一致をみなかったかということで出すしかないわけでありますございますけれども，そういう意味では大変座長が御苦労されて，そのまとめを作っていただいたなと感じております。議論の整理をするという意味では非常に私はうまくまとめていただいたなと思うんですが，実はそれプラス幾つかの視点が最終的に今後作り込んでいく上で重要だと思います。一つが，特に吉永委員が言われた，これを一般国民として一人一人が読んだときにどう見えるのかという意味からいくと，確かに一つ，中身の問題とは別にまとめ方としての表現としてメッセージ性が弱いとか分かりにくいとかという部分は全くおっしゃるとおりなので，それはうまく表現をもっとまとめて作り上げていくことは，分かりやすくするということは必要だろうなと思います。その御意見は，結局一般国民から見て検察がこれで本当に変わるのかどうなのかはっきり分かるんだろうかという視点での御意見は何人かの方からありましたので，私はもう一つの別の視点から申し上げたい。私は，もっと大事なことは実効性の視点だろうと思います。本当にこれで検察の組織は変わるのかということですね。変わるように見えるのかではなく，本当に変わるのかということがもっと重要なのではないかと思います。

実はこの中で書かれているかなりの部分が，極論すると内部のプラクティスの問題と但木委員おっしゃいましたが，正にそのとおりでありまして，極端なことを言えば，検察が，やったように見せるだけ見せてやるのをやめたと思えば，そのようにできてしまうものが圧倒的に多いんですよ。ですから，それを全部細かく書いてやらない限り，もう手足を縛ってやらせるということができないような内容のものが圧倒的に多いわけですよね。だから，実効性を上げるためには検察の組織の方々自身がこうやって変わろうよと，つまり検察の方々自身がこう変わるというイメージを持って，そこに向かって変革するという行動につながるのかということが実は最も大事だと私は感じております。

今まで多くの組織の改革，組織変革のようなものに携わったり，あるいは見てきたりする立場からしますと，大体どんな組織でもそうですけれども，全員が賛成するような改革案は何の改革にもなっていない改革案なんですね。かといって１人２人しか賛成しないような改革案は絶対実現できなんですね。これは独裁者じゃない限り無理ですから。そうすると，必ずその中には改革をするんだと，これだよといってやろうとする旗を振る人たちと，それに抵抗する一般的にいう守旧派というのが必ず組織の中に存在するわけなんですね。私はこれは検察の場合もきっと同じなんだろうと思います。

ですから，この提言案が，改革派という言い方をすると変ですけれども，改革を進めようという前向きな人たちにとってのイメージとなり得るもので，かつその方々が改革・変革をしようとするときの根拠になる，ほら，こう言ってるじゃないかといって説得し，新しい検察の組

織ができるというような実効性ですね，これをつけるということが非常に重要なことではないのかなというふうに思います。

そういう意味からは，中身を具体的に言いますと，もちろん幾つか具体的な部分ではありますけれども，そういう意味からこれを表現とか含めてブラッシュアップしていくということを前提に考えれば，この方向で是非，今回アンケートでも例えば出てきているものでも，コメント欄を見ても，やはり幹部のリーダーシップも変えなければいけないというような意見は中からもたくさん出てきているわけですね。それから，例の前回のときも申し上げましたけれども，セクハラ・パワハラの問題も，それを感じるというのは若手の方にも結構いるし，なおかつ，それを直訴すると不利に扱われると思っている人が少なからず結構多いというようなこと。この辺りを見ても，やはり相当の変革へのエネルギーも一部の人たちにたまっているなという気もしますので，そこに火をつけられるような形に是非最後まとめていただきたいなと思います。

○龍岡委員　私は，この提言案については，全体的に会議の議論を反映していて，よくまとめられているのではないかと思います。私の意見につきましても，この会議で述べてきたこと，あるいは骨子案についての意見の中に書いたところなども含めまして適宜取り入れられておりまして，内容的には特に異論がないというふうに申し上げたいと思います。

結局，検察がこの会議で取りまとめました事項，提案，あるいはここでいろいろ議論されたことが今後どのように正面から受け止められて，それが実行に移されていくかということが非常に大事だと思います。検察官一人一人が真摯に受け止めてくれるかどうか，それが検察が変わっていくかどうかの一つのポイントだろうと思います。

今，委員の中でいろいろ御意見があった中で，外部に対するアピールという面では分かりにくいのではないかという点について，確かにこれを私も読ませていただきまして，非常によく分かるところと，部分的に見ますと非常に分かりにくいところ，専門家が見ても少し分かりにくいなというところがあります。この検討会議の第一の目的は，やはり検察に対するメッセージなのではないか。その点から考えますと，この提言案は非常によくまとめられていると思います。そこで，あとは外に対してもアピールしていかなければならない，検察がどのように変わっていくべきか，それをどういうふうに期待しているかということを，この検討会議として一般に対してもアピールしていかなければならない。とすると，いろいろな方から，高橋委員が申されましたし，吉永委員などからも御意見ありましたけれども，表現，構成の方法について工夫する必要はあるのかなということは感じます。

例えば，両論併記，三論併記的なところがありますけれども，これは確かに分かりにくくなるかもしれない。意見が一致したところはその旨明確にした上で，いろいろな意見があるところについては，注書にして注の中で分けて書くというような工夫もあり得るだろうと思います。それから，先ほどどなたかが言われましたように，資料を添付するということもあろうと思います。私は，検察の方々に対しては，検討会議の議事録をよく読んでいただきたい，この検討会議でどんな議論がされたということをよく読んで，それぞれが考えていただけたらと思います。議事録を全部読むのは大変でしょうから，最もポイントとなるところはこの提言の中にまとめていき，必要なところについては，例えば，検討会議の何回目でどういう議論があったというようなことを注記するというような方法もあり得るのではないかと思います。一方，一般の国民の方々に訴える面については，もう少し簡潔な分かりやすいものにする，二つの方法も考えられるのではないだろうかと思います。

そのほか，いろいろ個々的にはまだ申し上げたいことがありますけれども，これについては，後でまた述べさせていただきます。私は，しばしば申し上げましたように，この検討会議で議論されたことを検察がどういうふうに受け止められるかが大事であり，結局意識改革の問題ではないかと思います。その点をどこかまとめの中で，改めて強調していただければと思います。

○宮﨑委員　提言案を一読した感覚で言いますと，今日のこの部屋のように寂しい，寒いというのが率直な感覚でありますね。先ほどからメッセージ性がないという意見が出ていますけれども，中身がないからメッセージ性がないという具合に私は思っています。

今回一番肝心な課題は，要するに取調べの在り方の改革であったはずです。要するに供述に対する誘導・強制が行われている，これを何とかしなければならない，こういうことが最大の課題であったわけであります。これについては運用について若干触れていますが，これについてはまた後で述べますけれども。制度についての提言については，可視化について意見がまとまらなかった。要するに可視化を直ちに実施すべきである，もちろん直ちにといいましてもこれで全事件やるというわけではなくて，段階的な実施に現実的にはなるわけでありますけれども，これについての意見がまとまらなかったということで，またそれに対する意見が書いてあるわけです。ところが，その取りまとめとして何が書いてあるかというと，新たな議論の場を設けると。そこの議論の場では捜査・公判の在り方，捜査証拠収集の在り方，全てのものがごった煮のようになって入っているわけですね，議論すべき内容として。ということは，これは可視化に反対する，要するに新たな捜査手法と同時でなきゃならないとか，慎重に議論するという意見と同じなわけですね。結局，言い換えてみれば，可視化に賛成するか反対するか，可視化の直ちの実施に賛成するか反対するか，こういう意見が大きく分かれて，取りまとめとして結局先送りする方向でこの議論がまとまったということの結論付けているわけであります。私はそういう取りまとめには反対ですし，そういう合意はないと考えています。やはりこういう何年かかるか分からないごった煮のような新たな議論の場に可視化を委ねていれば，何十年かかるか分からない，このように考えています。

我々は，捜査構造を抜本的に改革するということもこの新たな場になっていますが，従来，代替的捜査手法と可視化というこの議論だけでも我々は６年間ぐらい何の議論もなく引き延ばされてきたわけであります。まして，これからこういう抜本的な改革までやる，こういう大きな場で可視化をやりましても，今までの議論の経過から見ますと，恐らくなかなかまとまらないということになろうと思います。そうしますと，大方のさほどの異論のない可視化，例えば知的障害のある方だとかあるいは少年事件の，特に年少の少年事件の可視化をどうするとか，こういうことも全て先送りされてしまう議論の場に移るというわけであります。しかも，こういう我々は今までの議論の場でありますけれども，法曹三者が可視化と新たな捜査手法について協議しておりますからという形で，何となく国会の質問においても隠れみの的に使われてきた，ここで協議してますから今しばらくお待ちください，こういうことでずっと行われてきたわけであります。私は今回の取りまとめはこの隠れみのをまた与えるだけだと，このように考えておりますから，到底賛成することはできません。

私はこの取りまとめ，皆さんの全員一致の意見の中で取りまとめをしたい，こういう気持ちは私も持っていますけれども，新たな巨大な隠れみのを与えるだけのそういう提言については到底賛成できない，これが私の意見であります。

○諸石委員　この座長の取りまとめていただいた提言案について，これを基本的に評価する，こ

れに賛成であるという御意見と，そうではないという御意見がいろいろあったと思います。私は基本的にこの取りまとめに賛成でございます。いろいろな問題をよくまとめていただいた。これに不満があるとすれば，委員の間で基本的に意見が違う，そういうものを何とか一つの合意にまとめていこうとすると，誰もが１００％満足ではない，そういう不満を残す。そういう中でこれを全員一致でのものにしていこうということは，何とかそういう結論をいろいろな意見があったけれども，一つのまとまった結論を出すという努力をして，それができたということに意味があるわけでございます。

全員一致ということを逆手にとりますと，例えば，私が１人でこれについては反対であると最後まで言い続けたら，１４人が賛成であっても全員一致にはならないわけでございます。逆に言うと，多数が少数に屈服するということでない限り全員一致はないと，そういうことになるか，あるいはもう結論は出なかったということで御破算にするかしかなかろうと思います。そうならないためには，何とかそういういろいろな考え方があり，いろいろな意見があったけれども，その共通点として一つの意見を取りまとめようということで努力をし，みんながそれなりに譲り合って，問題はあっても何とかまとめようと，こういうことになったときに初めてそれができるのだろうと思います。

ですから，もし全員一致というのが少数の方が反対したら，多数がしぶしぶそれに応ずるという形でのそういう全員一致ではない。それぞれが何とかして一つの結論をまとめようじゃないかという気持ちになって努力したときに初めてできる。それができなければ結論が出せなかったという結論というか，そういうものも一つの意味があるかもしれないと佐藤委員おっしゃいました。そういうこともあるかもしれないと思います。

今回の問題は，大阪地検の問題に端を発したわけですが，それを単に一検事，一地方検察庁の問題ではなくて，日本の検察全体の問題，さらに刑事司法全体の問題の中で何が根本的な問題かということを考えて，それを直していく，よりよい刑事司法にもっていこうということだと思います。

やはり，そのためには，２１世紀にふさわしいとか，あるいは諸外国の例を，グローバルスタンダードから見てもその方向に合っている，そういうような日本の刑事司法にしていきたいというのが考え方であって，大阪地検の話がそろそろ人のうわさも何やらで忘れられたら忘れられる，これも下火になる，そんなものであってはならないということがこの基本だと思います。

日本の刑事司法というのは取調べ中心主義だとか調書中心主義だとか，あるいは犯情による量刑の差が大きいとか幾つかの特徴があります。また，その中で９９．９％という有罪率，これに対する評価もいろいろあろうかと思います。その中でもしこの調書中心主義を改めて，そのために可視化というのが一つの有力な材料であるということは恐らく皆さんの共通の認識である。ただそれをやるためにそれだけでできるのか，あるいは日本の主観主義刑法というもの，あるいは精密司法というものに対してメスを入れるものとの関係をどうするかということが議論の分かれ目なのだろうと思います。

検察改革をやるわけですが，どんな改革であっても一つの改革だけでできるものではないので，多くの改革の積み重ねであります。あらゆる改革というのはメリットとデメリットと両方があるので，下手な進め方をしてデメリットが表面化してしまうとそれだけで国民の信頼を失って大きな目的自体が達成されなくなる。この可視化というのが大事な問題であるけれども，

それだけが全てではないということも忘れてはならないと思います。

また，可視化というものには法改正を必要とするものと運用でできるものとある。それについて，法改正につながる基本的な問題というのは次の別の機会の検討に譲って，検察がその気になったらできるもの，運用でできるもの，これは試行という言葉と合うのだと思いますが，そのできる範囲でまずやっていく。そこで問題点を見つけ，改善し，広げていく。全体の法改正についてもいろいろな切り口があると思いますが，その指導精神を可視化の充実ということにもって，それをやるためにはどうしたらいいかということで法改正をやっていく。こういう考え方というのは私は非常に合理的であり，現実的であると思っております。

多分違う御意見がいろいろとあろうと思いますけれども，その辺について何とか一つにまとめて結論を出そうという気持ちに皆さんがなっていただけると私は信じておりますけれども，もしそうならなかった場合にどうするのかなというのがちょっと心配で，結局多数決で決めるのか，結論を出さないで散会するのか，そういったことも考えて，そういうことにならないためには何とかして全員一致にもっていくという努力を全員がこれからやっていく必要があると思います。

○千葉座長　皆さんからそれぞれ概括的な御意見をいただきました。私の試案といいましょうか，それについて大変貴重ないろいろな御意見をいただいたところだと思います。

今，それぞれから概括的な御意見をいただきましたが，何か更に付言する，あるいはそれぞれの御意見に対するまた御意見などございましたら，この際，お聞かせいただければと思いますが，よろしゅうございますか。

それでは，冒頭申し上げましたように，この検討会議を法務大臣の指示の下で作っていただきまして，そして，ここで検察の信頼の回復と検察の再生を図るための改善策を取りまとめ，そして，法務大臣の施策に反映できるようにしてほしいという御趣旨でこの会議を開かせていただいたところだということでございますので，できるだけ全員の皆さんの御意見を集約できる部分を集約をして，大臣に提言をさせていただき，大臣の下でそれを生かして施策をしっかり実施いただくということが役割ではないかと思っております。

ただ，御指摘をいただきましたように，国民の皆さんもやはり読んでいただいたりするわけですので，文章等を分かりやすくする，あるいはもう少しメッセージ的に何を言っているんだということが分かるように工夫をすべきであるとの御意見は至極もっともなことであろうと思います。そこで，そういう点については，私なりにもう少し整理をしたいと思っております。

ただ，このままでは取りまとめには賛成できかねるという御意見があったこともお聞かせをいただきましたので，午後，個別の問題につきまして，また少し御意見をいただいて，全体としてこの取りまとめの方向をどうするかということをまた諮らせていただきたいと思います。

○嶌委員　僕も十数回この議論に出て，最初の２，３回というのは，皆さん全然意見が違うなと，しかもほとんどお互いに議論するということもなくて，書面で出すだけだったものですから，本音のところがよく分からなかったわけです。それが何回か議論をしてきて，ある程度まとまってきたのかなという感じを受けました。ところが，今日聞いてみると，必ずしも本音がまだ全部出てなかったのかということに思い至ったわけです。

僕は，法曹界における検察と弁護士界の長い議論だとか慣習だとか，そういったようなことについてはほとんど素人なわけです。したがって，吉永委員も言ってましたけれども，僕の立場というのは国民というか友人や知人がこの問題についてどう考えているかということを広く

聞いたり，国際社会から見たらどうなるか，その中でどういうメッセージを出せば国民や国際社会にも納得させられるかなというような視点から物を申してきたつもりだし，そういう視点でまとめれば受け止められるのかなというつもりできたわけです。

今日のこれまでの議論を聞いてきて，幾つか，午後の議論の素材にもしていただきたいと思うのですけれども，やはり多く，三つぐらいあると思うんですけれども，一つはやはり可視化の問題も含めて今までの検察というのは具体的な事実に基づく証拠というものではなくて，もちろんそういうこともしているんでしょうけれども，基本的には何かある種のシナリオを作って，そこに当てはめていく。そういう手法がかなり広く行われていたんだなと。そういうことは，国民はほとんど分からなかったわけです。しかし，ここ１，２年でえん罪の話が幾つか出てきて，そしてそういうものに共通するものというのは，ある種のシナリオを作って，しかもそれによって取調べも過酷であったために，本人は仕方なく途中で認めてしまうが，しかし，後で供述をひっくり返すというようなことがある。そういったときに，国民はどっちが正しいのかなということが分からないまま今日まで来てしまったというのが僕は一般の実感なのではないかなと思うのです。それについて，やはりここでもう一遍そういうようなことがないようなちゃんとした取調べをしたらいいんじゃないかという機運が盛り上がっている，そういう中の大きな手段として可視化の問題が僕は取り上げられているのかなというのが一つですね。この問題について，全ての議論が一致するところまではいかないけれども，一体どこまで我々はそこに迫ったのかという点をある程度出しておくことが必要だし，もしできない部分については，今後の議論としていついつまでにやるというようなことにしておけば，僕は相当議論は前進したということになるんじゃないのかなという感じがするわけです。

それからもう一つは，最高検の検証にもありましたけれども，今回の事件はなぜ起こったのかといったときに，最高検の検証をそのまま見ると，やはり大阪地検という一部の組織の特殊性みたいなところに事件の問題の本質があったというふうに読み取れるような部分が多かったわけです。それに対して，一般の人は，そうなのかなと，これは日本の刑法そのものも明治時代の法律がずっとそのまま使われているような部分がたくさんあるというようなこともあって，やはり古い体質とかそういうようなものが相当根付いていたんじゃないのかなと。そういう意味で言えば，これは一部の大阪地検の古い組織あるいは古い体質ということだけではなくて，もうちょっと全般に広げて検察全体の体質や中身というものも考え直したらどうなのかなということもやはり大きなテーマだったと思うのです。そして，その議論についても，相当ここで議論が出されてきて，ある種の結論というかある種の課題・対策も出てきたのではないのかなと思います。

それともう一つは，今の一部の組織というだけではなくて，日本の検察の使命というかそういうものが一体どういう使命で行われてきたのかということに対しても，何となく我々はアプリオリに検察の正義という言葉でずっと見てきたけれども，果たして検察の正義と言われるようなものというのは，時代によってやはり変わるのではないかと，そして時代によって次々と変わっている事態というのは，企業社会においても，前にも言いましたけれども，相撲界においても歌舞伎界においても，あるいは恐らく今回の地震によって共同体の在り方だとか我々のライフスタイルだとか，そういったものも全部変わっていくきっかけになるのではないのかなと思うのです。僕はやはり検察の新しい時代の使命というのは何なのかということも問われていたのではないのかなと思います。私は，それらを以前に書面で出した「検察憲章」の私案で

記しましたので，是非よく読んでいただきたいと思います。

まだもうちょっと幾つかあるかもしれませんけれども，こういうような大きな疑問にきちんと答えるというところでは，そんなに大きな違いはないのかなと思います。もちろん残された問題もあって，その問題を別の機関に投げると，実はもう既に６年も議論をしてきたなんていうことは僕は知りませんでしたけれども，そういう体質の中にまた持ち込んでしまっては困るというのは非常によく分かります。そういう意味で言うと，一体何と何を次の議題にし，そしていつ解決してもらうのかというようなこともこちらから注文をつけておくということが大事なのかなと思うのです。

そして最後に，やはりメッセージということは僕も言いましたけれども，やはり四つの課題に対して，吉永委員が言ったようにちょっと小枝が多すぎて焦点が少しぼけるところを何となく感じるわけです。この辺はもう少しコンパクトにまとめて，読んだ人がさっと分かるようなそういう書きぶりに少し変えた方がいいのではないのかなと思いました。

以上が今日の皆さんの意見を聞いていたことと，それから十数回の意見を聞いていた僕の感想です。そういうようなことが午後の何か最終的な取りまとめのきっかけになればと思って感想を述べました。

○後藤委員　補足ですけれども，今回のきっかけになった事件で一番大変な思いをされたのは村木さんですね。だから，村木さんが私たちの提言を御覧になって，完全に満足されないにしても，御自分の経験が検察の改革のために生かされたというふうに納得してもらえるようなものになることを私たちは目指すべきだと思います。そういう観点からすると，例えばこれは後の問題ですけれども，可視化の問題などについてももう少し踏み込んだことを言う必要があるのではないかというのが私の意見です。

○江川委員　ほんの一言。先ほどメッセージ性という言葉がありましたけれども，私がそれを言ったのは，言葉を書き換えるとか分かりやすく表現するとか，あるいは構成をどうするかという問題ではなくて，こういう例えば可視化などの問題に関していうと，これをやるんだという決意だとか決断とかそういうものがちゃんとなければ，先ほど宮﨑委員が中身がないからメッセージ性がないんだというふうにおっしゃいましたけれども，それをやるんだという決意のほどが全然感じられないと。その決意があるのかどうかというところをやはりきちっと出すというところがメッセージ性なんだというふうに思います。

○千葉座長　それでは，皆さんから大変大事な御意見を概括的にいただきましてありがとうございます。これも踏まえつつ午後の議論をさせていただいた上，また皆さんからいろいろな御意見いただければというふうに思います。

では，ここで一旦休憩にさせていただきたいと思います。午後１時に再開させていただくということにしたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

（休　　憩）

（郷原委員入室）

○千葉座長　それでは，議事を再開させていただきます。まずは，午前中の議論に出席できなかった郷原委員から，私が一応作成させていただきました提言案素案につきまして，概括的な部分で何か御意見をいただければと思います。

○郷原委員　遅れまして申し訳ありませんでした。私，この間意見書も出させていただきましたけれども，非常勤なんですけれども，総務省の関係で震災の関係の情報の収集と提供とかコーディネートの関係でずっとバタバタしていまして，どうしても昨日から今日にかけては大阪で所用がありまして遅れてしまいました。

まず，この前も意見書に書かせていただいた今回の提言書の取りまとめの時期について，私の意見を改めて述べさせていただきます。

本当に想像できないような大変な震災で世の中が大混乱し，全く何がどうなるか分からないという状況なわけですが，果たしてこういう状況において，少なくとも震災前においては社会的にも極めて重大な問題であったこの検察の在り方の問題の提言を取りまとめて公表するということが適切なのかどうか，私は極めて疑問です。もちろん議論自体は，会議自体は粛々とやって議論をまとめていくということが必要なわけですが，この検察をめぐる議論というのは日本社会全体の問題でもあります。この提言を世の中に対して示して，そして社会に受け止めてもらわないといけない。今の時期が果たしてそういうことができる状況なんだろうか。そういう意味で，私は，少なくとも公表の時期はしばらく遅らせるという措置をとる必要があるんじゃないかということで先日の意見書を書かせていただきました。その点についてはまた御議論いただければと思います。

それから，昨日送られてきたこの提言案についての全体的な印象なんですけれども，この提言というのは在り方検討会議として取りまとめた提言でなければならないと思います。しかし，全体として内容面においても表現においても，極めて，私が２３年間慣れ親しんだ法務検察的な表現であり，それをここでの議論とすり合わせたというような感じが非常にします。落ち着いてこれを読んでみると，そういう作成経過であるということは明白だと思います。そういう意味で，本当にこの検察の在り方検討会議が独自に，自主的に作成した提言と言えるのだろうかという点がまず第一に疑問です。

それから，全体として意見が対立している部分については，対立しているというふうにそのまま書いて，そして少なくとも意見の一致をみたというところについてはその旨書いてあるという，会議の議論の中身に忠実にということだと思うんですが，まだ意見をもう少し議論をすれば一致をみることもできるのではないかと思える部分が相当あるんじゃないかと思います。今日，そして場合によっては来週月曜日という会議の中で更に議論されるのかもしれませんけれども。この内容では，言ってみれば，全体として見ると検察が今考えている改革案を後押しした，そして，今後，この中で設けるべきだとされている別の制度面についての検討の場に基本的にお任せするというような内容にすぎないのではないか。そういう面で，まず全体としてこの検察の在り方検討会議が目指すもののレベルにはまだなっていないのではないかというのが私の印象です。

個別の問題については，また後ほど意見を述べさせていただきます。

○千葉座長　ありがとうございました。それはまたこれからの議論も踏まえながらまた議論させていただければと思います。

それでは，少し個別の論点について御意見がございましたらお伺いをしたいと思います。まずは，四つの柱のうち，「検察の使命・役割」について御議論いただきたいと思います。この議論に当たりましては，提言の取りまとめの大詰めの段階にきていることを踏まえまして，私の方で作成させていただいた提言案に基づいて，可能な限り具体的な議論をしていただければ

有り難く思います。

また，議論していただくに当たりましては，可能でありますなら，異なる御意見についてもできる限りの御理解をいただきまして，一定の接点などを視野に入れつつ御意見をいただければ幸いと思っております。

それでは，「検察の使命・役割」という部分につきまして御意見がおありの方はお出しいただきますようお願いいたします。

○江川委員　２点。１点は表記の問題なんですけれども，２ページ目の真ん中辺の「しかし」のパラグラフの中に個人名が３人，前田，大坪，佐賀の３名の名前が書いてありますけれども，これ呼び捨てにするのはどうかという感じはします。一応無罪推定もあるわけですし，特に無罪を主張している人もいることもあるので，前田恒彦・元大阪地検特捜部検事とすればいいんじゃないかなというふうに思います。

それから，４ページの「時代の変化」のところなんですけれども，箱の下の文章の７行目，「人権意識が高まり」の後なんですけれども，ここに「手続の透明性と情報公開が求められ」というのを入れるべきではないか。２１世紀にどういうふうな状況なのかというと，正にここのところがないと今の改革を求める国民の声というか雰囲気というのが出ないのではないかなと思いました。

○石田委員　この内容自体は特に異論はありません。しかし，いきなりこの項目から入っていますが，いわゆる総論的なはしがきみたいなものは考えられないのかということです。このような議論をしなければならなくなるに至った経緯，例えば，この検討会議の意義とか役割あるいは設立に至った経緯と諮問内容など明確に目的意識をはっきりさせた上で，やはりここにも書かれていますが，今，検察が抱えている問題はどういうものなのかということを，抽象的にではなくて，もっと具体的に抽出した上で，それをはしがきの方にもっていって，この問題をどういうふうに解決するのがいいのかということを議論したということを明確にすることが必要ではないかと思います。

ですから，ここの中に書いてあるもののそういった部分を抽出した上で，むしろはしがきの方にもっていった方が分かりやすいのではないかと思います。

○嶌委員　僕はこの第１回目からずっと言っていますけれども，今，この時代にこの検察の使命と基本精神というんですかね，これは非常に重要だと思っておりました。今，石田委員が言ったようなはしがき的なことも僕が最初３月１５日に出した文章の中に入れているつもりです。なぜこういうことをやってきたかということを１０行か１５行で書き，そして，最初に一番そういうことが大事だということで，僕は検察憲章という言葉を使って８項目にわたって書いたわけです。今，江川委員がおっしゃった公開性とか透明性とか，そういったようなこともその中に入っているわけです。８項目はいらないにしても，何かこういうものを５，６項目きちっとまとめて書くことによって，検察の在り方検討会議の全体的な精神なり方向というのがきちっと見えてくるのではないかなと思うのです。だから，ここは少し重視していただきたいと思います。

それから，四角の中に書いてある中で，検察官は公益の代表者として処罰の実現に偏してはならないことを明記するべきであるとありますけれども，これはこれでいいんですが，同時に，検察というのは公正な捜査とか公正な裁判の実現を目指すという言葉もあった方がいいのではないのかなという感じがします。いただいたいろいろな資料を見ると，検察官というのは，た

だ罪を追い求めるだけではなく，全ての証拠を出して公正な裁判を目指すというところに検察官としての高い倫理観とかそういうものがあるのではないかなと思います。全体として何かそういう罪を求めることに偏してはならないとかそういう言葉はあるんだけれども，もうちょっと大きく公正な捜査とか公正な裁判を目指しているというのも検察官の役割だということを述べた方が全体の心情とか基本精神にはマッチしているという感じがいたします。

それからもう１点，後ろの方に倫理というところで八つぐらい項目が書いてありますが，この倫理の問題と，僕が言った憲章という問題が結構だぶるところがあります。僕は六つか七つの言葉にしたわけですけれども，それをうまく取りまとめて一つにした方が僕はいいのかなと思います。倫理と書いてあるところは倫理・教育・研修とかそういう形でまとめた方が，憲章とか倫理というようなものが二つに分かれちゃうと，何となくそこがばらついて見えるのかなという感じを受けました。

○郷原委員　後の方の２３ページの可視化のところにも関連するんですけれども，そもそも今回の議論をする前提として，検察にはどういう問題があるのか，特捜検察の問題は何なのかということについて，１ページの下から２番目のパラグラフの最後のところは，大阪地検特捜部においてこういう問題が発生した。それが組織内で重要な役割を任されていた検事らが不祥事の当事者となっているから偶発的に一過性のものではないと，こういう書き方になっているんですが，確かに大阪地検の問題が今回の議論の発端になっていたことは間違いないと思うんですが，決してここでの議論はそれだけではなかったはずです。大阪地検の問題も小堀さんをヒアリングで呼んで確認したようなほかの事件もあったわけですし，名古屋地検特捜部の問題もあった。それに，これは私が途中でまとめさせていただいてペーパーも出しましたけれども，少なくとも東京地検特捜部に関しても過去にいろいろな問題が指摘されてきて，それは決して大阪地検の今回の特捜部の問題と共通の問題がないとは決して言えない。そういう前提でこの検察の在り方を議論し，可視化の問題を議論してきたという前提だったと思います。ですから，やはりここにはそういう書き方をすべきではないか。あたかも大阪地検の問題だけが今回の反省材料，この議論の前提だという書き方は適切ではないと思います。それは２３ページのところも同じです。可視化の前提の議論も同じだと思います。

それから，４ページのところに，検察が２１世紀の価値観をというところで書いてある部分ですが，これについては私もいろいろ意見を言わせていただきました。この最後のところ，「なお」というところの３行目に，「現代社会において検察が果たすべき役割を見直す必要があるとの問題提起もなされた。」と書いてあります。要するに刑事罰の機能とほかの行政罰とか民事とかそういうものの関係を見直すべきだという議論，もしそういう議論をするとすると確かにこれはなかなかこの場だけでできる話ではないということは分かるんですが，私がここで意見として言わせていただいたのは，少なくとも刑罰の適用について様々な分野，一つの法律の適用について，刑事罰を適用するのはどのような悪質重大な事案なのか，それについての基本的な考え方をしっかり示す，そのための様々な情報を得て，法律については実質的な理解，様々な知見というものが重要なのではないかということを申し上げたわけで，それは，別に特に異論があったとは思いませんし，ある意味では当たり前のことなのではないかと思うんですね。罰則の適用についての専門家である検察官が個別の問題についてこれはいいこれは悪いと言っているだけじゃなくて，その分野全体にきちんと適合するような考え方を持っていないといけない，そこのところは少なくとも異論がなかったと思いますので，ここに書いていただけ

ないかと思います。

その先に刑事罰というものを全体としてどう位置付けるかという話はこれはもっともっと大きな話だと思うんですが，その問題とはちょっと違うのではないかと思います。

○但木委員　いろいろな御意見が出ましたので，私も公益の代表者というのと，それから公正という言葉が必要だということについては，何かどこかにあった方がいいのかなという気がします。それは確かに太字でどこかに何かの形で検察官の非常に大きな目指すべきものとしてあるのかなという気がいたしました。

それから，肩書きと氏名の順番についてですが，肩書きを先に記載し，その後に名前を記載することは，名前を呼び捨てにすることとなって形がよくないということについては，そのように直された方がいいと思います。

あとはいろいろな御意見があって，座長にお任せしたいと思います。

○吉永委員　この部分が一番最初に，前文があるにしても最初に目にする部分であり，一番国民との共有をしっかりしないといけない部分だろうと思います。そのため，一見して分かる書き方がいいかなというふうに思うんです。「処罰の実現に偏してはならない」といっても，やはりどういうことかなとすぐにはなかなか分かりづらい感じがしました。処罰の実現に偏しているということがどこかにあるわけだからこういうふうに書くわけで，そうすると，やはり訴訟の勝敗にこだわるというようなところを避ける，それをやめましょうというようなこととか。例えば次の「冷静な証拠評価や法律問題の検討等の役割」，これもやはり冷静ではない部分があるとするならば，やはり「決しておごることなく」みたいな言葉を入れることによって分かりやすくなる。何をしようとしているのか，何が問題だったのかというようなことが分かりやすくなるかなというふうに思います。

○嶌委員　さきほど言い忘れましたが，吉永委員と同じく，やはりここの部分はすごく重要だと思っています。４ページに，例えば，「独善や傲慢に陥らないように」と書いてありますが，こういう言葉よりも，僕は自分が書いた中では，「検察官は高い倫理と品性を備え，自らが持つ権力に対し謙虚である」というようなものの言い方の方が一般にはなじみがあるし，分かりやすいのではないかなと思います。

○井上委員　吉永委員がおっしゃった，例示された最初の３つ目の○ですが，これは「公訴官として」というところに力点がある文章だと思います。ただ，確かに「公訴官」というのは，一般の人が聞いて分かりにくい言葉だと思いますので，分かりやすいように丁寧に書く必要はあるかと思います。要するに，捜査官として処罰の方向に向かうだけでなく，公訴官として冷静に判断すべきだというところに力点がある文章なので，それが分かるような表現にすればいいのではないかと思います。

○吉永委員　構成についてですが，使命・役割を最初に書いて，次に検察の組織とチェック体制がくるんですよね。むしろここのところが最初にくるのであれば，ここに教育とか倫理というものをつなげることによって，このことをこういうふうに担保するという流れがあれば，ここに掲げたものをこういうふうに担保してこういうふうに教育して，こういう筋を通しますよというのが並びとしては分かりやすいかなと思います。検討としてはこういう１，２，３の順番だったんですけれども，ちょっとそんなことも考えたんですが，いかがでしょうか。

○後藤委員　先ほど但木委員がおっしゃった公正さというのは非常に重要な項目ではないかと思います。例えば２番目の○のところで，当事者としても飽くまで公正な訴訟活動をするべきだ

というような内容が入るのがふさわしいと思います。

○高橋委員　先ほどの郷原委員のお話の後段の部分と関連して，私も同感なんです。そもそも，例えば特捜部はどういう事件をやるのかという大前提として，自分たちの役割というのをどう定義するかという自己定義の問題というのは議論されていたと思います。ただ，私が思ったのは，特捜部の部分に入れた方がいいのかこっちの方に入れた方がいいのか，前半に入れちゃうと，特捜といいますか独自捜査の部分とそれ以外の部分でニュアンスが少し違うような気もするので，どっちがいいのかなと思ったんですが。やはりそれだったら郷原委員が言われるように，こっちの冒頭の部分でいわゆる自己定義ですよね，自分たちの果たす役割の自己定義をもう一回するという表現がどこかにあった方がいいのではないかなと思います。それにおっしゃられたように，その辺は大体合意もとれているのではないかなと，そんな感じがいたしました。

○井上委員　郷原委員と高橋委員が言われた内容がまだよく分かりません。例えば社会的紛争とか大規模事故などの解決や解明について，刑事司法がどこまでの使命を負うのかということなら，極めて大きな問題であり，郷原委員が言われたとおりだと思います。これに対して，特定の罪種について個別の事件が起こったときに，検察としてこれに手を出すのか出さないのか，あるいは証拠上犯罪に当たると思われる場合であっても手を出さない基準を設けるべきだという趣旨だとすると，意見がかなり分かれるところだと思います。そのような判断を適正にするためには検察官の視野を広げるべきだという文脈であれば分かりますが，個々の事件について何か方針を立てて，犯罪には当たるものの，それに手を出さないようにすべきだという趣旨であれば，十分議論をしなければ，意見が一致したとはとても言えないと思います。

○郷原委員　その点は，私が何回もここで意見を言ってきたつもりですけれども，伝統的な犯罪である殺人とか強盗とか放火では，発生した以上は，絶対にそれは犯人を突き止めないといけない。処罰をするということは社会的に当たり前のこととされているわけですが，世の中の様々な違法行為，罰則が付いている違法行為の全てが刑事罰の対象になるとは誰も思ってないと思うんですね。飽くまでそれは法律の執行のための手段として罰則があるわけで。それでは，それについて基本的にどういう考え方をするのかということの一つのスタンダードとか考え方というのは，やはりこれからきちんと検察が世の中に対して示すことを目指していくべきではないかということを何回も申し上げたと思います。

○井上委員　郷原委員がそのような御意見だということは分かっているのですが，新しい犯罪とおっしゃるけれども，従来から経済事犯，あるいは横領罪とか背任罪といった刑法犯についても，社会状況や経済状況を踏まえ，どこかで線引きをするという判断を常に求められてきたと思いますし，また罰則が付いている場合にそれを検察の判断で線引きするということが果たして適切かどうかということは問題であったので，それは，一般の事件であっても，新しい形と言われる事件であっても，それほど違わないのではないかと思います。郷原委員のおっしゃっていることは分かっているつもりですが，そのような御意見ばかりではないと思います。逆に，検察だけの判断で線引きをすることになれば，検察の独善に陥ってしまうおそれもあるわけです。そういうことではなく，検察権あるいは捜査権は社会の実情を踏まえて行使しなければならないので，それを正しく判断するために，目を広く開きなさい，特に郷原委員がおっしゃっているような新しい型のものについては，社会のスタンダードみたいなものを常に吸収しながらやっていきなさい，そういった文脈であれば分かるのですけれども。

○郷原委員　私の言っている意味は，個々の検察官が自分だけの了見，自分の考え方だけで決め

るのではなくて，もう少し一般的な考え方を組織として確立しないといけないということを言っているんです。

○井上委員　その組織としてというのも，検察だけで決めていいのかという点からは，やはり郷原委員とは違う意見もあり得ると思います。

○郷原委員　少なくともこれまでは個々の検察官が全ての刑事事件について権限を持っているという前提で，個々の検察官に委ねられていたわけです。だから，それをもう少し世の中に対してきちんと説明ができるような検察，そして，一般論であれば，これは正にもう一つ私が言いたいのは法務省なんです。法務省刑事局の方もそれに対してしっかりしたバックアップ体制がとれるようにしたらどうかということを言っているんですけれども。

○高橋委員　今のお話なんですけれども，現実問題として今回の村木事件の問題の一つは，要は，特捜としては，あの事件が係長レベルで終わるぐらいの事件だったらやらなかったはずである。だけれども，大玉までいけそうだからやるんだという発想が明確にありましたよね。それが問題だというメッセージが必要だと思います。つまり，今，決まってるわけではないが，何となく共有されている概念として，独自捜査としてやるからには社会的な地位の高い人間の刑事責任を問える事件ならやるけれども，そうじゃなければやらないというスタンダードが明確に存在していると，現実問題として。というようなことが背景にあるんじゃないかと。そんなのでいいのかということがどこかに言わなくていいのかなということだと思うんですよね。

だから，今回のそれとは別に何か社会的な重大性でも何でもいいですけれども，考えてもっと違う形で，もう既にあるわけですから，というふうに見えるわけですから，それじゃないふうにしないといけないので。ないのではなく，何かそういうものが全員に共有されているかどうかは分かりませんが，ある部分の人たちに一定程度共有されているものがあったのであり，それは変えなければいけないという文面が必要ではないかと思います。

○郷原委員　私の考え方は基本的に高橋委員と近いと思います。要するに特捜部的な個々の検察官の考え方が大玉取りですよね，そういった考え方だけに委ねていてはいけない。それよりも世の中に対して，しっかり通用する，もう少し一般的なきちんと説明が可能な考え方を目指していかないといけないのではないかということですから，基本的に同じだと思います。

○井上委員　私もそこはずれていないと思います。郷原委員がおっしゃったのは，新しい型の犯罪だから特にそういう問題が生じているということでしたけれども，経済事犯でも刑法犯でも，そういう大玉取りというのがあるとすれば，同じ問題があると思います。今回の事件がそうであったかは別としてですね。個々の検察官がその都度バラバラに判断をしては困るというのはおっしゃるとおりです。ただ，新しい型の犯罪だけどこで線を引くのかという判断をすべきだというのは違うのではないということを申し上げただけです。

○江川委員　私は，基本的には高橋委員と郷原委員の考えがかなり共通しているんですけれども。ただ，さきほど高橋委員が言われた中でちょっと言い過ぎかなと思ったところが，今回の事件は村木さんがいなければやらなかったかというと，それはそうでもないと思うんですね。つまり，むしろ郵便法の方から始めていって積み上げていったところなので，やらないというのはちょっと言い過ぎかなと思うんですが。ただ，やはり何とか大玉をねらいたいというのは今回の事件で明らかにそうだったし，それから村瀬さんなんかの事件を聞いても，やはりあれも係長の事件だったのに部長，局長までやったわけですよね。だから，そういうふうに現場の事件なのにもかかわらず，何か大玉ねらいというか，政治家ねらいや官僚ねらいというのはやはり

あったというところでは一致しています。

○嶌委員　今の大玉ねらいとかいろいろ言われているんだけれども，一般の人は特捜がやったら結果として大玉の人が捕まるケースが多いかもしれないけれども，特捜というのはそういう大玉とか小玉とかそういうようなことで捜査をしているとは余り思っていないんじゃないかなというふうに僕は思うんですよね。むしろ社会全体にとってこれは新しい問題で，これは社会全体にとってもここは正しておかなきゃいけないというようなことについて取り上げる。甲２１の事件なんかは，あれはわざわざ特捜部長が会見したんじゃないかと思うんですけれども。要するにこれからの社会の中で，あれがいいかどうかは別ですよ，いいかどうかは別だけれども，これからの社会の中でそういうグレーな部分というものを余りグレーのまま置いておいて，お金もうけをするというようなことは必ずしもよくない。ああいう会見したことがよかったかどうかということは，後で随分問題になりましたけれども。僕は，一つの問題提起だったと思います。

何か余り特捜というものの位置付けを大物ねらいだとかそうでないとかそういうような判断をする必要はなくて，もう少し社会全体を公正にしていくだとか，あるいは２１世紀的な価値である人権だとか自由とか，最近は環境なんていうこともありますけれども，そういうようなことをやはりきちんとしていく，そういう組織なんだと。いわゆる窃盗犯とか何とかというようなことだけじゃなくて，もうちょっと大きな価値観を歪めるような問題を検察，特に特捜というものがやるんだということで僕はいいのではないのかなというふうに思っているんですよね。だから，そこの論争というのは聞いていて非常に違和感を感じるんですね。

こんなことを言うと申し訳ないけれども，後ろから１１ページのところに，僕は検察憲章をずっと書いたんですけれども。大体そういったようなことを書いたつもりなんですよね。だから，公正な裁判だとか，あるいは公開性だとかいろいろなことをずっと書いたというのは，正に２１世紀の新しい検察が何を目標にするのか。そういう中でかつてあったような問題点を克服していくという前文的な意味が検察の憲章の中にあるというふうに思っているんですよね。それが余りにも検察の役割は何かというふうに小さくまとめちゃうと，かえっておかしくなっちゃうんじゃないかなという印象を僕は持ちますけれどもね。

○江川委員　今，ちょっと私，違和感を感じたのは，そうなると検察が新しい価値観をつくっていくということになりかねないと。さっき甲２１の件を出されましたけれども，それは賛否あったのは，特にこういう形で検察がむしろこういうものはだめなんだという価値観をつくっていくこと自体に対してこれでいいのかという声だったと思うんですね。だから，むしろそれが問題なんじゃないかなと。だから，郷原委員や高橋委員が言われているのは，余り検察がこっちの方向を目指せとこういうふうにやるんじゃなくて，むしろ社会が求めているのは何なのかという，どの範囲のことをやはり検察がお金かけてやらなきゃいけないのか，人手かけてやらなきゃいけないのかというのをもうちょっと社会の方に聞きなさいと。今は検察が決めて社会にこれだぞ，これが正義だぞというふうに示そうとしているというところが問題なんじゃないかなという気がするんです。

○嶌委員　甲２１の事件にしても甲１６の事件にしても，検察が新しい価値観を決めようとしてああいう問題が起こったというふうには僕は思いません。でも，あの問題というのはやはり何か世の中おかしいなと，新しいものをつくるベンチャーというより，法の抜け穴的な部分を突いて非常に金もうけ主義みたいなものにどんどん走っている。それは，新しいベンチャー精神

ではない。これは一体何なのかなと。そして，実際に灰色なのか白なのかグレーなのかそこがよく分からないという思いがあったわけですよね。それを最後に判断するのは裁判所ですよね。

○江川委員　いや，だから金もうけ主義に走っているのが良くないなという雰囲気は分かるんですね，そこのところはいいんですけれども。それを検察が正すのだというところが果たしていいのかどうかという。

○嶌委員　それは法に触れる部分があるとすれば，警察なり検察が正すのが当たり前でしょう。

○江川委員　法に触れるところがあればですよ。でも，その法に触れるところを探してやるということがいいのかどうかということなんじゃないですか。

○嶌委員　法に触れるところがあるかどうか探すのが警察や検察の役割じゃないですか。

○江川委員　いや，でもそれはターゲットが先に決まるというのはどうかと思いますよ。

○嶌委員　もちろんそうだけれども，ターゲットを先に決めたというわけじゃなくてね。

○千葉座長　ちょっと今の御議論を聞かせていただいても，ここはまだまだ非常に深い議論につながっていく部分ではないかなという気がいたします。ただ，お話があったように，「検察の使命・役割」というのが一番最初，今回のテーマとして大変重要なところであるので，そこをもう少しきちっと明確にするべしというのは共通に今，皆さんお出しいただけているのかなと思います。ちょっとそれの御意見引き取らせていただきながら，どういう整理をさせていただくか，検討させていただければと思います。

それでは，先ほどお話がありましたとおり，導入部分といいましょうか，「はじめに」という言葉になるのか分かりませんが，そのような部分が当然必要になろうか思います。今日，皆さんから御意見を出していただき，そしてその方向を見つつ，私が，きちっとメッセージが伝わるようなものとして書かせていただきたいと考えておりますので，是非皆さんからまた御示唆をいただければ大変有り難いと思います。御指摘いただいた部分は，できるだけメッセージが出るようにさせていただければと思いますので，そこの部分は御理解をいただければと思っております。

それでは，お出しをいただいた御意見については，でき得る限り可能な部分は本文のところに盛り込ませていただいてはいる部分かと思いますが，それが少し不明確である，あるいはもう少し分かりやすくという御趣旨も含まれていたかと思いますので，そこはまたこの提言案を更にブラッシュアップをするという中に，またできる限り生かさせていただくようにしたいと思います。この点につきましては，取りあえずここまでにさせていただき，次のテーマに入らせていただきたいと思います。

次が，「検察の組織とチェック体制」ということになります。先ほどの御意見で，この使命，役割と倫理などが本当はつながっていた方が良いという御意見等もあり，またちょっとつながり方は最後にまた御議論いただく必要があるのかもしれませんが，一応これまでの区分けに従いまして「検察の組織とチェック体制」という部分に入りたいと思います。

これもまた先ほど申し上げましたように，かなりの部分が共通認識になっているかと思います。異なる御意見もありますが，接点あるいはお互いの認識を更に共有，深めていただくということも念頭にしていただいて，御意見をお出しいただければと思っております。

○江川委員　二つあるんですが。一つは特捜部のところで，「特捜部を廃止するまでの必要はないが」というのは，さっきどなたかからも出てましたけれども，この表現がどうなのか。しかも大事なのは，特捜部が大事なんじゃなくて，例えば，汚職事件や大型の経済犯罪とか脱税事

件とか，そういう事件をやる部署が必要だという認識なのではないでしょうか。だから，特捜部は今のままでもいいよと，まだこれぐらいだったらいいよと言ってるような感じがするんですよね。そうじゃなくて，私は全廃した方がいいと今でも思っていますけれども，それが私しかいないというのはよく自覚しているところでもあるんですが。ただ，皆さんの議論を聞いていても，さっき言ったような，そういう部署を残すというか存続しているということは大事なんだけれども，今の現状がいいわけじゃないよと，こういうことなんじゃないかなというふうに思うので。ここのところで書き方を工夫していただきたいというのが１点。

それから，１１ページの「外部の目，外部の風」の前のところの上の３行，「検察の運営全般について外部の有識者から意見・助言を求める仕組みの中で」云々かんぬんで「意見・助言を得る」。これ，意見・助言を得るだけだと外の目や外の風が入ったことにならないんですね。つまり，とりでから出てきて，いろいろ御意見拝聴ということになりかねない。だから，やはりここのところで，私は二重のチェック体制ということを言っていますけれども，その外側の方にいる部分の人たちが意見・助言をするだけじゃなくて，何らかの聞取り調査とか，調査というとみんなガッと身構えちゃうので言葉はいろいろ考える必要があるかもしれませんけれども，やはり聞取りぐらいはできないと，この間の貝塚の事件だって結局なかなか調査もできないわけですよね。だから，ある一定の聞取りができる，そして意見も言うというそういう感じぐらいはせめてしないといけないんじゃないかなという感じがしました。

○吉永委員　今の江川委員の最初のところと重なるんですけれども，私もこの部分が一番分かりにくいかなという気がします。「特捜部を廃止するまでの必要はないが」とスタートしたら，普通は縮小するという形になるんですよね。でも，これはそこにいかないんですよ。これはちょっと不思議な書き方です。廃止するまでの必要はないだけれども存続させるということであるならば，存続する理由は何なのかということを明記しないといけないと思います。その後，それが明記されないまま特捜部の組織の在り方を見直すための検討を行うと言われても，どう検討していいか分からないと思いますので，廃止はしないけれども何のために存続するのか，存続の理由，その必要とされる機能は何なのかというところを，ここを書いておかないとまずいんじゃないかなという気はしております。

○郷原委員　私も基本的に同じ意見なんですけれども。この６ページの下から３行目の「特捜部の機能は必要であり」と書いてあるんですけれども，「特捜部の機能は必要であり」といったら，特捜部という名前の捜査セクションの機能が必要であるという意味に受け取られてしまうんですね。ここでの議論はそうではなくて，特捜部が果たしてきたような機能，取り分け検察の独自の捜査というのもやはり一定の必要性があるんじゃないかというところぐらいまではおおむね異論はなかったのではないか。しかし，それではその特捜をどうしていくのかということはいろいろ意見があって，私は名称を変えるべきではないかというふうに言いましたけれども，それについても余り異論はなかったんじゃないかというふうに思います。これだと，特捜部という組織はそのまま残ることが前提になるように思えるんですね。ですから，ここはちょっとかなり注目される部分だと思いますし，今のままではだめだということがはっきりメッセージとして表に出ないといけないと思うんですね。

○石田委員　この特捜部の組織の問題は，以前も申し上げましたが，一つは独自捜査をすることの是非の問題と，今までのような特捜的な取調べの是非の問題というふうに分析することができます。特捜部の存在があってもいいよという一方，今までの特捜部ではだめだということを

言うのであれば，一つは独自捜査についてはそれほど異論がないということをまず言うこと。それから，これまで特捜部がやってきたような捜査には問題があったという二つに分析した上で，この表題のところも掲げるべきではないかと思います。

○佐藤委員　２点です。先ほど，郷原委員が言われたところと関係します。１点目は，６ページの正に指摘をされた部分，これを受けて次，７ページにいきますと，４行目の最後から，「特捜部の名称を変更するべきとの意見があった」云々とあって，一応そこに表現はされていると。ただ，次に「一方」，結局は「一方」以下に書いてあることを検討すればいいというか足りるというか，そういうような表現になって，これ多分「一方」じゃないと思うんですね。つまり，名称を変えた方がいいとか，あるいは再編すべきだ，そういうことで名称，組織，体制編成，人員配置等いかにあるべきかについて法務検察当局は検討すべきだということでつながっている話で，決して一方ではないなと思います。

２点目は，２番目の７ページの囲みの中の「特捜部が行う独自捜査事件については云々で，『横からのチェック体制』を構築するべきである。具体的には」云々と書いているんですが，これは決して余り具体的ではないなと。それで，その証拠に次のページにいきますと，縷々その必要性が，この会議における検討経過，意見が紹介をされておりまして，これは非常に論理的に，また非常に正確にその経過を表現されていると思います。例えば，真ん中３つ目の段落のところに，「特捜部に所属する検察官のみが担うため，いわば『一人二役』を兼ねることとなる。」と，そういうようなことがきて，次の段落の最後の部分に，「独自捜査が抱える構造的問題が露呈したもの」，「チェック体制を確立することが極めて重要」だと。次の段落で，「特捜部内部において捜査・処分が自己完結する体制を改め」云々と。そして先ほど言った「具体的には」とくるんです。そこを読みますと，「特捜部に所属しない検察官が起訴・起訴の判断に参画し，公訴官的な視点から」云々ということで，相変わらず具体的ではない。私はそこは「具体的には」と表現するのであれば，「特捜部に所属しない検察官が起訴・不起訴を行うこととするなど，公訴官的な視点から」云々とつなげていくことによって，この文章は完結するのではないか。しかもそれは，ここでの議論が正確に表現されたことになるのではないかと思いますので，そのように修文していただくことを希望します。

○但木委員　皆さんのおっしゃることはそのとおりだと思います。特捜部という名前を残すか残さないかという問題も含めて，まず自分たちがこれから何をやろうとしているのかなということを検察自身がもう一度考えて，独自捜査というのを自分たちはどういうものとして今後権限行使していくのかということをちゃんと検討してほしい。検討して，それにふさわしい名前が何かということも検討してほしい。それが特捜部であれば，私は別に反対しませんけれども。

それから，名古屋地検特捜部をつぶすかつぶさないか，あるいはどうするんだという問題についても，そういう仕事をやる部隊として東京とか大阪とかあるいは名古屋にこういう部隊を置きます，その人員が大体本当に足りるのか足りないのか，このような問題は，在り方検討会議で分かるわけがないので，やはり検察内部で検討してもらう必要があると思います。ですから，これまで検察が果たしてきたいろいろな役割を考えた上で，我々は独自捜査でこれから何をやっていくかということをよく考えて，それでどの部隊を，どういう名称で，どの程度置くのかということをしっかり考えた上で，世にきちんと公表するということだろうと思うんですね。それによって検察がどういう姿勢でこれから臨んでいくのかというのがはっきりしていくと思います。

今度の事件は，初めは別に大物ねらいでも何でもなかったというのは江川委員が言われたとおりで，通常のやるべき事件だったと思います。この事件を特捜部が捜査したことも全く問題がなかったと思いますが，僕も，途中からは大物志向というのが出てしまったという疑いは極めて強いと思っています。

だから，今後の独自捜査をやるときにそっちに向いちゃうということはやめた方がいいよというメッセージはどこかにあった方がいいのかなということは私は思います。やはり特捜も，法と証拠に基づいて，自分のアンテナの中にかかってきたものをやらなきゃいけない。高橋委員と僕はほとんど同じですが，違うところは，やはり検察は余り物事を政治的に考えて，処罰規定に触れるけれどもやめようかなというのは余りやらない方がいいと思います。僕はそれは立法問題できちんと解決しないといけなくて，おっしゃるように管制官の問題なんかを刑事罰でやったらいいのかどうかというのはすごい大問題です。そういう問題はやはりきちんと立法で解決してほしい。やはり検察は，法と証拠に基づいてアンテナがかかったものを淡々粛々ときちんとやるということが大事であると私自身は思っています。

○郷原委員　先ほど，佐藤委員から言われた具体性がないというところ，私も全く同意見でして，８ページの一番最後の「具体的には」の後の，「特捜部に所属しない検察官」が一体どういうふうに参画して，どういうふうにチェックするのか，全くこれだけではイメージがわきません，前半は。

後半に，「後記の分野別の専門委員会に所属する検察官の専門的知見や『経験知』を活用するべきである。」と書いてあるんですが，この「経験知」というのは，私が言い出したことをここに書いていただいたのは有り難いんですけれども，これは一体どういう意味なのか。チェックとして「経験知」がどう活用されるのか全然分からないです。私がここで提示した事例というのは，少なくとも同じような独自捜査の中で過去の事例を活用すれば，明らかに今回のような間違いは起きなかったと思える事例があったということ。これは決裁の縦のラインがちゃんとそういうものも踏まえて決裁をしていないといけないという話なんですね。こういうように，ふわっと，どこかに「経験知」がありますね，というだけでは，恐らく何のチェックにもならないと思います。

それから，そのページの下の「引き返す勇気」に関して，「調書の任意性が否定された場合には」というところがあるんですが，「高検，捜査担当部署及び公判担当部署がその後の処分に関する協議を実施することなど」，これ今でも当然そうではないかと思うんですね。特捜部の事件で調書の任意性が否定されれば，例えば今回の大阪の事件だって，こういうようなメンバーの方々で当然どういう形か分かりませんけれども，十分な検討が行われた上で，最終的にこの事件をどうするかということが決められたはずですから，これ自体は何も新しいことを決めたわけでもないということではないかと思います。何かここで新しいことを言うのであれば，それに関して「横ぐし」的な，第三者的な立場のチェックがどう働くのかということを言わないと意味がないのではないかと思います。

それから，１０ページから１１ページにかけて，監察担当の検察官という話が出てくるんですが，これは，ここでの議論ではそこまでいってなかったと思いますけれども，この監察担当の検察官というのは誰が選任するのかというところが非常に重要なんじゃないかと思います。要するに，余り厳しいこと言ってくれないような人を指名しようと思えばいくらでもできるわけでして，そこにある程度の人選の客観性を持たせなければ，恐らく監察担当の検察官はほと

んど機能しないのではないか。その点に関して外部者のチェックが必要だという石田委員の意見などもあったわけですが，それはやはり外部者ではまずいという意見の方が確かに強かった。だから，外部者ではなく，内部の監察担当の検察官だとすれば，その人選についてどうやって客観性を保つかということを考えないといけないし，場合によっては，その検察官は外部から，例えば弁護士の中から一定の期間任期付きで採用した検察官ということもあり得るかもしれません。そこのところが一番重要なのではないか。そこについて何か書いておかなければほとんど意味がないのではないかという気がします。

○石田委員　ですから，私はこの組織問題については，９ページ以下の記述というのは極めて不満ではありますが，それはそれとして。この７ページの２の「検察における捜査・公判のチェック体制」という表題，それから３の「監察体制の構築」という表題のことですが，よく読んでみると，２の問題は先ほどから議論になっている検察の独自捜査に関連する捜査・公判のチェックの体制のことが書いてあって，その３以下は我々の議論としても，これは独自捜査に限らず，全ての検察の扱う事件についての監察体制の問題であるし，「外部の目・外部の風」の問題もそのようであるというふうに理解をしております。

ですから，やはりそのところはちゃんと明確に表題としても，あるいは文章としても，特に監察体制の問題は独自捜査の問題に限らず，全ての検察捜査に当てはまる問題として提言をするということを明示しておくべきだろうと思います。

○後藤委員　３の「監察体制の構築」のところで，外部の意見を得るという場合に，やはり個別の事件についての情報がないと，単に検察官から報告を伺うというだけになってしまうと思いますので，個別の事件について情報を提供することが必要と思います。先ほど，江川委員がおっしゃったのは，聞き取りができるような権限を与えるということで，それも一つの例だと思います。そういったことを何らかの形で盛り込む，この囲みの中にするか，外にするかはともかく，個別の事件についての情報が得られるような仕組みが必要だということは書いていただきたいと思います。

それから，これは，この監察体制がどういう種類の問題に対する対処の方策としてイメージされているのかに関係しますが，もしも倫理規範への違反のようなものも対象としてここで扱うのだとすると，外部者の関与というのはもっと直接的なものが望ましいと思います。この点については，後で倫理のところでまた話題になると思いますので，そこでもう少し詳しく申します。

○高橋委員　同じくこの監察の話なんですけれども，「内部からと外部からとを問わず」ということになっておりまして，外部からの場合の話は，外部の目を入れてちゃんと実効性があるようにしなさいというお話で，またそうだと思います。もう一つの部分で内部の話なんですが，これは是非できれば，サーベイの結果なども少しリファーしていただいたらいいのかなと思うんですね。つまり，例えばパラハラとかいう，不適切なというのもありましたけれども，特にパワハラ，セクハラなんかもその典型ですが，そういうものを実際コメント欄の中にも，それに近い叱責と指導が区別がついていない人がいるんじゃないかみたいな，そんな話も一部にあったような感じがするので。やはり一方で重要なのは，それを直訴すると不利な扱いになると思っている若手が平均点ぐらいだったと思うんですよね。あのポイントを少しリファーしていただいて，内部からの監察の部分でも内部の人間が全く安心して通報できるというような仕組みというのを是非，具体的にどうしたら皆さんが安心してそう言えるようになるのかというの

は中で検討していただかないといけないと思うんですが，その部分は何か表現があった方がいいのかなと，サーベイの結果もリファーしながらですね，そんな感じがいたしました。

○井上委員　高橋委員にその趣旨を伺いたいと思います。これまでの石田委員などの議論からすると，ここでいうところの「監察」というのは，捜査の過程で検察職員が被疑者等に違法・不当な行為をした場合に，不当ではないかと訴えていく道が余りなくて，きちんとした答えが返ってこないということから，それに対応するためのものであると読んでいました。ここでいう「監察」というのが，セクハラとかパワハラが起こったときに内部の人がどこかに訴えて改めてもらうということも含んでいるのか。その点を明らかにしていただければ，今の議論は整理できると思います。セクハラとかパワハラも含んでいるという趣旨なんですか。

○千葉座長　それは必ずしもはっきりしていないですね。

○井上委員　この内部の通報・申立てというのも，例えば，同僚の検察官が被疑者等に対していけないことをやっているのを察知した人が，こういう部署に言っていくということを意味すると私自身は読んだのですけれども，必ずしもそうじゃないということなんですか。そうだとすると，高橋委員の議論はここに入ってくるのですが，もし私がいま言ったような意味ならば，高橋委員の議論は後の方の話ではないかという感じがします。そこの整理をしていただきたい。

○千葉座長　今の内部と外部，それから監察ということと外からのチェックという，その問題は，切り口が縦横なものですから，そこは少し分かりやすいように整理をさせていただきます。

○石田委員　監査の対象をどういうふうにするかという問題だと思うんですよね。

○千葉座長　そうですね。

○高橋委員　ただ，パワハラ，セクハラ系のものも微妙なのは，上から，何でそんなやつの口を割られないんだといって怒鳴られたってパワハラだという，こうなるとこれはやはり捜査に関わることになるだろうというところはあります。

○井上委員　その場合も切り口が違い，捜査に関わるとすると，パワハラを受けている人の問題じゃなく，そういうことを言われて無理に取調べをした場合，その取調べを受けている人についての問題なんです。それに対して，パワハラを受けている人の問題というのはどこの職場でもある問題であり，切り口が違うと思います。

○高橋委員　それはおっしゃるとおりなんですけれども，ただどこの組織でもそれは外部に不利益を受けない形でちゃんと訴えられるような仕組みというのをどこの組織も最近つくっているわけです。監察という部門の中に二つに分けて組織をつくるのか，あるいはまた全然別のところにつくるのかは別にしても，表現はお任せいたしますので，表現的に両方とも何らかの形では是非担保していただきたいというふうに思います。

○嶌委員　前から言っている公訴官という言葉の問題が，若干気になります。これは多分，普通の人は分からないと思うので，僕は正しいのかどうか分かりませんけれども，例えば，捜査官とは別の視点で公正な捜査とか裁判を目指す公訴官とか，何かそういうような修飾をつけてもらうと，公訴官というのはそういう意味なのかなと分かるのではないかと思います。

それからもう一つ気になったのは，「引き返す勇気」というふうに書いてあるんだけれども，これもここの中で使われている用語で，一般には「引き返す勇気」というのはなかなか分かりにくいと思うので，これなんかも例えば，起訴とか起訴内容を見直す引き返す勇気とか，そういうふうにもうちょっと具体的に修飾語をつけてもらうと意味がはっきりしてくるのかなというふうに思います。

○但木委員　監察官の任命をどういうふうにするんだということをどなたかが言われました。やはりそれは少し書いておいた方がいいんじゃないかなと思うんですね。それは，やはり例えばさいたま地検が，さいたま地検の中の総務部長を，お前が担当だといって監察だとやったのでは，皆さんが考えているような効果は期待できないとまでは言いませんけれども，やはりドラスティックな効果というのは出てこないだろう。やはりそれは地検の監察をするんだったら，例えば，監察官を地検に送るという制度にするんだったら，その任命は高検か最高検か，どこかがやってくれなければだめだろうと思うんですね。あるいは地検の監察をするのはもう高検だとして，高検の中の専門官をつくるか。つまり，当該監察の対象とするところの人間が，そこの長の任命を受けたという形での監察というのは，ちょっと僕はどうかなという気がするので，やはりそれなりに誰が任命するのかということについては少なくともその組織に属さない，あるいはそれを監督する長が独自にやれと。つまり，監察対象になっているところの親玉はこっちには指揮できないぞというふうにしておかないとだめだなというふうに思っているので，それを何かどこかで表していただいた方がいいのではないかなと思います。

○佐藤委員　自慢にもなりませんけれども，警察は監察が充実していて，その経験から申し上げます。恐らく私の知るところでは，行政機関で監察体制が充実しているのは警察と国税庁，それから自衛隊ではないかなと思います。特に国税庁の場合にはそれが顕著だと思います。監察官はエリートなんですよね。国税庁の職員としても優秀で，かつ，将来，全国的にも幹部に登用されるという候補者が監察官になるようなことが非常に多いんですね。警察もいろいろな問題が起きたときに，公安委員会からその点を鋭く指摘されまして，監察官の格を上げて，人事上も国税庁にならったような，そういう人事運用をすると。そういうことによって，例えば内部の投書だとか外部からの苦情なんかも大変来るようになったんですね。したがって，先ほど但木委員が言われたように，誰が任命するかということとの関わりにおいて，監察官をキャリアパスとの関係でどういう位置付けにするかということは大変重要だなと思います。

○石田委員　但木委員の危惧が高じると私の意見のようになるわけですが。いわゆる外部というと，皆さん方，抵抗あるかもしれませんが，先ほど郷原委員もおっしゃったように，監察官の任命を，幸いにして今は例えば判検交流がありますから，そういう判事を長年経験された方とか，弁護士から検事になった人もいるわけですから，そういう人たちを積極的に監察の分野に登用していけば私の意見に近くなるという感じはします。

それから，ここに外部の有識者から意見・助言を入れる仕組みというのは，これは仮に個別的な問題も意見を入れるとなってくると，例えば刑事訴訟法の４７条の訴訟書類の問題等も出てまいりますので，ちょっと細かい技術的な問題になりますけれども，その辺りの問題もクリアをしておかなければいけないなと思います。

○千葉座長　ありがとうございます。今，大分皆さんから御意見いただきましたが，一つ，大体共通かなと思いますのは，この監察につきましては，誰が任命するか，具体的なところまではここで結論ということではありませんけれども，少なくとも同じ組織内の上司が任命するというような形では後で監察の実は得られないのではないかと，こういうところは共通に皆さん感じておられるところではないかと思われますので，任命の仕方については，この提言の中にもそういう視点でやるようにということなどは盛り込んでいく必要があると感じております。

それでは，「検察の組織とチェック体制」についてもいろいろな形で御意見をいただきました。全てここで賛成ですか反対ですかとお尋ねするべき問題ではございませんけれども，かなり共

通に，皆さん胸に置いていただいている，そういう部分ではないかと思っておりますので，言葉の使い方，あるいはそれを分かりやすくするということなども合わせまして，またこれも今日の御意見をどういう形で提言に生かしていけるか，引き取らせていただければと思っておりますので，よろしくお願いしたいと思います。

○宮﨑委員　それはそれでいいんですが，いわゆる最高検の検証報告書によると，検事長の指揮事件というまとめについて，これはそのような方策の意義を否定するものではないという形でまとめていらっしゃるんですが，検事長が指揮した事件を本当にきちっと引き返すことができるのかどうかという疑念もかなりの方から提起されていたというように思います。したがって，公判部との相互チェックとかいう点も頭の片隅において文章を作っていただいた方がいいのではないかと。最高検の検証報告書がいいことを前提にするというのは，必ずしもこの検討会議の雰囲気ではなかったように思いますので，一応申し上げたいと思います。

○千葉座長　私も，ここでの御議論の中で最高検の検証につきましては自らやってみようといったことについて否定することではないけれども，到底これで良かったというものではないと，あるいはこれで改革が本当に十分に進むかということについては不十分ではないかということが皆さんからの御意見の中では多かったように思いますので，今の御指摘も十分踏まえながら，分かるような表現を工夫をさせていただきたいと思います。それでは，この部分につきまして，一旦ここで区切らせていただきまして，次に進ませていただきたいと思います。

それでは次に，「検察官の人事・教育・倫理」の部分について御意見をいただいてまいりたいと思いますので，これも先ほど申し上げましたような相互の御意見の違いや，あるいはまたできるだけ共有化させていただくことのできるような，そんなことも念頭に置いていただきまして，御意見を頂戴してまいりたいと思います。

先ほど御意見の中で，むしろこの部分が使命・役割とある意味ではつながっていくのではないかという御意見もいただきました。これも十分頭に置かせていただきながら議論をしてまいりたいと思いますので，よろしくお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○江川委員　ページにすると１４ページになるんでしょうか，上から４行目の終わりからですね。「成功体験だけではなく」，「失敗事例についても組織的に分析・研究し」というふうにありますけれども。やはりこういうときにも「外の目・外の風」が必要なのであって，ここにも外部の識者を交えて組織的に分析，研究する仕組みをつくり，その結果を研修等により云々というふうにしていく必要があるのではないかと思います。理由は，先ほども言いましたけれども，検察が検察の調査をやっても全てきちっと調査しきるとは限らなくて，この間の最高検の調査が非常に不十分なものであった，あるいは，この間の前田元検事の裁判がこのフロッピーディスクは余り重要な証拠でもなかったという認識を言って，にもかかわらず改ざんしているのは何でだという，そこのところが十分詰められないという，そういう問題があったりするので，そこのところはやはり外部の人が外部の視点でこういう人にはもうちょっと聞いた方がいいんじゃないかとか，あるいは検察官は例えば村木さんだとか，あるいは「凛の会」ほかの関係者に聞きにくいというこういう状況があるならば，そういう人が代わっていろいろ聞いて，それを総合的に調査して，どこに問題があったか分析して，みんなで共有化しましょうねと，そういうふうにした方がいいのではないかなと思います。

それから，ほかの点については別に文句というわけではないんですけれども，さっきもちょっと言ったように，科学的な捜査に対応できるような体制整備とか，それから人を増やすとか，

そういうのは別に反対はしませんけれども，この後に続く捜査の問題で可視化がちゃんとできないのに，これをやればこれはもう焼け太りというふうに多くの人は見るのではないかということは意見として申し上げます。

○石田委員　今の御意見にも関連しますが，構成の問題として，こういう順番で議論をしていたことは確かですが，その議論の順番で答申もその順番で書く必要は毛頭ないわけで，分かりやすく，しかもアピールできるようにということが必要なのではないかと思います。そういう観点からいきますと，まずこの倫理の問題につきましては，先ほどもお話がありましたように，やはりこれは検察の役割などに関わる問題なので，そちらとくっつけて議論をするべきではないか，それで書くべきではないかというのが第１点です。

それから，あと人事等の問題は，これは総括的な組織等の問題でありますので，むしろ「捜査・公判の在り方」の後にもってきた方がいいのではないかと思います。

それから，１９ページ以下の「検察官の倫理」の項ですが，基本規程の内容の例示として８項目が記載されています。職務執行の指針となるべき事項というふうな形で表現をされておりますが，そうであればもう少し具体的な事項も例示として挙げるべきではないかと思います。少なくとも取調べを行うに当たっては，供述の任意性について疑念を抱かれるような方法を用いてはならないといったような基本的な内容については，是非ともその例示として入れておくべきではないかと思います。

○後藤委員　５の「検察官の倫理」のところですけれども，私はここでもう少し外部の意見を入れるということを盛り込んでいただけないかと思います。一つは，策定の過程です。規範策定の過程で外部の意見を聞く，典型的にはパブコメを求めるような方法です。そういうものをして外の意見も聞きながら作ってくださいということを入れていただけないでしょうか。

もう一つは，倫理規範の違反を外部からも指摘できるし，それがあったときに外部の人も加わって判断することが必要と思います。例えば，弁護士会の綱紀懲戒のような制度が分かりやすいと思います。検察についても同じようにできるかどうかはともかくとして，倫理違反について外部の人も指摘できるし，外部の人も入ってそれを審査するという仕組みを考える必要があるのではないか。それをどこかに盛り込めないかと思います。

２１ページのところで，実効性について制裁措置を設けるべきだという意見があったとあります。私もそういうことを言ったかもしれません。しかし，今の段階では，私は制裁措置自体は，懲戒権者に任せればよいと思います。倫理違反があったかどうかを何らかの委員会なりが審査して，それを懲戒権者に報告して，あとの判断を委ねるような仕組みの方が現実性があるのではないかなと思いますので。ですから，もし私の意見をとって入れていただけるとすれば，制裁措置というよりは，外部の人の意見を聞いて，懲戒権者に報告できるような制度も視野に入れて考えほしいという趣旨を入れていただけないかと思います。

あとは，細かい表現の点ですが，ちょっと皮肉な見方をすると，先ほど，郷原委員がおっしゃった，書き手の法務・検察的なスタンスが垣間見えてしまっているところがあるかと思います。最初の１の１行目の最後に「批判的な外部の方」という表現があります。この文脈で丁寧語を使うのはおかしいので，「外部の講師」とかの表現の方がよいでしょう。

それから次は，もう少し深刻ですけれども，１７ページの２の説明の２行目のところ，法務省の人事の在り方です。これは端的に言うと，法務省の主要な幹部職員が検事で占められているという問題だと思いますが，何かそこがすごくぼかされてしまっている感じがします。この

「在り方の問題」というのは，主としてその問題だということをここに入れていただけないかと思います。

○江川委員　その点，賛成です。

○郷原委員　１６ページの一番上のところに，「検察，取り分け同じ目標に向かっていわば一つの船に乗って進んでいるとも言うべき特捜部」という言葉があるんですけれども，これは多分若狭弁護士のヒアリングで出てきた言葉だと思いますけれども。何かこれを見ると，それを肯定してしまっているように思えるんですね。もう特捜部というのは一つの船に乗って進むんだということを前提にして，その後，書いてあることはその中の船長さんと乗組員の関係を書いているんですね。ここで書いている同じ目標というのが特定の人間の検挙だとか特定の具体的成果を目指している，みんながそういう方向に向かって進んでいるということだとすると，それ自体が問題じゃないかと思うんですね。ですから，この表現は非常にミスリーディングだし，そのこと自体の問題を指摘する言い方にしないといけないと思いますし，少なくともこの表現は，やめた方がいいんじゃないかと思います。

それから，今，後藤委員も言われた１７ページの最後の法務省と検察庁の関係，非常にぼかした言い方である上に，将来的に検討が必要であるとの意見も出されたと書いてあるんですけれども，この意見を個別化だったら将来的になんていうことは誰も言ってないわけで，直ちにやるべきだということですから。これ二重にぼかす必要は全くなく，もっと具体的に書いて，ただ確かに具体的に書くと人事の問題ですからすぐには無理かもしれないということが出てきてもしょうがないかなと。どちらかにすべきだと思います。

それから，１９ページの大幅増員という話が出てくるんですが。これは確かに裁判員裁判で現場が大変だという話は出てきてましたし，それはそれで何とかしないといけないということは分かるんですが，だからといって検察全体の人員を大幅に増やすべきだという意見であったかどうか，私はちょっとそういう意見が出ていたかどうか記憶にありませんし，むしろ現場が大変なのであれば，トータルの人件費を見直しをするとか，あるいは上の方の人たちをもう少し有効に活用できないかとか，そういう話になるのが普通だと思うんですね。このまま現場が大変だから，この機会に検察庁職員の大幅な増員を行うといったら，完全に焼け太りの話で，世の中の理解は絶対得られないと思うんですね。もう少し個別的にどうするのかということを書かないといけないのではないかと思います。

○嶌委員　僕も今のところの検事の大幅な増員というところは抜かした方がいいと思うんですね。こういうのがあるとかえって誤解を生む。要するに，これが言いたいためにあるんじゃないかというふうにも思われてしまうので。要するに人数が足りないとか何とかという問題は，中に多少書いてもいいかもしれないけれども，それも例えばデータがありましたよね。ああいうデータをもう少し使ったらどうなのかなというふうに思います。そのほかのところでも，せっかくとったデータをもうちょっと活用できるところは，例えばさっきの１４ページ，１５ページぐらいの専門性の向上というようなところでも，あそこのところのデータでハイテクなどの使い方に関して非常にまだ不慣れであるとか弱いというような意見が随分あったと思うんですけれども，そういうのは率直に出してそういうところを強化するというふうにした方がいいのではないのかなというふうに思います。

それから，先ほど吉永委員も言ってましたけれども，僕もこの倫理のところは１となるべく，くっつけて書いた方が何かすっきりするなというふうに思います。

○吉永委員　重なる部分だけれども，どうしても言いたいんですけれども。４番の改革施策推進のための人的確保というのは，これはそんなに議論したかなという気もしますし，確かに大変だろうということは分かるけれども，今のご時世では，だから人員を増加しましょうという流れはなかなか世の中的にも認められない。人的資源と書いてあるんですけれどもね，この人的資源というのは数と質と資源の向上というのはあるかと思うんですが，ここはもう数ですよね，増員を行うと。では，数がいっぱいいれば今回のことがなかったかというと，そういう問題でもないと思います。質の向上ということに関しては，様々な方策が立てられているわけですから，この一文があると結局ここがものすごく目立ってしまって，なるほど，やはりこれもこういうことを認めたのかということになると，本当に全ていろいろなことを詰めてきたことがここで全て疑念を持って見られるようなところではないかなというふうに思いますので，ここは私もちょっと削除してもらった方が我々の姿勢としても有り難いかなという気がします。

○江川委員　この問題についてなんですけれども，先ほど，後藤委員が法務省人事のお話をされましたよね。それをもう少し具体的に書くということ。それから，やはりここにも皆さん，検事さんいらっしゃるように，法務省の中にたくさん検事さんがいらして，一斉に引き上げられちゃうと多分今度は法務省の仕事が回らなくなるというのもあるんでしょうけれども，やはりなるべく御実家に戻っていただいて，そちらの方で活躍していただくというのも大事で。そうすると，むしろ検事さんの数は増えるわけですね，検察官の数は。ですから，やはり人数を増やすというよりも適正配置という感じで，この法務省人事の在り方云々というところはもっと具体的に書いて，それに続けて，例えば本当に足りないんだったら増やさなきゃいけないので，それを一文入れることはやぶさかではないんですけれども，適正配置と，それから人員の見直しみたいな感じでそこに入れ込んで。この箱で人を増やせというのはやはりやめた方がいいんじゃないかなという気はします。

○龍岡委員　今のお話とはつながらないんですけれども，１６ページの２の「より適切な人事政策の推進」のところの囲みの中の最初の○には情報収集する仕組みを設けることを検討するべきだと書いてあります。これに対し，その本文のところでは，真ん中ぐらいのところに，「より適切な人事評価とこれに基づいた幹部人事とを行うことを検討するべきである。」と書いてありますので，これを囲みの中にも入れるべきではないだろうかと思います。例えば，「人事評価においては，被評価者について，同僚や部下による評価も含めた情報を幅広く収集する仕組みを設けるなどして，より適切な人事評価とこれに基づいた幹部人事を行うことを検討すべきである。」と，こういうふうに入れた方がよろしいのではないかと思います。

○原田委員　先ほどの法務省の人事の在り方のところですが，この記載であれば賛成ですが，いろいろ御意見があるように，検察官の排除というような意見だということになってきますと，やはり大方の方はどうお考えか分かりませんけれども，やはり法務省の，特に刑事局は検察官でなければいけないところもあるのです。この御理解はなかなか難しいかもしれないのですけれども，検察という大きな組織を持っておりまして，この最高検以下の検察に対して，例えば可視化の問題でも不満を押さえてあるところをやらせなければならないわけです。そういうときに法曹資格もない，要するに取調べもしたことがない人に取調べのことをいろいろ言ってもらいたくないという気持ちはあるのです。良い悪いは別ですけれども。これを押さえつけるのに一般職というか一般公務員でいいというようなことではとてもこれは機能しないのじゃないか。普通の行政庁とは大きく違って，検察という大組織を押さえ込むという要素が法務省には

ありますので，そのためにはやはりある程度検察官が主流になってやらなければとてもこの大組織をコントロールするということは，可視化一つもできないと思いますね。

だから，そういう問題をお考えの上で人事配置を変えるとおっしゃるなら分かるけれども，この程度抽象化されないで，もっと具体的に書くと言うなら僕のような意見も当然反映させていただきたいと，こういうふうに思っています。

○但木委員　法務省と検察庁の職員の関係について，検事でなければできない仕事というのはあると思うんですよ。それまで撤退してしまえというのは僕はちょっと無茶だなと思います。だけれども，検事じゃなくてもできるものというものたくさんあるんですね，そこは本当は必然性はないので，僕はそこは撤退した方がいいなと前から思っていました。それは少しずつ始まっているような気がするんですね。だけれども，本当はそういうけちくさい話じゃなくて，もうちょっと自由な話じゃないかという気がしているんですね。例えば，僕はもう２０年ぐらい前から弁護士さんから法務省に来てくれと言い続けているんです。正に司法全体のことをやる司法法制部に参事官で，是非弁護士さんにお出でいただきたいと言ったけれども，なかなか来ないんですよ。今も来ない。これはもっと自由であってほしい。さっき石田委員の話もあったけれども，もっと自由であっていいんだと。それで，その中で本当に適材適所，つまり，そのセクションはこの人がいいなというのはそれはいいところは資格者が占めたらいいし，そうじゃないところはそう。だから，硬直化した人事を変えなさいというならまあ分からなくはないけれども，余りここを本当にやるんだったらこれでは全然足りないし，それが本当に在り方検討会議がそこまでやるのかと。例えば，刑事局の中でもっと検事は減らすべきだとか，それと我々在り方検討会議が一番最初に始めたところの出発点と余りにも距離があって，やや桶屋だなと思いながら，桶屋はどの辺かなという限度をお考えいただきながら表現をしていただければという感じがいたします。

○高橋委員　人員体制の話です。私は，今回の意見書の中にそれを書いたんですけれども，一つは，今回のサーベイではっきりしてきたということでちょっと意見を言うのが遅くなったんです。やはり土日も休めないのが常態化しているとか，メンタルの問題なんかを見ると，少なくとも第一線でやっている若手，中堅クラスは，ほかの組織を含めて見ても，結構やばいなという感じがしますね。これメンタルで最悪の事件，問題になったら取り返しつかないことが起き得るなということですよね。それから，そういう意味からいって，今回の事件の直接的な背景といえるかどうかは別にしても，ただやはり大阪が繁忙感が一番あの中でも強かったみたいなのも背景の一つになっている可能性もあるということはあると思うので。

私は，おっしゃるように，箱ごと全部大幅に増やせという表現はいかにも，江川委員もおっしゃったようなこともあるなと思うんですが。実際に現場に出ている第一線の検察官の人員体制をきっちり拡充しなさいというぐらいの表現でとどめておけば，是非それは入れていただきたいなと，そんなふうに思います。

○佐藤委員　今の高橋委員の議論の続きになりますけれども。私もこの案の表現を拝見したときに，かなり明確に書いてるなとは思いましたけれども，また一方で，確かにこのことを正面きって議論はしておりませんけれども，しかし，ここで盛んに提言されたこと，すなわち，検察官はもっと世間を知るために研修として一般常識を涵養すべく企業なり，他の行政機関に出向して学ぶべきだとか，あるいは専門的知識を身に付けるために研修・勉強をやるべきだ，あるいは監察体制を強化すべきだ，あるいは特捜部を実質的に高検等が，その是非は別にして，指

揮するなどの体制をつくるべきだとある。ところで，その人どこから持ってくるんですかというのが，これは言っていないけれども，それだけのことをやれというんだったらば，論理必然，体制強化は必要ですよね。ですから，私は，これ，えらいはっきり書いてるなとは思いましたけれども，しかし突き詰めていけばこうなるよねとは思いました。

ですから，私，こだわるわけではありませんけれども，名古屋地検のことを申しますのは，この間も申し上げましたけれども，やはり先ほど言ったような特捜に関する体制を強化しようとしたら，人的資源をどこに求めるかというと，再編・合理化しかないと。最低，再編・合理化はやるべきだと。しかし，それで足りない部分というのは出てくるでしょう。それはこれだけのことをやれと提言するなら，その手当てはそれは法務省が必要とするものはやりなさいよと，やれるように世間は応援すべきだということ，これは当然含まれているんじゃないでしょうかね。それをやらないでこれだけのことをやれというんだったら，私がここの機関の長だったら冗談言うなよと思いますね。

○郷原委員　現場が非常に忙しいから何とかしないといけないということはもう全く同じ意見なんですけれども。しかし，やはりそれじゃあ全体として本当に余剰人員というのはいないのかということは，もっと徹底的に内部で検討しないといけないと思うんですね。特捜部存廃問題も，特捜部の組織の在り方問題もそうだと思うんです。今までは事件があるかないか分からないけれども，３０人，４０人の検事が正に待ち状態みたいなことで１年間仕事をしていた，本当にそれでいいのか。やはり日常的に仕事を持ちながらやる必要があるんじゃないかという考え方もあると思いますし。それから，全国の地検の体制，決裁官というのは，小さな地検であっても，本当に検事正，次席という体制である必要があるのかとか，いろいろなところで組織としての合理化の余地があるかないかをまだまだ徹底的に検討してみる必要があると思うんですね。その上でやはりこれはもうどこをたたいても出てこない，どうしてもこれは現場をちゃんとするためには人が必要だというのであれば，その上で，検察あるいは法務省から提案すべき問題であって，そういう検討を経ることなく人員の大幅増ということをここで打ち出すのは，私は今の世の中の状況からすると理解が得られないんじゃないかと思います。

○石田委員　私はどちらかというと，佐藤委員の御意見の方に共感を持ちます。実際にいろいろな事件を弁護しているときに，検察官めちゃめちゃ忙しいことはどこの地方に行っても，また東京でもそう感じるんですね。これは一つには身柄事件は土日もない，それが１件や２件じゃない，かなりの件数を扱っていて，もう時間と日に追われてやっていらっしゃる。そして，我々がいろいろなことを言うわけです。もしこれがかなりの大幅な録音・録画ということになってくれば，余計に検察官に対するプレッシャーというのが出てきて，それこそ事件も減らさなければいけない，そうなると検察官の増員が必要になってくる。

一方，これは話があったかもしれませんけれども，私はこれには反対だったんですけれども，ものすごく法曹人口を増やしたわけですよね。そのときに財界の人たちは，一つは，これちょっと議論が離れますが，企業が法曹資格の人を採用するとか，そこの中には判検事も増員するという話もあったわけなんですよね。それが全くおろそかにされていて，今のような状況になっている。これはやはり今の問題が起こったことの一つの遠因には，そういった法曹人口をこれだけ増やしたにもかかわらず，検察官をそんなに採用していないという，法務省なのかどこなのか知りませんけれども，そういった政策にあるのではないかと思います。したがって，それは焼け太りという表現にはちょっと当たらないのではないかというふうに私は思います。

○後藤委員　今の人員増の部分，私も何らかの形でこれは入れたいと思います。実際ヒアリングでも，サーベイの結果でも，負担感は非常に強いと思います。合理化だけでこれに対処するのは無理ではないか。しかも，この提言を実現しようとすると，今のままの人数でやれというのは精神主義になってしまうのではないかと思います。この限りでは佐藤委員と意見が一致するのですけれども。ここから先は，意見が違うかもしれません。

一つは，現在の文案では，これが目立って見えて，それこそ焼け太りではないかと見えてしまうのも確かです。その原因は，一つは形として４という独立の項目にしているのが目立つという問題と，もう一つは，合理化をまず徹底してやりなさいという部分を入れないとやはり社会の納得が得られないだろうということと，さらにもう一つは，ほかの部分でもう少し思い切った大胆な改革をはっきり求めないと，よいことだけ言ってあげたようにとられてしまうのではないかと思います。ですから，ほかの部分，例えば可視化のところでもう少し踏み込んだことを言えば，ここが焼け太りという印象がなくなるのではないかと思いますが。

○井上委員　今の御発言の前半部分については，珍しく後藤委員と意見が一致するのですけれども，司法制度改革の際に量的にも質的にも法曹のパワーアップを図るべきだという理念がありました。そのときには裁判官も検察官もやはり必要な人数は増員するべきで，それも含めて法曹人口を増やしていこうというアイデアだったのですけれども，どうも財政問題なのかどうなのか，余り裁判官と検察官は増えない。ロースクールの学生，特に優秀な学生と話しますと，裁判所にも検察にも行きたいという人が確実に増えているのですが，志望どおりにはなかなか就職できない状況にあります。石田委員が言われるように，それが遠因になっていることは確かだと思います。

ただ，この書き方について，焼け太り的に見えるのはよくないというのは，そのとおりだと思います。そこまでは後藤委員に同感なんですけれども，後半部の，意見もまとまってないようなところまで踏み込んでというところは，話が飛んでいる感じがします。それは後でまた議論できればと思います。

○後藤委員　これは対立ではなくて，今，この状況でもロースクールでは検察官志望者がすごく多いのです。検察官になりたいと一所懸命考えている人たちは多いのに，なれる人は少ないというのは，非常にもったいない状況だと思います。

○宮崎委員　検察希望者が多いかどうかというのは検察人員を増やすかどうかという議論とは直接結び付かないのですが。私も珍しくここではやはり一定の増員は必要だと，このように考えているので，検察を応援したいと思います。

私は大阪ですから，大阪地検特捜部が僅か９名ぐらいで体制を敷いていたんですが，大阪の地元の新聞を見ていますけれども，やはり多くの事件を摘発してきていたわけですね。中にはえん罪くさいものも少なからずあると思いますが。ただ，そういう意味で，私はヒアリングのときに僅か１０名弱でやっていたのか，少なすぎるという感じはとても持ちました。この脆弱な体制も今回の事件の遠因になっているのではないかと思っています。要するに，じっくりと捜査をできる体制ではなかった，だからこそ，無理して調書をとる手法に頼ったのではないかなという疑いを持っています。

それともう一つは，やはり今回，我々はそういう取調べに頼らないというか，調書主導の捜査を少し見直そうじゃないかということを言っているわけですが。そのためにはやはり専門知識を持った方々を大いに採用しようと。ＩＴにしろ，ＤＮＡを含め，科学的知識を持った人，

あるいは金融工学に詳しい人も専門職の人も大いに採用して，検察が幅広い知識を持つべきだとこういう具合に申し上げてきたわけでありますから，そういう意味での人材の手厚い措置はいるのではないかと，このように思っているわけであります。

少し外れるかもしれませんけれども，この前，韓国に我々は視察に行きましたけれども，韓国の検察の手厚い体制を見てびっくり仰天したというのが正直なところです。最高検の隣にとてもすばらしいビルがあるので何かなと思ったら，それは日本で言う科捜研，これを韓国検察は，しかもとても大規模なものを持っているというか，そこで様々な人材をプールしている。強力な捜査体制を敷いているわけであります。私もこの場でいろいろ注文をつけた以上，これに見合う人員の体制は必要ではないかと思っております。

ただし，その表現ぶりについては，今の厳しい財政状況の中でどう訴えるかというのはまた工夫がいるのではないかと思いますが，実態はそうだろうという認識を申し上げておきたいと思います。

それとあと，研修ですけれども，我々は検察の風土を変える研修が必要だと，こういう議論をしてきましたし，そのためには幹部の意識をやはり改めていただくことが極めて重要だと。いくら部下の研修をしても，それをチェックする幹部がよくなければならないのではないかと言ってきたのですが。例えば１６ページの本文下からでありますが，「既に幹部になった者に対しても，同様の研修の実施を検討するべきである。」とあるだけで，やはり幹部の研修を重視すべきだという線が全体的に薄いのではないのかなと。しかも，研修の目的が文化を変えようという観点からの研修という視点が抜けているのではないかなと思います。

したがって，研修の目的，何のために研修をするのかということについて，是非とも入れていただいて，幹部の研修が極めて重要だということも力説をしていただければと。そうするとパワハラ的な点もなくなってくるのではないかと思うところであります。

それとあと，もう一つは１８ページの下の方ですが，「検察の組織としての課題を洗い出すために，検察庁職員に対し，定期的に，その意識や執務状況等に関する調査を実施するべきである。」と，これは今回，高橋委員のもとでされたサーベイのことを指して，今後とも継続的にするということを言っているんですが。ここに検察庁職員に対し，是非とも外部の協力を得てとか，今回もいわゆる上司に秘密が漏れないというのか，そういうサーベイだったからこそ多くの協力を得られたわけでありますから，その点をきちっと明確にしていただければと，このように思っているところであります。

それとあと，検察官倫理について，策定に当たって外部の人の意見を聞いた方がよいということについては，私も賛成であります。

○高橋委員　今の宮﨑委員の幹部の研修の部分は全く同感でございまして，ここに人材育成の役割というのは強調されていまして，それはそのとおりなんですが，ただそれだけではなく，リーダーシップの在り方全般というようなイメージで，特に無罪になった場合にキャリアに影響を受けるとか，あるいは直訴したら云々という辺りも含めて，本当にそうなるかどうかは別にして，そういう印象を与えているということ自体はやはりリーダーシップに問題があるわけでありますから，育成以外の部分も含めて広くリーダーシップの在り方を変革していくために既に幹部になった人も含めてそういうことをやりましょうというのはもう少し言っていただいた方がいいかなと，そんなふうに思いました。

○郷原委員　先ほどからの検事の増員の話，増員派が随分多いようですので，ちょっと改めて言

わせていただきたいんですが。私も最終的に増員が必要であれば増員という意見を出すのは別に構わないと思うんですが，そのためのハードルの問題です。一つは，先ほど申し上げたように，まず徹底した合理化をすること。それと，捜査手法などについてもまだまだ合理的に捜査をするということはいろいろ考える余地があると思うんです。この場でも申し上げましたけれども，相手方の組織にもっと徹底して自主的に事実を解明させるというやり方も可能ですし，検察事務官の活用の仕方とかいろいろなことを考えていけば，検事の数だけの問題ではない。そういう努力を経た上で，どうしても増員が必要であればということだと思います。

それと，本当に検察官がみんな例外なく忙しいと石田委員はおっしゃるんですけれども，それは石田委員のような手ごわい弁護士を相手にすると，なかなかひまにはならないということでありまして，みんながみんなそういうわけではないということも言えると思います。

それから，大阪地検特捜部は検事の数が９人しかいないから，だからできないということは私はないと思うんですね。９人といったら野球の１チームほど立派な組織です。むしろ逆に，過去に私は自分の著書にも書いていますけれども，大規模な捜査体制を長期間応援も含めて維持して，これだけの体制でやってきたんだから，だから無理にでも捜査の結果を出さないといけないんだというプレッシャーにつかったような事例もあるというふうに私思っています。数が多ければいいというもんじゃないということだけは是非言っておきたいと思います。

○江川委員　人員のことなんですけれども，すみません。確かに高橋委員や佐藤委員なんかの話を聞くとそうだなというふうにすごく思うんですね。ただ，その一方でやはりこれ全体を見たらどこに力点を置いているのかというのをやはり混同してもらっては，誤解してもらっては困るというところをきちっと書いてほしいということと。

それから，村木さんの事件が人手が足りないから起きたというのは，これは私は因果関係は認められないと思うんですね。この事件の背景にもそういうのがあるからという書きぶりは反対です。ただ，貝塚の事件なんかはそれはあるなと思いました。つまり，堺支部の方が人手が足りなくて次から次へと応援にいく中であいう改ざんみたいなことが起きたということはやはりある，あるいはチェックがちゃんとできなかったというのはあると思うんですね。ですから，いろいろな事件全体を見てくとそういう問題があるということはやはり指摘はできると。だから，そういう問題をなくすために必要な人材は確保するというそういうことがやはり必要なのかなと思います。

○吉永委員　今，何となく法曹界に深く根を下ろしている方は，人員増に対してやさしい御理解があるんだなというふうに思うんですが。私なんかが見ると，実際に余剰人員がいるのかどうかとかそういうのが見えないわけです。確かにこれだけの仕事をこれだけ求めるのには大変だなとは思います。だけれども，いろいろな組織が問題があったときに，それを増員で解決した組織というのは余りないんですよね。取りあえず本当に必要なときはそのときに改めて考えればいい問題なのかなというふうに思います。

確かにサーベイの結果を見ると皆さんがお疲れなんだなという，これ逆噴射とかなんかあったら困るなという恐れは確かにあるんですけれども。ただ，行列のできる店というのが，おいしいから行列ができる場合と，手順が悪いとか段取りが悪くて行列ができる場合と両方あるわけですよね。だから，そこら辺のところをきちっとどういう状況でこんなに詰まっているのかということをもう一歩考えた上で。もし人員増の内容を盛り込むのであれば，ピーク時に合わせるというよりは，我々が理解できるように，本当にそこの検察官がどういう状況であるのか

ということが国民にも分かるような一文が必要だというふうに思いますし，時期的に，まるでバーターのようなというのはやはりなかなか十分な理解が得られないままスタートするというマイナスの要因を生むかなと，そこら辺がちょっと注意深く必要かなというふうに思いました。

○但木委員　私の話はまた元へ戻りまして，幹部の問題です。今度，検察が本当に根っこから改革ができるのか，新しい方向へ向けられるのかというのは，幹部の人たちの意識改革がどれだけできるかということに本当にかかっているんですね。だから，もちろん人材育成のための幹部教育とかいうこともありますけれども，実は日々の事件のやる中で決裁官がどういう態度で接するかということが若い検察官に非常に大きな影響を与えるだろうなと思っています。やはりこれが本当に検察にとって改革になれるかなれないかの，言ってみれば割と中核的な問題なので，宮﨑委員といつも意見は一緒ですけれども，これについても全く一緒でありまして，高橋委員とも一緒で，是非そこは深く書いてもらいたいという気がいたします。

○千葉座長　ありがとうございました。今，皆さんの御意見，基本的な精神はほぼ共通ではないかと感じます。突然，増員と書くと，本当に焼け太りという御指摘がありましたけれども，せっかくこういう議論を皆さんにしていただいた結果として受け止める側，国民の目から見て，何だ，焼け太りを決めてたのかという受け止めになるようでは，これは私の取りまとめ案がちょっと大変皆さんのお心に沿ってなかったということでもあろうかというふうに思います。ここは，ほぼ皆さんの認識というのが共有化されているかというふうに受け止めますので，そういう誤解を招かないように，それから吉永委員の御指摘のように，やはりまずは初めに増員ありきというだけではなくて，人員配置，適正配置等々含めて検討することも含みながら，ここはまとめておいた方がいいと思いますので，よろしゅうございましょうか。それでは，ここで一旦休憩をとらせていただきます。

（休　　憩）

○千葉座長　それでは，議事を再開させていただきます。

「検察の捜査・公判活動の在り方」について御議論をいただきたいと思います。これも先ほどから申し上げておりますように，それぞれの御意見，ほかの御意見もいろいろ念頭に置いていただいて，共通化できるということなども意識をしていただきながら御意見を頂戴できればと思います。

○江川委員　何かいつもいつも最初に当てていただいてすみません。言い出しっぺみたいになるのかもしれませんが，ここが今回の提言の肝の部分だと思うんです。ここに中身が込められるかどうかで，本当それこそメッセージ性が出てくるのかどうかというところになるんだというふうに思います。その割に，これが非常に一番大事なところが曖昧になっているという感じがします。これ可視化の問題も，録音・録画を拡大すべきであると言っているけれども，具体的には別のところを設けてやってくれと。そこもまた全員一致じゃなければだめだと言い出したら，これは永遠にできない可能性があるというふうに思うと，この内容ではだめだというふうに思います。ただ，いろいろな委員がほかの捜査手法とか，いろいろなことをおっしゃっている。あるいはそれ以外にもいろいろな論点が出てきました，保釈とか２号書面の問題とか。そういったいろいろな問題について，きちんと検討しなければいけないというのもまたそうだと思うんです。ですから，問題を幾つかちゃんと分ける。これで言うと箱ですよね。箱をまず可

視化，録音・録画を全過程の録音・録画に向けて対象事件や方法など，具体的な検討を開始するというのをまず一つの箱できちんと入れる。その上でこの２４ページの二つ目の箱の問題でいくわけですが，これ特捜部，独自捜査の問題のところが，これやりかけたので途中でやめろというわけにもいかないですし，あるいは実際に可視化をやれと言っても，明日からすぐできるという問題じゃなくて，いろいろな準備をしたりしなきゃいけない間に，特捜部の人たちがやっている事件というのをちゃんとウォッチしていくというのは大事かなというふうに思うので，これ入れることは全然やぶさかではないのですが，○の１，２，３はこれは一つの箱でいいと思うんですね。

もう一つ，知的障害の方などのケースというのは，これは箱を分けるべきではないかなというふうに思います。これも知的障害の方なども確かにどういう人たちを対象とするのかとか，いろいろな検討しなきゃならないところはたくさんあると思うんです。だから，いきなり法制化というのは無理だとしても，向かうべきところはそちらの方向だということを示すためにも，例えば知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べにおいても，取調べの録音・録画を行うべきである。そのために，まずはこうした試行を行うべきであるという，そういう順序かなというふうに思います。

その上でいろいろな問題点について，２７ページの箱ですよね。これに取調べの可視化をくっつけると，ほかのいろいろな論点がうまくいかなければ，結局，人質状態になってしまうというところがあるので，これは例えば，可視化の問題をその後いろいろな検証したりすること，あるいはより良いものにしていくために話し合うのは別に全然構わないんですけれども，ここで可視化をやるかやらないかを決めるというのは私は違うのではないかなというふうに思います。つまり可視化をやる，法制化する，そのための準備を進めるというのをまず出して，そして幾つかの，例えば特捜のケースをどうするのか，知的障害者のケースどうするのか，そしてその他のいろいろな問題，代替捜査手法のことも含め，あるいは今後の刑事裁判はどういうふうにあるべきかというのをきちんとやるべきである。同時並行的に幾つか進めて，結論が出てきたものからやっていくという形にすべきじゃないかなと思いました。

○宮崎委員　この可視化につきましては，今日の朝，午前も申し上げたとおり，極めておかしい取りまとめになっているということは申し上げたところであります。基本的にはそういうことでありますが，各論について若干申し上げます。まず運用による取調べの可視化の拡大について取りまとめの枠がありますが，ここで１年後をめどとして検証を実施した上で，その検証結果を公表すべきであるという，これは議論があったんだろうかと思います。もちろん，我々の中ででも，この検察の在り方検討会議の提言がどのように実施されているか検証しようという意見は様々ありましたけれども，こういう取調べの運用について，試行に当たって，１年後をめどとして検証を実施するという議論があるならば，私はそこで何を検証するのかということが議論されなければならないと思います。どうも本文を読んでいると，弊害があったかなかったかということでありますが，私から見れば，消極的に運用すれば弊害はあるのだろうと，嫌々やれば。だけど，可視化を導入している諸外国はそういういろいろ様々な取調べ上の工夫をして可視化に対応しているわけであります。そのためには研修だとか，あるいはそういう取調べ手法などを開発して対応しているわけであります。単に取調べがやりにくくなりましたかという検証では，今までの取調べに慣れている人たちはやりにくくなりましたと言うに決まっているわけであります。私は，１年後をめどとした検証というものが突然出てきたように思い

ますので，これは恐らく，逆に言えば可視化のスケジュールが延びるための一つの方策ではないかと思っているわけでありまして，こういう検証というのも可視化をやるという，進めるという前提で，どういう検証があるべきかということをまず議論すべきではないのかなと思います。

それから，知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べにおいても試行すべきであると。これは恐らく，この委員の中で異論のなかったところでありますが，ここでコミュニケーション能力に問題がある，あるいは誘導されやすい，あるいは非常に強圧的な取調べに弱いとされている少年についての項目が抜け落ちていると思うわけであります。これについては，多くの委員の方々もさほど異論がなかったところであります。もちろん，少年については件数が多いとか，あるいは１９，１８，この辺の少年は大人と変わらないじゃないかとか，様々な意見があります。私は，やろうという姿勢があれば年齢を限定すればいい，１４，１５，１６と，こういう年齢を限定すればいいわけであります。件数が多いというならば，窃盗事件とか過失犯とか，そういうものを除けばいいわけであります。そういう意味で，前向きの姿勢であれば，少年などもコミュニケーション能力に問題があるということで，ここで様々な試みができるはずであります。障害があるから，はい，外しましょうということで，全部外していくということでは事態は進まない，このように思います。このまとめは，総論では要するに可視化を進めよう，拡大しようと，こういうことの大方の委員の合意があったわけでありますから，そういう合意がとれる範囲内で，少年，あるいは全く言葉を解しない外国人なども入るのかもしれませんけれども，その中で，いわゆる治安の面から見てもさほど問題がないと大方の委員が合意するような方々について，積極的に試行をするという姿勢が必要なのではないかと思っています。

それから，制度としての可視化についてでありますが，このまとめでいきますと，「新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を開始する必要性」というところに入り込んでいるわけであります。我々は刑事司法制度の構築に向けた検討を開始するということについては異議がない。それは例えば，今回でも人質司法だとか，あるいは調書裁判を何とか変えていこうと，こういう観点からそういう幅広い検討を開始するということについては別段異論はないわけでありますが，そこに無条件で可視化を入れ，いろいろな問題を全部議論すると，こういうことになるというのは極めておかしいと考えています。特に，ここの本文の意見書の中でも，私はこの可視化の意見の中でア，イ，ウと三つに分類していただいているわけであります。私の立場から見ると，イとウはどう違うのかよく分からないわけであります。イとウはほとんど同じではないか。だから，結局意見は大きく二つに分かれた，こういうことにまとめるのが本来的なこと。様々な意見がありますから，様々なニュアンスで分けることはできるわけでありますけれども，大きく分けると，この二つになるのではないかと，このように思っています。

そこで，この問題について，合意に至らなかった。だから，別の場でというんだけれども，この合意に至らない一つの意見は，すぐ可視化を実施しましょうよ。もちろん，今すぐといっても段階的な実施でありますけれども，全過程可視化を実施しましょうよという意見と，慎重派と意見が二つに分かれて，慎重に別の場で議論をしようという方にほとんど異論を見ない形でまとめられているというまとめ自体，私としては納得ができないわけであります。

もちろん，可視化に当たって様々な御意見があります。暴力団犯罪はどうするか，あるいは組織犯罪はどうするのか，こういう意見もありました。我々も暴力団犯罪とか，そういう組織

犯罪について今すぐ直ちに法律改正もなく実施せよとか，そういう代替的捜査手法の議論をしなくていいと言っているわけではない。ただ，だけど暴力団はどうするんだ。組織犯罪はどうするんだという議論の中に，それでない単純な，あるいは供述弱者の可視化，それから単純な犯罪行為についてまで全て議論を先送りする，こういうまとめについては到底承服できないし，そのようなまとめではメッセージ性はほとんどない，このように考えているわけであります。

私としては，決して過激なことを言っているつもりではないと主観的には認識をしておりますので，皆様方の十分な御理解を賜りたいなと，このように思っています。

○郷原委員　まず２３ページの真ん中の「このような事態に鑑みると」の後のところ，これは先ほども申し上げた一番最初のところと同じです。大阪地検の問題だけが前提ではないというこの表現をここに加えるべきだということです。

それから，２４ページの上から５行目の「取調べの機能が毀損されかねない」ということが突然出てくるんですけれども，これは正に，今，宮﨑委員がおっしゃるとおりで，これはどういうことなのかを正に議論をしないといけないことであって，私は可視化によって生じる弊害の大部分は組織犯罪だと思います。会社が上位者のことを供述できなくなる。そこの点については，確かにそういう弊害はあるということは異論がないんであれば，それを具体的に書けばいいし，一般の知能犯について，組織犯罪でもない知能犯について可視化によってどういう弊害があるのか。この辺はなかなか簡単には理解できないところですし，もう少しここは必要であれば，もうちょっと詰めた議論をして具体的に書くべきではないかと思います。

それから，２５ページに結局上のところですね。第２パラグラフで「録音・録画を積極的に試行する」ということを提言すると書いてあるんですけれども，積極的に試行するというのは提言なのかな。提言というのは普通もう少し具体的なもので，積極的に試行するんだったら，せいぜい提案か助言ぐらいの話じゃないかと思うんです。ですから，この積極的に試行するというだけではなくて，何をどうするのかということは最低限ここでもう少し具体化しないと，提言に値しないんではないか。そういう意味で，ここで議論をした中で，確か私が申し上げたのは，試行の対象をもう少し明確化すべきだということを申し上げたつもりです。例えば，龍岡委員もおっしゃっていた勾留した段階の原始供述は最低でも可視化をするということも一つの非常に重要なことだと思いますし，あるいは公判で立証に使う予定の調書については，その作成過程を可視化するというような具体的な考え方を書いておかないと試行ということに値しないと思うんです，積極的にというだけでは。

それで，その次に２６ページに４行目のところに「捜査体制の下におけるチームとしての責任ある判断」，これ確か私が言ったことをここに書いていただいているという感じがするんですが，単にチームとしての責任ある判断ということを言うだけであれば今までと余り変わらないわけで，重要なことはチーム内でこういう基本的な考え方で，ここまで可視化をやろうというような基本ルールを示すということだと思うんです。そうじゃないと，何となく責任持って判断しましょうというだけでは意味がない。チームということの意味がないんじゃないかと思います。

それから，可視化の問題に関連するんですが，私，確か立会事務官をもっと活用したらどうかと。立会事務官に責任を持たせて，しっかり取調べ状況を記録させたらどうかということを提案したつもりなんですが，特にこの点については異論はなかったと思うんですが，この点はいかがなんでしょうか。私は可視化の問題と併せて立会事務官が本当に責任持って，独自の責

任を持って取調べ状況を記録すること。しかも，そのラインが検察官に依存するんじゃなくて，事務官は事務官の独自のラインで報告体制をつくること，これは不当・違法な取調べを防止する有力な手段になるんじゃないかと思っています。

○後藤委員　まず，１のところで運用面，制度面両方で，一層拡大すべきであるというふうにまとめられれば，それは一つの意味があるとは思います。けれども，ここをもう少し進めたところで大方の一致が得られないものだろうかをもう少し追求したいのです。最終的な形として，原則的には取調べの全過程を録音・録画するのが一番良いという考え方はかなり一致しているのではないかと思います。それを例えば，最終的な目標とか理想という形で，ここの囲みの中に入れるというような，もう少し積極的な書き方ができないものだろうかというのが一つです。

それから，２番目の運用による拡大の部分ですけれども，試行して１年をめどにして検証するという点は，私たちの間で必ずしもこういう合意をしていたかどうかは私には分からないです。これは座長のアイデアなのかとも思いました。検証するのは悪いことではないのですけれども，もしもそういう検証を我々が提案するのであれば，検察官だけで検証するのではなくて，そこに外部の人も加えて検証するようにしないと客観性が不十分ではないか。それから試行の方法の中に取調べの全過程を録音・録画してみるという形での試行も含めないと本当の検証の意味はないと思います。実際にそれをやってみないで，弊害があるとかないとか議論することになってしまいますので。実際，現在の文案でも２６ページの説明を見ますと，知的障害のある方などについて取調べの全過程を含む云々というふうに，ここでは例として書いています。これをこっちの囲みの中の，どこにするかは問題ですけれども，囲みの中に，試行の中で全過程の録音・録画の試みも入れるべきだということを盛り込めないだろうかと思います。

それから細かいですけれども，４番目の知的障害云々の部分で，「被疑者等」となっていますね。この「等」の付き方が私には疑問です。原文の「等」は，参考人を入れるという意味で書いてくださったのではないかと思います。「知的障害等」と前の方に付く方が，この文章の意味としては理解しやすいように思いますだとすると，この「等」の付く場所が違わないかという問題です。

それから，この運用の部分の問題です。可視化の目的について当事者的な視点がやや強く出過ぎている感じがします。２３ページのところでは，例えば，「任意性・信用性等についての立証方法を検討することを主な目的として」というふうに書いていますね。それから，２６ページのところでも「取調べ状況の立証に資する」というふうに書いています。これらは，検察官的な立場で書いているわけです。逆に，２９ページのところの先ほどのア，イ，ウの三つに書かれた部分で，アの可視化にいちばん積極的な意見のところでは，えん罪の防止ということを書いています。これは逆に，弁護人的な当事者的発想になっています。もう少し客観的な，例えば裁判所から見ても，取調べ過程を判断しやすいようにすることに可視化の意味があると思います。現在の文案では，可視化の目的がやや当事者的な視線で捉えられ過ぎてはいないか，説明の部分でそういう問題を感じます。

それから，３の新たな検討の場の話です。今まで何人かの委員もおっしゃったと思いますけれども，この文案のここだけを見ると，制度としての取調べの可視化自体も新たな検討の場に委ねるのだという意味に見えます。しかし，１のところでは，既に，はっきりと拡大せよと言っています。そうすると，１のところと３のところで平仄が合っていないことになるのではないか。つまり，１のところで，もし我々がこれをはっきり言うのであれば，３のところは全く

方向を定めないお任せではないはずです。そうすると，例えば制度としての取調べは「可視化を含む」ではなくて，「可視化を前提とする」というふうにしないと全体の趣旨が非常に曖昧になってしまうのではないかと思います。

（黒岩大臣政務官入室）

○井上委員　これではインパクトが弱い，もっと強くというのは，おっしゃっている方々のお立場からはよく分かるのですが，これだけ大きな意見の違いがある論点で本当にまとまるのか，ぎりぎりどの辺で合意ができるかという視点から考えることが，この段階に来れば欠かせないと思うのです。そのような観点で見た場合，可視化というのは先決問題でみんな一致しており，それを前提としていろいろな条件を考えるというところまで果たして意見が一致しているのかは大いに疑問があります。

その上で，制度化については本格的な検討をできるだけ早く，適切な場をつくって開始すべきだという意見を私は何度も申し上げたのですが，それが先延ばしじゃないかとか，丸投げじゃないかとか，責任逃れじゃないかという受け取り方ををされていて，非常に心外です。積極的な提案をしたつもりですから。無理な取調べが行われるということがあるとすると，その前提として，但木委員もおっしゃっているように，供述証拠とそれを得るための取調べというものに大幅に依存してきたこれまでの運用というか，全体的な構造があるので，それを改めていく必要があるということは，多分そんなに異論はないと思うのです。それを改めていかないで，そういう構造があることを前提にしながら取調べの録音・録画，特に全過程の録音・録画をいきなり入れるということになると，これまで果たしてきた刑事司法の機能が大きく，あるいは実質的に阻害されるおそれがあるという懸念が事実として存在することは間違いないわけで，それが当たっているかどうかは確認しないといけない。この点について，宮﨑委員のペーパーだったと思いますが，我が国は治安が非常に良いので，新たな捜査手法を考える必要はないのではない，立法事実はないとおっしゃっているのですけれども，むしろそういう治安が良い状態が悪くならないかというのが懸念されているところだと思うのです。その点をは確認すると同時に全体的な構造を変えていきながら，取調べに代替する，供述あるいはその他の証拠を得る仕組みというものを考えていくということでなければ，無責任だろうということは，もう何度も繰り返して申し上げているところです。もう一つは，制度化するとすれば，基本法の改正や立法を伴うので，この検討会議で決められる事項ではないだろうと思います。もちろん，この会議でいろいろな意見が出て，それを踏まえて議論してもらいたいということはできるのですけれども，ここで一つの方向性を出すとか，そういうことは立法問題についてはできないだろうと思います。では，こういう方向でやってくださいよということで止めていいのかということなのです。そこで，できるだけ早くそれに適した場をつくって正面から議論してほしいと提言するのは積極的な意味があると思います。６年も法曹三者で協議してきて何も進まなかったじゃないかという御意見もありましたが，そういう枠組みの中で議論する限り，何も解決しないと思います。三者の枠組みではない別の枠組みで本格的に議論をして，懸念していることは杞憂で根拠はない，あるいは代替策なんて要らないということになれば，録音・録画だけ立法化するということもできるだろうし，そういった問題がやはり関連するのであれば，一緒に議論して対応しないといけない。私は，そういうふうに思っているのです。宮﨑委員の立場からすると，イもウもそれとは異なるわけですから，同じ穴のムジナに見えるかもしれませんが，イとウでは立場が違って，多分，私なんかはイに属すると思っているのですけれども，そうい

うふうに意見が結構分かれているところでまとまるのかというと，強引にどこかに持っていこうとすれば，恐らくまとまらない。まとまらなくてよいのかということなのです。またある方向でまとまったとしても，それだけでは，それで終わってしまう。だから，次のステップに向けて，我々のメッセージとして，できるだけ早くそういう場をつくって正面から議論してほしいということは，積極的な意味があると思います。

それから，知的障害の問題については，大きな方向では恐らくそんなに意見の違いはないというのはそのとおりかもしれませんが，知的障害の方というのは，私もそれほど詳しくはないのですけれども，いろいろな方がおられて，いろいろな事情を抱えておられるので，最初から一律に全部というのは無理で，試行の中で幅広くいろいろな事情に応じていろいろやってみて，その上で，その実績を踏まえて制度化というのを考えていくというのが適切ではないかと思います。

もう一つ，少年については，確かに一部の方から意見は出たのですけれども，それを正面から捉えて突っ込んだ議論をしたわけではないと思うのです。知的障害の方々と重なる部分もあるのですけれども，少年事件特有の問題はいろいろあって，かなり多様なものですから，もしそれを取り上げるとすれば，その関係の人々から事情を聴いたり，突っ込んだ検討をした上でないと方向性は出せないと思うのです。したがって，少年事件については，まず試行として知的障害の方について幅広くやってもらった上での話ではないかと思っています。

○郷原委員　今，井上委員が言われるのは治安の悪化，治安の悪化ということを言われるんですけれども，ここで可視化について書かれているところと違うと思うんです。ここは特捜部，特別刑事部の事件，それに知的障害者のことが書いてあるだけで，治安の問題は，私は基本的に警察の問題であって，検察独自捜査というのは別の問題だと思うんです。検察独自捜査の捜査手法としてどうあるべきかということをこの問題，ここで議論していかないといけない問題だと思うんですが，そういう意味で考えたときに，確かに企業犯罪の中で組織犯罪の場合に下の者から上の者，関与についての供述がとりにくくなるというところはあるんですが，そういった具体的なことを言われるんであれば分かるんですが，それ具体的に詰めていかなきゃだめだと思うんです。それをここで議論をしないで，その次の場をつくったら可視化の弊害が消えるかどうかがわかるというのは，私全く理解できないです。ここでの議論というのは，少なくとも１１月から相当な回数をかけて相当な時間をかけてやってきたわけで，この後，別の場をつくったとしても，どこにつくるか分かりませんけれども，内閣府につくるのか，法務省につくるのか。普通に考えたら，そういう有識者も入れた議論の場というのはこれだけの時間を使って検討をするなんていうことは，なかなか困難だと思うんで，ここでできることはここできちんと議論するということが必要だと思うんです。何か最初から先送りありきのような議論だとしか思えないんですね，今おっしゃるのは。もっと具体的に取調べにおいて，どういう場合にどういうふうに弊害が生じるのかということを言ってもらわないと全く納得はできません。私は少なくとも自分で実務をやってきて，録音されて録画されて恥ずかしいような調べはやってこなかったつもりですし，それは具体的に全て全く弊害がないかと言われたら違うと思います。もうちょっと詰めた議論をしないと，せっかくここで可視化について議論した意味がないと思います。

○井上委員　１点だけ，制度の問題として立法化ということを考え，刑事訴訟法を改正するということになれば，検察だけの問題ではないかもしれない。そういう意味で申し上げているとい

うことと，もう一つ，懸念が表明されていることは事実なので，それには事実的根拠があるのかどうかを確認しないと，先に進まないだろうということを言っているのです。

○郷原委員　ここで確認したらいいじゃないですか。

○井上委員　どうやって確認するのですか。

○郷原委員　それは必要であれば，もっと具体的に何が問題になっているのか。

○井上委員　そのためには，関係者を呼んで事情を聞くとかといったことを積み重ねないといけないわけで，立法論に結び付くとすれば，この場ではできないと思うのです。

○郷原委員　いや，立法論の問題じゃなくて。

○井上委員　私は立法論の話をしているのですよ。

○郷原委員　ここは立法論の話じゃないんですよ。

○井上委員　いや，立法論の話をするのであれば，それに向けた適切な場をつくって議論しましょうということを申し上げているのです。

○郷原委員　立法論を別にしてここで何が言えるかということを議論しているわけじゃないですか。

○井上委員　そこがずれていると思うのです。

○佐藤委員　私は，井上委員が言われた最後の２点のことについて補足的に申したいと思います。

まず少年の問題について，私も，これが議論の対象になった経緯はこの場ではなかったと思います。それと，もしそれを議論するということであれば，私は家庭裁判所や最高裁の意見を聞かなければ，この問題については結論を出すことはできない，そういう性格の問題だと思いますので，もし議論するのであれば，そういう観点からまた申し述べたいと思います。

それから，知的障害者の問題なんですけれども，確かに前回か前々回に，何人かの方からこういう人について可視化を推進すべきだというような発言があったことはそのとおりだと思いますけれども，この問題について私も発言したことはございませんし，それをテーマとしてどのようにすべきかという形での議論がされたとは記憶しておりません。しかし，今，現に話題になっておりますので，この点について申し述べたいと思いますが，まず，特捜部の問題を議論するのがこの会議の主テーマであったはずです。そこから特捜部に限らないすそ野があるということで検察問題一般について問題の所在というものを求めて議論が深まってきたということだと思いますが，知的障害者が特捜部の捜査対象になるということは，まず考えにくいと思います。

百歩譲って，検察一般としてその対象者を捜査することはあり得るという観点から議論するとしても，この障害者というのは，一体どういう人が障害を受けているのかという判断というか，認定というのはそもそも非常に難しいですし，進行する捜査のどの時点でそれが判明するかという時間的な推移の問題もありますし，実際にそれを判断するときには専門家に聞かなければなりませんが，直ちにそういう専門的な知識のある人を得ることができるというわけでもない。このように，障害者の取調べについては様々な問題があると思います。

それともう一つ考慮しなければいけないのは，今日も秋葉原の事件についての判決があったようですけれども，無差別通り魔殺人事件などは，こういう人によって起こされた事件が多々あるわけですし，また記憶に新しいところでは横断歩道橋から，そこをたまたま通っていた幼児を車道に投げ捨てたとか，いろいろな事件があって，国民はそういう事件が発生したときにはものすごく不安におののくことになりますし，被害者と被害者家族は大変な憤りを持つこと

になります。そういうものを受けて捜査は展開されていく。これがこの種の方たちと関わる事件に多く見られるケースなんです。

それに加えて，実際に判決がありますと，被害者ないし被害者家族は，その有罪を認定された人の犯した罪の大きさや重さと実際に科せられる刑の軽さ，これのかい離に対して大変な憤りを持っています。それと，もうやりきれない気持ちを持っている。そういう人，ケースが多い。そうだとすると，ここの２６ページの最後の行ですけれども，下から４行目になお書きで「その試行に当たっては」云々とありますけれども，「研究者や障害者団体の方々らの意見を十分に聴取して検討することが望ましい。」とありますけれども，私はこの中にもう一つ加えるべきものがあると思います。それは，被害者，被害者家族の方々です。これらの方々からの意見を必ず聞かなければならない。そういう対象の人々，捜査対象の人々ではないかと思います。

冒頭において，今回，取調べでいろいろ問題があったという被疑者であった人のヒアリングがございました一方で，そうでない立場の被疑者であった人についてのヒアリングが行われなかったことに対して疑問を呈しましたけれども，この知的障害者に関わる制度をどうするかというときには，私はこういう被害者，被害者家族である人たちの意見を必ず聞かなければいけないと，そう信じております。ですから，この問題について，これをここでさらっと話が出たからということで方向性を決定するということについては，私は大変な疑問を抱くということを申し述べておきたいと思います。

○龍岡委員　今の佐藤委員の御意見に関連してまず申し上げますけれども，知的障害者の問題，それから少年の問題，ここで一応議論にはなったと思います。私も少年のことについては言及したことがございます。ただ，これも一律に全面可視化という議論までした覚えはありません。いろいろなケースがあるでしょうから，そのケース，事案を見ながら適切な場合には試行の中でも取り入れていくということは考えられるんじゃないだろうか。いろいろなケースがありますだけに，いきなり一律に取り入れるということについては疑問があるというふうに思います。

それから，運用の面から申し上げますと，試行はできるだけ柔軟かつ弾力的に広くやっていこうということが最高検の説明の中でも示されたわけですから，これは是非やっていただきたいと思います。例えば，先ほどお話がありましたけれども，全過程についてもやってみるというのも試行のやり方としてはあり得るんじゃないだろうかと思います。そういったことをいろいろやりながら問題点を把握していくということは大事であって，問題点が把握されると，その解決法というのも当然議論になってくるわけです。そういう意味で，先ほど郷原委員と井上委員との議論がありましたけれども，私はやはり運用の中で試行をきちんとやって問題点を検証していくということが非常に大事で，そのようにして運用を広めていく中で，最終的には恐らく制度化が必要になってくる，立法問題になってくるんじゃないだろうかと思います。これは井上委員が前から指摘されているとおりで，私も適切な場において十分議論していくことが必要ではないだろうかと思います。可視化の問題は，これだけ切り離してというわけにもいかないところがありますから，ここにありますように，新たな刑事司法制度の構築に向けた検討というのを行う必要がある。その中で可視化の問題についても十分議論して，できるのであれば制度化していくということが必要ではないかというふうに思います。そういう意味で，運用の面と制度化の面とは一応区別していいんじゃないだろうかと思います。この提言案の中で，制度面についてのいわば立法面も含めて取り入れられていただいたのは，これは一つの方向性を示すものとして意義があるんではないだろうかと思います。それを実質化するためにどうい

う形でやっていくかは，これは専門の場で検討していただくということではなかろうかと思います。とにかく，やれるところから一歩一歩試行していって広げていくということを，最高検の指針の中に示されたわけですから，それを契機として，それを更に広げていくという方向で後押しをしていくということも，これは大きな役割，この会議としての役割ではないだろうかと思います。オール・オア・ナッシング的な議論だけではなくて，段階的な議論というのが必要ではないだろうかというふうに思います。

○原田委員　私も少年の点に言及した覚えがありますが，確かに龍岡委員も言われたように，それについて全面的な議論というのは，それ以後なされていなかったと思います。やはり知的障害の場合も少年の場合も，全面可視化で優先順位として検討すべきであるというふうには思っておりますが，少年の場合は，私も柏事件とか，調布事件という大きな事件に関わってきたんですが，実際は家庭裁判所に送致するまでは警察の調書がほとんどで検事さんは家裁に送るために１枚書くぐらいなもんですね。そのくらいで，家庭裁判所に入ってきて，そこで調べて，逆送になって初めて検察が深く関与してくる。こういうことを考えますと，この問題は警察における可視化，あるいは家庭裁判所における可視化という，ここでは議論の対象になっていない部分が大きなスペースをとる問題ですので，その辺りはよく考えてみれば慎重に考えるべき要素がたくさんあるんじゃないかなと，こんなふうに考えております。

○但木委員　まず少年の問題については，今，原田委員や龍岡委員が言われたとおりで，本当言うと，検事というのはほとんど少年の調べしていないんですね。ほとんど警察と家庭裁判所が関与するのであって，逆送した事件だけが検事が調べるという，そういう構造になっている。逆送される少年というのはほとんどの場合，暴力団の配下で暴走族のリーダーとかそういうのが逆送になってくるんですね。もちろん，深刻な殺人事件とかもありますけれども，それはまた裁判員裁判の対象になってしまう。そういう意味で，僕はこの前何にも意見言わなかったんですけれども，本当は少年事件というのは余り検察官は関与していないし，それが録音・録画になじむ事件というのは本当に少ないんじゃないかなと思います。もちろん，殺人とか裁判員裁判対象事件は別にしまして。ただ，知的障害者の問題は，僕は検察官として録音・録画できる条件があるときはやった方がいいなと思っています。それはなぜかというと，ものすごく取調べが難しくて心証がとりにくいんです。それはある意味で，供述と証拠とを突き合わせて，本当に客観的証拠で裏付けられるような事件しか起訴しないんですが，それでも例えば，決裁官だって一体どういうふうに言っているのかなということが分からないと決裁もしにくいと思いますし，それから，まして裁判官から見た場合にどんなふうな調子で物を言っていて，その心証が正しいのかなというのを確かめるためには，本当は知的障害者の場合は録音・録画しておいた方がいい。ただし，知的障害者の場合は，自白しているからといって，これは有罪の証拠ですというわけにいかないんです。すごく迎合することがありますから，その中で本当に信用できるのかどうかというのは，すごく難しい。その吟味の材料として，僕は条件に合ったら録音・録画をした方がいいと思います。ただし，この領域は非常に微妙な領域なので，本人が録音・録画に対してすごく反発を感じる場合や両親が嫌だと言っている場合，あるいは精神医学者がだめだと言っている場合とか，いろいろ条件が難しいことも本当なんです。ですから，全部について録音・録画できるのかと言われると，それはそういうわけにはいかないんだけれども，ただ，私は正直言うと，録音・録画できる条件がある知的障害者について，検察官が起訴するかどうかを決定する心証を得るためにも，それからそれを決裁するためにも，それから

裁判官に心証をとってもらうためにも，僕は録音・録画をした方がいいと率直に思います。私自身の経験から言うと，調書をとる場合に，物語調書はとれないんです。そんな整合性がある供述をするわけではないですから。問い答えしかとらないんだけれども，問い答えでも，本当に生の問答をそのまま表せるか，これは難しいんですね。だから，僕はそういう意味で言ってみれば，検察が今，前を向いていますということを最高検は言ったんですから，それは条件があるところは録音・録画をやった方がいい。それで，少年の問題も，さっき言った暴走族のリーダーなんかは録音・録画をしなくていいけれども，しかし，そうじゃなくて，防御能力がない子が逆送事件で検事が調べざるを得ない場合だって，それはあるんです。そういうときには，そうだなと，これは問題あるなと思った瞬間から録音・録画の可能性を考えるべきだと思います。私は知的障害者ですと証明書を持って来るわけじゃないわけですから。それは，その段階からでいいんですが，そういうことをしてやった方が僕はいいなと思っています。ただし，少年というふうに明示的にやるかというと，僕は案件が非常に少ないのと，今言ったようなことで余り対象になる人が本当は少ないけれど。そういうときは積極的なマインドでやってもらいたいというふうに注文をつけたい。

一番本論の方ですが，そこまで在り方会議の本分ではないと言われるかもしれないけれども，大阪の事件を見ていると，幹部が余り証拠をちゃんと吟味しないで，もうこれは社会的名声があるやつだな，ここをターゲットにしろと言って，本当ならば主任検察官が客観的に違う資料を持っているんだから，いや，それはできませんよと，そういう筋じゃないんですと言うべきなのに，それをやらないで，客観的な証拠を無視して，言ってみれば，検察官へお前こういう筋書きでとれというので，その筋書きに従って，また一人一人検察官独立して自分の良心でやるべきなのに，それもちゃんと調べないで，上司が言ったとおりの内容の調書を作ってしまう。これがこの事件の本当に悲しい部分なんです。僕は何でそんなことが起きるかと言えば，日本の刑事手続というのは余りにも調書に依存してきた。真実そうで，良い面というのは微に入り細にわたり心理の内容まで調書に書いてありますから，すごく緻密な判断ができるんです。量刑についても。そういう面では調書裁判というのは優れた面もあって，これまではそれが成功してきた。だけれども，もうそういう時代ではない。今までは誰も傍聴人がいないんで，検事と判事と弁護士と被告人しかいないから，プロだけで裁判をやっていた。だから，調書を証拠として出して，傍聴人がいなければ何が行われているか分からなくてもよかったんです。あとは，裁判官が記録を精密に緻密に読んで，それで判決をしてきた。だからこそ，検事調書を同意しないなというときには保釈しないわけです。その証人尋問が終わるまでは罪証隠滅のおそれがあると考えてきた。だから，そういう日本の刑事手続がどう見ても世界の中で非常に特異になってきてしまったという現実があると思うんです。それで，実は裁判員裁判だって，そういう意味で普通の国になろうということで，裁判員裁判という，陪審でもない，参審でもない，何か非常に曖昧ですけれども，日本的な，しかし普通のことをやろうよということでやった。私は普通の刑事手続にしようよということが大事だと思うんです。今度の事件に真っすぐ向かっての答えは，僕は多分それだと思うんです。公判中心主義にしましょう。つまり，公判で白か黒かをちゃんと分かるようにしましょう。それから，調書に余りに依存するということはやめましょう。もちろん，普通の国がやっている捜査手法を入れなければならないかもしれません。しかし，日本の刑事訴訟は，普通の裁判でやりましょうという，そういう時代に入っている。皆さんは，それは引き延ばしだと言いますけれども，検察官の取調べだけ録音・録画しま

しょうという法制度をつくることが本当にいいのでしょうか。多分，この在り方委員会から出るとすれば，そういう法制度をつくることになると思いますが。それに意味がないとは申しませんけれども，そうではなくて，全ての，つまり刑事手続全体というものを普通の国の普通の手続にしていくということをやるべきではないだろうか。可視化の問題がすごい大事だというのは分かります。それが効果があるのも分かります。本件について可視化が無意味だとは言いません。だけれども，それは，刑事手続全体を普通の手続にしていく中で検討されるべきだと思います。検討する場で，いや，どうも最高検がさぼっていて，録音・録画も全然やっていないんだと，これはもう何としてでも検察の録音・録画を法制化しなければいけないという意見になってしまえば，それはそれで先行したらいいんです。だけれども，僕は，全体を検討する中で，可視化を先行させるべきかも含めてちゃんと検討してもらいたい。この事件で応答するとすれば，私はそれが正道じゃないかというふうに思います。

重ねて言いますが，今は，先延ばしするというような時期ではないんです。もう裁判員裁判で角は曲がってしまった。角は曲がってしまった後の話を今しているわけで，だから，私は，全体を変えようということで，是非少なくともそこの場で検察の可視化を一番最初にやれという結論なのは全然構いません。だけれども，それも含めて，ちゃんと日本の刑事手続の現状というのをみんな十分認識した上でやってほしいということと，私はそのときは警察もちゃんと参加してもらい，裁判所も参加してもらい，それから一般市民の人も，それから財界もみんな参加してもらって，多くの広い意見をできるだけスピーディーに聞いて，３年なら３年でやるという目標を立ててやってもらいたいなと思います。これは私からのお願いでもあります。

○嶌委員　但木委員が熱弁を振るったんで言いにくいんですけれども，基本的に僕は但木委員がおっしゃっていることに賛成です。しかも，その精神というのですか，それは正にそのとおりで，そういう方向で僕はこの問題を考えるべきだというふうに思います。ただ，皆さんが可視化の問題について，座長の提言案には反対だとか何とかというふうにおっしゃるんだけれども，余りこの問題についてずっと追っていない僕なんかからすると，どこが反対なのかよく分かりません，はっきり言って。要するに，僕も国際会議だとか，あるいは省庁の会議だとか，そういうところでよくコミュニケをつくったり，共同声明を作るときを取材していますけれども，最後はワーディングが問題になるわけですよね。どういうワーディングを作るかというところで，それぞれが思惑を込めながら妥協できるワーディングを作るわけです。しかし，作ったワーディングというものもそれなりの拘束があって，例えばサミットで決めた話というのは１年以内に大体実現していくというケースが多いし，１年以内にできない場合も，その翌年にはほぼ実現していくというようなケースが多いわけですよね。そういうことの全体を考えますと，僕は提言案に書かれていることというのは，そう的外れなことは書かれていないというふうに思うわけです。

まず検察の可視化の基本的な考え方という中で，被疑者の取調べの録音・録画は検察の運用面からも，法制度の面からも，今後，より一層，範囲を拡大すべきであるというふうに書いてあるのは，そのとおりでいいんじゃないのかなと僕は思うし，できればここに全過程というような言葉，原則として全過程を含めてというようなことを運用で考えればいいんじゃないのかなというふうに思うんです。そういうふうに言ったときに，どれほど問題になるのかなというのが僕にはいま一つよく分かりません。

それから，２４ページには，検察の運用面からも，法制度の面からも，被疑者取調べの可視

化の範囲をより一層拡大するべきであるというようなことが書いてありますけれども，これなんかもそのとおりだなというふうに思います。これは四角の中に入っていないから，これは除いてもいいですけれども，次の２の「検察の運用による取調べの可視化の拡大」というところでも，特捜部における取調べの録音・録画の試行に当たっては，できる限り広範囲の録音・録画を行うように努め，１年後を目途として検証を実施した上，その検証結果を公表すべきであると。これなんかも１年後ということを言ったかどうかということは僕もはっきり覚えていませんけれども，１年後ぐらいを目途にして，こういうことを検証するということは非常に大事なことだなと思いますし，できる限り広範囲の録音・録画を行うということも決して反対すべきことではないなと思います。

それから，２番目に，特捜部における前記試行については，原則として，試行方針上の対象となり得る事件の全件で試行を行うとともにというふうに書いてあるわけです。そして，それを積極的に行うように実施するべきであるというふうに書いてあるわけです。

それから，３番目には，特別刑事部が取り扱う独自捜査事件についても，特捜部に準じて取調べの録音・録画を行うことを試行すべきであるというように書いてある。だから，特捜部以外の事件についてもやりましょうということをここで言っているんだろうと思うんです。今，問題になっている知的障害の問題については４番目に書いてありますけれども，僕はこの問題の具体的なことは分かりませんけれども，つまり物事をきちんと判断できない人だとか，あるいは少年でうんと年の若い少年が実際に物事を自分できちんと判断できないときに，親がついているとか，弁護士がついているということができないとすれば，全面可視化を行って，裁判所で，後で判断するときの材料にするということは，僕は人権上もこれは非常に大事なことなんじゃないのかなと思います。判断できない人のことについて，調書もなかなかとりにくいというようなときには可視化をしておいて，後で弁護士，あるいは検事，あるいは裁判官が合議して考えるというのは，普通の人が考えたら当然の考え方なんじゃないのかなというふうに思います。

その後，四角の下のことにはいろいろありますけれども，例えば，取調べの録音・録画についていろいろ問題があった場合には，問題点の検討に資するようにするだとか，あるいは初期の録音・録画を努める場合に，後ろの方の４行目か５行目に書いてありますけれども，身柄拘束の初期の段階の取調べ，主要な供述調書の作成に係る取調べ等，いろいろな事案について様々な試行を行いというふうに書いてあるわけですよね。こういうようなことを考えると，僕は基本的にこういうことを実際に，この１年間様々な事件で全過程の可視化を含め，様々な段階でいろいろなやり方を試行していくということは，決して後ろ向きの話ではないなと思います。そして，そこで出てきた問題点をもう一回１年後ぐらいにここで報告してもらうと同時に，あるいは別の会議でもっと具体的な法律論を検討するというようなことが僕はあってもいいんではないのかなというふうに思います。

それから，次の四角の中に書いてあることは制度をどうするかというようなことが書いてあるわけですけれども，それはここで出てきたような問題を考えた上で，６年間議論してきたようなところで結論を出していくのか。あるいはもうちょっと司法制度全般から物事を考えるのか，よく分かりませんけれども，そこは司法制度というか，これからの司法の在り方，あるいは検察の在り方が時代とともに大きく変わってきたんだということを念頭に置きながら，どこでやるかということも考えたらいいんじゃないのかなと思います。ここでどこでやるかという

ことまで議論すべきなのかどうかということは分かりませんけれども，僕はここに書いてあることは基本的には，様々な種類の試行を重ねつつ，いろいろな範囲にわたってやりましょうよということだと思います。できれば，できるものは全面可視化も含めた試行をやったら僕はいいのではないかなと思いますけれども，そういうところから問題点を洗い出して次の段階に進むような，そういう提言にしたらいいんではないのかなと思います。

一つだけ感想を申し上げますと，解説の部分が非常に長いんです。多分，これは意見がすごくあって，僕らには分からないけれども，恐らくそれを論争した弁護士界，検察の人たちのことを考えてこういう長い文章になっているんじゃないかなと思いますけれども，一般の人はこの長い文章を読んで，どこが問題かということはなかなか分からないですよね。むしろ，そういう意味で言うと，この解説の部分というのはもっと短くして，余り細かなことは書かない方が僕はいいんではないのかなというのは，これは単なる感想ですけれども，そういうふうに思いました。

○吉永委員　どこが対立しているのかなというのを考えていたんですけれども，最初の１の部分のここの四角の囲みの部分においては何も問題がない，皆さんの合意もあるというふうに思います。１の可視化を進めていくということについては。

○江川委員　異論がある。

○後藤委員　私が言ったのは，例えば，そこで理想ないし最終目標としては全過程の可視化が望ましいという趣旨を入れられないかということです。

○嶌委員　入れるか入れないかということは方向性の問題だよね。

○吉永委員　それは方向性としては拡大ということであり，可視化に向かっていくのだということは少なくとも問題ないのではないか。そうすると，その後の次のところで新たなというところだと思うんですけれども，３のところ，取調べ及び供述調書に過度に依存したというところの四角の囲みの中に，制度としての取調べの可視化を含むというこの一言があると，またここの中で制度として議論すると，三者が６年かかってもできなかったことがまたここで蒸し返されるのかという話だと思うんですけれども，ただ，本当にこの可視化のところを方向性を明確にして，最終的には全過程可視化ということがもし入れられるのであれば，これによって，つまりなぜ供述調書に過度に依存した体質が生まれたかというと，結局は，これをやればなくなるという関係性にもあるんじゃないかと思う。可視化することによって依存できなくなるわけだから，そうすると自然にある種の体質，供述調書に過度に依存できなくなるということにつながっていくのかなというふうに思うんです。ですから，ここをできれば制度としての取調べの可視化を含むということをここに入れなくても，ここで一つ決めているのに，ここにもう１個入れるからここに何か含みがあるんじゃないかということになっていくのではないのかな。６年かかって三者でやっても詰まらなかったということは，６年かかった時間をかけて三者がそれぞれの立場で言っているから，それは当然ながら詰まっていかないわけで，新たな検討の場というのは，それはそれぞれの立場を超えて国民の立場で何が必要かという，そういう観点の検討の場をつくって，それで新たな刑事司法制度の構築，こういうことをそこで議論していくという形にすれば，さすがに６年はかからないんじゃないかという気がします。

それと，それはもう時間切ってもいいと思います。１年の試行と言っているわけだから，それと同時に，そういう方向性であるならば，２の試行する範囲というものを最大限に広げるべき，広げて試行して１年後にそれを検討できるような体制をとっていくべきなのではないかな

というふうに思います。そのことによっては知的障害者の問題とか，それから参考人の問題。それから任意の取調べの場合なんかも，それは全てのケースでというと問題が出るんですけれども，本人が望むケースにおいては何の問題もないという話でしたので，そこで本人が望むケースにおいては任意の取調べとか参考人の場合も録音を可にしてもいいのではないかという，そういうところを広げていけば，ここのところがもうちょっとホップ・ステップ・ジャンプ的になっていけるのではないかと思います。

それともう一つ，可視化において問題の取調べがどうもそこの中で取調べは機能しなくなるのではないかというときに，今まではいつも取調べのやり方を工夫するみたいな，そういう観点だったんです。私たちも新たな刑事司法制度といったときに何が含まれるのかということに関して，みんな国民は余りよく分かっていないです。突然，ここに新たなと言われても，新たな内容は何なんだということですよね。ここは明確に書いていただかないと，例えば司法取引であるとか，それから潜入捜査であるとか，通信傍受ですか，そういうことでも何かそういうこと，新たなというところのイメージは提供されないと，私たちは何となくよく分からないままに新たなものに移行してしまうというおそれがあるので，そこだけが気になるところです。

○高橋委員　先ほど嶌委員もちょっと言われましたが，私も基本的な考え方としては但木委員の御意見に非常に全くそのとおりだというふうに思います。というお話を進めていく前に，１個だけ最初に細かいことでもないんですが申し上げておきますと，是非知的障害の方のお話は入れてほしいなと思います。もちろん，特捜部で知的障害ということはまずないと思うんで，かといって，これは検察の在り方なので，検察の中での知的障害の方の部分というのは一つ，例えば運用でやるという部分の具体的な目玉として是非このぐらいは入れてほしいなという感じはします。ただ，そこで誤解があってはいけないのは，細かくここで決めることはできないと思うんですが，さっき佐藤委員のお話にもありましたけれども，秋葉原とか幾つかありましたけれども，過去のその手の重大事件は具体的にこういうこと，病名を申し上げてどうかと思いますが，アスペルガーとかその系統の話，つまり発達障害の話が多いんですよね。発達障害は知的障害ではないので，発達障害というのは，例えばアスペルガーとかＡＤＨＤというのは知的障害を伴わないものですから，そこは意味していないと思うんですね。知的障害というのは，それとは別で，例えばいわゆる自閉症というのは知的障害を伴う場合の発達障害ですから入るかもしれませんけれども，明確に知的障害というものを定義すれば十分入れられるのではないかというふうに考えています。

それからもう一つ，一番大きいポイントになるんですが，宮﨑委員からイとウの違いがよく分からないというふうな御発言もありましたが，アの意見の方にはそう見えるのかもしれませんが，イの意見の人間としては全然違うという部分もございます。ただ，イの書き方が最初にデメリットをよく精査してからみたいなところから始まるので，これを見ていただくと，２９ページで，第二に，録音・録画が取調べの機能に与える影響等についても更に精緻，ここから入っちゃうんですよね。だけど，ここはもし，これが私の意見とか，あるいは但木委員の意見とかの部分がイという表現であるとすれば，ここから入るのではなく，そもそも今回の事件は例え話で言えば，ものすごい仕事上の，あるいは家庭の問題か分かりませんけれども，めちゃめちゃストレスを抱えている人が，それが原因で胃潰瘍になっちゃいました。じゃあ，その胃潰瘍を切りましょうといって切っただけでストレスが変わらなかったら何の問題も起きないです。解決にならないですよねという部分に近いと思うんです。つまり，今の刑事司法制度全体

が世の中の枠組みに合っていない。その矛盾が密室で行われている取調べに集中してぎゅっと出ちゃったということなので，そこの可視化をするかどうかということも含めて，可視化も含めてですけれども，全然違う枠組みに変えるんだという意見と，それと今の枠組みの中で，もし可視化するんだったらば，武器１個取り上げられるから，バランスをとるために別の武器をくれなかったら治安守れないよという議論とは全く質が異なると思うんです。ですから，なら具体的にはイの場合でも，そうは言っても，私は但木委員も言われたとおり，率先して，まずは検察ができる限りの可視化を運用面で進めながら，一方で同時に，根本的に刑事司法の在り方を変えるような検討をすべきであるというような感じでいけば何とかいけるんじゃないのかな。なおかつ，そこで重要なのは，宮﨑委員も言っておられたように，過去，たなざらしだったじゃないかというのもおっしゃるとおりだと思うんです。これは特に司法の分野だけじゃなく，行政もみんな日本の行政の問題の一つは大体そこですから，いわゆる分かって，要するに，社会保険庁の問題はその典型ですよね。絶対問題になることは分かっていても手をつけないで変えなかったということ。これは何なんだという話が過去の日本の行政で何度も起きてきたわけなんで，今度こそ，この提言には抜本的な改革を考えるべきだし，それは例えば２年でも何でもいいんですけれども，具体的に期限を切って，早急に，あるいはさっき吉永委員が言われたように三者だけでやるんじゃなく，国民の観点から含めて早急に何年以内に全体の枠組みを変えるべきだという，そういう検討をすべきだ。その中に全面可視化みたいな話も含めてみたいな言い方をしながら，で，一方で検察は運用でやるべきだと。その中に，例えば知的障害みたいな話が１個具体論で入るみたいになったら何とかならないかなと。何かそんな感じもして聞いておりました。

○江川委員　私と但木委員，あるいは高橋委員との違いというか，出発点が違うところは，検察という組織をどれだけ信頼しているかどうかということだと思うんです。私も検察全体が全員が但木委員のような方だったら，これでいいと思うんです。でも，実際問題，郵便不正事件，あるいはその後，幾つかの事件，あるいはその前にあった事件などを見ると，残念ながらそうではないと。そういう中で，じゃあ，別の組織をつくって，例えば，関係機関も入れてやりなさいといったときに，結局同じような状況に陥るという，そういう懸念は今までの経験則からしてものすごく強いんです。ですから，これはやるんだというのをちゃんとしっかり１回示すということが大事だと思うんです。一番最初の箱の中で非常に違和感があるのは，検察の運用面からも法制度の面からも，今後より一層その範囲を拡大すべきである。運用面で言うと，今は裁判員裁判の中でごく一部録音・録画をしているというのはあるのでこの表現でいいんだと思うんですけれども，法制度の面で録音・録画をやるというような法制度は今あるんでしょうか。ないと思うんですけれども，にもかかわらず，今後より一層って，今より一層今あるんだけれども一層ということなんですね。そこにものすごく違和感を感じるんです。だから，運用面で一層努力しましょうというんならいいんです。それは別に反対しません。ですが，これは最終的なゴールとしては法制度，法制化するんだと。あるいはなぜそうなのかというと，いろいろな議論の中で法制化しないとできない部分だってあるじゃないかという話もあったと思うんです。それから，実際，この間の笠間検事総長の記者クラブでの話なんかを真意をそんたくするに，そんなに言うなら法制化してくれよということも，それでちゃんとやってくれれば，自分たちはそれの範囲内で一生懸命やるよということをおっしゃっているんじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味では，ここを録音・録画の法制化に向けてスタートするん

だということが運用面と併せて入っていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから，可視化とは何ぞやということなんですけれども，恐らく人によってちょっとずつイメージが違っているのかもしれないなというのはあるんです。単にビデオを撮るということが可視化というふうに思っている方もいらっしゃるし，私なんかはプロセスを明らかにすることが可視化だと思っているので，一部だけとるというのは可視化となじまないと思うんです。ですから，言葉の使い方で言うと，可視化という言葉はいろいろな意味合いを持って受け止められるので，そのところは厳格にする必要があるのではないかなというふうに思います。

それから，幾つか文章の点で言うと，２３ページの（１）のパラグラフです。箱の下の一番最初のパラグラフの下から３行目，「最高検の検証結果においても，必ずしも相当とは言い難い誘導等により」云々かんぬんとうたわれるものも「少なからず存在するとされた。」という，非常に弱い，一生懸命弱めて弱めてという感じなんですよね。だから，さっき但木委員もおっしゃったように，これは問題あったということははっきりちゃんと打ち出さないと検察をおもんぱかっているかもしれませんが，非常に曖昧模糊とした言い方になっていると。こんな問題が多い調書が起きたのはどうしてかということをちゃんと言っていかないといけないなというふうに思います。

それから，さっき郷原委員の方から検察事務官の話がありました。最終的にちゃんと法制化を目指すにしても一定期間準備とか，いろいろ議論しなきゃいけないことがあるので，すぐできることの一つとして検察事務官がしっかり記録をとるということはあると思うんです。ですから，例えば録音・録画を行っていない部分については，検察事務官が詳細な記録を作ると。そして，その事務官が立ち会わずに取調べを行った場合には，その時間帯をちゃんと記録に残しておくとか，そういうようなことも必要なのではないかなと。それを大体２６ページの辺りに入れたらどうかなというふうなことは思いました。

それから，知的障害の件なんですけれども，先ほど佐藤委員の方から被害者の話がありました。被害者がこういう刑罰の軽さに憤慨すると。だから被害者も入れるべきだということなんですが，これは刑罰の問題じゃなくて，さっき後藤委員がおっしゃったように裁判所，あるいは裁判員にいろいろな経過をきちんと見せて判断材料を増やしてもらうという，そこがポイントなんだと思うんです。それで，事実についての認定を間違わないようにということの材料なわけなので，これは刑罰とは余り関係というか，全然関係ない話だというふうに思いますので，そこのところはむしろ逆に感情がそこに入らない方が，事実は何だったのかということなので，望ましいのではないかなというふうに思いました。

それから，２８ページの２つ目かな，「しかし」から始まるパラグラフで，先ほども前の方で申し上げましたけれども，最近どんな変化があるのかというときに人権意識，それからグローバル化，高度情報化だけではなくて人権意識の高まりの後に，人々が手続の透明性や情報公開を求めているんだという，そこのところはしっかり明記しておくべきではないかなというふうに思います。繰り返しになりますけれども，これは提言なんですから，我々はこういう社会を目指すんだというところだと思うんです。そういうときには可視化の問題，透明化をちゃんとしていくんだということをそれを法制化していくということをもうちょっとしっかりやっていくべきじゃないかなというふうに思いました。

○諸石委員　今，江川委員が具体的な細かいことをるるおっしゃいました。中には，なるほどということも，あるいは検察事務官が検事とは独立して何かとるとかいうような，ちょっとえっ

というようなのもありましたけれども，それを一々反論とか議論すると，これは時間がないと思います。だから，それについて何も言わなければ反論がなかったということではありませんよということだけ申し上げておきたいと思います。

本論ですが，私は座長のおまとめいただいた提言案の全体，特にこの第４の「検察における捜査・公判の在り方」，ここのところはいろいろな考え方の中にあって，その共通点を何とか切り出そうということで，よく考えた案だと思って，私は立派なものができたと評価をいたしました。

今日，来てみると，評価をする人と全く評価しない人とが割合くっきりと分かれて，それがなぜそうなるのかなということが，何でこれが評価できないのかなというのが，いささか腑に落ちなかったのです。先ほど江川委員が非常に正直にというか，おっしゃっていただいた。但木委員を除いてはというか，検事・検察を余り信用しておらぬのだと。

○江川委員　ここにいらっしゃる方は別だと思います。

○諸石委員　ここに書いてあるけれども，それの言葉の裏を読めば別の機関でやるということになってそっちへまた問題を投げてしまう。ほかのものと一緒だというとは，それにかこつけてやらないとか，そういう裏の意図があるのじゃないかという御心配かと想像します。したがって，ここでの取りまとめは，そういう逃げ道の全くない，これとこれとこれをやりますと書いたのでないとだめだというような，そういうイメージなのかなと思いました。私は，こういう取りまとめ，全体として非常にいろいろな考え方がある中である結論を出していくというものについては，それまでの検討の過程でのここまで書いてあるのだったら，それについてはまずはそこに書いてあるとおりに理解するというところからスタートする。もうちょっとこれにニュアンスをつけてくれとか，あるいは運用で１年後にやったときにこういうことも報告をしてくれとか，そういうことはまだ修正の余地はあると思います。運用としては，これは検察庁でできることをやる。しかし，そこで少年の話，知的障害者，供述弱者の話については，これだって，いろいろな条件があったら全部が全部できるわけじゃない。ただし，パターンとして，それはこういう録音・録画に向いている。だから，それをやろうじゃないかということだと思います。ただ，そうなると，今度は逆に言うと，それはやらなくちゃいかぬ，やらなければ違法・不当だと，こんな話になってくると，あらゆる細かい条件を詰めなくてはいけない。そんな話ではなかろうと思います。最終的には，これは制度化をして法律になる。この可視化という問題もそうですし，それを実現するためには日本の刑法の実体法，それから刑事司法手続全部を見直していかなくてはいけない。それの方向性として可視化，取調べに頼らない公判中心のもの，もっと主観主義的刑法から客観的なもの，そういう流れ，そういったものを試行していくのだと，こういう中で，それを単に今まで６年待ったのに，更にあと無期限にプラスするのかということにはならないのではないかと思います。じゃあ，それについて例えば何年を目途にしてくれとか，あるいは可視化についてもうちょっとここで言葉を強くしてくれと，そういうふうな御意見であれば議論の余地があると思いますが，ただ，こういう取りまとめの構造ではなくて，何とか何とかを確実にやるという，極めて例外を許さない端的な断言のようなものを求めて，そのためには，このまとめをベースに議論をしてもしようがないということであれば本当に議論してもしようがない。ただ，私は先ほどからの議論を伺っていて，全員がそうではなくて，このまとめをベースにこれにもうちょっと何とか自分の意見をそれぞれの立場から述べて，もっと良くして国民に応えることができるのではないかと思っておられる方も多い

と思います。このまとめをベースにして，これに対して自分は文章として，ここはこれだけ入れられないかと。それも何行も何ページもこれ入れてくれと言われたら，これはもう話にならないわけで，例えば，そこのところについて方向性をもうちょっと明確にできないかとか，そういうふうなほかの人が聞いても，うん，それならいいだろうと思うような修正を提案があれば，この席でなり，あるいはその後，読み返して意見をお出しいただいて，それを座長が取りまとめてやっていただくと，こういうことをすれば，私は何とか結論が出せるのではないか，こう思っております。ただ，そうじゃなくて，自分の主張が入らない限りはそういう取りまとめに断固反対するとおっしゃる方がたくさんだったら，そういう努力をしても無駄だと思うのです。私はそうではないと読んでいるのですが，その辺はどんなものでしょうか。

○宮﨑委員　私は基本的な考えは述べましたので，今日，資料を配布しておりましたのを紹介し忘れていましたので，この前，韓国に行きましたときに，いろいろ資料の説明を受けました，韓国語で。それで，これ何ページかな。１９ページの資料で「映像・録画の業務処理指針」という題名から始まっているものを３時の休憩のときに配らせていただきました。見ていただければと思います。

それともう一つは，２回目になりますが，韓国視察についてのメモというものもお手元に配付させていただきました。先ほどから捜査に支障がある。これは議論しないと分からないんじゃないかと。こういうことを議論を長時間やってみようということですが，韓国は日本法の系統を引く，割と主観的な刑法でありますけれども，そこではなぜ可視化が実現したか。弁護士の立会権がなぜ実現したかというと，韓国の大法院のいわゆる大法廷判決である日突然，導入されたわけでありまして，弊害を調べてからとか，そういうことでもなく，突然導入された。それでも検察は一生懸命ぶつぶつ言いながらも対応している。こういうことで，それで治安が悪くなったという話は聞いていないということを簡単にメモでまとめました。

それから，あと嶌委員が新たな立法を検討するのに別の機関を設置して，そこで議論するというのはごく普通のように思えると，こういう御意見を言われました。私もそれはそうだろうと思います。ただ，だけど，そこで一体何を議論するかというと，抜本的，構造的変革の議論をする。あるいは捜査手法を議論する。極めて我々ずっと半世紀近くか１世紀近くかやってきたこの刑法全体を，あるいは刑事訴訟法全体を議論しましょうと，こういうことですから，これはやり方いかんによっては何十年もかかる場になるわけであります。それをいや，但木委員は３年で年限決めてやればいいじゃないか。だけど検察・警察・法務省はみんな但木委員みたいな人だろうかと，こういうことで我々は過去の６年間を引き合いに出しているわけです。したがって，基本的に別の場で議論をすると，立法課題については。これを無条件で放り投げて，一体どうなるんだろうかと，これは問題の先送りだと，こういうことを申し上げているわけです。

○石田委員　この提言案の２３ページ以降がこの提言のエッセンスだと理解をしております。そして，特に録音・録画の問題について，２３ページは主に運用の問題，それから２７ページ以下は法制度を目指している記述であると理解ができるのではないかと思います。

そこで，午前中に，私はある一定程度の具体的な方向性とその期限を明示しなければ丸投げになってしまうのではないかという危惧を申し上げました。そこで具体的な記述を，じゃあどうすればいいのかということですが，一つの提案として，今日，座長提案に対する私見というペーパーを配布していただいておりますが，その２ページ以降に一つの修正案というものを示

させていただきました。

第１番目の２３ページ以下の「検察における取調べの可視化の基本的な考え方」についてというこの枠組みの部分は，次のように書かれています。「被疑者の取調べの録音・録画は，検察の運用面からも，法制度の面からも，今後，より一層，その範囲を拡大するべきである。」。この部分の「より一層，その範囲を拡大するべきである。」という部分を「全過程の録音・録画などを指向」，この指向は目指し，指さし向かうというその字ですが，「などを指向して積極的に拡大していくべき」というふうに改める。この理由については，皆さん方議論されているところですので，時間の関係もありますので申し上げません。

それから，２７ページの枠組みの部分。「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し，制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため，」，「十分な検討を行う場を設け，早急に検討を開始するべきである。」のうちの，この「制度としての取調べを含む新たな」という文章を「取調べの過程の外部検証制度を指向した」というふうに改めたらどうかと考えます。

それから，期限の問題のこれが先送りではないかという議論がありますが，我々としてはこれを直ちに一定の期限を決めて検討すべきだというメッセージを強烈に打ち出すべきだと思います。したがって，「早急に」の部分を「直ちに」というふうに改める。それから，「場を設け検討を開始するべきである。」という部分を「場において検討し，今年度中」，今年度中は無理かもしれませんが，これは検討の余地がありますが，「今年度中に，具体的法制化の答申することを求めるべきである。」といったような内容にすべきではないかと思います。

大阪の事件は新たな捜査手法ではなくて，刑事訴訟の基本を逸脱したところから始まっています。したがって，「新たな」ではなくて，まず刑事訴訟の本来の姿に立ち返るための取調べの外部検証制度を創設することについては，これは大方の一致しているというのではないでしょうか。ですから，このような問題を直ちに検討し，期限を限って法制化すべき方向性を明示すべきであると考えます。

それから，２６ページの３に「積極的に可視化の試行」というふうに書かれておりますが，その１次基準としては，先ほどもお話がありましたが，「被疑者・弁護人の請求を勘案すべきこと」という１行を入れるべきではないかと思います。

それから細かいことですが，２７ページに「その背景として，従来の実務において，被告人や証人が公判廷で虚偽の供述をしたような場合であっても，必ずしも証人を厳しく偽証罪に問うという運用はなされておらず」という事実認識ですが，これは誤解を招く記述ではないかと思います。私の考えとしては，ここは外した方がいいかと思いますが，もし入れるとすれば，私の事実認識としては次に書きましたけれども，「被告人や証人，取り分け取調検察官等が」というふうに入れないと公平を欠くのではないかと思います。本件に限らず，この種の最大の問題点は，取調検察官が法廷で取調べ状況について虚偽供述をしてきたことにあることは客観的事実であると思います。そのことを明示すべきだと思います。

以上の観点から立って，括弧書きの部分だけではなくて，更に本文を書き改めることを提案をしたいと思います。

それから，先ほど言いましたように，両論併記の部分は，私としてはここは削除すべきではないかと思います。両論をどの意見が多数であったかを明示することなく並列的に列記することは，私としては強く反対をいたします。特に，この点についてはどのような議論をなされた

かは議事録が公開されているのですから，あえて記載する必要はないと思いますし，無用な混乱を一般に与えることになるのではないかと思います。

私見からすれば，取調べへの弁護人の立会権と任意性・特信性の立証を客観的証拠に限るという制度を採用すれば，問題のほとんどが解決されると思いますが，これはなぜか皆さんの賛同を得られませんでしたので，この会議の場では問題の提起にとどめざるを得ないというふうに考えております。

○郷原委員　今，石田委員がおっしゃった部分，私もこの表現は非常に問題だと思いました。２７ページの下から６行目です。「被告人や証人が公判廷で虚偽の供述をしたような場合であっても」ではなくて，「裁判所が信用性を否定した場合でも」ということだと思うんです。虚偽の供述をしたということがはっきり認定されたわけじゃないし，逆に言えば，調書が信用できるのか，法廷供述が信用できるのか，どっちが本当なのか分からないわけです。裁判所は一方で調書は信用できるということを言っているんだけれども，しかし，それについて信用できないと言われた供述について偽証罪に問われると言ったらそうではないということだと思うんです。その中に，今，石田委員が言われたような検察官の証言が信用できないと言われたものも含むという意味だと思うんです。ここはその表現を改めた方がいいんじゃないかと思います。

それから，先ほど来の議論で，運用の問題と制度の問題を整理すべきだという整理をしていただいたんですけれども，確かにそのとおりだと思います。この書き方がどうも運用の問題と制度の問題が一見して分かりにくいんです。私もざっと読んだだけで，どこが制度の問題でどこが運用の問題なのかがよく分からなかったぐらいなんで，一般の人はなおのこと分からないと思うんです，これを読むと。なぜかというと，まず最初に，第４は「検察における捜査・公判の在り方」という大きなテーマであるのに，そこに一番最初に，運用の面からも，法制度の面からもと書いてあって，最初に運用の話が出てくるんですけれども，そこは特捜部の話なんです。ほとんどが特捜部の話で，それにこの知的障害の話がくっついている。その後に今度は制度の問題が出てくるんですけれども，この制度の問題とこの前の運用の問題，特捜とか特刑の問題とがどういう関係になっているのか分からないから，何となく前の話が後ろの制度の問題で先送りされているような印象をどうしても持ってしまう。ですから，これ，第４ということでひとまとめで書かれているんですけれども，私はかなり違うことじゃないかと思うんです。今，当面問題になった今回の会議の発端になった特捜検察の問題と，そこからそれを考えるに当たって根本的に制度の問題を立法で解決していくべきだという但木委員がおっしゃる意見とはかなり次元の違うものなのに，それがひとまとめで書かれているので分かりにくいんじゃないか。一般の人にも分かりやすいように，もうちょっとここは整理した書き方をした方がいいんじゃないかと思うんです。

それから，先ほどの検察事務官の立会事務官のことについて異論があるという話で，異論については出ていなくても必ずしも反対意見がないとは限らないと諸石委員がおっしゃったんですけれども，私はよく分からないんですけれども，何が問題なのか。私は実務的に考えても，立会事務官の活用というのは特に弊害があるとは思えないんですが，問題があるんであれば具体的におっしゃっていただきたいと思うんですが。

○佐藤委員　私の発言について御意見もあったのでそれも含めて２点申したいと思います。

まず，先ほど石田委員が言われた違った意見を併記していることについてですけれども，私は物によりますけれども，その記載は必要ではないかなと思います。といいますのは，先ほど

も申し上げましたけれども，この件に関する問題の所在がどこにあるのか，そして，その問題を解決するための論点としてはどういうものがあるのかということを明らかにしておくという意味があるものについては，併記しておく意味が大きいだろうと思いますので，全てがそうだとは申しませんけれども，私はそういうものについては記載しておくべきだろうと思います。

二つ目は，知的障害の関係ですけれども，私ももちろん専門家じゃございませんので分かりませんけれども，発達障害と精神障害の違い，それから，精神障害と知的障害の違いというのは非常に微妙であるし，なかなか判定・認定というのは困難だというものだと聞いております。また人によりますけれども，そういう障害を抱えているということを知られたくないという人も少なからずいるし，また知られるべきではないと考えている障害者の団体もあると聞いておりますが，したがって，実際，警察においても非常にこの問題は悩ましい問題になっているし，苦労している対象者なんです。それで，確かに意見にございましたように，録画を撮っておいた方が将来のために良いというケースは私はあると思います。それはあると思いますけれども，しかし，一方でそういう人だからということではないんですけれども，実例としてあり，ないしはあり得ることは，例えば，取調べにおいて性的犯罪の被害者について思いもよらぬ発言をするといったことです。そういうことがあったり，あるいは自分の家族についてそういうような発言をするというケースがあったりして，これが必ずしも真実とは思えないような，仮に真実であっても非常に傷付けるというような発言があり得るということを考えますと，録画をどの時点から，また本当に撮るべきかどうかという判断は非常に難しい，実務的な悩ましい問題があるだろうと思います。その意味で，先ほどの指摘したところに書いてある専門家の意見を聞く，あるいは研究者の意見を聞くというのは，これはもう必須だろうと思うんです。

もう一つ，被害者等の被害者家族の意見を聞いた方がいいと申し上げる趣旨は，事件の被害者の方は，そういう人たちは自殺を図る方も結構いる，そういう人たちについての追跡調査，調査というのはおかしいですけれども，そういうことに関心を持っていろいろ調べているという人もいるようなんですけれども，そういう人たちの発言の中には，カメラを向けると演じてしまう人がいるということを知って，被害者家族たちは事件の真相を知りたい。何で自分の子供がそんな被害に遭ったのかという真相を知りたいという欲求が非常に強いときに，真相を語ることを妨げるような，また，そういう捜査の進め方をした捜査機関に対して，非常な怒りを向けるということが実際にあるんです。ですから，私は何も刑罰との関わりの問題ではなくて，結局，捜査の進め方についての話になってくるので，試行する，ないしは，ましてや制度化をするというときには，そういう方々の御意見というものを聞いておくことは，これは必要だという意味で申し上げたのであります。

○井上委員　意見を併記することについて，こういう議論があったということは議事録を見れば分かると石田委員はおっしゃっいましたが，なかなかそこまで見ていただけないという部分があるので，重要な点は書いておいた方がいいと思います。そうしないと，アも出ないことになってしまうのですよ。ただ，書き方については，こういう意見もあったとか，こういう意見が分かれたというところはポイントを落とすとか，注にすることも考えられると思います。そういうところは工夫をして，めり張りをつけてはどうかと思います。

もう一つ，一番最初の基本的な考え方のところなのですが，制度面を含めて，全体を通じる考え方を示しておくことは非常に重要だと思います。丸投げ論に対する一つの抑えにもなると思うのです。確かに，江川委員がおっしゃるように，表現が制度についても拡大するというふ

うに読めて，既に存在するものを拡大するように見えてしまうのですけれども，私はこれを読んだときは，運用を拡大していって，その先に制度化があるという趣旨かなと思ったのです。そうでないと，郷原委員がおっしゃったように，後ろがつながってこないので，そうだとすれば，この表現が良いかどうかというのは工夫の余地があると思います。その場合に，全過程というところまで完全に一致しているかは疑問なので，「拡大した」いう方がよいと思うということと，もう一つ，さっき申したことですけれど，法曹三者の間で６年も話してきたが何も進歩がなかったたということについては，私が理解している限りにおいては，６年間，可視化の議論ばかりやっていたのではないと思います。もちろん，可視化の問題もやったけれど，主に，裁判員制度の実施に向けて三者でいろいろ話し合った。だから，ちょっと割り引いて見ないといけないのと，例えば司法制度改革審議会をつくるときも，それまで法曹人口の問題などを議論するときに法曹三者にずっと任せてきたところ，平行線で全然進まなかったという背景事情があり，その反省の上に審議会が設けられたのでした。そういう状態だと，また同じことになってしまう。ですから，法曹三者だけに任せないで，適切な場をつくる。期限を切るかどうかというのも検討の余地があると思います。そして，こういうふうにかなりはっきり表明すれば，これを無視して何もやらない，放り投げということにはならないと思うのです。

○江川委員　先ほど，佐藤委員の方がおっしゃったことの中で，いろいろ悪口とかそういうのもあるじゃないかというお話がありましたけれども，可視化というとビデオを撮ったものがすぐ一般の人たちの目に触れるというイメージを持っている方もいらっしゃると思うんですけれども，撮ることと，それから一般の人が目に触れるという間には幾つもの段階があって，そこは取扱いのやり方を注意して，一般の人たちにそういったものが流れないようなプロテクトをしておく仕組みをつくっておけばいいのではないかというふうに思うんです。

それから，可視化のやり方というのは何もビデオを撮るだけではなくて，音声の場合もありますし，それから例えば韓国での取調室みたいに，いかにもカメラで撮っていますよというんじゃなくて，非常に普通の取調室でそういう圧迫感がない，あるいは演じるというか，意識することのないような，そういう環境というのは幾らでも工夫ができるわけですから，そこのところはそういう具体策を決める中でいろいろな懸念を取り入れて，むしろ被害者というよりも警察の方からどういう懸念があるのかということを聴取して，それを対策の中に生かしていくということなんじゃないかなというふうに思いました。

それから，意見の併記なんですけれども，これは分かりにくいと。だから，そこのところは除いて本文出して，もしどうしても意見がいろいろなことがあったよというのを残したいというんだったら，後ろに資料編みたいなのをつけるとかして，こういう意見が大勢だったけれども，こういう意見もあったとか，それは何か提言の資料みたいなもんだと思うんです。提言というのは，なるべく分かりやすいものでなければならないというふうに思います。

２　その他

○千葉座長　ありがとうございました。４つの柱につきまして，皆さんから本当に熱心な御議論をいただきまして，いろいろまだまだ不足のところ，あるいは意見がなかなか一致し得ないという部分がありますが，私も最後までこの検討会議としてきちんとしたメッセージを伝えられるよう皆さんの意見をできるだけ集約をさせていただきたいと思います。まだ時間があります

ので，その努力は続けさせていただきたいと思います。もうこれで意見の一致が見られないので終わりということでは，責任を全うできないと思っておりますので，今日，御議論いただきましたが，できればというか，まだまだこういう点の手直しが必要だ，あるいはこういう表現ではどうだろうかということも含めまして，これはもう大変ですけれども，明日３月２５日金曜日の午後６時ごろまでを目途として，文書なりをお出しいただければ，今日，言い尽くせていない部分，あるいは更に読んでいただいて気が付く部分などがあれば，お出しいただければと思っております。それをまた踏まえて，今日の御議論も踏まえて，私も更に何とか終着点を見出す努力をさせていただきたいと思っておりますので，よろしくお願いをしたいと思います。

それから，本日いただいた御意見の中に，何か突然中身がスタートをするという御意見もありました。当然のこと，先ほど申し上げましたように，今日の御議論，それから更にいただくものを踏まえて，こういう検討会議としては趣旨と，そしてどこに向いてこういう提言をまとめたのだというようなことを初めの言葉として私が責任を持って作らせていただきたいと思っておりますので，どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

今日は，そういう意味で，まだ最後ではございませんので，どうぞ，最後まで皆さんの御助力・御協力をいただければ大変有り難く思いますので，よろしくお願いをしたいと思います。

次回は定例日ではございませんけれども，大変もう大詰めでございますので，３月２８日月曜日午後１時３０分から開催をいたしまして，今日の御議論も踏まえて，何とかまとめまでいくことができたらと思っておりますので，どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは，これをもちまして本日の会合を終わらせていただきます。お疲れ様でございました。

－了－

検察の在り方検討会議
第14回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年３月２８日（月）　自　午後　１時３２分
　　至　午後　６時００分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　提言案（取りまとめ）について
　２　その他

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
　　吉永委員

第５　その他の出席者　黒岩法務大臣政務官，事務局（神，土井，黒川）

第６　議　事　　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　予定の時刻となりましたので，検察の在り方検討会議の第１４回会合を開会させていただきます。本日は，提言の取りまとめに向けた臨時の期日を設けさせていただきました。御多用の中，臨時ではございますけれども，皆さんにそろって御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは，議事に移らせていただきます前に，まず，事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

○事務局（黒川）　皆様のお手元にお配りしております資料のうち，事務局で用意させていただいた資料は本日の「議事次第」でございます。また，提言案につきましては，前回からの修正箇所が分かるように文中に赤字で加削を記しました「見消し版」と，それを反映いたしました「反映版」，そして，「反映版」の枠囲い部分の内容を抜き出した「提言（抜粋）」，提言の冒頭と締めになる「はじめに」と「おわりに」，提言の別紙となる「委員名簿」と「審議経過」をお配りしております。そのほかに，皆様のお手元には，前回お示しした提言案について皆様からお寄せいただいた御意見と，本日の議事に関連して，石田委員，江川委員，郷原委員，龍岡委員，宮﨑委員がそれぞれ御準備された資料をお配りしております。本日の配布資料は以上でございます。

１　提言案（取りまとめ）について

○千葉座長　それでは，議事に入らせていただきます。前回の会合におきましては，私が作成した提言案の素案を皆様にお示しして御議論をいただきました。本日は，前回の状況等を踏まえまして，皆様の御議論を反映することができるように，私なりに精一杯意を尽くして提言案を修正させていただきました。改めて皆様のお手元に修正版を配布させていただいておりますので，どうぞ御覧いただきたいと思います。前回も申し上げましたとおり，提言案の作成に当たっての私の基本的な考え方としては，可能な限り全員の御意見の一致をみた内容で取りまとめて公表したいと考えております。皆様の中には，本日の修正案にも十分に御意見が反映されていないと思われることがあるかもしれませんが，前回，そして今申し上げましたとおりの提言についての私の基本的な考え方を御理解いただきたいと思います。

それでは，早速，提言案の議論に移らせていただきたいと思います。本日は提言を取りまとめるための大詰めの御議論になろうかと思います。そのために，臨時の期日を設けさせていただいたものでもございますので，できる限り，この会場の場において，記載ぶりを含めまして確定させていただくことができればと願っているところでございます。そして，最終的なものとしてまとめてまいりたいと思います。また，提言の取りまとめに向けて議論を整理して進める関係上，御意見につきましては，どの部分をどのように修正したらいいのかを具体的な文言で示していただければ幸いでございます。

それでは，まず，お手元の「はじめに」と「おわりに」の部分を御覧ください。この部分につきましては，前回の会合で，これまでの御議論を踏まえ，この提言案の意図するところが多くの皆さんにもお伝えできるようにという気持ちも込めて，私が作成させていただきたいと申し上げました。今回，検察の改革と再生に向けた検討会議の委員の皆さんのお気持ちをできる

限りくませていただきながら私なりに精一杯書かせていただいたものでございますので，どうぞ御覧いただければと思っております。

次に，お手元の「委員名簿」と「審議経過」を御覧ください。これは別紙１及び２として提言の末尾に添付する予定のものでございます。「審議経過」の空欄部分につきまして，適宜埋めさせていただきまして完成させたいと思っております。

続きまして，提言案の本体についてですが，前回の御議論を踏まえまして，提言案を修正させていただきましたので，修正後の「反映版」をお使いいただきながら，前回からの修正箇所を中心に御議論いただきたいと思います。

まず，大きなところから全体の構成に関する修正の趣旨を御説明いたしますと，前回の御議論の中で，「検察官の倫理」については，「使命・役割」と密接に結び付くのではないかとの御指摘，そして，「検察官の人事・教育・倫理」の位置を検討したらどうかとの御意見がございまして，御異論はなかったように思われました。そこで，第１の「総論」の中に倫理の部分を移動させまして，その３つ目の小柱としております。そして，全体の順番も整理いたしまして，「総論」，それから次に「人」に関するもの，次に「組織」に関するもの，そして「活動」に関するものという流れで，第１を「総論」としての「検察の使命・役割と検察官の倫理」，第２を検察官に関することとしての「検察官の人事・教育」，第３を組織に関することとしての「検察の組織とチェック体制」，第４を検察官の活動に関することとしての「検察における捜査・公判の在り方」という整理をさせていただきました。

また，皆様の御意見を踏まえ，枠囲いの内容を「提言（抜粋）」として一括して記載することによって，一覧性を持たせる工夫をさせていただきました。

ここまで，これまでの皆様の御意見を踏まえた全体の提言案の作り方について御報告させていただきました。ここまでの部分はよろしゅうございましょうか。

○江川委員　今日出した「『はじめに』と『おわりに』についての意見」という紙のとおりでありまして，「はじめに」の部分の最初の方は，これは検察に関わるところが余りにも多すぎて，こんなのを一々全部述べることはないだろうということで，なるべく簡素にした方がいいかと思いまして，この部分は消すと。

それから，そのもう１個ですけれども，この最高検がやっているのは第一歩で，これから頑張れと言うだけでは何でこの提言を出すのかが分かりません。それだけでは十分ではないからこういった提言をしなければならない状況なわけですし，国民の目から見て検察の対応というのが十分ではないということはきちんと言っておかなければならないのではないかなと思いました。

それから，「おわりに」の方は，これは制度改革が必要なんだということをやはりきちんと言っておかなければいけない。私はこの提言の内容が先送りになっているとは思いますけれども，ともかく次に何か制度の問題を話すことをやろうということは一応言うわけですから，やはり制度改革も必要なんだということをここできちんと言っておくべきではないかな。検察の自助努力に任せるだけではなくて，そういう制度の問題もやっていくということをここにきちんと，もう少しはっきり入れていただきたいなと思いました。

○千葉座長　基本的に先ほど申し上げましたように，私といたしましては，今，江川委員のおっしゃっているような意図もこの中に盛り込ませていただいているつもりでもございます。また，皆様の議論に盛り込まれているいろいろな課題につきまして，皆様の総意として，できるだけ

お伝えできるよう，私なりに精一杯まとめさせていただいたというつもりですので，御了解をいただければと思います。

○江川委員　これで決めるということですか。

○千葉座長　これは，私が皆様の御議論を踏まえてまとめさせていただくということで，一応，お伝えはしているものでございます。御意見があれば，どうぞおっしゃっていただければと思います。

○原田委員　私も昨日，読ませていただいたわけですけれども，内容的に，あるいは書きぶりも，座長の思い入れが入っていて，これで結構ではないかなと思いました。例えば，取調べの可視化のところは積極的に拡大すべきであるというふうにまとめておられて，これは枠囲い中では積極的にとは書いていないところを，ここでは前向きに取り上げておられる点で，なるほどというふうに思いました。

江川委員の御提案について先ほど見させていただきましたが，表現ぶりは座長にお任せということで結構ではないかと思いますし，最高検の検証作業について余りにも不十分だというのは，江川委員の御意見は正にそうかもしれないですけれども，私も意見で申し上げたとおり，今までから比べれば大変な第一歩であったと，これは龍岡委員もおっしゃったことだとは思いますけれども，そういう点では見方が分かれるところを，「はじめに」，「おわりに」のところではやはり最初と同じように全体の大方の意見を反映するということで終始されておられると思うので，ここで個々の意見を取り入れるというわけにはいかないのではないかというのが私の意見です。

○郷原委員　最高検の検証に対する評価は，むしろこの会議全体としては相当厳しい評価だったと思うのですが，改めて議事録を見直してみてもいいんですが。少なくとも，その模様をマスコミも聞いていて，厳しい批判が相次いだというふうにも書いているわけですし，その一般的な認識と，基本的に評価されたという認識はちょっと違うのではないかという気がします。ですから，もう少し，あの時の議論をそのまま忠実に反映したような表現にした方がいいのではないか。決して一方的に評価できるものではなくて，最高検の検証結果はまだまだ不十分であって客観性を欠いているという意見も強く出されたということをこの「はじめに」の中でも書いていただきたいと思います。

それから，「おわりに」も含めての話なんですけれども，あたかも全体が非常にうまく意見が一致して，この在り方検討会議の成果が取りまとめられたような雰囲気で書かれているのですが，決してそうではなくて，まだ意見が対立している点も非常に多かったけれども，まあ最低限のところで，こういった成果をまとめたというのが実情だと思いますので，そういう実情を表現していただきたいと思います。決してここに書いてあることだけで，ここで議論したことが言い尽くせるわけではないということを表現していただきたいと思います。「はじめに」と「おわりに」については以上です。

○井上委員　今の部分については，委員それぞれ強い思いがあるとは思うのですが，座長が用意してくださった「はじめに」のところは，別に最高検の検証を積極的に評価するという表現にはなっていないと思いますし，最高検の検証を全員あるいは大方の委員が非常に厳しく評価したかどうかは意見が分かれるところだと思います。，その意味で，このようなまとめ方で良いのではないかと思っています。問題があるところは，提言の関連の箇所で個別に指摘されていますし，それでなお不十分ならそこを補充するべきだと思います。「はじめに」や「おわり

に」の部分はある程度勢いをもった文章の方がよいのであって，確かに重要な論点を含め具体的な方策について意見が分かれているところがあることは事実ですが，こういう提言は，一つのまとまりとして世に訴え，検察にも物申していかないといけないと思います。そういう意味で，私は，この部分については，これまで私たちの議論をよく把握し整理してきてくださった座長に基本的にはお任せし，文章で特に問題があるところについて我々が御意見を申し上げるという姿勢で臨むべきだろうと思っています。

○龍岡委員　私も，今の井上委員の御意見に賛同します。座長は，個々の論点についてほとんど自らの御見解を示されることはなかったのではないかと思います。そういう意味でも，座長の思いというのは全体をずっと仕切りながら全体を御覧になって，その印象を率直にここの「はじめに」あるいは「おわりに」で述べてもらうのは，私は意義があることだろうと思います。内容的に見ましても，全体をよく捉えており，まとめ方としてはいいのではないかと思います。確かに，個々的にいいますと，いろいろな意見がありましたから御不満もあるでしょうけれども，ここは座長のお考えを示されるということでよろしいのではないかと思います。

○後藤委員　今の問題の部分につきまして，最高検の検証が必ずしも十分ではないからこそ我々こういうことをやっているという意味では，皆さんの意見は一致しているのではないかと思います。そうであれば，「しかし」の後に，「しかし，それだけでは十分ではない，そこで歩みを止めることはなく，」というふうに続けたらどうでしょうか。「それだけでは十分ではない」という一言入れることに，それほど抵抗があるでしょうか。

○龍岡委員　ちょっと細かいことですけれども，今の点に関しては，「はじめに」の文章を拝見しますと，「最高検が検証作業に着手し，自ら改善策の実施に踏み出したことは，その第一歩であるとは言える。」となっておりまして，今のようなニュアンスもここに含まれているのではないかと思います。あえて不十分とまで言い切るかどうかという点は，確かに井上委員も言われましたとおり不十分という意見もありましたけれども，それなりの意義はあると認めている意見もあったわけですから，これはこの程度の表現が穏当ではないか，もし表現として意見を申し上げるとすれば，私はそのように思います。

○井上委員　実際の経緯としても，最高検の検証が不十分だったからこの会議が始まったというものではなく，法務大臣から，今回の一連の事態を契機として検察全体の問題について考えて，解決するべきところがあれば提言してほしいという諮問であり，それに応えて検討を行ってきた。その途中で最高検の検証結果が出たことから，それをも踏まえて議論してきたというのが正確なところだと思います。

○後藤委員　私が申したいのはそういう経緯の問題ではなくて，中身です。もし最高検の検証結果で十分であれば，私たちは，「それを実行してください」と言うだけで足りるはずです。それ以上のことをいろいろ言っているのは，十分だと考えてないからですね。

○井上委員　後藤委員の発言のある部分が気になったので申しただけです。私はそこの部分は龍岡委員が言われた御意見に賛成です。

○吉永委員　「はじめに」の部分ではないのですが，「おわりに」という部分なんですね。これはやっぱり私たちは提言を出しますけれども，受け取る側というのがあるわけで，これは法務大臣が受け取るけれども，実際には，ここに掲げたことを実行していただく検察の方々もいらっしゃるわけですね。やはりここは託すしかないわけです。ですから，本当にこれをちゃんと受け取っていただきたい，大変なことを求める部分もありますので，人員の増加も認めずにこ

れをやれというふうに求めるわけですから，最後にやはりこれをしっかりと前向きに受け取ってもらわなければならない。期待したいとか，頑張ってくれとか，何かそういう，信頼するというまではきっと反対もあるかもしれませんけれども，やはり信じる部分に託すということで，しっかりと期待するというような文言を入れていただいた方が「おわりに」ということでいえばいいのかなという気がしています。これは私の感想ですから，どうしてもこうしてほしいということではありません。

○後藤委員　細かいことですけれども，幾つか言葉使いが少し気になったところがあります。２ページの一番最初のところに「国民の声」と書いてあります。私たちの言っていることが「国民の声」だと自分で言ってよいかどうか。「国民の」を取った方が穏当ではないかというのが一つです。

それから，３の最初の書き出しにある「本検討会議の共通の認識は検察の再生である。」という表現はどうでしょうか。この文脈では，「認識」よりも，「目標」というような表現の方がぴたりとするように思います。「共通の」という意味は，この会議の委員たちの共通のという意味でしょうけれど，少しとりにくいようです。

それから，最後から２行目，「持てる英知を最大限に生かした意義のあるものであり」という部分の主語は委員たちの意見ですね。それが「意義のあるものである」と自分で言うのはどうでしょうか。座長はそのように評価してくださったのかもしれないですけれど，私たちが自分でそういうことを言うのは自画自賛ではないかと思います。一生懸命考えた結果なので活かしてほしいという，謙虚な言い方にしていただけないかと思います。

○宮﨑委員　内部の最高検の検証報告が不十分だったというのは，私も大方の意見ではなかったかと，頑張ってほしいという気持ちとは別に，冷静に評価してみると評価できないなというのは，佐藤委員も珍しく一致したというような気がしているところなので，若干，何か付言しなくてもいいのかなと。

それから「おわりに」ですが，これは確認ですが，自分の首を絞めるようなことで言いたくないのですが，同窓会を開くとかフォローアップをするとかそういう意見が何人の方からかは出ていたかとは思うのですが，これは取り上げないとこういうことでいいんですね，という確認だけ。

○千葉座長　今の宮﨑委員の御意見は，提言の後のことでございますが，「おわりに」は，提言のあとがきといいますか結びですので，その問題はちょっと別だと思っております。そういう意味でそこの部分は御理解をいただければと思います。

○宮﨑委員　分かりました。

○佐藤委員　私の記憶では，最高検の検証作業については，調査といいますか検証結果といいますか，そういうことについては不十分さが残るという感想を申し上げたと思います。ただ，解決策，改善策につきましては，私はむしろびっくりしました。録画の試行をやるという，そこへ踏み切るという内容であったことについて，大変驚きをもって受け止めました。したがって，それに象徴されるように，最高検の改善策の方につきましては，私は不十分だという感想は持っておりません。この「はじめに」というところの当該部分がどちらの方に主を置いた意味なのかによりましょうけれども，どうやら改善策の方に力点を置いた表現のように思いますので，私はこれでよろしいんじゃないかなと思います。

○嶌委員　ここの「はじめに」というのは，井上委員もおっしゃったように，法務大臣に諮問さ

れて検察の在り方をもう１回考えるということがポイントだと思うんですよね。そういう意味では，最高検の検証作業について，その内容が良い悪いかという点から議論をスタートさせているわけではなくて，最高検の問題に関しては，客観的にこういう検証作業に着手していたし，ある意味で改善策もある程度出されていたという事実だけを記せばよいと思う。しかし，我々は，最高検の検証作業だけでは良くないと思っているから，この４項目にわたる検討課題について書いたわけですから，僕はここは淡々とこれでいいのではないかなというふうに思います。

最後の部分については，先ほど座長がおっしゃられたから後でいいと思いますけれども，僕もやはりこの問題を言っ放しにするのではなくて，どこかでフォローアップするという機会を持つべきだということを「おわりに」というところに書いてほしいなという思いはあります。

○千葉座長　皆さんから御意見をいただきました。私の表現方，力足らずの部分もございますし，それからそれぞれの思いがいろいろおありだと思いますが，私なりにそれぞれの意をくませていただいたということございますので，御理解をいただいて，一旦引き取らせていただいて，今，いただいた御意見が最大限，伝わりますように，私のもとで最後の工夫をさせていただくということで，引き取らせていただきたいと思います。

それでは，そこも含めまして全体の構成ですね，先ほど申し上げましたような順序立て，それから少しそれをくくった分かりやすい冒頭の一括記載，こういうようなところにつきましては，こういう形でよろしゅうございますか。

では，一応そこはこのような項目のまとめ方，それから体裁といいましょうか，そういうものについては，このような提言案にさせていただきたいと思っております。

では，これからの議論の進め方として，それぞれの柱ごとに，前回の提言案からの主な修正の趣旨を私から説明させていただいて，その修正箇所を中心に御議論いただけたらというふうに思っております。なお，前回，分かりやすい文章とするべきとの御意見もございましたことから，重複記載を削除するなどして文章を簡潔にさせていただきました。そのような修文は，適宜，「見消し版」で御確認いただくこととして，説明は省かせていただきたいと思います。

それでは，第１の「検察の使命・役割と検察官の倫理」の部分から御議論いただきたいと思います。最初に，私から，この部分の主な修正の趣旨を御説明させていただきます。お手元の「反映版」を御参照いただければと思います。

まず，１ページ目を御覧いただきたいと思います。小柱１の「検察の基本的使命・役割」に関しましては，枠囲い２つ目の○の原案で用いていた「処罰の実現に偏してはならない」との表現について，意味が分かりにくいという御指摘がございました。それを踏まえまして，この部分を「有罪判決の獲得のみを目的とすることなく，公正な裁判の実現に努めなければならない」との表現に修正させていただきました。また，枠囲いの３つ目の原案で用いていた「公訴官」の意味が分かりにくいといった御指摘がございました。この御指摘を踏まえまして，この部分を「起訴・不起訴を決し公判活動を行う公訴官」と，少し説明を頭につけさせていただきました。

次に，１ページの下から３行目でございますが，検討会議での議論において，今般の一連の事態だけでなく，これまで東京地検特捜部等について指摘されてきた問題も議論の前提としていたことを明記するべきであるとの御意見もございました。これを踏まえまして，「今回の問題が」以下に，その旨を記載させていただきました。

続いて，３ページの小柱２の「時代の変化に応える検察」の部分を御覧いただきたいと思い

ます。枠囲いの原案で用いていた「独善や傲慢に陥らないようにする」との表現を，一般の国民・市民の皆さんにもなじみやすい表現とするべきであるとの御意見を踏まえて修正させていただきました。また，４ページの本文４行目から５行目にかけてでございますが，２１世紀の価値観に関する記載について，「手続の透明性」や「情報公開」といった重要なことを加えるべきだという御意見を踏まえまして，その旨を記載させていただきました。

さらに，小柱３の「検察官の倫理」に関してですが，６ページ７行目を御覧いただきたいと思います。ここでは，基本規程に盛り込むべき事項として，「供述の任意性に疑念を抱かせるような取調べをしてはならない」旨を加えるべきであるとの御意見がございました。これを踏まえて，⑥の項目を挿入させていただきました。また，６ページの末尾の注の直前の段落でございますが，基本規程の作成に当たって外部の意見を聞くべきであることを記載すべきであるとの御意見を踏まえ，その旨を記載させていただきました。

主な修正の趣旨は以上でございます。御説明いたしました修正を踏まえまして，この「検察の使命・役割と検察官の倫理」の部分につきまして，特に付け加えて御意見がおありの方はお出しいただきたいと思います。

○後藤委員　１の囲みの２つ目の○の部分でございます。今，御説明いただいた趣旨は理解いたしました。ここで「公正な」という言葉を入れるというのは，確か但木委員もおっしゃって，私も賛成したと思います。ただ，私が言いたかったのは少し趣旨が違いました。ここが私の意見を入れてくださったのかどうかそれは別として，この修正版の表現だと，検察官は公正な裁判の実現に努めろということですね。間接的には確かにそうなりますけれども，公正な裁判を実現するのは直接的にはまず裁判官の役割ですね。検察官は直接には，公正な訴訟活動をするべきなのではないでしょうか。村木事件で一番はっきりしている問題は，前田元検事が証拠を改ざんしたということです。それは非常にアンフェアなことをやったということです。だから，それに対して私たちの答えはまず，フェアにやってくださいということ，それが一番大事な，まず言うべきではないでしょうか。それは「公正な訴訟活動を行う」ということではないかと思います。

ですから，ここを，例えば「公正な訴訟活動に努めなければならない」，あるいは「公正な訴訟活動を行わなければならない」というふうにできないでしょうか。それに伴って３ページの説明の部分も同じことがありますけれども。その方が趣旨が明らかになるのではないかと私は考えました。

○嶌委員　公正な裁判ということは僕もずっと言い続けてきたわけですけれども，僕は別に訴訟活動だけではなくて，事務局から提供していただいたいろいろな資料を見ると，外国の例においては検察も公正な裁判を実現することが重要な使命であり，そのためには，例え不利な証拠であっても全て出しなさいと，武器は公平にしなさいと，そういうふうにしてやることが検察の役割だと，ただ裁判で有罪を勝ち取ることだけが検察の役割ではなくて，全体として公正な裁判を担うということも検察の役割だというふうにずっと書かれているわけですよね。私は，そういう意味にとりましたから，むしろこういう言葉が入った方がいいなと思います。だから，検察の訴訟活動だけに公正であるかどうかというよりも，裁判全体を公正にするということが裁判官も検事も，それから弁護士も，みんなやはりそこをまず目指すべきだとした方が，これからの裁判の在り方としても，もう少し高尚というか理念が高くなるのではないかなというふうに思いました。僕は，この言葉はそういうふうな意味だと思って受け止めましたので，これ

でいいのではないかなと個人的には思っています。

○石田委員　私もその意見に賛成です。やはり検察官も公正な裁判を実現する一翼を担うべきだ，これは弁護士もそうだと私自身も認識しております。さすが研究者で分析的だとは思いますけれども，やはり訴訟活動というとかなり狭まってしまうのではないか。メッセージとしては，今，私が申し上げたようなことを込めるという意味では，この表現の方がいいのではないかと思います。

○井上委員　私も石田委員の意見に賛成です。むしろ後藤委員の言われたようにすると狭まってしまうと思います。それから，検察官も飽くまで一当事者としての立場なんだというのは後藤委員のお考えであるとは思うのですが，そういう見方がある一方，単なる一当事者にとどまるものではないという見方もあり得るので，それを全部包むとすれば，この原案の方がよいのではないかと思います。

○石田委員　私は，やはり検察官は当事者であることは間違いないと思っていますが。

○井上委員　それはそのとおりです。

○石田委員　それとは別に，やはり理念としては公正な裁判の実現をするための一翼を担うという，そういう発想で申し上げているんですけれども。

○井上委員　そこから先は論争になりますので，これ以上は申し上げません。

○石田委員　これはどうしてもということではないんですが，各項目の第１の表題のところですが，ちょっと表現は悪いんですけれども，官僚が書いた表題といったようなことに受け取られないか。やはりここには何かのメッセージ性をつけた方がいいのではないかという感じはします。私の２５日付けの提言案ではこの部分を，例えば，第１の項を「検察の信頼回復を目指して」といったようなことで副題をつけるとか，どういう表題をつけるかということは少し考えなければいけないですが，もう少し何となくメッセージ性を持った表題をみんなで考えた方がいいのではないかというふうに私は考えます。

○郷原委員　「時代の変化に応える検察」というところで，私はいろいろな項目でこれに関連する発言をしてきましたので，できれば特にその中で強調したかった違法行為の悪質性・重大性についての考え方，刑罰適用の前提になる考え方を明確にしていく方向で検討していくべきだということを入れていただきたいということを改めて書いたんですが。ちょっとそれがバランス上できないとすると，せめてこの４ページの最後のところの書き方ですね，二重に消極的に書いてあるような気がするものですから，ちょっとこの表現を何とかしていただけないかと思います。下の方から見ますと４行上ぐらいから，「刑事制裁を課すのにふさわしい行為はどのようなものであるのかといったより広い観点からの検討が不可欠な問題であるため」の後に，「直ちに結論を得ることは困難であり，将来的な検討課題とするべきものと考えられる。」と書いてあるんですが，将来的な検討課題とするべきというのは，要するに，今はやらないという消極的なメッセージそのものです。少なくとも直ちに結論を得るような問題でないことは間違いないわけですから，より広い観点から今後検討していくべき問題だというふうに言えば特に問題はないのではないかと思うんですが。何も「将来的な」という表現を使わなくても，今後検討すべき問題，すぐ初めてなかなかそう簡単に結論が出る問題ではないということが分かればいいのではないでしょうか。

○千葉座長　ここの部分につきまして，御趣旨が生かされるような形で盛り込めることにつきましては，できるだけ工夫をさせていただくということで，私の方でちょっと検討させていただ

くという形にしたいと思います。大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

次に，第２の「検察官の人事・教育」部分ですが，その主な修正の趣旨を御説明させていただきたいと思います。

まず，９ページ第１段落の末尾になりますが，教育・研修に関しては，「失敗事例の研究等に当たっては，外部の有識者の意見を聞くことも有効ではないか」という御意見がございました。これを踏まえまして，その旨の修正をさせていただきました。次に，９ページ末尾から１０ページ上段でございますが，専門性の向上に関しては，「検事に対する意識調査に現れた問題意識を活用してはどうか」との御意見をいただきました。その御意見を踏まえまして，その旨修正させていただきました。さらに，１１ページの（３）の冒頭でございますが，幹部研修に関しましては，「一つの船に乗って進んでいる特捜部という記載は現状肯定のように読める」という御指摘をいただきました。それを踏まえて修正をさせていただきました。また，１１ページの中ほどから次ページにかけてでございますが，「検察の組織風土の変革等の観点から，幹部のリーダーシップの重要性を強調するべき」，「幹部研修については，リーダーシップの改革の観点からも重要性を強調するべき」との御意見をいただきましたので，それを踏まえての修正をいたしました。さらに，１３ページの中ほどでございますが，検察庁職員の増員に関しては，「提言すること自体は否定はしないけれども，表現ぶりなどは工夫するべき」との御意見で大方の一致をみたものと思われますので，枠囲いと小柱からは落としまして，（２）のように修正させていただきました。そして，同じ（２）の部分ですが，法務省の人事に関しては，「法務省に検事が必要ないとは言わないけれども，幹部の多くを検事が占める現状への問題意識を示したらどうか」との御意見が示されておりましたので，末尾の「なお」以下の修正をさせていただきました。

主な修正の趣旨は以上でございます。この「人事・教育」の部分につきまして，今，御説明させていただきました修正以外で，更に，特に付け加えるなどの御意見がございますれば，お出しをいただきたいと思います。

○江川委員　９ページなんですけれども，今，正に付け加えていただいたその検証に関しての外部の有識者の意見も聞くなどしてというところです。最初の段落の下から２行目のところですね。ただ，ここの加わったことはよかったのですけれども，この提言では，外部の目や風を入れなさいと言っている割には声を聞きなさいと言っているだけで，つまり，このとりでの中には立ち入らせないというこの密室性というか閉鎖性は余り変えないまま，外に出てきて意見を聞きなさいという感じのところが何か所も出ているんですね。ここもそうなんですけれども。外部の有識者の意見を聞くだけじゃなくて，検証そのものに外部の人の何らかの手が入るというんですかね，そういうこともあっていいのではないか，むしろあるべきではないかなというふうに思います。

最高検の今回の事件についての調査でも，外部のアドバイザーは入ったけれども，結局，調査そのものには全くノータッチで，出てきたものをどう料理するかというところだけだったわけですよね。だからもう少し例えば，こういう人に話を聞いたらいいのではないかとかそういうことも含めて，何か検証に加われるような形にできないものかというのが私の意見です。だから，例えば，外部の有識者も加わってとかそういうことにできないかということを申し上げたいと思います。

○千葉座長　今，江川委員から御意見いただきました，従来から私もよく認識させていただいて

おりますが，ここの議論の中では全体として，そこまで合意が形成されたまではいかなかったのかなということで，しかし大変貴重な御指摘でもあり，このような形で生かさせていただいたということでございますので，御了承・御理解をいただければと思っております。

○江川委員　外部の人が調査に何らかの形で関わることに反対という方は，そんなにいらっしゃいましたっけ。

○井上委員　この件については，私は，既に意見を述べていますが，検証という意味では，大量の生資料に立ち入って調査をしたり，証人や訴訟の表に出てきていない事件関係者から話を聞いたりする必要もあり，そこに外部の人が入るというのは非常に難しいだろうと思います。技術的に難しいのと同時に，余りそういうことをやってしまうと，結局，現場の検察官に萎縮効果が生じてしまい，検察の独立という観点から余り好ましくないように思うのです。他方，意見を聞くというのも，単に１年間こんなことがありましたといった報告をして感想を聞くというだけのことではなく，問題があった事柄については，こういう方法でこういうふうに調査し，その結果，ここに問題があったので，こういうふうに対処しますといった報告をし，それについて意見を聞くわけで，それに対して問題があると思えば，ここのところは不十分ではないか，もっとよく調べて報告してほしいということは当然できるだろうと思います。これ以上論争するつもりはないのですが，そういう意見もあったということを御記憶ください。

○千葉座長　今日，また改めて議論をさせていただくということではございませんが，図らずも今，こういう形になりました。私の方では，できる限り一致をしている，あるいは趣旨が重なり合っているという部分で取りまとめをさせていただいておりますので，この部分はそういう意味で，記載のような形にさせていただいたということでございます。

○江川委員　井上委員のおっしゃるとおりだとしても，例えば，もう少しこういうところが必要なのではないかということを注文して，そしてそれをやってもらうということだとすると，この聞くだとそのニュアンスまで含まれないですよね。やはりもうちょっと何か関わり感みたいなものがないと。井上委員が今おっしゃったのだって，ただこれだと聞きっ放しという感じにもなりかねないんじゃないですか。

○井上委員　当然，意見は言えると思います。

○千葉座長　私なりの，皆さんの御趣旨が重なり合う部分でまとめたということでございますので，もし表現ぶりということでございますれば，また具体的にお出しをいただければと思います。基本的には，この記載が大方の趣旨の一致するところとしてまとめさせていただいておりますので，御理解いただければと思います。

○嶌委員　外部の検証というか監察という話は，組織の内部に設ける検証と組織の外部に設ける検証と両方あったわけですよね。ここはどちらのことを言っているのか，ちょっともうひとつ判然としないんですけれども。検察内部の検証というところに外部の人が入るといっても，これは相当難しいなという感じが，僕はするんですよね。新聞社で何かいろいろ問題が起こったときに，もちろん新聞社の内部で検証いたしますけれども，そこに一般の人が入ってきて同じようにしようとしても，それは難しい。むしろ外部委員がいろいろな問題点を聞いて，それこそしつこく聞けるようにして，それに応えられるかどうかというふうにするのが外部の人が入る検証の意味ではないのかなというふうに僕は思うんですね。そこのところは内部と外部との検証の意味をきちんと書き分けておけば，僕はいいのではないかなというふうに思いますけれどもね。

○江川委員　お言葉ですが，新聞社とかマスコミで問題があったときに結構外部の人が入ってやってて，例えば，確か関西テレビでしたか，「あるある大事典」とかいう番組ですね。あれなんかも外部の人が検証をやって，それは会社として全面的に協力するという形だったと思うんですね。今，これはさっき二重になっているのではないかというのはチェック体制の方だったと思うんですね。これはもう済んだ事件で，検察からすれば，失敗したというか，無罪になったり，任意性飛ばされたり，そういうようなケースについて，いろいろ失敗から学ぼうというそういうところであって，何も糾弾的に何かしようという，そういうところではないと思うんですね。

○嶌委員　関西テレビのケースは僕はちょっとはっきり覚えていませんけれども，あれはＢＰＯか何かで決められて，そして確かやったんですよね。ＢＰＯができる前ですか。そうですか。要するに，外の人が入った場合に，どういう権限を持っているかによって調査の仕方というのは全然変わってくるわけですよね。そういう権限を本当に与えて果たしてできるのかどうなのかという問題だろうと思うんですよね。僕はそこは一般の場合には新聞社にしてもテレビにしても，いろいろなところが外部の意見を聞くようになっていますけれども，それは相当の専門家が根掘り葉掘り聞いて，それに答えられるかどうかというところに，その組織の信用性とか在り方が試される感じに僕はなっているのではないかなという気がするんですよね。だから，全く内部の人と同じように捜査をしたり調査をしたりするということは，ちょっとほとんど外部の人にとっては不可能に近いというか，能力問題として不可能に近いと僕は思いますけれどもね。それだけの時間もまずないだろうしね。

○千葉座長　この部分も，これまでも議論をさせていただいてきた部分でございます。今，ここで皆さんの意見に基づいて修正したという部分は，人事・教育の部分での問題に関わるところでございますので，そこも御理解をいただいた上，基本的には，このような限度で失敗事例等についても十分に研究しなさい，勉強しなさいと，こういう部分であったと思われますので，この形でまとめさせていただきたいと思います。

○郷原委員　１２ページに，この前もちょっと気になってたんですけれども，「女性職員の幹部への登用の促進」というのが囲みの中で出てきているんですが，この話はそんなに出てきたのかなと思っています。突然出てきたような気がします。この間，言うのを忘れちゃったんですけれども。余りなかったような気がして。重要なことではあるんですけれども，いろいろな考え方があって，とにかく女性の幹部というのをつくればいいんだと，その数の問題だという考え方と，かえってそういうこだわりを持つと適材適所の配置ができなくなるという考え方，いろいろあると思うんですね。単に女性職員の幹部への登用を促進することが一つの大きな課題だというのをこの枠の中で書くのがいいのかどうか，ちょっと議論が十分に行われたのかなという感じがしたもんですから。

○千葉座長　御指摘を受け止めさせていただきたいと思います。逆に，突然消えるとまたどうなるかというのもございますけれども。ここは一つの多様化を図るという意味での指摘ではあると思います。本文の方でもそこはきちんとなっていると思います。

○高橋委員　今の点ですけれども，恐らく私のペーパーなんかには，この話は出ていたと思うんですが，郷原委員がおっしゃるように，そんなにディスカッションは十分されているわけではないので，囲みというほどではなく，本文の中で多様性という中の一つとして是非入れていただければそれでいいかなという感じもしました。最初に言い出した者としては確かにそんな感

じもいたします。

○但木委員　囲みに入っていたんだから，そのまま残してもいいような気がします。郷原委員が言う意味も分かるけれども，ただこれは当然のことだから余り議論の対象にしなかった面もあるし，検事も検察事務官も，女性の人数がたくさん増えているのに，その割に幹部に就いている人はやはり少ないんですよ，客観的に。だから，「登用を促進し」というのは囲みの中に残していただいてもいいんじゃないかと思います。

○吉永委員　促進しないと進まないことかもしれないなと思います。やはり人事と絡んでくるというのは，女性の職員というのは幹部になれないというのはなぜかというと，転勤とかいろいろなことが多すぎるということで，それができないからということで幹部への道が絶たれてという面がある。それに対して，人事院の勧告も出たかというふうに思いますので，ここを入れておいても別に構わないですよね。

○高橋委員　皆さんにそう言っていただけるなら。

○千葉座長　そういう意味では，皆さんの御認識は大体共通かなと思いますので，ここは残す方向でよろしいのではないかと思われます。そのほか，このような字句を入れたらどうか，あるいは文言の修文等，必要かという部分ございますか。

それでは，お出しをいただいたところは私の方で引き取らせていただいて，可能な限りで表現がきちっと伝わりますようにしてまいりたいと思っております。

続いて，第３の「検察の組織とチェック体制」というところにまいりたいと思います。ここもまず，主な修正の趣旨を御説明させていただきたいと思います。

まず，１５ページになりますが，特捜部の存廃及びその組織の在り方に関しましては，「特捜部を廃止するまでの必要はない」という部分の「までの」が分かりにくいという御指摘がありましたが，独自捜査を主たる任務とする部署を廃止する必要はないという範囲で大方の共通する御認識ではなかったかと思いますので，御指摘を踏まえて，１５ページの下から７行目に，「特捜部，あるいは，独自捜査を主たる任務とする部署を廃止する必要はないという点で，大方の委員の意見が一致をみた。」と記載いたしました。その上で，同じページの枠囲いの中にも，「廃止するまでの必要はない」の「までの」を削除して，分かりやすい形にさせていただきました。

次に，小柱の２番目の（１）特捜部の独自捜査に対するチェック体制に関しては，１７ページの中ほどを御覧いただきたいと思います。特捜部が行った独自捜査については，同部に所属しない検察官において起訴・不起訴の処分を行うというチェックの在り方も選択肢としてあり得るのではないかとの御指摘がございました。それを踏まえて，１７ページの中ほどの「具体的には」以下で，その旨を記載させていただいております。また，１７ページ（２）の公判段階におけるチェック体制に関しましては，公判段階におけるチェック体制の対象となるのは，特捜部の独自捜査事件に限られないとの御意見を踏まえまして，下から５行目にその旨を記載しております。さらに，１７ページ末尾から１８ページ冒頭にかけてですが，公判段階でも，専門的知見等を活用した「横からのチェック」による検討の対象とすることを記載するべきだとの御意見を踏まえまして，その旨を記載しております。

そして，小柱３の監察体制の構築になりますが，１９ページの中ほどを御覧いただきたいと思います。監察を担当する検察官の任命に当たっては，監察制度の適正性・公正性に疑念を抱かれないようにするべきとの御指摘を踏まえまして，その旨を記載をいたしました。

さらに，２０ページの末尾でございます。監察体制の構築及び外部の目・外部の風に関連して，監察担当部署に検察官以外の者を任期付公務員として登用するなどして外部の第三者を監察に参画させることを記載すべきとの御意見や，外部有識者が個別の事件についての情報も含めて十分な情報を得る必要があるため，外部有識者に検察官等の聞き取り調査権限を認めることを記載するべきとの御意見がございました。

しかし，外部の第三者を監察に参画させることや，外部の第三者に調査権限を持たせることについては，これまでに，慎重な御意見も相当示されているものと理解しております。

そこで，今回，指摘があった趣旨をできる限り活かすという観点から，２０ページの最後の部分に，外部有識者が検察運営全般の実情を十分に把握して適切な意見・助言を行うことができるようにするため，十分な情報提供に努めるべきという記載を追加させていただきました。

主な修正の点の趣旨は以上でございます。御説明いたました修正を踏まえまして，この「組織とチェック体制」の部分につきまして，更に修文や，あるいは何か特段に漏れている等々の御指摘や御意見がありますればお出しをいただきたいと思います。

○郷原委員　特捜部の存廃のところなんですが，表現ぶりとして確かに「特捜部を廃止するまでの必要」という言葉はちょっと日本語としておかしいのではないかという御意見もありましたし，そこには問題はあったんですが，あえてそういう言い方をしたのは，特捜部を廃止すべきかどうかということについての意見もやはり分かれている部分もあり，少なくとも独自捜査を主たる任務とする組織は必要だというところは一致していると，それをどう表現するかということだったと思うんですが。それが何か「まで」を単純に削って，特捜部を廃止する必要はないという結論にしてしまうのは，前回から今回の間に，そんな議論がそこまで進んだのかなという感じがするので，ここは正に工夫をしないといけないところではないかと思うんですが。ですから，廃止をする必要はないということをストレートに言うのではなくて，この会議としては，直ちに特捜部そのものを，検察独自捜査の任務を背負う組織としての特捜部を直ちに廃止しろというわけではないけれども，その後ですね，その後，現状を是とすることなくというところに重点がかかるような表現の仕方にすべきじゃないかと思うんですね。

もう一つの本文の方に，またこの表現を，「特捜部あるいは独自捜査を主たる任務とする部署を廃止する必要はない」という，「何々あるいは何々を廃止する必要はない」という，何のことかよく分からない表現になってしまっています。ちょっとさすがに，この表現はまずいのではないか。日本語としておかしいと思うんですね。ＡあるいはＢを廃止する必要はない，どういう意味なのか。これは端的に独自捜査を主たる任務とする部署は存続させるべきだということは意見は一致しているわけで，特捜部も名称の問題とかはありますけれども，基本的にそういう特捜部の機能を存続すべきだという点については，大方委員の意見は一致していたんだろうというのが今までの議論の忠実な表現ではないかと思うんですが。

○江川委員　箱の中なんですけれども，「特捜部を廃止する必要はないが」というのはちょっと唐突感がありますよね。だから，ここをあえてそれを言うことなく，例えば今，郷原委員も「現状を是とすることなく」というところが力が入ったところなんだというところは恐らく皆さん一致しているところだと思うんですけれども，そうすると何もその前を入れる必要もなくて，特捜部は現状を是とすることなくということで，そして詳しいことはいろいろな意見があったけれどもこうだったよということで，本文の中に残せばいいので，何もここで「廃止する必要はないが」というのを入れなくてもいいんじゃないかなと思うんですけれども。特捜部につい

ては現状を是とすることなくというのを提案したいと思います。

○千葉座長　ここも，これまでにも大分御議論をいただいたところでございます。ここは，表現ぶり，あるいはどうしたものかという部分もございますので，ほかにこの部分で御意見がありますればお聞きいたしまして，少し調整をさせていただきたいと思います。

○高橋委員　郷原委員と江川委員が言われるのも分かるんですが，例えば，この後の第４の可視化なんかもこういうことを進めるべしみたいなアクションワードが入っているんですが，ここだけがそうする必要がないというネガティブワードから入るというのは何か表現的にどうかなというのは確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ，今，江川委員が言われるように，「特捜部は現状を」とただそこでつなげてもいいと思いますし，ただ機能として重要だが，在り方を見直す必要があるみたいな感じから入ってもいいと思いますし。言葉は細かくはあれですけれども，そんな感じで少し変えれば，大分ニュアンス変わるんじゃないかなという感じも私はいたします。

○井上委員　今の意見ですと，この柱で，「存廃」と書いていることに対応しないように思います。その辺，うまく整合するような工夫ができるならそれでよいと思います。

○郷原委員　存廃というのを削ったらいいんじゃないですか。

○千葉座長　ここにつきましては，実は，国会の御質疑の中で，大臣がこの検討会議では特捜部の存廃についても御議論されているとの御発言をなさったとも聞いておりますので，そういうことも念頭に置きながら，この表題と枠囲いの中ですね，ここの表現をどう調整できるか，少し引き取らせていただきたいと思います。皆さんの御趣旨はほぼ共通であろうと私も認識・理解しておりますので，引き取らせていただきたいと思います。

○嶌委員　法務大臣から，特捜部の存廃という言葉を使って議論してくれと，こういう要請があったということですか。

○千葉座長　要請というよりは，検討会議では存廃も含めて検討をしているという答弁をされたと聞いております。

○嶌委員　したがって，この存廃というタイトルというのはなかなか削るわけにはいかないということですか。

○千葉座長　そこは，少し検討が必要かなと思います。

○嶌委員　僕はさっき，江川委員が言ったように，「特捜部については，現状を是とすることなく」とつなげるのが一番すっきりした言い方だなというふうに思います。やはり，この特捜部というのがほかの部と多少違う捜査をするということを少し中に書いてもいいんじゃないのかなと思います。例えば，政治悪の問題だとか新しい時代に関係した犯罪をやるような部だから存在意義があるんだということはもう少し強めに書いてもいいんじゃないかなというふうに思います。

○千葉座長　本文の方では，大体皆さんの御指摘のところは盛り込まれているかと思いますが，そこについてはまた，皆さんから少し知恵をお貸しいただきつつ，どういう形にするのが一番分かりやすいか，この検討会議の趣旨がきちっと伝わるかということも併せて，調整させていただきたいと思います。

○後藤委員　別のことで，やや細かい表現の問題なんですけれども。「反映版」ですと１９ページの(注)に落とされた部分があります。その２行目で「検察官による調査や検証には信用がおけないことから」と，この意見を表現しています。これは何だかけんかを売っているような表

現です。こういう対立をあおるような表現はなるべく避けて，冷静に議論する姿勢の方がよいと思います。ここは例えば，「検察官だけによる調査や検証では客観性が不十分であるから」とするか，あるいは，この「監察を担当する」から「ことから」までを全部取ってしまっても，この意見の趣旨は分かると思います。どちらかにした方が良いと思います。つまり，この意見は，検察官に対する特別な不信の表明ではなくて，どんな組織でも身内だけで見直したら不十分になりがちでしょうと言っているだけですから。

○千葉座長　これは(注)で意見の紹介をさせていただいている部分ではございますけれども，御指摘を受け取らせていただきます。

○石田委員　これは，私の意見が多分入っているんだろうと思います。今，後藤委員がおっしゃったことは全く異論はありませんので，抜いていただいて結構です。

○千葉座長　真意は別といたしまして，確かにこういうものの中に，余り適切な表現ではないのかなとも思う部分がありますので，それは少し工夫をするということで受け取らせていただきます。ほかにこの部分，よろしいでしょうか。

それでは，ここまで幾つか字句あるいは表現ぶり等々，少し修正あるいは知恵を出さなければいけないという部分があったかと思いますので，それについては，私の方でもう一度どういう形が適切なのか，皆さんの趣旨が分かりやすくなるかという観点から検討させていただきたいと思います。御指摘がございました部分以外ではおおよそ内容的にはよろしゅうございますか。では，御指摘のところは引き取って，検討をするということにいたしたいと思います。

それでは，ここで若干休憩をさせていただいて，その後に「検察における捜査・公判の在り方」の部分に入りたいと思います。では，１０分間の休憩といたします。

（休　　憩）

○千葉座長　議事を再開させていただきます。

第４の「検察における捜査・公判の在り方」の部分につきまして御議論いただきたいと思います。まず，ここも私の方からこの部分の主な修正の趣旨を御説明させていただきたいと思います。

２１ページの枠囲いの可視化の基本的な考え方については，現段階で録音・録画に関する法制度が存しないにもかかわらず，これをより一層拡大するとするのは不自然ではないかとの御意見がございましたことから，書きぶりを改めまして，その部分を「運用及び法制度の整備を通じて,」と修正させていただきました。次に，２２ページの本文の（３）においても同様の趣旨を修正しております。戻っていただきまして，２１ページの（１）の１段落目につきましては，取調べの問題点に関する記載が曖昧ではないかとの御意見がございましたことを踏まえて，表現を明確にするとともに，このような取調べの問題点は大阪地検特捜部に限定されるものではないとの御意見も盛り込ませていただきました。

次に，２２ページの枠囲いの記載のうち，知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べについては，委員からの御指摘を踏まえて書きぶりを修正させていただきました。２３ページ本文の（２）におきまして，一部録音・録画の効果を具体的に指摘する御意見も付加するとともに，録音・録画された中での取調べについて研修を行うべきとの御意見を踏まえた修正をいたしました。さらに，２４ページの（３），ここでは少年事件についても

取調べの録音・録画の試行を行うべきとの御意見を踏まえ，今後の課題として検討されることを望む旨，追加的に記載させていただきました。加えて，運用による取調べの可視化に関連し，検察事務官に取調べの記録を作成・保管させるなどとする御意見もございましたことから，これを（４）として記載させていただいております。

さらに，２４ページの小柱３におきましては，各委員から指摘がありました各種表現ぶり等の修正をさせていただいたほか，２５ページの下から２段落目の「本検討会議においては」以下で，従来の偽証罪の運用等に係る記述を削除し，また，２６ページの２段落目には，新たな時代の要請として「手続の透明性の要請」，「情報公開」との文言を加えさせていただきました。２７ページの（２）及び２８ページの（３）においては，委員からの本文の記載が冗長であるとの御指摘をも踏まえまして，議論が複数の意見に分かれ，特定の結論を得るに至らなかったものの，なお，議論の状況を記載することが望ましいと考えられる部分について，文字の大きさを小さくし，(注)として記載することといたしました。また，その中で，２９ページの（注４)にあります被疑者・被告人の身柄拘束の在り方につきましては，御意見を踏まえて本検討会議における議論の状況をより詳細に記載することといたしました。

主な修正の趣旨は以上でございます。今，説明させていただきました修正を踏まえまして，この捜査・公判の部分につきましても，更なる御意見がございますれば，ここでお出しいただき，議論させていただきたいと思います。

○江川委員　可視化に関してのところについてなんですけれども，恐らくこの提言案を新聞記者が読んだときに，さっきの特捜に関しては書きぶりをまた考えるということだったのですが，これそのものだったら「特捜存続，可視化先送り」というふうになりかねないと思います。ただ，この間の議論では，これはそんなゆっくりやっている問題じゃないんだということは，ほかのいろいろな点も踏まえて検討するのは急がなきゃいけないというのは，これは大方の一致したところだと思うんですね。ですから，例えば，最初の囲みの箱の中ですけれども，「法制度の整備を通じて」というところの前に，「速やかな」という文字を入れる，あるいは，この３番目の新たな何か会議をつくるというところなんですけれども，そこも私はやはりどれぐらいかという期限は区切った方がいいのではないかというふうに思い，私の意見としては，今日，お配りいただいた「提言案についてのごくささやかな意見」という書面に１年以内に結論を出すべきであるというふうな意見を入れましたけれども，このようにゴールというか急いでやらなきゃいけないんだということをやはり強調すべきではないかなというふうに思います。

それから，ほかにもあるんですけれども，議論が一遍に拡散するといけないので，取りあえず１点目はこれです。

○後藤委員　意見を申し上げたい点が幾つかございます。もちろん全て私の期待どおりになるとは考えておりません。なるべく公約数を最大にすることを目標に，まず重要な点を先に二つ申し上げたいと思います。

一つは，２番目の囲みのところです。前回も私は申し上げたことですけれども，試行の中に全過程の録音・録画の試行も含むべきだという趣旨を何とか囲みの中に入れられないでしょうか。それでまとまるのは無理なのでしょうか。囲みの中では，最初の○に入れるのがベストだと思いますけれども，そうでないとしても４番目の○にそういうものも試行の中でやるべきだと示したい。そうしないと，取調べの全過程を録音・録画したときにどんな結果になるかの試行は実はできないですね，実際やってみないと。だから，全過程の録音・録画をこの囲みの中

に入れられないか，これが一番大きな問題です。

もう一つは，２９ページから最後の部分です。ここの書きぶりが前回いただいた版とは変わっているところがありますね。このバージョンを拝見すると，２９ページの（４）からの部分，この文脈を読んでいくと，村木事件のようなことを二度と起こさないためには新たな捜査手法の導入が必要だという結論，我々がそういう結論に至ったのだと言っているように見えてしまいます。しかし，そういう結論には至っていないでしょう。そういうふうに考えている方はいると思いますけれども，全体がそういう結論に至ったと受け取られるのは正確ではないと思います。この部分は前の版の表現の方が良かったように思います。かえって誤解を生む表現になっているのではないかと思います。前のバージョンでは，そこまでは読めない表現になっていたと思います。

○郷原委員　前回も申し上げたんですけれども，こういう時期に取りまとめをするのであれば，世の中からもそれなりの成果があがったというふうに認めてもらえるような内容でなければいけない。そういう意味で一番注目されているのが，第４の「検察における捜査・公判の在り方」だろうと思います。ところが，この「検察における捜査・公判の在り方」のところ全体として，前回も申し上げたように，特別捜査部，特別刑事部という検察独自捜査の可視化の問題，取調べの問題と，警察送致事件の可視化の問題と，それと今後の刑事司法制度の問題がこの第４の中に渾然一体となって書かれていて，非常に分かりにくいんですね，全体が。本来であれば，私はその一般的な刑事司法制度の問題というのを書き分けるべき，もっと言えば警察送致事件の可視化の問題と特捜の問題，今回の村木事件の問題というのは特捜の問題ですから，それを書き分けるべきだと思うんですが，今の段階で。それが若干困難だとしたら，やはりこの特捜の可視化の問題について少なくともこういうことだけはやるべきだと，最高検のあの指針よりも，ここのところは更に踏み出すことを提案したということがなければ，一番核心部分について何を議論していたのかという話だと思うんですね。私は是非，ここに「例えば」という形で書いてあるんですが，２３ページの「身柄拘束の初期段階の取調べ，主要な供述調書の作成に係る取調べ等」を可視化の対象にする，これを，明確に，この二つ，まず原始供述の可視化，そして公判の立証で使う予定の調書の読み聞け署名部分，ここについては最低限，可視化の対象にするということを最高検のガイドラインか何かで具体的に示すべきだと思います。そこだけでも一つの前進だというふうに見られるんじゃないか。そこを是非やっていただきたいと思います。できたら囲みに入れて目立つようにしていただきたいということです。

○宮崎委員　まず，第４をざっと読みますと，我々は，村木さんの事件を通じてえん罪を起こしちゃいけないと，そのために捜査・公判をいろいろ検証しようと。密室の取調べ，そこに原因があったんだと，こういうところから議論が始まり，全過程可視化の議論があり，そして全過程の可視化については今すぐ実現するにはいろいろなことを検討しなきゃならないんじゃないかと，こういう議論の流れであったかと思いますけれども。出来上がったものを見てみますと，先ほど，後藤委員が指摘されましたように，最後のまとめの部分が，私はやはり非常に良くないと考えています。

まとめの（４）は，前回の取りまとめも良くなかったんですが，今回の取りまとめは文章の順番を変えたことによって更に悪くなっている。というのは，前回の取りまとめですと，いろいろなことをやって，現在の刑事司法制度を変えて，新たな制度を構築していく必要があり，本格的な検討の場を設けるという記述でしたが，今回のまとめは，一連の司法制度改革におい

ては，改革審意見書における新たな捜査手法の導入がなかったから供述に頼りすぎる病理現象が起きたんだと，今回の原因なんだと，その記述を受けた形で今般の事態を踏まえてと，どの事態かというと，新しい捜査手法がないから生じた病理現象を受けて，同様の事態を二度と引き起こさないようにするためには，現在の司法制度が抱える問題点，というと前の病理現象を受けているので，第４のまとめとして可視化ではなく，最重点に新しい捜査手法に取り組むという印象になるわけです。我々は，村木さんの事件を反省してこういう議論を始めたのに，最後の最後の結論が新たな捜査手法のなかったことが全ての原因だったと，これを解決しなきゃだめですよというこのまとめは，問題のすり替えに近い印象を与えると私は思います。この第４全体の記述を見てみますと，先ほども申し上げましたように，まず最初のところは多くの人が可視化の拡大をしなきゃだめですねと，こういうことで取りまとめが行われ，そして２番目が運用によってそれを拡大していきましょうというまとめが行われ，３つ目が新しい場をもっていろいろなことを検討していきましょうねと，そこにおいては，捜査手法の問題がありますねと。捜査手法について，供述に頼らない手法がありますから，これについて議論をしていきましょうと，さらに，制度としての全過程可視化を検討しましたけれども意見がまとまりませんでした。さらに，本検討会議においては，参考人取調べとか保釈とか，いわゆる人権保障の観点からいろいろ議論をしたので，これも次の場で関連する諸課題としてやりましょうと。そして，最後の結論が，また捜査手法を導入しましょうという記述になっているわけですね。私から見ると，捜査手法の導入がしつこいぐらい出てくる。しかも，最後の結論が，全ての原因は捜査手法が取り入れられなかったからだと，これは問題のすり替えで，私はとってもおかしいと思っています。しかも，司法制度改革審議会意見書による指摘事項のうち，裁判員制度を始めとする様々な改革が実現されてきた一方，我が国の社会経済の変化やそれに伴う犯罪情勢，動向の変化等に対応するため，検討を求められていた新たな捜査手法の導入については必ずしも十分な検討が行われてきたとは言えないとこういう形で，司法制度改革審議会がいろいろ求めた中で新たな捜査手法の導入だけが残っていると，こういう印象のように見えるわけであります。

そこで，私もびっくりして司法制度改革審議会の意見書を改めて読んだのですが，ここでは「新たな時代に対応しうる捜査・公判手続の在り方」という項目が確かにあります。頭書き部分では，やはり新しい時代には今の捜査手法では十分対応できないとこういう記載もありますが，一方で，人権保障に関する国際的動向も踏まえつつ，新しい時代における捜査・公判手続の在り方を検討しなければならないと。確かに，新しい捜査手法が書いてあります。しかし，刑事免責制度等，新しい捜査手法の導入については，憲法の人権保障の趣旨を踏まえながらという形できちんとバランスよく書かれているわけです。しかも次の項では，被疑者・被告人の身柄拘束に関する問題ということも，並列して記載がされてあるわけです。私は，司法制度改革審議会意見書のように人権保障の観点，そういうことを踏まえつつ新しい捜査手法，身柄拘束の問題点，こういうことの解決を今度の新しい場でやりましょうと，バランスよく書いていただくということが不可欠ではないか。これでは我々は笑われる，この結論は，はっきり言えばとんでもない結論に最後なっているということです。

あとは，私も書面を出させていただいて，どこの箇所をどう修正するか言わせていただいております。まず，第４の最初の総論のところで，可視化の拡大について大方の意見の賛同を得，また全過程可視化についても多くの賛成意見を得た，こういうことですから，やはり何人かの

委員がおっしゃっておられますけれども，このまとめのところにも，今後取調べの全過程の録音・録画，前は目指しと提言していたんですが，譲歩しまして，「取調べの全過程の録音・録画を含めより一層その範囲を拡大すべき」だという形で入れていただけないかという提案をいたします。

それともう一つは，運用による可視化の拡大につきましては，試行をやる以上，先ほど後藤委員がおっしゃったように，全過程の録音・録画を含む試行をしていただかないと全過程録音・録画の実験ができないのではないかと，こういう具合に考えますので，この点も○の１番目に入れるか○の４番目に入れるか別にして，運用の内容についても御検討を賜ればと，このように思っているところであります。

それから，今後の検討の場でありますけれども，やはりスピードの問題です。今まで６年間，棚ざらしにされてきたと言いましたら，吉永委員，井上委員から，それは法曹三者でやってるから悪いんだというような御意見を受けました。ただ，私はそれは私の立場からするとえん罪であって，というのは協議の場というのは何か議題が出てきて協議をするわけですけれども，法務省から何の提案もなかったわけですから協議しようがない。私は引き延ばしをする際には，とんでもない，とても受け入れられない提案をしてくるという引き延ばしの方法もあるけれども，黙ってて何も提案してこないのも引き延ばしの方法としてあるんだなという具合に非常に学習をしたわけでありまして。

今度は，やはりそういうことになってはならない，やはりこれについても速やかとか，あるいは可視化の議論はやはり急ぐんだと，そういうメッセージ性を持たないと，皆さんから何をまとめたの，何を議論したのと言われる。捜査手法の強化だけということになりかねない。あとの議題は各論併記で，次の場で議論しましょうとこういう形になっちゃっているので，私は，可視化について，それは何とかもう少しはメッセージ性を持つようにしていただきたい。

それから，当たっているかどうか分かりませんが，可視化についての意見として，第一，第二，第三と並列的に並べてあります。私はこの前，イとウの意見の違いが分からんと言って，高橋委員や井上委員に怒られたような気もしますが，私はどう見ても，ウはイの中の一部変形ではないかと思えて仕方がないわけですけれども，この場で，もう言いませんけれども。そう考えると私は，アとイを足した方がかなりの多数で，ウはそんなに大勢いらっしゃるのかなという気もします。もしそうであるならば，この辺の記述については，めりはりをつけていただけないだろうかと思うわけであります。

以上でございます。そういう趣旨から具体的な修正箇所については，書面で述べさせていただいております。

○石田委員　ここはかなり意見の対立をしているところで，千葉座長を始め，事務局の方々も苦労されたところであろうと推察をして，その点については本当に御苦労様と言いたいところです。

しかし，前回も申し上げましたが，この検討する場が，今の時点ではどういうメンバーの方が，いつまでにやるのかというようなこと，それから具体的な議論のテーマというのがこれで果たして分かるのだろうかということが非常に疑問でありまして，このままではこの第４のところは私としては賛同することはできません。それで，さてどういうふうに訂正をすればいいかという点につきましては，今日「110327，提言案についての私見」という書面を出させていただいておりまして，その２ページ目から２３ページ以下の第４についての修正意見を出して

おりますが。余りたくさん言うといけませんので，どうしてもというところだけを申し上げたいと思います。

この中の２５ページ，この書面では４ページ目ですが，先ほど，後藤委員も指摘されましたが，試行の方法についての問題で，例えば，この２５ページの赤の線の入ったところですが，「とりわけ全過程の録音・録画を行った場合に」どういうような障害が出るのかということも検証をしてもらいたいということの指摘をしてもらいたい。

それから，２７ページ以下，これが新たな実現の場の問題でありますが，「直ちに」という文言は，私が以前提案をしたところで採用をしていただいておりますが。捜査・公判の在り方というんですけれども，今までの議論の中では，供述調書に過度に依存した捜査・公判からの脱却をするための制度改革ということが議論をされていた，それが重要な議論の対象ではなかったのかというところを，そこをちゃんと明確にした上で，直ちに取調べの全過程の録音・録画などについて議論をしてもらいたい。そして，直ちに設けると同時に，これを早急に制度改革を実現すべきであるという，本来であれば，例えば何年以内にというようなことを入れていただきたいんですが，それはどうも難しいようでありますので，できれば早急に，できればじゃなくて早急に制度改革を実現すべきであるということまで含めたことを書くべきであると思います。

それから，次の２９ページです。この書面では８ページ目でありますけれども。それと同じようなことを書いております。

それから，最後の末尾でありますが，先ほど宮﨑委員も御指摘になりましたが，（４）の冒頭の部分，この修正のコメントのところの削除というところで，案ではここを削除しておりますけれども。この部分やはりちょっと問題ではないかと思います。この部分をただ削除するだけでもこの文章は通ると思いますので，是非ここは削除する方向で考えていただきたい。そして末尾は，この改革を実現することを強く求めたいというふうに書いてありますので，もう少し早急にといったような文言を入れればかなりメッセージ性があるものになるのではないかと思います。

それから，形式的なところですが，ほかの項もそうなんですけれども，この(注)についての場所のことについて申し上げたいと思います。特に，この第４については(注)が非常に長いんですね。それをこの行間に入れますと，やはり読む方が視覚的にもちょっと読みにくいと思います。これを，ページ数を見ますと，これが３２ページありまして，それから「おわりに」と「はじめに」も入れますと，恐らく３５ページぐらいになるんじゃないかと思うんですが。今の最高裁判所の上告趣意書でも余り長く書いちゃいけないよと，もし長くなるのだったら，２０ページ以内にまとめたサマリー出しなさいと言ってるように，大体どんな人でも２０ページ以上読むと疲れちゃうというような感じがあります。せめて本文は２０ページ台ぐらいにした方がいいというような趣旨も含めて，まず(注)は，全部末尾にもってきた方が読みやすくて，すっきりまとまるのではないかというふうに私は思います。

○井上委員　宮﨑委員，石田委員，後藤委員も指摘されたとおり，確かに，一番最後の部分については，中身は前の方に書いてありますので，削除してすっきりさせるのが良いと思います。

２点目として，真ん中の方で，宮﨑委員などの意見で，多数とかごく一部というふうに書くべきだということについては，数をそれほど厳密に数えたわけではないと思いますので，いかがかと思いますし，多数というところは柱で書いてあるのに対して，「ごく一部」の方は意見

の紹介の中でそのように記述していますが，意見の紹介は意見の内容を要約して書くべきもので，多数ｄだとか少数だとかを書くべきところではないと思います。ここのところは，御提案のように改めることには反対です。

３点目として，宮﨑委員や石田委員の書面に記されていることですが，全過程の録音・録画が目標であるとか，それを切り離して先行させるべきだとされていることについては，この前も申し上げたように，法制化という点での取りまとめとしては，そこまで大方の意見が一致しているわけではありませんので，そのような書き方にすることに反対です。

また，同じ書面の中で，知的障害の方について，全過程ということを書いて，句点をおいて以後の文章と区別しようとしているのですけれども，これも試行としては，対象者の特性とか事案の性質に応じて柔軟に幅広く運用するということでカバーするのが穏当であろうと思います。少年については，この前申し上げたとおりです。

最後に，新たに設けてほしい検討の場については，年限を切るとかメンバーをこうしろ，あるいはテーマ設定をこうしろというところまで我々が注文をつけるのは僭越かなと思います。ただ，おっしゃっている趣旨はよく分かりますし，この前言いましたけれども，法曹三者だけに任せておくと，懸念がありますけれども，本会議の提言としてここまで言ったのを受けて公の会議が設けられたのに，棚ざらしでいつまでも結論を出さないということがあるとは考えにくい。司法制度改革のときも，審議会の提言を受けていろいろな会議体をつくってやったのですけれども，長いものでも２，３年で結論を出しています。しかし，御不安も分かりますので，最後のところに，「早急に」とか入れてはどうかと思います。「１年以内」とまで書くのはどうかと思いますが，速やかに結論を出し，その結論に沿った改革の実現を図るべきだと，そのようにすれば非常に強いメッセージになるのでないかと思います。

○江川委員　２９ページのところの最後の部分なんですけれども，やはり「今般の事態」というのは，つまり村木さんの事件と前田検事のことですよね。やはりそれは別に捜査手法がなかったからじゃないというのは正にそのとおりなので，（４）の１段落目は全部削除すべきではないかなというふうに思います。

それから，「本検討会議としては」の後も，「今般の事態を踏まえて同様の事態を二度と引き起こさないようにするためには」のこのところは削除すべきだというふうに思います。

その次のページの「結論に至ったものであり」と，私は可視化と抱き合わせというのは賛成はできないんですね。ですから，やはり「それが大勢を占め」ぐらいにしていただかないと，私はその結論には与みすることができないのであります。その話をすることはいいんですけれども，私は可視化も含めてというところが違うんじゃないかと言っているわけなので，こういう会議で何か話し合うこと自体には反対しているわけじゃないんですけれども，そこのところの書きぶりを少し考えていただきたいなというふうに思います。

それから，そのほかのことを一挙に言っておきますと，可視化のことについてなんですが，２１ページの下から７行目の辺りから，「本検討会議における議論では，虚偽の自白によるえん罪を防止し，被疑者の人権を保障する観点から見ると，被疑者の取調べの録音・録画は有効であり」と，確かにそうなんですけれども，この間，後藤委員の方からも，もう少し録音・録画というのはどっちに有利・不利というだけじゃなくてニュートラルなものじゃないかという話がありましたし，それから検察自身も任意性や信用性を立証する上でやろうとしているわけですよね。それから，この間，知的障害者の方のことで議論したときに，やはりこれは決裁を

したりする人たちにとっても非常に有益になることがあるというようなことがありました。それから，一番最初の頃だったと思うんですけれども，やはり裁判官御出身の方から，こういうものが映像があればいろいろな判断をするときにすごく参考になるよねという話もあったかと思うんですね。

ですから，例えばですよ，例えば，こんなふうにしたらどうかと思うんですが。「被疑者の取調べの録音・録画は，裁判所の的確な判断に資することはもとより，虚偽の自白によるえん罪を防止し，被疑者の人権を保障するとともに，検察の適切な決裁や調書の任意性・信用性を立証する上でも有効であり」とそんな感じのことがこの部分に入ったらどうかなと思いました。

それから，２１ページの下から１２行目の「(可視・可聴化)」は，諸石委員のオリジナルな表現だと思うんですけれども，可視化というのは別にビデオを撮ることだけではなくて，音声もということも含めてずっと使われているところでもあり，そこをより明らかにしたいという，そういう意図は分かるのですけれども，余り日常的に使われていないオリジナルなワードを使うのはどうなのかなと。小見出しのところとの整合性も含めると，可視化だけですっきりいった方がいいのではないかなというふうに思いました。

それから，全過程の問題なんですけれども，できれば箱の中に入れることが望ましいと思いますけれども，試行についてですね。あるいは２３ページの下から９行目辺りに，「主要な供述調書の作成に係る取調べ等」の，「取調べ」と「等」の間に，取調べの「全過程」等というふうにして，そこで入れるということもあり得るのかなと思いました。

それから，試行の結果を１年をめどとして検証を実施しなさいということが２２ページの箱の中と２３ページの下から１３行目に書いてあります。これもまた検察だけでやるのが適切なのかというと，私は外部の有識者を交えてというふうにした方が，これは公正な検証であるということがみんなに信頼されるのではないかなというふうに思います。

○後藤委員　今の江川委員の意見と関連します。私も前回も申し上げたことですけれども，取調べの可視化の有益性をえん罪の防止という観点だけから見るとやや弁護人的な，党派的な見方になってしまいます。それでは不十分だろうということで，より客観的な効果を捉えた方がいいということです。実は，(注)に落ちた部分では一部その意見を取り入れていただいた部分がありますけれども，もう一度読み直してみると，今，江川委員が指摘された２１ページの部分でこそはっきり言うべきだと思いました。ですから，この江川委員の御提案が入るのであれば，これで結構ですけれども，もしこれが長すぎるということであれば，例えば，「本検討会議における議論では」の後に，「供述の任意性・信用性を的確に判断するとともに」という語句を，挿入するだけでも，その観点がもう少し出ると思います，これが一つの意見でございます。

続いて，２６ページの下から二つ目の段落の２行目のところです。「捜査・公判の在り方の検討は，基本法令の大幅な見直し等を伴うことが予想されるものであり」とはっきり書いていますけれども，これやや書きすぎだと思います。「大幅な見直しを伴うことが予想される」というと，大幅な改正をすることが当然としているように見えてしまうので，「見直しを伴う可能性があり」くらいの方が穏当だと思います。

それから，２７ページの(注)のア，イ，ウの第一の意見の表現です。これをよく読むと，えん罪の原因は不適正な取調べにあると言っていますね。しかし，誰もそれだけがえん罪の原因だとは言っていません。えん罪の一つの原因だという見方は確かにありますけれど。これはやや極端なまとめになっていると思います。「その一つの原因が不適正な取調べにある」という

ことだと思います。

○諸石委員　非常にたくさんの修正意見が出てまいりました。その中で少しだけ文章を直せばいいものは，いくら出てきても，座長がちょこちょこっと決めていただければできるでしょうけれども，かなり基本的な問題について，ここまで座長が取りまとめられたものに対して，それを狂瀾（きょうらん）を既倒（きとう）に返すといいますか，元に戻すようなお話につながるという危惧を持たせるような御発言が多いのではないかと思います。それでは，黙っている人は発言者に賛成なのかというとそうではなくて，これで結構ですなと思っている人は特段発言をしないということですので，座長がこれを整理されるときに，サイレントマジョリティはどちらなのかということも頭に置いていただきたいと思います。

それから，可視化というものは，究極の目的としては，最後は弊害がない限り全面的な可視化なのでしょうけれども，そういうことが望ましいだろうということだけを，今いろいろ出てまいりました意見のように，そのことだけを強調して書いたならば，そんなに良いものならば，なぜ明日からやらないのですかということになるだけじゃないかと思います。やはりいい面もあるけれども，問題もある。いろいろあるからということでこれまで議論をしてきた。その可視化のメリットというものについては，これはもう多分全員がメリットがあるということを認める。ただ，それが無条件でそれだけ一人歩きして大丈夫といっているかというと，これはいろいろ意見があるのだと思います。そうなりますと，それを表現するまとめ方というのも，おのずからそういうものを反映したまとめをしていただきたい。今，いろいろ御意見があった中で，これは結構ですなというのもたくさんありました。しかし，そのように変えてくれと今言われるならば，初回に戻るようなもので，今まで何の議論をしてきたのかなと思うところもございます。

それから，時期について，この法制に関する抜本的な検討ということを直ちにとか，速やかにとか，できるだけ急いでという気持ち，これはよく分かります。６年は長いということは多分皆さん一致されるでしょう。じゃあどれぐらいなのだというめどが示せるものか。特に１年という御提案がありましたけれども，しかし一方で，この同じ提言の中で１年間の試行をして，その結果を公表して検討しましょうと，一方では，法制化１年で結論を出すということは，その試行した結果については見ませんよといっている意味なのかなと，こう思うわけであります。その辺は，やはり全体のバランスというか整合性をとっておく必要があるんじゃないかと思います。

○嶌委員　幾つかあるんですけれども，一つは速やかにという問題で，これも今，制度を変えるという問題と，それから試行的にどうするかという問題とを分けて考えた方がいいなと思います。恐らく試行するのに半年ぐらいかかって，それを検証しながら１年ぐらいかかって制度を変えるというような形に何かできればいい。僕は年限を入れた方が，やはりこの問題は締まってくるのかなと思います。僕は知りませんでしたけれども，６年も議論して何も決まらないというようなことを聞くと，何が速やかで何が遅いのかという議論からまた始めなきゃいけないので，そういう意味では我々はそういうのを聞いた上で考えると，試行を半年ぐらいやってみて，そしてその結果を判断した上で１年ぐらいかかって制度を改革するというふうにすることが大事なのかなと思います。

それから，２番目に，試行するということに関して，できる限り広い範囲でというふうに書いてあるわけですけれども，その広い範囲という意味をもうちょっと別な意味で，僕は例えば

全面可視化というのも広い範囲だし，それから少年だとか障害者に対して全面可視化するというのも広い範囲だし，あるいは普通の特捜事件じゃないものについて可視化をするということも範囲の一つに入る。僕は試行方法というものをいろいろなバラエティに富んだ形や種類，方法の試行方法をやる方が，次の議論を考えるときに非常に有意義なんじゃないかなというふうに思うんですね。その中に全面・全過程の可視化ということも一つの方法としてやることが後の議論に資するのではないかと思います。ここで広い範囲に拡大すべきであるというふうに書いてあるけれども，この範囲というのは漠然たる範囲だけではなくて，もう少し中身のバラエティに富ませ，具体的な形で範囲を拡大するというふうにした方が，皆さんの意見を取り入れる上でもいいのではないのかなと思います。そういう中に全面可視化というようなことも含めた試行もするということを１項目入れたらどうなのかなと思います。

それから，可視化の問題と捜査手法というものは結び付いているというふうに盛んに議論が出ているんですけれども，僕ら素人から見ると，捜査手法の問題は重要なので結び付けるのではなく，可視化の問題とは別に，捜査手法の問題についても新たに議論するというふうに分けて考えればいいのではないのかなと思います。恐らく，今，議論になっているのは，可視化の問題と捜査手法の拡大という問題が取引みたいになっているとみられ，恐らく疑念が相当出ているんだろうと思うんですけれども，僕は捜査手法を強化したり拡大したりするということはそれはそれですごく意味のあることだと思うし，可視化の問題は可視化の問題で意味があることであって，それは結び付ける必要はないのではないかなと思うんですね。そういう意味でいうと，捜査手段というものを考えるという問題では，可視化の問題とは別にこの問題を考えるというふうにしておけば，そう問題はないのではないかなと思います。

それからもう一つ，やはり僕は，この会議でずっと聞いていて何となく印象に残ってて驚いたことは，今までの捜査においては，要するに最強の証拠というのは供述なんだということを何人かの委員がおっしゃられていたことです。。僕なんか普通の素人から見ると，最強の証拠というのは，まず具体的証拠を集め，その事実を積み重ねて，そして，その事実を供述で裏付けるというふうなものがいわゆる捜査の本道なのかなと僕は思い込んでいました。もしかして，それは表面的な話であって，自供こそが最強の証拠だということになると，やはりそういう考え方はきちんと改めた方がいいのではないのかなと思います。そういう問題点の中に，この可視化の問題というのはあるんだなという位置付けをきちんと，文章に書くかどうかは別として，そういうことは広く世間に知らしめておいた方がいいのではないのかなというふうに思いました。

それから最後に，やはりこの会議としてこれだけのことを書いた以上，責任があるわけですから，１年後か１年以内か別として，どこかでこの検討会議がフォローアップするということで，一種担保をとっておくということも重要なのではないのかなと思います。それをすることによって，また何らかの意見を述べるということもできるのではないかなというふうに思います。もちろん，新しい制度や何かをつくる委員会とかということとは全く別な話として，この提案に対して我々は責任をとるために１年以内にフォローアップをするということも，一応書き込んでおいた方が僕はいいのではないかというふうに思います。

○龍岡委員　今，嶌委員の言われたフォローアップの点なんかは，私もそれはどこかに入れていただくといいかなと思うのです。その前に一つ，捜査手法の問題と可視化の問題を分けて論じた方がいいのではないかという御議論についてちょっと一言。これは既に議論されてきたとこ

ろですけれども，改めて少し申し上げたいと思います。確かにこれを区別することは可能だと思うんですけれども，運用論においては，これを区別して論じることは可能だと思いますけれども，制度論を論じようとした場合に，これを別々にというわけにはやはりいかないのではないか。刑事司法制度全体の中で考えていかなければならないという意味で，それを区別するというのはちょっと難しいかなと思います。運用論で拡大の方向は大方の意見になってきて，嶌委員が言われたようにいろいろな拡大の例があるだろう。私もそれを具体的に挙げたらいいと思うんですね。私も前に申し上げましたけれども，取調べの当初の可視化の問題もありますし，それから場合によっては全過程をやってみるということも必要だろう。これを例示しておくということは具体的な提案としては非常に良いと思います。ただ，制度論を論ずるとなった場合には，これはやはりこの運用を踏まえていろいろ検証ですね，問題点，メリット・デメリット，いろいろ検証した結果を踏まえて論じていかなければならないから，これはある面では一体として議論していかなければならないところがあるのではないでしょうか。だから，まず試行で運用を広げていく中で問題点を探りつつ，制度論の中でもそれを取り入れながら，具体的に可能な制度についての検討に取り込んでいく。しかも，それも最終的に全体の制度ができるというのが一つの理想でしょうけれども，場合によっては，検証の結果として，ここまでは大丈夫だというところがあれば，そこまでの制度化といいますか，法制化というのも考えられるのではないか。

今までの法案について，宮﨑委員が繰り返し言っておられたわけですが，６年かかったとかいう点も，こういう問題が提起されたとなると，今後はそうは言っていられない，できるだけ速やかに制度化についてのいろいろな，井上委員が言っておられたところですけれども，そういう専門家等含めた第三者も入った場で徹底的に議論していくということによって，速やかにというか，比較的早い段階に結論が得られるようにしていただくというのが望ましいのではないかと思います。

○嶌委員　分かりました。ただ，僕が言ったのは，切り離してというのは本当に制度を考えるときは，当然両方一緒になって考えざるを得ないと思うんですけれども，一方で，この１年間ぐらい試行している間は，試行は試行としてやりながら，一方でそれとは切り離した形で捜査手法をどうやって高めたらいいかという議論は，それはそれで議論としてあっていいのではないかなと，そういう意味で申し上げた次第です。

○但木委員　正直申し上げますと，私は諸石委員と違って，皆さんの意見が同じ方向を向いているんだという確信を持っております。やはり日本のこれまでの刑事裁判の在り方というのは非常に優れた面もありましたけれども，やはり時代に合わなくなってきているのかなというふうに思っております。裁判員制度が入って，国民の目が裁判に直接注がれるようになりまして，やはり刑事手続においても，それ相応の変化を来たさざるを得ない。昔だったらば，かなり厳しい調べでも真実に届けば，その調べは別にそれを批判されることはなかったんですけれども，現在では，やはり調べの方法自体について問題視されるというような時代がやってきたんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味で取調べの透明化の問題というのが非常に大きなテーマに浮かんできたのは，僕はある意味で当然だと思うし，その透明化する手段として録音・録画という手段が優れているということもそのとおりだと思います。日本の捜査手法というか捜査構造そのものもやはり裁判が変わるのと同じように変わっていかなければいけない。その一つが調べをしているとこ

ろの録音・録画の問題であると。それも非常に大事な問題でありますが，それと同時に，今度はそういうバランスの中でどうやって刑事司法の健全な運営ができるか，あるいは国民の安全を守れるのかというもう一つの問題をやはり考えていかなければいけないんだと思います。やはり制度論としてはその二つを切り離すわけにはいかないのではないかというのが個人的な考え方であります。

ただ，可視化の問題については既に論議になっていて，法務省にも勉強会があるので，それはそれでおやりになればと思いますけれども，私は完全な形での可視化，いろいろな除外例と，それからきちんと義務化した義務付けをするという意味での録音・録画というようなものは，やはり捜査構造全体の中できちっと位置付けられて，整合性を持ってやられるべきだと。そうじゃなくて，何か一つだけを鬼っ子みたいにするのは，私はどうかなと。やはり全体を見て次の時代を開かなきゃいけないんじゃないかと思います。

それから，それについて速やかというふうに皆さんおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。そんなに長く，そんなことをいつまでも論議するような時代でもないし，少なくとも在り方会議が公に言ったことですので，それを無視するようなことはないのではないかと思います。

もう一つ，運用の問題ですが，もちろん検察を全面的に信じられないんだというふうな御意見もあろうかと思うんですが，この際，やはり検察に大いに勇気を持っていろいろな試みをしてもらおうじゃないかと私は思っております。そういう意味で，例えば，知的障害者の問題にしても，私は非常に難しいので，初めから知的障害者と分からない場合もあるので，それは全過程の可視化をしろよと言われたらそれはちょっとできないんだろうと思うんですが。事案によってはそういうものができる場合もあるだろうと，そういうときに検察が勇気を持って，初めから全部やられたらいい，僕はそう思っております。ですから，私は検察がやはりこれだけの期待と，お前，再生しろよというそういう皆さんの心を大事にして，是非勇気を持っていろいろなことを試してもらいたい。その結果をできるだけ正確に受け取りながら，次の時代の刑事手続はこうあるべきだと。私は後藤委員あるいは江川委員が言われたように，何も録音・録画は検察にとって常に不利で弁護側にとって常に有利だなんて思っていません。そんなことじゃないだろう。いろいろな捜査手法だって同じような問題なんですよね。別にどっち側に有利とかどっち側に不利じゃなくて，日本の刑事手続として真実を求め，えん罪をつくらないためにどうするのかという，そういう問題だろうと思います。是非皆さんの御賛同を得て，次の出発をさせていただけないだろうかというのが本当に心からの願いであります。

○原田委員　意見を述べるつもりはなかったんですが，但木委員から最終陳述のようなのが出てきたので，私も物を語るのはこれで最後かなという意味では，お話しします。やはり僕はこの問題を最初から考えていたときに，接見指定のこともちょっと申し上げましたけれども，接見指定という問題，実は半世紀かかって全面解決をみたわけです。今はもう警察のお陰と言ってもいいと思うんですけれども，夜中の１１時でも何時間でも会わせてくれますね，ものすごい変わりようです。しかし，この半世紀，検察が何を言ってきたか，それ捜査の支障なのです。半世紀，捜査の支障をずっと言い続けました。それはなぜかというと，弁護人に早く会って接見をすると自白がとりにくいと，これです。でも，この主張は半世紀経って，最高裁の判例によって，接見はもうスケジュール調整であるとなったのです。現状を申し上げると，取調べをします，取調べの予定があります，実況見分します，実況見分の予定があります，これ以外は

全部会わせることになったのです。当たり前のことを半世紀かかったのです。それなのに，自白がとりにくいという話が，今また繰り返されているのです。必ず学者の方ってこういう議論をすると，いや，接見指定の場合と可視化とは場面が違うと，必ずこういうふうにおっしゃる人がおられるかもしれないのだけれども，僕は本質は同じことで，半世紀かかってきたようやく解決をみた問題をまた蒸し返して半世紀やるのかという感じがするのです。そういう点では，龍岡委員がおっしゃったように，全般的な解決を絶対しなきゃいけないということはよく分かるのですけれども，僕とすると，やはり可視化の問題はまず取り上げて早い解決を是非やっていただきたいと思います。そういう点では，この「早急」というのを「直ちに」とお書換えになったのは大変賛成で，ここまでおっしゃっていて法務当局が直ちにやらないというのは僕はちょっと考えにくいのです。最終意見陳述みたいで申し訳ないですけれども，以上です。

○佐藤委員　私はもう，今さら内容について意見を申し上げる時期ではないと思いますので，それにあえて触れないことといたしたいと思います。ただ，座長にこの取りまとめの仕方についてちょっとお願いがありまして，一言申し述べたいと思います。

２１ページの１の（１）の２行目の最後から２行ですけれども，「これらの却下された供述調書の作成経過については，検察官が他の関係者の供述や検察官の意図する内容に沿った供述調書を作成したとの指摘がなされている。」とあります。この会議は，このようなことを是正することを求めて開かれたと言ってよろしいと思うんです。そうだとしますと，この会議の提言の取りまとめの仕方は，大阪特捜部がしたように，すなわち，ある意図する内容に沿った作成とならないように是非御配慮いただきたい。公平・中正に意見を取りまとめてお作りになることを祈念いたしまして，最終の意見といたします。

○高橋委員　それでは，もう最終ということで私も一言だけなんですけれども。第４のこのセクションがうまく合意がとれないと，それ以外のものまで含めて全てが無に帰してしまうのは余りにも残念でございますので，今までどなたか何人か委員の方がおっしゃった意見と同意する部分もとてもあるので一言だけ言わせていただきたい。

まず１点は，一番最後の部分で，全体の話で，いつまでかという議論がいろいろ出ておりまして，年数切るのは何だと，だけれども急ぐのは間違いないというところでは皆さんの御意見が一致していると思うんですね。６年という話が都度都度出ておるんですが，私は，その辺りは素人で分からないんですが，この司法制度改革審議会の意見書が出てから６年間経っているという理解でよろしいわけですかね。

○宮﨑委員　１０年。

○高橋委員　１０年ですね。ですから，１０年経っても，その中でいまだに例えば表現的にはですよ，これ表現の問題ですけれども，進捗していないものもあるが，そのようなスピードは今の世の中，到底許されるものではないとか，何かそういう具体的な年数ではないが感覚的に今の世の中のスピード感は違うんだと，求めている年数が，というような表現を例えば入れていただくのであれば，皆さんのニュアンスが一番共通するのではないのかなという感じがいたしました。

それから，可視化の表現についても広げる事例として，例えば，こっちのベクトル，こっちのベクトルという嶌委員の御提案なんかも，私はとても良いのではないかなと，そんな形の表現で入れば，試行で幅広く多様にという御意見も但木委員からもございましたが，その線にも乗るんじゃないのかな。その辺り最後是非，座長の方からうまく表現調整をしていただいて，

是非合意のとれる案にしていただければなと，こんなふうに思います。

○井上委員　司法制度改革審議会の提言との関係は，あそこでそもそも，我々がこれから提言しようとしているくらいに焦点を絞った提案の形にはなっていなかったので，それもあって，その後の協議が進まなかったという面もありますし，それと何度も言うようですけれども，それぞれに言い分はあると思うのですが，法曹三者の中だけでやっていたからなかなか進まなかったというところもあるので，それはむしろ書かない方がいいのではないかと思います。

○高橋委員　ただ，スピード感が違うんだと，世の中，今もう少し早急にという修飾語だけではなく，今の求めているスピード感が違うんだというような感じの分かるような表現と法曹三者以外も含めてというので入れていただくと，とても良いかなという気がいたしました。

○井上委員　司法制度改革審議会が積極的に提言した改革は２年，３年でほとんど全て法制化されていますので，そのころでもスピード感はあったのですよ。

○郷原委員　先ほどからこの最後の（４）についてはかなり強い反対意見が出ていたので，これは，基本的に削除するという方向でよろしいんでしょうか。

○千葉座長　改めて検討させていただきます。

○郷原委員　もしそういう方向で，先ほどの意見に従って考えられるんだとすると，この（４）の問題はそういう制度問題と今般の事態というのは必ずしもストレートには結び付かないのではないかという意見だったと思うんですね。そうなると，同じことがこの（１）のところにも言えるのではないかと思うんですが。ここにも「今般の事態に至った原因について考えてみると」と書いてあって，その後に，「検察において，我が国の刑事司法特有の構造をも背景として」というのが出てくるんですね。これは，ここで何が言いたいのかがまだよく分からない。その後に書いてあることは正にそのとおりなんですよ。「供述調書による立証・事実認定を重視するあまり，供述の信用性等に関する慎重な検討を軽視したまま」，これも正にそのとおりなんですが，この前に「刑事司法制度特有の構造」というのが出てくるので，非常に意味が分かりづらくなっている。むしろ言うとしたら，この「刑事司法特有の構造」というのは，ここにあるような極端な取調べ，供述調書偏重の風潮の背景にそういう「刑事司法特有の構造」もあったと考えられるということでその後につながるんじゃないか。そういうふうな記述の方が（４）の問題の指摘と同じような意味で適切なのではないかという気がします。

それと，私も小柱２の方ばかり見てて，ちょっとこの辺りは，余りよく見てなかったんですが，改めて見てみますと，この３番目のパラグラフの２行目以降のその背景として，「従来の実務において，公判での供述の信用性が乏しいと判断されれば，捜査段階の供述調書が事実認定に求められることが多かった」という，ちょっと意味が分からないんですけれども。乏しいと判断されればというよりも，ストレートにこの後に書いているように，「検察官としては，公判廷での供述による立証に重きを置かず，捜査段階の供述調書の作成に注力することとなっていた」。それだけのことじゃないかと思うんですね。この前のところが，ちょっと信用性が乏しいと判断されればと，判断がどうのこうのじゃなくて，とにかく，今までは調書中心の立証を考えてきたということでシンプルに書けばいいのではないかということが，ちょっと何かここは非常に違和感があるということ。

それと，その次のパラグラフに，これはいろいろ異論もあったところではないかと思うんですが，２行目で，「犯罪成立要件の主観面と自白によって立証する必要性が高く」，そういう犯罪があることは間違いないと思いますけれども，そのことと，「特に特捜部が取り扱う汚職犯罪

等においては，供述に頼る度合いが相対的に高かったこと」，これはストレートに結び付くんだろうか。この「高く，特に」と書いてあるので，何かその一例のように読めるんですけれども，特捜部の問題はむしろここに書いてある汚職事件等は主観的な要件の問題よりも，密室の犯罪だから立証が供述に依存せざるを得ないということで，今まで供述中心であったということで，ちょっと二つの問題がごっちゃになっているのではないか。ちょっと正確性の面で若干問題があるのではないか。最後になって細かいことを言って申し訳ないんですけれども，ちょっとそこが気になりました。

○井上委員　制度の問題と今回のことを切り離すというのは，今，郷原委員がおっしゃったことですけれども，全体としてはそういう議論ではなかったと思います。全体としては，制度の問題に踏み込んで，録音・録画の問題も含めてですけれども，制度の問題として変えていかなければならないというのが議論の流れだったので，それを反映した提言になっていると思います。

もう一つは，主観面とのつながりということですけれども。郷原委員がおっしゃっているように，密室性の犯罪については，関係者の供述がないとそもそも犯行事実自体すら立証できないというところがあるのですけれども。例えば，賄賂性の認識とかそういうところに関しては主観面の立証にも支障が出てくるので，そういうふうに必ずしも言えない。そこは議論があるところだと思います。

また，我が国特有の構造というのも，ここで結構議論したことを反映したものであり，その言葉だけで十分表現されているかどうかは別として，そういう全体的な構造があって供述に重きが置かれてきたので，それを全体として変えていかなければ根本的な改善にはならないんじゃないかと，そういう議論の流れだったので，こういう表現になっているということではないかと思います。

○郷原委員　基本的な方向性はおっしゃるとおりなんですけれども，飽くまでこの文章の表現の仕方がちょっとはっきりしない表現が先にきてしまっていて意味がよく分かりにくいということと。

それと，今の汚職犯罪の場合，ほとんど政治家は否認じゃないですか。政治家の場合，捕まえても，別に供述によって立証しているわけではないと思うんですね。むしろそれは重点は事実の問題，授受の問題になるということが言いたいということです。

○諸石委員　何か最終陳述というような言葉が出てきまして，時計を見ますと予定時間になってきている。今までたくさんの意見が出た。私は，実を言いますと今日になってこんなに意見が出てくるとは思わなかった。大体，今までの１３回で言い尽くしている。そこでちょこちょこっと数文字直せば変わるようなこと，これを今思いついたから意見を出すよと，うまいことやってくれと，上手に修文をしてくれと，これにはいくらでも対応可能だと思いますけれども。この答申書がどんな中身であるべきかということについて，この会議の当初に思っていたとおり，今も思っていて，それと違う意見であるならば反対なのだと，こういう委員が多数ありましたら，それこそ１４通りの意見書を書いて好きなのをとってくれというか，それともやはりこういう議論を衆智を集めてやるというのはなかなか難しいですな，やめておきますわと言うか，そういうことになるので，次から次からいろいろな意見が出てくるのを，全部それが良いか悪いかと議論しておりますと１４通りの意見があるはずだし，出てきた意見がこういう結論であるべきだというイメージというのはそれぞれ非常に違うだろう。その中で座長がこれまで何とかみんなの意見を集めてこの検討会議としての一つの意見をまとめたいと，こう終始おっ

しゃっていた。それに応えて，皆それぞれ努力をしてきたと思うのですが，この最後に至るとやはり何か自分の理想とするものではないなというふうに立ち返ってくる。もしそういうことであるならば，この会議はもうやめましょうやというのが正しい答えになる。前に佐藤委員がおっしゃったと思いますけれども，議論したけれども結論が出なかったというのも一つの国民に対する答えであると，こういうお話があったと覚えているのですが。

それから言いますと，いろいろな御意見の中には取り入れるべき点は多々あると思います。それについては誠に大変だと思いますが，座長にもう一遍，御苦労いただいて修文をしていただきたい，その努力をしていただきたいと思います。なお，それが自分が理想としているものとは違うから嫌だと，こういうことが最後までその後でもまだ続くのだったら，４，５か月間，しんどい思いをしたけれども，まあそういうもんだわなと，こういう割り切りをすればいいのであって，もしどうしても頑張る人がいた場合に，しょうがないから１４人がそれに従おうかという，これはやはりないと思うんですね。もしそうだったら私も好き放題を言いたくもなります。

それから申しますと，最後にもう一遍，座長におまとめいただいて，それに対して，そういうことでまとめようというのが多くの意見なのか，自分の理想，こうあるべきだというのと違うならばあくまで反対だという意見が多数なのか，その辺をそろそろ議論をしないと，最終陳述の後にまたいっぱい議論をしなければならないと，こういうことになろうかと思いまして。どういう進め方を座長はお考えになっておられるのか，できればそこらをお示しいただければというのが私の最終陳述でございます。

○江川委員　先ほど，郷原委員の方から御指摘のあった２５ページなんですけれども，箱の下の「我が国の刑事司法制度特有の構造をも背景として」，確かにこれは何か唐突にこういうのが出てくるという感じがしてしまいます。今回，村木さんの事件を出発点にいろいろこれの原因を話し合い，そして対応策を話し合い，中で可視化というのが出てきたら，いや，こういう問題もあるんじゃないかと，そこに広がっていったんだと思うんですね。ですから，やはり郷原委員がおっしゃったように，ここは検察においてその供述調書によるとこういうふうにくっつけて，その背景のことについてはそのパラグラフの終わり辺りに，こうしたような状況はこういった問題も背景としてありますというふうに，ちょっとここに位置をずらした方が分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

それから，この２５ページの後ろの二つのパラグラフは，やはりこれは捜査機関が供述調書に頼っていたのはやむを得ないんだというような感じがものすごくニュアンスとして伝わってくるんですけれども，それはどうなのかという感じがします。これは飽くまで検察に理解のある警察側の見方ではないかなというふうな気がします。思い切った言い方をすれば，例えば，ここの公判廷での供述の信用性が乏しいと判断されれば云々というのは，恐らく裁判所が供述調書があると比較的採用してくれて，それで有罪にしてくれたとこういうことなのかもしれないなと，そういうことを言いたかったのかなというふうに思いますけれども。そうすると恐らく裁判官出身の方は一言おっしゃりたくなるという感じもあるんじゃないかなというふうに思いますので，ここのところはもう少しすっきりさせた方がいいのではないかなという。つまり，有罪立証が供述調書があれば容易になると，そういう認識からこうなったということではないかなというふうに，書くとしたらですね，ということではないかなと思います。それで，一番下のパラグラフも，重視せざるを得なかったではなくて，重視してきたんだというふうに思い

ます。

それから，くどいようですけれども，この２１ページの箱の中に「法制度の整備を通じて」というところにはやはり「速やかな」というのが，これは是非とも入るべきではないか。だって，さっきから皆さんの議論を聞いていても，何年もかかるんじゃないと言ってるんですから，それをやはり後押しするというワードが一言入るというのは，これはそんなに反対する理由もないのではないかなというふうに思います。

○後藤委員　ここでいろいろな意見が出ていますけれども，それらは，諸石委員がおっしゃったような根本的なレベルで対立しているわけではなくて，今までの皆さんの意見の最大公約数を適切に表現するにはどうしたらよいかというレベルでの，今，詰めをしているのだと私は理解します。先ほど来，嶌委員が御指摘になった可視化の問題と，例えば，新たな捜査方法のような刑事訴訟法全体の問題を条件というか取引的に考える，あるいはセットでないと解決できないと考える，という表現をする方が適切かもしれません。そういう考え方と，いや，可視化は可視化でやるべきだし，できるという意見があります，私はその後の方の立場ですけれども。このように，意見が分かれているのは確かです。しかし，私のような立場からこの文案を見ると，全体がセットでなければだめだという意見でまとまったように見えてしまうという心配があります。

もう一つの心配は，それでセットでなければいけないということになって，可視化についても延々と結論が延ばされるのではないかという危惧を感じるわけです。そこで，なるべく少ない変更で，そこの趣旨を変える方法があるのか，さっきからずっと考えていました。なかなかうまい知恵がないのですけれども，例えば２７ページに「特に速やかに議論・検討が進められることを期待したい。」と書いていますね。この「特に速やかに」の意味が何にかかっているのかというと，私の理解では可視化の問題，制度化だと思います。反映版の２７ページの（２）の最後の行の部分，（注）の前，「特に速やかに議論検討が進められることを期待したい。」という箇所です。この部分は可視化の問題について言っているわけですね。しかし，このままの文章だと，セットでの解決を特に急げと言っているようにも見えなくもないです。そこをもう少し明確にすることで，ある程度折り合いが付きやすくなるのではないかと，今考えました。

○井上委員　それを言い出すと，結局，諸石委員のおっしゃっているようなことになってしまうのではないかという危惧を感じます。後藤委員は，二つに整理されたけれども，ア，イ，ウのイもあり，イは，この新しい手法の導入を伴わないと録音・録画は絶対だめだという立場ではない。全体を見直して，その中でどういう解決策をとっていくべきかを考えるべきだという立場です。そういうことからすると，切り離してとか，あるいは条件でないといけないということではなく，その検討の場で並行して全部を検討しましょうという意見なのです。検討してみなければ，切り離せるかどうかは分からないという立場なのです。だから，こういうまとめ方にしていただいているにもかかわらず，後藤委員のようなことを強調するのでは，諸石委員のおっしゃるようなことになってしまわざるを得ないのではないか，それを私は非常に危惧します。中身について議論するならいいんですけれども，もはやそんなことをやっている段階ではないと思います。

○吉永委員　私としては，この最後の日に全員がそろっているということは良かったなと，途中で席を立って，二度と来ない人が出なかったということは，一所懸命，本当にどの形がベスト

かということを最後まですり合わせをしようという姿勢だというふうに理解をしております。ただ，ここの部分が，第４の部分というのが，一番やはり今後どういうふうに検察が向かっていくのかということにおいては，一番注目される部分でもあって，それに対して，私たちがこういうふうに向かいますよということを明確に説明できないと，何のためにあんたやってたのかということになってしまうわけで，そこのところだけは確認をしたいなというふうに思うんですね。実際に第一，第二，第三とありますよね。この一つで運用という方向と，法制度の整備という方向，二つの方向から拡大をしましょうということの方向性は示せた。それを受けて，まず次のパラグラフは運用の部分で目いっぱい試行しましょうと。その結論を得た上で，次の段階である３に進みましょうと，こういうことですよね。そこで，その時間的な問題ということは，やはり時代のスピード感に合わせたものということが求められているということ。そこにいくために，まず試行の部分では，できるだけ広範囲と書いてあるんですね。今，こういうことを読み解くときに，みんなこういう提言なんかの文言というか言葉の使い方に関してものすごくみんなよく研究していて，そこに疑念がはさまれるということが多々あると思うんですね。そういうふうに思っているんだったら，明確にすべきところは明確にしてもいいかなと。つまり，できる限り広範囲という，これがみんながやりたいときだと放っておいても広範囲になってくるんですけれども，そこに何か躊躇があると，できる限りという話になってしまうんじゃないかというふうに思うんですね。だから，そっちにブレーキのかかる部分においては背中を押すということで，例えば。１年をめどにして検証を実施した上と，これは１年とここに書いてあるわけですよ。１年できちっと検証するんだ，検証するときにはできるだけたくさんの事例が検証の対象にあがっていくべきだと思います。その中に，やはり全過程というものも含まれないと，あのときやってなかったからやはりもう一回やりましょうかということになると，３のパラグラフのところに大変時間的なロスタイムを生じてくるということがまた疑われるわけですよ。だったら，ここのところはできる限りというところにもっと強烈なものを出しても，全過程というものを入れていっても，積極的な運用が確実に行われる。この積極的というところにこれも含まれますよというメッセージがあってもいいかなというふうに思います。

それから，１年をめどに検証を実施する，この検証はどういう検証がされるのか，内部だけで検証してその報告だけを受けるのか，あるいはこういうことがあったということをどういう場で検証して共有していくのかという，ここのところがものすごく強いメッセージがあると，次のところの時間的な問題も相当に，この方向でこうやりますからということのめどが立っていくんじゃないかなという。

この三つの関係がきちっと伝わる，そこに私たちの姿勢が伝わる，目いっぱい私たちの中で確認された姿勢が伝わるということに説明できるかどうかということがしっかりとこの中で伝わるようにしたいなというふうに思っております。これ最終陳述ってどうやっていいのか分かりませんが，このように思います。

○千葉座長　今，皆さんから御意見をいただきました。これまでも申し上げておりますように，それからこの間の皆さんの本当に熱心な御議論を伺いましても，決してこの検討会議をやめましょうというお気持ちにないことは私は共通だと思います。やはりこれだけの検察の危機において，何とか提言を，そして，その処方箋を示したいということは皆さんの共通のお考えではないかと思います。その皆さんの共通の思いを私もできるだけ生かすことができるように，そして今，お話が皆さんからお出しいただいたものも，ほぼ共通の部分ではないかなと思います。

そういう意味で，ここで皆さんからいただいたものを整理をして，どれだけまたこの提言に生かすことができるか，言葉の修文でございますればお任せをいただくということでよろしいかと思いますけれども，少し，この間の議論を踏まえて最終陳述ではございませんけれども，そういう御意見も示されたというふうに思いますので，ここで一旦休憩にして，私の頭の整理を少しさせていただきたいと思います。

（休　　憩）

（吉永委員退室）

○千葉座長　それでは，大変お待たせをしてしまいましたが，ただいまから議事を再開させていただきたいと思います。休憩の間に，本日，皆さんからいただきました御意見を整理をさせていただきました。そして，検討の上，その結果につきましてはお配りしたものを御覧いただきたいと思います。１から①，②，③，④，この形で先ほど来，皆さんからいただきました御意見をこのような形で修文，そして挿入等をさせていただいたものでございます。どうぞ御一読をいただければと思います。

お目通しをいただけましたでしょうか。ただいまお示しした修正につきましては，その趣旨，方向性，皆様からいただきました御意見に最大限沿った形でさせていただきました。このような表現をすること，修正をすることについて皆さんに御理解をいただき，これで御一任をいただければと思いますが，いかがでしょうか。

それでは，その上でまた提言案，第４のうち（４）につきましては，先ほどの御議論を踏まえて，「一連の司法制度改革においては」から始まるパラ，ここは削除する方向で修正をさせていただきますので，その字句等については御一任をいただければと思います。

さらに，提言案第４に関して，録音・録画の有用性について，供述の任意性，信用性の判断にも有用であるという御意見いただきました。これについても御趣旨を踏まえて修正をさせていただきます。その文言については御一任をいただければと思います。それを含めまして，先ほど大変重要なポイントでありましたところを，①から④という形で文言で示させていただきましたので，どうぞこの点について，今，宮﨑委員もチェックをなさっておられるようでございますので，もう少し時間をおきますので，どうぞ御検討いただいて御一任いただければと思います。

○石田委員　ここでもう文章も含めて決定するという趣旨ですね。

○千葉座長　そうです。今，申し上げましたように，字句で修正をさせていただくというところは更にさせていただきたいと思いますが，細かい字句修正，表現ぶり，こういうところはまだあろうかと思いますが，その点については，私の方で字句的な修正はさせていただいて，次回の会合で体裁等の仕上りを確認をしていただくという形にいたしたいと思います。先ほど申し上げましたように，先ほどの御意見をいただいての，この４点ですね，①から④の修正につきまして，このような形で表現をすることについて御一任をいただきたいと思いますが，よろしゅうございますか。

○郷原委員　資料３の「取調べの全過程の録音・録画を含めて検討の対象とし」と書いてあるんですが，その前に「録音・録画の試行については」という言葉に続いているので，「試行については検討の対象とし」ということは，要するに試行の対象に含めるかどうかも検討の対象で

あって，そこは分かりませんということなんでしょうか。この検討のというのをもし入れなければ，試行については取調べの全過程の録音・録画も含めて対象としといえば，その範囲はともかくとして，少なくとも全過程というのも一つは対象としてやってみなさいと，それを弊害が生じるかどうかを確認してみなさいということになるんですけれども。検討ということは試行する前にもまず検討するという意味ということでしょうか。この意味なんですが。

○千葉座長　私の意図するところは，先ほどいろいろな多様な試行があるだろう，そういう中には当然のことながら，このような全過程ということも一つの例であるという趣旨でございます。

○郷原委員　最低でも１件ぐらいは全過程をやってみなさいという意味と考えていいんでしょうか。

○千葉座長　当然，そういうことも念頭に置いておやりいただかなければならないということでございます。１件かそれは分かりませんけれども。その性格上，様々な試行をするべしと，こういう趣旨でございます。そこをご確認をいただいた上で，よろしゅうございましょうか。

はい。それでは，この部分，そしてまた，更なる字句の修正，皆様から貴重な文章の整理等についていただいている部分は字句の修正を私の下でさせていただきたいと思っております。

以上のほかには，本日，お寄せいただいた他の修正意見に関しましては，改めて整理検討させていただきましたが，大方の委員の御意見が一致したものまでは認められなかったということですので，今，お示しをしたもの，あとは字句の修正ということでさせていただきたいと思います。それで，御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○千葉座長　ありがとうございます。では，そのように取り計らわせていただきたいと思います。

○宮﨑委員　私個人は異議はありませんが，日弁連が声明を出されるのは自由であるということは，あらかじめ御了承いただきたい。

○千葉座長　そのことについては，この検討会議として何か申し上げるという筋のものでは全くございません。それでは，御一任をいただいたことと思います。本当に御協力をいただき，ありがとうございました。皆さんの御趣旨を重く受け止めて，最後の整理，そして文章のまとめをさせていただくことにさせていただきたいと思います。

それでは最後に，提言の表題につきまして御相談をさせていただきたいと思います。今，皆様のお手元に提言の表題の案をお配りをさせていただいております。皆様からは国民や検察に対し，この提言の理念といいますか，検討会議が提言で最も訴えたいメッセージを表題として分かりやすく記したらいかがかとの御意見をいただきましたので，それを踏まえ，お示しをした表題の案を作成いたしました。

いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」という声あり）

○千葉座長　それでは，皆様の御賛同をいただいたと思いますので，提言の表題はこのとおりとさせていただきたいと思います。「検察の再生に向けて，検察の在り方検討会議提言」という形で取りまとめをさせていただくことにいたします。

以上で提言の取りまとめについての議論を終えさせていただきたいと思います。４か月余りでございますけれども，皆様には大変密度の濃い御議論をいただき，本日提言を取りまとめる，そこまで歩みを進めることができました。大変非力な座長でございます。そういう意味では，大変皆さんに御迷惑をおかけをする，あるいは本当にそれぞれの御意見全てをここに記すこと

までには至っておりませんし，これでは不十分だと感じておられる方もおられることと思います。ただ，全体として共通したことまでは到達できたのではないか，やはりその重みを法務大臣の下で，そして検察におかれましても，これがもう本当にまずは最初の第一歩だという気構えで受け止めていただければと思っておりますので，この間の皆さんの本当に御協力，そして大変熱心で真摯な御議論，私も心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

次回はこの取りまとめました提言につきまして，最終的な御確認をいただいた上で，法務大臣に交付をさせていただきたいと思います。予定としては３月３１日，ちょうど３月３１日が定例の木曜日ということになりますので，この日をもって法務大臣に提出をさせていただきたいと思います。時刻は，次回は午後４時から開催をさせていただきたいと思いますので，どうぞ手帳に御記入いただければと思います。

それでは，以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。これにて本日の会合を終了したいと思います。

―了―

検察の在り方検討会議
第15回会議　議事録

第１　日　時　　平成２３年３月３１日（木）　自　午後　５時１６分
　　至　午後　５時４８分

第２　場　所　　法務省第１会議室

第３　議　題
　１　提言の提出
　２　法務大臣挨拶
　３　千葉座長挨拶

第４　出席者　千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，郷原委員，後藤委員，佐藤委員，
　　嶌委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，原田委員，宮﨑委員，諸石委員，
　　吉永委員

第５　その他の出席者　江田法務大臣，小川法務副大臣，黒岩法務大臣政務官，
　　事務局（神，土井，黒川）

第６　議　事　　（次のとおり）

議　　事

○千葉座長　ただ今から検察の在り方検討会議の第１５回の会合を開かせていただきます。これまでも皆さんそれぞれ大変御多用の中，ほとんど御欠席もなく，御出席いただき，そして真摯な御議論をいただきました。本日も御多用の中，締めのこの会議に御出席いただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

議事に移らせていただきます前に，まず事務局から配布資料の説明をさせていただきます。

○事務局（黒川）　配布資料の確認をさせていただきます。事務局から皆様のお手元にお配りしてります資料は，本日の「議事次第」でございます。また，併せて，お手元には「提言」をお配りしております。本日の配布資料は以上でございます。

１　提言の提出

○千葉座長　それでは，本日は，まず，お手元の提言について皆様に御確認いただきたいと思います。前回の会合で，皆様から，提言の内容や記載ぶりをほぼ確定いただきまして，文面の最終修正を御一任いただきましたので，前回の会合での皆様の御意見を踏まえて，私の責任の下で修文をさせていただきました。

内容にわたる大きな修正は，前回の会合で皆様にお示ししたとおりでございます。そのほかにも，皆様から大変貴重な御指摘等をいただきました。それを踏まえまして表現ぶりなども含めた字句の修正をさせていただきましたが，前回御説明した点以外に内容が大きく変わるような変更はいたしておりませんので，御了承をお願いしたいと思います。改めて提言を精査させていただきましたが，本検討会議の総意としてのメッセージが込められた検察の再生の指針となる提言であり，まずは検察の再生への第一歩につながるものであると私も理解をし，まとめさせていただきました。

それでは，これを本検討会議が法務大臣に提出する提言とさせていただきます。よろしゅうございますね。

（「異議なし」という声あり）

○千葉座長　ありがとうございます。それでは，これを大臣にお渡ししたいと思いますが，今，参議院の本会議等が間もなく終わられる時刻のようでございます。大臣はこちらに向かっていただいていると承知しておりますので，若干お待ちをいただければと思っています。では，少し休憩とさせていただきます。

（休　　憩）

（江田法務大臣，小川法務副大臣入室）

○千葉座長　それでは，議事を再開させていただきます。

法務大臣にお越しをいただきました。江田法務大臣には本検討会議にお越しいただきましてありがとうございます。また，小川副大臣，そして黒岩政務官にも同席をいただきながら最後を見届けていただくということで，ありがとうございます。

本検討会議は，検察が国民の信頼を回復し，再生することを強く願い，議論を重ね，その集大成としてこの提言を取りまとめました。この提言は，検察の再生への方向性を示したものですので，法務大臣におかれましては，是非とも提言の趣旨を最大限に酌み取っていただき，法

務・検察を挙げて，断固たる決意で検察の改革を成し遂げていただきたいと思います。今日が，そのスタートの日ということになるのではないかと思っております。

それでは，私の方から委員の皆様の総意の下にまとめました提言を，江田法務大臣にお渡しさせていただきたいと思います。

（提言提出）

○江田法務大臣　どうも，ありがとうございます。確かにいただきました。

○千葉座長　それでは，大臣から一言，お願いいたします。

２　法務大臣挨拶

○江田法務大臣　どうも皆様，今日はお待たせをしてしまいました。参議院の本会議がかなりスリルな本会議で，何年以来でしょうか，議長が裁定で決するということが起きた本会議でございまして，遅れてしまいまして申し訳ありません。

本日，検察の在り方検討会議における熱心な御議論の成果としての御提言をいただきました。

千葉座長を始めとする委員の皆様におかれましては，昨年１１月１０日の第１回会合以来，１５回の会合と国内・海外の実情視察を行うなど，約４か月余りの短期間に，集中的に密度の濃い活発な御審議をしていただきました。この最中の本年３月１１日には，東北・関東地方を襲った大震災が甚大な被害をもたらしましたが，皆様におかれましては，様々な御事情をお繰り合わせいただいて，集中的な御議論を連日のごとく行っていただき，御提言の取りまとめに御尽力いただいたものと存じます。ここに厚く御礼申し上げます。

検察の再生は，国民が安全・安心に暮らせる社会にとって不可欠であり，そのためには，ひとたび失われた検察に対する国民の信頼を早急に回復しなくてはなりません。皆様には，検察の抱える問題について，幅広い観点から，抜本的な検討を行っていただいて，検察の再生のための貴重な指針をお示しいただきました。

検察を預かる法務大臣として，副大臣・政務官と一緒に，御提言をしっかりと受け止め，御議論の趣旨をも含めて最大限尊重させていただきまして，責任をもって検察の改革を進めてまいりたいと思います。

皆様におかれましては，是非とも，検察改革の行く末について御関心をお寄せいただき，検察の再生を見守っていただきたいと思います。

最後に，これまでの千葉座長を始めとする委員の皆様の御労苦に対しまして，重ねて御礼を申し上げて，私の挨拶とさせていただきます。

○千葉座長　江田大臣，どうもありがとうございました。我々といたしましても，この提言がどのように実現されていくかには，大変関心を持たせていただいておりますので，検察改革の行く末を見守っていきたい，このように委員それぞれが感じております。本検討会議では，この提言に基づいて，どのような方策がとられるのかなどについて，１年後ぐらいを目途に，是非フォローアップができるような機会を設けていただきたいという声が，ほぼ皆さんの総意でございます。そういう意味で，法務大臣におかれましても，この点を是非御配慮いただければ有り難いと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

また，この機会に，この提言の内容にも関わりますが，改めてお願いをさせていただきたいことがございます。それは，この提言で指摘した刑事司法制度に関する問題について，広く国

民の声を反映するとともに，関係機関を含めた専門家による検討を行うための新たな検討の場を設けていただきたいということでございます。これは提言にもお示しをしたところでございますが，どうぞこれを直ちに設けていただきまして，検討を開始していただくことも，この際，改めてお願いをさせていただく次第でございます。どうぞ，よろしくお願いいたします。

○江田法務大臣　それでは，私は，ここで退席します。どうもありがとうございました。

（江田法務大臣，小川法務副大臣，黒岩法務大臣大臣政務官退室）

３　千葉座長挨拶

○千葉座長　皆様の御協力をいただきまして，今，提言を法務大臣に提出させていただき，検察の在り方検討会議の役割を皆さんのお力で果たすことができたのではないかと思います。ここで最後に，私からも皆様への御礼の気持ちを含めて，一言，御挨拶を申し上げたいと思います。

本日，４か月間余りの御議論に基づき，検察の在り方検討会議の提言を取りまとめ，法務大臣にお渡しすることができました。

この間，委員の皆様には，１５回もの会合に毎回ほとんどの方に御出席いただいて密度の濃い充実した御議論をいただきつつ，国内視察や大韓民国への実情視察にも赴いていただくなど，大変な御苦労をおかけいたしました。皆様の御尽力と御協力に心から御礼申し上げます。

本検討会議は，様々な分野で御活躍されている委員の方々が一堂に会し，全員の英知を集めて，検察の再生のための改革策を検討しました。そして，全員の大方の意見の一致をみるまで議論を重ね，本検討会議の総意としての提言を取りまとめました。

法務大臣からは，提言を最大限に尊重して，責任をもって検察の改革を進めるとのお言葉がありました。検察においても，この提言を踏まえ，改革のための積極的な取組が行われることを期待したいと思います。

加えて，検察官一人一人が，この提言を真摯に受け止め，自ら思索し，相互に議論して，検察の再生に向けた意識改革を進めることを願っています。この提言には，耳の痛い指摘も多々あろうかと思いますし，示された改革策には，痛みを伴うものもあるかもしれません。しかし，この提言から目を背けることなく，自らの問題として正面から受け止めて，検察官としての誇りと気概をもって，国民の信頼を取り戻すべく職務に精励していただきたいと思います。

検察官の皆さんの心の中には，検察の再生への熱い思いがあると信じています。そして，この提言は，検察の再生の指針となり，手助けとなるものと確信しています。この提言が，いわばスタートであると考えて改革を進めていただくよう検察官の皆さんにも強くお願いしたいと思います。

委員の皆様のそれぞれの御意見が全て提言に盛り込まれるということではありませんでしたが，本検討会議の御議論は，検察の改革に必ずや生かされるものと思います。委員の皆様も，検察の再生と改革を見守っていただきたいと思います。また，この提言のフォローアップについても，考えていく必要があると思っています。

最後に，委員の皆様が，今後，それぞれのお立場で御活躍されることを祈念するとともに，御礼申し上げたいと思います。さらに，事務局のお三方や関係諸機関・関係各位の御支援と御協力にも，この場を借りて御礼申し上げて，私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。それでは，以上をもちまして，本日の議事を終了いたします。

―了―